

新 旧 対 照 表

※ アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
引用の法令番号一覧表			引用の法令番号一覧表		
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号
あ	あへん法 (削除)	昭和 29 年法律第 71 号	あ	あへん法 <u>アルコール専売法</u>	昭和 29 年法律第 71 号 <u>昭和 12 年法律第 32 号</u>
い	意匠登録令 意匠法 医療法 印紙税法	昭和 35 年政令第 41 号 昭和 34 年法律第 125 号 昭和 23 年法律第 205 号 昭和 42 年法律第 23 号	い	意匠登録令 意匠法 医療法 印紙税法	昭和 35 年政令第 41 号 昭和 34 年法律第 125 号 昭和 23 年法律第 205 号 昭和 42 年法律第 23 号
う	運河法	大正 2 年法律第 16 号	う	運河法	大正 2 年法律第 16 号
お	恩給法	大正 12 年法律第 48 号	お	恩給法 (新設)	大正 12 年法律第 48 号
か	<u>外国倒産処理手続の承認援助に関する法律</u> <u>外国為替及び外国貿易法</u> <u>介護保険法</u> 会社更生法 <u>会社法</u> 海上運送法 (削除) <u>回路配置利用権等の登録に関する政令</u> 覚せい剤取締法 <u>確定給付企業年金法</u> <u>確定拠出年金法</u>	<u>平成 12 年法律第 129 号</u> 昭和 24 年法律第 228 号 <u>平成 9 年法律第 123 号</u> <u>平成 14 年法律第 154 号</u> <u>平成 17 年法律第 86 号</u> 昭和 24 年法律第 187 号 昭和 60 年政令第 326 号 昭和 26 年法律第 252 号 <u>平成 13 年法律第 50 号</u> <u>平成 13 年法律第 88 号</u>	か	<u>外国為替及び外国貿易管理法</u> (新設) 会社更生法 (新設) 海上運送法 <u>海上運送法施行規則</u> (新設) 覚せい剤取締法 (新設) (新設)	昭和 24 年法律第 228 号 <u>昭和 27 年法律第 172 号</u> 昭和 24 年法律第 187 号 <u>昭和 24 年運輸省令第 49 号</u> 昭和 26 年法律第 252 号

改正後		改正前		
き	<u>確定日附簿及び日附印章調製規則</u>	昭和 24 年法務府令第 11 号	<u>確定日附簿及び日附印章調整規則</u>	昭和 24 年法務府令第 11 号
	家事審判法	昭和 22 年法律第 152 号	家事審判法	昭和 22 年法律第 152 号
	貸付信託法	昭和 27 年法律第 195 号	貸付信託法	昭和 27 年法律第 195 号
	学校教育法	昭和 22 年法律第 26 号	学校教育法	昭和 22 年法律第 26 号
	(削除)		<u>加入電話等利用規程</u>	<u>昭和 45 年日本電信電話公社公示第 102 号</u>
	株券等の保管及び振替に関する法律	昭和 59 年法律第 30 号	株券等の保管及び振替に関する法律	昭和 59 年法律第 130 号
	(削除)		<u>貨幣法</u>	<u>明治 30 年法律第 16 号</u>
	火薬類取締法	昭和 25 年法律第 149 号	火薬類取締法	昭和 25 年法律第 149 号
	仮登記担保契約に関する法律	昭和 53 年法律第 78 号	仮登記担保契約に関する法律	昭和 53 年法律第 78 号
	観光施設財団抵当法	昭和 43 年法律第 91 号	観光施設財団抵当法	昭和 43 年法律第 91 号
	関税定率法	明治 43 年法律第 54 号	関税定率法	明治 43 年法律第 54 号
	関税法	昭和 29 年法律第 61 号	関税法	昭和 29 年法律第 61 号
	企業担保法	昭和 33 年法律第 106 号	企業担保法	昭和 33 年法律第 106 号
	軌道ノ抵当ニ関スル法律	明治 42 年法律第 28 号	軌道ノ抵当ニ関スル法律	明治 42 年法律第 28 号
	揮発油税法	昭和 32 年法律第 55 号	揮発油税法	昭和 32 年法律第 55 号
	(削除)		<u>旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法</u>	<u>昭和 25 年法律第 256 号</u>
行政事件訴訟法	昭和 37 年法律第 139 号	行政事件訴訟法	昭和 37 年法律第 139 号	
供託規則	昭和 34 年法務省令第 2 号	供託規則	昭和 34 年法務省令第 2 号	
供託法	明治 32 年法律第 15 号	供託法	明治 32 年法律第 15 号	
<u>協同組織金融機関の優先出資に関する法律</u>	<u>平成 15 年法律第 44 号</u>	(新設)		
漁業財団抵当法	大正 14 年法律第 9 号	漁業財団抵当法	大正 14 年法律第 9 号	
漁業登録令	昭和 26 年政令第 292 号	漁業登録令	昭和 26 年政令第 292 号	

改正後			改正前		
	漁業法	昭和 24 年法律第 267 号		漁業法	昭和 24 年法律第 267 号
	<u>漁港漁場整備法</u>	昭和 25 年法律第 137 号		<u>漁港法</u>	昭和 25 年法律第 137 号
	銀行法	昭和 56 年法律第 59 号		銀行法	昭和 56 年法律第 59 号
	(削除)			<u>金属鉱山等保安規則</u>	<u>昭和 24 年通商産業省令第 33 号</u>
	<u>金融機関等の更生手続の特例等に関する法律</u>	<u>平成 8 年法律第 95 号</u>		(新設)	
く	国の債権の管理等に関する法律	昭和 31 年法律第 114 号	く	国の債権の管理等に関する法律	昭和 31 年法律第 114 号
	国の利害に関係のある訴訟についての 法務大臣の権限等に関する法律	昭和 22 年法律第 194 号		国の利害に関係のある訴訟についての 法務大臣の権限等に関する法律	昭和 22 年法律第 194 号
け	警察法	昭和 29 年法律第 162 号	け	警察法	昭和 29 年法律第 162 号
	刑事訴訟法	昭和 23 年法律第 131 号		刑事訴訟法	昭和 23 年法律第 131 号
	刑法	明治 40 年法律第 45 号		刑法	明治 40 年法律第 45 号
	健康保険法	大正 11 年法律第 70 号		健康保険法	大正 11 年法律第 70 号
	建設機械抵当法	昭和 29 年法律第 97 号		建設機械抵当法	昭和 29 年法律第 97 号
	建設機械抵当法施行令	昭和 29 年政令第 294 号		建設機械抵当法施行令	昭和 29 年政令第 294 号
	建設機械登記令	昭和 29 年政令第 305 号		建設機械登記令	昭和 29 年政令第 305 号
	建設業法	昭和 24 年法律第 100 号		建設業法	昭和 24 年法律第 100 号
	(削除)		こ	<u>公共企業体職員等共済組合法</u>	<u>昭和 31 年法律第 134 号</u>
こ	鉱業抵当法	明治 38 年法律第 55 号		鉱業抵当法	明治 38 年法律第 55 号
	鉱業登録令	昭和 26 年政令第 15 号		鉱業登録令	昭和 26 年政令第 15 号
	鉱業法	昭和 25 年法律第 289 号		鉱業法	昭和 25 年法律第 289 号
	航空機抵当法	昭和 28 年法律第 66 号		航空機抵当法	昭和 28 年法律第 66 号
	航空機登録規則	昭和 28 年運輸省令第 50 号		航空機登録規則	昭和 28 年運輸省令第 50 号
	航空機登録令	昭和 28 年政令第 296 号		航空機登録令	昭和 28 年政令第 296 号
	航空機燃料税法	昭和 47 年法律第 7 号		航空機燃料税法	昭和 47 年法律第 7 号

改正後		改正前	
航空法	昭和 27 年法律第 231 号	航空法	昭和 27 年法律第 231 号
航空法施行令	昭和 27 年政令第 421 号	航空法施行令	昭和 27 年政令第 421 号
鉱山保安法	昭和 24 年法律第 70 号	鉱山保安法	昭和 24 年法律第 70 号
<u>鉱山保安法施行規則</u>	<u>平成 16 年経済産業省令第 96 号</u>	(新設)	
(削除)		<u>公衆電気通信法</u>	<u>昭和 28 年法律第 97 号</u>
工場抵当法	明治 38 年法律第 54 号	工場抵当法	明治 38 年法律第 54 号
<u>公証人法</u>	<u>明治 41 年法律第 53 号</u>	(新設)	
厚生年金保険法	昭和 29 年法律第 115 号	厚生年金保険法	昭和 29 年法律第 115 号
港湾運送事業法	昭和 26 年法律第 161 号	港湾運送事業法	昭和 26 年法律第 161 号
(削除)		<u>港湾労働法</u>	<u>昭和 40 年法律第 120 号</u>
<u>小型船舶登録規則</u>	<u>平成 14 年国土交通省令第 4 号</u>	(新設)	
<u>小型船舶登録令</u>	<u>平成 13 年政令第 381 号</u>	(新設)	
<u>小型船舶の登録等に関する法律</u>	<u>平成 13 年法律第 102 号</u>	(新設)	
小切手法	昭和 8 年法律第 57 号	小切手法	昭和 8 年法律第 57 号
小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ 人又ハ施設ヲ定ムルノ件	昭和 8 年勅令第 329 号	小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ 人又ハ施設ヲ定ムルノ件	昭和 8 年勅令第 329 号
国際海上物品運送法	昭和 32 年法律第 172 号	国際海上物品運送法	昭和 32 年法律第 172 号
国債証券買入銷却法	明治 29 年法律第 5 号	国債証券買入銷却法	明治 29 年法律第 5 号
<u>国際的な協力の下に規制薬物に係る不正 行為を助長する行為等の防止を 図るための麻薬及び向精神薬取締法等 の特例等に関する法律</u>	<u>平成 3 年法律第 94 号</u>	(新設)	
国債ニ関スル法律	明治 39 年法律第 34 号	国債ニ関スル法律	明治 39 年法律第 34 号
国税収納金整理資金事務取扱規則	昭和 29 年大蔵省令第 39 号	国税収納金整理資金事務取扱規則	昭和 29 年大蔵省令第 39 号
国税徴収法	昭和 34 年法律第 147 号	国税徴収法	昭和 34 年法律第 147 号

改正後			改正前		
さ	国税徴収法施行規則	昭和 37 年大蔵省令第 31 号	国税徴収法施行規則	昭和 37 年大蔵省令第 31 号	
	国税徴収法施行令	昭和 34 年政令第 329 号	国税徴収法施行令	昭和 34 年政令第 329 号	
	国税通則法	昭和 37 年法律第 66 号	国税通則法	昭和 37 年法律第 66 号	
	国税通則法施行規則	昭和 37 年大蔵省令第 28 号	国税通則法施行規則	昭和 37 年大蔵省令第 28 号	
	国税通則法施行令	昭和 37 年政令第 135 号	国税通則法施行令	昭和 37 年政令第 135 号	
	国税犯則取締法	明治 33 年法律第 67 号	国税犯則取締法	明治 33 年法律第 67 号	
	国民健康保険法	昭和 33 年法律第 192 号	国民健康保険法	昭和 33 年法律第 192 号	
	国民年金法	昭和 34 年法律第 141 号	国民年金法	昭和 34 年法律第 141 号	
	国民の祝日に関する法律 (削除)	昭和 23 年法律第 178 号	国民の祝日に関する法律	昭和 23 年法律第 178 号	
	国家公務員共済組合法	昭和 33 年法律第 128 号	<u>国会議員互助年金法</u>	<u>昭和 33 年法律第 70 号</u>	
	国家賠償法	昭和 22 年法律第 125 号	国家公務員共済組合法	昭和 33 年法律第 128 号	
	採石法	昭和 25 年法律第 291 号	国家賠償法	昭和 22 年法律第 125 号	
	歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件	大正 5 年勅令第 256 号	採石法	昭和 25 年法律第 291 号	
	<u>財務省の所管に属する不動産及び船舶 に関する権利の登記嘱託職員を指定 する省令</u> (削除)	<u>平成 17 年財務省令第 11 号</u>	歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件	大正 5 年勅令第 256 号	
し	資産再評価法	昭和 25 年法律第 110 号	<u>財務省所管の不動産登記の嘱託職員を 指定する省令</u>	昭和 24 年大蔵省令第 61 号	
	<u>資産の流動化に関する法律</u>	<u>平成 10 年法律第 105 号</u>	し <u>塩専売法</u>	<u>昭和 24 年法律第 112 号</u>	
	執行官法	昭和 41 年法律第 111 号	資産再評価法	昭和 25 年法律第 110 号	
	実用新案登録令	昭和 35 年政令第 40 号	(新設)		
	実用新案法	昭和 34 年法律第 123 号	執行官法	昭和 41 年法律第 111 号	
	私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律	昭和 22 年法律第 54 号	実用新案登録令	昭和 35 年政令第 40 号	
			実用新案法	昭和 34 年法律第 123 号	
		私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律	昭和 22 年法律第 54 号		

改正後		改正前	
自動車抵当法	昭和 26 年法律第 187 号	自動車抵当法	昭和 26 年法律第 187 号
<u>自動車登録規則</u>	<u>昭和 45 年運輸省令第 7 号</u>	(新設)	
自動車登録令	昭和 26 年政令第 256 号	自動車登録令	昭和 26 年政令第 256 号
自動車の保管場所の確保等に関する法律	昭和 37 年法律第 145 号	自動車の保管場所の確保等に関する法律	昭和 37 年法律第 145 号
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令	昭和 37 年政令第 329 号	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令	昭和 37 年政令第 329 号
(削除)		<u>自動車の保管場所の確保を証する書面に関する命令</u>	<u>昭和 37 年総理府・運輸省令第 1 号</u>
(削除)		<u>社会福祉施設職員退職手当共済法</u>	<u>昭和 36 年法律第 155 号</u>
<u>借地借家法</u>	<u>平成 3 年法律第 90 号</u>	(新設)	
(削除)		<u>借地法</u>	<u>大正 10 年法律第 49 号</u>
社債等登録法	昭和 17 年法律第 11 号	社債等登録法	昭和 17 年法律第 11 号
社債等登録法施行令	昭和 17 年勅令第 409 号	社債等登録法施行令	昭和 17 年勅令第 409 号
<u>社債等の振替に関する法律</u>	<u>平成 13 年法律第 75 号</u>	(新設)	
(削除)		<u>借家法</u>	<u>大正 10 年法律第 50 号</u>
宗教法人法	昭和 26 年法律第 126 号	宗教法人法	昭和 26 年法律第 126 号
銃砲刀剣類所持等取締法	昭和 33 年法律第 6 号	銃砲刀剣類所持等取締法	昭和 33 年法律第 6 号
酒税法	昭和 28 年法律第 6 号	酒税法	昭和 28 年法律第 6 号
<u>種苗法</u>	<u>平成 10 年法律第 83 号</u>	(新設)	
(削除)		<u>小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律</u>	<u>昭和 28 年法律第 60 号</u>
商業登記法	昭和 38 年法律第 125 号	商業登記法	昭和 38 年法律第 125 号
(削除)		<u>証券投資信託法</u>	<u>昭和 26 年法律第 198 号</u>
証券取引法	昭和 23 年法律第 25 号	証券取引法	昭和 23 年法律第 25 号

改正後		改正前		
	証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律	大正 5 年法律第 10 号	証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律	大正 5 年法律第 10 号
	消費生活協同組合法	昭和 23 年法律第 200 号	消費生活協同組合法	昭和 23 年法律第 200 号
	消費税法	昭和 63 年法律第 108 号	消費税法	昭和 63 年法律第 108 号
	商標登録令	昭和 35 年政令第 42 号	商標登録令	昭和 35 年政令第 42 号
	商標法	昭和 34 年法律第 127 号	商標法	昭和 34 年法律第 127 号
	商品取引所法	昭和 25 年法律第 239 号	商品取引所法	昭和 25 年法律第 239 号
	商品取引所法施行令	昭和 25 年政令第 280 号	商品取引所法施行令	昭和 25 年政令第 280 号
	商法	明治 32 年法律第 48 号	商法	明治 32 年法律第 48 号
	消防法	昭和 23 年法律第 186 号	消防法	昭和 23 年法律第 186 号
	所得税法	昭和 40 年法律第 33 号	所得税法	昭和 40 年法律第 33 号
	(削除)		<u>所得税法施行令</u>	<u>昭和 40 年政令第 96 号</u>
	<u>私立学校教職員共済法</u>	昭和 28 年法律第 245 号	<u>私立学校教職員共済組合法</u>	昭和 28 年法律第 245 号
	飼料需給安定法	昭和 27 年法律第 356 号	飼料需給安定法	昭和 27 年法律第 356 号
	(削除)		<u>人事訴訟手続法</u>	<u>明治 31 年法律第 13 号</u>
	<u>人事訴訟法</u>	<u>平成 15 年法律第 109 号</u>	(新設)	
	信託法	大正 11 年法律第 62 号	信託法	大正 11 年法律第 62 号
	信用金庫法	昭和 26 年法律第 238 号	信用金庫法	昭和 26 年法律第 238 号
	森林組合法	昭和 53 年法律第 36 号	森林組合法	昭和 53 年法律第 36 号
す	水産業協同組合法	昭和 23 年法律第 242 号	す 水産業協同組合法	昭和 23 年法律第 242 号
	<u>水産業共済組合法施行規則</u>	<u>昭和 58 年農林水産省令第 45 号</u>	(新設)	
	出納官吏事務規程	昭和 22 年大蔵省令第 95 号	出納官吏事務規程	昭和 22 年大蔵省令第 95 号
せ	生活保護法	昭和 25 年法律第 144 号	せ 生活保護法	昭和 25 年法律第 144 号
	政府ノ債務ニ対シ差押命令ヲ受クル場 合ニ於ケル会計上ノ規程	明治 26 年勅令第 261 号	政府ノ債務ニ対シ差押命令ヲ受クル場 合ニ於ケル会計上ノ規程	明治 26 年勅令第 261 号
	政府保管有価証券取扱規程	大正 11 年大蔵省令第 8 号	政府保管有価証券取扱規程	大正 11 年大蔵省令第 8 号

改正後			改正前		
	(削除)			<u>石炭鉱業年金基金法</u>	<u>昭和 42 年法律第 135 号</u>
	(削除)			<u>石炭鉱山保安規則</u>	<u>昭和 24 年通商産業省令第 34 号</u>
	石油ガス税法	昭和 40 年法律第 156 号		石油ガス税法	昭和 40 年法律第 156 号
	(削除)			<u>石油鉱山保安規則</u>	<u>昭和 24 年通商産業省令第 35 号</u>
	<u>石油石炭税法</u>	昭和 53 年法律第 25 号		<u>石油税法</u>	昭和 53 年法律第 25 号
	接収不動産に関する借地借家臨時処理 法	昭和 31 年法律第 138 号		接収不動産に関する借地借家臨時処理 法	昭和 31 年法律第 138 号
	船員法	昭和 22 年法律第 100 号		船員法	昭和 22 年法律第 100 号
	船員保険法	昭和 14 年法律第 73 号		船員保険法	昭和 14 年法律第 73 号
	(削除)			<u>船舶登記規則</u>	<u>明治 32 年勅令第 270 号</u>
	<u>船舶登記令</u>	<u>平成 17 年政令第 11 号</u>		(新設)	
	船舶の所有者等の責任の制限に関する 法律	昭和 50 年法律第 94 号		船舶の所有者等の責任の制限に関する 法律	昭和 50 年法律第 94 号
	船舶法	明治 32 年法律第 46 号		船舶法	明治 32 年法律第 46 号
	(削除)			<u>船舶法施行細則</u>	<u>明治 32 年逓信省令第 24 号</u>
	<u>船舶油濁損害賠償保障法</u>	<u>昭和 50 年法律第 95 号</u>		(新設)	
そ	相続税法	昭和 25 年法律第 73 号	そ	相続税法	昭和 25 年法律第 73 号
	相続税法施行令	昭和 25 年政令第 71 号		相続税法施行令	昭和 25 年政令第 71 号
	<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規 定等に関する法律</u>	<u>平成 11 年掘法律第 136 号</u>		(新設)	
	租税特別措置法	昭和 32 年法律第 26 号		租税特別措置法	昭和 32 年法律第 26 号
た	滞納処分と強制執行等との手続の調整 に関する政令	昭和 32 年政令第 248 号	た	滞納処分と強制執行等との手続の調整 に関する政令	昭和 32 年政令第 248 号
	滞納処分と強制執行等との手続の調整 に関する法律	昭和 32 年法律第 94 号		滞納処分と強制執行等との手続の調整 に関する法律	昭和 32 年法律第 94 号

改正後			改正前		
ち	大麻取締法	昭和 23 年法律第 124 号	大麻取締法	昭和 23 年法律第 124 号	
	建物の区分所有等に関する法律 (削除)	昭和 37 年法律第 69 号	建物の区分所有等に関する法律 <u>建物保護ニ関スル法律</u> (新設)	昭和 37 年法律第 69 号 <u>明治 42 年法律第 40 号</u>	
	<u>たばこ事業法</u> (削除)	<u>昭和 59 年法律第 68 号</u>	<u>たばこ専売法</u>	<u>昭和 24 年法律第 111 号</u>	
	たばこ税法	昭和 59 年法律第 72 号	たばこ税法 (新設)	昭和 59 年法律第 72 号	
	<u>ダム使用権登録令</u>	<u>昭和 42 年政令第 2 号</u>	(新設)		
	<u>地価税法</u> (削除)	<u>平成 3 年法律第 69 号</u>	ち <u>地代家賃統制令</u>	<u>昭和 21 年勅令第 443 号</u>	
	地方公務員等共済組合法	昭和 37 年法律第 152 号	地方公務員等共済組合法	昭和 37 年法律第 152 号	
	地方自治法	昭和 22 年法律第 67 号	地方自治法	昭和 22 年法律第 67 号	
	地方税法	昭和 25 年法律第 226 号	地方税法	昭和 25 年法律第 226 号	
	地方道路税法	昭和 30 年法律第 104 号	地方道路税法 (新設)	昭和 30 年法律第 104 号	
	<u>中間法人法</u> (削除)	<u>平成 13 年法律第 49 号</u>	<u>中小企業退職金共済法</u>	<u>昭和 34 年法律第 160 号</u>	
	中小企業等協同組合法	昭和 24 年法律第 181 号	中小企業等協同組合法	昭和 24 年法律第 181 号	
	中小漁業融資保証法	昭和 27 年法律第 346 号	中小漁業融資保証法	昭和 27 年法律第 346 号	
	著作権法	昭和 45 年法律第 48 号	著作権法 (新設)	昭和 45 年法律第 48 号	
つ <u>通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律</u>	<u>昭和 62 年法律第 42 号</u>				
て 抵当証券法	昭和 6 年法律第 15 号	て 抵当証券法	昭和 6 年法律第 15 号		
手形法	昭和 7 年法律第 20 号	手形法	昭和 7 年法律第 20 号		
鉄道抵当法	明治 38 年法律第 53 号	鉄道抵当法	明治 38 年法律第 53 号		
電話加入権質に関する臨時特例法	昭和 33 年法律第 138 号	電話加入権質に関する臨時特例法 (新設)	昭和 33 年法律第 138 号		
<u>電気通信事業法</u>	<u>昭和 59 年法律第 86 号</u>				

改正後			改正前		
と	<u>動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律</u>	平成 10 年法律第 104 号	(新設)		
	<u>動産・債権譲渡登記規則</u>	平成 10 年法務省令第 39 号	(新設)		
	<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>	昭和 26 年法律第 198 号	(新設)		
	道路運送車両法	昭和 26 年法律第 185 号	と	道路運送車両法	昭和 26 年法律第 185 号
	道路運送車両法施行規則 (削除)	昭和 26 年運輸省令第 74 号		道路運送車両法施行規則	昭和 26 年運輸省令第 74 号
	登録免許税法	昭和 42 年法律第 35 号		<u>道路運送車両法施行令</u>	<u>昭和 26 年政令第 254 号</u>
	道路交通事業抵当法	昭和 27 年法律第 204 号		登録免許税法	昭和 42 年法律第 35 号
	特定多目的ダム法	昭和 32 年法律第 35 号		道路交通事業抵当法	昭和 27 年法律第 204 号
	毒物及び劇物取締法	昭和 25 年法律第 303 号		特定多目的ダム法	昭和 32 年法律第 35 号
	特別とん税法	昭和 32 年法律第 38 号		毒物及び劇物取締法	昭和 25 年法律第 303 号
	<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構法</u>	平成 16 年法律第 155 号		特別とん税法	昭和 32 年法律第 38 号
	<u>独立行政法人農業者年金基金法</u>	平成 14 年法律第 127 号	(新設)		
	都市計画法	昭和 43 年法律第 100 号		都市計画法	昭和 43 年法律第 100 号
	都市再開発法	昭和 44 年法律第 38 号		都市再開発法	昭和 44 年法律第 38 号
	土地改良法	昭和 24 年法律第 195 号		土地改良法	昭和 24 年法律第 195 号
	土地区画整理法	昭和 29 年法律第 119 号		土地区画整理法	昭和 29 年法律第 119 号
	土地収用法	昭和 26 年法律第 219 号		土地収用法	昭和 26 年法律第 219 号
	特許登録令	昭和 35 年政令第 39 号		特許登録令	昭和 35 年政令第 39 号
	特許法	昭和 34 年法律第 121 号		特許法	昭和 34 年法律第 121 号
	とん税法	昭和 32 年法律第 37 号		とん税法	昭和 32 年法律第 37 号
に	日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法	昭和 26 年法律第 212 号	に	日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲	昭和 26 年法律第 212 号

改正後			改正前		
	<u>半導体集積回路の回路配置に関する法律</u>	<u>昭和 60 年法律第 43 号</u>		(新設)	
ひ	非訟事件手続法 (削除)	明治 31 年法律第 14 号	ひ	非訟事件手続法	明治 31 年法律第 14 号
ふ	不動産登記法	<u>平成 16 年法律第 123 号</u>	ふ	<u>日雇労働者健康保険法</u>	<u>昭和 28 年法律第 207 号</u>
	<u>不動産登記規則</u>	<u>平成 17 年法務省令第 18 号</u>		不動産登記法	<u>明治 32 年法律第 24 号</u>
	<u>不動産登記令</u>	<u>平成 16 年政令第 379 号</u>		<u>不動産登記法施行細則</u>	<u>明治 32 年司法省令第 11 号</u>
	<u>夫婦財産契約登記規則</u>	<u>平成 17 年法務省令第 35 号</u>		(新設)	
	物価統制令	昭和 21 年勅令第 118 号		<u>夫婦財産契約登記取扱手続</u>	<u>明治 32 年司法省令第 15 号</u>
	<u>分離適格振替国債の指定等に関する省令</u>	<u>平成 14 年財務省令第 66 号</u>		物価統制令	昭和 21 年勅令第 118 号
				(新設)	
ほ	法人税法	昭和 40 年法律第 34 号	ほ	法人税法	昭和 40 年法律第 34 号
	<u>保険業法</u>	<u>平成 7 年法律第 105 号</u>		(新設)	
	<u>没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令</u>	<u>平成 11 年政令第 402 号</u>		(新設)	
ま	<u>麻薬及び向精神薬取締法</u>	昭和 28 年法律第 14 号	ま	<u>麻薬取締法</u>	昭和 28 年法律第 14 号
	<u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u>	<u>平成 14 年法律第 78 号</u>		(新設)	
み	<u>民間事業者による信書の送達に関する法律</u>	<u>平成 14 年法律第 99 号</u>		(新設)	
	<u>民事再生法</u>	<u>平成 11 年法律第 225 号</u>		(新設)	
	民事執行法	昭和 54 年法律第 4 号	み	民事執行法	昭和 54 年法律第 4 号
	民事執行規則	昭和 54 年最高裁判所規則第 5 号		民事執行規則	昭和 54 年最高裁判所規則第 5 号
	民事訴訟法	<u>平成 8 年法律第 109 号</u>		民事訴訟法	<u>明治 23 年法律第 29 号</u>
	<u>民事訴訟規則</u>	<u>平成 8 年最高裁判所規則第 5 号</u>		(新設)	

改正後			改正前				
め	民事保全法	平成元年法律第 91 号	め	民事保全法	平成元年法律第 91 号		
	民事保全規則	平成 2 年最高裁判所規則第 3 号		民事保全規則	平成 2 年最高裁判所規則第 3 号		
	民法	明治 29 年法律第 89 号		民法	明治 29 年法律第 89 号		
	民法施行法	明治 31 年法律第 11 号		民法施行法	明治 31 年法律第 11 号		
	明治 42 年法律第 22 号第 1 条第 2 項ノ規定ニ依リ樹木ノ集団ノ範囲ヲ定ムルノ件	昭和 7 年勅令第 12 号		明治 42 年法律第 22 号第 1 条第 2 項ノ規定ニ依リ樹木ノ集団ノ範囲ヲ定ムルノ件	昭和 7 年勅令第 12 号		
	(削除)			ゆ	<u>油濁損害賠償保障法</u>	昭和 50 年法律第 95 号	
	(削除)				<u>有限会社法</u>	<u>昭和 13 年法律第 74 号</u>	
	ゆ	<u>有限責任事業組合契約に関する法律</u>			<u>平成 17 年法律第 40 号</u>	(新設)	
		郵便法			昭和 22 年法律第 165 号	郵便法	昭和 22 年法律第 165 号
		<u>郵便貯金法</u>		<u>昭和 22 年法律第 144 号</u>	(新設)		
(削除)		<u>郵便規則</u>	<u>昭和 22 年通信省令第 34 号</u>				
(削除)		<u>郵便貯金規則</u>	<u>昭和 23 年通信省令第 17 号</u>				
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	昭和 30 年法律第 37 号	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	昭和 30 年法律第 37 号				
り	立木ノ先取特権ニ関スル法律	明治 43 年法律第 56 号	り	立木ノ先取特権ニ関スル法律	明治 43 年法律第 56 号		
	立木ニ関スル法律	明治 42 年法律第 22 号		立木ニ関スル法律	明治 42 年法律第 22 号		
	罹災都市借地借家臨時処理法	昭和 21 年法律第 13 号		罹災都市借地借家臨時処理法	昭和 21 年法律第 13 号		
	利息制限法	昭和 29 年法律第 100 号		利息制限法	昭和 29 年法律第 100 号		
(削除)		<u>臨時通貨法</u>	<u>昭和 13 年法律第 86 号</u>				
ろ	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	昭和 44 年法律第 84 号	ろ	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	昭和 44 年法律第 84 号		
	(削除)			わ	<u>和議法</u>	大正 11 年法律第 72 号	

改正後				改正前			
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表			
<p>[備考]1 この一覧表は、この通達において省略された用語を取りまとめたものである。</p> <p>2 「条項」の条項は、当該省略用語が規定されている条項であり、その左方に、○印を付したものはその条関係だけで省略したことを表示したものである。</p>				<p>[備考]1 この一覧表は、この通達において省略された用語を取りまとめたものである。</p> <p>2 「条項」の条項は、当該省略用語が規定されている条項であり、その左方に、○印を付したものはその条関係だけで省略したことを表示したものである。</p>			
索引	省略用語	条 項	省略された用語	索引	省略用語	条 項	省略された用語
い	一人会社	第 34 条関係 1 の(注)2	1 人の株主が発行済株式の全部を所有する株式会社	い	一人会社	第 34 条関係 1 の (注)2	1 人の株主が発行済株式の全部を所有する株式会社
	一般型仮処分 解放金	○第 140 条関係 23 の(1)	一般の仮処分に基づく仮処分解放金		(新設)		
え	NTT	第 73 条関係 2	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社	え	(新設)		
	LLP法	第 73 条関係 25	有限責任事業組合契約に関する法律		(新設)		
か	買受申込者	第 94 条関係 4	競り売りに係る買受申込みをしようとする者	か	(新設)		
	外国船舶	第 56 条関係 4 の(3)	日本船舶以外の船舶		(新設)		
	買戻権の登記 等	○第 25 条関係 1	買戻特約付売買に係る買戻特約の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他これに類する登記		買戻権の登記 等	○第 25 条関係 1	買戻しの特約のある売買の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他これに類する登記
	過誤納金等	第 32 条関係 20	国税に係る過誤納金、国税に関する法律の規定による国税の還付金及びこれらについての還付加算金		過誤納金等	第 32 条関係 20	国税に係る過誤納金、国税に関する法律の規定による国税の還付金及びこれらについての還付加算金
	法定配当金額	第 22 条関係 8	譲渡に係る財産を納税者の財産とみな		(新設)		

改正後				改正前			
		の〔例1〕のイ	して、その財産の換価代金につき納税者の国税の交付要求があったものとした場合において、法第22条第1項の質権又は抵当権の被担保債権が配当を受けることができる金額				
(削除)				株主	○第35条関係2	株主(端株主を含む。)	
株券等保管振替法	第2条関係25		株券等の保管及び振替に関する法律		(新設)		
仮差押解放金	○第140条関係7		仮差押えの執行の停止のため、又は既に執行した仮差押えの取消しのため、仮差押債務者(滞納者)が仮差押決定の記載に従い供託した金銭(仮差押えによって保全される金銭債権の額に相当する金銭)	(新設)			
仮処分解放金	○第140条関係23		仮処分の執行の停止のため又は既にした仮処分の執行の取消しのため、仮処分命令の決定書の記載に従い仮処分債務者が供託した金額	(新設)			
仮登記	第15条関係15		仮登記(仮登録を含む。)	仮登記	第15条関係12	仮登記(仮登録を含む。)	
仮登記	○第73条関係1		仮登記(保全仮登記を除く。)		(新設)		
	の(13)						
仮登記担保権者	第23条関係6		担保のための仮登記の権利者	仮登記担保権者	第23条関係6	担保のための仮登記の権利者	
仮登記担保法	第23条関係1		仮登記担保契約に関する法律	仮登記担保法	第23条関係1	仮登記担保契約に関する法律	
仮登記に基づく	第15条関係35		仮登記に基づく本登記(仮登録に基づく)	(新設)			

改正後				改正前			
き	く本登記 換価代金等 (削除)	第 129 条関係 5	く本登録を含む。) 差押財産の売却代金又は有価証券、債権若しくは無体財産権等の差押えにより第三者債務者等から給付を受けた金銭	換価代金等	第 129 条関係 5	差押財産の売却代金又は有価証券、債権若しくは無体財産権等の差押えにより第三者債務者等から給付を受けた金銭	
	期間競り売り	第 94 条関係 5 の(2)	2 日以上連続した競り売り期間内において順次買受申込みを行わせる競り売り	管理事務提要 (現金出納編) (新設)	第 56 条関係 28	昭和 58. 5. 31 付徴管 3-32 ほか 6 課共同「管理事務提要(現金出納編)の制定について」通達の別冊	
	期間入札	第 94 条関係 3 の(2)	2 日以上連続した入札期間内において入札書の提出を行わせた後、開札期日に開札を行う入札	き 期間入札 (新設)	第 94 条関係 3	入札期間(第 95 条関係 9 参照)内に入札書を徴収職員に提出させて、開札期日に開札を行う方法	
	期日競り売り	第 94 条関係 5 の(1)	買受申込みをすることができる始期を定めて、1 日のうちに順次買受申込みを行わせる競り売り	(新設)			
	期日入札	第 94 条関係 3 の(1)	1 日のうちに入札期間内において入札書の提出を行わせた後、同日中に開札を行う入札	(新設)			
	規則	第 22 条関係 21	国税徴収法施行規則	規則 (新設)	第 22 条関係 21	国税徴収法施行規則	
	旧公衆電気通信法 休日等	第 73 条関係 2 第 47 条関係 19	昭和 59 年法律第 86 号による廃止前の公衆電気通信法 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令第 2 条第 2 項に規定する日	(新設)			

改正後				改正前			
く	給料等	○第 76 条関係 2	給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権		給料等	○第 76 条関係 2	給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権
	行政機関等	第 2 条関係 29	滞納処分を執行する国の行政機関、地方公共団体の機関その他の者		行政機関等	第 2 条関係 29	滞納処分を執行する国の行政機関、地方公共団体の機関その他の者
	強制執行	第 82 条関係 8 の(1)	強制執行（担保権の実行としての競売を含む。）		強制執行	第 82 条関係 7	強制執行（担保権の実行としての競売を含む。）
	組合員等	○第 53 条関係 13	<u>火災共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者</u>		(新設)		
	組合等	○第 74 条関係 1	組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの(持分会社を除く。)をいい、 <u>事業協同組合</u> その他の法人	く	組合等	第 74 条関係 1	組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの(合名会社及び合資会社を除く。)をいい、 <u>中小企業等協同組合法に基づく企業組合、信用金庫その他の法人</u>
	(削除)			け	<u>形式的競売</u>	第 2 条関係 26 の(注)	<u>民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売</u>
け	建設機械	第 71 条関係 2	建設業法第 2 条第 1 項《建設工事の定義》に規定する建設工事の用に供される機械類で建設機械抵当法施行令第 1 条《建設機械の範囲》の規定による別表に掲げるもの（例えば、ブルドーザー、トラクター、コンクリートミキサー等）のうち、建設業者（建設業法第 2 条第 3 項）		建設機械	第 71 条関係 2	建設業法第 2 条第 1 項《建設工事の定義》に規定する建設工事の用に供される機械類で建設機械抵当法施行令第 1 条《建設機械の範囲》の規定による別表に掲げるもの（例えば、ブルドーザー、トラクター、コンクリートミキサー等）のうち、建設業者（建設業法 2 条 3 項）が

改正後				改正前			
こ	源泉徴収による国税	第 2 条関係 10 の(8)	が国土交通大臣又は都道府県知事の行う記号の打刻又は既に打刻された記号の検認を受けた後、建設機械登記簿に <u>所有権の保存登記をしたもの</u> 通則法第 2 条第 2 号の国税	源泉徴収等による国税	第 2 条関係 10 の(7)	国土交通大臣又は都道府県知事の行う記号の打刻又は既に打刻された記号の検認を受けた後、建設機械登記簿に保存登記をしたもの 通則法 2 条 2 号の国税	
	航空機	第 70 条関係 2	人が乗って航空の用に供することができる飛行機又は回転翼航空機であって、航空法第 3 条《登録》の規定により国土交通大臣の管掌する航空機登録原簿に登録を受けたもの	航空機	第 70 条関係 2	人が乗って航空の用に供することができる飛行機又は回転翼航空機であって、航空法第 3 条《登録》の規定により国土交通大臣の管掌する航空機登録原簿に登録を受けたもの	
	(削除) 後順位債権者 公売期日等	○第 18 条関係 9 第 111 条関係 1	国税に優先する他の債権を有する者 公売により売却する場合には <u>最高価申込者の決定の日</u> 、随意契約により売却する場合にはその売却する日	公社 後順位債権者 公売期日等	○第 73 条関係 2 ○第 18 条関係 9 第 111 条関係 1	<u>日本電信電話公社</u> 国税に優先する他の債権を有する者 公売により売却する場合には <u>法第 95 条第 1 項第 3 号《公売公告》の「公売の日時」</u> の属する日（期間入札の場合には <u>入札書を提出することができる終期の属する日</u> ）、随意契約により売却する場合にはその売却する日	
	公売の日	第 95 条関係 2	<u>公売の日（期間入札又は期間競り売りの場合には、入札期間又は競り売り期間の始期の属する日）</u>	(新設)			
小型船舶	第 71 条関係 3	<u>小型船舶登録法第 2 条《定義》に規定する総トン数 20 トン未満の船舶のうち日本船舶又は外国船舶（本邦の各港間又</u>	(新設)				

改正後				改正前			
			は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。) であって、漁船、ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船以外のもので、同法第 2 章《登録及び測度》の規定により、国土交通大臣（日本小型船舶機構）が管理する小型船舶登録原簿に登録を受けたもの				
	小型船舶登録法	第 2 条関係 25 の(注)2	小型船舶の登録等に関する法律		(新設)		
	国税局	第 47 条関係 4	国税局（沖縄国税事務所を含む。）		国税局	第 47 条関係 4	国税局（沖縄国税事務所を含む。）
	国税局長	第 32 条関係 24	国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）		国税局長	第 32 条関係 24	国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）
	国税等	○第 24 条関係 18	国税又は地方税		(新設)		
	ゴルフ会員権	○第 73 条関係 1 の(17)	預託金会員制ゴルフ会員権		ゴルフ会員権	○第 73 条関係 1 の(15)	預託金会員制ゴルフ会員権
さ	最高価申込者	第 111 条関係 3	法第 104 条《最高価申込者の決定》若しくは第 105 条《複数落札入札制による最高価申込者の決定》の規定により最高価申込者としての決定を受けた者又は随意契約により売却する場合における買受人となるべき者	さ	最高価申込者	第 111 条関係 2	法第 104 条《最高価申込者の決定》若しくは第 105 条《複数落札入札制による最高価申込者の決定》の規定により最高価申込者としての決定を受けた者又は随意契約により売却する場合における買受人となるべき者
	最高価申込者等	第 106 条関係 1	最高価申込者及び次順位買受申込者		最高価申込者等	第 106 条関係 1	最高価申込者及び次順位買受申込者
	財産の状況等	○第 141 条関係 1	滞納者の財産の有無、所在、種類、数量、価額、利用状況、第三者の権利の有無等		財産の状況等	○第 141 条関係 1	滞納者の財産の有無、所在、種類、数量、価額、利用状況、第三者の権利の有無等

改正後				改正前			
し	債務者等 詐害行為の債 務者	○第 23 条関係 1 ○第 140 条関係 23 の(2)	債務者又は第三者 民法第 424 条第 1 項の債務者	(新設) (新設)			
	差押年月日	第 55 条関係 2 の(4)	差押年月日 (差押えのため差押書その 他の書類の送達を要する場合には、これ らの発送年月日)	差押年月日	第 55 条関係 2	差押年月日 (差押えのため差押書その 他の書類の送達を要する場合には、これ らの発送年月日)	
	参加差押えの 行政機関等	○第 87 条関係 5	差押えの効力を生ずべき参加差押えを した行政機関等	参加差押えの 行政機関等	○第 87 条関係 5	差押えの効力を生ずべき参加差押えを した行政機関等	
	事業	○第 36 条関係 11 の(1)	事業 (事業所の事業を含む。)	事業	○第 36 条関係 9 の(1)	事業 (事業所の事業を含む。)	
	私債権	○第 26 条関係 1	国税、地方税及び公課以外の債権	私債権	○第 26 条関係 1	国税、地方税及び公課以外の債権	
	自動車	第 71 条関係 1	軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の 小型自動車以外の自動車で、道路運送車 両法第 2 章《自動車の登録》の規定によ り、国土交通大臣が管理する自動車登録 ファイルに登録を受けたもの (自動車抵 当法第 2 条ただし書に規定する大型特殊 自動車で、建設機械抵当法第 2 条に規定 する建設機械であるものを除く (道路運 送車両法第 5 条第 2 項) 。)	自動車	第 71 条関係 1	軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の 小型自動車以外の自動車で、道路運送車 両法第 2 章《自動車の登録》の規定によ り国土交通大臣が管理する自動車登録フ ァイルに登録を受けたもの (自動車抵当 法 2 条ただし書に規定する大型特殊自動 車で、建設機械抵当法 2 条に規定する建 設機械であるものを除く。道路運送車両 法 5 条 2 項)	
	執行規則	第 2 条関係 25	民事執行規則	執行規則	第 2 条関係 25	民事執行規則	
	執行法	第 2 条関係 25	民事執行法	執行法	第 2 条関係 25	民事執行法	
	社員等	○第 34 条関係 3	社員、株主、組合員、会員等	社員等	○第 34 条関係 3	社員、株主、組合員、会員等	
	社債等振替法	第 2 条関係 25 の(注)2	社債等の振替に関する法律	(新設)			

改正後				改正前			
せ	住所又は居所	第 24 条関係 5	住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）	住所又は居所	第 24 条関係 5	住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）	
	重要財産	○第 37 条関係 1	事業の遂行に欠くことができない重要な財産	重要財産	○第 37 条関係 1	事業の遂行に欠くことができない重要な財産	
	主たる納税者	第 32 条関係 2 の(注)1	第二次納税義務の基因となった納税義務を負う者	主たる納税者	第 32 条関係 2 の(注)1	第二次納税義務の基因となった納税義務を負う者	
	主登記 (削除)	第 18 条関係 15	主登記（主登録を含む。）	主登記 <u>所在地の銀行</u>	第 18 条関係 15 ○第 67 条関係 16 の(1)	主登記（主登録を含む。） <u>再委託する銀行が加入している手形交換所に加入している銀行（手形交換所に準ずる制度を利用して再委託銀行と交換決済をすることができる銀行を含む。）</u>	
	<u>消費税等</u>	○第 158 条関係 1	<u>消費税等（その附帯税及び滞納処分費を含む。）</u>	(新設)			
	署名押印	第 57 条関係 6	署名押印（記名押印を含む。）	署名押印	第 60 条関係 12	署名押印（記名押印を含む。）	
	人格のない社 団等	第 41 条関係 1	法人でない社団又は財団で代表者又は 管理人の定めがあるもの	人格のない社 団等 (新設)	第 41 条関係 1	法人でない社団又は財団で、代表者又は 管理人の定めがあるもの	
	<u>信書便</u>	第 15 条関係 1 の(2)の(注)	<u>民間事業者による信書の送達に関する 法律第 2 条第 2 項《定義》の信書便</u>				
	親族その他の 特殊関係者	第 38 条関係 1	令第 13 条第 1 項《納税者の特殊関係 者の範囲》に規定する者	親族その他の 特殊関係者	第 38 条関係 1	令第 13 条第 1 項《納税者の特殊関係 者の範囲》に規定する者	
	税関	第 47 条関係 4	税関（沖縄地区税関を含む。）	税関	第 47 条関係 4	税関（沖縄地区税関を含む。）	
	税関長	第 32 条関係 24	税関長（沖縄地区税関長を含む。）	税関長	第 32 条関係 24	税関長（沖縄地区税関長を含む。）	
	請求者	○第 50 条関係 7	差押換えの請求をした者	請求者	○第 50 条関係 7	差押換えの請求をした者	
	<u>生計を一にする 親族</u>	○第 75 条関係 3	<u>滞納者と生計を一にする配偶者（届出 をしていないが、事実上婚姻関係にある</u>	(新設)			

改正後				改正前			
	清算金の支払 請求権 責任制限手続	○第 23 条関係 14 ○第 19 条関係 24	者を含む。) その他の親族 清算金の支払請求権 (供託金の還付請求権を含む。) 船主責任制限法に基づく責任制限手続		清算金の支払 請求権 責任制限手続	○第 23 条関係 13 第 19 条関係 26(以下第 19 条 関係において同 じ。)	清算金の支払請求権 (供託金の還付請求権を含む。) 船主責任制限法に基づく責任制限手続
	競り売り期間	第 94 条関係 5 の(2)	買受申込者が買受申込みをすることができる始期から終期まで	(新設)			
	船主責任制限 法 (削除) (削除)	○第 19 条関係 23	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	船主責任制限 法 船舶	第 19 条関係 25 第 70 条関係 1	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 船舶登記簿に登録することができる船舶	
	占有移転禁止 の仮処分	○第 140 条関係 18	物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するため、債務者に対し、その物の占有の移転を禁止し、及びその占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずるとともに、執行官にその物の保管をさせ、かつ、債務者がその物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官がその物を保管している旨を公示させることを目的とする仮処分	専売公社 (新設)	第 89 条関係 14 の(1)	日本専売公社	
そ	相続	第 15 条関係 7	相続 (包括遺贈及び包括の名義による	そ	相続	第 15 条関係 6	相続 (包括遺贈及び包括名義の死因贈

改正後				改正前			
た	相続人	の(1) 第 15 条関係 7 の(1)	死因贈与を含む。) 相続人 (包括受遺者及び包括の名義による死因贈与を受けた者を含む。)	相続人	の(1) 第 15 条関係 6 の(1)	与を含む。) 相続人 (包括受遺者及び死因贈与 (民法 554 条) により包括名義の贈与を受けた者を含む。)	
	組織的犯罪処罰法	第 55 条関係 10	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	(新設)			
	滞調法逐条通達	第 96 条関係 5 の(注)2	昭和 56. 2. 7 付徴 4-2 ほか 1 課共同「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の逐条通達 (国税庁関係) の全文改正について」法令解釈通達の別冊	滞調法逐条通達	第 62 条関係 7	昭和 56. 2. 7 付徴 4-2 ほか 1 課共同「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の逐条通達 (国税庁関係) の全文改正について」通達の別冊	
	滞調法	第 1 条関係 2 の(注)	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	滞調法	第 1 条関係 2 の(注)	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	
	滞調令	第 13 条関係 3 の(注)2	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令	滞調令	第 13 条関係 3 の(注)2	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令	
	滞納処分	第 9 条関係 2 の(1)	滞納処分 (その例による処分を含む。)	滞納処分	第 9 条関係 3 の(1)	滞納処分 (その例による処分を含む。)	
	滞納処分等	○第 47 条関係 45	滞納処分又は国税の担保のために提供された物件の処分 (いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。)	滞納処分等	○第 47 条関係 44	滞納処分又は国税の担保のために提供された物件の処分	
	第 1 順位担保権	第 19 条関係 33 の(1)	第 1 順位の優先権を有する不動産賃貸の先取特権 (民法第 312 条)、旅館宿泊の先取特権 (民法第 317 条)、運輸の先取特権 (民法第 318 条)、動産質権 (民法第 334 条)、農業用動産抵当権 (農業	第 1 順位担保権	第 19 条関係 35 の(1) (以下第 19 条関係及び第 20 条関係において同じ。)	第 1 順位の優先権を有する不動産賃貸の先取特権 (民法 312 条)、旅店宿泊の先取特権 (民法 317 条)、運輸の先取特権 (民法 318 条)、動産質権 (民法 334 条)、農業用動産抵当権 (農業動産信用	

改正後				改正前			
	第 2 順位担保 権	第 19 条関係 <u>33</u> の(1)	動産信用法第 <u>16</u> 条)、自動車抵当権(自動車抵当法第 <u>11</u> 条)、航空機抵当権(航空機抵当法第 <u>11</u> 条)及び建設機械抵当権(建設機械抵当法第 <u>15</u> 条) 第 2 順位の優先権を有する動産保存の先取特権(民法第 <u>320</u> 条)及び農業動産信用法第 4 条第 1 項第 1 号の先取特権		第 2 順位担保 権	第 19 条関係 <u>35</u> の(1)(以下第 <u>19</u> 条関係及び第 <u>20</u> 条関係において同じ。)	法 <u>16</u> 条)、自動車抵当権(自動車抵当法第 <u>11</u> 条)、航空機抵当権(航空機抵当法第 <u>11</u> 条)及び建設機械抵当権(建設機械抵当法第 <u>15</u> 条) 第 2 順位の優先権を有する動産保存の先取特権及び農業動産信用法第 4 条第 1 項第 1 号の先取特権
	第 3 順位担保 権	第 19 条関係 <u>33</u> の(1)	第 3 順位の優先権を有する動産売買の先取特権(民法第 <u>321</u> 条)、種苗又は肥料の供給の先取特権(民法第 <u>322</u> 条)、 <u>農業労務の先取特権(民法第 323 条)、工業労務の先取特権(民法第 324 条)及び農業動産信用法第 4 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの先取特権(同法第 11 条)</u>		第 3 順位担保 権	第 19 条関係 <u>35</u> の(1)(以下第 <u>19</u> 条関係及び第 <u>20</u> 条関係において同じ。)	第 3 順位の優先権を有する動産売買の先取特権(民法 <u>322</u> 条)、種苗肥料供給の先取特権(民法 <u>323</u> 条)、 <u>農工業労役の先取特権(民法 324 条)及び農業動産信用法第 4 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの先取特権(同法 11 条)</u>
	第三債務者等	第 <u>24</u> 条関係 <u>18</u> の(3)	第三債務者又はこれに準ずる者		第三債務者等	第 <u>72</u> 条関係 <u>1</u>	第三債務者又はこれに準ずる者
	大陸棚特別措置法	第 <u>23</u> 条関係 <u>2</u> の(注)	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法		大陸棚特別措置法	第 <u>68</u> 条関係 <u>27</u>	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法
	建物等	第 <u>95</u> 条関係 <u>17</u> の(5)	<u>土地の上にある建物又は立木</u>		建物等	第 <u>95</u> 条関係 <u>17</u> の(8)	建物又は立木
	担保のための	第 <u>14</u> 条関係 <u>8</u>	法第 <u>23</u> 条第 1 項に規定する担保のた		担保のための	第 <u>14</u> 条関係 <u>8</u>	法 <u>23</u> 条 1 項に規定する担保のための

改正後				改正前			
ち つ	仮登記 地方税等	○第 26 条関係 1	めの仮登記 <u>他の国税、地方税又は公課</u>	ち つ	仮登記 地方税等	○第 26 条関係 1	仮登記 地方税又は公課
	追加入札等	○第 104 条関係 3	開札又は競り売りの結果、最高価申込者となるべき者が 2 人以上あるときに、更にさせる入札又は競り売りに係る <u>買受申込み</u>		追加入札等	○第 104 条関係 3	開札又は競り売りの結果、最高価申込者となるべき者が 2 人以上あるときに、更にさせる入札又は競り売りに係る <u>買受けの申込み</u>
	追及財産	○第 32 条関係 4 の(3)の(注)	物的第二次納税義務に係る財産		追及財産	第 32 条関係 4 の(3)の(注)	物的第二次納税義務に係る財産
	通則規則	第 32 条関係 8	国税通則法施行規則		通則規則	第 32 条関係 8	国税通則法施行規則
	通則法	第 1 条関係 1	国税通則法		通則法	第 1 条関係 1	国税通則法
て	通則令	第 11 条関係 5 の(1)	国税通則法施行令	通則令	第 11 条関係 6 の(1)	国税通則法施行令	
	抵当権	○第 64 条関係 1	抵当権（根抵当権を含む。）	て	抵当権	○第 64 条関係 1	抵当権（根抵当権を含む。）
	抵当権等	<u>第 24 条関係 20</u>	抵当権、質権、 <u>先取特権等</u>	抵当権等	<u>○第 53 条関係 22</u>	抵当権、質権又は先取特権	
と	抵当権者等	○第 53 条関係 16	抵当権者、質権者又は先取特権者	抵当権者等	○第 53 条関係 22	<u>抵当権、質権</u> 又は先取特権者	
	電話約款	<u>○第 73 条関係 2</u>	<u>電話サービス契約約款</u>	(新設)			
	登記	第 15 条関係 24	登記（登録を含む。）	と	登記	第 15 条関係 22	登記（登録を含む。）
と	動産	第 54 条関係 2	<u>民法第 86 条第 2 項及び第 3 項《動産の定義等》</u> に規定する動産のうち、法第 70 条又は第 71 条《船舶、航空機等の差押え》の規定の適用を受ける船舶、航空機、自動車、 <u>建設機械及び小型船舶</u> 並びに無記名債権を除いたもの	動産	第 54 条関係 2	動産のうち、法第 70 条又は第 71 条の規定の適用を受ける船舶、航空機、自動車及び <u>建設機械</u> 並びに無記名債権を除いたもの	
	動産・債権譲渡特例法	第 56 条関係 28	<u>動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律</u>	(新設)			

改正後				改正前			
に の	動産等	○第 87 条関係 4	動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶	動産等	○第 87 条関係 4	動産、有価証券、自動車又は建設機械	
	動産等	○第 119 条関係 1	動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶（徴収職員が占有したものに限る。）	動産等	○第 119 条関係 1	換価した動産、有価証券又は自動車若しくは建設機械（徴収職員が占有したものに限る。）	
	特殊型仮処分 解放金	○第 140 条関係 23 の(2)	詐害行為取消権(民法第 424 条第 1 項)を保全するための仮処分に基づく仮処分解放金	(新設)			
	特殊な競合	○第 26 条関係 1	国税と私債権の間の優先順位、地方税等とその私債権の間の優先順位及びその国税と地方税等の間の優先順位が交錯することによって、これら三者の優先順位を定めることができない場合の競合	特殊な競合	○第 26 条関係 1	国税と私債権の間の優先順位、地方税等とその私債権の間の優先順位及びその国税と地方税等の間の優先順位が交錯することによって、これら三者の優先順位を定めることができないとき	
	日本船舶 (削除)	第 56 条関係 4 の(2)	船舶法第 1 条に規定する日本船舶	(新設)			
	入札期間	第 94 条関係 3 の(1)	入札者が入札書の提出を行うことができる始期から終期まで	に 入札	第 94 条関係 3	入札期日において、入札書を徴収職員に提出させた後、開札を行う方法	
	入札者	第 94 条関係 2	入札をしようとする者	入札期間	第 95 条関係 9	入札書を提出することができる始期から終期まで	
	入札者等	第 100 条関係 5	公売財産の入札等をしようとする者	(新設)			
	入札等	第 100 条関係 5	公売財産の入札又は競り売りに係る買受申込み	入札等	第 100 条関係 11	入札等（公売財産の入札又は競り売りに係る買受けの申込みをいう。）	
	納税義務者	○第 159 条関係 2	所得税法その他の税法に規定する納税	入札者等	第 100 条関係 11	公売財産の入札等をしようとする者	
			(新設)				

改正後				改正前				
は	農地等 納付保証委託 契約証明書	○第 68 条関係 8 ○第 100 条関係 6	<u>義務があると認められる者のうち、国税 犯則取締法の規定による差押え、領置等 の処分を受けた者</u> 農地又は採草放牧地 入札者等と保証銀行等との間におい て、その入札者等に係る公売保証金に相 当する現金を税務署長の催告によりその 保証銀行等が納付する旨の契約が締結さ れたことを証する書面	の	農地等 (新設)	○第 68 条関係 9	農地又は採草放牧地	
	配当金額	第 22 条関係 8 の〔例 1〕のイ	<u>法第 22 条第 1 項の質権又は抵当権の 被担保債権が、譲渡に係る財産の換価代 金から配当を受けることができる金額</u>		(新設)			
	破産裁判所	第 47 条関係 40	<u>交付要求に係る破産事件を取り扱う裁 判所</u>		(新設)			
	判定時	○第 153 条関係 2	滞納処分の停止をするかどうかを判定 する時		は	判定時	○第 153 条関係 2	滞納処分の停止をするかどうかを判定 する時
	半導体集積回 路配置法	第 23 条関係 2 の(注)	<u>半導体集積回路の回路配置に関する法律</u>		(新設)			
ひ	被相続人	第 15 条関係 7 の(2)	<u>被相続人（包括遺贈者及び包括の名義 による死因贈与をした者を含む。）</u>	ひ	被相続人	第 15 条関係 6 の(2)	<u>被相続人（包括遺贈者及び死因贈与に より包括名義の贈与をした者を含む。）</u>	
	一つの国税	第 36 条関係 2	一つの申告、更正又は決定の通知によ って国税の額が確定したもの		一つの国税	第 36 条関係 2(以下第 37 条関 係及び第 38 条 関係において同 じ。)	一つの申告、更正又は決定の通知によ って国税の額が確定したもの	

改正後				改正前			
ふ	付記登記 複数落札入札 制	第 18 条関係 14 第 105 条関係 1	付記登記（付記登録を含む。） 種類及び価額が同じ財産（例えば、同一銘柄、同一規格の商品又は同一銘柄の証券、社債等の有価証券）を一時に多量に入札の方法により公売する場合において、その財産の数量の範囲内において <u>入札者</u> の希望する数量及び単価を入札させ、見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法	ふ	付記登記 複数落札入札 制	第 18 条関係 14 第 105 条関係 1	付記登記（付記登録を含む。） 種類及び価額が同じ財産（例えば、同一銘柄、同一規格の商品又は同一銘柄の証券、社債等の有価証券）を一時に多量に入札の方法により公売する場合において、その財産の数量の範囲内において <u>入札をしようとする者</u> の希望する数量及び単価を入札させ、見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法
	物的第二次納 税義務 不動産	○第 32 条関係 4 の(3) 第 68 条関係 1	財産を限度とする第二次納税義務 (1) 民法上の不動産 土地及び土地の定着物 (2) 不動産を目的とする <u>物権</u> （所有権を除く。） 地上権及び永小作権 (3) 不動産とみなされる財産 立木法による立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、道路交通事業財団、港湾運送事業財団及び観光施設財団 (4) 不動産に関する規定の準用がある財産 鉱業権、特定鉱業権、漁業権、入漁権、採石権及びダム使用权 (5) 不動産として取り扱う財産 鉄		物的第二次納 税義務 不動産	○第 32 条関係 4 の(3) 第 68 条関係 1	財産を限度とする第二次納税義務 (1) 民法上の不動産 土地及び土地の定着物 (2) 不動産を目的とする <u>物件</u> （所有権を除く。） 地上権及び永小作権 (3) 不動産とみなされる財産 立木法による立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、道路交通事業財団、港湾運送事業財団及び観光施設財団 (4) 不動産に関する規定の準用がある財産 鉱業権、特定鉱業権、漁業権、入漁権、採石権及びダム使用权 (5) 不動産として取り扱う財産 鉄

改正後				改正前			
へ ほ	不動産等	第 106 条関係 3	道財団、軌道財団及び運河財団 不動産、船舶、航空機、自動車、建設 機械、 <u>小型船舶</u> 、債権又は電話加入権以 外の無体財産権等	不動産等	第 106 条関係 3	道財団、軌道財団及び運河財団 不動産、船舶、航空機、自動車、建設 機械、債権又は電話加入権以外の無体財 産権等	
	<u>振替社債等</u>	<u>第 2 条関係 25</u> <u>の(注)2</u>	<u>社債等振替法第 2 条第 1 項《定義》の</u> <u>社債等のうちその権利の帰属が振替口座</u> <u>簿の記載又は記録により定まるものとさ</u> <u>れるもの</u>	(新設)			
	<u>分割承継法人</u>	<u>第 15 条関係 9</u> <u>の(1)</u>	<u>分割により事業を承継した法人</u>	(新設)			
	<u>分社型分割</u>	<u>第 17 条関係 1</u> <u>の(注)3</u>	<u>法人税法第 2 条第 12 号の 10《分社型</u> <u>分割の定義》に規定する分社型分割</u>	(新設)			
	分配等	○第 34 条関係 3	分配又は引渡し	分配等	○第 34 条関係 2	分配又は引渡し	
	変更登記	第 18 条関係 12 の(3)	変更登記（変更登録を含む。）	へ 変更登記	第 18 条関係 12 の(3)	変更登記（変更登録を含む。）	
	法	第 1 条関係 1	国税徴収法	ほ 法	第 1 条関係 1	国税徴収法	
	法務大臣の権 限法	第 22 条関係 15 の(2)	国の利害に関係のある訴訟についての 法務大臣の権限等に関する法律	法務大臣の権 限法	第 22 条関係 15 の(2)	国の利害に関係のある訴訟についての 法務大臣の権限等に関する法律	
保険事故	○第 53 条関係 1	偶然な一定の事故	保険事故	○第 53 条関係 1	偶然な一定の事故		
保全仮登記	第 15 条関係 15	民事保全法第 53 条第 2 項《不動産の 登記請求権を保全するための処分禁止の 仮処分の執行》（同法第 54 条《不動産に 関する権利以外の権利についての登記又 は登録請求権を保全するための処分禁止 の仮処分の執行》において準用する場合	保全仮登記	第 15 条関係 12	民事保全法第 53 条第 2 項《不動産の 登記請求権を保全するための処分禁止の 仮処分の執行》（同法 54 条《不動産に関 する権利以外の権利についての登記又は 登録請求権を保全するための処分禁止の 仮処分の執行》において準用する場合を		

改正後				改正前			
ま む	保全規則	第 55 条関係 10 の(4)	を含む。)の規定による仮処分による仮登記 民事保全規則	保全規則	第 55 条関係 9 の(4)	含む。)の規定による仮処分による仮登記 民事保全規則	
	保全法 (削除)	第 15 条関係 15	民事保全法	保全法 本登記	第 15 条関係 12 第 52 条の 2 関係 1	民事保全法 本登記 (本登録を含む。)	
	没収保全	第 80 条関係 11	組織的犯罪処罰法第 22 条第 1 項《没収保全命令》若しくは第 66 条第 1 項《没収保全の請求》又は麻薬特例法第 19 条第 1 項《没収保全命令》に規定する没収保全命令による処分の禁止	(新設)			
	麻薬特例法	第 55 条関係 10	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	(新設)			
む	無償譲渡等の 処分	○第 39 条関係 6	無償又は著しく低い額の対価による譲渡 (担保の目的とする譲渡を除く。)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分	む	無償譲渡等の 処分	○第 39 条関係 8	国及び法人税法第 2 条第 5 号《公共法人の定義》に規定する法人以外の者に対する処分が無償又は著しく低い額の対価による譲渡 (担保の目的とする譲渡を除く。)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分
	無体財産権等	第 72 条関係 1	法第 5 章第 1 節第 2 款《動産又は有価証券の差押》、第 3 款《債権の差押》及び第 4 款《不動産等の差押》の規定の		無体財産権等	第 72 条関係 1	法第 5 章第 1 節第 2 款《動産又は有価証券の差押》、第 3 款《債権の差押》及び第 4 款《不動産等の差押》の規定の

改正後				改正前			
			適用を受けない財産				適用を受けない財産
も	(削除) 持分会社	第 15 条関係 8 の(3)	合名会社、合資会社若しくは合同会社	も	持株数 (新設)	○第 35 条関係 2	持株数 (端株数を含む。)
ゆ	油濁保障法 輸徴法	○第 19 条関係 26 第 11 条関係 3	船舶油濁損害賠償保障法 輸入品に対する内国消費税の徴収等に 関する法律	ゆ	油濁保障法 輸徴法	第 19 条関係 28 第 2 条関係 12	油濁損害賠償保障法 輸入品に対する内国消費税の徴収等に 関する法律
よ	用益物権等 預託株券等	第 89 条関係 9 第 2 条関係 25 の(注)	地上権その他の用益物権、買戻権、賃 借権、仮登記 (担保のための仮登記を除 く。) 等 株券等保管振替法第 14 条第 1 項《保 管振替機関への預託》(同法第 39 条、第 39 条の 2、第 39 条の 5、第 39 条の 7、 第 39 条の 9 及び第 39 条の 10 において 準用する場合を含む。) の規定により保 管振替機関に預託された株券その他の有 価証券	よ	用益物権等 (新設)	第 89 条関係 9	地上権その他の用益物権、買戻権、賃 借権、仮登記 (担保のための仮登記を除 く。) 等
り	利害関係人	第 106 条関係 3	法第 96 条第 1 項各号《公売の通知》 に掲げる者	り	利害関係人	第 106 条関係 3	法第 96 条第 1 項各号《売の通知》に 掲げる者
れ	立木法 令	第 16 条関係 1 第 12 条関係 4 の(注)	立木ニ関スル法律 国税徴収法施行令	れ	立木法 令	第 16 条関係 1 第 12 条関係 4 の(注)	立木ニ関スル法律 国税徴収法施行令

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">国税徴収法基本通達主要項目目次</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">第 1 条関係 目的</p> <p>他の法律との関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 条関係 定義</p> <p>国税 関税、とん税及び特別とん税 地方税 消費税等 附帯税 公課 納税者 第二次納税義務者 保証人 法第 2 条第 9 号の納付の期限 法定納期限 強制換価手続 執行機関</p> <p style="text-align: center;">第 3 条関係 人格のない社団等に対するこの法律の適用</p> <p>人格のない社団等</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 国税と他の債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 一般的優先の原則</p> <p style="text-align: center;">第 8 条関係 国税の優先の原則</p> <p>納税者の総財産 別段の定め 国税の優先徴収 国税の優先徴収の例外</p>	<p style="text-align: center;">国税徴収法基本通達主要項目目次</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">第 1 条関係 目的</p> <p>他の法律との関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 条関係 定義</p> <p>国税 関税、とん税及び特別とん税 地方税 消費税等 附帯税 公課 納税者 第二次納税義務者 保証人 法第 2 条第 9 号の納付の期限 法定納期限 強制換価手続 執行機関</p> <p style="text-align: center;">第 3 条関係 人格のない社団等に対するこの法律の適用</p> <p>人格のない社団等</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 国税と他の債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 一般的優先の原則</p> <p style="text-align: center;">第 8 条関係 国税の優先の原則</p> <p>納税者の総財産 別段の定め 国税の優先徴収 国税の優先徴収の例外</p>

改正後	改正前
<p>公課が徴した担保との関係</p> <p style="text-align: center;">第 9 条関係 強制換価手続の費用の優先</p> <p>交付要求 配当すべき金銭 手続に係る費用 費用の優先権 強制換価手続の費用が優先しない場合</p> <p style="text-align: center;">第 10 条関係 直接の滞納処分費の優先</p> <p>滞納処分による換価 滞納処分費の優先</p> <p style="text-align: center;">第 11 条関係 強制換価の場合の消費税等の優先</p> <p>消費税等 優先徴収 徴収の手続</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 国税及び地方税の調整</p> <p style="text-align: center;">第 12 条関係 差押先着手による国税の優先</p> <p>差押先着手による優先 差押先着手が適用されない場合</p> <p style="text-align: center;">第 13 条関係 交付要求先着手による国税の優先</p> <p>交付要求先着手による優先 交付要求先着手が適用されない場合</p> <p style="text-align: center;">第 14 条関係 担保を徴した国税の優先</p> <p>担保財産があるとき 他の法律等との関係 担保を徴した国税の優先 先順位の担保権との関係</p>	<p>公課が徴した担保との関係</p> <p style="text-align: center;">第 9 条関係 強制換価手続の費用の優先</p> <p>交付要求 配当すべき金銭 手続に係る費用 費用の優先権 強制換価手続の費用が優先しない場合</p> <p style="text-align: center;">第 10 条関係 直接の滞納処分費の優先</p> <p>滞納処分による換価 滞納処分費の優先</p> <p style="text-align: center;">第 11 条関係 強制換価の場合の消費税等の優先</p> <p>消費税等 優先徴収 徴収の手続</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 国税及び地方税の調整</p> <p style="text-align: center;">第 12 条関係 差押先着手による国税の優先</p> <p>差押先着手による優先 差押先着手が適用されない場合</p> <p style="text-align: center;">第 13 条関係 交付要求先着手による国税の優先</p> <p>交付要求先着手による優先 交付要求先着手が適用されない場合</p> <p style="text-align: center;">第 14 条関係 担保を徴した国税の優先</p> <p>担保財産があるとき 他の法律等との関係 担保を徴した国税の優先 先順位の担保権との関係</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 3 節 国税と被担保債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第 15 条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</p> <p>法定納期限等 質権の優先 <u>債権の範囲</u> 登記又は登録をすることができる質権 (削除) 証明 質権設定の時期 優先権行使の否認</p> <p style="text-align: center;">第 16 条関係 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先</p> <p>抵当権の優先 <u>債権の範囲</u> 抵当権の設定時期 徴収職員の調査</p> <p style="text-align: center;">第 17 条関係 譲受け前に設定された質権又は抵当権の優先</p> <p>財産の譲受け 証明 法第 26 条との関係</p> <p style="text-align: center;">第 18 条関係 質権及び抵当権の優先額の限度等</p> <p>優先債権額の範囲 第三者に帰属する担保財産に対する滞納処分等との関係 第 1 項本文の規定の適用除外 増額の付記登記 7</p> <p style="text-align: center;">第 19 条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>不動産保存の先取特権等の優先 不動産保存の先取特権 不動産工事の先取特権 みなし不動産工事の先取特権</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 国税と被担保債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第 15 条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</p> <p>法定納期限等 質権の優先 <u>債権額の範囲</u> 登記又は登録をすることができる質権 <u>有価証券</u> 証明 質権設定の時期 優先権行使の否認</p> <p style="text-align: center;">第 16 条関係 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先</p> <p>抵当権の優先 <u>債権額の範囲</u> 抵当権の設定時期 徴収職員の調査</p> <p style="text-align: center;">第 17 条関係 譲受け前に設定された質権又は抵当権の優先</p> <p>財産の譲受け 証明 法第 26 条との関係</p> <p style="text-align: center;">第 18 条関係 質権及び抵当権の優先額の限度等</p> <p>優先債権額の範囲 第三者の担保財産に対する滞納処分等との関係 第 1 項本文の規定の適用除外 増額の付記登記 7</p> <p style="text-align: center;">第 19 条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>不動産保存の先取特権等の優先 不動産保存の先取特権 不動産工事の先取特権 都市再開発法第 107 条の施行者の先取特権</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>立木の先取特権 商法第 810 条の救助者の先取特権 商法第 842 条の船舶債権者の先取特権 国際海上物品運送法第 19 条の船舶先取特権 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第 95 条第 1 項の先取特権 船舶油濁損害賠償保障法第 40 条第 1 項の先取特権 優先債権等のための動産保存の先取特権 証明の期限と方法 登記事項の調査確認</p> <p style="text-align: center;">第 20 条関係 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先</p> <p>不動産賃貸の先取特権等の優先 法定納期限等以前からあるとき 財産譲渡との関係 不動産賃貸等の先取特権 不動産売買の先取特権 借地借家法第 12 条の借地権設定者の先取特権等 一般の先取特権 証明の期限等</p> <p style="text-align: center;">第 21 条関係 留置権の優先</p> <p>留置権 留置権の優先 証明の期限等 留置権者が配当を受けられる場合</p> <p style="text-align: center;">第 22 条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</p> <p>徴収できる場合 徴収できる金額 質権等の代位実行 質権者等への通知 交付要求による徴収</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整</p>	<p>都市再開発法第 118 条の事業代行者の先取特権 立木の先取特権 商法第 810 条の救助者の先取特権 商法第 842 条の船舶債権者の先取特権 国際海上物品運送法第 19 条の船舶先取特権 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第 95 条の先取特権 油濁損害賠償保障法第 40 条の先取特権 優先債権等のための動産保存の先取特権 証明の期限と方法 登記事項の調査確認</p> <p style="text-align: center;">第 20 条関係 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先</p> <p>不動産賃貸の先取特権等の優先 法定納期限等以前からあるとき 財産譲渡との関係 不動産賃貸等の先取特権 不動産売買の先取特権 借地法第 13 条の土地所有者等の先取特権等 一般の先取特権 証明の期限等</p> <p style="text-align: center;">第 21 条関係 留置権の優先</p> <p>留置権 留置権の優先 証明の期限等 留置権者が配当を受けられる場合</p> <p style="text-align: center;">第 22 条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</p> <p>徴収できる場合 徴収できる金額 質権等の代位実行 質権者等への通知 交付要求による徴収</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整</p>

改正後	改正前
<p>第 23 条関係 法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等</p> <p>担保のための仮登記の優先 債権額の範囲 担保のための仮登記がある財産の差押え 清算金の支払請求権に対して物上代位権の行使があった場合の優先 清算金の支払請求権の差押え 根担保仮登記の効力</p> <p>第 24 条関係 譲渡担保権者の物的納税責任</p> <p>譲渡担保財産からの徴収 譲渡担保財産に対する滞納処分 抵当権等との関係 証明 譲渡担保権者について破産手続開始の決定があった場合</p> <p>第 25 条関係 譲渡担保財産の換価の特例等</p> <p>一括換価</p> <p>第 5 節 国税及び地方税等と私債権との競合の調整</p> <p>第 26 条関係 国税及び地方税等と私債権との競合の調整</p> <p>趣旨及び法第 26 条の準用 特殊な競合の原因となる規定 道府県たばこ税等の優先 質権等の設定等の時期 第 2 号のこの章又は地方税法その他の法律の規定 地方税法その他の法律のこれらに相当する規定 民法その他の法律のこれらに相当する規定 国税及び地方税等の優先権の反復的行使</p> <p>第 3 章 第二次納税義務</p> <p>第 32 条関係 第二次納税義務の通則</p> <p>納税義務の成立</p>	<p>第 23 条関係 法定納期限等以前にされた仮登記による担保される債権の優先等</p> <p>担保のための仮登記の優先 債権額の範囲 担保のための仮登記がある財産の差押え 清算金の支払請求権に対して物上代位権の行使があった場合の優先 清算金の支払請求権の差押え 根担保仮登記の効力</p> <p>第 24 条関係 譲渡担保権者の物的納税責任</p> <p>譲渡担保財産からの徴収 譲渡担保財産に対する滞納処分 抵当権等との関係 証明 譲渡担保権者が破産した場合</p> <p>第 25 条関係 譲渡担保財産の換価の特例等</p> <p>一括換価</p> <p>第 5 節 国税及び地方税等と私債権との競合の調整</p> <p>第 26 条関係 国税及び地方税等と私債権との競合の調整</p> <p>趣旨及び法第 26 条の類推適用 特殊な競合の原因となる規定 道府県たばこ税等の優先 質権等の設定等の時期 第 2 号のこの章又は地方税法その他の法律の規定 (新設) 民法その他の法律のこれらに相当する規定 (新設)</p> <p>第 3 章 第二次納税義務</p> <p>第 32 条関係 第二次納税義務の通則</p> <p>納税義務の成立</p>

改正後	改正前
<p>納付通知書による告知 通則法の準用 物的第二次納税義務の特質 主たる納税義務との関係 第二次納税義務の重複賦課 第二次納税義務に係る国税についての第二次納税義務 第二次納税義務と詐害行為取消権との関係</p> <p style="text-align: center;">第 33 条関係 無限責任社員の第二次納税義務</p>	<p>納付通知書による告知 通則法の準用 物的第二次納税義務の特質 主たる納税義務との関係 第二次納税義務の重複賦課 第二次納税義務に係る国税についての第二次納税義務 第二次納税義務と詐害行為取消権との関係</p> <p style="text-align: center;">第 33 条関係 無限責任社員の第二次納税義務</p>
<p>納税義務の成立 納税義務を負う者 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</p>	<p>納税義務の成立 納税義務を負う者 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</p>
<p>納税義務の成立 納税義務を負う者 納税義務の範囲 <u>会社法</u>との関係</p> <p style="text-align: center;">第 35 条関係 同族会社の第二次納税義務</p>	<p>納税義務の成立 納税義務を負う者 納税義務の範囲 <u>商法</u>との関係</p> <p style="text-align: center;">第 35 条関係 同族会社の第二次納税義務</p>
<p>納税義務の成立 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 36 条関係 実質課税額等の第二次納税義務</p>	<p>納税義務の成立 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 36 条関係 実質課税額等の第二次納税義務</p>
<p>納税義務の成立 納税義務を負う者 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 37 条関係 共同的な事業者の第二次納税義務</p>	<p>納税義務の成立 納税義務を負う者 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 37 条関係 共同的な事業者の第二次納税義務</p>
<p>納税義務の成立 納税義務を負う者 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 38 条関係 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p>	<p>納税義務の成立 納税義務を負う者 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 38 条関係 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p>

改正後	改正前
<p>納税義務の成立 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 39 条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立 納税義務を負う者 第三者の場合の納税義務の範囲 特殊関係者の場合の納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 41 条関係 人格のない社団等に係る第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 財産の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 47 条関係 差押えの要件</p> <p>違法性の承継 差押えをすることができる者 差押えの対象となる財産 差押えができる場合 差押えができない場合 財産の選択 差押えの時期 財産帰属の認定 特殊な財産の差押え 破産手続開始の決定がされた者の財産に対する滞納処分 会社更生法の適用を受ける会社の財産に対する滞納処分 差押えの効力 差押財産を譲り受けた者に対する滞納処分 担保物処分の場合の差押え 滞納処分費の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 48 条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止</p>	<p>納税義務の成立 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 39 条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立 納税義務を負う者 第三者の場合の納税義務の範囲 特殊関係者の場合の納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 41 条関係 人格のない社団等に係る第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立 納税義務の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 財産の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 47 条関係 差押えの要件</p> <p>違法性の承継 差押えの<u>を</u>することができる者 差押えの対象となる財産 差押えができる場合 差押えができない場合 財産の選択 差押えの時期 財産帰属の認定 特殊な財産の差押え 破産宣告を受けた者の財産に対する滞納処分 会社更生法の適用を受ける会社の財産に対する滞納処分 差押えの効力 差押財産を譲り受けた者に対する滞納処分 担保物処分の場合の差押え 滞納処分費の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 48 条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止</p>

改正後	改正前
<p>超過差押えの禁止 無益な差押えの禁止</p> <p style="text-align: center;">第 49 条関係 差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重</p> <p>差し押さえる場合 滞納処分の執行上の支障 第三者の権利の保護</p> <p style="text-align: center;">第 50 条関係 第三者の権利の目的となっている財産の差押換え</p> <p>差押換えの請求 換価の申立てと換価制限 換価の申立てに応じない場合の措置 滞納処分の制限の解除</p> <p style="text-align: center;">第 51 条関係 相続があった場合の差押え</p> <p>相続があった場合の差押え 差押換えの請求</p> <p style="text-align: center;">第 52 条関係 果実に対する差押えの効力</p> <p>天然果実に対する差押えの効力 法定果実に対する差押えの効力</p> <p style="text-align: center;">第 52 条の 2 関係 担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力</p> <p>担保のための仮登記がある財産に対する滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力</p> <p>損害保険 火災共済協同組合の火災共済 保険等の目的 保険金又は共済金 保険金又は共済金に係る差押えの効力 保険又は共済の事故 差押財産上の抵当権等と差押国税との関係 保険金等の請求権上の質権と差押財産上の抵当権等と差押国税との競合</p>	<p>超過差押えの禁止 無益な差押えの禁止</p> <p style="text-align: center;">第 49 条関係 差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重</p> <p>差し押さえる場合 滞納処分の執行上の支障 第三者の権利の保護</p> <p style="text-align: center;">第 50 条関係 第三者の権利の目的となっている財産の差押換え</p> <p>差押換えの請求 換価の申立てと換価制限 換価の申立てに応じない場合の措置 滞納処分の制限の解除</p> <p style="text-align: center;">第 51 条関係 相続があった場合の差押え</p> <p>相続があった場合の差押え 差押換えの請求</p> <p style="text-align: center;">第 52 条関係 果実に対する差押えの効力</p> <p>天然果実に対する差押えの効力 法定果実に対する差押えの効力</p> <p style="text-align: center;">第 52 条の 2 関係 担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力</p> <p>担保のための仮登記がある財産に対する滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力</p> <p>損害保険 火災共済協同組合の火災共済 保険等の目的 保険金又は共済金 保険金又は共済金に係る差押えの効力 保険又は共済の事故 差押財産上の抵当権等と差押国税との関係 保険金等の請求権上の質権と差押財産上の抵当権等と差押国税との競合</p>

改正後	改正前
<p>参加差押え及び交付要求との関係 保険金等の支払を受ける権利の差押えと法第 53 条第 2 項との関係 担保の処分としての差押えと法第 53 条との関係</p> <p style="text-align: center;">第 54 条関係 差押調書</p> <p>差押調書 差押調書の謄本</p> <p style="text-align: center;">第 55 条関係 質権者等に対する差押えの通知</p> <p>差押えの通知</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 動産又は有価証券の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 56 条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p> <p>動産 有価証券 差押手続 差押えの効力 金銭の差押え 差押財産の保管責任と損害賠償 <u>動産譲渡に係る登記</u></p> <p style="text-align: center;">第 57 条関係 有価証券に係る債権の取立て</p> <p>有価証券の取立て</p> <p style="text-align: center;">第 58 条関係 第三者が占有する動産等の差押手続</p> <p>引渡し 差押えの制限 引渡命令 引渡命令書を送達した後他の第三者に占有が移転している場合 差押動産等の搬出の制限</p> <p style="text-align: center;">第 59 条関係 引渡命令を受けた第三者等の権利の保護</p> <p>動産を使用又は収益する権利</p>	<p>参加差押え及び交付要求との関係 保険金等の支払を受ける権利の差押えと法第 53 条第 2 項との関係 担保の処分としての差押えと法第 53 条との関係</p> <p style="text-align: center;">第 54 条関係 差押調書</p> <p>差押調書 差押調書の謄本</p> <p style="text-align: center;">第 55 条関係 質権者等に対する差押えの通知</p> <p>差押えの通知</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 動産又は有価証券の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 56 条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p> <p>動産 有価証券 差押手続 差押えの効力 金銭の差押え 差押財産の保管責任と損害賠償 (新設)</p> <p style="text-align: center;">第 57 条関係 有価証券に係る債権の取立て</p> <p>有価証券の取立て</p> <p style="text-align: center;">第 58 条関係 第三者が占有する動産等の差押手続</p> <p>引渡し 差押えの制限 引渡命令 引渡命令書を送達した後他の第三者に占有が移転している場合 差押動産等の搬出の制限</p> <p style="text-align: center;">第 59 条関係 引渡命令を受けた第三者等の権利の保護</p> <p>動産を使用又は収益する権利</p>

改正後	改正前
契約の解除 損害賠償請求権 使用又は収益 前払借賃を支払った第三者の配当請求 参加差押えをした行政機関等に対する配当請求 動産の引渡しを拒まなかった第三者	契約の解除 損害賠償請求権 使用又は収益 前払借賃を支払った第三者の配当請求 参加差押えをした行政機関等に対する配当請求 動産の引渡しを拒まなかった第三者
<p style="text-align: center;">第 60 条関係 差し押さえた動産等の保管</p>	<p style="text-align: center;">第 60 条関係 差し押さえた動産等の保管</p>
保管 保管責任 財産を占有する第三者 保管させることができる場合 滞納者に保管させる場合 第三者に保管させる場合 差押えを明白にする方法 差押えの効力 差押財産の搬出手続	保管 保管責任 財産を占有する第三者 保管させることができる場合 滞納者に保管させる場合 第三者に保管させる場合 差押えを明白にする方法 差押えの効力 差押財産の搬出手続
<p style="text-align: center;">第 61 条関係 差し押さえた動産の使用収益</p>	<p style="text-align: center;">第 61 条関係 差し押さえた動産の使用収益</p>
滞納者の使用収益 第三者の使用収益	滞納者の使用収益 第三者の使用収益
<p style="text-align: center;">第 3 款 債権の差押え</p>	<p style="text-align: center;">第 3 款 債権の差押え</p>
<p style="text-align: center;">第 62 条関係 差押えの手続及び効力発生時期</p>	<p style="text-align: center;">第 62 条関係 差押えの手続及び効力発生時期</p>
債権 連帯債務者のある債権 保証人のある債権 差押えがされている債権 期限の定めのない債権 交互計算の特約のある債権 対抗要件を欠いて譲渡された債権 代理受領の目的となっている債権 譲渡禁止の特約のある債権 手形又は小切手の振り出されている債権 敷金	債権 連帯債務者のある債権 保証人のある債権 差押えがされている債権 期限の定めのない債権 交互計算の特約のある債権 対抗要件を欠いて譲渡された債権 代理受領の目的となっている債権 譲渡禁止の特約のある債権 手形又は小切手の振り出されている債権 敷金

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>預金</u></p> <p>国又は地方公共団体に対する債権</p> <p>郵便貯金</p> <p>不渡異議申立預託金</p> <p>公示催告中の手形等に係る債権</p> <p>換地の所有権の移転があった場合の清算金交付請求権</p> <p>差押手続</p> <p>差押えの効力</p> <p>差押えの登録の嘱託</p> <p><u>債権譲渡に係る登記</u></p> <p style="text-align: center;">第 62 条の 2 振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p><u>差押手続</u></p> <p><u>差押えの効力</u></p> <p style="text-align: center;">第 63 条関係 差し押さえる債権の範囲</p> <p>差し押さえる債権の範囲</p> <p>一部差押えの手続</p> <p style="text-align: center;">第 64 条関係 抵当権等により担保される債権の差押え</p> <p>債権差押えの登記の嘱託</p> <p>債権譲渡又は担保権の処分と差押えとの関係</p> <p>債権差押えの通知</p> <p>他の担保権のある債権の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 65 条関係 債権証書の取上げ</p> <p>債権証書の取上げ</p> <p>債権証書の返還等</p> <p style="text-align: center;">第 66 条関係 継続的な収入に対する差押えの効力</p> <p>継続的な収入</p> <p>差押えの効力の及ぶ範囲</p>	<p><u>権利金</u></p> <p><u>無記名預金等</u></p> <p>国又は地方公共団体に対する債権</p> <p>郵便貯金</p> <p>不渡異議申立預託金</p> <p>公示催告中の手形等に係る債権</p> <p>換地の所有権の移転があった場合の清算金交付請求権</p> <p>差押手続</p> <p>差押えの効力</p> <p>差押えの登録の嘱託</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 63 条関係 差し押さえる債権の範囲</p> <p>差し押さえる債権の範囲</p> <p>一部差押えの手続</p> <p style="text-align: center;">第 64 条関係 抵当権等により担保された債権の差押え</p> <p>債権差押えの登記の嘱託</p> <p>債権譲渡又は担保権の処分と差押えとの関係</p> <p>債権差押えの通知</p> <p>他の担保権のある債権の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 65 条関係 債権証書の取上げ</p> <p>債権証書の取上げ</p> <p>債権証書の返還等</p> <p style="text-align: center;">第 66 条関係 継続的な収入に対する差押えの効力</p> <p>継続的な収入</p> <p>差押えの効力の及ぶ範囲</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 67 条関係 差し押さえた債権の取立て</p> <p>取立て 取立不能の判定 取立財産の差押え 徴収したものとみなす 弁済の委託</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 不動産等の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 68 条関係 不動産の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>法第 68 条の適用を受ける財産 民法上の不動産 財団を組成しない工場抵当権の目的となっている土地又は建物 地上権 永小作権 立木法による立木 工場財団 鉱業財団等 鉱業権 特定鉱業権 漁業権 入漁権 採石権 ダム使用権 鉄道財団等 不動産の共有持分 差押手續 差押えの効力 各別の所有者に属する工場を含む工場財団の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 69 条関係 差押不動産の使用収益</p> <p>使用又は収益の制限</p> <p style="text-align: center;">第 70 条関係 船舶又は航空機の差押え</p> <p>船舶又は航空機</p>	<p style="text-align: center;">第 67 条関係 差し押さえた債権の取立て</p> <p>取立て 取立不能の判定 取立財産の差押え 徴収したものとみなす 弁済の委託</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 不動産等の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 68 条関係 不動産の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>法第 68 条の適用を受ける財産 民法上の不動産 財団を組成しない工場抵当の目的となっている土地又は建物 地上権 永小作権 立木法による立木 工場財団 鉱業財団等 鉱業権 特定鉱業権 漁業権 入漁権 採石権 ダム使用権 鉄道財団等 不動産の共有持分 差押手續 差押えの効力 各別の所有者に属する工場を含む工場財団の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 69 条関係 差押不動産の使用収益</p> <p>使用又は収益の制限</p> <p style="text-align: center;">第 70 条関係 船舶又は航空機の差押え</p> <p>船舶又は航空機</p>

改正後	改正前
<p>差押手続 差押えの効力 停泊 監守保存の処分 航行の許可 共有持分の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 71 条関係 自動車、建設機械又は小型船舶の差押え</p> <p>自動車、建設機械又は小型船舶 差押手続 差押えの効力 自動車検査証の占有 監守保存の処分 徴収職員の占有 共有持分の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 5 款 無体財産権等の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 72 条関係 特許権等の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>第三債務者等がない無体財産権等 特許権 実用新案権 意匠権 商標権 育成者権 回路配置利用権 著作権 著作隣接権 共有特許権等 源泉権 差押手続 差押えの効力</p> <p style="text-align: center;">第 73 条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>第三債務者等がある無体財産権等 電話加入権</p>	<p>差押手続 差押えの効力 停泊 監守保存の処分 航行の許可 共有持分の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 71 条関係 自動車又は建設機械の差押え</p> <p>自動車又は建設機械 差押手続 差押えの効力 自動車検査証の占有 監守保存の処分 徴収職員の占有 共有持分の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 5 款 無体財産権等の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 72 条関係 特許権等の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>第三債務者等がない無体財産権等 特許権 実用新案権 意匠権 商標権 (新設) (新設) 著作権 著作隣接権 共有特許権等 源泉権 差押手続 差押えの効力</p> <p style="text-align: center;">第 73 条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>第三債務者等がある無体財産権等 電話加入権</p>

改正後	改正前
<p>持分会社の社員の持分 (削除) 協同組合等の組合員等の持分 信用金庫の会員の持分 漁業信用基金協会の会員の持分 民法による組合の組合員の持分 <u>有限責任事業組合の組合員の持分</u> 無尽講及びたのもし講の講員の持口 営業無尽の加入者の権利 動産の共有持分 株式 買戻権 特許権の専用実施権及び通常実施権等 <u>共有専用実施権等</u> <u>出版権</u> 引湯権 ゴルフ会員権 <u>預託株券等</u> 差押手続 差押えの効力 預託証書等の取上げ 取立て</p>	<p><u>合名会社及び合資会社の社員の持分</u> <u>有限会社の社員の持分</u> 協同組合等の組合員等の持分 信用金庫の会員の持分 漁業信用基金協会の会員の持分 民法による組合の組合員の持分 (新設) 無尽講又はたのもし講の講員の持口 営業無尽の加入者の権利 動産の共有持分 (新設) 買戻権 特許権の実施権等 <u>出版権</u> <u>共有専用実施権等</u> 引湯権 ゴルフ会員権 (新設) 差押手続 差押えの効力 預託証書等の取上げ 取立て</p>
<p style="text-align: center;">第 74 条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p>	<p style="text-align: center;">第 74 条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p>
<p>払戻し等の請求ができる組合等 払戻し等の請求ができる場合 払戻し等の請求 債権者代位による払戻請求との関係</p>	<p>払戻し等の請求ができる組合等 払戻し等の請求ができる場合 払戻し等の請求 債権者代位による払戻請求との関係</p>
<p style="text-align: center;">第 6 款 差押禁止財産</p>	<p style="text-align: center;">第 6 款 差押禁止財産</p>
<p style="text-align: center;">第 75 条関係 一般の差押禁止財産</p>	<p style="text-align: center;">第 75 条関係 一般の差押禁止財産</p>
<p>差押禁止 第 1 号の財産 第 2 号の財産 第 3 号の財産 第 4 号の財産</p>	<p>差押禁止 第 1 号の財産 第 2 号の財産 第 3 号の財産 第 4 号の財産</p>

改正後	改正前
<p>第5号の財産 第6号の財産 第7号の財産 第8号の財産 第9号の財産 第10号の財産 第11号の財産 第12号の財産 第13号の財産 他の法令により差押えが禁止されている財産</p> <p style="text-align: center;">第76条関係 給与の差押禁止</p> <p>給料等の差押禁止とその範囲 給料等に基づき支払を受けた金銭の差押禁止 賞与等及び退職手当等の差押禁止 滞納者の承諾がある場合の差押え</p> <p style="text-align: center;">第77条関係 社会保険制度に基づく給付の差押禁止</p> <p>退職年金等に係る債権 退職一時金等に係る債権</p> <p style="text-align: center;">第78条関係 条件付差押禁止財産</p> <p>条件付差押禁止 条件付差押禁止財産</p> <p style="text-align: center;">第7款 差押えの解除</p> <p style="text-align: center;">第79条関係 差押えの解除の要件</p> <p>差押えを解除しなければならない場合 差押えを解除することができる場合 差押えの解除の効力 他の規定による差押えの解除 差押国税の一部解除</p> <p style="text-align: center;">第80条関係 差押えの解除の手続</p>	<p>第5号の財産 第6号の財産 第7号の財産 第8号の財産 第9号の財産 第10号の財産 第11号の財産 第12号の財産 第13号の財産 他の法令により差押えが禁止されている財産</p> <p style="text-align: center;">第76条関係 給与の差押禁止</p> <p>給料等の差押禁止とその範囲 給料等に基づき支払を受けた金銭の差押禁止 賞与等及び退職手当等の差押禁止 滞納者の承諾がある場合の差押え</p> <p style="text-align: center;">第77条関係 社会保険制度に基づく給付の差押禁止</p> <p>退職年金等に係る債権 退職一時金等に係る債権</p> <p style="text-align: center;">第78条関係 条件付差押禁止財産</p> <p>条件付差押禁止 条件付差押禁止財産</p> <p style="text-align: center;">第7款 差押えの解除</p> <p style="text-align: center;">第79条関係 差押えの解除の要件</p> <p>差押えを解除しなければならない場合 差押えを解除することができる場合 差押えの解除の効力 他の規定により差押えの解除 差押国税の一部解除</p> <p style="text-align: center;">第80条関係 差押えの解除の手続</p>

改正後	改正前
<p>解除の手續 解除に伴う措置 <u>組織犯罪処罰法等との関係</u> 差押えの取消しの手續</p> <p style="text-align: center;">第 81 条関係 質権者等への差押解除の通知</p> <p>差押解除の通知</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 交付要求</p> <p style="text-align: center;">第 82 条関係 交付要求の手續</p> <p>交付要求ができる国税 交付要求ができる<u>期間の終期</u> <u>破産手続開始の決定があつた場合</u> 担保財産につき強制換価手續が開始された場合 交付要求の手續 交付要求の効果 滞調法の規定により二重差押えがされている場合 交付要求に係る強制執行につき続行決定があつた場合</p> <p style="text-align: center;">第 83 条関係 交付要求の制限</p> <p>交付要求の制限の意義 換価の容易な財産 徴収できると認められる場合</p> <p style="text-align: center;">第 84 条関係 交付要求の解除</p> <p>その他の理由 交付要求の解除手續 関係者への通知</p> <p style="text-align: center;">第 85 条関係 交付要求の解除の請求</p> <p>解除の請求ができる者 解除の請求ができる場合 請求に対する措置</p>	<p>解除の手續 解除に伴う措置 (新設) 差押えの取消しの手續</p> <p style="text-align: center;">第 81 条関係 質権者等への差押解除の通知</p> <p>差押解除の通知</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 交付要求</p> <p style="text-align: center;">第 82 条関係 交付要求の手續</p> <p>交付要求ができる国税 交付要求ができる<u>時期</u> (新設) 担保財産につき強制換価手續が開始された場合 交付要求の手續 交付要求の効果 滞調法の規定により二重差押えがされている場合 交付要求に係る強制執行につき続行決定があつた場合</p> <p style="text-align: center;">第 83 条関係 交付要求の制限</p> <p>交付要求の制限の意義 換価の容易な財産 徴収できると認められる場合</p> <p style="text-align: center;">第 84 条関係 交付要求の解除</p> <p>その他の理由 交付要求の解除手續 関係者への通知</p> <p style="text-align: center;">第 85 条関係 交付要求の解除の請求</p> <p>解除の請求ができる者 解除の請求ができる場合 請求に対する措置</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 86 条関係 参加差押えの手続</p> <p>参加差押えの手続 登記の嘱託 質権者等への通知</p> <p style="text-align: center;">第 87 条関係 参加差押えの効力</p> <p>参加差押えに係る差押えの効力 動産等の引渡し 換価の催告 換価の催告を受けた場合</p> <p style="text-align: center;">第 88 条関係 参加差押えの制限、解除等</p> <p>参加差押えの制限 参加差押えの解除 参加差押えの登記の抹消の嘱託 参加差押えの解除の請求</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 財産の換価</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 通則</p> <p style="text-align: center;">第 89 条関係 換価する財産の範囲</p> <p>差押財産 換価することができる債権 一括換価 換価ができない場合 換価の効果 譲渡の制限</p> <p style="text-align: center;">第 90 条関係 換価の制限</p> <p>換価手続の制限 果実等の換価制限 仕掛品等の換価制限 訴訟係属中の換価制限</p>	<p style="text-align: center;">第 86 条関係 参加差押えの手続</p> <p>参加差押えの手続 登記の嘱託 質権者等への通知</p> <p style="text-align: center;">第 87 条関係 参加差押えの効力</p> <p>参加差押えに係る差押えの効力 動産等の引渡し 換価の催告 換価の催告を受けた場合</p> <p style="text-align: center;">第 88 条関係 参加差押えの制限、解除等</p> <p>参加差押えの制限 参加差押えの解除 参加差押えの登記の抹消の嘱託 参加差押えの解除の請求</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 財産の換価</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 通則</p> <p style="text-align: center;">第 89 条関係 換価する財産の範囲</p> <p>差押財産 換価することができる債権 一括換価 換価ができない場合 換価の効果 譲渡の制限</p> <p style="text-align: center;">第 90 条関係 換価の制限</p> <p>換価手続の制限 果実等の換価制限 仕掛品等の換価制限 訴訟係属中の換価制限</p>

改正後	改正前
<p>不服申立て中の換価制限</p> <p style="text-align: center;">第 91 条関係 自動車等の換価前の占有</p> <p>占有を要しない場合</p> <p style="text-align: center;">第 92 条関係 買受人の制限</p> <p>買受けの禁止</p> <p style="text-align: center;">第 93 条関係 修理等の処分</p> <p>差押財産の修理等</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 公売</p> <p style="text-align: center;">第 94 条関係 公売</p> <p>公売の原則 公売の方法</p> <p style="text-align: center;">第 95 条関係 <u>公売公告</u></p> <p><u>公売公告</u>の手続 <u>公告</u>をすべき事項 <u>公売公告</u>の<u>掲示</u>等</p> <p style="text-align: center;">第 96 条関係 公売の通知</p> <p>質権者等に対する公売の通知 債権現在額申立書の提出の催告</p> <p style="text-align: center;">第 97 条関係 公売の場所</p> <p>公売をする場所</p> <p style="text-align: center;">第 98 条関係 見積価額の決定</p> <p>見積価額の意義 鑑定人による評価</p>	<p>不服申立て中の換価制限</p> <p style="text-align: center;">第 91 条関係 自動車等の換価前の占有</p> <p>占有を有しない場合</p> <p style="text-align: center;">第 92 条関係 買受人の制限</p> <p>買受けの禁止</p> <p style="text-align: center;">第 93 条関係 修理等の処分</p> <p>差押財産の修理等</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 公売</p> <p style="text-align: center;">第 94 条関係 公売</p> <p>公売の原則 公売の方法</p> <p style="text-align: center;">第 95 条関係 <u>公売広告</u></p> <p><u>公売広告</u>の手続 <u>公売</u>をすべき事項 <u>公売広告</u>の<u>提示</u>等</p> <p style="text-align: center;">第 96 条関係 公売の通知</p> <p>質権者等に対する公売の通知 債権現在額申立書の提出の催告</p> <p style="text-align: center;">第 97 条関係 公売の場所</p> <p>公売をする場所</p> <p style="text-align: center;">第 98 条関係 見積価額の決定</p> <p>見積価額の意義 鑑定人による評価</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 99 条関係 見積価額の公告等</p> <p>見積価額の公告 見積価額の公告の時期 見積価額の公告の方法 不動産等についての貸借権等の公告 見積価額を公告しない場合</p> <p style="text-align: center;">第 100 条関係 公売保証金</p> <p>公売保証金の納付に使用できる小切手 <u>納付保証委託契約</u> 公売保証金の買受代金への充当 <u>保証銀行等に公売保証金に相当する現金を納付させる場合</u> 公売保証金の国税への充当等 公売保証金の返還</p> <p style="text-align: center;">第 101 条関係 入札及び開札</p> <p>入札書の提出 入札書の引換え等の禁止 開札及び立会い</p> <p style="text-align: center;">第 102 条関係 再度入札</p> <p>再度入札</p> <p style="text-align: center;">第 103 条関係 競り売り</p> <p>競り売りの方法 再度競り売り</p> <p style="text-align: center;">第 104 条関係 最高価申込者の決定</p> <p>最高価申込者の決定 追加入札等 国税の完納による最高価申込者の決定の取消し</p> <p style="text-align: center;">第 104 条の 2 関係 次順位買受申込者の決定</p>	<p style="text-align: center;">第 99 条関係 見積価額の公告等</p> <p>見積価額の公告 見積価額の公告の時期 見積価額の公告の方法 不動産等についての貸借権等の公告 見積価額を公告しない場合</p> <p style="text-align: center;">第 100 条関係 公売保証金</p> <p>公売保証金の納付に使用できる小切手 (新設) 公売保証金の買受代金への充当 (新設) 公売保証金の国税への充当等 公売保証金の返還</p> <p style="text-align: center;">第 101 条関係 入札及び開札</p> <p>入札書の提出 入札書の引換え等の禁止 開札及び立会い</p> <p style="text-align: center;">第 102 条関係 再度入札</p> <p>再度入札</p> <p style="text-align: center;">第 103 条関係 競り売り</p> <p>競り売りの方法 再度競り売り</p> <p style="text-align: center;">第 104 条関係 最高価申込者の決定</p> <p>最高価申込者の決定 追加入札等 国税の完納による最高価申込者の決定の取消し</p> <p style="text-align: center;">第 104 条の 2 関係 次順位買受申込者の決定</p>

改正後	改正前
<p>公売保証金の不徴収との関係 次順位による<u>買受申込み</u> 次順位買受申込者の決定</p> <p style="text-align: center;">第 105 条関係 複数落札入札制による最高価申込者の決定</p> <p>複数落札入札制 <u>数量不足による入札の取消し</u></p> <p style="text-align: center;">第 106 条関係 入札又は競り売りの終了の告知等</p> <p>入札又は競り売りの終了の告知 終了の通知及び<u>公告</u></p> <p style="text-align: center;">第 107 条関係 再公売</p> <p>再公売ができる場合 再公売の手続</p> <p style="text-align: center;">第 108 条関係 公売実施の適正化のための措置</p> <p>公売参加の制限を受ける者 公売への参加制限 最高価申込者の決定の取消し等 公売保証金の国庫帰属</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 随意契約による売却</p> <p style="text-align: center;">第 109 条関係 随意契約による売却</p> <p>随意契約の意義 随意契約により売却できる場合 売却する場合の通知等 売却の場所 見積価額 公売保証金の不必要 あらかじめ<u>公告</u>した価額による売却 買受人となるべき者の決定の通知及び<u>公告</u></p>	<p>公売保証金の不徴収との関係 次順位による<u>買受けの申込み</u> 次順位買受申込者の決定</p> <p style="text-align: center;">第 105 条関係 複数落札入札制による最高価申込者の決定</p> <p>複数落札入札制 <u>公売保証金との関係</u></p> <p style="text-align: center;">第 106 条関係 入札又は競り売りの終了の告知等</p> <p>入札又は競り売りの終了の告知 終了の通知及び<u>広告</u></p> <p style="text-align: center;">第 107 条関係 再公売</p> <p>再公売ができる場合 再公売の手続</p> <p style="text-align: center;">第 108 条関係 公売実施の適正化のための措置</p> <p>公売参加の制限を受ける者 公売への参加制限 最高価申込者の決定の取消し等 公売保証金の国庫帰属</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 随意契約による売却</p> <p style="text-align: center;">第 109 条関係 随意契約による売却</p> <p>随意契約の意義 随意契約により売却できる場合 売却する場合の通知等 売却の場所 見積価額 公売保証金の不必要 あらかじめ<u>広告</u>した価額による売却 買受人となるべき者の決定の通知及び<u>広告</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="443 204 792 229">第 110 条関係 国による買入れ</p> <p data-bbox="147 264 342 290">農地法等との関係</p> <p data-bbox="517 325 712 351">第 4 款 売却決定</p> <p data-bbox="434 386 801 411">第 111 条関係 動産等の売却決定</p> <p data-bbox="147 446 320 504">売却の決定 売却決定の効果</p> <p data-bbox="385 539 851 564">第 112 条関係 動産等の売却決定の取消し</p> <p data-bbox="147 600 582 657">売却決定取消しと善意の買受人との関係 損害賠償責任</p> <p data-bbox="421 692 815 718">第 113 条関係 不動産等の売却決定</p> <p data-bbox="147 753 367 810">売却決定期日 売却決定に伴う処理</p> <p data-bbox="407 845 828 871">第 114 条関係 買受申込み等の取消し</p> <p data-bbox="147 906 560 995">滞納処分続行停止 入札等又は買受けの取消しに伴う措置 再公売との関係</p> <p data-bbox="448 1031 792 1056">第 5 款 代金納付及び権利移転</p> <p data-bbox="398 1091 837 1117">第 115 条関係 買受代金の納付の期限等</p> <p data-bbox="147 1152 439 1267">納付の期限 買受代金の納付 売却決定の取消し及び通知 法第 108 条との関係</p> <p data-bbox="407 1302 824 1327">第 116 条関係 買受代金の納付の効果</p> <p data-bbox="147 1362 320 1420">換価財産の取得 権利移転の時期</p>	<p data-bbox="1413 204 1762 229">第 110 条関係 国による買入れ</p> <p data-bbox="1111 264 1305 290">農地法等との関係</p> <p data-bbox="1487 325 1682 351">第 4 款 売却決定</p> <p data-bbox="1404 386 1771 411">第 111 条関係 動産等の売却決定</p> <p data-bbox="1111 446 1283 504">売却の決定 売却決定の効果</p> <p data-bbox="1355 539 1821 564">第 112 条関係 動産等の売却決定の取消し</p> <p data-bbox="1111 600 1545 657">売却決定取消しと善意の買受人との関係 損害賠償責任</p> <p data-bbox="1391 692 1785 718">第 113 条関係 不動産等の売却決定</p> <p data-bbox="1111 753 1330 810">売却決定期日 売却決定に伴う処理</p> <p data-bbox="1377 845 1798 871">第 114 条関係 買受申込み等の取消し</p> <p data-bbox="1111 906 1523 995">滞納処分続行停止 入札等又は買受けの取消しに伴う措置 再公売との関係</p> <p data-bbox="1417 1031 1762 1056">第 5 款 代金納付及び権利移転</p> <p data-bbox="1368 1091 1807 1117">第 115 条関係 買受代金の納付の期限等</p> <p data-bbox="1111 1152 1402 1267">納付の期限 買受代金の納付 売却決定の取消し及び通知 法第 108 条との関係</p> <p data-bbox="1377 1302 1794 1327">第 116 条関係 買受代金の納付の効果</p> <p data-bbox="1111 1362 1283 1420">換価財産の取得 権利移転の時期</p>

改正後	改正前
<p>危険負担の移転の時期 徴収したものとみなす</p> <p style="text-align: center;">第 117 条関係 国税の完納による売却決定の取消し</p> <p>国税の完納の証明 売却決定の取消し</p> <p style="text-align: center;">第 118 条関係 売却決定通知書の交付</p> <p>売却決定通知書 交付しない場合</p> <p style="text-align: center;">第 119 条関係 動産等の引渡し</p> <p>引渡しの方法</p> <p style="text-align: center;">第 120 条関係 有価証券の裏書等</p> <p>期限の指定 税務署長による裏書等</p> <p style="text-align: center;">第 121 条関係 権利移転の登記の嘱託</p> <p>法第 121 条の規定による場合 不動産登記法等の規定による場合 鉄道抵当法等の規定による場合</p> <p style="text-align: center;">第 122 条関係 債権等の権利移転の手続</p> <p>換価した債権等の権利移転の手続</p> <p style="text-align: center;">第 123 条関係 権利移転に伴う費用の負担</p> <p>権利移転に伴う費用 買受人の負担</p> <p style="text-align: center;">第 124 条関係 担保権の消滅又は引受け</p> <p>担保権等の消滅</p>	<p>危険負担の移転の時期 徴収したものとみなす</p> <p style="text-align: center;">第 117 条関係 国税の完納による売却決定の取消し</p> <p>国税の完納の証明 売却決定の取消し</p> <p style="text-align: center;">第 118 条関係 売却決定通知書の交付</p> <p>売却決定通知書 交付しない場合</p> <p style="text-align: center;">第 119 条関係 動産等の引渡し</p> <p>引渡しの方法</p> <p style="text-align: center;">第 120 条関係 有価証券の裏書等</p> <p>期限の指定 税務署長による裏書等</p> <p style="text-align: center;">第 121 条関係 権利移転の登記の嘱託</p> <p>法第 121 条の規定による場合 不動産登記法等の規定による場合 鉄道抵当法等の規定による場合</p> <p style="text-align: center;">第 122 条関係 債権等の権利移転の手続</p> <p>換価した債権等の権利移転の手続</p> <p style="text-align: center;">第 123 条関係 権利移転に伴う費用の負担</p> <p>権利移転に伴う費用 買受人の負担</p> <p style="text-align: center;">第 124 条関係 担保権の消滅又は引受け</p> <p>担保権等の消滅</p>

改正後	改正前
<p>担保権の引受け</p> <p style="text-align: center;">第 125 条関係 換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の嘱託</p> <p>消滅する権利の抹消の登記の嘱託 登録免許税の非課税</p> <p style="text-align: center;">第 126 条関係 担保責任</p> <p>民法第 568 条の規定の準用</p> <p style="text-align: center;">第 127 条関係 法定地上権等の設定</p> <p>法定地上権 法定賃借権</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 換価代金等の配当</p> <p style="text-align: center;">第 128 条関係 配当すべき金銭</p> <p>差押財産の売却代金 給付を受けた金銭 交付要求により交付を受けた金銭</p> <p style="text-align: center;">第 129 条関係 配当の原則</p> <p>配当する債権 国税に充てること 滞納者への交付等 配当 不服申立て等の期限の特例 附帯税等の徴収</p> <p style="text-align: center;">第 130 条関係 債権額の確認方法</p> <p>債権現在額の申立て 債権の確認 配当が受けられない場合</p>	<p>担保権の引受け</p> <p style="text-align: center;">第 125 条関係 換価に伴う消滅する権利の登記の抹消の嘱託</p> <p>消滅する権利の抹消の登記の嘱託 登録免許税の非課税</p> <p style="text-align: center;">第 126 条関係 担保責任</p> <p>民法第 568 条の規定の準用</p> <p style="text-align: center;">第 127 条関係 法定地上権等の設定</p> <p>法定地上権 法定賃借権</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 換価代金等の配当</p> <p style="text-align: center;">第 128 条関係 配当すべき金銭</p> <p>差押財産の売却代金 給付を受けた金銭 交付要求により交付を受けた金銭</p> <p style="text-align: center;">第 129 条関係 配当の原則</p> <p>配当する債権 国税に充てること 滞納者等への交付 配当 不服申立て等の期限の特例 附帯税等の徴収</p> <p style="text-align: center;">第 130 条関係 債権額の確認方法</p> <p>債権現在額の申立て 債権の確認 配当が受けられない場合</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 131 条関係 配当計算書</p> <p>配当計算書 配当計算書の記載事項 配当計算書の謄本の交付</p> <p style="text-align: center;">第 132 条関係 換価代金等の交付期日</p> <p>交付期日</p> <p style="text-align: center;">第 133 条関係 換価代金等の交付</p> <p>配当計算書 配当計算書に関する異議 第 1 号の異議 第 2 号の異議 第 3 号の異議 特殊な場合の供託 滞調法の規定による供託</p> <p style="text-align: center;">第 134 条関係 換価代金等の供託</p> <p>換価代金等の供託 供託の手続</p> <p style="text-align: center;">第 135 条関係 売却決定の取消しに伴う措置</p> <p>売却決定を取り消したとき 抹消の登記の嘱託 回復の登記の嘱託 代位</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 滞納処分費</p> <p style="text-align: center;">第 136 条関係 滞納処分費の範囲</p> <p>滞納処分費の範囲 滞納処分費として徴収できないもの 滞納処分費として徴収しない場合</p>	<p style="text-align: center;">第 131 条関係 配当計算書</p> <p>配当計算書 配当計算書の記載事項 配当計算書の謄本の交付</p> <p style="text-align: center;">第 132 条関係 換価代金等の交付期日</p> <p>交付期日</p> <p style="text-align: center;">第 133 条関係 換価代金等の交付</p> <p>配当計算書 配当計算書に関する異議 第 1 号の異議 第 2 号の異議 第 3 号の異議 特殊な場合の供託 滞調法の規定による供託</p> <p style="text-align: center;">第 134 条関係 換価代金等の供託</p> <p>換価代金等の供託 供託の手続</p> <p style="text-align: center;">第 135 条関係 売却決定の取消しに伴う措置</p> <p>売却決定を取り消したとき 抹消の登記の嘱託 回復の登記の嘱託 代位</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 滞納処分費</p> <p style="text-align: center;">第 136 条関係 滞納処分費の範囲</p> <p>滞納処分費の範囲 滞納処分費として徴収できないもの 滞納処分費として徴収しない場合</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="387 204 848 229">第 137 条関係 滞納処分費の配当等の順位</p> <p data-bbox="147 264 414 290">徴収の基因となった国税</p> <p data-bbox="396 325 837 351">第 138 条関係 滞納処分費の納入の告知</p> <p data-bbox="147 386 246 411">徴収手続</p> <p data-bbox="542 446 692 472">第 6 節 雑則</p> <p data-bbox="483 507 752 533">第 1 款 滞納処分の効力</p> <p data-bbox="327 568 909 593">第 139 条関係 相続等があった場合の滞納処分の効力</p> <p data-bbox="147 628 486 715">滞納処分の続行 承継財産についての執行 滞納者名義の財産に対する執行</p> <p data-bbox="266 750 967 775">第 140 条関係 仮差押え等がされた財産に対する滞納処分の効力</p> <p data-bbox="147 810 461 960">仮差押えの意義 仮処分の意義 滞納処分と仮差押えとの関係 滞納処分と仮処分との関係 担保の差押え</p> <p data-bbox="508 995 728 1021">第 2 款 財産の調査</p> <p data-bbox="459 1056 777 1082">第 141 条関係 質問及び検査</p> <p data-bbox="147 1117 557 1235">質問及び検査をすることができる場合 質問又は検査の相手方 質問又は検査の方法 罰則の適用</p> <p data-bbox="421 1270 813 1295">第 142 条関係 搜索の権限及び方法</p> <p data-bbox="147 1331 414 1417">搜索ができる場合 搜索ができる物及び場所 搜索の方法</p>	<p data-bbox="1355 204 1816 229">第 137 条関係 滞納処分費の配当等の順位</p> <p data-bbox="1111 264 1377 290">徴収の基因となった国税</p> <p data-bbox="1366 325 1807 351">第 138 条関係 滞納処分費の納入の告知</p> <p data-bbox="1111 386 1209 411">徴収手続</p> <p data-bbox="1512 446 1662 472">第 6 節 雑則</p> <p data-bbox="1453 507 1722 533">第 1 款 滞納処分の効力</p> <p data-bbox="1296 568 1879 593">第 139 条関係 相続等があった場合の滞納処分の効力</p> <p data-bbox="1111 628 1449 715">滞納処分の続行 承継財産についての執行 滞納者名義の財産に対する執行</p> <p data-bbox="1236 750 1937 775">第 140 条関係 仮差押え等がされた財産に対する滞納処分の効力</p> <p data-bbox="1111 810 1424 960">仮差押えの意義 仮処分の意義 滞納処分と仮差押えとの関係 滞納処分と仮処分との関係 担保の差押え</p> <p data-bbox="1476 995 1695 1021">第 2 款 財産の調査</p> <p data-bbox="1426 1056 1744 1082">第 141 条関係 質問及び検査</p> <p data-bbox="1111 1117 1520 1235">質問及び検査をすることができる場合 質問又は検査の相手方 質問又は検査の方法 罰則の適用</p> <p data-bbox="1391 1270 1783 1295">第 142 条関係 搜索の権限及び方法</p> <p data-bbox="1111 1331 1377 1417">搜索ができる場合 搜索ができる物及び場所 搜索の方法</p>

改正後	改正前
<p>時効の中断 刑法との関係</p> <p style="text-align: center;">第 143 条関係 搜索の時間制限</p> <p>搜索の時間の制限 日没後の搜索</p> <p style="text-align: center;">第 144 条関係 搜索の立会人</p> <p>立会人を置くべき場合 立会人の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 145 条関係 出入禁止</p> <p>出入禁止をすることができる場合 出入りが認められる者 出入禁止の方法 刑法との関係</p> <p style="text-align: center;">第 146 条関係 搜索調書の作成</p> <p>搜索調書の作成 搜索調書を作成しない場合</p> <p style="text-align: center;">第 146 条の 2 関係官公署等への協力要請</p> <p><u>官公署等への協力要請をすることができる場合</u> <u>官公署</u> <u>帳簿書類</u></p> <p style="text-align: center;">第 147 条関係 身分証明書の呈示等</p> <p>身分証明書の呈示</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 滞納処分に関する猶予及び停止等</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 換価の猶予</p> <p style="text-align: center;">第 151 条関係 換価の猶予の要件等</p>	<p>時効の中断 刑法との関係</p> <p style="text-align: center;">第 143 条関係 搜索の時間制限</p> <p>搜索の時間の制限 日没後の搜索</p> <p style="text-align: center;">第 144 条関係 搜索の立会人</p> <p>立会人を置くべき場合 立会人の範囲</p> <p style="text-align: center;">第 145 条関係 出入禁止</p> <p>出入禁止をすることができる場合 出入りが認められる者 出入禁止の方法 刑法との関係</p> <p style="text-align: center;">第 146 条関係 搜索調書の作成</p> <p>搜索調書の作成 搜索調書を作成しない場合</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 147 条関係 身分証明書の呈示等</p> <p>身分証明書の呈示</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 滞納処分に関する猶予及び停止等</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 換価の猶予</p> <p style="text-align: center;">第 151 条関係 換価の猶予の要件等</p>

改正後	改正前
<p>滞納者 換価の猶予の要件 猶予金額 猶予の効果 会社更生法による換価の猶予</p> <p style="text-align: center;">第 152 条関係 換価の猶予に係る分割納付、通知等</p> <p>換価の猶予の期間 担保 換価の猶予の通知 果実の収取等 換価の猶予の取消し</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 滞納処分の停止</p> <p style="text-align: center;">第 153 条関係 滞納処分の停止の要件等</p> <p>滞納者 滞納処分の停止の要件 滞納処分の停止の通知 滞納処分の停止の効果 納税義務の消滅 納税義務の消滅の通知</p> <p style="text-align: center;">第 154 条関係 滞納処分の停止の取消し</p> <p><u>滞納処分の停止を取り消す場合等</u> <u>滞納処分の停止の取消しの通知</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保全担保及び保全差押え</p> <p style="text-align: center;">第 158 条関係 保全担保</p> <p>保全担保の提供命令 抵当権の設定 担保の解除 他の税法の規定による保全担保との関係</p>	<p>滞納者 換価の猶予の要件 猶予金額 猶予の効果 会社更生法による換価の猶予</p> <p style="text-align: center;">第 152 条関係 換価の猶予に係る分割納付、通知等</p> <p>換価の猶予の期間 担保 換価の猶予の通知 果実の収取等 換価の猶予の取消し</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 滞納処分の停止</p> <p style="text-align: center;">第 153 条関係 滞納処分の停止の要件等</p> <p>滞納者 滞納処分の停止の要件 滞納処分の停止の通知 滞納処分の停止の効果 納税義務の消滅 納税義務の消滅の通知</p> <p style="text-align: center;">第 154 条関係 滞納処分の停止の取消し</p> <p>取り消す場合 取消しの通知</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保全担保及び保全差押え</p> <p style="text-align: center;">第 158 条関係 保全担保</p> <p>保全担保の提供命令 抵当権の設定 担保の解除 他の税法の規定による保全担保との関係</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 159 条関係 保全差押え</p> <p>保全差押え 担保の提供と差押え 差押え又は担保の解除 国税確定後の効力 交付要求 第三債務者等からの給付 無過失賠償</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 不服審査及び訴訟の特例</p> <p style="text-align: center;">第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例</p> <p>特例の適用を受ける不服申立て等 処分に関する欠陥 特例の適用を受ける処分及びその期限 特例の適用 <u>異議申立書等についての発信主義の適用除外</u></p> <p style="text-align: center;">第 172 条関係 差押動産等の搬出の制限</p> <p>搬出の制限</p> <p style="text-align: center;">第 173 条関係 不動産の売却決定等の取消しの制限</p> <p>処分に関する欠陥</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p style="text-align: center;">第 182 条関係 税務署長又は国税局長による滞納処分の執行</p> <p>滞納処分の引継ぎ</p> <p style="text-align: center;">第 183 条関係 税関長による滞納処分の執行</p> <p>税関長からの滞納処分の引継ぎ</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 罰則</p>	<p style="text-align: center;">第 159 条関係 保全差押え</p> <p>保全差押え 担保の提供と差押え 差押え又は担保の解除 国税確定後の効力 交付要求 第三債務者等からの給付 無過失賠償</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 不服審査及び訴訟の特例</p> <p style="text-align: center;">第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例</p> <p>特例の適用を受ける不服申立て等 処分に関する欠陥 特例の適用を受ける処分及びその期限 特例の適用 (新設)</p> <p style="text-align: center;">第 172 条関係 差押動産等の搬出の制限</p> <p>搬出の制限</p> <p style="text-align: center;">第 173 条関係 不動産の売却決定等の取消しの制限</p> <p>処分に関する欠陥</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p style="text-align: center;">第 182 条関係 税務署長又は国税局長による滞納処分の執行</p> <p>滞納処分の引継ぎ</p> <p style="text-align: center;">第 183 条関係 税関長による滞納処分の執行</p> <p>税関長からの滞納処分の引継ぎ</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 罰則</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 187 条関係 (滞納処分免脱罪)</p> <p>趣旨 犯罪の成立 犯罪行為の態様 処罰を受ける者 告発 公訴時効</p> <p style="text-align: center;">第 188 条関係 (質問不答弁、検査拒否等の罪)</p> <p>趣旨 犯罪行為の態様 告発及び公訴時効</p> <p style="text-align: center;">第 189 条関係 (両罰規定等)</p> <p>趣旨 両罰規定の適用 人格のない社団等の場合の刑事訴訟法の準用</p>	<p style="text-align: center;">第 187 条関係 (ほ税の罪)</p> <p>趣旨 犯罪の成立 犯罪行為の態様 処罰を受ける者 告発の手続 公訴時効</p> <p style="text-align: center;">第 188 条関係 (質問不答弁、検査拒否等の罪)</p> <p>趣旨 犯罪行為の態様 告発及び公訴時効</p> <p style="text-align: center;">第 189 条関係 (両罰規定等)</p> <p>趣旨 両罰規定の適用 人格のない社団等の場合の刑事訴訟法の準用</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="539 212 694 240">第1章 総則</p> <p data-bbox="517 308 716 336">第1条関係 目的</p> <p data-bbox="147 403 342 432">他の法律との関係</p> <p data-bbox="185 451 423 480">(国税通則法との関係)</p> <p data-bbox="147 499 1088 576">1 国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定めている国税通則法（以下「通則法」という。）の規定は、原則として、国税の徴収に関しても適用される。</p> <p data-bbox="170 595 1088 719">国税徴収法（以下「法」という。）は、国税の滞納処分及び国税の徴収に関しては、通則法に対し特別法の地位にあるので、法に特別の定めがある場合には、その規定が適用される（<u>通則法第4条</u>）。</p> <p data-bbox="170 738 304 767">(注) (省略)</p> <p data-bbox="185 834 400 863">(他の法律との関係)</p> <p data-bbox="147 882 1088 959">2 国税の滞納処分及び国税の徴収に関しては、法は一般法の地位にあるから、他の法律に特別の定めがあるときは、その規定が適用される。</p> <p data-bbox="170 978 1088 1246">(注) 滞納処分に関する特別の規定の例としては、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（以下「滞調法」という。）、所得税法第117条《予定納税額の滞納処分の特例》、会社更生法第24条第2項《滞納処分の中止命令等》、<u>第25条第1項《包括的禁止命令》</u>及び第50条第2項《滞納処分の中止等》、破産法第25条第1項《包括的禁止命令》及び第43条第1項《<u>新たな滞納処分の禁止</u>》等の規定がある。</p> <p data-bbox="517 1313 716 1342">第2条関係 定義</p>	<p data-bbox="1503 212 1657 240">第1章 総則</p> <p data-bbox="1480 308 1680 336">第1条関係 目的</p> <p data-bbox="1111 403 1305 432">他の法律との関係</p> <p data-bbox="1149 451 1386 480">(国税通則法との関係)</p> <p data-bbox="1111 499 2051 576">1 国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定めている国税通則法（以下「通則法」という。）の規定は、原則として、国税の徴収に関しても適用される。</p> <p data-bbox="1133 595 2051 719">国税徴収法（以下「法」という。）は、国税の滞納処分及び国税の徴収に関しては、通則法に対し特別法の地位にあるので、法に特別の定めがある場合には、その規定が適用される（<u>通則法4条</u>）。</p> <p data-bbox="1133 738 1267 767">(注) (同左)</p> <p data-bbox="1149 834 1364 863">(他の法律との関係)</p> <p data-bbox="1111 882 2051 959">2 国税の滞納処分及び国税の徴収に関しては、法は一般法の地位にあるから、他の法律に特別の定めがあるときは、その規定が適用される。</p> <p data-bbox="1133 978 2051 1198">(注) 滞納処分に関する特別の規定の例としては、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（以下「滞調法」という。）、所得税法第117条《予定納税額の滞納処分の特例》、会社更生法第37条第2項《滞納処分の中止命令等》及び第67条第2項《滞納処分の中止等》、破産法第71条第1項《滞納処分の<u>続行の許容</u>》等の規定がある。</p> <p data-bbox="1480 1313 1680 1342">第2条関係 定義</p>

改正後	改正前
<p>1 (省略)</p> <p>関税、とん税及び特別とん税</p> <p>2 法第2条第1号の「関税、とん税及び特別とん税」とは、国が課する税のうち、関税法及び関税定率法その他関税に関する法律の規定により輸入貨物に対し課する税（<u>関税法第3条</u>）並びにとん税法又は特別とん税法の規定により外国貿易船（とん税法第2条第1項、<u>関税法第2条第1項第5号</u>）の開港（とん税法第2条第1項、<u>関税法第2条第1項第11号</u>）への入港に対し課する税（とん税法第1条、特別とん税法第1条）をいう。</p> <p>地方税</p> <p>(地方団体の徴収金)</p> <p>3 法第2条第2号の「地方団体の徴収金」とは、地方税法の規定によって道府県又は市町村（都、特別区及び全部事務組合を含む。）が賦課徴収する地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう（<u>同法第1条第1項第14号、第2項、第2条</u>）。</p> <p><u>(注)1 消費税法第45条第1項第4号の消費税額を課税標準として課する地方消費税（譲渡割）については、当分の間、国が、消費税の徴収の例により、消費税の徴収と併せて行うものとされており（地方税法附則第9条の4第1項）、消費税法第47条第1項第2号の課税標準額に対する消費税又は同法第50条第2項の規定により徴収すべき消費税額（消費税に係る延滞税を含まないものとする。）を課税標準として課する地方消費税（貨物割）については、国が、消費税の徴収の例により、消費税の徴収と併せて行うものとされている（地方税法第72条の100第1項）。</u></p> <p>2 全部事務組合とは、2以上の町村が、その事務の全部を共同処理するため、協</p>	<p>1 (同左)</p> <p>関税、とん税及び特別とん税</p> <p>2 法第2条第1号の「関税、とん税及び特別とん税」とは、国が課する税のうち、関税法及び関税定率法その他関税に関する法律の規定により輸入貨物に対し課する税（<u>関税法3条</u>）並びにとん税法又は特別とん税法の規定により外国貿易船（とん税法第2条第1項、<u>関税法2条第1項5号</u>）の開港（とん税法第2条第1項、<u>関税法2条第1項11号</u>）への入港に対し課する税（とん税法第1条、特別とん税法第1条）をいう。</p> <p>地方税</p> <p>(地方団体の徴収金)</p> <p>3 法第2条第2号の「地方団体の徴収金」とは、地方税法の規定によって道府県又は市町村（都、特別区及び全部事務組合を含む。）が賦課徴収する地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう（<u>同法1条第1項14号</u>）。</p>

改正後	改正前
<p><u>議によって規約を定め、都道府県知事の許可を受けて設立する組合をいう（地方自治法第 284 条第 5 項）。</u></p> <p>（都、特別区及び全部事務組合の賦課徴収権）</p> <p>4 都及び特別区については地方税法中道府県及び市町村に関する規定がそれぞれ準用されている（同法第 1 条第 2 項）ので、都及び特別区は、地方税を賦課徴収することができる。また、全部事務組合は、地方税法の適用については一町村とみなされ（地方税法第 1 条第 4 項）、地方税の賦課徴収権を有している（地方税法第 2 条）。</p> <p>（削除）</p> <p>消費税等</p> <p>5 法第 2 条第 3 号の「消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油石炭税」には、これらの税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び延滞税並びに消費税に係る重加算税が含まれる（通則法第 69 条、第 60 条第 4 項）。</p> <p>（注）消費税等（消費税を除く。）については、重加算税は課されないことに留意する（通則法第 68 条第 4 項）。</p> <p>附帯税</p> <p>6 （省略）</p> <p>（利子税）</p> <p>7 法第 2 条第 4 号の「利子税」とは、通則法第 64 条《利子税》の規定により納付すべき国税をいい、例えば、所得税法第 131 条第 3 項《確定申告税額の延納に係る利子</p>	<p>（都、特別区及び全部事務組合の賦課徴収権）</p> <p>4 都及び特別区については地方税法中道府県及び市町村に関する規定がそれぞれ準用されている（同法 1 条 2 項）ので、都及び特別区は、地方税を賦課徴収することができる。また、全部事務組合（地方自治法 284 条 2 項）は、地方税法の適用については一町村とみなされ（地方税法 1 条 4 項）、地方税の賦課徴収権を有している。</p> <p><u>（注）全部事務組合とは、2 以上の町村が、その事務の全部を共同処理するため、協議によって規約を定め、都道府県知事の許可を受けて設立する組合をいう。</u></p> <p>消費税等</p> <p>5 法第 2 条第 3 号の「消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税」には、これらの税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び延滞税並びに課税資産の譲渡等に係る消費税に係る重加算税が含まれる（通則法 69 条、60 条 4 項）。</p> <p>（注）消費税等（課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。）については、重加算税は課されないことに留意する（通則法 68 条 4 項）。</p> <p>附帯税</p> <p>6 （同左）</p> <p>（利子税）</p> <p>7 法第 2 条第 4 号の「利子税」とは、通則法第 64 条《利子税》の規定により納付すべき国税をいい、例えば、所得税法第 131 条第 3 項《確定申告税額の延納に係る利子</p>

改正後	改正前
<p>税》、第 136 条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税》、法人税法第 75 条第 7 項《確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、第 75 条の 2 第 6 項《確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、<u>第 81 条の 23 第 2 項《連結確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》</u>、第 81 条の 24 第 6 項《<u>連結確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税</u>》、相続税法第 52 条《<u>延納等に係る利子税</u>》、<u>第 53 条《物納等に係る利子税</u>》、租税特別措置法第 70 条の 4 第 29 項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係る利子税》及び第 70 条の 6 第 35 項《農地等についての相続税の納税猶予等に係る利子税》等の規定に基づく国税がある。</p>	<p>税》、第 136 条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税》、法人税法第 75 条第 7 項《確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、第 75 条の 2 第 6 項《確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、<u>第 78 条第 4 項《延納に係る利子税</u>》、相続税法第 52 条《利子税》、租税特別措置法第 41 条の 10 第 7 項《<u>農業生産法人に現物出資した個人が死亡した場合の延納に係る利子税</u>》、第 70 条の 4 第 15 項《<u>農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係る利子税</u>》及び第 70 条の 6 第 19 項《<u>農地等についての相続税の納税猶予等に係る利子税</u>》等の規定に基づく国税がある。</p>
<p>8 (省略)</p>	<p>8 (同左)</p>
<p>公課</p> <p>9 法第 2 条第 5 号の「滞納処分の例により徴収することができる債権」とは、法又はこれに基づく命令に定める滞納処分の手続の規定を準用して徴収することができることとされている債権をいう。この場合において、これらの債権に関する法律の規定中、その徴収について、「<u>国税滞納処分の例による</u>」旨の規定があるもののほか、「<u>国税徴収の例による</u>」ものはもちろん、「<u>市町村税の滞納処分の例による</u>」等の間接準用の規定があるときも、<u>滞納処分の例により徴収することができる債権に該当する。</u></p>	<p>公課</p> <p>9 法第 2 条第 5 号の「滞納処分の例により徴収することができる債権」とは、法又はこれに基づく命令に定める滞納処分の手続の規定を準用して徴収することができることとされている債権をいう。この場合において、これらの債権に関する法律の規定中、その徴収について、「<u>国税滞納処分の例による</u>」旨の規定があるもののほか、「<u>国税徴収の例による</u>」ものはもちろん、「<u>市町村税の滞納処分の例による</u>」等の間接準用の規定があるときも、<u>国税の滞納処分の例により徴収するものである。</u></p>
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>
<p>納税者</p> <p>10 法第 2 条第 6 号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 国税に関する法律の規定により国税（通則法第 2 条第 2 号に規定する<u>源泉徴収による国税に係る本税を除き</u>、<u>附帯税を含む。</u>）を納める義務がある者（(2)以下の者を除く。）</p>	<p>納税者</p> <p>10 法第 2 条第 6 号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 国税に関する法律の規定により国税（通則法 2 条 2 号に規定する<u>源泉徴収等による国税に係る附帯税を含む。</u>）を納める義務がある者（(2)以下の者を除く。）</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>登録免許税法第3条《納税義務者》、通則法第9条《共有物等に係る国税の連帯納付義務》、第9条の2《法人の分割に係る連帯納付の責任》、相続税法第34条《連帯納付責任》、法人税法第81条の28第1項《連結子法人の連帯納付の責任》等の規定によって連帯納付の義務又は責任を負う者</u></p> <p>(3) 第二次納税義務者</p> <p>(注) 法第24条第1項《譲渡担保財産からの納税者の国税の徴収》の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、法第10章《罰則》の適用について「納税者」とみなされる（<u>法第24条第9項</u>）。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 通則法第5条第1項《相続による国税の納付義務の承継》、第6条《法人の合併による国税の納付義務の承継》又は第7条《人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継》その他の法律の規定により相続、包括遺贈又は合併等に基因して(1)から(8)までに掲げる者の納付義務を承継した者</p> <p>(6) <u>法人税法第82条の17第1項《特定信託事務の引継ぎによる法人税の納付義務の承継》又は第2項《特定信託分割による法人税の納付義務の承継》の規定により納付義務を承継した者</u></p> <p>(7) <u>会社更生法第232条第1項《新会社の租税債務の承継》、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第148条《新協同組織金融機関等の租税債務の承継》、第321条《新相互会社等の租税債務の承継》、第342条《銀行についての会社更生法の規定の適用》、第358条《保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用》の規定により国税を承継することになった新会社、新協同組織金融機関、新株式会社又は新相互会社</u></p> <p>(8) <u>源泉徴収による国税（通則法第2条第2号の国税をいう。以下同じ。）を徴収して国に納付しなければならない者</u></p> <p>(9) （省略）</p>	<p>(2) <u>相続税法第34条《連帯納付の義務》、登録免許税法第3条《納税義務者》、通則法第9条《共有物等に係る国税の連帯納付義務》等の規定によって連帯納付の義務又は責任を負う者</u></p> <p>(3) 第二次納税義務者</p> <p>(注) 法第24条第1項《譲渡担保財産からの納税者の国税の徴収》の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、法第10章《罰則》の適用について「納税者」とみなされる（<u>法24条7項</u>）。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) 通則法第5条第1項《相続による国税の納付義務の承継》、第6条《法人の合併による国税の納付義務の承継》又は第7条《人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継》その他の法律の規定により相続、包括遺贈又は合併等に基因して(1)から(7)までに掲げる者の納付義務を承継した者 （新設）</p> <p>(6) <u>会社更生法第269条第1項《新会社の租税債務の承継》の規定により国税を承継することになった新会社</u></p> <p>(7) <u>源泉徴収等による国税（通則法2条2号の国税をいう。以下同じ。）を徴収して国に納付しなければならない者</u></p> <p>(8) （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(10) (省略)</p> <p>第二次納税義務者</p> <p>11 「第二次納税義務者」とは、法第 2 条第 7 号に定める者のほか、法第 24 条第 3 項《譲渡担保財産に対する滞納処分》の規定による処分（同条第 4 項の規定によるものを含む。）を受ける譲渡担保権者も、その譲渡担保財産からの徴収に必要な範囲において、法第 2 条第 7 号の「第二次納税義務者」に該当する。</p> <p>保証人</p> <p>12 法第 2 条第 8 号の「保証人」とは、<u>通則法第 46 条第 5 項《納税の猶予》、相続税法第 38 条第 4 項《延納》、酒税法第 31 条第 1 項《酒税担保》等の規定により担保として提供された保証人（通則法第 50 条第 6 号）をいう。</u></p> <p>法第 2 条第 9 号の納付の期限</p> <p>13 法第 2 条第 9 号の「納付の期限」とは、納付すべき税額が確定した場合（<u>通則法第 15 条第 1 項、第 3 項参照</u>）における国税を納付すべき期限をいい、期限内申告、更正、決定、期限後申告、修正申告、納税の告知<u>若しくは延納等に係る納期限又は繰上請求に係る期限</u>がこれに該当し、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限はこれに含まれない。</p> <p>法定納期限</p> <p>(国税を納付すべき期限)</p> <p>14 法第 2 条第 10 号本文の「<u>国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限</u>」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 通則法第 11 条《災害等による期限の延長》の規定により国税の法定納期限が延</p>	<p>(9) (同左)</p> <p>第二次納税義務者</p> <p>11 「第二次納税義務者」とは、法第 2 条第 7 号に定める者のほか、法第 24 条第 3 項《譲渡担保財産に対する滞納処分》の規定による処分（同条 4 項の規定によるものを含む。）を受ける譲渡担保権者も、その譲渡担保財産からの徴収に必要な範囲において、法第 2 条第 7 号の「第二次納税義務者」に該当する。</p> <p>保証人</p> <p>12 法第 2 条第 8 号の「保証人」とは、<u>通則法第 50 条第 6 号《担保としての保証人の保証》、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下「輸徴法」という。）第 14 条第 4 号（担保としての保証人の保証）等の規定に基づく保証人をいう。</u></p> <p>法第 2 条第 9 号の納付の期限</p> <p>13 法第 2 条第 9 号の「納付の期限」とは、納付すべき税額が確定した場合（<u>通則法 15 条 1 項、3 項参照</u>）における国税を納付すべき期限をいい、期限内申告、更正、決定、期限後申告、修正申告、納税の告知<u>又は延納等に係る納期限</u>がこれに該当し、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限はこれに含まれない。</p> <p>法定納期限</p> <p>(国税を納付すべき期限)</p> <p>14 法第 2 条第 10 号本文の「<u>国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限</u>」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 通則法第 11 条《災害等による期限の延長》の規定により国税の法定納期限が延</p>

改正後	改正前
<p>長された場合には、その延長された期限が法定納期限となる。</p> <p>(2) 法人税法第 75 条第 1 項《確定申告書の提出期限の延長》、<u>第 75 条の 2 第 1 項《確定申告書の提出期限の延長の特例》</u>、<u>第 81 条の 23 第 1 項《連結確定申告書の提出期限の延長》</u>及び<u>第 81 条の 24 第 1 項《連結確定申告書の提出期限の延長の特例》</u>の規定により確定申告書の提出期限が延長された場合には、<u>その延長された期限が</u>法定納期限となる。</p> <p>(3) 相続税法第 31 条第 2 項《修正申告の特則》、租税特別措置法第 28 条の 3 第 7 項《転廃業助成金等による資産の取得又は改良をしなかった場合等の修正申告書》、<u>第 31 条の 2 第 7 項《優良住宅地の造成等のための譲渡に該当しないこととなった場合の修正申告等》</u>、第 33 条の 5 第 1 項《収用交換等に伴い代替資産を取得した場合の修正申告等》、第 37 条の 2 第 1 項及び第 2 項《特定の事業用資産の買換えの場合の修正申告等》、<u>第 69 条の 3 第 1 項《在外財産の価額が算定可能となった場合の修正申告等》</u>等の規定より納付すべき国税は、法第 2 条第 10 号イの国税には該当せず、これらの規定による修正申告等の申告の期限がその国税の法定納期限となる。</p> <p>(4) 租税特別措置法第 <u>86 条の 6</u>《<u>個人事業者に係る消費税の課税資産の譲渡等</u>についての確定申告期限の特例》の規定に該当する場合には、同条に規定する申告書の提出期限が法定納期限となる。</p> <p>(5) 酒税法第 30 条の 6 《納期限の延長》等の規定により、国税の法定納期限が延長された場合には、その延長された期限がその国税の法定納期限となる。</p> <p>(6) 通則法第 52 条第 2 項《保証人に対する告知》及び法第 32 条第 1 項《第二次納税義務者に対する告知》の規定による告知に基づき納付すべき国税については、これらの告知に係る納付の期限がその国税の法定納期限となる。</p> <p>(削除)</p>	<p>長された場合には、その延長された期限が、<u>法定納期限</u>となる。</p> <p>(2) 法人税法第 75 条第 1 項《確定申告書の提出期限の延長》<u>及び</u>第 75 条の 2 第 1 項《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により確定申告書の提出期限が延長された場合にはその延長された期限が、<u>法定納期限</u>となる。</p> <p>(3) 相続税法第 31 条第 2 項《修正申告の特則》、租税特別措置法第 28 条の 3 第 7 項《転廃業助成金等による資産の取得又は改良をしなかった場合等の修正申告書》、第 31 条の 2 <u>第 6 項</u>《優良住宅地の造成等のための譲渡に該当しないこととなった場合の修正申告等》、第 33 条の 5 第 1 項《収用交換等に伴い代替資産を取得した場合の修正申告等》、第 37 条の 2 第 1 項及び第 2 項《特定の事業用資産の買換えの場合の修正申告等》、<u>第 69 条の 2 第 1 項</u>《在外財産の価額が算定可能となった場合の修正申告等》等の規定より納付すべき国税は、法第 2 条第 10 号イの国税には該当せず、これらの規定による修正申告等の申告の期限が、<u>その国税の法定納期限</u>となる。</p> <p>(4) 租税特別措置法第 <u>86 条の 4</u>《<u>消費税の課税資産の譲渡等</u>についての確定申告期限の特例》の規定に該当する場合は、同条に規定する申告書の提出期限が法定納期限となる。</p> <p>(5) 酒税法第 30 条の 6 《納期限の延長》等の規定により、国税の法定納期限が延長された場合には、その延長された期限が、<u>その国税の法定納期限</u>となる。</p> <p>(6) 通則法第 52 条第 2 項《保証人に対する告知》及び法第 32 条第 1 項《第二次納税義務者に対する告知》の規定による告知に基づき納付すべき国税については、これらの告知に係る納付の期限が、<u>その国税の法定納期限</u>となる。</p> <p>(7) <u>租税特別措置法第 41 条の 8 第 1 項《山林を現物出資した場合の納期限の延長》</u>、<u>第 41 条の 9 第 1 項《農業生産法人に現物出資した場合の納期限の延長》</u>等の規定</p>

改正後	改正前
<p>(繰上げに係る期限)</p> <p>15 法第2条第10号本文の「繰上げに係る期限」には、通則法第52条第6項《保証人に対する準用規定》又は法第32条第3項《第二次納税義務者に対する準用規定》において準用する通則法第38条第2項《繰上請求の手続》の繰上げに係る期限が含まれるものとする。</p> <p>(延納に係る期限)</p> <p>16 法第2条第10号本文の「延納に係る期限」とは、所得税法第131条第1項《確定申告税額の延納》、第132条第1項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》並びに相続税法第38条第1項前段及び第3項《延納》の規定による延納に係る期限をいう。</p> <p>なお、租税特別措置法第70条の4《農地等を贈与した場合の納税の猶予》及び第70条の6《農地等についての相続税の納税の猶予等》の規定による納税の猶予に係る期限は、上記の相続税法の規定による延納に係る期限に含まれる（租税特別措置法第70条の4第26項、第70条の6第32項）。</p> <p>(納税の猶予)</p> <p>17 法第2条第10号本文の「納税の猶予」とは、通則法第46条第1項、第2項及び第3項《納税の猶予の要件》の規定による納税の猶予をいう。</p> <p>なお、会社更生法第169条第1項《租税等の請求権の取扱い》の規定による納税の猶予に係る期限については、法第2条第10号本文の「納税の猶予」に係る期限に準ずるものとする。</p>	<p><u>により延長された場合には、その延長がなかったものとした場合における国税を納付すべき期限（いわゆる本来の納期限）が、その国税の法定納期限となる（同法41条の8第10項、41条の9第7項等）。</u></p> <p>(繰上げに係る期限)</p> <p>15 法第2条第10号本文の「繰上げに係る期限」には、通則法第52条第6項又は法第32条第3項において準用する通則法第38条第2項《繰上請求の手続》の繰上げに係る期限が含まれるものとする。</p> <p>(延納)</p> <p>16 法第2条第10号本文の「延納」とは、所得税法第131条第1項《確定申告税額の延納》、第132条第1項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》、<u>法人税法第78条第1項《確定申告税額の延納》</u>並びに相続税法第38条第1項前段及び第3項《延納》の規定による延納をいう。</p> <p>なお、租税特別措置法第41条の10第1項《農業生産法人に現物出資した個人が死亡した場合の延納》の規定による延納は、<u>法第2条第10号の適用については、所得税法の規定による延納とみなされる（租税特別措置法41条の10第8項）。</u></p> <p>(納税の猶予)</p> <p>17 会社更生法第122条第1項《租税等の請求権》の規定に<u>基づく</u>納税の猶予に係る期限については、法第2条第10号本文の「納税の猶予」に係る期限に準ずるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(徴収に関する猶予)</p> <p>18 法第2条第10号本文の「徴収に関する猶予」とは、通則法第23条第5項ただし書《更正の請求があった場合の徴収の猶予》、第105条第2項、第4項及び第6項《不服申立てがあった場合の徴収の猶予》、所得税法第118条《予定納税額の徴収猶予》、相続税法第40条第1項《延納の申請があった場合の徴収の猶予》及び第42条第29項《物納の申請があった場合の徴収の猶予》等の規定による徴収の猶予をいう。</p>	<p>(徴収に関する猶予)</p> <p>18 法第2条第10号本文の「徴収に関する猶予」とは、通則法第23条第5項ただし書《更正の請求があった場合の徴収の猶予》、第105条第2項、第4項及び第6項《不服申立てがあった場合の徴収の猶予》、所得税法第118条《予定納税額の徴収猶予》、相続税法第40条第1項《延納の申請があった場合の徴収の猶予》及び第42条第5項《物納の申請があった場合の徴収の猶予》等の規定による徴収の猶予をいう。</p>
<p>(滞納処分に関する猶予)</p> <p>19 法第2条第10号本文の「滞納処分に関する猶予」とは、法第151条第1項《換価の猶予の要件》の規定による換価の猶予をいう。</p> <p>なお、会社更生法第169条第1項《租税等の請求権の取扱い》の規定による換価の猶予に係る期限については、法第2条第10号本文の「滞納処分に関する猶予」に係る期限に準ずるものとする。</p>	<p>(滞納処分に関する猶予)</p> <p>19 法第2条第10号本文の「滞納処分に関する猶予」とは、法第151条第1項《換価の猶予の要件》の規定による換価の猶予及び会社更生法第122条第1項《租税等の請求権》の規定に基づく換価の猶予等をいう。</p>
<p>(期限後申告等に係る国税の法定納期限)</p> <p>20 法第2条第10号イの「納付すべき期限」とは、<u>通則法第35条第2項に規定する期限後申告書若しくは修正申告書に記載した、又は更正通知書若しくは決定通知書に記載された納付すべき国税について、当該期限内申告に係る国税として納付すべきであった期限をいう。</u></p> <p>なお、法第2条第10号イの「納付すべき国税」には、国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき税額が含まれる（通則法第35条第2項各号かつこ書。所得税法第128条、法人税法第77条等参照）。</p> <p>(即時徴収に係る国税の法定納期限)</p>	<p>(期限後申告等に係る国税の法定納期限)</p> <p>20 法第2条第10号イの「納付すべき期限」とは、<u>例えば、期限後申告書が提出された申告所得税について、その期限後申告書が申告期限までに提出されたものとした場合の納期限（いわゆる本来の納期限。翌年3月15日）をいう。</u></p> <p>なお、法第2条第10号イの「納付すべき国税」には、国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき税額が含まれる（通則法第35条第2項各号かつこ書。所得税法第128条、法人税法第77条など参照）。</p> <p>(即時徴収に係る国税の法定納期限)</p>

改正後	改正前
<p>21 法第 2 条第 10 号ハの「一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税」には、例えば、酒税法第 28 条の 3 第 6 項《未納税引取りの場合の即時徴収》の規定により徴収する酒税があり、また、法第 2 条第 10 号ハの「当該事実が生じた日」とは、当該酒税について酒税法第 28 条の 3 第 2 項《未納税取引事実の証明》の期限を経過した日をいう。</p> <p>(附帯税等の法定納期限)</p> <p>22 附帯税又は滞納処分費の「法定納期限」は、その徴収の基因となった国税の法定納期限と同一であり、また、附帯税又は滞納処分費に係る滞納処分費の「法定納期限」も、当該国税の法定納期限と同一である（法第 2 条第 10 号）。</p> <p>23・24 (省略)</p> <p>(強制執行)</p> <p>25 法第 2 条第 12 号の「強制執行」とは、民事執行法（以下「執行法」という。）、民事執行規則（以下「執行規則」という。）、鉄道抵当法、軌道ノ抵当ニ関スル法律又は運河法の規定により、請求権の目的たる給付を執行機関たる執行裁判所又は執行官によって強制的に実現するための手続をいう。</p> <p>(注)1 仮差押え及び仮処分は、法第 2 条第 12 号の「強制執行」には含まれない。</p> <p>2 航空機、自動車、建設機械、小型船舶、預託株券等（株券等の保管及び振替に関する法律（以下「株券等保管振替法」という。）第 14 条第 1 項《保管振替機関への預託》（同法第 39 条、第 39 条の 2、第 39 条の 5、第 39 条の 7、第 39 条の 9 及び第 39 条の 10 において準用する場合を含む。）の規定により保管振替機関に預託された株券その他の有価証券をいう。以下同じ。）及び振替社債等（社債等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 2 条第 1 項《定義》</p>	<p>21 法第 2 条第 10 号ハの「一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税」には、例えば、酒税法第 28 条の 2 第 6 項《未納税引取りの場合の即時徴収》の規定により徴収する酒税があり、また、法第 2 条第 10 号ハの「当該事実が生じた日」とは、当該酒税について酒税法第 28 条の 2 第 2 項《未納税取引事実の証明》の期限を経過した日をいう。</p> <p>(附帯税等の法定納期限)</p> <p>22 附帯税又は滞納処分費の「法定納期限」は、その徴収の基因となった国税の法定納期限と同一であり、また、附帯税又は滞納処分費に係る滞納処分費の「法定納期限」も、当該国税の法定納期限と同一である（法 2 条 10 号）。</p> <p>23・24 (同左)</p> <p>(強制執行)</p> <p>25 法第 2 条第 12 号の「強制執行」とは、民事執行法（以下「執行法」という。）、民事執行規則（以下「執行規則」という。）、鉄道抵当法、軌道ノ抵当ニ関スル法律又は運河法の規定により、請求権の目的たる給付を執行機関たる執行裁判所又は執行官によって強制的に実現するための手続をいう。</p> <p>(注)1 仮差押え及び仮処分は、法第 2 条第 12 号の「強制執行」には含まれない。</p> <p>2 航空機、自動車及び建設機械の強制執行又は担保権の実行としての競売の手続は、執行規則で定めることになっている（航空法 8 条の 4、道路運送車両法 97 条、建設機械抵当法 26 条）。</p>

改正後	改正前
<p><u>の社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものをいう。以下同じ。)</u>の強制執行又は担保権の実行としての競売の手続は、執行規則で定めることになっている（航空法第8条の4、道路運送車両法第97条、建設機械抵当法第26条、<u>小型船舶の登録等に関する法律</u>（以下「<u>小型船舶登録法</u>」という。）第27条、株券等保管振替法第38条、社債等振替法第130条）。</p> <p>（担保権の実行としての競売）</p> <p>26 法第2条第12号の「担保権の実行としての競売」とは、執行法、執行規則又は農業用動産抵当権実行令の規定により、裁判所又は執行官によって行われる質権、抵当権又は先取特権の行使に基づく競売をいう。</p> <p>（注1）<u>担保不動産収益執行（執行法第180条第2号）は、担保権の実行としての競売に含まれる（同法第1条）。</u></p> <p>2 留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売（以下26において「<u>形式的競売</u>」という。執行法第195条参照）は、法第2条第12号の「担保権の実行としての競売」には含まれない。</p> <p>なお、形式的競売には、例えば、共有物分割のための競売（民法第258条第2項）、遺産の換価のための競売（家事審判法第15条の4）、商人間の売買の目的物を換金して保管するための競売（商法第524条）等がある。</p> <p>27 （省略）</p> <p>（破産手続）</p> <p>28 法第2条第12号の「破産手続」とは、破産法の定めるところにより<u>債務者の財産又は相続財産を清算する手続をいう（破産法第2条第1項）。</u></p>	<p>（担保権の実行としての競売）</p> <p>26 法第2条第12号の「担保権の実行としての競売」とは、執行法、執行規則又は農業用動産抵当権実行令の規定により、裁判所又は執行官によって行われる質権、抵当権又は先取特権の行使に基づく競売をいう。</p> <p>（注）留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売（以下「<u>形式的競売</u>」<u>（執行法195条参照）という。</u>）は、法第2条第12号の「担保権の実行としての競売」には含まれない。</p> <p>なお、形式的競売には、例えば、共有物分割のための競売（民法258条第2項）、遺産の換価のための競売（家事審判法15条の4）、商人間の売買の目的物を換金して保管するための競売（商法524条）等がある。</p> <p>27 （同左）</p> <p>（破産手続）</p> <p>28 法第2条第12号の「破産手続」とは、破産法の定めるところにより<u>行われる裁判上の手続をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>執行機関</p> <p>29 法第 2 条第 13 号の「執行機関」とは、強制換価手続を執行する機関をいい、滞納処分についてはこれを執行する国の行政機関、地方公共団体の機関その他の者（以下「行政機関等」という。）、強制執行又は担保権の実行としての競売については執行裁判所及び執行官、<u>執行法第 167 条の 2 第 2 項に規定する少額訴訟債権執行については裁判所書記官、企業担保権の実行手続については裁判所、破産手続については破産管財人を、それぞれいう。</u></p> <p>なお、<u>執行法第 94 条《管理人の選任》に規定する強制管理（執行法第 188 条により担保不動産収益執行について準用する場合を含む。）</u>における管理人は、執行裁判所の補助機関であって、法第 2 条第 13 号の「執行機関」ではない。</p> <p style="text-align: center;">第 3 条関係 人格のない社団等に対するこの法律の適用</p> <p>人格のない社団等</p> <p>1・2 （省略）</p> <p>（人格のない社団等についての代表者又は管理人の定め）</p> <p>3 「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがある」とは、当該社団又は財団の定款、寄付行為、規約等によって代表者又は管理人が定められている場合のほか、当該社団又は財団の業務に係る契約を締結し、その金銭、物品等を管理するなどの業務を主宰する者が事実上いることをいうものとする。したがって、法人でない社団又は財団で収益事業を行うものには、代表者又は管理人についての定めのないものは通常あり得ないことに留意する。</p>	<p>執行機関</p> <p>29 法第 2 条第 13 号の「執行機関」とは、強制換価手続を執行する機関をいい、滞納処分についてはこれを執行する国の行政機関、地方公共団体の機関その他の者（以下「行政機関等」という。）、強制執行又は担保権の実行としての競売については執行裁判所及び執行官、<u>企業担保権の実行手続については裁判所、破産手続については破産管財人を、それぞれいう。</u></p> <p>なお、<u>執行法第 94 条《管理人の選任》に規定する強制管理における強制管理人は、執行裁判所の補助機関であって、法第 2 条第 13 号の「執行機関」ではない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 条関係 人格のない社団等に対するこの法律の適用</p> <p>人格のない社団等</p> <p>1・2 （同左）</p> <p>（人格のない社団等についての代表者又は管理人の定め）</p> <p>3 「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがある」とは、当該社団又は財団の定款、寄付行為、規約等によって代表者又は管理人が定められている場合のほか、当該社団又は財団の業務に係る契約を締結し、その金銭、物品等を管理する等の業務を主宰する者が事実上いることをいうものとする。したがって、法人でない社団又は財団で収益事業を行うものには、代表者又は管理人についての定めのないものは通常あり得ないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 国税と他の債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 一般的優先の原則</p> <p style="text-align: center;">第 8 条関係 国税優先の原則</p> <p>納税者の総財産</p> <p>1 法第 8 条の「納税者の総財産」とは、納税者に帰属する財産で差押えが禁止されているものを除いたすべての財産をいうが、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる財産に限定される。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 法第 36 条第 2 号《<u>実質課税額等の第二次納税義務</u>》規定により、国税の賦課の基因となった資産の貸付けに係る財産から納税者の国税を徴収する場合には、その財産（取得財産を含む。）</p> <p>(4) 法第 37 条《<u>共同的な事業者の第二次納税義務</u>》の規定により、納税者の事業の遂行に欠くことができない重要な財産であって、<u>第二次納税義務者に帰属するもの</u>から納税者の国税を徴収する場合には、その財産（取得財産を含む。）</p> <p>(5)～(8) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>国税の優先徴収 (その他の債権)</p> <p>3 法第 8 条の「その他の債権」とは、<u>国税、地方税を除くすべての債権（公課を含む。）</u>で金銭の給付を目的とするものをいう。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 国税と他の債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 一般的優先の原則</p> <p style="text-align: center;">第 8 条関係 国税優先の原則</p> <p>納税者の総財産</p> <p>1 法第 8 条の「納税者の総財産」とは、納税者に帰属する財産で差押えが禁止されているものを除いたすべての財産をいうが、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる財産に限定される。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 法第 36 条第 2 号《課税額等の第二次納税義務》規定により、国税の賦課の基因となった資産の貸付けに係る財産から納税者の国税を徴収する場合には、その財産（取得財産を含む。）</p> <p>(4) 法第 37 条《共同的な事業者の第二次納税義務》の規定により、納税者の事業の遂行に欠くことができない<u>第二次納税義務者の重要な財産</u>から納税者の国税を徴収する場合には、その財産（取得財産を含む。）</p> <p>(5)～(8) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>国税の優先徴収 (その他の債権)</p> <p>3 法第 8 条の「その他の債権」とは、<u>国税、地方税及び公課以外の債権</u>で金銭の給付を目的とするものをいう。</p>

改正後	改正前
<p>4 (省略)</p> <p>国税の優先徴収の例外 (法における優先徴収の例外)</p> <p>5 法第 59 条第 3 項後段及び第 4 項《動産の前払賃料の優先配当》並びに第 71 条第 4 項《自動車等の前払賃料の優先配当等の準用規定》の規定により、これらに規定する前払借賃に相当する債権が国税（<u>法第 10 条の滞納処分費を除く。</u>）に先立って配当されることがある。</p> <p>(他の法律における優先徴収の例外)</p> <p>6 法以外の法律の規定により、国税が地方税、公課その他の債権と同順位又は後順位になる場合として、次のものがある。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 収容貨物が関税法の規定により公売又は随意契約により売却された場合には、同法第 85 条第 1 項《公売代金等の充当》の規定により、公売又は随意契約による売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金及び関税が国税に優先する。</p> <p>(注) 上記の場合において、<u>国税に優先する質権又は留置権により担保される債権は、配当を受けることができず、残金があるときに所有者に交付するに先立って交付を受けることができるにすぎない</u>（関税法第 85 条第 2 項参照）。</p> <p>(3) 国税を徴収すべき外国貨物について、関税を徴収するための換価又は交付要求が<u>された場合には、関税法第 9 条の 5 第 1 項及び第 2 項後段《徴収の順位》の規定により、当該外国貨物に係る関税が国税に優先する。</u></p> <p>公課が徴した担保との関係</p>	<p>4 (同左)</p> <p>国税の優先徴収の例外 (法における優先徴収の例外)</p> <p>5 法第 59 条第 3 項後段及び第 4 項《動産の前払賃料の優先配当》並びに第 71 条第 4 項《自動車等の前払賃料の優先配当等の準用規定》の規定により、これらに規定する前払借賃に相当する債権が国税（法 10 条の滞納処分費を除く。）に先立って配当されることがある。</p> <p>(他の法律における優先徴収の例外)</p> <p>6 法以外の法律の規定により、国税が地方税、公課その他の債権と同順位又は後順位になる場合として、次のものがある。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 収容貨物が関税法の規定により公売又は随意契約により売却された場合には、同法第 85 条第 1 項《公売代金等の充当》の規定により、公売又は随意契約による売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金及び関税が国税に優先する。</p> <p>(注) 上記の場合においては、<u>国税は質権又は留置権により担保される債権に先立って配当される</u>（関税法 85 条 2 項）。</p> <p>(3) 国税を徴収すべき外国貨物について、関税を徴収するための換価又は交付要求を<u>した場合には、関税法第 9 条の 4 第 1 項及び第 2 項後段《徴収の順位》の規定により、関税が国税に優先する。</u></p> <p>公課が徴した担保との関係</p>

改正後	改正前
<p>7 公課が担保を徴している場合における当該公課と国税との関係は、公課に関する法律が国税に劣後する旨の優先順位を規定している場合であっても、法第2章第3節から第5節まで《国税と被担保債権との調整等》に規定する私債権と国税との関係と同様に取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9条関係 強制換価手続の費用の優先</p> <p>交付要求</p> <p>1 法第9条の「交付要求」とは、法第82条第1項《交付要求の手続》、第86条第1項《参加差押えの手続》、第159条第9項《保全差押えに係る交付要求》（通則法第38条第4項において準用する場合を含む。）、滞調法第36条の10第1項《みなし交付要求》及び通則法第39条第3項《強制換価の場合の消費税等の徴収の特例》の交付要求をいう。</p> <p>配当すべき金銭</p> <p>2 法第9条の「配当すべき金銭」とは、それぞれ次に掲げる金銭をいう。</p> <p>(1) <u>滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）</u>の場合は、<u>法第128条第1号又は第2号に掲げる金銭（法第129条第1項参照）</u>又はこれに準ずる金銭（第128条関係5参照）</p> <p>(2) 不動産、船舶、航空機、自動車、<u>建設機械及び小型船舶</u>に係る強制執行又は担保権の実行としての競売の場合は、その売却代金（<u>執行法第86条第1項第1号、第121条、第188条、第189条、第192条、第193条、航空法第8条の4第2項、道路運送車両法第97条第2項、建設機械抵当法第26条第2項、小型船舶登録法第27条第2項、執行規則第84条、第97条、第98条、第98条の2、第175条から第177条の2まで</u>）</p>	<p>7 公課が担保を徴している場合における当該公課と国税との関係は、公課に関する法律が国税に劣後する旨の優先順位を規定しているにかかわらず、法第2章第3節から第5節まで《国税と被担保債権との調整等》に規定する私債権と国税との関係と同様に取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9条関係 強制換価手続の費用の優先</p> <p>交付要求</p> <p>1 法第9条の「交付要求」とは、法第82条第1項《交付要求の手続》、第86条第1項《参加差押えの手続》、第159条第9項《保全差押えに係る交付要求》（通則法第38条第4項において準用する場合を含む。）、滞調法第36条の10第1項《みなし交付要求》及び通則法第39条第3項《強制換価の場合の消費税等の徴収の特例》交付要求をいう。</p> <p>配当すべき金銭</p> <p>2 法第9条の「配当すべき金銭」とは、それぞれ次に掲げる金銭をいう。</p> <p>(1) <u>滞納処分（法5章）、滞納処分の例による処分、国税滞納処分の例による処分、国税徴収の例による処分、市町村税の滞納処分の例による処分等</u>の場合は、<u>法第129条第1項《配当の原則》の換価代金等</u>又はこれに準ずる金銭（第128条関係5参照）</p> <p>(2) 不動産、船舶、航空機、自動車及び<u>建設機械</u>に係る強制執行又は担保権の実行としての競売の場合は、その売却代金（<u>執行法86条第1項1号、121条、188条、189条、192条、193条、航空法8条の4第2項、道路運送車両法97条第2項、建設機械抵当法26条第2項、執行規則84条、97条、98条、175条から177条まで</u>）</p> <p style="text-align: center;">なお、上記の売却代金には、次のものが含まれる。</p>

改正後	改正前
<p>なお、上記の売却代金には、次のものが含まれる。</p> <p>イ 差押債権者が、競売手続の取り消されることを回避するため提供した保証（手続費用及び優先債権の見込額を超える額で差押債権者が申し出た額と<u>買受可能価額</u>との差額）がある場合には、その申出額から現実に売却された売却代金の額を控除した額（<u>執行法第 86 条第 1 項第 2 号、第 63 条第 2 項第 2 号</u>）</p> <p>〔例〕 <u>買受可能価額</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>1,100</u> 万円 <u>執行費用及び優先債権額</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>1,300</u> 万円 <u>申出額</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>1,310</u> 万円 <u>提供した保証</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>210</u> 万円 <u>売却代金</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>1,200</u> 万円 この場合には、売却代金 <u>1,200</u> 万円のほか、提供した保証 <u>210</u> 万円のうち <u>110</u> 万円（<u>1,310</u> 万円－<u>1,200</u> 万円）も売却代金となる。</p> <p>ロ 買受人が買受代金を納付しないことにより売却決定が取り消された場合（<u>執行法第 80 条</u>参照）には、買受人が提供した保証（<u>同法第 86 条第 1 項第 3 号</u>）</p> <p>(3) 動産に係る強制執行又は担保権の実行としての競売の場合は、売得金、差押金銭又は手形等の支払金（<u>執行法第 139 条第 1 項、第 192 条</u>）</p> <p>(4) 債権及びその他の財産権に係る強制執行又は担保権の実行としての競売の場合は、次に掲げるもの（<u>執行法第 166 条第 1 項、第 193 条第 2 項</u>）</p> <p>イ 第三債務者が供託した場合（<u>同法第 156 条第 1 項、第 2 項、第 157 条第 5 項</u>参照） 供託金</p> <p>ロ （省略）</p> <p>ハ 動産の引渡請求権の執行としてその引渡しを受け売却した場合（<u>同法第 163 条第 2 項</u>参照） 売得金</p> <p>(5) 強制管理及び担保不動産収益執行の場合は、<u>執行法第 98 条第 1 項</u>《債務者に対する収益等の分与》の規定による分与をした後の収益又はその換価代金から、不動産</p>	<p>イ 差押債権者が、競売手続の取り消されることを回避するため提供した保証（手続費用及び優先債権の見込額を超える額で差押債権者が申し出た額と<u>最低売却価額</u>との差額）がある場合には、その申出額から現実に売却された売却代金の額を控除した額（<u>執行法 86 条 1 項 2 号、63 条 2 項 2 号</u>）</p> <p>〔例〕 <u>最低売却価額</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>110</u> 万円 <u>執行費用及び優先債権額</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>130</u> 万円 <u>申出額</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>131</u> 万円 <u>提供した保証</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>21</u> 万円 <u>売却代金</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>120</u> 万円 この場合には、売却代金 <u>120</u> 万円のほか、提供した保証 <u>21</u> 万円のうち <u>11</u> 万円（<u>131</u> 万円－<u>120</u> 万円）も売却代金となる。</p> <p>ロ 買受人が買受代金を納付しないことにより売却決定が取り消された場合（<u>執行法 80 条</u>参照）には、買受人が提供した保証（<u>同法 86 条 1 項 3 号</u>）</p> <p>(3) 動産に係る強制執行又は担保権の実行としての競売の場合は、売得金、差押金銭又は手形等の支払金（<u>執行法 139 条 1 項、192 条</u>）</p> <p>(4) 債権及びその他の財産権に係る強制執行又は担保権の実行としての競売の場合は、次に掲げるもの（<u>執行法 166 条 1 項、193 条 2 項</u>）</p> <p>イ 第三債務者が供託した場合（<u>同法 156 条 1 項、2 項、157 条 5 項</u>参照） 供託金</p> <p>ロ （同左）</p> <p>ハ 動産の引渡請求権の執行としてその引渡しを受け売却した場合（<u>同法 163 条 2 項</u>参照） 売得金</p> <p>(5) 強制管理の場合は、<u>執行法第 98 条第 1 項</u>《債務者に対する収益等の分与》の規定による分与をした後の収益又はその換価代金から、不動産に対して課される租税</p>

改正後	改正前
<p>産に対して課される租税その他の公課及び管理人の報酬その他の必要な費用を控除した金銭（同法第 106 条第 1 項、第 188 条）</p> <p>(6) 農業用動産抵当権実行令の規定による競売の場合は、その売得金（同令第 1 条、執行法第 139 条第 1 項、第 192 条）</p> <p>(7) 企業担保権の実行手続の場合は、売却代金と企業担保権の目的となる会社の金銭（管財人が費用及び報酬に充てた金銭を含む。）との合計額に相当する金銭（企業担保法第 52 条）</p> <p>(8) 鉄道抵当法第 3 章《強制競売及強制管理》、軌道ノ抵当ニ関スル法律又は運河法の規定による強制競売の場合は、その競落代金（鉄道抵当法第 68 条、第 71 条、第 77 条の 2、軌道ノ抵当ニ関スル法律第 1 条、運河法第 13 条）</p> <p>(9) 鉄道抵当法第 3 章、軌道ノ抵当ニ関スル法律又は運河法の規定による強制管理の場合は、その鉄道財団、軌道財団又は運河財団の収入に係る金銭（鉄道抵当法第 87 条等）</p>	<p>その他の公課及び管理人の報酬その他の必要な費用を控除した金銭（同法 106 条 1 項）</p> <p>(6) 農業用動産抵当権実行令の規定による競売の場合は、その売得金（同令 1 条、執行法 139 条 1 項、192 条）</p> <p>(7) 企業担保権の実行手続の場合は、売却代金と企業担保権の目的となる会社の金銭（管財人が費用及び報酬に充てた金銭を含む。）との合計額に相当する金銭（企業担保法 52 条）</p> <p>(8) 鉄道抵当法第 3 章《強制競売及強制管理》、軌道ノ抵当ニ関スル法律又は運河法の規定による強制競売の場合は、その競落代金（鉄道抵当法 68 条、71 条、77 条の 2、軌道ノ抵当ニ関スル法律 1 条、運河法 13 条）</p> <p>(9) 鉄道抵当法第 3 章、軌道ノ抵当ニ関スル法律又は運河法の規定による強制管理の場合は、その鉄道財団、軌道財団又は運河財団の収入に係る金銭（鉄道抵当法 87 条など）</p>
<p>手続に係る費用</p> <p>3 法第 9 条の「手続に係る費用」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 滞納処分の場合には、法第 136 条《滞納処分費の範囲》に規定する費用又はこれに準ずる費用</p> <p>(注) 上記の「これに準ずる費用」としては、地方税の督促手数料がある（地方税法第 14 条の 3 参照）。</p> <p>(2) 強制執行の場合は、強制執行の準備費用としての執行文の付与、判決の送達、判決確定証明書の付与（裁判上の費用）、執行の申立てをするため出頭するに必要な旅費（裁判外の費用に限る。）等の費用及び強制執行の開始によって生じた費用としての執行官の手数料、立替金、鑑定費用、保証供与の費用、差押財産の保存費用等（執行法第 42 条第 1 項参照）</p>	<p>手続に係る費用</p> <p>3 法第 9 条の「手続に係る費用」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）の場合には、法第 136 条《滞納処分費の範囲》に規定する費用又はこれに準ずる費用</p> <p>(注) 上記の「これに準ずる費用」としては、地方税の督促手数料がある（地方税法第 14 条の 3 参照）。</p> <p>(2) 強制執行の場合は、強制執行の準備費用としての執行文の付与、判決の送達、判決確定証明書の付与（裁判上の費用）、執行の申立てをするため出頭するに必要な旅費（裁判外の費用に限る。）等の費用と強制執行の開始によって生じた費用としての執行官の手数料、立替金、鑑定費用、保証供与の費用、差押財産の保存費用等（執行法 42 条 1 項参照）</p>

改正後	改正前
<p>(3) 担保権の実行としての競売の場合又は企業担保法による企業担保権の実行手続の場合は、(2)に準ずる費用（<u>執行法第 194 条及び企業担保法第 17 条第 2 項</u>において準用する<u>執行法第 42 条</u>参照）</p> <p>(4) 鉄道抵当法、軌道ノ抵当ニ関スル法律又は運河法の規定による強制競売又は強制管理の場合は、(2)に準ずる費用（<u>鉄道抵当法第 68 条第 1 項</u>等参照）</p> <p>(5) 破産手続の場合は、<u>破産法第 148 条第 1 項第 1 号</u>《<u>財団債権となる請求権</u>》に規定する裁判上の費用、<u>第 2 号</u>に規定する管理、換価及び配当に関する費用（<u>破産管財人の報酬</u>（昭和 45.10.30 最高判参照）及び<u>保全管理命令</u>（<u>同法第 91 条</u>）が発令された場合において保全管理人が権限に基づいてした行為によって生じた<u>請求権のうちその財産の管理及び換価に関する費用の請求権</u>（<u>同法第 148 条第 4 項、第 152 条第 2 項</u>かつ<u>こ書き</u>）並びに<u>同法第 42 条第 2 項</u>ただし書《<u>強制執行等の失効の特例</u>》の規定により破産管財人が破産財団のために強制執行等の手続を続行する場合の費用（<u>同法第 42 条第 4 項</u>参照）</p>	<p>(3) 担保権の実行としての競売の場合又は企業担保法による企業担保権の実行手続の場合は、(2)に準ずる費用（<u>執行法 194 条及び企業担保法 17 条</u>において準用する<u>執行法 42 条</u>参照）</p> <p>(4) 鉄道抵当法、軌道ノ抵当ニ関スル法律又は運河法の規定による強制競売又は強制管理の場合は、(2)に準ずる費用（<u>鉄道抵当法 68 条 1 項</u>等参照）</p> <p>(5) 破産手続の場合は、<u>破産法第 47 条第 1 号</u>《<u>財団債権の範囲</u>》に規定する裁判上の費用、<u>第 3 号</u>に規定する管理、換価及び配当に関する費用（<u>破産管財人の報酬</u>を含む。昭和 45.10.30 最高判）、<u>同法第 70 条第 1 項</u>ただし書《<u>強制執行等の失効の特例</u>》の規定により破産管財人が破産財団のために強制執行等の手続を続行する場合の費用（<u>同法 70 条 2 項</u>参照）</p>
<p>4 （省略）</p>	<p>4 （同左）</p>
<p>強制換価手続の費用が優先しない場合 （強制管理等）</p> <p>5 不動産の強制管理又は担保不動産収益執行の場合には、<u>執行法第 106 条第 1 項</u>《<u>配当等に充てるべき金銭等</u>》（<u>執行法第 188 条</u>により準用する場合を含む。）の規定により不動産に対して課される租税は、管理の費用に先立って弁済を受ける。</p> <p>（破産）</p>	<p>強制換価手続の費用が優先しない場合 （強制管理）</p> <p>5 不動産の強制管理の場合には、<u>執行法第 106 条第 1 項</u>《<u>配当等に充てるべき金銭等</u>》の規定により不動産に対して課される租税は、管理の費用に先立って弁済を受ける。</p> <p>（破産）</p>
<p>6 破産手続の場合において破産財団が財団債権の総額を弁済するに不足することが明らかになったときは、<u>破産法第 152 条</u>《<u>破産財団不足の場合の弁済方法等</u>》の規定に</p>	<p>6 破産手続の場合において破産財団が財団債権の総額を弁済するに不足することが明らかになったときは、<u>破産法第 51 条第 1 項</u>《<u>財団不足の場合の弁済方法</u>》の規定に</p>

改正後	改正前
<p>より、<u>財団債権である国税は、破産法第 148 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 152 条第 2 項かつこ書に規定する破産手続上の費用（これに該当する国税を含む。なお、第 9 条関係 3 の(5)参照）を優先弁済した破産財団の残余の部分につき、まだ弁済されていない他の財団債権とともに、債権額の割合に応じて平等弁済を受ける。</u></p>	<p>より、<u>財団債権である破産手続上の費用（破産管財人の報酬を除く。）と財団債権である国税とは平等弁済を受ける。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 10 条関係 直接の滞納処分費の優先</p>	<p style="text-align: center;">第 10 条関係 直接の滞納処分費の優先</p>
<p>滞納処分による換価</p> <p>1 法第 10 条の「滞納処分により換価」とは、公売（法第 94 条、第 107 条）、随意契約による売却（法第 109 条、第 110 条）、差押債権（法第 53 条第 1 項の保険金等の支払を受ける権利を含む。）又は差押有価証券若しくは差押無体財産権等に係る債権の取立て（法第 67 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 73 条第 5 項、第 74 条）及び国税滞納処分の例による処分（通則法第 52 条第 1 項、第 53 条）としての換価をいう。</p>	<p>滞納処分による換価</p> <p>1 法第 10 条の「滞納処分により換価」とは、公売（法 94 条、107 条）、随意契約による売却（法 109 条、110 条）、差押債権（法 53 条 1 項の保険金等の支払を受ける権利を含む。）又は差押有価証券若しくは差押無体財産権等に係る債権の取立て（法 67 条 1 項、57 条 1 項、73 条 5 項、74 条）及び国税滞納処分の例による処分（通則法 52 条 1 項、53 条）としての換価をいう。</p>
<p>滞納処分費の優先</p> <p>（滞納処分に係る滞納処分費）</p> <p>2 法第 10 条の「その滞納処分に係る滞納処分費」とは、納税者の財産につき滞納処分による換価をした場合において、その換価の目的となった財産についての滞納処分費（法第 136 条）で、その<u>換価処分の基礎</u>となった国税についての滞納処分費をいう。</p> <p>〔例 1〕 （省略）</p> <p>〔例 2〕 （省略）</p> <p>（前払借賃に対する滞納処分費の優先）</p> <p>3 法第 26 条第 1 号《国税及び地方税等と私債権との競合の調整》、第 59 条第 3 項後段及び第 4 項《動産の前払賃料の優先配当》並びに第 71 条第 4 項《自動車等の前払</p>	<p>滞納処分費の優先</p> <p>（滞納処分に係る滞納処分費）</p> <p>2 法第 10 条の「その滞納処分に係る滞納処分費」とは、納税者の財産につき滞納処分による換価をした場合において、その換価の目的となった財産についての滞納処分費（法 136 条）で、その<u>換価の基</u>因となった国税についての滞納処分費をいう。</p> <p>〔例 1〕 （同左）</p> <p>〔例 2〕 （同左）</p> <p>（前払借賃に対する滞納処分費の優先）</p> <p>3 法第 26 条第 1 号《国税及び地方税等と私債権との競合の調整》、第 59 条第 3 項後段及び第 4 項《動産の前払賃料の優先配当》並びに第 71 条第 4 項《自動車等の前払</p>

改正後	改正前
<p>賃料の優先配当等の準用規定》の規定により、滞納処分がされた財産を占有していた第三者の有する前払借賃に相当する債権は、その滞納処分に係る滞納処分費に次ぐものとして配当する。</p>	<p>賃料の優先配当等の準用規定》の規定においては、滞納処分がされた財産を占有していた第三者の有する前払借賃に相当する債権の配当順位が、その滞納処分に係る滞納処分費に次ぐものとして定められている。</p>
<p>第 11 条関係 強制換価の場合の消費税等の優先</p>	<p>第 11 条関係 強制換価の場合の消費税等の優先</p>
<p>1 (省略)</p>	<p>1 (同左)</p>
<p>優先徴収</p>	<p>優先徴収</p>
<p>(移出)</p>	<p>(移出)</p>
<p>2 法第 11 条の「移出」とは、それぞれ次に掲げる場合の移出をいう。</p>	<p>2 法第 11 条の「移出」とは、それぞれ次に掲げる場合の移出をいう。</p>
<p>(1) 酒税法第 6 条の 3 第 1 項第 4 号《酒類等の製造場に現存する酒類等が公売等により換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合</p>	<p>(1) 酒税法第 6 条の 3 第 1 項第 4 号《酒類等の製造場に現存する酒類等が公売等により換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合</p>
<p>(注) 酒税法第 28 条第 1 項《未納税移出》の規定の適用を受けて酒類製造者が酒類の製造場から移出する酒類については、上記に該当することはない(同法第 6 条の 3 第 1 項ただし書)。</p>	<p>(注) 酒税法第 28 条第 1 項《未納税移出》の規定の適用を受けて酒類製造者が酒類の製造場から移出する酒類については、上記に該当することはない(同法 6 条の 3 第 1 項ただし書)。</p>
<p>(2) <u>たばこ税法第 6 条第 3 項《製造たばこの製造場に現存する製造たばこが公売等により換価された場合のみなし移出》</u>の規定に該当する場合</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 揮発油税法第 5 条第 3 項《揮発油の製造場に現存する揮発油が公売等により換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合(地方道路税法第 7 条第 1 項参照)</p>	<p>(2) 揮発油税法第 5 条第 3 項《揮発油の製造場に現存する揮発油が公売等により換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合(地方道路税法 7 条 1 項参照)</p>
<p>(4) 地方道路税法第 7 条第 1 項《徴収》の規定により揮発油税に併せて徴収する地方道路税については、その揮発油について揮発油税法第 5 条第 3 項の規定に該当する場合(地方道路税法第 5 条第 1 項参照)</p>	<p>(3) 地方道路税法第 7 条第 1 項《徴収》の規定により揮発油税に併せて徴収する地方道路税については、その揮発油について揮発油税法第 5 条第 3 項の規定に該当する場合(地方道路税法 5 条 1 項参照)</p>
<p>(5) (省略)</p>	<p>(4) (同左)</p>
<p>(6) <u>石油石炭税法第 5 条第 3 項《原油及び石油製品等の採取場に現存する原油及び石</u></p>	<p>(5) <u>石油税法第 5 条第 3 項《石油の採取場に現存する石油が公売等により換価された</u></p>

改正後	改正前
<p>油製品等が公売等により換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合</p> <p>(公売又は売却)</p> <p>3 法第 11 条の「公売若しくは売却」とは、それぞれ次に掲げる場合の公売又は売却をいう（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下「輸徴法」という。）第 8 条第 1 項第 3 号、第 7 号）。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>徴収の手続</p> <p>5 法第 11 条を適用する場合における徴収の手続については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 通則法第 39 条《強制換価の場合の消費税等の徴収の特例》の規定により徴収する場合には、同条第 2 項の規定により、執行機関及び納税者に対し、徴収すべき税額その他必要な事項を書面により通知しなければならない（国税通則法施行令（以下「通則令」という。）第 10 条）。この通知の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(注) 上記の通知は、強制換価手続により換価に付される物品に係る消費税等（消費税を除く。）の納税地を所轄する税務署長が行う（<u>通則法第 43 条第 1 項、酒税法第 53 条の 2 等</u>）。</p> <p>(2) 輸徴法第 8 条第 1 項第 3 号又は第 7 号《公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収》の規定により徴収する場合には、通則法第 36 条第 1 項《納税の告知》の規定による納税の告知をする必要がない（輸徴法第 8 条第 3 項）。</p> <p>第 2 節 国税及び地方税の調整</p>	<p>場合のみなし移出》の規定に該当する場合</p> <p>(公売又は売却)</p> <p>3 法第 11 条の「公売若しくは売却」とは、それぞれ次に掲げる場合の公売又は売却をいう（<u>輸徴法 8 条 1 項 2 号、6 号</u>）。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>徴収の手続</p> <p>5 法第 11 条を適用する場合における徴収の手続については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 通則法第 39 条《強制換価の場合の消費税等の徴収の特例》の規定により徴収する場合には、同条第 2 項の規定により、執行機関及び納税者に対し、徴収すべき税額その他必要な事項を書面により通知しなければならない（国税通則法施行令（以下「通則令」という。）10 条）。この通知の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(注) 上記の通知は、強制換価手続により換価に付される物品に係る消費税等（<u>課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。</u>）の納税地を所轄する税務署長が行う（<u>酒税法 30 条の 2 第 1 項等</u>）。</p> <p>(2) 輸徴法第 8 条第 1 項第 2 号又は第 6 号《公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収》の規定により徴収する場合には、通則法第 36 条第 1 項《納税の告知》の規定による納税の告知をする必要がない（輸徴法 8 条 3 項）。</p> <p>第 2 節 国税及び地方税の調整</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 12 条関係 差押先着手による国税の優先</p> <p>差押先着手による優先 (交付要求)</p> <p>1 法第 12 条第 1 項の「交付要求」とは、法第 82 条第 1 項《交付要求の手続》、第 86 条第 1 項《参加差押えの手続》、第 159 条第 9 項《保全差押えに係る交付要求》(通則法第 38 条第 4 項において準用する場合を含む。)、地方税法第 68 条第 4 項《法人等の道府県民税に係る交付要求》、第 72 条の 68 第 4 項《事業税に係る交付要求》等の規定による交付要求をいう。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(劣後徴収)</p> <p>3 法第 12 条第 2 項の「次いで徴収する」とは、納税者の財産が国税又は地方税の滞納処分により差し押さえられた場合に、その執行機関に交付要求をした国税は、その換価代金につき、その差押えに係る国税又は地方税に劣後して徴収することをいう。</p> <p>差押先着手が適用されない場合</p> <p>4 法第 11 条《強制換価の場合の消費税等の優先》、第 14 条《担保を徴した国税の優先》、地方税法第 14 条の 4《強制換価の場合の道府県たばこ税等の優先》、第 14 条の 8《担保を徴した地方税の優先》の規定の適用がある場合には、法第 12 条の規定は適用されない。</p> <p>(注) 譲渡担保財産について、譲渡担保権者の国税又は地方税の滞納処分により差押えがされ、その差押えに対し譲渡担保の設定者の国税により交付要求がされた場合には、その設定者の国税を優先して徴収するため、当該差押えを交付要求とみなし、</p>	<p style="text-align: center;">第 12 条関係 差押先着手による国税の優先</p> <p>差押先着手による優先 (交付要求)</p> <p>1 法第 12 条第 1 項の「交付要求」とは、法第 82 条第 1 項《交付要求の手続》、第 86 条第 1 項《参加差押えの手続》、第 159 条第 9 項《保全差押えに係る交付要求》(通則法 38 条 4 項において準用する場合を含む。)、地方税法第 68 条第 4 項《法人等の道府県民税に係る交付要求》、第 72 条の 68 第 4 項《事業税に係る交付要求》等の規定による交付要求をいう。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(劣後徴収)</p> <p>3 法第 12 条第 2 項の「次いで徴収する」とは、納税者の財産が国税又は地方税により差し押さえられた場合に、その執行機関に交付要求をした国税は、その換価代金につき、その差押えに係る国税又は地方税に劣後して徴収することをいう。</p> <p>差押先着手が適用されない場合</p> <p>4 法第 11 条《強制換価の場合の消費税等の優先》、第 14 条《担保を徴した国税の優先》、地方税法第 14 条の 4《強制換価の場合の道府県たばこ税等の優先》、第 14 条の 8《担保を徴した地方税の優先》の規定の適用がある場合には、法第 12 条の規定は適用されない。</p> <p>(注) 譲渡担保財産について、譲渡担保権者の国税により差押えがされ、その差押えに対し譲渡担保の設定者の国税により交付要求がされた場合には、その設定者の国税を優先して徴収するため、当該差押えを交付要求とみなし、交付要求を差押えとみなすこ</p>

改正後	改正前
<p>交付要求を差押えとみなすことになっている（国税徴収法施行令（以下「令」という。）<u>第9条第1項前段</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第13条関係 交付要求先着手による国税の優先</p> <p>交付要求先着手による優先</p> <p>1 （省略）</p> <p>（交付要求の競合）</p> <p>2 納税者の財産につき強制換価手続（破産手続を除く。）が行われた場合において、国税又は地方税の交付要求が競合した<u>とき</u>、その優先順位は、交付要求のされた時の順位による。</p> <p>上記の交付要求のされた時とは、滞納処分にあつては、その行政機関等に交付要求書又は参加差押書が送達された時をいい、送達時が同時である場合には、これらの交付要求に係る国税及び地方税は同順位になるものとする。</p> <p>この同順位の場合における国税及び地方税に配当する金額は、債権現在額申立書に記載されている税額によりあん分計算したところによる。</p> <p>交付要求先着手が適用されない場合</p> <p>3 法第11条《強制換価の場合の消費税等の優先》、第14条《担保を徴した国税の優先》、地方税法第14条の4《強制換価の場合の道府県たばこ税等の優先》、第14条の8《担保を徴した地方税の優先》の規定の適用がある場合には、法第13条の規定は適用されない。</p> <p>(注)1 譲渡担保財産について行った譲渡担保の設定者の国税の交付要求は、譲渡担保権者の国税又は地方税の交付要求の<u>後に</u>されていても、譲渡担保の設定者の国税</p>	<p>とになっている（国税徴収法施行令（以下「令」という。）<u>9条1項前段</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第13条関係 交付要求先着手による国税の優先</p> <p>交付要求先着手による優先</p> <p>1 （同左）</p> <p>（交付要求の競合）</p> <p>2 納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税又は地方税の交付要求が競合した<u>時</u>のその優先順位は、交付要求のされた時の順位による。</p> <p><u>なお</u>、上記の交付要求のされた時とは、滞納処分にあつては、その行政機関等に交付要求書又は参加差押書が送達された時をいい、送達時が同時である場合には、これらの交付要求に係る国税及び地方税は同順位になるものとする。</p> <p>この同順位の場合における国税及び地方税に配当する金額は、債権現在額申立書に記載されている税額によりあん分計算したところによる。</p> <p>交付要求先着手が適用されない場合</p> <p>3 法第11条《強制換価の場合の消費税等の優先》、第14条《担保を徴した国税の優先》、地方税法第14条の4《強制換価の場合の道府県たばこ税等の優先》、第14条の8《担保を徴した地方税の優先》の規定の適用がある場合には、法第13条の規定は適用されない。</p> <p>(注)1 譲渡担保財産について行った譲渡担保の設定者の国税の交付要求は、譲渡担保権者の国税又は地方税の交付要求に<u>後</u>れていても、譲渡担保の設定者の国税を優</p>

改正後	改正前
<p>を優先して徴収するため、譲渡担保の設定者の交付要求は、先にされたものとみなされる（令第9条第2項前段）。</p> <p>2 滞調法第10条第3項《強制執行続行の決定があった場合の交付要求》（第11条の2、第17条、第19条、第20条の8第1項、第20条の10又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（以下「滞調令」という。）第12条の2等において準用する場合を含む。）の規定による交付要求に係る国税については、法第12条《差押先着手による国税の優先》の規定が適用される（滞調法第10条4項、第17条、第19条、第20条の8第1項、第20条の10、滞調令第12条の2等）。</p>	<p>先して徴収するため、譲渡担保の設定者の交付要求は、先にされたものとみなされる（令9条2項前段）。</p> <p>2 滞調法第10条第3項《強制執行続行の決定があった場合の交付要求》（11条の2、17条、19条、20条の8第1項、20条の10又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（以下「滞調令」という。）12条の2等において準用する場合を含む。）の規定による交付要求に係る国税については、法第12条《差押先着手による国税の優先》の規定が適用される（滞調法10条4項、17条、19条、20条の8第1項、20条の10、滞調令12条の2等）。</p>
<p style="text-align: center;">第14条関係 担保を徴した国税の優先</p>	<p style="text-align: center;">第14条関係 担保を徴した国税の優先</p>
<p>担保財産があるとき</p>	<p>担保財産があるとき</p>
<p>（担保提供に関する規定）</p>	<p>（担保提供に関する規定）</p>
<p>1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものがある。</p>	<p>1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものがある。</p>
<p>(1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合</p>	<p>(1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合</p>
<p>通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、租税特別措置法第70条の4第1項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予》、第70条の6第1項《農地等についての相続税の納税猶予》、通則法第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、消費税法第51条《引取りに係る課税貨物についての納期限の延長》、酒税法第30条の6《納期限の延長》、たばこ税法第22条《納期限の延長》、揮発油税法第13条《納期限の延長》、地方道路税法第8条第1項《担保の提供》、石油ガス税法第20条《納期限の延長》、石油</p>	<p>通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、租税特別措置法第70条の4第1項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予》、第70条の6第1項《農地等についての相続税の納税猶予》、通則法第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、消費税法第51条《引取りに係る課税貨物についての納期限の延長》、酒税法第30条の6《納期限の延長》、たばこ税法第22条《納期限の延長》、揮発油税法第13条《納期限の延長》、地方道路税法第8条第1項《担保の提供》、石油ガス税法第20条《納期限の延長》、石油</p>

改正後	改正前
<p><u>石炭税法第 18 条《納期限の延長》、所得税法第 132 条第 2 項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》、相続税法第 38 条第 4 項《相続税及び贈与税の延納の場合の担保の提供》</u></p> <p>(2) 保全担保の提供命令の場合</p> <p>法第 158 条第 1 項及び第 4 項《保全担保の提供命令》、酒税法第 31 条第 1 項前段《保全担保の命令》、たばこ税法第 23 条第 1 項《保全担保の提供命令》、揮発油税法第 18 条第 1 項《保全担保の提供命令》、地方道路税法第 8 条第 2 項《保全担保の提供命令》、航空機燃料税法第 16 条第 1 項《保全担保の提供命令》、石油ガス税法第 21 条第 1 項《保全担保の提供命令》、<u>石油石炭税法第 19 条第 1 項《保全担保の提供命令》</u>、印紙税法第 15 条第 1 項《保全担保の提供命令》</p> <p>(3) 繰上保全差押え等の場合</p> <p>通則法第 38 条第 4 項《繰上保全差押えの場合の法第 159 条第 4 項の準用》、法第 159 条第 4 項《保全差押えの場合の担保提供》</p> <p>(4) その他特殊な場合</p> <p>通則法第 51 条第 1 項《増担保の提供命令等》、第 105 条第 3 項及び第 5 項《不服申立てをした者の担保の提供》、<u>輸徴法第 7 条第 5 項《内国消費税の納付前に郵便物を受け取る場合の担保の提供》</u>、第 9 条第 2 項《輸入の許可前における引取りの場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第 10 条第 2 項《保税工場外における保税作業の場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第 11 条第 4 項《保税運送等の場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第 13 条第 4 項《内国消費税を免除する場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、<u>第 16 条の 2 第 4 項《外国貨物が保税展示場内等で販売される場合の内国消費税額に相当する担保の提供》</u></p> <p>(担保財産)</p>	<p><u>税法第 18 条《納期限の延長》、租税特別措置法第 41 条の 8 第 1 項《山林を現物出資した場合の納期限の延長》、所得税法第 132 条第 1 項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》</u>、相続税法第 38 条第 4 項《相続税及び贈与税の延納の場合の担保の提供》</p> <p>(2) 保全担保の提供命令の場合</p> <p>法第 158 条第 1 項及び第 4 項《保全担保の提供命令》、酒税法第 31 条第 1 項前段《保全担保の命令》、たばこ税法第 23 条第 1 項《保全担保の提供命令》、揮発油税法第 18 条第 1 項《保全担保の提供命令》、地方道路税法第 8 条第 2 項《保全担保の提供命令》、航空機燃料税法第 16 条第 1 項《保全担保の提供命令》、石油ガス税法第 21 条第 1 項《保全担保の提供命令》、<u>石油税法第 19 条《保全担保の提供命令》</u>、印紙税法第 15 条第 1 項《保全担保の提供命令》</p> <p>(3) 繰上保全差押え等の場合</p> <p>通則法第 38 条第 4 項《繰上保全差押えの場合の法 159 条 4 項の準用》、法第 159 条第 4 項《保全差押えの場合の担保提供》</p> <p>(4) その他特殊な場合</p> <p>通則法第 51 条第 1 項《増担保の提供命令等》、第 105 条第 3 項及び第 5 項《不服申立てをした者の担保の提供》、<u>輸徴法第 7 条第 6 項《内国消費税の納付前に郵便物を受け取る場合の担保の提供》</u>、第 9 条第 2 項《輸入の許可前における引取りの場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第 10 条第 2 項《保税工場外における保税作業の場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第 11 条第 2 項《保税運送等の場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第 13 条第 2 項《内国消費税を免除する場合の内国消費税額に相当する担保の提供》</p> <p>(担保財産)</p>

改正後	改正前
<p>2 法第 14 条の「担保財産」とは、通則法第 50 条第 1 号から第 5 号まで《担保の種類》に掲げる財産で、国税に関する法律の規定により担保として提供された財産、法第 158 条第 4 項《保全担保》の規定により抵当権を設定したものとみなされた財産又は輸徴法の規定（<u>1 の(4)参照</u>）により担保として提供された財産をいい、物上保証として提供された第三者の財産が含まれる。</p> <p>なお、法第 14 条の「担保財産」には、民法第 372 条《<u>留置権等の規定の準用</u>》又は第 350 条《<u>留置権及び先取特権の規定の準用</u>》の物上代位の規定により<u>抵当権又は質権</u>の効力が及んだ財産が含まれる。</p> <p>他の法律等との関係 （酒税法第 34 条との関係）</p> <p>3 酒税法第 31 条第 1 項《酒類の保存》の規定により保存された酒類については、法第 14 条の規定が準用される（酒税法第<u>34 条第 3 項</u>）。</p> <p>4 （省略）</p> <p>（<u>関税法第 9 条の 5</u>との関係）</p> <p>5 関税が納付されていない外国貨物について滞納処分があった場合において、その外国貨物に係る関税と外国貨物を担保に徴している国税とが競合したときは、<u>関税法第 9 条の 5</u>《徴収の順位》の規定により、外国貨物を担保に徴しているその国税はその関税に劣後する。</p> <p>（民法等との関係）</p> <p>6 法第 14 条又は地方税法第 14 条の 8 《担保を徴した地方税の優先》の規定の適用を</p>	<p>2 法第 14 条の「担保財産」とは、通則法第 50 条第 1 号から第 5 号まで《担保の種類》に掲げる財産で、国税に関する法律の規定により担保として提供された財産、法第 158 条第 4 項《保全担保》の規定により抵当権を設定したものとみなされた財産又は輸徴法第 14 条第 2 号及び第 3 号《担保の種類》に掲げる財産で、<u>同法</u>の規定（<u>9 条 2 項、10 条 2 項、13 条 2 項</u>）により担保として提供された財産をいい、物上保証として提供された第三者の財産が含まれる。</p> <p>なお、法第 14 条の「担保財産」には、民法第 372 条《<u>他の担保物権の規定の準用</u>》又は第 350 条《<u>留置権等の規定の準用</u>》の物上代位の規定により<u>担保権</u>の効力が及んだ財産が含まれる。</p> <p>他の法律等との関係 （酒税法第 34 条との関係）</p> <p>3 酒税法第 31 条第 1 項《酒類の保存》の規定により保存された酒類については、法第 14 条の規定が準用される（酒税法 34 条 3 項）。</p> <p>4 （同左）</p> <p>（<u>関税法第 9 条の 4</u>との関係）</p> <p>5 関税が納付されていない外国貨物について滞納処分があった場合において、その外国貨物に係る関税と外国貨物を担保に徴している国税とが競合したときは、<u>関税法第 9 条の 4</u>《徴収の順位》の規定により、外国貨物を担保に徴しているその国税はその関税に劣後する。</p> <p>（民法等との関係）</p> <p>6 法第 14 条又は地方税法第 14 条の 8 《担保を徴した地方税の優先》の規定の適用を</p>

改正後	改正前
<p>受ける国税又は地方税が 2 以上ある場合におけるその国税又は地方税の優先順位は、それぞれの担保権の順位によるものとする（民法第 373 条等）。</p> <p>(注) 抵当権により担保される国税と他の国税との関係においては、被担保債権となる利息等の範囲を規定する民法第 375 条《<u>抵当権の被担保債権の範囲</u>》の適用はないことに留意する（第 82 条関係 3 の(2)参照）。</p> <p>7 （省略）</p> <p>先順位の担保権との関係 （担保財産が納税者に帰属する場合）</p> <p>8 国税につき徴している納税者に帰属する担保財産（国税のための担保権の設定時において第三者に帰属していたものを除く。法第 17 条、第 23 条第 3 項参照）を<u>通則法第 52 条《担保の処分》の規定による滞納処分の例により換価した場合において、先順位の質権若しくは抵当権が設定されているとき又は担保のための仮登記（法第 23 条第 1 項に規定する担保のための仮登記をいう。以下同じ。）がされているときは、その被担保債権は国税の法定納期限等（法第 15 条第 1 項参照）後に設定又は登記されたものに限り、国税に劣後する。</u></p> <p><u>なお、その担保財産につき、他の国税又は地方税の滞納処分による差押え、強制執行、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続が開始された場合には、執行機関に対して交付要求を行うこととし（第 82 条関係 3 の(2)参照）、この場合における先順位の担保権との関係については、上記の場合と同様である。</u></p> <p>（担保財産が第三者に帰属する場合）</p> <p>9 国税につき徴している第三者に帰属する担保財産（担保権の設定時において納税者に帰属していたものを含む。法第 22 条参照）に先順位の質権若しくは抵当権が設定さ</p>	<p>受ける国税又は地方税が 2 以上ある場合におけるその国税又は地方税の優先順位は、それぞれの担保権の順位によるものとする（民法 373 条など）。</p> <p>(注) 抵当権により担保される国税と他の国税との関係においては、被担保債権となる利息等の範囲を規定する民法第 374 条《<u>被担保債権の範囲</u>》の適用はないことに留意する（第 82 条関係 3 の(2)参照）。</p> <p>7 （同左）</p> <p>先順位の担保権との関係 （担保財産が納税者に帰属する場合）</p> <p>8 国税につき徴している納税者の担保財産（国税のための担保権の設定時において第三者に帰属していたものを除く。法 17 条、23 条 3 項参照）に先順位の質権若しくは抵当権が設定されているとき又は担保のための仮登記（法 23 条 1 項に規定する担保のための仮登記をいう。以下同じ。）がされているときは、その被担保債権は、国税の法定納期限等（法 15 条 1 項参照）後に設定又は登記されたものに限り、国税に劣後する。</p> <p>（担保財産が第三者に帰属する場合）</p> <p>9 国税につき徴している第三者の担保財産（担保権の設定時において納税者に帰属していたものを含む。法 22 条参照）に先順位の質権若しくは抵当権が設定されていると</p>

改正後	改正前
<p>れているとき又は担保のための仮登記がされているときは、その被担保債権は、その国税に優先する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 国税と被担保債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第 15 条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</p> <p>法定納期限等 (第 1 号の法定納期限等)</p> <p>1 法第 15 条第 1 項第 1 号に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 法定納期限以前に発せられる更正通知書若しくは決定通知書又は法定納期限以前に提出された期限後申告書若しくは修正申告書(例えば、法定申告期限が 5 月 31 日でその法定納期限が 6 月 30 日である石油ガス税について、6 月 1 日に発した決定通知書又は 6 月 15 日に提出された修正申告書。石油ガス税法第 16 条第 1 項、第 18 条第 1 項参照)は、法第 15 条第 1 項第 1 号の更正通知書等には該当しない。</p> <p>(2) 法第 15 条第 1 項第 1 号の「納税告知書を発した日」とは、通則法第 36 条第 2 項《納税告知書の送達等》の規定による納税告知書を発した日をいい、賦課決定通知書により確定した国税についても、その通知書を発した日ではなく、その国税に係る納税告知書を発した日が法第 15 条第 1 項第 1 号の法定納期限等に該当する。</p> <p>(注) 法第 15 条第 1 項の「発した日」とは、更正通知書若しくは決定通知書又は納税告知書を交付送達又は郵便若しくは信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項《定義》の信書便をいう。以下同じ。)による送達のため税務署から持って出た日(私設郵便差出箱に差し入れたときは、その差し入れた日)をいう。</p> <p>また、公示送達による場合の「発した日」とは、通則法第 14 条第 2 項《公示</p>	<p>き又は担保のための仮登記がされているときは、その被担保債権は、その国税に優先する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 国税と被担保債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第 15 条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</p> <p>法定納期限等 (第 1 号の法定納期限等)</p> <p>1 法第 15 条第 1 項第 1 号に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 法定納期限以前に発せられる更正通知書若しくは決定通知書又は法定納期限以前に提出された期限後申告書又は修正申告書(例えば、法定申告期限が 5 月 31 日でその法定納期限が 6 月 30 日である石油ガス税について、6 月 1 日に発した決定通知書又は 6 月 15 日に提出された修正申告書。石油ガス税法 16 条 1 項、18 条 1 項参照)は、法第 15 条第 1 項第 1 号の更正通知書等には該当しない。</p> <p>(2) 法第 15 条第 1 項第 1 号の「納税告知書を発した日」とは、通則法第 36 条第 2 項《納税告知書の送達等》の規定による納税告知書を発した日をいい、賦課決定通知書により確定した国税についても、その通知書を発した日ではなく、その国税に係る納税告知書を発した日が法第 15 条第 1 項第 1 号の法定納期限等に該当する。</p> <p>(注) 法第 15 条第 1 項の「発した日」とは、更正通知書等を交付送達又は郵便による送達のため税務署から持って出た日(私設郵便差出箱に差し入れたときは、その差し入れた日)をいう。</p> <p>また、公示送達による場合の「発した日」とは、通則法第 14 条第 2 項《公示送達の掲示》の規定による掲示を始めた日をいう。</p>

改正後	改正前
<p>送達の掲示》の規定による掲示を始めた日をいう。</p> <p>(3) 賦課決定通知書と納税告知書とを発することとされている場合において、賦課決定通知書による国税の確定がその法定納期限<u>以前</u>であるときは、納税告知書を発した日が法定納期限後であっても、その告知に係る国税は、法第 15 条第 1 項第 1 号の国税には該当しない。</p> <p>注1 (省略)</p> <p>2 国税に関する法律の規定により、一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税のうち、賦課課税方式による国税（例えば、酒類、<u>酒母</u>、もろみの密造者、密造酒類を不法に所持し、譲渡し又は譲り受けた者、保存酒類又は検定前の酒類を処分し又は製造場から移出した者その他酒税法に違反した者に課される酒税（酒税法第 54 条第 5 項、<u>第 56 条第 3 項</u>）の確定は、すべて法定納期限後である。</p> <p>(4) 再評価税が法定納期限後に更正又は決定により確定した場合には、更正又は決定の通知書を発した日ではなく、納税告知書を発した日が、その法定納期限等となる（資産再評価法第 71 条第 4 項）。</p> <p>(5) 法第 15 条第 1 項第 1 号の「申告があった日」については、通則法第 22 条《<u>郵送等に係る納税申告書等の提出時期</u>》の規定により期限後申告書又は修正申告書が郵便物<u>又は信書便物の</u>通信日付印により表示された日等に提出されたものとみなされる場合でも、換価代金の配当等に当たっては、これらの申告書が税務署に現に提出された日を法定納期限等として取り扱うものとする。</p> <p>なお、期限後に提出された納税申告書が、通則法第 22 条の規定により、期限内に提出されたものとみなされた場合には、法定納期限後に納付すべき額が確定したものであるが、当該申告に係る国税の法定納期限等については、上記に準じて取り扱う。</p>	<p>(3) 賦課決定通知書と納税告知書とを発することとされている場合において、賦課決定通知書による国税の確定がその法定納期限<u>以内</u>であるときは、納税告知書を発した日が法定納期限後であっても、その告知に係る国税は、法第 15 条第 1 項第 1 号の国税には該当しない。</p> <p>注1 (同左)</p> <p>2 国税に関する法律の規定により、一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税のうち、賦課課税方式による国税（例えば、酒類、<u>酵母</u>、もろみの密造者、密造酒類を不法に所持し、譲渡し又は譲り受けた者、保存酒類又は検定前の酒類を処分し又は製造場から移出した者その他酒税法に違反した者に課される酒税（酒税法 54 条 5 項、56 条 3 項）の確定は、すべて法定納期限後である。</p> <p>(4) 再評価税が法定納期限後に更正又は決定により確定した場合には、更正又は決定の通知書を発した日ではなく、納税告知書を発した日が、その法定納期限等となる（資産再評価法 71 条 4 項）。</p> <p>(5) 法第 15 条第 1 項第 1 号の「申告があった日」については、通則法第 22 条《<u>郵送に係る納税申告書の提出時期</u>》の規定により期限後申告書又は修正申告書が郵便物通信日付印により表示された日等に提出されたものとみなされる場合でも、換価代金の配当等に当たっては、これらの申告書が税務署に現に提出された日を法定納期限等として取り扱うものとする。</p> <p>なお、期限後に提出された納税申告書が、通則法第 22 条の規定により、期限内に提出されたものとみなされた場合には、法定納期限後に納付すべき額が確定したものであるが、当該申告に係る国税の法定納期限等については、上記に準じて取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>2・3 (省略)</p> <p><u>(第4号の2の法定納期限等)</u></p> <p>4 <u>地価税の法定納期限等は、次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>期限内申告による税額のうち翌年3月31日法定納期限分に係る法定納期限等は、法定申告期限である10月31日である。</u></p> <p>(2) <u>翌年3月31日以前の期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定による税額のうち翌年3月31日法定納期限分に係る法定納期限等は、申告の日又は更正通知書若しくは決定通知書を発した日である。</u></p> <p>(3) <u>期限内申告による税額のうち10月31日法定納期限分は、法第15条第1項第4号の2の適用はなく、その法定納期限である10月31日が法定納期限等となる。</u></p> <p>(4) <u>翌年3月31日以前の期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定による税額のうち10月31日法定納期限分及び翌年4月1日以後の期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定による税額に係る法定納期限等は、法第15条第1項第1号が適用され、同項第4号の2の適用はない。</u></p>	<p>2・3 (同左)</p> <p>(新設)</p>
<p>5 (省略)</p> <p>(第6号の法定納期限等)</p> <p>6 譲渡担保権者に対する告知又は法第159条第1項《保全差押え》若しくは通則法第38条第4項《保全差押えの規定の準用》の規定による差押えを受ける者に対する保全差押金額若しくは繰上保全差押金額(以下6において「保全差押金額等」という。)の通知に係る国税の法定納期限等は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 法第24条第2項《譲渡担保権者に対する告知等》の規定により告知した金額の国税に係る法定納期限等は、法第24条第2項前段又は第4項後段《譲渡担保権者</p>	<p>4 (同左)</p> <p>(第6号の法定納期限等)</p> <p>5 譲渡担保権者に対する告知又は法第159条第1項《保全差押え》若しくは通則法第38条第4項《保全差押えの規定の準用》の規定による差押えを受ける者に対する保全差押金額若しくは繰上保全差押金額(以下5において「保全差押金額等」という。)の通知に係る国税の法定納期限等は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 法第24条第2項《譲渡担保権者に対する告知等》の規定により告知した金額の国税に係る法定納期限等は、法第24条第2項前段又は第4項後段《譲渡担保権者</p>

改正後	改正前
<p>に対する告知等》の規定による告知書を発した日である。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 保全差押金額等が決定された国税につき納付すべき額が確定していない場合でも、その保全差押金額等の国税があるものとして、法第 15 条第 1 項第 6 号の規定を適用するものとする。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(第 7 号の法定納期限等)</p> <p>7 法第 15 条第 1 項第 7 号に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 相続人（包括受遺者及び包括の名義による死因贈与を受けた者を含む。以下同じ。）には、相続（包括遺贈及び包括の名義による死因贈与を含む。以下同じ。）の放棄をした者は含まれない（民法第 939 条）。</p> <p>(注) 上記の「包括受遺者」とは、相続人以外の者で遺言によって遺産の全部又はその何分の一という割合によってその一部を与えられた者をいい（民法第 964 条）、「死因贈与」とは、贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与をいい、その法律上の取扱いは、遺贈に関する規定を準用する（同法第 554 条）。</p> <p>(2) 法第 15 条第 1 項第 7 号の「その相続があつた日」とは、被相続人（包括遺贈者及び包括の名義による死因贈与をした者を含む。以下同じ。）が死亡した日（民法第 882 条）又は失そう宣告により死亡したとみなされた日（同法第 31 条）をいい、包括遺贈の場合は、遺贈が無条件であれば遺言者が死亡した日、停止条件付であればその条件成就の日をいう。</p> <p>(注) 上記の「死亡した日」に関しては、民法第 32 条の 2《同時死亡の推定》の規定がある。</p> <p>(3) 破産手続開始の決定があつた場合において、破産法第 231 条第 2 項《相続財産破産における相続債権者の優先》、第 240 条第 2 項又は第 3 項《相続債権者、受遺者</p>	<p>に対する告知等》の規定に基づく告知書を発した日である。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 保全差押金額等の納付すべき国税の額が確定していない場合でも、その保全差押金額等の国税があるものとして、法第 15 条第 1 項第 6 号の規定を適用するものとする。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(第 7 号の法定納期限等)</p> <p>6 法第 15 条第 1 項第 7 号に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 相続人（包括受遺者及び死因贈与（民法 554 条）により包括名義の贈与を受けた者を含む。以下同じ。）には、相続（包括遺贈及び包括名義の死因贈与を含む。以下同じ。）の放棄をした者は含まれない（同法 939 条）。</p> <p>(注) 上記の「包括受遺者」とは、相続人以外の者で遺言によって遺産の全部又はその何分の一という割合によってその一部を与えられた者をいい（民法 964 条）、「死因贈与」とは、贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与をいい、その法律上の取扱いは、遺贈に関する規定に従う（同法 554 条）。</p> <p>(2) 相続があつた日とは、被相続人（包括遺贈者及び死因贈与により包括名義の贈与をした者を含む。以下同じ。）が死亡した日（民法 882 条）又は失そう宣告により死亡したとみなされた日（同法 31 条）をいい、包括遺贈の場合は、遺贈が無条件であれば遺言者が死亡した日、停止条件付であればその条件成就の日をいう。</p> <p>(注) 上記の「死亡した日」については、民法第 32 条の 2《同時死亡の推定》の規定がある。</p> <p>(3) 破産宣告があつた場合において、破産法第 42 条《相続財産破産における相続債権者の優先》、第 43 条《相続人の破産における相続債権者と固有債権者の順位》又</p>

改正後	改正前
<p><u>及び相続人の債権者の地位</u>の規定により、国税が私債権に劣後することとなるときは、法第 15 条第 1 項第 7 号の規定の適用はない。</p> <p>(第 8 号の法定納期限等)</p> <p>8 法第 15 条第 1 項第 8 号に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 「その合併のあった日」とは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人が、<u>株式会社又は合名会社、合資会社若しくは合同会社（合名会社以下を総称して「持分会社」という。以下同じ。）</u>であるときは、その法人が本店所在地において変更の登記又は設立の登記をした日をいう（<u>会社法第 921 条、第 922 条、第 750 条第 1 項、第 752 条第 1 項、第 754 条第 1 項、第 756 条第 1 項</u>参照）。</p> <p>(4) 「合併のあった日前にその納付すべき税額が確定したもの」は、通則法第 15 条第 3 項第 2 号、<u>第 3 号及び第 5 号</u>《納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税》に掲げる国税については、合併のあった日前に納税告知書を発したものに限られる（<u>法第 15 条第 1 項第 7 号</u>参照）。</p> <p>(<u>第 9 号の法定納期限等</u>)</p> <p>9 法第 15 条第 1 項第 9 号に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 「<u>分割により事業を承継した法人</u>」（以下「<u>分割承継法人</u>」という。）とは、吸収分割（<u>会社法第 757 条</u>）により事業を承継した法人又は新設分割（<u>会社法第 762 条</u>）により設立した法人をいう。</p> <p><u>なお、ここでいう分割は、法人税法第 2 条第 12 号の 9《分割型分割の定義》及び同条第 12 号の 10《分社型分割の定義》に規定する分割型分割及び分社型分割のいずれの場合も該当する。</u></p> <p>(2) 「<u>その分割のあった日</u>」とは、<u>分割承継法人が、本店所在地において変更の登記</u></p>	<p>は<u>第 44 条《相続人の固有債権者の優先》</u>の規定により、国税が私債権に劣後することとなるときは、法第 15 条第 1 項第 7 号の規定の適用はない。</p> <p>(第 8 号の法定納期限等)</p> <p>7 法第 15 条第 1 項第 8 号に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 「その合併のあった日」とは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人が、<u>合名会社、合資会社、株式会社又は有限会社</u>であるときは、その法人が本店所在地において変更の登記又は設立の登記をした日をいう（<u>商法 101 条、102 条、147 条、414 条 1 項、416 条 1 項、有限会社法 62 条、63 条</u>参照）。</p> <p>(4) 「合併のあった日前にその納付すべき税額が確定したもの」は、通則法第 15 条第 3 項第 2 号から第 4 号まで及び<u>第 6 号</u>《納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税》に掲げる国税については、合併のあった日前に納税告知書を発したものに限られる（<u>法 15 条 1 項 7 号</u>）。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>又は設立の登記をした日をいう（会社法第 923 条、第 924 条、第 759 条第 1 項、第 761 条第 1 項、第 764 条第 1 項、第 766 条第 1 項参照）。</u></p> <p><u>(3) 「分割のあった日前にその納付すべき税額が確定したもの」は、通則法第 15 条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号《納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税》に掲げる国税については、分割のあった日前に納税告知書を発したものに限られる（法第 15 条第 1 項第 7 号参照）。</u></p> <p>（附帯税及び滞納処分費の法定納期限等）</p> <p><u>10</u> 附帯税及び滞納処分費の法定納期限等は、その附帯税及び滞納処分費の徴収の基因となった国税の法定納期限等である（<u>法第 2 条第 10 号ニ、第 15 条第 1 項本文</u>）。</p> <p><u>11</u> （省略）</p> <p>（連結子法人の連帯納付責任に係る法人税の法定納期限等）</p> <p><u>12</u> <u>法人税法第 81 条の 28 第 1 項《連結子法人の連帯納付の責任》に規定する連結子法人の連帯納付責任に係る法人税の法定納期限等は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に係る法定納期限等と同じである。</u></p> <p><u>13</u> （省略）</p> <p>（物納の撤回等に係る相続税の法定納期限等）</p> <p><u>14</u> 物納の撤回に係る相続税の法定納期限等は、<u>相続税法第 46 条第 6 項第 1 号《物納の撤回の承認》</u>の物納の撤回を承認する旨の書面を発した日である（<u>相続税法施行令第 25 条の 4 第 3 項</u>）。</p> <p>また、条件を付した物納の許可の取消しに係る相続税の法定納期限等は、相続税法</p>	<p>（附帯税及び滞納処分費の法定納期限等）</p> <p><u>8</u> 附帯税及び滞納処分費の法定納期限等は、その附帯税及び滞納処分費の<u>納付又は徴収</u>の基因となった国税の法定納期限等である（<u>法 2 条 10 号ニ、15 条 1 項本文</u>）。</p> <p><u>9</u> （同左）</p> <p>（新設）</p> <p><u>10</u> （同左）</p> <p>（物納の撤回に係る相続税の法定納期限等）</p> <p><u>11</u> 物納の撤回に係る相続税の法定納期限等は、<u>相続税法施行令第 19 条の 4 第 4 項《物納の撤回の手続及び承認》</u>に規定する書面を発した日である（<u>同令 19 条の 4 第 8 項</u>）。</p>

改正後	改正前
<p><u>第 48 条第 3 項《物納の許可の取消し》の物納の許可を取り消した旨の書面を發した目である（相続税法施行令第 25 条の 6 第 2 項）。</u></p> <p>質権の優先 （質権）</p> <p><u>15</u> 法第 15 条の「質権」とは、民法第 342 条《質権の内容》に規定する質権（根質権を含む。）をいい、動産質、不動産質及び権利質がある。</p> <p>なお、上記の「質権」には、仮登記（仮登録を含む。以下同じ。）がされた質権が含まれ、また、仮登記には、民事保全法（以下「保全法」という。）第 53 条第 2 項《不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行》（同法第 54 条《不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行》において準用する場合を含む。）の規定による仮処分による仮登記（以下「保全仮登記」という。）が含まれる（<u>法第 133 条第 3 項、令第 50 条第 4 項</u>参照）。</p> <p>（質権を設定している場合）</p> <p><u>16</u> 法第 15 条第 1 項の「質権を設定している場合」には、納税者に対する債権について納税者の財産の上に質権を設定している場合のほか、納税者以外の者に対する債権について納税者の財産の上に質権を設定している場合（納税者が物上保証人となっている場合）も含まれる。</p> <p><u>17</u> （省略）</p> <p>（物上代位との関係）</p> <p><u>18</u> 質権は、その目的物が滅失等した場合の物上代位の目的物についても、優先権を行使することができる（<u>民法第 350 条、第 304 条、昭和 31.11.26 神戸地判</u>参照）。ただ</p>	<p>質権の優先 （質権）</p> <p><u>12</u> 法第 15 条の「質権」とは、民法第 342 条《質権の内容》に規定する質権（根質権を含む。）をいい、動産質、不動産質及び権利質がある。</p> <p>なお、上記の「質権」には、仮登記（仮登録を含む。以下同じ。）がされた質権が含まれ、また、仮登記には、民事保全法（以下「保全法」という。）第 53 条第 2 項《不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行》（同法 54 条《不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行》において準用する場合を含む。）の規定による仮処分による仮登記（以下「保全仮登記」という。）が含まれる（<u>法 133 条 3 項、令 50 条 4 項</u>参照）。</p> <p>（質権を設定している場合）</p> <p><u>13</u> 法第 15 条第 1 項の「質権を設定している場合」には、納税者に対する債権について納税者の財産の上に質権を設定している場合のほか、納税者以外の者に対する債権について納税者の財産の上に質権を設定している場合（納税者が物上保証人となっている場合等）も含まれる。</p> <p><u>14</u> （同左）</p> <p>（物上代位との関係）</p> <p><u>15</u> 質権は、その目的物が滅失等した場合の物上代位の目的物についても、優先権を行使することができる（<u>民法 350 条、昭和 31.11.26 神戸地判</u>参照）。ただし、このため</p>

改正後	改正前
<p>し、このためには、物上代位の目的物が納税者に払渡し又は引渡しされる前に差し押さえることが必要である（民法第304条第1項ただし書、第350条。法第53条第2項参照）。</p>	<p>には、物上代位の目的物が納税者に払渡し又は引渡しされる前に差し押さえることが必要である（民法304条1項ただし書、350条。法53条2項参照）。</p>
<p>（物上代位の目的物に対する差し押えが競合する場合の優先関係）</p> <p>19 質権の物上代位の目的物に対する差し押えと当該目的物に対する滞納処分による差し押えとが競合した場合における優先関係は、質権の設定と差押国税の法定納期限等との先後により判定する（昭和56.3.30東京高判参照）。</p>	<p>（物上代位の目的物に対する差し押えが競合する場合の優先関係）</p> <p>16 質権の物上代位の目的物に対する差し押えと当該目的物に対する滞納処分による差し押えとが競合した場合における優先関係は、質権の設定と差押国税の法定納期限等との先後により判定する（昭和56.3.30東京高判）。</p>
<p>債権の範囲</p> <p>（換価代金）</p> <p>20 法第15条の「換価代金」には、質権の設定された財産のほか、従物、付加物、利息債権等質権の効力の及んでいるものの換価代金も含まれる（民法第350条、第297条、第361条、第370条等参照）。</p>	<p>債権額の範囲</p> <p>（質権の目的物の価額）</p> <p>17 法第15条の「換価代金」には、質権の設定された財産のほか、従物、付加物、利息債権等質権の効力の及んでいるものの換価代金も含まれる。</p>
<p>（質権によって担保される債権）</p> <p>21 質権により担保される債権の範囲は、民法第346条《質権の被担保債権の範囲》の規定により、設定行為に別段の定めのない限り、元本のほか、利息、違約金、質権実行の費用、質物保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償金の一切に及ぶ。なお、不動産質権により担保される債権の範囲については、第16条関係7及び8と同様である（民法第361条）。</p>	<p>（質権によって担保される債権額）</p> <p>18 質権により担保される債権額の範囲は、民法第346条《被担保債権の範囲》の規定により、設定行為に別段の定めのない限り、元本のほか、利息、違約金、質権実行の費用、質物保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れたかしによって生じた損害の賠償金の一切に及ぶ。なお、不動産質権により担保される債権額の範囲については、第16条関係6及び7と同様である（民法361条）。</p>
<p>登記又は登録をすることができる質権</p> <p>22 （省略）</p>	<p>登記又は登録をすることができる質権</p> <p>19 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(登録をすることができる質権)</p> <p><u>23</u> 法第 15 条第 2 項の「登録をすることができる質権」とは、無体財産権質、電話加入権質、記名国債質、記名社債質、<u>振替国債質、振替社債質</u>その他登録が第三者に対する対抗要件又は効力発生要件となっている質権をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>証明</p> <p>(証明を必要としない質権)</p> <p><u>24</u> <u>登記(登録を含む。以下同じ。)</u>をすることができる質権(<u>22 及び 23 参照</u>)については、<u>質権者はその設定の事実を証明する必要がなく、徴収職員は登記によりその設定の事実を確認しなければならない。</u></p> <p>(転質がある場合の証明)</p> <p><u>25</u> 民法第 348 条《<u>転質</u>》の規定に基づく転質権者が、原質権につき法第 15 条第 2 項の証明をしたときは、法第 15 条第 2 項の質権者がその設定の事実を証明した場合に当たるものとする。</p> <p>(証明の期限)</p> <p><u>26</u> 質権の証明は、次に掲げる日までにしなければならない(令第 4 条第 3 項)。 なお、証明の期限については、通則法第 10 条第 2 項《<u>期限の特例</u>》の規定の適用がない(通則令第 2 条第 7 号)。</p>	<p>(登録をすることができる質権)</p> <p><u>20</u> 法第 15 条第 2 項の「登録をすることができる質権」とは、無体財産権質、電話加入権質、記名国債質、記名社債質その他登録が第三者に対する対抗要件又は効力要件となっている質権をいう。</p> <p><u>有価証券</u></p> <p><u>21</u> <u>法第 15 条第 2 項の「有価証券」は、第 56 条関係 13 と同様である。</u></p> <p>証明</p> <p>(証明の必要)</p> <p><u>22</u> <u>法第 15 条第 1 項の規定の適用を受けるためには、質権者は、登記(登録を含む。以下同じ。)</u>をすることができる質権以外の質権については、<u>その設定の事実を証明しなければならない(法 15 条 2 項)。</u> <u>なお、19 及び 20 の質権については、証明を要せず、徴収職員は、その質権の設定の事実を確認しなければならない。</u></p> <p>(転質がある場合の証明)</p> <p><u>23</u> 民法第 348 条《<u>転質権</u>》の規定に基づく転質権者が、原質権につき法第 15 条第 2 項の証明をしたときは、法第 15 条第 2 項の質権者がその設定の事実を証明した場合に当たるものとする。</p> <p>(証明の期限)</p> <p><u>24</u> 質権の証明は、次に掲げる日までにしなければならない(令 4 条 3 項)。 なお、証明の期限については、通則法第 10 条第 2 項《<u>期限の特例</u>》の規定の適用がない(通則令 2 条 7 号)。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 債権を目的とする質権の証明 その債権の第三債務者から給付を受けた金銭に係る<u>配当計算書の作成の日</u>の前日</p> <p>(2) 有価証券に係る金銭債権を取り立てる場合のその有価証券を目的とする質権の証明 給付を受けた金銭に係る<u>配当計算書の作成の日</u>の前日</p> <p>(3) その他の質権の証明 <u>売却決定の日</u>の前日</p> <p>(証明の方法)</p>	<p>(1) 債権を目的とする質権の証明 その債権の第三債務者から給付を受けた金銭の<u>配当計算書を作成する日</u>の前日</p> <p>(2) 有価証券に係る金銭債権を取り立てる場合のその有価証券を目的とする質権の証明 給付を受けた金銭の<u>配当計算書を作成する日</u>の前日</p> <p>(3) その他の質権の証明 <u>滞納処分に係る売却決定をする日</u>の前日</p> <p>(証明の方法)</p>
<p><u>27</u> 滞納処分の場合における質権の証明は、次に掲げる方法によってしなければならない。</p> <p>(1) 登記をすることができる質権以外の質権（有価証券を目的とする質権を除く。）の設定の事実の証明 税務署長に対し、<u>29</u>から<u>32</u>までに定める<u>書類</u>のいずれかを提出すること又はそれらの<u>書類</u>を呈示するとともにその写しを提出すること（<u>令第4条第2項</u>）。</p> <p>(2) 有価証券を目的とする質権（登録をすることができる質権を除く。）の設定の事実の証明 税務署長に対し、質権設定の事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を提出すること（<u>令第4条第1項</u>）。</p>	<p><u>25</u> 滞納処分の場合における質権の証明は、次に掲げる方法によってしなければならない。</p> <p>(1) 登記をすることができる質権以外の質権（有価証券を目的とする質権を除く。）の設定の事実の証明 税務署長に対し、<u>26</u>から<u>28</u>までに定める<u>証書</u>のいずれかを提出すること又はそれらの<u>証書</u>を呈示するとともにその写しを提出すること（<u>令4条第2項</u>）。</p> <p>(2) 有価証券を目的とする質権（登録をすることができる質権を除く。）の設定の事実の証明 税務署長に対し、質権設定の事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を提出すること（<u>令4条第1項</u>）。</p>
<p>(有価証券)</p> <p><u>28</u> <u>法第15条第2項の「有価証券」は、第56条関係13と同様である。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>29</u> (省略)</p> <p>(私署証書)</p>	<p><u>26</u> (同左)</p> <p>(私署証書)</p>
<p><u>30</u> <u>法第15条第2項第2号の「私署証書」とは、私文書をいい、登記所又は公証人が認証し、その認証の年月日等の記載がされた契約書等がある。公正証書以外の文書は</u></p>	<p><u>27</u> 「私署証書」とは、私文書をいい、公正証書以外の文書はすべて私署証書であって、当事者の作成したものであるか、第三者の作成したものであるか、作成者の署名押印</p>

改正後	改正前
<p>すべて私署証書であって、当事者の作成したものであるか、第三者の作成したものであるか、作成者の署名押印があるかどうかを問わない。</p> <p>(注) 登記所は、当事者の請求に基づき私文書である「担保差入書」等に確定日付のある印章を押し（民法施行法第5条第2号）、確定日付簿にその旨を記入することとされている（<u>確定日付簿及び日付印章調製規則</u>参照）。</p> <p><u>31</u> （省略）</p> <p><u>（公証人法第62条ノ7第4項の規定により交付を受けた書面）</u></p> <p><u>32</u> 法第15条第2項第4号の「<u>交付を受けた書面</u>」とは、指定公証人が電磁的記録に記録された情報と同一の内容であることを証明した書面をいう。</p> <p>（確認）</p> <p><u>33</u> 質権の設定の時期が<u>国税の法定納期限等</u>以前であるかどうかについては、徴収職員が調査の上確認しなければならない。</p> <p>質権設定の時期</p> <p><u>34</u> （省略）</p> <p>（仮登記のある場合）</p> <p><u>35</u> 質権設定の仮登記又は質権設定請求権保全の仮登記がされた後において、その仮登記に基づく本登記（<u>仮登録に基づく本登録</u>を含む。以下同じ。）がされたときのその質権の設定の時期は、その仮登記がされた日によるものとする（<u>不動産登記法第106条等</u>）。</p>	<p>があるかどうかを問わないが、<u>法第15条第2項第2号の「私署証書」とは、例えば、登記所又は公証人が認証し、その認証の年月日等の記載がされた契約書等をいう。</u></p> <p>(注) 登記所は、当事者の請求に基づき私文書である「担保差入書」等に確定日付のある印章を押し（民法施行法5条2号）、確定日付簿にその旨を記入することとされている（<u>確定日付簿及び日付印章調整規則</u>参照）。</p> <p><u>28</u> （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（確認）</p> <p><u>29</u> 質権の設定が法定納期限等以前であるかどうかについては、徴収職員が調査の上確認しなければならない。</p> <p>質権設定の時期</p> <p><u>30</u> （同左）</p> <p>（仮登記のある場合）</p> <p><u>31</u> 質権設定の仮登記又は質権設定請求権保全の仮登記がされた後において、その仮登記に基づく本登記（本登録を含む。以下同じ。）がされたときのその質権の設定の時期は、その仮登記がされた日によるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(登記をすることができる質権以外の質権)</p> <p>36 登記をすることができる質権以外の質権(有価証券を目的とする質権を除く。)の設定の時期は、それぞれ次に掲げる日による(法第15条第3項)。ただし、<u>質権について</u>対抗要件を備えた日が次に掲げる日より遅いときは、その対抗要件を備えた日を法第15条の質権の設定の時期とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 内容証明を受けた証書については、郵便局のその通信日付の日</p> <p>(4) <u>民法施行法第7条第1項《公証人法の規定の準用》において準用する公証人法第62条ノ7第4項《書面の交付による情報の提供》の規定により交付を受けた書面については、その書面で証明された日付情報の日</u></p> <p>37 (省略)</p>	<p>(登記をすることができる質権以外の質権)</p> <p>32 登記をすることができる質権以外の質権(有価証券を目的とする質権を除く。)の設定の時期は、それぞれ次に掲げる日による(法15条3項)。ただし、<u>その質権がその</u>対抗要件を備えた日が次に掲げる日より遅いときは、その対抗要件を備えた日を法第15条の質権の設定の時期とする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 内容証明を受けた証書については、郵便局のその通信日付<u>(郵便規則109条)</u>の日</p> <p>(新設)</p> <p>33 (同左)</p>
<p>優先権行使の否認</p> <p>(第4項の趣旨)</p> <p>38 法第15条第4項は、国税に優先する質権者(登記をすることができる質権以外の質権を有する者に限る。)が2人以上ある場合において、先順位質権者が法第15条第2項の質権設定の証明をしなかったためその質権が国税に劣後することとなるときは、私法上の質権の優先順位にかかわらず、その劣後することとなる金額の範囲内において、国税に優先する後順位質権者に対して優先権を行使することができないことを定めたものである。</p> <p>[例1] 第1順位 質権の被担保債権・・・・・・・・・・ 30万円 第2順位 質権の被担保債権・・・・・・・・・・ 40万円 第3順位 国税・・・・・・・・・・ 25万円</p>	<p>優先権行使の否認</p> <p>(第4項の趣旨)</p> <p>34 法第15条第4項は、国税に優先する質権者(登記をすることができる質権以外の質権を有する者に限る。)が2人以上ある場合において、先順位質権者が法第15条第2項の質権設定の証明をしなかったためその質権が国税に劣後することとなるときは、私法上の質権の優先順位にかかわらず、その劣後することとなる金額の範囲内において、国税に優先する後順位質権者に対して優先権を行使することができないことを定めたものである。</p> <p>[例1] 第1順位 質権・・・・・・・・・・ 50万円 第2順位 質権・・・・・・・・・・ 40万円 第3順位 国税・・・・・・・・・・ 25万円</p>

改正後	改正前
<p>換価代金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>80</u>万円</p> <p>上記の場合に、第1順位の質権者が質権により担保される債権 <u>30</u>万円につき証明せず、第2順位の質権者が40万円につき証明したとすれば、まず第2順位の質権の被担保債権に40万円を充て、次に第3順位の国税に25万円を充てる。そして残余金15万円は、第1順位の質権の被担保債権に充てる。したがって、第1順位の質権の被担保債権に15万円、第2順位の質権の被担保債権に40万円、第3順位の国税に25万円を配当することとなる（<u>40</u>、<u>41</u>参照）。</p> <p>[例2]（法第15条第4項と法第18条第1項本文との関係）</p> <p>第1順位 質権の被担保債権・・・・・・・・・・ 50万円</p> <p>第2順位 根質権（極度額20万円）</p> <p style="padding-left: 100px;">差押通知時の被担保債権・・・・・・・・・・ 5万円</p> <p style="padding-left: 100px;">配当時の被担保債権・・・・・・・・・・ 15万円</p> <p>第3順位 国税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40万円</p> <p>換価代金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100万円</p> <p>上記の場合に、第1順位の質権者が証明せず、第2順位の根質権者が証明したとすれば、まず根質権の被担保債権に5万円、国税に40万円を順次充て、次に、私法上の原則に従って第1順位の質権の被担保債権に50万円を充て、残余金5万円を根質権の被担保債権に充てる。したがって、第1順位の質権の被担保債権に50万円、第2順位の根質権の被担保債権に10万円、第3順位の国税に40万円を配当することとなる（<u>40</u>、<u>41</u>参照）。</p> <p><u>39</u> （省略）</p> <p>（国税に後れる金額の範囲内）</p> <p><u>40</u> 法第15条第4項の「国税におくれる金額の範囲内」とは、先順位質権者が、その</p>	<p>換価代金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>100</u>万円</p> <p>上記の場合に、第1順位の質権者が質権により担保される債権 <u>50</u>万円のうち <u>20</u>万円しか証明できず、第2順位の質権者が40万円につき証明したとすれば、まず第1順位の質権にその証明できた金額20万円を充て、次に第2順位の質権40万円を充て、次に第3順位の国税に25万円を充てる。そして残余金15万円は、第1順位の質権に充てる。したがって、第1順位の質権者に35万円、第2順位の質権者に40万円、第3順位の国税に25万円を配当することとなる（<u>36</u>、<u>37</u>参照）。</p> <p>[例2]（法15条4項と法18条1項本文との関係）</p> <p>第1順位 質権・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50万円</p> <p>第2順位 根質権</p> <p style="padding-left: 100px;">差押通知時の債権額・・・・・・・・・・ 5万円</p> <p style="padding-left: 100px;">（極度額20万円） 配当時の債権額・・・・・・・・・・ 15万円</p> <p>第3順位 国税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40万円</p> <p>換価代金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100万円</p> <p>上記の場合に、第1順位の質権者が証明せず、第2順位の根質権者が証明したとすれば、まず根質権に5万円、国税に40万円を順次充て、次に、私法上の原則に従って第1順位の質権50万円を充て、残余金5万円を根質権に充てる。したがって、第1順位の質権者に50万円、第2順位の根質権者に10万円、第3順位の国税に40万円を配当することとなる（<u>36</u>、<u>37</u>参照）。</p> <p><u>35</u> （同左）</p> <p>（国税に後れる金額の範囲内）</p> <p><u>36</u> 法第15条第4項の「国税におくれる金銭の範囲内」とは、先順位質権者が、その</p>

改正後	改正前
<p>質権が国税に優先することを証明しなかったため、国税に後れることとなった結果、換価代金から配当を受けられなくなった金額をいう。</p> <p><u>41</u> (省略)</p> <p>第 16 条関係 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先</p> <p>抵当権の優先 (抵当権)</p> <p>1 法第 16 条の「抵当権」とは、民法第 369 条《抵当権の内容》、鉄道抵当法第 17 条《抵当権の内容》、自動車抵当法第 4 条《抵当権の内容》、航空機抵当法第 4 条《抵当権の内容》及び建設機械抵当法第 6 条《抵当権の内容》に規定する抵当権（民法第 398 条の 2、鉄道抵当法第 25 条ノ 2、自動車抵当法第 19 条の 2、航空機抵当法第 22 条の 2 及び建設機械抵当法第 24 条の 2 に規定する根抵当権を含む。）をいい、その目的物には、不動産、地上権及び永小作権（民法第 369 条第 2 項）、立木（立木ニ関スル法律（以下「立木法」という。）第 2 条第 2 項）、工場財団（工場抵当法第 14 条第 2 項）、鉱業財団（鉱業抵当法第 3 条）、漁業財団（漁業財団抵当法第 6 条）、道路交通事業財団（道路交通事業抵当法第 9 条）、港湾運送事業財団（港湾運送事業法第 23 条）、鉱業権（採掘権に限る。鉱業法第 13 条）、漁業権（漁業法第 23 条第 1 項）、採石権（採石法第 4 条第 3 項）、ダム使用权（特定多目的ダム法第 21 条）、鉄道財団（鉄道抵当法第 4 条）、軌道財団（軌道ノ抵当ニ関スル法律第 1 条）、運河財団（運河法第 13 条）、工場財団を組成しない工場（工場抵当法第 2 条）、船舶（商法第 848 条）、自動車（自動車抵当法第 3 条）、航空機（航空機抵当法第 3 条）、建設機械（建設機械抵当法第 5 条）、農業用動産（農業動産信用法第 12 条）並びに観光施設財団（観光施設財団抵当法第 9 条）がある。</p>	<p>質権が国税に優先することを証明しなかったため、国税に後れることとなった結果、換価代金から配当を受けられなくなった金額をいう。</p> <p><u>37</u> (同左)</p> <p>第 16 条関係 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先</p> <p>抵当権の優先 (抵当権)</p> <p>1 法第 16 条の「抵当権」とは、民法第 369 条《抵当権の内容》、鉄道抵当法第 17 条《抵当権の内容》、自動車抵当法第 4 条《抵当権の内容》、航空機抵当法第 4 条《抵当権の内容》及び建設機械抵当法第 6 条《抵当権の内容》に規定する抵当権（民法 398 条の 2、鉄道抵当法 7 条 2 項、自動車抵当法 19 条の 2、航空機抵当法 22 条の 2 及び建設機械抵当法 24 条の 2 に規定する根抵当権を含む。）をいい、その目的物には、不動産、地上権及び永小作権（民法 369 条）、立木（立木ニ関スル法律（以下「立木法」という。） 2 条 2 項）、工場財団（工場抵当法 14 条 2 項）、鉱業財団（鉱業抵当法 3 条）、漁業財団（漁業財団抵当法 6 条）、道路交通事業財団（道路交通事業抵当法 9 条）、港湾運送事業財団（港湾運送事業法 23 条）、鉱業権（採掘権に限る。鉱業法 13 条）、漁業権（漁業法 23 条 1 項）、採石権（採石法 4 条 3 項）、ダム使用权（特定多目的ダム法 21 条）、鉄道財団（鉄道抵当法 4 条）、軌道財団（軌道ノ抵当ニ関スル法律 1 条）、運河財団（運河法 13 条）、工場財団を組成しない工場（工場抵当法 2 条）、船舶（商法 848 条）、自動車（自動車抵当法 3 条）、航空機（航空機抵当法 3 条）、建設機械（建設機械抵当法 5 条）、農業用動産（農業動産信用法 12 条）並びに観光施設財団（観光施設財団抵当法 9 条）がある。</p> <p>なお、上記の「抵当権」には、仮登記（保全仮登記を含む。）がされた抵当権も含ま</p>

改正後	改正前
<p>なお、上記の「<u>抵当権</u>」には、<u>仮登記</u>（<u>保全仮登記</u>を含む。）がされた<u>抵当権</u>も含まれる（<u>法第 133 条第 3 項</u>、<u>令第 50 条第 4 項</u>参照）。</p> <p>（<u>抵当権</u>を設定している場合）</p> <p>2 法第 16 条の「<u>抵当権</u>を設定しているとき」には、<u>納税者</u>に対する<u>債権</u>について<u>納税者</u>の財産の上に<u>抵当権</u>を設定している場合のほか、<u>納税者</u>以外の者に対する<u>債権</u>について<u>納税者</u>の財産の上に<u>抵当権</u>を設定している場合（<u>納税者</u>が<u>物上保証人</u>になっている場合）も含まれる。</p> <p>（<u>法定納期限等</u>以前の設定）</p> <p>3 法第 16 条の「<u>法定納期限等</u>以前」には、その<u>法定納期限等</u>に当たる日を含む。したがって、その日に設定された<u>抵当権</u>も、<u>法定納期限等</u>以前に設定された<u>抵当権</u>となる。</p> <p>（<u>物上代位</u>の目的物に対する<u>差押え</u>が競合する場合の<u>優先関係</u>）</p> <p>4 <u>抵当権</u>の<u>物上代位</u>の目的物に対する<u>差押え</u>と当該目的物に対する<u>滞納処分</u>による<u>差押え</u>とが競合した場合における<u>優先関係</u>は、<u>第 15 条関係 19</u>と同様である（平成 11.3.26 東京地判参照）。</p> <p>（<u>滞納処分</u>と<u>担保不動産収益執行</u>が競合する場合の<u>優先関係</u>）</p> <p>5 <u>担保権</u>の目的となった<u>不動産</u>から生ずる<u>賃料債権</u>について、<u>滞納処分</u>による<u>差押え</u>と<u>担保権</u>の実行としての<u>担保不動産収益執行</u>（<u>執行法第 180 条第 2 号</u>）が競合した場合における<u>優先関係</u>は、<u>第 15 条関係 19</u>と同様である。</p> <p>債権の範囲</p>	<p>れる（<u>法 133 条 3 項</u>、<u>令 50 条 4 項</u>参照）。</p> <p>（<u>抵当権</u>を設定している場合）</p> <p>2 法第 16 条の「<u>抵当権</u>を設定しているとき」には、<u>納税者</u>に対する<u>債権</u>について<u>納税者</u>の財産の上に<u>抵当権</u>を設定している場合のほか、<u>納税者</u>以外の者に対する<u>債権</u>について<u>納税者</u>の財産の上に<u>抵当権</u>を設定している場合（<u>納税者</u>が<u>物上保証人</u>になっている場合等）も含まれる。</p> <p>（<u>法定納期限等</u>以前の設定）</p> <p>3 法第 16 条の「<u>法定納期限等</u>以前」には、その<u>法定納期限等</u>に当たる日を含む。したがって、その日に設定された<u>抵当権</u>も、<u>法定納期限</u>以前に設定された<u>抵当権</u>となる。</p> <p>（<u>物上代位</u>の目的物に対する<u>差押え</u>が競合する場合の<u>優先関係</u>）</p> <p>4 <u>抵当権</u>の<u>物上代位</u>の目的物に対する<u>差押え</u>と当該目的物に対する<u>滞納処分</u>による<u>差押え</u>とが競合した場合における<u>優先関係</u>は、<u>第 15 条関係 16</u>と同様である。</p> <p>（<u>新設</u>）</p> <p>債権額の範囲</p>

改正後	改正前
<p>(換価代金)</p> <p>6 法第 16 条の「換価代金」には、<u>抵当権の設定された財産のほか、従物、付加物等</u> 抵当権の効力の及んでいるものの換価代金も含まれる (民法第 370 条参照)。</p> <p>(抵当権によって担保される債権)</p> <p>7 抵当権により担保される債権の範囲については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の 2 年分についてだけその抵当権を行うことができる。ただし、それ以前の定期金であっても、満期後特別の登記をしたときは、その登記の時からこれを行うことを妨げない (民法第 375 条第 1 項)。</p> <p>(2) 民法第 375 条第 1 項《被担保債権の範囲》の規定は、<u>抵当権者が債務の不履行により生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の 2 年分についても適用される。ただし、利息その他の定期金と併せて 2 年分を超えることはできない (同法第 375 条第 2 項)。</u></p> <p>(根抵当権によって担保される債権)</p> <p>8 根抵当権により担保される債権の範囲は、<u>確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度とする (民法第 398 条の 3 第 1 項)。</u>したがって、<u>利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償については、極度額の範囲内であれば、抵当権のように最後の 2 年分に限定されることはない。</u></p> <p>抵当権の設定時期</p> <p>9 抵当権の設定の時期は、その登記がされた日によるものとする。また、<u>抵当権設定の仮登記又は抵当権設定請求権保全の仮登記がされた後において、その仮登記に基づ</u></p>	<p>(<u>抵当権の目的物の価額</u>)</p> <p>5 法第 16 条の「換価代金」には、<u>抵当権の設定された財産のほか、従物、付加物等</u> 抵当権の効力の及んでいるものの換価代金も含まれる。</p> <p>(<u>抵当権によって担保される債権額</u>)</p> <p>6 抵当権により担保される債権額の範囲については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の 2 年分についてだけその抵当権を行うことができる。ただし、それ以前の定期金であっても、満期後特別の登記をしたときは、その登記の時からこれを行うことを妨げない (民法 374 条 1 項)。</p> <p>(2) 民法第 374 条第 1 項《被担保債権の範囲》の規定は、<u>抵当権者が債務の不履行により生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の 2 年分についても適用される。ただし、利息その他の定期金と併せて 2 年分を超えることはできない (同法 374 条 2 項)。</u></p> <p>(<u>根抵当権によって担保される債権額</u>)</p> <p>7 根抵当権により担保される債権額の範囲は、<u>確定した元本、利息、損害賠償金等を併せてその極度額の範囲に限られる (民法 398 条ノ 3 第 1 項)。</u></p> <p>抵当権の設定時期</p> <p>8 抵当権の設定の時期は、その登記がされた日によるものとする。また、<u>抵当権設定の仮登記又は抵当権設定請求権保全の仮登記がされた後において、その仮登記に基づ</u></p>

改正後	改正前
<p>く本登記がされたときのその抵当権の設定の時期は、その仮登記がされた日によるものとする（<u>不動産登記法第 106 条等</u>）。</p> <p>徴収職員の調査</p> <p>10 法第 16 条の規定の適用については、抵当権者の証明を要件とするものではない。</p> <p>なお、徴収職員は、抵当権の設定の事実及びその設定の時期が国税の法定納期限等以前であるかどうかにつき、<u>登記により調査の上確認</u>しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 17 条関係 譲受け前に設定された質権又は抵当権の優先</p> <p>財産の譲受け (<u>財産を譲り受けたとき</u>)</p> <p>1 法第 17 条の「財産を譲り受けたとき」とは、納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を売買、贈与、交換、現物出資、代物弁済等により<u>第三者から取得したときをいい、相続又は法人の合併若しくは分割による承継の場合を含まない。</u></p> <p>(注)1 <u>納税者が相続又は法人の合併若しくは分割により承継した財産上の質権又は抵当権と納税者固有の国税との優先関係については、法第 15 条第 1 項第 7 号、第 8 号若しくは第 9 号又は第 16 条《法定納期限等》の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>2 <u>相続又は法人の合併による財産の取得があった場合には、相続人、合併後存続する法人又は合併により設立した法人等が通則法第 5 条《相続による国税の納付義務の承継》、第 6 条《法人の合併による国税の納付義務の承継》又は第 7 条《人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継》の規定により、それぞれ納税義務を承継する。この場合において、承継された財産上の質権又は抵当権と被相続人又は被合併法人固有の国税との優先関係は、相続又は法人の合併以前と変わらない</u></p>	<p>く本登記がされたときのその抵当権の設定の時期は、その仮登記がされた日によるものとする。</p> <p>徴収職員の調査</p> <p>9 法第 16 条の規定の適用については、抵当権者の証明を要件とするものではない。</p> <p>なお、徴収職員は、抵当権の設定の事実及びその設定の時期が国税の法定納期限等以前であるかどうかにつき調査確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 17 条関係 譲受け前に設定された質権又は抵当権の優先</p> <p>財産の譲受け (譲り受けたとき)</p> <p>1 法第 17 条の「財産を譲り受けたとき」とは、納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を売買、贈与、交換、現物出資、代物弁済等により取得したときをいい、<u>相続又は合併による承継の場合の取得は含まない。</u></p> <p>(注) (新設)</p> <p>1 <u>相続又は合併による財産の取得があった場合には、譲受人が通則法第 5 条《相続による国税の納付義務の承継》、第 6 条《法人の合併による国税の納付義務の承継》又は第 7 条《人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継》の規定により、それぞれ納税義務を承継することになること及びその財産上の質権又は抵当権と国税との優先関係については、法第 15 条第 1 項第 7 号又は第 8 号《法定納期限等》の規定があることに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>い</u>ことに留意する。</p> <p>3 <u>法人の分割（分社型分割（法人税法第2条第12号の10《分社型分割の定義》に規定する分社型分割をいう。以下同じ。）を除く。）による財産の取得があった場合には、通則法第9条の2《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定により、分割承継法人は分割をした法人の所定の国税について、承継財産の価額を限度として連帯納付責任を負うことになる。この場合において、分割承継法人が負う連帯納付責任は、相続又は法人の合併の場合と異なり、分割をした法人の負う国税の納付義務とは別の分割承継法人固有のものであるため、分割により承継された財産上の質権又は抵当権と国税との優先関係については、法第15条第1項又は第16条《法定納期限等》の規定が適用されることに留意する。</u></p> <p>4 納税者の財産を譲り受けた者が、第三者のため質権又は抵当権を設定した後、その譲渡が取り消された場合（詐害行為として取り消された場合を含む。）、解除された場合又は無効である場合において、それらの効果を第三者である質権者又は抵当権者に対して主張できないとき（例えば、売買が虚偽表示である場合には、善意の第三者である質権者又は抵当権者に対して、その無効を主張することはできない。民法第94条第2項）は、その質権又は抵当権が法第17条の譲受け前に設定されたものとして、同条を適用するものとする。</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>証明 （証明の期限等）</p> <p>4 登記をすることができる質権（第15条関係<u>22、23</u>）以外の質権が法第17条第1項の規定の適用を受けるための証明については、第15条関係<u>24から27及び29から31</u>までと同様である（法第17条第2項、令第4条、通則令第2条第7号）。</p>	<p>（新設）</p> <p>2 納税者の財産を譲り受けた者が、第三者のため質権又は抵当権を設定した後、その譲渡が取り消された場合（詐害行為として取り消された場合を含む。）、解除された場合又は無効である場合において、それらの効果を第三者である質権者又は抵当権者に対して主張できないとき（例えば、売買が虚偽表示である場合には、善意の第三者である質権者又は抵当権者に対して、その無効を主張することはできない。民法94条2項）は、その質権又は抵当権が法第17条の譲受け前に設定されたものとして、同条を適用するものとする。</p> <p>2・3 （同左）</p> <p>証明 （証明の期限等）</p> <p>4 登記をすることができる質権（第15条関係<u>19、20</u>）以外の質権が法第17条第1項の規定の適用を受けるための証明については、第15条関係<u>22から28</u>までと同様である（法17条2項、令4条、通則令2条7号）。</p>

改正後	改正前
<p>(譲受け前であることの確認)</p> <p>5 質権の設定の時期がその質権の目的となった財産の譲受け前であるかどうかについては、譲受け前であることを判断するに足りる書類を提出させ、徴収職員が調査の上確認するものとする。</p> <p>法第 26 条との関係</p> <p>(先順位の質権の証明がなかった場合)</p> <p>6 法第 17 条第 2 項の証明をすべき質権が 2 以上ある場合において、先順位の質権について第 2 項の証明がなく、後順位の質権について第 2 項の証明があったときの配当については、法第 26 条《国税及び地方税と私債権との競合の調整》の規定に準ずるものとする。</p> <p>〔例〕譲渡人を設定者とする先順位の質権甲の被担保債権・・・・・・・・・・30 万円 譲渡人を設定者とする後順位の質権乙の被担保債権・・・・・・・・・・40 万円 納税者(譲受人)の国税・・・・・・・・・・70 万円 換価代金・・・・・・・・・・90 万円</p> <p>(1) <u>上記の例において、納税者が、質権甲及び質権乙の設定された財産を譲り受け、その後納税者の滞納国税につき滞納処分による換価をしたところ、質権甲については法第 17 条第 2 項の証明がなく、質権乙について同項の証明があった場合、質権甲は国税に後れるが質権乙に優先し、また質権乙は質権甲に後れるが国税に優先することになる。</u></p> <p>(2) <u>この場合、配当額の計算は以下のとおりである。</u></p> <p>イ 法第 26 条第 2 号の規定に準じて、国税及び私債権に充てるべき金額の総額は、法第 17 条の規定により、<u>質権乙の被担保債権に 40 万円、国税に 50 万円(換価代金 90 万円－質権乙の被担保債権 40 万円)</u>となり、国税に充て</p>	<p>(譲受け前であることの確認)</p> <p>5 質権の設定の時期がその質権の目的となった財産の譲受け前であるかどうかについては、譲受け前であることを判断するに足りる書類を提出させ、徴収職員が調査確認するものとする。</p> <p>法第 26 条との関係</p> <p>(先順位の質権の証明がなかった場合)</p> <p>6 法第 17 条第 2 項の証明をすべき質権が 2 以上ある場合において、先順位の質権について第 2 項の証明がなく、後順位の質権について第 2 項の証明があったときの配当については、法第 26 条《国税及び地方税と私債権との競合の調整》の規定を類推適用するものとする。</p> <p>〔例〕譲渡人を設定者とする先順位の質権甲・・・・・・・・・・ 3 万円 譲渡人を設定者とする後順位の質権乙・・・・・・・・・・ 4 万円 譲受人の国税・・・・・・・・・・ 7 万円 換価代金・・・・・・・・・・ 9 万円</p> <p>(注)1 <u>納税者が、甲質権及び乙質権の設定された財産を譲り受け、その後納税者の滞納国税につき滞納処分をした。</u></p> <p>2 <u>甲質権については法第 17 条第 2 項の証明がなく、乙質権について第 2 項の証明があった。したがって、甲質権は国税に後れるが乙質権に優先し、また乙質権は甲質権に後れるが国税に優先することになる。</u></p> <p>※配当額の計算</p> <p>イ 法第 26 条第 2 号の規定に準じて、国税及び私債権に充てるべき金額の総額は、法第 17 条の規定により、<u>乙質権に 4 万円、国税に 5 万円(換価代金 9 万円－乙質権 4 万円)</u>となり、国税の総額は 5 万円、私債権の総額は 4 万円となる。</p>

改正後	改正前
<p>るべき金額の総額は <u>50</u> 万円、私債権に充てるべき金額の総額は <u>40</u> 万円となる。</p> <p>ロ 法第 26 条第 3 号の規定に<u>準じて</u>、国税に <u>50</u> 万円を充てる。</p> <p>ハ 法第 26 条第 4 号の規定に<u>準じて</u>、私債権に充てるべき <u>40</u> 万円は、民法第 355 条《動産質権の順位》の規定により、<u>質権甲の被担保債権 30 万円、質権乙の被担保債権 10 万円 (40 万円－30 万円)</u> となる。</p> <p>ニ 上記の結果、<u>それぞれの配当額は次のとおりになる。</u></p> <p><u>質権甲の被担保債権</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>30</u> 万円 <u>質権乙の被担保債権</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>10</u> 万円 国税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>50</u> 万円</p> <p>(納税者が担保財産を再取得した場合において第三者が設定した質権又は抵当権があるとき)</p> <p>7 納税者が所有する財産上に質権又は抵当権を設定した後、その担保財産を第三者に譲渡し、その第三者がその担保財産上に質権又は抵当権を設定し、更にその後納税者がその担保財産を再取得した場合のその納税者の国税及び担保財産上の質権又は抵当権により担保される債権に対する配当については、法第 26 条《国税及び地方税等と私債権との競合の調整》の規定に<u>準ずるものとする。</u></p> <p>[例] 納税者を設定者とする抵当権甲 (設定登記 <u>平成 18.7.31</u>) の被担保債権・・・・・・・・・・ <u>400</u> 万円 譲受人を設定者とする抵当権乙 (設定登記 <u>平成 18.10.11</u>) の被担保債権・・・・・・・・・・ <u>600</u> 万円 差押国税 (法定納期限等 <u>平成 18.5.31</u>)・・・・・・・・・・ <u>700</u> 万円 換価代金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>1,000</u> 万円</p> <p>(1) <u>上記の例において、抵当権乙を設定した後納税者がその財産を再取得し、その</u></p>	<p>ロ 法第 26 条第 3 号の規定により、国税に <u>5</u> 万円を充てる。</p> <p>ハ 法第 26 条第 4 号の規定により、私債権に充てるべき <u>4</u> 万円は、民法第 355 条《動産質権の順位》の規定により、<u>甲質権 3 万円、乙質権 1 万円 (4 万円－3 万円)</u> となる。</p> <p>ニ 上記の結果、配当額は次のとおりになる。</p> <p><u>甲質権</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>3</u> 万円 <u>乙質権</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>1</u> 万円 国税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>5</u> 万円</p> <p>(納税者が担保財産を再取得した場合において第三者が設定した質権又は抵当権があるとき)</p> <p>7 納税者が所有する財産上に質権又は抵当権を設定した後、その担保財産を第三者に譲渡し、その第三者がその担保財産上に質権又は抵当権を設定し、更にその後納税者がその担保財産を再取得した場合のその納税者の国税及び担保財産上の質権又は抵当権により担保される債権に対する配当については、法第 26 条《国税及び地方税等と私債権との競合の調整》の規定を<u>類推適用するものとする。</u></p> <p>[例] 納税者を設定者とする抵当権甲 (設定登記 <u>昭和 57.7.31</u>)・・・・・・・・・・ <u>4</u> 万円 譲受人を設定者とする抵当権乙 (設定登記 <u>昭和 57.10.11</u>)・・・・・・・・・・ <u>6</u> 万円 差押国税 (法定納期限等 <u>昭和 57.5.31</u>)・・・・・・・・・・ <u>7</u> 万円 換価代金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>10</u> 万円</p> <p>(注) <u>乙抵当権を設定した後納税者がその財産を再取得し、その後納税者の滞納国</u></p>

改正後	改正前												
<p>後納税者の滞納国税につき滞納処分による換価をした場合、<u>抵当権甲は国税に後れるが抵当権乙に優先し、また、抵当権乙は抵当権甲に後れるが法第 17 条の規定により国税に優先することとなる。</u></p>	<p><u>税につき滞納処分をした。</u></p> <p><u>この場合には、甲抵当権は国税に後れるが乙抵当権に優先し、また、乙抵当権は甲抵当権に後れるが、法第 17 条の規定により国税に優先する。</u></p>												
<p>(2) <u>この場合、配当額の計算は以下のとおりである。</u></p>	<p>※配当額の計算</p>												
<p>イ 法第 26 条第 2 号の規定に準じて、国税及び私債権に充てるべき金額の総額は、①まず法第 17 条の規定により<u>抵当権乙の被担保債権に 600 万円</u>、②次いで、<u>抵当権甲の設定登記よりも法定納期限等の古い国税 400 万円</u>（換価代金 <u>1,000 万円－抵当権乙の被担保債権 600 万円</u>）となり、<u>国税に充てるべき金額の総額は 400 万円</u>、<u>私債権に充てるべき金額の総額は 600 万円</u>となる。</p>	<p>イ 法第 26 条第 2 号の規定に準じて、国税及び私債権に充てるべき金額の総額は、①まず法第 17 条の規定により<u>乙抵当権に 6 万円</u>、②次いで、<u>甲抵当権の設定登記よりも法定納期限等の古い国税 4 万円</u>（換価代金 <u>10 万円－乙抵当権 6 万円</u>）となり、<u>国税の総額は 4 万円</u>、<u>私債権の総額は 6 万円</u>となる。</p>												
<p>ロ 法第 26 条第 3 号の規定に準じて、<u>国税に 400 万円</u>を充てる。</p>	<p>ロ 法第 26 条第 3 号の規定により、<u>国税に 4 万円</u>を充てる。</p>												
<p>ハ 法第 26 条第 4 号の規定に準じて、私債権に充てるべき金額は、民法第 373 条第 1 項《<u>抵当権の順位</u>》の規定により、<u>抵当権甲の被担保債権 400 万円</u>、<u>抵当権乙の被担保債権 200 万円</u>（<u>600 万円－400 万円</u>）となる。</p>	<p>ハ 法第 26 条第 4 号の規定により、私債権に充てるべき金額は、民法第 373 条第 1 項《<u>抵当権の順位</u>》の規定により、<u>甲抵当権 4 万円</u>、<u>乙抵当権 2 万円</u>（<u>6 万円－4 万円</u>）となる。</p>												
<p>ニ 上記の結果、<u>それぞれの配当額は次のとおり</u>になる。</p>	<p>ニ 上記の結果、配当額は次のとおりになる。</p>												
<table border="0"> <tr> <td>国税</td> <td>400 万円</td> </tr> <tr> <td>抵当権甲の被担保債権</td> <td>400 万円</td> </tr> <tr> <td>抵当権乙の被担保債権</td> <td>200 万円</td> </tr> </table>	国税	400 万円	抵当権甲の被担保債権	400 万円	抵当権乙の被担保債権	200 万円	<table border="0"> <tr> <td>国税</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>甲抵当権</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>乙抵当権</td> <td>2 万円</td> </tr> </table>	国税	4 万円	甲抵当権	4 万円	乙抵当権	2 万円
国税	400 万円												
抵当権甲の被担保債権	400 万円												
抵当権乙の被担保債権	200 万円												
国税	4 万円												
甲抵当権	4 万円												
乙抵当権	2 万円												
<p>第 18 条関係 質権及び抵当権の優先額の限度等</p>	<p>第 18 条関係 質権及び抵当権の優先額の限度等</p>												
<p>優先債権額の範囲 (債権額の限度)</p> <p>1 法第 18 条第 1 項の「<u>債権額を限度とする</u>」とは、法第 15 条から第 17 条まで《法定納期限等以前に設定された質権の優先等》の規定により国税に優先する質権又は抵当権により担保される債権額のうち、法第 18 条第 1 項の規定により国税に優先する</p>	<p>優先債権額の範囲 (債権額の限度)</p> <p>1 法第 18 条第 1 項の「<u>債権額を限度とする</u>」については、法第 15 条から第 17 条まで《法定納期限等以前に設定された質権の優先等》の規定により国税に優先する質権又は抵当権により担保される債権額のうち、法第 18 条第 1 項の規定により国税に優</p>												

改正後	改正前
<p>元本債権額について、その質権者又は抵当権者に 2 又は 3 の通知書が送達された時の元本債権額に相当する金額を限度とすることをいう。</p> <p>なお、上記の通知書が送達された時までに根抵当権の元本債権額が確定しているときは、法第 18 条の規定が適用されないことに留意する。</p> <p>(差押えの通知を受けた時)</p> <p>2 法第 18 条第 1 項の「差押の通知を受けた時」とは、質権又は抵当権の目的となっている財産を差し押えた場合において、差押えの通知書（法第 55 条）又は差押調書の謄本（令第 22 条第 1 項ただし書、第 2 項）が、その質権者又は抵当権者に送達された時をいう。</p> <p>(交付要求の通知を受けた時)</p> <p>3 法第 18 条第 1 項の「交付要求の通知を受けた時」とは、質権又は抵当権の目的となっている財産につき交付要求又は参加差押えをした場合において、法第 82 条第 3 項《質権者等に対する交付要求の通知》の規定による交付要求の通知書又は第 86 条第 4 項《質権者等に対する参加差押えの通知》の規定による参加差押えの通知書が、その質権者又は抵当権者に送達された時をいう。</p> <p>(根抵当権の確定との関係)</p> <p>4 根抵当権により担保される元本は、根抵当権者が、根抵当権の目的となった財産に対する滞納処分による差押えがあったことを知った日から 2 週間を経過したときに確定する（民法第 398 条の 20 第 1 項第 3 号。ただし、根抵当権者が滞納処分による差押えをしたときは、同項第 2 号によりその差押えの効力が発生したときに確定する。）が、国税に優先する根抵当権の元本債権額は、根抵当権者に 2 の通知書が送達された時の元本債権額に相当する金額が限度となる（法第 18 条第 1 項本文）。</p>	<p>先ず元本債権額は、その質権者又は抵当権者に 2 又は 3 の通知書が送達された時の元本債権額に相当する金額を限度として取り扱う。</p> <p>なお、上記の通知書が送達された時までに根抵当権の元本債権額が確定しているときは、法第 18 条の規定が適用されないことに留意する。</p> <p>(差押えの通知を受けた時)</p> <p>2 法第 18 条第 1 項の「差押の通知を受けた時」とは、質権又は抵当権の目的となっている財産を差し押えた場合において、差押えの通知書（法 55 条）又は差押調書の謄本（令 22 条 1 項ただし書、2 項）を、その質権者又は抵当権者に送達した時をいう。</p> <p>(交付要求の通知を受けた時)</p> <p>3 法第 18 条第 1 項の「交付要求の通知を受けた時」とは、質権又は抵当権の目的となっている財産につき交付要求又は参加差押えをした場合において、法第 82 条第 3 項《質権者等に対する交付要求の通知》の規定による交付要求の通知書又は第 86 条第 4 項《質権者等に対する参加差押えの通知》の規定による参加差押えの通知書を、その質権者又は抵当権者に送達した時をいう。</p> <p>(根抵当権の確定との関係)</p> <p>4 根抵当権の元本債権額は、根抵当権者が、根抵当権の目的となった財産に対する滞納処分による差押えがあったことを知った日から 2 週間を経過したときに確定する（民法 398 条ノ 20 第 1 項 4 号）が、国税に優先する根抵当権の元本債権額は根抵当権者に 2 の通知書が送達された時の元本債権額に相当する金額が限度となる（法 18 条 1 項本文）。</p> <p>なお、滞納処分による差押えがあったことを知った日から元本確定（民法 398 条ノ</p>

改正後	改正前
<p>なお、滞納処分による差押えがあったことを知った日から元本確定（民法第398条の20第1項）の日までの間に増加した根抵当権の元本債権額は、その根抵当権に後れて登記した担保権には優先する（同法第373条）ことに留意する。</p> <p>（根抵当権の確定事由の効力の消滅との関係）</p> <p>5 滞納処分による差押えが解除された場合には、根抵当権の担保すべき元本は確定しなかったものとみなされる（民法第398条の20第2項本文）。当該差押えに対してした参加差押えは参加差押えをした時にさかのぼって差押えの効力を生じることになるから、この差押えとの関係においては、根抵当権者が参加差押えのあったことを知った日から2週間を経過したときに、根抵当権の担保すべき元本は確定する。</p> <p>なお、次に掲げる場合には、差押えを解除しても、根抵当権の担保すべき元本の確定の効果は、消滅しないことに留意する。</p> <p>(1) 根抵当権者が当該財産に対して滞納処分による差押えをしたとき（民法第398条の20第1項第2号）。</p> <p>(2) 根抵当権の担保すべき元本が確定した<u>ものとして</u>その根抵当権又はその根抵当権を目的とする権利を取得した者がいるとき（民法第398条の20第2項ただし書）。</p> <p>（差押え又は交付要求の競合）</p> <p>6 差押え又は数個の交付要求（参加差押えを含む。）が競合して行われた場合においては、それぞれの通知を受けた時の<u>債権の元本の額が</u>、それぞれの差押え又は交付要求に係る国税との関係において、法第18条第1項の債権額の限度となる。</p> <p>なお、<u>上記の場合において、三者間で優先関係が交錯して、その優先順位を定めることができないときは、法第26条《国税及び地方税等と私債権との競合の調整》の規定に準ずるものとする。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>20第1項）の日までの間に増加した根抵当権の元本債権額は、その根抵当権に後れて登記した担保権には優先する（同法373条1項）ことに留意する。</p> <p>（根抵当権の確定事由の消滅との関係）</p> <p>5 滞納処分による差押えが解除された場合には、根抵当権の担保すべき元本は確定しなかったものとみなされる（民法398条ノ20第2項）。当該差押えに対してした参加差押えは参加差押えをした時にさかのぼって差押えの効力を生じることになるから、この差押えとの関係においては、根抵当権者が参加差押えのあったことを知った日から2週間を経過したときに、根抵当権の担保すべき元本は確定する。</p> <p>なお、次に掲げる場合には、差押えを解除しても、根抵当権の担保すべき元本の確定の効果は、消滅しないことに留意する。</p> <p>(1) 根抵当権者である<u>税務署長が、当該財産を滞納処分により差し押えたとき</u>（民法398条ノ20第1項3号）。</p> <p>(2) 根抵当権の担保すべき元本が確定した<u>後において、</u>その根抵当権又はその根抵当権を目的とする権利を取得した者がいるとき（民法398条ノ20第2項ただし書）。</p> <p>（差押え又は交付要求の競合）</p> <p>6 差押え又は数個の交付要求（参加差押えを含む。）が競合して行われた場合においては、それぞれの通知を受けた時の<u>債権額を</u>、それぞれの差押え又は交付要求に係る国税との関係において、法第18条第1項の債権額の限度とする（法第18条1項本文）。</p> <p>なお、<u>法第18条第1項本文の規定を適用すると、いわゆる「ぐるぐる回り」が生ずる場合には、法第26条《国税及び地方税等と私債権との競合の調整》の規定を適用又は類推適用するものとする。</u></p> <p><u>〔例1〕根抵当権（設定登記 昭和57.7.30）極度額・・・・・・・・・・10万円</u></p>

改正後	改正前
<p>〔例〕 根抵当権（設定登記 <u>平成 17.7.29</u>）極度額・・・・・・・・・・ <u>1,100</u> 万円 差押通知時（<u>平成 18.5.12</u>）の被担保債権（元本）・・・・・・・・・・ <u>1,000</u> 万円 交付要求通知時（<u>平成 18.5.19</u>）の被担保債権（元本）・・・・・・・・・・ <u>700</u> 万円 配当時の被担保債権（元本）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>900</u> 万円 差押国税（法定納期限等 <u>平成 18.3.31</u>）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>800</u> 万円 交付要求地方税（法定納期限等 <u>平成 18.1.31</u>）・・・・・・・・・・・・・・ <u>1,200</u> 万円 換価代金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>2,000</u> 万円</p>	<p><u>差押通知時の被担保債権額</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>6</u> 万円 <u>配当時の被担保債権額</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>10</u> 万円 <u>国税（法定納期限等 昭和 58.3.15）</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>7</u> 万円 <u>換価代金</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>15</u> 万円</p> <p>※配当額の計算</p> <p>イ <u>根抵当権の配当時における被担保債権額 10 万円のうち、法第 18 条第 1 項本文の規定により国税に優先するのは、差押通知時の債権額 6 万円である。したがって、換価代金 15 万円のうち 6 万円を根抵当権に充てる。</u></p> <p>ロ <u>換価代金 15 万円のうち根抵当権に充てた 6 万円を控除した残額 9 万円のうち、法第 18 条第 1 項本文の規定により国税に 7 万円を充てる。</u></p> <p>ハ <u>換価代金 15 万円のうち、上記イ及びロの金額を控除した残額 2 万円は、根抵当権がまだ 4 万円（配当時の被担保債権額 10 万円－上記のイの 6 万円）の配当を受ける権利があるので、これに充てる。</u></p> <p>ニ <u>上記の結果、配当額は次のとおりになる。</u></p> <p><u>根抵当権</u>・・・・・・・・・・・・・・ <u>8 万円（国税に優先する部分 6 万円＋国税に劣後する部分 2 万円）</u></p> <p><u>国税</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>7 万円</u></p> <p>〔例 2〕 根抵当権（設定登記 <u>昭和 56.7.30</u>）極度額・・・・・・・・・・・・・・ <u>11</u> 万円 差押通知時（<u>昭和 58.5.13</u>）の被担保債権額・・・・・・・・・・・・・・ <u>10</u> 万円 交付要求通知時（<u>昭和 58.5.20</u>）の被担保債権額・・・・・・・・・・・・・・ <u>7</u> 万円 配当時の被担保債権額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>9</u> 万円 差押国税（法定納期限等 <u>昭和 58.3.30</u>）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>8</u> 万円 交付要求地方税（法定納期限等 <u>昭和 58.1.31</u>）・・・・・・・・・・・・・・ <u>12</u> 万円 換価代金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>20</u> 万円</p> <p>※配当額の計算</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>上記の例において、根抵当権が設定された財産につき、滞納処分による差押えをし、地方税の交付要求がなされた場合には、配当時における根抵当権の被担保債権(元本)900万円のうち、根抵当権の交付要求通知時における被担保債権(元本)700万円は差押通知時の被担保債権(元本)1,000万円よりも小さく、この限度においては法第18条第1項本文の規定により国税及び地方税のいずれにも優先するから、換価代金2,000万円のうち700万円を根抵当権の被担保債権(元本)に充てることとなる。</u></p> <p>(2) <u>根抵当権の被担保債権(元本)の残額200万円(900万円-700万円)と国税800万円、地方税1,200万円とは、次のとおり、三者間で優先順位が交錯してその優先順位を定めることができない。</u></p> <p>イ <u>根抵当権と国税の間においては、根抵当権の被担保債権(元本)200万円は、(1)の700万円と合わせても、差押通知時の被担保債権額(元本)1,000万円の範囲内であるから、法第18条第1項本文の規定により国税に優先する。</u></p> <p>ロ <u>根抵当権と地方税の間においては、根抵当権の被担保債権(元本)200万円は、交付要求通知時の被担保債権(元本)700万円の範囲外である(上記(1)で既に700万円の配当を受けることになっている。)から、法第18条第1項本文の規定により地方税に劣後する。</u></p> <p>ハ <u>国税と地方税の間においては、国税は、法第12条第1項《差押先着手による国税の優先》の規定により地方税に優先する。</u></p> <p>(3) <u>そこで、法第26条の規定に準じて、次のとおり、配当額を計算する。</u></p> <p>イ <u>法第26条第2号の規定に準じて、換価代金の残額1,300万円(2,000万円-700万円)を、①地方税1,200万円、②根抵当権の被担保債権(元本)100万円(換価代金2,000万円-(1)の金額700万円-地方税1,200万円)、③国税0と定める。</u></p> <p>ロ <u>法第26条第3号の規定に準じて、国税及び地方税に充てる金額は、法第12</u></p>	<p>イ <u>根抵当権の配当時における被担保債権額9万円のうち、根抵当権の交付要求通知時における被担保債権額7万円は差押通知時の被担保債権額10万円よりも小さく、この限度においては法第18条第1項本文の規定により国税及び地方税のいずれにも優先するから、換価代金20万円のうち7万円を根抵当権に充てる。</u></p> <p>ロ <u>根抵当権の2万円(9万円-7万円)と国税8万円、地方税の12万円とは、次のとおり、三者間で優先順位が交錯していわゆる「ぐるぐる回り」が生ずることとなるので、法第26条の規定により配当額を定める。</u></p> <p>(イ) <u>根抵当権と国税の間においては、根抵当権(2万円)は、差押通知時の被担保債権額(10万円)の範囲内であるから、法第18条第1項本文の規定により国税に優先する。</u></p> <p>(ロ) <u>根抵当権と地方税の間においては、根抵当権(2万円)は、交付要求通知時の被担保債権額(7万円)の範囲外である(上記イで既に7万円の配当を受けることになっている。)から、法第18条第1項本文の規定により地方税に劣後する。</u></p> <p>(ハ) <u>国税と地方税の間においては、国税は、法第12条第1項《差押先着手による国税の優先》の規定により地方税に優先する。</u></p> <p>ハ <u>法第26条第2号の規定により、根抵当権の設定登記及び国税、地方税の法定納期限等の古い順に従って、換価代金13万円(20万円-7万円)を、①根抵当権1万円(換価代金20万円-イの金額7万円-地方税12万円=1万円)、②地方税12万円、③国税0と定める。</u></p> <p>ニ <u>法第26条第3号の規定により、国税及び地方税に充てる金額は、法第12条《差</u></p>

改正後	改正前
<p>条《差押先着手による国税の優先》の規定により、差押国税 <u>800</u> 万円、交付要求地方税 <u>400</u> 万円となる。</p> <p>△ 法第 26 条第 4 号の規定により、根抵当権の被担保債権（元本）に <u>100</u> 万円充てる。</p> <p>(3) 上記の結果、配当額は次のとおりになる。</p> <p>根抵当権の被担保債権（元本）・・・・・・・・・・・・・・ <u>800</u> 万円 差押国税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>800</u> 万円 交付要求地方税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>400</u> 万円</p> <p>(破産手続等との関係)</p> <p>7 破産手続又は企業担保権の実行手続との関係においては、法第 18 条第 1 項の規定が適用されることはない（令第 36 条第 4 項参照）。</p> <p>第三者に帰属する担保財産に対する滞納処分等との関係</p> <p>8 国税につき徴している第三者に帰属する担保財産（担保権の設定時において納税者に帰属していたものを含む。）を滞納処分の例により処分する場合には、担保権の効力として配当を受けることとなるため、法第 18 条第 1 項の規定は適用されない。また、法第 22 条第 5 項《担保権付財産が譲渡された場合の国税徴収のための交付要求》の規定により交付要求をする場合には、法第 22 条第 1 項に規定する質権者又は抵当権者が配当を受ける額から徴収するものであり、法第 18 条第 1 項の規定は適用されない。</p> <p>第 1 項本文の規定の適用除外 （権利を害することとなるとき）</p> <p>9 法第 18 条第 1 項ただし書の「権利を害することとなるとき」とは、差押え又は交</p>	<p>押先着手による国税の優先》の規定により、差押国税 <u>8</u> 万円、交付要求地方税 <u>4</u> 万円となる。</p> <p>△ 法第 26 条第 4 号の規定により、根抵当権に <u>1</u> 万円充てる。</p> <p>△ 上記の結果、配当額は次のとおりになる。</p> <p>根抵当権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>8</u> 万円 差押国税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>8</u> 万円 交付要求地方税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>4</u> 万円</p> <p>(破産手続等との関係)</p> <p>7 破産手続又は企業担保権の実行手続との関係においては、法第 18 条第 1 項の規定が適用されることはない（令 36 条 4 項参照）。</p> <p>第三者の担保財産に対する滞納処分等との関係</p> <p>8 国税につき徴している第三者の担保財産（担保権の設定時において納税者に帰属していたものを含む。）を滞納処分の例により処分する場合には、担保権の効力として配当を受けることとなるため、法第 18 条第 1 項の規定は適用されない。また、法第 22 条第 5 項《担保権付財産が譲渡された場合の国税徴収のための交付要求》の規定により交付要求をする場合には、法第 22 条第 1 項に規定する質権者又は抵当権者が配当を受ける額から徴収するものであり、法第 18 条第 1 項の規定は適用されない。</p> <p>第 1 項本文の規定の適用除外 （権利を害することとなるとき）</p> <p>9 法第 18 条第 1 項ただし書の「権利を害することとなるとき」とは、差押え又は交</p>

改正後	改正前
<p>付要求に係る国税に優先する先順位債権者の差押え等の通知後増加した部分の債権額は、その国税には劣後するが、その国税に優先する他の債権を有する者（以下第 18 条関係において「後順位債権者」という。）の債権に優先するため、先順位債権者に配当すべき当該増加した部分の債権額を法第 18 条第 1 項本文に従って国税に配当することにより、後順位債権者が配当を受けられなくなるときをいう。</p> <p>〔例 1〕法第 18 条第 1 項ただし書の「権利を害することとなるとき」に該当する例</p> <p>第 1 順位 <u>根抵当権甲</u> <u>差押通知書送達時の被担保債権（元本）</u>・・・・・・・・・・<u>200</u>万円 <u>配当時の被担保債権（元本）</u>・・・・・・・・・・<u>1,000</u>万円</p> <p>第 2 順位 <u>抵当権乙の被担保債権</u>・・・・・・・・・・<u>400</u>万円</p> <p>第 3 順位 <u>差押国税</u>・・・・・・・・・・<u>500</u>万円</p> <p>換価代金・・・・・・・・・・<u>1,500</u>万円</p> <p>(1) <u>上記の例において、国税に優先する根抵当権及び抵当権が設定された財産につき、滞納処分による換価をした場合、法第 18 条第 1 項本文の規定のみによると、換価代金 1,500 万円は、①差押通知書の送達時の根抵当権甲の被担保債権(元本)に 200 万円、②第 2 順位の抵当権乙の被担保債権に 400 万円、③第 3 順位の国税に 500 万円、④根抵当権甲の被担保債権(元本)に 400 万円（1,500 万円－①の 200 万円－②の 400 万円－③の 500 万円）がそれぞれ充てられることとなる。</u></p> <p>(2) <u>しかし、第 1 順位の根抵当権甲は、第 2 順位の抵当権乙に優先するため、抵当権乙の被担保債権に充てられる 400 万円は、法第 26 条の規定に準じて、根抵当権甲の被担保債権(元本)に吸い上げられ、根抵当権甲の被担保債権(元本)1,000 万円（(1)の①の 200 万円+(1)の④の 400 万円+(1)の②の 400 万円）、抵当権乙の被担保債権 0、国税 500 万円という配当になる。</u></p> <p>(3) <u>この結果、抵当権者の権利は、国税が優先配当を受けることによって害され</u></p>	<p>付要求に係る国税に優先する先順位債権者の差押え等の通知後増加した部分の債権額は、その国税には劣後するが、その国税に優先する他の債権を有する者（以下第 18 条関係において「後順位債権者」という。）の債権に優先するため、先順位債権者に配当すべき当該増加した部分の債権額を法第 18 条第 1 項本文に従って国税に配当することにより、後順位債権者が配当を受けられなくなるときをいう。</p> <p>〔例 1〕法第 18 条第 1 項ただし書の「権利を害することとなるとき」に該当する<u>事例</u></p> <p>第 1 順位 <u>国税に優先する根抵当権の配当時の被担保債権甲</u>・・・・・・・・<u>10</u>万円 <u>差押通知書が債権者に送達された時の債権額</u>・・・・・・・・<u>2</u>万円</p> <p>第 2 順位 <u>国税に優先する抵当権の被担保債権乙</u>・・・・・・・・<u>4</u>万円</p> <p>第 3 順位 <u>差押国税</u>・・・・・・・・<u>5</u>万円</p> <p>換価代金・・・・・・・・<u>15</u>万円</p> <p>イ 法第 18 条第 1 項本文の規定によると、換価代金 15 万円は、①<u>差押えの通知を受けた時の甲根抵当権の債権額 2 万円</u>、②第 2 順位の<u>乙抵当権 4 万円</u>、③第 3 順位の<u>国税 5 万円</u>、④<u>甲根抵当権 4 万円（15 万円－①の 2 万円－②の 4 万円－③の 5 万円）</u>にそれぞれ充てられる。</p> <p>ロ <u>しかし、第 1 順位の甲根抵当権は、第 2 順位の乙抵当権に優先するため、乙抵当権 4 万円は甲根抵当権に吸い上げられ、甲根抵当権 10 万円（イの①の 2 万円+イの④の 4 万円+イの②の乙抵当権 4 万円）、乙抵当権 0、国税 5 万円という配当になる。</u></p> <p>ハ <u>この結果、乙抵当権者の権利は、国税が優先配当を受けることによって害さ</u></p>

改正後	改正前
<p>たことになる。したがって、法第 18 条第 1 項の規定は適用しないで、法第 16 条《法定納期限等以前に設定された抵当権の優先》の規定により配当計算をすることになるから、その優先順位どおり①根抵当権甲の被担保債権(元本)1,000 万円、②抵当権乙の被担保債権 400 万円、③国税 100 万円（換価代金 1,500 万円－①の 1,000 万円－②の 400 万円）の配当額となる。</p> <p>〔例 2〕法第 18 条第 1 項ただし書の「権利を害することとなるとき」に該当しない例</p> <p>第 1 順位 根抵当権甲 差押通知書送達時の被担保債権（元本）・・・・・・・・・・ 400 万円 配当時の被担保債権（元本）・・・・・・・・・・ 1,000 万円</p> <p>第 2 順位 抵当権乙の被担保債権・・・・・・・・・・ 300 万円</p> <p>第 3 順位 差押国税・・・・・・・・・・ 500 万円 換価代金・・・・・・・・・・ 1,000 万円</p> <p>(1) 上記の例においては、換価代金は 1,000 万円であり、配当時において、<u>抵当権乙に優先する根抵当権甲の被担保債権（元本）は 1,000 万円</u>であり、もともと<u>抵当権乙</u>は民法その他の法律の規定（法第 18 条第 1 項本文の規定を除く。）によっては配当を受けることができないのであるから、<u>抵当権乙に配当をしないこと</u>としても、その権利を害したことにはならない。</p> <p>(2) この結果、①根抵当権甲の被担保債権（元本）700 万円（差押通知書送達時の被担保債権（元本）400 万円＋抵当権乙から吸い上げた 300 万円）、②国税 300 万円の配当額となる。</p> <p>10 （省略）</p> <p>（この限りでない）</p>	<p>れたことになる。したがって、法第 18 条第 1 項の規定は適用しないで、法第 16 条《法定納期限等以前に設定された抵当権の優先》の規定により配当計算をすることになるから、その優先順位どおり①甲根抵当権 10 万円、②乙抵当権 4 万円、③国税 1 万円（換価代金 15 万円－①の 10 万円－②の 4 万円）の配当額となる。</p> <p>〔例 2〕法第 18 条第 1 項ただし書の「権利を害することとなるとき」に該当しない事例</p> <p>第 1 順位 国税に優先する根抵当権の配当時の被担保債権甲・・・・・・・・ 10 万円 差押通知書が債権者に送達された時の債権額・・・・・・・・ 4 万円</p> <p>第 2 順位 国税に優先する抵当権の被担保債権乙・・・・・・・・ 3 万円</p> <p>第 3 順位 差押国税・・・・・・・・ 5 万円 換価代金・・・・・・・・ 10 万円</p> <p>上記の場合においては、換価代金は 10 万円であり、配当時において、<u>乙抵当権に優先する甲根抵当権の被担保債権額は 10 万円</u>であり、もともと<u>乙抵当権者</u>は民法その他の法律の規定（法 18 条 1 項本文の規定を除く。）によっては配当を受けることができないのであるから、<u>乙抵当権者に配当をしないこと</u>としても、その権利を害したことにはならない。</p> <p>10 （同左）</p> <p>（この限りでない）</p>

改正後	改正前
<p>11 法第 18 条第 1 項ただし書の「この限りでない」とは、同条第 1 項本文の規定を適用することにより後順位債権者の権利を害することとなる場合には、同条第 1 項本文の規定を適用しないことをいう。</p>	<p>11 法第 18 条第 1 項ただし書の「この限りでない」とは、同条第 1 項本文の規定を適用することにより後順位債権者の権利を害することとなる場合には、同条第 1 項本文の規定を適用しないことをいう<u>ものとする</u>。</p>
<p>増額の付記登記</p>	<p>増額の付記登記</p>
<p>(根質権等の増額の登記)</p>	<p>(根質等の増額の登記)</p>
<p>12 根質権又は根抵当権の債権額を増加する登記には、次のような登記がある。</p> <p>(1) 根質権により担保される<u>極度額</u>を増額する変更契約による極度額の登記</p> <p>(2) 根抵当権により担保される極度額を増額する変更契約による極度額の登記 (削除)</p> <p><u>(3) 利息若しくは遅延損害金を増加する変更登記（変更登録を含む。以下同じ。）</u>又は利息若しくは遅延損害金に関する定めの登記がない場合にその定めを新たに登記する登記</p>	<p>12 根質又は根抵当権の債権額を増加する登記には、次のような登記がある。</p> <p>(1) 根質により担保される<u>債権極度額又は元本極度額</u>を増額する変更契約による極度額の登記</p> <p>(2) 根抵当権により担保される極度額を増額する変更契約による極度額の登記</p> <p><u>(3) 根質の債権極度額を元本極度額にする変更登記（変更登録を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(4) 利息若しくは遅延損害金を増加する変更登記</u>又は利息若しくは遅延損害金に関する定めの登記がない場合にその定めを新たに登記する登記</p>
<p>13 (省略)</p>	<p>13 (同左)</p>
<p>(付記登記)</p>	<p>(付記登記)</p>
<p>14 債権額の増額の登記は、<u>登記上利害関係を有する第三者がないとき、又は登記上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれらの者に対抗することができる裁判の謄本が提出されたときに限り、付記登記（付記登録を含む。以下同じ。）によりすることができる（不動産登記法第 66 条、自動車登録令第 2 条等）。</u></p> <p>(設定の時期)</p>	<p>14 債権額の増額の登記は、登記上利害関係を有する第三者の承諾書又はこれらの者に対抗することができる裁判の謄本<u>を添付したときに限り、付記登記（付記登録を含む。以下同じ。）によりすることができる（不動産登記法 56 条、自動車登録令第 2 条等）。</u></p> <p>(設定の時期)</p>
<p>15 付記登記により債権額を増加する登記がされた場合には、その順位は主登記（主登</p>	<p>15 付記登記により債権額を増加する登記がされた場合には、その順位は主登記（主登</p>

改正後	改正前
<p>録を含む。)の順位によるが(不動産登記法第4条第2項、自動車登録令第3条等)、法第15条から第17条まで《法定納期限等以前に設定された質権の優先等》の規定の適用については、その付記登記がされた時に、その増加した債権額につき質権又は抵当権が設定されたものとみなされる。</p>	<p>録を含む。<u>以下同じ。</u>)の順位によるが(不動産登記法第7条1項、自動車登録令第3条等)、法第15条から第17条まで《法定納期限等以前に設定された質権の優先等》の規定の適用については、その付記登記がされた時に、その増加した債権額につき質権又は抵当権が設定されたものとみなされる<u>(法18条2項)</u>。</p>
<p style="text-align: center;">第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p>	<p style="text-align: center;">第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p>
<p>不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>1 法第19条第1項各号に掲げる先取特権(仮登記(保全仮登記を含む。))がされたものを含む。<u>法第133条第3項、令第50条第4項参照</u>)は、特定の行為により財産の価値を保存した等の場合に成立するものであり、その行為によって国税も利益を受けること及びこれらの先取特権は質権又は抵当権に優先する効力を有することから、法第20条第1項に規定する先取特権とは異なり、その成立の時期が国税の法定納期限等後である場合又は差押え後である場合にも、国税に優先する。</p>	<p>不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>1 法第19条第1項各号に掲げる先取特権(仮登記(保全仮登記を含む。))がされたものを含む。法133条3項、令50条4項参照)は、特定の行為により財産の価値を保存した等の場合に成立するものであり、その行為によって国税も利益を受けること及びこれらの先取特権は質権又は抵当権よりも優先する効力を有する<u>ところ</u>から、法第20条第1項に規定する先取特権とは異なり、その成立の時期が国税の法定納期限等後である場合又は差押え後である場合にも、国税に優先する。</p>
<p>不動産保存の先取特権 (意義)</p> <p>2 法第19条第1項第1号の「不動産保存の先取特権」は、<u>不動産の保存のために要した費用又は不動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した費用</u>について、その不動産の上に存する先取特権である(民法第326条)。</p> <p>(注) 不動産の保存のために要した費用等には、<u>例えば次のような費用</u>がある。</p> <p>1 不動産の保存のために要した費用には、<u>不動産の滅失又はき損を防ぐために行った修理の費用等</u>がある。</p> <p>2 権利の保存のために要した費用には、<u>例えば、納税者の所有不動産を第三者が占</u></p>	<p>不動産保存の先取特権 (意義)</p> <p>2 法第19条第1項第1号の「不動産保存の先取特権」は、<u>不動産自体の保存費用又は不動産に関する権利の保存、追認若しくは実行のために要した費用</u>について、その不動産の上に存する先取特権である(民法326条)。</p> <p>(注)1 <u>不動産の保存とは、不動産の現状を維持することをいう。</u></p> <p>2 不動産の保存費用等は、<u>次のような費用</u>である。</p> <p>(1) 不動産の保存費用とは、<u>不動産の滅失又はき損を防ぐために行った修理の費用等</u>である。</p> <p>(2) 権利の保存費用とは、<u>例えば、納税者の所有不動産を第三者が占有しており、</u></p>

改正後	改正前
<p>有しており、取得時効が完成しようとしている場合において、納税者の債権者がその時効を中断したときに要した費用等がある。</p> <p>3 権利の承認のために要した費用には、2の例で占有者に対して納税者の所有権を承認させたときに要した費用等がある。</p> <p>4 権利の実行のために要した費用には、2の例で占有者が納税者へ不動産を返還させたときの費用等がある。</p>	<p>取得時効が完成しようとしている場合において、納税者の債権者がその時効を中断したときに要した費用等である。</p> <p>(3) 権利の追認に要した費用とは、(2)の例で占有者に対して納税者の所有権を承認させたときに要した費用等である。</p> <p>(4) 権利の実行に要した費用とは、(2)の例で占有者が納税者へ不動産を返還させたときの費用等である。</p>
<p>(効力の保存)</p> <p>3 不動産保存の先取特権は、保存行為の完了後直ちに、その債権額を登記することによってその効力を保存するものであるから（民法第337条。不動産登記法第83条参照）、登記をしていない場合はもちろん、遅滞して登記をしている場合は、先取特権としての優先権を行使できない。</p>	<p>(効力の保存)</p> <p>3 不動産保存の先取特権は、保存行為の完了後直ちに、その債権額を登記することによってその効力を保存するものであるから（民法337条。不動産登記法115条参照）、登記をしていない場合はもちろん、遅滞して登記をしている場合は、先取特権としての優先権を行使できない。</p>
<p>(優先順位)</p> <p>4 不動産保存の先取特権が、共益費用を除く一般の先取特権、他の特別の先取特権、抵当権又は不動産質権と競合した場合には、その登記の時期の前後にかかわらず、不動産保存の先取特権が優先する（民法第329条第2項、第331条第1項、第339条、第361条）。</p>	<p>(優先順位)</p> <p>4 不動産保存の先取特権が、共益費用を除く一般の先取特権、他の特別の先取特権、抵当権又は不動産質権と競合した場合には、その登記の時期の前後にかかわらず、不動産保存の先取特権が優先する（民法329条2項、331条1項、339条、361条）。</p>
<p>不動産工事の先取特権</p> <p>(意義)</p> <p>5 法第19条第1項第2号の「不動産工事の先取特権」は、<u>工事の設計、施工又は監理をする者が債務者の不動産に関してした工事の費用について、その工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ</u>、その不動産の上に存する先取特権である（民法第327条）。</p>	<p>不動産工事の先取特権</p> <p>(意義)</p> <p>5 法第19条第1項第2号の「不動産工事の先取特権」は、<u>工匠（大工、左官等）、技師又は請負人が不動産に関してした工事の費用について、その工事によって生じた不動産の増加が現存する場合に限り、その増加額についてだけ</u>、その不動産の上に存する先取特権である（民法327条）。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 不動産の<u>工事</u>は、不動産の保存と対比すべきものであって、例えば、倒れかかっている家屋を修理するのは保存であり、一定の計画に従って改造するのは工事である。また、一連の工事のうち、上棟までの費用を工事費とし、その後の費用を保存費とすることは許されない（明治 43.10.18 大判<u>参照</u>）。</p> <p>（増価額の評価）</p> <p>6 不動産工事の先取特権の目的となっている不動産を換価する場合には、<u>税務署長は、その工事によって生じた不動産の増価額</u>を評価しなければならない。この場合において、<u>税務署長は、必要があると認めるときは、鑑定人に評価を委託し、その評価額を参考として増価額を定めるものとする（令第 5 条）。</u></p> <p>(注) （省略）</p> <p>（効力の保存）</p> <p>7 不動産工事の先取特権は、工事を始める前に、費用の予算額を登記することによってその効力を保存するものであるから（民法第 338 条第 1 項<u>前段</u>、不動産登記法第 85 条<u>参照</u>）、登記をしていない場合はもちろん、工事を始めてから登記をしている場合には、先取特権としての優先権を行使できない。</p> <p>なお、登記した予算額よりも実際の費用が超過した場合には、先取特権は登記した予算額を限度として存在し（民法第 338 条第 1 項<u>後段</u>）、実際の費用が予算額よりも少ない場合には、実際の費用の額を限度として先取特権が存在する。</p> <p>（優先順位）</p> <p>8 不動産工事の先取特権は、不動産保存の先取特権に次ぐ順位の優先権を有するから（民法第 331 条第 1 項）、<u>共益費用の先取特権を除く一般の先取特権、不動産保存の先取特権を除く他の特別の先取特権、抵当権及び不動産質権に優先する（同法第 329</u></p>	<p>(注) 不動産の<u>工事とは</u>、不動産の保存と対比すべきものであって、例えば、倒れかかっている家屋を修理するのは保存であり、一定の計画に従って改造するのは工事である。また、一連の工事のうち、上棟までの費用を工事費とし、その後の費用を保存費とすることは許されない（明治 43.10.18 大判）。</p> <p>（増価額の評価）</p> <p>6 不動産工事の先取特権の目的となっている不動産を換価する場合には、<u>税務署長は、その工事による不動産の評価額</u>を評価しなければならない。この場合において、<u>税務署長は、必要があると認めるときは、鑑定人に評価を委託し、その評価額を参考として増価額を定めるものとする（令 5 条）。</u></p> <p>(注) （同左）</p> <p>（効力の保存）</p> <p>7 不動産工事の先取特権は、工事を始める前に、費用の予算額を登記することによってその効力を保存するものであるから（民法 338 条 1 項<u>本文</u>、不動産登記法 115 条<u>参照</u>）、登記をしていない場合はもちろん、工事を始めてから登記をしている場合には、先取特権としての優先権を行使できない。</p> <p>なお、登記した予算額よりも実際の費用が超過した場合には、先取特権は登記した予算額を限度として存在し（民法 338 条 1 項<u>ただし書</u>）、実際の費用が予算額よりも少ない場合には、実際の費用の額を限度として先取特権が存在する。</p> <p>（優先順位）</p> <p>8 不動産工事の先取特権は、不動産保存の先取特権に次ぐ順位の優先権を有するから（民法 331 条 1 項）、<u>共益費用の先取特権を除く一般の先取特権、不動産保存の先取特権を除く他の特別の先取特権、抵当権及び不動産質権に優先する（同法 329 条 2 項、</u></p>

改正後	改正前
<p>条第2項、第331条第1項、第339条、第361条)。</p> <p><u>みなし不動産工事の先取特権</u></p> <p>(都市再開発法第107条の施行者の先取特権)</p> <p>9 都市再開発法第107条《先取特権》の先取特権は、施行者が施設建築物の一部を取得した者から徴収すべき清算金について、その施設建築物の一部の上に有する先取特権であり(同条第1項)、その効力の保存及び優先順位については、以下のとおりである。</p> <p>(1) <u>効力の保存</u></p> <p>都市再開発法第107条《先取特権》の先取特権は、同法第101条第1項《施設建築物に関する登記》の規定による登記(施設建築物及び施設建築物に関する権利についての必要な登記)の際に、清算金の予算額を登記することによってその効力を保存するものであるが、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については、先取特権が存在しない(同法第107条第2項)。</p> <p>(2) <u>優先順位</u></p> <p>都市再開発法第107条《先取特権》の先取特権は、不動産工事の先取特権(民法第327条)とみなされ、また、(1)によってした登記は、民法第338条第1項本文《不動産工事の先取特権の保存》の規定に従ってした登記とみなされるから(都市再開発法第107条第3項)、優先順位については、8と同様である。</p> <p>(削除)</p>	<p>331条1項、339条、361条)。</p> <p><u>都市再開発法第107条の施行者の先取特権</u></p> <p>(意義)</p> <p>9 都市再開発法第107条《先取特権》の先取特権は、施行者が施設建築物の一部を取得した者から徴収すべき清算金について、その施設建築物の一部の上に有する先取特権である(同条1項)。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(効力の保存)</p> <p>10 都市再開発法第107条《先取特権》の先取特権は、同法第101条第1項《施設建築物に関する登記》の規定による登記(施設建築物及び施設建築物に関する権利についての必要な登記)の際に、清算金の予算額を登記することによってその効力を保存するものであるが、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については、</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>(都市再開発法第 118 条の事業代行者の先取特権)</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>10 都市再開発法第 118 条《先取特権》の先取特権は、事業代行者である都道府県知事又は市町村長（同法第 114 条参照）が統轄する地方公共団体が、市街地再開発組合の債務について保証契約をした場合（同法第 116 条参照）において、その保証に係る債務を弁済したときに、その求償権に関し、市街地再開発組合の取得すべき施設建築物の一部の上に有する先取特権であり（同法第 118 条第 1 項）、その効力の保存及び優先順位については、9 と同様である（同条第 2 項、第 3 項）。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 88 条の施行者の先取特権)</u></p> <p><u>11 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 88 条《先取特権》の先取特権は、施行者が施行再建マンションの区分所有権を取得した者から徴収すべき清算金について、その施行再建マンションの区分所有権の上に有する先取特権であり（同条第 1 項）、</u></p>	<p><u>先取特権が存在しない（同法 107 条 2 項）。</u></p> <p><u>(みなし不動産工事の先取特権)</u></p> <p><u>11 都市再開発法第 107 条《先取特権》の先取特権は、不動産工事の先取特権（民法 327 条）とみなされ、また、10 によってした登記は、民法第 338 条第 1 項本文《不動産工事の先取特権の保存》の規定に従ってした登記とみなされるから（都市再開発法 107 条 3 項）、優先順位については、8 と同様である。</u></p> <p>都市再開発法第 118 条の事業代行者の先取特権</p> <p><u>(意義)</u></p> <p><u>12 都市再開発法第 118 条《先取特権》の先取特権は、事業代行者である都道府県知事又は市町村長（同法 114 条参照）が統轄する地方公共団体が、市街地再開発組合の債務について保証契約をした場合（同法 116 条参照）において、その保証に係る債務を弁済したときに、その求償権に関し、市街地再開発組合の取得すべき施設建築物の一部の上に有する先取特権である（同法 118 条 1 項）。</u></p> <p><u>(効力の保存等)</u></p> <p><u>13 都市再開発法第 118 条《先取特権》の先取特権の効力の保存、優先順位等は、10 及び 11 と同様である（同条 2 項、3 項）。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>その効力の保存及び優先順位については、9と同様である（同条第2項、第3項）。</u></p> <p>立木の先取特権 （意義）</p> <p>12 法第19条第1項第3号の「立木の先取特権に関する法律第1項（立木の先取特権）の先取特権」とは、他人の土地の上に立木を有する者が、土地の所有者に対して、樹木伐採の時期にその樹木の価格に対する一定割合の地代を支払うべき契約をした場合において、その土地の所有者が地代についてその立木の上に有する先取特権をいう（立木ノ先取特権ニ関スル法律第1項）。</p> <p>（優先順位）</p> <p>13 立木の先取特権は、他の権利に対して優先の効力を有するが、民法第329条第2項ただし書《<u>公益費用の優先</u>》の規定の適用は妨げられない（立木ノ先取特権ニ関スル法律第2項）。</p> <p>商法第810条の救助者の先取特権 （意義）</p> <p>14 法第19条第1項第4号の「商法第810条（救助者の先取特権）の先取特権」は、船舶又は積荷の全部若しくは一部が海難にあった場合において、義務なくしてこれを救助したときに、救助者が、その救助料債権について救助した積荷の上に有する先取特権である（商法第800条参照）。</p> <p>（救助料債権）</p> <p>15 救助料債権については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 救助者の故意又は過失によって海難を引き起こした場合等にあつては、救助料の</p>	<p>立木の先取特権 （意義）</p> <p>14 法第19条第1項第3号の「立木の先取特権に関する法律第1項（立木の先取特権）の先取特権」は、他人の土地の上に立木を有する者が、土地の所有者に対して、樹木伐採の時期にその樹木の価格に対する一定割合の地代を支払うべき契約をした場合において、その土地の所有者が地代についてその立木の上に有する先取特権である（立木ノ先取特権ニ関スル法律1項）。</p> <p>（優先順位）</p> <p>15 立木の先取特権は、他の権利に対して優先の効力を有するが、民法第329条第2項ただし書《<u>公益費用の優先</u>》の規定の適用は妨げられない（立木ノ先取特権ニ関スル法律2項）。</p> <p>商法第810条の救助者の先取特権 （意義）</p> <p>16 法第19条第1項第4号の「商法第810条（救助者の先取特権）の先取特権」は、船舶又は積荷の全部若しくは一部が海難にあった場合において、義務なくしてこれを救助したときに、救助者が、その救助料債権について救助した積荷の上に有する先取特権である（商法800条参照）。</p> <p>（救助料債権）</p> <p>17 救助料債権については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 救助者の故意又は過失によって海難を引き起こした場合等にあつては、救助料の</p>

改正後	改正前
<p>請求ができない（商法第809条）。</p> <p>(2) 救助料の額は、特約のない限り、救助した物の価額を超えることができず、また先順位の先取特権（<u>17</u>の(1)から(4)まで参照）があるときは、救助料の額はその先取特権者の債権額を控除した残額を超えることができない（商法第803条）。</p> <p>(3) 救助料の請求権は、救助した時から1年を経過したときは、時効によって消滅する（商法第814条）。</p> <p>（優先順位等）</p> <p><u>16</u> 商法第810条《救助者の先取特権》の先取特権については、船舶債権者の先取特権（同法第842条）に関する規定が準用されているので（同法第810条第2項）、優先順位及び除斥期間については、<u>19</u>及び<u>20</u>の(1)とそれぞれ同様である。</p> <p>また、商法第810条の救助者の先取特権は、その目的物である積荷が第三取得者に引き渡されたときは消滅する（同法第813条）。</p>	<p>請求ができない（商法809条）。</p> <p>(2) 救助料の額は、特約のない限り、救助した物の価額を超えることができず、また先順位の先取特権（<u>19</u>の(1)から(4)まで参照）があるときは、救助料の額はその先取特権者の債権額を控除した残額を超えることができない（商法803条）。</p> <p>(3) 救助料の請求権は、救助した時から1年を経過したときは、時効によって消滅する（商法814条）。</p> <p>（優先順位等）</p> <p><u>18</u> 商法第810条《救助者の先取特権》の先取特権については、船舶債権者の先取特権（同法842条）に関する規定が準用されているので（同法810条2項）、優先順位及び除斥期間については、<u>21</u>及び<u>22</u>の(1)とそれぞれ同様である。</p> <p>また、商法第810条の救助者の先取特権は、その目的物である積荷が第三取得者に引き渡されたときは消滅する（同法813条）。</p>
<p>商法第842条の船舶債権者の先取特権</p> <p>（先取特権を有する債権）</p> <p><u>17</u> 法第19条第1項第4号の「商法第842条（船舶債権者の先取特権）の先取特権」は、次の(1)から(8)までに掲げる債権について成立する先取特権である。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 救助料及び船舶の負担に属する共同海損（商法第788条以下参照）</p> <p>（注）上記の救助料は、義務なくして海難を救助した場合の救助料（商法第800条）だけでなく、契約による救助料を含む（明治45.2.17大判参照）。</p> <p>(6) 航海継続の必要によって生じた債権（商法第715条、第719条参照）</p> <p>（注）船籍港内で発生した修繕費等の債権は、上記の「航海継続の必要によって生じた債権」に含まれない（昭和55.5.26福岡地判参照）。</p>	<p>商法第842条の船舶債権者の先取特権</p> <p>（先取特権を有する債権）</p> <p><u>19</u> 法第19条第1項第4号の「商法第842条（船舶債権者の先取特権）の先取特権」は、次の(1)から(8)までに掲げる債権について成立する先取特権である。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 救助料及び船舶の負担に属する共同海損（商法788条以下参照）</p> <p>（注）上記の救助料は、義務なくして海難を救助した場合の救助料（商法800条）だけでなく、契約による救助料を含む（明治45.2.17大判）。</p> <p>(6) 航海継続の必要によって生じた債権（商法715条、719条参照）</p> <p>（注）船籍港内で発生した修繕費等の債権は、上記の「航海継続の必要によって生じた債権」に含まれない（昭和55.5.26福岡地判）。</p>

改正後	改正前
<p>(7) 雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権</p> <p>(注) <u>船員法第46条《雇止手当》の雇止手当及び船舶所有者が労働組合との協定に基づき船員を解雇した場合に支給すべき退職慰労金は、上記の「雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権」に含まれない（昭和58.9.28福岡高判参照）。</u></p> <p>(8) (省略)</p> <p>(先取特権の目的となる財産)</p> <p>18 商法第842条《船舶債権の先取特権》の先取特権の目的となる財産は、<u>17</u>に掲げる債権の発生に係る船舶（同法第684条参照）及びその属具並びに先取特権が生じた航海における運送賃でまだ受け取っていないものである（同法第843条）。</p> <p>(優先順位)</p> <p>19 商法第842条《船舶債権者の先取特権》の先取特権は、他の先取特権、船舶抵当権及び船舶質権（登記した船舶は質権の目的とすることができない。同法第850条）に優先する（同法第845条、第849条、民法第334条）。また、商法第842条の船舶債権者の先取特権が競合した場合には、次により優先順位が定まる。</p> <p>(1) <u>数回の航海で発生したものの間における優先順位は、後の航海で発生したものが前の航海で発生したものに優先する（商法第844条第3項）。</u></p> <p>(2) 同一航海で発生したものの間における優先順位は、<u>17</u>の(1)から(8)までに掲げる順序に従うが、<u>17</u>の(4)から(6)までの債権相互間では、後に発生したものが前に発生したものに優先する（商法第844条第1項）。</p> <p>(3) 同一順位のもの間では、債権額の割合に応じて弁済を受けるが、<u>17</u>の(4)から(6)までの債権相互間では、後に発生したものが前に発生したものに優先する（商法第844条第2項）。</p>	<p>(7) 雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権。<u>（新設）</u></p> <p>(8) (同左)</p> <p>(先取特権の目的となる財産)</p> <p>20 商法第842条《船舶債権の先取特権》の先取特権の目的となる財産は、<u>19</u>に掲げる債権の発生に係る船舶（同法第684条参照）及びその属具並びに先取特権が生じた航海における運送賃でまだ受け取っていないものである（同法843条）。</p> <p>(優先順位)</p> <p>21 商法第842条《船舶債権者の先取特権》の先取特権は、他の先取特権、船舶抵当権及び船舶質権（登記した船舶は質権の目的とすることができない。同法850条）に優先する（同法845条、849条、民法334条）。また、商法第842条の船舶債権者の先取特権が競合した場合には、次により優先順位が定まる。</p> <p>(1) <u>航海ごとに各群をつくり、後の航海で発生したものが前の航海の発生したものに優先する（商法844条3項）。</u></p> <p>(2) 同一航海で発生したものの間における優先順位は、<u>19</u>の(1)から(8)までに掲げる順序に従うが、<u>19</u>の(4)から(6)までの債権相互間では、後に発生したものが前に発生したものに優先する（商法844条1項）。</p> <p>(3) 同一順位のもの間では、債権額の割合に応じて弁済を受けるが、<u>19</u>の(4)から(6)までの債権相互間では、後に発生したものが前に発生したものに優先する（商法844条2項）。</p>

改正後	改正前
<p>(消滅原因)</p> <p><u>20</u> 商法第 842 条 (船舶債権者の先取特権) の先取特権は、次に掲げる場合には消滅する。</p> <p>(1) 先取特権の発生後 1 年を経過したとき (商法第<u>847</u>条第<u>1</u>項)。</p> <p>(注) この期間は除斥期間である。</p> <p>(2) <u>17</u> の(8)に掲げる債権の先取特権については、船舶が発航したとき (商法第<u>847</u>条第<u>2</u>項。大正 12.5.14 大判参照)。</p> <p>(3) 登記できる船舶の譲渡が行われた場合において、譲渡人が船舶譲渡の登記をした後、先取特権者に対して一定期間内 (1 月を下ることができない。) に債権の申出をすべき旨を公告したにかかわらず、先取特権者がその期間内にその申出をしないとき (商法第<u>846</u>条)。</p> <p>(4) 登記できない船舶 (商法第<u>686</u>条第<u>2</u>項) 又は船舶の属具が第三取得者に引き渡されたとき (民法第<u>333</u>条) 及び運送賃債権が譲渡されたとき。</p>	<p>(消滅原因)</p> <p><u>22</u> 商法第 842 条 (船舶債権者の先取特権) の先取特権は、次に掲げる場合には消滅する。</p> <p>(1) 先取特権の発生後 1 年を経過したとき (商法 847 条 1 項)。</p> <p>(注) この期間は除斥期間である。</p> <p>(2) <u>19</u> の(8)に掲げる債権の先取特権については、船舶が発航したとき (商法 847 条 2 項。大正 12.5.14 大判参照)。</p> <p>(3) 登記できる船舶の譲渡が行われた場合において、譲渡人が船舶譲渡の登記をした後、先取特権者に対して一定期間内 (1 月を下ることができない。) に債権の申出をすべき旨を公告したにかかわらず、先取特権者がその期間内にその申出をしないとき (商法 846 条)。</p> <p>(4) 登記できない船舶 (商法 686 条 2 項) 又は船舶の属具が第三取得者に引き渡されたとき (民法 333 条) 及び運送賃債権が譲渡されたとき。</p>
<p>国際海上物品運送法第 19 条の船舶先取特権</p> <p>(意義)</p> <p><u>21</u> 法第 19 条第 1 項第 4 号の「国際海上物品運送法第 19 条 (船舶先取特権) の先取特権」とは、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合 (よう (備) 船契約した場合) で、よう (備) 船者が更に第三者と運送契約をしたとき (再運送契約をしたとき) において、運送品に関する損害で船長の職務に属する範囲内で生じたものについて、賠償を請求できる者が、その債権について船舶及びその属具の上に有する先取特権をいう。</p> <p>(優先順位等)</p> <p><u>22</u> 国際海上物品運送法第 19 条《船舶先取特権》の先取特権については、商法第 842</p>	<p>国際海上物品運送法第 19 条の船舶先取特権</p> <p>(意義)</p> <p><u>23</u> 法第 19 条第 1 項第 4 号の「国際海上物品運送法第 19 条 (船舶先取特権) の先取特権」は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合 (よう (備) 船契約した場合) で、よう (備) 船者が更に第三者と運送契約をしたとき (再運送契約をしたとき) において、運送品に関する損害で船長の職務に属する範囲内で生じたものについて、賠償を請求できる者が、その債権について船舶及びその属具の上に有する先取特権である。</p> <p>(優先順位等)</p> <p><u>24</u> 国際海上物品運送法第 19 条《船舶先取特権》の先取特権については、商法第 842</p>

改正後	改正前
<p>条《船舶債権者の先取特権》の先取特権と競合する場合には同条第8号の先取特権に次ぐものとされており（国際海上物品運送法第19条第2項）、また、商法第845条《他の先取特権に対する優先》、第849条《船舶抵当権に対する優先》、第844条第3項《後の航海で発生したものの優先》、第844条第2項《同一順位の場合のあん分等》、第847条第1項《除斥期間》及び第846条《船舶の譲渡と先取特権の消滅》の規定が準用されているので（国際海上物品運送法第19条第3項）、優先順位及び先取特権の消滅については、19並びに20の(1)及び(3)と同様である。</p> <p>なお、登記できない船舶（商法第686条第2項）又は船舶の属具が第三取得者に引き渡されたときは、先取特権が消滅する（民法第333条）。</p> <p>船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条第1項の先取特権 （意義）</p> <p>23 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（以下第19条関係において「船主責任制限法」という。）第95条第1項《船舶先取特権》の先取特権は、同法第3条第1項及び第2項《船舶の所有者等の責任が制限される債権》に掲げる船舶の運航又は救助活動に直接関連して生ずる損害等に基づく債権（制限債権）につき、その債権者が事故に係る船舶、その属具及び受領していない運送貨の上に有する先取特権である（同条第1項）。</p> <p>（責任制限手続の開始の効果との関係）</p> <p>24 責任制限手続（船主責任制限法に基づく責任制限手続をいう。以下25において同じ。）開始決定後においては、当該開始決定の取消し又は手続の廃止の決定が確定したときを除き（同法第95条第4項）、船主責任制限法第95条第1項《船舶先取特権》の先取特権を行使することはできない（同法第33条後段）。</p>	<p>条《船舶債権者の先取特権》の先取特権と競合する場合には同条第9号の先取特権と同一順位とされており（国際海上物品運送法19条2項）、また商法第845条《他の先取特権に対する優先》、第849条《船舶抵当権に対する優先》、第844条第3項《後の航海で発生したものの優先》、第844条第2項《同一順位の場合のあん分等》、第847条第1項《除斥期間》及び第846条《船舶の譲渡と先取特権の消滅》の規定が準用されているので（国際海上物品運送法19条3項）、優先順位及び先取特権の消滅については、21並びに22の(1)及び(3)と同様である。</p> <p>なお、登記できない船舶（商法686条2項）又は船舶の属具が第三取得者に引き渡されたときは、先取特権が消滅する（民法333条）。</p> <p>船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条の先取特権 （意義）</p> <p>25 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（以下「船主責任制限法」という。）第95条《船舶先取特権》の先取特権は、航海に関して生じた生命又は身体が害されたことによる損害及び物の滅失又は損傷による損害に基づく債権につき、その債権者が事故に係る船舶、その属具及び受領していない運送貨の上に有する先取特権である（同条1項）。</p> <p>（責任制限手続の開始の効果との関係）</p> <p>26 責任制限手続（船主責任制限法に基づく責任制限手続をいう。以下27において同じ。）開始決定後においては、当該開始決定の取消し又は手続の廃止の決定が確定したときを除き（同法95条4項）、船主責任制限法第95条《船舶先取特権》の先取特権を行使することはできない（同法33条後段）。</p>

改正後	改正前
<p>(優先順位等)</p> <p>25 船主責任制限法第95条第1項《船舶先取特権》の先取特権は、商法第842条第8号《船舶先取特権のある債権》の先取特権に次ぐものとされている（船主責任制限法第95条第2項）。この先取特権については、商法の船舶債権者の先取特権に関する規定の一部が準用されており（船主責任制限法第95条第3項）、優先順位及び先取特権の消滅については、<u>19</u>の(1)及び(3)の前段並びに<u>20</u>の(1)及び(3)とそれぞれ同様である。</p> <p>なお、上記の先取特権が発生後1年で消滅する前に、責任制限手続の開始決定があり、その後に当該開始決定の取消し又は手続の廃止の決定が確定したときは、当該取消し又は廃止の決定の確定後1年を経過した時に消滅する（船主責任制限法第95条第4項）。</p> <p>船舶油濁損害賠償保障法第40条第1項の先取特権</p>	<p>(優先順位等)</p> <p>27 船主責任制限法第95条《船舶先取特権》の先取特権は、商法第842条第8号《船舶先取特権のある債権》の先取特権に次ぐ（船主責任制限法95条2項）。この先取特権については、商法の船舶債権者の先取特権に関する規定の一部が準用されており（船主責任制限法95条3項）、優先順位及び除斥期間については、<u>21</u>の(1)及び(3)の前段並びに<u>22</u>の(1)及び(3)とそれぞれ同様である。</p> <p>なお、上記の先取特権が発生後1年で消滅する前に、責任制限手続の開始決定があり、その後に当該開始決定の取消し又は手続の廃止の決定が確定したときは、当該取消し又は廃止の決定の確定後1年を経過した時に消滅する（船主責任制限法95条4項）。</p> <p>油濁損害賠償保障法第40条の先取特権</p>
<p>(意義)</p> <p>26 船舶油濁損害賠償保障法（以下第19条関係において「油濁保障法」という。）第40条第1項《船舶先取特権》の先取特権は、同法第2条第6号に掲げるタンカーから流出した油等による油濁損害に基づく債権につき、その債権者が事故に係る船舶、その属具及び受領していない運送貨の上に有する先取特権である（同法第40条第1項）。</p> <p>(優先順位等)</p> <p>27 責任制限手続（油濁保障法に基づく責任制限手続をいう。）の開始の効果と油濁保障法第40条第1項《船舶先取特権》の先取特権との関係については、<u>24</u>と同様であり（同法第38条）、同条の先取特権の優先順位及び消滅については、<u>25</u>と同様である（同法第40条）。</p>	<p>(意義)</p> <p>28 油濁損害賠償保障法（以下「油濁保障法」という。）第40条《船舶先取特権》の先取特権は、船舶から流出した油等による油濁損害に基づく債権につき、その債権者が事故に係る船舶、その属具及び受領していない運送貨の上に有する先取特権である（同法40条1項）。</p> <p>(優先順位等)</p> <p>29 責任制限手続（油濁保障法に基づく責任制限手続をいう。）の開始の効果と油濁保障法第40条《船舶先取特権》の先取特権との関係については、<u>26</u>と同様であり（同法38条）、同条の先取特権の優先順位及び除斥期間については、<u>27</u>と同様である（同法40条）。</p>

改正後	改正前
<p>優先債権等のための動産保存の先取特権 (国税に優先する債権)</p> <p>28 法第 19 条第 1 項第 5 号の「国税に優先する債権」とは、法第 15 条から第 20 条まで《法定納期限等以前に設定された質権の優先等》の規定によって国税に優先する質権、抵当権及び先取特権(いずれも、動産に関するものに限る。)の被担保債権をいい、留置権の被担保債権等(法第 21 条、第 59 条第 3 項参照)は含まれないものとする。</p> <p>(優先債権のために動産を保存した者の先取特権)</p> <p>29 法第 19 条第 1 項第 5 号の「国税に優先する債権のために動産を保存した者の先取特権」とは、28の担保権付債権が成立した後、その動産を保存した者がその動産上に有するその動産保存の先取特権(民法第 320 条)をいう。</p> <p>なお、農業動産信用法第 4 条第 1 項第 1 号《農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権》の先取特権(32参照)は、上記の動産保存の先取特権と同様に取り扱う(同法第 11 条参照)。</p> <p>(国税のために動産を保存した者の先取特権)</p> <p>30 法第 19 条第 1 項第 5 号の「国税のために動産を保存した者の先取特権」とは、国税の滞納処分による差押えの効力が生じた時若しくは交付要求(参加差押えを含む。)の効力が生じた時又は国税に係る担保権の設定時の後において、その動産を保存した者がその動産上に有する動産保存の先取特権(民法第 320 条)をいう。</p> <p>なお、農業動産信用法第 4 条第 1 項第 1 号《農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権》の先取特権(32参照)は、これと同様に取り扱う(同法第 11 条参照)。</p> <p>(動産保存の先取特権)</p> <p>31 法第 19 条第 1 項第 5 号の「動産を保存した者の先取特権」は、動産の保存のため</p>	<p>優先債権等のための動産保存の先取特権 (国税に優先する債権)</p> <p>30 法第 19 条第 1 項第 5 号の「国税に優先する債権」とは、法第 15 条から第 20 条まで《法定納期限等以前に設定された質権の優先等》の規定によって国税に優先する質権、抵当権及び先取特権(いずれも、動産に関するものに限る。)の被担保債権をいい、留置権の被担保債権等(同法 21 条、59 条 3 項参照)は含まれないものとする。</p> <p>(優先債権のために動産を保存した者の先取特権)</p> <p>31 法第 19 条第 1 項第 5 号の「国税に優先する債権のために動産を保存した者の先取特権」とは、30の担保権付債権が成立した後、その動産を保存した者がその動産上に有するその動産保存の先取特権(民法 321 条)をいう。</p> <p>なお、農業動産信用法第 4 条第 1 項第 1 号《農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権》の先取特権(34参照)は、上記の動産保存の先取特権と同様に取り扱う(同法 11 条参照)。</p> <p>(国税のために動産を保存した者の先取特権)</p> <p>32 法第 19 条第 1 項第 5 号の「国税のために動産を保存した者の先取特権」とは、国税の滞納処分による差押えの効力が生じた時若しくは交付要求(参加差押えを含む。)の効力が生じた時又は国税に係る担保権の設定時の後において、その動産を保存した者がその動産上に有する動産保存の先取特権(民法 321 条)をいう。</p> <p>なお、農業動産信用法第 4 条第 1 項第 1 号《農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権》の先取特権(34参照)は、これと同様に取り扱う(同法 11 条参照)。</p> <p>(動産保存の先取特権)</p> <p>33 動産保存の先取特権は、動産の保存費用又は動産に関する権利の保存、追認若しく</p>

改正後	改正前
<p>に要した費用又は動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した費用について、その動産の上に存する先取特権である（民法第320条）。</p> <p>(注) 動産の保存のために要した費用等には、例えば次のような費用がある。</p> <p>1 動産の保存のために要した費用には、動産の滅失又はき損を防ぐために行った修理の費用等がある。</p> <p>2 権利の保存のために要した費用には、例えば、納税者の所有物を第三者が占有しており、取得時効が完成しようとしている場合において、納税者の債権者がその時効を中断させるために要した費用等がある。</p> <p>3 権利の承認のために要した費用には、2の例で、占有者に対して納税者の所有権を承認させたときに要した費用等がある。</p> <p>4 権利の実行のために要した費用には、2の例で、占有者から納税者へ動産を返還させたときの費用等がある。</p> <p>(農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権)</p> <p>32 農業動産信用法第4条第1項第1号《農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権》の先取特権は、農業用動産又は農業生産物について、その保存又はその物に関する権利の保存、追認若しくは実行のために必要な資金の貸付けをした場合において、農業協同組合等（同法第4条参照）の貸付債権につき、その農業用動産又は農業生産物の上に存する先取特権である（同法第5条）。</p> <p>なお、上記の先取特権は、優先権の順位について、動産保存の先取特権とみなされる（同法第11条）。</p> <p>(優先順位)</p> <p>33 動産保存の先取特権及び農業動産信用法第4条第1項第1号《農業用動産等の保存</p>	<p>は実行のために要した費用について、その動産の上に存する先取特権である（民法321条）。</p> <p>(注)1 動産の保存とは、動産の現状を維持することをいう。</p> <p>2 動産の保存費用等は、次のような費用である。</p> <p>(1) 動産の保存費用とは、動産の滅失又はき損を防ぐために行った修理の費用等である。</p> <p>(2) 権利の保存費用とは、例えば、納税者の所有物を第三者が占有しており、取得時効が完成しようとしている場合において、納税者の債権者がその時効を中断したときに要した費用等である。</p> <p>(3) 権利の追認に要した費用とは、(2)の例で、占有者に対して納税者の所有権を承認させたときに要した費用等である。</p> <p>(4) 権利の実行に要した費用とは、(2)の例で、占有者から納税者へ動産を返還させたときの費用等である。</p> <p>(農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権)</p> <p>34 農業動産信用法第4条第1項第1号《農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権》の先取特権は、農業用動産又は農業生産物について、その保存又はその物に関する権利の保存、追認若しくは実行のために必要な資金の貸付けをした場合において、農業協同組合等（同法4条参照）の貸付債権につき、その農業用動産又は農業生産物の上に存する先取特権である（同法5条）。</p> <p>なお、上記の先取特権は、優先権の順位について、動産保存の先取特権とみなされる（同法11条）。</p> <p>(優先順位)</p> <p>35 動産保存の先取特権及び農業動産信用法第4条第1項第1号《農業用動産等の保存</p>

改正後	改正前
<p>資金貸付けの先取特権》の先取特権の優先順位は、次のとおりである。</p> <p>(1) 動産保存の先取特権（<u>民法第 320 条</u>）又は農業動産信用法第 4 条第 1 項第 1 号の先取特権が、他の特別の先取特権、質権又は抵当権と競合した場合には、第 2 順位の優先権を有する（<u>民法第 330 条第 1 項</u>。以下第 19 条及び第 20 条関係において、これら第 2 順位の先取特権を「第 2 順位担保権」という。）。したがって、第 1 順位の優先権を有する不動産賃貸の先取特権（<u>同法第 312 条</u>）、<u>旅館宿泊</u>の先取特権（<u>同法第 317 条</u>）、<u>運輸</u>の先取特権（<u>同法第 318 条</u>）、<u>動産質権</u>（<u>同法第 334 条</u>）、<u>農業用動産抵当権</u>（<u>農業動産信用法第 16 条</u>）、<u>自動車抵当権</u>（<u>自動車抵当法第 11 条</u>）、<u>航空機抵当権</u>（<u>航空機抵当法第 11 条</u>）及び<u>建設機械抵当権</u>（<u>建設機械抵当法第 15 条</u>。以下第 19 条及び第 20 条関係において、これらの担保権を「第 1 順位担保権」という。）には劣後し、第 3 順位の優先権を有する動産売買の先取特権（<u>民法第 321 条</u>）、<u>種苗又は肥料の供給</u>の先取特権（<u>同法第 322 条</u>）、<u>農業労務</u>の先取特権（<u>同法第 323 条</u>）、<u>工業労務</u>の先取特権（<u>同法第 324 条</u>）及び農業動産信用法第 4 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの先取特権（<u>同法第 11 条</u>。以下第 19 条及び第 20 条関係において、これらの先取特権を「第 3 順位担保権」という。）には優先する。ただし、(2)及び(3)の場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 第 1 順位担保権を有する者が、その債権取得の当時において、既に第 2 順位担保権者又は第 3 順位担保権者があることを知っていたときは、その第 2 順位担保権又は第 3 順位担保権が第 1 順位担保権に優先する（<u>民法第 330 条第 2 項前段</u>、<u>第 334 条</u>、<u>農業動産信用法第 16 条</u>、<u>自動車抵当法第 11 条</u>、<u>航空機抵当法第 11 条</u>、<u>建設機械抵当法第 15 条</u>）。</p> <p>(3) 第 1 順位担保権が成立した後、その動産を保存したときの第 2 順位担保権は、その第 1 順位担保権に優先する（<u>民法第 330 条第 2 項後段</u>、<u>第 334 条</u>、<u>農業動産信用法第 16 条</u>、<u>自動車抵当法第 11 条</u>、<u>航空機抵当法第 11 条</u>、<u>建設機械抵当法第 15 条</u>）。</p> <p>(4) 第 2 順位担保権が競合したときは、後に保存したものが、前に保存したものに優</p>	<p>資金貸付けの先取特権》の先取特権の優先順位は、次のとおりである。</p> <p>(1) 動産保存の先取特権又は農業動産信用法第 4 条第 1 項第 1 号の先取特権が、他の特別の先取特権、質権又は抵当権と競合した場合には、第 2 順位の優先権を有する（<u>民法 330 条 1 項</u>。以下第 19 条及び第 20 条関係において、これら第 2 順位の先取特権を「第 2 順位担保権」という。）。したがって、第 1 順位の優先権を有する不動産賃貸の先取特権（<u>同法 312 条</u>）、<u>旅店宿泊</u>の先取特権（<u>同法 317 条</u>）、<u>運輸</u>の先取特権（<u>同法 318 条</u>）、<u>動産質権</u>（<u>同法 334 条</u>）、<u>農業用動産抵当権</u>（<u>農業動産信用法 16 条</u>）、<u>自動車抵当権</u>（<u>自動車抵当法 11 条</u>）、<u>航空機抵当権</u>（<u>航空機抵当法 11 条</u>）及び<u>建設機械抵当権</u>（<u>建設機械抵当法 15 条</u>。以下第 19 条及び第 20 条関係において、これらの担保権を「第 1 順位担保権」という。）には劣後し、第 3 順位の優先権を有する動産売買の先取特権（<u>民法 322 条</u>）、<u>種苗肥料供給</u>の先取特権（<u>同法 323 条</u>）、<u>農工業労役</u>の先取特権（<u>同法 324 条</u>）及び農業動産信用法第 4 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの先取特権（<u>同法 11 条</u>。以下第 19 条及び第 20 条関係において、これらの先取特権を「第 3 順位担保権」という。）には優先する。ただし、(2)及び(3)の場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 第 1 順位担保権を有する者が、その債権取得の当時において、既に第 2 順位担保権者又は第 3 順位担保権者があることを知っていたときは、その第 2 順位担保権又は第 3 順位担保権が第 1 順位担保権に優先する（<u>民法 330 条 2 項前段</u>、<u>334 条</u>、<u>農業動産信用法 16 条</u>、<u>自動車抵当法 11 条</u>、<u>航空機抵当法 11 条</u>、<u>建設機械抵当法 15 条</u>）。</p> <p>(3) 第 1 順位担保権が成立した後、その動産を保存したときの第 2 順位担保権は、その第 1 順位担保権に優先する（<u>民法 330 条 2 項後段</u>、<u>334 条</u>、<u>農業動産信用法 16 条</u>、<u>自動車抵当法 11 条</u>、<u>航空機抵当法 11 条</u>、<u>建設機械抵当法 15 条</u>）。</p> <p>(4) 第 2 順位担保権が競合したときは、後に保存したものが、前に保存したものに優</p>

改正後	改正前
<p>先する（民法第330条第1項本文後段）。</p> <p>（先取特権の追及の制限）</p> <p>34 動産に関する先取特権は、その動産が第三取得者に引き渡されたときは<u>行使することとはできない</u>（民法第333条）。</p> <p>証明の期限と方法</p> <p>35 第19条第1項第3号（登記したものを除く。）から第5号までの先取特権が第1項の規定の適用を受けるための証明については、第15条関係<u>26</u>及び<u>27</u>の(2)と同様である（法第19条第2項、令第4条第1項、第3項、通則令第2条第7号）。</p> <p>登記事項の調査確認</p> <p>36 法第19条第1項第1号から第3号（登記したものに限る。）までの先取特権については、徴収職員がその登記されている先取特権がある事実を調査の上確認しなければならない。</p> <p>第20条関係 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先</p> <p>不動産賃貸の先取特権等の優先</p> <p>1 法第20条第1項各号に掲げる先取特権（仮登記（保全仮登記を含む。）に係るものを含む。法第133条第3項、令第50条第4項参照）は、法第19条第1項各号に規定する先取特権とは異なり、一定の条件の下に質権又は抵当権に優先し、又は同順位である<u>こと</u>から、先取特権の成立が国税の法定納期限等以前又は財産譲渡時以前であるときに限り、その被担保債権は、国税に優先する。</p> <p>なお、法第20条第1項各号及び法第19条第1項各号《不動産保存の先取特権等の</p>	<p>先する（民法330条1項<u>2号</u>後段）。</p> <p>（先取特権の消滅）</p> <p>36 動産に関する先取特権は、その動産が第三取得者に引き渡されたときは<u>消滅する</u>（民法333条）。</p> <p>証明の期限と方法</p> <p>37 第19条第1項第3号（登記したものを除く。）から第5号までの先取特権が第1項の規定の適用を受けるための証明については、第15条関係<u>24</u>及び<u>25</u>の(2)と同様である（法19条2項、令4条1項、3項、通則令2条7号）。</p> <p>登記事項の調査確認</p> <p>38 法第19条第1項第1号から第3号（登記したものに限る。）までの先取特権については、徴収職員がその登記されている先取特権がある事実を調査確認しなければならない。</p> <p>第20条関係 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先</p> <p>不動産賃貸の先取特権等の優先</p> <p>1 法第20条第1項各号に掲げる先取特権（仮登記（保全仮登記を含む。）に係るものを含む。法133条3項、令50条4項参照）は、法第19条第1項各号に規定する先取特権とは異なり、一定の条件の下に質権又は抵当権に優先し、又は同順位である<u>ところ</u>から、先取特権の成立が国税の法定納期限等以前又は財産譲渡時以前であるときに限り、その被担保債権は、国税に優先する。</p> <p>なお、法第20条第1項各号及び法第19条第1項各号《不動産保存の先取特権等の</p>

改正後	改正前
<p>優先》の先取特権に該当しない先取特権の被担保債権は、国税に劣後することはもちろん、滞納処分手続においては劣後配当も受けられない。</p>	<p>優先》の先取特権に該当しない先取特権の被担保債権は、国税に劣後することはもちろん、滞納処分手続においては劣後配当も受けられない。</p>
<p>2・3 (省略)</p>	<p>2・3 (同左)</p>
<p>(譲渡による先取特権の追及の制限)</p>	<p>(譲渡による先取特権の消滅)</p>
<p>4 法第 20 条第 1 項第 1 号の先取特権については、その目的となっている動産が第三取得者に引き渡されたときは<u>行使することはできない</u> (民法第 333 条)。</p>	<p>4 法第 20 条第 1 項第 1 号の先取特権については、その目的となっている動産が第三取得者に引き渡されたときは<u>消滅する</u> (民法 333 条)。</p>
<p>不動産賃貸等の先取特権</p> <p>(不動産賃貸の先取特権)</p>	<p>不動産賃貸等の先取特権</p> <p>(不動産賃貸の先取特権)</p>
<p>5 法第 20 条第 1 項第 1 号の「<u>不動産賃貸の先取特権</u>」とは、不動産の賃貸料その他賃貸借関係から生ずる賃貸人の債権 (損害賠償請求権等) について、賃借人の動産の上に成立するものをいうが (民法第 312 条)、その被担保債権及び目的財産については、次のことに留意する。</p>	<p>5 法第 20 条第 1 項第 1 号の「<u>不動産賃貸の先取特権</u>」は、不動産の賃貸料その他賃貸借関係から生ずる賃貸人の債権 (損害賠償請求権等) について、賃借人の動産の上に成立するものであるが (民法 312 条)、その被担保債権及び目的財産については、次のことに留意する。</p>
<p>(1) 賃貸人が敷金を受け取っている場合には、その敷金で弁済を受けることができない不足額についてだけ先取特権が成立する (民法第 316 条)。また、賃借人の財産の<u>すべてを清算する場合</u> (破産の場合等) には前期、当期及び次期の賃借料その他の債権並びに前期及び当期において生じた損害賠償についてだけ先取特権が成立する (同法第 315 条)。</p>	<p>(1) 賃貸人が敷金を受け取っている場合には、その敷金で弁済を受けることができない不足額についてだけ先取特権が成立する (民法 316 条)。また、賃借人の財産の<u>総清算の場合</u> (破産の場合等) には前期、当期及び次期の賃借料その他の債権並びに前期及び当期において生じた損害賠償についてだけ先取特権が成立する (同法 315 条)。</p>
<p>(2) 土地の賃貸人の先取特権の目的物は、賃借地又はその利用のためにする建物に備え付けた動産、その土地の利用に供した動産及び賃借人が占有しているその土地の果実であり (民法第 313 条第 1 項)、建物の賃貸人の先取特権の目的物は、賃借人がその建物に備え付けた動産である (同法第 313 条第 2 項)。</p>	<p>(2) 土地の賃貸人の先取特権の目的物は、賃借地又はその利用のためにする建物に備え付けた動産、その土地の利用に供した動産及び賃借人が占有しているその土地の果実であり (民法 313 条 1 項)、建物の賃貸人の先取特権の目的物は、賃借人がその建物に備え付けた動産である (同法 313 条 2 項)。</p>
<p>また、賃借権の譲渡又は転貸があった場合においては、賃借権の譲受人又は転借</p>	<p>また、賃借権の譲渡又は転貸があった場合においては、賃借権の譲受人又は転借</p>

改正後	改正前
<p>人の動産及び譲渡人又は転貸人の受けるべき金額（賃借権譲渡の対価等）にも、先取特権の効力が及ぶ（民法第314条）。</p> <p>（質権と同一順位の先取特権）</p> <p>6 法第20条第1項第1号の「質権と同一の順位」の先取特権とは、不動産賃貸の先取特権のほか、<u>旅館宿泊の先取特権（民法第317条）及び運輸の先取特権（同法第318条）をいい（同法第330条第1項、第334条）、先取特権の目的財産が農業上の果実（収穫物）であるときは、農業の<u>労務</u>の先取特権（同法第323条）をいう（同法第330条第3項、第334条）。</u></p> <p><u>① 「旅館宿泊の先取特権」とは、宿泊客が負担すべき宿泊料及び飲食料の請求権について、その旅館にあるその宿泊客の手荷物の上に存する先取特権をいう（民法第317条）。</u></p> <p><u>2 「運輸の先取特権」とは、旅客又は荷物の運送賃及びそれに付随する費用（荷造費等）の請求権について、運送人の占有する荷物の上に存する先取特権をいう（民法第318条）。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>人の動産及び譲渡人又は転貸人の受けるべき金額（賃借権譲渡の対価等）にも、先取特権の効力が及ぶ（民法314条）。</p> <p>（質権と同一順位の先取特権）</p> <p>6 法第20条第1項第1号の「質権と同一の順位」の先取特権とは、不動産賃貸の先取特権のほか、<u>旅店宿泊の先取特権（民法317条）及び運輸の先取特権（同法318条）をいい（同法330条1項、334条）、先取特権の目的財産が農業上の果実（収穫物）であるときは、農業の<u>労役者</u>の先取特権（同法324条）をいう（同法330条3項、334条）。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（旅店宿泊の先取特権）</u></p> <p>7 <u>「旅店宿泊の先取特権」は、旅客、その従者及び牛馬の宿泊料並びに飲食料の請求権について、その旅店にある債務者の手荷物の上に存する先取特権である（民法317条）。</u></p> <p><u>（運輸の先取特権）</u></p> <p>8 <u>「運輸の先取特権」は、旅客又は荷物の運送賃及びそれに付随する費用（荷造費等）の請求権について、運送人の所持内にある荷物の上に存する先取特権である（民法318条）。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(これらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権)</u></p> <p>7 <u>法第 20 条第 1 項第 1 号の「これらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権(前条第一項第三号から第五号までに掲げる先取特権を除く。)」とは、次のものをいう。</u></p> <p><u>(1) 第 1 順位担保権を有する者が、その債権取得の当時において、既に第 2 順位担保権者又は第 3 順位担保権者のあることを知っていた場合におけるその第 2 順位担保権及び第 3 順位担保権 (民法第 330 条第 2 項前段。第 19 条関係 33 の(2)参照)</u></p> <p><u>(2) 第 1 順位担保権成立後、第 2 順位担保権が成立した場合におけるその第 2 順位担保権 (民法第 330 条第 2 項後段。第 19 条関係 33 の(3)参照)</u></p> <p><u>(注) 上記に該当しない場合、すなわち、第 2 順位担保権又は第 3 順位担保権と第 1 順位担保権との競合がない場合、第 1 順位担保権が第 3 順位担保権よりも先に成立した場合及び第 1 順位担保権の成立当時に第 2 順位担保権者又は第 3 順位担保権者のあることを知らなかった場合には、法第 20 条第 1 項第 1 号には該当しない。</u></p> <p>(動産保存の先取特権等)</p> <p>8 <u>動産保存の先取特権 (民法第 320 条)、農業動産信用法第 4 条第 1 項第 1 号《農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権》の先取特権、動産の売買の先取特権 (民法第 321 条)、種苗又は肥料の供給の先取特権 (民法第 322 条)、農業労務の先取特権 (民法第 323 条)、工業労務の先取特権 (民法第 324 条) 及び農業動産信用法第 4 条第 1 項第 2 号から第 6 号まで《農業用動産の購入資金貸付けの先取特権等》の先取特権については、法第 20 条第 1 項第 1 号の「これらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権」に該当する場合 (7 参照) と滞納処分手続において劣後配当も受けられない場合とがある。</u></p> <p><u>なお、動産保存の先取特権及び農業動産信用法第 4 条第 1 項第 1 号《農業用動産等</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(動産保存の先取特権等)</p> <p>9 「<u>動産保存の先取特権</u>」及び「<u>農業動産信用法第 4 条第 1 項第 1 号《農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権》の先取特権</u>」については、第 19 条関係 33 及び 34 と同様である。</p> <p><u>(注) 上記の先取特権は、法第 20 条第 1 項第 1 号に該当する場合 (14 参照) のほか、法第 19 条第 1 項第 5 号に該当する場合 (第 19 条関係 31、32 参照) と、これらいずれにも該当せず、劣後配当も受けられない場合とがある。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の保存資金貸付けの先取特権</u>については、<u>法第 19 条第 1 項第 5 号《動産保存の先取特権等の優先》</u>に該当する場合がある。</p> <p>(注1) <u>「動産の売買の先取特権」とは、動産の代価及びその利息について、その動産の上に存する先取特権をいう（民法第 321 条）。</u></p> <p>2 <u>「種苗又は肥料の供給の先取特権」とは、種苗又は肥料の代価及びその利息に関し、その種苗又は肥料を用いた後 1 年以内にこれを用いた土地から生じた果実（蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉の使用によって生じた物を含む。）の上に存する先取特権をいう（同法第 322 条）。</u></p> <p>3 <u>「農業労務の先取特権」とは、農業労務者の最後の 1 年間の賃金について、その労務によって生じた果実（農業収穫物）の上に存する先取特権をいう（同法第 323 条）。</u></p> <p>4 <u>「工業労務の先取特権」とは、工業労務者の最後の 3 ヶ月間の賃金について、その労務によって生じた製作物の上に存する先取特権をいう（同法第 324 条）。</u></p> <p>5 <u>「農業動産信用法第 4 条第 1 項第 2 号から第 6 号まで《農業用動産の購入資金貸付けの先取特権等》の先取特権」とは、貸し付けた債権の元本及び利息について、次に掲げる財産の上に存する先取特権をいう（同法第 4 条第 1 項第 1 号の農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権については、第 19 条関係 32 参照）。</u></p> <p>なお、優先順位については、次の(1)及び(2)の先取特権は動産売買の先取特権（(注1 参照）と、(3)から(5)までの先取特権は種苗又は肥料の供給の先取特権（(注2 参照）と、それぞれみなされる（農業動産信用法第 11 条）。</p> <p>(1) <u>農業用動産の購入資金貸付けの先取特権については、貸付けを受けた資金をもって購入した農業用動産（同法第 6 条）</u></p> <p>(2) <u>薪炭原木の購入資金貸付けの先取特権については、貸付けを受けた資金をもって購入した薪炭原木から生産した薪炭（同法第 9 条）</u></p> <p>(3) <u>種苗又は肥料の購入資金貸付けの先取特権については、貸付けを受けた資金</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>をもって購入した種苗又は肥料を用いた後 1 年以内にその用いた土地から生じた果実、また、桑樹の肥料購入資金貸付けの先取特権についてはその果実たる桑葉より生じた物（同法第 7 条）</u></p> <p>(4) <u>蚕種又は桑葉の購入資金貸付けの先取特権については、貸付けを受けた資金をもって購入した蚕種又は桑葉より生じた物（同法第 8 条）</u></p> <p>(5) <u>水産養殖用種苗又は水産養殖用じ（餌）料の購入資金貸付けの先取特権については、貸付けを受けた資金をもって購入した種苗を養殖した物又は貸付けを受けた資金をもって購入したじ（餌）料を用いて養殖した物（同法第 10 条）</u></p>	
(削除)	<p><u>（動産売買の先取特権）</u></p> <p>10 「<u>動産売買の先取特権</u>」は、<u>動産の代価及びその利息について、その動産の上に存する先取特権である（民法 322 条）。</u></p>
(削除)	<p><u>（種苗肥料供給の先取特権）</u></p> <p>11 「<u>種苗肥料供給の先取特権</u>」は、<u>種苗若しくは肥料の代価及びその利息又は蚕種若しくは蚕の飼養の供した桑葉の代価及びその利息について、その種苗若しくは肥料を用いた後、1 年以内にその用いた土地から生じた果実（収穫物）又はその蚕種若しくは桑葉から生じた物の上に存する先取特権である（民法 323 条）。</u></p>
(削除)	<p><u>（農工業労役の先取特権）</u></p> <p>12 「<u>農工業労役の先取特権</u>」は、<u>農業労役者については最後の 1 年間、工業労役者については最後の 3 月間の賃金について、その労役によって生じた果実（農業収穫物）又は工業製作物の上に存する先取特権である（民法 324 条）。</u></p>
(削除)	<p><u>（農業動産信用法の先取特権）</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p>	<p><u>13 「農業動産信用法第4条第1項第2号から第6号まで《農業用動産の購入資金貸付けの先取特権等》の先取特権」は、貸し付けた債権の元本及び利息について、次に掲げる財産の上に存する先取特権である（同法4条1項1号の農業用動産等の保存資金貸付けの先取特権については、第19条関係34参照）。</u></p> <p><u>なお、優先順位については、次の(1)及び(2)の先取特権は動産売買の先取特権（10参照）と、(3)から(5)までの先取特権は種苗肥料供給の先取特権（11参照）と、それぞれみなされる（農業動産信用法11条）。</u></p> <p><u>(1) 農業用動産の購入資金貸付けの先取特権については、貸付けを受けた資金をもって購入した農業用動産（農業動産信用法6条）</u></p> <p><u>(2) 薪炭原木の購入資金貸付けの先取特権については、貸付けを受けた資金をもって購入した薪炭原木から生産した薪炭（農業動産信用法9条）</u></p> <p><u>(3) 種苗又は肥料の購入資金貸付けの先取特権については、貸付けを受けた資金をもって購入した種苗又は肥料を用いた後1年以内にその用いた土地から生じた果実、また、桑樹の肥料購入資金貸付けの先取特権についてはその果実たる桑葉より生じた物（農業動産信用法7条）</u></p> <p><u>(4) 蚕種又は桑葉の購入資金貸付けの先取特権については、貸付けを受けた資金をもって購入した蚕種又は桑葉より生じた物（農業動産信用法8条）</u></p> <p><u>(5) 水産養殖用種苗又は水産養殖用じ（餌）料の購入資金貸付けの先取特権については、貸付けを受けた資金をもって購入した種苗を養殖した物又は貸付けを受けた資金をもって購入したじ（餌）料を用いて養殖した物（農業動産信用法10条）</u></p> <p><u>（これらに優先する先取特権）</u></p> <p><u>14 法第20条第1項第1号の「これらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権（前条第1項第3号から第5号までに掲げる先取特権を除く。）」とは、次のものをいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>(優先順位)</p> <p><u>9</u> 第 20 条関係 5 から <u>8</u> までの先取特権の優先順位は、第 19 条関係 <u>33</u> と同様である (民法第 330 条第 1 項、第 2 項)。ただし、先取特権の目的財産が農業上の果実である場合の優先順位は、第 1 順位が農業の労務者、第 2 順位が種苗又は肥料の供給者、第 3 順位が土地の賃貸人である (同法第 330 条第 3 項)。</p> <p>不動産売買の先取特権</p> <p>(意義)</p> <p><u>10</u> 法第 20 条第 1 項第 2 号の「不動産売買の先取特権」とは、不動産の代価及びその利息について、その不動産の上に存する先取特権をいう (民法第 328 条)。</p> <p>(効力の保存)</p> <p><u>11</u> 不動産売買の先取特権は、売買契約と同時に(売買による所有権移転登記とともに)、</p>	<p>(1) <u>第 1 順位担保権 (第 19 条関係 35 の(1)参照) を有する者が、その債権取得の当時において、既に第 2 順位担保権者 (第 19 条関係 35 の(1)参照) 又は第 3 順位担保権者 (第 19 条関係 35 の(1)参照) のあることを知っていた場合におけるその第 2 順位担保権及び第 3 順位担保権 (民法 330 条前段。第 19 条関係 35 の(2)参照)</u></p> <p>(2) <u>第 1 順位担保権成立後第 2 順位担保権が成立した場合におけるその第 2 順位担保権 (民法 330 条 2 項後段。第 19 条関係 35 の(3)参照)</u></p> <p>(注) <u>上記に該当しない場合、すなわち、第 2 順位担保権又は第 3 順位担保権と第 1 順位担保権との競合がない場合、第 1 順位担保権が第 3 順位担保権よりも先に成立した場合及び第 1 順位担保権の成立当時に第 2 順位担保権者又は第 3 順位担保権者のあることを知らなかった場合には、法第 20 条第 1 項第 1 号には該当しない。</u></p> <p>(優先順位)</p> <p><u>15</u> 第 20 条関係 5 から <u>14</u> までの先取特権の優先順位は、第 19 条関係 <u>35</u> と同様である (民法 330 条 1 項、2 項)。ただし、先取特権の目的財産が農業上の果実である場合の優先順位は、第 1 順位が農業の労務者、第 2 順位が種苗又は肥料の供給者、第 3 順位が土地の賃貸人である (同法 330 条 3 項)。</p> <p>不動産売買の先取特権</p> <p>(意義)</p> <p><u>16</u> 法第 20 条第 1 項第 2 号の「不動産売買の先取特権」は、不動産の代価及びその利息について、その不動産の上に存する先取特権である (民法 328 条)。</p> <p>(効力の保存)</p> <p><u>17</u> 不動産売買の先取特権は、売買契約と同時に(売買による所有権移転登記とともに)、</p>

改正後	改正前
<p>不動産の代価又はその利息の弁済が<u>されていない</u>旨を登記することによってその効力を保存するものであるから（民法第<u>340</u>条）、登記をしない場合はもちろん、売買契約と同時に登記していない場合にも、先取特権としての優先権を行使できない。</p> <p>（優先順位）</p> <p><u>12</u> 不動産売買の先取特権は、不動産保存の先取特権及び不動産工事の先取特権に次ぐ優先権を有し（民法第<u>331</u>条第<u>1</u>項）、抵当権又は不動産質権と競合した場合には、登記の前後によって優先順位が定まる（同法第<u>341</u>条、第<u>373</u>条）。また、同一の不動産について逐次の売買があった場合における売主相互間の順位は、売買の時期の前のものが後のものに優先する（同法第<u>331</u>条第<u>2</u>項）。</p> <p>借地借家法第<u>12</u>条の借地権設定者の先取特権等</p> <p>（借地借家法第<u>12</u>条の先取特権）</p> <p><u>13</u> 法第<u>20</u>条第<u>1</u>項第<u>3</u>号の「<u>借地借家法第<u>12</u>条（借地権設定者の先取特権）に規定する先取特権</u>」とは、<u>借地権（建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。）を設定した土地所有者又は賃貸人が、弁済期の到来した最後の<u>2</u>年分の地代又は土地の借賃について、借地権者がその土地において所有する建物の上に有する先取特権をいい（同法第<u>12</u>条第<u>1</u>項）、その効力の保存及び優先順位等については、次のとおりである。</u></p> <p><u>(1)</u> <u>借地借家法第<u>12</u>条の先取特権は、地上権又は土地の賃貸借の登記をすることによって効力を保存するものであるから（同法第<u>12</u>条第<u>2</u>項）、これらの登記をしていない場合には、先取特権としての優先権を行使できない。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>借地借家法第<u>12</u>条の先取特権は、共益費用、不動産保存及び不動産工事の先取特権並びに(1)による登記前に登記されている質権及び抵当権には劣後するが、他の権利に対しては優先の効力を有する（同法第<u>12</u>条第<u>3</u>項）。</u></p>	<p>また代価又はその利息の弁済が<u>ない</u>旨を登記することによってその効力を保存するものであるから（民法 <u>340</u> 条）、登記をしない場合はもちろん、売買契約と同時に登記していない場合にも、先取特権としての優先権を行使できない。</p> <p>（優先順位）</p> <p><u>18</u> 不動産売買の先取特権は、不動産保存の先取特権及び不動産工事の先取特権に次ぐ優先権を有し（民法 <u>331</u> 条 <u>1</u> 項）、抵当権又は不動産質権と競合した場合には、登記の前後によって優先順位が定まる（同法 <u>341</u> 条、<u>373</u> 条）。また、同一の不動産について逐次の売買があった場合における売主相互間の順位は、売買の時期の前のものが後のものに優先する（同法 <u>331</u> 条 <u>2</u> 項）。</p> <p>借地法第 <u>13</u> 条の土地所有者等の先取特権等</p> <p>（借地法第 <u>13</u> 条の先取特権）</p> <p><u>19</u> 法第 <u>20</u> 条第 <u>1</u> 項第 <u>3</u> 号の「<u>借地法第 <u>13</u> 条（土地所有者等の先取特権）に規定する先取特権</u>」の意義等は、次のとおりである。</p> <p><u>(1)</u> <u>借地法第 <u>13</u> 条の先取特権は、土地所有者又は賃貸人が、弁済期に至った最後の <u>2</u> 年分の地代又は借賃について、借地権者がその土地に所有する建物の上に有する先取特権である（同法 <u>13</u> 条 <u>1</u> 項）。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>借地法第 <u>13</u> 条の先取特権は、地上権又は賃貸借の登記をすることによって効力を保存するものであるから（同法 <u>13</u> 条 <u>2</u> 項）、これらの登記をしていない場合には、先取特権としての優先権を行使できない。</u></p> <p><u>(3)</u> <u>借地法第 <u>13</u> 条の先取特権は、共益費用、不動産保存及び不動産工事の先取特権並びに(2)による登記前に登記されている質権及び抵当権には劣後するが、他の権利に対しては優先の効力を有する（同法 <u>14</u> 条）。</u></p>

改正後	改正前
<p>(罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条の先取特権)</p> <p>14 法第 20 条第 1 項第 3 号の「<u>罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条（貸貸人等の先取特権）に規定する先取特権</u>」とは、<u>賃借権の設定（同法第 2 条）又は借地権の譲渡（同法第 3 条）があった場合において、貸貸人又は借地権の譲渡人が、借賃の全額又は借地権の譲渡の対価について、借地権者がその土地に所有する建物の上に有する先取特権をいい（同法第 8 条第 1 項）、その効力の保存及び優先順位等については、次のとおりである。</u></p> <p>(1) 罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条の先取特権は、借賃についてはその額及び存続期間、借賃の支払時期の定めがあるときはその旨、弁済期の到来した借賃があるときはその旨、また譲渡の対価についてはその対価の弁済されない旨を登記することによって効力を保存するものであるから（<u>同法第 8 条第 2 項</u>）、これらの登記をしていない場合には、先取特権としての優先権を行使できない。</p> <p>(2) 罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条の先取特権は、共益費用、不動産保存及び不動産工事の先取特権並びに(1)による登記前に登記されている質権及び抵当権には劣後するが、他の権利に対しては優先の効力を有する（<u>同法第 8 条第 3 項</u>）。</p>	<p>(罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条の先取特権)</p> <p>20 法第 20 条第 1 項第 3 号の「<u>罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条（貸貸人等の先取特権）に規定する先取特権</u>」の意義等は、次のとおりである。</p> <p>(1) <u>罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条の先取特権は、賃借権の設定（同法 2 条）又は借地権の譲渡（同法 3 条）があった場合において、貸貸人又は借地権の譲渡人が、借賃の全額又は借地権の譲渡の対価について、借地権者がその土地に所有する建物の上に有する先取特権である（同法 8 条 1 項）。</u></p> <p>(2) 罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条の先取特権は、借賃についてはその額及び存続期間、借賃の支払時期の定めがあるときはその旨、弁済期の到来した借賃があるときはその旨、また譲渡の対価についてはその対価の弁済されない旨を登記することによって効力を保存するものであるから（同法 8 条 2 項）、これらの登記をしていない場合には、先取特権としての優先権を行使できない。</p> <p>(3) 罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条の先取特権は、共益費用、不動産保存及び不動産工事の先取特権並びに(2)による登記前に登記されている質権及び抵当権には劣後するが、他の権利に対しては優先の効力を有する（同法 8 条 3 項）。</p>
<p>(接收不動産に関する借地借家臨時処理法第 7 条の先取特権)</p> <p>15 法第 20 条第 1 項第 3 号の「<u>接收不動産に関する借地借家臨時処理法第 7 条（貸貸人等の先取特権）に規定する先取特権</u>」とは、賃借権の設定（<u>接收不動産に関する借地借家臨時処理法第 3 条</u>）又は借地権の譲渡（<u>同法第 4 条</u>）があった場合において、貸貸人又は借地権の譲渡人が、借賃の全額及び賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価について、その賃借権の設定又は借地権の譲渡を受ける者がその土地に所有する建物の上に有する先取特権をいい（<u>同法第 7 条第 1 項</u>）、その効力の保存及び優先順位等については、13 の(1)及び(2)と同様である（<u>同法第 7 条第 2 項、第 3 項</u>）。</p>	<p>(接收不動産に関する借地借家臨時処理法第 7 条の先取特権)</p> <p>21 法第 20 条第 1 項第 3 号の「<u>接收不動産に関する借地借家臨時処理法第 7 条（貸貸人等の先取特権）に規定する先取特権</u>」は、賃借権の設定（<u>接收不動産に関する借地借家臨時処理法 3 条</u>）又は借地権の譲渡（<u>同法 4 条</u>）があった場合において、貸貸人又は借地権の譲渡人が、借賃の全額及び賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価について、その賃借権の設定又は借地権の譲渡を受ける者がその土地に所有する建物の上に有する先取特権である（<u>同法 7 条 1 項</u>）。</p> <p><u>なお、上記の先取特権の効力の保存及び優先の効力については、20 の(2)及び(3)と</u></p>

改正後	改正前
<p>一般の先取特権 (種類及び意義)</p> <p>16 一般の先取特権には、次のものがある。</p> <p>(1) <u>共益費用の先取特権</u> 共益費用の先取特権(民法第306条第1号)は、各債権者の共同の利益のためにされた債務者の財産の保存、清算又は配当に関する費用について存在するが、これが総債権者のうちの一部の者にとってだけ有益となっているときは、その者に対してだけ存在する(同法第307条)。</p> <p>(2) <u>雇用関係の先取特権</u> 雇用関係の先取特権(民法第306条第2号)は、給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する(同法第308条)。</p> <p>(3) <u>葬式費用の先取特権</u> 葬式費用の先取特権(民法第306条第3号)は、債務者のためにされた葬式費用として相当な額(死亡者の財産の上に先取特権が成立する。)又は債務者がその扶養すべき親族のためにした葬式費用として相当な額(葬式をした者の財産の上に先取特権が成立する。)について存在する(同法第309条)。</p> <p>(4) <u>日用品供給の先取特権</u> 日用品供給の先取特権(民法第306条第4号)は、債務者又はその扶養すべき同居の親族及びその家事使用人の生活に必要な最後の6月間の飲食料品、燃料及び電気の供給の代価について存在する(同法第310条)。 (削除)</p>	<p>同様である(同法7条2項、3項)。</p> <p>一般の先取特権 (種類及び意義)</p> <p>22 一般の先取特権には、次のものがある。</p> <p>(1) <u>民法の規定による先取特権</u></p> <p>イ 共益費用の先取特権(民法306条1号)は、各債権者の共同の利益のためにした債務者の財産の保存、清算又は配当に関する費用について存在するが、これが総債権者のうちの一部の者にとってだけ利益となっているときは、その者に対してだけ存在する(同法307条)。</p> <p>ロ 雇人給料の先取特権(民法306条2号)は、雇人が受けるべき最後の6月間の給料について存在する(同法308条)。</p> <p>ハ 葬式費用の先取特権(民法306条3号)は、債務者の身分に応じてした葬式の費用(死亡者の財産の上に先取特権が成立する。)又は債務者がその扶養すべき親族の身分に応じてした葬式の費用(葬式をした者の財産の上に先取特権が成立する。)について存在する(同法309条)。</p> <p>ニ 日用品供給の先取特権(民法306条4号)は、債務者又はその扶養すべき同居の親族及びその使用人の生活に必要な最後の6月間の飲食品及び薪炭油の供給の代価について存在する(同法310条)。</p> <p>(2) <u>商法の規定による先取特権</u> 商法第295条《会社使用人の先取特権》の先取特権は、身元保証金の返還を目的とする債権その他会社と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(優先順位等)</p> <p>17 一般の先取特権の優先順位等は、次のとおりである。</p> <p>(1) 一般の先取特権は、特別の先取特権には劣後するが、<u>共益費用の先取特権</u>だけは、その利益を受けた総債権者に対して優先の効力を有する（<u>民法第329条第2項</u>）。</p> <p>また、登記をした一般の先取特権と抵当権又は不動産質権とが競合した場合には、登記の早いものが優先する（<u>民法第341条</u>、<u>第373条</u>参照）。</p> <p>(2) <u>16の一般の先取特権</u>が競合した場合には、その優先順位は、<u>16の(1)から(4)までの順序に従う</u>（<u>民法第329条第1項</u>）。</p> <p>(3) 一般の先取特権は、まず不動産以外の財産について弁済を受けることを要し、その不足額についてだけ不動産から弁済を受けることができ（<u>民法第335条第1項</u>）、また不動産からの弁済についても、まず特別担保の目的となっていないものから弁済を受けることを要するのであって（<u>同法第335条第2項</u>）、これらの順序に従わず、配当加入を怠ったときは、配当加入をすれば弁済を受けることができたであろう額について、登記をした第三者に対して先取特権を行使することができない（<u>同法第335条第3項</u>）。ただし、不動産以外の財産に先立って不動産の代価を配当し、又は他の不動産に先立って特別担保の目的不動産の代価を配当する場合には適用されない（<u>同法第335条第4項</u>）。</p>	<p><u>在する（同法295条1項）。</u></p> <p>(3) <u>有限会社法の規定による先取特権</u></p> <p><u>有限会社法第46条第2項《会社使用人の先取特権》の先取特権は、有限会社と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する（同法46条2項、商法295条1項）。</u></p> <p>(優先順位等)</p> <p>23 一般の先取特権の優先順位等は、次のとおりである。</p> <p>(1) 一般の先取特権は、特別の先取特権には劣後するが、<u>共益費用の先取特権</u>だけは、その利益を受けた総債権者に対して優先の効力を有する（<u>民法329条2項</u>）。</p> <p>また、登記をした一般の先取特権と抵当権又は不動産質権とが競合した場合には、登記の早いものが優先する（<u>民法341条</u>、<u>373条</u>参照）。</p> <p>(2) <u>22の(1)の先取特権（民法の規定による先取特権）</u>が競合した場合には、その優先順位は、<u>22の(1)のイからニまでの順序に従う</u>（<u>民法329条1項</u>）。また、<u>22の(2)及び(3)の先取特権《会社使用人の先取特権》の優先順位は、22の(1)のイの先取特権《共益費用の先取特権》に次ぐ</u>（<u>商法295条2項</u>、<u>有限会社法46条2項</u>）。</p> <p>(3) 一般の先取特権は、まず不動産以外の財産について弁済を受けることを要し、その不足額についてだけ不動産から弁済を受けることができ（<u>民法335条1項</u>）、また不動産からの弁済についても、まず特別担保の目的となっていないものから弁済を受けることを要するのであって（<u>同法335条2項</u>）、これらの順序に従わず、配当加入を怠ったときは、配当加入をすれば弁済を受けたであろう限度において、登記をした第三者に対して先取特権を行使することができない（<u>同法335条3項</u>）。ただし、不動産以外の財産に先立って不動産の代価を配当し、又は他の不動産に先立って特別担保の目的不動産の代価を配当すべきときは、この限りでない（<u>同法335条4項</u>）。</p>

改正後	改正前
<p>(共益費用の先取特権とみなされる先取特権)</p> <p>18 建物の区分所有等に関する法律第7条の先取特権は、建物の区分所有者（同法第2条第2項）が共用部分（同法第2条第4項）、<u>建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設につき他の区分所有者に対して有する債権、規約若しくは集会の決議に基づき他の区分所有者に対して有する債権又は管理者若しくは管理組合法人がその職務又は業務を行うにつき区分所有者に対して有する債権</u>について、債務者の区分所有権（共用部分に関する権利及び敷地利用権（同法第2条第6項）を含む。）及び建物に備え付けた動産の上に有する先取特権であり（同法第7条第1項）、その優先権の順位及び効力については、共益費用の先取特権とみなされる（同法第7条第2項）。</p> <p>証明の期限等</p> <p>19 第20条第1項第1号の先取特権が第1項の規定の適用を受けるための証明については、第15条関係<u>26及び27</u>の(2)と同様である（法第20条第2項、令第4条第1項、第3項、通則令第2条第7号）。</p> <p>なお、法第20条第1項第2号から第4号までの先取特権については、証明を要せず、徴収職員は、<u>その先取特権がある事実を登記により調査の上確認しなければならない</u>。また、<u>徴収職員は、法第20条第1項各号の先取特権が法定納期限等以前又は譲受け前からあるかどうかについて調査の上確認しなければならない</u>。</p> <p>(注) 法第20条第1項第1号の先取特権は、その目的財産が第三取得者に引き渡されたときは<u>行使することができない</u>から（民法第333条）、財産の譲受けとの関係は考慮する必要がない。</p> <p style="text-align: center;">第21条関係 留置権の優先</p>	<p>(共益費用の先取特権とみなされる先取特権)</p> <p>24 建物の区分所有等に関する法律第6条の先取特権は、建物の区分所有者（同法2条2項）が共用部分（同法2条4項）<u>又は建物の敷地につき他の区分所有者に対して有する債権について、債務者の区分所有権（共用部分に関する権利及び専用部分（同法2条3項）を所有するための建物の敷地に関する権利を含む。）及び建物に備え付けた動産の上に有する先取特権であり（同法6条1項）、その優先権の順位及び効力については、共益費用の先取特権とみなされる（同法6条2項）。</u></p> <p>証明の期限等</p> <p>25 法第20条第1項第1号の先取特権が第1項の規定の適用を受けるための証明については、第15条関係<u>24及び25</u>の(2)と同様である（法20条2項、令4条1項、3項、通則令2条7号）。</p> <p>なお、法第20条第1項第2号から第4号までの先取特権については、証明を要せず、徴収職員はその先取特権がある事実を確認しなければならず、<u>また、法第20条第1項各号の先取特権が法定納期限等以前又は譲受け前からあるかどうかについては、徴収職員が調査確認しなければならない</u>。</p> <p>(注) 法第20条第1項第1号の先取特権は、その目的財産が第三取得者に <u>引き渡されたときは消滅する</u>から（民法333条）、財産の譲受けとの関係は考慮する必要がない。</p> <p style="text-align: center;">第21条関係 留置権の優先</p>

改正後	改正前
<p>留置権 (留置権の種類)</p> <p>1 法第 21 条の「留置権」とは、民法第 295 条《留置権の内容》に規定する民事留置権のほか、商事留置権である代理商の留置権（<u>商法第 31 条、会社法第 20 条</u>）、商人間の留置権（<u>商法第 521 条</u>）、問屋の留置権（<u>同法第 557 条</u>）、運送取扱人の留置権（<u>同法第 562 条</u>）、運送人の留置権（<u>同法第 589 条</u>）及び船舶所有者の留置権（<u>同法第 753 条第 2 項</u>）をいう。</p> <p>(注)1 民事留置権</p> <p><u>民事留置権とは、他人の物の占有者が、その物に関して生じた債権を有する場合において、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる権利をいう（民法第 295 条第 1 項本文）。</u></p> <p><u>なお、民事留置権については、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>物に関して生じた債権とは、物と関連のある債権をいい、債権が物自体より発生した場合又は債権が物の引渡義務と同一の法律関係若しくは事実関係より発生した場合のその債権が、これに当たる。</u></p> <p><u>前者の例としては、物の瑕疵による損害賠償請求権、物に加えた費用の償還請求権があり、後者の例としては、物の売買代金債権、物の修繕料債権がある。</u></p> <p>(2) <u>他人の物とは、債権者（留置権者）以外の者の所有物をいい、債務者の物に限らず、第三者の物も含まれる。</u></p> <p>(3) <u>債権が弁済期にない間は、留置権は発生しない（民法第 295 条第 1 項ただし書）。</u></p> <p><u>なお、民法第 137 条《期限の利益の喪失》及び破産法第 103 条第 3 項《弁済期の到来》の規定による場合や特約により期限の利益を失う場合には、弁済期が到来することになる。</u></p> <p>(4) <u>物の占有が不法行為によって始まったときは、留置権は成立しない（民法第</u></p>	<p>留置権 (留置権の種類)</p> <p>1 法第 21 条の「留置権」とは、民法第 295 条《留置権の内容》に規定する民事留置権のほか、商事留置権である代理商の留置権（<u>商法 51 条</u>）、商人間の留置権（<u>同法 521 条</u>）、問屋の留置権（<u>同法 557 条</u>）、運送取扱人の留置権（<u>同法 562 条</u>）、運送人の留置権（<u>同法 589 条</u>）及び船舶所有者の留置権（<u>同法 753 条 2 項</u>）をいう。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>295 条第 2 項)。</u></p> <p><u>なお、留置権者が債務者に対抗できる占有の権原がなく、かつ、それを知り、又は過失により知らないで占有を始めた場合にも、留置権は成立しない (昭和 30.3.11 東京高判参照)。</u></p> <p>2 <u>留置権と果実收取権</u></p> <p><u>留置権者は、留置物から生ずる果実を收取し、他の債権者に先立ってこれを留置権により担保される債権の弁済に充てることができる (民法第 297 条第 1 項)。</u> <u>この場合において、收取した果実は債権の利息に充て、なお残余があるときは元本に充てなければならない (同条第 2 項)。</u></p> <p>3 <u>留置権と費用償還請求権</u></p> <p><u>留置権者は、留置物につき必要費を支出したときは、その物の所有者に対しその必要費の償還をさせることができる (民法第 299 条第 1 項)。</u>また、留置権者は、留置物につき有益費を支出したときは、その価格の増加が留置物につき現存する場合に限り、その支出した金額又は増価額の償還をその留置物の所有者に対し請求することができるが、その所有者の請求により裁判所が期限につき相当期間の許与をした場合には、その有益費につき留置権を行使することができない (同法第 299 条第 2 項)。</p> <p>4 <u>留置権の移転</u></p> <p><u>留置権の移転は、その担保される債権と目的物の占有とを、ともに移転することによって行うことができる。</u></p> <p>5 <u>留置権の消滅</u></p> <p><u>留置権は、目的物の滅失、没収、収用、混同、留置権により担保される債権の消滅等によって消滅するほか、次に掲げる場合にも消滅する。</u></p> <p><u>なお、留置権のある財産を滞納処分により差し押さえ、徴収職員がその財産を占有しても、私法上の占有関係には影響を及ぼさないことから、留置権は消滅し</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ない。</u></p> <p><u>(1) 留置権者が、留置物につき善良な管理者の注意を怠り、債務者又は留置物の所有者の承諾なくして使用若しくは賃貸をし、又は担保に供したため、債務者又は留置物の所有者が、民法第 298 条第 3 項《債務者の消滅請求》の規定により留置権の消滅の請求をした場合</u></p> <p><u>(2) 債務者又は留置物の所有者が、留置権者の承諾又はこれに代わるべき民法第 414 条第 2 項ただし書《履行の強制》の判決を得て相当の担保を提供して留置権の消滅を請求した場合（同法第 301 条）</u></p> <p><u>(3) 留置権者が、債務者又は留置物の所有者の承諾を得て賃貸又は質入れをした場合以外で、留置物の占有を喪失した場合（民法第 302 条）</u></p> <p>6 <u>破産による留置権の失効等</u></p> <p><u>破産財団の財産上にある留置権のうち、商法又は会社法の規定によるものは、その破産財団に対しては特別の先取特権とみなされるが（破産法第 66 条第 1 項）、他の留置権は、破産財団に対してはその効力を失う（同法第 66 条第 3 項）。また、更生手続開始当時更生会社の財産上にある商法又は会社法の規定による留置権であって更生手続開始前の原因に基づいて生じたものに限り、更生担保権となる（会社更生法第 2 条第 10 項）。</u></p> <p>7 <u>代理商の留置権</u></p> <p><u>代理商の留置権とは、当事者が別段の意思表示をしていない限り、代理商が、取引の代理又は媒介をしたことによって生じた債権が弁済期にあるときに、その弁済を受けるまで、商人のために占有する物又は有価証券を留置することができる権利をいう（商法第 31 条、会社法第 20 条）。</u></p> <p>8 <u>商人間の留置権</u></p> <p><u>商人間の留置権とは、当事者が別段の意思表示をしていない限り、商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるとき</u></p>	<p></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>に、債権者が、その弁済を受けるまで、債務者との間の商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物又は有価証券を留置することができる権利をいう（商法第 521 条）。</u></p>	
<p>9 <u>問屋の留置権</u></p> <p><u>問屋の留置権とは、当事者が別段の意思表示をしていない限り、問屋が自己の名をもって委託者のために物品の販売又は買入れをしたことによって生じた債権（例えば、報酬請求権又は費用償還請求権等）が弁済期にあるときに、その弁済を受けるまで、債権者である問屋が、債務者であるその委託者のために適法に占有している物又は有価証券（委託者所有の物又は有価証券である必要はなく、また、委託者との商行為によって問屋の占有に属したことを必要としない。）を留置することができる権利をいう（商法第 557 条、第 31 条）。</u></p>	(新設)
<p>10 <u>運送取扱人の留置権</u></p> <p><u>運送取扱人の留置権とは、運送取扱人が、運送品に関して受け取るべき報酬、運送賃その他委託者のためにした立替え又は前貸しについて、その債権の弁済を受けるまで、その運送品（報酬等を請求できる運送品に限られるが、委託者の所有物であることを要しない。）を留置することができる権利をいう（商法第 562 条）。運送中の運送品に対する留置権の行使は、荷送人としての運送品処分権（商法第 582 条）の行使によって行う。</u></p> <p><u>なお、運送取扱人とは、運送品発送人の計算において、自己の名をもって運送人と運送契約を締結し、その他運送に必要な手配をすることを業（取次業）とする者をいい、荷送人としての権利を有する（運送品発送人は、この荷送人には該当しない。）。</u></p>	(新設)
<p>11 <u>運送人の留置権</u></p> <p><u>運送人の留置権とは、運送人が、運送品に関して受け取るべき報酬、運送賃その他荷送人のためにした立替え又は前貸しについて、その債権の弁済を受けるま</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>で、その運送品を留置することができる権利をいう（商法第 589 条、第 562 条）。</u></p> <p><u>なお、運送人は、運送賃及び付随の費用（例えば、通関手続の費用、倉庫保管料等）につき、運送品に対して先取特権（民法第 318 条）をも有する。</u></p> <p>12 船舶所有者の留置権</p> <p><u>船舶所有者の留置権とは、荷受人が運送契約又は船荷証券に定められる約定等によって運送賃、付随の費用、立替金、てい泊料及び運送品の価格に応じ共同海損又は救助のために負担すべき金額を支払わないときに、船長が、これらの支払があるまで、その運送品を留置することができる権利をいう（商法第 753 条第 2 項）。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(民事留置権)</u></p> <p>2 <u>民法の規定による留置権とは、他人の物の占有者が、その物に関して生じた債権を有する場合において、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる権利をいう（民法 295 条 1 項本文）。</u></p> <p><u>なお、民事留置権については、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>物に関して生じた債権とは、物と関連のある債権をいい、債権が物自体より発生した場合又は債権が物の返還義務と同一の法律関係若しくは事実関係より発生した場合のその債権が、これに当たる。</u></p> <p>(注)1 <u>債権が物自体より発生した場合の例としては、物のかしによる損害賠償請求権、物に加えた費用の償還請求権がある。</u></p> <p>2 <u>債権が物の返還義務と同一の法律関係より発生した場合の例としては、物の売買代金債権、物の修繕料債権がある。</u></p> <p>(2) <u>他人の物とは、債権者（留置権者）以外の者の所有物をいい、債務者の物に限らず、第三者の物も含まれる。</u></p> <p>(3) <u>債権が弁済期にない間は、留置権は発生しない（民法 295 条 1 項ただし書）。</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p>(注) <u>債権の弁済期については、期限の利益喪失に関する民法第 137 条《期限の利益の喪失》及び破産法第 17 条《弁済期の到来》の規定があるほか、特約により期限の利益を失う場合がある。</u></p> <p>(4) <u>物の占有が不法行為によって始まったときは、留置権は成立しない（民法 295 条 2 項）。</u></p> <p><u>なお、留置権者が債務者に対抗できる占有の権原がなく、かつ、それを知り、又は過失により知らないで占有を始めた場合にも、留置権は成立しない（昭和 30.3.11 東京高判）。</u></p> <p><u>（留置権と果実收取権）</u></p> <p>3 <u>留置権者は、留置物から生ずる果実を收取し、他の債権者に先立ってこれを留置権により担保される債権の弁済に充てることができる（民法 297 条 1 項）。この場合において、收取した果実は債権の利息に充て、なお残余があるときは元本に充てなければならない（同法 297 条 2 項）。</u></p>
(削除)	<p><u>（留置権と費用償還請求権）</u></p> <p>4 <u>留置権者は、留置物につき必要費を支出したときは、その物の所有者に対しその必要費の償還をさせることができる（民法 299 条 1 項）。また、留置権者は、留置物につき有益費を支出したときは、その価格の増加が留置物につき現存する場合に限り、その費用額又は増加額の償還をその留置物の所有者に対し請求することができるが、その所有者の請求により裁判所が期限につき相当期間の許与をした場合には、その有益費につき留置権を行使することができない（同法 299 条 2 項）。</u></p>
(削除)	<p><u>（留置権の移転）</u></p> <p>5 <u>留置権の移転は、その担保される債権と目的物の占有とを、ともに移転することに</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>よって行うことができる。</u></p> <p><u>(留置権の消滅)</u></p> <p><u>6 留置権は、目的物の滅失、没収、取用、混同、留置権により担保される債権の消滅等によって消滅するほか、次に掲げる場合にも消滅する。</u></p> <p><u>(1) 留置権者が、留置物につき善良な管理者の注意を怠り、債務者又は留置物の所有者の承諾なくして使用若しくは賃貸をし、又は担保に供したため、債務者又は留置物の所有者が、民法第 298 条第 3 項《債務者の消滅請求》の規定により留置権の消滅の請求をした場合</u></p> <p><u>(2) 債務者又は留置物の所有者が、留置権者の承諾又はこれに代わるべき民法第 414 条第 2 項ただし書《履行の強制》の判決を得て相当の担保を提供して留置権の消滅を請求した場合（同法 301 条）</u></p> <p><u>(3) 留置権者が、債務者又は留置物の所有者の承諾を得て賃貸又は質入れをした場合以外で、留置物の占有を喪失した場合（民法 302 条）</u></p> <p><u>(注) 留置権のある財産を滞納処分により差し押さえ、徴収職員がその財産を占有しても、私法上の占有関係には影響を及ぼさないことから、留置権は消滅しない。</u></p>
(削除)	<p><u>(破産による留置権の失効等)</u></p> <p><u>7 破産財団の財産上にある留置権のうち、商法の規定によるものはその破産財団に対しては特別の先取特権とみなされるが（破産法 93 条 1 項）、他の留置権は破産財団に対してはその効力を失う（同法 93 条 2 項）。また、更生会社の財産上にある商法の規定による留置権に限り、更生担保権となる（会社更生法 123 条 1 項）。</u></p>
(削除)	<p><u>(代理商の留置権)</u></p> <p><u>8 代理商の留置権とは、代理商が、取引の代理又は媒介をしたことによって生じた債</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>権が弁済期にあるときに、その弁済を受けるまで、本人のために占有する物又は有価証券を留置することができる権利をいう（商法 51 条）。</u></p> <p><u>（商人間の留置権）</u></p> <p><u>9 商人間の留置権とは、商人間においてその双方のために商行為である行為によって生じた債権が弁済期にあるときに、債権者が、債務の弁済を受けるまで、債務者との間の商行為によって自己の占有に帰した債務者の所有する物又は有価証券を留置することができる権利をいう（商法 521 条）。</u></p>
(削除)	<p><u>（問屋の留置権）</u></p> <p><u>10 問屋の留置権とは、問屋が自己の名をもって第三者のために物品の販売又は買入れをしたことによって生じた債権が弁済期にあるときに、その弁済を受けるまで、債権者である問屋が、債務者であるその第三者のために占有している物又は有価証券を留置することができる権利をいう（商法 557 条、51 条）。</u></p>
(削除)	<p><u>（運送取扱人の留置権）</u></p> <p><u>11 運送取扱人の留置権とは、運送取扱人が、運送品に関して受け取るべき報酬・運送賃その他委託者のためにした立替え又は前貸しについて、債務の弁済があるまで、その運送品（報酬等を請求できる運送品に限られるが、委託者の所有物であることを要しない。）を留置することができる権利をいう（商法 562 条）。</u></p> <p><u>なお、運送中の運送品に対する留置権の行使は、荷送人としての運送品処分権（商法 582 条）の行使によって行う。</u></p> <p><u>（注）運送取扱人とは、運送品発送人の計算において、自己の名をもって運送人と運送契約を締結し、その他運送に必要な手配をすることを業（取次業）とする者をいい、荷送人としての権利を有する（運送品発送人は、この荷送人には該当しない。）。</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>(運送人の留置権)</u></p> <p><u>12 運送人の留置権とは、運送人が、運送品に関して受け取るべき報酬、運送賃その他荷送人のためにした立替え又は前貸しについて、債務者の弁済があるまで、その運送品を留置することができる権利をいう（商法 589 条、562 条）。</u></p> <p><u>なお、運送人は、運送賃その他法定の債権（例えば、通関手続の費用、倉庫保管料等）につき、運送品に対して先取特権（民法 318 条）をも有する。</u></p>
(削除)	<p><u>(船舶所有者の留置権)</u></p> <p><u>13 船舶所有者の留置権とは、荷受人が運送契約又は船荷証券に定められる約定等によって運送賃、付随の費用、立替金、てい泊料及び運送品の価格に応じ共同海損又は救助のために負担すべき金額を支払わないときに、船長が、これらの支払があるまで、その運送品を留置することができる権利をいう（商法 753 条 2 項）。</u></p>
留置権の優先 (削除)	<p>留置権の優先</p> <p><u>(同一債権につき留置権と先取特権とがある場合)</u></p> <p><u>14 換価に付された財産上にある留置権により担保される債権が、同時にその財産についての先取特権によって担保されている場合（例えば、荷物の運輸の場合には、運送人は、運送賃についてその荷物の上に留置権を有すると同時に、動産の先取特権をも有する。民法 318 条）には、留置権により担保される債権は先取特権等に優先して配当を受け、先取特権により担保される債権は留置権により担保される債権に対して配当された額の範囲において消滅する。</u></p>
2 (省略)	15 (同左)

改正後	改正前
<p>(差押え後に成立した留置権)</p> <p>3 留置権の被担保債権は、その留置権の成立の時期が差押え後であっても、法第 21 条の規定により、国税等に優先して配当を受けられるものとする。ただし、留置権者が、差押債権者に対抗できる占有の権原がなく、かつ、それを知り、又は過失により知らないで占有を始めたときは、その留置権の成立をもって差押債権者に対抗できないものとする (1の(注)1の(4)参照)。</p> <p>(注) 上記ただし書の例としては、滞納者が自動車の差押えを受け、運行の許可がされないまま保管をしていた場合 (法第 71 条第 5 項) において、その自動車の修理を業者に依頼し、その業者がそれらの事情を知らながら修理をしたときの留置権がある。すなわち、この例の場合には、修理代金についての差押自動車を目的物とする留置権の成立は、差押債権者に対抗することができず、したがって、法第 21 条の適用はないものとする。</p>	<p>(差押え後に成立した留置権)</p> <p>16 留置権の被担保債権は、その留置権の成立の時期が差押え後であっても、法第 21 条の規定により、国税等に優先して配当を受けられるものとする。ただし、留置権者が、差押債権者に対抗できる占有の権原がなく、かつ、それを知り、又は過失により知らないで占有を始めたときは、その留置権の成立をもって差押債権者に対抗できないものとする (2の(4)参照)。</p> <p>(注) 上記ただし書の例としては、滞納者が自動車の差押えを受け、運行の許可がされないまま保管をしていた場合 (法 71 条 5 項) において、その自動車の修理を業者に依頼し、その業者がそれらの事情を知らながら修理をしたときの留置権がある。すなわち、この例の場合には、修理代金についての差押自動車を目的物とする留置権の成立は、差押債権者に対抗することができず、したがって、法第 21 条の適用はないものとする。</p>
<p>(同一債権につき留置権と先取特権とがある場合)</p> <p>4 <u>換価に付された財産上にある留置権により担保される債権が、同時にその財産についての先取特権によって担保されている場合 (例えば、荷物の運輸の場合には、運送人は、運送賃についてその荷物の上に留置権を有すると同時に、動産の先取特権をも有する (民法第 318 条。)) には、優先する留置権により担保される債権として配当を受ける。</u></p> <p>証明の期限等</p> <p>5 法第 21 条の留置権が、第 1 項の規定の適用を受けるための証明については、第 15 条関係 26 及び 27 の(2)と同様である (法第 21 条第 2 項、令第 4 条第 1 項、第 3 項、通則令第 2 条第 7 号)。</p>	<p>(新設)</p> <p>証明の期限等</p> <p>17 法第 21 条の留置権が、第 1 項の規定の適用を受けるための証明については、第 15 条関係 24 及び 25 の(2)と同様である (法 21 条 2 項、令 4 条 1 項、3 項、通則令 2 条 7 号)。</p>

改正後	改正前
<p>留置権者が配当を受けられる場合</p> <p>6 留置権者は、<u>納税者の財産が滞納処分によって換価される場合においてのみ</u>、<u>法第 21 条第 1 項の規定により配当を受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 22 条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</p> <p>徴収できる場合</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>(財産を譲渡したとき)</p> <p>3 法第 22 条の「<u>財産を譲渡したとき</u>」とは、<u>原則として第 17 条関係 1 と同様であるが、法人の分割（分社型分割に限る。）による財産の移転が含まれる。</u></p> <p>なお、納税者が財産を譲渡した後、その譲受人が更にその財産を譲渡した場合においても、法第 22 条の規定の適用がある。</p> <p>(国税に不足すると認められるとき)</p> <p>4 法第 22 条第 1 項の「<u>国税に不足すると認められるとき</u>」とは、<u>法第 22 条第 4 項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産（国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含めるものとする。）で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと認められることをいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。</u></p> <p>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、昭和 55.6.5 付徴徴 2-9 「<u>公売財産評価事務提要の制定について</u>」(<u>法令解釈通達</u>)に定めるところによるが、次のことに留意する。</p>	<p>留置権者が配当を受けられる場合</p> <p>18 留置権者は納税者の財産が滞納処分によって換価される場合においてのみ、<u>法第 21 条第 1 項の規定により配当を受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 22 条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</p> <p>徴収できる場合</p> <p>1・2 (同左)</p> <p>(譲渡)</p> <p>3 法第 22 条の「<u>譲渡</u>」は、第 17 条関係 1 と同様である。</p> <p>なお、納税者が財産を譲渡した後、その譲受人が更にその財産を譲渡した場合においても、法第 22 条の規定の適用がある。</p> <p>(国税に不足すると認められるとき)</p> <p>4 法第 22 条第 1 項の「<u>国税に不足すると認められるとき</u>」とは、<u>法第 22 条第 4 項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産（国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含めるものとする。）で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと認められることをいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。</u></p> <p>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、昭和 55.6.5 付徴徴 2-9 「<u>公売財産評価事務提要の制定について</u>」<u>通達</u>に定めるところによるが、次のことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 継続収入に係る債権又は将来生ずべき債権がある場合には、換価するものとしてその債権の価額を算定する。<u>(第 62 条関係 1 参照)</u>。</p> <p>(5) 交付要求に係る財産がある場合には、直ちにその財産が<u>換価された</u>とした場合において配当を受けることができると認められる金額を基準として、その財産の価額を算定する。</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 継続収入に係る債権又は将来生ずべき債権がある場合には、換価するものとしてその債権の価額を算定する。</p> <p>(5) 交付要求に係る財産がある場合には、直ちにその財産を<u>換価した</u>とした場合において配当を受けることができると認められる金額を基準として、その財産の価額を算定する。</p> <p>(6) (同左)</p>
<p>(徴収できることの意味)</p> <p>5 法第 22 条第 1 項の「徴収することができる」とは、質権者又は抵当権者が強制換価手続において、質権又は抵当権の被担保債権につき配当を受けるべき金額のうちから、納税者の国税を徴収できることをいう。</p> <p>なお、質権者又は抵当権者は、<u>その国税についての納付義務を負うものではないから</u>、<u>通則法第 41 条第 1 項《第三者の納付》の規定による第三者納付の場合以外は、その国税を自己の名において納付することができない。</u></p>	<p>(徴収できることの意味)</p> <p>5 法第 22 条第 1 項の「徴収することができる」とは、質権者又は抵当権者が強制換価手続において、質権又は抵当権の被担保債権につき配当を受けるべき金額のうちから、納税者の国税を徴収できることをいい、<u>質権者又は抵当権者はその国税についての納付義務を負うものではない。</u></p> <p>なお、質権者又は抵当権者は、<u>通則法第 41 条第 1 項《第三者の納付》の規定による第三者納付の場合以外は、その国税を自己の名において納付することもできない。</u></p>
<p>6 (省略)</p> <p>(被担保債権の弁済等と法第 22 条不適用)</p> <p>7 法第 22 条の規定により質権者又は抵当権者から納税者の国税を徴収できるのは、質権者又は抵当権者が強制換価手続において配当を受けるべき金額がある場合にに限られるので、次に掲げる場合には、法第 22 条の規定による徴収ができない。</p> <p>(1) 強制換価手続終了前に質権又は抵当権の被担保債権が弁済、免除（民法第 519 条）、混同（同法第 520 条）等により消滅し、配当を受けるべき金額がない場合</p> <p>(2) 民法第 378 条《代価弁済》、<u>第 379 条《抵当権消滅請求》</u>等の規定により抵当権</p>	<p>6 (同左)</p> <p>(被担保債権の弁済等と法第 22 条不適用)</p> <p>7 法第 22 条の規定により質権者又は抵当権者から納税者の国税を徴収できるのは、質権者又は抵当権者が強制換価手続において配当を受けるべき金額がある場合にに限られるので、次に掲げる場合には、法第 22 条の規定による徴収ができない。</p> <p>(1) 強制換価手続終了前に質権又は抵当権の被担保債権が弁済、免除（民法 519 条）、混同（同法 520 条）等により消滅し、配当を受けるべき金額がない場合</p> <p>(2) 民法第 377 条《代価弁済》、<u>第 378 条《てき除》</u>等の規定により、<u>代価弁済又は</u></p>

改正後	改正前
<p>が消滅した場合（不動産質権について、同法第361条《<u>抵当権の規定の準用</u>》の規定により<u>質権が消滅した場合を含む。</u>）</p>	<p><u>てき除により</u>抵当権が消滅した場合（不動産質権について、同法361条《<u>抵当権の規定の準用</u>》の規定により<u>てき除等をした場合を含む。</u>）</p>
<p>徴収できる金額</p>	<p>徴収できる金額</p>
<p>8 法第22条第1項の規定により納税者の滞納国税（<u>その滞納処分費を含む（令第6条第1項第2号。）</u>）を徴収することができる金額は、(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した額と納税者の滞納国税の額とのうち、いずれか少ない額である（法第22条第2項）。</p>	<p>8 法第22条第1項の規定により納税者の滞納国税（令6条1項2号参照）を徴収することができる金額は、(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した額と納税者の滞納国税の額とのうち、いずれか少ない額である（法22条2項）。</p>
<p>(1) 法第22条第1項の質権又は抵当権の被担保債権が、譲渡に係る財産の換価代金から配当を受けることができる金額</p> <p>(2) 譲渡に係る財産を納税者の財産とみなして、その財産の換価代金につき納税者の国税の交付要求があったものとした場合において、法第22条第1項の質権又は抵当権の被担保債権が配当を受けることができる金額</p>	<p>(1) 法第22条第1項の質権又は抵当権の被担保債権が、譲渡に係る財産の換価代金から配当を受けることができる金額（次の例において「<u>配当金額</u>」という。）</p> <p>(2) 譲渡に係る財産を納税者の財産とみなして、その財産の換価代金につき納税者の国税の交付要求があったものとした場合において、法第22条第1項の質権又は抵当権の被担保債権が配当を受けることができる金額（次の例において「<u>仮定配当金額</u>」という。）</p>
<p>[例1] 抵当権が1つの場合</p>	<p>[例1] <u>（抵当権が1つの場合）</u></p>
<p>納税者（譲渡人）の国税（法定納期限等 平成18.3.15）・・・・・・・・・・ 800万円</p> <p>抵当権甲の被担保債権（設定登記 平成18.4.11）・・・・・・・・・・ 600万円</p> <p>換価代金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,000万円</p>	<p>A 譲渡人の国税（法定納期限等 昭和58.3.15）・・・・・・・・・・ 8万円</p> <p>B 甲抵当権の被担保債権（設定登記 昭和58.4.11）・・・・・・・・・・ 6万円</p> <p>C 換価代金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10万円</p>
<p>イ <u>上記の場合、本文(1)に規定する金額（以下第22条及び第24条関係において「配当金額」という。）と本文(2)に規定する金額（以下第22条及び第24条関係において「仮定配当金額」という。）は、次のとおりである。</u></p>	
<p>(イ) 配当金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 600万円</p> <p>(ロ) 仮定配当金額（換価代金1,000万円－国税800万円）・・・・・・・・ 200万円</p> <p>ロ 徴収額の限度は、滞納国税800万円と配当金額600万円から仮定配当金額200万円を控除した金額400万円のうち、少ない額であるから、400万円となる。</p>	<p>イ 配当金額（Bの全額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6万円</p> <p>ロ 仮定配当金額（Cの10万円－Aの8万円）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2万円</p> <p>ハ 徴収額の限度（イの6万円－ロの2万円）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4万円</p> <p>※徴収できる金額（Aとハとの少額の方）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4万円</p>

改正後	改正前
<p>ハ <u>したがって、国税は、抵当権者が配当を受けることができる金額 600 万円のうちから、400 万円を徴収することができ、法第 22 条の規定による配当は、次のとおりである。</u></p> <p>(イ) <u>納税者（譲渡人）の国税</u>・・・・・・・・・・400 万円</p> <p>(ロ) <u>抵当権甲の被担保債権</u>・・・・・・・・・・200 万円</p> <p>(ハ) <u>差押え時の所有者</u>・・・・・・・・・・400 万円</p> <p>[例 2] <u>抵当権が 2 以上ある場合</u></p> <p><u>納税者（譲渡人）の国税（法定納期限等 平成 18.3.15）</u>・・・・・・・・600 万円</p> <p><u>抵当権甲の被担保債権（設定登記 平成 18.4.11）</u>・・・・・・・・300 万円</p> <p><u>抵当権乙の被担保債権（設定登記 平成 18.5.9）</u>・・・・・・・・400 万円</p> <p><u>抵当権丙の被担保債権（設定登記 平成 18.6.21）</u>・・・・・・・・200 万円</p> <p><u>換価代金</u>・・・・・・・・・・1,000 万円</p> <p>イ 配当金額</p> <p><u>上記の場合において、換価代金 1,000 万円の各抵当権の被担保債権に対する配当金額は、抵当権の順位により次のとおりとなる。</u></p> <p>(イ) <u>抵当権甲の被担保債権</u>・・・・・・・・・・300 万円</p> <p>(ロ) <u>抵当権乙の被担保債権</u>・・・・・・・・・・400 万円</p> <p>(ハ) <u>抵当権丙の被担保債権</u>・・・・・・・・・・200 万円</p> <p>ロ 仮定配当金額</p> <p><u>譲渡に係る財産を納税者の財産とみなして国税が交付要求をすとした場合、まず優先する国税に 600 万円配当され、残額 400 万円について、各抵当権の被担保債権に対する仮定配当金額は、担保権の順位により次のとおりとなる。</u></p> <p>(ニ) <u>抵当権甲の被担保債権（400 万円の範囲内で全額）</u>・・・・・・・・300 万円</p> <p>(ホ) <u>抵当権乙の被担保債権（400 万円－(ニ)の 300 万円）</u>・・・・・・・・100 万円</p> <p>(ハ) <u>抵当権丙の被担保債権</u></p>	<p><u>（甲抵当権者が配当を受けることができる金額 6 万円のうちから、4 万円を徴収することができる。）</u></p> <p>[例 2] <u>（抵当権が 2 以上ある場合）</u></p> <p>A <u>譲渡人の国税（法定納期限等 昭和 57.3.15）</u>・・・・・・・・6 万円</p> <p>B <u>甲抵当権の被担保債権（設定登記 昭和 57.4.10）</u>・・・・・・・・3 万円</p> <p>C <u>乙抵当権の被担保債権（設定登記 昭和 57.5.1）</u>・・・・・・・・4 万円</p> <p>D <u>丙抵当権の被担保債権（設定登記 昭和 57.6.21）</u>・・・・・・・・2 万円</p> <p>E <u>換価代金</u>・・・・・・・・・・10 万円</p> <p>(1) 配当金額</p> <p><u>換価代金 10 万円の各抵当権に対する配当金額は、抵当権の順位により次のとおりとなる。</u></p> <p>イ <u>甲抵当権</u>・・・・・・・・・・3 万円</p> <p>ロ <u>乙抵当権</u>・・・・・・・・・・4 万円</p> <p>ハ <u>丙抵当権</u>・・・・・・・・・・2 万円</p> <p>(2) 仮定配当金額</p> <p><u>換価代金 10 万円は、国税が交付要求をすると 6 万円配当され、残額の 4 万円は担保権の順位により次のとおりとなる。</u></p> <p>ニ <u>甲抵当権（4 万円の範囲内で B の全額）</u>・・・・・・・・3 万円</p> <p>ホ <u>乙抵当権（C は 4 万円あるが 4 万円－ニの 3 万円）</u>・・・・・・・・1 万円</p> <p>ハ <u>丙抵当権（4 万円－ニの 3 万円－ホの 1 万円）</u>・・・・・・・・0 円</p>

改正後	改正前
<p>(400万円－(三)の300万円－(ホ)の100万円)・・・0円</p> <p>ハ 徴収額の限度</p> <p>各抵当権者から徴収することができる国税の金額は、<u>配当金額から仮定配当金額を控除した各金額であることから、次のとおり、合計500万円であり、滞納国税より少ない金額であるため、徴収額の限度は合計500万円となる。</u></p> <p>(ト) <u>抵当権甲の被担保債権から徴収できる金額</u></p> <p> ((イ)の300万円－(三)の300万円)・・・0円</p> <p>(チ) <u>抵当権乙の被担保債権から徴収できる金額</u></p> <p> ((ロ)の400万円－(ホ)の100万円)・・・300万円</p> <p>(リ) <u>抵当権丙の被担保債権から徴収できる金額</u></p> <p> ((ハ)の200万円－(ヘ)の0円)・・・200万円</p> <p>ニ <u>したがって、法第22条の規定による配当は、次のとおりである。</u></p> <p>(ヌ) <u>納税者（譲渡人）の国税</u>・・・500万円</p> <p>(ル) <u>抵当権甲の被担保債権</u>・・・300万円</p> <p>(レ) <u>抵当権乙の被担保債権</u>・・・100万円</p> <p>(ロ) <u>抵当権丙の被担保債権</u>・・・0円</p> <p>(カ) <u>差押え時の所有者</u>・・・100万円</p> <p>[例3] <u>譲渡に係る財産を納税者の財産とみなしたとき、国税に優先することとなる</u></p> <p> <u>抵当権と劣後することとなる抵当権とがある場合</u></p> <p>納税者（譲渡人）の国税（法定納期限等 平成18.3.15）・・・300万円</p> <p>抵当権甲の被担保債権（設定登記 平成18.2.1）・・・400万円</p> <p>抵当権乙の被担保債権（設定登記 平成18.4.11）・・・500万円</p> <p>換価代金・・・1,000万円</p> <p>イ 配当金額</p> <p> <u>抵当権乙は、その設定登記の順位により抵当権甲に劣後する。そこで、抵当権</u></p>	<p>(3) 徴収額の限度</p> <p>各抵当権者から徴収することができる国税の金額は、<u>(1)から(2)を控除した金額であることから、次のとおりとなる。</u></p> <p>ト 甲抵当権（イの3万円－ニの3万円）・・・0円</p> <p>チ 乙抵当権（ロの4万円－ホの1万円）・・・3万円</p> <p>リ 丙抵当権（ハの2万円－ヘの0円）・・・2万円</p> <p>※徴収できる金額（トとチとりの合計額と、Aとの少額の方）・・・5万円</p> <p> <u>（甲抵当権者が配当を受けることができる金額からは徴収できないが、乙抵当権者が配当を受けることができる金額4万円のうちから3万円チと丙抵当権者が配当を受けることができる金額2万円からその全額2万円リとを、徴収することができる。）</u></p> <p>[例3] <u>（優先抵当権と劣後抵当権とがある場合）</u></p> <p>A 譲渡人の国税（法定納期限等 昭和58.3.15）・・・3万円</p> <p>B 甲抵当権の被担保債権（設定登記 昭和58.2.1）・・・4万円</p> <p>C 乙抵当権の被担保債権（設定登記 昭和58.4.10）・・・5万円</p> <p>D 換価代金・・・10万円</p> <p>(1) 配当金額</p> <p> <u>乙抵当権は、その設定登記の順位により甲抵当権に劣後する。そこで、乙抵当</u></p>

改正後	改正前
<p><u>乙の被担保債権</u>に対する配当金額は、換価代金から甲の被担保債権を控除した残額の範囲 <u>(1,000万円－400万円=600万円)</u> で定まることになるため、<u>500万円</u>となる。</p>	<p>権に対する配当金額は、換価代金から甲の被担保債権を控除した残額の範囲で定まることになる。</p>
<p>ロ 仮定配当金額</p> <p>法定納期限等と抵当権の設定順位に従い配当をするとすれば、<u>譲渡に係る財産を納税者の財産とみなしたとき、抵当権甲及び国税に劣後する抵当権乙の被担保債権に対する仮定配当金額は、300万円 (1,000万円－400万円－300万円) となる。</u></p> <p><u>なお、抵当権甲は、滞納国税の法定納期限等の前に設定登記されているため、法第 22 条の適用はない。</u></p>	<p><u>Dの10万円－Bの4万円=6万円 (ただし、乙抵当権の被担保債権は5万円であるので、5万円が配当金額となる。)</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・5万円</p>
<p>ハ 徴収額の限度</p> <p><u>抵当権乙から徴収することができる国税の金額は、配当金額から仮定配当金額を控除した金額 200万円が滞納国税 300万円より少ない金額であるため、200万円となる。</u></p>	<p>(2) 仮定配当金額</p> <p>法定納期限等と抵当権の設定順位に従い配当をするとすれば、<u>国税に劣後する乙抵当権が配当を受けるべき金額は、次のとおりとなる。</u></p>
<p>ニ <u>したがって、法第 22 条の規定による配当は、次のとおりである。</u></p> <p>(イ) <u>納税者 (譲渡人) の国税</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・200万円</p> <p>(ロ) <u>抵当権甲の被担保債権</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・400万円</p> <p>(ハ) <u>抵当権乙の被担保債権</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・300万円</p> <p>(ニ) <u>差押え時の所有者</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・100万円</p>	<p><u>Dの10万円－Bの4万円－Aの3万円</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・3万円</p> <p>(3) 徴収額の限度</p> <p><u>乙抵当権者から徴収することができる国税の金額は、(1) から (2) を控除した金額であることから、次のとおりとなる。</u></p>
<p>質権等の代位実行 (代位)</p> <p>9 第 22 条第 3 項の「質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる」とは、<u>税務署長が、質権者又は抵当権者の地位に立って、その質権又</u></p>	<p><u>(1)の5万円－(2)の3万円</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・2万円</p> <p><u>※徴収できる金額 (Aと(3)との少額の方)</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・2万円</p> <p><u>(乙抵当権者が配当を受けることができる金額5万円のうちから2万円を徴収することができるが、甲抵当権については法 22 条の適用がない。)</u></p> <p>質権等の代位実行 (代位)</p> <p>9 法第 22 条第 3 項の「質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる」とは、<u>税務署長が、質権者又は抵当権者の地位に立って、その質権</u></p>

改正後	改正前
<p>は抵当権を実行できることをいう。</p> <p>(他の代位権者がある場合と代位実行との関係)</p> <p>10 質権者又は抵当権者に代位（民法第392条、第398条の16、第499条等）してその質権又は抵当権を実行する者がいる場合には、これらの代位権者が配当を受けることができる金額からも、納税者の国税を徴収することができる（法第22条第1項）。</p> <p>なお、上記の代位権者が質権又は抵当権の実行をしない場合には、税務署長は、その代位実行をすることができる（法第22条第3項）。</p> <p>(実行)</p> <p>11 法第22条第3項の「実行」とは、登記した質権又は抵当権が設定されている財産を執行法等の規定により売却し、その売却代金からこれらの担保権の被担保債権の弁済を受けることをいう。</p> <p>なお、次に掲げる財産に対する実行は、それぞれに掲げる法令の規定により行う。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 電話加入権質に関する臨時特例法の規定により質権が登録された電話加入権執行法第193条《<u>債権</u>及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等》の規定又は電話加入権質に関する臨時特例法第11条第1項本文《<u>質権</u>の実行としての特別の処分》の規定</p> <p>12 (省略)</p>	<p>又は抵当権を実行できることをいう。</p> <p><u>なお、上記の場合において、質権又は抵当権の代位実行をするために民法第381条《てき除権者への抵当権実行の通知》の通知等の前提手続を必要とするときは、それらの手続についても代位することができる。</u></p> <p>(他の代位権者がある場合と代位実行との関係)</p> <p>10 質権者又は抵当権者に代位（民法392条、398条ノ16、499条等）してその質権又は抵当権を実行する者がいる場合には、これらの代位権者が配当を受けることができる金額からも、納税者の国税を徴収することができる（法22条1項）。</p> <p>なお、上記の代位権者が質権又は抵当権の実行をしない場合には、税務署長は、その代位実行をすることができる（法22条3項）。</p> <p>(実行)</p> <p>11 法第22条第3項の「実行」とは、登記した質権又は抵当権が設定されている財産を執行法等の規定により売却し、その売却代金からこれらの担保権の被担保債権の弁済を受けることをいう。</p> <p>なお、次に掲げる財産に対する実行は、それぞれに掲げる法令の規定により行う。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 電話加入権質に関する臨時特例法の規定により質権が登録された電話加入権執行法第193条《<u>質権</u>及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等》の規定又は電話加入権質に関する臨時特例法第11条第1項本文《<u>質権</u>の実行としての特別の処分》の規定</p> <p>12 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(質権又は抵当権の実行の要件)</p> <p>13 質権又は抵当権の実行をすることができるのは、法律に特別の規定（14 参照）がない限り、次に掲げる要件のすべてに該当している場合である。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(原則的な実行の要件)</p> <p>13 質権又は抵当権者の実行をすることができるのは、法律に特別の規定（14 参照）がない限り、次に掲げる要件のすべてに該当している場合である。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) <u>民法第 378 条《てき除》の第三取得者に対して質権又は抵当権の実行をしようとする旨の通知をし（同法 381 条）、その通知後（第三取得者がその通知を受けた後）1 月内に第三取得者から債務の弁済又はてき除の通知を受けていないこと（同法 387 条）。</u></p> <p>(注) <u>民法第 381 条《てき除権者への抵当権実行の通知》の規定による抵当権実行の旨の通知については、次のことに留意する。</u></p> <p>1 <u>第三取得者とは、抵当不動産について所有権、地上権又は永小作権を取得した者をいい（民法 378 条）、抵当権者に対抗できる者に限られるから、登記をしていなければならない。しかし、これらの権利について仮登記をしている者があるときは、その者は通知を受けた後本登記をした上でてき除（同法 378 条）ができるので、その者に対しても、抵当権実行の旨の通知をするものとする。</u></p> <p>2 <u>抵当権実行の旨の通知をした後において、第三取得者から権利を承継した者が生じた場合又は新たに第三取得者が生じた場合には、それらの者には改めて通知をする必要がない（昭和 4.11.20 大決、昭和 7.5.23 大決）。</u></p> <p><u>なお、上記の場合においては、第三取得者がてき除ができる期間内に限り、新たな第三取得者もてき除ができる（民法 382 条 3 項）。</u></p> <p>3 <u>抵当権実行の旨の通知は、登記簿記載の第三取得者の住所あてにすれば足り、その通知が到達しなかった場合において、通常到達したと認められる時から 1 月内に、第三取得者から債務の弁済又はてき除の通知を受けないときは、民法第 387 条《抵当権者の競売請求》の規定による競売の請求をすることができる（昭和 6.12.11 大決）。</u></p>

改正後	改正前
<p>(質権又は抵当権の実行の特例)</p> <p>14 次の各号に掲げる財産については、抵当権の実行ができる場合として、それぞれ<u>当該各号</u>に掲げる特別の規定がある。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 軌道財団 軌道ノ抵当ニ関スル法律第 1 条《鉄道抵当法の準用》(鉄道抵当法第 22 条第 1 項、第 2 項参照)</p> <p>(8) 運河財団 運河法第 13 条《軌道ノ抵当ニ関スル法律の準用》(鉄道抵当法第 22 条第 1 項、第 2 項参照)</p> <p>(9)・(10) (省略)</p>	<p>(実行の特例)</p> <p>14 次に掲げる財産については、抵当権の実行ができる場合として、それぞれ<u>次に掲げ</u>る特別の規定がある。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 軌道財団 軌道ノ抵当ニ関スル法律第 1 条《鉄道抵当法の準用》(鉄道抵当法 22 条 1 項、2 項参照)</p> <p>(8) 運河財団 運河法第 13 条《軌道ノ抵当ニ関スル法律の準用》(鉄道抵当法 22 条 1 項、2 項参照)</p> <p>(9)・(10) (同左)</p>
<p>(代位実行の手続)</p> <p>15 法第 22 条第 3 項の規定により質権者又は抵当権者に代位して<u>質権又は抵当権</u>を実行する手続は、質権者又は抵当権者がする実行手続と同様である。この場合においては、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>(実行の手続)</p> <p>15 法第 22 条第 3 項の規定により質権者又は抵当権者に代位して実行する手続は、質権者又は抵当権者がする実行手続と同様である。この場合においては、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>
<p>(滞調法との関係)</p> <p>16 法第 22 条第 1 項の譲渡に係る財産について強制執行又は担保権の実行としての競売(法第 22 条に該当する質権者又は抵当権者の申立てに係るものを除く。)が開始されている場合においても、重ねて法第 22 条第 3 項の規定による<u>代位実行</u>の申立てができる(執行法第 47 条第 1 項、第 188 条等)。また、譲受人の国税により当該財産について滞納処分による差押えがされている場合にも、質権者又は抵当権者に代位して質権又は抵当権の実行の申立てができる(滞調法第 11 条の 2、第 20 条等)。</p> <p>(注) 法第 22 条第 3 項の規定による実行の申立てにより執行法等による競売が開始さ</p>	<p>(滞調法との関係)</p> <p>16 法第 22 条第 1 項の譲渡に係る財産について強制執行又は担保権の実行としての競売(法 22 条に該当する質権者又は抵当権者の申立てに係るものを除く。)が開始されている場合においても、重ねて法第 22 条第 3 項の規定による<u>実行</u>の申立てができる(執行法 47 条 1 項、188 条など)。また、譲受人の国税により当該財産について滞納処分による差押えがされている場合にも、質権者又は抵当権者に代位して質権又は抵当権の実行の申立てができる(滞調法 11 条の 2、20 条など)。</p> <p>(注) 法第 22 条第 3 項の規定による実行の申立てにより執行法等による競売が開始さ</p>

改正後	改正前
<p>れている場合にも、譲受人の国税を徴収するため差押えをすることができる（滞調法第 28 条の 2、<u>第 36 条等</u>）。</p> <p>（代位実行に係る国税等の優先）</p> <p>17 法第 22 条第 3 項の規定により質権又は抵当権を代位実行した場合のその実行に係る国税は、法第 12 条《差押先着手による国税の優先》の規定に準じて、その実行手続につき、<u>法第 22 条第 5 項又は地方税法第 14 条の 16 第 5 項の規定により</u>交付要求をした他の国税又は地方税に優先して徴収できるものとする。また、地方税法第 14 条の 16 第 3 項《質権等の実行》の規定により質権又は抵当権の代位実行をした場合のその実行に係る地方税は、法第 22 条第 5 項の規定により交付要求をした国税に優先して徴収できるものとする（地方税法<u>第 14 条の 6</u> 参照）。</p> <p>質権者等への通知</p> <p>（徴収の通知）</p> <p>18 税務署長は、法第 22 条第 1 項の規定により納税者の国税を徴収しようとするときは、令第 6 条第 1 項各号《徴収の通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により、質権者又は抵当権者に通知しなければならない（<u>法第 22 条第 4 項</u>）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>なお、上記の書面に記載する「法第 22 条第 1 項の規定により徴収しようとする金額」については、「法第 22 条第 2 項第 1 号の金額から第 2 号の金額を差し引いた金額」と記載するものとする。</p> <p>19 （省略）</p> <p>（質権の処分等があった場合の通知）</p>	<p>れている場合にも、譲受人の国税を徴収するため差押えをすることができる（滞調法 28 条の 2、<u>36 条など</u>）。</p> <p>（代位実行に係る国税等の優先）</p> <p>17 法第 22 条第 3 項の規定により質権又は抵当権を代位実行した場合のその実行に係る国税は、法第 12 条《差押先着手による国税の優先》の規定に準じて、その実行手続につき、交付要求をした他の国税又は地方税に、<u>優先して徴収できるものとする（法 22 条 5 項、地方税法 14 条の 16 第 5 項）</u>。また、地方税法第 14 条の 16 第 3 項《質権等の実行》の規定により質権又は抵当権の代位実行をした場合のその実行に係る地方税は、法第 22 条第 5 項の規定により交付要求をした国税に優先して徴収できるものとする（地方税法 14 条の 6 参照）。</p> <p>質権者等への通知</p> <p>（徴収の通知）</p> <p>18 税務署長は、法第 22 条第 1 項の規定により納税者の国税を徴収しようとするときは、令第 6 条第 1 項各号《徴収の通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により、質権者又は抵当権者に通知しなければならない（<u>法 22 条 4 項</u>）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>なお、上記の<u>この書面</u>に記載する「法第 22 条第 1 項の規定により徴収しようとする金額」については、「法第 22 条第 2 項第 1 号の金額から第 2 号の金額を差し引いた金額」と記載するものとする。</p> <p>19 （同左）</p> <p>（質権の処分等があった場合の通知）</p>

改正後	改正前
<p>20 質権若しくは抵当権の処分（民法第 376 条、第 361 条、第 398 条の 11 等）又は質権付若しくは抵当権付債権の譲渡があり、その旨が付記登記されている場合の法第 22 条第 4 項の通知は、付記登記に係る質権者又は抵当権者に対して<u>行う</u>。この場合における通知は、登記されている住所又は居所（住所又は居所が登記されている所と異なることを知っているときは、その知れている住所又は居所）あてに<u>行う</u>。</p> <p>交付要求による徴収 （交付要求書）</p> <p>21 法第 22 条第 5 項の規定による交付要求は、令第 6 条第 2 項《交付要求の手続》に規定する事項を記載した令第 36 条第 1 項《交付要求書の記載事項》の交付要求書（国税徴収法施行規則（以下「規則」という。）第 3 条に規定する別紙第 7 号書式）により行わなければならない（令第 6 条第 2 項）。</p> <p>（交付要求ができる時期）</p> <p>22 <u>強制換価手続が不動産競売手続である場合には、裁判所書記官が定めた配当要求の終期（執行法第 49 条第 1 項参照）までに、法第 22 条第 5 項の規定により交付要求をしなければならない（平成 2.6.28 最高判参照）。</u> <u>なお、配当要求の終期は、その終期から 3 月以内に売却許可決定がされないとき等の場合には、その終期から 3 月を経過した日に変更されたものとみなされることに留意する（執行法第 52 条）。</u></p> <p>（交付要求の通知）</p> <p>23 法第 22 条第 5 項の規定により交付要求をしたときは、法第 82 条第 2 項及び第 3 項《交付要求の手続》の規定に準じて交付要求の通知を<u>行うものとする</u>。この場合においては、次のことに留意する。</p>	<p>20 質権若しくは抵当権の処分（民法 <u>375</u> 条、361 条、398 条の 11 等）又は質権付若しくは抵当権付債権の譲渡があり、その旨が付記登記されている場合の法第 22 条第 4 項の通知は、付記登記に係る質権者又は抵当権者に対して<u>する</u>。この場合における通知は、登記されている住所又は居所（住所又は居所が登記されている所と異なることを知っているときは、その知れている住所又は居所）あてに<u>するものとする</u>。</p> <p>交付要求による徴収 （交付要求書）</p> <p>21 法第 22 条第 5 項の規定による交付要求は、令第 6 条第 2 項《交付要求の手続》に規定する事項を記載した令第 36 条第 1 項《交付要求書の記載事項》の交付要求書（国税徴収法施行規則（以下「規則」という。）3 条に規定する別紙第 7 号書式）により行わなければならない（令 6 条 2 項）。</p> <p>（交付要求ができる時期）</p> <p>22 <u>法第 22 条第 5 項に規定する交付要求は、その相手方執行機関が配当すべき金銭を、法第 22 条第 1 項の質権者又は抵当権者に交付する時まですることができる。</u></p> <p>（交付要求の通知）</p> <p>23 法第 22 条第 5 項の規定により交付要求をしたときは、法第 82 条第 2 項及び第 3 項《交付要求の手続》の規定に準じて交付要求の通知を<u>することに</u>取り扱う。この場合においては、次のことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第 22 条第 5 項の規定による交付要求をした旨の通知は、滞納者に対しても<u>行</u>う。</p> <p>(3) 法第 82 条第 3 項に準ずる通知は、強制換価手続の目的財産上の利害関係人に対してするのではなく、法第 22 条第 1 項の質権又は抵当権上の利害関係人（例えば、抵当権付債権上に質権を有する者。法第 55 条第 1 号、第 3 号参照）に対して行う。</p> <p>(4) (1)から(3)までの通知については、令第 36 条第 2 項及び第 3 項《滞納者、質権者等に対する交付要求の通知》並びに第 6 条第 2 項《交付要求》に準じて<u>行</u>う。</p> <p>(交付要求の解除)</p> <p>24 交付要求の解除については、法第 84 条《交付要求の解除》の規定に準じて<u>行</u>うものとする。この場合における法第 84 条第 3 項に準ずる通知の相手方については、23 と同様に取り扱う。</p> <p>25 (省略)</p> <p>(交付要求先着手による国税又は地方税の優先)</p> <p>26 法第 22 条第 5 項の規定により先にした交付要求に係る国税は、同項の規定又は地方税法第 14 条の 16 第 5 項《担保権付財産が譲渡された場合の地方税の交付要求》の規定により後れてした交付要求に係る国税又は地方税に、優先して徴収することができる（法第 13 条）。また、地方税法第 14 条の 16 第 5 項《担保権付財産が譲渡された場合の地方税の交付要求》の規定により先にした交付要求に係る地方税は、法第 22 条第 5 項の規定により後れてした交付要求に係る国税に、優先して徴収することができる（地方税法第 14 条の 7）。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第 22 条第 5 項の規定による交付要求をした旨の通知は、滞納者に対しても<u>す</u>ることに取り扱う。</p> <p>(3) 法第 82 条第 3 項に準ずる通知は、強制換価手続の目的財産上の利害関係人に対してするのではなく、法第 22 条第 1 項の質権又は抵当権上の利害関係人（例えば、抵当権付債権上に質権を有する者。法 55 条 1 号、3 号参照）に対して行う。</p> <p>(4) (1)から(3)までの通知については、令第 36 条第 2 項及び第 3 項《滞納者、質権者等に対する交付要求の通知》並びに第 6 条第 2 項《交付要求》に準じて<u>処理</u>する。</p> <p>(交付要求の解除)</p> <p>24 交付要求の解除については、法第 84 条《交付要求の解除》の規定に準じて<u>処理</u>する。この場合における法第 84 条第 3 項に準ずる通知の相手方については、23 と同様に取り扱う。</p> <p>25 (同左)</p> <p>(交付要求先着手による国税又は地方税の優先)</p> <p>26 法第 22 条第 5 項の規定により先にした交付要求に係る国税は、同項の規定又は地方税法第 14 条の 16 第 5 項《担保権付財産が譲渡された場合の地方税の交付要求》の規定により後れてした交付要求に係る国税又は地方税に、優先して徴収できる（法 13 条）。また、地方税法第 14 条の 16 第 5 項《担保権付財産が譲渡された場合の地方税の交付要求》の規定により先にした交付要求に係る地方税は、法第 22 条第 5 項の規定により後れてした交付要求に係る国税に、優先して徴収することができる（地方税法 14 条の 7）。</p>

改正後	改正前
<p>(納税者の国税と譲受人の国税との関係)</p> <p>27 <u>納税者(譲渡人)の国税又は地方税は、法第22条第1項の譲渡に係る財産の権利者(譲受人)の国税又は地方税に優先する質権又は抵当権の被担保債権につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することになるので、法第12条《差押先着手による国税の優先》及び第13条《交付要求先着手による国税の優先》並びに地方税法第14条の6《差押先着手による地方税の優先》及び第14条の7《交付要求先着手による地方税の優先》規定が適用されることはない。</u></p> <p><u>したがって、譲受人の国税又は地方税と法第22条又は地方税法第14条の16《担保権付財産が譲渡された場合の地方税の徴収》の規定により徴収できる納税者の国税又は地方税とは、競合関係を生じないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第23条関係 法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先</p> <p>担保のための仮登記の優先 (仮登記担保契約)</p> <p>1 法第23条第1項の「<u>仮登記担保契約に関する法律第1条(趣旨)に規定する仮登記担保契約</u>」とは、金銭債務を担保するため、その不履行があるときは債権者に<u>債務者又は第三者(以下第23条関係において「債務者等」という。)</u>に属する所有権その他の権利の移転等することを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付代物弁済契約その他の契約で、その契約による権利について仮登記のできるものをいう(仮登記担保契約に関する法律(以下「仮登記担保法」という。)第1条)。</p>	<p>(納税者の国税と譲受人の国税との関係)</p> <p>27 <u>法第22条第1項の譲渡に係る財産の権利者の国税及び地方税と同条及び地方税法第14条の16《担保権付財産が譲渡された場合の地方税の徴収》の規定により徴収できる国税及び地方税とは、競合関係を生じない。</u></p> <p>(注) <u>納税者の国税は、法第22条の規定により譲受人の国税に優先する質権又は抵当権の被担保債権額につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することになるので、法第12条《差押先着手による国税の優先》及び第13条《交付要求先着手による国税の優先》並びに地方税法第14条の6《差押先着手による地方税の優先》及び第14条の7《交付要求先着手による地方税の優先》規定が適用されることはない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第23条関係 法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先</p> <p>担保のための仮登記の優先 (仮登記担保契約)</p> <p>1 法第23条第1項の「<u>仮登記担保契約</u>」とは、金銭債務を担保するため、その不履行があるときは債権者に<u>債務者又は第三者</u>に属する所有権その他の権利の移転等することを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付代物弁済契約その他の契約で、その契約による権利について仮登記のできるものをいう(仮登記担保契約に関する法律(以下「仮登記担保法」という。)1条)。</p>

改正後	改正前
<p>(担保のための仮登記)</p> <p>2 法第 23 条第 1 項の「担保のための仮登記」とは、<u>仮登記担保契約で、土地若しくは建物の所有権又はその所有権以外の権利（先取特権、質権、抵当権及び企業担保権を除く。）の取得を目的とするものに基づく仮登記をいう（仮登記担保法第 1 条、第 20 条参照）。</u></p> <p>(注) 仮登記担保契約の目的となる権利としては、<u>土地又は建物の所有権のほか、不動産登記法第 3 条《登記することができる権利等》に掲げる地上権、永小作権、地役権、賃借権及び採石権（同法第 105 条）、立木法上の立木の所有権（同法第 2 条）、船舶の所有権及び賃借権（商法第 686 条、第 687 条、第 703 条、船舶登記令第 3 条）、航空機の所有権（航空法第 3 条の 3、航空機登録令第 26 条）、工場財団（工場抵当法第 14 条）、鉱業財団（鉱業抵当法第 3 条）、漁業財団（漁業財団抵当法第 6 条）、港湾運送事業財団（港湾運送事業法第 26 条）、道路交通事業財団（道路交通事業抵当法第 8 条）及び観光施設財団（観光施設財団抵当法第 8 条）の所有権、建設機械の所有権（建設機械抵当法第 7 条、建設機械登録令第 16 条）、ダム使用权（特定多目的ダム法第 20 条、第 26 条、ダム使用权登録令第 3 条）、特許権（特許法第 27 条、第 66 条、第 98 条、特許登録令第 2 条）、実用新案権（実用新案法第 14 条、第 26 条、第 49 条、実用新案登録令第 2 条）、意匠権（意匠法第 20 条、第 36 条、第 61 条、意匠登録令第 2 条）、商標権（商標法第 18 条、第 35 条、第 71 条、商標登録令第 2 条）、<u>鉱業権（鉱業法第 5 条、第 59 条、鉱業登録令第 32 条）、特定鉱業権（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する租税特別措置法（以下「大陸棚特別措置法」という。）第 32 条、漁業権（漁業法第 23 条、第 50 条、漁業登録令第 27 条）、入漁権（漁業法第 43 条、第 50 条、漁業登録令第 27 条）、育成者権（種苗法第 19 条、第 32 条、品種登録規則第 1 条）及び回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律（以下「半導体集積回路配置法」という。）第</u></u></p>	<p>(担保のための仮登記)</p> <p>2 法第 23 条第 1 項の「担保のための仮登記」とは、<u>仮登記担保契約で、土地又は建物の所有権又はその所有権以外の権利（先取特権、質権、抵当権及び企業担保権を除く。）の取得を目的とするものに基づく仮登記をいう（仮登記担保法 1 条、20 条参照）。</u></p> <p>(注) 仮登記担保契約の目的となる権利としては、<u>土地又は建物の所有権、不動産登記法第 1 条《登記事項》に掲げる地上権、永小作権、地役権、賃借権及び採石権（同法 2 条）、立木法上の立木の所有権（同法 2 条）、船舶の所有権及び賃借権（商法 686 条、687 条、船舶登記規則 1 条）、航空機の所有権（航空法 3 条の 3、航空機登録令第 26 条）、工場財団（工場抵当法 14 条）、鉱業財団（鉱業抵当法 3 条）、漁業財団（漁業財団抵当法 6 条）、港湾運送事業財団（港湾運送事業法 26 条）、道路交通事業財団（道路交通事業抵当法 8 条）及び観光施設財団（観光施設財団抵当法 8 条）の所有権、建設機械の所有権（建設機械抵当法 7 条、建設機械登録令第 9 条）、ダム使用权（特定多目的ダム法 20 条、26 条、ダム使用权登録令第 3 条）、特許権（特許法 27 条、66 条、98 条、特許登録令第 2 条）、実用新案権（実用新案法 14 条、26 条、49 条、実用新案登録令第 2 条）、意匠権（意匠法 20 条、36 条、61 条、意匠登録令第 2 条）、商標権（商標法 6 条、35 条、71 条、商標登録令第 2 条）、漁業権（漁業法 23 条、50 条、漁業登録令第 27 条）及び入漁権（漁業法 43 条、50 条、漁業登録令第 27 条）がある。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>10条、第21条、回路配置利用権等の登録に関する政令第34条</u>がある。</p> <p>(担保のための仮登記がされている<u>とき</u>)</p> <p>3 法第23条第1項の「仮登記担保契約に関する法律第1条(趣旨)に規定する仮登記担保契約に基づく仮登記又は仮登録がされているとき」には、納税者に対する債権について納税者の財産の上に<u>仮登記担保法第1条に規定する仮登記担保契約に基づく仮登記(以下「担保のための仮登記」という。)</u>がされている場合のほか、納税者以外の者に対する債権について納税者の財産の上に担保のための仮登記がされている場合(納税者が物上保証人となっている場合)も含まれる。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>債権額の範囲 (<u>換価代金</u>)</p> <p>5 (省略)</p> <p>(担保のための仮登記によって担保される債権額)</p> <p>6 担保のための仮登記によって担保される債権額の範囲については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 担保のための仮登記がされている財産につき強制換価手続が行われた場合において、その担保のための仮登記の権利者(以下「仮登記担保権者」という。)が、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の2年分についてのみ権利を行使することができる(仮登記担保法第13条第2項)。また、仮登記担保権者が債務の不履行により生じた損害の賠償を請求する権利を有する場</p>	<p>(担保のための仮登記がされている<u>場合</u>)</p> <p>3 法第23条第1項の「仮登記担保契約に関する法律第1条に規定する仮登記担保契約に基づく仮登記又は仮登録(<u>以下「担保のための仮登記」という。)</u>がされているとき」には、納税者に対する債権について納税者の財産の上に担保のための仮登記がされている場合のほか、納税者以外の者に対する債権について納税者の財産の上に担保のための仮登記がされている場合(納税者が物上保証人となっている場合)も含まれる。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>債権額の範囲 (<u>担保のための仮登記の目的物の価額</u>)</p> <p>5 (同左)</p> <p>(担保のための仮登記によって担保される債権額)</p> <p>6 担保のための仮登記によって担保される債権額の範囲については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 担保のための仮登記がされている財産につき強制換価手続が行われた場合において、その担保のための仮登記の権利者(以下「仮登記担保権者」という。)が、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の2年分についてのみ権利を行使することができる(仮登記担保法13条2項)。また、仮登記担保権者が債務の不履行により生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合に</p>

改正後	改正前
<p>合においても、その最後の2年分について権利を行使することができる（同法第13条第3項本文）。ただし、利息その他の定期金と通算して2年分を超えることができない（同項ただし書）。</p> <p>(2) 仮登記担保権者が、担保のための仮登記の実行の通知に基づき、その財産を取得する場合には、仮登記担保法第13条第2項及び第3項（第20条において準用する場合を含む。）は適用されないから、利息その他の定期金は2年分に限定されない。</p> <p>担保のための仮登記がある財産の差押え （清算期間の経過前にされた本登記の効力）</p> <p>7 清算期間の経過前に、仮登記担保権者のために担保のための仮登記に基づく本登記がされていても、その所有権等の移転の効力は生じない（仮登記担保法第2条第1項参照）から、この場合には、債務者等である滞納者に代位しその本登記を抹消の上、担保のための仮登記がされている財産を差し押さえることができる。</p> <p>(注) 清算期間とは、仮登記担保権者が仮登記担保権の実行によって財産を取得しようとする場合に行う清算金（仮登記担保法第3条第1項に規定する清算金をいう。）に係る見積額の通知書が、その契約の相手方である債務者等に到達した日から2月の期間をいう（同法第2条第1項参照）。</p> <p>（清算期間の経過前にされた清算金の支払と財産の差押え）</p> <p>8 清算期間を経過しなければ、担保のための仮登記がされた財産の権利移転の効力は生じない（仮登記担保法第2条第1項、第20条）から、清算期間の経過前においては、清算金の支払がされても、その財産の差押えができる。</p> <p>清算金の支払請求権に対して物上代位権の行使があった場合の優先 （清算金）</p>	<p>合においても、その最後の2年分について権利を行使することができる（同法13条3項本文）。ただし、利息その他の定期金と通算して2年分を超えることができない（同項ただし書）。</p> <p>(2) 仮登記担保権者が、担保のための仮登記の実行の通知に基づき、その財産を取得する場合には、仮登記担保法第13条第2項及び第3項（20条において準用する場合を含む。）は適用されないから、利息その他の定期金は2年分に限定されない。</p> <p>担保のための仮登記がある財産の差押え （清算期間の経過前にされた本登記の効力）</p> <p>7 清算期間の経過前に、仮登記担保権者のために担保のための仮登記に基づく本登記がされていても、その所有権等の移転の効力は生じない（仮登記担保法2条1項参照）から、この場合には、債務者である滞納者に代位しその本登記を抹消の上、担保のための仮登記がされている財産を差し押さえることができる。</p> <p>(注) 清算期間とは、仮登記担保権者が仮登記担保契約によって財産を取得しようとする場合に行う清算金（仮登記担保法3条1項に規定する清算金をいう。）に係る見積額の通知書が、その契約の相手方である債務者又は第三者に到達した日から2月の期間をいう（同法2条1項参照）。</p> <p>（清算期間の経過前にされた清算金の支払と財産の差押え）</p> <p>8 清算期間を経過しなければ、担保のための仮登記がされた財産の権利移転の効力は生じない（仮登記担保法2条1項、20条）から、清算期間の経過前においては、清算金の支払がされても、その財産の差押えができる。</p> <p>清算金の支払請求権に対して物上代位権の行使があった場合の優先 （清算金）</p>

改正後	改正前
<p>9 法第 23 条第 2 項の「清算金」とは、清算期間が経過した時における担保のための仮登記がある財産の価額から、その時の債権及び債務者等が負担すべき費用で仮登記担保権者が代わって負担したものの額（仮登記担保法第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 項参照）とを控除した額に相当する金銭をいう。</p> <p>（物上代位）</p> <p>10 担保のための仮登記がされている場合において、その仮登記後に登記がされた先取特権、質権又は抵当権を有する者は、<u>仮登記担保法第 4 条第 1 項《物上代位》の規定に基づき、債務者等の清算金の支払請求権を差し押さえることにより、先取特権等の効力をその順位に従って清算金の支払請求権に及ぼすことができる。</u></p> <p>なお、担保のための仮登記後にされた担保のための仮登記の権利者の物上代位についても同様である（仮登記担保法第 4 条第 2 項、第 3 項）。</p> <p>（物上代位権の行使があった場合の債権額の範囲）</p> <p>11 物上代位権の行使に係る担保権によって担保される債権が弁済を受けることのできる金額の範囲は、担保のための仮登記がされた財産の換価代金から配当を受け得る場合と同様に、元本のほか最後の 2 年分の利息又は損害賠償請求権等の金額に限られる（仮登記担保法第 4 条第 3 項、第 20 条、民法第 375 条等）。</p> <p>（清算金の支払請求権に対して物上代位権を行使した担保権により担保される債権と国税との関係）</p> <p>12 <u>担保のための仮登記がされた財産について、その仮登記の後に登記（仮登記を含む。以下 12 において同じ。）がされた先取特権、質権、抵当権又は担保のための仮登記に係る権利を有する者が、清算金の支払請求権に対して物上代位権の行使をした場合におけるその物上代位権の行使に係る債権と清算金の支払請求権を差し押さえた国税と</u></p>	<p>9 法第 23 条第 2 項の「清算金」とは、清算期間が経過した時における担保のための仮登記がある財産の価額から、その時の債権及び債務者又は第三者が負担すべき費用で仮登記担保権者が代わって負担したものの額（仮登記担保法 2 条 2 項参照）とを控除した額に相当する金銭をいう。</p> <p>（物上代位）</p> <p>10 <u>仮登記担保法第 4 条第 1 項に規定する物上代位とは、担保のための仮登記がされている場合において、その仮登記後に登記がされた先取特権、質権又は抵当権を有する者が、債務者又は第三者の清算金の支払請求権を差し押さえることにより、先取特権等の効力をその順位に従って清算金の支払請求権に及ぼすことができることをいう。</u></p> <p>なお、担保のための仮登記後にされた担保のための仮登記の権利者の物上代位についても同様である（仮登記担保法 4 条 2 項、3 項）。</p> <p>（物上代位権の行使があった場合の債権額の範囲）</p> <p>11 物上代位権の行使に係る担保権によって担保される債権が弁済を受けることのできる金額の範囲は、担保のための仮登記がされた財産の換価代金から配当を受け得る場合と同様に、元本のほか最後の 2 年分の利息又は損害賠償債権等の金額に限られる（仮登記担保法 4 条 3 項、20 条、民法 374 条など）。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>の優先関係は、次のとおりである（法第 23 条第 2 項）。</u></p> <p><u>(1) 清算金の支払請求権に対して物上代位権の行使をした法第 19 条第 1 項各号《不動産保存の先取特権等の優先》に掲げる先取特権によって担保される債権は、清算金に係る換価代金につき、常に国税に優先する。</u></p> <p><u>(2) 清算金の支払請求権に対して物上代位権の行使をした法第 20 条第 1 項各号《法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先》に掲げる先取特権の登記が国税の法定納期限等以前にされているときは、その先取特権によって担保される債権は、清算金に係る換価代金につき、国税に優先する。</u></p> <p><u>(3) 清算金の支払請求権に対して物上代位権の行使をした質権、抵当権の登記又は担保のための仮登記が国税の法定納期限等以前にされているときは、その質権、抵当権の登記又は担保のための仮登記によって担保される債権は、清算金に係る換価代金につき、国税に優先する。</u></p> <p>清算金の支払請求権の差押え （清算金の支払請求権者）</p> <p><u>13 清算金の支払請求権を有する者は、仮登記担保契約の相手方である債務者等であつて（仮登記担保法第 3 条第 1 項、第 20 条）、担保のための仮登記がされた財産が譲渡された場合においても、その財産の譲受人は、清算金の支払請求権を有しない。</u></p> <p>（差し押さえることができる清算金支払請求権の範囲）</p> <p><u>14 差し押さえることができる清算金の支払請求権（供託金の還付請求権を含む。以下 15 から 17 までにおいて同じ。）は、仮登記担保権者が行った担保のための仮登記の実行の通知に係る清算金の見積額の範囲内に限られない。したがって、通知した清算金の見積額が過少であると認められるときは、正当な清算金の額に達するまで差し押さえることができる。</u></p>	<p>清算金の支払請求権の差押え （清算金の支払請求権者）</p> <p><u>12 清算金の支払請求権を有する者は、担保のための仮登記がされた財産が譲渡された場合においても、仮登記担保契約の相手方である債務者又は第三者である（仮登記担保法 3 条 1 項、20 条）。</u></p> <p>（差し押さえることができる清算金支払請求権の範囲）</p> <p><u>13 差し押さえることができる清算金の支払請求権（供託金の還付請求権を含む。以下 14 から 16 までにおいて同じ。）は、仮登記担保権者が行った担保のための仮登記の実行の通知に係る清算金の見積額の範囲内に限られない。したがって、通知した清算金の見積額が過少であると認められるときは、正当な清算金の額に達するまで差し押さえることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>15 (省略)</p> <p>(物上代位権者への差押えの通知)</p> <p>16 清算金の支払請求権について差押え又は交付要求をした場合において、既に、その清算金の支払請求権に対する物上代位権の行使(仮登記担保法第4条第1項又は第2項《物上代位》に規定する権利の行使をいう。)による差押えをした者があるときは、その者に対して書面により差押え(法第55条)又は交付要求(法第82条第3項)の通知をするものとする。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(受戻権の行使と清算金の支払請求権に対する滞納処分との関係)</p> <p>17 清算金の支払請求権を差し押さえた場合において、仮登記担保権者が、清算期間経過後、清算金を差押債権者に支払又は供託する以前に、<u>債務者等</u>が、債権等の額(債権が消滅しなかったものとすれば債務者が支払うべき債権等の額をいう。)に相当する金銭(9参照)を仮登記担保権者に提供して、担保のための仮登記がされた財産の受戻権を行使したとき(仮登記担保法第11条本文)は、清算金の支払請求権に対する差押えの効力は失われる。</p> <p>(注) 受戻権とは、<u>債務者等</u>が、仮登記担保権者から清算金の支払債務の弁済を受けるまで、債権等の額に相当する金銭を仮登記担保権者に提供して、担保のための仮登記がされている財産の受戻しを請求することができる権利をいう。</p> <p>根担保仮登記の効力</p> <p>18 仮登記担保契約で消滅すべき金銭債務がその契約の時に特定されていないものに基づく仮登記は、強制換価手続においてはその効力を有しない(法第23条第4項、仮登記担保法第14条、第20条)ので、国税の徴収との関係においては、担保のための</p>	<p>14 (同左)</p> <p>(物上代位権者への差押えの通知)</p> <p>15 清算金の支払請求権について差押え又は交付要求をした場合において、既に、その清算金の支払請求権に対する物上代位権の行使(仮登記担保法4条1項又は2項《物上代位》に規定する権利の行使をいう。)による差押えをした者があるときは、その者に対して書面により差押え(法55条)又は交付要求(法82条3項)の通知をするものとする。この場合の書面は、別に定めるところによる。</p> <p>(受戻権の行使と清算金の支払請求権に対する滞納処分との関係)</p> <p>16 清算金の支払請求権を差し押さえた場合において、仮登記担保権者が、清算期間経過後、清算金を差押債権者に支払又は供託する以前に、<u>債務者又は第三者</u>が、債権等の額(債権が消滅しなかったものとすれば債務者が支払うべき債権等の額をいう。)に相当する金銭(9参照)を仮登記担保権者に提供して、担保のための仮登記がされた財産の受戻権を行使したとき(仮登記担保法11条本文)は、清算金の支払請求権に対する差押えの効力は失われる。</p> <p>(注) 受戻権とは、<u>債務者又は第三者</u>が、仮登記担保権者から清算金の支払債務の弁済を受けるまで、債権等の額に相当する金銭を仮登記担保権者に提供して、担保のための仮登記がされている財産の受戻しを請求することができる権利をいう。</p> <p>根担保仮登記の効力</p> <p>17 仮登記担保契約で消滅すべき金銭債務がその契約の時に特定されていないものに基づく仮登記は、強制換価手続においてはその効力を有しない(法23条4項、仮登記担保法14条、20条)ので、国税の徴収との関係においては、担保のための仮登記に</p>

改正後	改正前
<p>仮登記によって担保される債権が存在しないものとして<u>取り扱う</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 24 条関係 譲渡担保権者の物的納税責任</p> <p>譲渡担保財産からの徴収 (譲渡担保財産)</p> <p>1 法第 24 条の「譲渡担保財産」とは、納税者がその所有する財産を債権者又は第三者に譲渡し、その譲渡により、自己又は第三者の債務の担保の目的となっている財産をいう(昭和 5.10.8 大判参照)。</p> <p>なお、動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上まだ権利と認められていないものであっても、譲渡できるもの(手形を除く。法附則第 5 条第 4 項)は、すべて譲渡担保の目的物とすることができる(平成 14.2.19 福岡地判参照)。</p> <p>(注)1 譲渡担保設定契約には、次のようなものがある(昭和 8.4.26 大判、平成 13.11.22 最高判参照)。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 担保のための権利の移転につき売買の形式をとるもので、売主が将来対価を支払って目的物を売主に買い戻す権利を留保した売買(買戻特約付売買)の形式をとる譲渡担保設定契約又は売却した目的物につき売主が将来予約完結権を行使することによって再度売買契約が成立し、その効果としてその目的物が再び売主に戻る旨の予約(再売買の予約)の形式をとる譲渡担保設定契約</p> <p><u>(3) 金銭債務の担保として、発生原因となる取引の種類、発生期間等で特定される金銭債権(将来生ずべき債権を含む。)を一括して譲渡することとし、譲渡担保権者が第三債務者に対し担保権実行としての取立ての通知をするまでは、譲渡債権の取立てを債務者に許諾し、債務者が取り立てた金銭について譲渡担保権者への引渡しを要しないこととする債権譲渡担保設定契約(いわゆる集合債</u></p>	<p>よって担保される債権が存在しないものとして<u>取り扱われることになる</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 24 条関係 譲渡担保権者の物的納税責任</p> <p>譲渡担保財産からの徴収 (譲渡担保財産)</p> <p>1 法第 24 条の「譲渡担保財産」とは、納税者がその所有する財産を債権者又は第三者に譲渡し、その譲渡により、自己又は第三者の債務の担保の目的となっている財産をいう(昭和 5.10.8 大判参照)。</p> <p>なお、動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上まだ権利と認められていないものであっても、譲渡できるもの(手形を除く。法附則 5 条 4 項)は、すべて譲渡担保の目的物とすることができる。</p> <p>(注)1 譲渡担保設定契約には、次のようなものがある(昭和 8.4.26 大判参照)。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 担保のための権利の移転につき売買の形式をとるもので、売主が将来対価を支払って目的物を売主に買い戻す権利を留保した売買(買戻約款付売買)の形式をとる譲渡担保設定契約又は売却した目的物につき売主が将来予約完結権を行使することによって再度売買契約が成立し、その効果としてその目的物が再び売主に戻る旨の予約(再売買の予約)の形式をとる譲渡担保設定契約 (新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>権譲渡担保設定契約</u>)</p> <p>2 債務不履行の場合には、譲渡担保財産を確定的に取得することができる旨の特約があっても、債務者が債務の履行をしないときは、債権者は譲渡担保財産を換価又はこれを評価した価額から債権額を控除し、残額を債務者に支払わなければならない(昭和 46.3.25 最高判参照)。</p> <p>3 債務者は、弁済期を経過しても、帰属清算型(債権者が自らその目的物の帰属主体となり、その価額を適正に評価して差額を債務者に支払うもの)の譲渡担保の場合は、債権者がその実行をしない間は、元利金を弁済して譲渡担保財産を受け戻すことができる(昭和 47.11.24 最高判参照)。また、処分清算型(債権者が目的物を第三者に処分して、その換価代金から元利金を差し引いた残額を債務者に支払うもの)の譲渡担保の場合においても、債権者が譲渡担保財産を換価するまでは(対抗要件として登記を必要とするものについては、第三者への移転登記をするまでの間をいう(昭和 50.11.28 最高判参照)。)と同様である(昭和 43.3.7 最高判参照)。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(徴収することができる金額)</p> <p>4 譲渡担保財産から徴収することができる金額は、法第 24 条第 1 項及び第 8 項の規定の要件に該当することにより徴収することができる滞納国税(令第 8 条第 1 項第 2 号参照)の全額であって、納税者の財産が徴収すべき滞納国税に不足すると認められる場合のその不足額に限られない。</p> <p>5 (省略)</p>	<p>2 債務不履行の場合には、譲渡担保財産を確定的に取得することができる旨の特約があっても、債務者が債務の履行をしないときは、債権者は譲渡担保財産を換価又はこれを評価した価額から債権額を控除し、残額を債務者に支払わなければならない(昭和 46.3.25 最高判)。</p> <p>3 債務者は、弁済期を経過しても、帰属清算型(債権者が自らその目的物の帰属主体となり、その価額を適正に評価して差額を債務者に支払うもの)の譲渡担保の場合は、債権者がその実行をしない間は、元利金を弁済して譲渡担保財産を受け戻すことができる(昭和 47.11.24 最高判)。また、処分清算型(債権者が目的物を第三者に処分して、その換価代金のなから元利金を差し引いた残額を債務者に支払うもの)の譲渡担保の場合においても、債権者が譲渡担保財産を換価するまでは(対抗要件として登記を必要とするものについては、第三者への移転登記をするまでの間をいう。昭和 50.11.28 最高判参照)、同様である(昭和 43.3.7 最高判)。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(徴収することができる金額)</p> <p>4 譲渡担保財産から徴収することができる金額は、法第 24 条第 1 項及び第 6 項の規定の要件に該当することにより徴収することができる滞納国税(令 8 条 1 項 2 号参照)の全額であって、納税者の財産が徴収すべき滞納国税に不足すると認められる場合のその不足額に限られない。</p> <p>5 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>譲渡担保財産に対する滞納処分 (告知書を送した日から 10 日を経過した日)</p> <p>6 法第 24 条第 3 項の「告知書を送した日から 10 日を経過した日まで」とは、告知書を送した日の翌日から 10 日目の翌日までをいい、告知書を送した日を第 1 日とする<u>と、12 日目の日までとなる</u> (通則法第 10 条第 1 項第 1 号参照)。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>(みなし第二次納税義務者)</p> <p>8 法第 24 条第 3 項の「第二次納税義務者とみなして」とは、譲渡担保財産に対する滞納処分の執行に限り、第二次納税義務者とみなすだけではなく、法の他の規定の適用についても第二次納税義務者とみなされることをいう。<u>ただし、法第 10 章《罰則》の規定の適用については、納税者とみなされる</u> (法第 24 条第 9 項参照)。</p> <p>(譲渡担保財産からの徴収)</p> <p>9 譲渡担保権者は、納税者の国税についての納付義務を負うものではないから、次の規定は、譲渡担保財産からの徴収については適用されない。</p> <p>(1) 法第 32 条 (第 3 項から第 5 項までを除く。) から第 39 条まで及び第 41 条第 2 項《第二次納税義務の通則等》</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>10 (省略)</p> <p>(差押えの繰上げ)</p>	<p>譲渡担保財産に対する滞納処分 (10 日を経過した日)</p> <p>6 法第 24 条第 3 項の「告知書を送した日から 10 日を経過した日まで」とは、告知書を送した日を第 1 日として 12 日目の日までをいう (通則法 10 条 1 項 1 号参照)。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>7 (同左)</p> <p>(みなし第二次納税義務者)</p> <p>8 法第 24 条第 3 項の「第二次納税義務者とみなして」とは、譲渡担保財産に対する滞納処分の執行に限り、第二次納税義務者とみなすだけではなく、法の他の規定 (法 10 章の規定を除く。) の適用についても第二次納税義務者とみなされることをいう (法 24 条 7 項参照)。</p> <p>(譲渡担保財産からの徴収)</p> <p>9 譲渡担保権者は、納税者の国税についての納付義務を負うものではないから、次の規定は、譲渡担保財産からの徴収については適用されない。</p> <p>(1) 法第 32 条 (3 項から 5 項までを除く。) から第 39 条まで及び第 41 条第 2 項《第二次納税義務の通則等》</p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>10 (同左)</p> <p>(差押えの繰上げ)</p>

改正後	改正前
<p>11 <u>法第 24 条第 3 項の規定により通則法第 38 条第 1 項《繰上請求》の規定を準用する</u>に当たっては、<u>次のとおり読み替える。</u></p> <p>(1) 「納付すべき税額の確定した国税」は「法第 24 条第 2 項の告知をした徴収しようとする金額」</p> <p>(2) 「納期限」は「法第 24 条第 2 項の告知書を発した日から 10 日を経過した日」</p> <p>(納税者等が占有する譲渡担保財産に対する差押え等)</p> <p>12 譲渡担保財産につき滞納処分を執行する場合において、当該譲渡担保財産を納税者又はその者の特殊関係者（令第 13 条第 1 項各号参照）が占有しているときは、法第 58 条《第三者が占有する動産等の差押手続》及び第 59 条《引渡命令を受けた第三者等の権利の保護》の規定（法第 71 条第 4 項等において準用する場合を含む。）は、適用されず、<u>法第 58 条第 1 項に規定する第三者が占有している財産でないものとみなされる</u>（令第 24 条第 4 項、第 5 項）。</p> <p>(保険に付されている譲渡担保財産に対する差押えの効力等)</p> <p>13 譲渡担保財産を差し押さえた場合に、その財産が、譲渡担保権者を受取人とする法第 53 条第 1 項《保険に付されている財産に対する差押えの効力》の損害保険に付され又は共済の目的となっているときは、同項の規定が適用されるから、その財産を差し押さえた旨を保険者又は共済事業者に通知する。この通知については、<u>第 53 条関係 9</u>に準じて行うものとする。</p> <p><u>なお、</u>譲渡担保財産を差し押さえる前にその財産が火災その他により滅失等をし、これに基因して譲渡担保権者が保険金、共済金又は補償金を受領できる場合においては、それらに係る請求権等を譲渡担保財産として、法第 24 条の規定を適用することができる。</p>	<p>11 通則法第 38 条第 1 項《繰上請求》の規定を準用に当たっては、<u>同項の「納付すべき税額の確定した国税」は「法第 24 条第 2 項の告知をした徴収しようとする金額」を、また通則法第 38 条第 1 項の「納期限」は「法第 24 条第 2 項の告知書を発した日から 10 日を経過した日」を、それぞれいうものとする。</u></p> <p>(納税者等が占有する譲渡担保財産に対する差押え等)</p> <p>12 譲渡担保財産につき滞納処分を執行する場合において、当該譲渡担保財産を納税者又はその者の特殊関係者（令 13 条 1 項各号参照）が占有しているときは、法第 58 条《第三者が占有する動産等の差押手続》及び第 59 条《引渡命令を受けた第三者等の権利の保護》の規定（法 71 条 4 項等において準用する場合を含む。）は、<u>適用されない</u>（令 24 条 4 項、6 項）。</p> <p>(保険に付されている譲渡担保財産に対する差押えの効力)</p> <p>13 譲渡担保財産を差し押さえた場合に、その財産が、譲渡担保権者を受取人とする法第 53 条第 1 項《保険に付されている財産に対する差押えの効力》の損害保険に付され又は共済の目的となっているときは、同項の規定が適用されるから、その財産を差し押さえた旨を保険者又は共済事業者に通知する。この通知については、<u>第 53 条関係 13</u>に準じて行うものとする。</p> <p>(注) 譲渡担保財産を差し押さえる前にその財産が火災その他により滅失等をし、これに基因して譲渡担保権者が保険金、共済金又は補償金を受領できる場合においては、それらに係る請求権等を譲渡担保財産として、法第 24 条の規定を適用することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(譲渡担保財産の範囲)</p> <p>14 法第 24 条第 3 項の規定により滞納処分ができる譲渡担保財産の範囲は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 譲渡担保財産並びにその付加物及び従物</p> <p><u>ただし、次に掲げる場合には、付加物及び従物が譲渡担保財産の範囲から除外される。</u></p> <p>イ 設定行為に別段の定めがあったとき（民法第 370 条ただし書参照）。</p> <p>ロ 民法第 424 条《詐害行為取消権》の規定により、債権者が、債務者の行為を取り消すことができるとき（同法第 370 条ただし書参照）。</p> <p>ハ 納税者及び譲渡担保権者以外の第三者が、権原によりその財産につき付加行為をしたとき（民法第 242 条ただし書、大正 6.4.12 大判参照）。</p> <p>(2) 企業用動産等を一括して譲渡担保とした場合においては、集合物としての同一性のある限り、その譲渡担保権の設定後その集合物に加えられたもの（<u>昭和 62.11.10 最高判参照</u>）</p>	<p>(譲渡担保財産の範囲)</p> <p>14 法第 24 条第 3 項の規定により滞納処分ができる譲渡担保財産の範囲は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 譲渡担保財産の付加物及び従物</p> <p>(注) <u>付加物及び従物が除外される場合は、次に掲げる場合である。</u></p> <p>1 設定行為に別段の定めがあったとき（民法 370 条ただし書参照）。</p> <p>2 民法第 424 条《詐害行為取消権》の規定により、債権者が、債務者の行為を取り消すことができるとき（同法 370 条ただし書参照）。</p> <p>3 納税者及び譲渡担保権者以外の第三者が、権原によりその財産につき付加行為をしたとき（民法 242 条ただし書、大正 6.4.12 大判）。</p> <p>(2) 企業用動産等を一括して譲渡担保とした場合においては、集合物としての同一性のある限り、その譲渡担保権の設定後その集合物に加えられたもの（<u>昭和 30.12.6 大阪地判</u>）</p>
<p>(譲渡担保財産の譲渡の場合)</p> <p>15 譲渡担保財産が譲渡担保権者から更に譲渡された場合において、その譲渡が法第 24 条第 3 項又は第 4 項の規定による差押え後にされたものであるときは、<u>差押債権者である国に対抗することができない。</u></p> <p>(第 1 項の要件に該当する場合)</p> <p>16 法第 24 条第 4 項の「同項の要件に該当する場合」とは、次の要件を満たしている場合の納税者の財産としてした差押えをいう。</p> <p>(1) <u>差し押さえた当該財産が、納税者が譲渡した財産で、その譲渡により担保の目的となっている財産であること。</u></p>	<p>(譲渡担保財産の譲渡の場合)</p> <p>15 譲渡担保財産が譲渡担保権者から更に譲渡された場合において、その譲渡が法第 24 条第 3 項又は第 4 項の規定による差押え後にされたものであるときは、<u>その差押えに係る滞納処分の続行ができる。</u></p> <p>(第 1 項の要件に該当する場合)</p> <p>16 法第 24 条第 4 項の「同項の要件に該当する場合」とは、次の要件を満たしている場合の納税者の<u>国税に係る</u>差押えをいう。</p> <p>(1) 納税者が譲渡した財産で、その譲渡により担保の目的となっている財産<u>があること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>譲渡担保権者が差押えに係る国税の法定納期限等以前にその財産が譲渡担保財産となっている事実を、その売却決定の前日までに、証明をしなかったこと（法第24条第8項参照）。</u></p> <p>(交付要求等をした場合の効力)</p> <p>17 譲渡担保財産を法第24条第1項の納税者の財産としてした参加差押え又は交付要求については、次に掲げるところによる。</p> <p>なお、参加差押え又は交付要求が有効である場合は、法第24条第4項後段に規定する告知及び通知をしなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 参加差押え又は交付要求をした相手先の差押えが、法第24条第1項の要件を満たさないことにより同条第4項の規定の適用を受けないものであるときは、その差押えは取り消されるので、交付要求は効力を失うことになるが、<u>参加差押えは法第24条第4項の規定の適用を受ける</u>ときは有効な差押えとなる。</p> <p>(3) (省略)</p> <p><u>(第三債務者等に対する通知)</u></p> <p>18 <u>税務署長は、法第24条第4項の規定により滞納処分を続行する場合において、譲渡担保財産が次に掲げる財産であるときは、次に掲げる者に対し、納税者の財産としてした差押えを同条第3項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない（同条第5項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第三者が占有する動産（法第70条又は第71条《船舶、航空機等の差押え》の規定の適用を受ける船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶並びに無記名債権を除く。）又は有価証券</u> <u>その第三者</u></p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>差押えに係る国税の法定納期限等が、その譲渡担保の譲渡に係る権利の移転の登記時前にあること（譲渡担保権者が法24条6項に規定する証明ができなかったときを含む。）。</u></p> <p>(交付要求等をした場合の効力)</p> <p>17 譲渡担保財産を法第24条第1項の納税者の財産としてした参加差押え又は交付要求については、次に掲げるところによる。</p> <p>なお、参加差押え又は交付要求が有効である場合は、法第24条第4項後段に規定する告知及び通知をしなければならない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 参加差押え又は交付要求をした相手先の差押えが、法第24条第1項の要件を満たさないことにより同条第4項の規定の適用を受けないものであるときは、その差押えは取り消されるので、交付要求は効力を失うことになるが、<u>参加差押えが法第24条第4項の規定によるものである</u>ときは有効な差押えとなる。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 債権（電話加入権、賃借権その他取り立てることができないもの、振替社債等及び権利の移転につき登記を要するものを除く。） 第三債務者</u></p> <p><u>(3) 法第 73 条《電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期》の規定の適用を受ける財産（権利の移転につき登記を要するものを除く。） 第三債務者又はこれに準ずる者（以下「第三債務者等」という。）</u></p> <p><u>（質権者等に対する通知）</u></p> <p><u>19 税務署長は、法第 24 条第 4 項の規定により滞納処分を続行する場合において、法第 55 条第 1 号又は第 3 号《質権者等に対する差押えの通知》に掲げる者のうち知れている者があるときは、これらの者に対し、納税者の財産としてした差押えを法第 24 条第 3 項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない（同条第 6 項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p>抵当権等との関係</p> <p>（譲渡前に譲渡担保財産上に抵当権等がある場合）</p> <p><u>20 質権、抵当権、先取特権等（以下 20 から 22 において「抵当権等」という。）がある財産が担保の目的で譲渡され、その譲渡担保財産が、強制換価手續により換価された場合の法第 24 条第 1 項の規定によりその譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税と、譲渡担保権者の国税又は地方税（以下 20 から 22 において「国税等」という。）及びその抵当権等の被担保債権との優先関係については、次による。</u></p> <p><u>(1) 納税者の国税と抵当権等の被担保債権との関係</u></p> <p>イ 法第 24 条第 1 項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税の法定納期限等は、法第 15 条第 1 項第 6 号《告知に係る法定納期限等》の規定により、法第 24 条第 2 項の告知書を発した日となるので、抵当権等の被担保債権は、原則としてその納税者の国税に優先する（<u>法第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 20</u></p>	<p>（新設）</p> <p>抵当権等との関係</p> <p>（譲渡前に譲渡担保財産上に抵当権等がある場合）</p> <p><u>18 質権、抵当権、先取特権等がある財産が譲渡され、その譲渡に係る譲渡担保財産が、強制換価手續により換価された場合の法第 24 条第 1 項の規定によりその譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税と、譲渡担保権者の<u>国税</u>及びその抵当権等の被担保債権との優先関係については、次に掲げるところによる。</u></p> <p><u>(1) 納税者の国税と抵当権等の被担保債権との関係</u></p> <p>イ 法第 24 条第 1 項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税の法定納期限等は、法第 15 条第 1 項第 6 号《告知に係る法定納期限等》の規定により、法第 24 条第 2 項の告知書を発した日となるので、抵当権等の被担保債権は、原則としてその納税者の国税に優先する（<u>法 15 条、16 条、19 条、20 条</u>）。</p>

改正後	改正前
<p>条)。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) 譲渡担保権者の国税と抵当権等の被担保債権との関係</p> <p>抵当権等の被担保債権は、原則として譲渡担保権者の国税に優先する(法第17条、第20条)。</p> <p>(3) 納税者の国税と譲渡担保権者の<u>国税等</u>との関係</p> <p>イ 法第24条第1項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税は、<u>その財産が譲渡担保権者の国税等につき差し押さえられているときは、納税者の国税で差し押さえられ、譲渡担保権者の国税等で交付要求があったものとみなされることから、譲渡担保権者の国税等に優先する(令第9条第1項)。</u></p> <p>ロ <u>法第24条第1項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税と譲渡担保権者の国税等の両方で交付要求がされているときは、納税者の国税による交付要求が先にされたものとみなされることから、譲渡担保権者の国税等に優先する(令第9条第2項)。</u></p> <p>ハ <u>譲渡担保権者の国税等が、法第14条《担保を徴した国税の優先》の規定に該当する場合には、法第24条第1項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税は譲渡担保権者の国税に劣後する。</u></p> <p>(4) 納税者の国税と譲渡担保権者の<u>国税等</u>と抵当権等の被担保債権との関係</p> <p>原則として、まず第1に抵当権等の被担保債権に、第2に法第24条第1項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税に、第3に譲渡担保権者の固有の<u>国税等</u>に、それぞれ充てる。この場合において、第2の国税が満足を受けず、かつ、法第22条《担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収》の規定に該当するときは、上記(1)のロにより、その満足を受けない部分につき、第1の<u>抵当権等の被担保債権</u>が受ける金額からその国税を徴収する。</p>	<p>ロ (同左)</p> <p>(2) 譲渡担保権者の国税と抵当権等の被担保債権との関係</p> <p>抵当権等の被担保債権は、原則として譲渡担保権者の国税に優先する(法17条、<u>19条</u>、20条)。</p> <p>(3) 納税者の国税と譲渡担保権者の<u>国税</u>との関係</p> <p>法第24条第1項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税は、<u>譲渡担保権者の国税の法定納期限等とは関係なく、原則として、譲渡担保権者の国税に優先する(令9条)。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(注) <u>譲渡担保権者の国税が法第14条《担保を徴した国税の優先》の規定に該当する場合には、納税者の国税は譲渡担保権者の国税に劣後する。</u></p> <p>(4) 納税者の国税と譲渡担保権者の<u>国税</u>と抵当権等の被担保債権との関係</p> <p>原則として、まず第1に抵当権等の被担保債権に、第2に法第24条第1項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税に、第3に譲渡担保権者の固有の<u>国税</u>に、それぞれ充てる。この場合に、第2の国税が満足を受けず、かつ、法第22条《担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収》の規定に該当するときは、上記(1)のロにより、その満足を受けない部分につき、第1の<u>債権者</u>が受ける金額からその国税を徴収する。</p>

改正後	改正前
<p>(譲渡後に譲渡担保財産に設定した抵当権等がある場合)</p> <p>21 納税者の財産が担保の目的で譲渡され、その譲渡担保財産に<u>抵当権等</u>の設定等があった後、その財産が強制換価手続により換価された場合の法第 24 条第 1 項の規定によりその譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税と譲渡担保権者の<u>国税等</u>と抵当権等の被担保債権との優先関係については、次による。</p> <p>(1) 納税者の国税と抵当権等の被担保債権との関係</p> <p>法第 24 条第 1 項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税の法定納期限等は、法第 15 条第 1 項第 6 号 <u>《告知に係る法定納期限等》</u> の規定により、法第 24 条第 2 項の告知書を発した日となるので、その日と抵当権の設定等の日とを比較し、法第 15 条、第 16 条又は第 18 条から第 20 条まで <u>《法定納期限等以前に設定された質権等の優先》</u> の規定によりその優劣が定められる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 納税者の国税と譲渡担保権者の<u>国税等</u>との関係</p> <p><u>納税者の国税と譲渡担保権者の国税等との関係については、20 の(3)と同様である。</u></p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(譲渡後に譲渡担保財産に設定した抵当権等がある場合)</p> <p>19 納税者の財産が担保の目的で譲渡され、その<u>譲渡に係る譲渡担保財産に抵当権その他の担保権</u>の設定等があった後、その財産が強制換価手続により換価された場合の法第 24 条第 1 項の規定によりその譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税と譲渡担保権者の国税と抵当権等の被担保債権との優先関係については、次による。</p> <p>(1) 納税者の国税と抵当権等の被担保債権との関係</p> <p>法第 24 条第 1 項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税の法定納期限等は、法第 15 条第 1 項第 6 号の規定により、法第 24 条第 2 項の告知書を発した日となるので、その日と抵当権の設定等の日とを比較し、法第 15 条、第 16 条又は第 18 条から第 20 条まで <u>(法定納期限等以前に設定された質権等の優先)</u> の規定によりその優劣が定められる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 納税者の国税と譲渡担保権者の<u>国税</u>との関係</p> <p><u>法第 24 条第 1 項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税は、原則として譲渡担保権者の国税に優先する(令 9 条)。</u></p> <p><u>(注) 譲渡担保権者の国税が法第 14 条《担保を徴した国税の優先》の規定に該当する場合には、納税者の国税は譲渡担保権者の国税に劣後する。</u></p> <p>(4) (同左)</p>
<p>(譲渡担保財産上に譲渡前後に抵当権等がある場合の抵当権等と納税者の国税と譲渡担保権者の<u>国税等</u>との関係)</p> <p>22 <u>抵当権等がある納税者の財産が担保の目的で譲渡され、その譲渡担保財産に抵当権等の設定等があった後、その財産が強制換価手続により換価された場合の法第 24 条第 1 項の規定によりその譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税と譲渡担保権者の国税等と各抵当権等の被担保債権との優先関係については、20 及び 21 に定めるところ</u></p>	<p>(譲渡担保財産上に譲渡前後に抵当権等がある場合の抵当権等と納税者の国税と譲渡担保権者の<u>国税</u>との関係)</p> <p>20 <u>譲渡が仮にないとした場合において、納税者の国税(7 万円)に劣後する抵当権(甲 8 万円)がその譲渡担保財産上にあり、その譲渡後その財産上に納税者の国税に優先し、譲渡担保権者の国税(4 万円)に劣後する抵当権(乙 3 万円)が設定された場合において、その譲渡担保財産を譲渡担保権者の国税で換価し、その換価代金(13 万円)</u></p>

改正後	改正前
<p>による。</p> <p>[例]</p> <p>納税者の国税（法定納期限等 平成 17.3.15） （法第 24 条第 2 項による告知日 平成 18.4.21）・・・・・・・・ 700 万円</p> <p>抵当権甲の被担保債権（設定登記 平成 17.4.15）・・・・・・・・ 800 万円</p> <p>譲渡年月日 平成 17.12.15</p> <p>譲渡担保権者の国税（法定納期限等 平成 18.3.15）・・・・・・・・ 400 万円</p> <p>抵当権乙の被担保債権（設定登記 平成 18.4.11）・・・・・・・・ 300 万円</p> <p>換価代金・・・・・・・・ 1,300 万円</p> <p>上記の場合、配当額は、次のようになる。</p> <p>(1) まず、法第 17 条《譲受前に設定された質権又は抵当権の優先》の規定により <u>抵当権甲の被担保債権に 800 万円、法第 16 条《法定納期限等以前に設定された 抵当権の優先》の規定により譲渡担保権者の国税に 400 万円、抵当権乙の被担保 債権に 100 万円（1300 万円－800 万円－400 万円）を充てる。</u></p> <p>(注) 納税者の国税は、抵当権乙の設定がその国税の法定納期限等（法第 15 条第 1 項第 6 号）以前であることから、抵当権乙には劣後する。したがって、換価代 金が 1,300 万円であることから、納税者の国税には配当はない。</p> <p>(2) 次に、令第 9 条《譲渡担保財産から徴収する国税及び地方税の調整の特例》の 規定により、滞納者の国税は譲渡担保権者の国税に先立って徴収するから、(1)に よって譲渡担保権者の国税に充てられることとされた 400 万円を納税者の国税に充 てる。</p> <p>(3) さらに、(2)によっても徴収できない納税者の国税 300 万円（納税者の国税 700 万円－(2)により充てられた 400 万円）につき、法第 22 条《担保権付財産が譲渡 された場合の国税の徴収》の規定により、(1)により抵当権甲の被担保債権に充て ることとされた 800 万円のうち 200 万円（配当金額 800 万円－仮定配当金額 600</p>	<p>を配当する場合の配当額は、次のようになる。</p> <p>(1) 一次的の配当金額は、法第 17 条《譲受前に設定された質権又は抵当権の優先》 の規定により甲抵当権に 8 万円、法第 16 条《法定納期限等以前に設定された抵当 権の優先》の規定により譲渡担保権者の国税に 4 万円、乙抵当権に 1 万円となる。</p> <p>(注) 納税者の国税は、乙抵当権の設定がその国税の法定納期限等（法 15 条 1 項 6 号）以前であることから、乙抵当権には劣後する。したがって、換価代金が 13 万円であることから、納税者の国税には配当はない。</p> <p>(2) 納税者の国税は、令第 9 条《譲渡担保財産から徴収する国税及び地方税の調整の 特例》の規定により譲渡担保権者の国税に先立って徴収するから、(1)による譲渡担 保権者の国税の配当金額 4 万円は、その全額が納税者の国税に配当すべき金額とな る。</p> <p>(3) 納税者の国税は、(2)によっても徴収できない金額 3 万円（納税者の国税 7 万円 －(2)の配当を受けた金額 4 万円）につき、法第 22 条《担保権付財産が譲渡された 場合の国税の徴収》の規定により徴収できる範囲の金額 2 万円を、(1)による甲抵当 権者の配当を受けるべき金額 8 万円から徴収できるので、納税者の国税は、更に 2 万円の配当を受ける。</p> <p>(4) (1)から(3)までにより、甲抵当権に 6 万円、納税者の国税に 6 万円、乙抵当権に 1 万円の配当となる。</p>

改正後	改正前
<p><u>万円（換価代金 1300 万円－納税者の国税 700 万円）を徴収できるので、その 200 万円を納税者の国税に充てる。</u></p> <p>(4) <u>上記の結果、配当額は次のとおりになる。</u></p> <p><u>納税者の国税・・・・・・・・・・600 万円</u> <u>譲渡担保権者の国税・・・・・・・・・・0 円</u> <u>抵当権甲の被担保債権・・・・・・・・・・600 万円</u> <u>抵当権乙の被担保債権・・・・・・・・・・100 万円</u></p> <p>(第 4 項の規定の適用を受ける差押え)</p> <p><u>23 法第 24 条第 7 項の「第 4 項の規定の適用を受ける差押え」とは、譲渡担保財産を納税者の財産としてした差押えであって、かつ、法第 24 条第 1 項及び第 8 項の要件に該当する差押えをいう（平成 13.11.27 最高判参照）。この場合においては、法第 24 条第 4 項後段の規定に基づく第 2 項の告知及び通知をしている必要はない。</u></p> <p>(その他弁済以外の理由)</p> <p><u>24 法第 24 条第 7 項の「その他弁済以外の理由」とは、譲渡担保財産が納税者に復帰しないこととなる理由をいう。</u></p> <p>したがって、相殺（民法第 505 条）、免除（同法第 519 条）、混同（同法第 520 条）、消滅時効の完成（同法第 166 条以下）等は、これに該当しない。</p> <p>(期限の経過)</p> <p><u>25 法第 24 条第 7 項の「期限の経過」とは、それによって納税者が譲渡担保財産を自己に復帰させることを請求できないこととなる期限の経過をいう。</u></p>	<p>(第 4 項の規定の適用を受ける差押え)</p> <p><u>21 法第 24 条第 5 項の「前項の規定の適用を受ける差押」とは、譲渡担保財産を納税者の財産としてした差押えであって、かつ、法第 24 条第 1 項及び第 6 項の要件に該当する差押えをいう。この場合には、法第 24 条第 4 項後段の規定に基づく第 2 項の告知及び通知をしていることは必要でない。</u></p> <p>(その他弁済以外の理由)</p> <p><u>22 法第 24 条第 5 項の「その他弁済以外の理由」とは、譲渡担保財産により担保される債権が消滅する場合において、譲渡担保財産が納税者に復帰しないこととなる場合のものをいう。</u></p> <p>したがって、相殺（民法 505 条）、免除（同法 519 条）、混同（同法 520 条）、消滅時効の完成（同法 166 条以下）等により、<u>譲渡担保財産により担保される債権が消滅した場合は、これに該当しない。</u></p> <p>(期限の経過)</p> <p><u>23 法第 24 条第 5 項の「期限の経過」とは、それによって納税者が譲渡担保財産を自己に復帰させることを請求できないこととなる期限の経過をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 買戻特約付売買の場合</p> <p>買戻特約付売買契約において定められている買戻しができる期間は、民法第 579 条《買戻し特約》に規定する買戻権については次のとおりである。</p> <p>イ 買戻しの期間は、10 年を超えることができず、これより長い期間を定めたときは 10 年に短縮される（民法第 580 条第 1 項）。</p> <p>ロ 買戻期間を定めたときは、その後この期間を伸長することができない（民法第 580 条第 2 項）。</p> <p>ハ 買戻期間を定めないときは、5 年以内に限り買戻権の実行ができる（民法第 580 条第 3 項）。</p> <p>(2) 再売買の予約の場合</p> <p>再売買の予約による予約期間は、その契約の定めるところによるが、その期間の定めがない場合には、予約完結権はそれを行使できるときから 20 年間で時効により消滅する（民法第 167 条第 2 項）。</p> <p>（契約の履行以外の理由）</p> <p>26 法第 24 条第 7 項の「その他その契約の履行以外の理由」とは、納税者が譲渡担保財産を自己に復帰させることを請求できる権利が消滅することとなる理由のうち、買戻権又は再売買の予約完結権の消滅時効の完成等をいう。</p> <p>（第 7 項の適用がない場合）</p> <p>27 法第 24 条第 7 項の規定により、譲渡担保財産として存続するものとみなして法第</p>	<p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 買戻約款付売買の場合</p> <p>買戻約款付売買契約において定められている買戻しができる期間は、民法第 579 条《買戻し特約》に規定する買戻権については次のとおりであり、<u>その他の買戻約款付売買については契約に定められている期間による（昭和 9.8.3 大判、大正 8.11.10 東京地判、昭和 8.4.26 大判）。</u></p> <p>イ 買戻しの期間は、10 年を超えることができず、これより長い期間を定めたときは 10 年に短縮される（民法 580 条 1 項）。</p> <p>ロ 買戻期間を定めたときは、その後この期間を伸長することができない（民法 580 条 2 項）。</p> <p>ハ 買戻期間を定めないときは、5 年以内に限り買戻権の実行ができる（民法 580 条 3 項）。</p> <p>(2) 再売買の予約の場合</p> <p>再売買の予約による予約期間は、その契約の定めるところによるが、その期間の定めがない場合には、<u>予約完結権はそれを行使できるときから 20 年間で消滅時効にかかる。</u></p> <p>（契約の履行以外の理由）</p> <p>24 法第 24 条第 5 項の「その他その契約の履行以外の理由」とは、納税者が譲渡担保財産を自己に復帰させることを請求できる権利が消滅することとなる理由のうち、<u>期限の経過及びその契約の履行以外の理由をいい、買戻権又は再売買の予約の完結権の消滅時効の完成等がこれに該当する。</u></p> <p>（第 5 項の適用がない場合）</p> <p>25 法第 24 条第 5 項の規定により、譲渡担保財産として存続するものとみなして法第</p>

改正後	改正前
<p>24 条第 3 項の規定を適用できる場合であっても、法第 24 条第 3 項の差押え前に、譲渡担保財産が譲渡担保権者から更に譲渡された場合には、法第 24 条第 7 項の規定によって譲渡担保財産として存続するものとみなすことはできない（15 参照）。</p>	<p>24 条第 3 項の規定を適用できる場合であっても、法第 24 条第 3 項の差押え前に、譲渡担保財産が譲渡担保権者から更に譲渡された場合には、法第 24 条第 5 項の規定によって譲渡担保財産として存続するものとみなすことはできない（15 参照）。</p>
<p>(譲渡担保財産が納税者に復帰した場合)</p> <p>28 譲渡担保財産につき法第 24 条第 3 項の差押えをした後、その譲渡担保財産が<u>被担保債権の弁済により納税者に復帰した場合であっても、差押えの処分禁止の効力により譲渡担保財産としてした差押えについて滞納処分を続行することができる。</u></p>	<p>(譲渡担保財産が納税者に復帰した場合)</p> <p>26 譲渡担保財産につき法第 24 条第 3 項の差押えをした後、その譲渡担保財産が納税者に復帰した場合には、<u>その差押えは、納税者の財産としてした差押えとして、滞納処分の続行ができるものとする。この場合には、税務署長は、遅滞なく、譲渡担保権者及び納税者にその旨を通知するものとする。この通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p>
<p>証明</p> <p>(譲渡に係る権利の移転の登記がある場合)</p> <p>29 担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記が国税の法定納期限等以前にあることについては、徴収職員が<u>登記により調査の上確認しなければならない。</u></p>	<p>証明</p> <p>(譲渡に係る権利の移転の登記がある場合)</p> <p>27 担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記が国税の法定納期限等以前にあることについては、徴収職員が調査の上確認しなければならない。</p>
<p>(譲渡に係る権利の移転の登記がない場合)</p> <p>30 譲渡担保財産が権利移転の登記の制度がないものであるときは、譲渡担保権者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている事実を、その財産の売却決定の日の前日（譲渡担保財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての日の前日）までに証明しなければ、法第 24 条第 1 項の規定が適用される（法第 24 条第 8 項、令第 8 条第 3 項後段）。この場合の証明手続については、第 15 条関係 27 に準ずる（令第 8 条第 3 項前段、第 4 条第 1 項、第 2 項）。</p> <p>(注) 上記の場合の証明の期限については、通則法第 10 条第 2 項（期限の特例）の規定の適用がない（通則令第 2 条第 7 号）。</p>	<p>(譲渡に係る権利の移転の登記がない場合)</p> <p>28 譲渡担保財産が権利移転の登記の制度がないものであるときは、譲渡担保権者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている事実を、その財産の売却決定の日の前日（譲渡担保財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての日の前日）までに証明しなければ、法第 24 条第 1 項の規定が適用される（法 24 条 6 項、令 8 条 3 項後段）。この場合の証明手続については、第 15 条関係 25 に準ずる（令 8 条 3 項前段、4 条 1 項、2 項）。</p> <p>(注) 上記の場合の証明の期限については、通則法第 10 条第 2 項（期限の特例）の規定の適用がない（通則令 2 条 7 号）。</p>

改正後	改正前
<p>(法定納期限等以前)</p> <p>31 法第 24 条第 8 項の「法定納期限等以前」には、その法定納期限等に当たる日を含む。したがって、その日に設定された<u>譲渡担保権</u>も、法定納期限等以前に設定された譲渡担保権となる。</p> <p>(譲渡担保財産が集合物である場合)</p> <p>32 集合物が譲渡担保財産である場合において、その担保権が<u>設定された後その集合物に加えられた財産について、法第 24 条第 8 項の規定を適用するに当たっては、その加えられた財産が集合物として同一性がある限り、当初の譲渡担保権が設定された譲渡の時期をもって、その財産の譲渡担保財産となった時として取り扱う。</u></p> <p>(注)1 構成部分の変動する集合動産についても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどの方法により目的物の範囲が特定される場合には、1 個の集合物として<u>譲渡担保権</u>の目的となり得る（昭和 54.2.15 最高判参照）。</p> <p>この集合物としての<u>譲渡担保権</u>としては、特定の倉庫に存する商品の全部（昭和 30.12.6 大阪地判参照）、自社の出版物の全部（昭和 32.3.19 東京地判参照）、特定の店舗に存する一切の什器、備品、商品（昭和 47.3.29 東京高判参照）等がある。</p> <p>2 <u>譲渡担保権が設定された後その集合物に新たに財産が加えられたため、その譲渡担保財産の価額が、当初の譲渡担保財産の価額を超える場合には、その超えている部分に相当する財産については、譲渡担保権を新たに設定したものとして取り扱う。</u></p> <p>(譲渡担保財産が有価証券である場合)</p> <p>33 有価証券が譲渡担保財産である場合において、その担保権が設定された後、その有</p>	<p>(法定納期限等以前)</p> <p>29 法第 24 条第 6 項の「法定納期限等以前」には、その法定納期限等に当たる日を含む。したがって、その日に設定された<u>譲渡担保</u>も、法定納期限等以前に設定された譲渡担保となる。</p> <p>(譲渡担保財産が集合物である場合)</p> <p>30 集合物が譲渡担保財産である場合において、その担保権設定後その集合物に<u>財産を加えたときにおける法第 24 条第 6 項の規定の適用に当たっては、その加えられた財産が集合物として同一性がある限り、当初の譲渡担保設定のための譲渡の時期をもって、その財産の譲渡担保財産となった時として取り扱う。</u></p> <p>(注)1 構成部分の変動する集合動産についても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどの方法により目的物の範囲が特定される場合には、1 個の集合物として<u>譲渡担保</u>の目的となり得る（昭和 54.2.15 最高判）。</p> <p>この集合物としての<u>譲渡担保が認められたもの</u>としては、特定の倉庫に存する商品の全部（昭和 30.12.6 大阪地判）、自社の出版物の全部（昭和 32.3.19 東京地判）、特定の店舗に存する一切の什器、備品、商品（昭和 47.3.29 東京高判）等がある。</p> <p>2 <u>譲渡担保設定後その集合物に新たに財産が加えられたため、その譲渡担保財産の価額が、当初の譲渡担保財産の価額を超える場合には、その超えている部分に相当する財産については、譲渡担保を新たに設定したものとして取り扱う。</u></p> <p>(譲渡担保財産が有価証券である場合)</p> <p>31 有価証券が譲渡担保財産である場合において、その担保権設定後、その有価証券に</p>

改正後	改正前
<p>価証券の差換えをしたときにおける法第 24 条第 8 項の規定の適用に当たっては、その差し換えた有価証券が譲渡担保財産として同一性がある限り、当初の譲渡担保設定のための譲渡の時期をもって、その有価証券の譲渡担保財産となった時として取り扱う。</p> <p><u>(譲渡担保財産が将来発生すべき債権である場合)</u></p> <p>34 <u>将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき対抗要件が具備されていた場合には、当該債権は当該対抗要件が具備された時に譲渡担保財産となる (平成 19.2.15 最高判参照)。</u></p> <p><u>譲渡担保権者について破産手続開始の決定があった場合</u></p> <p>35 <u>法第 24 条第 3 項又は第 4 項の規定による差押えをした後、譲渡担保権者について破産手続開始の決定があったとしても、滞納処分の続行ができる (第 47 条関係 40、41 参照)。</u></p> <p><u>なお、譲渡担保権者について破産手続開始の決定があった場合において、法第 24 条第 3 項又は第 4 項の規定による差押えをしていないときは、納税者 (譲渡担保設定者) が被担保債権を弁済することにより譲渡担保財産は納税者に復帰するため、その場合には復帰した財産に対して滞納処分を執行することができる。</u></p> <p><u>また、譲渡担保権者の破産管財人が譲渡担保権を実行することにより清算金が生じる場合には、その清算金の支払請求権を差し押さえることができる。</u></p> <p>第 25 条関係 譲渡担保財産の換価の特例等</p> <p>一括換価</p>	<p><u>つき、有価証券による担保の差換えをしたときにおける法第 24 条第 6 項の規定の適用に当たっては、その差し換えた有価証券が譲渡担保財産として同一性がある限り、当初の譲渡担保設定のための譲渡の時期をもって、その有価証券の譲渡担保財産となった時として取り扱う。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>譲渡担保権者が破産した場合</u></p> <p>32 <u>法第 24 条第 3 項又は第 4 項の規定による差押えをした後、譲渡担保権者について破産宣告があった場合には、滞納処分の続行ができる (第 47 条関係 40、41 参照)。</u></p> <p><u>なお、譲渡担保権者が破産した場合には、その譲渡担保財産は破産財団を構成するものとなり、納税者はそれを取り戻すことができないが (破産法 88 条)、損害賠償請求権を取得し (民法 415 条後段)、その債権と譲渡担保財産により担保される債権とを相殺することができる (破産法 104 条 4 号ただし書)。</u></p> <p>第 25 条関係 譲渡担保財産の換価の特例等</p> <p>一括換価</p>

改正後	改正前
<p>(意義)</p> <p>1 法第 25 条第 1 項の「一括して換価する」とは、法第 24 条第 3 項後段《第二次納税義務の通則に関する規定等の準用》において準用する第 32 条第 4 項《第二次納税義務者の財産の換価の順序》の規定にかかわらず、滞納者の財産である差押えをした<u>買戻特約付売買に係る買戻特約</u>の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他これに類する登記（以下第 25 条関係において「買戻権の登記等」という。）に係る権利と、法第 24 条第 3 項《譲渡担保財産に対する滞納処分》又は第 4 項《納税者の財産としてした譲渡担保財産に対する差押えの効力》の規定により差し押さえた譲渡担保財産を、一体のものとして換価することをいう。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 26 条関係 国税及び地方税等と私債権との競合の調整</p> <p>趣旨及び法第 26 条の<u>準用</u></p> <p>1 法第 26 条は、強制換価手続において国税が他の国税、地方税又は公課（以下第 26 条関係において「地方税等」という。）及びその他の債権（以下第 26 条関係において「私債権」という。）と競合する場合において、国税と私債権の間の優先順位、地方税等とその私債権の間の優先順位及びその国税と地方税等との間の優先順位が交錯することによって、これら三者の優先順位を定めることができないとき（この場合の競合を「特殊な競合」という。以下第 26 条関係において同じ。）の具体的な配当の方法を定めたものである。</p> <p>なお、上記以外の場合で、国税、地方税等及び私債権が競合し、これらの債権間の優先順位が交錯してその順位を定めることができないときは（第 17 条関係 7、第 18 条関係 6、<u>法第 19 条、第 20 条等参照</u>）、法第 26 条の規定に<u>準ずるものとする</u>。</p>	<p>(意義)</p> <p>1 法第 25 条第 1 項の「一括して換価する」とは、法第 24 条第 3 項後段《第二次納税義務の通則に関する規定等の準用》において準用する第 32 条第 4 項《第二次納税義務者の財産の換価の順序》の規定にかかわらず、滞納者の財産である差押えをした<u>買戻しの特約のある売買</u>の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他これに類する登記（以下第 25 条関係において「買戻権の登記等」という。）に係る権利と、法第 24 条第 3 項《譲渡担保財産に対する滞納処分》又は第 4 項《納税者の財産としてした譲渡担保財産に対する差押えの効力》の規定により差し押さえた譲渡担保財産を、一体のものとして換価することをいう。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 26 条関係 国税及び地方税等と私債権との競合の調整</p> <p>趣旨及び法第 26 条の<u>類推適用</u></p> <p>1 法第 26 条は、強制換価手続において国税が他の国税、地方税又は公課（以下第 26 条関係において「地方税等」という。）及びその他の債権（以下第 26 条関係において「私債権」という。）と競合する場合において、国税と私債権の間の優先順位、地方税等とその私債権の間の優先順位及びその国税と地方税等との間の優先順位が交錯することによって、これら三者の優先順位を定めることができないとき（この場合の競合を「特殊な競合」という。以下第 26 条関係において同じ。）の具体的な配当の方法を定めたものである。</p> <p>なお、上記以外の場合で、国税、地方税等及び私債権が競合し、これらの債権間の優先順位が交錯してその順位を定めることができないときは（第 17 条関係 7、第 18 条関係 6、<u>法 19 条、20 条等参照</u>）、法第 26 条の規定を<u>類推適用するものとする</u>。</p>

改正後	改正前
<p>[例] 抵当権の被担保債権（設定登記平成 18.6.30）・・・・・・・・ 1,000 万円 差押国税（法定納期限等平成 18.8.31）・・・・・・・・ 500 万円 交付要求地方税（法定納期限等平成 18.5.2）・・・・・・・・ 300 万円 滞納処分費・・・・・・・・ 100 万円 換価代金・・・・・・・・ 1,700 万円</p> <p><u>上記のとおり、抵当権の設定された滞納者の財産につき、滞納となっている国税に係る差押えがされた後、滞納となっている地方税に係る交付要求がされた。</u></p> <p><u>この場合において、差押先着手（法第 12 条）により国税が地方税に優先し、抵当権の被担保債権は、その設定登記の日が地方税の法定納期限等より後であるため、地方税に劣後するが、国税の法定納期限等より前であるため、国税に優先する。</u><u>このような場合、三者が三つ巴となって優先関係が定まらないので、法第 26 条の規定により、以下のとおり配当額を計算する。</u></p> <p><u>(1) まず、法第 26 条第 1 号の規定により、滞納処分費の 100 万円に充てる。</u></p> <p><u>(2) 次に、法第 26 条第 2 号の規定により、抵当権設定の登記及び国税、地方税の法定納期限等の古い順に従って、国税及び地方税並びに私債権に充てるべき金額の総額を定めると、<u>順次①地方税に 300 万円、②抵当権の被担保債権に 1,000 万円を充て、残額につき、③国税に 300 万円を充てることとなり、私債権に充てるべき金額の総額は 1,000 万円、国税及び地方税に充てるべき金額の総額は 600 万円となる。</u></u></p> <p><u>(3) 法第 26 条第 3 号の規定により、国税及び地方税に充てるべき金額の総額 600 万円は、法第 12 条《差押先着手による国税の優先》の規定により、<u>国税に 500 万円を充て、その残額につき、地方税に 100 万円を充てる。</u></u></p> <p><u>(4) 法第 26 条第 4 号の規定により、<u>抵当権の被担保債権に 1,000 万円を充てる。</u></u></p> <p><u>(5) 上記の結果、配当額は次のとおりになる。</u></p>	<p>[例] 抵当権の被担保債権額（設定登記昭和 57.6.30）・・・・・・・・ 10 万円 差押国税（法定納期限等昭和 57.7.31）・・・・・・・・ 5 万円 交付要求地方税（法定納期限等昭和 57.4.30）・・・・・・・・ 3 万円 滞納処分費・・・・・・・・ 1 万円 換価代金・・・・・・・・ 17 万円</p> <p><u>※配当額の計算</u></p> <p><u>イ まず、法第 26 条第 1 号の規定により、滞納処分費の 1 万円に充てる。</u></p> <p><u>ロ 次に、法第 26 条第 2 号の規定により、抵当権設定の登記及び国税、地方税の法定納期限等の古い順に従って、国税及び地方税並びに私債権に充てるべき金額の総額を定めると、①交付要求地方税 3 万円、②抵当権 10 万円、③差押国税 3 万円となり、私債権の総額は 10 万円、国税及び地方税の総額は 6 万円となる。</u></p> <p><u>ハ 次に、法第 26 条第 3 号の規定により、国税及び地方税に充てるべき金額は、法第 12 条《差押先着手による国税の優先》の規定により、<u>差押国税 5 万円、交付要求地方税 1 万円となる。</u></u></p> <p><u>ニ 法第 26 条第 4 号の規定により抵当権に 10 万円充てる。</u></p> <p><u>ホ 上記の結果、配当額は次のとおりになる。</u></p>

改正後	改正前
<p>滞納処分費・・・・・・・・・・・・・<u>100</u>万円 抵当権の被担保債権・・・・・・・・・・・・・<u>1,000</u>万円 国税・・・・・・・・・・・・・<u>500</u>万円 地方税・・・・・・・・・・・・・<u>100</u>万円</p>	<p>滞納処分費・・・・・・・・・・・・・<u>1</u>万円 抵当権・・・・・・・・・・・・・<u>10</u>万円 差押国税・・・・・・・・・・・・・<u>5</u>万円 交付要求地方税・・・・・・・・・・・・・<u>1</u>万円</p>
<p>特殊な競合の原因となる規定</p> <p>2 法第 26 条本文の「この章又は地方税法その他の法律の規定」とは、特殊な競合の直接の原因となる国税と地方税等との優先順位を定める規定（例えば、<u>法第 8 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、令第 9 条</u>、これらに相当する地方税法<u>第 14 条、第 14 条の 6 から第 14 条の 8 までの規定、船員保険法第 13 条の規定等</u>公課の優先順位に関する規定等）並びに国税と私債権との優先順位を定める規定及び地方税等と私債権の優先順位を定める規定（例えば、<u>法第 8 条、第 15 条、第 16 条、第 20 条、地方税法第 14 条、第 14 条の 9、第 14 条の 10、第 14 条の 14、船員保険法第 14 条の規定等</u>）をいい、私債権間の優先順位を定める規定及び法第 26 条第 1 号に規定する規定は、含まれない。</p>	<p>特殊な競合の原因となる規定</p> <p>2 法第 26 条本文の「この章又は地方税法その他の法律の規定」とは、特殊な競合の直接の原因となる国税と地方税等との優先順位を定める規定（例えば、<u>法 8 条、12 条、13 条、14 条、令 9 条</u>、これらに相当する地方税法 14 条、14 条の 6 から 14 条の 8 までの規定、船員保険法 13 条の規定等公課の優先順位に関する規定等）並びに国税と私債権との優先順位を定める規定及び地方税等と私債権の優先順位を定める規定（例えば、<u>法 8 条、15 条、16 条、20 条、地方税法 14 条、14 条の 9、14 条の 10、14 条の 14、船員保険法 14 条の規定等</u>）をいい、私債権間の優先順位を定める規定及び法第 26 条第 1 号に規定する規定は、含まれない。</p>
<p>道府県たばこ税等の優先</p> <p>3 法第 26 条第 1 号の「これに相当する優先権を有する地方税」とは、地方税法第 13 条の 3《強制換価の場合の道府県たばこ税等の徴収》の規定により徴収する道府県たばこ税、市町村たばこ税、軽油引取税及び総務大臣の指定する法定外普通税（同法<u>第 4 条第 1 項、第 3 項、第 5 条第 1 項、第 3 項</u>参照）をいう。</p> <p><u>（注）</u>（省略）</p>	<p>道府県たばこ税等の優先</p> <p>3 法第 26 条第 1 号の「これに相当する優先権を有する地方税」とは、地方税法第 13 条の 3《強制換価の場合の道府県たばこ税等の徴収》の規定により徴収する道府県たばこ税、市町村たばこ税、軽油引取税及び総務大臣の指定する法定外普通税（同法 4 条 1 項、3 項、5 条 1 項、3 項参照）をいう。</p> <p><u>〔参考〕</u>（同左）</p>
<p>質権等の設定等の時期</p> <p>4 法第 26 条第 2 号の「設定、登記、譲渡若しくは成立の時期」については、次のと</p>	<p>質権等の設定等の時期</p> <p>4 法第 26 条第 2 号の「設定、登記、譲渡若しくは成立の時期」については、次のと</p>

改正後	改正前
<p>おりである。</p> <p>(1) 「設定」の時期とは、登記することができない質権で有価証券以外のものを目的としているものについては、法第 15 条第 3 項《みなし質権設定日》又は地方税法第 14 条の 9 第 4 項《みなし質権設定日》の規定によりその質権が設定されたものとみなされた日をいい（第 15 条関係 <u>36</u> 参照）、登記することができない質権で有価証券を目的とするものについては、法第 15 条第 2 項前段《証明》又は地方税法第 14 条の 9 第 3 項《証明》の証明をした場合の占有した日をいう（第 15 条関係 <u>37</u> 参照）。</p> <p>(2) 「登記」の時期とは、登記をすることができる質権、抵当権及び法第 20 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで《不動産売買の先取特権等》に掲げる先取特権及び担保のための仮登記について、これらに係る設定又は保存の登記の日をいう（第 15 条関係 <u>34</u>、<u>35</u>、第 16 条関係 <u>9</u>、第 18 条関係 <u>15</u> 参照）。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>5 （省略）</p> <p><u>地方税法その他の法律のこれらに相当する規定</u></p> <p>6 <u>法第 26 条第 3 号の「地方税法その他の法律のこれらに相当する規定」とは、地方税法第 14 条《地方税の公課に対する優先》、第 14 条の 6《差押先着手による地方税の優先》、第 14 条の 7《交付要求先着手による地方税の優先》及び第 14 条の 8《担保を徴した地方税の優先》等の規定をいう。</u></p> <p><u>また、公課相互間でも、例えば、「国税徴収の例により徴収する」等の規定により、差押先着手、交付要求先着手等の適用がある。</u></p> <p>民法その他の法律の規定</p>	<p>おりである。</p> <p>(1) 「設定」の時期とは、登記することができない質権で有価証券以外のものを目的としているものについては、法第 15 条第 3 項《みなし質権設定日》又は地方税法第 14 条の 9 第 4 項《みなし質権設定日》の規定によりその質権が設定されたものとみなされた日をいい（第 15 条関係 <u>28</u> 参照）、登記することができない質権で有価証券を目的とするものについては、法第 15 条第 2 項前段《証明》又は地方税法第 14 条の 9 第 3 項《証明》の証明をした場合の占有した日をいう。</p> <p>(2) 「登記」の時期とは、登記をすることができる質権、抵当権及び法第 20 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで《不動産売買の先取特権等》に掲げる先取特権及び担保のための仮登記について、これらに係る設定又は保存の登記の日をいう（第 15 条関係 <u>30</u>、<u>33</u>、第 16 条関係 <u>8</u>、第 18 条関係 <u>15</u> 参照）。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>5 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>民法その他の法律の規定</p>

改正後	改正前
<p>7 法第 26 条第 4 号の「民法その他の法律の規定」とは、私債権の優先順位を定めるに当たって適用すべき法律の規定（例えば、民法第 373 条《<u>抵当権の順位</u>》、借地借家法第 12 条第 3 項《<u>借地権設定者の先取特権の順位</u>》、仮登記担保法第 13 条《<u>優先弁済請求権</u>》等）をいう。この場合においては、法第 15 条第 4 項《証明できなかった質権と他の質権との関係》又は地方税法第 14 条の 9 第 5 項《証明できなかった質権と他の質権との関係》の規定が適用される場合がある。</p>	<p>6 法第 26 条第 4 号の「民法その他の法律の規定」とは、私債権の優先順位を定めるに当たって適用すべき法律の規定をいう。この場合においては、法第 15 条第 4 項《証明できなかった質権と他の質権との関係》又は地方税法第 14 条の 9 第 5 項《証明できなかった質権と他の質権との関係》の規定が適用される場合がある。</p>
<p><u>国税及び地方税等の優先権の反復的行使</u></p> <p>8 <u>先行する強制換価手続において法第 26 条の規定による競合の調整が行われた場合において、私債権に優先するものとして国税及び地方税等に充てるべき金額の総額を決定するために用いられながら、配当を受けることができなかった国税及び地方税等は、後行の強制換価手続においても私債権に優先するものとして取り扱う（平成 11.4.22 最高判参照）。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第 3 章 第二次納税義務</p> <p>第 32 条関係 第二次納税義務の通則</p>	<p>第 3 章 第二次納税義務</p> <p>第 32 条関係 第二次納税義務の通則</p>
<p>納税義務の成立</p> <p>1 第二次納税義務は、法第 33 条から第 39 条まで又は第 41 条《第二次納税義務》に規定する特定の納税者が国税を滞納し、かつ、それらの条に規定する要件を満たすことによって成立する。</p> <p>なお、第二次納税義務が成立し、納付通知書による告知を行うことにより確定した後、その成立要件となった事実に変更があっても、いったん確定した第二次納税義務には影響がない（昭和 47.5.25 最高判参照）。</p>	<p>納税義務の成立</p> <p>1 第二次納税義務は、法第 33 条から第 39 条まで又は第 41 条《<u>無限責任社員等の第二次納税義務</u>》に規定する特定の納税者が国税を滞納し、かつ、それらの条に規定する要件を満たすことによって成立する。</p> <p>なお、第二次納税義務が成立し、納付通知書による告知をした後にその成立要件となった事実に変更があっても、いったん確定した第二次納税義務には影響がない（昭和 47.5.25 最高判）。</p>

改正後	改正前
<p>納付通知書による告知</p> <p>(告知)</p> <p>2 法第 32 条第 1 項の規定による告知は、抽象的に成立していた第二次納税義務を具体的に確定する性質を有するもので、<u>形式的には独立の課税処分である</u>（昭和 37.3.23 大阪地判、昭和 42.11.21 名古屋地判、昭和 50.8.27 最高判参照）と同時に、<u>実質的には、主たる課税処分等によって確定した主たる納税義務の徴収手続上の一処分としての性格を有する</u>（昭和 50.8.27 最高判参照）。</p> <p><u>なお、その効力は、納付通知書が送達された時に生ずる。</u></p> <p>(注)1 (省略)</p> <p>2 <u>第二次納税義務は、主たる納税義務が発生し存続する限り、必要に応じいつでも課せられる可能性を有するものであって、法第 32 条第 1 項の規定による告知は、その義務の発生を知らしめる徴収のための処分にはかならないため、独立した期間制限は設けられていない</u>（平成 6.12.6 最高判参照）。したがって、主たる納税者の国税が滞納になっている間は<u>この告知</u>をすることができる。</p> <p>(納付通知書)</p> <p>3 法第 32 条第 1 項の「納付通知書」は、令第 11 条第 1 項各号《納付通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 1 号書式による。</p> <p>(徴収しようとする金額)</p> <p>4 納付通知書に記載すべき令第 11 条第 1 項第 3 号《納付通知書の記載事項》の「徴収しようとする金額」については、それぞれ次に掲げる旨を記載するものとする。</p> <p>(1) 無限責任社員の第二次納税義務（法第 33 条）については、主たる納税者の滞納</p>	<p>納付通知書による告知</p> <p>(告知)</p> <p>2 法第 32 条第 1 項の規定による告知は、抽象的に成立していた第二次納税義務を具体的に確定する効力を有するもので、<u>通則法第 36 条《納税の告知》の規定による納税の告知と同様の法律的性質を有する</u>（昭和 37.3.23 大阪地判、昭和 42.11.21 名古屋地判）。<u>この場合において、その効力は、納付通知書が送達された時に生ずる。</u></p> <p>(注)1 (同左)</p> <p>2 法第 32 条第 1 項の規定による告知は、主たる納税者の国税が滞納になっている間は<u>することができる</u>（昭和 50.8.27 最高判参照）。</p> <p>(納付通知書)</p> <p>3 法第 32 条第 1 項の「納付通知書」とは、令第 11 条第 1 項各号《納付通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 1 号書式による。</p> <p>(徴収しようとする金額)</p> <p>4 納付通知書に記載すべき令第 11 条第 1 項第 3 号《納付通知書に記載すべき事項》の「徴収しようとする金額」については、それぞれ次に掲げる旨を記載するものとする。</p> <p>(1) 無限責任社員の第二次納税義務（法 33 条）については、主たる納税者の滞納国</p>

改正後	改正前
<p>国税（第二次納税義務の基因となった国税に限る。以下4において同じ。）の全額</p> <p>(2) 財産等の価額を限度とする第二次納税義務（法第34条、第35条、第36条第3号、第39条、第41条第2項）については、その財産等の価額（金額で表示する。）を限度として主たる納税者の滞納国税の全額</p> <p>(3) 財産を限度とする第二次納税義務（法第36条第1号、第36条第2号、第37条、第38条、第41条第1項。以下第32条関係において「物的第二次納税義務」という。）については、その財産（財産自体を表示する。）を限度として主たる納税者の滞納国税の全額</p> <p>（注）一つの財産が、物的第二次納税義務に係る財産（以下第32条関係において「追及財産」という。）と他の財産とで構成されている場合における納付通知書に記載する「徴収しようとする金額」には、「追及財産が一つの財産に対して占める割合を限度とする」旨付記する（16の(1)参照）。</p> <p>（滞納処分費との関係）</p> <p>5 第二次納税義務者から徴収するために要した滞納処分費は、<u>納付通知書に記載された「徴収しようとする金額」</u>のほかに徴収することができる。ただし、物的第二次納税義務の場合には、<u>任意納付される場合を除き、その財産以外のものからは徴収できないものとする。</u></p> <p>（納付の期限）</p> <p>6 法第32条第1項の納付通知書に記載する「<u>納付の期限</u>」は、納付通知書を発する日の翌日から起算して1月を経過する日としなければならない（令第11条第4項）。</p> <p>（第二次納税義務に関する規定）</p> <p>7 令第11条第1項第4号《<u>納付通知書の記載事項</u>》の「その者につき適用すべき第</p>	<p>税（第二次納税義務の基因となった国税に限る。以下4において同じ。）の全額</p> <p>(2) 財産等の価額を限度とする第二次納税義務（法34条、35条、36条3号、39条、41条2項）については、その財産等の価額（金額で表示する。）を限度として主たる納税者の滞納国税の全額</p> <p>(3) 財産を限度とする第二次納税義務（法36条1号、36条2号、37条、38条、41条1項。以下第32条関係において「物的第二次納税義務」という。）については、その財産（財産自体を表示する。）を限度として主たる納税者の滞納国税の全額</p> <p>（注）一つの財産が、物的第二次納税義務に係る財産（以下「追及財産」という。）と他の財産とで構成されている場合における納付通知書に記載する「徴収しようとする金額」には、「追及財産が一つの財産に対して占める割合を限度とする」旨付記する（16の(1)参照）。</p> <p>（滞納処分費との関係）</p> <p>5 <u>4の「徴収しようとする金額」</u>を第二次納税義務者から徴収するために要した滞納処分費は、<u>その「徴収しようとする金額」</u>のほかに徴収することができる。ただし、物的第二次納税義務の場合には、その財産以外のものからは徴収<u>（任意納付を含まない。）</u>できないものとする。</p> <p>（納付の期限）</p> <p>6 法第32条第1項の納付通知書に記載する納付の期限は、納付通知書を発する日の翌日から起算して1月を経過する日としなければならない（令11条4項）。</p> <p>（第二次納税義務に関する規定）</p> <p>7 令第11条第1項第4号《<u>納付通知書に記載すべき事項</u>》の「その者につき適用す</p>

改正後	改正前
<p>二次納税義務に関する規定」とは、第二次納税義務者につき適用することとした法第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条第 1 号、第 36 条第 2 号、第 36 条第 3 号、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 41 条第 1 項又は第 41 条第 2 項をいう。</p>	<p>べき二次納税義務に関する規定」とは、第二次納税義務者につき適用することとした法第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条第 1 号、第 36 条第 2 号、第 36 条第 3 号、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 41 条第 1 項又は同条第 2 項《無限責任社員等の二次納税義務》の規定をいう。</p>
<p>(納付の手続)</p> <p>8 第二次納税義務に係る国税は、主たる納税者の国税であることを記載した納付書によって、その第二次納税義務者の名義により納付させるものとする（国税通則法施行規則（以下「通則規則」という。）第 6 条に規定する別紙第 1 号書式備考 7 参照）。</p>	<p>(納付の手続)</p> <p>8 第二次納税義務に係る国税は、主たる納税者の国税であることを記載した納付書によって、その第二次納税義務者の名義により納付させるものとする（国税通則法施行規則（以下「通則規則」という。）5 条に規定する別紙第 1 号書式備考 9 参照）。</p>
<p>(所轄税務署長に対する通知)</p> <p>9 法第 32 条第 1 項後段の規定により、第二次納税義務者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対する通知は、令第 11 条第 2 項各号《通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により行う。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>	<p>(税務署長に対する通知)</p> <p>9 法第 32 条第 1 項後段の規定により、第二次納税義務者の住所又は居所の所在地を管轄する税務署長に対する通知は、令第 11 条第 2 項各号《通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により行う。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>
<p>(納付催告書)</p> <p>10 法第 32 条第 2 項の「納付催告書」は、令第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる事項及び同項第 3 号《納付通知書の記載事項》に規定する金額を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 2 号書式による。</p>	<p>(納付催告書)</p> <p>10 「納付催告書」とは、令第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる事項及び同項第 3 号《納付通知書に記載すべき事項》に規定する金額を記載した、規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 2 号書式による。</p>
<p>11 (省略)</p>	<p>11 (同左)</p>
<p>通則法の準用</p> <p>(繰上請求)</p> <p>12 法第 32 条第 3 項の規定により通則法第 38 条第 1 項《繰上請求》の規定を準用する</p>	<p>通則法の準用</p> <p>(繰上請求)</p> <p>12 法第 32 条第 3 項において準用する通則法第 38 条第 1 項《繰上請求》の規定は、次</p>

改正後	改正前
<p>に当たっては、次のとおり読み替える。</p> <p>(1) 「納付すべき税額の確定した国税」は、「<u>納付通知書により告知をした徴収しようとする金額</u>」</p> <p>(2) 「納期限」は、「<u>納付通知書に記載された納付の期限</u>」</p> <p>(納税の猶予)</p> <p>13 法第 32 条第 3 項の規定により通則法第 46 条第 1 項第 1 号、第 2 号《災害に係る納税の猶予の要件》及び通則令第 15 条第 1 項《納税の猶予の申請書の記載事項》の規定を準用するに当たっては、次のとおり読み替える。</p> <p>なお、通則法第 46 条第 1 項第 3 号及び第 3 項《納税の猶予の要件》の規定は、準用されない。</p> <p>(1) 「納期限」は、「<u>納付通知書に記載された納付の期限</u>」</p> <p>(2) 「納付すべき税額の確定したもの」は、「<u>納付通知書により告知をした徴収しようとする金額</u>」</p> <p>(3) 「納付すべき国税の年度、税目、納期限及び金額」は、「<u>納付通知書に記載された告知年月日、納付の期限及び納付すべき金額並びに主たる納税者の住所、氏名及び滞納税額の年度、税目、納期限、金額</u>」</p> <p>(換価の制限)</p> <p>14 法第 32 条第 4 項に規定する第二次納税義務者の財産の換価の制限については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 法第 32 条第 4 項の「換価に付した」とは、<u>公売の日時</u>（随意契約により売却する場合には、その売却をする日）<u>に公売を実施したことをいう。この場合においては、入札書の提出及び買受申込みの有無を問わないことに留意する。</u></p>	<p>のとおり読み替えて準用する。</p> <p>(1) 「納付すべき税額の確定した国税」は、納付通知書により告知した金額</p> <p>(2) 「納期限」は、納付通知書に記載された納付の期限</p> <p>(納税の猶予)</p> <p>13 法第 32 条第 3 項において準用する通則法第 46 条第 1 項第 1 号、第 2 号《災害に係る納税の猶予の要件》及び通則令第 15 条第 1 項《納税の猶予の申請書の記載事項》の規定は、次のとおり読み替えて準用する。</p> <p>なお、通則法第 46 条第 1 項第 3 号及び第 3 項《納税の猶予の要件》の規定は、準用されない。</p> <p>(1) 「納期限」は、納付通知書に記載された納付の期限</p> <p>(2) 「納付すべき税額の確定したもの」は、納付通知書により告知した金額</p> <p>(3) 「納付すべき国税の年度、税目、納期限及び金額」は、納付通知書に記載された告知年月日、納付の期限及び納付すべき金額並びに主たる納税者の住所、氏名及び滞納税額の年度、税目、納期限、金額</p> <p>(換価の制限)</p> <p>14 法第 32 条第 4 項に規定する第二次納税義務者の財産の換価の制限については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 法第 32 条第 4 項の「換価に付した」とは、<u>公売期日</u>（随意契約により売却する場合には、その売却する期日）<u>を開いたことをいう。</u></p> <p>(注) <u>公売期日を開いた場合には、入札者の有無を問わず「換価に付した」ことになることに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 第二次納税義務者の差押財産が<u>金銭を取り立てる</u>ものであるときは、法第 32 条第 4 項の制限を受けない。<u>ただし、当該差押財産につき、支払督促の申立て、給付の訴えの提起等の強制的な取立ては、時効により消滅するおそれがある場合等やむを得ない場合を除き、行わないものとする。</u></p> <p>(3) 主たる納税者の差押財産が<u>金銭を取り立てる</u>もので、<u>第二次納税義務者の差押財産が換価するものであるときは、法第 32 条第 4 項の制限を受けない。ただし、主たる納税者の当該財産につきその取立てが困難と認められる場合を除き、第二次納税義務者の差押財産の換価は行わないものとする。</u></p> <p>(価額が著しく減少するおそれがあるとき)</p> <p>15 法第 32 条第 4 項の「価額が著しく減少するおそれがあるとき」とは、差押財産を速やかに換価しなければその価額が著しく減少するおそれがあるときをいい、保存費を多額に要する場合を含むものとする。<u>(第 95 条関係 4 及び 5 参照)。</u></p> <p>物的第二次納税義務の特質</p> <p>16 物的第二次納税義務については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 第二次納税義務者に対する滞納処分は、追及財産以外のものについては、することができない。</p> <p>なお、追及財産と他の財産とが一つの財産を構成している場合には、その財産について滞納処分をすることができるものとする。この場合において、<u>公売の日時の始期の属する日 (随意契約により売却する場合には、その売却をする日)</u>の前日までに、その財産を追及財産と他の財産とに分割し、その旨及び差押えを解除すべき旨の申出があったときは、他の財産の部分について差押えを解除するものとする。</p> <p>(注) 一つの財産が、追及財産と他の財産とに分割されないまま換価された場合には、換価代金のうち他の財産の部分に相当するものは、第二次納税義務者に交付</p>	<p>(2) 第二次納税義務者の差押財産が<u>金銭による取立ての方法により換価する</u>ものであるときは、法第 32 条第 4 項の制限を受けない。<u>しかし、当該差押財産につき、支払命令の申立て、給付の訴えの提起等の強制的な取立ては、やむを得ない場合を除き、行わないものとする。</u></p> <p>(3) 主たる納税者の差押財産が<u>金銭による取立ての方法により換価する</u>もので第二次納税義務者の差押財産が換価するものであるときは、法第 32 条第 4 項の制限を受けない。</p> <p>(価額が著しく減少するおそれがあるとき)</p> <p>15 法第 32 条第 4 項の「価額が著しく減少するおそれがあるとき」とは、差押財産を速やかに換価しなければその価額が著しく減少するおそれがあるときをいい、保存費を多額に要する場合を含むものとする。</p> <p>物的第二次納税義務の特質</p> <p>16 物的第二次納税義務については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 第二次納税義務者に対する滞納処分は、追及財産以外のものについては、することができない。</p> <p>なお、追及財産と他の財産とが一つの財産を構成している場合には、その財産について滞納処分をすることができるものとする。この場合において、<u>公売期日等</u>の前日までに、その財産を追及財産と他の財産とに分割し、その旨及び差押えを解除すべき旨の申出があったときは、他の財産の部分について差押えを解除するものとする。</p> <p>(注) 一つの財産が、追及財産と他の財産とに分割されないまま換価された場合には、換価代金のうち他の財産の部分に相当するものは、<u>滞納者 (第二次納税義務</u></p>

改正後	改正前
<p>する（第 129 条関係 6 参照）。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 第二次納税義務者が過誤納金及びその還付加算金の請求権を有する場合には、その請求権が追及財産であるときを除き、第二次納税義務者の意思に反する充当はしないものとする。</p> <p>主たる納税義務との関係 17～19 (省略)</p> <p>(納付等)</p> <p>20 <u>第二次納税義務者が、その第二次納税義務に係る国税について納付、過誤納金等（国税に係る過誤納金、国税に関する法律の規定による国税の還付金及びこれらについての還付加算金をいう。以下同じ。）の充当等があったことにより、その第二次納税義務に係る国税が消滅したときは、主たる納税者の国税は、その範囲内において消滅する。また、主たる納税者の国税について納付、過誤納金等の充当、税額を減少させる更正等があったことにより、その国税の一部が消滅したときは、なお主たる納税者の国税の残額の範囲内において、その第二次納税義務者の第二次納税義務は存続する。</u></p> <p>21 (省略)</p> <p>(主たる納税義務者につき更生手続開始の決定があった場合)</p> <p>22 主たる納税者につき会社更生法による更生手続開始の決定があった場合においても、その者の国税に係る第二次納税義務者に対して滞納処分をすることができる（昭和 45.7.16 最高判参照）。</p>	<p>者)に交付する（第 129 条関係 6 参照）。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 第二次納税義務者が過誤納金及びその還付加算金の請求権を有する場合には、その請求権が追及財産であるときを除き、第二次納税義務者の意思に反する充当はしないものとする（<u>通則令 22 条 1 項参照</u>）。</p> <p>主たる納税義務との関係 17～19 (同左)</p> <p>(履行等)</p> <p>20 <u>第二次納税義務者が、その第二次納税義務を履行した場合には、その第二次納税義務の基因となった主たる納税者の納税義務はその履行した額の範囲内において消滅することはもちろんであるが、主たる納税者がその納税義務の一部を履行した場合においても、なお徴収すべき残額の範囲内において、その第二次納税義務者の第二次納税義務は存続する。</u></p> <p><u>なお、過誤納金等（国税に係る過誤納金、国税に関する法律の規定による国税の還付金及びこれらについての還付加算金をいう。以下同じ。）の充当による納税義務の消滅についても、上記と同様である。</u></p> <p>21 (同左)</p> <p>(更生手続の開始決定の特則)</p> <p>22 主たる納税者につき会社更生法による更生手続の開始決定があった場合においても、その者の国税に係る第二次納税義務者に対して滞納処分をすることができる（昭和 45.7.16 最高判）。</p>

改正後	改正前
<p>(滞納処分の停止による消滅)</p> <p>23 第二次納税義務者がその第二次納税義務について滞納処分の停止を<u>受けた場合であ</u>っても、その効力は、主たる納税者に及ばない(第 153 条関係 7 参照)。また、法第 153 条第 4 項又は第 5 項《滞納処分の停止に係る納税義務の消滅》の規定によりその第二次納税義務が消滅した場合においても同様である。</p>	<p>(滞納処分の停止による消滅)</p> <p>23 第二次納税義務者がその第二次納税義務について滞納処分の停止を<u>受け</u>、法第 153 条第 4 項又は第 5 項《滞納処分の停止に係る納税義務の消滅》の規定によりその第二次納税義務が消滅した場合においても、<u>その効力は、主たる納税者に及ばない(第 153 条関係 7 参照)</u>。</p>
<p>(過誤納金の還付)</p> <p>24 納税者及び第二次納税義務者の納付に係る国税の一部につき過誤納が生じた場合には、その過誤納金の還付又は充当に関しては、まず、第二次納税義務者が納付した額につきその過誤納が生じたものとする(通則令第 22 条第 1 項)。</p> <p>なお、上記による還付又は充当をした場合においては、国税局長(沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。)、税務署長又は<u>税関長</u>(沖縄地区税関長を含む。以下同じ。)は、その旨を主たる納税者に通知しなければならない(通則令第 22 条第 2 項)。</p>	<p>(過誤納金の還付)</p> <p>24 納税者及び第二次納税義務者の納付に係る国税の一部につき過誤納が生じた場合には、その過誤納金の還付又は充当に関しては、まず、第二次納税義務者が納付した額につきその過誤納が生じたものとする(通則令 22 条 1 項)。</p> <p>なお、上記による還付又は充当をした場合においては、国税局長(沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。)、税務署長又<u>税関長</u>(沖縄地区税関長を含む。以下同じ。)は、その旨を主たる納税者に通知しなければならない(通則令 22 条 2 項)。</p>
<p>(限定承認の効果)</p> <p>25 主たる納税者の相続人が相続財産について限定承認をした場合においても、その責任は相続財産に限定されるにすぎないものであることから(通則法第 5 条第 1 項後段)、第二次納税義務に係る国税の納付義務の額には増減がない。</p> <p>(注) 相続人全員が相続の放棄をした場合又は相続人が不存在の場合には、被相続人の国税を徴収するため、相続財産法人(民法第 951 条)を主たる納税者として、被相続人が生存していたときに第二次納税義務者となるべき者に対し、第二次納税義務の追及をすることができる。</p> <p>(会社更生法による免責の効果)</p>	<p>(限定承認の効果)</p> <p>25 主たる納税者の相続人が相続財産について限定承認をした場合においても、その責任は相続財産に限定されるにすぎないものであることから(通則法 5 条 1 項後段)、第二次納税義務に係る国税の納付義務の額には増減がない。</p> <p>(注) 相続人全員が相続の放棄をした場合又は相続人が不存在の場合には、被相続人の国税を徴収するため、相続財産法人(民法 951 条)を主たる納税者として、被相続人が生存していたときに第二次納税義務者となるべき者に対し、第二次納税義務の追及をすることができる。</p> <p>(会社更生法による免責の効果)</p>

改正後	改正前
<p>26 株式会社である主たる納税者が会社更生法第204条《更生債権等の免責等》の規定により国税の納付義務について免責された場合においても、その効力は株式会社と共に債務を負担する者に対して有する権利には影響を及ぼさないことから（同法第203条第2項）、第二次納税義務に係る国税の額には増減がない。</p> <p>（第二次納税義務を負うべき者の破産との関係）</p>	<p>26 株式会社である主たる納税者が会社更生法第241条《更生債権等の免責等》の規定により国税の納付義務について免責された場合においても、その効力は株式会社の債務を負担する者に対して有する権利には影響を及ぼさないことから（同法240条2項）、第二次納税義務に係る国税の納付義務の額には増減がない。</p> <p>（第二次納税義務を負うべき者の破産との関係）</p>
<p>27 第二次納税義務を負うべき者が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産手続開始の決定前に第二次納税義務の成立要件を満たしているとき（ただし、徴収すべき額に不足するかどうかの判定については第33条関係1、第22条関係4参照）は、破産手続開始の決定後に納付通知書による告知をした第二次納税義務に係る国税は、財団債権（破産法第148条第1項第3号）に該当する。</p> <p>（時効の中断）</p>	<p>27 第二次納税義務を負うべき者が破産宣告を受けた場合において、破産宣告前に第二次納税義務の成立要件を満たしているとき（ただし、徴収すべき額に不足するかどうかの判定については第33条関係1、第22条関係4参照）は、破産宣告後に納付通知書による告知をした第二次納税義務に係る国税は、財団債権（破産法47条2号）になる。</p> <p>（時効の中断）</p>
<p>28 第二次納税義務の時効中断の効力は、主たる納税者の納税義務には及ばないが、主たる納税者の納税義務の時効中断の効力は、第二次納税義務に及ぶものとする（民法第457条第1項参照）。</p> <p>なお、主たる納税者の納税義務が時効の完成により消滅するおそれがある場合には、その納税義務の存在確認の訴えの提起等時効中断の措置をとることに留意する（平成6.6.28名古屋地判等参照）。この場合において、国がこの訴訟に勝訴したときは、主たる納税者の国税の徴収権の消滅時効は10年になる（通則法第72条第3項、民法第174条の2第1項）。</p> <p>第二次納税義務の重複賦課</p>	<p>28 第二次納税義務の時効中断の効力は、主たる納税者の納税義務には及ばないが、主たる納税者の納税義務の時効中断の効力は、第二次納税義務に及ぶものとする（民法457条1項参照）。</p> <p>（注）主たる納税者の納税義務が時効の完成により消滅するおそれがある場合には、その納税義務の存在確認の訴えの提起等時効中断の措置をとることに留意する（昭和39.3.26東京地判、昭和47.10.17静岡地判等）。</p> <p>この訴訟において国が勝訴した場合には、主たる納税者の国税の徴収権の消滅時効は10年になる（通則法72条3項、民法174条の2第1項）。</p> <p>第二次納税義務の重複賦課</p>
<p>29 第二次納税義務の成立要件を満たす場合において、その基因となった処分等に基づき他の行政機関等が既に第二次納税義務を負わせているときにおいても、重ねて第二</p>	<p>29 第二次納税義務の成立要件を満たす場合において、その基因となった処分等に基づき税務署長又は他の行政機関等が既に第二次納税義務を負わせているときにおいて</p>

改正後	改正前
<p>次納税義務を負わせることができる（昭和 45.7.29 東京地判参照）。</p> <p>第二次納税義務に係る国税についての第二次納税義務</p> <p>30 第二次納税義務者がその第二次納税義務を履行しない場合において、<u>その第二次納税義務について更に第二次納税義務の成立要件を満たす第三者がいるときは、その第二次納税義務者を主たる納税者として、その第三者に対し、更に第二次納税義務を負わせることができる。</u></p> <p>なお、第二次納税義務の成立要件との関係から第二次納税義務に係る国税についての第二次納税義務が成立しない場合がある。例えば、特定の国税（実質所得者課税の原則により課された国税等）についてだけ第二次納税義務を追及できるとされている場合においては、第二次納税義務に係る国税は、この特定の国税に該当しない。</p> <p>第二次納税義務と詐害行為取消権との関係</p> <p>31 滞納者が行った法律行為が、第二次納税義務の成立要件と詐害行為取消権の要件（<u>通則法第 42 条、民法第 424 条</u>）の双方を満たす場合には、いずれによることもできる。</p> <p style="text-align: center;">第 33 条関係 無限責任社員の第二次納税義務</p> <p>1 （省略）</p> <p>納税義務を負う者 （合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人）</p> <p>2 法第 33 条の「合名会社」とは、<u>社員の全部が無限責任社員からなる会社をいい（会社法第 576 条第 2 項、第 580 条第 1 項参照）</u>、「合資会社」とは、<u>社員が有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいう（同法第 576 条第 3 項、第 580 条参照）</u>。</p>	<p>も、重ねて第二次納税義務を負わせることができる（昭和 45.7.29 東京地判）。</p> <p>第二次納税義務に係る国税についての第二次納税義務</p> <p>30 第二次納税義務者がその第二次納税義務に係る国税を滞納した場合において、<u>他に第二次納税義務の成立要件を満たす第三者がいるときは、第二次納税義務者を主たる納税者として、その第三者に対し、更に第二次納税義務を負わせることができる。</u></p> <p>なお、第二次納税義務の成立要件との関係から第二次納税義務に係る国税についての第二次納税義務が成立しない場合がある。例えば、特定の国税（実質所得者課税の原則により課された国税等）についてだけ第二次納税義務を追及できるとされている場合においては、第二次納税義務に係る国税は、この特定の国税に該当しない。</p> <p>第二次納税義務と詐害行為取消権との関係</p> <p>31 滞納者が行った法律行為が、第二次納税義務の成立要件と詐害行為取消権の要件（<u>通則法 42 条、民法 424 条</u>）の双方を満たす場合には、いずれによることもできる。</p> <p style="text-align: center;">第 33 条関係 無限責任社員の第二次納税義務</p> <p>1 （同左）</p> <p>納税義務を負う者 （合名会社又は合資会社）</p> <p>2 法第 33 条の「合名会社」とは、<u>無限責任社員だけから成る会社をいい（商法 80 条参照）</u>、「合資会社」とは、<u>有限責任社員（同法 157 条参照）と無限責任社員とから成る会社をいう（同法 146 条）</u>。</p>

改正後	改正前
<p><u>また、無限責任中間法人とは、社員の全部が無限責任社員からなる中間法人をいう（中間法人法第2条第3号、第97条参照）。</u></p> <p>（社員又は無限責任社員）</p> <p>3 法第33条の「社員」又は「無限責任社員」とは、会社の債務につき、一定の条件の下に、会社債権者に対し、直接に連帯無限の責任を負担する社員をいう（<u>会社法第580条第1項、中間法人法第97条</u>）。</p> <p>（新入社員等の責任）</p> <p>4 会社が成立した後に無限責任社員となった者（例えば、新たに無限責任社員として加入した者、合資会社の有限責任社員から無限責任社員となった者、無限責任社員の持分を譲り受けた者、定款の定めるところに従い被相続人に代わって無限責任社員となった相続人等をいう。）は、無限責任社員となる前に成立した会社の国税についても責任を負う（<u>会社法第605条、第583条第1項、中間法人法第97条の3</u>）。</p> <p>（退社した社員等の責任）</p> <p>5 <u>退社又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社の無限責任社員から有限責任社員となった者は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に成立した会社の国税について責任を負うが、この責任は、その登記後2年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかった場合には、登記後2年（除斥期間）を経過した時に消滅する（会社法第612条、第586条、第583条第3項、第4項、中間法人法第97条の5）。</u></p> <p>上記の予告については、<u>合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人の国税の納税義務が成立した後確定前においても、これを行うことができる。また、この予告は、書面により、将来納付通知書による告知をすることがある旨を記載して行うもの</u></p>	<p>（社員又は無限責任社員）</p> <p>3 法第33条の「社員」又は「無限責任社員」とは、会社の債務につき、一定の条件の下に、会社債権者に対し、直接に連帯無限の責任を負担する社員をいう（<u>商法80条、147条</u>）。</p> <p>（新入社員等の責任）</p> <p>4 会社が成立した後に無限責任社員となった者（例えば、新たに無限責任社員として加入した者、合資会社の有限責任社員から無限責任社員となった者、無限責任社員の持分を譲り受けた者、定款の定めるところに従い被相続人に代わって無限責任社員となった相続人等をいう。）は、無限責任社員となる前に成立した会社の国税についても責任を負う（<u>商法82条、147条、160条</u>）。</p> <p>（退社した社員等の責任）</p> <p>5 <u>退社し、又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社の無限責任社員から有限責任社員となった者は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に成立した会社の国税について責任を負うが、この責任は、その登記後2年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかった場合には、登記後2年（除斥期間）を経過した時に消滅する（商法93条、147条、160条参照）。</u></p> <p><u>（注）上記の予告については、次のことに留意する。</u></p> <p>1 <u>成立した会社の国税について、その税額の確定前においても、予告をすることが</u> <u>できる。</u></p> <p>2 予告は、書面により、将来納付通知書による告知をすることがある旨を記載し</p>

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>(解散後の責任)</p> <p>6 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人が解散した場合において、本店所在地において解散の登記をした後5年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかったときは、無限責任社員の責任は、その登記後5年(除斥期間)を経過した時に消滅する(会社法第673条第1項、中間法人法第121条の3)。</p> <p>(無限責任社員の相続人)</p> <p>7 無限責任社員が死亡した場合には、死亡前に成立した会社の国税についての無限責任社員の責任は相続人に承継されるが、死亡後退社登記前に成立した会社の国税についての無限責任社員の責任は承継されない(昭和10.3.9大判参照)。</p> <p>なお、相続人が承継する責任の存続期間は、被相続人の負担する責任の存続期間の残存期間であるから、例えば、その無限責任社員が死亡により退社したとき又は既に生前退社していたときは、本店所在地における退社の登記日から2年間であり、解散登記後に死亡したときは、解散登記日から5年間である。</p>	<p>て行うものとする。</p> <p>(解散後の責任)</p> <p>6 合名会社又は合資会社が解散した場合において、本店所在地において解散の登記をした後5年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかったときは、無限責任社員の責任は、その登記後5年(除斥期間)を経過した時に消滅する(商法145条1項、147条)。</p> <p>(無限責任社員の相続人)</p> <p>7 無限責任社員が死亡した場合には、死亡前に成立した会社の国税についての無限責任社員の責任は相続人に承継されるが、死亡後退社登記前に成立した会社の国税についての無限責任社員の責任は承継されない(昭和10.3.9大判)。</p> <p>なお、相続人が承継する責任の存続期間は、被相続人の負担する責任の存続期間の残存期間であるから、例えば、その無限責任社員が死亡により退社したとき又は既に生前退社していたときは、本店所在地における退社の登記日から2年間であり、解散登記後に死亡したときは、解散登記日から5年間である。</p>
<p>納税義務の範囲</p> <p>(不足額との関係)</p> <p>8 無限責任社員から徴収することができる金額は、合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人から滞納処分により徴収することができる滞納に係る国税の全額であって、会社財産が徴収すべき国税の額に不足すると認められる場合のその不足する額に限られない。</p> <p>9 (省略)</p>	<p>納税義務の範囲</p> <p>(不足額との関係)</p> <p>8 無限責任社員から徴収することができる金額は、合名会社又は合資会社から滞納処分により徴収することができる滞納に係る国税の全額であって、会社財産が徴収すべき国税の額に不足すると認められる場合のその不足する額に限られない。</p> <p>9 (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p> <p>(法人が解散した場合)</p> <p>1 法第 34 条の「法人が解散した場合」とは、株主総会その他これに準ずる総会等で解散の日を定めたときはその日が経過したとき、解散の日を定めなかったときは解散決議をしたとき、解散事由の発生により解散したときはその事由が発生したとき、裁判所の命令又は裁判により解散したときはその命令又は裁判が確定したとき、主務大臣の命令により解散したときはその命令が効力を生じたとき、休眠会社がみなす解散となったとき等をいう（<u>民法第 68 条、会社法第 471 条、第 472 条、第 641 条、第 824 条、第 833 条、中間法人法第 9 条の 2、第 81 条、第 83 条、第 84 条、第 108 条、第 110 条、中小企業等協同組合法第 62 条、第 82 条の 13、第 106 条第 4 項、宗教法人法第 43 条第 1 項、第 2 項、第 81 条第 1 項、会社更生法第 182 条、第 224 条等</u>）。ただし、<u>会社法第 921 条《吸収合併の登記》、第 922 条《新設合併の登記》、第 919 条《持分会社の種類の変更の登記》等の規定による解散の登記をしたときは、清算手続が行われないので、「法人が解散した場合」には含まれない。</u></p> <p>なお、上記の解散は、その登記の有無を問わない。</p> <p>(注)1 法人が解散しないで事実上解散状態にある場合には、その法人の財産の<u>分配等</u>がされているときでも、法第 34 条の規定を適用することはできないが、法第 39 条《無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務》、通則法第 42 条《債権者の代位及び詐害行為の取消し》等の規定を適用できる場合がある。</p> <p>2 1 人の株主が発行済株式の全部を所有する株式会社（以下「一人会社」という。）にあつては、<u>招集手続がなくとも、1 人の株主の意思決定により解散決議をし得</u></p>	<p style="text-align: center;">第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p> <p>(法人が解散した場合)</p> <p>1 法第 34 条の「法人が解散した場合」とは、株主総会その他これに準ずる総会等で解散の日を定めたときはその日が経過したとき、解散の日を定めなかったときは解散決議をしたとき、解散事由の発生により解散したときはその事由が発生したとき、裁判所の命令又は裁判により解散したときはその命令又は裁判が確定したとき、主務大臣の命令により解散したときはその命令が効力を生じたとき、休眠会社がみなす解散となったとき等をいう（<u>商法 58 条、112 条、147 条、406 条ノ 2、406 条ノ 3、有限会社法 71 条ノ 2、中小企業等協同組合法 106 条 2 項、宗教法人法 43 条 1 項、2 項、会社更生法 261 条 1 項等</u>）。ただし、<u>商法第 101 条《合併の登記》、第 114 条《組織変更の登記》、有限会社法第 62 条《合併の登記》等の規定による解散の登記をしたときは含まれない。</u></p> <p>なお、上記の解散は、その登記の有無を問わない。</p> <p>(注)1 法人が解散しないで事実上解散状態にある場合には、その法人の財産の<u>配分等</u>がされているときでも、法第 34 条の規定を適用することはできないが、法第 39 条《無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務》、通則法第 42 条《債権者の代位及び詐害行為の取消し》等の規定を適用できる場合がある<u>ことに留意する</u>。</p> <p>2 1 人の株主が発行済株式の全部を所有する株式会社（以下「一人会社」という。）にあつては、客観的事実（例えば、<u>営業譲渡</u>をした後に廃業しているような場合）</p>

改正後	改正前
<p><u>る（昭和 44.3.18 大阪地判、昭和 46.6.24 最高判参照）ことから、客観的事実（例えば、<u>事業譲渡をした後に廃業しているような場合）に基づき、招集手続がなくても解散決議をしたものと認定できる場合には、法第 34 条の「解散した場合」に該当する。また、一人会社と実質的に同様と認められるような株式会社についても、同様である（昭和 52.2.14 最高判参照）。</u></u></p>	<p><u>から解散したと認められる場合には、法第 34 条の「解散した場合」に該当する（昭和 44.3.18 大阪地判、昭和 46.6.24 最高判参照）。</u>また、一人会社と同様に認められるような株式会社又は有限会社についても、同様である（昭和 52.2.14 最高判参照）。</p>
<p>（課されるべき国税等）</p>	<p>（課されるべき国税）</p>
<p>2 法第 34 条の「法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税」とは、法人が結果的に納付しなければならないこととなるすべての国税をいい、解散の時又は残余財産の分配若しくは引渡しの際において成立していた国税に限られない。</p>	<p>2 法第 34 条の「法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税」とは、法人が結果的に納付しなければならないこととなるすべての国税をいい、解散の時又は残余財産の分配又は引渡し（以下第 34 条関係において「分配等」という。）の際において成立していた国税に限られない。</p>
<p>（分配又は引渡し）</p>	<p>（分配又は引渡し）</p>
<p>3 法第 34 条の「分配」とは、法人が清算する場合において、残余財産を社員、株主、組合員、会員等（以下第 34 条関係において「社員等」という。）に、原則としてその出資額に応じて分配することをいい（<u>会社法第 504 条、第 505 条、第 666 条等</u>）、「引渡し」とは、法人が清算する場合において、残余財産を民法第 72 条《残余財産の帰属》等の規定により処分することをいう（<u>宗教法人法第 50 条、医療法第 56 条等</u>）。</p>	<p>3 法第 34 条の「分配」とは、法人が清算する場合において、残余財産を社員、株主、組合員、会員等（以下第 34 条関係において「社員等」という。）に、原則としてその出資額に応じて分配することをいい（<u>民法 688 条 2 項、商法 68 条、147 条、425 条、有限会社法 73 条等</u>）、「引渡し」とは、法人が清算する場合において、残余財産を民法第 72 条《残余財産の帰属》等の規定により処分することをいう（<u>宗教法人法 50 条、医療法 56 条等</u>）。</p>
<p>なお、上記の「分配」又は「引渡し」は、法人が解散した後に行ったものに限らず、解散を前提にそれ以前に行った分配又は引渡し（以下第 34 条関係において「分配等」という。）も含まれる（昭和 47.9.18 東京地判参照）。</p>	<p>なお、上記の「分配」又は「引渡し」は、法人が解散した後に行ったものに限らず、解散を前提にそれ以前に行った分配又は引渡しも含まれる（昭和 47.9.18 東京地判）。</p>
<p>（徴収すべき額に不足すると認められる場合）</p>	<p>（不足すると認められる場合）</p>
<p>4 （省略）</p>	<p>4 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>納税義務を負う者 (清算人)</p> <p>5 法第 34 条の「清算人」とは、解散法人（合併により解散した法人及び破産した法人を除く。）の清算事務を執行する者で分配等をした者をいい、納付通知書を発する時において清算人でない者も含まれる。</p> <p>なお、清算人に就任することを承諾した上、清算事務を第三者に一任している者は、直接に清算事務に関与しなくても法第 34 条の「清算人」に該当する（昭和 52.2.14 最高判参照）。</p> <p>(任意清算の場合)</p> <p>6 <u>会社法第 668 条《任意清算における財産の処分の方法》</u>の規定による任意清算の場合には、清算人が置かれないことがあるが、この場合においても、分配等を受けた者については、法第 34 条の規定が適用される。</p>	<p>納税義務を負う者 (清算人)</p> <p>5 法第 34 条の「清算人」とは、解散法人（合併により解散した法人及び破産した法人を除く。）の清算事務を執行する者で分配等をした者をいい、納付通知書を発する時において清算人でない者も含まれる。</p> <p>なお、<u>分配等が清算人会の決議に基づいてされたときは、その決議に賛成した清算人はその分配等をしたものとみなし、またその議事録に異議をとどめなかった清算人はその決議に賛成したものと推定するものとする（商法 430 条 2 項、266 条 2 項、3 項参照）。</u>また、清算人に就任することを承諾した上、清算事務を第三者に一任している者は、直接に清算事務に関与しなくても法第 34 条の「清算人」に該当する（昭和 52.2.14 最高判）。</p> <p>(任意清算の場合)</p> <p>6 <u>商法第 117 条第 1 項《任意清算》（147 条において準用する場合を含む。）</u>の規定による任意清算の場合には、清算人が置かれないことがあるが、この場合にも、分配等を受けた者については、法第 34 条の規定が適用される。</p>
<p>納税義務の範囲 (責めに任ずる)</p> <p>7 法第 34 条ただし書の「責に任ずる」とは、清算人は分配等をした財産の価額を、分配等を受けた者はその受けた財産の価額を、それぞれ限度として第二次納税義務を負うことをいう。</p> <p><u>（注）合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人が解散した場合において、清算人及び残余財産の分配等を受けた者が、無限責任社員に該当し、法第 33 条《無限責任社員の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務を負う場合には、法第 34</u></p>	<p>納税義務の範囲 (責めに任ずる)</p> <p>7 法第 34 条ただし書の「責に任ずる」とは、清算人は分配等をした財産の価額を、分配等を受けた者はその受けた財産の価額を、それぞれ限度として第二次納税義務を負うことをいう<u>ものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>条の規定は適用されない（法第 34 条かつこ書）。</u></p> <p>8 （省略）</p> <p>（清算人が 2 人以上ある場合）</p> <p>9 清算人が 2 人以上ある場合において、各清算人がそれぞれ別個に分配等をしたときは、その分配等をした財産の価額を、それぞれその<u>第二次納税義務の限度とするが、</u>清算人が共同行為により分配等をしたときは、その分配等をした財産の価額の全額を、それぞれその限度とする。</p> <p>（第二次納税義務者相互の関係）</p> <p>10 同一の分配等に基づく法第 34 条の第二次納税義務者が 2 人以上ある場合には、それらの者相互の関係は、次のとおりとする。</p> <p><u>なお、2 回以上の分配等が行われ、それぞれの分配等ごとに法第 34 条の第二次納税義務者がある場合においては、第二次納税義務者の 1 人につき生じた事由は、異なる回の分配等に基づく第二次納税義務者には、影響を及ぼさない。この場合において、第二次納税義務者の納付、過誤納金等の充当等により主たる納税者の国税が消滅したときは、その主たる納税者の国税につき生じた効果が、他の第二次納税義務者に影響を及ぼす場合があることはもちろんである（第 32 条関係 20 参照）。</u></p> <p>(1) 第二次納税義務者の 1 人につき生じた納付、過誤納金等の充当等以外の事由は、他の第二次納税義務者の第二次納税義務には、影響を及ぼさない。</p>	<p>8 （同左）</p> <p>（清算人が 2 人以上ある場合）</p> <p>9 清算人が 2 人以上ある場合における<u>第二次納税義務の範囲については、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) 各清算人がそれぞれ別個に分配等をした場合は、その分配等をした財産の価額を、それぞれその限度とする。</p> <p>(2) <u>清算人が分配等に係る清算人会の決議に賛成した場合は、その分配等に係る財産の価額の全額を、それぞれその限度とする（5 のなお書参照）。</u></p> <p>(3) 清算人が共同行為により分配等をした場合は、その分配等をした財産の価額の全額を、それぞれその限度とする。</p> <p>（第二次納税義務者相互の関係）</p> <p>10 同一の分配等に基づく法第 34 条の第二次納税義務者が 2 人以上ある場合には、それらの者相互の関係は、次のとおりとする。</p> <p>(注) 2 回以上の分配等が行われ、それぞれの分配等ごとに法第 34 条の第二次納税義務者がある場合においては、第二次納税義務者の 1 人につき生じた事由は、異なる回の分配等に基づく第二次納税義務者には、影響を及ぼさない。</p> <p><u>なお、上記の場合において、第二次納税義務者の納付等により主たる納税者の国税が消滅したときは、その主たる納税者の国税につき生じた効果が、他の第二次納税義務者に影響を及ぼす場合があることはもちろんである（第 32 条関係 20 参照）。</u></p> <p>(1) 第二次納税義務者の 1 人につき生じた履行（納付、過誤納金等の充当、<u>法 129 条 1 項及び 2 項の規定に基づく国税の消滅をいう。以下 10 において同じ。）</u>以外の</p>

改正後	改正前																										
<p>(2) 第二次納税義務者の1人がその第二次納税義務を納付、過誤納金等の充当等した場合には、その納付、過誤納金等の充当等による第二次納税義務の消滅が他の第二次納税義務者の第二次納税義務の範囲に含まれている限り、その限度で他の第二次納税義務者の第二次納税義務も消滅する。この場合における「範囲に含まれている」かどうかの判定は、分配等に係る財産の価額を基準として行う。</p> <p>なお、分配等に係る財産の価額から第二次納税義務者の限度額を控除した額を超える額につき、他の第二次納税義務者の納付、過誤納金等の充当等があったときは、その超える額が、上記の「範囲に含まれている」ことになる。</p> <p>〔例〕 主たる納税者の国税・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000万円 分配をした財産の価額・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,000万円 第二次納税義務の限度額</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>清算人</td> <td>甲</td> <td>・・・・・・・・</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>分配を受けた者</td> <td>乙</td> <td>・・・・・・・・</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>分配を受けた者</td> <td>丙</td> <td>・・・・・・・・</td> <td>400万円</td> </tr> </table> <p>上記の例において、例えば、甲が第二次納税義務につき500万円納付したとき、甲の責任は、残額500万円（甲の限度額1,000万円－甲の納付額500万円）となり、各第二次納税義務者の責任の最高限度額は500万円となる。したがって、乙の責任は、100万円減少して500万円となり、丙の責任は400万円のままである。</p>	清算人	甲	・・・・・・・・	1,000万円	分配を受けた者	乙	・・・・・・・・	600万円	分配を受けた者	丙	・・・・・・・・	400万円	<p>事由は、他の第二次納税義務者の第二次納税義務には、影響を及ぼさない。</p> <p>(2) 第二次納税義務者の1人がその第二次納税義務を履行した場合には、その履行による第二次納税義務の消滅が他の第二次納税義務者の第二次納税義務の範囲に含まれている限り、その第二次納税義務も消滅する。この場合における「範囲に含まれている」かどうかの判定は、分配等に係る財産の価額を基準として行う。</p> <p>〔注〕 分配等に係る財産の価額から第二次納税義務者の限度額を控除した額を超える額につき、他の第二次納税義務者の履行があったときは、その超える額が、上記の「範囲に含まれている」ことになる。</p> <p>〔例〕 主たる納税者の国税・・・・・・・・・・・・・・・・ 50万円 分配をした財産の価額・・・・・・・・・・・・・・・・ 10万円</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td rowspan="3">限度額</td> <td rowspan="3">}</td> <td>清算人</td> <td>甲</td> <td>・・・・・・・・</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>分配を受けた者</td> <td>乙</td> <td>・・・・・・・・</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>分配を受けた者</td> <td>丙</td> <td>・・・・・・・・</td> <td>4万円</td> </tr> </table> <p>イ 甲が3万円履行したとき。 甲の責任は、残額7万円（甲の限度額10万円－甲の履行額3万円）となる。 乙、丙の限度額はその7万円に満たないから、甲の履行は乙及び丙には影響がない。</p> <p>ロ 甲が5万円履行したとき。 甲の責任は、残額5万円（甲の限度額10万円－甲の履行額5万円）となる。 甲の履行によりその残額5万円が責任の最高限度になることから、乙の責任は、1万円減少（乙の限度額6万円－その残額5万円）して残額5万円となる。丙の責任（4万円）は、5万円に満たないから、甲の履行は丙には影響がない。</p> <p>ハ 甲が7万円履行したとき。 甲の責任は、残額3万円（甲の限度額10万円－甲の履行額7万円）となる。</p>	限度額	}	清算人	甲	・・・・・・・・	10万円	分配を受けた者	乙	・・・・・・・・	6万円	分配を受けた者	丙	・・・・・・・・	4万円
清算人	甲	・・・・・・・・	1,000万円																								
分配を受けた者	乙	・・・・・・・・	600万円																								
分配を受けた者	丙	・・・・・・・・	400万円																								
限度額	}	清算人	甲	・・・・・・・・	10万円																						
		分配を受けた者	乙	・・・・・・・・	6万円																						
		分配を受けた者	丙	・・・・・・・・	4万円																						

改正後	改正前
<p>会社法との関係 (会社法第 863 条との関係)</p> <p>11 任意清算中の合名会社又は合資会社が、会社法第 670 条《債権者の異議》の規定に違反して財産を処分した場合において、その処分が残余財産の分配等に該当するとき</p>	<p>甲の履行によりその残額 3 万円が責任の最高限度になることから、乙の責任は、3 万円減少（乙の限度額 6 万円－その残額 3 万円）して残額 3 万円に、丙の責任は、1 万円減少（丙の限度額 4 万円－その残額 3 万円）して残額 3 万円となる。</p> <p>三 乙が 2 万円履行したとき。 乙の責任は、残額 4 万円（乙の限度額 6 万円－己の履行額 2 万円）となる。乙の履行により 8 万円が責任の最高限度になることから、甲の責任は、2 万円減少（甲の限度額 10 万円－その残額 8 万円）して残額 8 万円となる。丙の責任（4 万円）は、8 万円に満たないから、乙の履行は丙には影響がない。</p> <p>ホ 乙が 6 万円履行したとき。 乙の責任は、0（乙の限度額 6 万円－乙の履行額 6 万円）となる。乙の履行によりその残額 4 万円が責任の最高限度になることから、甲の責任は、6 万円減少（甲の限度額 10 万円－その残額 4 万円）して残額 4 万円となる。丙の責任（4 万円）は、4 万円と同額であることから、乙の履行は丙には影響がない。</p> <p>ハ 丙が 4 万円履行したとき。 丙の責任は、0（丙の限度額 4 万円－丙の履行額 4 万円）となる。丙の履行によりその残額 6 万円が責任の最高限度になることから、甲の責任は、4 万円減少（甲の限度額 10 万円－その残額 6 万円）して残額 6 万円となる。乙の責任の残額（6 万円）は 6 万円と同額であることから、丙の履行は乙には影響がない。</p> <p>商法との関係 (商法第 118 条等との関係)</p> <p>11 任意清算中の合名会社が、商法第 117 条第 3 項《任意清算》において準用する第 100 条第 1 項又は第 3 項《債権者の異議》の規定に違反して財産を処分した場合において、</p>

改正後	改正前
<p>は、法第 34 条の規定の適用があるが、その他の処分であるときは、<u>会社法第 863 条《清算持分会社の財産処分の取消しの訴え》</u>の規定により、その処分の取消しを裁判所に請求することができる。</p> <p>(<u>会社法第 499 条</u>との関係)</p> <p>12 <u>会社法第 499 条《債権者に対する催告等》</u>(<u>中小企業等協同組合法第 69 条</u>、<u>信用金庫法第 64 条</u>等において準用する場合を含む。)の規定は、国税については適用されない(明治 38.10.11 行判参照)。</p> <p>(清算終了登記との関係)</p> <p>13 株式会社等が課されるべき国税又は納付すべき国税を完納しないで清算終了の登記をしても、その登記は適法な清算終了に基づくものではないから、<u>株式会社等</u>は清算のために必要な範囲においてなお存続し、課されるべき国税又は納付すべき国税は消滅しない(大正 6.7.24 行判参照)。</p> <p>(<u>会社法第 473 条</u>等との関係)</p> <p>14 株式会社等が解散し、残余財産を分配等した後において、<u>会社法第 473 条《株式会社の継続》</u>等の規定により<u>株式会社等</u>を継続した場合には、継続の特別決議によって残余財産の分配等の効果は将来に向かって消滅する。したがって、この継続の特別決議後は、残余財産はなかったことになるから、法第 34 条の規定による第二次納税義務を負わせることはできない。</p> <p style="text-align: center;">第 35 条関係 同族会社の第二次納税義務</p>	<p>その処分が残余財産の分配に該当するときは、法第 34 条の規定の適用があるが、その他の処分であるときは、<u>同法第 118 条《会社債権者の保護》</u>の規定により、その処分の取消しを裁判所に請求することができる。</p> <p><u>なお、合資会社の場合も上記と同様である(商法 147 条)。</u></p> <p>(<u>商法第 421 条</u>等との関係)</p> <p>12 <u>商法第 421 条《会社債権者に対する催告》</u>(<u>有限会社法 75 条 1 項</u>、<u>信用金庫法 64 条</u>等において準用する場合を含む。)の規定は、国税については適用されない(明治 38.10.11 行判)。</p> <p>(清算終了登記との関係)</p> <p>13 株式会社等が課されるべき国税又は納付すべき国税を完納しないで清算終了の登記をしても、その登記は適法な清算終了に基づくものではないから、<u>会社</u>は清算のために必要な範囲においてなお存続し、課されるべき国税又は納付すべき国税は消滅しない(大正 6.7.24 行判)。</p> <p>(<u>商法第 406 条</u>等との関係)</p> <p>14 株式会社、<u>有限会社</u>等が解散し、残余財産を分配した後において、<u>商法第 406 条《会社の継続》</u>、<u>有限会社法第 70 条《会社の継続》</u>等の規定により<u>会社</u>を継続した場合には、継続の特別決議によって残余財産の分配の効果は将来に向かって消滅する。したがって、この継続の特別決議後は、残余財産はなかったことになるから、法第 34 条の規定による第二次納税義務を負わせることはできない。</p> <p style="text-align: center;">第 35 条関係 同族会社の第二次納税義務</p>

改正後	改正前
<p>納税義務の成立</p> <p>(会社)</p> <p>1 法第 35 条第 1 項の「会社」とは、株式会社又は持分会社をいい(会社法第 2 条第 1 号)、相互会社(保険業法第 3 章参照)は含まれない。</p> <p>(同族会社の判定)</p> <p>2 法第 35 条第 1 項の「同族会社」に該当するかどうかの判定は、<u>滞納者と会社の株主又は社員の有する株式の数、出資の金額若しくは議決権の数又は滞納者と会社の社員の数</u>によって、法人税法第 2 条第 10 号《同族会社の定義》の同族会社に該当するかどうかにより行うものとする。</p> <p>なお、法第 35 条の株主又は社員は、株主名簿、社員名簿の記載等にかかわらず、<u>実質上の株主又は社員をいう</u>。</p> <p>(削除)</p> <p>(出資)</p> <p>3 法第 35 条の「出資」とは、<u>持分会社</u>の持分をいう。</p> <p>(徴収すべき国税に不足すると認められるとき)</p> <p>4 (省略)</p> <p>(買受人がない場合)</p> <p>5 法第 35 条第 1 項第 1 号の「買受人がない」とは、滞納処分による<u>再度</u>の換価をし</p>	<p>納税義務の成立</p> <p>(会社)</p> <p>1 法第 35 条第 1 項の「会社」とは、<u>合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社</u>をいい(商法 53 条、有限会社法 89 条)、相互会社(保険業法 3 章参照)は含まれない。</p> <p>(同族会社の判定)</p> <p>2 法第 35 条第 1 項の「同族会社」に該当するかどうかの判定は、会社の株主又は社員のうち、<u>滞納者とその持株数(端株数を含む。以下第 35 条関係において同じ。)</u>又は<u>出資の金額が最も大きい者から順次に選定した株主(端株主を含む。以下第 35 条関係において同じ。)</u>又は社員との組合せによって、法人税法第 2 条第 10 号《同族会社の定義》の同族会社に該当するかどうかにより行うものとする。</p> <p>なお、法第 35 条の株主又は社員は、株主名簿、社員名簿、<u>端株原簿</u>の記載等にかかわらず、<u>実質上の株主又は社員をいい、また株券の発行前における株式の譲渡がされている場合には、その譲受人をいうものとする</u>。</p> <p>(注) <u>端株とは、記名株式の 1 株に満たない端数で、1 株の 100 分の 1 の整数倍に当たるものをいう(商法 230 条の 2)。</u></p> <p>(出資)</p> <p>3 法第 35 条の「出資」とは、<u>合名会社、合資会社又は有限会社</u>の持分をいう。</p> <p>(不足すると認められるとき)</p> <p>4 (同左)</p> <p>(買受人がない場合)</p> <p>5 法第 35 条第 1 項第 1 号の「買受人がない」とは、滞納処分による換価をした場合</p>

改正後	改正前
<p>た場合において、売却決定を受けた者がいないとき及び売却決定が取り消されたときをいう。</p> <p>(持分会社の持分の譲渡制限)</p> <p>6 <u>持分会社</u>の持分は、<u>会社法第 585 条《持分の譲渡》</u>の規定により、<u>他の社員の全員（業務を執行しない有限責任社員については業務を執行する社員の全員）の承諾</u>がなければ譲渡できないから、例えば、<u>換価前に社員のうち 1 人（業務を執行しない有限責任社員については業務を執行する社員のうち 1 人）</u>でも換価による持分の譲渡に反対の意思表示をした場合は、法第 35 条第 1 項第 2 号に該当する。</p> <p>(株券が発行されていない場合)</p> <p>7 法第 35 条第 1 項第 2 号の「株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること」とは、<u>株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社（会社法第 214 条参照）</u>について、<u>株券の作成及び交付がされていないために、株式を差し押さえて換価することにつき支障があることをいう。</u></p> <p>なお、この場合においては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 合理的な期間内に株券が発行される（<u>会社法第 215 条参照</u>）見込みがあるとき及び株式の申込証拠金領収証等の書面を株券に準じて差し押さえて換価できるとき（第 56 条関係 <u>14</u> 参照）は、法第 35 条第 1 項第 2 号の事由に当たらないものとして取り扱う。</p> <p>(2) <u>株券が発行されていない場合において、その株式を差し押さえた上で、その取立権に基づき株券の発行及び交付請求権を行使したにもかかわらず、指定した期限までに会社が株券の発行及び交付をしないときは、法第 35 条第 1 項第 2 号の事由に当たる。</u></p>	<p>において、売却決定を受けた者がいないとき及び売却決定が取り消されたときをいう。</p> <p>(合名会社等の持分の譲渡制限)</p> <p>6 <u>合名会社及び合資会社</u>の持分は、<u>商法第 73 条《持分の譲渡》、第 147 条《合名会社の規定の準用》及び第 154 条《有限責任社員の持分の譲渡》</u>の規定によって<u>無限責任社員全員の同意</u>がなければ譲渡できないから、例えば、<u>換価前に無限責任社員のうち 1 人</u>でも換価による持分の譲渡に反対の意思表示をした場合は、法第 35 条第 1 項第 2 号に該当する。</p> <p>(株券又は端株券が発行されていない場合)</p> <p>7 法第 35 条第 1 項第 2 号の「<u>株券若しくは端株券</u>の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること」とは、<u>株券又は端株券の作成及び交付がされていないために、株式を差し押さえて換価することにつき支障があることをいう。</u></p> <p>なお、この場合においては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 合理的な期間内に<u>株券又は端株券</u>が発行される（<u>商法 226 条 1 項、230 条の 3 第 1 項参照</u>）見込みがあるとき及び株式の申込証拠金領収証等の書面を株券に準じて差し押さえて換価できるとき（第 56 条関係 <u>16</u> 参照）は、法第 35 条第 1 項第 2 号の事由に当たらないものとして取り扱う。</p> <p>(2) <u>株券又は端株券</u>が発行されていない場合において、その交付請求権を<u>差し押さえたにもかかわらず、指定した期限までに会社が株券又は端株券を交付しないときは、法第 35 条第 1 項第 2 号の事由に当たる。</u></p>

改正後	改正前
<p>納税義務の範囲</p> <p>(納付すべき国税)</p> <p>8 法第 35 条第 1 項の「納付すべき国税」には、所得税法第 142 条第 2 項《純損失の繰戻しによる還付》(第 166 条において準用する場合を含む。)又は法人税法第 80 条第 6 項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付した金額に係る還付加算金(通則法第 58 条第 1 項)があったときは、その還付加算金のうち修正申告又は更正によって減少する還付金の額に相当する所得税額又は法人税額に対応する部分の金額が含まれる(通則法第 19 条第 4 項第 3 号ハ、第 28 条第 2 項第 3 号ハ参照)。</p> <p>(申告等があった日)</p> <p>9 法第 35 条第 1 項の「還付の基因となった申告、更正又は決定があった日」とは、還付金の額に相当する国税を減少させる修正申告又は更正があった場合において、還付の基因となった申告、更正又は決定があった日をいう。</p> <p>なお、修正申告又は更正により納付すべき国税が還付金の額を超えることとなった場合には、その超えることとなった国税の額に相当する部分の国税の法定納期限は、当該国税の本来の法定納期限である。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>納税義務の範囲</p> <p>(納付すべき国税)</p> <p>8 法第 35 条第 1 項の「納付すべき国税」には、所得税法第 142 条第 2 項《純損失の繰戻しによる還付》(166 条において準用する場合を含む。)又は法人税法第 81 条第 6 項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付した金額に係る還付加算金(通則法 58 条 1 項)があったときは、その還付加算金のうち修正申告又は更正によって減少する還付金の額に相当する所得税額又は法人税額に対応する部分の金額が含まれる(通則法 19 条 4 項 3 号ハ、28 条 2 項 3 号ハ参照)。</p> <p>(申告等があった日)</p> <p>9 法第 35 条第 1 項の「還付の基因となった申告、更正又は決定があった日」とは、還付金の額に相当する国税を減少させる修正申告又は更正があった場合において、還付の基因となった申告、更正又は決定があった日をいう。</p> <p>なお、修正申告又は更正により納付すべき国税が還付金の額を超えることとなった場合には、その超えることとなった国税の額に相当する部分の国税の法定納期限は、当該国税の本来の法定納期限である。</p> <p><u>[例 1]</u></p> <p><u>所得税の確定申告により生じた還付金 10 万円を還付した後、その還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告により納付すべき所得税が 1 万円生じた場合については、その確定申告があった日が法定納期限となる。</u></p> <p><u>(注) 申告書が郵便により提出された場合の「申告があった日」については、通則法第 22 条(郵送に係る納税申告書の提出時期)の規定の適用がある。</u></p> <p><u>[例 2]</u></p> <p><u>所得税の減額更正により生じた還付金 8 万円を還付した後、その還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告により納付すべき所得税が 1 万円生じた場合</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(1年以上前)</p> <p>10 法第 35 条第 1 項の「1 年以上前に取得したものを除く」とは、法定納期限の 1 年前の応当日以前に取得したものを除くことをいい、<u>応当日の当日に取得したのもも第二次納税義務の対象から除かれる。</u>この場合の応当日については、通則法第 10 条第 2 項《期限の特例》の規定は適用されない。</p> <p>(相続等があった場合の株式等の取得時期)</p> <p>11 相続等があった場合における法第 35 条第 1 項の「取得」の時期は、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) <u>滞納者が、合併後存続する法人又は合併により設立した法人（法第 35 条第 1 項の同族会社）の株式又は出資を有する場合において、その株式又は出資の取得が、合併により消滅した法人の株式又は出資を有していたことによるときは、合併があった日</u></p> <p>(6) <u>分割承継法人の固有の国税と分割をした法人から取得した株式又は出資との関係においては、分割があった日</u></p> <p>(7) <u>分割承継法人の通則法第 9 条の 2 《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定による連帯納付の責任に係る国税と分割をした法人から取得した株式又は出資との関係においては、分割した法人が株式又は出資を取得した日</u></p> <p>(8) <u>分割承継法人の通則法第 9 条の 2 《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定に</u></p>	<p><u>については、その減額更正があった日が法定納期限となる。</u></p> <p><u>[例 3]</u></p> <p><u>通則法第 25 条（決定）の規定による決定により生じた還付金 6 万円を還付した後、その還付金の額に相当する税額を減少させる再更正により納付すべき法人税 1 万円が生じた場合については、その決定があった日が法定納期限となる。</u></p> <p>(1年以上前)</p> <p>10 法第 35 条第 1 項の「1 年以上前に取得したものを除く」とは、法定納期限の 1 年前の応当日以前に取得したものを除くことをいう。この場合の応当日については、通則法第 10 条第 2 項《期限の特例》の規定は適用されない。</p> <p>(相続等があった場合の株式等の取得時期)</p> <p>11 相続等があった場合における法第 35 条第 1 項の「取得」の時期は、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の株式又は出資を有する場合において、その株式又は出資の取得が、合併により消滅した法人の株式又は出資を有していたことによる場合は、合併があった日</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>よる連帯納付の責任に係る国税と分割をした他の法人から取得した株式又は出資との関係においては、分割があった日</u></p> <p>(徴収できる国税と株式又は出資との関係)</p> <p>12 法第 35 条の規定により同族会社に対して第二次納税義務を負わせることができる国税は、その会社の株式又は出資を納税者が取得した日から起算して 1 年を経過する日以前にその法定納期限があるものに限られる (法第 35 条第 1 項)。</p> <p>(資産及び負債の額の計算)</p> <p>13 法第 35 条第 2 項の「資産の総額」及び「負債の総額」の算定に当たっては、法第 32 条第 1 項《納付通知書による告知等》の規定による納付通知書を発する日における<u>貸借対照表又は財産目録</u>を参考として、その日における会社財産の適正な価額を計算する。この場合において、上記の納付通知に係る第二次納税義務は、負債に含めない。</p> <p>なお、上記の資産及び負債の総額の計算は、原則として納付通知書を発する日の現況によるが、特に徴収上支障がない限り、その日の直前の決算期 (中間決算を含む。) の貸借対照表、財産目録又は法人税の決議書を参考として行っても差し支えない。</p> <p>(現物、労務又は信用による出資)</p> <p>14 法第 35 条第 2 項の「出資の数」については、現物、労務又は信用をもって出資の目的とした場合には、出資の評価についての定款による価額又は評価の基準によって、納税者の有する出資の価額を計算し、その価額を現金による出資の価額と同様に取り扱って、出資の数を計算する。</p> <p style="text-align: center;">第 36 条関係 実質課税額等の第二次納税義務</p>	<p>(徴収できる国税と株式又は出資との関係)</p> <p>12 法第 35 条の規定により同族会社に対して第二次納税義務を負わせることができる<u>場合の</u>国税は、その会社の株式又は出資を納税者が取得した日から起算して 1 年を経過する日以前にその法定納期限があるものに限られる (法 35 条 1 項)。</p> <p>(資産及び負債の額の計算)</p> <p>13 法第 35 条第 2 項の「資産の総額」及び「負債の総額」の算定に当たっては、法第 32 条第 1 項《納付通知書による告知等》の規定による納付通知書を発する日における<u>財産目録又は貸借対照表</u>を参考として、その日における会社財産の適正な価額を計算する<u>ものとする</u>。この場合において、上記の納付通知に係る第二次納税義務は、負債に含めない<u>ものとする</u>。</p> <p>なお、上記の資産及び負債の額の計算は、原則として納付通知書を発する日の現況によるが、特に徴収上支障がない限り、その日の直前の決算期 (中間決算を含む。) の貸借対照表、財産目録又は法人税の決議書を参考として行っても差し支えない。</p> <p>(現物、労務又は信用による出資)</p> <p>14 法第 35 条第 2 項の「出資の数」については、現物、労務又は信用をもって出資の目的とした場合には、出資の評価についての定款による価額又は評価の基準によって、納税者の有する出資の価額を計算し、その価額を現金による出資の価額と同様に取り扱って、出資の数を計算する<u>ものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 36 条関係 実質課税額等の第二次納税義務</p>

改正後	改正前
<p>納税義務の成立</p> <p>1 (省略)</p> <p>(国税)</p> <p>2 法第 36 条第 1 号から第 3 号に規定する規定により課された国税（以下 2 において「実質課税に係る部分の国税」という。）が、一つの国税（一つの申告、更正又は決定の通知によって国税の額が確定したものをいう。以下 2、第 37 条関係 3 及び第 38 条関係 13 において同じ。）の一部であるときは、その国税の額の算定は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 法第 36 条第 1 号又は第 3 号に規定する規定により課された国税の額は、次の算式により計算して得た金額とする（令第 12 条第 1 項）。</p> $\text{国税の額} \times \frac{\text{国税の課税標準額} - \text{実質課税部分を除いた国税の課税標準額}}{\text{国税の課税標準額}}$ <p>(注)1 上記の「<u>国税の課税標準額</u>」とは、一つの国税の額に対応する課税標準額をいう。</p> <p>2 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税について上記の計算をする場合には、上記の「<u>国税の課税標準額</u>」とは、これらの加算税の計算の基礎となった国税の課税標準額をいう。</p> <p>(2) 法第 36 条第 2 号に規定する規定により課された消費税の額は、次の算式により計算して得た金額とする（令第 12 条第 1 項）。</p> $\text{消費税の額} \times \frac{\text{納付すべき消費税の額} - \text{実質課税部分を除いた納付すべき消費税の額}}{\text{納付すべき消費税の額}}$	<p>納税義務の成立</p> <p>1 (同左)</p> <p>(国税)</p> <p>2 法第 36 条第 1 号から第 3 号に規定する規定により課された国税（以下 2 において「実質課税に係る部分の国税」という。）が、一つの国税（一つの申告、更正又は決定の通知によって国税の額が確定したものをいう。以下 2、第 37 条関係 3 及び第 38 条関係 13 において同じ。）の一部であるときは、その国税の額の算定は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 法第 36 条第 1 号又は第 3 号に規定する規定により課された国税の額は、次の算式により計算して得た金額とする（令 12 条 1 項）。</p> $\text{国税の額} \times \frac{\text{国税の課税標準額} - \text{実質課税部分を除いた国税の課税標準額}}{\text{国税の課税標準額}}$ <p>(注)1 上記の課税標準額とは、一つの国税の額に対応する課税標準額をいう<u>ものとする</u>。</p> <p>2 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税について上記の計算をする場合には、上記の課税標準額は、これらの加算税の計算の基礎となった国税の課税標準額をいう<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) 法第 36 条第 2 号に規定する規定により課された消費税の額は、次の算式により計算して得た金額とする（令 12 条 1 項）。</p> $\text{消費税の額} \times \frac{\text{限界控除適用前の消費税の額} - \text{実質課税以外の部分に係る限界控除適用前の消費税の額}}{\text{限界控除適用前の消費税の額}}$

改正後	改正前
<p>(注) 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税について上記の計算をする場合に<u>おいては</u>、上記の「<u>納付すべき消費税の額</u>」とは、これらの加算税の計算の基礎となった<u>納付すべき消費税の額</u>をいう。</p> <p>(3) 国税の一部につき納付又は充当があった場合は、その納付又は充当は、まず、上記(1)又は(2)以外の部分の金額についてされたものとする（令第12条第2項）。</p> <p>(4) 国税の一部につき免除があった場合は、その免除は、まず、上記(1)又は(2)以外の部分の金額についてされたものとする（令第12条第2項）。ただし、その免除が、実質課税に係る国税についてされたことが明らかであるときは、実質課税に係る部分の国税について免除されたものとする。</p> <p>(5) （省略）</p>	<p>(注) 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税について上記の計算をする場合は、上記の「<u>限界控除適用前の消費税の額</u>」は、これらの加算税の計算の基礎となった<u>限界控除適用前の消費税の額</u>をいう<u>ものとする</u>。</p> <p>(3) 国税の一部につき納付又は充当があった場合は、その納付又は充当は、まず、上記(1)又は(2)以外の部分の金額についてされたものとする（令12条2項）。</p> <p>(4) 国税の一部につき免除があった場合は、その免除は、まず、上記(1)又は(2)以外の部分の金額についてされたものとする（令12条2項）。ただし、その免除が、実質課税に係る国税についてされたことが明らかであるときは、実質課税に係る部分の国税について免除されたものとする。</p> <p>(5) （同左）</p>
<p>（徴収すべき額に不足すると認められるとき）</p>	<p>（不足すると認められるとき）</p>
<p>3 （省略）</p>	<p>3 （同左）</p>
<p>（実質課税）</p>	<p>（実質課税）</p>
<p>4 法第36条第1号の「所得税法第12条（実質所得者課税の原則）又は法人税法第11条（実質所得者課税の原則）の規定により課された国税」及び法第36条第2号の「消費税法第13条（資産の譲渡等を行つた者の実質判定）の規定により課された国税」は、その所得税、法人税又は消費税が、申告、更正又は決定の<u>いずれにより課されたか</u>を問わない。</p>	<p>4 法第36条第1号の「所得税法第12条（実質所得者課税の原則）又は法人税法第11条（実質所得者課税の原則）の規定により課された国税」及び法第36条第2号の「消費税法（<u>昭和63年法律第108号</u>）第13条（資産の譲渡等を行つた者の実質判定）の規定により課された国税」は、その所得税、法人税又は消費税が、申告、更正又は決定の<u>いずれによるか</u>を問わない。</p>
<p>（所得の帰属推定による課税）</p>	<p>（所得の帰属推定による課税）</p>
<p>5 法第36条第1号の「所得税法第158条（事業所の所得の帰属の推定）の規定により課された国税」とは、<u>同条の規定により課された通則法第24条から第26条まで</u>《更正、決定、再更正》の規定による更正又は決定に係る所得税をいう。</p>	<p>5 法第36条第1号の「所得税法第158条（事業所の所得の帰属の推定）の規定により課された国税」とは、<u>通則法第24条から第26条まで</u>《更正、決定、再更正》の規定による更正又は決定に係る所得税をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(資産の譲渡等を行った者の実質判定)</p> <p>6 法第 36 条第 2 号の「消費税法第 13 条（資産の譲渡等を行った者の実質判定）の規定により課された国税（同法第 2 条第 1 項第 8 号（定義）に規定する貸付けに係る部分に限る。）」は、消費税法第 13 条の規定により課された消費税のうち、事業として対価を得て行われる資産の貸付けに基因して課されたものに限られる。</p>	<p>(資産の譲渡等を行った者の実質判定)</p> <p>6 法第 36 条第 2 号の「消費税法 <u>（昭和 63 年法律第 108 号）</u> 第 13 条（資産の譲渡等を行った者の実質判定）の規定により課された国税（同法第 2 条第 1 項第 8 号（定義）に規定する貸付けに係る部分に限る。）<u>と</u>は、消費税法第 13 条の規定により課された消費税のうち、事業として対価を得て行われる資産の貸付けに基因して課されたものに限られる<u>ことに留意する。</u></p>
<p>(同族会社等の行為計算否認等による課税)</p> <p>7 法第 36 条第 3 号の「<u>所得税法第 157 条（同族会社等の行為又は計算の否認等）、法人税法第 132 条（同族会社等の行為又は計算の否認）、第 132 条の 2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）若しくは第 132 条の 3（連結法人に係る行為又は計算の否認）、相続税法第 64 条（同族会社の行為又は計算の否認等）又は地価税法第 32 条（同族会社等の行為又は計算の否認等）</u>の規定により課された国税」とは、<u>これらの規定により課された通則法第 24 条から第 26 条まで《更正、決定、再更正》の規定による更正若しくは決定に係る所得税、法人税、相続税、贈与税又は地価税をいう。</u></p>	<p>(同族会社の行為計算否認による課税)</p> <p>7 法第 36 条第 3 号の「<u>所得税法第 157 条（同族会社等の行為又は計算の否認）、法人税法第 132 条（同族会社等の行為又は計算の否認）又は相続税法第 64 条（同族会社の行為又は計算の否認）</u>の規定により課された国税」とは、<u>通則法第 24 条から第 26 条まで《更正、決定、再更正》の規定による更正若しくは決定に係る所得税、法人税、相続税又は贈与税をいう。</u></p>
<p>納税義務を負う者</p> <p>8・9 (省略)</p>	<p>納税義務を負う者</p> <p>8・9 (同左)</p>
<p>(第 3 号の場合)</p> <p>10 法第 36 条第 3 号の「否認された納税者の行為（否認された計算の基礎となつた行為を含む。）につき利益を受けたものとされる者」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 「納税者」とは、<u>7</u>の同族会社等の行為計算否認等による課税により国税の納税義務を負う者をいい、納税者の「行為」とは、納税者が当事者となっている行為を</p>	<p>(第 3 号の場合)</p> <p>10 法第 36 条第 3 号の「否認された納税者の行為（否認された計算の基礎となつた行為を含む。）につき利益を受けたものとされる者」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 「納税者」とは、<u>6</u>の同族会社等の行為計算否認による課税により国税の納税義務を負う者をいい、納税者の「行為」とは、納税者が当事者となっている行為をい</p>

改正後	改正前
<p>いう。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 「利益を受けたものとされる者」とは、納税者の行為について、行為又は計算の<u>否認等の理由</u>との関係からみて不当な経済的利益を受けたと認められる者をいう。</p> <p>納税義務の範囲 (収益が生じた財産)</p> <p>11 法第 36 条の「収益が生じた財産」とは、資産から生じた収益に関する実質課税の場合にはその資産、事業から生じた収益に関する実質課税の場合にはその事業に属する資産、法人の事業所の所得の帰属推定による課税の場合にはその事業所の事業に属する資産をいうが、なお次のことに留意する。</p> <p>(1) 収益が生じた資産又は<u>収益が生じた事業</u>（事業所の事業を含む。以下第 36 条関係において同じ。）に<u>属する資産</u>が、譲渡等により、<u>滞納処分</u>の時ににおいて、既に 8 の第二次納税義務者に法律上帰属するとみられない場合には、その資産又は事業に属する資産に対しては、第二次納税義務を追及できない（取得財産に対する追及については、12 参照）。</p> <p>(2) 事業に属する資産は、<u>滞納処分</u>の時ににおいて、その事業に属するものである。したがって、資産がその事業に属することとなった時期が、課税時又は納付通知等の前であるか後であるかを問わない。</p> <p>(注) 事業に属していた資産が、譲渡等により<u>滞納処分</u>の時ににおいて<u>事業に属さない</u>場合には、その資産に対しては第二次納税義務を追及できない（この場合の取得財産に対する追及については、12 の(2)参照）。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(異動によって取得した財産)</p>	<p>う。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 「利益を受けたものとされる者」とは、納税者の行為について、行為又は計算の<u>否認理由</u>との関係からみて不当な経済的利益を受けたと認められる者をいう。</p> <p>納税義務の範囲 (収益が生じた財産)</p> <p>11 法第 36 条の「収益が生じた財産」とは、資産から生じた収益に関する実質課税の場合にはその資産、事業から生じた収益に関する実質課税の場合にはその事業に属する資産、法人の事業所の所得の帰属推定による課税の場合にはその事業所の事業に属する資産をいうが、なお次のことに留意する。</p> <p>(1) 収益が生じた資産又は<u>事業</u>（事業所の事業を含む。以下第 36 条関係において同じ。）が、譲渡等により、<u>滞納処分</u>時ににおいて、既に 8 の第二次納税義務者に法律上帰属するとみられない場合には、その資産又は事業に属する資産に対しては、第二次納税義務を追及できない（取得財産に対する追及については、12 参照）。</p> <p>(2) 事業に属する資産は、<u>滞納処分時現在</u>において、その事業に属するものである。したがって、資産がその事業に属することとなった時期が、課税時又は納付通知等の前であるか後であるかを問わない。</p> <p>(注) 事業に属していた資産が、譲渡等により<u>滞納処分時現在</u>において<u>事業に属しない</u>場合には、その資産に対しては第二次納税義務を追及できない（この場合の取得財産に対する追及については、12 の(2)参照）。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(異動によって取得した財産)</p>

改正後	改正前
<p>12 法第 36 条の「その財産の異動により取得した財産」とは、11 の収益が生じた財産（資産又は事業に属する資産）及び 14 の貸付けに係る財産について、その交換によって取得した財産、売却によって取得した代金、滅失によって取得した保険金等をいうが、なお次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 事業に属する資産の異動によって取得した資産は、それがその事業に属さない場合に限り、収益が生じた財産の異動により取得した財産に含まれ、その事業に属する場合には、「収益が生じた財産」に該当することとなる。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(基因して取得した財産)</p>	<p>12 法第 36 条の「その財産の異動により取得した財産」とは、11 の収益が生じた財産（資産又は事業）及び 14 の貸付けに係る財産について、その交換によって取得した財産（資産又は事業）、売却によって取得した代金、滅失によって取得した保険金等をいうが、なお次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 事業に属する資産の異動によって取得した資産は、それがその事業に属しない場合に限り、収益が生じた財産の異動により取得した財産に含まれる。</p> <p>(注) 事業に属する資産の異動によって取得した資産が、その事業に属する場合については、11 の(2)参照。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(基因して取得した財産)</p>
<p>13 法第 36 条の「これらの財産に基因して取得した財産」とは、11 の収益が生じた財産及び 12 の異動により取得した財産について、その天然果実又は法定果実及び権利の使用料等をいう。</p> <p>(貸付けに係る財産)</p>	<p>13 法第 36 条の「これらの財産に基因して取得した財産」とは、11 の収益が生じた財産及び 12 の異動により取得した財産について、その天然又は法定の果実及び権利の使用料等をいう。</p> <p>(貸付けに係る財産)</p>
<p>14 法第 36 条の「貸付けに係る財産」とは、事業として対価を得て行われる資産の貸付けの目的となる財産をいうが、なお次のことに留意する。</p> <p>(1) 「資産の貸付け」には、資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む（消費税法第 2 条第 2 項）。</p> <p>(注1) 「資産に係る権利の設定」とは、例えば次のものをいう。</p> <p>(1) 土地に係る地上権又は地役権の設定</p> <p>(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権及び回路配置利用権に係る実施権、使用権又は利用権の設定</p>	<p>14 法第 36 条第 2 号の「貸付けに係る財産」とは、事業として対価を得て行われる資産の貸付けの目的となる財産をいうが、なお次のことに留意する。</p> <p>(1) 「資産の貸付け」には、資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む（消費税法 2 条 2 項）。</p> <p>(注1) 「資産に係る権利の設定」とは、例えば、土地に係る地上権若しくは地役権、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。）に係る実施権若しくは使用権又は著作物に係る出版権の設定をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 著作物に係る出版権の設定</p> <p>2 「資産を使用させる一切の行為」とは、例えば次のものをいう。</p> <p>(1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権及び回路配置利用権並びにこれらの権利に係る出願権及び実施権の使用、提供又は伝授</p> <p>(2) 著作物の複製、上演、演奏、上映、公衆送信、口述、展示、頒布、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物を利用させる行為</p> <p>(2) 貸付けに係る財産が、譲渡等により、<u>滞納処分</u>の時に<u>おいて</u>、課税の基礎となった貸付けを法律上行ったとみられる者に、<u>法律上帰属すると認められない場合には</u>、第二次納税義務を追及できない（この場合の取得財産に対する追及については、12及び13参照）。</p> <p>(受けた利益の額)</p> <p>15 法第36条の「受けた利益の額」とは、10の(3)の利益を受けたものとされる者（第二次納税義務者）が受けたその利益の額をいう。</p> <p>なお、上記の利益が、<u>滞納処分</u>の<u>時</u>において現存するかどうかは、法第36条第3号の第二次納税義務には関係ない。</p> <p>第37条関係 共同的な事業者の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p> <p>(重要な財産)</p> <p>1 法第37条の「事業の遂行に欠くことができない重要な財産」（以下第37条関係において「重要財産」という。）であるかどうかは、納税者の事業の種類、規模等に<u>応じて判断すべきであるが、一般には、判断の対象とする財産がないものと仮定した場合に、その事業の遂行が不可能になるか又は不可能になるおそれがある状態になると認</u></p>	<p>2 「資産を使用させる一切の行為」とは、例えば次のものをいう。</p> <p>① <u>工業所有権</u>（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利に係る出願権及び実施権をいう。）の使用、提供又は伝授</p> <p>② 著作物の複製、上演、<u>放送</u>、<u>展示</u>、<u>上映</u>、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物を利用させる行為</p> <p>(2) 貸付けに係る財産が、譲渡等により、課税の基礎となった貸付けを法律上行ったとみられる者に、<u>滞納処分時現在において既に法律上帰属すると認められない場合は</u>、第二次納税義務を追及できない（この場合の取得財産に対する追及については、12及び13参照）。</p> <p>(受けた利益の額)</p> <p>15 法第36条の「受けた利益の額」とは、10の(3)の利益を受けたものとされる者（第二次納税義務者）が受けたその利益の額をいう。</p> <p>なお、上記の利益が、<u>滞納処分時現在</u>において現存するかどうかは、法第36条第3号の第二次納税義務には関係ない。</p> <p>第37条関係 共同的な事業者の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p> <p>(重要な財産)</p> <p>1 法第37条の「事業の遂行に欠くことができない重要な財産」（以下第37条関係において「重要財産」という。）であるかどうかは、納税者の事業の種類、規模等に<u>応じ判断すべきであるが、一般には、判断の対象とする財産がないものと仮定した場合に、その事業の遂行が不可能になるか又は不可能になるおそれがある状態になると認めら</u></p>

改正後	改正前
<p>められる程度に、その事業の遂行に関係を有する財産をいう。</p> <p>なお、法第 37 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者が 2 人以上ある場合には、納税者の事業に供しているこれらの者が有する財産を一体として考え、それが重要財産であるかどうかを判定する。<u>また、重要な財産には、滞納処分ができる財産だけでなく、滞納処分ができない財産も含まれるが、重要財産が滞納処分ができる財産と滞納処分ができない財産とで構成されている場合には、原則として滞納処分ができる財産を限度として第二次納税義務を負わせるものとする。</u></p> <p>(財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっている場合)</p> <p>2 法第 37 条の「財産に関して生ずる所得が納税者の所得となつている場合」とは、重要財産から直接又は間接に生ずる所得が納税者の所得となつている場合及び所得税法その他の法律の規定又はその規定に基づく処分により納税者の所得とされる場合をいうものとし、例えば、次に掲げる場合がある。</p> <p>(1) 所得税法第 56 条《事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例》の規定により、<u>納税者と生計を一にする配偶者その他の親族がその納税者の</u>経営する事業で不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべきものから<u>対価の支払</u>を受ける場合で、その<u>対価に相当する金額</u>が納税者の所得とされる場合</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員の所有する財産をその同族会社が時価より低額で<u>賃借</u>しているため、その時価に相当する借賃の金額とその低額な借賃の金額との差額に相当するものが同族会社の実質的な所得となっている場合 (昭和 48.10.15 広島高(岡山支)判参照)</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>(供されている事業に係る国税)</p>	<p>れる程度に、その事業の遂行に関係を有する財産をいう。</p> <p>なお、法第 37 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者が 2 人以上ある場合には、納税者の事業に供しているこれらの者が有する財産を一体として考え、それが<u>事業の遂行に欠くことができない重要財産であるかどうかを判定するものとする。</u></p> <p>(注) <u>法第 37 条の「重要な財産」</u>には、滞納処分ができる財産だけでなく、滞納処分ができない財産も含まれる。</p> <p>(財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっている場合)</p> <p>2 法第 37 条の「財産に関して生ずる所得が納税者の所得となつている場合」とは、重要財産から直接又は間接に生ずる所得が納税者の所得となつている場合及び所得税法その他の法律の規定又はその規定に基づく処分により納税者の所得とされる場合をいうものとし、例えば、次に掲げる場合がある。</p> <p>(1) 所得税法第 56 条《事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例》の規定により、<u>納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族がその納税義務者の</u>経営する事業で不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべきものから<u>所得</u>を受ける場合で、その<u>所得</u>が納税者の所得とされる場合</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員の所有する財産をその同族会社が時価より低額で<u>賃借</u>しているため、その時価に相当する借賃の金額とその低額な借賃の金額との差額に相当するものが同族会社の実質的な所得となっている場合 (昭和 48.10.15 広島高岡山支判)</p> <p>(4)・(5) (同左)</p> <p>(供されている事業に係る国税)</p>

改正後	改正前
<p>3 法第 37 条の「供されている事業に係る国税」が一つの国税の一部である場合の国税の額の算定については、第 36 条関係 2 と同様である（<u>令第 12 条第 3 項</u>）。</p> <p>なお、重要財産が供されている事業に係る国税は、その納税者の事業に係る国税のうち、その重要財産が供されていた期間に対応する部分の国税の額に限るものとする。</p> <p>（事業に係る国税）</p> <p>4 法第 37 条の「事業に係る国税」とは、納税者が同族会社であるときはすべての国税を、個人であるときは次に掲げる国税を、それぞれいうものとする。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 消費税等（消費税を除く。）については、重要財産が供されている<u>事業に属する物品に係るもの</u></p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 登録免許税、再評価税、<u>地価税</u>及び印紙税は、事業に係るこれらの国税</p> <p>（徴収すべき額に不足すると認められるとき）</p> <p>5 （省略）</p>	<p>3 法第 37 条の「供されている事業に係る国税」が、<u>一つの国税の一部である場合の</u>国税の額の算定については、第 36 条関係 2 と同様である（令 12 条 3 項）。</p> <p>なお、重要財産が供されている事業に係る国税は、その納税者の事業に係る国税のうち、その重要財産が供されていた期間に対応する部分の国税の額に限るものとする。</p> <p>（事業に係る国税）</p> <p>4 法第 37 条の「事業に係る国税」とは、納税者が同族会社であるときはすべての国税を、個人であるときは次に掲げる国税を、それぞれいうものとする。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 消費税等（消費税を除く）については、重要財産が供されている物品に係るもの</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) 登録免許税、再評価税、<u>有価証券取引税</u>及び印紙税は、事業に係るこれらの国税</p> <p>（不足すると認められるとき）</p> <p>5 （同左）</p>
<p>納税義務を負う者</p> <p>6 （省略）</p> <p>（親族）</p> <p>7 法第 37 条第 1 号の「親族」とは、民法第 725 条各号《親族の範囲》に掲げる者、<u>すなわち、配偶者、六親等内の血族及び三親等内の姻族をいう。</u></p>	<p>納税義務を負う者</p> <p>6 （同左）</p> <p>（親族）</p> <p>7 法第 37 条第 1 号の「親族」とは、民法第 725 条各号《親族の範囲》に掲げる者のうち、<u>配偶者以外の納税者と生計を一にする者、すなわち納税者と生計を一にする者の六親等内の血族及び三親等内の姻族をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>(納税者の経営する事業)</p> <p>8 法第 37 条第 1 号の「納税者の経営する事業」とは、納税者が経営する事業のすべてをいい、重要財産が供されている事業のみをいうものではない。</p>	<p>(納税者の経営する事業)</p> <p>8 法第 37 条第 1 号の「納税者の経営する事業」とは、納税者が経営する事業のすべてをいい、重要財産が供されている事業だけをいうものではない。</p>
<p>(所得を受けている)</p> <p>9 法第 37 条第 1 号の「所得を受けている」とは、納税者から、その経営する事業の計算において給料、賃貸料、配当、利息又は収益の分配等その名称のいかんを問わず実質的に<u>対価の支払</u>を受けていることをいう。</p>	<p>(所得を受けている)</p> <p>9 法第 37 条第 1 号の「所得を受けている」とは、納税者から、その経営する事業の計算において給料、賃貸料、配当、利息又は収益の分配等その名称のいかんを問わず実質的に<u>所得</u>を受けていることをいう。</p>
<p>(第 1 号の判定の時期)</p> <p>10 重要財産を有している者が法第 37 条第 1 号に掲げる者に該当するかどうかは、その財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっている<u>時</u>の現況において判定する。</p>	<p>(第 1 号の判定の時期)</p> <p>10 重要財産を有している者が、<u>法第 37 条第 1 号</u>に掲げる者に該当するかどうかは、その財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっている<u>時期</u>の現況において判定する<u>ものとする</u>。</p>
<p>(第 2 号の判定の時期)</p> <p>11 法第 37 条第 2 号の「その事実のあった時」とは、同族会社の判定の基礎となった株主又は社員が重要財産を有し、かつ、その財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっている事実があった<u>時</u>をいう。</p>	<p>(第 2 号の判定の時期)</p> <p>11 法第 37 条第 2 号の「その事実のあった時」とは、同族会社の判定の基礎となった株主又は社員が重要財産を有し、かつ、その財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっている事実があった<u>時期</u>をいう。</p>
<p>納税義務の範囲</p> <p>12 法第 37 条の「取得財産」の意義については、第 36 条関係 <u>12</u> 及び <u>13</u> と同様である。</p>	<p>納税義務の範囲</p> <p>12 法第 37 条の「取得財産」の意義については、第 36 条関係 <u>10</u> 及び <u>11</u> と同様である。</p>
<p>第 38 条関係 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p>	<p>第 38 条関係 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p>
<p>納税義務の成立</p>	<p>納税義務の成立</p>

改正後	改正前
<p>(特殊関係者)</p> <p>1 法第 38 条の「その親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの」とは、令第 13 条第 1 項《納税者の特殊関係者の範囲》に規定する者（以下「親族その他の特殊関係者」という。）をいう。この場合において、同項各号に掲げる者に該当するかどうかの判定は、納税者がその事業を譲渡した時の現況によるから（<u>令第 13 条第 2 項</u>）、その後離婚、解雇等によって各号に掲げる者に該当しないこととなっても、法第 38 条の規定が適用される。</p> <p>(削除)</p>	<p>(特殊関係者)</p> <p>1 法第 38 条の「その親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの」とは、令第 13 条第 1 項《納税者の特殊関係者の範囲》に規定する者（以下「親族その他の特殊関係者」という。）をいう。この場合において、同項各号に掲げる者に該当するかどうかの判定は、納税者がその事業を譲渡した時の現況によるから（令 13 条 2 項）、その後離婚、解雇等によって各号に掲げる者に該当しないこととなっても、法第 38 条の規定が適用される。</p> <p><u>(注) 財産分与（民法 768 条、771 条）として行われた事業譲渡について、その事業譲渡が財産分与として社会通念上相当と認められる場合には、法第 38 条の規定を適用しないものとする。</u></p>
<p>(配偶者、直系血族等)</p> <p>2 令第 13 条第 1 項第 1 号《納税者の特殊関係者の範囲》の「配偶者」又は「直系血族及び兄弟姉妹」には、納税者と生計を一にしている者も含まれる。<u>この場合において、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が含まれる。</u></p>	<p>(配偶者、直系血族等)</p> <p>2 令第 13 条第 1 項第 1 号《納税者の特殊関係者の範囲》の「配偶者」又は「直系血族及び兄弟姉妹」には、納税者と生計を一にしている者も含まれる。</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (同左)</p>
<p>(生計を一にする)</p> <p>4 令第 13 条第 1 項第 2 号《納税者の特殊関係者の範囲》の「生計を一に」するは、第 37 条関係 6 と同様である。</p>	<p>(生計を一にする)</p> <p>4 令第 13 条第 1 項第 2 号《納税者の特殊関係者の範囲》の「生計を一にする」は、第 37 条関係 6 と同様である。</p>
<p>5 (省略)</p>	<p>5 (同左)</p>

改正後

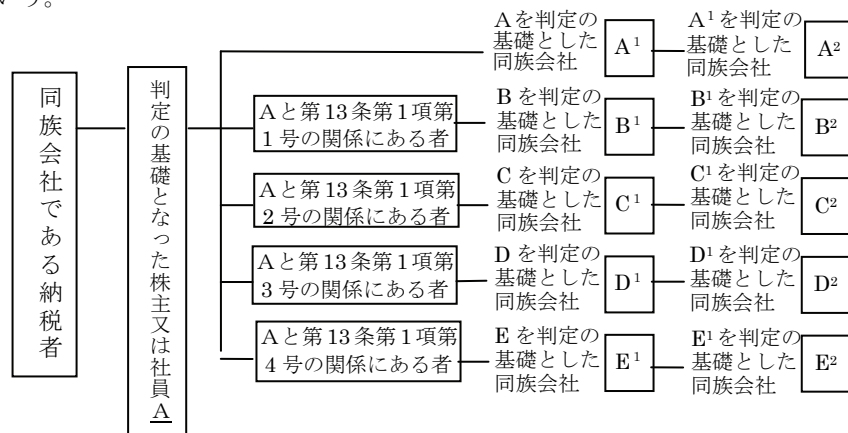
金銭等)

6 令第13条第1項第3号及び第4号《納税者の特殊関係者の範囲》の「特別の金銭」とは、給料、俸給、報酬、売却代金等の役務又は物の提供の対価として受ける金銭以外で、対価なく又はゆえなく対価以上に受ける金銭をいい、また、「その他の財産」についても、おおむねこれと同様である。

7 (省略)

(同族会社に該当する他の会社)

8 令第13条第1項第7号《納税者の特殊関係者の範囲》の「同族会社に該当する他の会社」とは、具体的には下図のA¹、A²、B¹、B²、C¹、C²、D¹、D²、E¹及びE²をいう。



(注) (省略)

(事業譲渡)

9 法第38条の「事業の譲渡」とは、納税者が一個の債権契約で、一定の事業目的の

改正前

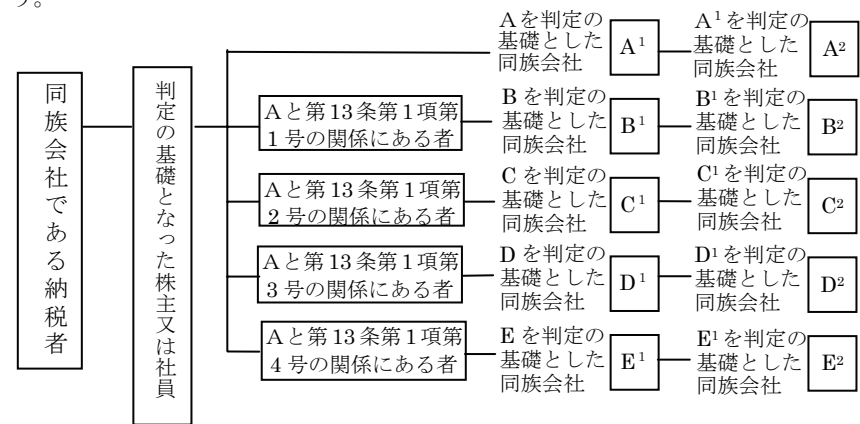
(特別の金銭等)

6 令第13条第1項第3号及び第4号《納税者の特殊関係者の範囲》の「特別の金銭」とは、給料、俸給、報酬、売却代金等の役務又は物の提供の対価として受ける金銭以外で、対価なく又はゆえなく対価以上に受ける金銭をいい、また、「特別の財産」についても、おおむねこれと同様である。

7 (同左)

(同族会社に該当する他の会社)

8 令第13条第1項第7号《納税者の特殊関係者の範囲》の「同族会社に該当する他の会社」とは、具体的には下図のA¹、A²、B¹、B²、C¹、C²、D¹、D²、E¹及びE²をいう。



(注) (同左)

(事業譲渡)

9 法第38条の「事業の譲渡」とは、納税者が一個の債権契約で、一定の事業目的の

改正後	改正前
<p>ため組織化され、有機的一体として機能する財産の全部又は重要な一部を納税者の親族その他の特殊関係者に譲渡することをいうが、一個の債権契約によらないものであっても、社会通念上同様と認められるものはこれに該当する（<u>昭和 40.9.22 最高判参照</u>）。したがって、得意先、事業上の秘けつ又はのれん等を除外して、工場、店舗、機械、商品等の事業用財産だけを譲渡する場合は、法第 38 条の事業譲渡には該当しない。</p> <p>なお、事業譲渡については、次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>持分会社</u>にあつては、原則として事業譲渡につき総社員の同意が必要である（<u>会社法第 637 条、第 650 条第 3 項</u>）。</p> <p>(2) <u>株式会社</u>にあつては、<u>原則として事業譲渡につき株主総会の決議によってその契約の承認を得ることが必要である（会社法第 467 条第 1 項、第 468 条参照）</u>。</p> <p>（注）一人会社にあつては、<u>招集手続がなくても、1 人の株主の意思決定により解散決議をし得る（昭和 44.3.18 大阪地判、昭和 46.6.24 最高判参照）</u>ことから、<u>客観的事実（例えば、事業譲渡をした後に廃業しているような場合）に基づき、招集手続がなくても事業譲渡の特別決議があつたと認定できる場合には、法第 38 条の「事業の譲渡」に該当する。また、一人会社と実質的に同様と認められるような株式会社についても、同様である（昭和 52.2.14 最高判参照）</u>。</p> <p>(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定により事業の譲受けにつき制限を受ける場合がある（<u>同法第 16 条参照</u>）。</p> <p>(4) <u>法人の分割によって事業の譲渡が行われた場合（会社法第 757 条、第 762 条参照）についても、第 38 条の「事業の譲渡」に該当するものとする。</u></p> <p>（注）<u>法人の分割（分社型分割を除く。）による事業の譲渡が行われた場合は、当該分割により事業を承継した法人に対して通則法第 9 条の 2《法人の分割に係る連帯納付の責任》の連帯納付責任を追及することができる。</u></p> <p>(5) <u>財産分与（民法第 768 条、第 771 条）として行われた事業譲渡について、その事</u></p>	<p>ため組織化され、有機的一体として機能する財産の全部又は重要な一部を納税者の親族その他の特殊関係者に譲渡することをいうが、一個の債権契約によらないものであっても、社会通念上同様と認められるものはこれに該当する（<u>昭和 46.4.9 最高判参照</u>）。したがって、得意先、事業上の秘けつ又はのれん等を除外して、工場、店舗、機械、商品等の事業用財産だけを譲渡する場合は、法第 38 条の事業譲渡には該当しない。</p> <p>なお、事業譲渡については、次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>合名会社又は合資会社</u>にあつては、原則として事業譲渡につき総社員の同意が必要である（<u>商法 72 条、127 条、147 条</u>）。</p> <p>(2) <u>株式会社又は有限会社</u>にあつては、<u>事業譲渡につき株主総会又は社員総会の特別決議が必要である（商法 245 条 1 項、有限会社法 40 条 1 項）</u>。</p> <p>（注）一人会社にあつては、<u>客観的な事実（例えば、営業譲渡をした後に廃業しているような場合）から事業譲渡の特別決議があつたと認められる場合には、法第 38 条の「事業の譲渡」に該当する（昭和 44.3.18 大阪地判、昭和 46.6.24 最高判参照）</u>。また、一人会社と同様に認められるような株式会社又は有限会社についても同様である（昭和 52.2.14 最高判参照）。</p> <p>(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定により事業の譲受けにつき制限を受ける場合がある（<u>同法 15 条から 17 条まで参照</u>）。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>業譲渡が財産分与として社会通念上相当と認められる場合には、法第 38 条の規定を適用しないものとする。</u></p> <p>10・11 (省略)</p> <p>(同一とみられる場所等の判定の時期)</p> <p>12 法第 38 条の「同一とみられる場所において同一又は類似の事業を営んでいる」かどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況による。</p> <p>(削除)</p> <p>(事業に係る国税)</p> <p>13 法第 38 条の「事業に係る国税」が一つの国税の一部である場合の国税の額の算定は、第 36 条関係 2 と同様である (令第 12 条第 3 項)。</p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められるとき)</p> <p>14～16 (省略)</p> <p>(取得財産)</p> <p>17 法第 38 条の「取得財産」の意義については、第 36 条関係 <u>12</u> 及び <u>13</u> と同様である。</p> <p>第 39 条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p>	<p>10・11 (同左)</p> <p>(同一とみられる場所等の判定の時期)</p> <p>12 法第 38 条の「同一とみられる場所において同一又は類似の事業を営んでいる」かどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況による<u>ものとする</u>。</p> <p>(注) <u>事業譲渡の当時においては「同一とみられる場所において同一又は類似の事業を営んでいる場合」に当たらなくても、納付通知書を発する時においてこれに該当するときは、法第 38 条が適用される。</u></p> <p>(事業に係る国税)</p> <p>13 法第 38 条の「事業に係る国税」が一つの国税の一部である場合の国税の額の算定は、第 36 条関係 2 と同様である (令 12 条 3 項)。</p> <p>(不足すると認められるとき)</p> <p>14～16 (同左)</p> <p>(取得財産)</p> <p>17 第 38 条の「取得財産」の意義については、第 36 条関係 <u>10</u> 及び <u>11</u> と同様である。</p> <p>第 39 条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p>

改正後	改正前
<p>(徴収すべき額に不足すると認められる場合)</p> <p>1 (省略)</p> <p>(1年前の日以後)</p> <p>2 法第 39 条の「1 年前の日以後」とは、法定納期限の 1 年前の応当日以後をいい、<u>応当日の当日にされた譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分についても、法第 39 条の規定が適用される。</u></p> <p><u>なお、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 譲渡等の処分につき登記等の対抗要件又は<u>効力発生要件</u>の具備を必要とするときは、その要件を具備した日によって、1 年前の日以後であるかどうかを判定する(昭和 55.3.14 東京高判参照)。<u>この場合において、仮登記とそれに基づく本登記があるときは、本登記によって判定するが、担保のための仮登記については、仮登記の日によって判定する。</u></p> <p><u>なお、譲渡等の処分がされた時が登記等の日後であることが訴訟等により明らかにされている場合には、その日によって判定する。</u></p> <p>(譲渡)</p> <p>3 法第 39 条の「譲渡」とは、贈与、特定遺贈、売買、交換、債権譲渡、出資、代物弁済等による財産権の移転をいい、相続等の一般承継によるものを含まない。この場合において、<u>売買、交換又は債権譲渡についてはそれにより取得した金銭又は財産が、出資についてはそれにより取得した持分又は株式が、代物弁済についてはそれにより消滅した債務が、それぞれ法第 39 条の「対価」である。</u></p>	<p>(不足すると認められる場合)</p> <p>1 (同左)</p> <p>(1 年前の日以後の判定)</p> <p>2 <u>法第 39 条の「1 年前の日以後」であるかどうかの判定については、次のことに留意する。</u></p> <p><u>なお、法第 39 条の「1 年前の日以後」は、第 35 条関係 10 と同様に取り扱うものとする。したがって、法定納期限の 1 年前の応当日にされた譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分については、法第 39 条の規定を適用しない取扱いとする。</u></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 譲渡等の処分につき登記等の対抗要件又は<u>効力要件</u>の具備を必要とするときは、その要件を具備した日によって、1 年前の日以後であるかどうかを判定する(昭和 55.3.14 東京高判)。</p> <p><u>(注)1 上記の場合において、仮登記とそれに基づく本登記があるときは、本登記によって判定する。ただし、担保のための仮登記については、仮登記の日によって判定する。</u></p> <p><u>2 譲渡等の処分がされた時が登記等の日後であることが訴訟等により明らかにされている場合には、その日によって判定する。</u></p> <p>(譲渡)</p> <p>3 法第 39 条の「譲渡」とは、贈与、特定遺贈、売買、交換、債権譲渡、出資、代物弁済等による財産権の移転をいい、相続等の一般承継によるものを含まない。この場合において、<u>売買、交換、債権譲渡についてはそれにより取得した金銭又は財産が、出資についてはそれにより取得した持分又は株式が、代物弁済についてはそれにより消滅した債務が、それぞれ法第 39 条の「対価」である。</u></p>

改正後	改正前
<p>(注)1 包括遺贈（民法第964条参照）があった場合には、通則法第5条《相続による国税の納付義務の承継》の規定の適用がある。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 滞納者が、例えば、生計を一にする親族（第37条関係6、民法第725条）の生活費、学費等に充てるためにした社会通念上相当と認められる範囲の金銭又は物品の交付は、法第39条に規定する「無償又は著しく低い額の対価による譲渡」には当たらない。</p> <p>4・5 （省略）</p> <p><u>（無償譲渡等の処分）</u></p> <p>6 <u>法第39条の「無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分」（以下第39条関係において「無償譲渡等の処分」という。）には、国及び法人税法第2条第5号《公共法人の定義》に規定する法人に対する処分は含まれない（令第14条）。</u></p> <p>（著しく低い額の対価の判定）</p> <p>7 <u>法第39条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかは、当該財産の種類、数量の多寡、時価と対価の差額の大小等を総合的に勘案して、社会通念上、通常の取引に比べ著しく低い額の対価であるかどうかによって判定し（平成2.2.15広島地判、平成13.11.9福岡高判参照）、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>一般に時価が明確な財産（上場株式、社債等）については、対価が時価より比較的僅少であっても、「著しく低い額」と判定すべき場合があること。</u></p> <p>(2) <u>値幅のある財産（不動産等）については、対価が時価のおおむね2分の1に満たない場合は、特段の事情のない限り、「著しく低い額」と判定すること。ただし、お</u></p>	<p>(注)1 包括遺贈（民法964条参照）があった場合には、通則法第5条《相続による国税の納付義務の承継》の規定の適用がある。</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 滞納者が、例えば、生計を一にする親族（第37条関係6、民法725条）の生活費、学費等に充てるためにした社会通念上相当と認められる範囲の金銭又は物品の交付は、法第39条に規定する「無償又は著しく低い額の対価による譲渡」には当たらない。</p> <p>4・5 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（著しく低い額の対価の判定）</p> <p>6 法第39条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかは、社会通念上、通常の取引に比べ著しく低い額の対価であるかどうかによって判定する。</p> <p>(注)1 <u>値幅のある財産については、特別の事情がない限り、時価のおおむね2分の1に満たない価額をもって著しく低いと判定しても差し支えない（昭和54.4.24大阪高判）。</u></p> <p>2 <u>対価が時価の2分の1を超えている場合においても、その行為の実態に照ら</u></p>

改正後	改正前
<p><u>おむね2分の1とは、2分の1前後のある程度幅をもった概念をいい、2分の1をある程度上回っても、諸般の事情に照らし、「著しく低い額」と判定すべき場合があること。</u></p>	<p><u>し、時価と対価との差額に相当する金員等の無償譲渡等の処分がされていると認められる場合があることに留意する。</u></p>
<p>8 (省略)</p> <p>(基因すると認められるとき)</p>	<p>7 (同左)</p> <p>(基因すると認められるとき)</p>
<p>9 法第39条の「<u>徴収すべき額に不足すると認められること</u>」(以下9において「徴収不足」という。)が無償譲渡等の処分に「<u>基因すると認められるとき</u>」とは、その無償譲渡等の処分がなかったならば、現在の徴収不足は生じなかったであろう場合をいう。</p>	<p>8 法第39条の「不足すると認められること」(以下8において「徴収不足」という。)が無償譲渡等の処分 <u>(国及び法人税法2条5号《公共法人の定義》に規定する法人以外の者に対する処分が無償又は著しく低い額の対価による譲渡(担保の目的とする譲渡を除く。)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分をいう(令14条)。以下第39条関係において同じ。)</u>に「<u>基因すると認められるとき</u>」とは、その無償譲渡等の処分がなかったならば、現在の徴収不足は生じなかったであろう場合をいう。</p>
<p>10 (省略)</p>	<p>9 (同左)</p>
<p>11 (省略)</p>	<p>10 (同左)</p>
<p>第三者の場合の納税義務の範囲</p> <p>(受けた利益が金銭以外の物である場合)</p> <p>12 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭以外の物である場合には、法第39条の「<u>利益が現に存する限度</u>」の額は、次に定めるところによる。ただし、その額が、<u>16</u>により算定した「<u>受けた利益</u>」の額を超える場合には、その受けた利益の額を限度とする。</p> <p>(1) 受けた物がそのまま現存する場合には、納付通知書を発する時の現況による受け</p>	<p>第三者の場合の納税義務の範囲</p> <p>(受けた利益が金銭以外の物である場合)</p> <p>11 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭以外の物である場合には、法第39条の「<u>利益が現に存する限度</u>」の額は、次により定める取扱いとする。ただし、その額が、<u>15</u>により算定した「<u>受けた利益</u>」の額を超える場合には、その受けた利益の額を限度とする。</p> <p>(1) 受けた物がそのまま現存する場合には、納付通知書を発する時の現況による受け</p>

改正後	改正前
<p>た物の価額を算定する。<u>この場合において</u>、<u>受けた物から生じた果実は</u>、現に存する利益の額には加えない。ただし、その果実が受益財産の一部となっている場合には、(2)による。</p> <p>(2) 受けた物が加工等により価額が増加した場合には、納付通知書を発する時の現況によるその物の価額からその物の価額を増加させるために要した費用を控除した額を算定する。</p> <p>(3) 受けた物について、その後譲受人が設定等をした地上権等の用益物権、賃借権、抵当権等がある場合には、納付通知書を発する時の現況による受けた物の価額に、用益物権等の設定等に伴い得た利益（例えば、権利金、礼金等）のうち現に存するものの額を加え、用益物権等の設定等に伴い要した費用（例えば、契約の費用等）<u>を控除した額</u>を算定する。</p> <p>なお、「現に存するものの額」の算定は、その「得た利益」が受けた利益に当たるものとして、その種類に従い、それぞれ <u>12</u> から <u>15</u> に準じて行う。</p> <p>(4) 受けた物の全部又は一部が売買、贈与、き損、盗難、火災等により現存しない場合には、納付通知書を発する時における残存する財産の価額に、現存しないこととなったことに伴い得た利益（例えば、売却代金、保険金、共済金、損害賠償請求権等）のうち現に存する<u>もの</u>の額を加え、その利益を得るために要した費用（例えば、売買の費用、当該保険料、損害賠償請求のための通信費、交通費等）を控除した額を算定する。</p> <p>なお、「現に存するもの」の算定は、(3)の後段と同様である。</p> <p>(5) 受けた物に自己の固有財産を加えたものを譲渡し、他の財産を取得した場合には、納付通知書を発する時の現況による取得した財産の価額に、譲渡した財産の総額のうち受けた物の価額（譲渡時の価額）が占める割合を<u>乗じた額</u>が、(4)の「現存しないこととなったことに伴い得た利益のうち現に存する<u>もの</u>の額」に当たるものとする。</p>	<p>た物の価額を算定する。</p> <p>(注) 受けた物から生じた果実は、現に存する利益の額には加えない。ただし、その果実が受益財産の一部となっている場合には、(2)による。</p> <p>(2) 受けた物が、<u>加工等</u>により価額が増加した場合には、納付通知書を発する時の現況によるその物の価額から、<u>その物の価額</u>を増加させるために要した費用を控除した額を算定する。</p> <p>(3) 受けた物について、その後譲受人が設定等をした地上権等の用益物権、賃借権、抵当権等がある場合には、納付通知書を発する時の現況による受けた物の価額に、用益物権等の設定等に伴い得た利益（例えば、権利金、礼金等）のうち現に存するものの額 <u>(注参照)</u> を加え、用益物権等の設定等に伴い要した費用（例えば、契約の費用等）<u>の額</u>を算定する。</p> <p>(注) <u>上記の</u>「現に存するものの額」の算定は、その「得た利益」が受けた利益に当たるものとして、その種類に従い、それぞれ <u>11</u> から <u>14</u> に準じて行う。</p> <p>(4) 受けた物の全部又は一部が売買、贈与、き損、盗難、火災等により現存しない場合には、納付通知書を発する時における残存する財産の価額に、現存しないこととなったことに伴い得た利益（例えば、売却代金、保険金、共済金、損害賠償請求権等）のうち現に存する<u>物の額</u> <u>(注1 参照)</u> を加え、その利益を得るために要した費用（例えば、売買の費用、当該保険料、損害賠償請求のための通信費、交通費等）を控除した額を算定する。</p> <p>(注1) <u>上記の</u>「現に存するもの」の算定は、(3)の(注)と同様である。</p> <p>2 受けた物に自己の固有財産を加えたものを譲渡し、他の財産を取得した場合には、納付通知書を発する時の現況による取得した財産の価額に、譲渡した財産の総額のうち受けた物の価額（譲渡時の価額）が占める割合を<u>かけた額</u>が、<u>上記の</u>「現存しないこととなったことに伴い得た利益のうち現に存する<u>物の額</u>」に当たるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(6) (1)から(5)までにより算定した額から、次に掲げる額を控除する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ その物の譲受けのために支払った費用及びこれに類するもののうち、その物の譲受けと直接関係のある<u>もの</u>の額（例えば、契約に要した費用、不動産取得税、登録免許税等（これらの租税に係る附帯税を除く。）があるが、その物の保管料、譲受人に課された固定資産税、その譲受けを基因として課された市町村民税等はこれに当たらない（昭和 51.10.8 最高判参照）。）</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(7) 上記(6)の対価又は費用には、その金額が確定していなくても、その存在が確実と認められるものについては、納付通知書を発する時の現況によって確実と認められる範囲の金額を含めるものとする。</p> <p>(受けた利益が金銭である場合)</p> <p>13 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭である場合には、法第 39 条の「利益が現に存する限度」の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 受けた金銭の額から 12の(6)に掲げる額を控除する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 金銭を受けたことを直接の理由として特別に財産を取得した場合には、上記(1)及び(2)により算定した額からその取得に要した金銭の額を控除したものに、その取得した財産のうち現に存するものの額を加える。</p> <p>なお、「現に存するもの」の算定は、12の(3)の後段と同様である。</p> <p>(4) 受けた金銭と自己の固有財産とを合わせて財産を取得した場合には、納付通知書を発する時の現況による取得した財産の価額に、その取得に要した財産の総額のうち受けた金銭の額が占める割合を乗じた額が、(3)の「現に存するものの額」に当たる。</p>	<p>(5) (1)から(4)までにより算定した額から、次に掲げる額を控除する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ その物の譲受けのために支払った費用及びこれに類するもののうち、その物の譲受けと直接関係のある<u>物</u>の額（例えば、契約に要した費用、不動産取得税、登録免許税等（これらの租税に係る附帯税を除く。）があるが、その物の保管料、譲受人に課された固定資産税、その譲受けを基因として課された市町村民税等はこれに当たらない（昭和 51.10.8 最高判）。）</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(6) 上記(5)の対価又は費用には、その金額が確定していなくても、その存在が確実と認められるものについては、納付通知書を発する時の現況によって確実と認められる範囲の金額を含めるものとする。</p> <p>(受けた利益が金銭である場合)</p> <p>12 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭である場合には、法第 39 条の「利益が現に存する限度」の額は、次により定める取扱いとする。</p> <p>(1) 受けた金銭の額から、11の(5)に掲げる額を控除する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 金銭を受けたことを直接の理由として特別に財産を取得した場合には、上記(1)及び(2)により算定した額からその取得に要した金銭の額を控除したものに、その取得した財産のうち現に存するものの額 (注1参照)を加える。</p> <p>注1 上記の「現に存するもの」の算定は、11の(3)の注と同様である。</p> <p>2 受けた金銭と自己の固有財産とを合わせて財産を取得した場合には、納付通知書を発する時の現況による取得した財産の価額に、その取得に要した財産の総額のうち受けた金銭の額が占める割合をかけた額が、上記の「現に存するものの額」に当たるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(受けた利益が債務の免除である場合)</p> <p>14 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が債務の免除である場合には、債務者の支払能力、弁済期等を考慮し、その債権を換価する場合と同様に、その債務が免除された時におけるその債権の価額を算定し、その額が受けた利益の額に当たるものとして、13によって法第39条の「利益が現に存する限度」の額を定める。</p>	<p>(受けた利益が債務の免除である場合)</p> <p>13 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が債務の免除である場合には、債務者の支払能力、弁済期等を考慮し、その債権を換価する場合と同様に、その債務が免除された時におけるその債権の価額を算定し、その額が受けた利益の額に当たるものとして、12によって法第39条の「利益が現に存する限度」の額を定める<u>取扱いとする</u>。</p>
<p>(受けた利益が地上権の設定等である場合)</p> <p>15 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が地上権等の用益物権の設定、賃借権の設定、抵当権等の担保権の設定等である場合には、12に準じて法第39条の「利益が現に存する限度」の額を定める。この場合において、受けた利益が抵当権等の担保権の設定である場合には、物上保証をした者に通常支払われるべき保証料の額が、受けた利益に当たる。</p>	<p>(受けた利益が地上権の設定等である場合)</p> <p>14 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が地上権等の用益物権の設定、賃借権の設定、抵当権等の担保権の設定等である場合には、11に準じて法第39条の「利益が現に存する限度」の額を定める<u>取扱いとする</u>。この場合において、受けた利益が抵当権等の担保権の設定である場合には、物上保証をした者に通常支払われるべき保証料の額が、受けた利益に当たる。</p>
<p>特殊関係者の場合の納税義務の範囲</p> <p>16 法第39条の「受けた利益」の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭であるときはその額を、金銭以外のものであるときは無償譲渡等の処分がされた時の現況によるその<u>もの</u>の価額を、債務の免除であるときは債務が免除された時の現況によるその債権の価額を、地上権の設定等であるときはその設定等がされた時の現況によるその地上権等の価額から、12の(6)のイ及びロに掲げる額を控除した額を算定する。</p> <p>(2) 無償譲渡等の処分後において、受けた利益が滅失等により現存しない場合、受けた財産について費用を支出した場合、受けた財産に用益物権、担保権、賃借権等を設定した場合、受けた財産から生じた果実がある場合等であっても、これらの事情</p>	<p>特殊関係者の場合の納税義務の範囲</p> <p>15 法第39条の「<u>受けた利益の限度</u>」の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭であるときはその額を、金銭以外のものであるときは無償譲渡等の処分がされた時の現況によるその<u>物</u>の価額を、債務の免除であるときは債務が免除された時の現況によるその債権の価額を、地上権の設定等であるときはその設定等がされた時の現況によるその地上権等の価額を、<u>それぞれ算定する</u>。</p> <p>(注) 無償譲渡等の処分後において、受けた利益が滅失等により現存しない場合、受けた財産について費用を支出した場合、受けた財産に用益物権、担保権、賃借権等を設定した場合、受けた財産から生じた果実がある場合等であっても、これら</p>

改正後	改正前
<p>は考慮しない。</p> <p>第 41 条関係 人格のない社団等に係る第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p> <p>1 (省略)</p> <p>(法律上帰属するとみられる財産)</p> <p>2 法第 41 条第 1 項の「法律上帰属するとみられる財産」とは、登記を対抗要件又は効力発生要件としている財産で、第三者が名義人となっているものをいうほか、電話加入権で第三者が名義人となっているものを含む。</p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められるとき)</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>(法第 34 条との関係)</p> <p>5 人格のない社団等が解散の決議をしたときその他社会通念上解散したとみられるときは、法第 41 条第 2 項の規定の適用はなく、法第 34 条《清算人等の第二次納税義務》の規定が適用される場合がある。</p> <p>6・7 (省略)</p> <p>第 5 章 滞納処分</p>	<p>の事情は考慮しない。</p> <p><u>(2) (1)により算定した額から、11 の(5)のイ及びロに掲げる額を控除する。</u></p> <p>第 41 条関係 人格のない社団等に係る第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p> <p>1 (同左)</p> <p>(法律上帰属するとみられる財産)</p> <p>2 法第 41 条第 1 項の「法律上帰属するとみられる財産」とは、登記を対抗要件又は効力要件としている財産で、第三者が名義人となっているものをいうほか、電話加入権で第三者が名義人となっているものを<u>含むものとする。</u></p> <p>(不足すると認められるとき)</p> <p>3・4 (同左)</p> <p>(法第 34 条との関係)</p> <p>5 人格のない社団等が、<u>解散</u>の決議をしたときその他社会通念上解散したとみられるときは、法第 41 条第 2 項の規定の適用はなく、法第 34 条《清算人等の第二次納税義務》の規定が適用される場合がある。</p> <p>6・7 (同左)</p> <p>第 5 章 滞納処分</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="495 212 741 240">第1節 財産の差押え</p> <p data-bbox="544 309 692 338">第1款 通則</p> <p data-bbox="465 406 770 435">第47条関係 差押えの要件</p> <p data-bbox="147 504 295 533">違法性の承継</p> <p data-bbox="185 552 376 580">(滞納処分相互間)</p> <p data-bbox="147 600 1084 676">1 督促又は差押処分の違法性は、その後における差押え、換価又は配当処分に承継される（大正 15.7.20 行判、昭和 9.7.24 行判<u>参照</u>）。</p> <p data-bbox="185 745 398 774">(賦課処分との関係)</p> <p data-bbox="147 793 1084 1061">2 賦課処分と滞納処分とは、それぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるから、賦課処分の違法性は滞納処分には承継されない。したがって、賦課処分に取り消し得べき瑕疵があっても、その処分が取り消されるまでは、滞納処分を行うことができ、また賦課処分が取り消されても、その取消し前に完結した滞納処分の効力には影響がない（昭和 26.2.28 鳥取地判、昭和 26.7.4 広島高判、昭和 39.4.16 仙台高判<u>参照</u>）。</p> <p data-bbox="185 1129 544 1158">(納付通知書による告知との関係)</p> <p data-bbox="147 1177 1084 1398">3 第二次納税義務者及び保証人に対する納付通知書による告知（以下 3 において「告知」という。）と滞納処分とは、それぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるから、告知処分の違法性は滞納処分には承継されない。したがって、告知処分に取り消し得べき瑕疵があっても、その処分が取り消されるまでは、滞納処分を行うことができ、また告知処分が取り消されても、その取消し前に完結し</p>	<p data-bbox="1458 212 1704 240">第1節 財産の差押え</p> <p data-bbox="1507 309 1655 338">第1款 通則</p> <p data-bbox="1429 406 1733 435">第47条関係 差押えの要件</p> <p data-bbox="1111 504 1258 533">違法性の承継</p> <p data-bbox="1149 552 1339 580">(滞納処分相互間)</p> <p data-bbox="1111 600 2047 676">1 督促又は差押処分の違法性は、その後における差押え、換価又は配当処分に承継される（大正 15.7.20 行判、昭和 9.7.24 行判）。</p> <p data-bbox="1149 745 1361 774">(賦課処分との関係)</p> <p data-bbox="1111 793 2047 1061">2 賦課処分と滞納処分とは、それぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるから、賦課処分の違法性は滞納処分には承継されない。したがって、賦課処分が取り消すことのできるものであっても、その処分が取り消されるまでは、滞納処分を行うことができ、また賦課処分が取り消されても、その取消し前に完結した滞納処分の効力には影響がない（昭和 26.2.28 鳥取地判、昭和 26.7.4 広島高判、昭和 39.4.16 仙台高判）。</p> <p data-bbox="1149 1129 1507 1158">(納付通知書による告知との関係)</p> <p data-bbox="1111 1177 2047 1398">3 第二次納税義務者及び保証人に対する納付通知書による告知（以下 3 において「告知」という。）と滞納処分とは、それぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるから、告知処分の違法性は滞納処分には承継されない。したがって、告知処分が取り消すことのできるものであっても、その処分が取消されるまでは、滞納処分を行うことができ、また告知処分が取り消されても、その取消し前に完</p>

改正後	改正前
<p>た滞納処分の効力には影響がない（昭和 37.3.23 大阪地判参照）。</p> <p>差押えをすることができる者</p> <p>4 法第 47 条の「徴収職員」とは、法第 2 条第 11 号《徴収職員の定義》に掲げる徴収職員のうち、差押えをする際における納税者の国税の納税地を所轄する税務署に所属する徴収職員をいい（<u>通則法第 43 条第 1 項、法第 182 条第 1 項</u>）、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる徴収職員をいう。</p> <p>なお、滞納処分の引継ぎ（<u>法第 182 条第 2 項、第 183 条第 2 項、第 3 項</u>）を受けた税務署、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）又は税関（沖縄地区税関を含む。以下同じ。）に所属する徴収職員も、法第 47 条の「徴収職員」に含まれる。</p> <p>(1) <u>通則法第 43 条第 2 項《納税地の異動</u>があった場合の国税の徴収の所轄庁》の規定により税務署長が国税の徴収に係る処分をする場合 その税務署に所属する徴収職員</p> <p>(2) <u>通則法第 43 条第 3 項若しくは同条第 4 項又は第 44 条第 1 項《徴収の引継ぎ</u>》の規定により税務署長、国税局長又は税関長が徴収の引継ぎを受けた場合 その引継ぎを受けた税務署、国税局又は税関に所属する徴収職員</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) <u>法人税法第 81 条の 28 第 1 項《連結子法人の連帯納付の責任》に規定する連帯納付の責任に係る法人税を連結子法人から徴収する場合 当該法人税の納税地又は当該連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を所轄する税務署に所属する徴収職員（同条第 2 項）。</u></p> <p>差押えの対象となる財産</p> <p>5～7 （省略）</p>	<p>結した滞納処分の効力には影響がない（昭和 37.3.23 大阪地判）。</p> <p>差押えをすることができる者</p> <p>4 法第 47 条の「徴収職員」とは、法第 2 条第 11 号《徴収職員の定義》に掲げる徴収職員のうち、差押えをする際における納税者の国税の納税地を所轄する税務署に所属する徴収職員をいい（通則法 43 条 1 項）、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる徴収職員をいう。</p> <p>なお、滞納処分の引継ぎ（法 182 条 2 項、183 条 2 項、3 項）を受けた税務署、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）又は税関（沖縄地区税関を含む。以下同じ。）に所属する徴収職員も、法第 47 条の「徴収職員」に含まれる。</p> <p>(1) 通則法第 43 条第 2 項《納税地の移動があった場合の国税の徴収の所轄庁》の規定により税務署長が国税の徴収に係る処分をする場合 その税務署に所属する徴収職員</p> <p>(2) 通則法第 43 条第 3 項《徴収の引継ぎ》又は第 44 条第 1 項《徴収の引継ぎ》の規定により税務署長、国税局長又は税関長が徴収の引継ぎを受けた場合 その引継ぎを受けた税務署、国税局又は税関に所属する徴収職員</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) （新設）</p> <p>差押えの対象となる財産</p> <p>5～7 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(財産が譲渡又は取立てができるものであること)</p> <p>8 差押えの対象となる財産は、譲渡又は取立てができるものでなければならない。 なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 有価証券のうち、指図禁止の手形及び小切手については、手形法第 11 条第 2 項《指図禁止の場合の譲渡の方式等》又は小切手法第 14 条第 2 項《指図禁止の場合の譲渡の方式等》の規定により、指名債権の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ譲渡することができる(民法第 467 条、第 468 条参照)。したがって、当該手形等に係る債権は、法第 62 条《差押の手続及び効力発生時期》の規定により差し押さえることができる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 要役地の所有権に従たる地役権又は債権に従たる留置権、先取特権、質権若しくは抵当権は、主たる権利とともにするのでなければ譲渡することができない。したがって、これらの権利は、独立したものとして差し押さえることができない。</p> <p>(注)1 抵当権については、民法第 376 条《抵当権の処分》の規定により譲渡することができるが、この譲渡には、滞納処分による権利の移転は含まれない。</p> <p>2 根抵当権は、民法第 398 条の 12《根抵当権の譲渡》の規定により元本の確定前は根抵当権設定者の承諾を得て譲渡することができるが、この譲渡には、滞納処分による権利の移転は含まれない。</p> <p>(譲渡禁止の特約がある財産の差押え)</p> <p>9 譲渡禁止の特約がある財産でも、差し押さえることができる。</p> <p>(注) 譲渡禁止の特約が登記されている永小作権の換価は、永小作権設定者の同意を得てその特約の登記を抹消した後でなければ、することができない(民法第 272 条ただし書、不動産登記法第 79 条第 3 号)。</p>	<p>(財産が譲渡又は取立てができるものであること)</p> <p>8 差押えの対象となる財産は、譲渡又は取立てができるものでなければならない。 なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 有価証券のうち、指図禁止の手形及び小切手については、手形法第 11 条第 2 項《指図禁止の場合の譲渡の方式等》又は小切手法第 14 条第 2 項《指図禁止の場合の譲渡の方式等》の規定により、指名債権の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力をもってだけ譲渡することができる(民法 467 条、468 条参照)。したがって、当該手形等に係る債権は、法第 62 条《差押の手続及び効力発生時期》の規定により差し押さえることができる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 要役地の所有権に従たる地役権又は債権に従たる留置権、先取特権、質権若しくは抵当権は、主たる権利とともにするのでなければ譲渡することができない。したがって、これらの権利は、独立したものとして差し押さえることができない。</p> <p>(注)1 抵当権については、民法第 375 条《抵当権の処分》の規定により譲渡することができるが、この譲渡には、滞納処分による権利の移転は含まれない。</p> <p>2 根抵当権は、民法第 398 条の 12《根抵当権の譲渡》の規定により元本の確定前は根抵当権設定者の承諾を得て譲渡することができるが、この譲渡には、滞納処分による権利の移転は含まれない。</p> <p>(譲渡禁止の特約がある財産の差押え)</p> <p>9 譲渡禁止の特約がある財産でも、差し押さえることができる。</p> <p>(注) 譲渡禁止の特約が登記されている永小作権の換価は、永小作権設定者の同意を得てその特約の登記を抹消した後でなければ、することができない(民法 272 条ただし書、不動産登記法 112 条)。</p>

改正後	改正前
<p>差押えができる場合 (督促をした場合)</p> <p>10 法第 47 条第 1 項第 1 号の「督促」とは、通則法第 37 条第 1 項《督促》の規定による督促状による督促及び法第 32 条第 2 項《納付催告書による督促》又は通則法第 52 条第 3 項《納付催告書による督促》の規定による納付催告書による督促をいう（法第 47 条第 3 項参照）。滞納者がこの督促を受けた場合で、その督促のため督促状又は納付催告書を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る国税を完納しないときは、差押えをすることができる。</p> <p>(公示送達による場合)</p> <p>11 督促状又は納付催告書を公示送達により送達した場合は、通則法第 14 条第 2 項《公示送達の場合の掲示》の掲示を始めた日から起算して 10 日を経過した日までに督促に係る国税が完納されないときに、差押えができる。</p> <p>(納期限)</p> <p>12 法第 47 条第 1 項第 2 号の「納期限」とは、次に掲げるものをいう。 なお、延滞税及び利子税の納期限は、その計算の基礎となる国税の納期限とされている（通則法第 37 条第 1 項本文）。</p> <p>(1) 繰上請求がされた国税（通則法第 38 条第 1 項） 繰上請求に係る期限 (注) 繰上請求は、繰上げに係る期限等を記載した繰上請求書（源泉徴収による国税で、納税の告知がされていないものについては、その請求をする旨を付記した納税告知書）を送達して行う（通則法第 38 条第 2 項）。</p> <p>(2) 繰上保全差押金額の決定の基因となった国税（通則法第 38 条第 3 項前段参照） その国税の納期限</p> <p>(3) 保全差押金額の決定の基因となった国税（法第 159 条第 1 項前段参照） その国</p>	<p>差押えができる場合 (督促をした場合)</p> <p>10 法第 47 条第 1 項第 1 号の「督促」とは、通則法第 37 条《督促》の規定による督促状による督促及び法第 32 条第 2 項《納付催告書による督促》又は通則法第 52 条第 3 項《納付催告書による督促》の規定による納付催告書による督促をいう（法 47 条 3 項参照）。滞納者がこの督促を受けた場合で、その督促のため督促状又は納付催告書を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る国税を完納しないときは、差押えをすることができる。</p> <p>(公示送達による場合)</p> <p>11 督促状又は納付催告書を公示送達により送達した場合は、通則法第 14 条第 2 項《公示送達の場合の掲示》の掲示を始めた日から起算して 10 日を経過した日までに督促に係る国税が完納されないときに、差押えができるものとする。</p> <p>(納期限)</p> <p>12 法第 47 条第 1 項第 2 号の「納期限」とは、次に掲げるものをいう。 なお、延滞税及び利子税の納期限は、その計算の基礎となる国税の納期限とされている（通則法 37 条 1 項本文）。</p> <p>(1) 繰上請求がされた国税（通則法 38 条 1 項） 繰上請求に係る期限 (注) 繰上請求は、繰上げに係る期限等を記載した繰上請求書（源泉徴収等による国税で、納税の告知がされていないものについては、その請求をする旨を付記した納税告知書）を送達して行う（通則法 38 条 2 項）。</p> <p>(2) 繰上保全差押金額の決定の基因となった国税（通則法 38 条 3 項前段参照） そ の国税の納期限</p> <p>(3) 保全差押金額の決定の基因となった国税（法 159 条 1 項前段参照） その国税の</p>

改正後	改正前
<p>税の納期限</p> <p>〔例〕保全差押金額・・・・・・・・・・・・・<u>600</u>万円</p> <p>確定した国税（各種加算税を含む。第159条関係21の (注)参照)の額・・・・・・・・・・・・・<u>1,000</u>万円</p> <p>この場合の決定の基因となった国税は、<u>1,000</u>万円である。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(完納しないとき)</p> <p>13 法第47条第1項の「完納しないとき」とは、納税者又は滞納者その他第三者の納付、<u>充当、免除又は賦課の取消し等により、徴収しようとする国税の全額が消滅していないときをいう。</u></p> <p>なお、本税額の全額が納付され、延滞税又は利子税だけが未納である場合には、督促がされている延滞税又は利子税だけについて差し押さえることができる（通則法第37条第1項、第3項）。</p> <p>(繰上差押え)</p> <p>14 法第47条第2項の繰上差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 繰上差押えをする場合には、差押調書又は差押書の「備考」欄に<u>根拠条文を明示の上その旨を付記する。</u></p> <p>(賦課等の処分が争われている場合の差押え)</p> <p>15 課税に関する処分、告知又は督促について、不服申立て又は訴訟が係属中であっても、その処分の取消しがされるまでは、その不服申立て又は訴訟に係る国税についての差押えをすることができる（通則法第105条第1項、行政事件訴訟法第25条第1</p>	<p>納期限</p> <p>〔例〕保全差押金額・・・・・・・・・・・・・<u>60</u>万円</p> <p>確定した国税（各種加算税を含む。第159条関係21の (注)参照)の額・・・・・・・・・・・・・<u>100</u>万円</p> <p>この場合の決定の基因となった国税は、<u>100</u>万円である。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(完納しないとき)</p> <p>13 法第47条第1項の「完納しないとき」とは、納税者又は滞納者その他第三者の納付又は<u>充当により、国税の全額が納付されていない場合のほか、免除又は賦課の取消し等により、徴収しようとする金額に係る国税の全額が消滅していないときをいう。</u></p> <p>なお、本税額の全額が納付され、延滞税又は利子税だけが未納である場合には、督促がされている延滞税又は利子税だけについて差し押さえることができる（通則法37条1項、3項）。</p> <p>(繰上差押え)</p> <p>14 法第47条第2項の繰上差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 繰上差押えをする場合には、差押調書又は差押書の「備考」欄にその旨を付記する<u>ものとする。</u></p> <p>(賦課等の処分が争われている場合の差押え)</p> <p>15 課税に関する処分、告知又は督促について、不服申立て又は訴訟が係属中であっても、その処分の取消しがされるまでは、その不服申立て又は訴訟に係る国税についての差押えをすることができる（通則法105条1項、行政事件訴訟法25条1項）。</p>

改正後	改正前
<p>項)。</p> <p>差押えができない場合</p> <p>16 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる期間内は、新たな差押えをすることができない。</p> <p>なお、納税者が、保全差押金額又は繰上保全金額に相当する担保を提供して、保全差押え等をしないことを求めたときは差押えをすることができず(法第159条第4項、通則法第38条第4項)、また、換価の猶予に伴い差押えを猶予した場合又は不服申立てに伴い差押えを猶予した場合には差押えをすることができない(法第151条第2項、通則法第105条第3項、第6項)。</p> <p>(1) <u>納税の猶予をしている場合</u> (通則法第46条第1項から第3項まで、<u>第48条</u>、<u>会社更生法第169条第1項</u>) 又は徴収の猶予 (通則法第23条第5項、<u>第105条第2項</u>、<u>第6項</u>、<u>所得税法第118条</u>、<u>相続税法第40条第1項</u>、<u>第42条第29項</u>、<u>資産再評価法第87条第5項</u>、<u>会社更生法第169条第1項</u>等) その猶予に係る国税につきその猶予期間</p> <p>(2) <u>滞納処分</u>の停止<u>をしている場合</u> (法第153条) その停止に係る国税につきその停止期間</p> <p>(3) <u>包括的禁止命令がされた場合</u> (<u>会社更生法第25条第1項</u>、<u>破産法第25条第1項</u>) <u>その国税につき包括的禁止命令がされている期間</u></p> <p>(4) <u>更生手続開始の決定がされた場合</u> (<u>会社更生法第41条第1項</u>、<u>第50条第2項</u>、<u>第3項</u>) <u>更生手続開始の決定の日から1年間又は裁判所により伸長された期間(当該期間が経過する前に更生手続が終了又は更生計画が認可されたときは、当該終了又は当該認可の時までの期間)</u></p> <p>(5) <u>企業担保権の実行手続の開始決定があった場合</u> (企業担保法第28条参照) その係属期間</p>	<p>差押えができない場合</p> <p>16 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる期間内は、新たな差押えをすることができない。</p> <p>なお、納税者が、保全差押金額又は繰上保全金額に相当する担保を提供して、保全差押え等をしないことを求めたときは差押えをすることができず (法159条4項、通則法38条4項)、また、換価の猶予に伴い差押えを猶予した場合又は不服申立てに伴い差押えを猶予した場合には差押えをすることができない(法151条2項、通則法105条3項、6項)。</p> <p>(1) 納税の猶予 (通則法46条1項から3項まで、<u>会社更生法122条1項</u>) 又は徴収の猶予 (通則法23条5項、105条2項、6項、<u>所得税法118条</u>、<u>相続税法40条1項</u>、<u>42条5項</u>、<u>資産再評価法87条5項</u>、<u>会社更生法122条1項</u>等) <u>をしている場合</u> その猶予に係る国税につきその猶予期間</p> <p>(2) <u>滞納処分</u>の停止 (法153条) <u>をしている場合</u> その停止に係る国税につきその停止期間 (新設)</p> <p>(3) <u>滞納処分等</u>の中止命令がされた場合 (<u>会社更生法37条2項</u>、<u>3項</u>) 又は更生手続の開始決定に伴う滞納処分等の中止の場合 (<u>同法67条2項</u>、<u>3項</u>) <u>その国税につき滞納処分の中止期間</u></p> <p>(4) <u>企業担保権の実行手続の開始決定があった場合</u> (企業担保法28条参照) その係属期間</p>

改正後	改正前
<p>(6) <u>破産手続開始の決定がされた場合(破産法第30条第1項、第43条第1項) 破産手続が係属する期間</u></p> <p>(7) <u>免責許可の申立て(破産法第248条)がされ、かつ、破産手続廃止の決定(同法第216条第1項)若しくは破産手続廃止の決定の確定(同法第217条第1項、第8項)又は破産手続終結の決定(同法第220条第1項)がされた場合(破産債権に基づく滞納処分に限る(同法第249条第1項。)) 免責許可の申立てについての裁判が確定するまでの期間</u></p> <p>財産の選択</p> <p>17 差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して選択を行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>差押えの時期</p> <p>18 (省略)</p> <p>(夜間及び休日等の差押え)</p> <p>19 <u>夜間及び休日等(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令第2条第2項に規定する日をいう。以下同じ。)</u>において個人の住居に立ち入って行う差押えについては、特に必要があると認められる場合のほかは、これらの時間又は日において行わないものとする(執行法第8条第1項参照)。</p>	<p>(5) <u>破産宣告を受けた場合(39参照) その係属期間</u></p> <p>(新設)</p> <p>財産の選択</p> <p>17 差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して選択を行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) <u>価額の変動が少ない財産であること。</u></p> <p>差押えの時期</p> <p>18 (同左)</p> <p>(夜間、休日の差押え)</p> <p>19 <u>夜間及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日</u>において個人の住居に立ち入って行う差押えについては、特に必要があると認められる場合のほかは、これらの時間又は日において行わないものとする(執行法8条1項参照)。</p>

改正後	改正前
<p>財産帰属の認定 (一般の帰属認定)</p> <p>20 財産が滞納者に帰属するかどうかの判定は、次に掲げる事項を参考として行うものとする(5参照)。</p> <p>(1) 動産及び有価証券にあつては、滞納者が所持していること(民法第186条、<u>会社法第131条</u>参照)。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと。 なお、有価証券の所持人が取立委任裏書又は質入裏書の被裏書人である場合には、その所持人の財産としてその有価証券を差し押さえることはできないこと。</p> <p>(2) <u>登録公社債、振替社債等</u>にあつては、<u>登録又は記載若しくは記録名義</u>が滞納者であること(国債ニ関スル法律第3条、<u>社債等振替法第66条、第88条</u>)。</p> <p>(注) <u>登録公社債、振替社債等</u>については、券面は発行されない。</p> <p>(3) 登記された不動産、船舶、<u>航空機、自動車、建設機械、小型船舶</u>及び電話加入権、地上権、鉱業権等の権利並びに特許権その他の無体財産権等については、登記の名義人が滞納者であること。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) <u>持分会社</u>の社員の持分については、定款又は商業登記簿における社員の名義が滞納者であること(<u>会社法第576条第1項、第908条、第912条、第913条、第914条、第915条、商業登記法第94条、第111条、第118条</u>等参照)。</p> <p>(6) <u>株式会社の株式</u>(<u>会社法第214条に基づき定款で株券を発行する旨の定めがある株式を除く。</u>)については、<u>株主名簿</u>における名義人が滞納者であること(<u>会社法第121条、第130条第1項</u>)。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(滞納者の名義でない場合の帰属認定)</p> <p>21 20の(1)から(3)までに掲げる財産並びに(5)及び(6)に掲げる財産については、所持し</p>	<p>財産帰属の認定 (一般の帰属認定)</p> <p>20 財産が滞納者に帰属するかどうかの判定は、次に掲げる事項を参考として行うものとする(5参照)。</p> <p>(1) 動産及び有価証券にあつては、滞納者が所持していること(民法186条参照)。 ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと。 なお、有価証券の所持人が取立委任裏書又は質入裏書の被裏書人である場合には、その所持人の財産としてその有価証券を差し押さえることはできないこと。</p> <p>(2) <u>登録公社債等</u>にあつては、<u>登録名義</u>が滞納者であること(国債ニ関スル法律3条、<u>社債等登録法5条1項</u>)。</p> <p>(3) 登記された不動産、船舶、建設機械、<u>自動車、航空機</u>及び電話加入権、地上権、鉱業権等の権利並びに特許権その他の無体財産権等については、登記の名義人が滞納者であること。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) <u>合名会社及び合資会社</u>の社員の持分については、定款又は商業登記簿における社員の名義が滞納者であること(<u>商法12条、63条、64条、67条、147条、商業登記法60条、71条、74条</u>など参照)。</p> <p>(6) <u>有限会社の社員</u>の持分については、<u>定款又は社員名簿</u>における名義人が滞納者であること(<u>有限会社法6条、20条</u>)。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(滞納者の名義でない場合の帰属認定)</p> <p>21 20の(1)から(3)までに掲げる財産並びに(5)及び(6)に掲げる財産については、所持し</p>

改正後	改正前
<p>ている者又は<u>登記（記載又は記録を含む。以下 21 において同じ。）</u>の名義人（以下 21 において「名義人等」という。）が滞納者でない場合であっても、帳簿書類、当事者の陳述等に基づき次に掲げる事項が明らかであるときは、その財産は、滞納者に帰属しているのだから、滞納者の財産として差し押さえることができる。この場合において、<u>その財産が 20 の(2)、(3)、(5)又は(6)の財産であるときは</u>、登記の名義を滞納者に変更させる必要がある。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 上記(1)から(3)までを除くほか、権利が滞納者に帰属しているにもかかわらず、登記の名義が滞納者以外の者となっていること。</p> <p>(注) （省略）</p> <p>（夫婦又は同居の親族の財産の帰属認定）</p> <p>22 滞納者の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下(3)及び(4)において同じ。）又は同居の親族が主として滞納者の資産又は収入によって生計を維持している場合には、その滞納者の住居にある財産は、その滞納者に帰属するものと認定して差し支えない。ただし、次に掲げる財産はこの限りでない。</p> <p>(1) 配偶者が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名において得た財産（<u>民法第 762 条第 1 項</u>）</p> <p>(2) 配偶者が登記された夫婦財産契約に基づき所有する財産（<u>民法第 756 条、夫婦財産契約登記規則</u>参照）</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる財産以外の財産で配偶者又は親族が専ら使用する財産（昭和 12.6.17 行判参照）</p> <p>(4) 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産（<u>共有財産</u>）についての配偶者の持分（<u>民法第 762 条第 2 項</u>参照）</p>	<p>ている者又は<u>登記</u>の名義人（以下 21 において「名義人等」という。）が滞納者でない場合であっても、帳簿書類、当事者の陳述等に基づき次に掲げる事項が明らかであるときは、その財産は、滞納者に帰属しているのだから、滞納者の財産として差し押さえることができる。この場合においては、登記の名義を滞納者に変更させる必要がある。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 上記を除くほか、権利が滞納者に帰属しているにもかかわらず、登記の名義が滞納者以外の者となっていること。</p> <p>(注) （同左）</p> <p>（夫婦又は同居の親族の財産の帰属認定）</p> <p>22 滞納者の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下(3)及び(4)において同じ。）又は同居の親族が主として滞納者の資産又は収入によって生計を維持している場合には、その滞納者の住居にある財産は、その滞納者に帰属するものと認定して差し支えない。ただし、次に掲げる財産はこの限りでない。</p> <p>(1) 配偶者が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名において得た財産（<u>民法 762 条 1 項</u>）</p> <p>(2) 配偶者が登記された夫婦財産契約に基づき所有する財産（<u>民法 756 条、夫婦財産契約登記取扱手続</u>参照）</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる財産以外の財産で配偶者又は親族が専ら使用する財産（昭和 12.6.17 行判）</p> <p>(4) 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産についての配偶者の持分（<u>民法 762 条 2 項</u>参照）</p>

改正後	改正前
<p>特殊な財産の差押え (共有財産)</p> <p>23 差し押さえるべき財産が法律の規定又は当事者の意思表示により共有となっている場合において、それぞれの持分が定まっていないとき(持分が明らかでないときを含む。)は、その持分は等しいものと推定して差し押さえることができる(民法第 250 条参照)。</p> <p>(取消し得べき法律行為又は契約の解除の目的となっている財産)</p> <p>24 滞納者が、その財産について、売買、贈与その他による譲渡又は権利の設定等をした場合において、その譲渡等の行為が取消し得べき行為(民法第 5 条第 2 項、第 9 条、第 13 条第 4 項、第 96 条第 1 項及び第 2 項等)であるとき又は契約を解除(同法第 541 条、第 542 条、第 543 条等)できるときは、通則法第 42 条《債権者の代位及び詐害行為の取消し》において準用する民法第 423 条《債権者の代位》の規定により滞納者に代位してその行為を取り消し、又はその契約を解除し、その財産を滞納者の財産として差し押さえることができる。ただし、その行為の取消し又は契約の解除の効果を第三者に対して主張できない場合がある(民法第 96 条第 3 項、第 545 条第 1 項ただし書等参照)。</p> <p>(条件付又は期限付の譲渡の目的となっている財産)</p> <p>25 差し押さえた財産が、差押えの当時条件付又は期限付の売買、贈与等の譲渡の目的となっていた場合(民法第 129 条参照)においては、差押え後、その条件の成就又は期限の到来により権利を取得した者は、その権利の取得をもって差押債権者である国に対抗することができない(大正 6.4.10 行判参照)。ただし、その権利を保全する仮登記が差押え前からあるときは、その権利の取得をもって差押債権者である国に対抗することができる(不動産登記法第 106 条)。</p>	<p>特殊な財産の差押え (共有財産)</p> <p>23 差し押さえるべき財産が法律の規定又は当事者の意思表示により共有となっている場合において、それぞれの持分が定まっていないとき(持分が明らかでないときを含む。)は、その持分は等しいものと推定して差し押さえることができる(民法 250 条参照)。</p> <p>(取消しうべき法律行為又は契約の解除の目的となった財産)</p> <p>24 滞納者が、その財産について、売買、贈与その他による譲渡又は権利の設定等をした場合において、その譲渡等の行為が取消しうべき行為(民法 4 条 2 項、9 条、12 条 3 項、96 条 1 項及び 2 項等)であるとき又は契約を解除(同法 541 条、542 条、543 条など)できるときは、通則法第 42 条《債権者の代位及び詐害行為の取消し》において準用する民法第 423 条《債権者の代位》の規定により滞納者に代位してその行為を取り消し、又はその契約を解除し、その財産を滞納者の財産として差し押さえることができる。ただし、その行為の取消し又は契約の解除の効果を第三者に対して主張できない場合がある(民法 96 条 3 項、545 条 1 項ただし書等参照)。</p> <p>(条件付又は期限付の譲渡の目的となった財産)</p> <p>25 差し押さえた財産が、差押えの当時条件付又は期限付の売買、贈与等の譲渡の目的となっていた場合(民法 129 条参照)においては、差押え後、その条件の成就又は期限の到来により権利を取得した者は、その権利の取得をもって差押債権者である国に対抗することができない(大正 6.4.10 行判)。ただし、その権利を保全する仮登記が差押え前からあるときは、その権利の取得をもって差押債権者である国に対抗することができる(不動産登記法 7 条 2 項)。</p>

改正後	改正前
<p>(<u>売買予約の目的となっている財産</u>)</p> <p>26 差し押さえた財産が、差押えの当時売買予約の目的となっていた場合には、差押え後におけるその売買を完結する意思表示により所有権を取得した者は、その所有権を<u>もって</u>差押債権者である国に対抗することができない。ただし、その権利を保全する仮登記が差押え前からあるときは、その所有権の取得をもって差押債権者である国に対抗することができる（不動産登記法第106条）。</p>	<p>(<u>売買予約の目的となった財産</u>)</p> <p>26 差し押さえた財産が、差押えの当時売買予約の目的となっていた場合には、差押え後におけるその売買を完結する意思表示により所有権を取得した者は、その所有権を<u>持って</u>差押債権者である国に対抗することができない。ただし、その権利を保全する仮登記が差押え前からあるときは、その所有権の取得をもって差押債権者である国に対抗することができる（不動産登記法7条2項）。</p>
<p>(<u>買戻しの特約等の目的となっている財産</u>)</p> <p>27 差し押さえた財産が、差押えの当時買戻しの特約又は再売買の予約の目的となっても、差押え後における買戻権の行使又は再売買の予約完結権の行使による所有権の取得をもって、差押債権者である国に対抗することができない。ただし、買戻しの特約の登記（民法第581条第1項、不動産登記法第96条）又は再売買の予約に係る所有権移転請求権の仮登記（不動産登記法第105条第2号）が差押え前にあるときは、その所有権の取得をもって差押債権者である国に対抗することができる（不動産登記法第106条）。</p>	<p>(<u>買戻しの特約等の目的となった財産</u>)</p> <p>27 差し押さえた財産が、差押えの当時買戻しの特約又は再売買の予約の目的となっても、差押え後における買戻権の行使又は再売買の予約完結権の行使による所有権の取得をもって、差押債権者である国に対抗することができない。ただし、買戻しの特約の登記（民法581条1項、不動産登記法37条、59条ノ2）又は再売買の予約に係る所有権移転請求権の仮登記（不動産登記法2条2号）が差押え前にあるときは、その所有権の取得をもって差押債権者である国に対抗することができる（不動産登記法7条2項）。</p>
<p>(<u>譲渡担保財産</u>)</p> <p>28 譲渡担保財産は、譲渡担保権者に属する財産としてその譲渡担保権者の滞納国税につき差し押さえることができ、また、<u>その譲渡人の滞納国税につき</u>法第24条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により差し押さえることができる（令第9条参照）。</p>	<p>(<u>譲渡担保財産</u>)</p> <p>28 譲渡担保財産は、譲渡担保権者に属する財産としてその譲渡担保権者の滞納国税につき差し押さえることができ、また<u>その譲渡人の滞納国税につき</u>法第24条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により差し押さえることができる（令9条参照）。</p>
<p>(<u>信託の目的となっている財産</u>)</p> <p>29 信託の目的と<u>なっている</u>財産は、信託の終了又は解除があったときは、信託財産の帰属権利者の財産として差し押さえることができる（信託法第61条、第62条参照）。</p>	<p>(<u>信託の目的となった財産</u>)</p> <p>29 信託の目的と<u>なった</u>財産は、信託の終了又は解除があったときは、信託財産の帰属権利者の財産として差し押さえることができる（信託法61条、62条参照）。</p>

改正後	改正前
<p>なお、信託法第 57 条《信託の解除》の規定に該当する場合には、委託者又はその相続人の滞納国税を徴収するため、通則法第 42 条《債権者の代位及び詐害行為の取消し》において準用する民法第 423 条《債権者の代位》の規定により委託者又はその相続人に代位して信託を解除することができ、また、<u>信託法第 58 条《信託の解除》の規定に該当する場合には、受益者の滞納国税を徴収するため、受益者に代位して、裁判所に対し信託の解除を請求することができる。</u></p> <p>(注)1 (省略)</p> <p><u>2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税（法人税法第 7 条の 2、第 10 条の 2）は、特定信託の受託者である内国法人又は外国法人に対し、その信託財産から生じる所得について課され、その信託財産が負担すべきものであることから、特定信託に係る法人税の滞納処分においては、その信託財産を差し押さえることができる（信託法第 16 条第 1 項参照）。</u></p> <p>30 (省略)</p> <p>(仮差押え又は仮処分の目的となっている財産)</p> <p>31 (省略)</p> <p>(強制管理等の目的となっている財産)</p> <p>32 強制管理又は担保不動産収益執行の開始決定（<u>執行法第 93 条、第 180 条第 2 号</u>）の目的となっている不動産及び当該不動産の果実についても、滞納処分をすることができる。</p> <p>(滞調法の適用を受ける財産)</p> <p>33 強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている財産についても、滞調法</p>	<p>なお、信託法第 57 条《信託の解除》の規定に該当する場合には、委託者又はその相続人の滞納国税を徴収するため、通則法第 42 条《債権者の代位及び詐害行為の取消し》において準用する民法第 423 条《債権者の代位》の規定により委託者又はその相続人に代位して信託を解除することができ、また信託法第 58 条《信託の解除》の規定に該当する場合には、受益者の滞納国税を徴収するため、受益者に代位して、裁判所に対し信託の解除を請求することができる。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>30 (同左)</p> <p>(仮差押え又は仮処分の目的となった財産)</p> <p>31 (同左)</p> <p>(強制管理の目的となった財産)</p> <p>32 強制管理の開始決定（<u>執行法 93 条</u>）の目的となった不動産及び当該不動産の果実についても、滞納処分をすることができる。</p> <p>(滞調法の適用を受ける財産)</p> <p>33 強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている財産についても、滞調法</p>

改正後	改正前
<p>の規定（<u>第21条、第29条、第35条等</u>）により、滞納処分をすることができる。</p>	<p>の規定（<u>21条、29条、35条など</u>）により、滞納処分をすることができる。</p>
<p><u>（再生手続開始の決定がされた者の財産）</u></p>	<p><u>（和議の開始された者の財産）</u></p>
<p>34 <u>再生手続開始の決定（民事再生法第33条）がされた者の財産については、国税は一般優先債権（法第8条、民事再生法第122条第1項）として再生手続によらないで随時弁済を受けることができ（民事再生法第122条第2項）、滞納処分の執行を禁ずる規定もないため（同法第122条第4項において準用する第121条第3項から第6項参照）、滞納処分をすることができる。</u></p>	<p>34 <u>和議の開始された者の財産については、国税は和議債権ではないし（和議法42条参照）、また滞納処分ができない旨の規定がないので（同法40条参照）、滞納処分をすることができる。</u></p>
<p><u>（特別清算の開始された会社の財産）</u></p>	<p><u>（整理又は特別清算の開始された会社の財産）</u></p>
<p>35 <u>会社法第510条《特別清算開始の原因》の規定による特別清算の開始があった場合の会社の財産については、国税は同法第512条、第515条及び第516条《破産、強制執行、保全処分、担保権の実行等の中止》の規定の適用を受けないから、滞納処分をすることができる。</u></p>	<p>35 <u>商法第381条《整理の開始》又は第431条《特別清算の開始》の規定による整理又は特別清算の開始があった場合の会社の財産については、国税は同法第383条第2項《破産、和議、強制執行、保全処分等の中止》（433条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けないから、滞納処分をすることができる。</u></p>
<p><u>（法令等による譲渡制限がある財産）</u></p>	<p><u>（法令等による譲渡制限がある財産）</u></p>
<p>36 <u>麻薬、銃砲・刀剣類等その譲渡若しくは所有等について法令上制限が付されている財産（第89条関係14から25まで参照）又は定款によって譲渡制限の付されている株式（会社法第2条第17号、第107条、第127条、第137条）についても、滞納処分をすることができる。</u></p>	<p>36 <u>麻薬類、銃砲・刀剣類等その譲渡若しくは所有等について法令上制限が付されている財産（第89条関係14から27まで参照）又は定款によつて譲渡制限の付されている株式（商法204条1項、204条ノ5）についても、滞納処分をすることができる。</u></p>
<p><u>（留置権による競売の開始された財産）</u></p>	<p><u>（留置権による競売の開始された財産）</u></p>
<p>37 <u>滞納者の財産について留置権による競売が開始された場合には（執行法第195条参照）、滞納者が留置権者に対して有する残余金の交付請求権を差し押さえるものとする。</u></p>	<p>37 <u>滞納者の財産について留置権による競売が開始された場合には（執行法195条参照）、滞納者が留置権者に対して有する残余金の交付請求権を差し押さえるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(注) 留置権による競売に対しては、交付要求をすることができない（第 2 条関係 26 の注の(2)参照）。</p> <p>(未分離の果実)</p> <p>38 農作物等土地から分離する前の天然果実については、おおむね 1 月以内に収穫することが確実であるものを除き、差押えをしないものとする（<u>執行法第 122 条第 1 項</u>参照）。</p> <p><u>破産手続開始の決定がされた者の財産に対する滞納処分</u> <u>（開始決定前の包括的禁止命令）</u></p> <p>39 <u>裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産法第 24 条第 1 項第 1 号《強制執行等の中止命令》の規定による中止の命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての債権者に対し、強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売及び滞納処分等の禁止を命ずることができる（以下 39 において「包括的禁止命令」という。同法第 25 条第 1 項）。</u></p> <p><u>包括的禁止命令がされたときは、既にされている滞納処分は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止される（同条第 3 項）。</u></p> <p>(破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求)</p> <p>40 滞納者が破産手続開始の決定を受けた場合（破産法第 30 条）には、破産財団（同法第 34 条）に属する滞納者の財産に対する新たな滞納処分はすることができず（同法第 43 条第 1 項）、その破産手続において財団債権となる国税については破産管財人に対し、破産債権となる国税については破産裁判所（その交付要求に係る破産事件を取</p>	<p>(注) 留置権による競売に対しては、交付要求をすることができない（第 2 条関係 26 の注参照）。</p> <p>(未分離の果実)</p> <p>38 農作物等土地から分離する前の天然果実については、おおむね 1 月以内に収穫することが確実であるものを除き、差押えをしないものとする（<u>執行法 122 条 1 項</u>参照）。</p> <p><u>破産宣告を受けた者の財産に対する滞納処分</u> <u>（新設）</u></p> <p>(破産管財人に対する交付要求)</p> <p>39 滞納者が破産宣告を受けた場合（破産法 1 条参照）には、<u>その滞納者の破産財団（同法 6 条参照）に属する財産に対しては、財団債権である国税による新たな滞納処分は行わないものとし、破産管財人に対して交付要求をする（昭和 45.7.16 最高判参照）。</u></p>

改正後	改正前
<p>り扱う裁判所をいう。以下同じ。) に対して交付要求をする (法第 82 条第 1 項)。</p> <p>(注)1 <u>国税の破産法上の地位は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>財団債権</u></p> <p>イ <u>破産手続開始前の原因に基づく国税であって、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの及び納期限から 1 年 (その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより滞納処分をすることができない期間 (以下 40 において「包括的禁止命令期間」という。) がある場合には、当該期間を除く。) を経過していないものに係る本税、利子税及び延滞税 (同法第 148 条第 1 項第 3 号)。</u></p> <p>ロ <u>破産手続開始後の原因に基づく国税であって、破産財団の管理、換価及び配当に関して生ずるもの (破産財団を構成する財産の所有・換価の事実に基づいて課せられ、あるいは当該財産から生じる収益そのものに対して課せられる国税等をいう。) に係る本税及び延滞税 (同項第 2 号。昭和 62.4.21 最高判参照)。</u></p> <p>(2) <u>破産債権</u></p> <p>イ <u>優先的破産債権</u></p> <p><u>破産手続開始前の原因に基づいて生じた国税であって、破産手続開始当時、納期限から 1 年 (包括的禁止命令期間を除く。) を経過しているものに係る本税並びに破産手続開始までの利子税及び延滞税 (同法第 98 条第 1 項)。</u></p> <p>ロ <u>劣後的破産債権</u></p> <p>(イ) <u>優先的破産債権とされる本税に係る破産手続開始後の利子税及び延滞税 (同法第 99 条第 1 項第 1 号、第 97 条第 3 号)。</u></p> <p>(ロ) <u>破産手続開始後の原因に基づく国税で破産財団に関して生じたもの (同法第 99 条第 1 項第 1 号、第 97 条第 4 号)。</u></p> <p>(ハ) <u>各種加算税 (同法第 99 条第 1 項第 1 号、第 97 条第 5 号)。</u></p>	<p>(注)1 <u>財団債権である国税とは、破産宣告前の原因に基づく国税及び破産宣告後の原因に基づく国税のうち破産財団に関して生じたものをいう (破産法 47 条 2 号)。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 破産管財人が交付要求に応じない場合には、破産裁判所に破産管財人に対する監督権の発動を促し、必要に応じ、破産管財人に対する損害賠償の責任を迫及する（<u>同法第 75 条第 1 項、第 85 条第 2 項</u>参照）。</p> <p>（滞納処分の続行）</p> <p>41 破産財団に属する財産について、<u>破産手続開始の決定前に既に滞納処分に着手しているときは、破産手続開始の決定後も、その続行をすることができる（破産法第 43 条第 2 項）</u>。この続行できる滞納処分には、<u>破産手続開始の決定前に行った参加差押え、債権の二重差押え（第 62 条関係 6 参照）及び滞調法の規定による二重差押え（平成 3.5.28 福岡高判、平成 6.10.11 大阪高判参照）</u>が含まれる。</p> <p>（注）<u>破産手続開始の決定前に原債権を差し押さえた後、原債権が供託された場合における供託金還付請求権の差押えは、原債権の差押えの続行手続であり、破産手続開始後の新たな滞納処分には当たらない（平成 16.3.26 大分地判参照）</u>。</p> <p>（行政機関等に対する交付要求）</p> <p>42 行政機関等が<u>破産手続開始の決定前に着手した滞納処分を破産手続開始の決定後に続行する場合には、その行政機関等に対して交付要求を行い、参加差押えは行わないものとする。この場合において、この交付要求に対する配当金は、破産手続開始の決定前に滞納処分による差押え又は参加差押えを執行している場合を除き、破産管財人に交付され、破産財団から弁済又は配当を受けることとなる（平成 9.12.18 最高判参照）</u>。</p> <p>（別除権の行使）</p>	<p>2 破産管財人が交付要求に応じない場合には、破産裁判所に破産管財人に対する監督権の発動を促し、必要に応じ、破産管財人に対する損害賠償の責任を迫及する（<u>破産法 161 条、164 条</u>参照）。</p> <p>（滞納処分の続行）</p> <p>40 破産財団に属する財産について、<u>破産宣告前に滞納処分に着手しているときは、破産宣告後も、その続行をすることができる（破産法 71 条 1 項）</u>。この続行できる滞納処分には、<u>破産宣告前に行った参加差押え、債権の二重差押え（第 62 条関係 6 参照）及び滞調法の規定による二重差押え</u>が含まれる。</p> <p>（注）<u>破産宣告前に滞納処分の前提となる行為に着手している場合には、それに引き続いてする滞納処分、例えば、破産宣告前に捜索に着手した場合におけるそれに引き続いて行う差押え、詐害行為取消訴訟を提起した後に破産宣告があった場合におけるその勝訴に基づく差押え（昭和 5.11.29 大判）は、破産宣告によって妨げられない</u>。</p> <p>（行政機関等に対する交付要求）</p> <p>41 行政機関等が<u>破産宣告前に着手した滞納処分を破産宣告後に続行する場合には、その行政機関等に対して交付要求を行い、参加差押えは行わないものとする</u>。</p> <p>（別除権の行使）</p>

改正後	改正前
<p>43 国税の担保として提供されている財産については、<u>破産手続開始の決定後</u>においても、<u>破産手続によらないで別除権の行使として、通則法第 52 条第 1 項《担保の処分》の規定に基づく滞納処分の例による差押えをすることができる</u>（破産法第 65 条参照）。</p> <p>なお、<u>次の点に留意する。</u></p> <p>(1) 私債権者の申立てにより別除権の行使として担保権の実行手続が開始された場合には、<u>破産手続開始の決定後であってもその執行機関に対して交付要求をする。</u></p> <p>(2) 行政機関等が担保の処分として滞納処分の例による差押えをした場合においては、交付要求を行い、参加差押えは行わないものとする。</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)の場合においても、交付要求に対する配当金の交付先が破産管財人となることは 42 と同様である。</u></p> <p>(注) 別除権とは、次のものをいう。</p> <p>1 破産財団に属する財産について存する特別の先取特権、質権及び抵当権（電話加入権質に関する臨時特例法、工場抵当法等の特別法によるものも含む。）（破産法第 2 条第 9 項）</p> <p>2 破産財団に属する財産について存する商法上の留置権（破産法第 66 条）（削除）</p> <p>3 破産財団に属する財産について存する担保仮登記に係る権利（仮登記担保法第 19 条第 1 項）</p> <p>（破産手続開始の決定後に取得した財産に対する滞納処分）</p> <p>44 <u>破産手続開始の決定がされた破産者が破産手続開始の決定後に取得した財産については、破産財団に属しないから（破産法第 34 条第 1 項参照）、財団債権に係る国税については、破産手続中であっても滞納処分をすることができる。</u></p>	<p>42 国税の担保として提供されている財産については、<u>破産宣告後</u>においても、別除権の行使として、通則法第 52 条第 1 項《担保の処分》の規定に基づく滞納処分の例による差押えをすることができる（破産法 95 条、<u>203 条 1 項</u>参照）。</p> <p>なお、私債権者の申立てにより別除権の行使として担保権の実行手続が開始された場合には、その執行機関に対して交付要求をする。<u>また、行政機関等が、担保の処分として滞納処分の例による差押えをした場合においては、交付要求を行い、参加差押えは行わないものとする。</u></p> <p>(注) 別除権とは、次のものをいう。</p> <p>1 破産財団に属する財産について存する特別の先取特権、質権及び抵当権（電話加入権質に関する臨時特例法、工場抵当法等の特別法によるものも含む。）（破産法 92 条）</p> <p>2 破産財団に属する財産について存する商法上の留置権（破産法 93 条）</p> <p>3 <u>共有者の一人が破産の宣告を受けた場合において、分割によりその破産者に帰すべき共有財産の部分について、他の共有者が破産者に対して有する共有に関する債権（破産法 94 条）</u></p> <p>4 破産財団に属する財産について存する担保仮登記に係る権利（仮登記担保法 19 条 1 項）</p> <p>（破産後取得した財産）</p> <p>43 <u>破産宣告を受けた者が破産宣告後取得した財産については、破産財団に属さないから、滞納処分をすることができる。</u></p> <p>なお、破産者は、国税については免責されない（破産法 366 条ノ 12 第 1 号）。</p>

改正後	改正前
<p>なお、破産者は、<u>免責許可の決定が確定したときであっても、国税については免責されない（破産法第 253 条第 1 項第 1 号）。</u></p> <p>会社更生法の適用を受ける会社の財産に対する滞納処分 (開始決定前の滞納処分等の中止命令等)</p> <p><u>45 更生手続開始の申立てがあった場合において、裁判所は必要があると認めるときは、あらかじめ税務署長に意見を聴いた上で、会社の財産に対して既にされている滞納処分又は国税の担保のために提供された物件の処分（いずれも共益債権を徴収するためものを除く。以下 46、47 及び 49 において「滞納処分等」という。）の中止を命ずることができる（会社更生法第 24 条第 2 項）。ただし、その中止の命令は、更生手続開始の申立てにつき決定があったとき又は中止の決定の日から 2 月を経過したときは、その効力を失う（同法第 24 条第 3 項）。</u></p> <p><u>(開始決定前の包括的禁止命令)</u></p> <p><u>46 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、会社更生法第 24 条第 1 項第 2 号《強制執行等の中止命令》又は第 2 項《滞納処分の中止命令》の規定による中止の命令によっては更生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての更生債権者等（同法第 2 条第 13 項参照）に対し、更生債権等（同条第 12 項参照）に基づく強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行による競売、更生債権等を被担保債権とする留置権による競売及び滞納処分等の禁止を命ずることができる（以下 46 において「包括的禁止命令」という。同法第 25 条第 1 項）。</u></p> <p><u>包括的禁止命令がされたときは、既にされている滞納処分は、更生手続開始の申立てについての決定があった時又は包括的禁止命令の日から 2 月を経過した時のいずれか早い時まで中止される（同条第 3 項）。</u></p>	<p>会社更生法の適用を受ける会社の財産に対する滞納処分 (開始決定前の滞納処分等の中止命令)</p> <p>44 更生手続開始の申立てがあった場合において、<u>更生裁判所は、必要があると認めるときは、あらかじめ税務署長に意見を聞いた上で滞納処分又は国税の担保のために提供された物件の処分（以下 45 及び 47 において「滞納処分等」という。）の中止を命ずることができる（会社更生法 37 条 2 項）。ただし、その中止命令は、更生手続開始の申立てにつき決定があったとき又は中止の決定の日から 2 月を経過したときは、その効力を失う（同法 37 条 3 項）。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>さらに、裁判所は、更生手続開始の申立てがされた会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、あらかじめ税務署長に意見を聴いた上で、担保を立てさせて、中止された滞納処分^のの取消しを命ずることができる（同条第5項）。</u></p> <p>（開始決定による滞納処分等の中止等）</p> <p><u>47 更生手続開始の決定があったときは、その決定の日から1年間（1年経過前に更生計画が認可されることなく更生手続が終了し、又は更生計画が認可されたときは、当該終了又は認可の時までの間）は、更生会社の財産に対する滞納処分等はすることができず、更生会社の財産に対して既にされている滞納処分等は中止される（会社更生法第50条第2項）。</u></p> <p><u>なお、上記の滞納処分等の禁止及び中止の期間は、税務署長の同意を得た上で伸長されることがある（同条第3項、第4項）。</u></p> <p><u>また、裁判所は、中止した滞納処分等の続行又は取消しを命ずることができる（同条第5項、第6項）。</u></p> <p><u>(注) 更生手続開始の決定後において更生計画が認可されることなく更生手続が終了する場合は次のとおりである（同法第234条）。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 更生手続開始の申立てについての裁判に対する即時抗告があった場合における更生手続開始の決定を取り消す決定の確定（同法第44条第3項）</u> <u>2 更生計画不認可の決定（同法第199条）の確定</u> <u>3 更生手続廃止の決定（同法第236条、第237条、第241条）の確定</u> <p>（更生計画における納税の猶予、減免等）</p> <p><u>48 更生計画において、国税について納税の猶予、換価の猶予、減免、承継その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、税務署長の意見を聴かなければならないとき（例えば、3年以下の期間の納税の猶予又は換価の猶予の定めをする場合等）と、その同</u></p>	<p>（開始決定による滞納処分等の中止等）</p> <p><u>45 更生手続開始の決定があったときは、その決定の日から更生計画認可若しくは更生手続終了までの間又はその決定の日から1年間（税務署長に同意を得た上で伸長されることがある。会社更生法67条3項、4項）か、いずれか短い期間内は、共益債権となる国税（48の(注)参照）を除き滞納処分等はすることができず、既にされている滞納処分等は中止される（同法67条2項）。</u></p> <p><u>なお、更生裁判所は、中止した滞納処分等の続行又は取消しを命ずることができる（会社更生法67条6項）。</u></p> <p><u>(注) 更生手続終了とは、開始決定の取消し（会社更生法51条）、更生手続の廃止（同法273条、273条の2、274条、277条）及び更生計画の不認可（同法238条）の各決定をいい、その効力は、公告の最終の掲載があった日の翌日から生ずる（同法12条2項）。</u></p> <p>（更生計画における納税の猶予、減免等）</p> <p><u>46 更生計画において、国税について納税の猶予、換価の猶予、減免、承継その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、税務署長の意見を聞かなければならないとき（例えば、3年以下の期間の納税の猶予又は換価の猶予の定めをする場合等）と、その同</u></p>

改正後	改正前
<p>意を得なければならないとき（例えば、<u>3</u>年を超える期間の納税の猶予又は換価の猶予の定めをする場合等）とがある（会社更生法第<u>169</u>条）。</p> <p>（共益債権となる国税以外の国税の徴収）</p> <p><u>49</u> 更生会社に対する共益債権である国税以外の国税については、原則として更生手続により弁済を受けることになるので（会社更生法第<u>47</u>条第<u>1</u>項）、税務署長は、遅滞なく、<u>その額、原因及び担保権の内容を更生裁判所に届け出なければならない</u>（同法第<u>142</u>条第<u>1</u>号、第<u>204</u>条第<u>1</u>項第<u>4</u>号参照）。</p> <p>なお、滞納処分等又はその続行が許される場合等においては、更生手続によらずに弁済等を受けることができる（同法第<u>47</u>条第<u>5</u>項、第<u>7</u>項）。ただし、更生会社の財産が共益債権の総額を弁済するに足りないことが明らかになった後は、新たな滞納処分等又は中止していた滞納処分等の続行は行わないものとする（昭和<u>56.5.6</u>大阪高判参照）。また、共益債権である国税以外の国税について、更生会社が税務署長に対して行った担保の供与又は債務の消滅に関する行為は、否認権の対象とならない（同法第<u>86</u>条）。</p> <p>（注）共益債権となる国税以外の国税としては、更生債権となる国税（更生手続開始前の原因に基づいて生じた国税。会社更生法第<u>2</u>条第<u>8</u>項）、更生担保権となる国税（更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法又は会社法の規定による留置権に限る。）の被担保債権であって、<u>更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は更生債権のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時における時価であるとした場合における当該担保権によって担保された範囲の国税をいう</u>。同法第<u>2</u>条第<u>10</u>項）がある。</p> <p>（共益債権となる国税の徴収）</p>	<p>意を得なければならないとき（例えば3年を超える期間の納税の猶予又は換価の猶予の定めをする場合等）とがある（会社更生法第<u>122</u>条<u>1</u>項から<u>3</u>項まで）。</p> <p>（共益債権となる国税以外の国税の徴収）</p> <p><u>47</u> 更生会社に対する共益債権である国税以外の国税については、原則として更生手続により弁済を受けることになるので（会社更生法第<u>112</u>条）、税務署長は、遅滞なくその額、原因及び担保権の内容を更生裁判所に届け出なければならない（同法第<u>157</u>条第<u>1</u>項、<u>241</u>条参照）。</p> <p>なお、滞納処分等又はその続行が許される場合等においては、更生手続によらずに弁済等を受けることができる（同法第<u>112</u>条ただし書、<u>112</u>条の<u>2</u>第<u>4</u>項）。ただし、更生会社の財産が共益債権の総額を弁済するに足りないことが明らかになった後は、新たな滞納処分等又は中止していた滞納処分等の続行は行わないものとする（昭和<u>56.5.6</u>大阪高判）。また、共益債権である国税以外の国税について、更生会社が税務署長に対して行った担保の供与又は債務の消滅に関する行為は、否認権の対象とならない（同法第<u>78</u>条第<u>2</u>項）。</p> <p>（注）共益債権となる国税以外の国税としては、更生債権となる国税（更生手続開始前の原因に基づいて生じた国税。会社更生法第<u>102</u>条）、更生担保権となる国税（<u>更生債権となる国税又は更生手続開始前の原因に基づいて生じた更生会社以外の者に対する国税で、更生手続開始当時更生会社財産の上に存する担保権によって担保される国税。同法第<u>123</u>条第<u>1</u>項）及び劣後的更生債権となる国税（更生債権となる国税のうち、更生手続開始前の脱税が摘発され、開始後に刑罰に処せられ又は国税犯則取締法による通告処分を履行した場合におけるほ脱国税で届出のないもの。会社更生法第<u>121</u>条第<u>1</u>項第<u>6</u>号）がある。</u></p> <p>（共益債権となる国税の徴収）</p>

改正後	改正前
<p>50 共益債権となる国税については、更生手続によらないで更生債権及び更生担保権に先立って随時弁済されるが（会社更生法第 132 条第 1 項、第 2 項）、更生管財人がこの弁済に応じないときは、更生手続中であっても滞納処分をすることができる（この場合における差押登記の嘱託の受理については、昭和 42.9.7 付民事甲第 2524 号法務省民事局長通達参照）。ただし、更生会社の財産が共益債権の総額を弁済するに足りないことが明らかになったときは、担保権によって担保されるものを除き、まだ弁済されていない共益債権の債権額の割合に応じて弁済されることになるので（同法第 133 条第 1 項）、滞納処分をすることはできない（昭和 54.2.16 大阪地判参照）。<u>この場合において、共益債権である国税に劣後する担保権により、その実行手続が開始されたときは、その国税について執行機関に交付要求をすることに留意する（同法第 133 条 1 項ただし書参照）。</u></p> <p>（注）共益債権となる国税としては、次のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税等で、更生手続開始当時まだ具体的納期限の到来していないもの（同法第 129 条。昭和 49.7.22 最高判参照）</u> 2 <u>更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権に該当する国税（例えば、更生手続開始後の原因に基づいて生じた法人税等。同法第 127 条第 2 号）</u> <p>差押えの効力 （処分の禁止）</p> <p>51 差押えは、滞納者の特定財産の法律上又は事実上の処分を禁止する効力を有するものであり、差押え後におけるその財産の譲渡又は権利設定等の法律上の処分は、差押債権者である国に対抗することができない。この場合において、差押えにより禁止される法律上又は事実上の処分は、差押債権者である国に不利益となる処分に限られる</p>	<p>48 共益債権となる国税については、更生手続によらないで更生債権及び更生担保権に先立って随時弁済されるが（会社更生法 209 条）、更生管財人がこの弁済に応じないときは、更生手続中であっても滞納処分をすることができる（この場合における差押登記の嘱託の受理については、昭和 42.9.7 付民事甲第 2,524 号法務省民事局長通達参照）。ただし、更生会社の財産が共益債権の総額を弁済するに足りないことが明らかになったときは、担保権によって担保されるものを除き、まだ弁済されていない共益債権の債権額の割合に応じて弁済されることになるので（同法 210 条）、滞納処分はできないことに留意する（昭和 54.2.16 大阪地判）。</p> <p><u>なお、共益債権である国税に劣後する担保権により、その実行手続が開始された場合には、その国税について執行機関に交付要求をする（同法 210 条参照）。</u></p> <p>（注）共益債権となる国税としては、次のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>更生債権のうち、源泉徴収にかかる所得税、消費税、酒税等で、更生手続開始当時まだ具体的納期限の到来していないもの（同法 119 条前段、昭和 49.7.22 最高判）</u> 2 <u>更生手続開始後の会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用に該当する国税（例えば、更生手続開始後の原因に基づいて生じた法人税等。同法 208 条 2 号）</u> <p>差押えの効力 （処分の禁止）</p> <p>49 差押えは、滞納者の特定財産の法律上又は事実上の処分を禁止する効力を有するものである。<u>したがって、差押え後におけるその財産の譲渡又は権利設定等の法律上の処分は、差押債権者である国に対抗することができない。この場合において、差押えにより禁止される法律上又は事実上の処分は、差押債権者である国に不利益となる処</u></p>

改正後	改正前
<p>から、例えば、差押財産についての賃貸借契約の解除、差押財産の改良等の処分はこれに含まれない。</p> <p>なお、債権（振替社債等を除く。）の差押えに当たっては、法第 62 条第 2 項《債権差押の手続》の規定により、処分禁止の趣旨を特に明示することとなっており、振替社債等の差押えの場合においても同様である（法第 62 条の 2 第 2 項）。</p> <p>（効力の保証）</p> <p>52 差押えによる法律上又は事実上の処分の禁止は、法第 187 条《罰則》若しくは第 189 条《罰則》又は刑法第 96 条《封印等破棄の罪》、第 115 条《放火の罪》、第 120 条第 2 項《出水の罪》、第 242 条《窃盗及び強盗の罪》、第 251 条《詐欺及び恐喝の罪》、第 252 条第 2 項《横領の罪》若しくは第 262 条《毀棄の罪》の各規定により間接的に保証されている。</p> <p>（効力の制限）</p> <p>53 差押えによる法律上又は事実上の処分の禁止は、国、地方公共団体等の土地収用法、農地法等の規定に基づく土地収用、農地買収（未墾地等の買収に限る。）、没収（刑法第 19 条等）等の処分を妨げるものでなく、かつ、これらの処分があったときは、差押えの効力は失われる。</p> <p>（差押財産の消滅）</p> <p>54 加入電話加入契約の解除により電話加入権が消滅する場合、民法第 958 条《相続人捜索の公告》に規定する期間内に相続人である権利を主張する者がいないことにより特許権が消滅する場合（特許法第 76 条）等においては、その財産に係る差押えの効力は消滅することがある（実用新案法第 26 条、意匠法第 36 条、商標法第 35 条等）。</p>	<p>分に限られるから、例えば、差押財産についての賃貸借契約の解除、差押財産の改良等の処分はこれに含まれない。</p> <p>なお、債権の差押えに当たっては、法第 62 条第 2 項《債権差押の手続》の規定により、処分禁止の趣旨を特に明示することとなっている。</p> <p>（効力の保証）</p> <p>50 差押えによる法律上又は事実上の処分の禁止は、法第 187 条《罰則》若しくは第 189 条《罰則》又は刑法第 96 条《封印破棄の罪》、第 115 条《放火の罪》、第 120 条第 2 項《溢水の罪》、第 242 条《窃盗及び強盗の罪》、第 251 条《詐欺及び恐喝の罪》、第 252 条第 2 項《横領の罪》若しくは第 262 条《毀棄の罪》の各規定により間接的に保証されている。</p> <p>（効力の制限）</p> <p>51 差押えによる法律上又は事実上の処分の禁止は、国、地方公共団体等の土地収用法、農地法等の規定に基づく土地収用、農地買収（未墾地等の買収に限る。）、没収（刑法第 19 条等）等の処分を妨げるものでなく、かつ、これらの処分があったときは、差押えの効力は失われる。</p> <p>（差押え財産の消滅）</p> <p>52 加入電話加入契約の解除により、電話加入権が消滅する場合（公衆電気通信法 42 条 1 項）、民法第 958 条《相続人捜索の公告》に規定する期間内に相続人である権利を主張する者がいないことにより特許権が消滅する場合（特許法 76 条）等においては、その財産に係る差押えの効力は消滅することがある（実用新案法 26 条、意匠法 36 条、商標法 35 条等）。</p>

改正後	改正前
<p>(時効の中断)</p> <p>55 差押えに係る国税については、その差押えが効力を生じた時に時効が中断する（通則法第 72 条第 3 項、民法第 147 条第 2 号）。この場合における中断事由は、差押財産を換価した場合にはその権利が買受人に移転した時（債権取立てのときは弁済の効力が生じた時）まで、差押財産が滅失した場合（法第 53 条第 1 項の規定の適用がある場合を除く。）にはその滅失した時まで、差押えを解除した場合にはその解除をした時まで、それぞれ継続する。ただし、その差押えの手続が不適法を理由として取り消されたときは、時効中断の効力を生じない（民法第 154 条）。</p> <p>なお、第三者の占有する動産若しくは有価証券、物上保証人の財産若しくは法第 24 条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により譲渡担保財産を差し押さえた場合又は法第 22 条第 3 項《質権等の代位実行》の規定により質権若しくは抵当権を実行した場合は、差押調書の謄本が滞納者に交付された時等差し押さえた旨等が滞納者に通知された時に時効が中断する（通則法第 72 条第 3 項、民法第 155 条）。</p> <p>(従物)</p> <p>56 主物を差し押さえたときは、その差押えの効力は従物に及ぶ（民法第 87 条参照）。したがって、家屋を差し押さえた場合には、差押えの効力は、その家屋の従物となっている畳、建具等に及ぶ（第 56 条関係 9 参照）。</p> <p>(果実)</p> <p>57 元物を差し押さえたときは、その差押えの効力は、原則として、天然果実に及ぶが、法定果実には及ばない（法第 52 条）。</p> <p>(相続等があった場合)</p>	<p>(時効の中断)</p> <p>53 差押えに係る国税については、その差押えが効力を生じた時に時効が中断する（通則法 72 条 3 項、民法 147 条 2 号）。この場合における中断事由は、差押財産を換価した場合にはその権利が買受人に移転した時（債権取立てのときは弁済の効力が生じた時）まで、差押財産が滅失した場合（法 53 条 1 項の規定の適用がある場合を除く。）にはその滅失した時まで、差押えを解除した場合にはその解除をした時まで、それぞれ継続する。ただし、その差押えの手続が不適法を理由として取り消されたときは、時効中断の効力を生じない（民法 154 条）。</p> <p>なお、第三者の占有する動産若しくは有価証券、物上保証人の財産若しくは法第 24 条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により譲渡担保財産を差し押さえた場合又は法第 22 条第 3 項《質権等の代位実行》の規定により質権若しくは抵当権を実行した場合は、差押調書の謄本が滞納者に交付されたとき等差し押さえた旨等が滞納者に通知された時に時効が中断する（通則法 72 条 3 項、民法 155 条）。</p> <p>(従物)</p> <p>54 主物を差し押さえたときは、その差押えの効力は従物に及ぶ（民法 87 条参照）。したがって、家屋を差し押さえた場合には、差押えの効力は、その家屋の従物となっている畳、建具等に及ぶ（第 56 条関係 9 参照）。</p> <p>(果実)</p> <p>55 元物を差し押さえたときは、その差押えの効力は、原則として、天然果実に及ぶが、法定果実には及ばない（法 52 条）。</p> <p>(相続等があった場合)</p>

改正後	改正前
<p>58 滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併により消滅した場合には、その滞納処分を続行することができる（法第 139 条第 1 項）。また、滞納者の死亡を知らずに、滞納者の名義の財産を差し押さえた場合には、その差押えは、その財産を有する相続人に対してされたものとみなされる（法第 139 条第 2 項）。</p> <p>（継続的な収入）</p>	<p>56 滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併により消滅した場合には、その滞納処分を続行することができるし、また滞納者の死亡を知らずに、滞納者の名義の財産を差し押さえた場合には、その差押えは、その財産を有する相続人に対してされたものとみなされる（法 139 条）。</p> <p>（継続的な収入）</p>
<p>59 給料、年金、賃貸借契約に基づく賃料債権、社会保険制度に基づく診療報酬債権（平成 17.12.6 最高判参照）その他これらに類する継続収入に対する債権の差押えの効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押え後に収入すべき金額に及ぶ（法第 66 条）。</p> <p>（保険に付されている財産）</p>	<p>57 給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入に対する債権の差押えの効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押え後に収入すべき金額に及ぶ（法 66 条）。</p> <p>（保険に付されている財産）</p>
<p>60 差押財産が損害保険に付され、又は火災共済協同組合の火災共済等の目的となっているときは、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押さえた旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない（法第 53 条第 1 項）。</p> <p>差押財産を譲り受けた者に対する滞納処分</p>	<p>58 差押財産が損害保険に付され、又は火災共済協同組合の火災共済等の目的となっているときは、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押さえた旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない（法 53 条 1 項）。</p> <p>差押え財産を譲り受けた者に対する滞納処分</p>
<p>61 不動産に対し、強制競売、強制管理、担保権の実行としての競売若しくは担保不動産収益執行による差押え、仮差押え又は滞納処分による差押え（保全差押金額又は繰上保全差押金額に係る差押えを含む。以下 61 において同じ。）の登記があるまま、第三者に所有権移転の登記がされた場合には、当該第三者の国税を徴収するため、当該不動産に対し滞納処分による差押え（参加差押え又は滞調法第 29 条の規定により行うことができる滞納処分による差押えで、当該第三者を滞納者とするものを含む。以下</p>	<p>59 不動産に対し強制競売若しくは担保権の実行としての競売による差押え、仮差押え又は滞納処分による差押え（保全差押金額又は繰上保全差押金額に係る差押えを含む。以下 59 において同じ。）の登記があるまま、第三者に所有権移転の登記がされた場合には、当該第三者の国税を徴収するため、当該不動産に対し滞納処分による差押え（参加差押え又は滞調法 29 条の規定により行うことができる滞納処分による差押えで、当該第三者を滞納者とするものを含む。以下 59 において同じ。）をすることができる（こ</p>

改正後	改正前
<p><u>61</u>において同じ。)をすることができる(この場合における差押登記の嘱託の受理については、昭和 42.5.15 付民事甲第 299 号法務省民事局長通達参照)。この場合において、当該第三者を滞納者として行った滞納処分による差押えに基づく換価は、譲渡人に対する差押え等の効力が失われるまでは行わない<u>もの</u>とする。</p> <p>なお、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 不動産以外の登記を要する<u>すべての</u>財産についても、不動産と同様である。</p> <p>(2) 所有権移転の登記が数次にわたってされた場合において、その各譲受人が所有者である間に行う滞納処分についても同様である。</p>	<p>の場合における差押登記の嘱託の受理については、昭和 42.5.15 付民事甲第 299 号法務省民事局長通達参照)。</p> <p>(注) <u>上記</u>の場合において、当該第三者を滞納者として行った滞納処分による差押えに基づく換価は、譲渡人に対する差押え等の効力が失われるまでは行わない<u>取扱い</u>とする。</p> <p>なお、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 不動産以外の登記を要する<u>全ての</u>財産についても、不動産と同様である。</p> <p>(2) 所有権移転の登記が数次にわたってされた場合において、その各譲受人が所有者である間に行う滞納処分についても同様である。</p>
<p><u>62</u> (省略)</p>	<p><u>60</u> (同左)</p>
<p>滞納処分費の差押え</p>	<p>滞納処分費の差押え</p>
<p><u>63</u> 滞納処分費だけが滞納となっている場合には、法第 138 条《滞納処分費の納入の告知》の規定による納入の告知の納期限後、督促を要しないで差押えをすることができる(<u>通則法第 36 条、第 37 条参照</u>)。</p>	<p><u>61</u> 滞納処分費だけが滞納となっている場合には、法第 138 条《滞納処分費の納入の告知》の規定による納入の告知の納期限後、督促を要しないで差押えをすることができる。</p>
<p>第 48 条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止</p>	<p>第 48 条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止</p>
<p>超過差押えの禁止 (意義)</p>	<p>超過差押えの禁止 (意義)</p>
<p>1 法第 48 条第 1 項の規定は、徴収職員が第 47 条関係 17 の財産の選択基準に従い差押えをする場合において、国税の徴収に十分な価額の財産を選択し、差し押さえた<u>ときは</u>、それ以外の財産の差押えをしてはならないことを定めたものである。</p> <p>なお、超過差押えであっても、一部の差押解除等により超過差押えでなくなったと</p>	<p>1 法第 48 条第 1 項の規定は、徴収職員が第 47 条関係 17 の財産の選択基準に従い差押えをする場合において、国税の徴収に十分な価額の財産を選択し、差し押さえた<u>時は</u>、それ以外の財産の差押えをしてはならないことを定めたものである。</p>

改正後	改正前
<p><u>きは、その違法性は治ゆされる（昭和 34.3.23 山口地判参照）。</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>（不可分物）</p> <p>3 差押財産が不可分物である場合には、その財産の価額が差押えに係る国税の額を超過するときであっても、その差押えは違法でない（昭和 46.6.25 最高判参照）。</p> <p>なお、上記の不可分物とは、おおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>（滞納処分の引継ぎをしている場合の判定）</p> <p>4 滞納処分の引継ぎをしている場合において、その引継ぎを受けた税務署長が差し押さえた財産があるときは、滞納処分の引継ぎをした税務署長が、当該財産を含めたところで超過差押えの有無を判定するものとする。</p> <p>無益な差押えの禁止</p> <p>（財産の価額等）</p> <p>5 法第 48 条第 2 項の「<u>差し押える</u>ことができる財産の価額」とは差押えをしようとする時における差押えの対象となる財産の処分予定価額を、「<u>差押</u>に係る滞納処分費」とは差し押さえようとする財産に係る滞納処分費の見込額を、「徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額」とは差押えをしようとする時においてその差押えに係る国税に優先すると認められる他の国税、地方税、公課その他の債権のその時における債権額を、それぞれいうものとする。</p> <p><u>なお、差し押さえることのできる財産の価額や優先する債権の金額の正確な評価は</u> <u>實際上必ずしも容易ではなく、その厳密な評価を要するとすると滞納処分の円滑な遂</u></p>	<p>2 （同左）</p> <p>（不可分物）</p> <p>3 差押財産が不可分物である場合には、その財産の価額が差押えに係る国税の額を超過するときであっても、その差押えは違法でない。</p> <p>なお、上記の不可分物とは、おおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>（滞納処分の引継ぎをしている場合の判定）</p> <p>4 滞納処分の引継ぎをしている場合において、その引継ぎを受けた税務署長が差し押さえた財産がある時は、滞納処分の引継ぎをした税務署長が、当該財産を含めたところで超過差押えの有無を判定する<u>取扱い</u>とする。</p> <p>無益な差押えの禁止</p> <p>（財産の価額等）</p> <p>5 法第 48 条第 2 項の「<u>差し押さえる</u>ことができる財産の価額」とは差押えをしようとする時における差押えの対象となる財産の処分予定価額を、「<u>差押え</u>に係る滞納処分費」とは差し押さえようとする財産に係る滞納処分費の見込額を、「徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額」とは差押えをしようとする時においてその差押えに係る国税に優先すると認められる他の国税、地方税、公課その他の債権のその時における債権額を、それぞれいうものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>行が期待できないこと、優先する債権の金額は弁済などによって減少する可能性があること等を考慮すると、差押えの対象となる財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び徴収すべき税に優先する他の税金その他の債権額の合計額を超える見込みのないことが一見して明らかでない限り、直ちに当該差押えが違法となるものではない(平成 11.7.19 高松高判参照)。</u></p> <p>(個別財産についての判定)</p> <p>6 法第 48 条第 2 項の「<u>合計額をこえる見込みがないとき</u>」とは、差押えの対象となる財産についてそれぞれ個別に判定すると合計額を超える見込みがない場合をいうが、これらの財産の全部又は一部を一体として判定すると合計額を超える見込みがある場合を含まない。例えば、数個の不動産上に国税に優先する共同担保権が設定されている場合に、その不動産について個別に判定すると差押えに係る滞納処分費及びその被担保債権の合計額を超える見込みはないが、その数個の不動産の全部又は一部を一体として判定すると、その合計額を超える見込みのある場合は、無益な差押えにはならない。</p> <p>第 49 条関係 差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重</p> <p>1 (省略)</p> <p>滞納処分の執行上の支障</p> <p>2 法第 49 条の「支障」とは、おおむね次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第三者の権利がある財産以外の差押えができる財産が、すべて換価の著しく困難な財産 (<u>差押えが著しく困難な財産を含む。</u>) だけであること (第 50 条関係 13 参</p>	<p>(個別財産についての判定)</p> <p>6 法第 48 条第 2 項の「<u>合計額を超える見込みがないとき</u>」とは、差押えの対象となる財産についてそれぞれ個別に判定すると合計額を超える見込みがない場合をいう<u>ものとする</u>が、これらの財産の全部又は一部を一体として判定すると合計額を超える見込みがある場合を含まない<u>ものとする</u>。例えば、数個の不動産上に国税に優先する共同担保権が設定されている場合に、その不動産について個別に判定すると差押えに係る滞納処分費及びその被担保債権の合計額を超える見込みはないが、その数個の不動産の全部又は一部を一体として判定すると、その合計額を超える見込みのある場合は、無益な差押えにはならない。</p> <p>第 49 条関係 差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重</p> <p>1 (同左)</p> <p>滞納処分の執行上の支障</p> <p>2 法第 49 条の「支障」とは、おおむね次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 第三者の権利がある財産以外の差押えができる財産が、すべて換価の著しく困難な財産だけであること (第 50 条関係 12 参照)。</p>

改正後	改正前
<p>照)。</p> <p>(注) <u>上記の「換価の著しく困難な財産」とは、例えば、弁済期が長期にわたるためその取立てが困難な債権、登記所備え付けの地図に表示された位置及び区画と現地のそれとが著しく相違している土地、訴訟により所有権の帰属が争われており法律的に問題のある財産等をいう。</u></p> <p>第三者の権利の保護 (第三者の権利)</p> <p>3 法第 49 条の「第三者が有する権利」とは、第三者が有する質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権、使用貸借権、地上権、永小作権、地役権、租鉱権、入漁権、買戻権、出版権、特許権についての専用実施権、<u>実用新案権についての専用実施権、意匠権についての専用実施権、商標権についての専用使用権、育成者権についての専用利用権、回路配置利用権についての専用利用権等の権利をいう。</u></p> <p>なお、上記の先取特権は、法第 50 条第 1 項《第三者の権利の目的となっている財産の差押換えの請求》に規定する先取特権に限られない。</p> <p>4 (省略)</p> <p>第 50 条関係 第三者の権利の目的となっている財産の差押換え</p> <p>差押換えの請求</p> <p>1 (省略)</p> <p>(賃借権)</p> <p>2 法第 50 条第 1 項の「賃借権」とは、当事者の一方(賃貸人)が他方(賃借人)に</p>	<p>(新設)</p> <p>第三者の権利の保護 (第三者の権利)</p> <p>3 法第 49 条の「第三者が有する権利」とは、第三者が有する質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権、使用貸借権、地上権、永小作権、地役権、租鉱権、入漁権、買戻権、出版権、特許権についての専用実施権、<u>実用新案権についての専用実施権、意匠権についての専用実施権、商標権についての専用使用権等の権利をいう。</u></p> <p>なお、上記の先取特権は、法第 50 条第 1 項《第三者の権利の目的となっている財産の差押換えの請求》に規定する先取特権に限られない。</p> <p>4 (同左)</p> <p>第 50 条関係 第三者の権利の目的となっている財産の差押換え</p> <p>差押換えの請求</p> <p>1 (同左)</p> <p>(賃借権)</p> <p>2 法第 50 条の「賃借権」とは、当事者の一方(賃貸人)が他方(賃借人)に対して</p>

改正後	改正前
<p>対してある物を使用及び収益させることを約し、賃借人がこれに対して賃料を支払うことを約する契約（民法第601条）により、賃借人が取得する権利をいう。</p>	<p>ある物を使用収益させることを約し、賃借人がこれに対して賃料を支払うことを約する契約（民法601条）により、賃借人が取得する権利をいう。</p>
<p>（その他第三者の権利）</p>	<p>（その他第三者の権利）</p>
<p>3 法第50条第1項の「その他第三者の権利」とは、<u>使用貸借権、地上権、永小作権、地役権、租鉱権、入漁権、買戻権、出版権、特許権についての専用実施権、実用新案権についての専用実施権、意匠権についての専用実施権、商標権についての専用使用権、育成者権についての専用利用権、回路配置利用権についての専用利用権</u>その他滞納者の財産上に第三者が有する権利をいう。</p>	<p>3 法第50条第1項の「その他第三者の権利」とは、地上権、永小作権、地役権、租鉱権、入漁権、<u>使用貸借権、出版権、買戻権</u>その他滞納者の財産上に第三者が有する権利をいう。</p>
<p>4 （省略）</p>	<p>4 （同左）</p>
<p>（換価の容易な財産）</p>	<p>（換価の容易な財産）</p>
<p>5 法第50条第1項の「換価の容易な財産」とは、評価が容易であり、かつ、滞納処分との関係において市場性のある財産をいうが、その財産は、換価をするために直ちに差押えをすることができるものに限られる。</p>	<p>5 法第50条第1項の「換価の容易な財産」とは、評価が容易であり、かつ、滞納処分との関係において市場性のある財産をいうが、その財産は、換価をするために直ちに差押えをすることができるものに限られる。</p>
<p>なお、債権については、確実に取り立てることができるものと認められるものも、換価の容易な財産に含まれるものとする。</p>	<p>なお、債権については、確実に取り立てることができるものと認められるものも、換価の容易な財産に含まれるものとする。</p>
<p>（削除）</p>	<p><u>（注）上記の「債権」については、法第50条第3項及び第4項の規定が適用されることはない。</u></p>
<p>（滞納者の財産）</p>	<p>（滞納者の財産）</p>
<p>6 通則法第50条第6号の保証人の保証は、法第50条第1項の滞納者の財産には当たらない（昭和47.2.25広島高（松江支）判参照）。</p>	<p>6 通則法第50条第6号の保証人の保証は、法第50条第1項の滞納者の財産には当たらない（昭和47.2.25広島高松江支判参照）。</p>

改正後	改正前
<p>(請求者以外の第三者の権利)</p> <p>7 法第 50 条の「他の第三者の権利」とは、第 49 条関係 3 に掲げる権利（<u>法第 19 条第 1 項各号及び第 20 条第 1 項各号</u>に掲げる先取特権以外の先取特権を除く。）のうち、差押換えの請求をした者（以下第 50 条関係において「請求者」という。）以外の第三者の権利をいう。</p> <p>(国税の全額)</p> <p>8 法第 50 条第 1 項の「国税の全額」とは、法第 50 条第 1 項の権利を有する者が差押換えの請求をする時の滞納者の国税の全額をいう。したがって、差押えに係る国税だけでなく、差押え後に発生した国税で差押換えの請求のあった時に滞納になっているものも含まれる。</p> <p><u>なお</u>、上記の国税には、延滞税も含まれることに留意する。</p> <p>9 (省略)</p> <p>(請求を相当と認めるとき)</p> <p>10 法第 50 条第 2 項の差押換えの「請求を相当と認めるとき」とは、請求者が差し押さえるべきことを請求した財産により滞納国税の全額を徴収することができると思われるときをいうが、次に掲げるときは、その請求を相当と認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 徴収職員において、新たに換価が容易であり、かつ、第三者の権利の目的となっていないもので滞納国税の全額を徴収することができる財産を発見したとき。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(請求を相当と認めないとき)</p>	<p>(請求者以外の第三者の権利)</p> <p>7 法第 50 条の「他の第三者の権利」とは、第 49 条関係 3 に掲げる権利（法 19 条 1 項各号及び 20 条 1 項各号に掲げる先取特権以外の先取特権を除く。）のうち、差押換えの請求をした者（以下第 50 条関係において「請求者」という。）以外の第三者の権利をいう。</p> <p>(国税の全額)</p> <p>8 法第 50 条第 1 項の「国税の全額」とは、法第 50 条第 1 項の権利を有する者が差押換えの請求をする時の滞納者の国税の全額をいう。したがって、差押えに係る国税だけでなく、差押え後に発生した国税で差押換えの請求のあった時に滞納になっているものも含まれる。</p> <p><u>(注)</u> 上記の国税には、延滞税も含まれることに留意する。</p> <p>9 (同左)</p> <p>(請求を相当と認めるとき)</p> <p>10 法第 50 条第 2 項の差押換えの「請求を相当と認めるとき」とは、請求者が差し押さえるべきことを請求した財産により滞納国税の全額を徴収することができると思われるときをいうが、次に掲げるときは、その請求を相当と認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 徴収職員において、新たに換価容易であり、かつ、第三者の権利の目的となっていないもので滞納国税の全額を徴収することができる財産を発見したとき。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(請求を相当と認めないとき)</p>

改正後	改正前
<p>11 税務署長は、法第 50 条第 1 項の規定による差押換えの請求を相当と認めないときは、その旨を請求者に通知しなければならない（<u>法第 50 条第 2 項</u>）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p>	<p>11 税務署長は、法第 50 条第 1 項の規定による差押換えの請求を相当と認めないときは、その旨を請求者に通知しなければならない（<u>法 50 条 2 項</u>）。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p>
<p>換価の申立てと換価制限</p>	<p>換価の申立てと換価制限</p>
<p>（申立ての方法及び期限）</p>	<p>（申立ての方法及び期限）</p>
<p>12 法第 50 条第 3 項の規定による換価の申立ては、同条第 2 項の通知（11 参照）を受けた請求者が、令第 19 条第 2 項各号《換価の申立ての方法》に掲げる事項を記載した書面により、その通知を受けた日から起算して 7 日を経過した日までにしなければならない（<u>法第 50 条第 3 項</u>）。</p>	<p>12 法第 50 条第 3 項の規定による換価の申立ては、同条第 2 項の通知（11 参照）を受けた請求者が、令第 19 条第 2 項各号《換価の申立ての方法》に掲げる事項を記載した書面により、その通知を受けた日から起算して 7 日を経過した日までにしなければならない（<u>令 19 条 2 項</u>）。</p>
<p>なお、その通知を受けた日から起算して「<u>7 日を経過した日</u>」が休日等に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる（<u>通則法第 10 条第 2 項</u>）。</p>	<p>なお、その通知を受けた日から起算して 7 日を経過した日が、<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令で定める日</u>に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる（<u>通則法 10 条 2 項</u>）。</p>
<p>13 （省略）</p>	<p>13 （同左）</p>
<p>（換価に付した）</p>	<p>（換価に付した）</p>
<p>14 法第 50 条第 3 項の「換価に付した」とは、<u>公売の日時</u>（随意契約により売却する場合には、その<u>売却をする日</u>）に<u>公売を実施した</u>ことをいう。<u>この場合においては、入札書の提出及び買受申込みの有無を問わない</u>ことに留意する。</p>	<p>14 法第 50 条第 3 項の「換価に付した」とは、<u>公売期日</u>（随意契約により売却する場合には、その<u>売却する期日</u>）を<u>開いた</u>ことをいう。 <u>（注）公売期日を開いた場合には、入札者の有無を問わず「換価に付した」</u>ことになることに留意する。</p>
<p>15 （省略）</p>	<p>15 （同左）</p>
<p>換価の申立てに応じない場合の措置</p>	<p>換価の申立てに応じない場合の措置</p>

改正後	改正前
<p>(前項の場合)</p> <p>16 法第 50 条第 4 項の「前項の場合」とは、法第 50 条第 2 項の通知を受けた請求者が、法第 50 条第 3 項の期限までに差し押さえるべきことを請求した財産の換価をすべきことを申し立てた場合において、その財産が換価の著しく困難なものでなく、かつ、他の第三者の権利（換価の申立てがあった後に生じたものを含む。）の目的となっていないときをいう。</p>	<p>(前項の場合)</p> <p>16 法第 50 条第 4 項の「前項の場合」とは、法第 50 条第 2 項の通知があった場合で、<u>その通知</u>を受けた請求者が、法第 50 条第 3 項の期限までに差し押さえるべきことを請求した財産の換価をすべきことを申し立てた場合において、その財産が換価の著しく困難なものでなく、かつ、他の第三者の権利（換価の申立てがあった後に生じたものを含む。）の目的となっていないときをいう。</p>
<p>(換価に付さない)</p> <p>17 法第 50 条第 4 項の「換価に付さない」とは、<u>公売の日時</u>（随意契約により売却する場合には、その<u>売却をする日</u>）<u>に公売を実施しない</u>ことをいう。</p>	<p>(換価に付さない)</p> <p>17 法第 50 条第 4 項の「換価に付さない」とは、<u>公売期日</u>（随意契約により売却する場合には、その<u>売却する期日</u>）<u>を開かない</u>ことをいう。</p>
<p>(通則法第 10 条第 1 項との関係)</p> <p>18 法第 50 条第 4 項の「<u>申立</u>があつた日から 2 月」は、通則法第 10 条第 1 項《期間の計算》の期間に該当する。</p>	<p>(通則法第 10 条第 1 項との関係)</p> <p>18 法第 50 条第 4 項の「<u>申立て</u>があつた日から 2 月」は、通則法第 10 条第 1 項《期間の計算》の期間に該当する。</p>
<p>(換価について制限があるもの)</p> <p>19 法第 50 条第 4 項の「<u>国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするもの</u>」については、第 89 条関係 6 と同様である。</p> <p>なお、上記の「<u>国税に関する法律</u>」とは、法その他の法律で、差押財産の換価の制限を規定しているすべての法律をいう。</p>	<p>(換価について制限があるもの)</p> <p>19 法第 50 条第 4 項の「<u>国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするもの</u>」については、第 89 条関係 6 と同様である。</p> <p>(注) 上記の「<u>国税に関する法律</u>」とは、法その他の法律で、差押財産の換価の制限を規定しているすべての法律をいう。</p>
<p>20 (省略)</p>	<p>20 (同左)</p>
<p>滞納処分^の制限の解除</p> <p>21 差押換えをしようとする場合<u>の</u>新たな差押え又は換価の申立てに係る財産の新たな</p>	<p>滞納処分^の制限の解除</p> <p>21 差押換えをしようとする場合<u>に</u>新たな差押え又は換価の申立てに係る財産の新たな</p>

改正後	改正前
<p>差押えは、法その他国税に関する法律の規定により新たな差押えをすることができない場合（第 47 条関係 16 参照）<u>であっても</u>、することができる（<u>法第 50 条第 5 項</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 51 条関係 相続があった場合の差押え</p> <p>相続があった場合の差押え （法第 49 条との関係）</p> <p>1 法第 51 条の規定による相続人の権利と第三者の権利とが競合する場合には、第三者の権利を尊重するものとする（<u>法第 49 条</u>、<u>第 50 条</u>参照）。</p> <p>（滞納処分の実行上の支障）</p> <p>2 法第 51 条第 1 項の「支障」とは、おおむね次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 第三者の権利の目的となっている相続財産以外の差押えができる相続財産が、すべて換価の著しく困難な財産（差押え困難なものを含む。）だけであること。</p> <p>（注）上記の「換価の著しく困難な財産」とは、例えば、弁済期が長期にわたるためその取立てが困難な債権、登記所備え付けの地図に表示された位置及び区画と<u>現地のそれとが著しく相違している土地</u>、訴訟により所有権の帰属が争われており法律的に問題のある財産等をいう。</p> <p>（限定承認等との関係）</p> <p>3 限定承認（民法第 922 条）があったときは、被相続人の国税の弁済の責任は相続財産の範囲に限定されるため（<u>通則法第 5 条第 1 項</u>後段）、その国税によって相続人の固有財産が滞納処分を受けることはない。</p> <p><u>なお</u>、<u>相続の放棄</u>（民法第 938 条）をした者については、被相続人の国税を承継し</p>	<p>差押えは、<u>通則法</u>その他国税に関する法律の規定により新たな差押えをすることができない場合<u>であっても</u>（第 47 条関係 16 参照）、することができる（法 50 条 5 項）。</p> <p style="text-align: center;">第 51 条関係 相続があった場合の差押え</p> <p>相続があった場合の差押え （法第 49 条との関係）</p> <p>1 法第 51 条の規定による相続人の権利と第三者の権利とが競合する場合には、第三者の権利を尊重するものとする（法 49 条、50 条参照）。</p> <p>（滞納処分の実行上の支障）</p> <p>2 法第 51 条第 1 項の「支障」とは、おおむね次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 第三者の権利の目的となっている相続財産以外の差押えができる相続財産が、すべて換価の著しく困難な財産（差押え困難なものを含む。）だけであること。</p> <p>（注）上記の「換価の著しく困難な財産」とは、例えば、弁済期が長期にわたるためその取立てが困難な債権、<u>山間へき地にあたるため物理的に差押えが困難な土地</u>、訴訟により所有権の帰属が争われており法律的に問題のある財産等をいう。</p> <p>（限定承認等との関係）</p> <p>3 限定承認（民法 922 条）があったときは、被相続人の国税の弁済の責任は相続財産の範囲に限定されるため（<u>通則法 5 条 1 項</u>後段）、その国税によって相続人の固有財産が滞納処分を受けることはない。</p> <p><u>（注）</u> 相続の放棄（民法 938 条）をした者については、被相続人の国税を承継しないた</p>

改正後	改正前
<p>ないため、法第 51 条の規定は適用がないことに留意する。</p> <p>差押換えの請求</p> <p>4 (省略)</p> <p>(第三者の権利)</p> <p>5 法第 51 条第 2 項の「第三者の権利」とは、第 49 条関係 3 に掲げる権利（法第 19 条第 1 項各号及び第 20 条第 1 項各号に掲げる先取特権以外の先取特権を除く。）のうち、差押換えの請求をした相続人以外の第三者の権利をいう。</p> <p>6・7 (省略)</p> <p>(請求を相当と認めるとき)</p> <p>8 法第 51 条第 3 項の差押換えの「請求を相当と認めるとき」とは、相続人が差し押さえるべきことを請求した相続財産により被相続人の国税の全額を徴収することができると思われるときをいうが、次に掲げるときは、その請求を相当と認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 徴収職員において、新たに換価が容易であり、かつ、第三者の権利の目的となっていないもので被相続人の国税の全額を徴収することができる相続財産を発見したとき。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(請求を相当と認めないとき)</p> <p>9 税務署長は、法第 51 条第 2 項の規定による差押換えの請求を相当と認めないとき</p>	<p>め、法第 51 条の規定は適用がないことに留意する。</p> <p>差押換えの請求</p> <p>4 (同左)</p> <p>(第三者の権利)</p> <p>5 法第 51 条第 2 項の「第三者の権利」とは、第 49 条関係 3 に掲げる権利（法 19 条 1 項各号及び 20 条 1 項各号に掲げる先取特権以外の先取特権を除く。）のうち、差押換えの請求をした相続人以外の第三者の権利をいう。</p> <p>6・7 (同左)</p> <p>(請求を相当と認めるとき)</p> <p>8 法第 51 条第 3 項の差押換えの「請求を相当と認めるとき」とは、相続人が差し押さえるべきことを請求した相続財産により被相続人の国税の全額を徴収することができると思われるときをいうが、次に掲げるときは、その請求を相当と認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 徴収職員において、新たに、換価容易であり、かつ、第三者の権利の目的となっていないもので被相続人の国税の全額を徴収することができる相続財産を発見したとき。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(請求を相当と認めないとき)</p> <p>9 税務署長は、法第 51 条第 2 項の規定による差押換えの請求を相当と認めないとき</p>

改正後	改正前
<p>は、その旨を差押換えを請求した相続人に通知しなければならない（<u>法第 51 条第 3 項</u>）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる</u>。</p>	<p>は、その旨を差押換えを請求した相続人に通知しなければならない（法 51 条 3 項）。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする</u>。</p>
<p>10 （省略）</p>	<p>10 （同左）</p>
<p>（滞納処分の制限の解除）</p>	<p>（滞納処分の制限の解除）</p>
<p>11 差押換えをしようとする場合の新たな差押えは、法その他国税に関する法律の規定により新たな差押えをすることができない場合（<u>第 47 条関係 16 参照</u>）であっても、<u>することができる</u>（<u>法第 51 条第 3 項、第 50 条第 5 項</u>）。</p>	<p>11 差押換えをしようとする場合の新たな差押えは、<u>通則法</u>その他国税に関する法律の規定により新たな差押えをすることができない場合<u>であっても</u>（<u>第 47 条関係 16 参照</u>）、<u>することができる</u>（法 51 条 3 項、50 条 5 項）。</p>
<p style="text-align: center;">第 52 条関係 果実に対する差押えの効力</p>	<p style="text-align: center;">第 52 条関係 果実に対する差押えの効力</p>
<p>天然果実に対する差押えの効力 （天然果実の意義）</p>	<p>天然果実に対する差押えの効力 （天然果実の意義）</p>
<p>1 法第 51 条第 1 項の「天然果実」とは、元物の用法に従い収取する産出物をいい（民法第 88 条第 1 項）、例えば、果実、野菜、牛乳、鶏卵、羊毛、動物の子又は石山から採取される石材等がある。</p>	<p>1 法第 51 条第 1 項の「天然果実」とは、元物の用法に従い収取する産出物をいい（民法 88 条 1 項）、例えば、果実、野菜、牛乳、鶏卵、羊毛、動物の子又は石山から採取される石材等がある。</p>
<p>2 （省略）</p>	<p>2 （同左）</p>
<p>（差押えの効力と果実の帰属）</p>	<p>（差押えの効力と果実の帰属）</p>
<p>3 天然果実に対して差押えの効力が及ぶのは、その果実が滞納者に帰属する場合に限られる。したがって、法律又は契約の定めるところに従って、その果実が滞納者以外の第三者に帰属する場合には、差押えの効力は及ばない。例えば、第三者が永小作権、賃借権等正当な<u>権原</u>により滞納者の土地を利用して取得する果実、野菜等の天然果実、</p>	<p>3 天然果実に対して差押えの効力が及ぶのは、その果実が滞納者に帰属する場合に限られる。したがって、法律又は契約の定めるところに従って、その果実が滞納者以外の第三者に帰属する場合には、差押えの効力は及ばない。例えば、第三者が永小作権、賃借権等正当な<u>権限</u>により滞納者の土地を利用して取得する果実、野菜等の天然果実、</p>

改正後	改正前
<p>不動産質権者が民法第 356 条《使用収益権》の規定により使用及び収益をすることができる場合の天然果実等には、差押えの効力は及ばない。</p> <p>(差押時期との関係)</p> <p>4 天然果実に対する差押えの効力は、差押え時における未分離の果実及び差押え時以後において生ずる果実に対して及ぶが、既に差押え時において分離されている果実に対しては及ばない。</p> <p>なお、差押え時に既に分離されている天然果実は、元物とは別個の動産として差し押さえることができる <u>(民法第 89 条第 1 項参照)</u>。</p> <p>5・6 (省略)</p> <p>(換価財産の権利移転の時)</p> <p>7 法第 52 条第 1 項の「その財産の換価による権利の移転の時」とは、換価財産の買受人が買受代金の全額を納付し換価財産を取得したときをいう (法第 116 条第 1 項、第 116 条関係 2)。</p> <p>(明認方法)</p> <p>8 天然果実を収取する場合において、明認方法による対抗要件を必要とするもの (例えば、みかん及び桑葉等) については、立札、縄張その他適当な方法をもって明認方法を施すものとする。</p> <p>(収取を必要としない場合)</p> <p>9 天然果実を生ずる財産を差し押さえる場合で、元物だけで徴収すべき滞納国税を確保できると認められるとき、天然果実の収取が困難であると認められるときその他徴</p>	<p>不動産質権者が民法第 356 条《使用収益権》の規定により使用及び収益をすることができる場合の天然果実等には、差押えの効力は及ばない。</p> <p>(差押時期との関係)</p> <p>4 天然果実に対する差押えの効力は、差押え時における未分離の果実及び差押え時以後において生ずる果実に対して及ぶが、既に差押え時において分離されている果実に対しては及ばない。</p> <p>なお、差押え時に既に分離されている天然果実は、元物とは別個の動産として差し押さえることができる。</p> <p>5・6 (同左)</p> <p>(換価財産の権利移転の時)</p> <p>7 法第 52 条第 1 項の「その財産の換価による権利の移転の時」とは、換価財産の買受人が買受代金の全額を納付し換価財産を取得したときをいう (法 116 条 1 項、第 116 条関係 2)。</p> <p>(明認方法)</p> <p>8 天然果実を収取する場合において、明認方法による対抗要件を必要とするもの (例えば、みかん等) については、立札、縄張その他適当な方法をもって明認方法を施すものとする。</p> <p>(収取を必要としない場合)</p> <p>9 天然果実を生ずる財産を差し押さえる場合で、元物だけで徴収すべき滞納国税を確保できると認められるとき、天然果実の収取が困難であると認められるときその他徴</p>

改正後	改正前
<p>収上天然果実の収取の必要がないと認められるときは、天然果実に対して差押えの効力を及ぼさないことができる（昭和 32.6.4 前橋地判参照）。</p> <p>なお、天然果実に対し差押えの効力を及ぼさないこととする場合は、その旨を差押調書に明記するものとする。</p> <p>（収取の方法）</p> <p>10 天然果実を収取する場合には、徴収職員が自ら収取を行うこともでき、又は滞納者若しくは第三者をして収取させることもできる。この場合において、みかん等の果実は、成熟した後等通常の取引に適するようになってから収取するものとする（<u>法第 90 条第 1 項</u>、<u>執行規則第 112 条</u>参照）。</p> <p>なお、天然果実を収取して搬出する場合の手続については、差押動産の搬出をする場合の手続と同様である（<u>令第 26 条の 2</u> 参照）。</p> <p>11～13 （省略）</p> <p>法定果実に対する差押えの効力</p> <p>（法定果実の意義）</p> <p>14 法第 52 条第 2 項の「法定果実」とは、元物の使用の対価として収取される金銭その他の物、例えば、家賃、地代、小作料、利息等をいう（<u>民法第 88 条第 2 項</u>）。</p> <p>（利息）</p> <p>15 法第 52 条第 2 項の「利息」とは、一定の元本債権から付随的に生ずる所得であって、元本債権に対する一定の利率をもって定期的に計算される金銭等をいい、元本の弁済期以後における遅延利息等利息の性質を有するものはこれに含まれるが、<u>終身定期金（民法第 689 条）</u>等はこれには含まれない。</p>	<p>収上天然果実の収取の必要がないと認められるときは、天然果実に対して差押えの効力を及ぼさないことができる（昭和 32.6.4 前橋地判）。</p> <p>なお、天然果実に対し差押えの効力を及ぼさないこととする場合は、その旨を差押調書に明記するものとする。</p> <p>（収取の方法）</p> <p>10 天然果実を収取する場合には、徴収職員が自ら収取を行うこともでき、又は滞納者若しくは第三者をして収取させることもできる。この場合において、みかん等の果実は、成熟した後等通常の取引に適するようになってから収取するものとする（<u>法 90 条 1 項</u>、<u>執行規則 112 条</u>参照）。</p> <p>なお、天然果実を収取して搬出する場合の手続については、差押動産の搬出をする場合の手続と同様である（<u>令 26 条の 2</u> 参照）。</p> <p>11～13 （同左）</p> <p>法定果実に対する差押えの効力</p> <p>（法定果実の意義）</p> <p>14 法第 52 条第 2 項の「法定果実」とは、元物の使用の対価として収取される金銭その他の物、例えば、家賃、地代、小作料、利息等をいう（<u>民法 88 条 2 項</u>）。</p> <p>（利息）</p> <p>15 法第 52 条第 2 項の「利息」とは、一定の元本債権から付随的に生ずる所得であって、元本債権に対する一定の利率をもって定期的に計算される金銭等をいい、元本の弁済期以後における遅延利息等利息の性質を有するものはこれに含まれるが、<u>建設利息（商法 291 条）</u>、<u>終身定期金（民法 689 条）</u>等はこれには含まれない。</p>

改正後	改正前
<p>(利息に対する差押えの効力)</p> <p>16 元本債権の差押えの効力は、その差押え後に生ずる利息債権にも及ぶが（<u>法第 52 条第 2 項</u>ただし書）、差押え時までに発生した利息債権は、別に差し押さえない限り差押えの効力は及ばない（大正 5.3.8 大判参照）。したがって、利息支払時期前に差押えをした場合における利息債権に対する差押えの効力は、差押え後に発生する部分についてだけ効力が及ぶ（<u>民法第 89 条第 2 項</u>）。</p>	<p>(利息に対する差押えの効力)</p> <p>16 元本債権の差押えの効力は、その差押え後に生ずる利息債権にも及ぶが（<u>法 52 条 2 項</u>ただし書）、差押え時までに発生した利息債権は、別に差し押さえない限り差押えの効力は及ばない（大正 5.3.8 大判参照）。したがって、利息支払時期前に差押えをした場合における利息債権に対する差押えの効力は、差押え後に発生する部分についてだけ効力が及ぶ（<u>民法 89 条 2 項</u>）。</p>
<p>(法定果実に対する差押え)</p> <p>17 差押えの効力は、差押財産（債権を除く。）から生ずる法定果実に及ばないから、元物の差押えとは別に債権差押えの方法により法定果実の差押えを行う必要がある（<u>法第 52 条第 2 項</u>参照）。</p>	<p>(法定果実に対する差押え)</p> <p>17 差押えの効力は、差押財産（債権を除く。）から生ずる法定果実に及ばないから、元物の差押えとは別に債権差押えの方法により法定果実の差押えを行う必要がある（<u>法 52 条 2 項</u>参照）。</p>
<p>(利息制限法による利息の制限)</p> <p>18 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が一定の利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分は無効となるから（<u>利息制限法第 1 条第 1 項</u>）、その部分の支払を請求することはできない。</p> <p>なお、契約成立の際に第三債務者が利息として上記の超過部分の金額を前払しても元本に充てたものとみなされ（<u>同法第 2 条</u>）、また、第三債務者から超過分の任意の支払を受けたときは、その超過部分は、残存元本に充当（<u>民法第 491 条</u>）され、元本充当の結果、計算上元利合計を超える部分の金額については、利息制限法第 1 条第 2 項《<u>利息の最高限</u>》及び第 4 条第 2 項《<u>賠償額予定の制限</u>》の適用はなく、第三債務者は、民法の規定するところにより、債権者（滞納者）に対し、不当利得の返還を請求することができる（昭和 43.11.13 最高判、昭和 44.11.25 最高判参照）。</p> <p>(注1 金銭を目的とする消費貸借に関し、債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、</p>	<p>(利息制限法による利息の制限)</p> <p>18 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が一定の利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分は無効となるから（<u>利息制限法 1 条 1 項</u>）、その部分の支払を請求することはできない。</p> <p>なお、契約成立の際に第三債務者が利息として上記の超過部分の金額を前払しても元本に充てたものとみなされ（<u>利息制限法 2 条</u>）、また、第三債務者から超過分の任意の支払を受けたときは、その超過部分は、残存元本に充当（<u>民法 491 条</u>）され、元本充当の結果、計算上元利合計を超える部分の金額については、利息制限法第 1 条第 2 項及び第 4 条第 2 項の適用はなく、第三債務者は、民法の規定するところにより、債権者（滞納者）に対し、不当利得の返還を請求することができる（昭和 43.11.13 最高判、昭和 44.11.25 最高判）。</p> <p>(注1 金銭を目的とする消費貸借に関し、債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、</p>

改正後	改正前
<p>割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わず、上記の「利息」に含まれる（利息制限法第3条）。</p> <p>2 利息制限法所定の制限を超える利息の定めのある金銭消費貸借において、遅延損害金について特約がないときのその利率は、同法第1条第1項《<u>利息の最高限</u>》所定の利率にまで減縮される（昭和43.7.17最高判、昭和50.2.25最高判参照）。</p> <p>3 <u>「任意の支払」とは、第三債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいい、第三債務者において、その支払った金銭の額が利息の制限額を超えていること、又は当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しない（平成21.1.22最高判、平成18.1.24最高判参照）。</u></p> <p>4 数個の債務がある場合における法定利息超過部分については、順次に利息及び元本に充当される（民法第491条第1項）。</p> <p>（利息の取立て手続）</p> <p>19 元物である債権を差し押さえ、利息の取立てもしようとする場合は、第三債務者に送付する債権差押通知書に、利息もあわせて国に支払うべき旨を記載するものとする。</p> <p>第52条の2関係 担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力</p> <p>担保のための仮登記がある財産に対する滞納処分 （滞納処分の続行）</p> <p>1 担保のための仮登記（第23条関係2参照）がある財産を差し押さえた場合において、その差押えの効力が発生した時（第68条関係38）が清算期間の経過前又は清算金の支払若しくは供託前（清算金がないときは、清算期間の経過前）であるときは、仮登記担保権者は、その仮登記に基づく本登記の請求をすることができない（法第52</p>	<p>割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わず、上記の「利息」に含まれる（利息制限法3条）。</p> <p>2 利息制限法所定の制限を超える利息の定めのある金銭消費貸借において、遅延損害金について特約がないときのその利率は、同法第1条第1項所定の利率にまで減縮される（昭和43.7.17最高判、昭和50.2.25最高判）。</p> <p>（新設）</p> <p>3 数個の債務がある場合における法定利息超過部分については、順次に利息及び元本に充当される（民法491条1項）。</p> <p>（利息の取立て手続）</p> <p>19 元物である債権を差し押さえ、利息の取立てもしようとするときは、第三債務者に送付する債権差押通知書に、利息もあわせて国に支払うべき旨を記載するものとする。</p> <p>第52条の2関係 担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力</p> <p>担保のための仮登記がある財産に対する滞納処分 （滞納処分の続行）</p> <p>1 担保のための仮登記（第23条関係2参照）がある財産を差し押さえた場合において、その差押えの効力が発生したとき（第68条関係46）が清算期間の経過前又は清算金の支払若しくは供託前（清算金がないときは、清算期間の経過前）であるときは、仮登記担保権者は、その仮登記に基づく本登記（本登録を含む。以下同じ。）の請求を</p>

改正後	改正前
<p>条の2、<u>仮登記担保法第2条第1項、第15条第1項、第20条</u>。したがって、税務署長は、当該財産について滞納処分を続行することができる。</p> <p>(注) 「担保のための仮登記がある財産」が特許権、意匠権、実用新案権、<u>商標権、育成者権又は回路配置利用権</u>のような不動産登記法の適用又は準用のない財産であるときは、利害関係人の承諾を要しないでその仮登録に基づく本登録をすることができるが、差押え後になされたその本登録は、換価により消滅することに留意する(法第124条第1項)。</p> <p>(滞納処分の制限)</p> <p>2 清算期間の経過後に<u>正当な清算金の支払又は供託がされた後(清算金がないときは、清算期間の経過後)</u>においては、担保のための仮登記がある財産に対する差押えは、行うことができない(法第52条の2、<u>仮登記担保法第15条第2項、第20条</u>)。</p> <p>(参加差押えと仮登記に基づく本登記請求)</p> <p>3 <u>滞納処分による差押え後に担保のための仮登記がされ、その仮登記に後れて参加差押えがされた場合においては、法第52条の2の規定を類推適用して仮登記担保法第15条《強制競売等の場合の担保仮登記》が準用されるから、その参加差押えが清算金の弁済前(清算金がないときは、清算期間の経過前)にされたものであるときは、仮登記担保権者は、その仮登記に基づく本登記の請求をすることができない。したがって、先行差押えの解除により参加差押えが差押えの効力を生じた場合には、滞納処分を続行することができる(平成3.4.19最高判参照)。</u></p> <p>(仮登記担保権者の所有権に基づく目的物の引渡請求)</p>	<p>することができない(法52条の2、<u>仮登記担保法2条1項、15条1項、20条</u>)。したがって、税務署長は、当該財産について滞納処分を続行することができる。<u>ただし、その差押えについて、不服申立て又は訴訟が提起されたときは、財産の換価は制限されることとなる(通則法105条1項、法90条3項)。</u></p> <p>(注) 「担保のための仮登記がある財産」が特許権、意匠権、実用新案権<u>又は商標権</u>のような不動産登記法の適用又は準用のない財産であるときは、利害関係人の承諾を要しないでその仮登録に基づく本登録をすることができるが、差押え後になされたその本登録は、換価により消滅することに留意する(法124条1項)。</p> <p>(滞納処分の制限)</p> <p>2 清算期間経過後、<u>正当な清算金の支払又は供託がされた後(清算金がないときは、清算期間の経過後)</u>においては、担保のための仮登記がある財産に対する差押えは、行うことができない(法52条の2、<u>仮登記担保法15条2項、20条</u>)。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>4 <u>担保のための仮登記がされている財産に対して滞納処分による差押えがされた場合</u>において、<u>仮登記担保法第 15 条第 1 項が準用されることにより、仮登記担保権者が、その仮登記に基づく本登記の請求をすることができないときであっても、仮登記担保権の実行手続をして目的物の所有権を取得することはできる。ただし、その所有権に基づく引渡請求をして目的物を占有したとしても、滞納処分による公売の買受人に対しては、その所有権の取得及び占有権原を主張することができない（平成 3.4.19 最高判参照）から、公売をすることができる。</u></p> <p>第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力</p> <p>損害保険 (意義)</p> <p>1 法第 53 条第 1 項の「損害保険」とは、当事者の一方（保険者）が偶然な一定の事故（以下第 53 条関係において「保険事故」という。）によって差押財産について生ずることがあるかもしれない損害をてん補することを約し、相手方（保険契約者）が保険者に対して報酬（保険料）を支払うことを約する契約に関する保険をいう（<u>商法第 629 条参照</u>）。これらの保険には、例えば、商法に規定する火災保険、運送保険及び海上保険のほか、物についての盗難保険、ガラス保険、自動車保険、航空保険、ボイラー・ターボセット保険、風水害保険、動産総合保険等及び債権についての信用保険、<u>抵当保険、有価証券保険がある。</u></p> <p><u>(注)1 当事者の意思によらない損害保険契約の終了</u> <u>損害保険契約の終了については、当事者の意思による場合とよらない場合とがあるが、次に掲げる場合には、当事者の意思表示を待たず当然に終了する。</u></p> <p><u>(1) 保険期間の満了の場合</u> 保険者は保険期間中に起こった保険事故による損害をてん補するものであるから、保険事故の発生を見ずに保険期間が満了した</p>	<p>第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力</p> <p>損害保険 (意義)</p> <p>1 法第 53 条第 1 項の「損害保険」とは、当事者の一方（保険者）が偶然な一定の事故（以下第 53 条関係において「保険事故」という。）によって差押財産について生ずることがあるかもしれない損害をてん補することを約し、相手方（保険契約者）が保険者に対して報酬（保険料）を支払うことを約する契約に関する保険をいう<u>ものである</u>（<u>商法 629 条参照</u>）。これらの保険には、例えば、商法に規定する火災保険、運送保険及び海上保険のほか、物についての盗難保険、ガラス保険、自動車保険、航空保険、ボイラー・ターボセット保険、<u>家畜保険、風水害保険、動産総合保険等及び債権</u>についての信用保険、<u>抵当保険、有価証券保険等がある。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ときは、保険契約は原則として消滅する。ただし、保険契約の継続について、特別の定めをしているときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>被保険利益の消滅の場合</u> 損害保険契約は、損害のてん補を目的とするから被保険利益の存在を前提とする。したがって、保険者の負担すべき保険事故以外の理由により保険の目的の全部又は一部が滅失し、被保険利益の全部又は一部が消滅した場合（危険が消滅した場合を含む。）には、その部分についての保険契約は効力を失う。</p> <p>(3) <u>危険の著しい変更又は増加の場合</u> 保険期間中に危険が保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき理由により著しく変更又は増加したときは、その契約は当然に効力を失う（商法第 656 条）。</p> <p><u>なお、危険の変更又は増加とは、保険期間中における危険に関する事情の変更で、契約当時に予定された以上に危険発生の可能性が増加することをいう。</u></p> <p>(4) <u>保険者の破産の後 3 月を経過した場合</u> 保険者に破産手続開始の決定があったときは、保険契約者はその契約を解除することができるが（商法第 651 条第 1 項、破産法第 53 条）、保険契約者が商法第 651 条第 1 項《保険者の破産》の規定による解除をしない場合において、破産手続開始の決定の後 3 月を経過したときは、その保険契約は当然にその効力を失う（同条第 2 項）。</p> <p>2 <u>当事者の意思による損害保険契約の終了</u></p> <p><u>損害保険契約は、次に掲げる場合には、契約当事者の意思によって終了させることができる。</u></p> <p>(1) <u>保険者の責任開始前（商法第 649 条第 2 項第 6 号参照）における保険契約者による任意解除の場合</u> 保険者の責任が始まる前においては、保険契約者は自由に保険契約の全部又は一部を解除することができる（商法第 653 条）。</p> <p>(2) <u>保険者の破産の場合における保険契約者による解除の場合</u> 保険者に破産手続開始の決定があったときは、保険契約者は将来に向かって契約を解除する</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ことができる（商法第 651 条第 1 項、破産法第 53 条）。</u></p> <p><u>(3) 告知義務違反の場合における保険者による解除の場合 保険契約者が、告知義務に違反した場合には、保険者は、一定の要件（商法第 644 条第 1 項ただし書、第 2 項、第 645 条参照）の下にその契約を解除することができる（同法第 644 条第 1 項本文）。</u></p> <p><u>(4) 危険の著しい変更又は増加の場合における保険者による解除の場合 保険者は、保険期間中に危険が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない理由によって著しく変更又は増加した場合には、将来に向かってその契約を解除することができる（商法第 657 条第 1 項）。</u></p> <p><u>なお、危険の変更又は増加については、(注)1 の(3)と同様である。</u></p> <p><u>(5) 保険者による失効宣言の場合 保険期間中に危険が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない理由によって著しく変更又は増加した場合において、これを知った保険契約者又は被保険者が遅滞なくこれを保険者に通知することを怠ったときは、保険者は危険の変更又は増加の時から契約がその効力を失ったものとみなすことができる（商法第 657 条第 2 項）。</u></p> <p><u>なお、危険の変更又は増加については、(注)1 の(3)と同様である。</u></p> <p><u>(6) 保険約款の規定による解除の場合 保険約款に一定の要件があり、その契約を解除することができる旨の定めがある場合において、その要件に該当するときは、その保険契約を解除することができる。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>（当事者の意思によらない損害保険契約の終了）</u></p> <p><u>2 損害保険契約の終了については、当事者の意思による場合とよらない場合とがあるが、次に掲げる場合には、当事者の意思表示を待たず当然に終了する。</u></p> <p><u>(1) 保険期間の満了の場合 保険者は保険期間中に起こった保険事故による損害をてん補するものであるから、保険事故の発生を見ずに保険期間が満了したときは、</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p>	<p><u>保険契約は原則として消滅する。ただし、保険契約の継続について、特別の定めをしているときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>被保険利益の消滅の場合</u> 損害保険契約は、損害のてん補を目的とするから被保険利益の存在を前提とする。したがって、保険者の負担すべき保険事故以外の理由により保険の目的の全部又は一部が滅失し、被保険利益の全部又は一部が消滅した場合（危険が消滅した場合を含む。）には、その部分についての保険契約は効力を失う。</p> <p>(3) <u>危険の著しい変更又は増加の場合</u> 保険期間中に危険が保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき理由により著しく変更又は増加したときは、その契約は当然に効力を失う（商法 656 条）。</p> <p><u>(注) 危険の変更又は増加とは、保険期間中における危険に関する事情の変更で、契約当時に予定された以上に危険発生の可能性が増加することをいう。</u></p> <p>(4) <u>保険者の破産の後 3 月を経過した場合</u> 保険者が破産の宣告を受けたときは、保険契約者はその契約を解除することができるが（商法 651 条 1 項、破産法 59 条）、<u>保険契約者が商法第 651 条第 1 項《保険者の破産》の規定による解除をしない場合において、破産宣告の後 3 月を経過したときは、その保険契約は当然にその効力を失う（同条 2 項）。</u></p> <p><u>(当事者の意思による損害保険契約の終了)</u></p> <p>3 <u>損害保険契約は、次に掲げる場合には、契約当事者の意思によって終了させることができる。</u></p> <p>(1) <u>保険者の責任開始前（商法 649 条 2 項 6 号参照）における保険契約者による任意解除の場合</u> 保険者の責任が始まる前においては、保険契約者は自由に保険契約の全部又は一部を解除することができる（商法 653 条）。</p> <p>(2) <u>保険者の破産の場合における保険契約者による解除の場合</u> 保険者が破産の宣</p>

改正後	改正前
<p>(保険契約の終了又は無効と差押えの効力)</p> <p>2 差押財産に係る損害保険契約が終了した場合(1の(注)1及び(注)2参照)又は保険契約の全部若しくは一部が無効である場合には、その差押えの効力は、その終了又は無効であることにより生ずる保険料等の返還を受ける権利(商法第643条、第654条等参照)には及ばない。したがって、この返還請求権は、別個の債権として差し押さえる</p>	<p><u>告を受けたときは、保険契約者は将来に向かって契約を解除することができる(商法651条1項)。</u></p> <p>(3) <u>告知義務違反の場合における保険者による解除の場合 保険契約者が、告知義務に違反した場合には、保険者は、一定の要件(商法644条1項ただし書、2項、645条参照)のもとにその契約を解除することができる(同法644条1項本文)。</u></p> <p>(4) <u>危険の著しい変更又は増加の場合における保険者による解除の場合 保険者は、保険期間中に危険が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない理由によって著しく変更又は増加した場合には、将来に向かってその契約を解除することができる(商法657条1項)。</u></p> <p><u>(注) 危険の変更又は増加については、2の(3)の(注)と同様である。</u></p> <p>(5) <u>保険者による失効宣言の場合 保険期間中に危険が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない理由によって著しく変更又は増加した場合において、これを知った保険契約者又は被保険者が遅滞なくこれを保険者に通知することを怠ったときは、保険者は危険の変更又は増加の時から契約がその効力を失ったものとみなすことができる(商法657条2項)。</u></p> <p><u>(注) 危険の変更又は増加については、2の(3)の(注)と同様である。</u></p> <p>(6) <u>約款の規定による解除の場合 保険約款に、一定の要件があるときに、その契約を解除することができる旨の定めがある場合において、その要件に該当するときは、その保険契約を解除することができる。</u></p> <p>(保険契約の終了又は無効と差押えの効力)</p> <p>4 2又は3により差押財産に係る損害保険契約が終了した場合又は保険契約の全部又は一部が無効である場合には、その差押えの効力は、その終了又は無効であることにより生ずる保険料等の返還を受ける権利(商法643条、654条等参照)には及ばない。したがって、この返還請求権は、別個の債権として差し押さえる必要がある。</p>

改正後	改正前
<p>必要がある。</p> <p>火災共済協同組合の火災共済 (火災共済の意義)</p> <p>3 法第 53 条第 1 項の「中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 2 第 1 項第 1 号 (火災共済協同組合の火災共済事業) に規定する共済」とは、火災共済協同組合員が火災又は落雷等の偶然な事故によりその所有財産等について受けた損害をてん補するために、その火災共済組合が行う共済をいう。</p> <p>(注)1 <u>共済金額の制限</u> <u>共済金額については、中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 3 《共済金額の制限》の規定により、共済契約者 1 人につき共済金額の総額の制限がある。</u></p> <p>2 <u>商法等の準用</u> <u>火災共済協同組合が締結する火災共済契約については、商法第 2 編第 10 章第 1 節第 1 款 (同法第 650 条第 1 項及び第 664 条を除く。) 《損害保険の総則》及び第 2 款 《火災保険》の規定が適用されるので、共済契約の終了等については、1 の(注)及び 2 に準ずる (中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 5)。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>火災共済協同組合の火災共済 (火災共済の意義)</p> <p>5 法第 53 条第 1 項の「中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 2 第 1 項第 1 号 (火災共済協同組合の火災共済事業) に規定する共済」とは、火災共済協同組合員が火災又は落雷等の偶然な事故によりその所有財産等について受けた損害をてん補するために、その火災共済組合が行う共済をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(共済金額の制限)</p> <p>6 <u>共済金額については、中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 3 《共済金額の制限》の規定により、共済契約者 1 人につき共済金額の総額の制限がある。</u></p> <p>(商法等の準用)</p> <p>7 <u>火災共済協同組合が締結する火災共済契約については、商法第 3 編第 10 章第 1 節第 1 款 (同法 650 条 1 項及び 664 条を除く。) 《損害保険の総則》及び第 2 款 《火災保険》の規定が適用されるので、共済契約の終了等については、2 から 4 までに準ずる</u></p>

改正後	改正前
<p>(これに類する共済)</p> <p>4 法第 53 条第 1 項の「その他法律の規定による共済でこれに類するもの」には、次に掲げるものがある</p> <p>(1) 農業協同組合法の規定による共済（同法第 10 条第 1 項第 10 号、第 11 条の 7、<u>農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に関する省令</u>参照）</p> <p>(2) 水産業協同組合法の規定による共済（同法第 11 条第 1 項第 11 号、第 15 条の 2、<u>第 93 条第 1 項第 6 号の 2、第 96 条第 1 項、第 100 条の 2 第 1 項第 1 号、第 100 条の 6 第 1 項、水産業協同組合法施行規則</u>参照）</p> <p>(3) 消費生活協同組合法の規定による共済（同法第 10 条第 1 項第 4 号、<u>第 26 条の 3</u>参照）</p> <p>保険等の目的</p> <p>(目的)</p> <p>5 保険又は共済の目的とは、保険契約又は共済契約の対象とされているものをいい、<u>例えば、建物の火災保険の場合は、その建物をいう（商法第 641 条、第 649 条、第 650 条等参照）。</u></p> <p>(注) 保険契約の目的とは、被保険利益のことをいう（商法第 630 条、<u>第 631 条</u>参照）。</p> <p>6 (省略)</p> <p>保険金又は共済金</p> <p>(保険金)</p>	<p><u>(中小企業等協同組合法 9 条の 7 の 5)。</u></p> <p>(これに類する共済)</p> <p>8 法第 53 条第 1 項の「その他法律の規定による共済でこれに類するもの」には、次に掲げるものがある</p> <p>(1) 農業協同組合法の規定による共済（同法 10 条 1 項 8 号、<u>10 条の 2、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う共済事業に係る責任準備金の積立に関する省令</u>参照）</p> <p>(2) 水産業協同組合法の規定による共済（同法 <u>100 条の 2、100 条の 4、100 条の 10、100 条の 14、商法 3 編 10 章</u>参照）</p> <p>(3) 消費生活協同組合法の規定による共済（同法 10 条 1 項 4 号、<u>26 条の 3</u>参照）</p> <p>保険等の目的</p> <p>(目的)</p> <p>9 保険又は共済の目的とは、保険契約又は共済契約の対象とされているものをいう。<u>例えば、建物の火災保険の場合は、その建物をいう（商法 641 条、649 条、650 条など参照）。</u></p> <p>(注) 保険契約の目的とは、被保険利益のことをいう（商法 630 条、<u>631 条</u>参照）。</p> <p>10 (同左)</p> <p>保険金又は共済金</p> <p>(保険金)</p>

改正後	改正前
<p>7 法第 53 条の「保険金」とは、保険事故が発生したことにより保険契約に基づく保険価額及び保険金額の範囲内で、実際に生じた損害額につき、被保険者が保険者から損害のてん補として受ける金銭をいう。</p> <p>なお、普通保険約款で、現品の交付、修繕その他の方法によるてん補も定めることができる。</p> <p>(注)1 (省略)</p> <p>2 約定保険金額が保険価額を超える場合又は数人の保険者との間に、保険事故、被保険者及び被保険利益が同一で保険期間を共通にする数個の保険契約が存在し、しかもその各契約の保険金額の合計が保険価額を超過する場合には、保険価額を超える部分の保険金額については、その支払を受けることができない（商法第 631 条、<u>第 632 条第 1 項</u>参照）。</p> <p>8 (省略)</p> <p>保険金又は共済金に係る差押えの効力 (差押え前に差押財産が保険等に付されている場合)</p> <p>9 保険に付され、又は共済の目的となっている財産に対する差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶから、一定の事故が生じた場合には、改めて保険金又は共済金の支払を受ける権利の差押えをすることなく保険者又は共済事業者は、保険金又は共済金を差押債権者である国に対して支払うこととなる。ただし、保険者又は共済事業者に対し財産を差し押さえた旨を通知することが必要である（<u>法第 53 条第 1 項</u>ただし書）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>なお、保険金又は共済金の支払を受ける権利に質権等がある場合は、上記の通知をしたときにその質権等の権利者に法第 55 条《質権者等に対する差押えの通知》の規定による通知をするものとする。</p>	<p>11 法第 53 条の「保険金」とは、保険事故が発生したことにより保険契約に基づく保険価額及び保険金額の範囲内で、実際に生じた損害額につき、被保険者が保険者から損害のてん補として受ける金銭をいう。</p> <p>なお、普通保険約款で、現品の交付、修繕その他の方法によるてん補も定めることができる。</p> <p>(注)1 (同左)</p> <p>2 約定保険金額が保険価額を超える場合又は数人の保険者との間に、保険事故、被保険者及び被保険利益が同一で保険期間を共通にする数個の保険契約が存在し、しかもその各契約の保険金額の合計が保険価額を超過する場合には、保険価額を超える部分の保険金額については、その支払を受けることができない（商法第 631 条、632 条 1 項参照）。</p> <p>12 (同左)</p> <p>保険金又は共済金に係る差押えの効力 (差押え前に差押財産が保険等に付されている場合)</p> <p>13 保険に付され、又は共済の目的となっている財産に対する差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶから、一定の事故が生じた場合には、改めて保険金又は共済金の支払を受ける権利の差押えをすることなく保険者又は共済事業者は、保険金又は共済金を差押債権者である国に対して支払うこととなる。ただし、保険者又は共済事業者に対し財産を差し押さえた旨を通知することが必要である（<u>法 53 条 1 項</u>ただし書）。この通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</p> <p>なお、保険金又は共済金の支払を受ける権利に質権等がある場合は、上記の通知をしたときにその質権等の権利者に法第 55 条《質権者等に対する差押えの通知》の規定による通知をするものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(差押え後に差押財産が保険等に付された場合)</p> <p>10 差押え後にその差押財産が保険又は共済に付された場合における差押えの効力は、次のとおりである。</p> <p>(1) <u>差押え後にその差押財産が保険又は共済に付された場合には、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、このためには、保険又は共済に付された財産を差し押さえた旨を保険者又は共済事業者へ通知しなければ、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない（法第 53 条第 1 項ただし書）。</u></p> <p>(2) <u>差押え後にその差押財産が譲渡され、その後新たに保険又は共済に付された場合には、差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ばない。</u></p>	<p>(差押え後に差押財産が保険等に付された場合)</p> <p>14 差押え後にその差押財産が保険又は共済に付された場合における差押えの効力は、<u>保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶものとする。ただし、このためには、保険又は共済に付された財産を差し押さえている旨を保険者又は共済事業者へ通知しなければ、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない（法 53 条 1 項ただし書）。</u></p> <p>(注) <u>財産差押え後、その財産の譲渡があり、新たに譲受人を受取人とする保険契約又は共済契約がされた場合には、差押えの効力は保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ばない。</u></p>
<p>(保険に付された財産の譲渡と差押えの効力)</p> <p>11 <u>保険に付された財産が譲渡された場合における差押えの効力は次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>保険に付された財産が譲渡され、その財産を譲受人の滞納処分として差し押さえた場合には、その財産の譲渡により危険の著しい変更又は増加を生じない限り、商法第 650 条《保険の目的の譲渡》の規定により、保険契約に係る権利も譲渡されたものと推定されるため、その差押えの効力は、その保険金の支払を受ける権利に及ぶ。</u></p> <p>(注) <u>保険に付された財産が、相続又は会社の合併若しくは分割による包括承継があった場合には、保険契約に係る権利も包括承継の対象となるため、差押えの効力は、その保険金の支払を受ける権利に及ぶ。</u></p> <p>(2) <u>保険に付された財産を差し押さえ、法第 53 条第 1 項ただし書の通知をした後にその差押財産が譲渡された場合には、(1)と同様の理由でその財産の保険契約に係る</u></p>	<p>(保険の目的の譲渡と差押えの効力)</p> <p>15 <u>保険の目的物が譲渡された場合には、その譲渡により危険の著しい変更又は増加を生じない限り、商法第 650 条《保険の目的の譲渡》の規定により、保険契約によって生じた権利も譲渡されたものと推定される。したがって、その譲受財産を譲受人の滞納処分として差し押さえた場合には、その差押えの効力は、その保険金の支払を受ける権利に及ぶことになる。これに対し、保険に付されている財産を差押え、法第 53 条第 1 項ただし書の通知をした後にその差押財産が譲渡された場合には、その財産の譲渡に伴う保険契約に係る権利の譲渡は、その差押えに対抗することができない。</u></p> <p>(注) <u>保険の目的につき、相続又は会社の合併による包括承継があったときは、これに関する保険契約の被保険者の地位もまた、原則として、包括承継の対象となる。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>権利も譲渡されたものと推定されるが、(1)と同様、その権利の譲渡は差押えに対抗することができないため、差押えの効力は、その保険金の支払を受ける権利に及ぶ。</u></p> <p>12 (省略)</p> <p>(共済の目的となっている財産の譲渡と差押えの効力)</p> <p>13 火災共済契約の目的<u>となっている</u>財産が譲渡された場合（相続又は<u>会社の合併若しくは分割</u>による場合を含む。）においては、中小企業等協同組合法第9条の7の4《火災共済の目的の譲渡等》の規定により、譲受人は火災共済協同組合の承諾を得て、その目的となっている財産に関し譲渡人が有する火災共済契約上の権利義務を承継することができるので、この場合の譲渡と差押えの効力との関係については、11と同様である。</p> <p>なお、火災共済契約の目的<u>となっている</u>財産の譲受人が火災共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者（以下 13 及び 14 において「組合員等」という。）でなくなった場合においても、火災共済契約期間内は、その契約につき組合員等の財産とみなされる（中小企業等協同組合法第9条の7の4第1項後段）。</p> <p>(被共済者が組合員等でなくなった場合の差押えの効力)</p> <p>14 火災共済協同組合の組合員等が組合員等でなくなった場合において、その際締結されていた火災共済契約の<u>目的となっている</u>財産のうち、その組合員等でなくなったことにより組合員等の財産でなくなった財産があるときは、中小企業等協同組合法第9条の7の4第3項《火災共済の目的の譲渡等》の規定により、その財産に係る火災共済契約の期間内は、その契約につき組合員等の財産とみなされるので、差押えの効力は、その組合員等でなくなった者の共済金の支払を受ける権利に及ぶ。</p>	<p>16 (同左)</p> <p>(共済の目的の譲渡と差押えの効力)</p> <p>17 火災共済契約の目的財産が譲渡された場合（相続又は合併による場合を含む。）においては、中小企業等協同組合法第9条の7の4《火災共済の目的の譲渡等》の規定により、譲受人は火災共済協同組合の承諾を得て、その目的財産に関し譲渡人が有する火災共済契約上の権利義務を承継することができるので、この場合の譲渡と差押えの効力との関係については、15と同様である。</p> <p>なお、火災共済契約の<u>共済</u>の目的財産の譲受人が火災共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族、<u>組合員たる</u>法人の役員、組合員の使用人又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者（以下 17 及び 18 において「組合員等」という。）でなくなった場合においても、火災共済契約期間内は、その契約につき組合員等の財産とみなされる（中小企業等協同組合法9条の7の4第1項後段）。</p> <p>(被共済者が組合員等でなくなった場合の差押えの効力)</p> <p>18 火災共済協同組合の組合員等が組合員等でなくなった場合において、その際締結されていた火災共済契約の<u>目的物</u>のうち、その組合員等でなくなったことにより組合員等の財産でなくなった財産がある場合は、中小企業等協同組合法第9条の7の4第3項《火災共済の目的の譲渡等》の規定により、その財産に係る火災共済契約の期間内は、その契約につき組合員等の財産とみなされるので、差押えの効力は、その組合員等でなくなった者の共済金の支払を受ける権利に及ぶ。</p>

改正後	改正前
<p>保険又は共済の事故 (事故)</p> <p>15 法第 53 条第 2 項の「保険又は共済に係る事故」とは、保険者又は共済事業者が保険又は共済の目的につき、偶然な一定の事故によって生ずる損害をてん補することを契約している場合において、その保険者又は共済事業者のてん補すべき義務を具体化させる事故をいう（商法第 629 条、第 642 条参照）。</p> <p>(注)1 <u>保険事故と免責事由</u> <u>保険に係る事故については、それぞれの保険契約で約定されたところによるが、事故が生じても、それが次に掲げる原因によるときは、保険者は損害をてん補義務を免れる。</u> <u>なお、保険者は、普通保険約款に、免責される事故又は損害の態様を特約事項として定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>戦争その他の変乱により生じた損害は、商法第 640 条《保険者の法定免責事由》の規定により、特約がなければ、保険者はその損害をてん補する責めを負わないこと。</u></p> <p>(2) <u>保険の目的物の性質若しくは瑕疵、その自然の消耗又は保険契約者若しくは被保険者の悪意若しくは重大な過失により生じた損害は、商法第 641 条《保険者の法定免責事由》の規定により、保険者はその損害をてん補する責めを負わないこと。この場合においては、特約をもってこの損害のてん補を定めることができないこと。</u></p> <p>2 <u>共済事故</u> <u>共済に係る事故としては、火災共済協同組合が締結するものについては火災又は落雷等の偶然の事故、農業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故、水産業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故及び消</u></p>	<p>保険又は共済の事故 (事故)</p> <p>19 法第 53 条第 2 項の「保険又は共済に係る事故」とは、保険者又は共済事業者が保険又は共済の目的につき、偶然な一定の事故によって生ずる損害をてん補することを契約している場合において、その保険者又は共済事業者のてん補すべき義務を具体化させる事故をいう（商法 629 条、642 条参照）。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>費生活協同組合が締結するものについては規約に定める事故等がある（中小企業等協同組合法第9条の7の2、農業協同組合法第11条の7、水産業協同組合法第15条の2、第96条第1項、第100条の6、消費生活協同組合法第26条の3参照）。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>(保険事故と免責事由)</u></p> <p><u>20 保険に係る事故については、それぞれの保険契約で約定されたところによるが、事故が生じて、それが次に掲げる原因によるときは、保険者は損害をてん補義務を免れる。</u></p> <p><u>なお、保険者は、普通保険約款に、免責される事故又は損害の態様を特約事項として定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 変乱により生じた損害は、商法第640条《保険者の法定免責事由》の規定により、特約がなければ、保険者はその損害をてん補する責めを負わないこと。</u></p> <p><u>(2) 保険の目的物の性質若しくはかし、その自然の消耗又は保険契約者若しくは被保険者の悪意若しくは重大な過失により生じた損害は、商法第641条《保険者の法定免責事由》の規定により、保険者はその損害をてん補する責めを負わないこと。またこの場合は、特約をもってこの損害のてん補を定めることができないこと。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(共済事故)</u></p> <p><u>21 共済に係る事故としては、火災共済協同組合が締結するものについては火災又は落雷等の偶然の事故、農業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故、水産業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故及び消費生活協同組合が締結するものについては規約に定める事故等がある（中小企業等協同組合法9条の7の2、農業協同組合法10条の2、水産業協同組合法100条の10、消費生活協同組合法26条の3参照）。</u></p>

改正後	改正前
<p>差押財産上の抵当権等と差押国税との関係 (差押財産上の抵当権等の物上代位)</p> <p>16 差押財産が保険又は共済及び抵当権等の目的となっている場合において、徴収職員がその財産についてその保険金又は共済金の支払を受けたときは、法第 53 条第 2 項の規定により、その抵当権者、質権者又は先取特権者（以下第 53 条関係において「<u>抵当権者等</u>」という。）がその支払前にその保険金又は共済金の支払を受ける権利について、民法第 304 条第 1 項ただし書《物上代位》、第 350 条《留置権等の規定の準用》、第 372 条《留置権等の規定の準用》、自動車抵当法第 8 条《物上代位》、建設機械抵当法第 12 条《物上代位》等の規定による差押えをしたものとみなされるので、その抵当権者等は、物上代位のための要件としての差押手続を要せず、その権利の行使をしたと同様の関係になる。</p> <p>17 (省略)</p> <p>(差押財産上の抵当権等と差押国税)</p> <p>18 徴収職員が、<u>差押財産</u>に係る保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その財産上に法第 53 条第 2 項の抵当権等があったときのその抵当権等の被担保債権とその差押えに係る国税との優先関係については、その保険金又は共済金が差押財産の換価代金に相当するものとして、法第 2 章第 3 節《国税と被担保債権との調整》等の規定を適用するものとする。</p> <p>なお、上記の場合における抵当権等の被担保債権の優先についての証明は、令第 4 条第 3 項《優先質権等の証明の期限》の規定により、保険金又は共済金についての配当計算書の作成の日の前日までにしなければならない。</p>	<p>差押財産上の抵当権等と差押え国税との関係 (差押財産上の抵当権等の物上代位)</p> <p>22 差押財産が保険又は共済及び<u>抵当権</u>、質権又は先取特権（以下第 53 条関係において「<u>抵当権等</u>」という。）の目的となっている場合において、徴収職員がその財産についてその保険金又は共済金の支払を受けたときは、法第 53 条第 2 項の規定により、その抵当権者、質権者又は先取特権者（以下第 53 条関係において「<u>抵当権者等</u>」という。）がその支払前にその保険金又は共済金の支払を受ける権利について、民法第 304 条第 1 項ただし書《物上代位》、第 350 条《留置権等の規定の準用》、第 372 条《<u>他の担保物権</u>の規定の準用》、自動車抵当法第 8 条《物上代位》、建設機械抵当法第 12 条《物上代位》等の規定による差押えをしたものとみなされるので、その抵当権者等は、物上代位のための要件としての差押手続を要せず、その権利の行使をしたと同様の関係になる。</p> <p>23 (同左)</p> <p>(差押財産上の抵当権等と差押え国税)</p> <p>24 徴収職員が、<u>差押え</u>に係る保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その財産上に法第 53 条第 2 項の抵当権等があったときのその抵当権等の被担保債権とその差押えに係る国税との優先関係については、その保険金又は共済金が差押財産の換価代金に相当するものとして、法第 2 章第 3 節《国税と被担保債権との調整》等の規定を適用するものとする。</p> <p>なお、上記の場合における抵当権等の被担保債権の優先についての証明は、令第 4 条第 3 項《優先質権等の証明の期限》の規定により、保険金又は共済金についての配当計算書の作成の日の前日までにしなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>保険金の請求権上の質権と差押財産上の抵当権等と差押国税との競合 (削除)</p> <p><u>19 徴収職員が、差押財産に係る保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その保険金又は共済金の支払を受ける権利について設定された質権があり、かつ、その財産上に法第 53 条第 2 項の抵当権等があったときのその質権の被担保債権とその抵当権等の被担保債権と差押えに係る国税との優先順位は、その質権及びその抵当権等を設定した時とその国税の法定納期限等とを比較して、これらの古い順序に従って定めるものとする（平成 10.3.26 最高判参照）。</u></p> <p>(注)1 法第 53 条第 2 項の規定により差押えをしたものとみなされた場合において、 抵当権等が 2 以上あるときは、その抵当権等相互間については、民法その他の法律の規定によりその順位を定めるものとする。</p> <p>2 法第 53 条第 1 項の規定により、差押財産に対する差押えの効力が保険金又は共済金の支払を受ける権利に及んだ時より後に、その請求権上に設定した質権については、配当しないものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>保険金の請求権上の質権と差押財産上の抵当権等と差押国税との競合 <u>（質権と抵当権等との競合）</u></p> <p><u>25 保険金又は共済金の支払を受ける権利について設定された質権の被担保債権と差押財産上にある法第 53 条第 2 項の抵当権等の被担保債権との優先順位は、法第 53 条第 2 項の規定により、これらの抵当権等を有する者が保険金又は共済金の支払を受ける権利を差し押さえたときとみなされる時と保険金又は共済金の支払を受ける権利について質権を設定した時とを比較して、これらの古い順序に従って優先順位を定めるものとする（昭和 32.8.30 福岡高判）。</u></p> <p>(注)1 法第 53 条第 2 項の規定により差押えをしたものとみなされた場合において、 抵当権等が 2 以上ある時は、その抵当権等相互間については、民法その他の法律の規定によりその順位を定めるものとする。</p> <p>2 法第 53 条第 1 項の規定により、差押財産に対する差押えの効力が保険金又は共済金の支払を受ける権利に及んだ時以後に、その請求権上に設定した質権については、配当しないものとする。</p> <p><u>（質権と抵当権等と差押国税との競合）</u></p> <p><u>26 徴収職員が、差押財産に係る保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その保険金又は共済金の請求権につき設定されていた質権の被担保債権と法第 53 条第 2 項の抵当権等の被担保債権と差押えに係る国税とが競合した場合のその保険金又は共済金の配当等については、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 差押えに係る国税が質権の被担保債権及び抵当権等の被担保債権に優先する場合は、第 1 順位差押えに係る国税、第 2 順位質権の被担保債権、第 3 順位抵当権等の被担保債権、の順位により配当する。</u></p> <p><u>(2) 差押えに係る国税が質権の被担保債権及び抵当権等の被担保債権に後れる場合は、第 1 順位質権の被担保債権、第 2 順位抵当権等の被担保債権、第 3 順位差押え</u></p>

改正後	改正前
	<p>に係る国税、の順位により配当する。</p> <p>(3) <u>差押えに係る国税が、質権の被担保債権に後れ、抵当権等の被担保債権に優先する場合は、第1順位質権の被担保債権、第2順位差押えに係る国税、第3順位抵当権等の被担保債権、の順位により配当する。</u></p> <p>(4) <u>差押えに係る国税が、抵当権等の被担保債権に後れ、質権の被担保債権に優先する場合は、法第26条《国税及び地方税等と私債権との競合の調整》の規定を類推適用して、配当するものとする。</u></p> <p><u>〔例〕 滞納処分費（不動産の差押えに関する費用、保険金受領に関する費用等）・・・・・・・・・・1万円</u></p> <p><u>差押え国税（法定納期限等 昭和58.3.15）・・・・・・・・・・11万円</u></p> <p><u>抵当権の被担保債権額（設定登記 昭和57.1.30）・・・・・・・・・・8万円</u></p> <p><u>（保険金請求権の発生した日 昭和58.5.30）</u></p> <p><u>質権の被担保債権額（設定 昭和58.4.30）・・・・・・・・・・6万円</u></p> <p><u>保険金額・・・・・・・・・・21万円</u></p> <p><u>※配当額の計算</u></p> <p><u>イ 法第26条第1号の規定により、滞納処分費の1万円に充てる。</u></p> <p><u>ロ 法第26条第2号の規定により、法定納期限等、質権の設定及び抵当権の設定登記の古い順に従って国税及び私債権に充てるべき金額の総額（21万円－1万円）を定めると、抵当権の設定登記が昭和57.1.30、差押国税の法定納期限等が昭和58.3.15、質権の設定が昭和58.4.30であるから、①抵当権8万円、②国税11万円、③質権1万円（保険金額21万円－イの1万円－①の8万円－②の11万円）となり、私債権の総額9万円（①の8万円＋③の1万円）、国税11万円となる。</u></p> <p><u>ハ 法第26条第3号の規定により国税に充てるべき金額は、11万円となる。</u></p>

改正後	改正前
<p>参加差押え及び交付要求との関係 (参加差押え又は交付要求をした者への配当)</p> <p><u>20</u> 徴収職員が、<u>差押財産</u>に係る保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その差押財産につき、参加差押え又は交付要求がされていたとき <u>(ただし、その差押財産について保険者又は共済事業者に参加差押え又は交付要求をした旨の通知がされている場合に限る。)</u> は、これらの参加差押え又は交付要求に係る国税、地方税又は公課に対しても配当する。</p> <p>なお、上記の場合においては、法第 2 章第 2 節《国税及び地方税の調整》の規定が適用される。</p> <p><u>21</u> (省略)</p> <p>保険金等の支払を受ける権利の差押えと法第 53 条第 2 項との関係</p> <p><u>22</u> 法第 53 条第 1 項の保険金又は共済金の支払を受ける権利を滞納処分により差し押さえた場合において、その差押えに基づきその保険金又は共済金の支払を受けたときにおいても、法第 53 条第 2 項の規定の適用があるものとする。</p>	<p>三 <u>法第 26 条第 4 号の規定により、質権の設定が昭和 58.4.30 で抵当権者が保険金の支払を受ける権利を差し押さえたときより早いから、質権に 6 万円、抵当権に 3 万円充てる (25 参照)。</u></p> <p>ホ <u>上記の結果、配当額は次のとおりとなる。</u></p> <p><u>滞納処分費</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 万円</p> <p><u>差押国税</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 万円</p> <p><u>質権</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 万円</p> <p><u>抵当権</u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 万円</p> <p>参加差押え及び交付要求との関係 (参加差押え又は交付要求をした者への配当)</p> <p><u>27</u> 徴収職員が、<u>差押え</u>に係る保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その差押えに係る財産につき、参加差押え又は交付要求がされていたときは、これらの参加差押え又は交付要求に係る国税、地方税又は公課に対しても配当する。</p> <p>なお、上記の場合においては、法第 2 章第 2 節《国税及び地方税の調整》の規定が適用される。</p> <p><u>28</u> (同左)</p> <p>保険金等の支払を受ける権利の差押えと法第 53 条第 2 項との関係</p> <p><u>29</u> 法第 53 条第 1 項の保険金又は共済金の支払を受ける権利を滞納処分により差し押さえた場合において、その差押えに基づきその保険金又は共済金の支払を受けたときにおいても、法第 53 条第 2 項の規定の適用があるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>担保の処分としての差押えと法第 53 条との関係</p> <p><u>23</u> 通則法第 52 条第 1 項《担保の処分》の規定により、滞納処分の例により担保物の差押えをする場合において、その財産が保険に付され、又は共済の目的となっているときは、保険金又は共済金の支払を受ける権利に質権を設定しているときを除き、その財産を差し押さえた旨を保険者又は共済事業者に通知する（<u>法第 53 条第 1 項</u>ただし書）。</p> <p style="text-align: center;">第 54 条関係 差押調書</p> <p>差押調書 （意義）</p> <p>1 法第 54 条の「差押調書」は、差押えの事績を記録証明するために作成する文書であって、令第 21 条第 1 項各号《差押調書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 3 号書式による。</p> <p>なお、差押調書の作成は、差押えの効力発生要件ではない。</p> <p>（動産及び有価証券）</p> <p>2 法第 54 条第 1 号の「動産」とは、民法第 86 条第 2 項及び第 3 項《動産の定義等》に規定する動産のうち、法第 70 条又は第 71 条《船舶、航空機等の差押え》の規定の適用を受ける船舶、航空機、自動車、<u>建設機械及び小型船舶並びに無記名債権を除いたもの</u>（以下「動産」という。）をいい、「有価証券」とは、財産権を表彰する証券であって、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものをいい、無記名債権も含まれる（第 56 条関係 13 参照）。</p>	<p>担保の処分としての差押えと法第 53 条との関係</p> <p><u>30</u> 通則法第 52 条第 1 項《担保の処分》の規定により、滞納処分の例により担保物の差押えをする場合において、その財産が保険に付され、又は共済の目的となっているときは、保険金又は共済金の支払を受ける権利に質権を設定しているときを除き、その財産を差し押さえた旨を保険者又は共済事業者に通知する（<u>法 53 条 1 項</u>ただし書）。</p> <p style="text-align: center;">第 54 条関係 差押調書</p> <p>差押調書 （意義）</p> <p>1 法第 54 条の「差押調書」とは、差押えの事績を記録証明するために作成する文書であって、令第 21 条第 1 項各号《差押調書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 3 号書式による。</p> <p>なお、差押調書の作成は、差押えの効力発生要件ではない。</p> <p>（動産及び有価証券）</p> <p>2 法第 54 条第 1 号の「動産」とは、民法第 86 条第 2 項及び第 3 項《動産の定義等》に規定する動産のうち、法第 70 条又は第 71 条《船舶、航空機等の差押え》の規定の適用を受ける船舶、航空機、自動車<u>及び建設機械並びに無記名債権を除いたもの</u>（以下「動産」という。）をいい、「有価証券」とは、財産権を表彰する証券であって、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものをいい、無記名債権も含まれる（第 56 条関係 13 参照）。</p>

改正後	改正前
<p>3 (省略)</p> <p>(電話加入権等)</p> <p>4 法第 54 条第 3 号の「<u>第 73 条 (電話加入権等の差押え)</u>」の規定の適用を受ける財産」とは、無体財産権等のうち、電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者等がある財産をいう (第 73 条関係 1 参照)。</p> <p>(搬出又は取上げの場合)</p> <p>5 差押財産を搬出する場合において、<u>搬出調書の作成に代えて</u>、差押財産を搬出した旨を差押調書に付記したときは、滞納者又は第三者にその謄本を交付しなければならない (令第 26 条の 2、<u>第 22 条第 1 項</u>ただし書)。</p> <p><u>また、債権証書等を取り上げた場合において、取上調書の作成に代えて、債権証書等を取り上げた旨を差押調書に付記したときは</u>、滞納者又はその処分を受けた者に、その謄本を交付しなければならない (令第 28 条)。</p>	<p>3 (同左)</p> <p>(電話加入権等)</p> <p>4 法第 54 条第 3 号の「<u>第 73 条 (電話加入権等の差押)</u>」の規定の適用を受ける財産」とは、無体財産権等のうち、電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者等がある財産をいう (第 73 条関係 1 参照)。</p> <p>(搬出又は取上げの場合)</p> <p>5 差押財産を搬出する場合において、差押財産を搬出した旨を差押調書に付記したときは、滞納者又は第三者にその謄本を交付しなければならない (令 26 条の 2、22 条 1 項ただし書)。</p> <p><u>なお、債権証書等を取り上げた場合において、債権証書等を取り上げた旨を差押調書に付記したときは</u>、滞納者又はその処分を受けた者に、その謄本を交付しなければならない (令 28 条)。</p>
<p>6 (省略)</p> <p>(性質)</p> <p>7 令第 21 条第 1 項第 3 号《差押調書の記載事項》の「性質」とは、例えば、自動車については、<u>登録番号、車名、型式 (年式)、車台番号、原動機の型式</u>等通常の場合において、社会通念上他の同種物品と識別することができる程度の性状、機能、特徴等をいう。</p> <p>(所在)</p> <p>8 令第 21 条第 1 項第 3 号《差押調書の記載事項》の「所在」については、社会通念</p>	<p>6 (同左)</p> <p>(性質)</p> <p>7 令第 21 条第 1 項第 3 号《差押調書の記載事項》の「性質」とは、例えば、自動車については、<u>年式、製造者名、色、新旧の別、車台番号、登録番号</u>等通常の場合において、社会通念上他の同種物品と識別することができる程度の性状、機能、特徴等をいう。</p> <p>(所在)</p> <p>8 令第 21 条第 1 項第 3 号《差押調書の記載事項》の「所在」については、社会通念</p>

改正後	改正前
<p>上その財産の特定のために必要な所在場所に関する事項を記載する。</p> <p>(検索した場合)</p> <p>9 令第 21 条第 2 項《搜索調書を作成しない場合の差押調書の記載事項》の規定により差押調書に記載する検索した「日時及び場所」とは、検索して差押えをした場合における搜索を開始した日時及び終了した日時並びに社会通念上特定するに足りる程度の検索した場所の表示（例えば、<u>住居、事務所、営業所、工場、倉庫等</u>）をいう。</p> <p>10 (省略)</p> <p>(保全差押え等の場合)</p> <p>11 法第 159 条第 1 項《保全差押金額の決定等》又は通則法第 38 条第 3 項《繰上保全差押金額の決定等》の規定により差し押さえたときは、これらに規定する納税義務があると認められる者又は納税者を滞納者とみなして差押調書を作成する。この場合において、令第 21 条第 1 項第 2 号《差押調書の記載事項》に掲げる「差押に係る国税の年度、税目、納期限及び金額」は、「保全差押金額、保全差押金額の決定の基因となった国税の年度及び税目」又は「繰上保全差押金額、繰上保全差押金額の決定の基因となった国税の年度及び税目」として記載する（<u>令第 56 条、通則令第 9 条、規則第 3 条別紙第 3 号書式備考 2</u>）。</p> <p>(担保物処分の場合)</p> <p>12 通則法第 52 条第 1 項《担保の処分》の規定により担保を滞納処分の例により処分するため差し押さえた場合において、その差押えの時にその財産が滞納者以外の者に帰属しているときは、その帰属している者を滞納者とみなして、差押調書に準ずる調</p>	<p>上その財産の特定のために必要な所在場所に関する事項を記載する<u>ものとする</u>。</p> <p>(検索した場合)</p> <p>9 令第 21 条第 2 項《搜索調書を作成しない場合の差押調書の記載事項》の規定により差押調書に記載する検索した「日時及び場所」とは、検索して差押えをした場合における搜索を開始した日時及び終了した日時並びに社会通念上特定するに足りる程度の検索した場所の表示（例えば、<u>個人の場合には、居間、台所等、法人の場合には、</u>事務室、倉庫、工場、応接室等）をいう。</p> <p>10 (同左)</p> <p>(保全差押え等の場合)</p> <p>11 法第 159 条第 1 項《保全差押金額の決定等》又は通則法第 38 条第 3 項《繰上保全差押金額の決定等》の規定により差し押さえたときは、これらに規定する納税義務があると認められる者又は納税者を滞納者とみなして差押調書を作成する<u>ものとする</u>。この場合において、令第 21 条第 1 項第 2 号《差押調書の記載事項》に掲げる「差押に係る国税の年度、税目、納期限及び金額」は、「保全差押金額、保全差押金額の決定の基因となった国税の年度及び税目」又は「繰上保全差押金額、繰上保全差押金額の決定の基因となった国税の年度及び税目」として記載する（<u>令 56 条、通則令 9 条、規則 3 条別紙第 3 号書式備考 2</u>）。</p> <p>(担保物処分の場合)</p> <p>12 通則法第 52 条第 1 項《担保の処分》の規定により担保を滞納処分の例により処分するため差し押さえた場合において、その差押えの時にその財産が滞納者以外の者に帰属しているときは、その帰属している者を滞納者として<u>みなして</u>、差押調書に準ずる</p>

改正後	改正前
<p>書を作成する。</p> <p>差押調書の謄本 (謄本)</p> <p>13 法第 54 条の差押調書の「謄本」とは、差押調書と同一の文字符号を用いて、差押調書の内容を完全に写し取った書面をいう。この書面は、謄写したものであると筆写したものであるとを問わないが、謄本である旨を記載する。</p> <p>(作成)</p> <p>14 <u>法第 54 条の差押調書の謄本は、滞納者に対する交付用として 1 通作成する。ただし、検索を行った上で差押えをしたときは、次に掲げる通数について作成する (法第 146 条第 3 項)。</u></p> <p>(1) <u>滞納者の物又は住居その他の場所を搜索する場合</u></p> <p>イ <u>滞納者が立会人である場合</u> <u>滞納者に対する交付用として 1 通作成する。</u></p> <p>ロ <u>滞納者以外の者が立会人である場合</u> <u>滞納者に対する交付用として 1 通及び立会人に対する交付用として立会人の数に相当する通数を作成する。</u></p> <p>(2) <u>第三者の物又は住居その他の場所を搜索する場合</u></p> <p>イ <u>滞納者又は第三者が立会人である場合</u> <u>滞納者に対する交付用及び第三者に対する交付用としてそれぞれ 1 通を作成する。</u></p> <p>ロ <u>滞納者及び第三者以外の者が立会人である場合</u> <u>滞納者に対する交付用及び第三者に対する交付用としてそれぞれ 1 通並びに立会人に対する交付用として立会人の数に相当する通数を作成する。</u></p>	<p>調書を作成する<u>ものとする。</u></p> <p>差押調書の謄本 (謄本)</p> <p>13 法第 54 条の差押調書の「謄本」とは、差押調書と同一の文字符号を用いて、差押調書の内容を完全に写し取った書面をいう。この書面は、謄写したものであると筆写したものであるとを問わないが、謄本である旨を記載する<u>ものとする。</u></p> <p>(作成)</p> <p>14 差押調書の謄本は、<u>立会人を要しない場合及び滞納者が立会人である場合には 1 通を、滞納者以外の者が立会人である場合には滞納者及び立会人に交付すべき数に相当するものを、それぞれ作成する。</u></p>

改正後	改正前
<p>15 (省略)</p> <p>(債権を差し押さえた場合)</p> <p>16 債権(振替社債等を除く。)を差し押さえた場合には、法第 62 条第 2 項《差し押さえた債権の処分禁止》の規定により、その債権の取立てその他の処分(譲渡、期限の猶予、債務免除等)を禁止する旨を差押調書の謄本に付記しなければならない(令第 21 条第 3 項第 1 号)。また、振替社債等を差し押さえた場合には、<u>その帰属が振替口座等の記載・記録によって定まることから、その取立てその他の処分のほか、振替又は抹消の申請も禁止する旨を差押調書の謄本に付記しなければならない(令第 21 条第 3 項第 2 号)。</u>この場合の付記については、別に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 55 条関係 質権者等に対する差押えの通知</p> <p>差押えの通知</p> <p>1 (省略)</p> <p>(その他必要な事項)</p> <p>2 法第 55 条の「その他必要な事項」とは、次に掲げる事項をいう(令第 22 条第 1 項)。 (1)～(5) (省略)</p> <p>(通知の方法)</p> <p>3 法第 55 条の規定による通知は、令第 22 条第 1 項各号《質権者等に対する差押通知書の記載事項》に掲げる事項(2 参照)を記載した書面により行う。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>	<p>15 (同左)</p> <p>(債権を差し押さえた場合)</p> <p>16 債権を差し押さえた場合には、法第 62 条第 2 項《差し押さえた債権の処分禁止》の規定により、その債権の取立てその他の処分(譲渡、期限の猶予、債務免除等)を禁止する旨を差押調書の謄本に付記しなければならない(令 21 条 3 項)。 この場合の付記については、別に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 55 条関係 質権者等に対する差押えの通知</p> <p>差押えの通知</p> <p>1 (同左)</p> <p>(その他必要な事項)</p> <p>2 法第 55 条の「その他必要な事項」とは、次に掲げる事項をいう(令 22 条 1 項)。 (1)～(5) (同左)</p> <p>(通知の方法)</p> <p>3 法第 55 条の規定による通知は、令第 22 条第 1 項各号《質権者等に対する差押通知書の記載事項》に掲げる事項(2 参照)を記載した書面により行う。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>なお、法第 55 条第 1 号及び第 2 号に掲げる権利者に対する差押えの通知書は、登記簿（<u>登録簿を含む。</u>）に登記されている住所又は居所あてに送付することとして差し支えない。</p>	<p>なお、法第 55 条第 1 号及び第 2 号に掲げる権利者に対する差押えの通知書は、登記簿（<u>又は登録簿</u>）に登記されている住所又は居所あてに送付することとして差し支えない。</p>
<p>また、<u>担保物を滞納処分</u>の例により差し押さえたときは、法第 55 条の規定に準じて通知しなければならない。</p>	<p>(注) <u>担保物を滞納処分</u>の例により差し押さえたときは、法第 55 条の規定に準じて通知しなければならない。</p>
<p>(保全差押え等をした場合の通知)</p>	<p>(保全差押え等をした場合の通知)</p>
<p>4 法第 159 条第 1 項《保全差押金額の決定等》又は通則法第 38 条第 3 項《繰上保全差押金額の決定等》の規定による差押えをした場合には、これらに規定する納税義務があると認められる者又は納税者を滞納者とみなして、法第 55 条の規定による差押えの通知をしなければならない。この場合において、令第 22 条第 1 項第 1 号《質権者等に対する差押通知書》において準用する<u>令第 21 条第 1 項第 2 号</u>《差押調書の記載事項》に掲げる「差押に係る国税の年度、税目、納期限及び金額」は、「保全差押金額、保全差押金額の決定の基因となった国税の年度及び税目」又は「繰上保全差押金額、繰上保全差押金額の決定の基因となった国税の年度及び税目」として記載する（<u>令第 56 条、通則令第 9 条</u>）。</p>	<p>4 法第 159 条第 1 項《保全差押金額の決定等》又は通則法第 38 条第 3 項《繰上保全差押金額の決定等》の規定による差押えをした場合には、これらに規定する納税義務があると認められる者又は納税者を滞納者とみなして、法第 55 条の規定による差押えの通知をしなければならない。この場合において、令第 22 条第 1 項第 1 号《質権者等に対する差押通知書》において準用する第 21 条第 1 項第 2 号《差押調書の記載事項》に掲げる「差押に係る国税の年度、税目、納期限及び金額」は、「保全差押金額、保全差押金額の決定の基因となった国税の年度及び税目」又は「繰上保全差押金額、繰上保全差押金額の決定の基因となった国税の年度及び税目」として記載する（<u>令第 56 条、通則令 9 条</u>）。</p>
<p>(保全差押えに係る国税が確定した場合の通知)</p>	<p>(保全差押えに係る国税が確定した場合の通知)</p>
<p>5 法第 159 条第 1 項《保全差押金額の決定等》又は通則法第 38 条第 3 項《繰上保全差押金額の決定等》の規定による差押え後、その差押えに係る国税が確定しても、法第 55 条の規定による差押えの通知<u>をすることを要しない</u>。</p>	<p>5 法第 159 条第 1 項《保全差押金額の決定等》又は通則法第 38 条第 3 項《繰上保全差押金額の決定等》の規定による差押え後、その差押えに係る国税が確定しても、法第 55 条の規定による差押えの通知<u>は必要ではない</u>。</p>
<p>(搜索又は取り上げた場合)</p>	<p>(搜索又は取り上げた場合)</p>
<p>6 法第 55 条の規定による通知を受けるべき者が、法第 146 条第 3 項《搜索調書の作成》の規定により差押調書の謄本を受けた者であるときは、その者に対しては、差押</p>	<p>6 法第 55 条の規定による通知を受けるべき者が、法第 146 条第 3 項《搜索調書の作成》の規定により差押調書の謄本を受けた者であるときは、その者に対しては、差押</p>

改正後	改正前
<p>えの通知をすることを要しない（<u>令第22条第2項</u>）。</p> <p>なお、質権者等の第三者が占有する債権証書等を取り上げた場合において、取上調書の作成に代えて、<u>差押調書の謄本</u>にその旨を付記して交付したときは、その者に対しては法第55条の規定による差押えの通知をすることを要しない（<u>令第28条、第22条第1項</u>ただし書参照）。</p> <p>（参加差押えの場合）</p> <p>7 法第87条第1項《参加差押えに係る差押えの効力の発生時期》の規定により参加差押えが差押えの効力を生じた場合には、改めて、法第55条の規定による差押えの通知をすることを要しない（<u>法第81条、第86条第4項</u>参照）。</p> <p>（質権、抵当権、先取特権）</p> <p>8 法第55条第1号の「質権、抵当権、先取特権」は、保全仮登記がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる（<u>法第133条第3項、令第50条第4項</u>参照）。</p> <p>9 （省略）</p> <p>（仮差押え）</p> <p>10 法第55条第3号の「仮差押え」とは、裁判所の決定に係る仮差押えをいい、保全法による強制執行を保全するための仮差押えに限らず、<u>破産法第28条《債務者の財産に関する保全処分》、民事再生法第30条第1項《仮差押え、仮処分その他の保全処分》、会社更生法第28条第1項《開始前会社の業務及び財産に関する保全処分》、会社法第540条第1項《清算株式会社の財産に関する保全処分》、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第42条第1項《追徴保全命令》、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等</u></p>	<p>えの通知をすることを要しない（<u>令22条2項</u>）。</p> <p>なお、質権者等の第三者が占有する債権証書等を取り上げた場合において、取上調書に代えて差押調書の謄本にその旨を付記して交付したときは、その者に対しては法第55条の規定による差押えの通知を要しない<u>ものとする</u>（<u>令28条、22条1項</u>ただし書参照）。</p> <p>（参加差押えの場合）</p> <p>7 法第87条第1項《参加差押えに係る差押えの効力の発生時期》の規定により参加差押えが差押えの効力を生じた場合には、改めて、法第55条の規定による差押えの通知をすることを要しない（<u>法81条、86条4項</u>参照）。</p> <p>（質権、抵当権、先取特権）</p> <p>8 法第55条第1号の「質権、抵当権、先取特権」は、保全仮登記がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる（<u>法133条3項、令50条4項</u>参照）。</p> <p>9 （同左）</p> <p>（仮差押え）</p> <p>10 法第55条第3号の「仮差押え」とは、裁判所の決定に係る仮差押えをいい、保全法による強制執行を保全するための仮差押えに限らず、<u>破産法第155条《破産宣告前の保全処分》、和議法第20条《和議開始決定前の保全処分》、会社更生法第39条《更生手続開始決定前の保全処分》、商法第386条第1項第1号《会社の整理開始命令後の保全処分》、第454条第1項第1号《会社の特別清算開始命令後の保全処分》</u>等の規定による仮差押えも含まれる。</p> <p>この仮差押えの執行は、次に掲げる財産ごとに、それぞれの執行機関が行う。</p>

改正後	改正前
<p>の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第20条《<u>追徴保全命令</u>》等の規定による仮差押えも含まれる。</p> <p>この仮差押えの執行は、次に掲げる財産ごとに、それぞれの執行機関が行うが、<u>追徴保全命令に基づく仮差押えは、検察官の命令により執行され（組織的犯罪処罰法第44条第1項、麻薬特例法第20条第3項）、当該検察官の所属する検察庁に対応する裁判所が保全執行裁判所となる（組織的犯罪処罰法第44条第3項後段、麻薬特例法第20条第3項）。</u></p> <p>(1) 動産又は有価証券 目的物の所在地を管轄する地方裁判所所属の執行官（保全法第49条第1項、執行官法第4条）</p> <p>(2) 債権 仮差押命令を発した裁判所（保全法第50条第2項）</p> <p>(3) 不動産 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所（保全法第47条第2項）。強制管理の方法による仮差押えの執行については、不動産の所在地を管轄する地方裁判所（保全法第47条第5項、執行法第44条第1項）</p> <p>(4) 船舶又は航空機 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所（保全法第48条第2項、民事保全規則（以下「保全規則」という。）第34条）。執行官に対して船舶国籍証書等又は航空機登録証明書等を取り上げて執行官に提出すべきことを命ずる方法による仮差押えの執行については、船舶又は航空機の所在地を管轄する地方裁判所（保全法第48条第2項、保全規則第34条）</p> <p>(5) 自動車、建設機械又は小型船舶 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所（保全規則第38条、第39条、保全法第48条第2項）。執行官に対し自動車、建設機械又は小型船舶を取り上げて保管すべき旨を命ずる方法による仮差押えの執行については、自動車、建設機械又は小型船舶の所在地を管轄する地方裁判所（保全規則第38条、第39条、保全法第48条第2項）</p>	<p>(1) 動産又は有価証券 目的物の所在地を管轄する地方裁判所所属の執行官（保全法第49条第1項、執行官法第4条）</p> <p>(2) 債権 仮差押命令を発した裁判所（保全法第50条第2項）</p> <p>(3) 不動産 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所（保全法第47条第2項）。強制管理の方法による仮差押えの執行については、不動産の所在地を管轄する地方裁判所（保全法第47条第5項、執行法第44条第1項）</p> <p>(4) 船舶又は航空機 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所（保全法第48条第2項、民事保全規則（以下「保全規則」という。）第34条）。執行官に対して船舶国籍証書等又は航空機登録証明書等を取り上げて執行官に提出すべきことを命ずる方法による仮差押えの執行については、船舶又は航空機の所在地を管轄する地方裁判所（保全法第48条第2項、保全規則第34条）</p> <p>(5) 自動車又は建設機械 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所（保全規則第38条、第39条、保全法第48条第2項）。執行官に対し自動車又は建設機械を取り上げて保管すべき旨を命ずる方法による仮差押えの執行については、自動車又は建設機械の所在地を管轄する地方裁判所（保全規則第38条、第39条、保全法第48条第2項）</p>

改正後	改正前
<p>項)</p> <p>(6) 預託株券等 仮差押命令を発した裁判所（保全規則第42条第2項、保全法第50条第2項） (削除)</p> <p>(7) 振替社債等 仮差押命令を発した裁判所（保全規則第42条の2第2項、保全法第50条第2項）</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げる財産権以外の財産権 仮差押命令を発した裁判所（保全法第50条第4項）</p> <p>(仮処分)</p> <p>11 法第55条第3号の「仮処分」とは、裁判所の決定に係る仮処分をいい、保全法第23条第1項《係争物に関する仮処分命令》の規定に限らず、仮差押えと同様に10に掲げる破産法第28条、民事再生法第30条等の規定による仮処分も含まれる。この仮処分の執行機関については、10に準ずる（保全法第52条第1項、保全規則第45条、第45条の2）。</p> <p>なお、次に掲げるような仮の地位を定める仮処分等は、金銭給付を内容とする滞納処分との競合が生じないので、法第55条第3号の仮処分には含まれない。</p> <p>(1) 仮の地位を定める仮処分（保全法第23条第2項） (削除)</p> <p>(2) 子の看護その他の仮処分（人事訴訟法第30条）</p> <p>(3) 仮登記のための仮処分（不動産登記法第107条、第108条第1項から第3項ま</p>	<p>(6) 預託株券等 仮差押命令を発した裁判所（保全規則42条2項、保全法50条2項）</p> <p>(注) 預託株券等とは、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「株券保管振替法」という。）第14条第1項《保管振替機関への預託》（同法39条1項《株券以外の有価証券》において準用する場合を含む。）の規定により保管振替機関に預託された株券その他の有価証券をいう（執行規則150条の2参照）。</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げる財産権以外の財産権 仮差押命令を発した裁判所（保全法50条4項）</p> <p>(仮処分)</p> <p>11 法第55条第3号の「仮処分」とは、裁判所の決定に係る仮処分をいい、保全法第23条第1項《係争物に関する仮処分命令》の規定に限らず、仮差押えと同様に10に掲げる破産法第155条、和議法第20条等の規定による仮処分も含まれる。この仮処分の執行機関については、10に準ずる（保全法52条1項、保全規則45条）。</p> <p>なお、次に掲げるような仮の地位を定める仮処分等は、金銭給付を内容とする滞納処分との競合が生じないので、法第55条第3号の仮処分には含まれない。</p> <p>(1) 仮の地位を定める仮処分（保全法23条2項）</p> <p>(2) 取締役及び監査役の職務執行停止又は職務代行者の選任の仮処分（商法270条、280条）</p> <p>(3) 子の看護その他の仮処分（人事訴訟手続法16条）</p> <p>(4) 仮登記のための仮処分（不動産登記法32条、33条1項）</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="197 215 235 242">で)</p> <p data-bbox="421 311 810 338">第 2 款 動産又は有価証券の差押え</p> <p data-bbox="353 406 878 434">第 56 条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p> <p data-bbox="145 502 201 529">動産</p> <p data-bbox="183 550 398 577">(土地に付着した物)</p> <p data-bbox="145 598 1086 774">1 土地の定着物は不動産であるが、仮植中の草木、小規模の工事で土地に固定されたもの、例えば、使用中の動揺を防ぐため<u>ボルト</u>、くぎ、スパイク等で固定しただけの機械類等単に土地に付着しているだけのものは、定着物とはいえないから、動産として差し押さえる（大正 10.8.10 大判、昭和 4.10.19 大判<u>参照</u>）。</p> <p data-bbox="161 837 331 865">(未完成の建物)</p> <p data-bbox="145 885 1086 1013">2 建物は不動産であるが、その使用の目的に応じて使用可能な程度に完成していなければ建物とはいえないから、例えば、木材を組み立てて地上に定着させ、屋根をふきあげただけのもの等は、動産として差し押さえる（大正 15.2.22 大判<u>参照</u>）。</p> <p data-bbox="174 1029 1086 1109"><u>なお</u>、建物が完成した場合には、改めて不動産としての差押えの手続をとる必要がある。</p> <p data-bbox="183 1173 376 1200">(未分離の果実等)</p> <p data-bbox="145 1220 1086 1396">3 未分離の果実等は、土地の定着物である樹木と一体をなすものであって、本来動産ではないが、動産として取引されるもの（おおむね 1 月以内に収穫することが確実であるもの。執行法第 122 条第 1 項<u>参照</u>）は、独立した動産として差し押さえることができる（大正 9.5.5 大判<u>参照</u>）。</p>	<p data-bbox="1384 311 1774 338">第 2 款 動産又は有価証券の差押え</p> <p data-bbox="1317 406 1841 434">第 56 条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p> <p data-bbox="1108 502 1164 529">動産</p> <p data-bbox="1146 550 1361 577">(土地に付着した物)</p> <p data-bbox="1108 598 2049 774">1 土地の定着物は不動産であるが、仮植中の草木、小規模の工事で土地に固定されたもの、例えば、使用中の動揺を防ぐため<u>ボールト</u>、くぎ、スパイク等で固定しただけの機械類等単に土地に付着しているだけのものは、定着物とはいえないから、動産として差し押さえる（大正 10.8.10 大判、昭和 4.10.19 大判）。</p> <p data-bbox="1124 837 1294 865">(未完成の建物)</p> <p data-bbox="1108 885 2049 1013">2 建物は不動産であるが、その使用の目的に応じて使用可能な程度に完成していなければ建物とはいえないから、例えば、木材を組み立てて地上に定着させ、屋根をふきあげただけのもの等は、動産として差し押さえる（大正 15.2.22 大判）。</p> <p data-bbox="1137 1029 2049 1061"><u>注</u> 建物が完成した場合には、改めて不動産としての差押えの手続をとる必要がある。</p> <p data-bbox="1146 1173 1339 1200">(未分離の果実等)</p> <p data-bbox="1108 1220 2049 1396">3 未分離の果実等は、土地の定着物である樹木と一体をなすものであって、本来動産ではないが、動産として取引されるもの（おおむね 1 月以内に収穫することが確実であるもの。執行法 122 条 1 項<u>参照</u>）は、独立した動産として差し押さえることができる（大正 9.5.5 大判）。</p>

改正後	改正前
<p>(登記されない船舶)</p> <p>4 法第 70 条《船舶又は航空機の差押》又は法第 71 条《自動車、建設機械又は小型船舶の差押え》の規定の適用を受けない次に掲げる船舶は、動産として差し押さえる。</p> <p>(1) 端舟その他若しくはかいだけで運転し、又は主として若しくはかいだけで運転する舟（商法第 684 条第 2 項、船舶法第 20 条、小型船舶登録法第 2 条第 2 号）</p> <p>(2) <u>日本船舶（船舶法第 1 条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）のうち総トン数 20 トン未満の船舶であって、次に掲げる船舶（商法第 686 条第 2 項、船舶法第 20 条、小型船舶登録法第 2 条）</u></p> <p>イ <u>漁船（小型船舶登録法第 2 条第 1 号）</u></p> <p>ロ <u>係留船（小型船舶登録法第 2 条第 2 号）</u></p> <p>ハ <u>推進機関を有する長さ 3 メートル未満の船舶であって、当該推進機関の連続最大出力が 20 馬力未満のもの（小型船舶登録規則第 2 条第 1 号）</u></p> <p>ニ <u>長さ 12 メートル未満の帆船（小型船舶登録規則第 2 条第 2 号）</u></p> <p>ホ <u>推進機関及び帆装を有しない船舶（小型船舶登録規則第 2 条第 3 号）</u></p> <p>ヘ <u>告示で定める水域のみを航行する船舶（小型船舶登録規則第 2 条第 5 号）</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>外国船舶（日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）であって、登録された小型船舶以外のもの（船舶法第 1 条、小型船舶登録法第 2 条）</u></p> <p>(4) 製造中の船舶（抵当権の登記がされている船舶を含む。第 70 条関係 1 の(3)参照)</p> <p>(5) <u>未登録の小型船舶</u></p> <p>(登録のない航空機等)</p> <p>5 法第 70 条《船舶又は航空機の差押》の規定の適用を受けない次に掲げる航空機は、</p>	<p>(登記されない船舶)</p> <p>4 法第 70 条《船舶又は航空機の差押》の規定の適用を受けない次に掲げる船舶は、動産として差し押さえる。</p> <p>(1) 端舟その他若しくはかいだけで運転し、又は主として若しくはかいだけで運転する舟（商法 684 条 2 項、船舶法 20 条）</p> <p>(2) 総トン数 20 トン未満の船舶（商法 686 条 2 項、船舶法 20 条）</p> <p>(3) <u>推進器を有しないしゆんせつ（浚渫）船（船舶法施行細則 2 条）</u></p> <p>(4) 外国船舶（<u>執行法 121 条</u>）</p> <p>(注) <u>外国船舶とは、船舶法第 1 条《日本船舶の要件》に規定する日本船舶以外の船舶をいう。</u></p> <p>(5) 製造中の船舶（抵当権の登記がされている船舶を含む。第 70 条関係 1 の(2)参照）</p> <p>(新設)</p> <p>(登録のない航空機等)</p> <p>5 法第 70 条《船舶又は航空機の差押》の規定の適用を受けない次に掲げる航空機は、</p>

改正後	改正前
<p>動産として差し押さえる。</p> <p>(1) 滑空機及び飛行船（登録のあるものを含む。）</p> <p>（注）滑空機及び飛行船その他航空法施行令で定める航空の用に供することができる機器は、登録をしてもその登録は第三者に対する対抗要件ではなく（航空法第2条第1項、第3条の3参照）、法第70条《船舶又は航空機の差押》の規定の適用を受けないから、動産として差し押さえる。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（登録のない自動車）</p> <p>6 法第71条《自動車、建設機械又は小型船舶の差押え》の規定の適用を受けない次に掲げる自動車は、動産として差し押さえる（道路運送車両法第4条参照）。</p> <p>(1) 軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車。例えば、オートバイ、スクーター、サイドカー等（道路運送車両法第3条、第4条、道路運送車両法施行規則第2条の規定による別表第1号参照）</p> <p>(2) 未登録の自動車。例えば、商品として陳列されている自動車、登録を抹消されている自動車等（道路運送車両法第4条、第15条、第16条参照）</p> <p>(3) 建設機械としての登記がない大型特殊自動車（道路運送車両法第5条第2項、自動車抵当法第2条ただし書参照）</p> <p>（登記のない建設機械）</p> <p>7 所有権保存登記のない建設機械は、記号の打刻の有無にかかわらず、法第71条《自動車、建設機械又は小型船舶の差押え》の規定の適用を受けないから、動産として差し押さえる。</p> <p>また、建設機械を動産として差し押さえている場合には、所有権保存の登記がされても差押債権者に対しては効力を生じない（建設機械抵当法第3条第2項）から、動</p>	<p>動産として差し押さえる。</p> <p>(1) 滑空機及び飛行船（登録のあるものを含む。）</p> <p>（注）滑空機及び飛行船その他航空法施行令で定める航空の用に供することができる機器は、登録をしてもその登録は第三者に対する対抗要件ではなく（航空法2条第1項、3条の3参照）、法第70条《船舶又は航空機の差押》の規定の適用を受けないから、動産として差し押さえる。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（登録のない自動車）</p> <p>6 法第71条《自動車又は建設機械の差押》の規定の適用を受けない次に掲げる自動車は、動産として差し押さえる（道路運送車両法4条参照）。</p> <p>(1) 軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車。例えば、オートバイ、スクーター、サイドカー等（道路運送車両法3条、4条、道路運送車両法施行規則2条の規定による別表第1号参照）</p> <p>(2) 未登録の自動車。例えば、商品として陳列されている自動車、登録を抹消されている自動車等（道路運送車両法4条、15条、16条参照）</p> <p>(3) 建設機械としての登記がない大型特殊自動車（道路運送車両法5条2項、自動車抵当法2条ただし書参照）</p> <p>（登記のない建設機械）</p> <p>7 所有権保存登記のない建設機械は、記号の打刻の有無にかかわらず、法第71条《自動車又は建設機械の差押》の規定の適用を受けないから、動産として差し押さえる。</p> <p>（注）建設機械を動産として差し押さえている場合には、所有権保存の登記がされても差押債権者に対しては効力を生じない（建設機械抵当法3条2項）から、動産として滞納処分続行をすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>産として滞納処分の続行をすることができる。</p> <p>(外国通貨)</p> <p>8 外国通貨（本邦通貨以外の通貨。<u>外国為替及び外国貿易法第6条第1項第4号</u>）は、動産として差し押さえる。この場合において、徴収職員は、速やかに、差し押さえた外国通貨を本邦通貨と<u>両替</u>した上、金銭を差し押さえた場合と同様に処理する（<u>23、24</u>参照）。</p> <p>(注) 本邦通貨とは、日本円を単位とする通貨をいう（<u>外国為替及び外国貿易法第6条第1項第3号</u>）。</p> <p>(従物である動産)</p> <p>9 従物である動産（例えば、建物に備え付けられた畳、建具、冷暖房器、空調器等。<u>昭和55.1.28東京地判参照</u>）の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 従物は、独立の動産として差し押さえることができる。ただし、他に滞納国税に見合う適当な財産がない場合又は主物の利用関係を著しく害しない場合に限って差し押さえるものとする。</p> <p>なお、雨戸、建具、入口の戸扉その他建物の内外を遮断する建具類は、これらが建物に備え付けられた後は建物の一部を構成し、従物ではないから、その取外しの難易にかかわらず、独立した動産として差し押さえることができない（<u>昭和5.12.18大判参照</u>）。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(4) 船舶の属具目録に記載された動産は、従物と推定されるから（<u>商法第685条</u>）、原則として、(1)及び(3)に準じて差し押さえる。</p> <p>(工場抵当との関係)</p>	<p>(外国通貨)</p> <p>8 外国通貨（本邦通貨以外の通貨。<u>外国為替及び外国貿易管理法6条1項4号</u>）は、動産として差し押さえる。この場合において、徴収職員は、速やかに、差し押さえた外国通貨を<u>外国為替公認銀行（同法11条）又は両替商（同法14条）</u>において本邦通貨と<u>交換</u>した上、金銭を差し押さえた場合と同様に処理するものとする（<u>27、28</u>参照）。</p> <p>(注) 本邦通貨とは、日本円を単位とする通貨をいう（<u>外国為替及び外国貿易管理法6条1項3号</u>）。</p> <p>(従物である動産)</p> <p>9 従物である動産（例えば、建物に備え付けられた畳、建具、冷暖房器、空調器等。<u>昭和55.1.28東京地判</u>）の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 従物は、独立の動産として差し押さえることができる。ただし、他に滞納国税に見合う適当な財産がない場合又は主物の利用関係を著しく害しない場合に限って差し押さえるものとする。</p> <p>なお、雨戸、建具、入口の戸扉その他建物の内外を遮断する建具類は、これらが建物に備え付けられた後は建物の一部を構成し、従物ではないから、その取外しの難易にかかわらず、独立した動産として差し押さえることができない（<u>昭和5.12.18大判</u>）。</p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>(4) 船舶の属具目録に記載された動産は、従物と推定されるから（<u>商法685条</u>）、原則として、(1)及び(3)に準じて差し押さえる。</p> <p>(工場抵当との関係)</p>

改正後	改正前
<p>10 工場抵当法による工場抵当（工場財団を組成しない工場抵当）の目的となっている土地又は建物に備え付けられている機械、器具その他工場の用に供されている動産（以下10において「備付物」という。）については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 備付物については、工場抵当法第7条第2項《<u>抵当権の目的である物に対する差押え等</u>》の規定により、土地又は建物と別個に差し押さえることができない。ただし、同法第2条第1項ただし書《<u>財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権</u>》の規定による抵当権の設定行為に別段の定めがある場合及び同法第3条第2項《<u>抵当権の目的物の目録</u>》の規定による目録に記載されていない場合の備付物については、この限りでない。</p> <p>(2) 滞納者（工場所有者）が、工場抵当法第6条第2項《<u>抵当権の目的物の分離</u>》の規定により抵当権者の同意を得て分離した備付物は、動産として差し押さえることができる。この場合において、その備付物が同法第3条第2項《<u>抵当権の目的物の目録</u>》の規定による目録に記載されているときは、目録の変更の登記をする必要がある</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) 滞納者の所有する動産が工場抵当の目的となっている他人の工場の備付物である場合には、工場抵当法第3条第2項《<u>抵当権の目的物の目録</u>》に規定する目録に記載されている場合であっても、抵当権の効力は<u>原則</u>として及んでいないから、滞納者の動産として差し押さえることができる（昭和35.8.3名古屋高判、昭和37.5.10最高判参照）。</p> <p>(5) 工場抵当法第3条第2項《<u>抵当権の目的物の目録</u>》に規定する目録に記載されている備付物については、滞納処分により差し押さえたときに既に第三者が譲渡等により備付物の引渡しを受けているときにおいても、その備付物に対し差押えの効力が及ぶ（同法第7条第1項、第5条第1項参照）。ただし、税務署長は、当該第三者が即時取得の要件を満たしているときは、差押えの効力を主張することはできな</p>	<p>10 工場抵当法による工場抵当（工場財団を組成しない工場抵当）の目的となっている土地又は建物に備え付けられている機械、器具その他工場の用に供されている動産（以下10において「備付物」という。）については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 備付物については、工場抵当法第7条第2項《<u>抵当権の目的である物に対する差押え等</u>》の規定により、土地又は建物と別個に差し押さえることができない。ただし、同法第2条第1項ただし書《<u>財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権</u>》の規定による抵当権の設定行為に別段の定めがある場合及び同法第3条《<u>抵当権の目的物の目録</u>》の規定による目録に記載されていない場合の備付物については、この限りでない。</p> <p>(2) 滞納者（工場所有者）が、工場抵当法第6条第2項《<u>抵当権の目的物の分離</u>》の規定により抵当権者の同意を得て分離した備付物は、動産として差し押さえることができる。この場合において、その備付物が同法第3条《<u>抵当権の目的物の分離</u>》の規定による目録に記載されているときは、目録の変更の登記をする必要がある。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 滞納者の所有する動産が工場抵当の目的となっている他人の工場の備付物である場合には、工場抵当法第3条《<u>抵当権の目的物の分離</u>》に規定する目録に記載されている場合であっても、抵当権の効力は及んでいないから、滞納者の動産として差し押さえることができる（昭和35.8.3名古屋高判、昭和37.5.10最高判参照）。</p> <p>(5) 工場抵当法第3条《<u>抵当権の目的物の目録</u>》に規定する目録に記載されている備付物については、滞納処分により差し押さえたときに既に第三者が譲渡等により備付物の引渡しを受けているときにおいても、その備付物に対し差押えの効力が及ぶ（同法7条1項、5条1項参照）。ただし、税務署長は、当該第三者が即時取得の要件を満たしているときは、差押えの効力を主張することはできない（同法5条2項）。</p>

改正後	改正前
<p>い（同法第5条第2項）。</p> <p>（財団に属する動産）</p> <p>11 工場財団、鉱業財団、漁業財団、道路交通事業財団、港湾運送事業財団、鉄道財団、軌道財団、運河財団又は観光施設財団に属する動産は、これらの財団が1個の財産とみなされているから、個々の動産として差し押さえることができない。ただし、抵当権者の同意を得て分離した動産については、この限りでない（工場抵当法第14条、第15条、鉱業抵当法第3条、漁業財団抵当法第6条、道路交通事業抵当法第19条、港湾運送事業法第26条、鉄道抵当法第20条、軌道ノ抵当ニ関スル法律第1条、運河法第13条、観光施設財団抵当法第11条）。</p> <p>（貨物引換証等の発行されている物品）</p> <p>12 貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券が発行されている物品については、動産として差し押さえることはできず、これらの証券を有価証券として差し押さえるものとする（商法第573条、第604条、第776条参照）。</p> <p>有価証券</p> <p>（意義）</p> <p>13 法第56条第1項の「有価証券」とは、財産権を表彰する証券であつて、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものをいい、民法上動産とみなされている無記名債権（16参照）も含まれる（法第54条第1号参照）が、次に掲げる証券は、有価証券ではない。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>（有価証券の種類）</p>	<p>（財団に属する動産）</p> <p>11 工場財団、鉱業財団、漁業財団、道路交通事業財団、港湾運送事業財団、鉄道財団、軌道財団、運河財団又は観光施設財団に属する動産は、これらの財団が1個の財産とみなされているから、個々の動産として差し押さえることができない。ただし、抵当権者の同意を得て分離した動産については、この限りでない（工場抵当法第15条、鉱業抵当法第3条、漁業財団抵当法第6条、道路交通事業抵当法第19条、港湾運送事業法第26条、鉄道抵当法第20条、軌道ノ抵当ニ関スル法律第1条、運河法第13条、観光施設財団抵当法第11条）。</p> <p>（貨物引換証等の発行されている物品）</p> <p>12 貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券が発行されている物品については、動産として差し押さえることはできず、これらの証券を有価証券として差し押さえるものとする（商法第573条、604条、776条参照）。</p> <p>有価証券</p> <p>（意義）</p> <p>13 法第56条第1項の「有価証券」とは、財産権を表彰する証券であつて、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものをいい、民法上動産とみなされている無記名債権（20参照）も含まれる（法第54条第1号参照）が、次に掲げる証券は、有価証券ではない。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>（有価証券の種類）</p>

改正後	改正前
<p>14 「有価証券」には、手形、小切手、国債証券、地方債証券、社債券、株券（株主会員制によるゴルフ会員権に係るものを含む。）、出資証券、信託の無記名受益証券、抵当証券（<u>抵当証券法第14条、第15条参照</u>）、倉庫証券、貨物引換証（<u>商法第571条参照</u>）、船荷証券（<u>同法第767条、第768条参照</u>）、商品券、劇場入場券等がある。</p> <p><u>(注)1 「社債券」とは、会社法第696条《社債券の発行》の規定により社債について発行された債券だけでなく、特別の法律により設立された法人の発行する債券（例えば、放送債券、商工債券、農林債券、旧電信電話債券、旧鉄道債券等）及び会社が特別の法律により発行する債券（例えば、みずほ銀行債券、あおぞら銀行債券等）をも含むものとし、これに準ずる外国の社債券についても同様とする。</u></p> <p>2 「<u>出資証券</u>」とは、<u>日本銀行の出資証券（日本銀行法第9条）、独立行政法人日本原子力研究開発機構の出資証券（独立行政法人日本原子力研究開発機構法第7条）、協同組織金融機関の優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第29条第2項）、特定目的会社の優先出資証券（資産の流動化に関する法律第48条）等をいう。</u></p> <p><u>なお、持分会社の出資に関する証券は、有価証券ではなく証拠証券である。</u></p> <p>3 「<u>信託の無記名受益証券</u>」とは、<u>証券投資信託又は貸付信託の無記名受益証券をいう。</u></p> <p><u>なお、信託の記名式の受益証券は、有価証券ではなく証拠証券である（投資信託及び投資法人に関する法律第5条第2項、貸付信託法第8条第1項参照）。</u></p> <p>4 「<u>倉庫証券</u>」には、<u>預り証券、質入証券及び倉庫証券の3種があるが、なお次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 預り証券は、寄託物返還請求権を表彰する有価証券であり、質入証券とともに発行され（商法第598条）、質入れ前は質入証券とともに流通するが（同法第603条第2項）、質入れ後は分離して流通し、預り証券の所持人は、質入れに際して証券に記載された債権額と利息を支払う義務を負い（同法第607条）、</u></p>	<p>14 「有価証券」には、手形、小切手、国債証券、地方債証券、社債券、株券（株主会員制によるゴルフ会員権に係るものを含む。）、出資証券、信託の無記名受益証券、抵当証券（<u>抵当証券法14条、15条参照</u>）、倉庫証券、貨物引換証（<u>商法571条参照</u>）、船荷証券（<u>同法767条、768条参照</u>）、商品券、劇場入場券等がある。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>また、原則としてその債券額と利息を質入証券の所持人に支払って質入証券を取得しなければ、寄託物の返還を請求できない（同法第 620 条から第 622 条まで）。</u></p> <p><u>(2) 質入証券は、質入れ後は証券記載の債権とこれを担保する質権とを表彰する。</u></p> <p><u>(3) 倉荷証券は、預り証券及び質入証券に代えて発行する有価証券であって（商法第 627 条）、この証券で寄託物の譲渡、質入れその他の処分をすることができ。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(権利株等)</p> <p><u>15 株式の引受けによる権利（いわゆる権利株）を表す株式の申込証拠金領収証、株券発行前の株式を表す株式払込金領収証及び新株の引受権を表わす割当通知書は、株券の受領のための委任状及び株式の譲渡を証する書面（譲渡のための委任状を含む。）が添付されているときは、株券に準じて取り扱うものとする（昭和 26.2.9 東京地判、昭和 27.1.28 東京地判参照）。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(社債券)</p> <p><u>15 14 の「社債券」は、商法の規定により社債について発行された債券だけでなく、特別の法律により設立された法人の発行する債券（例えば、電信電話債券、鉄道債券、放送債券、商工債券、農林債券等）及び会社が特別の法律により発行する債券（例えば、興業債券、長期信用債券等）をも含むものとし、これに準ずる外国の社債券についても同様とする。</u></p> <p>(権利株等)</p> <p><u>16 株式の引受けによる権利（いわゆる権利株）を表わす株式の申込証拠金領収証、株券発行前の株式を表わす株式払込金領収証及び新株の引受権を表わす割当通知書は、株券の受領のための委任状及び株式の譲渡を証する書面（譲渡のための委任状を含む。）が添付されているときは、株券に準じて取り扱うものとする（昭和 26.2.9 東京地判、昭和 27.1.28 東京地判）。</u></p> <p>(出資証券)</p> <p><u>17 14 の「出資証券」とは、日本銀行及び日本原子力研究所の出資証券をいい、合名会</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p>	<p><u>社及び合資会社の出資に関する証券は、有価証券ではない。</u></p> <p><u>(信託の無記名受益証券)</u></p> <p><u>18 14の「信託の無記名受益証券」とは、証券投資信託又は貸付信託の無記名受益証券をいう。</u></p> <p><u>(注) 信託の記名式の受益証券は、有価証券ではなく証拠証券である（証券投資信託法5条2項、貸付信託法8条1項参照）。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(倉庫証券)</u></p> <p><u>19 14の「倉庫証券」には、預証券、質入証券及び倉荷証券の3種があるが、なお次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 預証券は、寄託物返還請求権を表彰する有価証券であり、質入証券とともに発行され（商法598条）、質入れ前は質入証券とともに流通するが（同法603条2項）、質入れ後は分離して流通し、預証券の所持人は、質入れに際して証券に記載された債券額と利息を支払う義務を負い（同法607条）、また、原則としてその債権額と利息を質入証券の所持人に支払って質入証券を取得しなければ、寄託物の返還を請求できない（同法620条から622条まで）。</u></p> <p><u>(2) 質入証券は、質入れ後は証券記載の債券とこれを担保する質権とを表彰する。</u></p> <p><u>(3) 倉荷証券は、預証券及び質入証券に代えて発行する有価証券であって（商法627条）、この証券で寄託物の譲渡、質入れその他の処分をすることができる。</u></p>
<p>(無記名債権)</p> <p><u>16 「無記名債権」とは、証券面に債権者の名を記載せず、その正当な所持人に弁済すべき証券的債権をいい、<u>法第56条第1項の「有価証券」に含まれる（第54条関係2、第56条関係13参照）。</u>具体的には、商品券、乗車券、無記名公債のように、債権が</u></p>	<p>(無記名債権)</p> <p><u>20 「無記名債権」とは、証券面に債権者の名を記載せず、その正当な所持人に弁済すべき証券的債権をいい、具体的には、商品券、乗車券、無記名公債のように、債権が証券に化体し、その成立、存続、行使等に、原則として証券を必要とするものをいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>証券に化体し、その成立、存続、行使等に、原則として証券を必要とするものをいう。</p> <p>(占有による差押え)</p> <p><u>17</u> (省略)</p> <p>(差押調書の作成等)</p> <p><u>18</u> 徴収職員が動産又は有価証券を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならない(法第54条)。</p> <p>(未完成の手形等)</p> <p><u>19</u> 未完成の手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求を要するものを差し押さえた場合は、直ちに滞納者に対し、当該未完成の手形等に記載すべき事項を補充させるものとする(執行規則第103条第2項参照)。</p> <p><u>20</u> (省略)</p> <p>差押えの効力</p> <p><u>21</u> 動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がこれらの財産を占有した時にその効力を生ずる。したがって、占有を欠くとき、例えば、差押調書の作成又は差押調書の謄本の交付だけをしたとき等の場合には、差押えの効力は生じない。</p> <p>なお、法第60条第1項《差し押さえた動産等の保管》の規定により滞納者又は第三者に差押財産を保管させたときは、封印、公示書、その他差押えを明白にする方法により差し押さえた旨を表示した時に、差押えの効力が生じる(法第60条第2項)。</p>	<p>差押手続</p> <p><u>21</u> (同左)</p> <p>(差押調書の作成等)</p> <p><u>22</u> 徴収職員が動産又は有価証券を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならない(法54条)。</p> <p>(未完成の手形等)</p> <p><u>23</u> 未完成の手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求を要するものを差し押さえたときは、直ちに滞納者に対し、当該未完成の手形等に記載すべき事項を補充させるものとする(執行規則103条2項参照)。</p> <p><u>24</u> (同左)</p> <p>差押えの効力</p> <p><u>25</u> 動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がこれらの財産を占有した時にその効力を生ずる。したがって、占有を欠くとき、例えば、差押調書の作成又は差押調書の謄本の交付だけをしたとき等の場合には、差押えの効力は生じない。</p> <p>なお、法第60条第1項《差し押さえた動産等の保管》の規定により滞納者又は第三者に差押財産を保管させたときは、封印、公示書、その他差押えを明白にする方法により差し押さえた旨を表示した時に、差押えの効力が生じる(法60条2項)。</p>

改正後	改正前
<p>金銭の差押え (金銭)</p> <p>22 法第 56 条第 3 項の「金銭」とは、財貨の交換の媒介物として国家がその価格を一定した物のうち、日本円を単位とする通貨（本邦通貨）及び国税の納付に使用することができる有価証券をいう（<u>外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 3 号、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律第 1 条、第 2 条参照</u>）。</p> <p>(注1) 上記の「通貨」とは、<u>法律上強制通用力を与えられた支払手段である貨幣及び日本銀行法第 46 条第 1 項《日本銀行券の発行》の規定により日本銀行が発行する銀行券をいい（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 2 条第 3 項）、小切手等は含まない。</u></p> <p>2 <u>貨幣で、その模様の認識が困難なもの又は著しく量目が減少したものは、強制通用力を有しない（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 9 条）。</u></p> <p>(徴収したものとみなす)</p> <p>23 法第 56 条第 3 項の「徴収したものとみなす」とは、金銭（22参照）を差し押さえたときは、その限度において、差押えに係る滞納者の国税の納税義務を消滅させることをいう。</p> <p>なお、国税の納付に使用することができる有価証券を差し押さえた場合において、その支払がなかったときは、滞納者の国税の納税義務は消滅しない（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律第 2 条参照）。</p> <p>(差押金銭の受入れ)</p> <p>24 差し押さえた金銭は、直ちに歳入歳出外現金出納官吏の資格において、受け入れる</p>	<p>金銭の差押え (金銭)</p> <p>26 法第 56 条第 3 項の「金銭」とは、財貨の交換の媒介物として国家がその価格を一定した物のうち、日本円を単位とする通貨（本邦通貨）及び国税の納付に使用することができる有価証券をいう（<u>外国為替及び外国貿易管理法 6 条 1 項 3 号、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律 1 条、2 条参照</u>）。</p> <p>(注1) 上記の「通貨」とは、<u>強制通用力のある支払手段をいい、鑄造貨幣（金貨、銀貨、銅貨、ニッケル貨等の貨幣）のほか、紙幣及び銀行券を含み（貨幣法 3 条、臨時通貨法 2 条、3 条、日本銀行法 29 条、小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律 1 条参照）、小切手等は含まない。</u></p> <p>2 <u>強制通用力を有しない本邦通貨とは、1 円未満の貨幣及び紙幣並びに新円切換前の通貨等の古銭及び元来が強制通用力を有するものであったが模様の認識しがたいもの又は私に極印をする等故意に損傷したと認められるもの等貨幣の効用がなくなったものをいう（貨幣法 13 条）。</u></p> <p>(徴収したものとみなす)</p> <p>27 法第 56 条第 3 項の「徴収したものとみなす」とは、金銭（26参照）を差し押さえたときは、その限度において、差押えに係る滞納者の国税の納税義務を消滅させることをいう。</p> <p>なお、国税の納付に使用することができる有価証券を差し押さえた場合において、その支払がなかったときは、滞納者の国税の納税義務は消滅しない（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律 2 条参照）。</p> <p>(差押金銭の受入れ)</p> <p>28 差し押さえた金銭は、直ちに歳入歳出外現金出納官吏の資格において、受け入れる</p>

改正後	改正前
<p>(<u>出納官吏事務規程第1条第5項</u>参照)。</p> <p>差押財産の保管責任と損害賠償 (動産等の保管)</p> <p><u>25</u> 差し押さえた動産又は有価証券(法第60条第1項の規定により、滞納者又は第三者に保管させているものを除く。)については、税務署長は、善良な管理者の注意をもって管理し、帳簿を備え、その動産及び有価証券の出納を記載しなければならない(令第23条)。この帳簿の<u>様式</u>については、別に定めるところによる。</p> <p>(注) 善良な管理者の注意とは、差し押さえた動産又は有価証券を保管する税務署長として、一般に要求される程度の相当の注意をいう。</p> <p><u>26</u> (省略)</p> <p><u>27</u> (省略)</p> <p>動産譲渡に係る登記 (動産譲渡登記の効果)</p> <p><u>28</u> 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(以下「<u>動産・債権譲渡特例法</u>」という。)第3条第1項《<u>動産の譲渡の対抗要件の特例等</u>》の動産譲渡登記は、譲渡の対象となる動産の譲渡の事実を公示するにすぎず、譲渡契約の有効性までも証明するものではない。</p> <p><u>したがって、滞納処分による差押えに先行して動産譲渡登記がされている場合であっても、動産譲渡契約が無効であるときには、差し押さえることができる。</u></p>	<p>(<u>昭和58.5.31付徴管3-32ほか6課共同「管理事務提要(現金出納編)の制定について</u>」通達の別冊(以下「<u>管理事務提要(現金出納編)</u>」という。)第131参照)。</p> <p>差押財産の保管責任と損害賠償 (動産等の保管)</p> <p><u>29</u> 差し押さえた動産又は有価証券(法60条1項の規定により、滞納者又は第三者に保管させているものを除く。)については、税務署長は、善良な管理者の注意をもって管理し、帳簿を備え、その動産及び有価証券の出納を記載しなければならない(令23条)。この帳簿については、別に定めるところによる。</p> <p>(注) 善良な管理者の注意とは、差し押さえた動産又は有価証券を保管する税務署長として、一般に要求される程度の相当の注意をいう。</p> <p><u>30</u> (同左)</p> <p><u>31</u> (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(動産譲渡登記と滞納処分による差押えが競合した場合)</u></p> <p>29 <u>動産譲渡登記がされた動産の譲渡と滞納処分による差押えが競合した場合における優先関係は、動産譲渡登記がされた時と徴収職員が差押動産を占有した時の先後により優劣を判定する。</u></p> <p><u>したがって、法人である滞納者の動産を差し押さえた場合には、動産譲渡登記の有無を確認するため、滞納者の本店等所在地の法務局等において滞納者の概要記録事項証明書の交付を請求する必要がある。</u></p> <p><u>なお、動産譲渡登記には、「登記の年月日」(動産・債権譲渡特例法第7条第2項第8号)に加えて「登記の時刻」も記録される(動産・債権譲渡登記規則第16条第1項第4号)ため、動産譲渡登記と滞納処分による差押えの先後関係を明確にするため、動産の差押えに当たっては、差押調書に差し押さえた時刻を付記することに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第57条関係 有価証券に係る債権の取立て</p> <p>有価証券の取立て</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>(取立てをする場合)</p> <p>3 法第57条第1項の規定による取立てをする有価証券は、その有価証券に係る金銭債権の履行期日が既に到来しているもの又は近い将来において履行期日が到来するものであって、換価をするよりもその債権の取立てをする方が徴収上有利であると認められるものに限るものとする(法第89条第2項参照)。</p> <p>4・5 (省略)</p>	<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第57条関係 有価証券に係る債権の取立て</p> <p>有価証券の取立て</p> <p>1・2 (同左)</p> <p>(取立てをする場合)</p> <p>3 法第57条第1項の規定による取立てをする有価証券は、その有価証券に係る金銭債権の履行期日が既に到来しているもの又は近い将来において履行期日が到来するものであって、換価をするよりもその債権の取立てをする方が徴収上有利であると認められるものに限るものとする(法89条2項参照)。</p> <p>4・5 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(取立ての手續)</p> <p>6 法第 57 条第 1 項の規定による取立てに当たっては、原則として、その有価証券に「<u>国税徴収法第 56 条第 1 項の規定により差し押さえ、同法第 57 条第 1 項の規定により取り立てる</u>」旨を記載し、徴収職員が<u>署名押印</u>(記名押印を含む。以下同じ。)するものとする。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>(<u>遡求権</u>の行使)</p> <p>8 手形又は小切手について満期又は支払呈示の日に支払がないときは、徴収職員は、振出人、裏書人及びこれらの保証人並びに参加引受人に対して手形又は小切手の金額とその満期以後の利息及び拒絶証書の作成、<u>遡求</u>の通知等のための諸費用を請求することができる(手形法第 43 条、<u>第 48 条第 1 項、第 77 条第 1 項、小切手法第 39 条、第 44 条</u>)。この場合においては、<u>支払人等が取引停止処分を受けているとき</u>であっても、支払のための手形又は小切手の呈示が必要であることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 58 条関係 第三者が占有する動産等の差押手續</p> <p>1 (省略)</p> <p>差押えの制限</p> <p>(親族その他の特殊関係者の判定)</p> <p>2 法第 58 条第 1 項の「親族その他の特殊関係者」とは、<u>令第 13 条各号に掲げる者を</u></p>	<p>(取立ての手續)</p> <p>6 法第 57 条第 1 項の規定による取立てに当たっては、原則として、その有価証券に「<u>徴収法第 56 条第 1 項の規定により差し押さえ、同法第 57 条第 1 項の規定により取り立てる</u>」旨を記載し、徴収職員が<u>署名押印</u>するものとする。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>7 (同左)</p> <p>(<u>遡及権</u>の行使)</p> <p>8 手形又は小切手について満期又は支払呈示の日に支払がないときは、徴収職員は、振出人、裏書人及びこれらの保証人並びに参加引受人に対して手形又は小切手の金額とその満期以後の利息及び拒絶証書の作成、<u>遡及</u>の通知等のための諸費用を請求することができる(手形法 43 条、48 条 1 項、77 条 1 項、小切手法 39 条、44 条)。</p> <p>(注) <u>遡及権を行使する場合には、支払人等が取引停止処分を受けている場合</u>であっても、支払のための手形又は小切手の呈示が必要であることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 58 条関係 第三者が占有する動産等の差押手續</p> <p>1 (同左)</p> <p>差押えの制限</p> <p>(親族その他の特殊関係者の判定)</p> <p>2 法第 58 条第 1 項の「親族その他の特殊関係者」に該当するかどうかの判定は、差</p>

改正後	改正前
<p>いい（<u>法第 38 条参照</u>）、これに該当するかどうかの判定は、差押えをしようとする時の現況によるものとする。</p> <p>（第三者が占有している財産でないものとみなす場合）</p> <p>3 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる者は、法第 58 条第 1 項の規定による差押えについての制約を受けない（<u>令第 24 条第 4 項、第 5 項</u>）。</p> <p>(1) 法第 24 条第 3 項《譲渡担保財産の滞納処分》の規定により譲渡担保財産につき差押えをする場合 その譲渡担保財産を占有する滞納者（<u>譲渡担保権設定者</u>）又はその親族その他の特殊関係者</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（執行官が動産等を占有する場合）</p> <p>4 執行官が滞納者の動産又は有価証券を仮差押え又は仮処分により占有している場合においても、差し押さえることができる（<u>法第 140 条参照</u>。強制執行又は競売による差押えがされている場合には、滞調法が適用される。）。<u>この場合において、執行官が占有する前に法第 58 条第 1 項の第三者がその動産又は有価証券を占有していたときは、その動産又は有価証券につき法第 58 条第 1 項の第三者が占有権を有しているときは、その第三者との関係においては、法第 58 条及び第 59 条《第三者が占有する動産等の差押手続等》等の規定が適用される。</u></p> <p>（占有）</p> <p>5 法第 58 条第 1 項の「占有」とは、物が外観的に直接支配されている状態をいい、時間的継続及びその主体の意思を問わない（大正 3.10.22 大判<u>参照</u>）。</p>	<p>押えをしようとする時の現況によるものとする。</p> <p>(注) 「<u>親族その他の特殊関係者</u>」とは、<u>令第 13 条各号に掲げる者をいう（法 38 条参照）。</u></p> <p>（第三者が占有している財産でないものとみなす場合）</p> <p>3 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる者は、法第 58 条第 1 項の規定による差押えについての制約を受けない（令 24 条 4 項、5 項）。</p> <p>(1) 法第 24 条第 3 項《譲渡担保財産の滞納処分》の規定により譲渡担保財産につき差押えをする場合 その譲渡担保財産を占有する滞納者又はその親族その他の特殊関係者</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（執行官が動産等を占有する場合）</p> <p>4 執行官が滞納者の動産又は有価証券を仮差押え又は仮処分により占有している場合においても、差し押さえることができる（<u>法 140 条参照</u>。強制執行又は競売による差押えがされている場合には、滞調法が適用される。）。<u>ただし、その動産又は有価証券につき法第 58 条第 1 項の第三者が占有権を有しているときは、その第三者との関係においては、法第 58 条及び第 59 条《第三者が占有する動産等の差押手続等》等の規定が適用される。</u></p> <p>（占有）</p> <p>5 法第 58 条第 1 項の「占有」とは、物が外観的に直接支配されている状態をいい、時間的継続及びその主体の意思を問わない（大正 3.10.22 大判）。</p>

改正後	改正前
<p>6 (省略)</p> <p>引渡命令 (発付の要件)</p> <p>7 引渡命令は、次に掲げる要件を満たしたときに発することができる（<u>法第58条第2項前段</u>）。これらの要件に該当するかどうかの判定は、引渡命令を発する時の現況によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(期限の指定)</p> <p>8 法第58条第2項前段の「期限」は、引渡しを命ずる書面を発する日から起算して7日を経過した日以後の日としなければならない。この場合の「7日を経過した日」が休日等に当たるときは、これらの日の翌日をもって<u>その</u>期限とみなされる（<u>通則法第10条第2項</u>）。</p> <p>(期限の繰上げ)</p> <p>9 令第24条第3項の「<u>国税通則法第38条第1項第1号(強制換価手続等があつた場合の繰上請求)</u>の規定に該当する事実が生じたとき、その他特にやむを得ない必要があると認められるとき」とは、第三者につき同法第38条第1項各号に該当する事実が生じた場合等で、かつ、引渡命令に係る期限後においてはその財産の差押えをすることができないと認められるとき（ただし、期限内に引渡しがあると認められるときを除く。）をいう。</p> <p>(引渡命令)</p>	<p>6 (同左)</p> <p>引渡命令 (発付の要件)</p> <p>7 引渡命令は、次に掲げる要件を満たしたときに発することができる（<u>法58条2項前段</u>）。これらの要件に該当するかどうかの判定は、引渡命令を発する時の現況によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(期限の指定)</p> <p>8 法第58条第2項前段の「期限」は、引渡しを命ずる書面を発する日から起算して7日を経過した日以後の日としなければならない。この場合の「7日を経過した日」が<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令で定める日</u>に当たるときは、これらの日の翌日をもって<u>この</u>期限とみなされる（<u>通則法10条2項</u>）。</p> <p>(期限の繰上げ)</p> <p>9 令第24条第3項の「<u>通則法第38条第1項第1号の規定に該当する事実が生じたとき、その他特にやむを得ない必要があると認められるとき</u>」とは、第三者につき同法第38条第1項各号に該当する事実が生じた場合等で、かつ、引渡命令に係る期限後においてはその財産の差押えをすることができないと認められるとき（ただし、期限内に引渡しがあると認められるときを除く。）をいう。</p> <p>(引渡命令)</p>

改正後	改正前
<p>10 法第 58 条第 2 項前段の規定による引渡命令は、その命令に係る動産又は有価証券を差し押さえるための前提要件であり、令第 24 条第 1 項各号《引渡命令書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により行う。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>	<p>10 法第 58 条第 2 項前段の規定による引渡命令は、その命令に係る動産又は有価証券を差し押さえるための前提要件である。この引渡命令は、令第 24 条第 1 項各号《引渡命令書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により行う。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>
<p>11 (省略)</p>	<p>11 (同左)</p>
<p>引渡命令書を送達した後他の第三者に占有が移転している場合</p>	<p>引渡命令書を送達した後他の第三者に占有が移転している場合</p>
<p>12 法第 58 条第 2 項前段の引渡命令書を送達した後、他の第三者に占有が移転している場合の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 占有の移転が相続又は法人の合併若しくは分割等の包括承継による場合には、引渡命令を再び発する必要はない。</p>	<p>12 法第 58 条第 2 項前段の引渡命令書を送達した後、他の第三者に占有が移転している場合の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 占有の移転が相続、法人の合併等の包括承継による場合には、引渡命令を再び発する必要はない。</p>
<p>差押動産等の搬出の制限</p>	<p>差押動産等の搬出の制限</p>
<p>13 法第 58 条第 2 項前段の規定による引渡命令を受けた第三者が、その引渡命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その引渡命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、その財産を搬出することができない(法第 172 条)。この場合において、異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間(審査請求をすることができる間に限る。)は、第 90 条関係 10 の「訴訟の係属する間」に準じ、その財産の搬出を行わないものとする。</p>	<p>13 法第 58 条第 2 項前段の規定による引渡命令を受けた第三者が、その引渡命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その引渡命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、その財産を搬出することができない(法 172 条)。この場合において、異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間(審査請求をすることができる間に限る。)は、第 90 条関係 10 の「訴訟の係属する間」に準じ、その財産の搬出を行わないものとする。</p>
<p>第 59 条関係 引渡命令を受けた第三者等の権利の保護</p>	<p>第 59 条関係 引渡命令を受けた第三者等の権利の保護</p>
<p>動産を使用又は収益する権利</p>	<p>動産を使用又は収益する権利</p>

改正後	改正前
<p>(賃借権)</p> <p>1 法第 59 条第 1 項の「<u>賃借権</u>」とは、<u>当事者の一方（貸主である滞納者）が他方（借主）に対してある動産を使用及び収益させることを約し、借主がこれに対して賃料を支払うことを約する契約により、借主が取得する権利をいい（民法第 601 条）、買取権付賃貸借契約による割賦払約款付売買も含まれる。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(その他動産の使用又は収益をする権利)</p> <p>3 法第 59 条第 1 項の「<u>その他動産の使用又は収益をする権利</u>」とは、例えば、受寄者が寄託者（滞納者）の承諾を得て受寄物を使用する場合（民法第 658 条第 1 項）、賃貸借、使用貸借等の混合契約に基づき使用又は収益をする場合等におけるその使用又は収益をする権利をいう。</p> <p>契約の解除</p> <p>(意義)</p> <p>4 法第 59 条第 1 項の「<u>契約を解除することができる</u>」とは、<u>契約の内容いかんにかかわらず、その契約を一方的に解除することができることをいう（民法第 540 条第 1 項、第 543 条、第 620 条参照）。</u></p> <p><u>なお、法律の規定（民法第 548 条参照）により、法第 59 条第 1 項の規定にかかわらず、契約の解除ができない場合がある。</u></p> <p>5 (省略)</p> <p>(契約解除の通知)</p>	<p>(賃借権)</p> <p>1 法第 59 条第 1 項の「<u>滞納者との契約による賃借権</u>」には、<u>買取権付賃貸借契約による割賦払約款付売買も含まれる。</u></p> <p>2 (同左)</p> <p>(その他動産の使用又は収益をする権利)</p> <p>3 法第 59 条第 1 項の「<u>その他動産の使用又は収益をする権利</u>」とは、例えば、受寄者が寄託者（滞納者）の承諾を得て受寄物を使用する場合（民法 658 条 1 項）、賃貸借、使用貸借等の混合契約に基づき使用又は収益をする場合等におけるその使用又は収益をする権利をいう。</p> <p>契約の解除</p> <p>(意義)</p> <p>4 法第 59 条第 1 項の「<u>契約を解除することができる</u>」とは、<u>契約の内容いかんにかかわらず、その契約を一方的に解除することができることをいう（民法 540 条 1 項、543 条、620 条参照）。</u></p> <p><u>(注) 法律の規定（民法 548 条参照）又は契約により、法第 59 条第 1 項の規定にかかわらず、契約の解除ができない場合がある。</u></p> <p>5 (同左)</p> <p>(契約解除の通知)</p>

改正後	改正前
<p>6 引渡命令を受けた第三者は、引渡命令に係る動産の差押えの時までに、その引渡しを命じた税務署長に対して、法第 59 条第 1 項の規定による契約の解除をした旨の通知を、書面によりしなければならない（<u>令第 25 条第 1 項</u>）。</p>	<p>6 引渡命令を受けた第三者は、引渡命令に係る動産の差押えの時までに、その引渡しを命じた税務署長に対して、法第 59 条第 1 項<u>前段</u>の規定による契約の解除をした旨の通知を、書面によりしなければならない（令 25 条 1 項）。</p>
<p>損害賠償請求権 (意義)</p>	<p>損害賠償請求権 (意義)</p>
<p>7 法第 59 条第 1 項の「滞納者に対して取得する損害賠償請求権」は、<u>同項の契約の解除によって当然に取得するものではなく、その契約の解除の結果生じた債務不履行、不法行為その他契約に基づく損害賠償請求権であり、また、その行使は、契約の解除によって影響を受けるものではない</u>（民法第 415 条、<u>第 709 条</u>、<u>第 545 条第 3 項</u>。昭和 6.4.28 大判、昭和 8.2.24 大判参照）。</p>	<p>7 法第 59 条第 1 項の「滞納者に対して取得する損害賠償請求権」は、債務不履行、不法行為その他契約に基づく損害賠償請求権であって、その行使は、契約の解除によって影響を受けるものではない（民法 415 条、709 条、545 条 3 項。昭和 6.4.28 大判、昭和 8.2.24 大判参照）。</p>
<p>8・9 (省略)</p>	<p>8・9 (同左)</p>
<p>(配当の方法)</p> <p>10 法第 59 条第 1 項後段の「残余のうちから配当を受けることができる」とは、9 の動産の売却代金を法第 129 条第 1 項《配当の原則》に掲げる国税その他の債権（<u>法第 59 条第 1 項後段及び第 4 項の損害賠償請求権を除く。</u>）に配当し、その残余のうちから、配当を受けることができることをいう。</p>	<p>(配当の方法)</p> <p>10 法第 59 条第 1 項後段の「残余のうちから配当を受けることができる」とは、9 の動産の売却代金を法第 129 条第 1 項《配当の原則》に掲げる国税その他の債権（<u>法 59 条 1 項後段及び 4 項の損害賠償請求権を除く。</u>）に配当し、その残余のうちから、配当を受けることができることをいう。</p>
<p>(配当の請求)</p> <p>11 損害賠償請求権による配当の請求は、その動産の売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書を税務署長に提出することによってしなければならない（<u>法第 130 条第 1 項</u>。令第 48 条第 1 項参照）。</p>	<p>(配当の請求)</p> <p>11 損害賠償請求権による配当の請求は、その動産の売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書を税務署長に提出することによってしなければならない（<u>法 130 条 1 項</u>。令 48 条 1 項参照）。</p>

改正後	改正前
<p>(配当が受けられない場合)</p> <p>12 動産の引渡しを命ぜられた第三者は、その動産の差押え時までに、法第 59 条第 1 項の規定による契約の解除をした旨の通知をしないときは、動産の差押え後にその通知をしたことについて相当の理由があると認められるときを除き、法第 59 条第 1 項の規定による配当を受けることができない (令第 25 条第 2 項、第 3 項)。</p> <p>なお、この場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第 25 条第 3 項の「相当の理由があると認められるとき」とは、その動産を引き渡すべき期限を繰り上げて引渡命令を発したとき (令第 24 条第 3 項) 又は通知の遅延が火災、風水害等の理由によるとき等をいうこと。この場合における令第 25 条第 1 項の通知は、引渡命令を発した日又は火災、風水害等のやんだ日からおおむね 7 日以内にしなければならないものとする。</p>	<p>(配当が受けられない場合)</p> <p>12 動産の引渡しを命ぜられた第三者は、その動産の差押え時までに、法第 59 条第 1 項の規定による契約の解除をした旨の通知をしないときは、動産の差押え後にその通知をしたことについて相当の理由があると認められるときを除き、法第 59 条第 1 項の規定による配当を受けることができない (令 25 条 2 項、3 項)。</p> <p>なお、この場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第 25 条第 3 項の「相当の理由があると認められるとき」とは、その動産を引き渡すべき期限を繰り上げて引渡命令を発したとき (令 24 条 3 項) 又は通知の遅延が火災、風水害等の理由によるとき等をいうこと。</p> <p>(注) この場合における令第 25 条第 1 項の通知は、引渡命令を発した日又は火災、風水害等のやんだ日からおおむね 7 日以内にしなければならないものとする。</p>
<p>使用又は収益</p> <p>(請求)</p> <p>13 法第 59 条第 2 項の「請求」は、その請求に係る動産の差押え時までにしなければならない (令第 25 条第 1 項)。</p> <p>(使用又は収益の請求)</p> <p>14 引渡しを命ぜられた第三者がする法第 59 条第 2 項の規定による動産の使用又は収益の請求は、書面によりしなければならない (令第 25 条第 1 項)。</p> <p>なお、引渡しを命ぜられた第三者が、その命令に係る動産の差押え時までに、法第 59 条第 1 項の規定による契約の解除をした旨の通知又は同条第 2 項の請求をしないときは、同項の請求があったものとみなされる (令第 25 条第 2 項前段)。</p>	<p>使用又は収益</p> <p>(請求)</p> <p>13 法第 59 条第 2 項の「請求」は、その請求に係る動産の差押え時までにしなければならない (令 25 条 1 項)。</p> <p>(使用又は収益の請求)</p> <p>14 引渡しを命ぜられた第三者がする法第 59 条第 2 項の規定による動産の使用又は収益の請求は、書面によりしなければならない (令 25 条 1 項)。</p> <p>なお、引渡しを命ぜられた第三者が、その命令に係る動産の差押え時までに、法第 59 条第 1 項の規定による契約の解除をした旨の通知又は同条第 2 項の請求をしないときは、<u>同条</u>同項の請求があったものとみなされる (令 25 条 2 項前段)。</p>

改正後	改正前
<p>(使用又は収益できる期間)</p> <p>15 法第 59 条第 2 項の「その期限がその動産を差し押えた日から 3 月を経過した日より遅いときは、その日」とは、契約の期間の末日が、その動産を差し押さえた日から 3 月を経過した日より遅いときは、その経過した日をいう。この場合の「3 月を経過した日」が<u>休日等</u>に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる(通則法第 10 条第 2 項)。</p>	<p>(使用又は収益できる期間)</p> <p>15 法第 59 条第 2 項の「その期限がその動産を差し押えた日から 3 月を経過した日より遅いときは、その日」とは、契約の期間の末日が、その動産を差し押さえた日から 3 月を経過した日より遅いときは、その経過した日をいう。この場合の「3 月を経過した日」が<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日または通則令で定める日</u>に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる(通則法 10 条 2 項)。</p>
<p>(使用又は収益をさせる場合の第三者の保管)</p> <p>16 法第 59 条第 2 項の規定により第三者に動産の使用<u>又は</u>収益をさせる場合には、その動産をその第三者に保管させるものとする。</p>	<p>(使用又は収益をさせる場合の第三者の保管)</p> <p>16 法第 59 条第 2 項の規定により第三者に動産の使用<u>または</u>収益をさせる場合には、その動産をその第三者に保管させるものとする。</p>
<p>前払借賃を支払った第三者の配当請求</p> <p>(配当請求)</p> <p>17 法第 58 条第 2 項<u>《第三者が占有する動産等の差押手続》</u>の規定により動産の引渡しを命ぜられた第三者が、法第 59 条第 1 項前段の規定により賃貸借契約を解除し、かつ、その引渡命令があった時前にその後の期間分の借賃を支払っているときは、その第三者は、税務署長に対し、その動産の売却代金のうちから、その借賃に相当する金額で差押えの日後の期間に係るもの(3 月分に相当する金額を限度とする。)の配当を請求することができる(法第 59 条第 3 項前段)。</p> <p>なお、法第 59 条第 3 項の「借賃」とは、賃貸借契約に基づいて支払われる賃借料をいい、その名称のいかんを問わない。</p> <p>(請求額)</p> <p>18 配当の請求額については、次のことに留意する。</p>	<p>前払借賃を支払った第三者の配当請求</p> <p>(配当請求)</p> <p>17 法第 58 条第 2 項の規定により動産の引渡しを命ぜられた第三者が、法第 59 条第 1 項前段の規定により賃貸借契約を解除し、かつ、その引渡命令があった時前にその後の期間分の借賃を支払っているときは、その第三者は、税務署長に対し、その動産の売却代金のうちから、その借賃に相当する金額で差押えの日後の期間に係るもの(3 月分に相当する金額を限度とする。)の配当を請求することができる(法 59 条 3 項前段)。</p> <p>なお、法第 59 条第 3 項の「借賃」とは、賃貸借契約に基づいて支払われる賃借料をいい、その名称のいかんを問わない。</p> <p>(請求額)</p> <p>18 配当の請求額については、次のことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 差押えの日後の<u>期間分</u>の前払借賃の金額が借賃の3月分相当額を超えるときは、その3月分の金額とすること。</p> <p>(配当の順位)</p> <p>19 法第59条第3項前段の前払借賃の配当順位は、その動産上の留置権により担保されていた債権（<u>法第21条第1項参照</u>）に次ぎ、かつ、<u>動産保存</u>の先取特権により担保されていた債権（<u>法第19条第1項参照</u>）に先立つことに留意する（<u>法第26条第1号参照</u>）。</p> <p>参加差押えをした行政機関等に対する配当請求</p> <p>20 税務署長が、法第87条第2項《参加差押えに係る財産の差押えの解除時の措置》の規定により、参加差押えをした行政機関等に動産を引き渡した場合には、その動産に係る法第59条第1項又は第3項の規定によりその売却代金から配当を受けることができる権利は、その行政機関等に対して行使することができる（<u>令第41条第3項</u>）。</p> <p>動産の引渡しを拒まなかった第三者 (契約解除の通知)</p> <p>21 動産の引渡しを拒まなかった第三者が、差押え後（引渡し後）であっても相当の期間内（おおむね7日以内）に、契約の解除をした旨の通知をしたときは、法第59条第1項及び第3項の規定による配当を受けることができる（<u>法第59条第4項</u>、<u>令第25条第3項</u>）。この場合の配当の方法及び順位については、10及び<u>19</u>に準ずる。</p> <p>(使用又は収益の請求)</p> <p>22 動産の引渡しを拒まなかった第三者については、差押え後（引渡し後）であっても、</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 差押えの日後の<u>期日分</u>の前払借賃の金額が借賃の3月分相当額を超えるときは、その3月分の金額とすること。</p> <p>(配当の順位)</p> <p>19 法第59条第3項前段の前払借賃の配当順位は、その動産上の留置権により担保されていた債権に次ぎ、かつ、<u>船舶債権者</u>の先取特権等<u>法第19条の適用を受ける債権</u>に先立つことに留意する（<u>法26条1号参照</u>）。</p> <p>参加差押えをした行政機関等に対する配当請求</p> <p>20 税務署長が、法第87条第2項《参加差押えに係る財産の差押えの解除時の措置》の規定により、参加差押えをした行政機関等に動産を引き渡した場合には、その動産に係る法第59条第1項又は第3項の規定によりその売却代金から配当を受けることができる権利は、その行政機関等に対して行使することができる（<u>令41条3項</u>）。</p> <p>動産の引渡しを拒まなかった第三者 (契約解除の通知)</p> <p>21 動産の引渡しを拒まなかった第三者が、差押え後（引渡し後）であっても相当の期間内（おおむね7日以内）に、契約の解除をした旨の通知をしたときは、法第59条第1項及び第3項の規定による配当を受けることができる（<u>法59条4項</u>、<u>令25条3項</u>）。この場合の配当の方法及び順位については、10及び<u>20</u>に準ずる。</p> <p>(使用又は収益の請求)</p> <p>22 動産の引渡しを拒まなかった第三者については、差押え後（引渡し後）であっても、</p>

改正後	改正前
<p>相当の期間内（おおむね 7 日以内）は使用又は収益の請求ができるが、この請求は書面によりさせるものとする（<u>法第 59 条第 4 項、令第 25 条第 3 項</u>）。</p> <p>（参加差押えをした行政機関等に対する配当請求）</p> <p>23 税務署長が、<u>法第 87 条第 2 項</u>《参加差押えに係る財産の差押えの解除時の措置》の規定により、参加差押えをした行政機関等に動産を引き渡した場合には、その動産に係る<u>法第 59 条第 4 項</u>の規定によりその売却代金から配当を受けることができる権利は、その行政機関等に対して行使することができる（<u>令第 41 条第 3 項</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 60 条関係 差し押さえた動産等の保管</p> <p>1 （省略）</p> <p>保管責任</p> <p>2 （省略）</p> <p>（第三者の保管責任）</p> <p>3 法第 60 条第 1 項の第三者は、滞納者に対しては、滞納者の財産を占有している原因である賃貸借契約、寄託契約等の内容に従って注意義務を負い、また、<u>国</u>に対しては、保管者として一般に要求される程度の注意義務を負う。<u>このため</u>、第三者が、故意に又は注意義務を怠ったことにより、保管中の財産を滅失し、亡失し、又はき損したときは、滞納者又は国に対してその損害を賠償する責めを負う。</p> <p><u>なお、故意に差押財産を滅失し、亡失し、又はき損した場合には、法第 187 条《罰則》、刑法第 252 条第 1 項《横領の罪》、第 261 条《毀損の罪》等の規定が適用されることがある。</u></p>	<p>相当の期間内（おおむね 7 日以内）は使用又は収益の請求ができるが、この請求は書面によりさせるものとする（<u>法 59 条 4 項、令 25 条 3 項</u>）。</p> <p>（参加差押えをした行政機関等に対する配当請求）</p> <p>23 税務署長が<u>法第 87 条第 2 項</u>《参加差押えに係る財産の差押えの解除時の措置》の規定により、参加差押えをした行政機関等に動産を引き渡した場合には、その動産に係る<u>法第 59 条第 4 項</u>の規定によりその売却代金から配当を受けることができる権利は、その行政機関等に対して行使することができる（<u>令 41 条 3 項</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 60 条関係 差し押さえた動産等の保管</p> <p>1 （同左）</p> <p>保管責任</p> <p>2 （同左）</p> <p>（第三者の保管責任）</p> <p>3 法第 60 条第 1 項の第三者は、滞納者に対しては、滞納者の財産を占有している原因である賃貸借契約、寄託契約等の内容に従って注意義務を負い、また国に対しては、保管者として一般に要求される程度の<u>相当の</u>注意義務を負う。</p> <p><u>なお</u>、第三者が、故意に又は注意義務を怠ったことにより、保管中の財産を滅失し、亡失し、又はき損したときは、滞納者又は国に対してその損害を賠償する責めを負う。</p>

改正後	改正前
<p>(滞納者及び占有する第三者以外の第三者の保管責任)</p> <p>4 法第 60 条第 1 項の第三者以外の第三者は、差押財産の保管について、特約のない限り、次に掲げる注意義務を負い、故意に又はその注意義務を怠ったことにより、保管中の財産を滅失し、亡失し、又はき損したときは、国に対してその損害を賠償する責めを負う。</p> <p>(1) 無償で保管する場合 ((3)の場合を除く。)には、自己の財産におけると同一の注意をもって保管する義務 (民法第 659 条)</p> <p>(2) 有償で保管する場合には、善管注意義務 (民法第 400 条)</p> <p>(3) 保管者が倉庫営業者その他営業の範囲内で保管する商人 (例えば、差押財産の運送を依頼した場合の運送人) である場合には、善管注意義務 (商法第 593 条、<u>第 617 条</u>、<u>第 577 条</u>、<u>第 560 条</u>参照)</p> <p>5・6 (省略)</p> <p>保管させることができる場合</p> <p>7 法第 60 条第 1 項の「必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>滞納者に保管させる場合</p>	<p>(滞納者及び占有する第三者以外の第三者の保管責任)</p> <p>4 法第 60 条第 1 項の第三者以外の第三者は、差押財産の保管について、特約のない限り、次に掲げる注意義務を負い、故意に又はその注意義務を怠ったことにより、保管中の財産を滅失し、亡失し、又はき損したときは、国に対してその損害を賠償する責めを負う。</p> <p>(1) 無償で保管する場合 ((3)の場合を除く。)には、自己の財産におけると同一の注意をもって保管する義務 (民法 659 条)</p> <p>(2) 有償で保管する場合には、善管注意義務 (民法 400 条)</p> <p>(3) 保管者が倉庫営業者その他営業の範囲内で保管する商人 (例えば、差押財産の運送を依頼した場合の運送人) である場合には、善管注意義務 (商法 593 条、<u>597 条</u>、<u>569 条</u>、<u>559 条</u>参照)</p> <p>5・6 (同左)</p> <p>保管させることができる場合</p> <p>7 法第 60 条第 1 項の「必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>法第 61 条《差し押さえた動産の使用収益》の規定により、滞納者又は差し押さえた動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者に、その動産を保管させる場合 ((1)に掲げる場合を除く。)</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>滞納者に保管させる場合</p>

改正後	改正前
<p>8 法第 60 条第 1 項の規定により差し押さえた動産又は有価証券を滞納者に保管させる場合には、その滞納者に、その財産を保管すべきことを命じなければならない。この保管命令は、差押調書にその旨を付記する方法により行う。</p>	<p>8 法第 60 条第 1 項の規定により差し押さえた動産又は有価証券を滞納者に保管させる場合には、その滞納者に、その財産を保管すべきことを命じなければならない。この保管命令は、差押調書にその旨を付記する方法により行う<u>ものとする</u>。</p>
<p>第三者に保管させる場合 (保管命令)</p>	<p>第三者に保管させる場合 (保管命令)</p>
<p>9 差し押さえた動産又は有価証券の運搬が困難である場合において、これらを占有する第三者に保管させるときは、その第三者に、その財産を保管すべきことを命じなければならない(法第 60 条第 1 項)。この保管命令は、差押調書にその旨を付記する方法により行う。</p>	<p>9 差し押さえた動産又は有価証券の運搬が困難である場合において、これらを占有する第三者に保管させるときは、その第三者に、その財産を保管すべきことを命じなければならない(法 60 条 1 項)。この保管命令は、差押調書にその旨を付記する方法により行う<u>ものとする</u>。</p>
<p>(運搬が困難であるとき)</p>	<p>(運搬が困難であるとき)</p>
<p>10 法第 60 条第 1 項ただし書の「その運搬が困難であるとき」とは、おおむね次に掲げる場合をいう。</p>	<p>10 法第 60 条第 1 項ただし書の「その運搬が困難であるとき」とは、おおむね次に掲げる場合をいう。</p>
<p>(1) 差し押さえた動産又は有価証券の量、型、据付け状態等により、その運搬が<u>費用的又は物理的な観点から困難である場合</u></p>	<p>(1) 差し押さえた動産又は有価証券の量、型、据付け状態により、その運搬が<u>物理的に困難である場合</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(2) 差し押さえた動産又は有価証券が山間へき地にあること等により、交通機関、運搬費等の関係でその運搬が困難である場合</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>11 (省略)</p>	<p>11 (同左)</p>
<p>(保管の同意書)</p>	<p>(保管の同意書)</p>
<p>12 差し押さえた動産又は有価証券を占有する第三者の同意を得て保管させる場合には、差押調書の余白に無償で保管する旨を記載して第三者の署名押印をさせるものと</p>	<p>12 差し押さえた動産又は有価証券を占有する第三者の同意を得て保管させる場合には、差押調書の余白に無償で保管する旨を記載して第三者の署名押印(記名押印を</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p><u>なお、有価証券の保管を命じた場合の保管証については、印紙税は課税しない取扱いとされている（昭和 52.4.7 付間消 1－36 ほか 3 課共同「印紙税法基本通達の全部改正について」（法令解釈通達）の別冊の別表第 1 の第 14 号文書 4 関係（差押物件等の保管証））。</u>また、動産の保管を命じた場合の保管証は、課税文書に該当しない。</p> <p>差押えを明白にする方法</p> <p>13 （省略）</p> <p>（公示書）</p> <p>14 法第 60 条第 2 項の「公示書」とは、差押財産であることを一般に周知させるために公示し、公衆がこれを知りうる状態におくための令第 26 条《差押動産等の表示》に定める事項を記載した書面をいう。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>（その他の方法）</p> <p>15 法第 60 条第 2 項の「その他差押を明白にする方法」とは、例えば、縄張、立札、木札等により第三者に対し差押財産であることを明白にする方法をいう（昭和 28.1.30 広島高（松江支）判参照）。</p> <p>差押えの効力</p> <p>（差押えの効力発生の時期）</p> <p>16 <u>動産又は有価証券の差押えの効力は、法第 56 条第 2 項《差押えの効力の発生時期》の規定により、徴収職員がその動産又は有価証券を占有した時に生ずるのであるが、その差押財産を滞納者又は第三者の保管に移したときは、封印、公示書その他差押えを明白にする方法により差し押さえた旨を表示した時に、差押えの効力が生ずる（法</u></p>	<p><u>む。以下同じ。）</u>をさせるものとする。</p> <p><u>（注）有価証券の保管を命じた場合の保管証については、印紙税は課税しない取扱いとされている（昭和 52.4.7 付間消 1－36 ほか 3 課共同「印紙税法基本通達の全部改正について」通達の別冊の別表第 1 の第 18 号文書 4 関係（差押物件等の保管証））。</u>また、動産の保管を命じた場合の保管証は、課税文書に該当しない。</p> <p>差押えを明白にする方法</p> <p>13 （同左）</p> <p>（公示書）</p> <p>14 法第 60 条第 2 項の「公示書」とは、差押財産であることを一般に周知させるために公示し、公衆がこれを知りうる状態におくための令第 26 条《差押動産等の表示》に定める事項を記載した書面をいう。この公示書の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>（その他の方法）</p> <p>15 法第 60 条第 2 項の「その他差押を明白にする方法」とは、例えば、縄張、立札、木札等により第三者に対し差押財産であることを明白にする方法をいう（昭和 28.1.30 広島高松江支判）。</p> <p>差押えの効力</p> <p>（差押えの効力発生の時期）</p> <p>16 <u>徴収職員がその動産又は有価証券を占有した時に、法第 56 条第 2 項《差押えの効力の発生時期》の規定によりその差押えの効力が生ずるのであるが、その差押財産を滞納者又は第三者の保管に移したときは、封印、公示書その他差押えを明白にする方法により差し押さえた旨を表示した時に、差押えの効力が生ずる（法 60 条 2 項）。</u></p>

改正後	改正前
<p>第 60 条第 2 項)。</p> <p>17 (省略)</p> <p>(封印と差押えとの関係)</p> <p>18 封印等の標識は、第三者が通常容易に認識できるようにするものとする。また、差押えの効力の持続のためには、これらの標識の存続は必要ではなく、それが損壊され、自然に脱落し、又は消滅することがあっても、差押えの効力は消滅しない(明治 34.10.9 大判参照)。ただし、徴収職員は、封印等の損壊、脱落又は消滅を発見したときは、速やかに修復するものとする。</p> <p>差押財産の搬出手続</p> <p>19 徴収職員は、差押財産の搬出をする場合には、令第 26 条の 2 第 1 項《差押財産搬出の手続》に定める事項を記載した搬出調書を作成し、これに署名押印をするとともに、滞納者又はその第三者にその謄本を交付しなければならない。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>なお、差押えと同時に差押財産を搬出する場合には差押調書に差押財産を搬出した旨を付記することにより、また、差押財産の搬出に際し搜索をした場合には搜索調書に差押財産を搬出した旨を付記することにより、搬出調書等の作成に代えることができる(令第 26 条の 2 第 2 項)。</p> <p>第 61 条関係 差し押さえた動産の使用収益</p> <p>滞納者の使用収益</p> <p>1 (省略)</p>	<p>17 (同左)</p> <p>(封印と差押えとの関係)</p> <p>18 封印等の標識は、第三者が通常容易に認識できるようにするものとする。また、差押えの効力の持続のためには、これらの標識の存続は必要ではなく、それが損壊され、自然に脱落し、又は消滅することがあっても、差押えの効力は消滅しない。ただし、徴収職員は、封印等の損壊、脱落又は消滅を発見したときは、速やかに修復するものとする。</p> <p>差押財産の搬出手続</p> <p>19 徴収職員は、差押財産の搬出をする場合には、令第 26 条の 2 第 1 項《差押財産搬出の手続》に定める事項を記載した書面を作成し、これに署名押印をするとともに、滞納者又はその第三者にその謄本を交付しなければならない。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(注) 差押えと同時に差押財産を搬出する場合には、差押調書に差押財産を搬出した旨を付記し、この書面は作成しなくてもよいこと及び差押財産の搬出に際し搜索をした場合には、搜索調書を作成し、この書面は作成しないことに留意する(令第 26 条の 2 第 2 項)。</p> <p>第 61 条関係 差し押さえた動産の使用収益</p> <p>滞納者の使用収益</p> <p>1 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(滞納者の申立て)</p> <p>2 差押動産を保管させた場合における使用又は収益の許可は、滞納者の申立てにより行うものとする。この場合における申立ては、口頭又は書面のいずれの方法によっても差し支えない。</p> <p>なお、滞納者から使用又は収益の許可を求める旨の積極的な申立てがなくても、黙示の申立てがあったとみられる場合があることに留意する。</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>第三者の使用収益</p> <p>(第三者)</p> <p>5 法第 61 条第 2 項の「使用又は収益をする権利を有する第三者」とは、差押え時において第 59 条関係 1 から 3 までに掲げる権利を有する第三者をいう (昭和 49.4.30 名古屋地判参照)。</p> <p>(通知)</p> <p>6 法第 61 条第 2 項の規定により第三者に使用又は収益を許可した場合には、その旨を第三者及び滞納者に通知するものとする。<u>この場合における通知の方法は、4 と同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 款 債権の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 62 条関係 差押えの手続及び効力発生時期</p>	<p>(滞納者の申立て)</p> <p>2 差押動産を保管させた場合における使用又は収益の許可は、滞納者の申立てにより行うものとする。この場合における申立ては、口頭又は書面のいずれの方法によっても差し支えない。</p> <p>(注) 滞納者から使用又は収益の許可を求める旨の積極的な申立てがなくても、黙示の申立てがあったとみられる場合があることに留意する。</p> <p>3・4 (同左)</p> <p>第三者の使用収益</p> <p>(第三者)</p> <p>5 法第 61 条第 2 項の「使用又は収益をする権利を有する第三者」とは、差押え時において第 59 条関係 1 から 3 までに掲げる権利を有する第三者をいう (昭和 49.4.30 名古屋地判)。</p> <p>(通知)</p> <p>6 法第 61 条第 2 項の規定により第三者に使用又は収益を許可した場合には、その旨を第三者及び滞納者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 債権の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 62 条関係 差押えの手続及び効力発生時期</p>

改正後	改正前
<p>債権</p> <p>1 法第 62 条の「債権」とは、金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権をいう。</p> <p>なお、将来生ずべき債権であっても、差押え時において<u>契約等により債権発生</u>の基礎としての法律関係が存在しており、かつ、その内容が明確であると認められるもの（例えば、将来受けるべき<u>継続的取引契約に基づく売掛代金債権、雇用契約に基づく給料債権、賃貸借契約に基づく賃料債権、社員又は株主の有する決議前の利益配当請求権、社会保険制度に基づく診療報酬債権等</u>）は、差し押さえることができる（<u>大正 2.11.19 大判、昭和 54.9.19 東京高決、昭和 53.12.15 最高判、平成 11.1.29 最高判参照。第 62 条関係 25,26、第 66 条関係 1 参照。</u>）</p> <p><u>ただし、本来の性質が債権であっても、その性質上取立てに適さず、換価手続によるべきもの（例えば、電話加入権、賃借権等）は、法第 73 条《電話加入権等の差押の手続及び効力発生時期》の規定により差し押さえる（法第 54 条第 2 号）。</u></p> <p><u>（振替社債等）</u></p> <p>2 法第 62 条第 1 項の債権には、振替社債等は含まれない。</p> <p><u>（注）社債等振替法第 2 条第 1 項《定義》の「社債等」とは、社債（新株予約権付社債を除く。）、国債、地方債、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、保険業法に規定する相互会社の社債、貸付信託の受益証券、特定目的信託の受益権等をいう。</u></p> <p>連帯債務者のある債権</p> <p>3 2 人以上の債務者のある債権で、それらの債務者が連帯債務を負っているものを差し押さえる場合には、すべての債務者を第三債務者として差し押さえるものとする。この場合において、第三債務者が任意に履行しないときは、いずれの債務者に対して</p>	<p>債権</p> <p>1 法第 62 条の「債権」とは、金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権をいう。</p> <p>なお、将来生ずべき債権であっても、差押え時において<u>その原因が確立</u>しており、かつ、その発生が<u>確実</u>であると認められるもの（例えば、将来受けるべき給料債権、社員又は株主の有する決議前の利益配当請求権（<u>大正 2.11.19 大判</u>）、<u>工事完成前の請負報酬債権（昭和 5.10.28 大判）</u>、<u>社会保険に基づく将来の診療報酬債権（昭和 54.9.19 東京高決、昭和 53.12.15 最高判参照）</u>等）は、差し押さえることができる。</p> <p><u>（注）本来の性質が債権であっても、その性質上取立てに適さず、換価手続によるべきもの（例えば、電話加入権、賃借権等）は、法第 73 条《電話加入権等の差押の手続及び効力発生時期》の規定により差し押さえる（法 54 条 2 号）。</u></p> <p>（新設）</p> <p>連帯債務者のある債権</p> <p>2 2 人以上の債務者のある債権で、それらの債務者が連帯債務を負っているものを差し押さえる場合には、すべての債務者を第三債務者として差し押さえるものとする。この場合において、第三債務者が任意に履行しないときは、いずれの債務者に対して</p>

改正後	改正前
<p>も執行法の規定による強制執行を行うことができる（民法第432条から第445条まで参照）。</p> <p>保証人のある債権</p> <p>4 （省略）</p> <p>（催告及び検索の抗弁権）</p> <p>5 保証人のある債権の差押え及びこれに基づく強制執行については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 主たる債権の差押えをすることなく、保証人に対する債権を差し押さえたときは、法第62条の規定による差押えは支払の請求を含むものであるから、保証人は催告の抗弁権を有する（民法第452条）。</p> <p>(2) 主たる債権及び保証人に対する債権を差し押さえた後、主たる債務者及び保証人が任意に履行しない場合において、主たる債務者に対して執行法の規定により強制執行をすることなく、保証人に対して強制執行をしたときは、保証人は検索の抗弁権を有する（民法第453条）。</p> <p>(3) 保証人が催告又は検索の抗弁権を行使したにもかかわらず、国が主たる債務者に対して差押え又は強制執行をすることを怠ったため、主たる債務者から全部の弁済を受けることができなかった場合は、保証人は、国が直ちに主たる債務者に対して差押え又は強制執行をすれば弁済を受けることができた限度において、その弁済の責めを免れる（民法第455条）。</p> <p>（連帯保証の場合）</p> <p>6 保証人の保証が連帯保証である場合は、その保証人は、5に掲げる催告及び検索の抗弁権を有しない（民法第454条。商法第511条第2項参照）。</p>	<p>も執行法の規定による強制執行を行うことができる（民法432条から445条まで参照）。</p> <p>保証人のある債権</p> <p>3 （同左）</p> <p>（催告及び検索の抗弁権）</p> <p>4 保証人のある債権の差押え及びこれに基づく強制執行については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 主たる債権の差押えをすることなく、保証人に対する債権を差し押さえたときは、法第62条の規定による差押えは支払の請求を含むものであるから、保証人は催告の抗弁権を有する（民法452条）。</p> <p>(2) 主たる債権及び保証人に対する債権を差し押さえた後、主たる債務者及び保証人が任意に履行しない場合において、主たる債務者に対して執行法の規定により強制執行をすることなく、保証人に対して強制執行をしたときは、保証人は検索の抗弁権を有する（民法453条）。</p> <p>(3) 保証人が催告又は検索の抗弁権を行使したにもかかわらず、国が主たる債務者に対して差押え又は強制執行をすることを怠ったため、主たる債務者から全部の弁済を受けることができなかった場合は、保証人は、国が直ちに主たる債務者に対して差押え又は強制執行をすれば弁済を受けることができた限度において、その弁済の責めを免れる（民法455条）。</p> <p>（連帯保証の場合）</p> <p>5 保証人の保証が連帯保証である場合は、その保証人は、4に掲げる催告及び検索の抗弁権を有しない（民法454条。商法511条2項参照）。</p>

改正後	改正前
<p>差押えがされている債権 (滞納処分による差押えがされている債権)</p> <p><u>7</u> 滞納処分による差押えがされている債権(金銭の支払を目的とするものに限る。以下<u>7</u>において同じ。)に対する滞納処分による差押え(以下<u>7</u>において「二重差押え」という。)については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 既にされている差押え(以下<u>7</u>において「先順位の差押え」という。)が債権の全部又は一部についてされているかどうかを問わず、原則として、<u>債権の全部について二重差押えを行うものとする</u>(昭和 33.10.10 最高判、昭和 32.7.2 福岡地決参照)。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 二重差押えを行う場合においては、法の規定による債権の差押えの手続によるほか、二重差押えを行った旨を先順位の差押え(その差押えが2以上あるときは、原則としてその全部。以下<u>7</u>において同じ。)に係る行政機関等に対して通知するものとする。この二重差押えを行った旨の通知は、(4)の交付要求書に付記することにより行う。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>(強制執行等による差押えがされている債権)</p> <p><u>8</u> 強制執行又は担保権の実行若しくは行使による差押えがされている債権に対する滞納処分による差押えについては、滞調法に定めるところによる。</p> <p>(注) 担保権の行使とは、担保権者が、<u>目的物の売却その他により滞納者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によってするその権利の行使、す</u></p>	<p>差押えがされている債権 (滞納処分による差押えがされている債権)</p> <p><u>6</u> 滞納処分による差押えがされている債権(金銭の支払を目的とするものに限る。以下<u>(1)及び(3)</u>において同じ。)に対する滞納処分による差押え(以下<u>(1)～(5)</u>までにおいて「二重差押え」という。)については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 既にされている差押え(以下<u>(2)～(5)</u>までにおいて「先順位の差押え」という。)が債権の全部又は一部についてされているかどうかを問わず、原則として、二重差押えを行うものとする(昭和 33.10.10 最高判、昭和 32.7.2 福岡地決参照)。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 二重差押えを行う場合においては、法の規定による債権の差押えの手続によるほか、二重差押えを行った旨を先順位の差押え(その差押えが2以上あるときは、原則としてその全部。以下<u>(4)及び(5)</u>において同じ。)に係る行政機関等に対して通知するものとする。この二重差押えを行った旨の通知は、(4)の交付要求書に付記することにより行う。</p> <p>(4)・(5) (同左)</p> <p>(強制執行等による差押えがされている債権)</p> <p><u>7</u> 強制執行又は担保権の実行若しくは行使による差押えがされている債権に対する滞納処分による差押えについては、<u>滞調法及び昭和 56.2.7 付徴徴 4-2 ほか1 課共同「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の逐条通達(国税庁関係)の全文改正について」通達の別冊(以下「滞調法逐条通達」という。)</u>に定めるところによる。</p> <p>(注) 担保権の行使とは、担保権者が目的物の売却その他により滞納者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によってするその権利の行使をい</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="197 212 875 240"><u>なわち物上代位権の行使をいう（執行法第193条第1項後段）。</u></p> <p data-bbox="143 308 389 336">期限の定めのない債権</p> <p data-bbox="143 357 1088 432">9 期限の定めのない債権を差し押さえる場合には、徴収職員は、債権差押通知書の「履行期限」欄に、原則として「即時」と記載する（民法第412条第3項参照）。</p> <p data-bbox="168 453 1088 528">なお、その債権が消費貸借に係るものであるときは、契約の目的、金額その他の事情を考慮して履行期限を定めるものとする（同法第591条参照）。</p> <p data-bbox="143 596 439 625">交互計算の特約のある債権</p> <p data-bbox="143 646 1088 960">10 特約により交互計算に組み入れられることとなる債権は、計算期間中は独立して差し押さえることができないから、計算期間末に発生すべき残額の支払請求権を差し押さえる（商法第529条から第533条まで参照）。この場合において、他に適当な財産がないときは、通則法第42条《債権者の代位及び詐害行為の取消し》において準用する民法第423条《債権者代位権》の規定による債権者代位権により、滞納者に代位して交互計算の契約を解除し、直ちに残額の支払を請求することができる（商法第534条参照）。</p> <p data-bbox="143 1029 510 1058">対抗要件を欠いて譲渡された債権</p> <p data-bbox="143 1078 1088 1251">11 指名債権の譲渡は、確定日付のある証書（民法施行法第5条）により譲渡人がこれを債務者に通知し又は債務者がこれを承諾しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない（民法第467条）ので、この要件を欠いている場合には、譲渡人の債権として差し押さえることができる。</p> <p data-bbox="168 1272 1088 1398">(注)1 債権譲渡の通知は譲渡人がすべきであり、譲受人は譲渡人から委任を受けている場合を除き、譲渡人に代位して通知をすることができない（昭和46.3.25最高判参照）。</p>	<p data-bbox="1160 212 1384 240">う（執行法193条）。</p> <p data-bbox="1106 308 1352 336">期限の定めのない債権</p> <p data-bbox="1106 357 2051 432">8 期限の定めのない債権を差し押さえる場合には、徴収職員は、債権差押通知書の「履行期限」欄に、原則として即時と記載する<u>ものとする</u>（民法412条3項参照）。</p> <p data-bbox="1131 453 2051 528">なお、その債権が消費貸借に係るものであるときは、契約の目的、金額その他の事情を考慮して履行期限を定めるものとする（同法591条参照）。</p> <p data-bbox="1106 596 1402 625">交互計算の特約のある債権</p> <p data-bbox="1106 646 2051 916">9 特約により交互計算に組み入れられることとなる債権は、計算期間中は独立して差し押さえることができないから、計算期間末に発生すべき残額の支払請求権を差し押さえる。この場合において、他に適当な財産がないときは、通則法第42条《債権者の代位及び詐害行為の取消し》において準用する民法第423条《債権者代位権》の規定による債権者代位権により、滞納者に代位して交互計算の契約を解除し、直ちに残額の支払を請求することができる（商法529条から534条まで参照）。</p> <p data-bbox="1106 1029 1473 1058">対抗要件を欠いて譲渡された債権</p> <p data-bbox="1106 1078 2051 1299">10 指名債権の譲渡は、確定日付のある証書（民法施行法5条）により譲渡人がこれを債務者に通知し又は債務者がこれを承諾しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない（民法467条）ので、この要件を欠いている場合には、譲渡人の債権として差し押さえることができる。</p> <p data-bbox="1131 1319 2051 1394">(注) 債権譲渡の通知は譲渡人がすべきであり、譲受人は譲渡人から委任を受けている場合を除き、譲渡人に代位して通知することができない（昭和46.3.25最高判）。</p>

改正後	改正前
<p><u>2 法人が指名債権を譲渡した場合において、その債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、その債権の債務者以外の第三者については、民法第 467 条《指名債権の譲渡の対抗要件》の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなされる。この場合においては、その登記の日付をもって確定日付とされる（動産・債権譲渡登記特例法第 4 条第 1 項）。</u></p> <p><u>12</u> （省略）</p> <p>譲渡禁止の特約のある債権 （譲渡禁止の特約のある債権の差押え）</p> <p><u>13</u> 指名債権につき、当事者間の特約によりその譲渡が禁止されている場合においても、当該債権を滞納処分により差し押さえることができる（第 47 条関係 9、昭和 34.9.14 東京地判、昭和 45.4.10 最高判参照）。</p> <p>（譲渡禁止の特約のある債権が譲渡された場合）</p> <p><u>14</u> <u>譲渡禁止の特約のある債権が譲渡された場合において、譲受人がその特約の存在を知っていたとき又はその特約の存在を知らなかったことについて重大な過失があるときは、その譲渡は無効であるから（民法第 466 条第 2 項、昭和 48.7.19 最高判参照）、譲渡人の債権として差し押さえることができる。この場合において、その譲渡の後に、第三債務者がその譲渡につき承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となり（昭和 52.3.17 最高判参照）、譲渡人の債権として差し押さえることはできないが、その承諾が差押え後にされたものであるときは、譲受人は債権譲渡の効力を差押債権者に主張することができない（平成 9.6.5 最高判参照）。</u></p> <p>なお、債権譲渡の際に滞納者から第三債務者に対して確定日付のある譲渡通知がされている限り、この承諾には確定日付を付する必要がないとされていることから（昭</p>	<p>（新設）</p> <p><u>11</u> （同左）</p> <p>譲渡禁止の特約のある債権 （譲渡禁止の特約のある債権の差押え）</p> <p><u>12</u> 指名債権につき、当事者間の特約によりその譲渡が禁止されている場合においても、当該債権を滞納処分により差し押さえることができる（第 47 条関係 9、昭和 34.9.14 東京地判、昭和 45.4.10 最高判参照）。</p> <p>（譲渡禁止の特約のある債権が譲渡された場合）</p> <p><u>13</u> 譲渡禁止の特約のある<u>指名債権</u>につき、譲受人がその特約を知っているときは、その譲渡は無効であるから（民法 466 条 2 項）、譲渡人の債権として差し押さえることができる。ただし、その譲渡について<u>第三債務者が承諾を与えている</u>ときは、譲渡人の債権として差し押さえることはできない（昭和 52.3.17 最高判）。</p>

改正後	改正前
<p><u>和 52.3.17 最高判参照</u>）、徴収職員は、滞納処分による差押え時において、その譲渡に係る承諾の有無を第三債務者から聴取し聴取書等を作成するものとする。</p> <p>手形又は小切手の振り出されている債権</p> <p>15 債権について手形又は小切手が振り出されている場合には、その債権の差押えは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第三債務者が債務の弁済のために手形又は小切手を振り出している場合には、本来の債務と手形債務とが併存しているから、その手形又は小切手とは別個にその債権を差し押さえることができる。ただし、手形又は小切手が時効その他の理由により効力を失うまでは、第三債務者は、手形又は小切手が返却されなければ、本来の債務の履行を拒むことができる（昭和 13.11.19 大判参照）。</p> <p>なお、手形又は小切手の振出について特に代物弁済の意思表示がなかったときは、その手形又は小切手は、支払のために振り出されたものと推定される（昭和 3.2.15 大判参照）。</p> <p>敷金</p> <p>16 物の賃貸借において、賃借人が賃貸人に交付する敷金の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>なお、敷金とは、賃料その他賃貸借契約上の債務を担保する目的であらかじめ賃貸人に交付される金銭であり、その名称のいかんを問わない。</p> <p>(1) 賃貸借が継続している間は、賃借人は、敷金の返還請求権を有せず、また、敷金は、賃貸借存続中の賃料債権のみならず賃貸借終了後目的物の明渡義務の履行までに生ずる賃料相当損害金の債権その他賃貸借契約により賃貸人が賃借人に対して取得することのあるべき一切の債権を担保する。したがって、敷金は、将来目的物の</p>	<p>手形又は小切手の振り出されている債権</p> <p>14 債権について手形又は小切手が振り出されている場合には、その債権の差押えは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 第三債務者が債務の弁済のために手形又は小切手を振り出している場合には、本来の債務と手形債務とが併存しているから、その手形又は小切手とは別個にその債権を差し押さえることができる。ただし、手形又は小切手が時効その他の理由により効力を失うまでは、第三債務者は、手形又は小切手が返却されなければ、本来の債務の履行を拒むことができる（昭和 13.11.19 大判）。</p> <p>なお、手形又は小切手の振出について特に代物弁済の意思表示がなかったときは、その手形又は小切手は、支払のために振り出されたものと推定される（昭和 3.2.15 大判）。</p> <p>敷金</p> <p>15 物の賃貸借において、賃借人が賃貸人に交付する敷金の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>なお、敷金とは、賃料その他賃貸借契約上の債務を担保する目的であらかじめ賃貸人に交付される金銭であり、その名称のいかんを問わない。</p> <p>(1) 賃貸借が継続している間は、賃借人は、敷金の返還請求権を有せず、また、敷金は、賃貸借存続中の賃料債権のみならず賃貸借終了後目的物の明渡義務の履行までに生ずる賃料相当損害金の債権その他賃貸借契約により賃貸人が賃借人に対して取得することのあるべき一切の債権を担保する。したがって、敷金は、将来目的物の</p>

改正後	改正前
<p>明渡しの際に生ずべき返還請求権として差し押さえる（昭和 48.2.2 最高判参照）。</p> <p>(2) 賃貸人が賃貸借の目的物を譲渡した場合には、<u>賃貸人の地位が譲受人に移転し</u>（昭和 39.8.28 最高判参照）、特約があるときを除き、敷金は、当事者が現実に敷金の引継ぎをしたかどうかにかかわらず、被担保債権を控除した残額について、新たな賃貸人に<u>その権利義務関係が引き継がれる</u>（昭和 2.12.22 大判、昭和 44.7.17 最高判参照）。</p> <p>(3) 賃借権が旧賃借人から新賃借人に移転した場合においては、旧賃借人が新賃借人に<u>敷金返還請求権を譲渡する</u>など特段の事情のない限り、<u>敷金に関する権利義務関係</u>は新賃借人に承継されない（昭和 53.12.22 最高判参照）。</p>	<p>明渡しの際に生ずべき返還請求権として差し押さえる（昭和 48.2.2 最高判）。</p> <p>(2) 賃貸人が賃貸借の目的物を譲渡した場合には、特約があるときを除き、敷金は、当事者が現実に敷金の引継ぎをしたかどうかにかかわらず、被担保債権を控除した残額について、新たな賃貸人に引き継がれる（昭和 2.12.22 大判、昭和 44.7.17 最高判）。</p> <p>(3) 賃借権が旧賃借人から新賃借人に移転した場合においては、旧賃借人が新賃借人に<u>敷金を譲渡する</u>など特段の事情のない限り、<u>敷金</u>は新賃借人に承継されない（昭和 53.12.22 最高判）。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>権利金</u></p>
<p><u>預金</u></p>	<p>16 <u>借地契約又は借家契約に伴い貸主が借主から受領した借地権利金又は借家権利金は、地代家賃統制令第 12 条の 2《権利金の受領禁止》の規定に違反するから、その権利金の返還請求権を差し押さえることができる。ただし、同令第 23 条《適用除外》の規定に該当する場合には、権利金の返還請求権がない。</u></p>
<p>17 <u>預金（貯金を含む。以下 17 において同じ。）の差押えについては、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>預金については、預金の種類、預金原資の出えん者、預入行為者、出えん者の預入行為者に対する委任内容、預金口座名義、預金通帳及び届出印の保管状況等の諸要素を総合的に勘案し、誰が自己の預金とする意思を有していたかという観点から、その帰属を判断する</u>（昭和 48.3.27 最高判、昭和 57.3.30 最高判、平成 15.2.21 最高判、平成 15.6.12 最高判参照）。</p> <p>(2) <u>他人名義又は架空名義で預金をしている場合であっても、その真の権利者に対す</u></p>	<p><u>無記名預金等</u></p> <p>17 <u>無記名預金、他人名義又は架空名義の預金の差押えについては、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>これらの預金については、自らの出えんによって、自らの預金とする意思で自ら又は使者等を通じて預金契約をした者が預金者となる</u>（昭和 32.12.19 最高判、昭和 53.2.28 最高判）。</p> <p>(2) <u>無記名預金は、氏名を特定しない一種の指名債権であって、無記名債権ではない</u></p>

改正後	改正前
<p><u>る滞納処分としてその預金を差し押さえることができる。この場合においては、預金名義人の住所、氏名、預金の種類、名称、預金金額、預金証書番号等によって被差押債権を特定するとともに、真の権利者が滞納者である旨を表示する（例えば、何某（預金名義人氏名）こと何某（滞納者氏名）のように表示するものとする。）。</u></p> <p>(3) <u>無記名預金は、氏名を特定しない一種の指名債権であって、無記名債権ではないから（昭和 32.12.19 最高判参照）、法第 56 条第 1 項《動産等の差押え》の規定によつては差し押さえることができず、法第 62 条の規定により債権として差し押さえる。この場合においては、その預金の名称、預金金額、預金証書番号、無記名である旨、使用印影の表示をすること等によつて、被差押債権を特定させるものとし、また、その債権の取立てに当たっては、できる限り使用印影を押なつた預金証書を呈示するものとする。</u></p> <p>国又は地方公共団体に対する債権</p> <p>18 国又は地方公共団体に対する債権を差し押さえる場合には、直接その支払の権限を有する支出官、資金前渡官吏等を第三債務者として差し押さえる（政府ノ債務ニ対シ差押命令ヲ受クル場合ニ於ケル会計上ノ規程参照）。この場合において、その支払の権限を有する者が判明しないときは、その行政機関の長を第三債務者として差し押さえても差し支えない。</p> <p><u>なお、供託金について債権差押えをする場合には、第三債務者を国とし、その代表者を供託官とし、供託官あてに債権差押通知書を送達する（昭和 26.4.18 付民事甲第 61 号最高裁判所民事局長回答参照）。</u></p> <p>郵便貯金</p>	<p><u>から（昭和 32.12.19 最高判）、法第 56 条第 1 項《動産等の差押え》の規定によつては差し押さえることができず、法第 62 条の規定により債権として差し押さえる。この場合においては、その預金の名称、預金金額、預金証書番号、無記名である旨、使用印影の表示をすること等によつて、被差押債権を特定させるものとし、また、その債権の取立てに当たっては、できる限り使用印影を押なつた預金証書を呈示するものとする。</u></p> <p>(3) <u>他人名義又は架空名義で預金をしている場合であっても、その真の権利者に対する滞納処分としてその預金を差し押さえることができる。この場合においては、預金名義人の住所、氏名、預金の種類、名称、預金金額、預金証書番号等によって被差押債権を特定するとともに、真の権利者が滞納者である旨を表示する（例えば、何某（預金名義人氏名）こと何某（滞納者氏名）のように表示するものとする。）。</u></p> <p>国又は地方公共団体に対する債権</p> <p>18 国又は地方公共団体に対する債権を差し押さえる場合には、直接その支払の権限を有する支出官、資金前渡官吏等を第三債務者として差し押さえる（政府ノ債務ニ対シ差押命令ヲ受クル場合ニ於ケル会計上ノ規程参照）。この場合において、その支払の権限を有する者が判明しないときは、その行政機関の長を第三債務者として差し押さえても差し支えない。</p> <p>(注) <u>供託金について債権差押えをする場合には、第三債務者を国とし、その代表者を供託官とし、供託官あてに債権差押通知書を送達する（昭和 26.4.18 付民事甲第 61 号最高裁判所民事局長回答参照）。</u></p> <p>郵便貯金</p>

改正後	改正前
<p>19 郵便貯金を差し押さえる場合には、<u>日本郵政公社を第三債務者として、その郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター又は日本郵政公社沖縄事務所に債権差押通知書を送達する。この場合においては、その貯金事務センター又は日本郵政公社沖縄事務所は、徴収職員の払戻請求に基づき、差押金額について払戻証書を作成し、徴収職員に送付することとなっているから、徴収職員は、その払戻証書により郵便局において払戻しを受けるものとする。</u></p> <p>(注)1 郵便貯金の払戻しを受けるに当たっては、貯金通帳又は貯金証書を呈示することとなっているから<u>(郵便貯金法第 37 条第 1 項、第 51 条の 2 第 2 項、第 57 条第 2 項、第 58 条第 2 項、第 63 条の 3 第 2 項)</u>、これらの通帳等を、法第 65 条《債権証書の取上げ》の規定により、債権に関する証書として取り上げるものとする。</p> <p>2 郵便貯金を差し押さえた場合は、債権差押通知書に令第 27 条第 4 号《債権差押通知書の記載事項》の事項の記載があることにより、その払戻しの請求をしたこととなるが、この払戻しの請求は、貯金通帳又は貯金証書を呈示してしなければならない<u>(郵便貯金法第 37 条第 1 項、第 51 条の 2 第 2 項、第 57 条第 2 項、第 58 条第 2 項、第 63 条の 3 第 2 項)</u>。</p> <p>不渡異議申立預託金</p> <p>20 手形又は小切手の振出人等が、その不渡りによる取引停止処分を回避するため支払銀行に預託する不渡異議申立預託金については、支払銀行に対して有する不渡異議申</p>	<p>19 郵便貯金を差し押さえる場合には、<u>次により、直接その支払の権限を有する者を第三債務者として差し押さえる。</u></p> <p>(1) <u>即時払いを請求できる場合（貯金を預け入れた郵便局においてその郵便局に預け入れた貯金の現在高を超えない金額の貯金の払戻しを請求する場合等。郵便貯金規則 51 条 2 項、3 項）には、払戻しを請求すべき郵便局の局長を第三債務者とする。</u></p> <p>(2) (1)以外の場合には、払戻証書による払戻しの方法によることになるから（郵便貯金規則 54 条 1 項）、<u>その郵便貯金の貯金原簿を所管する地方貯金局又は沖縄郵政管理事務所の長を第三債務者とする。この場合においては、その所管庁は、差押金額について払戻証書を作成し、徴収職員に送付することとなっているから、徴収職員は、その払戻証書により特定の郵便局（債権差押通知書に指定すること。）において払戻しを受けるものとする。</u></p> <p>(注)1 郵便貯金の払戻しを受けるに当たっては、貯金通帳又は貯金証書を呈示することとなっているから、これらの通帳等を、法第 65 条《債権証書の取上げ》の規定により、債権に関する証書として取り上げるものとする。</p> <p>2 郵便貯金を差し押さえた場合は、債権差押通知書に令第 27 条第 4 号《債権差押通知書の記載事項》の事項の記載があることにより、その払戻しの請求をしたこととなるが、この払戻しの請求は、貯金通帳又は貯金証書を呈示してしなければならない<u>(郵便貯金規則 51 条 1 項、52 条、54 条 2 項から 4 項まで)</u>。</p> <p>不渡異議申立預託金</p> <p>20 手形又は小切手の振出人等が、その不渡りによる取引停止処分を回避するため支払銀行に預託する不渡異議申立預託金については、支払銀行に対して有する不渡異議申</p>

改正後	改正前
<p>立預託金返還請求権を差し押さえる。この不渡異議申立預託金返還請求権の弁済期は、支払銀行が手形交換所から不渡異議申立提供金の返還を受けた時である(昭和 45.6.18 最高判参照)。</p> <p>(注) 「<u>不渡異議申立提供金</u>」とは、支払銀行が手形又は小切手の支払を拒絶した振出人等に支払の資力があり、不渡りがその信用に関しないものであることを明らかにすることにより<u>取引停止処分を回避するために、支払銀行が手形の支払義務者から預託を受けて手形交換所に提供する手形又は小切手の金額相当額の金員をいう</u>(東京手形交換所規則第 66 条参照)。</p>	<p>立預託金返還請求権を差し押さえる。この不渡異議申立預託金返還請求権の弁済期は、支払銀行が手形交換所から不渡異議申立提供金の返還を受けた時である(昭和 45.6.18 最高判)。</p> <p>(注) 不渡異議申立提供金とは、支払銀行が手形又は小切手の支払を拒絶した振出人等に支払の資力があり、不渡りがその信用に関しないものであることを明らかにすることにより、<u>取引停止処分を回避するために手形交換所に提供する手形又は小切手の金額相当額の金員をいう</u>(東京手形交換所規則 66 条参照)。</p>
<p>公示催告中の手形等に係る債権</p> <p>21 公示催告中の手形又は小切手に係る債権(<u>非訟事件手続法第 156 条から第 160 条まで参照</u>)については、その手形金等の支払請求権を差し押さえることができる(昭和 51.4.8 最高判参照)。</p> <p>(注) この手形金等の支払請求権は、将来の<u>除権決定</u>の取得を停止条件として権利行使ができる一種の条件付債権である。</p>	<p>公示催告中の手形等に係る債権</p> <p>21 公示催告中の手形又は小切手に係る債権については、その手形金等の支払請求権を差し押さえることができる(昭和 51.4.8 最高判参照)。</p> <p>(注) この手形金等の支払請求権は、将来の<u>除権判決</u>の取得を停止条件として権利行使ができる一種の条件付債権である。</p>
<p>換地の所有権の移転があった場合の清算金交付請求権</p> <p>22 土地区画整理事業による換地の所有権が移転した場合における当該換地に係る清算金交付請求権(<u>土地区画整理法第 94 条、第 104 条第 8 項参照</u>)は、当事者間で特段の合意がなされない限り、当該換地の譲受人には移転しないから(昭和 37.12.26 最高判、昭和 48.12.21 最高判参照)、清算金交付請求権は、当該換地の譲渡人に帰属するものとして差し押さえることができる。</p>	<p>換地の所有権の移転があった場合の清算金交付請求権</p> <p>22 土地区画整理事業による換地の所有権が移転した場合における当該換地に係る清算金交付請求権は、当事者間で特段の合意がなされない限り、当該換地の譲受人には移転しないから(昭和 37.12.26 最高判、昭和 48.12.21 最高判)、清算金交付請求権は、当該換地の譲渡人に帰属するものとして差し押さえることができる。</p>
<p>差押手続</p> <p>23 (省略)</p>	<p>差押手続</p> <p>23 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(債権の特定)</p> <p>24 <u>債権の差押えにおける被差押債権の特定は、既に発生した債権については、債権者（滞納者）、第三債務者、債権の数額、給付の内容、発生日時等の要素を表示することにより、また、将来生ずべき債権については、債権者（滞納者）、第三債務者、債権の発生原因、債権の種類、発生期間（始期及び終期）等を表示することによる。</u></p> <p>なお、被差押債権の表示については、具体的事実によって第三債務者が被差押債権を確知できる程度に表示されておれば、その債権の差押えは有効である（昭和 13.7.2 大判、昭和 30.5.19 大阪高決、昭和 46.11.30 最高判参照）。</p>	<p>(債権の特定)</p> <p>24 <u>債権の差押えに当たっては、債権者（滞納者）、第三債務者、債権の数額、給付の内容等を表示することによって被差押債権を特定しなければならない。</u></p> <p>なお、被差押債権の表示については、具体的事実によって第三債務者が被差押債権を確知できる程度に表示されておれば、その債権の差押えは有効である（昭和 13.7.2 大判、昭和 30.5.19 大阪高決、昭和 46.11.30 最高判参照）。</p>
<p>(債権の範囲)</p> <p>25 <u>差し押さえる債権の範囲は、原則として、その債権の全額である（法第 63 条）。</u></p> <p><u>なお、雇用契約に基づく給料債権、賃貸借契約に基づく賃料債権、社会保険制度に基づく診療報酬債権（平成 17.12.6 最高判参照）等の継続収入の債権については、法第 66 条《継続的な収入に対する差押の効力》の規定によりその差押えの効力は差押えに係る国税の額を限度として差押え後の収入すべき金額に及ぶことに留意する（第 66 条関係 1 参照）。</u></p>	<p>(債権の範囲)</p> <p>25 <u>差し押さえる債権の範囲は、原則として、その債権の全額である（法 63 条）。</u></p> <p><u>(注) 社会保険に基づく将来の診療報酬債権については、近い将来の範囲（おおむね 1 年以内とする。）に限り、その始期と終期を定めて差し押さえるものとする（昭和 54.9.19 東京高決参照）。</u></p>
<p>(債権差押通知書)</p> <p>26 <u>法第 62 条第 1 項の「債権差押通知書」は、令第 27 条第 1 項各号《債権差押通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 4 号書式による。この債権差押通知書には、滞納者に対する履行を禁止する旨のほか、被差押債権の弁済期までに履行すべき旨又は弁済期が既に到来しているものについては直ちに履行すべき旨を記載する。</u></p>	<p>(債権差押通知書)</p> <p>26 <u>法第 62 条第 1 項の「債権差押通知書」とは、令第 27 条各号《債権差押通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 4 号書式による。この債権差押通知書には、被差押債権の弁済期までに履行すべき旨又は弁済期が既に到来しているものについては直ちに履行すべき旨を記載する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(差押調書)</p> <p>27 債権を差し押さえたときは、法第 54 条《差押調書》の規定により、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付する。この謄本には、債権の取立てその他の処分（譲渡、期限の猶予、債務免除等）を禁止する旨を付記しなければならない（<u>法第 62 条第 2 項、令第 21 条第 3 項第 1 号</u>）。</p> <p>(債権証書の取上げ)</p> <p>28 徴収職員は、債権の差押えのため必要があるときは、その債権に関する証書を取り上げることができる（<u>法第 65 条</u>）。</p> <p>差押えの効力</p> <p>(効力発生の時期)</p> <p>29 債権の差押えは、債権差押通知書が第三債務者に送達された時にその効力を生ずる（<u>法第 62 条第 3 項</u>）。</p> <p>なお、滞納者に対する差押調書の謄本の交付は、差押えの効力発生要件ではないが、<u>法第 54 条《差押調書》の規定により、滞納者に交付しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(履行の禁止)</p> <p>30 第三債務者は、債権の差押えを受けたときは、その範囲において滞納者に対する履行が禁止される。したがって、債権差押通知書の送達を受けた後に、第三債務者が滞納者に対して履行をしても、その履行をもって差押債権者である国に対抗することができない（<u>民法第 481 条</u>参照）。</p> <p>(相殺の禁止)</p>	<p>(差押調書)</p> <p>27 債権を差し押さえたときは、法第 54 条の規定により、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付する。この謄本には、債権の取立てその他の処分（譲渡、期限の猶予、債務免除等）を禁止する旨を付記しなければならない（<u>法 62 条 2 項、令 21 条 3 項</u>）。</p> <p>(債権証書の取上げ)</p> <p>28 徴収職員は、債権の差押えのため必要があるときは、その債権に関する証書を取り上げることができる（<u>法 65 条</u>）。</p> <p>差押えの効力</p> <p>(効力発生の時期)</p> <p>29 債権の差押えは、債権差押通知書が第三債務者に送達された時にその効力を生ずる（<u>法 62 条 3 項</u>）。</p> <p>なお、滞納者に対する差押調書の謄本の交付は、差押えの効力発生要件ではない。</p> <p>(履行の禁止)</p> <p>30 第三債務者は、債権の差押えを受けたときは、その範囲において滞納者に対する履行が禁止される。したがって、債権差押通知書の送達を受けた後に、第三債務者が滞納者に対して履行をしても、その履行をもって差押債権者である国に対抗することができない（<u>民法 481 条</u>参照）。</p> <p>(相殺の禁止)</p>

改正後	改正前
<p>31 第三債務者の有する反対債権と被差押債権との相殺については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 差押え前に取得した反対債権の弁済期が被差押債権の弁済期より後に到来する場合において、第三債務者が履行しないことについて正当な理由があるときに限り、第三債務者は、相殺をもって差押債権者に対抗することができる(昭和45.6.24最高判参照)。なお、滞納者と第三債務者との間において、差押え前に、期限の利益の喪失の特約又は債務不履行があった場合等一定の条件の下に第三債務者が相殺の予約完結権を行使できる旨の特約がされている場合には、反対債権が差押え後に取得されたものでない限り(民法第511条)、第三債務者は、当該特約に基づく相殺をもって差押債権者に対抗することができる。</p> <p>(3) 民法第509条《不法行為による債権の相殺》、<u>会社法第208条第3項《出資の履行における相殺禁止》</u>等の法令の規定により、相殺が禁止される場合がある。</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>32 第三債務者が債権の差押えを受けたときは、滞納者が被差押債権の譲渡、免除、期限の猶予等をして、第三債務者は、これらの行為にかかわらず、差押債権者に弁済をしなければならない(法第62条第2項参照)。</p> <p>(債権譲渡と差押えとの優劣)</p> <p>33 指名債権の譲渡と滞納処分による差押えの優劣は、確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時と、債権差押通知書が第三債務者に到達した日時との先後により判定する(昭和58.10.4最高判参照)。この場合において、これらの日時が同一であること又はその先後が不明であることに</p>	<p>31 第三債務者の有する反対債権と被差押債権との相殺については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 差押え前に取得した反対債権の弁済期が被差押債権の弁済期より後に到来する場合において、第三債務者が履行しないことについて正当な理由があるときに限り、第三債務者は、相殺をもって差押債権者に対抗することができる(昭和45.6.24最高判)。なお、滞納者と第三債務者との間において、差押え前に、期限の利益の喪失の特約又は債務不履行があった場合等一定の条件の下に第三債務者が相殺の予約完結権を行使できる旨の特約がされている場合には、反対債権が差押え後に取得されたものでない限り(民法511条)、第三債務者は、当該特約に基づく相殺をもって差押債権者に対抗することができる。</p> <p>(3) 民法第509条《不法行為による債権の相殺》、<u>商法第200条第2項《相殺禁止》</u>、<u>有限会社法第57条《資本増加に関する準用規定》</u>等の法令の規定により、相殺が禁止される場合がある。</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>32 第三債務者が債権の差押えを受けたときは、滞納者が被差押債権の譲渡、免除、期限の猶予等をして、第三債務者は、これらの行為にかかわらず、差押債権者に弁済をしなければならない(法62条2項参照)。</p> <p>(債権譲渡と差押えとの優劣)</p> <p>33 指名債権の譲渡と滞納処分による差押えの優劣は、確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時と、債権差押通知書が第三債務者に到達した日時との先後により判定する(昭和49.3.7最高判参照)。この場合において、これらの日時が同一であることにより優劣の判定ができないとき</p>

改正後	改正前
<p>より<u>債権譲受人と差押債権者の優劣の判定ができないときは、債権譲受人及び差押債権者は、それぞれ第三債務者に対しその全額の履行を請求することができ、第三債務者は譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、弁済を免れることはできない</u>（昭和 55.1.11 最高判、平成 5.3.30 最高判参照）。</p> <p><u>なお、これらの日時の先後関係が不明であるために、第三債務者が債権者を確知することができないことを原因として債権額に相当する金員を供託した場合において、被差押債権額と譲受債権額の合計額が供託金額を超えるときは、差押債権者と債権譲受人は、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額をあん分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得する</u>（平成 5.3.30 最高判参照）。</p> <p><u>(注) 確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時又は確定日付のある第三債務者の承諾の日時と債権差押通知書が第三債務者に到達した日時の先後関係が不明である場合には、第三債務者は民法第 494 条後段《供託》の規定により供託をすることができ、差押債権者がその供託金の払渡しを受けるためには、供託金払渡請求書に供託規則第 24 条第 2 号《還付請求の添付書類》の書面を添付する必要がある</u>（平成 5.5.18 付民 4 第 3841 号法務省民事局民事第四課長通知参照）。</p> <p>（同時履行の抗弁権又は選択権の行使）</p> <p>34 第三債務者が同時履行の抗弁権を有する場合（民法第 533 条）又は第三債務者若しくは第三者が選択権を有する場合（同法第 406 条から第 411 条まで参照）には、差押え後であっても、これらの権利を行使することができる。</p> <p>（削除）</p>	<p>は、債権譲受人及び差押債権者は、それぞれ第三債務者に対しその履行を請求することができる（昭和 55.1.11 最高判参照）。</p> <p>（新設）</p> <p>（同時履行の抗弁権又は選択権の行使）</p> <p>34 第三債務者が同時履行の抗弁権を有する場合（民法 533 条）又は第三債務者若しくは第三者が選択権を有する場合（同法 406 条から 411 条まで参照）には、差押え後であっても、これらの権利を行使することができる。</p> <p><u>（継続的な収入）</u></p> <p>35 <u>給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権の差押えの効力は、差押えに係る国税の額を限度として、差押え後に収入すべき金額に及ぶ</u>（法 66 条）。</p>

改正後	改正前
<p>(法定果実)</p> <p>35 債権を差し押さえた場合には、その差押えの効力は、差押え後に生ずる利息に及ぶが、その他の法定果実には及ばない（<u>法第 52 条第 2 項</u>、<u>第 52 条関係 16、17 参照</u>）。</p> <p>(時効中断)</p> <p>36 債権の差押えは、<u>通則法第 72 条第 3 項</u>《時効についての民法の規定の準用》において準用する<u>民法第 147 条第 2 号</u>《差押え等の時効中断の事由》の規定により、その差押えに係る国税については時効中断の効力を有する。また、<u>被差押債権</u>については、時効中断の効力を生ぜず、催告としての効力を有するから（<u>大正 10.1.26 大判参照</u>）、債権差押え後 6 月内に裁判上の請求その他の行為（<u>民法第 153 条参照</u>）をすれば、その催告による時効中断の効力がある。</p> <p>(注) 時効期間は一般の債権が 10 年（<u>民法第 167 条第 1 項</u>）、商事の債権が 5 年（<u>商法第 522 条</u>）であるが、<u>短期消滅時効</u>の定めがあることに留意する（<u>民法第 169 条から第 174 条まで</u>、<u>商法第 567 条</u>、<u>手形法第 70 条等</u>）。</p>	<p>(法定果実)</p> <p>36 債権を差し押さえた場合には、その差押えの効力は、差押え後に生ずる利息に及ぶが、その他の法定果実には及ばない（<u>法 52 条 2 項</u>、<u>第 52 条関係 16、17 参照</u>）。</p> <p>(時効中断)</p> <p>37 債権の差押えは、<u>通則法第 72 条第 3 項</u>《時効についての民法の規定の準用》において準用する<u>民法第 147 条第 2 号</u>《差押え等の時効中断の事由》の規定により、その差押えに係る国税については時効中断の効力を有する。また被差押債権については、時効中断の効力を生ぜず、催告としての効力を有するから（<u>大正 10.1.26 大判</u>）、債権差押え後 6 月内に裁判上の請求その他の行為（<u>民法 153 条参照</u>）をすれば、その催告による時効中断の効力がある。</p> <p>(注) 時効期間は一般の債権が 10 年（<u>民法 167 条 1 項</u>）、商事の債権が 5 年（<u>商法 522 条</u>）であるが、<u>なお</u>、<u>短期消滅時効</u>の定めがあることに留意する（<u>民法 169 条から 174 条まで</u>、<u>商法 567 条</u>、<u>手形法 70 条等</u>）。</p>
<p>差押えの登録の囑託</p> <p>(登録を要する債権)</p> <p>37 法第 62 条第 4 項の「移転につき登録を要するもの」には、<u>社債等登録法第 3 条</u>《登録をする場合》の規定により登録された社債のほか、<u>地方債</u>、<u>特別の法令</u>により設立された法人で会社でないものが発行する債券等で、<u>同法第 14 条</u>《<u>地方債等への準用</u>》において準用する<u>同法第 3 条</u>の規定に基づき登録されたものがある（これらについては、<u>債券は発行されていない</u>。<u>同法第 4 条</u>）。</p> <p>なお、<u>登録国債</u>については、次に掲げる書類を日本銀行に送達することにより、差し押さえるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>差押えの登録の囑託</p> <p>(登録を要する債権)</p> <p>38 法第 62 条第 4 項の「移転につき登録を要するもの」には、<u>社債等登録法第 3 条</u>《登録をする場合》の規定により登録された社債のほか、<u>地方債</u>、<u>特別の法令</u>により設立された法人で会社でないものが発行する債券等で、<u>同法第 14 条</u>《<u>地方債等への準用</u>》において準用する<u>同法第 3 条</u>の規定に基づき登録されたものがある（これらについては、<u>債券は発行されていない</u>。<u>同法 4 条</u>）。</p> <p>なお、<u>登録国債</u>については、次に掲げる書類を日本銀行（<u>国債局</u>）に送達することにより、差し押さえるものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(登録社債等の差押えの登録の嘱託)</p> <p><u>38</u> 登録社債等を差し押さえたときは、社債等登録法施行令に定める手続に従って、関係機関（登録機関）に対して差押えの登録の嘱託をしなければならない（<u>法第 62 条第 4 項</u>）。この場合において、その登録社債等の発行機関が同令第 1 条（登録機関）に規定する登録機関と異なるときは、その発行機関に対して差押えの通知をするものとする（<u>社債等登録法第 5 条</u>、<u>同法施行令第 13 条</u>、<u>第 18 条第 1 項</u>）。</p> <p><u>債権譲渡に係る登記</u></p> <p><u>（債権譲渡登記の効果）</u></p> <p><u>39</u> <u>動産・債権譲渡特例法第 4 条第 2 項《債権の譲渡の対抗要件の特例等》に規定する債権譲渡登記がされていたとしても、当該登記は譲渡の対象となる債権の譲渡の事実を公示するにすぎず、譲渡契約の有効性までも証明するものではない。</u></p> <p><u>したがって、滞納処分による差押えに先行して債権譲渡登記がされている場合であっても、債権譲渡契約が無効であるときには、差し押さえることができる。</u></p> <p><u>（債権譲渡登記と滞納処分による差押えが競合した場合）</u></p> <p><u>40</u> <u>債権譲渡登記がされた債権譲渡と滞納処分による差押えが競合した場合における優先関係は、債権譲渡登記がされた時と債権差押通知書が第三債務者に送達された時の先後により判定する。</u></p> <p><u>したがって、法人である滞納者の売掛債権等を差し押さえた場合には、債権譲渡登記の有無を確認するため、滞納者の本店等所在地の法務局等において滞納者の概要記録事項証明書の交付を請求する必要がある。</u></p> <p><u>第 62 条の 2 関係 振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期</u></p>	<p>(登録社債等の差押えの登録の嘱託)</p> <p><u>39</u> 登録社債等を差し押さえたときは、社債等登録法施行令に定める手続に従って、関係機関（登録機関）に対して差押えの登録の嘱託をしなければならない（<u>法 62 条 4 項</u>）。この場合において、その登録社債等の発行機関が同令第 1 条（登録機関）に規定する登録機関と異なるときは、その発行機関に対して差押えの通知をするものとする（<u>社債等登録法 5 条</u>、<u>同法施行令 13 条</u>、<u>18 条 1 項</u>）。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>差押手続</u></p> <p><u>(第三債務者)</u></p> <p>1 <u>法第 62 条の 2 第 1 項の「第三債務者」とは、振替社債等の発行者をいう。</u></p> <p><u>(振替機関等)</u></p> <p>2 <u>法第 62 条の 2 第 1 項の「振替機関等」とは、振替機関及び口座管理機関をいう(社債等振替法第 2 条第 5 項)。</u></p> <p>(注)1 <u>「振替機関」とは、社債等の振替に関する業務を行う者として主務大臣の指定を受けた株式会社をいい(同法第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 項)、具体的には、株式会社証券保管振替機構が指定されている。</u></p> <p>2 <u>「口座管理機関」とは、振替機関又は他の口座管理機関から社債等の振替を行うための口座の開設を受けた上で、加入者のために口座を開設して振替業を行う者をいい(同法第 2 条第 4 項、第 44 条第 1 項、第 45 条)、具体的には証券会社、銀行等が該当する。</u></p> <p><u>(差押えの手続)</u></p> <p>3 <u>振替社債等の差押えは、第三債務者及び振替機関等に債権差押通知書を送達して行う。</u></p> <p><u>なお、振替機関等に対する振替口座簿への差押えの記載等の申請は必要がない(社債等振替法第 73 条、第 74 条等参照)。</u></p> <p>(注) <u>振替社債等は、社債等振替法により、社債券等の発行がされず(同法第 67 条第 1 項、第 89 条第 1 項)、振替機関等の振替口座簿の記載又は記録により権利の帰属が定まるものであり(同法第 66 条、第 88 条)、その譲渡は、振替の申請により、譲受人が振替口座簿にその譲渡に係る金額の記載又は記録を受けなければその効力</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>を生じない（同法第 73 条、第 98 条）。</u></p> <p><u>（振替国債の第三債務者）</u></p> <p>4 <u>振替国債の差押えは、第三債務者を国とし、その代表者を財務大臣と記載した債権差押通知書を日本銀行に送達することにより行う。</u></p> <p><u>（注）1 振替国債は、社債等振替法の適用を受けるものとして財務大臣が指定した国債をいう（同法第 88 条）。</u></p> <p>2 <u>元本部分と利息部分を分離することの申請ができる振替国債として財務大臣が指定する分離適格振替国債（同法第 90 条第 1 項）については、元本と利息を分離して流通させることができる。ただし、分離統合の申請は、金融機関等のうち財務大臣が告示するものでなければ行うことができない（同法第 93 条、第 94 条、分離適格振替国債の指定等に関する省令第 4 条）。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（債権差押通知書）</u></p> <p>5 <u>法第 62 条の 2 第 1 項の「債権差押通知書」は、令第 27 条第 2 項各号《債権差押通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 4 号及び第 4 号の 2 の書式による。</u></p> <p><u>なお、第三債務者に対してはその履行を、振替機関等に対しては振替社債等の振替又は抹消を禁じる旨を記載しなければならない。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（差押調書）</u></p> <p>6 <u>振替社債等を差し押さえたときは、法第 54 条《差押調書》の規定により、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付する。この謄本には、振替社債等の取立てその他の処分を禁ずる旨のほか、振替社債等の振替又は抹消の申請を禁ずる旨を付記しなければならない（法第 62 条の 2 第 2 項、令第 21 条第 3 項第 2 号）。</u></p>	<p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>差押えの効力</u> <u>(効力発生の時期)</u></p> <p>7 <u>振替社債等の差押えは、債権差押通知書が振替機関等に送達された時にその効力が生ずる（法第 62 条の 2 第 3 項）。この場合において、滞納者に対する差押調書の謄本の交付及び第三債務者に対する債権差押通知書の交付は、差押えの効力発生要件ではないが、法第 54 条《差押調書》及び第 62 条の 2 第 1 項の規定により、滞納者及び第三債務者に交付しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(差押えの効力)</u></p> <p>8 <u>振替社債等の差押えにより、滞納者はその振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請が禁止され、第三債務者はその振替社債等の履行が禁止され、振替機関等はその振替社債等の振替又は抹消が禁止される（法第 62 条の 2 第 2 項、令第 27 条第 2 項第 3 号、第 4 号）。</u></p> <p><u>(注)1 徴収職員は、差し押さえた振替社債等の取立てを行うことができる（法第 67 条第 1 項）。この場合において、徴収職員は、その発行者から償還を受けるのと引き換えに、その振替社債等の抹消を振替機関等に対して申請する必要がある（社債等振替法第 71 条、第 96 条等）。</u></p> <p><u>2 徴収職員は、差し押さえた振替社債等のうち、弁済期が取立てを行おうとする時から 6 月以内に到来しないもの及び取立てを行うことが著しく困難であると認められるものは、換価することができる（法第 89 条第 2 項）。この場合において、徴収職員は、振替機関等に対し、滞納者の口座から買受人の口座への振替申請を行う必要がある（社債等振替法第 70 条、第 95 条等）。</u></p> <p>第 63 条関係 差し押さえる債権の範囲</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 63 条関係 差し押さえる債権の範囲</p>

改正後	改正前
<p>差し押さえる債権の範囲 (全額の差押え)</p> <p>1 徴収職員は、債権を差し押さえるときは、その債権の額が徴収すべき国税の額を超える場合においても、2 の場合を除き、その債権の全額を差し押さえなければならない(法第63条本文)。</p> <p>2 (省略)</p> <p>一部差押えの手続</p> <p>3 債権の一部を差し押さえる場合には、債権差押通知書の「差押債権」欄に、その債権のうち一部を差し押さえる旨を明記する(令第27条第1項第3号、第2項第2号参照)。</p> <p style="text-align: center;">第64条関係 抵当権等により担保される債権の差押え</p> <p>債権差押えの登記の嘱託 (登記の嘱託)</p> <p>1 抵当権(根抵当権を含む。以下3及び4において同じ。昭和55.12.24付民三第7176号法務省民事局長通達)又は登記することができる質権若しくは先取特権によって担保される債権を差し押さえた場合(債権差押え後に、その債権を被担保債権として担保権が設定された場合を含む。昭和42.1.30付民事甲第206号法務省民事局長通達)には、税務署長は、債権差押えの登記を関係機関に嘱託する。この関係機関については、第68条関係36、第70条関係5、第71条関係6、第72条関係15及び第73関係52と同様である。この債権差押えの登記は、担保権の登記の付記登記としてなされ</p>	<p>差し押さえる債権の範囲 (全額の差押え)</p> <p>1 徴収職員は、債権を差し押さえるときは、その債権の額が徴収すべき国税の額を超える場合においても、2 の場合を除き、その債権の全額を差し押さえなければならない(法63条本文)。</p> <p>2 (同左)</p> <p>一部差押えの手続</p> <p>3 債権の一部を差し押さえる場合には、債権差押通知書の「差押債権」欄に、その債権のうち一部を差し押さえる旨を明記する(令27条3号参照)。</p> <p style="text-align: center;">第64条関係 抵当権等により担保される債権の差押え</p> <p>債権差押えの登記の嘱託 (登記の嘱託)</p> <p>1 抵当権(根抵当権を含む。昭和55.12.24付民三第7.176号法務省民事局長通達。以下3及び4において同じ。)又は登記することができる質権若しくは先取特権によって担保される債権を差し押さえた場合(債権差押え後に、その債権を被担保債権として担保権が設定された場合を含む。昭和42.1.30付民事甲第206号法務省民事局長通達)には、税務署長は、債権差押えの登記を関係機関に嘱託する。この関係機関については、第68条関係44、第70条関係5、第71条関係5、第72条関係19及び第73関係52と同様である。この債権差押えの登記は、担保権の登記の付記登記としてなされる</p>

改正後	改正前
<p>る（<u>不動産登記規則第3条第4号</u>）。</p> <p>なお、債権差押えの登記は、債権差押えの効力発生要件ではないが、その登記をすることにより、その抵当権、質権又は先取特権に差押えの効力が及んでいることについて対抗要件を具備することとなる。</p> <p>(注)1 登記の嘱託とは、官公署が法令の規定に従って関係機関に対して登記の依頼を行うことをいう。嘱託による登記の手続には、原則として申請による登記に関する規定が準用される（<u>不動産登記法第16条第2項</u>、<u>船舶登記令第35条</u>、<u>航空機登録令第8条</u>、<u>自動車登録令第9条</u>、<u>建設機械登記令第16条</u>、<u>小型船舶登録令第6条</u>、<u>特許登録令第15条等</u>）。</p> <p><u>2 動産・債権譲渡特例法第4条第1項《債権の譲渡の対抗要件の特例等》に規定する債権譲渡登記ファイルに質権の設定登記がされた債権については、法第64条の規定は適用されない。</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>債権譲渡又は担保権の処分と差押えとの関係</p> <p>3 抵当権又は登記することができる質権若しくは先取特権によって担保される債権の譲渡と滞納処分による差押えとの優劣は、その担保権の移転の登記又は債権差押えの登記との先後によってではなく、債権譲渡の対抗要件である確定日付のある通知又は承諾と債権差押通知書の送達との先後によって定まる（<u>法第62条関係33</u>）。したがって、債権譲渡が優先する場合には、債権差押えの登記をしても、債権譲受人に対し担保権につき差押えの効力を主張できず（大正 1.11.26 大判参照）、また、差押えが優先する場合においては、既に担保権の移転の登記がされていても、その抹消を求めることができる（昭和 35.4.28 高知地判、昭和 35.9.28 松山地判参照）。</p> <p>なお、被担保債権と別個になされる抵当権のみの譲渡、順位譲渡その他の抵当権の</p>	<p>（<u>不動産登記法施行細則55条、56条</u>）。</p> <p>なお、債権差押えの登記は、債権差押えの効力要件ではないが、その登記をすることにより、その抵当権、質権又は先取特権に差押えの効力が及んでいることについて対抗要件を具備することとなる。</p> <p>(注) 登記の嘱託とは、官公署が法令の規定に従って関係機関に対して登記の依頼を行うことをいう。嘱託による登記の手続には、原則として申請による登記に関する規定が準用される（<u>不動産登記法25条2項</u>、<u>船舶登記規則1条</u>、<u>航空機登録令8条</u>、<u>自動車登録令9条</u>、<u>建設機械登記令9条</u>、<u>特許登録令15条等</u>）。</p> <p>（新設）</p> <p>2 （同左）</p> <p>債権譲渡又は担保権の処分と差押えとの関係</p> <p>3 抵当権又は登記することができる質権若しくは先取特権によって担保される債権の譲渡と滞納処分による差押えとの優劣は、その担保権の移転の登記又は債権差押えの登記との先後によってではなく、債権譲渡の対抗要件である確定日付のある通知又は承諾と債権差押通知書の送達との先後によって定まる（<u>法62条関係33</u>）。したがって、債権譲渡が優先する場合には、債権差押えの登記をしても、債権譲受人に対し担保権につき差押えの効力を主張できず（大正 1.11.26 大判）、また、差押えが優先する場合においては、既に担保権の移転の登記がされていても、その抹消を求めることができる（昭和 35.4.28 高知地判、昭和 35.9.28 松山地判）。</p> <p>なお、被担保債権と別個になされる抵当権のみの譲渡、順位譲渡その他の抵当権の</p>

改正後	改正前
<p>処分と差押えとの優劣は、<u>抵当権の処分の登記と債権差押えの登記との先後によって定まることに留意する（民法第177条、第376条参照）。</u></p> <p>債権差押えの通知 （質権又は抵当権が設定されている場合）</p> <p>4 税務署長は、1 の嘱託をしたときは、その質権又は抵当権が設定されている財産の権利者（第三債務者を除く。）に対して、<u>債権差押えをした旨を通知しなければならない（法第64条後段）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p>（先取特権がある場合）</p> <p>5 税務署長は、1 の嘱託をしたときは、その先取特権がある財産の権利者に対して4の通知をしなければならない。この場合において、その権利者がその被差押債権の第三債務者であるときは、この通知は要しない（<u>法第64条後段</u>）。</p> <p>他の担保権のある債権の差押え （動産質等のある場合の差押手続）</p> <p>6 動産について質権又は留置権のある債権を差し押さえた場合には、その質権又は留置権に差押えの効力が及ぶから、その質権又は留置権の目的となっている財産の権利者（第三債務者を除く。）に対して、4に準じて<u>債権を差し押さえた旨を通知するほか、</u>滞納者の所持する質物又は留置物を動産差押えの手続に準ずる方法により徴収職員が直接占有するものとする。</p> <p><u>なお、その質物又は留置物を滞納者以外の第三者が所持している場合の徴収職員の占有の手続については、法第56条第1項、第58条及び第60条第1項本文《動産の差押手続、保管等》の規定に準じて行う。</u></p> <p><u>また、不動産留置権のある債権を差し押さえた場合においても、上記の手続に準ず</u></p>	<p>処分と差押えとの優劣は、<u>抵当権の処分の登記と債権差押えの登記との先後によって定まることに留意する（民法177条、<u>375</u>条参照）。</u></p> <p>債権差押えの通知 （質権又は抵当権が設定されている場合）</p> <p>4 税務署長は、1 の嘱託をしたときは、その質権又は抵当権が設定されている財産の権利者（第三債務者を除く。）に対して、<u>債権差押えをした旨を通知しなければならない（法64条後段）。この通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p> <p>（先取特権がある場合）</p> <p>5 税務署長は、1 の嘱託をしたときは、その先取特権がある財産の権利者に対して4の通知をしなければならない。この場合において、その権利者がその被差押債権の第三債務者であるときは、この通知は要しない（<u>法64条後段</u>）。</p> <p>他の担保権のある債権の差押え （動産質等のある場合の差押手続）</p> <p>6 動産について質権又は留置権のある債権を差し押さえた場合には、その質権又は留置権に差押えの効力が及ぶから、その質権又は留置権の目的となっている財産の権利者（第三債務者を除く。）に対し、4に準じて<u>債権差押えをした旨を通知する。この場合には、</u>滞納者の所持する質物又は留置物を動産差押えの手続に準ずる方法により、<u>徴収職員が直接占有するものとする。この場合において、その質物又は留置物を滞納者以外の第三者が所持している場合の徴収職員の占有の手続については、法第56条第1項、第58条及び第60条第1項本文《動産の差押手続、保管等》の規定による手続を準用する。</u></p> <p><u>なお、不動産留置権のある債権を差し押さえた場合においても、上記の手続に準ず</u></p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(債権質のある場合の差押手続)</p> <p>7 債権質のある債権を差し押さえた場合(8の場合を除く。)には、その債権質の目的となっている債権の債務者(第三債務者を除く。)に対して、4に準じて主たる債権(その債権質によって担保されている被差押債権)を差し押さえた旨を通知するものとする。この場合において、主たる債権の債権者(滞納者)の占有する債権に関する証書があるときは、法第65条《債権証書の取上げ》の規定によりその証書を取り上げることができる。</p> <p><u>なお、債権証書の交付が債権譲渡の効力発生要件とされている債権(記名社債、記名国債等)を質権の目的とする場合には、その証書を質権者に交付しなければ質権設定の効力は生じない(民法第363条)。</u></p> <p>(有価証券質のある場合の差押手続)</p> <p>8 有価証券を目的とする質権のある債権を差し押さえた場合には、その質権の設定者(第三債務者を除く。)に対して、4に準じて<u>債権を差し押さえた旨</u>を通知するほか、滞納者が占有するその質権の目的である有価証券を、法第65条《債権証書の取上げ》の規定により徴収職員が占有する。この場合において、その有価証券が記名社債又は記名株式であるときは、その有価証券質に差押えの効力が及んでいることの對抗要件を具備するために、その有価証券を発行した者に<u>債権を差し押さえた旨</u>を通知する(民法第365条、会社法第688条、第147条参照)。</p> <p><u>なお、有価証券を滞納者以外の第三者が所持している場合の徴収職員の占有の手続については、法第56条第1項、第58条及び第60条第1項本文《動産の差押手続、保管等》の規定に準じて行う。</u></p>	<p>る。</p> <p>(債権質のある場合の差押手続)</p> <p>7 債権質のある債権を差し押さえた場合(8の場合を除く。)には、その債権質の目的となっている債権の債務者(第三債務者を除く。)に対して、4に準じて主たる債権(その債権質によって担保されている被差押債権)を差し押さえた旨を通知するものとする。この場合において、主たる債権の債権者(滞納者)の占有する債権に関する証書があるときは、法第65条《債権証書の取上げ》の規定によりその証書を取り上げることができる。</p> <p><u>(注) 債権をもって質権の目的とする場合において、その債権につき証書があるときは、質権の設定の効力は、その証書を交付しなければ生じない(民法363条)。</u></p> <p>(有価証券質のある場合の差押手続)</p> <p>8 有価証券を目的とする質権のある債権を差し押さえた場合には、その質権の設定者(第三債務者を除く。)に対して、4に準じて<u>債権差押えをした旨</u>を通知するほか、滞納者が占有するその質権の目的である有価証券を、法第65条《債権証書の取上げ》の規定により徴収職員が占有する。この場合において、その有価証券が記名社債又は記名株式であるときは、その有価証券質に差押えの効力が及んでいることの對抗要件を具備するために、その有価証券を発行した者に<u>債権差押えをした旨</u>を通知する(民法365条、商法209条参照)。</p> <p><u>(注) 上記の場合において、有価証券を滞納者以外の第三者が所持している場合の徴収職員の占有の手続については、法第56条第1項、第58条及び第60条第1項本文《動産の差押手続、保管等》の規定による手続に準ずる。</u></p>

改正後	改正前
<p>9 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 65 条関係 債権証書の取上げ</p> <p>債権証書の取上げ</p> <p>1 (省略)</p> <p>(取上げができる証書)</p> <p>2 法第 65 条の「債権に関する証書」とは、債権の発生、変更を証する文書のほか、債権の差押え、被差押債権の取立て、換価、権利の移転及び配当等のため必要と認められる文書をいい、例えば、郵便貯金通帳、銀行預金通帳、銀行預金証書、供託書正本（官庁又は公署が保管している場合に限る。供託規則第 24 条、第 25 条参照）、供託通知書、公正証書、確定判決、和解調書等がある。</p> <p>(取上げの手続)</p> <p>3 法第 65 条の「取り上げる」とは、徴収職員が、その債権に関する証書の取上げの意思をもって客観的な事実上の支配下に置くことをいう。この場合において、その証書を滞納者及びその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有し、その引渡しを拒むときは、法第 58 条《第三者が占有する動産等の差押手続》の規定の準用がある（法第 65 条後段）。</p> <p>(取上調書の作成)</p> <p>4 債権に関する証書を取り上げた場合は、令第 28 条第 1 項《債権証書等を取り上げた場合の調書》の規定により、同項各号に掲げる事項を記載した取上調書を作成して署名押印し、その謄本を滞納者その他その処分を受けた者に交付しなければならない。</p>	<p>9 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 65 条関係 債権証書の取上げ</p> <p>債権証書の取上げ</p> <p>1 (同左)</p> <p>(取上げができる証書)</p> <p>2 法第 65 条の「債権に関する証書」とは、債権の発生、変更を証する文書のほか、債権の差押え、被差押債権の取立て、換価、権利の移転及び配当等のため必要と認められる文書をいい、例えば、郵便貯金通帳、銀行預金通帳、銀行預金証書、供託書正本（官庁又は公署が保管している場合に限る。供託規則 24 条、25 条参照）、供託通知書、公正証書、確定判決、和解調書等がある。</p> <p>(取上げの手続)</p> <p>3 法第 65 条の「取り上げる」とは、徴収職員が、その債権に関する証書の取上げの意思をもって客観的な事実上の支配下に置くことをいう。この場合において、その証書を滞納者及びその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有し、その引渡しを拒むときは、法第 58 条《第三者が占有する動産等の差押手続》の規定の準用がある（法第 65 条後段）。</p> <p>(取上調書の作成)</p> <p>4 債権に関する証書を取り上げた場合は、令第 28 条第 1 項《債権証書等を取り上げた場合の調書》の規定により、同項各号に掲げる事項を記載した調書を作成して署名押印し、その謄本を滞納者その他その処分を受けた者に交付しなければならない。こ</p>

改正後	改正前
<p>この<u>書面の様式</u>は、別に定めるところによる。ただし、上記の取上げに際し、差押調書又は捜索調書を作成した場合において、これらの調書に取り上げる証書の名称、数量その他その証書を特定するに足りる必要な事項を付記したときは、取上調書の作成を要しない（<u>令第28条第2項</u>）。</p>	<p>の<u>調書</u>は、別に定めるところによる。ただし、上記の取上げに際し、差押調書又は捜索調書を作成した場合において、これらの調書に取り上げる証書の名称、数量その他その証書を特定するに足りる必要な事項を付記したときは、取上調書の作成を要しない（<u>令28条2項</u>）。</p>
<p>債権証書の返還等</p> <p>5 債権の差押えを解除する場合において、取り上げた債権に関する証書があるときの措置については、<u>法第80条第2項第1号及び第4項</u>《差押の解除の手続》の規定が準用される（<u>法第80条第5項</u>）。</p>	<p>債権証書の返還等</p> <p>5 債権の差押えを解除する場合において、取り上げた債権に関する証書があるときの措置については、<u>法第80条第2項第1号及び第4項</u>《差押の解除の手続》の規定が準用される（<u>法80条5項</u>）。</p>
<p style="text-align: center;">第66条関係 継続的な収入に対する差押えの効力</p>	<p style="text-align: center;">第66条関係 継続的な収入に対する差押えの効力</p>
<p>継続的な収入</p> <p>1 法第66条の「給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権」とは、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給料に係る債権（<u>法第76条第1項</u>参照）並びに継続的給付を目的とする契約関係から発生する収入を請求する権利、例えば、<u>賃貸借契約に基づく地代、家賃の請求権、社会保険制度に基づく診療報酬債権（平成17.12.6最高判参照）</u>等をいう。</p>	<p>継続的な収入</p> <p>1 法第66条の「給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権」とは、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給料に係る債権（<u>法76条1項</u>参照）並びに継続的給付を目的とする契約関係から発生する収入を請求する権利、例えば、<u>賃貸借契約に基づく地代、家賃の請求権等</u>をいう。</p>
<p>差押えの効力の及ぶ範囲</p> <p>2 （省略）</p> <p style="text-align: center;">（差押えの効力の存続）</p> <p>3 法第66条の継続的な収入に対する差押えの効力は、第三債務者が同一であり、かつ、滞納者と第三債務者との間の基本の法律関係に変更がない限り、その後に変更が</p>	<p>差押えの効力の及ぶ範囲</p> <p>2 （同左）</p> <p style="text-align: center;">（差押えの効力の存続）</p> <p>3 法第66条の継続的な収入に対する差押えの効力は、第三債務者が同一であり、かつ、滞納者と第三債務者との間の基本の法律関係に変更がない限り、その後に変更が</p>

改正後	改正前
<p>あった収入にも及ぶ。</p> <p>(注)1 (省略)</p> <p>2 <u>賃貸借の目的となった建物の賃料債権に対する差押えの効力が発生した後に当該建物が譲渡されると、賃貸人の地位が譲受人に移転するが(昭和 39.8.28 最高判参照)、差押えの効力は執行債権額を限度として建物所有者が将来收受すべき賃料債権に及んでいるから、その譲渡行為は、賃料債権の帰属の変更を伴う限りにおいて、将来における賃料債権の処分を禁止する差押えの効力に抵触し、当該建物の譲受人は、当該建物の賃料債権を取得したことを差押債権者に対抗することができない(平成 10.3.24 最高判参照)。</u></p> <p style="text-align: center;">第 67 条関係 差し押さえた債権の取立て</p> <p>取立て</p> <p>1 (省略)</p> <p>(取立ての範囲)</p> <p>2 債権を差し押さえたときは、差押えに係る国税の額にかかわらず、被差押債権の全額を取り立てるものとする(法第 67 条第 1 項)。</p> <p>(取立権取得の効果)</p> <p>3 <u>徴収職員は、債権差押えにより、その債権の取立権を取得するから、徴収職員が自己の名で被差押債権の取立てに必要な裁判上及び裁判外の行為をすることができる。ただし、滞納者が有する解除権又は取消権等の形成権については、一身専属的権利及び人格的権利並びに取立ての目的・範囲を超えるような形成権の行使はすることができない。</u>したがって、支払督促の申立て、給付の訴えの提起、配当要求、担保権の実</p>	<p>あった収入にも及ぶ。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 67 条関係 差し押さえた債権の取立て</p> <p>取立て</p> <p>1 (同左)</p> <p>(取立ての範囲)</p> <p>2 債権を差し押さえたときは、差押えに係る国税の額にかかわらず、被差押債権の全額を取り立てるものとする(法 67 条 1 項)。</p> <p>(取立権取得の効果)</p> <p>3 徴収職員は、債権差押えにより、その債権の取立権を取得するから、<u>差し押さえた債権の取立てに必要な滞納者の有する権利を行使することができる。</u>したがって、支払命令の申立て、給付の訴えの提起、配当要求、<u>破産手続又は会社更生手続への参加、担保権の実行、保証人に対する請求等の行為をすることができるが、債務の免除、譲渡、弁済期限の変更等取立ての目的を超える行為をすることはできない。</u></p>

改正後	改正前
<p>行、保証人に対する請求又は破産手続、会社更生手続若しくは民事再生手続への参加（例えば、債権の届出、議決権の行使等）等の行為をすることができるが、債務の免除、債権の譲渡、弁済期限の変更等取立ての目的を越える行為をすることはできない。</p> <p>(注)1 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てがあった場合においても、被差押債権の取立ては制限を受けない（通則法第105条第1項参照）。</p> <p>2 債権差押えに基づく取立訴訟において、第三債務者は、差押えに係る国税の存否を争うことはできない（昭和52.1.28広島地判、昭和45.6.11最高判参照）。</p> <p>3 <u>生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた債権者は、その取立権に基づき滞納者（契約者）の有する解約権を行使することができる（平成11.9.9最高判参照）。</u></p> <p>（取立ての方法）</p> <p>4 第三債務者が被差押債権をその履行期限までに任意に履行しないときは、徴収職員は、遅滞なくその履行を請求し、請求に応じないときは、3の債権取立てに必要な方法を講ずるものとする。</p> <p>なお、被差押債権の取立てについては、給付の訴えの提起、<u>支払督促</u>の申立て、仮差押え又は仮処分の申請等をする必要がある場合には、法務省の関係部局に依頼して行う（法務大臣の権限法第1条）。</p> <p>（担保権のある債権の取立手続）</p> <p>5 抵当権等により担保される債権を差し押さえた場合において、第三債務者が被差押債権の取立てに応じないときは、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 抵当権、質権（権利質並びに流質契約のある商事質及び営業質に掲げるものを除く。）、先取特権又は留置権の目的となっている財産については、執行法その他の法</p>	<p>(注)1 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てがあった場合においても、被差押債権の取立ては制限を受けない（通則法105条1項参照）。</p> <p>2 債権差押えに基づく取立訴訟において、第三債務者は、差押えに係る国税の存否を争うことはできない（昭和52.1.28広島地判、昭和45.6.11最高判参照）。</p> <p>（新設）</p> <p>（取立ての方法）</p> <p>4 第三債務者が被差押債権をその履行期限までに任意に履行しないときは、徴収職員は、遅滞なくその履行を請求し、請求に応じないときは、3の債権取立てに必要な方法を講ずるものとする。</p> <p>なお、<u>必要に応じ仮差押え又は仮処分の申請をすることができる。</u></p> <p>(注) 被差押債権の取立てについては、給付の訴えの提起、<u>支払命令</u>の申立て、仮差押え又は仮処分の申請等をする必要がある場合には、法務省の関係部局に依頼して行う（法務大臣の権限法1条）。</p> <p>（担保権のある債権の取立手続）</p> <p>5 抵当権等により担保される債権を差し押さえた場合において、第三債務者が被差押債権の取立てに応じないときは、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 抵当権、質権（権利質及び(注)に掲げるものを除く。）、先取特権又は留置権の目的となっている財産については、執行法その他の法律の規定により担保権の実行をす</p>

改正後	改正前
<p>律の規定により担保権の実行をする。</p> <p>なお、<u>流質契約のある商事質又は営業質の目的となっている財産については、流質期限の経過後は、滞納者の財産として差し押さえる。</u></p> <p>(2) 債権質の目的となっている債権については、その債権の債務者（第四債務者）から直接取り立てる（<u>民法第367条</u>）。</p> <p>なお、上記の債務者が取立てに応じないときは、<u>執行法第193条《債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等》</u>の規定により担保権の実行又は行使をする。</p> <p>(3)・(4) （省略）</p> <p><u>(生命保険契約の解約返戻金請求権の取立て)</u></p> <p>6 <u>生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた場合には、差押債権者は、その取立権に基づき滞納者（契約者）の有する解約権を行使することができる（平成11.9.9最高判参照）。ただし、その解約権の行使に当たっては、解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益（保険金請求権や特約に基づく入院給付金請求権等の喪失）とを比較衡量する必要がある、例えば、次のような場合には、解約権の行使により著しい不均衡を生じさせることにならないか、慎重に判断するものとする。</u></p> <p>(1) <u>近々保険事故の発生により多額の保険金請求権が発生することが予測される場合</u></p> <p>(2) <u>被保険者が現実に特約に基づく入院給付金の給付を受けており、当該金員が療養生活費に充てられている場合</u></p> <p>(3) <u>老齢又は既病歴を有する等の理由により、他の生命保険契約に新規に加入することが困難である場合</u></p> <p>(4) <u>差押えに係る滞納税額と比較して解約返戻金の額が著しく少額である場合</u></p>	<p>る。</p> <p>(注) <u>流質契約のある商事質又は営業質の目的となっている財産については、流質期限の経過後は、滞納者の財産として差し押さえる。</u></p> <p>(2) 債権質の目的となっている債権については、その債権の債務者（第四債務者）から直接取り立てる（<u>民法367条</u>）。</p> <p>なお、上記の債務者が取立てに応じないときは、<u>執行法第193条《債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等》</u>の規定により担保権の実行又は行使をする。</p> <p>(3)・(4) （同左）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>7 (省略)</p> <p>(給付の受領の資格)</p> <p>8 第三債務者から取り立てた金銭は、歳入歳出外現金出納官吏の資格において、受け入れる(出納官吏事務規程第1条第5項参照)。</p> <p>(履行の場所)</p> <p>9 被差押債権の履行場所は、原則として、次に掲げるとおりであり、被差押債権が持参債務であるときは、税務署の所在地が履行場所となる(10の(2)のただし書参照)。 <u>なお、滞納者と第三債務者との間で金融機関に振込入金することにより履行することになっている場合であっても、同様である。</u></p> <p>(1) 商行為により生じた債務(商法第516条参照)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ イ以外の場合には次による。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 特定物の引渡し以外の給付を目的とする債務については、履行する時の債権者の営業所(営業所がないときは住所)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (1)以外の債務(民法第484条参照)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ イ以外の場合には次による。</p>	<p>6 (同左)</p> <p>(給付の受領の資格)</p> <p>7 第三債務者から取り立てた金銭は、歳入歳出外現金出納官吏の資格において、受け入れる(管理事務提要(現金出納編)第131参照)。</p> <p>(履行の場所)</p> <p>8 被差押債権の履行場所は、原則として(民法664条、商法608条参照)、次に掲げるところによる。 <u>なお、被差押債権が持参債務であるときは、税務署の所在地が履行場所となる(9の(2)のただし書参照)。</u></p> <p>(注) 滞納者と第三債務者との間で金融機関に振込入金することにより履行することになっている場合であっても、同様である。</p> <p>(1) 商行為により生じた債務(商法516条参照)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ イ以外の場合には次による。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 特定物の引渡し以外の給付を目的とする債務については、履行する時の債権者の営業所(営業所がないときは住所)</p> <p>(注) <u>支店でした取引については、その支店が営業所とみなされる(商法516条3項)。</u></p> <p>(2) (1)以外の債務(民法484条参照)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ イ以外の場合には次による。</p>

改正後	改正前
<p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 特定物の引渡し以外の給付を目的とする債務については、履行する時の債権者の場所</p> <p>(注) 売買代金について、目的物の引渡しと同時に代金を支払うべきときは、その引渡しの場所が履行場所となる（民法第 574 条）。</p> <p>(履行の費用)</p> <p>10 被差押債権の履行の費用については、次による（民法第 485 条参照）。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>取立不能の判定</p> <p>11 第三債務者に弁済の資力がなく取立不能と認められる場合には、債権の差押えを解除するものとする。この場合において、取立不能の判定は、原則として強制執行等の強制的な取立手続をした後において行うが、第三債務者の資力その他の状況により、その債権が取立不能と認められるときは、強制的な取立手続をすることなく判定して差し支えない。</p> <p>取立財産の差押え</p> <p>12 第三債務者から取り立てた金銭（第 56 条関係 22 参照）以外の財産については、その財産の種類に応じて、法第 56 条《差押の手続及び効力発生時期等》、第 68 条《不動産の差押の手続及び効力発生時期》、第 70 条《船舶又は航空機の差押》又は第 71 条《自動車、建設機械又は小型船舶の差押え》の規定による差押えの手続をとらなければならない（法第 67 条第 2 項）。</p> <p>徴収したものとみなす</p>	<p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 特定物の引渡し以外の給付を目的とする債務については、履行する時の債権者の場所</p> <p>(注) 売買代金について、目的物の引渡しと同時に代金を支払うべきときは、その引渡しの場所が履行場所となる（民法 574 条）。</p> <p>(履行の費用)</p> <p>9 被差押債権の履行の費用については、次による（民法 485 条参照）。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>取立不能の判定</p> <p>10 第三債務者に弁済の資力がなく取立不能と認められる場合には、債権の差押えを解除するものとする。この場合において、取立不能の判定は、原則としては強制執行等の強制的な取立手続をした後において行うが、第三債務者の資力その他の状況により、その債権が取立不能と認められるときは、強制的な取立手続をすることなく判定して差し支えない。</p> <p>取立財産の差押え</p> <p>11 第三債務者から取り立てた金銭（第 56 条関係 26 参照）以外の財産については、その財産の種類に応じて、法第 56 条《差押の手続及び効力発生時期等》、第 68 条《不動産の差押の手続及び効力発生時期》、第 70 条《船舶又は航空機の差押》又は第 71 条《自動車又は建設機械の差押》の規定による差押えの手続をとらなければならない（法 67 条 2 項）。</p> <p>徴収したものとみなす</p>

改正後	改正前
<p>13 法第 67 条第 3 項の「徴収したものとみなす」とは、金銭（第 56 条関係 <u>22</u> 参照）を取り立てたときは、その限度において、滞納者の国税の納税義務を消滅させることをいう。</p> <p>なお、国税の納付に使用することができる有価証券を取り立てた場合において、その支払がなかったときは、滞納者の国税の納税義務は消滅しない（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律第 <u>2</u> 条参照）。</p> <p>弁済の委託</p> <p>14 （省略）</p> <p>（弁済受託に関する証書）</p> <p>15 徴収職員は、弁済の委託を受けたときは、弁済受託に関する証書を弁済の委託をした者に交付しなければならない（法第 <u>67</u> 条第 4 項、通則法第 <u>55</u> 条第 2 項）。</p> <p><u>なお、当該証書は、通則規則第 6 条《書式》に規定する別紙第 6 号書式の納付受託証書を補正の上使用する（規則第 3 条第 2 項参照）。</u></p> <p>（<u>弁済受託に関する証書に記載する延滞税の金額</u>）</p> <p>16 弁済受託に関する証書に記載する延滞税の金額は、弁済委託を受けた証券の種類により、それぞれ次に掲げる日までの金額とする。</p> <p>なお、次のそれぞれに掲げる日の翌日以後の延滞税については、通則法第 <u>63</u> 条第 <u>6</u> 項第 1 号《納付委託に係る延滞税の免除》の規定に準じて、免除することができるものとする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>（弁済委託に使用できる証券）</p>	<p>12 法第 67 条第 3 項の「徴収したものとみなす」とは、金銭（第 56 条関係 <u>26</u> 参照）を取り立てたときは、その限度において、滞納者の国税の納税義務を消滅させることをいう。</p> <p>なお、国税の納付に使用することができる有価証券を取り立てた場合において、その支払がなかったときは、滞納者の国税の納税義務は消滅しない（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律 <u>2</u> 条参照）。</p> <p>弁済の委託</p> <p>13 （同左）</p> <p>（弁済受託に関する証書）</p> <p>14 <u>弁済受託に関する証書は、通則規則第 5 条《書式》に規定する別紙第 6 号書式の納付受託証書を補正の上使用する（規則 3 条 2 項参照）。</u></p> <p>(注) 徴収職員は、弁済の委託を受けたときは、弁済受託に関する証書を弁済の委託をした者に交付しなければならない（法 <u>67</u> 条 4 項、通則法 <u>55</u> 条 2 項）。</p> <p>（証書に記載する延滞税の金額）</p> <p>15 弁済受託に関する証書に記載する延滞税の金額は、弁済委託を受けた証券の種類により、それぞれ次に掲げる日までの金額とする。</p> <p>なお、次のそれぞれに掲げる日の翌日以後の延滞税については、通則法第 <u>63</u> 条第 <u>4</u> 項第 1 号《納付委託に係る延滞税の免除》の規定に準じて、免除することができるものとする。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>（弁済委託に使用できる証券）</p>

改正後	改正前
<p><u>17</u> 弁済委託に使用することができる証券は、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律の規定に基づき国税及び歳入の納付に使用することができる証券以外の有価証券のうち、次に掲げる小切手、約束手形又は為替手形に限る取扱いとする（<u>法第 67 条第 4 項、通則法第 55 条第 1 項</u>参照）。</p> <p>なお、証券の券面金額が差押えに係る国税の額を超える場合であっても、被差押債権の金額を超えない限り、その証券による弁済の委託を受けることができる。</p> <p>(1) 再委託をする銀行が加入している手形交換所に加入している銀行（手形交換所に準ずる制度を利用して再委託銀行と交換決済をすることができる銀行を含む。以下<u>17</u>において「所在地の銀行」という。）を支払人とし、再委託銀行の名称（店舗名を含む。）を記載した特定線引の小切手で、次のいずれかに該当するもの （削除）</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 振出人が弁済委託をする者以外の者であるときは、弁済委託をする者が税務署長に取立てのための裏書をしたもの</p> <p><u>(注) 信用金庫、農業協同組合等は、小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件により、小切手法の適用については銀行と同視されているので、これらのもののうち、手形交換所に代理交換の認められているものは、手形交換所に加入している銀行として取り扱う。</u></p> <p>(2)・(3) （省略）</p> <p>（弁済委託を受けることができる場合）</p>	<p><u>16</u> 弁済委託に使用することができる証券は、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律の規定に基づき国税及び歳入の納付に使用することができる証券以外の有価証券のうち、次に掲げる小切手、約束手形又は為替手形に限る取扱いとする（<u>法 67 条 4 項、通則法 55 条 1 項</u>参照）。</p> <p>なお、証券の券面金額が差押えに係る国税の額を超える場合であっても、被差押債権の金額を超えない限り、その証券による弁済の委託を受けることができる。</p> <p>(1) 再委託をする銀行が加入している手形交換所に加入している銀行（手形交換所に準ずる制度を利用して再委託銀行と交換決済をすることができる銀行を含む。以下<u>16</u>において「所在地の銀行」という。）を支払人とし、再委託銀行の名称（店舗名を含む。）を記載した特定線引の小切手で、次のいずれかに該当するもの</p> <p><u>(注) 信用金庫、農業協同組合等は、小切手ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件により、小切手法の適用については銀行と同視されているので、これらのもののうち、手形交換所に代理交換の認められているものは、手形交換所に加入している銀行として取り扱う。</u></p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 振出人が弁済委託をする者以外の者であるときは、弁済委託をする者が税務署長に取立てのための裏書をしたもの （新設）</p> <p>(2)・(3) （同左）</p> <p>（弁済委託を受けることができる場合）</p>
<p><u>18</u> 弁済委託を受けることができる場合は、最近において取立てが確実に認められる <u>17</u></p>	<p><u>17</u> 弁済委託を受けることができる場合は、最近において取立てが確実に認められる <u>16</u></p>

改正後	改正前
<p>の証券を提供した場合で、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに限る取扱いとする（<u>法第67条第4項</u>、<u>通則法第55条第1項</u>参照）。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第三債務者の提供した証券の支払期日が弁済期後となるときは、その証券の支払期日まで弁済期限を猶予することを滞納者が承認したことを証する書面を、併せて提出したとき（<u>19</u>、<u>令第29条</u>参照）。</p> <p><u>19</u> (省略)</p> <p>(取立ての費用)</p> <p><u>20</u> 弁済委託を受けた証券の取立てにつき費用を要するときは、その費用の額に相当する金額を第三債務者から併せて提供させなければならないが（<u>法第67条第4項</u>、<u>通則法第55条第1項</u>後段参照）、この場合における費用とは、銀行に再委託した場合における取立手数料その他銀行が取立てをするために要する費用（例えば、取立済通知を電信で受けるように依頼して取立委託をする場合の実費等）をいう。</p> <p>なお、取立費用は、徴収職員としての資格ではなく、歳入歳出外現金出納官吏の資格において受領するものである（<u>出納官吏事務規程第1条第5項</u>参照）。</p> <p>(再委託)</p> <p><u>21</u> 弁済委託を受けた証券は、その取立てのため、徴収職員が確実と認める金融機関に再委託をすることができる（<u>法第67条第4項</u>、<u>通則法第55条第3項</u>）。</p> <p>(納付委託に関する規定の準用)</p> <p><u>22</u> 弁済委託については、<u>通則法第55条第1項</u>から第3項《納付委託》までの規定が準用される（<u>法第67条第4項</u>）。</p>	<p>の証券を提供した場合で、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに限る取扱いとする（<u>法67条4項</u>、<u>通則法55条1項</u>参照）。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 第三債務者の提供した証券の支払期日が弁済期後となるときは、その証券の支払期日まで弁済期限を猶予することを滞納者が承認したことを証する書面を、併せて提出したとき（<u>18</u>、<u>令29条</u>参照）。</p> <p><u>18</u> (同左)</p> <p>(取立ての費用)</p> <p><u>19</u> 弁済委託を受けた証券の取立てにつき費用を要するときは、その費用の額に相当する金額を第三債務者から併せて提供させなければならないが（<u>法67条4項</u>、<u>通則法55条1項</u>後段参照）、この場合における費用とは、銀行に再委託した場合における取立手数料その他銀行が取立てをするために要する費用（例えば、取立済通知を電信で受けるように依頼して取立委託をする場合の実費等）をいう。</p> <p>なお、取立費用は、徴収職員としての資格ではなく、歳入歳出外現金出納官吏の資格において受領するものである（<u>管理事務提要（現金出納編）第131</u>参照）。</p> <p>(再委託)</p> <p><u>20</u> 弁済委託を受けた証券は、その取立てのため、徴収職員が確実と認める金融機関に再委託をすることができる（<u>法67条4項</u>、<u>通則法55条3項</u>）。</p> <p>(納付委託に関する規定の準用)</p> <p><u>21</u> 弁済委託については、<u>通則法第55条第1項</u>から第3項《納付委託》までの規定が準用される（<u>法67条4項</u>）。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 款 不動産等の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 68 条関係 不動産の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>1 (省略)</p> <p>民法上の不動産 (土地及び土地の定着物)</p> <p>2 <u>1の(1)に掲げる「土地及び土地の定着物」とは、民法第 86 条第 1 項《不動産の定義》に規定する不動産をいい、なお次のことに留意する。</u></p> <p>(1) 土地の所有権は、法令の制限内においてその土地の上下に及ぶが(民法第<u>207</u>条)、鉱業法において、鉱物として列挙されたもので、未採掘のものを取得する権利等は国により賦与されるので、その権利の賦与がない限り、その鉱物には土地の所有権が及ばない(鉱業法第<u>2</u>条、<u>3</u>条)。</p> <p>(2) 土地の定着物とは、土地に付着させられ、かつ、取引上の性質としてその土地に継続的に付着させられた状態で使用されるもの(例えば、建物その他の工作物、植栽された樹木、大規模な基礎工事によって土地に固着させられた機械等)をいい、<u>原則として、土地の一部として土地の差押えの効力が及ぶ。ただし、建物及び立木法による立木は、取引上及び登記上、土地とは別個の不動産として取り扱われ(不動産登記法第 2 条第 1 号、第 5 号、立木法第 1 条、第 2 条)、その差押えには別個の差押手續を必要とする。</u></p> <p>(注) 登記することができない土地の定着物は、民事執行の手續の上では、動産執行の対象となる(執行法第<u>43</u>条第<u>1</u>項、<u>122</u>条第<u>1</u>項)。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 款 不動産等の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 68 条関係 不動産の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>1 (同左)</p> <p>民法上の不動産 (土地及び土地の定着物)</p> <p>2 <u>土地及び土地の定着物は、民法第 86 条第 1 項《不動産の定義》に規定する不動産であるが、</u>なお次のことに留意する。</p> <p>(1) 土地の所有権は、法令の制限内においてその土地の上下に及ぶが(民法 <u>207</u> 条)、<u>鉱業法において、</u>鉱物として列挙されたもので、未採掘のものを取得する権利等は国により賦与されるので、その権利の賦与がない限り、その鉱物には土地の所有権が及ばない(鉱業法 <u>2</u> 条、<u>3</u> 条)。</p> <p>(2) 土地の定着物とは、土地に付着させられ、かつ、取引上の性質としてその土地に継続的に付着させられた状態で使用されるもの(例えば、建物その他の工作物、植栽された樹木、大規模な基礎工事によって土地に固着させられた機械等)をいい、<u>土地の一部として土地の差押えの効力が及ぶが、</u>建物及び立木法による立木は、取引上及び登記<u>簿</u>上、土地と別個の不動産として取り扱われ、その差押えには別個の差押手續を必要とする。</p> <p>(注) 登記することができない土地の定着物は、民事執行の手續の上では、動産執行の対象となる(執行法 <u>43</u> 条 <u>1</u> 項、<u>122</u> 条 <u>1</u> 項)。</p> <p>(3) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(4) 工場抵当法第2条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の規定による<u>工場抵当権</u>の目的となっている土地の備付物には、その土地に対する差押えの効力が及ぶ（同法第7条第1項。4参照）。</p> <p>(注) 「<u>工場抵当権</u>」とは、工場抵当法第2条の規定により、工場所有者が工場に属する土地又は建物（工場財団を組成する土地又は建物を除く。）の上に設定した<u>抵当権</u>をいう。</p> <p>(建物)</p> <p>3 <u>1の(1)に掲げる「土地の定着物」に該当する建物</u>とは、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいい（<u>不動産登記規則第111条</u>）、取引上及び登記上、土地から独立した不動産とされ、<u>土地とは別個に差し押えなければならない。</u></p> <p>なお、<u>次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>不動産登記手続上、建物の認定に当たっては、次に掲げる例示から類推し、その利用状況等を勘案して判定するものとされている（不動産登記事務取扱手続準則（平成17.2.25付民事二第456号法務省民事局長通達）第77条）。</u></p> <p>イ・ロ （省略）</p> <p>(2) 建築中の建物のうち、建物の使用の目的からみて使用可能な程度に完成していないものは、動産として差し押さえる（大正15.2.22大判参照）。この場合において、その後通常建物として使用することができる程度（屋根、周壁及び床を備える状態）に完成したときは、改めて不動産としての差押えの上、動産としての差押えを解除するものとする。</p> <p>なお、建築中の建物については、不動産工事の先取特権の登記がある場合（<u>不動産登記法第86条参照</u>）であっても、建物としての差押え及びその登記をすることはできない。</p>	<p>(4) 工場抵当法第2条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の規定による<u>工場抵当</u>の目的となっている土地の備付物には、その土地に対する差押えの効力が及ぶ（同法7条1項。4参照）。</p> <p>(新設)</p> <p>(建物)</p> <p>3 建物とは、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいい（<u>不動産登記事務取扱手続準則（昭和52.9.3付民三第4,472号法務省民事局長通達）136条1項</u>）、取引上及び登記簿上、土地から独立した不動産とされ、<u>土地には別個に差し押えなければならないが、</u>なお次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>不動産登記手続上次のイの建造物は建物として取り扱われるとして例示されているが、ロの建造物は建物として取り扱われないこととされている（不動産登記事務取扱手続準則136条2項）。</u></p> <p>イ・ロ （同左）</p> <p>(2) 建築中の建物のうち、建物の使用の目的からみて使用可能な程度に完成していないものは、動産として差し押さえる（大正15.2.22大判参照）。この場合において、その後通常建物として使用することができる程度（屋根、周壁及び床を備える状態）に完成した場合には、改めて不動産としての差押えの上、動産としての差押えを解除するものとする。</p> <p>なお、建築中の建物については、不動産工事の先取特権の登記がある場合であっても、建物としての差押え及びその登記をすることはできない（<u>不動産登記法136条参照</u>）。</p>

改正後	改正前
<p>(3) (省略)</p> <p>(4) 1棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの（建物の区分所有等に関する法律第1条参照）があるときは、その各部分について独立した不動産として差し押さえる（不動産登記法第2条第5号、第22号、第12条参照）。</p> <p>(5) 同一の建物につき2以上の表示の登記がされている場合には、先にされた表示の登記が建物の現況と符合している以上、後にされた表示の登記は無効である（昭和37.10.4付民事甲第2820号法務民事局長通達参照）。</p> <p>(6) 工場抵当法第2条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の規定による<u>工場抵当権</u>の目的となっている建物の備付物には、その建物に対する差押えの効力が及ぶ（同法第7条第1項、4参照）。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(4) 1棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの（建物の区分所有等に関する法律1条参照）があるときは、その各部分について独立した不動産として差し押さえる（不動産登記法15条ただし書、16条ノ2参照）。</p> <p>(5) 同一の建物につき2以上の表示の登記がされている場合には、先にされた表示の登記が建物の現況と符合している以上、後にされた表示の登記は無効である（昭和37.10.4付民事甲第2,820号法務民事局長通達参照）。</p> <p>(6) 工場抵当法第2条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の規定による<u>工場抵当</u>の目的となっている建物の備付物には、その建物に対する差押えの効力が及ぶ（同法7条1項、4参照）。</p>
<p>財団を組成しない<u>工場抵当権</u>の目的となっている土地又は建物 （差押えの効力が及ぶ財産）</p> <p>4 工場抵当法第7条《差押え等の及び範囲》の規定により、<u>工場抵当権</u>の目的となっている土地又は建物についての差押えの効力は、その土地又は建物に付加してこれと一体となっている物及びその土地又は建物に備え付けた機械器具その他工場の用に供する物に及び、その備え付けた時期が<u>工場抵当権</u>の設定又は差押えの前であると後であるとを問わない（大正9.12.3大判参照）。</p> <p>（差押えの効力が及ばない財産）</p> <p>5 工場抵当法第1条《工場の定義》にいう工場の土地又は建物についての<u>工場抵当権</u>の効力は、次に掲げる物には及ばないから、その土地又は建物についての差押えの効力も及ばない。したがって、これらの物件が同法第3条《<u>抵当権の目的物の登記</u>》の目録に<u>記録</u>されている場合においても、その<u>記録</u>は効力がない（同法第3条第2項、</p>	<p>財団を組成しない<u>工場抵当</u>の目的となっている土地又は建物 （差押えの効力が及ぶ財産）</p> <p>4 工場抵当法第7条《差押え等の及び範囲》の規定により、<u>抵当権</u>の目的となっている土地又は建物についての差押えの効力は、その土地又は建物に付加してこれと一体となっている物及びその土地又は建物に備え付けた機械器具その他工場の用に供する物に及び、その備え付けた時期が<u>抵当権</u>の設定又は差押えの前であると後であるとを問わない（大正9.12.3大判）。</p> <p>（差押えの効力が及ばない財産）</p> <p>5 工場抵当法第1条《工場の定義》にいう工場の土地又は建物についての<u>抵当権</u>の効力は、次に掲げる物には及ばないから、その土地又は建物についての差押えの効力も及ばない。したがって、これらの物件が同法第3条《<u>抵当権の目的物の目録</u>》の目録に<u>記載</u>されている場合においても、その<u>記載</u>は効力がない（同法3条2項、35条参照）。</p>

改正後	改正前
<p>第3項参照)。</p> <p>(1) 土地を差し押さえた場合の建物及び建物を差し押さえた場合の土地(工場抵当法第2条)</p> <p>(2) 備付物のうち、設定行為で工場抵当権の効力が及ばない旨の特約の登記のある物(工場抵当法第2条第1項ただし書、第2項)</p> <p>(3) 工場抵当権設定者が工場抵当権者以外の一般債権者を害することを知り、工場抵当権者もその事情を知らずながら備え付けた物(工場抵当法第2条第1項ただし書、第2項。民法第424条参照)</p> <p>(4) 他人の所有物(民法第242条ただし書、昭和37.5.10最高判参照)</p> <p>(5) 工場所有者が工場抵当権者の同意を得て土地又は建物から分離し、又は備付けをやめた物(工場抵当法第6条)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(目録に記録されていない財産)</p> <p>6 工場抵当法第2条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の規定により工場抵当権の効力が当然に及ぶ物であっても、同法第3条《抵当権の目的物の登記》に規定する目録にその記録がない場合には、これらの物についての工場抵当権の効力は第三者に対抗することができないから、これらの財産の差押えも第三者に対抗することができない。したがって、この場合には、滞納者に代位して、工場抵当権者の同意を得て目録の記録の変更登記をするか、又はこれらの財産を独立の動産として差し押さえる(同法第3条第2項、第3項、第4項、第38条。平成6.7.14最高判参照)。</p> <p>(差押え後の抵当権の設定)</p> <p>7 土地又は建物を差し押さえた後、その土地又は建物について工場抵当法第2条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の工場抵当権が設定された場合には、そ</p>	<p>(1) 土地を差し押さえた場合の建物及び建物を差し押さえた場合の土地(工場抵当法第2条)</p> <p>(2) 備付物のうち、設定行為で抵当権の効力が及ばない旨の特約の登記のある物(工場抵当法第2条第1項ただし書、第2項)</p> <p>(3) 抵当権設定者が抵当権者以外の一般債権者を害することを知り、抵当権者もその事情を知らずながら備え付けた物(工場抵当法第2条第1項ただし書、第2項。民法424条参照)</p> <p>(4) 他人の所有物(民法242条ただし書、昭和37.5.10最高判参照)</p> <p>(5) 工場所有者が抵当権者の同意を得て土地又は建物から分離し、又は備付けをやめた物(工場抵当法第6条)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(目録に記載されていない財産)</p> <p>6 工場抵当法第2条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の規定により抵当権の効力が当然に及ぶ物であっても、同法第3条《抵当権の目的物の目録》に規定する目録にその記載がない場合には、これらの物についての抵当権の効力は第三者に対抗することができないから、これらの財産の差押えも第三者に対抗することができない。したがって、この場合には、滞納者に代位して、抵当権者の同意を得て目録記載の変更登記をするか、又はこれらの財産を独立の動産として差し押さえる(同法第3条第2項、第38条、大正9.12.3大判)。</p> <p>(差押え後の抵当権の設定)</p> <p>7 土地又は建物を差し押さえた後、その土地又は建物について工場抵当法第2条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の抵当権が設定された場合には、その抵</p>

改正後	改正前
<p>の<u>工場抵当権</u>の設定は、差押債権者である国に対抗することができない。</p> <p>地上権 (削除)</p> <p>8 <u>1の(2)に掲げる「地上権」とは、工作物（建物等を含む。）又は竹木を所有する目的のため他人の土地を使用する権利をいい（民法第265条）、所有すべき目的物のない土地の上にも設定することができ、また、地下又は空間について、その上下の範囲を限って設定することもできる（民法第269条の2）。</u></p> <p><u>なお、農地又は採草放牧地（以下第68条関係において「農地等」という。）の上の地上権の移転については、原則として、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない（農地法第3条第1項）。</u></p> <p>(注) 地上権の処分の効力は、立木法による立木には及ばない（同法第2条第3項）。</p> <p>(削除)</p> <p>永小作権 (意義)</p> <p>9 <u>1の(2)に掲げる「永小作権」とは、小作料を支払って他人の土地において耕作又は牧畜をする権利をいう（民法第270条）。</u></p> <p><u>なお、農地等の上の永小作権の移転については、原則として、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない（農地法第3条第1項）。</u></p>	<p><u>当権</u>の設定は、差押債権者である国に対抗することができない。</p> <p>地上権 (意義)</p> <p>8 <u>地上権は、工作物（建物等を含む。）又は竹木を所有する目的のため他人の土地を使用する権利をいい（民法265条）、所有すべき目的物のない土地の上にも設定することができ、また、地下又は空間について、その上下の範囲を限って設定することもできる（民法269条の2）。</u></p> <p>(注) 上権の処分の効力は、立木法による立木には及ばない（同法2条3項）。</p> <p>(農地等の上の地上権)</p> <p>9 <u>農地又は採草放牧地（以下第68条関係において「農地等」という。）の上の地上権の移転については、原則として、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない（農地法3条1項）。</u></p> <p>永小作権 (意義)</p> <p>10 <u>永小作権は、小作料を支払って他人の土地において耕作又は牧畜をする権利をいう（民法270条）。</u></p>

改正後	改正前
<p>(譲渡禁止の特約がある永小作権)</p> <p>10 永小作権については、設定行為によって権利の譲渡を禁ずることができ、その特約が登記されている場合には、第三者に対抗することができるが、差押えをすることは妨げられない。ただし、換価については、永小作権設定者の同意を得て特約の登記を抹消した後でなければ、することができない（民法第 272 条、不動産登記法第 79 条第 3 号）。</p> <p>(削除)</p> <p>立木法による立木</p> <p>11 <u>1の(3)に掲げる「立木」とは、立木法第 1 条《定義》の規定により登記した樹木の集団をいい、独立した不動産とみなされるから（同法第 2 条第 1 項）、土地とは別個に差し押さえなければならない。</u></p> <p>なお、<u>次のことに留意する。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>登記をしない樹木の集団及び独立の取引価値がある個々の樹木は、通常の土地の定着物としてその土地の差押えの効力が及ぶが、それらの樹木を土地から独立した不動産として差し押さえる場合には、滞納処分の前提として滞納者に代位してする立木の保存登記の申請は受理されない（昭和 33.7.2 付民事甲第 1328 号法務省民事局長心得通達）から、立札、縄張等の明認方法を施すものとする（大正 10.4.14 大判、昭和 46.6.24 最高判参照）。</u></p> <p>(3) <u>植栽された樹木の集団は、果実の採取を目的とするものであっても、立木として</u></p>	<p>(譲渡禁止の特約がある永小作権)</p> <p>11 永小作権については、設定行為によって権利の譲渡を禁ずることができ、その特約が登記されている場合には、第三者に対抗することができるが、差押えをすることは妨げられない。</p> <p>ただし、換価については、永小作権設定者の同意を得て特約の登記を抹消した後でなければ、することができない（民法 272 条、不動産登記法 <u>112 条</u>）。</p> <p>(<u>農地等の上の永小作権</u>)</p> <p>12 <u>農地等の上の永小作権の移転については、原則として、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない（農地法 3 条 1 項）。</u></p> <p>立木法による立木</p> <p>13 <u>立木とは、立木法第 1 条《定義》の規定により登記した樹木の集団をいい、独立した不動産とみなされるから（同法 2 条 1 項）、土地と別個に差し押さえなければならないが、<u>なお次のことに留意する。</u></u></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>滞納処分の前提として、滞納者に代位してする立木の保存登記の申請は、受理されない（昭和 33.7.2 付民事甲第 1,328 号法務省民事局長心得通達）。</u>この場合においては、<u>(3)により処理する。</u></p> <p>(3) <u>登記をしない樹木の集団及び独立の取引価値がある個々の樹木は、通常の土地の定着物としてその土地の差押えの効力が及ぶのであるが、それらの樹木について立札、縄張等の明認方法を施すことによって、土地から独立した不動産として差し押さえることができる（大正 10.4.14 大判、昭和 46.6.24 最高判参照）。</u></p> <p>(4) <u>植栽された樹木の集団は、果実の採取を目的とするものであっても、立木として</u></p>

改正後	改正前
<p>の保存登記をすることができる（明治42年法律第22号第1条第2項ノ規定ニ依リ樹木ノ集団ノ範囲ヲ定ムルノ件第1条ただし書、昭和30.6.10付民事甲第1175号法務省民事局長通達）。</p> <p>工場財団 （意義）</p> <p>12 <u>1の(3)に掲げる「工場財団」とは、工場抵当法により物品の製造等の工場の施設としての土地、建物、機械、器具その他の物的設備のみならず、そのための地上権、賃借権、工業所有権又はダム使用权等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法第8条、第9条、第11条）。工場所有者が工場財団登記簿に所有権保存の登記をした工場財団は、1個の不動産とみなされる（同法第14条第1項）。</u></p> <p>なお、工場抵当法第21条第2項《工場財団目録》の工場財団目録に記録された不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、動産、無体財産権その他の財団組成物件は、個々の物又は権利として差し押さえることができない（同法第13条第2項、昭和7.12.21法曹会決議）。</p> <p>（差し押さえた動産が工場財団に組み入れられた場合）</p> <p>13 <u>差し押さえられた動産は、工場財団に属させることができないが（工場抵当法第13条第1項）、滞納処分により差し押さえた動産について工場財団の所有権保存の登記の申請があったときは、登記官は、登記制度のない動産については、1月以上3月以内の期間を指定してその間に権利の申出をすべき旨を官報に公告するから（同法第24条第1項）、徴収職員は、その期間内に、その動産が滞納処分による差押えの対象財産である旨を登記官に申し出なければならない。この場合において、上記の公告期間中にその申出をしないときは、工場財団の所有権保存登記後6月内に抵当権設定の登記</u></p>	<p>の保存登記をすることができる（明治42年法律第22号第1条第2項ノ規定ニ依リ樹木ノ集団ノ範囲ヲ定ムルノ件1条ただし書、昭和30.6.10付民事甲第1,175号法務省民事局長通達）。</p> <p>工場財団 （意義）</p> <p>14 <u>工場財団とは、工場抵当法により物品の製造等の工場の施設としての土地、建物、機械、器具その他の物的設備のみならず、そのための地上権、賃借権、工業所有権又はダム使用权等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法8条、9条、11条）。工場所有者が工場財団登記簿に所有権保存の登記をした工場財団は、1個の不動産とみなされる（同法14条1項）。</u></p> <p>なお、工場抵当法第22条《工場財団目録》の工場財団目録に記載された不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、動産、無体財産権その他の財団組成物件は、個々の物又は権利として差し押さえることができない（同法13条2項、昭和7.12.21法曹会決議）。</p> <p>（差し押さえた動産が工場財団に組み入れられた場合）</p> <p>15 <u>差し押さえられた動産は工場財団に属させることができないが（工場抵当法13条1項）、滞納処分により差し押さえた動産について工場財団の所有権保存の登記の申請があったときは、登記官は、登記のない動産については、1月以上3月以内の期間を指定してその間に権利の申出をすべき旨を官報に公告するから（同法24条1項）、徴収職員は、その期間内に、その動産が滞納処分による差押えの対象財産である旨を登記官に申し出なければならない。</u></p> <p><u>(注)</u> <u>上記の公告期間中にその申出をしないときは、工場財団の所有権保存登記後6月</u></p>

改正後	改正前
<p>がされなかったためにその登記が効力を失う場合を除いて、その差押えは効力を失うことに留意する（同法第25条、第10条）。</p> <p>（差し押さえた不動産等が工場財団に組み入れられた場合）</p> <p>14 不動産、地上権、賃借権、工業所有権、ダム使用权及び登記制度のある動産について差押えの登記をした後は、これらの物件を工場財団に組み入れることができないが（工場抵当法第13条第1項）、差押えの登記前にこれらの物件について工場財団の所有権保存の登記の申請があった旨の登記がされた場合において（同法第23条）、工場財団について抵当権設定登記があったときは、差押えの登記はその効力を失うから（同法第31条、第32条）、改めて工場財団として差し押さえるものとする。</p> <p>（保存登記申請後の差押え）</p> <p>15 不動産、地上権、賃借権、工業所有権、ダム使用权及び登記制度のある動産については、工場財団の所有権保存登記の申請があった旨の登記があった後においても、差し押さえてその登記を嘱託することができるが、所有権保存登記の申請が却下されない間及びその登記が効力を失わない間は換価をすることができず（工場抵当法第30条）、また、工場財団について抵当権設定登記がされたときは、差押えの登記はその効力を失うから（同法第31条）、改めて工場財団として差し押さえるものとする。</p> <p>なお、工場財団に属する登記制度のない動産についても、工場抵当法第24条第1項《利害関係人に対する公告》に規定する公告がされた後の差押えについては、上記と同様である（同法第33条）。</p> <p>（保存登記があった後の差押え）</p> <p>16 工場財団について所有権保存登記があった後は、工場財団としての差押えをすることができるが、その保存登記後6月内に抵当権設定の登記がされないときは、その保</p>	<p>内に抵当権設定の登記がされなかったためにその登記が効力を失う場合を除いて、その差押えは効力を失うことに留意する（同法25条、10条）。</p> <p>（差し押さえた不動産等が工場財団に組み入れられた場合）</p> <p>16 不動産、地上権、賃借権、工業所有権、ダム使用权及び登記のある動産について差押えの登記をした後は、これらの物件を工場財団に組み入れることができないが（工場抵当法13条1項）、差押えの登記前にこれらの物件について工場財団の所有権保存の登記の申請があった旨の登記がされた場合において（同法23条）、工場財団について抵当権設定登記があったときは、差押えの登記はその効力を失うから（同法31条、32条）、改めて工場財団として差し押さえるものとする。</p> <p>（保存登記申請後の差押え）</p> <p>17 不動産、地上権、賃借権、工業所有権、ダム使用权及び登記のある動産については、工場財団の所有権保存登記の申請があった旨の登記があった後においても、<u>その不動産等を</u>差し押さえてその登記を嘱託することができるが、所有権保存登記の申請が却下されない間及びその登記が効力を失わない間は換価をすることができず（工場抵当法30条）、また工場財団について抵当権設定登記がされたときは、差押えの登記はその効力を失うから（同法31条）、改めて工場財団として差し押さえるものとする。</p> <p>なお、工場財団に属する登記のない動産についても、工場抵当法第24条第1項《利害関係人に対する公告》に規定する公告がされた後の差押えについては、上記と同様である（同法33条）。</p> <p>（保存登記があった後の差押え）</p> <p>18 工場財団について所有権保存登記があった後は、工場財団としての差押えをすることができるが、その保存登記後6月内に抵当権設定の登記がされないときは、その保</p>

改正後	改正前
<p>存登記は効力を失うから、個々の財団組成物件について新たに差押えをしなければならない（工場抵当法第10条参照）。また、抵当権が全部抹消された後若しくは分割により消滅した後6月内は工場財団は消滅しないから、この期間中は、工場財団として差し押さえることができるが、6月内に新たな抵当権の設定の登記がないときは、個々の財団組成物件について、新たに差押えをしなければならない（同法第8条第3項参照）。</p> <p>鉱業財団等 （鉱業財団）</p> <p>17 1の(3)に掲げる「<u>鉱業財団</u>」とは、鉱業抵当法により鉱業権、土地、機械、器具及びその他の物的設備のほか、地上権、賃借権又は工業所有権等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法第1条、第2条、第3条）。採掘権者が鉱業財団登記簿に所有権保存の登記をした鉱業財団には、同法第3条《工場財団の規定の準用》の規定により工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので、1個の不動産とみなされる。</p> <p><u>なお、鉱業財団に対する差押えについては、13から16までに定めるところに準じて行う。</u></p> <p>（漁業財団）</p> <p>18 1の(3)に掲げる「<u>漁業財団</u>」とは、漁業財団抵当法により定置漁業権又は区画漁業権、船舶、漁具及びその他の物的設備のほか地上権、水面の使用に関する権利又は工業所有権等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法第1条、第2条、第6条）。定置漁業権者、区画漁業権者又は漁業の用に供する登記した船舶若しくは水産物の養殖場の所有者が、漁業財団登記簿に所有権保存の登記をした漁業財団には、同法第6条《工場財団に関する規定</p>	<p>存登記は効力を失うから、個々の財団組成物件について新たに差押えをしなければならない（工場抵当法10条参照）。また、抵当権が全部抹消された後若しくは分割により消滅した後6月内は工場財団は消滅しないから、この期間中は、工場財団として差し押さえることができるが、6月内に新たな抵当権の設定の登記がないときは、個々の財団組成物件について、新たに差押えをしなければならない（同法8条3項参照）。</p> <p>鉱業財団等 （鉱業財団）</p> <p>19 <u>鉱業財団</u>とは、鉱業抵当法により鉱業権、土地、機械、器具及びその他の物的設備のほか、地上権、賃借権又は工業所有権等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法1条、2条、3条）。採掘権者が鉱業財団登記簿に所有権保存の登記をした鉱業財団には、同法第3条《工場財団の規定の準用》の規定により工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので、1個の不動産とみなされる。</p> <p>（漁業財団）</p> <p>20 <u>漁業財団</u>とは、漁業財団抵当法により定置漁業権又は区画漁業権、船舶、漁具及びその他の物的設備のほか地上権、水面の使用に関する権利又は工業所有権等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法1条、2条、6条）。定置漁業権者、区画漁業権者又は漁業の用に供する登記した船舶若しくは水産物の養殖場の所有者が、漁業財団登記簿に所有権保存の登記をした漁業財団には、同法第6条《工場財団に関する規定の準用》の規定により工場抵</p>

改正後	改正前
<p>の準用》の規定により工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので、1個の不動産とみなされる。</p> <p><u>なお、漁業財団に対する差押えについては、13 から 16 までに定めるところに準じて行う。</u></p> <p>(道路交通事業財団)</p> <p>19 <u>1の(3)に掲げる「道路交通事業財団」とは、道路交通事業抵当法により、自動車、土地、機械、器具及び軽車両等のほか、地上権、地役権等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法第3条、第4条、第6条）。道路運送事業者、自動車ターミナル事業者又は貨物利用運送事業者が道路交通事業財団登記簿に所有権保存の登記をした道路交通事業財団は、同法第8条《事業財団の性質》の規定により1個の不動産とみなされ、工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用される（同法第19条）。</u></p> <p><u>なお、道路交通事業財団に対する差押えについては、13 から 16 までに定めるところに準じて行う。</u></p> <p>(港湾運送事業財団)</p> <p>20 <u>1の(3)に掲げる「港湾運送事業財団」とは、港湾運送事業法により、港湾運送事業に関する上屋、荷役機械、はしけ、事務所及び一般港湾運送事業等の経営のため必要な器具等のほか地上権、地役権等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法第23条、第24条、第26条）。一般港湾運送事業者等が港湾運送事業財団登記簿に所有権保存の登記をした港湾運送事業財団には、同法第26条《工場抵当法の準用》の規定により工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので、1個の不動産とみなされる。</u></p> <p><u>なお、港湾運送事業財団に対する差押えについては、13 から 16 までに定めるところ</u></p>	<p>当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので、1個の不動産とみなされる。</p> <p>(道路交通事業財団)</p> <p>21 <u>道路交通事業財団とは、道路交通事業抵当法により、自動車、土地、機械、器具及び軽車両等のほか、地上権、地役権等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法3条、4条、6条）。道路運送事業者又は通運業者が道路交通事業財団登記簿に所有権保存の登記をした道路交通事業財団は、同法第8条《事業財団の性質》の規定により1個の不動産とみなされ、工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用される（同法19条）。</u></p> <p>(港湾運送事業財団)</p> <p>22 <u>港湾運送事業財団とは、港湾運送事業法により、港湾運送事業に関する上屋、荷役機械、はしけ、事務所及び港湾運送事業の経営のため必要な器具等のほか地上権、地役権等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法23条、24条、26条）。港湾運送事業者が港湾運送事業財団登記簿に所有権保存の登記をした港湾運送事業財団には、同法第26条《工場抵当法の準用》の規定により工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので、1個の不動産とみなされる。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>に準じて行う。</u></p> <p>(観光施設財団)</p> <p>21 <u>1の(3)に掲げる「観光施設財団」とは、観光施設財団抵当法により、観光施設に属する土地、機械、動物、植物、展示物、船舶、車両及び航空機等のほか、地上権、貸借権、温泉を利用する権利等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法第3条、第4条、第7条）。観光施設を観光旅行者の利用に供する事業を営む者が、観光施設財団登記簿に所有権保存の登記をした観光施設財団は、同法第8条《財団の性質》の規定により、1個の不動産とみなされ、工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用される（同法第11条）。</u></p> <p><u>なお、観光施設財団に対する差押えについては、13から16までに定めるところに準じて行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>鉱業権</p> <p>(削除)</p> <p>22 <u>1の(4)に掲げる「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（鉱区）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、取得する試掘権及び採掘権をいい（鉱業法第5条、第11条）、経済産業局長が設定の許可をし（同法第21条）、鉱業原簿に登録することによって成立する（同法第59条、第60条）。この権利は、物権とみなされ、鉱業法に別段の規定がある場合を除き不動産に関する規定が準用される（同法第12条、第13条）。</u></p>	<p>(観光施設財団)</p> <p>23 <u>観光施設財団とは、観光施設財団抵当法により観光施設に属する土地、機械、動物、植物、展示物、船舶、車両及び航空機等のほか、地上権、貸借権、温泉を利用する権利等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいう（同法3条、4条、7条）。観光施設を観光旅行者の利用に供する事業を営む者が、観光施設財団登記簿に所有権保存の登記をした観光施設財団は、同法第8条《財団の性質》の規定により、1個の不動産とみなされ、工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用される（同法11条）。</u></p> <p><u>(鉱業財団等の差押え)</u></p> <p>24 <u>鉱業財団、漁業財団、道路交通事業財団、港湾運送事業財団及び観光施設財団の差押えについては、15から18までに定めるところによる。</u></p> <p>鉱業権</p> <p><u>(意義)</u></p> <p>25 <u>鉱業権とは、登録を受けた一定の土地の区域（鉱区）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、取得する試掘権及び採掘権をいい（鉱業法5条、11条）、所轄経済産業局長が設定の許可をし（同法21条）、鉱業原簿に登録することによって成立する（同法59条、60条）。この権利は、物権とみなされ、鉱業法に別段の規定がある場合を除き不動産に関する規定が準用される（同法12条、13条）。</u></p>

改正後	改正前
<p>なお、鉱業法には鉱業権とともに租鉱権についての規定がある。租鉱権とは、設定行為に基づき、他人の鉱区において鉱業権の目的となっている鉱物を掘採し、自己の所有物とする権利をいい（<u>鉱業法第6条</u>）、相続その他の一般承継の目的となるほか、権利の目的となることができないから、差し押さえることができない（<u>同法第72条</u>）。</p> <p><u>（注） 試掘権とは、一定の鉱区において主として鉱物の探鉱を内容とする鉱業権をいい、採掘権とは、一定の鉱区において主として鉱物を掘採し、自己の所有物とすることを内容とする鉱業権をいう。</u></p> <p>（削除）</p> <p>特定鉱業権</p> <p><u>23 1の(4)に掲げる「特定鉱業権」とは、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定第2条第1項に規定する大陸棚の区域（共同開発区域）内の登録を受けた一定の区域において天然資源の探査又は採掘をし、及び掘採された天然質源を取得する権利をいい（大陸棚特別措置法第2条第3項）、経済産業大臣がその設定の許可をし（同法第12条）、特定鉱業原簿に登録することによって効力を生ずる（同法第32条第3項）。</u></p> <p>特定鉱業権には、探査権と採掘権とがあり（大陸棚特別措置法第4条）、特定鉱業権は物権とみなされ、大陸棚特別措置法に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定が準用される（同法第6条）。</p>	<p>なお、鉱業法には鉱業権とともに租鉱権についての規定がある。租鉱権とは、設定行為に基づき、他人の鉱区において鉱業権の目的となっている鉱物を掘採し、自己の所有物とする権利をいい（<u>鉱業法6条</u>）、相続その他の一般承継の目的となるほか、権利の目的となることができないから、差し押さえることができない（<u>同法72条</u>）。</p> <p>（新設）</p> <p><u>（試掘権及び採掘権）</u></p> <p><u>26 試掘権とは、一定の鉱区において主として鉱物の探鉱を内容とする鉱業権をいい、採掘権とは、一定の鉱区において主として鉱物を掘採し、自己の所有物とすることを内容とする鉱業権をいう。</u></p> <p>特定鉱業権</p> <p><u>27 特定鉱業権とは、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定第2条第1項に規定する大陸棚の区域（共同開発区域）内の登録を受けた一定の区域において天然資源の探査又は採掘をし、及び掘採された天然質源を取得する権利をいい（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（以下「大陸棚特別措置法」という。）2条3項）、経済産業大臣がその設定の許可をし（同法12条）、特定鉱業原簿に登録することによって効力を生ずる（同法32条3項）。</u></p> <p>特定鉱業権には、探査権と採掘権とがあり（大陸棚特別措置法4条）、特定鉱業権は物権とみなされ、大陸棚特別措置法に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定が準用される（同法6条）。</p>

改正後	改正前
<p>漁業権 (削除)</p> <p>24 <u>1 の(4)に掲げる「漁業権」とは、定置漁業権（定置漁業を営む権利）、区画漁業権（区画漁業を営む権利）及び共同漁業権（共同漁業を営む権利）をいい（漁業法第 6 条）、物権とみなされ、土地に関する規定が準用される（同法第 23 条第 1 項）。</u></p> <p><u>(注) 定置漁業権及び区画漁業権について移転ができるのは、次の場合であるが、2 から 4 までの場合には、買受人は、都道府県知事の認可を受けなければならない（漁業法第 26 条第 2 項）。</u></p> <p><u>なお、共同漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的となることができず、滞納処分はできないものとする（同法第 26 条第 1 項）。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>相続又は法人の合併若しくは分割による場合</u> 2 <u>滞納処分による場合</u> 3 <u>先取特権者又は抵当権者がその権利を実行する場合</u> 4 <u>漁業法第 27 条第 2 項《漁業権を取り消す旨の通知》の通知を受けた者が譲渡する場合</u> <p>(削除)</p>	<p>漁業権 <u>(意義)</u></p> <p>28 <u>漁業権とは、定置漁業権（定置漁業を営む権利）、区画漁業権（区画漁業を営む権利）及び共同漁業権（共同漁業を営む権利）をいい（漁業法 6 条）、物権とみなされ、土地に関する規定が準用される（同法 23 条 1 項）。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(漁業権の移転等)</u></p> <p>29 <u>定置漁業権及び区画漁業権について移転ができるのは、次の場合であるが、(2)から (4)までの場合には、買受人は、都道府県知事の認可を受けなければならない（漁業法 26 条 1 項）。</u></p> <p><u>なお、共同漁業権は、相続又は法人の合併による場合を除き、移転の目的となることができず（漁業法 26 条 1 項本文）、滞納処分はできないものとする（同法 6 条参照）。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>相続又は法人の合併による場合</u> (2) <u>滞納処分による場合</u>

改正後	改正前
<p>入漁権 (削除)</p> <p>25 <u>1の(4)に掲げる「入漁権」とは、設定行為に基づいて、他人の共同漁業権又はひび建養殖業、藻類養殖業、垂下式養殖業（縄、鉄線その他これらに類するものを用いて垂下して行う水産動物の養殖業をいい、真珠養殖業を除く。）、小割り式養殖業（網いけすその他のいけすを使用して行う水産動物の養殖業をいう。）若しくは第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権に属する漁場においてその漁業権の内容である漁業の全部又は一部を営む権利をいい（漁業法第7条）、物権とみなされる（同法第43条第1項）。</u></p> <p><u>なお、入漁権を差し押さえたときは、漁業権者に対しても差押えの通知をするものとする。</u></p> <p><u>(注) 入漁権は、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会以外の者は取得することができず（漁業法第42条の2）、漁業権者の同意がなければ譲渡することができない（同法第43条第3項）。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(3) <u>先取特権者又は抵当権者がその権利を実行する場合</u></p> <p>(4) <u>漁業法第28条第2項《漁業権を取り消す旨の通知》の通知を受けた者が譲渡する場合</u></p> <p>入漁権 (意義)</p> <p>30 <u>入漁権とは、設定行為に基づいて、他人の共同漁業権又はひび建養殖業、<u>そう類養殖業、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業（網いけすその他のいけすを使用して行う水産動物の養殖業をいう。）、かき養殖業若しくは第三種区画漁業権である貝類養殖業を内とする区画漁業権に属する漁場において、その漁業権の内容である漁業の全部又は一部を営む権利をいい（漁業法7条）、物権とみなされる（同法43条1項）。</u></u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(取得及び譲渡の制限)</u></p> <p>31 <u>入漁権は、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会以外の者は取得することができず（漁業法42条の2）、漁業権者の同意がなければ譲渡することができない（同法43条3項）。</u></p> <p><u>なお、入漁権を差し押さえたときは、漁業権者に対しても、差押えの通知をするものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>採石権</p> <p>26 1の(4)に掲げる「採石権」とは、設定行為に基づき、他人の土地において岩石及び砂利（砂及び玉石を含む。）を採取する権利をいい（採石法第4条第1項）、採石法によって認められる物権であり、地上権に関する規定が準用される（同法第4条第3項）。</p> <p>ダム使用权 （削除）</p> <p>27 1の(4)に掲げる「ダム使用权」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいい（特定多目的ダム法第2条第2項）、ダム使用权又はダム使用权を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限は、ダム使用权登録簿に登録することによって成立する（同法第26条）。この権利は、物権とみなされ、特定多目的ダム法に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定が準用される（同法第20条）。</p> <p>（注）<u>ダム使用权は、国土交通大臣の許可を受けなければ、移転（相続、法人の合併その他の一般承継によるものを除く。）の目的とし、分割し、合併し、又はその設定の目的を変更することができない（特定多目的ダム法第22条）。</u></p> <p>（削除）</p> <p>鉄道財団等 （鉄道財団）</p>	<p>採石権</p> <p>32 採石権とは、設定行為に基づき、他人の土地において岩石及び砂利（砂及び玉石を含む。）を採取する権利をいい（採石法4条1項）、採石法によって認められる物権であり、地上権に関する規定が準用される（同法4条3項）。</p> <p>ダム使用权 <u>（意義）</u></p> <p>33 <u>ダム使用权</u>とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいい（特定多目的ダム法2条2項）、ダム使用权又はダム使用权を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限は、ダム使用权登録簿に登録することによって成立する（同法26条）。この権利は、物権とみなされ、特定多目的ダム法に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定が準用される（同法20条）。</p> <p>（新設）</p> <p><u>（処分の制限）</u></p> <p>34 <u>ダム使用权は、国土交通大臣の許可を受けなければ、移転（相続、法人の合併その他の一般承継によるものを除く。）の目的とし、分割し、合併し、又はその設定の目的を変更することができない（特定多目的ダム法22条）。</u></p> <p>鉄道財団等 （鉄道財団）</p>

改正後	改正前
<p>28 <u>1の(5)に掲げる「鉄道財団」とは、鉄道抵当法によって抵当権の設定を認められる財団をいい、鉄道の全部又は一部について設定され、鉄道事業経営に関する物的設備と地上権、地役権、登記した賃借権をその内容とし、1個の物とみなされる（同法第2条、第2条ノ2、第3条、第4条、第13条の4参照）。</u></p> <p><u>なお、鉄道財団の差押えについては、13から16までに定めるところに準じて行う。</u></p> <p>(注) 鉄道財団についての滞納処分に関しては、鉄道抵当法第65条本文《競落代金の支払》、第66条《競落による権利の移転》、第67条第1項及び第2項《競落を許す決定の取消し》、第68条《競落代金の配当、競売申立ての登録の抹消》、第70条《財団の分割競売》、第71条第1項《分割競売の手続》、第73条《競落人の許可申請》、第74条《競落人が会社の発起人であるときの許可申請手続》、第76条《<u>国土交通大臣の許可義務</u>》並びに第77条《競落人の許可の効力》の規定が準用される（同法第77条ノ2）。</p> <p>(軌道財団)</p>	<p>35 <u>鉄道財団は、鉄道抵当法によって抵当権の設定を認められる財団で、地方鉄道の全部又は一部について設定され、鉄道事業経営に関する物的設備と地上権、地役権、登記した賃借権をその内容とし、1個の物とみなされる（同法2条、2条ノ2、3条、4条、13条の4参照）。</u></p> <p>(注) 鉄道財団についての滞納処分に関しては、鉄道抵当法第65条本文《競落代金の支払》、第66条《競落による権利の移転》、第67条第1項及び第2項《競落を許す決定の取消し》、第68条《競落代金の配当、競売申立ての登録の抹消》、第70条《財団の分割競売》、第71条第1項《分割競売の手続》、第73条《競落人の許可申請》、第74条《競落人が会社の発起人であるときの許可申請手続》、第76条《<u>監督官庁の許可義務</u>》並びに第77条《競落人の許可の効力》の規定が準用される（同法77条ノ2）。</p> <p>(軌道財団)</p>
<p>29 <u>1の(5)に掲げる「軌道財団」とは、軌道ノ抵当ニ関スル法律によって抵当権の設定を認められる財団をいい、別段の規定がある場合を除いて鉄道抵当法が準用され（同法第1条）、財団の組成物件も鉄道財団とおおむね同様である（同法第2条参照）。</u></p> <p><u>なお、軌道財団の差押えは、13から16までに定めるところに準じて行う。</u></p> <p>(運河財団)</p>	<p>36 <u>軌道財団は、軌道ノ抵当ニ関スル法律によって抵当権の設定を認められる財団であり、別段の規定がある場合を除いて鉄道抵当法が準用され（同法1条）、財団の組成物件も鉄道財団とおおむね同様である（同法2条参照）。</u></p> <p>(運河財団)</p>
<p>30 <u>1の(5)に掲げる「運河財団」とは、運河法によって抵当権の設定を認められる財団をいい、運河事業に関する物的設備と地上権、地役権、登記した賃借権をその内容とし、1個の物とみなされる（同法第14条、第13条）。</u></p> <p><u>なお、運河財団の差押えは、13から16までに定めるところに準じて行う。</u></p>	<p>37 <u>運河財団は、運河法によって抵当権の設定を認められる財団で、運河事業に関する物的設備と地上権、地役権、登記した賃借権をその内容とし、1個の物とみなされる（同法14条、13条）。</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>不動産の共有持分</p> <p><u>31</u> 不動産の共有持分とは、共有者がその不動産に対して有する量的に制限された所有権をいい、特約がなければ各共有者の持分は相等しいものと推定される（民法第 250 条）。</p> <p>差押手続</p> <p>(差押書)</p> <p><u>32</u> 法第 68 条第 1 項の「差押書」とは、令第 30 条第 1 項各号《不動産の差押書等の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 5 号書式によるものをいい、これを滞納者に送達することによって差押えの効力を生じる（法第 68 条第 2 項）。</p> <p>(差押調書)</p> <p><u>33</u> 法第 68 条第 1 項の不動産を差し押さえた場合には、差押調書を作成しなければならないが、その謄本を滞納者に交付する必要はない（法第 54 条参照）。</p> <p>(差押えの登記の嘱託)</p> <p><u>34</u> 不動産を差し押さえたときは、税務署長は、差押えの登記を関係機関（<u>36</u> 参照）に嘱託しなければならない（法第 68 条第 3 項）。</p> <p>なお、差押えの登記の嘱託等については、次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>不動産登記法第 61 条</u>に定める登記原因を証する情報は、別に定めるところによ</p>	<p>(<u>鉄道財団等の差押え</u>)</p> <p><u>38</u> <u>鉄道財団、軌道財団及び運河財団の差押えについては、15 から 18 までに定めるところに準ずる。</u></p> <p>不動産の共有持分</p> <p><u>39</u> 不動産の共有持分とは、共有者がその不動産に対して有する量的に制限された所有権をいい、特約がなければ各共有者の持分は相等しいものと推定される（民法 250 条）。</p> <p>差押手続</p> <p>(差押書)</p> <p><u>40</u> 法第 68 条第 1 項の「差押書」とは、令第 30 条第 1 項各号《不動産の差押書等の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 5 号書式によるものをいい、これを滞納者に送達することによって差押えの効力を生ずる（法 68 条 2 項）。</p> <p>(差押調書)</p> <p><u>41</u> 法第 68 条第 1 項の不動産を差し押さえた場合には、差押調書を作成しなければならないが、その謄本を滞納者に交付する必要はない（法 54 条参照）。</p> <p>(差押えの登記の嘱託)</p> <p><u>42</u> 不動産を差し押さえたときは、税務署長は、差押えの登記を関係機関（<u>44</u> 参照）に嘱託しなければならない（法 68 条 3 項）。</p> <p>なお、差押えの登記の嘱託等については、次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>登記原因を証する書面は差押調書の正本又は謄本であり、登記権利者は財務省、</u></p>

改正後	改正前
<p>る。また、登記権利者は財務省、登記を嘱託することができる者は国税局長、税務署長又は税関長である（<u>不動産登記令第7条第2項、財務省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令</u>）。</p> <p>（削除）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 工場抵当法第3条《<u>抵当権の目的物の登記</u>》の規定による目録に、他人の物件が<u>記録</u>されている場合には、その物件を除外して差押えの登記を嘱託して差し支えない（昭和31.6.14付民事甲第<u>1273</u>号法務省民事局長通達参照）。</p> <p>(4) 同一の登記所の管轄に属する数個の不動産の差押えの登記を嘱託する場合には、同一の嘱託書をもって差押えの登記を嘱託することができる（<u>不動産登記法第16条第1項、不動産登記令第4条</u>）。</p> <p>(5) 表示登記又は所有権の保存登記がされていない不動産について、差押えの登記を嘱託した場合には、登記官は、職権で、表示登記がないときは表示登記及び保存登記を、保存登記がないときは保存登記をそれぞれ行った上、差押えの登記をする（<u>不動産登記法第76条第2項、第3項、第75条</u>）。</p> <p>(6) 土地区画整理法第103条第4項《<u>換地処分</u>の公告》の規定により国土交通大臣又は都道府県知事による換地処分の公告があった後においては、同法第107条第3項本文《<u>換地処分の公告後の登記の制限</u>》の規定により、同条第2項《<u>事業の施行による変動に係る登記等</u>》に規定する土地区画整理事業の施行による変動に係る登記がされるまでの期間は、差押えの登記の嘱託をすることができない。</p> <p>なお、換地処分の公告の日前に差押えの登記原因が生じているときは、上記の期間中であっても、差押えの登記の嘱託をすることができる（<u>土地区画整理法第107条第3項</u>ただし書）。</p>	<p>登記を嘱託することができる者は国税局長、税務署長又は税関長である（<u>不動産登記法35条3項、財務省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令</u>）。</p> <p>(2) <u>不動産登記法第26条第1項《当事者の出頭》</u>の規定にかかわらず、差押登記嘱託書を郵便による送達又は交付送達の方法によって、管轄登記所に提出することができる（<u>同法25条2項、通則法12条1項</u>）。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 工場抵当法第3条《<u>抵当権の目的物の目録</u>》の規定による目録に、他人の物件が<u>記載</u>されている場合には、その物件を除外して差押えの登記を嘱託して差し支えない（昭和31.6.14付民事甲第<u>1,273</u>号法務省民事局長通達参照）。</p> <p>(5) 同一の登記所の管轄に属する数個の不動産の差押えの登記を嘱託する場合には、同一の嘱託書をもって差押えの登記を嘱託することができる（<u>不動産登記法25条2項、46条</u>）。</p> <p>(6) 表示登記又は所有権の保存登記がされていない不動産について、差押えの登記を嘱託した場合には、登記官は、職権で、表示登記がないときは表示登記及び保存登記を、保存登記がないときは保存登記をそれぞれ行った上、差押えの登記をする（<u>不動産登記法104条、102条</u>）。</p> <p>(7) 土地区画整理法第103条第4項《<u>換地処分</u>の公告》の規定により国土交通大臣又は都道府県知事による換地処分の公告があった後においては、同法第107条第3項本文《<u>換地処分の公告後の登記の制限</u>》の規定により、同条第2項《<u>事業の施行による変動に係る登記等</u>》に規定する土地区画整理事業の施行による変動に係る登記がされるまでの期間は、差押えの登記の嘱託をすることができない。</p> <p>(注) 換地処分の公告の日前に差押えの登記原因が生じているときは、上記の期間中であっても、差押えの登記の嘱託をすることができる（<u>土地区画整理法107条3項</u>ただし書）。</p>

改正後	改正前
<p>(未登記不動産と民法第 177 条)</p> <p><u>35</u> 未登記不動産についても民法第 177 条《不動産物権の対抗要件》の適用があり、その取得者は、その旨の登記を経なければ、取得後に所有権を取得して登記を経た第三者に対し、自己の所有権の取得を主張することができない(昭和 57.2.18 最高判参照)。</p> <p><u>36</u> (省略)</p> <p><u>37</u> (省略)</p> <p>差押えの効力</p> <p><u>38</u> 法第 68 条第 1 項の規定による差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時に生ずるが(法第 68 条第 2 項)、差押書の送達前に差押えの登記がされた場合には、その登記がされた時に差押えの効力が生ずる(法第 68 条第 4 項)。また、鉱業権又は特定鉱業権の差押えの効力は、上記にかかわらず、差押えの登録がされた時に生ずる(法第 68 条第 5 項、鉱業法第 60 条、大陸棚特別措置法第 32 条、同法施行令第 5 条)。</p> <p>なお、差押えの登記がされても差押書が送達されていない場合は、差押えの効力が生じないことに留意する(昭和 33.5.24 最高判参照)。</p> <p>各別の所有者に属する工場を含む工場財団の差押え</p> <p><u>39</u> 各別の所有者に属する工場について 1 個の工場財団が設定されている場合には、その所有者のうちの 1 人に対する滞納処分として、その財団全体を差し押さえることはできないから、次によるものとする(工場抵当法第 8 条第 1 項参照)。</p> <p>(1) 抵当権者に対し、滞納者の所有に属する工場財団の分割及び分割された工場財団</p>	<p>(未登記不動産と民法第 177 条)</p> <p><u>43</u> 未登記不動産についても民法第 177 条《不動産物権の対抗要件》の適用があり、その取得者は、その旨の登記を経なければ、取得後に所有権を取得して登記を経た第三者に対し、自己の所有権の取得を主張することができない(昭和 57.2.18 最高判)。</p> <p><u>44</u> (同左)</p> <p><u>45</u> (同左)</p> <p>差押えの効力</p> <p><u>46</u> 法第 68 条第 1 項の規定による差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時に生ずるが(法 68 条 2 項)、差押書の送達前に差押えの登記がされた場合には、その登記がされた時に差押えの効力が生ずる(法 68 条 4 項)。</p> <p>なお、鉱業権又は特定鉱業権の差押えの効力は、上記にかかわらず、差押えの登録がされた時に生ずる(法 68 条 5 項、鉱業法 60 条、大陸棚特別措置法 32 条、同法施行令 5 条)。</p> <p>(注) 差押えの登記がされても差押書が送達されていない場合は、差押えの効力が生じないことに留意する(昭和 33.5.24 最高判参照)。</p> <p>各別の所有者に属する工場を含む工場財団の差押え</p> <p><u>47</u> 各別の所有者に属する工場について 1 個の工場財団が設定されている場合には、その所有者のうちの 1 人に対する滞納処分として、その財団全体を差し押さえることはできないから、次によるものとする(工場抵当法 8 条 1 項参照)。</p> <p>(1) 抵当権者に対し、滞納者の所有に属する工場財団の分割と、分割された工場財団</p>

改正後	改正前
<p>についての抵当権の消滅の承諾を得て、その承諾を証する書面を添付して、他の工場所有者と共同して分割の登記を求め、その登記を了したときに、その滞納者に属する分割された工場財団を差し押さえる（工場抵当法第42条ノ2、第42条ノ4、第42条ノ5）。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>についての抵当権の消滅の承諾を得、その承諾を証する書面を添付して、他の工場所有者と共同して分割の登記を求め、その登記を了したときに、その滞納者に属する分割された工場財団を差し押さえる（工場抵当法42条ノ2、42条ノ4、42条ノ5）。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第69条関係 差押不動産の使用収益</p> <p>使用又は収益の制限 (価値が著しく減耗する行為)</p> <p>1 法第69条第1項の「価値が著しく減耗する行為」とは、通常の用法に従っているが、差し押さえられた不動産の価値を著しく減耗する行為をいう。この減耗は、物理的な減耗に限られることなく、法律的に減耗するもの、例えば、差し押さえた更地上に建物を新築する行為も含まれる（昭和41.12.24新潟地₂(長岡支)決参照）。</p> <p>2 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第69条関係 差押不動産の使用収益</p> <p>使用又は収益の制限 (価値が著しく減耗する行為)</p> <p>1 法第69条第1項の「価値が著しく減耗する行為」とは、通常の用法に従っているが、差し押さえられた不動産の価値を著しく減耗する行為をいう。この減耗は、物理的な減耗に限られることなく、法律的に減耗するもの、例えば、差し押さえた更地上に建物を新築する行為も含まれる（昭和41.12.24新潟地長岡支決参照）。</p> <p>2 (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第70条関係 船舶又は航空機の差押え</p> <p>船舶又は航空機 (登記される船舶)</p> <p>1 法第70条第1項の「登記される船舶」とは、船舶登記簿に登録することができる船舶をいい（商法第686条、船舶法第5条第1項参照）、その差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 船舶登記簿に登録することができる船舶は、総トン数20トン以上の日本船舶で</p>	<p style="text-align: center;">第70条関係 船舶又は航空機の差押え</p> <p>船舶又は航空機 (登記される船舶)</p> <p>1 法第70条第1項の「登記される船舶」とは、船舶登記簿に登録することができる船舶（以下「船舶」という。）をいい（商法686条、船舶法5条1項参照）、その差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ある（商法第 686 条、船舶法第 5 条第 1 項参照）。</u></p> <p>(2) 第 56 条関係 4 の(1)から(3)までに掲げる船舶は、登記することができないから、法第 70 条の船舶に該当せず、動産として差し押さえる。</p> <p>(3) 製造中の船舶で、船舶として航行の用に供することができる程度に完成していないものは、<u>抵当権の登記がされている場合であっても、船舶としての差押え及びその登記をすることはできないから、動産として差し押さえる（商法第 851 条、第 848 条、船舶登記令第 5 条参照）。</u></p> <p>(4) （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>差押手続 （差押書）</p> <p>3 法第 70 条第 1 項において準用する法第 68 条第 1 項の「差押書」とは、令第 30 条第 1 項各号《不動産の差押書等の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 5 号書式によるものをいい、これを滞納者に送達することによって差押えの効力を生ずる（法第 70 条第 1 項、第 68 条第 2 項）。</p> <p><u>なお、発航の準備が終了した船舶は、商法第 689 条《船舶の差押え及び仮差押えの執行の制限》の規定にかかわらず、滞納処分による差押えはすることができる。</u></p> <p>（差押調書）</p> <p>4 法第 70 条第 1 項の船舶又は航空機を差し押さえた場合には、差押調書を作成しなければならないが、その謄本を滞納者に交付する必要はない（法第 54 条参照）。</p>	<p>(1) 第 56 条関係 4 の(1)から(4)までに掲げる船舶は、登記することができないから、法第 70 条の船舶に該当せず、動産として差し押さえる。</p> <p>(2) 製造中の船舶で、船舶として航行の用に供することができる程度に完成していないものは、<u>抵当権の登記がされている場合であっても、船舶としての差押え及びその登記をすることはできないから、動産として差し押さえる（商法 851 条、848 条、船舶登記規則 32 条参照）。</u></p> <p>(3) （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>差押手続 （差押書）</p> <p>3 法第 70 条第 1 項において準用する法第 68 条第 1 項の「差押書」とは、令第 30 条第 1 項各号《不動産の差押書等の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 5 号書式によるものをいい、これを滞納者に送達することによって差押えの効力を生ずる（法 70 条 1 項、68 条 2 項）。</p> <p><u>(注) 発航の準備が終了した船舶は、商法第 689 条《船舶の差押え及び仮差押えの執行の制限》の規定により、差押え又は仮差押え（仮差押えの登記をする方法によるものを除く。）をすることができないが、この規定は、滞納処分による差押えには適用されないことに留意する。</u></p> <p>（差押調書）</p> <p>4 法第 70 条第 1 項の船舶又は航空機を差し押さえた場合には、差押調書を作成しなければならないが、その謄本を滞納者に交付する必要はない（法 54 条参照）。</p>

改正後	改正前
<p>(差押えの登記の嘱託)</p> <p>5 税務署長は、船舶を差し押さえたときは船籍港を管轄する法務局、地方法務局又はその支局若しくは出張所に、航空機を差し押さえたときは国土交通省航空局に、それぞれ差押えの登記を嘱託しなければならない（<u>法第70条第1項</u>、<u>第68条第3項</u>、<u>船舶登記令第4条</u>、<u>航空機登録規則第3条</u>）。</p> <p>なお、<u>航空機登録令第9条</u>《登録の申請》の規定にかかわらず、差押登録嘱託書を郵便若しくは信書便による送達又は交付送達の方法によって、国土交通省航空局に提出することができる（<u>法第70条第1項</u>、<u>第68条第3項</u>、<u>通則法第12条第1項</u>）。</p> <p>6・7 (省略)</p> <p>差押えの効力</p> <p>(効力発生の時期)</p> <p>8 法第70条第1項の規定による差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時に生ずるが、差押書の送達前に差押えの登記がされた場合にはその差押えの登記がされた時に、差押書の送達前に監守及び保存のため必要な処分をした場合にはその処分をした時に、それぞれ<u>その効力</u>が生ずる（<u>法第70条第1項</u>、<u>第4項</u>、<u>第68条第2項</u>、<u>第4項</u>）。</p> <p>なお、差押えの登記がされても差押書が送達されていない場合は、差押えの効力が生じないことに留意する（昭和33.5.24最高判参照）。</p> <p>(船舶の属具)</p>	<p>(差押えの登記の嘱託)</p> <p>5 税務署長は、船舶を差し押さえたときは船籍港を管轄する法務局、地方法務局又はその支局若しくは出張所に、航空機を差し押さえたときは国土交通省航空局に、それぞれ差押えの登記を嘱託しなければならない（<u>法70条1項</u>、<u>68条3項</u>、<u>船舶登記規則2条</u>、<u>航空機登録規則3条</u>）。</p> <p>(注) <u>不動産登記法第26条1項</u>《当事者の出頭》又は<u>航空機登録令第9条</u>《登録の申請》の規定にかかわらず、差押登記嘱託書又は差押登録嘱託書を郵便による送達又は交付送達の方法によって、<u>管轄登記所又は国土交通省航空局</u>に提出することができる（<u>法70条1項</u>、<u>68条3項</u>、<u>船舶登記規則1条</u>、<u>不動産登記法25条2項</u>、<u>通則法12条1項</u>）。</p> <p>6・7 (同左)</p> <p>差押えの効力</p> <p>(効力発生の時期)</p> <p>8 法第70条第1号の規定による差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時に生ずるが、差押書の送達前に差押えの登記がされた場合にはその差押えの登記がされた時に、差押書の送達前に監守及び保存のため必要な処分をした場合にはその処分をした時に、それぞれ<u>差押えの効力</u>が生ずる（<u>法70条1項</u>、<u>4項</u>、<u>68条2項</u>、<u>4項</u>）。</p> <p>(注) 差押えの登記がされても差押書が送達されていない場合は、差押えの効力が生じないことに留意する（昭和33.5.24最高判参照）。</p> <p>(船舶の属具)</p>

改正後	改正前
<p>9 船舶の属具目録に記載されたものは、船舶の従物と推定されるから(商法第685条)、原則として、船舶に対する差押えの効力が属具に及ぶ。</p>	<p>9 船舶の属具目録に記載されたものは、船舶の従物と推定されるから(商法685条)、原則として、船舶に対する差押えの効力が属具に及ぶ。</p>
<p>10～12 (省略)</p>	<p>10～12 (同左)</p>
<p>監守保存の処分</p>	<p>監守保存の処分</p>
<p>13～15 (省略)</p>	<p>13～15 (同左)</p>
<p>(必要な処分)</p>	<p>(必要な処分)</p>
<p>16 法第70条第3項の「必要な処分」には、縄張をすること、係留すること、格納庫へ入庫させること、管理人を置くこと、船舶国籍証書又は航空機登録証明書その他船舶又は航空機の航行のために必要な文書(船舶法第5条、第6条、船員法第18条、航空法第59条等参照)を取り上げること等があり、これらの処分は、監守又は保存のいずれか一つのために必要なものであれば、することができる。</p> <p>なお、船航国籍証書等の取上げについては、債権証書の取上げに準じて取り扱うものとする(第65条関係参照)。</p>	<p>16 法第70条第3項の「必要な処分」には、縄張をすること、係留すること、格納庫へ入庫させること、管理人を置くこと、船舶国籍証書又は航空機登録証明書その他船舶又は航空機の航行のために必要な文書(船舶法5条、6条、船員法18条、航空法59条等参照)を取り上げること等があり、これらの処分は、監守又は保存のいずれか一つのために必要なものであれば、することができる。</p> <p>なお、船航国籍証書等の取上げについては、債権証書に準じて取り扱うものとする(第65条関係参照)。</p>
<p>17～19 (省略)</p>	<p>17～19 (同左)</p>
<p>共有持分の差押え</p>	<p>共有持分の差押え</p>
<p>20 法第70条の規定の適用を受ける船舶又は航空機の共有持分を差し押さえたときは、その共有持分の差押えの登記を5の関係機関に嘱託しなければならない(法第70条第1項、第68条第3項)。</p>	<p>20 法第70条の規定の適用を受ける船舶又は航空機の共有持分を差し押さえたときは、その共有持分の差押えの登記を5の関係機関に嘱託しなければならない(法70条1項、68条3項)。</p>
<p>(注) 船舶共有者間に組合関係がある場合には、船舶管理人の有する共有持分は、他の共有者の同意を得なければ譲渡することができない(商法第698条ただし書)。</p>	<p>(注) 船舶共有者間に組合関係がある場合には、船舶管理人の有する共有持分は、他の共有者の同意を得なければ譲渡することができない(商法698条ただし書)。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 71 条関係 <u>自動車、建設機械又は小型船舶</u>の差押え</p> <p>自動車、<u>建設機械</u>又は<u>小型船舶</u></p> <p>(登録を受けた自動車)</p> <p>1 法第 71 条第 1 項の「登録を受けた自動車」とは、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車で、道路運送車両法第 2 章《自動車の登録》の規定により、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに登録を受けたもの（自動車抵当法第 2 条ただし書に規定する大型特殊自動車で、建設機械抵当法第 2 条に規定する建設機械であるものを除く（道路運送車両法第 5 条第 2 項）。以下「自動車」という。）をいう。</p> <p>(登記を受けた建設機械)</p> <p>2 法第 71 条第 1 項の「登記を受けた建設機械」とは、建設業法第 2 条第 1 項《建設工事の定義》に規定する建設工事の用に供される機械類で建設機械抵当法施行令第 1 条《建設機械の範囲》の規定による別表に掲げるもの（例えば、ブルドーザー、トラクター、コンクリートミキサー等）のうち、建設業者（建設業法第 2 条第 3 項）が国土交通大臣又は都道府県知事の行う記号の打刻又は既に打刻された記号の検認を受けた後、建設機械登記簿に<u>所有権</u>の保存登記をしたもの（以下「建設機械」という。）をいう（建設機械抵当法第 2 条、第 4 条第 1 項、第 4 項。建設機械登記令第 10 条、建設機械抵当法施行令第 9 条第 1 項参照）。</p> <p>(登録を受けた小型船舶)</p> <p>3 法第 71 条第 1 項の「登録を受けた小型船舶」とは、小型船舶登録法第 2 条《定義》に規定する総トン数 20 トン未満の船舶のうち日本船舶又は外国船舶（本邦の各港間</p>	<p style="text-align: center;">第 71 条関係 <u>自動車又は建設機械</u>の差押え</p> <p>自動車又は<u>建設機械</u></p> <p>(登録を受けた自動車)</p> <p>1 法第 71 条第 1 項の「登録を受けた自動車」とは、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車で、道路運送車両法第 2 章《自動車の登録》の規定により、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに登録を受けたもの（自動車抵当法 2 条ただし書に規定する大型特殊自動車で、建設機械抵当法 2 条に規定する建設機械であるものを除く（道路運送車両法 5 条 2 項）。以下「自動車」という。）をいう。</p> <p>(登記を受けた建設機械)</p> <p>2 法第 71 条第 1 項の「登記を受けた建設機械」とは、建設業法第 2 条第 1 項《建設工事の定義》に規定する建設工事の用に供される機械類で建設機械抵当法施行令第 1 条《建設機械の範囲》の規定による別表に掲げるもの（例えば、ブルドーザー、トラクター、コンクリートミキサー等）のうち、建設業者（建設業法 2 条 3 項）が国土交通大臣又は都道府県知事の行う記号の打刻又は既に打刻された記号の検認を受けた後、建設機械登記簿に保存登記をしたもの（以下「建設機械」という。）をいう（建設機械抵当法 2 条、4 条 1 項。建設機械登記令第 5 条、建設機械抵当法施行令第 9 条 1 項参照）。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。）であって、漁船、ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船等以外のもので、同法第2章《登録及び測度》の規定により、国土交通大臣（日本小型船舶検査機構）が管理する小型船舶登録原簿に登録を受けたもの（以下「小型船舶」という。）をいう。</u></p> <p>差押手続 （差押書）</p> <p>4 法第71条第1項において準用する法第68条第1項の「差押書」は、令第30条第1項各号《不動産の差押書等の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第3条《書式》に規定する別紙第5号書式をいい、これを滞納者に送達することによって差押えの効力を生ずる（<u>法第71条第1項、第68条第2項</u>）。</p> <p>（差押調書）</p> <p>5 法第71条第1項の自動車、<u>建設機械又は小型船舶</u>を差し押さえた場合には、差押調書を作成しなければならないが、その謄本を滞納者に交付する必要はない（<u>法第54条参照</u>）。</p> <p>（差押えの登記の囑託）</p> <p>6 税務署長は、自動車を差し押さえたときはその自動車の使用の本拠の所在地を管轄する<u>運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局陸運事務所又は同支所。以下6において同じ。）</u>に、建設機械を差し押さえたときはその機械の打刻された記号によって表示された都道府県の区域内にある法務局又は地方法務局（北海道にあつては、札幌法務局）に、<u>小型船舶を差し押さえたときはその小型船舶の船籍港を管轄する日本小型船舶検査機構の各支部に、</u>それぞれ差押えの登記を囑託しなければならない（<u>法第71条第1項、第68条第3項、自動車登録</u></p>	<p>差押手続 （差押書）</p> <p>3 法第71条第1項において準用する法第68条第1項の「差押書」とは、令第30条第1項各号《不動産の差押書等の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第3条《書式》に規定する別紙第5号書式をいい、これを滞納者に送達することによって差押えの効力を生ずる（<u>法71条1項、68条2項</u>）。</p> <p>（差押調書）</p> <p>4 法第71条第1項の自動車<u>又は建設機械</u>を差し押さえた場合には、差押調書を作成しなければならないが、その謄本を滞納者に交付する必要はない（<u>法54条参照</u>）。</p> <p>（差押えの登記の囑託）</p> <p>5 税務署長は、自動車を差し押さえたときはその自動車の使用の本拠の所在地を管轄する<u>都道府県知事（運輸局陸運支局）</u>に、建設機械を差し押さえたときはその機械の打刻された記号によって表示された都道府県の区域内にある法務局又は地方法務局（北海道にあつては、札幌法務局）に、それぞれ差押えの登記を囑託しなければならない（<u>法71条1項、68条3項、道路運送車両法施行令8条2項、建設機械登記令1条参照</u>）。</p> <p><u>(注) 自動車登録令第10条《共同申請》又は不動産登記法第26条第1項《当事者の出</u></p>

改正後	改正前
<p>令第 10 条、自動車登録規則第 26 条第 1 項、建設機械登記令第 1 条、小型船舶登録法第 21 条、小型船舶登録規則第 35 条参照。</p> <p>なお、自動車の差押登録の嘱託は、自動車登録令第 10 条《共同申請》の規定による出頭主義にかかわらず、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達の方法により、差押登録嘱託書を運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所に提出することによって、行うことができる（法第 71 条第 1 項、第 68 条第 3 項、自動車登録令第 9 条、通則法第 12 条第 1 項）。</p> <p>7 （省略）</p> <p>差押えの効力 （効力発生の時期）</p> <p>8 法第 71 条第 1 項の規定による差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時に生ずるが、差押書の送達前に差押えの登記がされた場合にはその差押えの登記がされた時に、差押書の送達前に監守及び保存のため必要な処分をした場合にはその処分をした時に、それぞれその効力が生ずる（法第 71 条第 1 項、第 2 項、第 68 条第 2 項、第 4 項、第 70 条第 4 項）。</p> <p>なお、差押えの登記がされても差押書が送達されていない場合は、差押えの効力が生じないことに留意する（昭和 33.5.24 最高判参照）。</p> <p>（差押えの効力が及ぶ範囲）</p> <p>9 抵当権の目的となっている自動車又は建設機械の差押えの効力は、その自動車又は建設機械に付加して一体となっている物に及ぶが、これらの物のうち、抵当権設定行為で抵当権の効力が及ばない旨の特約の登記をしたもの及び自動車又は建設機械の所有者が抵当権者以外の一般債権者を害することを知り、抵当権者もその事情を知りな</p>	<p>頭》の規定にかかわらず、差押登録嘱託書又は差押登記嘱託書を郵便による送達又は交付送達の方法によって、都道府県知事（運輸局陸運支局）又は管轄登記所に提出することができる（法 71 条 1 項、68 条 3 項、自動車登録令 9 条、不動産登記法 25 条 2 項、通則法 12 条 1 項）。</p> <p>6 （同左）</p> <p>差押えの効力 （効力発生の時期）</p> <p>7 法第 71 条第 1 項の規定による差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時に生ずるが、差押書の送達前に差押えの登記がされた場合にはその差押えの登記がされた時に、差押書の送達前に監守及び保存のため必要な処分をした場合にはその処分をした時に、それぞれ差押えの効力が生ずる（法 71 条 1 項、2 項、68 条 2 項、4 項、70 条 4 項）。</p> <p>（注）差押えの登記がされても差押書が送達されていない場合は、差押えの効力が生じないことに留意する（昭和 33.5.24 最高判参照）。</p> <p>（差押えの効力が及ぶ範囲）</p> <p>8 抵当権の目的となっている自動車又は建設機械の差押えの効力は、その自動車又は建設機械に付加して一体となっている物に及ぶが、これらの物のうち、抵当権設定行為で抵当権の効力が及ばない旨の特約の登記をしたもの及び自動車又は建設機械の所有者が抵当権者以外の一般債権者を害することを知り、抵当権者もその事情を知りな</p>

改正後	改正前
<p>がら付加したものには、差押えの効力は及ばない（自動車抵当法第6条、建設機械抵当法第10条）。</p> <p><u>（注） 小型船舶については、質権の目的とすることができず（小型船舶登録法第26条）、また、抵当権の制度もないため、抵当権の目的とすることもできない。</u></p> <p>（差押え後に保存登記がされた建設機械）</p> <p>10 所有権保存登記のない建設機械を動産として差し押さえた後にその建設機械について所有権保存の登記があっても、その登記は差押債権者である国に対しては効力を生じないから、新たに差押えの登記を嘱託する必要がないことはもちろん、登記上その建設機械について権利を取得した第三者も、その権利をもって差押債権者である国に対抗することができない（建設機械抵当法第3条第2項）。</p> <p>（差押え後に抵当権設定の登記がされない建設機械）</p> <p>11 建設機械の所有権保存登記後 30 日以内に抵当権設定の登記がされない場合又は抵当権の登記が全部抹消された後 30 日以内に新たな抵当権設定の登記がされない場合には、その建設機械の登記用紙は閉鎖されるが、その期間内に差押えの登記をした場合には、その登記用紙は閉鎖されないから、法第 71 条の規定により建設機械としてした差押えの効力は妨げられない（建設機械抵当法第8条）。</p> <p>自動車検査証の占有</p> <p>12 <u>自動車の換価による所有権の移転登録には、自動車検査証の呈示を必要とし（道路運送車両法第13条第3項、第12条第2項）、かつ、自動車検査証を備えなければ自動車を運行の用に供することができないから（同法第66条第1項）、自動車の差押えに当たっては、自動車検査証を債権証書の取上げに準じて占有するものとする。</u></p>	<p>がら付加したものには、差押えの効力は及ばない（自動車抵当法 6 条、建設機械抵当法 10 条）。</p> <p>（新設）</p> <p>（差押え後に保存登記がされた建設機械）</p> <p>9 所有権保存登記のない建設機械を動産として差し押さえた後にその建設機械について所有権保存の登記があっても、その登記は差押債権者である国に対しては効力を生じないから、新たに差押えの登記を嘱託する必要がないことはもちろん、登記簿上その建設機械について権利を取得した第三者も、その権利をもって差押債権者である国に対抗することができない（建設機械抵当法 3 条 2 項）。</p> <p>（差押え後に抵当権設定の登記がされない建設機械）</p> <p>10 建設機械の所有権保存登記後 30 日以内に抵当権設定の登記がされない場合又は抵当権の登記が全部抹消された後 30 日以内に新たな抵当権設定の登記がされない場合には、その建設機械の登記用紙は閉鎖されるが、その期間内に差押えの登記をした場合には、その登記用紙は閉鎖されないから、法第 71 条の規定により建設機械としてした差押えの効力は妨げられない（建設機械抵当法 8 条）。</p> <p>自動車検査証の占有</p> <p>11 換価による所有権の移転登録には、自動車検査証の呈示を必要とし（道路運送車両法 13 条 3 項、12 条 2 項）、かつ、自動車検査証を備えなければ自動車を運行の用に供することができないから（同法 66 条 1 項）、自動車の差押えに当たっては、自動車検査証を動産の差押手続に準じて占有するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>監守保存の処分</p> <p><u>13</u> 自動車、建設機械及び小型船舶の監守保存のため必要な処分については、第 70 条関係 13 から 16 までに<u>定めるところにより準じて行う。</u></p> <p>徴収職員の占有 (引渡命令)</p> <p><u>14</u> 自動車、建設機械又は小型船舶を差し押さえた場合には、税務署長は、滞納者に対してその引渡しを命じ、徴収職員にそれを占有させることができる（<u>法第 71 条第 3 項</u>）。この場合において、徴収職員は、次に掲げるところにより占有するものとする。</p> <p>なお、滞納者が引渡命令に応じないときは、法第 142 条《搜索の権限及び方法》の規定により、搜索その他の処分を行うことができる。</p> <p>(1) 滞納者が占有している場合</p> <p>差し押さえた自動車、建設機械又は小型船舶を滞納者が占有している場合には、税務署長は、滞納者に対して直ちに引き渡すべきことを命じ、徴収職員にその引渡しが行われたとき及びその引渡しをしないときは、徴収職員は直ちにその占有ができる（<u>法第 71 条第 4 項</u>、<u>第 56 条第 1 項</u>）。</p> <p>(2) 特殊関係者等が占有している場合</p> <p>差し押さえた自動車、建設機械又は小型船舶を滞納者の親族その他の特殊関係者（第 38 条関係 1 から 8 まで参照）が占有している場合には、税務署長は、滞納者及び親族その他の特殊関係者に対して直ちに引き渡すべきことを命じ、徴収職員は(1)に準じて直ちにその占有ができる（<u>法第 71 条第 4 項</u>、<u>第 56 条第 1 項</u>）。</p> <p>(3) 第三者が占有している場合</p> <p>差し押さえた自動車、建設機械又は小型船舶を第三者（(2)に掲げる者を除く。）が占有している場合には、税務署長は、滞納者に対して直ちに引き渡すべきことを命じ、徴収職員にその引渡しが行われたときは直ちに占有するが、その引渡しをしないとき</p>	<p>監守保存の処分</p> <p><u>12</u> 自動車及び建設機械の監守保存のため必要な処分については、第 70 条関係 13 から 16 までに<u>準ずる。</u></p> <p>徴収職員の占有 (引渡命令)</p> <p><u>13</u> 自動車又は建設機械を差し押さえた場合には、税務署長は、滞納者に対してその引渡しを命じ、徴収職員にそれを占有させることができる（法 71 条 3 項）。この場合には、徴収職員は、次に掲げるところにより占有するものとする。</p> <p>なお、滞納者が引渡命令に応じないときは、法第 142 条《搜索の権限及び方法》の規定により、搜索その他の処分を行うことができる。</p> <p>(1) 滞納者が占有している場合</p> <p>差し押さえた自動車又は建設機械を滞納者が占有している場合には、税務署長は、滞納者に対して直ちに引き渡すべきことを命じ、徴収職員にその引渡しが行われたとき及びその引渡しをしないときは、徴収職員は直ちにその占有ができる（法 71 条 4 項、56 条 1 項）。</p> <p>(2) 特殊関係者等が占有している場合</p> <p>差し押さえた自動車又は建設機械を滞納者の親族その他の特殊関係者（第 38 条関係 1 から 8 まで参照）が占有している場合には、税務署長は、滞納者及びその<u>第三者</u>に対して直ちに引き渡すべきことを命じ、徴収職員は(1)に準じて直ちにその占有ができる（法 71 条 4 項、56 条 1 項）。</p> <p>(3) 第三者が占有している場合</p> <p>差し押さえた自動車又は建設機械を第三者（(2)の<u>第三者</u>を除く。）が占有している場合には、税務署長は、滞納者に対して直ちに引き渡すべきことを命じ、徴収職員にその引渡しが行われたときは直ちに占有するが、その引渡しをしないときで占有</p>

改正後	改正前
<p>いときで占有する第三者もその引渡しを拒むときは、その第三者に対し引渡しを命じ、その引渡しがされたとき及びその第三者が指定された期限までに徴収職員にその引渡しをしないときは、直ちにその占有ができる（<u>法第 71 条第 4 項、第 58 条第 2 項、第 3 項</u>）。この場合には、次のことに留意する。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 法第 59 条第 2 項《引渡命令を受けた第三者等の権利の保護》に規定する「その期限がその動産を差し押さえた日から 3 月を経過した日より遅いときは、その日まで」は、「その期限がその自動車、<u>建設機械又は小型船舶</u>を占有した日から 3 月を経過した日より遅いときは、その日まで」として準用する。</p> <p>ハ （省略）</p> <p>（保管）</p> <p><u>15 法第 71 条第 5 項前段の規定により、自動車、<u>建設機械又は小型船舶</u>を滞納者又は第三者に保管させる場合には、第 60 条関係 8、9 及び 12 に定めるところに準じて行う。</u></p> <p>（封印その他の公示方法）</p> <p><u>16 法第 71 条第 5 項後段の「封印その他の公示方法」は、第 60 条関係 13 から 15 までと同様であり（令第 32 条、<u>第 26 条</u>）、また、これらの公示方法は差押えの効力発生要件ではなく、徴収職員が差押財産を占有していることを明らかにする方法にすぎない。</u></p> <p>（適当な措置）</p> <p><u>17 法第 71 条第 5 項後段の「適当な措置」とは、運行、<u>使用又は航行</u>を禁ずるための措置、例えば、ハンドルの封印、立札、縄張等の方法による措置をいう。</u></p>	<p>する第三者もその引渡しを拒むときは、その第三者に対し引渡しを命じ、その引渡しがされたとき及びその第三者が指定された期限までに徴収職員にその引渡しをしないときは、直ちにその占有ができる（法 71 条 4 項、58 条 2 項、3 項）。この場合には、次のことに留意する。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 法第 59 条第 2 項《引渡命令を受けた第三者等の権利の保護》に規定する「その期限が、<u>その動産を差し押さえた日から 3 月を経過した日より遅いときは、その日まで</u>」は、「その期限がその自動車<u>又は</u>建設機械を占有した日から 3 月を経過した日より遅いときは、その日まで」として準用する。</p> <p>ハ （同左）</p> <p>（保管）</p> <p><u>14 法第 71 条第 5 項前段の規定により、自動車<u>又は</u>建設機械を滞納者又は第三者に保管させる場合には、第 60 条関係 8、9 及び 12 に定めるところに準ずる。</u></p> <p>（封印その他の公示方法）</p> <p><u>15 法第 71 条第 5 項後段の「封印その他の公示方法」は、第 60 条関係 13 から 15 までと同様であり（令 32 条、26 条）、また、これらの公示方法は差押えの効力発生要件ではない。</u></p> <p>（適当な措置）</p> <p><u>16 法第 71 条第 5 項後段の「適当な措置」とは、運行<u>又は</u>使用を禁ずるための措置、例えば、ハンドルの封印、立札、縄張等の方法による措置をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>(運行、使用又は航行の許可)</p> <p><u>18</u> 法第 71 条第 6 項の規定による自動車、建設機械又は小型船舶の運行、使用又は航行の許可については、第 70 条関係 17 から 19 までと同様である (令<u>第 32</u> 条、<u>第 31</u> 条)。</p> <p>共有持分の差押え</p> <p><u>19</u> 法第 71 条の規定の適用を受ける自動車、建設機械又は小型船舶の共有持分を差し押さえたときは、その共有持分の差押えの登記を <u>6</u> の関係機関に嘱託する。</p> <p>なお、上記の場合には、徴収職員は目的物を占有することができないものとする (民法<u>第 249</u> 条参照)。</p> <p style="text-align: center;">第 5 款 無体財産権等の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 72 条関係 特許権等の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>第三債務者等がない無体財産権等</p> <p>1 法第 72 条第 1 項の規定により差し押さえる財産は、法第 5 章第 1 節第 2 款《動産又は有価証券の差押》、第 3 款《債権の差押》及び第 4 款《不動産等の差押》の規定の適用を受けない財産 (以下「無体財産権等」という。)のうち、<u>第三債務者等</u>がない財産であり、おおむね次の財産がこれに該当する。</p> <p>(1) 特許権</p> <p>(2) 実用新案権</p> <p>(3) 意匠権</p>	<p>(運行又は使用の許可)</p> <p><u>17</u> 法第 71 条第 6 項の規定による自動車又は建設機械の運行又は使用の許可については、第 70 条関係 17 から 19 までと同様である (令 32 条、31 条)。</p> <p>共有持分の差押え</p> <p><u>18</u> 法第 71 条の規定の適用を受ける自動車又は建設機械の共有持分を差し押さえたときは、その共有持分の差押えの登記を <u>5</u> の関係機関に嘱託する。</p> <p>なお、上記の場合には、徴収職員は目的物を占有することができないものとする (民法 249 条参照)。</p> <p style="text-align: center;">第 5 款 無体財産権等の差押え</p> <p style="text-align: center;">第 72 条関係 特許権等の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>第三債務者等がない無体財産権等</p> <p>1 法第 72 条第 1 項の規定により差し押さえる財産は、<u>特許権及び著作権のほか</u>法第 5 章第 1 節第 2 款《動産又は有価証券の差押》、第 3 款《債権の差押》及び第 4 款《不動産等の差押》の規定の適用を受けない財産 (以下「無体財産権等」という。)のうち、<u>第三債務者又はこれに準ずる者</u> (以下「第三債務者等」という。)がない財産であり、おおむね次の財産がこれに該当する。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>工業所有権である実用新案権、意匠権及び商標権</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>商標権</u></p> <p>(5) <u>育成者権</u></p> <p>(6) <u>回路配置利用権</u></p> <p>(7) <u>著作権</u></p> <p>(8) <u>著作隣接権</u></p> <p>(9) (省略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>工業所有権以外の無体財産権である著作隣接権</u></p> <p>(3) (同左)</p>
<p>特許権</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>1の(1)に掲げる「特許権」とは、物(プログラム等を含む。)の特許発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下2において同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下2において同じ。)をする独占的排他的な権利を、方法の特許発明にあつては、その方法の使用をする独占的排他的な権利を、物を生産する方法の特許発明にあつては、その方法の使用のほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする独占的排他的な権利を、それぞれいい(特許法第2条、第68条参照)、特許庁長官の管掌する特許原簿に設定の登録をすることによって発生する(同法第66条第1項)。</u></p> <p>(注) <u>特許権の存続期間は、原則として、特許出願の日から20年をもって終了する(特許法第67条第1項)。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>特許権</p> <p><u>(意義)</u></p> <p>2 <u>特許権とは、物の特許発明にあつては、その物を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する独占的排他的な権利を、方法の特許発明にあつては、その方法を使用する独占的排他的な権利を、物を生産する方法の特許発明にあつては、上記に該当するもののほか、その方法により生産した物を使用し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する独占的排他的な権利を、それぞれいい(特許法2条、68条参照)、特許庁長官の管掌する特許原簿に設定の登録をすることによって発生する(同法66条1項)。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(存続期間)</u></p> <p>3 <u>特許権の存続期間は、出願公告の日から15年をもって終了する。ただし、特許出願の日から20年を超えることができない(特許法67条1項)。</u></p>

改正後	改正前
<p>実用新案権 (削除)</p> <p>3 <u>1の(2)に掲げる「実用新案権」とは、実用新案登録を受けている考案（自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。）に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする独占的排他的な権利をいい（実用新案法第2条、第16条参照）、特許庁長官の管掌する実用新案原簿に設定の登録をすることによって発生する（同法第14条第1項）。</u></p> <p><u>(注) 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から10年をもって終了する。（実用新案法第15条）。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>実用新案権 <u>(意義)</u></p> <p>4 <u>実用新案権とは、実用新案登録を受けている考案（自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。）に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する独占的排他的な権利をいい（実用新案法2条、16条参照）、特許庁長官の管掌する実用新案原簿に設定の登録をすることによって発生する（同法14条1項）。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(存続期間)</u></p> <p>5 <u>実用新案権の存続期間は、出願公告の日から10年をもって終了する。ただし、実用新案登録出願の日から15年を超えることができない（実用新案法15条1項）。</u></p>
<p>意匠権 (削除)</p> <p>4 <u>1の(3)に掲げる「意匠権」とは、意匠登録を受けている意匠（物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。）に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする独占的排他的な権利をいい（意匠法第2条、第23条参照）、特許庁長官の管掌する意匠原簿に設定の登録をすることによって発生する（同法第20条第1項）。</u></p> <p><u>(注) 意匠権の存続期間は、設定の登録の日から15年をもって終了する（意匠法第21条第1項）。ただし、関連意匠（自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択し</u></p>	<p>意匠権 <u>(意義)</u></p> <p>6 <u>意匠権とは、意匠登録を受けている意匠（物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。）に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する独占的排他的な権利をいい（意匠法2条、23条参照）、特許庁長官の管掌する意匠原簿に設定の登録をすることによって発生する（同法20条1項）。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>た一つの意匠（以下4において「本意匠」という。）に類似する意匠をいう。）の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から15年をもって終了する（同条第2項）。</u></p> <p>(削除)</p> <p>商標権</p> <p>(削除)</p> <p><u>5 1の(4)に掲げる「商標権」とは、商標登録を受けている商標（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下5において「標章」という。）であって、業として商品を生産し、証明し、若しくは譲渡する者がその商品について使用をするもの、又は業として役務を提供し、若しくは証明する者がその役務について使用するものをいう。）を使用（商品又は商品の包装に標章を付する行為、商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。）に標章を付する行為、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為等をいう。）する独占的排他的な権利をいい（商標法第2条、第25条参照）、特許庁長官の管掌する商標原簿に設定の登録をすることによって発生する（同法第18条第1項）。</u></p> <p><u>(注) 商標権の存続期間は、設定の登録の日から10年をもって終了する（商標法第19条第1項）が、商標権者の申請により更新することができる（同条第2項）。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>(存続期間)</u></p> <p><u>7 意匠権の存続期間は、設定の登録の日から15年をもって終了する（意匠法21条）。</u></p> <p>商標権</p> <p><u>(意義)</u></p> <p><u>8 商標権とは、指定商品について商標登録を受けている商標（文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下8において「標章」という。）であって、業として商品を生産し、加工し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするものをいう。）を使用（商品又は商品の包装に標章を付する行為、商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為及び商品に関する公告、定価表又は取引書類に標章を付して展示し、又は頒布する行為をいう。）する独占的排他的な権利をいい（商標法2条、25条参照）、特許庁長官の管掌する商標原簿に設定の登録をすることによって発生する（同法18条1項）。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(存続期間)</u></p>

改正後	改正前
<p>育成者権</p> <p>6 <u>1の(5)に掲げる「育成者権」とは、品種登録を受けている品種（以下6において「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区分されない品種を業として利用する独占的排他的な権利をいい（種苗法第20条参照）、農林水産省の管掌する品種登録簿に登録することにより発生する（同法第19条第1項）。</u></p> <p><u>(注) 育成者権の存続期間は、品種登録の日から25年（果樹等の永年性植物は30年）をもって終了する（同法第19条第2項）。</u></p> <p>回路配置利用権</p> <p>7 <u>1の(6)に掲げる「回路配置利用権」とは、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置に関する独占的排他的な権利をいい、その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する権利とその製造した半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する権利とからなる（半導体集積回路配置法第2条、第11条参照）。回路配置利用権は、経済産業大臣の管掌する回路配置原簿に登録することにより発生する（同法第10条第1項）。</u></p> <p><u>(注) 回路配置利用権の存続期間は、設定登録の日から10年とされている（同法第10条第2項）。</u></p> <p>著作権 (意義)</p> <p>8 <u>1の(7)に掲げる「著作権」とは、著作者がその著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。）につい</u></p>	<p><u>9 商標権の存続期間は、設定の登録の日から10年をもって終了する（商標法19条1項）。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>著作権 (意義)</p> <p><u>10 著作権とは、著作者がその著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。）についての複製権、上演権、</u></p>

改正後	改正前
<p>ての複製権、上演権、演奏権、<u>公衆送信権</u>、口述権、展示権、上映権、頒布権、<u>譲渡権</u>、<u>貸与権</u>、<u>翻訳権</u>、<u>翻案権</u>及び第二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を専有する独占的排他的な権利をいい（著作権法第2条、<u>第17条第1項</u>、<u>第21条から第28条</u>まで参照）、著作者の著作により当然に発生し、登録を要しない。著作権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。以下<u>8</u>において同じ。）又は処分の制限及び著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（同法第77条、<u>第78条第1項</u>）。</p> <p><u>（注）著作権の存続期間は、おおむね次のとおりである。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>著作権は、著作者が著作物を創作した時に始まり、2から4までに掲げる場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後、2において同じ。）50年を経過するまでの間、存続する（同法第51条）。</u> 2 <u>無名又は変名の著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後50年（著作者の死後50年を経過していると認められるときは、死後50年）を経過するまでの間、存続する（同法第52条）。</u> 3 <u>法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後50年（創作後50年以内に公表されなかったときは、創作後50年）を経過するまでの間、存続する（同法第53条）。</u> 4 <u>映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年）を経過するまでの間、存続する（同法第54条第1項）。</u> 5 <u>2から4までにおける公表の時は、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとされ、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、原則として、最終部分の公表の時によるもの</u> 	<p>演奏権、<u>放送権</u>、<u>有線放送権</u>、口述権、展示権、上映権、頒布権、翻訳権、翻案権及び第二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を専有する独占的排他的な権利をいい（著作権法2条、17条1項、<u>21条から28条</u>まで参照）、著作者の著作により当然に発生し、登録を要しない。著作権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。以下<u>10</u>において同じ。）又は処分の制限及び著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（同法77条、78条1項）。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>とされる（同法第 56 条第 1 項）。</u></p> <p><u>6 1 から 4 までにおいて、著作者の死後 50 年、著作物の公表後 50 年若しくは創作後 50 年又は著作物の公表後 70 年若しくは創作後 70 年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算される（同法第 57 条）</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>(存続期間)</u></p> <p><u>11 著作権の存続期間は、おおむね次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 著作権は、著作者が著作物を創作した時に始まり、(2)から(5)までに掲げる場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。(2)において同じ。）50 年を経過するまでの間、存続する（著作権法 51 条）。</u></p> <p><u>(2) 無名又は変名の著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後 50 年（著作者の死後 50 年を経過していると認められるときは、死後 50 年）を経過するまでの間、存続する（著作権法 52 条）。</u></p> <p><u>(3) 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後 50 年（創作後 50 年以内に公表されなかったときは、創作後 50 年）を経過するまでの間、存続する（著作権法 53 条）。</u></p> <p><u>(4) 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後 50 年（創作後 50 年以内に公表されなかったときは、創作後 50 年）を経過するまでの間、存続する（著作権法 54 条 1 項）。</u></p> <p><u>(5) 写真の著作物の著作権は、その著作物の公表後 50 年（創作後 50 年以内に公表されなかったときは、創作後 50 年）を経過するまでの間、存続する（著作権法 55 条 1 項）。</u></p> <p><u>(注)1 (2)から(5)までにおける公表の時は、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとされ、一部分ずつを逐</u></p>

改正後	改正前
<p>(未発表の著作権)</p> <p>9 まだ発行、興行等公にしていな著作物の原本及びその著作権は、差し押さえることができない(法第75条第1項第11号)。</p> <p>著作権隣接権</p> <p>(削除)</p> <p>10 1の(8)に掲げる「著作権隣接権」とは、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に与えられた著作権に準ずる権利をいう(著作権法第89条から第100条の5まで)。実演家人格権(氏名表示権(同法第90条の2第1項)及び同一性保持権(同法第90条の3第1項)をいう。)以外の著作権隣接権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。以下10において同じ。)又は処分の制限及び著作権隣接権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権隣接権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作権隣接権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない(同法第104条、第77条、第78条第1項、第101条の2)。</p> <p>(注) 著作権隣接権は、実演、放送及び有線放送についてはその行われた日の属する年の翌年から起算して50年、レコードについてはその発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算</p>	<p><u>次公表して完成する著作物については、原則として、最終部分の公表の時によるものとされる(著作権法56条)。</u></p> <p>2 (1)から(5)までにおいて、<u>著作者の死後50年又は著作物の公表後50年若しくは創作後50年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算される(著作権法57条)。</u></p> <p>(未発表の著作権)</p> <p>12 まだ発行、興行等公にしていな著作物の原本及びその著作権は、差し押さえることができない(法75条1項11号)。</p> <p>著作権隣接権</p> <p>(意義)</p> <p>13 著作権隣接権とは、実演家、レコード製作者及び放送事業者に与えられた著作権に準ずる権利をいう(著作権法91条から100条まで)。著作権隣接権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。以下13において同じ。)又は処分の制限及び著作権隣接権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権隣接権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作権隣接権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない(同法104条、77条、78条1項)。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>して 50 年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して 50 年）を経過するまでの間、存続する（同法第 101 条）。</u></p> <p>(削除)</p> <p>共有特許権等</p> <p><u>11 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権、回路配置利用権、著作権及び著作隣接権の共有持分を換価する場合において、買受人に権利の移転を行うためには、その譲渡につき他の共有者の同意を必要とする（特許法第 73 条第 1 項、実用新案法第 26 条、意匠法第 36 条、商標法第 35 条、種苗法第 23 条第 1 項、半導体集積回路配置法第 14 条第 1 項、著作権法第 65 条第 1 項、第 103 条）。</u></p> <p>源泉権</p> <p><u>12 1 の(9)に掲げる「源泉権」（温泉所有権、温泉専用権、湯口権、温泉権又は鉱泉権ともいう。）とは、地中からゆう出する温泉を利用、管理、処分する権利で、源泉地所有権とは別個独立の権利として自由に処分できるものをいう（昭和 15.9.18 大判、昭和 33.7.1 最高判参照）。</u></p> <p>源泉権者は、源泉権の効力として、温泉所在地及びその周辺土地のうち温泉の採取、利用、管理のために必要とする範囲において、その使用権限を有する（昭和 45.12.19 東京地判参照）。</p>	<p><u>（存続期間）</u></p> <p><u>14 著作隣接権は、実演及び放送についてはその行われた日の属する年の翌年から起算して 20 年、レコードについてはその音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して 20 年を経過するまでの間、存続する（著作権法 101 条）。</u></p> <p>共有特許権等</p> <p><u>15 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権の共有持分の譲渡については、他の共有者の同意を必要とする（特許法 73 条 1 項、実用新案法 26 条、意匠法 36 条、商標法 35 条、著作権法 65 条、103 条）。</u></p> <p>源泉権</p> <p><u>16 源泉権（温泉所有権、温泉専用権、湯口権、温泉権又は鉱泉権ともいう。）とは、地中からゆう出する温泉を利用、管理、処分する権利で、源泉地所有権とは別個独立の権利として自由に処分できるものをいう（昭和 15.9.18 大判、昭和 33.7.1 最高判）。</u></p> <p>源泉権者は、源泉権の効力として、温泉所在地及びその周辺土地のうち温泉の採取、利用、管理のために必要とする範囲において、その使用権限を有する（昭和 45.12.19 東京地判）。</p>

改正後	改正前
<p>差押手続 (差押書)</p> <p><u>13</u> 法第 72 条第 1 項の「差押書」は、令第 30 条第 1 項各号《不動産の差押書等の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 5 号書式によるものをいい、これを滞納者に送達することによって差押えの効力を生ずる（<u>法第 72 条第 2 項</u>）。</p> <p>(差押調書)</p> <p><u>14</u> 法第 72 条第 1 項の財産を差し押さえた場合には、差押調書を作成しなければならないが、その謄本を滞納者に交付する必要はない（<u>法第 54 条</u>参照）。</p> <p><u>15</u> (省略)</p> <p><u>16</u> (省略)</p>	<p>差押手続 (差押書)</p> <p><u>17</u> 法第 72 条第 1 項の「差押書」とは、令第 30 条第 1 項各号《不動産の差押書等の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 5 号書式によるものをいい、これを滞納者に送達することによって差押えの効力を生ずる（<u>法 72 条 2 項</u>）。</p> <p>(差押調書)</p> <p><u>18</u> 法第 72 条第 1 項の財産を差し押さえた場合には、差押調書を作成しなければならないが、その謄本を滞納者に交付する必要はない（<u>法 54 条</u>参照）。</p> <p><u>19</u> (同左)</p> <p><u>20</u> (同左)</p>
<p>差押えの効力</p> <p><u>17</u> 法第 72 条第 1 項の規定による差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時に生ずるが（<u>法第 72 条第 2 項</u>）、その前に差押えの登録がされた場合には、その差押えの登録がされた時に差押えの効力が生ずる（<u>法第 72 条第 4 項</u>）。ただし、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権及び回路配置利用権については、差押えの登録がされた時に差押えの効力が生ずる（<u>法第 72 条第 5 項、特許法第 98 条第 1 項第 1 号、実用新案法第 26 条、意匠法第 36 条、商標法第 35 条、種苗法第 32 条第 1 項第 1 号、半導体集積回路配置法第 21 条第 1 項第 1 号</u>参照）。</p> <p><u>なお</u>、差押えの登録がされても差押書が送達されていない場合には、差押えの効力が生じないことに留意する（昭和 33.5.24 最高判参照）。</p>	<p>差押えの効力</p> <p><u>21</u> 法第 72 条第 1 項の規定による差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時に生ずるが（<u>法 72 条 2 項</u>）、その前に差押えの登録がされた場合には、その差押えの登録がされた時に差押えの効力が生ずる（<u>法 72 条 4 項</u>）。ただし、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権については、差押えの登録がされた時に差押えの効力が生ずる（<u>法 72 条 5 項、特許法 98 条 1 項、実用新案法 26 条、意匠法 36 条、商標法 35 条</u>参照）。</p> <p><u>(注)</u> 差押えの登録がされても差押書が送達されていない場合は、差押えの効力が生じないことに留意する（昭和 33.5.24 最高判参照）。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 73 条関係 電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>第三債務者等がある無体財産権等</p> <p>1 法第 73 条第 1 項の規定により差し押さえる財産は、電話加入権、合名会社の社員の持分のほか第三債務者等がある無体財産権等であり、おおむね次の財産がこれに該当する。</p> <p>(1) 合資会社及び<u>合同会社</u>の社員の持分</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>有限責任事業組合の組合員の持分</u></p> <p>(7) <u>無尽講及びたのもし講の講員の持口</u></p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(10) <u>株式</u></p> <p>(11) (省略)</p> <p>(12) (省略)</p> <p>(13) (省略)</p> <p>(14) <u>特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権、商標権についての専用使用権及び通常使用権並びに育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権</u></p> <p>(15) (省略)</p> <p>(16) (省略)</p> <p>(17) (省略)</p> <p>(18) <u>預託株券等</u></p>	<p style="text-align: center;">第 73 条関係 電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>第三債務者等がある無体財産権等</p> <p>1 法第 73 条第 1 項の規定により差し押さえる財産は、電話加入権、合名会社の社員の持分のほか第三債務者等がある無体財産権等であり、おおむね次の財産がこれに該当する。</p> <p>(1) 合資会社及び<u>有限会社</u>の社員の持分</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) <u>無尽講又はたのもし講の講員の持口</u></p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) (同左)</p> <p>(10) (同左)</p> <p>(11) (同左)</p> <p>(12) <u>特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権並びに商標権についての専用使用権及び通常使用権</u></p> <p>(13) (同左)</p> <p>(14) (同左)</p> <p>(15) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>電話加入権 (意義)</p> <p>2 <u>法第 73 条第 1 項の「電話加入権」とは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）と加入電話契約を結んだ者が、その契約に基づいてNTTの電気通信サービスの提供を受ける権利をいう（電話サービス契約約款（平成 11 年東企営第 99-1 号、平成 11 年西企営第 1 号。以下「電話約款」という。）第 7 条）。</u></p> <p>なお、電話加入権の譲渡は、<u>NTTの承認がなければその効力を生じない（電気通信事業法附則第 9 条第 1 項、昭和 59 年法律第 86 号による廃止前の公衆電気通信法（以下「旧公衆電気通信法」という。）第 38 条第 1 項）。</u></p> <p>(差押えと譲渡等との優劣)</p> <p>3 <u>電話加入権に対する差押えとその譲渡等との優劣の関係は、次のとおりである（電気通信事業法附則第 9 条第 1 項、旧公衆電気通信法第 38 条の 3 第 3 項、電話加入権質に関する臨時特例法第 6 条第 2 項）。</u></p> <p>(1) <u>電話加入権の譲渡の承認があったときは、その譲渡承認の請求書をNTTにおいて電話に関する現業事務を取り扱う事務所（以下 3 において「取扱事務所」という。）が受け取った時と、当該取扱事務所が電話加入権の差押通知書を受け取った時との先後により、その優劣が定まる。</u></p> <p>(2) <u>電話加入権の質権の登録があったときは、その質権の登録請求書を取扱事務所が受け取った時と、当該取扱事務所が電話加入権の差押通知書を受け取った時との先後により、その優劣が定まる。</u></p> <p>(差押え後の譲渡禁止)</p> <p>4 <u>NTTは、電話加入権の差押えの通知を受けた後は、その電話加入権の譲渡承認の請</u></p>	<p>電話加入権 (意義)</p> <p>2 <u>電話加入権とは、日本電信電話公社（以下第 73 条関係において「公社」という。）と加入契約を結んだ者が、その契約に基づいて加入電話により公衆電気通信役務の提供を受ける権利をいう（公衆電気通信法 31 条 3 号かっこ書）。</u></p> <p>なお、電話加入権の譲渡は、<u>公社の承認がなければその効力を生じない（公衆電気通信法 38 条 1 項）。</u></p> <p>(差押えと譲渡等との優劣)</p> <p>3 <u>電話加入権に対する差押えとその譲渡等との優劣の関係は、次のとおりである（公衆電気通信法 38 条の 3 第 3 項、電話加入権質に関する臨時特例法 6 条 2 項）。</u></p> <p>(1) <u>電話加入権の譲渡の承認があったときは、その譲渡承認の請求書を所轄の電話取扱局が受け取った時と、当該電話取扱局が電話加入権の差押通知書を受け取った時との先後により、その優劣が定まる。</u></p> <p>(2) <u>電話加入権の質権の登録があったときは、その質権の登録請求書を所轄の電話取扱局が受け取った時と、当該電話取扱局が電話加入権の差押通知書を受け取った時との先後により、その優劣が定まる。</u></p> <p>(差押え後の譲渡禁止)</p> <p>4 <u>公社は、電話加入権の差押えの通知を受けた後は、その電話加入権の譲渡承認の請</u></p>

改正後	改正前
<p>請求があっても、承認しないことになっている。</p> <p>(差押え後の契約解除)</p> <p>5 <u>NTT</u>は、差押えを受けた電話加入権についても、加入契約を解除することができる(電話約款第24条)。</p> <p>(削除)</p>	<p>求があっても、承認しないことになっている。</p> <p>(差押え後の契約解除)</p> <p>5 <u>公社</u>は、差押えを受けた電話加入権についても、<u>公衆電気通信法第42条(通話の停止及び加入電話加入契約の解除)</u>の規定により、加入契約を解除することができる。</p> <p><u>(地域団体加入電話等の差押除外)</u></p> <p>6 <u>地域団体加入電話に関する権利及びその組合員の持分は、差押えをしない取扱いとする(加入電話等利用規程69条参照)。</u></p> <p><u>(注) 地域団体加入電話とは、一定の地域内に居住する者が公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的として組合を設立し、その組合と公社との契約によって設置する電話である(公衆電気通信法25条2号、43条の2から43条の4まで参照)。</u></p>
<p><u>持分会社の社員の持分</u></p> <p>(意義)</p> <p>6 <u>持分会社(会社法第575条第1項)</u>の社員の持分とは、社員がその資格において会社に対して有する権利義務の総体、すなわち、社員権をいう。</p> <p>なお、社員の持分は、<u>原則として、他の社員の全員の承諾がなければ、譲渡することができない(会社法第585条)。</u></p> <p>(利益配当請求権等に対する差押えの効力)</p> <p>7 社員の持分の差押えの効力は、社員の会社に対する将来の利益配当請求権、<u>退社に伴う持分払戻請求権及び出資の払戻請求権に及ぶ(会社法第611条第7項、第621条3項、第624条第3項)</u>ほか、<u>残余財産分配請求権にも及ぶ(会社法第666条参照)</u></p>	<p><u>合名会社及び合資会社の社員の持分</u></p> <p>(意義)</p> <p>7 <u>合名会社及び合資会社の社員</u>の持分とは、社員がその資格において会社に対して有する権利義務の総体、すなわち、社員権をいう。</p> <p>なお、社員の持分は、<u>無限責任社員の同意がなければ、譲渡することができない(商法73条、147条、154条)。</u></p> <p>(利益配当請求権等に対する差押えの効力)</p> <p>8 社員の持分の差押えの効力は、社員の会社に対する将来の利益配当請求権<u>及び持分払戻請求権に及ぶ(商法90条、147条)</u>ほか、<u>残余財産分配請求権にも及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとる必要はなく、会社対</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ので</u>、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとる必要はなく、会社に対して、決算確定の場合には利益の配当を、退社の場合には持分の払戻しを、<u>社員が出資の払戻請求をした場合には出資の払戻しを</u>、<u>会社の解散の場合には残余財産の分配を</u>、それぞれ請求することができる（<u>59</u>参照）。</p> <p>（退社の告知権）</p> <p><u>8</u> 社員の持分を差し押さえた場合には、<u>会社法第 609 条第 1 項</u>《持分の差押債権者による退社》の規定により、<u>事業年度の終了する 6 月前に会社及び当該社員に予告した上、事業年度の終わりに</u>において<u>当該社員を退社させる</u>ことができる。この場合においては、<u>事業年度の終わりに</u>において当然に退社の効力を生ずる。</p> <p>なお、上記の予告は、社員が相当の担保を提供したときは、その効力を失う（<u>会社法第 609 条第 2 項</u>）<u>から</u>、担保として提供された社員の財産を差し押さえるものとする。</p> <p>（持分払戻請求権の保全）</p> <p><u>9</u> <u>8</u> の告知権を行使したときは、会社の本店所在地の地方裁判所に対して、持分払戻請求権の保全に関し必要な処分をすることを<u>申し立てることができる</u>（<u>会社法第 609 条第 3 項</u>）。</p> <p>（差押え後の任意清算）</p> <p><u>10</u> 社員の持分の差押えの通知を受けた合名会社又は合資会社が任意清算しようとするときは、会社財産の処分方法について差押債権者である国の同意を要する（<u>会社法第 671 条第 1 項</u>）。会社が同意を受けないで財産を処分したときは、会社に対してその持分に相当する金額の支払を請求し、又は<u>訴えをもってその処分の取消しを請求するこ</u></p>	<p>して、決算確定の場合には利益の配当を、退社の場合には持分の払戻しを、会社の解散の場合には残余財産の分配を、それぞれ請求することができる（<u>56</u>参照）。</p> <p>（退社の告知権）</p> <p><u>9</u> 社員の持分を差し押さえた場合には、<u>商法第 91 条</u>《持分差押債権者による退社》及び<u>第 147 条</u>《合名会社の規定の準用》の規定により、<u>営業年度の終了する 6 月前に会社及びその社員に予告した上、営業年度の終わりに</u>において<u>その社員を退社させる</u>ことができる。この場合においては、<u>営業年度の終わりに</u>において当然に退社の効力を生ずる。</p> <p>なお、上記の予告は、社員が相当の担保を提供したときは、その効力を失う（<u>商法 91 条 2 項、147 条</u>）。この場合には、担保として提供された社員の財産を差し押さえるものとする。</p> <p>（持分払戻請求権の保全）</p> <p><u>10</u> <u>9</u> の告知権を行使したときは、会社の本店所在地の地方裁判所に対して、持分払戻請求権の保全に関し必要な処分をすることを<u>請求できる</u>（<u>非訟事件手続法 135 条ノ 10</u>）。</p> <p>（差押え後の任意清算）</p> <p><u>11</u> 社員の持分の差押えの通知を受けた合名会社又は合資会社が任意清算しようとするときは、会社財産の処分方法について差押債権者である国の同意を要する（<u>商法 117 条 4 項、147 条</u>）。会社が同意を受けないで財産を処分したときは、会社に対してその持分に相当する金額の支払を請求し、又はその処分の取消しを<u>裁判所に請求すること</u></p>

改正後	改正前
<p>とができる（<u>同法第 671 条第 2 項、第 863 条第 1 項第 2 号、第 2 項</u>）。</p> <p>(削除)</p>	<p>ができる（<u>同法 118 条、119 条、147 条</u>）。</p> <p><u>有限会社の社員の持分</u></p> <p><u>(意義)</u></p> <p><u>12 有限会社の社員の持分とは、社員がその資格において会社に対して有する権利義務の総体、すなわち、社員権をいい、各社員はその出資の口数に応じて持分を有する（有限会社法 18 条）。</u></p> <p><u>なお、社員の持分の移転は、社員名簿に記載しなければ、会社その他の第三者に対抗することができない（有限会社法 20 条）。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(残余財産分配請求権の取立て)</u></p> <p><u>13 有限会社の社員の持分差押えの効力は、残余財産分配請求権にも及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、取立てができる（56 参照）。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(持分払戻請求権のないこと)</u></p> <p><u>14 有限会社の社員は、株式会社の株主と同様、持分の払戻しを請求することができない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(利益配当請求権の差押え)</u></p> <p><u>15 有限会社の社員の持分を差し押さえた場合において、利益の配当を受けようとするときは、その利益配当請求権は、別個に債権として差し押さえるものとする。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(利益配当請求権等と持分の質入れとの関係)</u></p> <p><u>16 社員の持分が質入れされ、社員名簿に質入れの記載がされている場合には、利益配</u></p>

改正後	改正前
<p>協同組合等の組合員等の持分 (意義)</p> <p><u>11</u> <u>1</u>の(2)に掲げる「<u>中小企業等協同組合法</u>、<u>水産業協同組合法</u>、<u>農業協同組合法</u>、<u>森林組合法</u>、<u>農住組合法</u>等による各種の組合等の組合員等の持分」とは、組合員等がその資格において組合等に対して有する権利義務の総体をいう。</p> <p>なお、組合員等の持分は、組合等の承諾がなければ譲渡することができず、また組合員等以外の者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない(中小企業等協同組合法<u>第17条</u>、水産業協同組合法<u>第20条</u>、<u>第86条第1項</u>、<u>第92条第2項</u>、<u>第96条第2項</u>、<u>第100条第2項</u>、<u>農業協同組合法第14条</u>、<u>森林組合法第30条</u>、<u>農住組合法第17条</u>等)。</p> <p><u>12</u> (省略)</p> <p>(残余財産分配請求権等の取立て)</p> <p><u>13</u> 組合員等の持分差押えの効力は、残余財産分配請求権及び持分払戻請求権(法<u>第74条</u>の規定による一部の払戻しのほか、法定脱退による払戻しを含む。)に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、取立てを<u>することができる</u>(<u>59</u>、<u>第74条関係6</u>の(注)参照)。</p> <p><u>14</u> (省略)</p> <p>信用金庫の会員の持分</p>	<p><u>当請求権及び残余財産分配請求についても、その質権の効力が及ぶ</u>(<u>有限会社法 24条1項</u>、<u>商法 209条1項</u>)。</p> <p>協同組合等の組合員等の持分 (意義)</p> <p><u>17</u> <u>中小企業等協同組合法</u>による組合等<u>1</u>の(2)に掲げるものの組合員等の持分とは、組合員等がその資格において組合等に対して有する権利義務の総体をいう。</p> <p>なお、組合員等の持分は、組合等の承諾がなければ譲渡することができず、また組合員等以外の者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない(中小企業等協同組合法<u>17条</u>、水産業協同組合法<u>20条</u>、<u>86条1項</u>、<u>92条2項</u>、<u>96条2項</u>、<u>100条2項</u>、<u>農業協同組合法14条</u>、<u>森林組合法30条</u>、<u>農住組合法17条</u>等)。</p> <p><u>18</u> (同左)</p> <p>(残余財産分配請求権等の取立て)</p> <p><u>19</u> 組合員等の持分差押えの効力は、残余財産分配請求権及び持分払戻請求権(法<u>74条</u>の規定による一部の払戻しのほか、法定脱退による払戻しを含む。)に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、取立てが<u>できる</u>(<u>56</u>、<u>第74条関係6</u>の(注)参照)。</p> <p><u>20</u> (同左)</p> <p>信用金庫の会員の持分</p>

改正後	改正前
<p>(意義)</p> <p>15 <u>1の(3)に掲げる「信用金庫の会員の持分」とは、会員がその地位に基づいて信用金庫に対して有する権利義務の総体をいう。</u></p> <p>なお、会員の持分は、信用金庫の承諾がなければ、他の会員又は会員の資格を有する者にも譲渡することができない（信用金庫法<u>第15条</u>）。</p> <p>16 （省略）</p> <p>(残余財産分配請求権等の取立て)</p> <p>17 会員の持分差押えの効力は、残余財産分配請求権及び持分払戻請求権（法定脱退によるもの）に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、取立てを<u>することができる</u>（<u>59</u>参照）。</p> <p>18 （省略）</p>	<p>(意義)</p> <p>21 <u>信用金庫の会員の持分とは、会員がその地位に基づいて信用金庫に対して有する権利義務の総体をいう。</u></p> <p>なお、会員の持分は、信用金庫の承諾がなければ、他の会員又は会員の資格を有する者にも譲渡することができない（信用金庫法 <u>15条</u>）。</p> <p>22 （同左）</p> <p>(残余財産分配請求権等の取立て)</p> <p>23 会員の持分差押えの効力は、残余財産分配請求権及び持分払戻請求権（法定脱退によるもの）に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、取立てが<u>できる</u>（<u>56</u>参照）。</p> <p>24 （同左）</p>
<p>漁業信用基金協会の会員の持分</p> <p>(意義)</p> <p>19 <u>1の(4)に掲げる「中小漁業融資保証法に基づく漁業信用基金協会の会員の持分」とは、会員がその地位に基づいて漁業信用基金協会に対して有する権利義務の総体をいう。</u></p> <p>なお、会員の持分は、漁業信用基金協会の承認を得なければ譲渡することができず、会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない（中小漁業融資保証法<u>第12条第1項</u>、<u>第2項</u>）。</p> <p>20 （省略）</p>	<p>漁業信用基金協会の会員の持分</p> <p>(意義)</p> <p>25 <u>漁業信用基金協会の会員の持分とは、会員がその地位に基づいて漁業信用基金協会に対して有する権利義務の総体をいう。</u></p> <p>なお、会員の持分は、漁業信用基金協会の承認を得なければ譲渡することができず、会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない（中小漁業融資保証法 <u>12条1項</u>、<u>2項</u>）。</p> <p>26 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(残余財産分配請求権等の取立て)</p> <p>21 会員の持分差押えの効力は、残余財産分配請求権及び持分払戻請求権（<u>法第 74 条</u>の規定による一部の払戻しのほか、法定脱退による払戻しを含む。）に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、<u>取立てをすることができる</u>（<u>59</u>、<u>第 74 条関係 6 の(注)参照</u>）。</p> <p>なお、漁業信用基金協会が剰余金を配当することはない（<u>中小漁業融資保証法第 44 条</u>）。</p> <p>民法による組合の組合員の持分 (意義)</p> <p>22 <u>1 の(5)に掲げる「民法上の組合の組合員の持分」とは、組合員として有する財産的地位をいう。</u></p> <p>また、組合員の持分の譲渡については、他の組合員全員の同意が必要とされているが（<u>民法第 667 条参照</u>）、契約によって特別の定めがされているときは、その定めに従う。</p> <p>なお、組合員としての地位に基づいて組合財産を構成する個々の物又は権利について有する共有の権利をも持分というが、この持分の処分は、組合及び組合と取引をした第三者に対抗できないから（<u>民法第 676 条</u>）、この持分を差し押さえることはできない。</p> <p>(残余財産分配請求権等の取立て)</p> <p>23 組合員等の持分差押えの効力は、残余財産分配請求権及び持分払戻請求権に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、<u>取立てをすることができる</u>（<u>59</u>、<u>第 74 条関係 6 の(注)参照</u>）。</p>	<p>(残余財産分配請求権等の取立て)</p> <p>27 会員の持分差押えの効力は、残余財産分配請求権及び持分払戻請求権（<u>法 74 条</u>の規定による一部の払戻しのほか、法定脱退による払戻しを含む。）に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、<u>取立てができる</u>（<u>56</u>、<u>第 74 条関係 6 の(注)参照</u>）。</p> <p>なお、漁業信用基金協会が剰余金を配当することはない（<u>中小漁業融資保証法 44 条</u>）。</p> <p>民法による組合の組合員の持分 (意義)</p> <p>28 <u>民法第 667 条《組合契約》の規定に基づいて設立された組合の組合員の持分とは、組合員として有する財産的地位をいう。</u></p> <p>なお、組合員の持分の譲渡については、他の組合員全員の同意を必要とされているが（<u>民法 667 条参照</u>）、契約によって特別の定めがされているときは、その定めに従う。</p> <p><u>(注) 組合員としての地位に基づいて組合財産を構成する個々の物又は権利について有する共有の権利をも持分というが、この持分の処分は、組合及び組合と取引をした第三者に対抗できないから（民法 676 条）、この持分を差し押さえることはできない。</u></p> <p>(残余財産分配請求権等の取立て)</p> <p>29 組合員等の持分差押えの効力は、残余財産分配請求権及び持分払戻請求権に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、<u>取立てができる</u>（<u>56</u>、<u>第 74 条関係 6 の(注)参照</u>）。</p>

改正後	改正前
<p><u>なお、組合員の持分を換価処分によって換価することができない場合において、他に差し押さえるべき適当な財産がないときは、脱退の意思表示をさせた後、持分払戻請求権の取立てをすることに留意する。</u></p>	<p>(注) <u>組合員の持分を換価処分によって換価することができない場合において、他に差し押さえるべき適当な財産がないときは、脱退の意思表示をさせた後、持分払戻請求権の取立てをすることに留意する。</u></p>
<p>24 (省略)</p>	<p>30 (同左)</p>
<p><u>有限責任事業組合の組合員の持分</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(意義)</u></p>	
<p>25 <u>1の(6)に掲げる「有限責任事業組合の組合員の持分」とは、組合員として有する財産的地位をいう。</u></p>	
<p><u>また、組合員の持分の譲渡については、他の組合員全員の同意が必要とされているが(有限責任事業組合契約に関する法律(以下「LLP法」という。)第3条参照)、契約によって特別の定めがされているときは、その定めに従う。</u></p>	
<p><u>なお、組合員としての地位に基づいて組合財産を構成する個々の物又は権利について有する共有の権利をも持分というが、この持分の処分は、組合及び組合と取引をした第三者に対抗できないから(LLP法第56条、民法第676条)、この持分を差し押さえることはできない。</u></p>	
<p><u>(残余財産分配請求権等の取立て)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>26 <u>組合員等の持分差押えの効力は、残余財産分配請求権及び持分払戻請求権に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、取立てをすることができる(59、第74条関係6の(注)参照)。</u></p>	
<p><u>なお、組合員の持分を換価することができない場合において、他に差し押さえるべき適当な財産がないときは、脱退の意思表示をさせた後、持分払戻請求権の取立てをすることとするが、組合員はやむを得ない場合を除いて任意脱退することはできない</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(LLP法第25条)ことに留意する。</u></p> <p><u>(利益分配請求権の差押え)</u></p> <p><u>27 組合員の持分を差し押さえた場合において、利益の分配を受けようとするときは、その請求権は、別個に債権として差し押さえるものとする。</u></p> <p>無尽講及びたのもし講の講員の持口 (意義)</p> <p><u>28 1の(7)に掲げる「無尽講及びたのもし講」は、慣習によって成立したものであるが、実質的には組合であるから、民法の組合に関する規定の適用があり、その講員（加入者）は、その拠出した金銭又は物の価額に応じて持口を有する。</u></p> <p><u>また、講員の持口は、講規約に特約がないときは、他の講員全員の同意がなければ、譲渡することができない。</u></p> <p><u>なお、講員の持口は、未給付口については積極財産であって差し押さえることができるが、給付口については消極財産であって差押えの対象とならない。</u></p> <p>(給付請求権等の取立て)</p> <p><u>29 講員の持口の差押えの効力は、当せん、落札等の給付原因によって生じた給付金請求権及び脱退によって生じた払戻請求権に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、取立てをすることができる (59参照)。</u></p> <p><u>なお、上記の取立てについては、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) 講員の持口を換価できない場合において、他に差し押さえるべき適当な財産がないときは、脱退の意思表示をさせた後、払戻請求権の取立てをするように取り扱うものとする (民法第678条参照)。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(新設)</p> <p>無尽講又はたのもし講の講員の持口 (意義)</p> <p><u>31 無尽講又はたのもし講は、慣習によって成立したものであるが、実質的には組合であるから、民法の組合に関する規定の適用があり、講員（加入者）は、その拠出した金銭又は物の価額に応じて持口を有する。</u></p> <p><u>なお、講員の持口は、講規約に特約がないときは、他の講員全員の同意がなければ、譲渡することができない。</u></p> <p>(注) 講員の持口は、未給付口については積極財産であって差し押さえることができるが、給付口については消極財産であって差押えの対象とならない。</p> <p>(給付請求権等の取立て)</p> <p><u>32 講員の持口の差押えの効力は、当せん、落札等の給付原因によって生じた給付金請求権及び脱退によって生じた払戻請求権に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、取立てができる (56参照)。</u></p> <p><u>なお、上記の取立てについては、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) 講員の持口を<u>換価処分により</u>換価できない場合において、他に差し押さえるべき適当な財産がないときは、脱退の意思表示をさせた後、払戻請求権の取立てをするように取り扱うものとする (民法678条2項参照)。</p> <p>(2) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>営業無尽の加入者の権利 (意義)</p> <p>30 <u>1の(8)に掲げる「営業無尽の加入者の権利」とは、加入者が無尽契約、物品無尽契約(無尽業法第1条参照)又は定期積金契約(銀行法第2条第4項等参照)に基づき、無尽会社又は銀行に対して有する権利義務の総体(例えば、掛金払込義務、給付受領権利等)をいう。</u></p> <p>また、加入者の権利の譲渡について会社の承認を要する旨の契約があるときは、会社の承認がなければ、権利を譲渡することができない。</p> <p>なお、営業無尽の加入者の権利の給付口及び未給付口については 28と同様であるが、無尽講と異なり、加入者相互間には法律関係を生じない。</p> <p>(給付金請求権等の取立て)</p> <p>31 給付金請求権又は払戻請求権の取立てについては、29に定めるところと同様である。</p>	<p>営業無尽の加入者の権利 (意義)</p> <p>33 <u>営業無尽の加入者の権利とは、加入者が無尽契約、相互掛金契約又は物品無尽契約に基づき、相互銀行又は無尽会社に対して有する権利義務の総体(例えば、掛金払込義務、給付受領権利等)をいう。</u></p> <p>なお、加入者の権利の譲渡について会社の承認を要する旨の契約があるときは、会社の承認がなければ、権利を譲渡することができない。</p> <p>(注) 営業無尽の加入者の権利の給付口及び未給付口については 31と同様であるが、無尽講と異なり、加入者相互間には法律関係を生じない。</p> <p>(給付金請求権等の取立て)</p> <p>34 給付金請求権又は払戻請求権の取立てについては、32に定めるところと同様である。</p>
<p>動産の共有持分 (意義)</p> <p>32 <u>1の(9)に掲げる「動産の共有持分」とは、共有者がその動産に対して有する量的に制限された所有権をいい、特約がなければ各共有者の持分は相等しいものと推定される(民法第250条)。</u></p> <p>なお、共有持分は、他の共有者の同意を得ないで、自由に譲渡することができる。</p> <p>(差押えと目的物の占有との関係)</p> <p>33 <u>共有動産の持分を差し押さえた場合でも、徴収職員は、目的物を占有しないものと</u></p>	<p>動産の共有持分 (意義)</p> <p>35 <u>共有動産の持分とは、共有者がその動産に対して有する量的に制限された所有権をいい、特約がなければ各共有者の持分は相等しいものと推定される(民法250条)。</u></p> <p>なお、共有持分は、他の共有者の同意を得ないで、自由に譲渡することができる。</p> <p>(差押えと目的物の占有との関係)</p> <p>36 <u>共有動産の持分を差し押さえた場合でも、徴収職員が目的物を占有することはしな</u></p>

改正後	改正前
<p>する（民法第249条参照）。</p> <p>（持分の分割の請求）</p> <p>34 動産の共有持分の換価ができないときは、次の方法によるものとする。</p> <p>(1) 分割禁止の特約がない場合において、他に差し押さえるべき適当な財産がないときは、滞納者に代位して（通則法第42条、民法第423条）、他の共有者の全員に対して共有物の分割を請求し（民法第256条第1項本文）、滞納者の分割物の引渡請求権の取立て（59参照）を行う。</p> <p>(2) (1)により分割の請求をした場合において、分割の協議が調わないときは、滞納者に代位して、訴えにより裁判所に分割の請求をする（民法第258条第1項）。</p> <p>(3) 分割禁止の特約がある場合には、その禁止期間は分割を請求することができない（民法第256条第1項ただし書）。</p> <p>なお、共有物の分割禁止の特約は、5年を超えて定めることができず（民法第256条第1項）、また、持分の差押えを受けた後は、差押えの効力として、特約の更新（同条第2項）をしても、差押債権者である国に対抗することができない。</p>	<p>いものとする（民法249条参照）。</p> <p>（持分の分割の請求）</p> <p>37 共有動産の持分の換価ができないときは、次の方法によるものとする。</p> <p>(1) 分割禁止の特約がない場合において、他に差し押さえるべき適当な財産がないときは、滞納者に代位して（通則法42条、民法423条）、他の共有者の全員に対して共有物の分割を請求し（民法256条1項本文）、滞納者の分割物の引渡請求権の取立て（56参照）を行う。</p> <p>(2) (1)により分割の請求をした場合において、分割の協議が調わないときは、滞納者に代位して、訴えにより裁判所に分割の請求をする（民法258条1項）。</p> <p>(3) 分割禁止の特約がある場合には、その禁止期間は分割を請求することができない（民法256条1項ただし書）。</p> <p>なお、共有物の分割禁止の特約は、5年を超えて定めることができず（民法256条1項）、また持分の差押えを受けた後は、差押えの効力として、特約の更新（同条2項）をしても、差押債権者である国に対抗することができない。</p>
<p>株式</p> <p>（意義）</p> <p>35 1の(10)に掲げる「株式」とは、株式会社における出資者である社員（株主）の地位を細分化して均等な割合的地位の形式にしたものをいう。</p> <p>また、株式については、譲渡し、又は質入れすることができる（会社法第127条、第146条第1項）が、株主名簿に記載又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない（同法第130条第1項、第147条第1項）。</p> <p>なお、株券発行会社（同法第117条第6項に規定する株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。）の株式の差押えに当たっては、株式を差し押さえるのでは</p>	<p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>なく、次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>株券を発行している場合 当該株券を有価証券として差し押さえる。</u></p> <p>(2) <u>株券が未発行の場合 その株式会社を第三債務者として株券交付請求権を差し押さえ、株券の交付を受けた上で、その株券を有価証券として差し押さえる。</u></p> <p>(3) <u>株券が株券等保管振替法により預託されている場合 預託株券の共有持分を差し押さえる (51 参照)。</u></p> <p><u>(剰余金配当請求権等の取立て)</u></p> <p>36 <u>株式の差押えの効力は、次に掲げる債権に及ぶから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、取立てをすることができる (59 参照)</u></p> <p>(1) <u>剰余金配当請求権</u></p> <p><u>(注) 株式の差押え時において、既に株主総会決議等によって剰余金配当請求権が確定している場合には、当該債権は、当該株式とは別個独立に処分することができるものであるから、別個の債権として差し押さえる。</u></p> <p>(2) <u>会社法第 2 条第 17 号《定義》の譲渡制限株式を差し押さえた場合の当該株式の買取請求権</u></p> <p>(3) <u>同法第 189 条第 1 項《単元未満株式》に規定する単元未満株式を差し押さえた場合の当該株式の買取請求権</u></p> <p>(4) <u>同法第 185 条《株式無償割当て》に規定する株式無償割当てに係る割当てを受ける権利</u></p> <p>(5) <u>同法第 277 条《新株予約権無償割当て》に規定する新株予約権無償割当てに係る割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(残余財産分配請求権の取立て)</u></p> <p>37 <u>株式の差押えの効力は、残余財産分配請求権に及ぶから、これらの債権が確定した</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、取立てをすることができる (59 参照)</u></p> <p>買戻権 (意義)</p> <p>38 <u>1 の(12)に掲げる「買戻権」とは、不動産の売主が売買契約と同時にした買戻しの特約 (民法第 579 条参照) により買主が支払った代金及び契約の費用を償還して当初の売買を解除し、目的物を取り戻すことができる権利 (所有権移転請求権としての財産権) をいう。</u></p> <p>(買戻権の換価)</p> <p>39 <u>買戻権は、有効な約定期間内に権利行使ができるが、この期間は 10 年を超えると</u> <u>きは 10 年に短縮され (民法第 580 条第 1 項)、また、その期間を定めないときは最長</u> <u>5 年とされている (同条第 3 項) から、買戻権の換価に当たっては、当該換価による</u> <u>買戻権を取得した買受人が、その期間内に買戻権を行使することができる余裕がある</u> <u>ように考慮する。</u></p> <p>特許権の専用実施権及び通常実施権等 (特許権の専用実施権及び通常実施権)</p> <p>40 <u>1 の(14)に掲げる「特許権についての専用実施権及び通常実施権」とは、特許権者以外</u> <u>の者が特許発明を利用することができる権利をいう (特許法第 77 条、第 78 条参照)。</u> <u>これらの専用実施権及び通常実施権は差し押さえることができるが、専用実施権につ</u> <u>いては、実施の事業とともにする場合、特許権者の承諾を得た場合及び相続その他の</u> <u>一般承継の場合を除いては、移転することができず (同法第 77 条第 3 項)、通常実施</u> <u>権については、特許法第 83 条第 2 項、第 92 条第 3 項、第 4 項若しくは第 93 条第 2</u></p>	<p>買戻権 (意義)</p> <p>38 <u>買戻権とは、不動産の売主が売買契約と同時にした買戻しの特約 (民法 579 条参照)</u> <u>により買主が支払った代金及び契約の費用を償還して当初の売買を解除し、目的物を</u> <u>取り戻すことができる権利 (所有権移転請求権としての財産権) をいう。</u></p> <p>(買戻権の換価)</p> <p>39 <u>買戻権の換価に当たっては、当該換価による買戻権を取得した買受人が、期間の点</u> <u>で買戻権を行使することができる余裕があるように考慮する。</u></p> <p><u>(注) 買戻権は、有効な約定期間内に権利行使ができるが、この期間は 10 年を超える</u> <u>ときは 10 年に短縮される (民法 580 条 1 項) し、また、その期間を定めないとき</u> <u>は最長 5 年とされている (同条 3 項)。</u></p> <p>特許権の実施権等 (特許権の実施権)</p> <p>40 <u>特許権についてのいわゆる実施権には、専用実施権と通常実施権とがあり、特許権</u> <u>者以外の者が特許発明を一定の目的に利用することができる権利である。これらの実</u> <u>施権は差し押さえることができるが、専用実施権については、実施の事業とともにす</u> <u>る場合、特許権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合を除いては、移</u> <u>転することができず (特許法 77 条 3 項)、通常実施権の移転については、特許法第 83</u> <u>条第 2 項、第 92 条第 3 項若しくは第 4 項《裁定の請求》、実用新案法第 22 条第 3 項</u></p>

改正後	改正前
<p>項《裁定の請求》、実用新案法第 22 条第 3 項《裁定の請求》又は意匠法第 33 条第 3 項《裁定の請求》の裁定による通常実施権を除き、<u>専用実施権と同様</u>（承諾については、専用実施権についての通常実施権にあっては特許権者及び専用実施権者の承諾）である（特許法第 94 条第 1 項）。</p> <p>（実用新案権の<u>専用実施権及び通常実施権</u>）</p>	<p>《裁定の請求》又は意匠法第 33 条第 3 項《裁定の請求》の裁定による通常実施権を除き、<u>上記と同様</u>（承諾については、専用実施権についての通常実施権にあっては特許権者及び専用実施権者の承諾）である（特許法 94 条 1 項）。</p> <p>（実用新案権の実施権）</p>
<p>41 <u>1 の(14)に掲げる「実用新案権についての専用実施権及び通常実施権」とは、実用新案権者以外の者が登録実用新案を利用することができる権利をいい（実用新案法第 18 条、第 19 条参照）、その移転については、おおむね 40 と同様である（同法第 18 条第 3 項、第 24 条第 1 項、特許法第 77 条第 3 項）。</u></p> <p>（意匠権の<u>専用実施権及び通常実施権</u>）</p>	<p>41 <u>実用新案権についての専用実施権及び通常実施権の性質は、おおむね 40 と同様である（実用新案法 18 条 3 項、24 条 1 項、特許法 77 条 3 項）。</u></p> <p>（意匠権の実施権）</p>
<p>42 <u>1 の(14)に掲げる「意匠権についての専用実施権及び通常実施権」とは、意匠権者以外の者が登録意匠又はこれに類似する意匠を利用することができる権利をいい（意匠法第 27 条、第 28 条参照）、その移転については、おおむね 40 と同様である（同法第 27 条第 4 項、第 34 条第 1 項、特許法第 77 条第 3 項）。</u></p> <p>（商標権の<u>専用使用権及び通常使用権</u>）</p>	<p>42 <u>意匠権についての専用実施権及び通常実施権の性質は、おおむね 40 と同様である（意匠法 27 条 3 項、34 条 1 項、特許法 77 条 3 項）。</u></p> <p>（商標権の使用権）</p>
<p>43 <u>1 の(14)に掲げる「商標権についての専用使用権及び通常使用権」とは、商標権者以外の者が指定商品等について登録商標を使用することができる権利をいう（商標法第 30 条、第 31 条参照）。これらの専用使用権及び通常使用権は差し押さえることができるが、商標権者（専用使用権についての通常使用権にあっては、商標権者及び専用使用権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般継承の場合を除いては、移転することができない（同法第 30 条第 3 項、第 31 条第 3 項）。</u></p>	<p>43 <u>商標権についてのいわゆる使用権には、専用使用権と通常使用権とがあり、商標権者以外の者が指定商品について登録商標を使用することができる権利である。これらの権利は差し押さえることができるが、商標権者（専用使用権についての通常使用権にあっては、商標権者及び専用使用権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般継承の場合を除いては、移転することができない（商標法 30 条 3 項、31 条 3 項）。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(育成者権の専用利用権及び通常利用権)</u></p> <p>44 1の(14)に掲げる「<u>育成者権についての専用利用権及び通常利用権</u>」とは、育成者権者以外の者が登録品種等を利用することができる権利をいう（種苗法第 25 条、第 26 条参照）。これらの専用利用権及び通常利用権は差し押さえることができるが、品種の利用の事業とともにする場合、育成者権者（専用利用権についての通常利用権にあっては、育成者権者及び専用利用権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合を除いては、移転することができない（同法第 25 条第 3 項、第 29 条第 1 項）。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(回路配置利用権の専用利用権及び通常利用権)</u></p> <p>45 1の(14)に掲げる「<u>回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権</u>」とは、回路配置利用権者以外の者が登録回路配置を利用することができる権利をいう（半導体集積回路配置法第 16 条、第 17 条参照）。これらの専用利用権及び通常利用権は差し押さえることができるが、回路配置の利用の事業とともにする場合、回路配置利用権者（専用利用権についての通常利用権にあっては、回路配置利用権者及び専用利用権者）の承諾を得た場合及び相続その他一般承継の場合を除いては、移転することができない（同法第 16 条第 3 項、第 17 条第 3 項）。</p>	<p>(新設)</p>
<p>共有専用実施権等</p> <p>46 1の(14)に掲げる「<u>特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権、商標権についての専用使用権及び通常使用権並びに育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権</u>」の共有持分の譲渡については、他の共有者の同意を必要とする（特許法第 73 条、第 77 条第 5 項、第 94 条第 6 項、実用新案法第 18 条第 3 項、第 19 条第 3 項、意匠法第 27 条第 4 項、第 28 条第 3 項、商標法第 30 条第 4 項、第 31 条第 4 項、種苗法第 23 条、第 25 条第 5 項、第 29 条第 4 項、半導体集積回路配置法第 14 条、第 16 条第 5 項、第 17 条第 5 項）。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>出版権</p> <p><u>47 1の(15)に掲げる「出版権」とは、設定行為の定めるところによって、頒布の目的をもって、著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する独占的排他的な権利をいい（著作権法第80条第1項）、その設定、移転（相続その他の一般継承によるものを除く。）、変更、消滅（混同又は複製権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限又は出版権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限は、文化庁長官が管掌する出版権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（同法第88条）。</u></p> <p>なお、出版権は、著作者の承諾がなければ、譲渡することができない（<u>同法第87条</u>）。</p> <p>（削除）</p> <p>引湯権</p> <p><u>48 1の(16)に掲げる「引湯権」とは、源泉権（第72条関係12）を有する者との契約に基づいて、継続的に一定量の温泉の給湯を受ける権利をいう（昭和2.5.3 静岡地（沼津支）判、昭和43.11.25 山形地判参照）。</u></p> <p>ゴルフ会員権</p>	<p>出版権</p> <p><u>44 出版権とは、設定行為の定めるところによって、頒布の目的をもって、著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する独占的排他的な権利をいい（著作権法80条1項）、その設定、移転（相続その他の一般継承によるものを除く。）、変更、消滅（混同又は複製権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限又は出版権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限は、文化庁長官が管掌する出版権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（同法88条）。</u></p> <p>なお、出版権は、著作者の承諾がなければ、譲渡することができない（<u>著作権法87条</u>）。</p> <p>共有専用実施権等</p> <p><u>45 特許権、実用新案権及び意匠権の専用実施権及び通常実施権並びに商標権の専用使用権及び通常使用権の共有持分の譲渡については、他の共有者の同意を必要とする（特許法77条5項、94条5項、実用新案法18条3項、19条3項、意匠法27条3項、28条3項、商標法30条4項、31条4項）。</u></p> <p>引湯権</p> <p><u>46 引湯権とは、源泉権（第72条関係16）を有する者との契約に基づいて、継続的に一定量の温泉の給湯を受ける権利をいう（昭和2.5.3 静岡地沼津支判、昭和43.11.25 山形地判参照）。</u></p> <p>ゴルフ会員権</p>

改正後	改正前
<p>(意義)</p> <p><u>49 1の(17)に掲げる「ゴルフ会員権」とは、ゴルフ場を経営する株式会社等に対するゴルフ場及びその附属施設の優先的利用権、年会費納付等の義務、据置期間経過後退会時の預託金返還請求権の三つの権利義務から成る契約上の地位をいう（昭和 50.7.25 最高判参照）。</u></p> <p>(差押えの効力)</p> <p><u>50</u> ゴルフ会員権の差押えの効力は、預託金返還請求権にも及ぶから、別個に債権差押えの手続をとることなく、規約等に定めるところにより、その取立てを<u>することができる（59参照）。</u></p> <p>なお、差押通知書の「差押財産」欄には、ゴルフ場及びその附属施設の優先的利用権及び預託金返還請求権（金額を明示する。）がある旨を併記するものとする。</p> <p>預託株券等</p> <p><u>51 1の(18)に掲げる「預託株券等」とは、株券等保管振替法の規定により、参加者（証券会社等）又は保管振替機関に預託された株券等をいう。預託された株券等の所有権は、参加者口座又は顧客口座への記載に伴い預託株券等の共有持分に転化する（株券等保管振替法第 24 条）ことから、第三債務者等のある無体財産権として差し押さえる（民事執行規則第 150 条の 2、第 150 条の 3 参照）。</u></p> <p>差押手続</p> <p>(第三債務者等)</p> <p><u>52</u> 法第 73 条の「第三債務者等」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 電話加入権については、<u>NTT</u></p> <p>(2) 持分会社の社員の持分については、<u>その持分会社</u></p>	<p>(意義)</p> <p><u>47</u> <u>ゴルフ会員権とは、ゴルフ場を経営する株式会社等に対するゴルフ場及びその附属施設の優先的利用権、年会費納付等の義務、据置期間経過後退会時の預託金返還請求権の三つの権利義務から成る契約上の地位をいう（昭和 48.12.18 東京高判）。</u></p> <p>(差押えの効力)</p> <p><u>48</u> ゴルフ会員権の差押えの効力は、預託金返還請求権にも及ぶから、別個に債権差押えの手続をとることなく、規約等に定めるところにより、その取立てができる（<u>56参照）。</u></p> <p>(注) 差押通知書の「差押財産」欄には、ゴルフ場及びその附属施設の優先的利用権及び預託金返還請求権（金額を明示する。）がある旨を併記するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>差押手続</p> <p>(第三債務者等)</p> <p><u>49</u> 法第 73 条の「第三債務者等」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 電話加入権については、<u>公社</u></p> <p>(2) <u>合名会社の社員の持分及び 1 の(1)に掲げる会社の社員の持分についてはその会</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>中小企業等協同組合法、水産業協同組合法、農業協同組合法、森林組合法、農住組合法等による各種の組合等の組合員等の持分については、その組合等</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) <u>有限責任事業組合の組合員の持分については、その組合</u></p> <p>(8) <u>無尽講及びたのもし講の講員の持口については、その講の講元（講親）</u></p> <p>(9) <u>営業無尽の加入者の権利については、その無尽会社又は銀行</u></p> <p>(10) (省略)</p> <p>(11) <u>株式については、その株式会社</u></p> <p>(12) (省略)</p> <p>(13) (省略)</p> <p>(14) (省略)</p> <p>(15) <u>特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは通常実施権又は商標権についての専用使用権若しくは通常使用権については、その特許権者、実用新案権者、意匠権者若しくは専用実施権者又は商標権者若しくは専用使用権者</u></p> <p>(16) <u>育成者権又は回路配置利用権についての専用利用権又は通常利用権については、その育成者権者、回路配置利用権者又は専用利用権者</u></p> <p>(17) (省略)</p> <p>(18) (省略)</p> <p>(19) (省略)</p> <p>(20) <u>預託株券等については、株式会社証券保管振替機構又は参加者</u></p> <p>(差押通知書)</p>	<p>社</p> <p>(3) <u>中小企業等協同組合法による組合等 1 の(2)に掲げる組合等の組合員等の持分については、その組合等</u></p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) <u>無尽講又はたのもし講の講員の持口については、その講の講元（講親）</u></p> <p>(8) <u>営業無尽の加入者の権利については、その相互銀行又は無尽会社</u></p> <p>(9) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (同左)</p> <p>(11) (同左)</p> <p>(12) (同左)</p> <p>(13) <u>特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権並びに商標権についての専用使用権及び通常使用権については、その特許権者、実用新案権者、意匠権者又は商標権者</u></p> <p>(新設)</p> <p>(14) (同左)</p> <p>(15) (同左)</p> <p>(16) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(差押通知書)</p>
<p>53 法第 73 条第 1 項の「差押通知書」とは、令第 30 条第 2 項《差押通知書の記載事項》<u>に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 6 号書式によるものを</u></p>	<p>50 法第 73 条第 1 項の「差押通知書」とは、令第 30 条第 2 項《差押通知書の記載事項》<u>に定める事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 6 号書式をいい、これ</u></p>

改正後	改正前
<p>いい、これを第三債務者等に送達することによって差押えの効力を生ずる（<u>法第 73 条第 2 項</u>）。</p> <p>（差押調書）</p> <p>54 法第 73 条第 1 項の財産を差し押さえた場合には、差押調書を作成し、滞納者に対して、差押調書の謄本を交付しなければならない。（<u>法第 54 条</u>）。</p> <p>（差押えの登記の嘱託）</p> <p>55 法第 73 条第 3 項の「その権利の移転につき登記を要するもの」とは、1 に掲げる財産のうち、登記を第三者対抗要件とする賃借権、登記した買戻権及び(13)から(15)までに掲げる権利をいい、法第 73 条第 3 項において準用する法第 72 条第 3 項の「関係機関」については、別に定めるところによる。</p> <p>なお、引湯権にあつては、その地方の慣行に従った公示方法（例えば、温泉組合等に対する登録の依頼、立札その他の標識の掲示）を講ずるものとする。</p> <p>また、賃借権、買戻権又は仮登記に係る権利の差押えの登記は、付記登記により行われる（<u>不動産登記規則第 3 条第 4 号</u>）。</p> <p>56 （省略）</p> <p>差押えの効力</p> <p>57 法第 73 条第 1 項の規定による差押えの効力は、差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずるが（<u>法第 73 条第 2 項</u>）、その権利の移転につき登記を要するものについては、差押通知書が第三債務者等に送達される前に差押えの登記がされた場合には、その差押えの登記がされた時に差押えの効力が生ずる（<u>法第 73 条第 3 項</u>、<u>第 72 条第 4 項</u>）。ただし、特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権、商標権に</p>	<p>を第三債務者等に送達することによって差押えの効力を生ずる（<u>法 73 条 2 項</u>）。</p> <p>（差押調書）</p> <p>51 法第 73 条 1 項の財産を差し押さえた場合には、差押調書を作成し、滞納者に対して、差押調書の謄本を交付しなければならない。（<u>法 54 条</u>）。</p> <p>（差押えの登記の嘱託）</p> <p>52 法第 73 条第 3 項の「その権利の移転につき登記を要するもの」とは、1 に掲げる財産のうち、登記を第三者対抗要件とする賃借権、登記した買戻権及び(11)から(13)までに掲げる権利をいうが、法第 73 条第 3 項において準用する法第 72 条第 3 項の「関係機関」については、別に定めるところによる。</p> <p>なお、引湯権にあつては、その地方の慣行に従った公示方法（例えば、温泉組合等に対する登録の依頼、立札その他の標識の掲示）を講ずるものとする。</p> <p>(注) 賃借権、買戻権又は仮登記に係る権利の差押えの登記は、付記登記により行われる（<u>不動産登記法施行細則 56 条</u>）。</p> <p>53 （同左）</p> <p>差押えの効力</p> <p>54 法第 73 条第 1 項の規定による差押えの効力は、差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずるが（<u>法 73 条 2 項</u>）、その前に差押えの登記がされた場合には、その差押えの登記がされた時に差押えの効力が生ずる（<u>法 73 条 3 項</u>、<u>72 条 4 項</u>）。ただし、特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権並びに商標権についての専用使用権については、差押えの登録がされた時に差押えの効力が生ずる（<u>法 73 条 4</u></p>

改正後	改正前
<p>についての専用使用権並びに育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権については、差押えの登録がされた時に差押えの効力が生ずる（法第73条第4項、第72条第5項、特許法第98条第1項、実用新案法第18条第3項、意匠法第27条第4項、商標法第30条第4項、種苗法第32条第1項、半導体集積回路配置法第21条第1項参照）。</p>	<p>項、72条5項、特許法98条1項、実用新案法18条3項、意匠法27条3項、商標法30条4項参照）。</p>
<p>預託証書等の取上げ</p> <p>58 徴収職員は、第三債務者等がある無体財産権等の差押えのため必要があるときは、預託証書、会員証書等その財産権に関する証書を取り上げることができるが（法第73条第5項）、この場合の手續等については、第65条関係3から5までに<u>定めるところに準じて行う</u>。</p>	<p>預託証書等の取上げ</p> <p>55 徴収職員は、第三債務者等がある無体財産権等の差押えのため必要があるときは、預託証書、会員証書等その財産権に関する証書を取り上げることができるが（法73条5項）、この場合の手續等については、第65条関係3から5までに<u>準ずる</u>。</p>
<p>取立て</p> <p>59 法第73条第5項において準用する法第67条《差し押えた債権の取立》の規定により取立てができる財産は、<u>持分会社の社員の利益配当請求権、退社に伴う持分払戻請求権及び出資の払戻請求権、株主の剰余金配当請求権及び残余財産分配請求権、ゴルフ会員権に係る預託金返還請求権並びに法第74条《差し押えた持分の払戻の請求》の規定により請求できる持分払戻請求権等差押えの効力が及ぶ債権に限られる。</u></p>	<p>取立て</p> <p>56 法第73条第5項において準用する法第67条《差し押えた債権の取立》の規定により取立てができる財産は、<u>合名会社等の社員の利益配当請求権及び持分払戻請求権、ゴルフ会員権に係る預託金返還請求権、法第74条《差し押えた持分の払戻の請求》の規定により請求できる持分払戻請求権等差押えに基因して請求できる債権並びに有限会社の社員の残余財産分配請求権等差押えの効力が及ぶ債権に限られる。</u></p>
<p>第74条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p>	<p>第74条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p>
<p>払戻し等の請求ができる組合等</p> <p>1 法第74条第1項の規定により持分の一部の払戻し等を請求できる法人は、組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手續を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの（<u>持分会社を除く</u>。）を</p>	<p>払戻し等の請求ができる組合等</p> <p>1 法第74条第1項の規定により持分の一部の払戻し等を請求できる法人は、組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手續を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの（<u>合名会社及び合資会</u></p>

改正後	改正前
<p>いい、おおむね次に掲げるもの（以下第 74 条関係において「組合等」という。）である。</p> <p>(1) 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、<u>協同組合連合会及び企業組合</u>（中小企業等協同組合法第 18 条）</p> <p>(2) 漁業協同組合（水産業協同組合法第 26 条）、漁業生産組合（同法第 86 条第 1 項）、<u>漁業協同組合連合会</u>（同法第 92 条第 2 項）、水産加工業協同組合（同法第 96 条第 2 項）、<u>水産加工業協同組合連合会</u>（同法第 100 条第 2 項）<u>及び共済水産業協同組合連合会</u>（同法第 100 条の 6 第 2 項）</p> <p>(3) 農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法第 21 条）</p> <p>(4) 森林組合（森林組合法第 36 条）、生産森林組合（同法第 100 条第 1 項）及び森林組合連合会（同法第 109 条第 2 項）</p> <p>(5) 農住組合（農住組合法第 22 条）</p> <p>(6) 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（消費生活協同組合法第 19 条）</p> <p>(7) 漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法第 17 条第 1 項、第 2 項）</p> <p><u>(8) 証券会員制法人（証券取引法第 94 条）</u></p> <p><u>(9) 信用金庫及び信用金庫連合会（信用金庫法第 16 条）</u></p> <p>払戻し等の請求ができる場合</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>（譲渡ができない場合）</p> <p>4 法第 74 条第 1 項第 2 号の「持分の譲渡につき法律に制限があるため、譲渡することができない」ときとは、第 73 条関係 1 の(2)から(4)までに掲げる持分については、持分譲渡につき組合等の承諾又は承認を要する場合において、その承諾又は承認が得られないとき（換価処分前に承諾又は承認しない旨の意思表示があったときを含む。）</p>	<p>社を除く。）をいい、<u>中小企業等協同組合法に基づく企業組合、信用金庫のほか、</u>おおむね次に掲げるもの（以下第 74 条関係において「組合等」という。）である。</p> <p>(1) 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合<u>及び協同組合連合会</u>（中小企業等協同組合法 18 条）</p> <p>(2) 漁業協同組合（水産業協同組合法 26 条）、漁業生産組合（同法 86 条 1 項）、漁業協同組合連合会（同法 92 条 2 項）、水産加工業協同組合（同法 96 条 2 項）<u>及び水産加工業協同組合連合会</u>（同法 100 条 2 項）</p> <p>(3) 農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法 21 条）</p> <p>(4) 森林組合（森林組合法 36 条）、生産森林組合（同法 100 条 1 項）及び森林組合連合会（同法 109 条 2 項）</p> <p>(5) 農住組合（農住組合法 22 条）</p> <p>(6) 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（消費生活協同組合法 19 条）</p> <p>(7) 漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法 17 条 1 項、2 項）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>払戻し等の請求ができる場合</p> <p>2・3 （同左）</p> <p>（譲渡ができない場合）</p> <p>4 法第 74 条第 1 項第 2 号の「持分の譲渡につき法律に制限があるため、譲渡することができない」ときとは、第 73 条関係 1 の(2)から(4)までに掲げる持分については、持分譲渡につき組合等の承諾又は承認を要する場合において、その承諾又は承認が得られないとき（換価処分前に承諾又は承認しない旨の意思表示があったときを含む。）</p>

改正後	改正前
<p>をいう（中小企業等協同組合法第17条第1項、水産業協同組合法第20条第1項、第86条第1項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項、第100条の6第2項、農業協同組合法第14条第1項、森林組合法第30条第1項、第100条第1項、第109条第2項、農住組合法第17条第1項、信用金庫法第15条第1項、中小漁業融資保証法第12条第1項等）。</p> <p>なお、第73条関係1の(2)から(4)までに掲げる持分については、法第74条第1項第2号の「持分の譲渡につき定款に制限があるため、譲渡することができない」ときに該当することはない。</p> <p>払戻し等の請求</p> <p>5 （省略）</p> <p>（持分の払戻し）</p> <p>6 法第74条第1項の「払戻し」とは、第73条関係1の(2)及び(4)に掲げる持分の一部について、脱退があったと仮定した場合における中小企業等協同組合法等の規定による持分の払戻しをいい、その持分の金額は、脱退を仮定した事業年度の終わりにおける組合等の財産によって定まる（中小企業等協同組合法第20条第2項、水産業協同組合法第28条第2項、第86条第1項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項、第100条の6第2項、農業協同組合法第23条第2項、森林組合法第38条第2項、第100条第1項、第109条第2項、農住組合法第24条第2項、中小漁業融資保証法第17条第1項、第18条第1項等）。この場合における財産の評価は、帳簿価格ではなく、その組合等の事業の継続を前提として一括譲渡するときの価額が標準になる（昭和44.12.11最高判参照）。</p> <p>（注） 組合等の構成員である滞納者が組合等に対して債務を負っているときは、その債務を完済するまでは、組合等は持分の払戻しを停止することができる（中小企業等</p>	<p>をいう（中小企業等協同組合法17条1項、水産業協同組合法20条1項、86条1項、92条2項、96条2項、100条2項、農業協同組合法14条1項、森林組合法30条1項、100条1項、109条2項、農住組合法17条1項、信用金庫法15条1項、中小漁業融資保証法12条1項等）。</p> <p>なお、第73条関係1の(2)から(4)までに掲げる持分については、法第74条第1項第2号の「持分の譲渡につき定款に制限があるため、譲渡することができない」ときに該当することはない。</p> <p>払戻し等の請求</p> <p>5 （同左）</p> <p>（持分の払戻し）</p> <p>6 法第74条第1項の「払戻し」とは、第73条関係1の(2)及び(4)に掲げる持分の一部について、脱退があったと仮定した場合における中小企業等協同組合法等の規定による持分の払戻しをいい、その持分の金額は、脱退を仮定した事業年度の終わりにおける組合等の財産によって定まる（中小企業等協同組合法20条、水産業協同組合法28条、86条1項、92条2項、96条2項、100条2項、農業協同組合法23条、森林組合法38条、100条1項、109条2項、農住組合法24条、中小漁業融資保証法18条1項等）。この場合における財産の評価は、帳簿価格ではなく、その組合等の事業の継続を前提として一括譲渡するときの価額が標準になる（昭和44.12.11最高判）。</p> <p>（注） 組合等の構成員である滞納者が組合等に対して債務を負っているときは、その債務を完済するまでは、組合等は持分の払戻しを停止することができる（中小企業等</p>

改正後	改正前
<p>協同組合法第22条、水産業協同組合法第30条、<u>第86条第1項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項、第100条の6第2項、農業協同組合法第26条、森林組合法第40条、第100条第1項、第109条第2項、農住組合法第27条、中小漁業融資保証法第18条第2項等。</u></p> <p>(信用金庫等の特例)</p> <p>7 法第74条第1項の「組合等による<u>譲受け</u>が認められている持分」とは、信用金庫の会員又は農業協同組合の組合員(出資組合の組合員に限る。以下同じ。)の持分をいい、その「<u>譲受け</u>」とは、会員の持分の一部について信用金庫法第16条《自由脱退》又は農業協同組合法第21条《任意脱退》の規定による脱退を仮定した場合における同条の規定による持分の譲受け(会員から信用金庫への譲渡)をいう。</p> <p>なお、持分の譲受けの請求をする場合において、<u>信用金庫の会員の持分については1万円(出資の1口の金額で1万円を整除することができないときは、1万円を超え1万円に最も近い整除できる金額とする。)、農業協同組合の組合員の持分については出資1口以下の金額の部分については、その譲受けの請求をしないものとする。</u></p> <p>(注1) 信用金庫の会員又は農業協同組合の組合員は、持分の全部の譲渡によって脱退することができるが(信用金庫法第16条前段、<u>農業協同組合法第21条第1項前段</u>)、この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、<u>会員又は組合員</u>から信用金庫に対して、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求できることになっており(信用金庫法第16条後段、<u>農業協同組合法第21条第1項後段</u>)、その反面、この自由脱退の場合には、持分の払戻しの制度はない。</p> <p>2 信用金庫の会員又は農業協同組合の組合員が信用金庫法第17条第1項第1号から第4号まで又は第2項《法定脱退事由》又は<u>農業協同組合法第22条第1項《当然脱退事由》</u>の規定により脱退したときは、<u>信用金庫法第18条《脱退者の持分の払戻》</u>又は<u>農業協同組合法第23条《脱退の際の持分払戻し請求権》</u>の規</p>	<p>協同組合法22条、水産業協同組合法30条、86条1項、92条2項、96条2項、100条2項、農業協同組合法26条、森林組合法40条、100条1項、109条2項、農住組合法27条、中小漁業融資保証法18条2項等)。</p> <p>(信用金庫の場合の特例)</p> <p>7 法第74条第1項の「組合等による<u>譲受</u>が認められている持分」とは、信用金庫の会員の持分をいい、その「<u>譲受</u>」とは、会員の持分の一部について信用金庫法第16条《自由脱退》の規定による脱退を仮定した場合における同条の規定による持分の譲受け(会員から信用金庫への譲渡)をいう。</p> <p>なお、持分の譲受けの請求をする場合において、1万円(出資の1口の金額で1万円を整除することができないときは、1万円を超え1万円に最も近い整除できる金額とする。)以下の金額の部分については、その譲受けの請求をしないものとする。</p> <p>(注1) 信用金庫の会員は、持分の全部の譲渡によって脱退することができるが(信用金庫法16条前段)、この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、<u>会員</u>から信用金庫に対して、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求できることになっており(同法16条後段)、その反面、この自由脱退の場合には、持分の払戻しの制度はない。</p> <p>2 信用金庫の会員が信用金庫法第17条第1項第1号から第4号まで又は第2項《法定脱退事由》の規定により脱退したときは、<u>同法第18条《脱退者の持分の払戻》</u>の規定により、持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>定により、持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。</p> <p>3 信用金庫は、脱退した会員又は組合員が信用金庫又は農業協同組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる（信用金庫法第20条、農業協同組合法第26条）。</p> <p>（予告期間）</p> <p>8 法第74条第2項の「組合等からの脱退につき、法律又は定款の定めにより、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするもの」及び「その期間」は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 中小企業等協同組合法及び消費生活協同組合法による組合等については、事業年度終了の90日前まで。ただし、定款の定めにより1年を超えない範囲でこの予告期間を延長しているときは、その期間（中小企業等協同組合法第18条、消費生活協同組合法第19条）</p> <p>(2) 水産業協同組合法、農業協同組合法、森林組合法及び農住組合法による組合等については、事業年度終了の60日前まで。ただし、定款の定めにより1年を超えない範囲でこの予告期間を延長しているときは、その期間（水産業協同組合法第26条、第86条第1項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項、第100条の6第2項、農業協同組合法第21条、森林組合法第36条、第100条第1項、第109条第2項、農住組合法第22条）</p> <p>(3) 中小漁業融資保証法による漁業信用基金協会については、事業年度終了の6月前まで（同法第17条第2項）。</p> <p>（請求及び予告の手続）</p> <p>9 法第74条第1項の規定による請求は、30日（法律又は定款によりこれと異なる予告期間が定められている場合には、その期間。8参照）前に、令第33条第2項各号《払</p>	<p>3 信用金庫は、脱退した会員が信用金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる（信用金庫法20条）。</p> <p>（予告期間）</p> <p>8 法第74条第2項の「組合等からの脱退につき、法律又は定款の定により、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするもの」及び「その期間」は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 中小企業等協同組合法及び消費生活協同組合法による組合等については、事業年度終了の90日前まで。ただし、定款の定めにより1年を超えない範囲でこの予告期間を延長しているときは、その期間（中小企業等協同組合法18条、消費生活協同組合法19条）</p> <p>(2) 水産業協同組合法、農業協同組合法、森林組合法及び農住組合法による組合等については、事業年度終了の60日前まで。ただし、定款の定めにより1年を超えない範囲でこの予告期間を延長しているときは、その期間（水産業協同組合法26条、86条1項、92条2項、96条2項、100条2項、農業協同組合法21条、森林組合法36条、100条1項、109条2項、農住組合法22条）</p> <p>(3) 中小漁業融資保証法による漁業信用基金協会については、事業年度終了の6月前まで（同法17条2項）。</p> <p>（請求及び予告の手続）</p> <p>9 法第74条第1項の規定による請求は、30日（これと異なる予告期間が定められている場合には、その期間。8参照）前に、令第33条第2項各号《払戻等請求の予告通</p>

改正後	改正前
<p>戻等請求の予告通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により、その予告をした後、令第 33 条第 1 項各号《払戻し等の請求書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により行う。これらの書面の様式は、別に定めるところによる。</p>	<p>知書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により、その予告をした後、令第 33 条第 1 項各号《払戻し等の請求書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により行う。これらの書面の様式は、別に定めるところによる。</p>
<p>債権者代位による払戻請求等との関係</p>	<p>債権者代位による払戻請求等との関係</p>
<p>10 法第 74 条の規定により差し押さえた持分の払戻し又は譲受けの請求ができる場合には、債権者代位権（通則法第 42 条、民法第 423 条）により滞納者に代位して行う持分の払戻し又は譲受けの請求をしないものとする。</p>	<p>10 第 74 条の規定により差し押さえた持分の払戻し又は譲受けの請求ができる場合には、債権者代位権（通則法 42 条、民法 423 条）により滞納者に代位して行う持分の払戻し又は譲受けの請求をしないものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 6 款 差押禁止財産</p>	<p style="text-align: center;">第 6 款 差押禁止財産</p>
<p style="text-align: center;">第 75 条関係 一般の差押禁止財産</p>	<p style="text-align: center;">第 75 条関係 一般の差押禁止財産</p>
<p>1 (省略)</p>	<p>1 (同左)</p>
<p>第 1 号の財産 (生計を一にする親族)</p>	<p>第 1 号の財産 (生計を一にする親族)</p>
<p>2 法第 75 条第 1 項第 1 号の「生計を一にする」については、第 37 条関係 6 と同様である。</p> <p>なお、法第 75 条第 1 項第 1 号の「その他の親族」とは、滞納者の六親等内の血族及び三親等内の姻族（民法第 725 条）のうち、滞納者と生計を一にする者をいい、縁組の届出はしていないが、滞納者と事実上養親子関係にある者は、「その他の親族」と同様に扱うものとする（執行法第 97 条第 1 項参照）。</p>	<p>2 法第 75 条第 1 項第 1 号の「生計を一にする」については、第 37 条関係 6 と同様である。</p> <p>なお、法第 75 条第 1 項第 1 号の「その他の親族」とは、滞納者の六親等内の血族及び三親等内の姻族（民法 725 条）のうち、滞納者と生計を一にする者をいい、縁組の届出はしていないが、滞納者と事実上養親子関係にある者は、「その他の親族」と同様に扱うものとする（執行法 97 条 1 項参照）。</p>
<p>3～7 (省略)</p>	<p>3～7 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>第 4 号の財産</p> <p>8・9 (省略)</p> <p>(その他これに類する水産物)</p> <p>10 法第 75 条第 1 第 4 号の「<u>その他</u>これに類する水産物」とは、真珠貝、種のり、養殖用の卵、種がき、えさとして飼育している小魚等をいう。</p> <p>第 5 号の財産</p> <p>(職業又は営業に従事する者)</p> <p>11 法第 75 条第 1 項第 5 号の「技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者」とは、技術者、職人、労務者、弁護士、給与生活者、僧りよ、画家、著述家、小規模な企業主等で生計を一にする親族以外の他人の労力又は物的設備にほとんど依存することなく、自己の知的又は肉体的な労働を主とする職業又は営業により生計を維持している者をいう（昭和 46.5.18 東京高決参照）。この場合においては、これらの者が独立して営業を営む場合であると、他に雇用される場合であるとを問わない（昭和 8.2.10 大決参照）。</p> <p>12・13 (省略)</p> <p>第 6 号の財産</p> <p>(実印)</p> <p>14 法第 75 条第 1 項第 6 号の「実印」とは、個人にあつては市町村条例等により市区町村役場に、会社の代表者にあつては登記所に、それぞれ届け出た印鑑で、市区町村役場又は登記所から印鑑証明書の交付を受けられるものをいう（商業登記法第 12 条、</p>	<p>第 4 号の財産</p> <p>8・9 (同左)</p> <p>(これに類する水産物)</p> <p>10 法第 75 条第 1 第 4 号の「これに類する水産物」とは、真珠貝、種のり、養殖用の卵、種がき、えさとして飼育している小魚等をいう。</p> <p>第 5 号の財産</p> <p>(職業又は営業に従事する者)</p> <p>11 法第 75 条第 1 項第 5 号の「技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者」とは、技術者、職人、労務者、弁護士、給与生活者、僧りよ、画家、著述家、小規模な企業主等で生計を一にする親族以外の他人の労力又は物的設備にほとんど依存することなく、自己の知的又は肉体的な労働を主とする職業又は営業により生計を維持している者をいう（昭和 46.5.18 東京高決参照）。この場合においては、これらの者が独立して営業を営む場合であると、他に雇用される場合であるとを問わない（昭和 8.2.10 大決）。</p> <p>12・13 (同左)</p> <p>第 6 号の財産</p> <p>(実印)</p> <p>14 法第 75 条第 1 項第 6 号の「実印」とは、個人にあつては市町村条例等により市区町村役場に、会社の代表者にあつては登記所に、それぞれ届け出た印鑑で、市区町村役場又は登記所から印鑑証明書の交付を受けられるものをいう（商業登記法 12 条、</p>

改正後	改正前
<p>第20条参照)。</p> <p>(職業に欠くことができないもの)</p> <p>15 (省略)</p> <p>第7号の財産</p> <p>16 法第75条第1項第7号の「その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物」とは、神体、神具、仏具等で、現に信仰又は礼拝の対象となっているもの及びこれに必要なものをいう。したがって、仏像、仏壇等であっても礼拝の対象としないで商品、骨とう品等となっているものには、法第75条第1項第7号の規定の適用がなく、また寺院の本堂、くり(庫裡)、神社の拝殿、社務所等は、礼拝に直接必要と認められないから、同号の規定の適用がない(昭和6.12.23大判、昭和11.3.19大判参照)。</p> <p>17～19 (省略)</p> <p>第11号の財産</p> <p>(発明等)</p> <p>20 法第75条第1項第11号の「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいい(特許法第2条第1項参照)、「著作に係るもの」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう(著作権法第2条第1項第1号、第10条参照)。</p> <p>(公表)</p> <p>21 法第75条第1項第11号の「公表」とは、発明につき特許を受けたとき若しくは発</p>	<p>20条参照)。</p> <p>(職業に欠くことのできないもの)</p> <p>15 (同左)</p> <p>第7号の財産</p> <p>16 法第75条第1項第7号の「その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物」とは、神体、神具、仏具等で、現に信仰又は礼拝の対象となっているもの及びこれに必要なものをいう。したがって、仏像、仏壇等であっても礼拝の対象としないで商品、骨とう品等となっているものには、法第75条第1項第7号の規定の適用がなく、また寺院の本堂、くり(庫裡)、神社の拝殿、社務所等は、礼拝に直接必要と認められないから、同号の規定の適用がない(昭和6.12.23大判、昭和11.3.19大判)。</p> <p>17～19 (同左)</p> <p>第11号の財産</p> <p>(発明等)</p> <p>20 法第75条第1項第11号の「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいい(特許法2条1項参照)、「著作に係るもの」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう(著作権法2条1項1号、10条参照)。</p> <p>(公表)</p> <p>21 法第75条第1項第11号の「公表」とは、発明につき特許を受けたとき若しくは発</p>

改正後	改正前
<p>明に係るものを展示等し（特許法第29条参照）、又は著作に係るものを発行、演奏、展示等すること（著作権法第4条第1項参照）をいう。</p>	<p>明に係るものを展示等し（特許法29条参照）、又は著作に係るものを発行、演奏、展示等すること（著作権法4条1項参照）をいう。</p>
<p>第12号の財産</p>	<p>第12号の財産</p>
<p>22 法第75条第1項第12号の「その他の身体の補足に供する物」とは、<u>義手、義足、盲人安全つえ、補聴器、車いす、義眼、眼鏡、人工こう（喉）頭及び松葉づえ等</u>をいう。</p>	<p>22 法第75条第1項第12号の「その他の身体の補足に供する物」とは、<u>盲人安全つえ、補聴器、車いす、義眼、眼鏡、人工こう（喉）頭及び松葉づえ等</u>をいう。</p>
<p>第13号の財産</p>	<p>第13号の財産</p>
<p>23 （省略）</p>	<p>23 （同左）</p>
<p>（消防用の機械等）</p>	<p>（消防用の機械等）</p>
<p>24 法第75条第1項第13号の「災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械」等とは、<u>消防法第17条《学校等の消防用設備等の設置維持義務》の規定に基づく市町村条例等により<u>学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店、旅館、飲食店、地下街等の防火対象物に備え付けなければならない消防自動車、消火器その他の消防用機械、器具又は避難器具、鉱山保安法第19条《保安規程》及び鉱山保安法施行規則第40条《保安規程》の規定により鉱山業者が定めた保安規定に基づき設備しなければならない各種鉱山の保安施設等</u>をいう。</u></p>	<p>24 法第75条第1項第13号の「災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械」等とは、<u>消防法第17条《学校等の消火器等設備義務》の規定に基づく市町村条例等により<u>工場、事業場、学校、百貨店、旅館、飲食店、興業場等</u>に備え付けなければならない消防自動車、消火器その他の消防用機械、器具又は避難器具、<u>鉱山保安法第10条《保安規程》の規定による金属鉱山等保安規則第89条《防火設備等》、第98条《坑外建築物の消火設備》、第110条《防止施設》、石炭鉱山保安規則第152条《防火及び消火》、石油鉱山保安規則第240条《消火施設》等</u>の規定により設備しなければならない各種鉱山の保安施設等をいう。</u></p>
<p>25 （省略）</p>	<p>25 （同左）</p>
<p>第76条関係 給与の差押禁止</p>	<p>第76条関係 給与の差押禁止</p>

改正後	改正前
<p>給料等の差押禁止とその範囲 (これらの性質を有する給与)</p> <p>1 法第 76 条第 1 項の「これらの性質を有する給与」とは、<u>超過勤務手当、扶養家族手当、宿日直手当、通勤手当等</u>をいう。</p> <p>(現物給与)</p> <p>2 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下第 76 条関係において「給料等」という。）の全部又は一部が金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって支給される給料等の額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする（所得税法第 36 条第 1 項、第 2 項）。</p> <p>(差押可能金額)</p> <p>3 法第 76 条第 1 項の規定に基づき差押えができる金額の計算に当たっては、その計算の基礎となる期間が 1 月未満のときは<u>百円未満の端数</u>を、1 月以上のときは千円未満の端数を、それぞれ次のように取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(差押禁止債権)</p> <p>4 執行法第 152 条第 1 項第 1 号《差押禁止債権》の「<u>債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権</u>」は、<u>法第 76 条及び第 77 条の規定により差押えが禁止されるものではないが</u>、その債権の差押えが滞納者及びその者と生計を一にする親族の最低生活に支障を及ぼすと認められる場合には、法第 76 条の規定によるもののほか、執行法第 152 条第 1 項に規定する差押禁止額の限度においても、その差押えを行わないものとする。</p>	<p>給料等の差押禁止とその範囲 (これらの性質を有する給与)</p> <p>1 法第 76 条第 1 項の「これらの性質を有する給与」とは、<u>日直料、宿直料、通勤手当等</u>をいう。</p> <p>(現物給与)</p> <p>2 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下第 76 条関係において「給料等」という。）の全部又は一部が金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって支給される給料等の額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする（所得税法 36 条 1 項、2 項）。</p> <p>(差押可能金額)</p> <p>3 法第 76 条第 1 項の規定に基づき差押えができる金額の計算に当たっては、その計算の基礎となる期間が 1 月未満のときは <u>100 円未満の端数</u>を、1 月以上のときは千円未満の端数を、それぞれ次のように取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(差押禁止債権)</p> <p>4 執行法第 152 条第 1 項《差押禁止債権》の<u>規定により差押えが禁止されている債権（法 76 条及び 77 条の規定により差押えが禁止されるものを除く。）</u>については、その債権の差押えが滞納者及びその者と生計を一にする親族の最低生活に支障を及ぼすと認められる場合には、法第 76 条の規定によるもののほか、執行法第 152 条第 1 項に規定する差押禁止額の限度においても、その差押えを行わないものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(第1号の金額)</p> <p>5 法第76条第1項第1号の「所得税法第183条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第190条(年末調整)、第192条(年末調整に係る不足額の徴収)又は第212条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額」とは、これらの規定により徴収されるべき所得税に相当する金額ではなく、これらの規定により現実に徴収する所得税に相当する金額をいうものとする。したがって、これらの規定により徴収すべきであった所得税に相当する金額を徴収せず、<u>所得税法第222条</u>《不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等》の規定により給料等の債権に係る支払うべき金額から控除をした場合のその金額に相当する所得税とみなされる金額は、その給料等の債権に係る第1号の徴収される所得税に相当する金額になる。</p> <p>6 (省略)</p> <p>(第3号の金額)</p> <p>7 法第76条第1項第3号の「健康保険法第167条第1項(報酬からの保険料の控除)その他の法令の規定により給料等から控除される社会保険料(所得税法第74条第2項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。)に相当する金額」についても、5と同様である。</p> <p>(その他の法律)</p> <p>8 法第76条第1項第3号の「その他の法令」とは、<u>国民健康保険法又は地方税法、介護保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、国民年金法、独立行政法人農業者年金基金法、厚生年金保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、恩給法をいう(所得税法第74条第2項参照)。</u></p>	<p>(第1号の金額)</p> <p>5 法第76条第1項第1号の「所得税法第183条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第190条(年末調整)、第192条(年末調整に係る不足額の徴収)又は第212条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額」とは、これらの規定により徴収されるべき所得税に相当する金額ではなく、これらの規定により現実に徴収する所得税に相当する金額をいうものとする。したがって、これらの規定により徴収すべきであった所得税に相当する金額を徴収せず、<u>同法第222条</u>《不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等》の規定により給料等の債権に係る支払うべき金額から控除をした場合のその金額に相当する所得税とみなされる金額は、その給料等の債権に係る第1号の徴収される所得税に相当する金額になる。</p> <p>6 (同左)</p> <p>(第3号の金額)</p> <p>7 法第76条第1項第3号の「健康保険法第78条第1項(報酬からの保険料の控除)その他の法令の規定により給料等から控除される社会保険料(所得税法第74条第2項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。)に相当する金額」についても、5と同様である。</p> <p>(その他の法律)</p> <p>8 法第75条第1項第3号の「その他の法令」とは、<u>日雇労働者健康保険法、厚生年金保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、港湾労働法、農業者年金基金法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法、</u></p>

改正後	改正前
<p>(同一期間につき2以上の給料等の支給を受ける場合)</p> <p>9 同一期間につきAとBとの支払先から給料等の支給を受ける場合において、これらの給料等につき差押えをした場合の法第76条第1項第4号(以下9において「第4号」という。)及び第5号(以下9において「第5号」という。)の金額計算は、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) Aの給料等につき、第4号及び第5号の金額を計算し、次にAとBとの給料等の合計額について第4号及び第5号の金額を計算し、その合計額から、Aの給料等の第4号及び第5号の金額を控除したものをもち、Bの給料等の第4号及び第5号の金額とする方法</p> <p>〔例〕Aの給料</p> <p>支給額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300,000円</p> <p>法第76条第1項第1号から第3号まで(以下9において「第1号から第3号まで」という。)の金額・・・・・・・・・・ 50,000円</p> <p>Bの給料</p> <p>支給額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50,000円</p> <p>第1号から第3号までの金額・・・・・・・・・・ 5,000円</p> <p>滞納者の家族構成 配偶者、扶養親族2人</p> <p><u>上記の場合におけるAとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額の計算は、次のとおりである。</u></p> <p>イ Aの給料の第4号の金額は <u>235,000円</u>(滞納者分 <u>100,000円</u> + 配偶者・扶養親族分 <u>45,000円</u> × 3人)、第5号の金額は <u>3,000円</u> ((支給額 300,000円 - 第1号から第3号までの金額 50,000円 - 第4号の金額 <u>235,000円</u>) × 20/100)、その合計額は <u>238,000円</u> となる。</p>	<p><u>恩給法、国会議員互助年金法及び国民年金法をいう。</u></p> <p>(同一期間につき2以上の給料等の支給を受ける場合)</p> <p>9 同一期間につきAとBとの支払先から給料等の支給を受ける場合において、これらの給料等につき差押えをした場合の法第76条第1項第4号(以下9において「第4号」という。)及び第5号(以下9において「第5号」という。)の金額計算は、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) Aの給料等につき、第4号及び第5号の金額を計算し、次にAとBとの給料等の合計額について第4号及び第5号の金額を計算し、その合計額から、Aの給料等の第4号及び第5号の金額を控除したものをもち、Bの給料等の第4号及び第5号の金額とする方法</p> <p>〔例〕Aの給料</p> <p>支給額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300,000円</p> <p>法第76条第1項第1号から第3号まで(以下9において「第1号から第3号まで」という。)の金額・・・・・・・・・・ 50,000円</p> <p>Bの給料</p> <p>支給額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50,000円</p> <p>第1号から第3号までの金額・・・・・・・・・・ 5,000円</p> <p><u>(注) 滞納者の家族構成は、配偶者と扶養親族2人である。</u></p> <p><u>※AとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額の計算</u></p> <p>イ Aの給料の第4号の金額は <u>170,000円</u> (滞納者分 <u>65,000円</u> + 配偶者・扶養親族分 <u>35,000円</u> × 3人)、第5号の金額は <u>16,000円</u> ((支給額 300,000円 - 第1号から第3号までの金額 50,000円 - 第4号の金額 <u>170,000円</u>) × 20/100)、その合計額は <u>186,000円</u> となる。</p>

改正後	改正前
<p>ロ AとBとの給料の合計額350,000円についての第4号の金額は<u>235,000</u>円(滞納者分 <u>100,000</u>円+配偶者・扶養親族分 <u>45,000</u>円×3人)、第5号の金額は<u>12,000</u>円((350,000円-Aの第1号から第3号までの金額50,000円-Bの第1号から第3号までの金額5,000円-AとBとの給料の合計額についての第4号の金額 <u>235,000</u>円)×20/100)、その合計額は <u>247,000</u>円となる。</p> <p>ハ Bの給料の第4号及び第5号の金額の合計額は9,000円(ロの第4号及び第5号の合計額 <u>247,000</u>円-イの第4号及び第5号の合計額 <u>238,000</u>円)となる。このうち、Bの給料の第4号の金額は0円(AとBとの給料の合計額についての第4号の金額 <u>235,000</u>円-Aの給料の第4号の金額 <u>235,000</u>円)、Bの給料の第5号の金額は9,000円(Bの給料の第4号及び第5号の金額9,000円-Bの給料の第4号の金額0円)となる。</p> <p>ニ 以上の結果、AとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額は次のとおりとなる。</p> <p style="padding-left: 40px;">Aの給料の第4号の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>235,000</u>円 Aの給料の第5号の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>3,000</u>円 Bの給料の第4号の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0円 Bの給料の第5号の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9,000円</p> <p>(2) AとBとの給料等の合計額につき、第4号及び第5号の金額を計算し、そのそれぞれの金額をそれぞれの給料等の金額から第1号から第3号までの金額を控除した残額に相当する金額であん分した金額をもって、それぞれの給料等の第4号及び第5号の金額とする方法</p> <p>[例] 設例が(1)と同じ場合におけるAとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額の計算は、次のとおりである。</p> <p>イ AとBとの給料の合計額350,000円についての第4号の金額は、<u>235,000</u>円、第5号の金額は <u>12,000</u>円となる((1)のロ参照)。</p>	<p>ロ AとBとの給料の合計額350,000円についての第4号の金額は<u>170,000</u>円(滞納者分 <u>65,000</u>円+配偶者・扶養親族分 <u>35,000</u>円×3人)、第5号の金額は<u>25,000</u>円((350,000円-Aの第1号から第3号までの金額50,000円-Bの第1号から第3号までの金額5,000円-AとBとの給料の合計額についての第4号の金額 <u>170,000</u>円)×20/100)、その合計額は <u>195,000</u>円となる。</p> <p>ハ Bの給料の第4号及び第5号の金額の合計額は9,000円(ロの第4号及び第5号の合計額 <u>195,000</u>円-イの第4号及び第5号の合計額 <u>186,000</u>円)となる。このうち、Bの給料の第4号の金額は0円(AとBとの給料の合計額についての第4号の金額 <u>170,000</u>円-Aの給料の第4号の金額 <u>170,000</u>円)、Bの給料の第5号の金額は9,000円(Bの給料の第4号及び第5号の金額9,000円-Bの給料の第4号の金額0円)となる。</p> <p>ニ 以上の結果、AとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額は次のとおりとなる。</p> <p style="padding-left: 40px;">Aの給料の第4号の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>170,000</u>円 Aの給料の第5号の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>16,000</u>円 Bの給料の第4号の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0円 Bの給料の第5号の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9,000円</p> <p>(2) AとBとの給料等の合計額につき、第4号及び第5号の金額を計算し、そのそれぞれの金額をそれぞれの給料等の金額から第1号から第3号までの金額を控除した残額に相当する金額であん分した金額をもって、それぞれの給料等の第4号及び第5号の金額とする方法</p> <p>[例] 設例は(1)と同じ</p> <p>※AとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額の計算</p> <p>イ AとBとの給料の合計額350,000円についての第4号の金額は、<u>170,000</u>円、第5号の金額は <u>25,000</u>円となる((1)のロ参照)。</p>

改正後	改正前
<p>ロ Aの給料の金額から、第1号から第3号までの金額を控除した金額は、 250,000円(300,000円-50,000円)となる。</p> <p>ハ Bの給料の金額から、第1号から第3号までの金額を控除した金額は、45,000円(50,000円-5,000円)となる。</p> <p>ニ イの第4号の金額をロの金額とハの金額であん分すると、Aの給料の第4号の金額は $\underline{199,153}\text{円} \left(\underline{235,000}\text{円} \times \frac{250,000\text{円}}{250,000\text{円} + 45,000\text{円}} \right)、$ Bの給料の第4号の金額は $\underline{35,847}\text{円} \left(\underline{235,000}\text{円} \times \frac{45,000\text{円}}{250,000\text{円} + 45,000\text{円}} \right) \text{ となる。}$ </p> <p>ホ イの第5号の金額をロの金額とハの金額であん分すると、Aの給料の第5号の金額は $\underline{10,169}\text{円} \left(\underline{12,000}\text{円} \times \frac{250,000\text{円}}{250,000\text{円} + 45,000\text{円}} \right)、$ Bの給料の第5号の金額は $\underline{1,831}\text{円} \left(\underline{12,000}\text{円} \times \frac{45,000\text{円}}{250,000\text{円} + 45,000\text{円}} \right) \text{ となる。}$ </p> <p>ヘ したがって、AとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額は、次のとおりとなる(第76条関係3参照)。</p> <p>Aの給料の第4号の金額・・・・・・・・・・ <u>200,000</u>円 Aの給料の第5号の金額・・・・・・・・・・ <u>11,000</u>円 Bの給料の第4号の金額・・・・・・・・・・ <u>36,000</u>円 Bの給料の第5号の金額・・・・・・・・・・ <u>2,000</u>円</p>	<p>ロ Aの給料の金額から、第1号から第3号までの金額を控除した金額は、 250,000円(300,000円-50,000円)となる。</p> <p>ハ Bの給料の金額から、第1号から第3号までの金額を控除した金額は、45,000円(50,000円-5,000円)となる。</p> <p>ニ イの第4号の金額をロの金額とハの金額であん分すると、Aの給料の第4号の金額は $\underline{144,068}\text{円} \left(\underline{170,000}\text{円} \times \frac{250,000\text{円}}{250,000\text{円} + 45,000\text{円}} \right)、$ Bの給料の第4号の金額は $\underline{25,932}\text{円} \left(\underline{170,000}\text{円} \times \frac{45,000\text{円}}{250,000\text{円} + 45,000\text{円}} \right) \text{ となる。}$ </p> <p>ホ イの第5号の金額をロの金額とハの金額であん分すると、Aの給料の第5号の金額は $\underline{21,186}\text{円} \left(\underline{25,000}\text{円} \times \frac{250,000\text{円}}{250,000\text{円} + 45,000\text{円}} \right)、$ Bの給料の第5号の金額は $\underline{3,814}\text{円} \left(\underline{25,000}\text{円} \times \frac{45,000\text{円}}{250,000\text{円} + 45,000\text{円}} \right) \text{ となる。}$ </p> <p>ヘ したがって、AとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額は、次のとおりとなる(第76条関係3参照)。</p> <p>Aの給料の第4号の金額・・・・・・・・・・ <u>145,000</u>円 Aの給料の第5号の金額・・・・・・・・・・ <u>22,000</u>円 Bの給料の第4号の金額・・・・・・・・・・ <u>26,000</u>円 Bの給料の第5号の金額・・・・・・・・・・ <u>4,000</u>円</p>

改正後	改正前
<p>給料等に基づき支払を受けた金銭の差押禁止 (現物給与)</p> <p>10 法第 76 条第 2 項の「給料等に基づき支払を受けた金銭」とは、納税者が支払者から給料等として金銭の支払を受けて占有するものをいうのであるから、現物給与を受けた者については、同項の規定の適用がない。</p> <p>なお、徴収上支障がないと認められる場合には、同項の規定に準じて取り扱うことができる。</p> <p><u>(支払を受けた金銭)</u></p> <p>11 <u>法第 76 条第 2 項の「給料等に基づき支払を受けた金銭」には、支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預金債権は含まれないが、その差押えにより生活の維持を困難にするおそれがある金額については、差押えを猶予し、又は解除することができる (法第 151 条第 2 項参照)。</u></p> <p>(差押禁止額)</p> <p>12 法第 76 条第 2 項の規定による差押禁止額は、法第 76 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる金額の合計額 (例えば 150,000 円) に、給料等の支給の基礎となった期間の日数 (30 日) のうちに、差押えの日 (6 月 10 日) から次の支払日 (6 月 30 日) までの日数 (20 日) の占める割合 (20/30) を乗じて計算した金額 (150,000 円×20/30=100,000 円) である。</p> <p>賞与等及び退職手当等の差押禁止 (賞与等の差押禁止額の判定)</p> <p>13 賞与及びその性質を有する給与に係る債権 (以下 12 において「賞与等」という。) については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、法第 76 条第 1 項</p>	<p>給料等に基づき支払を受けた金銭の差押禁止 (現物給与)</p> <p>10 法第 76 条第 2 項の「給料等に基づき支払を受けた金銭」は、給料等に基づき支払を受けた金銭だけをいうのであるから、現物給与として受けた者については、同項の規定の適用がない。</p> <p>なお、徴収上支障がないと認められる場合には、同項の規定に準じて取り扱うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(差押禁止額)</p> <p>11 法第 76 条第 2 項の規定による差押禁止額は、法第 76 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる金額の合計額 (例えば 150,000 円) に、給料等の支給の基礎となった期間の日数 (30 日) のうちに、差押えの日 (6 月 10 日) から次の支払日 (6 月 30 日) までの日数の占める割合 (20/30) を乗じて計算した金額 (150,000 円×20/30=100,000 円) である。</p> <p>賞与等及び退職手当等の差押禁止 (賞与等の差押禁止額の判定)</p> <p>12 賞与及びその性質を有する給与に係る債権 (以下 12 において「賞与等」という。) については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、法第 76 条第 1 項</p>

改正後	改正前
<p>の規定が適用されるので、賞与等以外の給料等が支給されるときは、これらの給料等と併せて法第 76 条第 1 項の差押禁止額を判定する（<u>法第 76 条第 3 項</u>前段）。</p> <p>なお、上記の場合において法第 76 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる金額についての限度を計算するときは、その支給の基礎となった期間は 1 月であるものとみなして判定する（<u>法第 76 条第 3 項</u>後段）。</p> <p><u>14</u> （省略）</p> <p>滞納者の承諾がある場合の差押え （承諾）</p> <p><u>15</u> 法第 76 条第 5 項の「滞納者の承諾」とは、徴収職員が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定を適用しないで給料等又は給料等に基づき支払を受けた金銭の差押えをすることに、滞納者が同意することをいう。この滞納者の承諾は、書面により徴するものとする。</p> <p>（注）滞納者が提出する承諾書には、印紙税は課されない（印紙税法<u>第 2 条</u>参照）。</p> <p>（差押えのできる範囲）</p> <p><u>16</u> 法第 76 条第 1 項（同項<u>第 1 号</u>から<u>第 3 号</u>までの規定を除く。）、第 2 項及び第 4 項（同項<u>第 1 号</u>及び<u>第 2 号</u>の規定を除く。）の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しないのであるから（<u>法第 76 条第 5 項</u>）、その承諾を受けた場合には、その承諾を受けた範囲内において、<u>差押禁止範囲の全部又は一部について差押えをすることができる</u>。</p> <p>なお、法第 76 条第 3 項の債権も、滞納者の承諾がある場合には、上記に準じて差押えができるものとする。</p> <p>第 77 条関係 社会保険制度に基づく給付の差押禁止</p>	<p>の規定が適用されるので、賞与等以外の給料等が支給されるときは、これらの給料等と併せて法第 76 条第 1 項の差押禁止額を判定する（法 76 条 3 項前段）。</p> <p>なお、上記の場合において法第 76 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる金額についての限度を計算するときは、その支給の基礎となった期間は 1 月であるものとみなして判定する（法 76 条 3 項後段）。</p> <p><u>13</u> （同左）</p> <p>滞納者の承諾がある場合の差押え （承諾）</p> <p><u>14</u> 法第 76 条第 5 項の「滞納者の承諾」とは、徴収職員が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定を適用しないで給料等又は給料等に基づき支払を受けた金銭の差押えをすることに、滞納者が同意することをいう。この滞納者の承諾は、書面により徴するものとする。</p> <p>（注）滞納者が提出する承諾書には、印紙税は課されない（印紙税法 2 条参照）。</p> <p>（差押えのできる範囲）</p> <p><u>15</u> 法第 76 条第 1 項（同項 1 号から 3 号までの規定を除く。）、第 2 項及び第 4 項（同項 1 号及び 2 号の規定を除く。）の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しないのであるから（法 76 条 5 項）、その承諾を受けた場合には、その承諾を受けた範囲内において、<u>差押禁止範囲の全部又は一部について差押えができる</u>。</p> <p>なお、法第 76 条第 3 項の債権も、滞納者の承諾がある場合には、上記に準じて差押えができるものとする。</p> <p>第 77 条関係 社会保険制度に基づく給付の差押禁止</p>

改正後	改正前
<p>退職年金等に係る債権</p> <p>1 法第 77 条第 1 項の「退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付（<u>確定給付企業年金法第 38 条第 1 項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法第 35 条第 1 項（老齢給付金の支給方法）（同法第 73 条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金その他政令で定める退職年金を含む。）に係る債権</u>）については、別に定めるところによる。</p>	<p>退職年金等に係る債権</p> <p>1 法第 77 条第 1 項の「退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付（<u>法人税法第 84 条第 3 項（退職年金積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給される退職年金を含む。）に係る債権</u>）については、別に定めるところによる。</p>
<p>退職一時金等に係る債権</p> <p>2 法第 77 条第 1 項の「退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（<u>確定給付企業年金法第 38 条第 2 項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第 42 条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第 35 条第 2 項（同法第 73 条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権</u>）については、別に定めるところによる。</p>	<p>退職一時金等に係る債権</p> <p>2 法第 77 条第 1 項の「退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（<u>当該適格退職年金契約に基づいて支給される退職一時金を含む。）に係る債権</u>）については、別に定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">第 78 条関係 条件付差押禁止財産</p>	<p style="text-align: center;">第 78 条関係 条件付差押禁止財産</p>
<p>条件付差押禁止</p> <p>1 （省略）</p> <p>（提供）</p> <p>2 法第 78 条の「提供」とは、徴収職員が直ちに差押えができる状態におくことをいう（昭和 32.6.26 高松高判参照）。したがって、滞納者が提供しようとする財産の権利</p>	<p>条件付差押禁止</p> <p>1 （同左）</p> <p>（提供）</p> <p>2 法第 78 条の「提供」とは、徴収職員が直ちに差押えができる状態におくことをいう（昭和 32.6.26 高松高判）。したがって、滞納者が提供しようとする財産の権利関係</p>

改正後	改正前
<p>関係が明らかではなく又はその財産が著しく遠隔地にあるなどにより、調査するために日時を要する場合には、法第 78 条の「提供」には該当しない。</p>	<p>が明らかではなく又はその財産が著しく遠隔地にあるなどにより、調査するために日時を要する場合には、法第 78 条の「提供」には該当しない。</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (同左)</p>
<p>条件付差押禁止財産</p>	<p>条件付差押禁止財産</p>
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (同左)</p>
<p>(農地)</p>	<p>(農地)</p>
<p>5 法第 78 条第 1 号の「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう（農地法第 2 条第 1 項、土地改良法第 2 条第 1 項）。この場合における「耕作」とは、一般に、土地に労力を加え、肥料を施して作物を栽培することをいう。</p>	<p>5 法第 78 条第 1 号の「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう（農地法 2 条 1 項、土地改良法 2 条 1 項）。この場合における「耕作」とは、一般に、土地に労力を加え、肥料を施して作物を栽培することをいう。</p>
<p>(採草放牧地)</p>	<p>(採草放牧地)</p>
<p>6 法第 78 条第 1 号の「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう（農地法第 2 条第 1 項、<u>土地改良法第 2 条第 1 項</u>）。</p>	<p>6 法第 78 条第 1 号の「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう（農地法 2 条 1 項参照）。</p>
<p>7 (省略)</p>	<p>7 (同左)</p>
<p>(第 3 号の財産)</p>	<p>(第 3 号の財産)</p>
<p>8 法第 78 条第 3 号の「職業又は事業の継続に必要な機械」等とは、4 及び 7 に準じ、現に職業又は事業（農業及び漁業を除く。）に従事している者が、その機械等を差し押さえられることにより、現在程度の職業又は事業の継続維持に支障があると認められる程度に職業又は事業に関係を有する機械等をいう（昭和 32.6.26 高松高判参照）。</p>	<p>8 法第 78 条第 3 号の「職業又は事業の継続に必要な機械」等とは、4 及び 7 に準じ、現に職業又は事業（農業及び漁業を除く。）に従事している者が、その機械等を差し押さえられることにより、現在程度の職業又は事業の継続維持に支障があると認められる程度に職業又は事業に関係を有する機械等をいう（昭和 32.6.26 高松高判）。</p>

改正後	改正前
<p>(その他棚卸しをすべき資産)</p> <p>9 法第 78 条第 3 号の「その他たな卸をすべき資産」とは、商品、製品、半製品、仕掛品、副産物、建築用又は修理用資材（例えば、セメント、鉄くず、木材、レール、まくら木、電線、電柱、機械部品等）、消耗品（例えば、油、くぎ、包装材料その他事務用品等）、<u>その他の貯蔵品等、会計処理上棚卸しをして現在量を確認するものをいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 款 差押えの解除</p> <p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p> <p>差押えを解除しなければならない場合</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>(差押えに係る滞納処分費)</p> <p>5 法第 79 条第 1 項第 2 号の「差押に係る滞納処分費」とは、差押えに係る国税の滞納処分費のうち、その差押えに係る財産についての滞納処分費をいう（<u>法第 10 条参照</u>）。</p> <p>6～9 (省略)</p> <p>他の規定による差押えの解除</p> <p>10 差押えの解除には、法第 79 条の規定によるもののほか、法第 50 条第 2 項若しくは第 4 項《差押換えの請求等に基づく差押解除》、第 51 条第 3 項《差押換えの請求に基づく差押解除》、第 151 条第 2 項《換価の猶予に係る差押解除》、第 153 条第 3 項《滞</p>	<p>(その他棚卸しをすべき資産)</p> <p>9 法第 78 条第 3 号の「その他たな卸をすべき資産」とは、商品、製品、半製品、仕掛品、副産物、建築用又は修理用資材（例えば、セメント、鉄くず、木材、レール、まくら木、電線、電柱、機械部品等）、消耗品（例えば、油、くぎ、包装材料その他事務用品等）<u>及び</u>その他の貯蔵品をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 7 款 差押えの解除</p> <p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p> <p>差押えを解除しなければならない場合</p> <p>1～4 (同左)</p> <p>(差押えに係る滞納処分費)</p> <p>5 法第 79 条第 1 項第 2 号の「差押に係る滞納処分費」とは、差押えに係る国税の滞納処分費のうち、その差押えに係る財産についての滞納処分費をいう（<u>法 10 条参照</u>）。</p> <p>6～9 (同左)</p> <p>他の規定による差押えの解除</p> <p>10 差押えの解除には、法第 79 条の規定によるもののほか、法第 50 条第 2 項若しくは第 4 項《差押換えの請求等に基づく差押解除》、第 51 条第 3 項《差押換えの請求に基づく差押解除》、第 151 条第 2 項《換価の猶予に係る差押解除》、第 153 条第 3 項《滞</p>

改正後	改正前
<p>納処分停止に係る差押解除)、<u>第 159 条第 5 項若しくは第 6 項</u>《保全差押えに係る差押解除)、<u>通則法第 48 条第 2 項</u>《納税の猶予に係る差押解除》<u>又は第 105 条第 3 項若しくは第 6 項</u>《不服申立てに係る差押解除》等の規定によるものがある。</p>	<p>納処分停止に係る差押解除)<u>又は第 159 条第 5 項若しくは第 6 項</u>《保全差押えに係る差押解除)、<u>通則法第 48 条第 2 項</u>《納税の猶予に係る差押解除》、<u>第 105 条第 3 項</u>《不服申立てに係る差押解除》等の規定によるものがある。</p>
<p>差押国税の一部解除</p> <p>11 2 以上の滞納国税により、同一の差押調書で差し押さえている場合において、ある国税に対応する差押えを解除する必要があるとき（例えば、不服申立てに伴う換価制限があるとき）は、税務署長は、差押えに係る国税の一部を解除することができる。この場合には、その旨を滞納者及び法第 81 条《質権者等への差押解除の通知》に規定する者に通知するものとする。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 80 条関係 差押えの解除の手続</p> <p>解除の手続</p> <p>1 差押えの解除は、その旨を滞納者に通知することによって行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押えの解除は、その旨を第三債務者等に通知することによって行う（<u>法第 80 条第 1 項</u>）。これらの<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p>解除に伴う措置 (滞納者への通知)</p> <p>2 債権又は第三債務者等がある無体財産権等の差押えを解除したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない（<u>法第 80 条第 2 項第 2 号</u>）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p>	<p>差押国税の一部解除</p> <p>11 2 以上の滞納国税により、同一の差押調書で差し押さえている場合において、ある国税に対応する差押えを解除する必要があるとき（例えば、不服申立てに伴う換価制限があるとき）は、税務署長は、差押えに係る国税の一部を解除することができる。この場合には、その旨を滞納者及び法第 81 条《質権者等への差押解除の通知》に規定する者に通知するものとする。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 80 条関係 差押えの解除の手続</p> <p>解除の手続</p> <p>1 差押えの解除は、その旨を滞納者に通知することによって行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押えの解除は、その旨を第三債務者等に通知することによって行う（<u>法 80 条 1 項</u>）。これらの<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p> <p>解除に伴う措置 (滞納者への通知)</p> <p>2 債権又は第三債務者等がある無体財産権等の差押えを解除したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない（<u>法 80 条 2 項 2 号</u>）。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 (省略)</p> <p>(引渡し)</p> <p>4 法第 80 条第 2 項第 1 号の「引渡」は、現実の引渡しに限らず、指図による占有の移転を含むものとする（民法第 184 条参照）。</p> <p>(差押えの登記の抹消の嘱託)</p> <p>5 税務署長は、不動産その他差押えの登記をした財産の差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に嘱託しなければならない（法第 80 条第 3 項）。この関係機関は、差押えの登記を嘱託した関係機関と同様である。</p> <p>なお、法第 80 条第 3 項の「差押の登記」には、法第 87 条第 1 項《参加差押えの効力》の規定により差押えの効力を生じた参加差押えの登記が含まれる。</p> <p>(引き渡さなければならない)</p> <p>6 法第 80 条第 4 項の「引き渡さなければならない」とは、差押えの時に第三者が占有していた動産又は有価証券については、その第三者が滞納者に引渡しをすべきことを申し出ない限り、解除時にその第三者がその財産を占有することができる権限を有しているかどうかを問わず、その第三者に引き渡さなければならない、また、その第三者に引き渡せば免責されることをいう。</p> <p>(供託)</p> <p>7 動産又は有価証券の差押えを解除した場合において、滞納者が所在不明、受領を拒否していること等により、解除した財産の引渡しができないときは、通則法第 121 条《供託》の規定により供託することができる。</p>	<p>3 (同左)</p> <p>(引渡し)</p> <p>4 法第 80 条の「引渡」は、現実の引渡しに限らず、指図による占有の移転を含むものとする（民法 184 条参照）。</p> <p>(差押えの登記の抹消の嘱託)</p> <p>5 税務署長は、不動産その他差押えの登記をした財産の差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に嘱託しなければならない（法 80 条 3 項）。この関係機関は、差押えの登記を嘱託した関係機関と同様である。</p> <p>(注) 法第 80 条第 3 項の「差押の登記」には、法第 87 条第 1 項《参加差押えの効力》の規定により差押えの効力を生じた参加差押えの登記が含まれる。</p> <p>(引き渡さなければならない)</p> <p>6 法第 80 条第 4 項の「引き渡さなければならない」とは、差押えの時に第三者が占有していた動産又は有価証券については、その第三者が滞納者に引渡しをすべきことを申し出ない限り、解除時にその第三者がその財産を占有することができる権限を有しているかどうかを問わず、その第三者に引き渡さなければならない、またその第三者に引き渡せば免責されることをいう。</p> <p>(供託)</p> <p>7 差押えを解除した場合に、滞納者が所在不明、受領を拒否していること等により、解除した動産又は有価証券の引渡しができないときは、通則法第 121 条《供託》の規定により供託することができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>なお、債権又は自動車、建設機械若しくは小型船舶の差押えを解除した場合において、取り上げた証書又は徴収職員が占有した自動車、建設機械若しくは小型船舶があるときも同様である（法第 80 条第 5 項参照）。</u></p>	
<p>8 （省略）</p>	<p>8 （同左）</p>
<p>（参加差押えがある場合の差押えの解除等）</p>	<p>（参加差押えがある場合の差押えの解除等）</p>
<p>9 解除する差押えにつき参加差押えがある場合又は滞調法の規定の適用がある場合の差押えの解除については、法第 87 条第 2 項《参加差押えの効力》の規定（令第 39 条から第 41 条まで参照）又は滞調法第 5 条第 1 項本文《滞納処分による差押えの解除時の処置》、第 11 条第 1 項本文《仮差押えの執行》、第 14 条《滞納処分による差押の解除の通知》、第 19 条《船舶に対する強制執行及び仮差押の執行》、第 20 条《競売》、滞調令第 3 条第 1 項《滞納処分による差押えの解除時の処置》、第 12 条の 2《航空機に対する強制執行等》、第 12 条の 3《自動車等に対する強制執行及び競売》、第 12 条の 4《自動車等に対する仮差押えの執行》等の特別の規定がある。</p>	<p>9 解除する差押えにつき参加差押えがある場合又は滞調法の規定の適用がある場合の差押えの解除については、法第 87 条第 2 項《参加差押えの効力》の規定（令 39 条から 41 条まで参照）又は滞調法第 5 条第 1 項本文《滞納処分による差押えの解除時の処置》、第 11 条第 1 項本文《仮差押えの執行》、第 14 条《滞納処分による差押の解除の通知》、第 19 条《船舶に対する強制執行及び仮差押の執行》、第 20 条《競売》及び滞調令第 3 条第 1 項《滞納処分による差押えの解除時の処置》、第 12 条の 2《航空機に対する強制執行等》、第 12 条の 3《自動車等に対する強制執行及び競売》、第 12 条の 4《自動車等に対する仮差押えの執行》等の特別の規定がある。</p>
<p>（第三債務者が供託した後における差押えの解除）</p>	<p>（第三債務者が供託した後における差押えの解除）</p>
<p>10 滞納処分による差押えをした金銭債権につき強制執行による差押えがされ、第三債務者が供託した場合において（滞調法第 20 条の 6 参照）、税務署長がその払渡手続前に差押えの解除をするときにおける法第 80 条第 1 項ただし書の規定による第三債務者に対する通知は、供託所に対して行うものとする。</p>	<p>10 滞納処分による差押えをした金銭債権につき強制執行による差押えがされ、第三債務者が供託した場合において（滞調法 20 条の 6 参照）、税務署長がその払渡手続前に差押えの解除をするときにおける法第 80 条第 1 項ただし書の規定による第三債務者に対する通知は、供託所に対して行うものとする。</p>
<p><u>組織犯罪処罰法等との関係</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（没収保全がされた財産の差押えの解除）</u></p>	
<p>11 滞納処分による差押えがされている財産について、没収保全（組織犯罪処罰法第 22</p>	

改正後	改正前
<p><u>条第 1 項《没収保全命令》若しくは第 66 条第 1 項《没収保全の請求》又は麻薬特例法第 19 条第 1 項《没収保全命令》に規定する没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）がされた場合において、その差押えを解除したときは、検察官にその旨を通知する（没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令第 3 条第 1 項、麻薬特例法第 19 条第 4 項）。</u></p> <p><u>また、没収保全がされている財産について、滞納処分による差押えをした場合において、その差押えを解除したときも同様である（没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令第 1 条第 2 項、麻薬特例法第 19 条第 4 項）。</u></p> <p><u>（差押え後に没収保全がされた金銭債権の差押えの解除）</u></p> <p><u>12 滞納処分による差押え後に没収保全がされた金銭債権について、組織犯罪処罰法第 40 条第 2 項《滞納処分等と没収保全との調整》又は麻薬特例法第 19 条第 4 項《没収保全命令》の規定による供託がされた場合において、その差押えを解除したときは、11 の通知のほか、供託書正本（その一部を解除したときは供託書正本の保管を証する書面）を没収保全命令を発した裁判所に送付する（没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令第 3 条第 2 項、麻薬特例法第 19 条第 4 項）。</u></p> <p><u>13 （省略）</u></p> <p style="text-align: center;">第 81 条関係 質権者等への差押解除の通知</p> <p>差押解除の通知 （通知）</p> <p>1 税務署長は、差押えを解除した場合において、法第 55 条各号《質権者等に対する差押の通知》に掲げる者のうち知っている者及び交付要求をしている者があるときは、</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>11 （同左）</u></p> <p style="text-align: center;">第 81 条関係 質権者等への差押解除の通知</p> <p>差押解除の通知 （通知）</p> <p>1 税務署長は、差押えを解除した場合において、法第 55 条各号《質権者等に対する差押の通知》に掲げる者のうち知っている者及び交付要求をしている者があるときは、</p>

改正後	改正前
<p>これらの者にその旨その他必要な事項を通知しなければならない（<u>法第81条</u>）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>	<p>これらの者にその旨その他必要な事項を通知しなければならない（<u>法81条</u>）。この通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</p>
<p>2・3 （省略）</p>	<p>2・3 （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第2節 交付要求</p> <p style="text-align: center;">第82条関係 交付要求の手続</p>	<p style="text-align: center;">第2節 交付要求</p> <p style="text-align: center;">第82条関係 交付要求の手続</p>
<p>交付要求ができる国税</p>	<p>交付要求ができる国税</p>
<p>1 法第82条第1項の「滞納」とは、法第2条第9号《滞納者の定義》にいう「納付の期限までに国税を納付しない」ことをいう。</p> <p>なお、滞納に係る国税については、次のことに留意する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 納税の猶予又は徴収の猶予に係る国税について、その猶予期間内であっても、交付要求をすることができる（<u>通則法第48条第1項</u>参照）。</p> <p>(3) 滞納者の財産について差押えをした後、滞納者が死亡したときは、その差押えを受けた財産を<u>相続した</u>相続人の固有の滞納国税について、交付要求をすることができる。</p> <p>(4) 国税につき徴している第三者の担保財産を滞納処分の場合により処分する場合には、その差押え時における第三者の国税につき交付要求をすることができる。</p> <p>なお、担保権の設定時において納税者に帰属していたが、差押え時には第三者に帰属している財産も上記の第三者の財産に含まれる。</p>	<p>1 法第82条第1項の「滞納」とは、法第2条第9号《滞納者の定義》にいう「納付の期限までに国税を納付しない」ことをいう。</p> <p>なお、滞納に係る国税については、次のことに留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 納税の猶予又は徴収の猶予に係る国税について、その猶予期間内であっても、交付要求をすることができる（<u>通則法48条1項</u>参照）。</p> <p>(3) 滞納者の財産について差押えをした後、滞納者が死亡したときは、その差押えを受けた財産の<u>相続人の</u>固有の滞納国税について、交付要求をすることができる。</p> <p>(4) 国税につき徴している第三者の担保財産を滞納処分の場合により処分する場合には、その差押え時における第三者の国税につき交付要求をすることができる。</p> <p>(注) 担保権の設定時において納税者に帰属していたが、差押え時には第三者に帰属している財産も上記の第三者の財産に含まれる。</p>
<p>交付要求ができる<u>期間の終期</u></p>	<p>交付要求ができる<u>時期</u></p>

改正後	改正前
<p>2 <u>交付要求をすることができる期間の終期については、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 滞納処分の場合には、売却決定の日の前日である（換価に付すべき財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての時）（<u>法第 130 条第 1 項、令第 48 条第 2 項参照</u>）。</p> <p>(2) 不動産（<u>執行法第 43 条第 1 項《不動産執行の方法》</u>に規定する不動産をいう。以下 2 において同じ。）に対する強制競売又は不動産を目的とする担保権の実行としての競売の場合には、<u>執行裁判所の定める配当要求の終期（配当要求の終期が延期された場合等には、延期等後の配当要求の終期）である（同法第 49 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 52 条、第 87 条第 1 項第 2 号、第 188 条）。</u></p> <p>（削除）</p> <p>(3) 不動産に対する強制管理及び担保不動産収益執行の場合には、<u>執行裁判所が定める期間の終期である（同法第 107 条第 1 項、第 4 項、第 188 条）。</u></p> <p>（削除）</p> <p>(4) 船舶（<u>同法第 112 条《船舶執行の方法》</u>に規定する船舶をいう。）、航空機又は自動車、建設機械若しくは小型船舶に対する強制執行又はこれらの財産を目的とする担保権の実行としての競売の場合には、<u>(2)に準ずる時である（同法第 121 条、第 189 条、執行規則第 84 条、第 97 条、第 98 条、第 98 条の 2、第 174 条から第 177 条の 2 まで）。</u></p> <p>(5) 動産（<u>執行法第 122 条第 1 項《動産執行の開始》</u>に規定する動産をいう。以下 2 において同じ。）に対する強制執行又は動産を目的とする担保権の実行としての競売</p>	<p>2 <u>次に掲げる場合には、交付要求は、それぞれに掲げる時までに行うものとする。</u></p> <p>(1) 滞納処分の場合には、売却決定の日の前日（換価に付すべき財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての時）（<u>法 130 条 1 項、令 48 条 2 項参照</u>）</p> <p>(2) 不動産（<u>執行法 43 条 1 項《不動産執行の方法》</u>に規定する不動産をいう。以下 2 において同じ。）に対する強制執行又は不動産を目的とする担保権の実行としての競売の場合には、<u>執行裁判所の定める配当要求の終期（<u>執行法 49 条 1 項、2 項、87 条 1 項 2 号、188 条</u>）</u></p> <p><u>（注）執行法第 49 条第 3 項《配当要求の終期の延期》又は第 52 条《配当要求の終期の変更》の規定により、配当要求の終期が延期された場合等には、当初の配当要求の終期後においても、延期等後の配当要求の終期までの間は交付要求をすることができる。</u></p> <p>(3) 不動産に対する強制管理の場合には、<u>執行裁判所が定める期間の終期（<u>執行法 107 条 1 項、4 項</u>）</u></p> <p><u>（注）上記の場合には、執行裁判所が定める期間ごとに配当等（<u>執行法 84 条 3 項参照</u>）が実施されるので、当該期間の満了までに交付要求をしなければ、既に収取されている収益の配当を受けることはできない。</u></p> <p>(4) 船舶（<u>執行法 112 条《船舶執行の方法》</u>に規定する船舶をいう。）、航空機、自動車又は建設機械に対する強制執行又はこれらの財産を目的とする担保権の実行としての競売の場合には、<u>(2)に準ずる時（<u>執行法 121 条、189 条、執行規則 84 条、97 条、98 条、175 条から 177 条まで</u>）</u></p> <p>(5) 動産（<u>執行法 122 条 1 項《動産執行の開始》</u>に規定する動産をいう。以下 2 において同じ。）に対する強制執行又は動産を目的とする担保権の実行としての競売の場</p>

改正後	改正前
<p>の場合には、次に掲げる時である（<u>同法第 140 条</u>）。</p> <p>イ 売得金については、執行官がその交付を受ける時（<u>同法第 137 条</u>《執行停止中の売却》又は<u>保全法第 49 条第 3 項</u>《動産に対する仮差押えの執行》の規定により供託された売得金については、動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売が続行されることとなった時）</p> <p>ロ 手形等（<u>執行法第 136 条</u>参照）の支払金については、執行官がその支払を受ける時</p> <p>(6) 金銭の支払又は動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。）に対する強制執行の場合には、次に掲げる時である（<u>同法第 165 条</u>）。ただし、金銭の支払を目的とする債権につき管理命令が発せられている場合には、上記(3)に準ずる（<u>同法第 166 条第 1 項</u>、<u>第 161 条第 1 項</u>、<u>第 6 項</u>、<u>第 107 条第 4 項</u>参照）。</p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p>(7) (2)から(6)までに掲げる財産権以外の財産権に対する強制執行又はこれらの財産権を目的とする担保権の実行としての競売の場合には、特別の定めがあるもののほか、(6)に準ずる（<u>同法第 167 条第 1 項</u>、<u>第 193 条第 2 項</u>）。</p> <p>(8) 企業担保権の実行手続が開始された場合には、一括競売により換価をするときは競落期日の終了時、任意売却により換価をするときは裁判所が定めて公告した日である（<u>企業担保法第 51 条の 2</u>）。</p> <p>（削除）</p> <p><u>破産手続開始の決定があった場合</u></p>	<p>合には、次に掲げる時</p> <p>イ 売得金については、執行官がその交付を受ける時（<u>執行法 137 条</u>《執行停止中の売却》又は<u>保全法 49 条 3 項</u>《動産に対する仮差押えの執行》の規定により供託された売得金については、動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売が続行されることとなった時）</p> <p>ロ 手形等（<u>執行法 136 条</u>参照）の支払金については、執行官がその支払を受ける時（<u>同法 140 条</u>）</p> <p>(6) 金銭の支払又は動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。）に対する強制執行の場合には、次に掲げる時（<u>執行法 165 条</u>）。ただし、金銭の支払を目的とする債権につき管理命令が発せられている場合には、上記(3)に準ずる（<u>同法 166 条 1 項</u>、<u>161 条 1 項</u>、<u>6 項</u>、<u>107 条 4 項</u>参照）。</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p>(7) (2)から(6)までに掲げる財産権以外の財産権に対する強制執行又はこれらの財産権を目的とする担保権の実行としての競売の場合には、特別の定めがあるもののほか、(6)に準ずる時（<u>執行法 167 条 1 項</u>、<u>193 条 2 項</u>）</p> <p>(8) 企業担保権の実行手続が開始された場合には、一括競売により換価をするときは競落期日の終了時、任意売却により換価をするときは裁判所が定めて公告した日（<u>企業担保法 51 条の 2</u>）</p> <p>(9) <u>破産宣告があった場合には、破産終結の決定（破産法 282 条 1 項）、強制和議の認可決定（同法 321 条）又は破産廃止の決定（同法 347 条参照）がある時</u></p> <p><u>(注) 破産宣告後に確定した財団債権である国税については、上記にかかわらず、直ちに交付要求をするものとする（破産法 286 条参照）。</u></p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>破産手続開始の決定があった場合における交付要求は、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>財団債権</u></p> <p><u>財団債権に該当する滞納国税については、速やかに、破産管財人に対して交付要求を行う（破産規則第 50 条第 1 項参照）。</u></p> <p>(注) <u>財団債権者は、次に掲げる配当において、それぞれに掲げる時まで破産管財人に知れていない場合には、弁済を受けることができないことに留意する。</u></p> <p>1 <u>中間配当 破産管財人が配当率の通知を發した時（破産法第 203 条、第 209 条第 3 項、第 211 条）</u></p> <p>2 <u>最後配当 破産管財人が配当額の通知を發した時（同法第 201 条第 7 項、第 203 条）</u></p> <p>3 <u>簡易配当 配当表に対する異議申立期間が経過した時（同法第 198 条第 1 項、第 200 条第 1 項、第 203 条、第 204 条第 4 項、第 205 条）</u></p> <p>4 <u>同意配当 裁判所書記官による同意配当の許可があった時（同法第 203 条、第 208 条第 1 項、第 3 項）</u></p> <p>5 <u>追加配当 破産管財人が配当額の通知を發した時（同法第 203 条、第 215 条第 2 項、第 5 項）</u></p> <p>(2) <u>破産債権</u></p> <p><u>破産債権に該当する滞納国税については、遅滞なく、破産裁判所に対して交付要求を行わなければならない（同法第 114 条参照）。</u></p> <p>担保財産につき強制換価手続が開始された場合</p> <p>4 <u>国税の担保財産につき強制換価手続が開始された場合には、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>裁判所書記官から債権届出の催告を受けたときは、配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない（執行法第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 項、第 121 条、第 188 条、執行規則第 84 条、第 97 条、第 98 条）。</u>また、</p>	<p>担保財産につき強制換価手続が開始された場合</p> <p>3 <u>国税の担保財産につき強制換価手続が開始された場合には、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>裁判所書記官から債権届出の催告を受けたときは、配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない（執行法 49 条 2 項、50 条 1 項、121 条、執行規則 97 条、98 条）。</u>また、その届出に係る国税の額に変更があったと</p>

改正後	改正前
<p>その届出に係る国税の額に変更があったときは、その旨の届出をしなければならない（<u>執行法第 50 条第 2 項、第 121 条、第 188 条、執行規則第 84 条、第 97 条、第 98 条</u>）。</p> <p>(2) 担保を徴した国税が、次に掲げる場合に該当するため、法第 15 条《法定納期限等以前に設定された質権の優先》又は第 16 条《法定納期限等以前に設定された抵当権の優先》の規定を適用して、国税としての優先権を主張する必要があるときは、交付要求をするものとする。</p> <p>なお、この場合における交付要求書には、担保を徴した国税に係る交付要求である旨を付記するものとする。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 抵当権の設定に係る国税の利子税又は延滞税が、<u>民法第 375 条</u>《抵当権の被担保債権の範囲》の規定により、その抵当権の満期となった最後の 2 年分に制限されるため、国税債権額の満足を得ることができない場合</p> <p>交付要求の手続 (交付要求書)</p> <p><u>5</u> 法第 82 条第 1 項の「<u>交付要求書</u>」は、令第 36 条第 1 項各号《交付要求書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 7 号書式による。</p> <p><u>なお、執行裁判所等に対して送付する交付要求書（執行機関用に限る。）の作成に当たり、本税が完納となっていない（本税の一部が未納である場合を含む。）ため、延滞税の額が未確定である場合には、延滞税欄等の記載については、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>延滞税欄には、「法律による金額」の下部に「要す」と記載するとともに、交付要求書作成日現在において本税が完納となったと仮定して計算した延滞税の金額を記載（かっこ書き）する。</u></p> <p><u>なお、破産事件における破産管財人又は破産裁判所あての交付要求書の延滞税欄</u></p>	<p>きは、その旨の届出をしなければならない（<u>執行法 50 条 2 項、121 条、執行規則 97 条、98 条</u>）。</p> <p>(2) 担保を徴した国税が、次に掲げる場合に該当するため、法第 15 条《法定納期限等以前に設定された質権の優先》又は第 16 条《法定納期限等以前に設定された抵当権の優先》の規定を適用して、国税としての優先権を主張する必要があるときは、交付要求をするものとする。</p> <p>なお、この場合における交付要求書には、担保を徴した国税に係る交付要求である旨を付記するものとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 抵当権の設定に係る国税の利子税又は延滞税が、<u>民法第 374 条</u>《抵当権の被担保債権の範囲》の規定により、その抵当権の満期となった最後の 2 年分に制限されるため、国税債権額の満足を得ることができない場合</p> <p>交付要求の手続 (交付要求書)</p> <p><u>4</u> 法第 82 条第 1 項の「<u>交付要求書</u>」とは、令第 36 条第 1 項各号《交付要求書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 7 号書式による。</p>

改正後	改正前
<p>は、1円単位まで記載することに留意する。</p> <p><u>(2) 欄外又は備考欄に、「延滞税欄の「要す」の記載は、国税通則法所定の全延滞税額の交付を求めているものである。また、()内の金額は、便宜、交付要求書作成日までの延滞税を概算したものである。」旨を記載する。</u></p> <p>(滞納者への通知)</p> <p><u>6</u> 交付要求をしたときは、令第36条第2項各号《交付要求をした旨の通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により、滞納者に通知しなければならない(法第82条第2項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(質権者等への通知)</p> <p><u>7</u> 交付要求をしたときは、令第36条第3項《交付要求をした旨の通知書の記載事項》に定める事項を記載した書面により、質権者等に通知しなければならないが(法第82条第3項)、これについては第55条関係と同様とする。ただし、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、通知をする必要がない(令第36条第4項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>交付要求の効果</p> <p><u>8</u> 交付要求の効果については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 交付要求は、交付要求を受けた執行機関の滞納処分又は強制執行の手続が解除されず、又は取り消されない限り、その処分の目的となった財産について差押え後に権利の移転があっても、その交付要求により配当を受けることができる(昭和27.12.9浦和地判、昭和28.6.30東京高判参照)。</p> <p>(3) 交付要求は、時効中断の効力を有する(通則法第73条第1項第5号、第2項)。</p>	<p>(滞納者への通知)</p> <p><u>5</u> 交付要求をしたときは、令第36条第2項各号《交付要求をした旨の通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により、滞納者に通知しなければならない(法82条2項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(質権者等への通知)</p> <p><u>6</u> 交付要求をしたときは、令第36条第3項《交付要求をした旨の通知書の記載事項》に定める事項を記載した書面により、質権者等に通知しなければならないが(法82条3項)、これについては第55条関係と同様とする。ただし、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、通知をする必要がない(令第36条4項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>交付要求の効果</p> <p><u>7</u> 交付要求の効果については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 交付要求は、交付要求を受けた執行機関の滞納処分又は強制執行の手続が解除されず、又は取り消されない限り、その処分の目的となった財産について差押え後に権利の移転があっても、その交付要求により配当を受けることができる(昭和27.12.9浦和地判、昭和28.6.30東京高判)。</p> <p>(3) 交付要求は、時効中断の効力を有する(通則法73条1項5号、2項)。</p>

改正後	改正前
<p>滞調法の規定により二重差押えがされている場合</p> <p><u>9</u> 滞納者の財産について、滞調法の規定により滞納処分と強制執行とが競合している場合には、滞納処分をしている行政機関等に対して交付要求（参加差押えの要件を満たしている場合には、参加差押え）をするとともに、強制執行の執行機関に対しても交付要求をするものとする。</p> <p>(注) 強制執行に先行して滞納処分による差押えをしている場合において、強制執行続行の決定があったときは、当該差押えに係る国税につき、強制執行の執行機関に対して交付要求をすることに留意する（滞調法<u>第 10 条第 3 項</u>等）。</p> <p><u>10</u> （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 83 条関係 交付要求の制限</p> <p>交付要求の制限の意義</p> <p>1 法第 83 条は、滞納者が他に換価容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によって国税の全額を徴収できると認められるときは、利害関係人の利益を害することがないよう交付要求をしないことを定めた訓示規定である（昭和 49.8.6.最高判<u>参照</u>）。</p> <p>2 （省略）</p> <p>徴収できると認められる場合</p> <p>3 法第 83 条の「徴収することができる」と認められる」かどうかの判定については、第 22 条関係 4 と<u>おおむね</u>同様である。</p>	<p>滞調法の規定により二重差押えがされている場合</p> <p><u>8</u> 滞納者の財産について、滞調法の規定により滞納処分と強制執行とが競合している場合には、滞納処分をしている行政機関等に対して交付要求（参加差押えの要件を満たしている場合には、参加差押え）をするとともに、強制執行の執行機関に対しても交付要求をするものとする。</p> <p>(注) 強制執行に先行して滞納処分による差押えをしている場合において、強制執行続行の決定があったときは、当該差押えに係る国税につき、強制執行の執行機関に対して交付要求をすることに留意する（滞調法 10 条 3 項等）。</p> <p><u>9</u> （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 83 条関係 交付要求の制限</p> <p>交付要求の制限の意義</p> <p>1 法第 83 条は、滞納者が他に換価容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によって国税の全額を徴収できると認められるときは、利害関係人の利益を害することがないよう交付要求をしないことを定めた訓示規定である（昭和 49.8.6.最高判）。</p> <p>2 （同左）</p> <p>徴収できると認められる場合</p> <p>3 法第 83 条の「徴収することができる」と認められる」かどうかの判定については、第 22 条関係 4 と同様である。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 84 条関係 交付要求の解除</p> <p>その他の理由</p> <p>1 法第 84 条第 1 項の「その他の理由」とは、<u>他の</u>交付要求により交付を受けた金銭を交付要求に係る国税の全額に充てたこと、法第 129 条第 1 項《配当の原則》の規定により交付要求に係る国税に配当された金銭をその国税の全額に充てたことその他免除等をいう。</p> <p>交付要求の解除手続</p> <p>2 交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係る執行機関に通知することによって行う（<u>法第 84 条第 2 項</u>）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる</u>。</p> <p>関係者への通知 (滞納者への通知)</p> <p>3 交付要求を解除した場合には、その旨を滞納者に通知しなければならない（<u>法第 84 条第 3 項</u>）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる</u>。</p> <p>(質権者等への通知)</p> <p>4 交付要求を解除した場合は、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときを除き、その旨を質権者等に通知しなければならないが（<u>法第 84 条第 3 項、令第 36 条第 4 項</u>）、この通知については、<u>第 55 条関係に準じて行う</u>（第 81 条関係 1 参照）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 85 条関係 交付要求の解除の請求</p>	<p style="text-align: center;">第 84 条関係 交付要求の解除</p> <p>その他の理由</p> <p>1 法第 84 条第 1 項<u>第 1 号</u>の「その他の理由」とは、交付要求により交付を受けた金銭を交付要求に係る国税の全額に充てたこと、法第 129 条第 1 項《配当の原則》の規定により交付要求に係る国税に配当された金銭をその国税の全額に充てたことその他免除、<u>法律の規定の変更等</u>により交付要求に係る国税の全額が消滅したことをいう。</p> <p>交付要求の解除手続</p> <p>2 交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係る執行機関に通知することによって行う（法 84 条 2 項）。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする</u>。</p> <p>関係者への通知 (滞納者への通知)</p> <p>3 交付要求を解除した場合には、その旨を滞納者に通知しなければならない（法 84 条 3 項）。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする</u>。</p> <p>(質権者等への通知)</p> <p>4 交付要求を解除した場合は、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときを除き、その旨を質権者等に通知しなければならないが（法 84 条 3 項、令 36 条 4 項）、この通知については、<u>第 55 条関係に準ずる</u>（第 81 条関係 1 参照）。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 85 条関係 交付要求の解除の請求</p>

改正後	改正前
<p>1 (省略)</p> <p>解除の請求ができる場合 (債権の弁済を受けられないこと)</p> <p>2 法第 85 条第 1 項第 1 号の「弁済を受けることができない」とは、交付要求がなければ弁済を受けることができた<u>にもかかわらず</u>、交付要求がされたために、債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなることをいう。したがって、交付要求の有無にかかわらず弁済を受けることができない場合は、法第 85 条第 1 項第 1 号には該当しない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(徴収できることの判定)</p> <p>4 法第 85 条第 1 項第 2 号の「徴収することができる」かどうかの判定については、第 22 条関係 4 と<u>おおむね</u>同様である。</p> <p>(解除の請求手続)</p> <p>5 法第 85 条第 1 項の規定による交付要求の解除の請求は、令第 37 条各号に掲げる事項を記載した書面により、交付要求ができる<u>期間の終期</u> (第 82 条関係 2 参照) までにしなければならない (昭和 49.8.6 最高判参照)。</p> <p>請求に対する措置 (請求を相当と認めるとき)</p> <p>6 法第 85 条第 2 項の「<u>請求を相当と認めるとき</u>」は、第 50 条関係 10 と<u>おおむね</u>同</p>	<p>1 (同左)</p> <p>解除の請求ができる場合 (債権の弁済を受けられないこと)</p> <p>2 法第 85 条第 1 項第 1 号の「弁済を受けることができない」とは、交付要求がなければ弁済を受けることができた<u>にかかわらず</u>、交付要求がされたために、債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなることをいう。したがって、交付要求の有無にかかわらず弁済を受けることができない場合は、法第 85 条第 1 項第 1 号には該当しない。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(徴収できることの判定)</p> <p>4 法第 85 条第 1 項第 2 号の「徴収することができる」かどうかの判定については、第 22 条関係 4 と同様である。</p> <p>(解除の請求手続)</p> <p>5 法第 85 条第 1 項の規定による交付要求の解除の請求は、令第 37 条各号に掲げる事項を記載した書面により、交付要求ができる<u>時期</u> (第 82 条関係 2 参照) までにしなければならない<u>ものとする</u> (昭和 49.8.6 最高判)。</p> <p>請求に対する措置 (請求を相当と認めるとき)</p> <p>6 法第 85 条第 2 項の「相当と認めるとき」は、第 50 条関係 10 と<u>おおむね</u>同様であ</p>

改正後	改正前
<p>様である。</p> <p>なお、交付要求ができる<u>期間の終期</u>（第 82 条関係 2 参照）が経過した後に交付要求の解除の請求があった場合においても、相当と認められるときは、交付要求の解除をするものとする。</p> <p>（請求を相当と認めないとき）</p> <p>7 税務署長は、法第 85 条第 1 項の規定による交付要求の解除の請求を相当と認めないときは、その旨をその請求をした者に通知しなければならない（<u>法第 85 条第 2 項</u>）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 86 条関係 参加差押えの手続</p> <p>参加差押えの手続</p> <p>（参加差押えの意義）</p> <p>1 法第 86 条の<u>参加差押え</u>は、交付要求の一つとして行われるものであるから、参加差押えを受けた差押えが解除されるまでの効力は交付要求の効力と同様であるが、その参加差押えを受けた差押えが解除されると参加差押えをした時等にさかのぼって差押えの効力を生じ、その後はその差押えに基づき参加差押財産の換価処分ができる効力を有する（<u>法第 86 条から第 88 条まで</u>）。</p> <p>（差押えができる場合）</p> <p>2 法第 86 条第 1 項の「第 47 条（<u>差押え</u>の要件）の規定により<u>差押え</u>をすることができる場合」とは差押えの要件を定める法第 47 条の規定に基づく差押えができる場合をいい、次に掲げる場合を含むものとする。</p> <p>なお、法第 47 条第 2 項《<u>繰上差押え</u>》の規定により繰上差押えができる場合にも、</p>	<p>る。</p> <p>なお、交付要求ができる<u>時期</u>（第 82 条関係 2 参照）が経過した後に交付要求の解除の請求があった場合においても、相当と認められるときは、交付要求の解除をするものとする。</p> <p>（請求を相当と認めないとき）</p> <p>7 税務署長は、法第 85 条第 1 項の規定による交付要求の解除の請求を相当と認めないときは、その旨をその請求をした者に通知しなければならない（法 85 条 2 項）。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 86 条関係 参加差押えの手続</p> <p>参加差押えの手続</p> <p>（参加差押えの意義）</p> <p>1 法第 86 条から第 88 条《<u>参加差押えの制限、解除等</u>》までに規定する<u>参加差押え</u>は、交付要求の一つとして行われるものであるから、参加差押えを受けた差押えが解除されるまでの効力は交付要求の効力と同様であるが、その参加差押えを受けた差押えが解除されると参加差押えをした時等にさかのぼって差押えの効力を生じ、その後はその差押えに基づき参加差押財産の換価処分ができる効力を有する。</p> <p>（差押えができる場合）</p> <p>2 法第 86 条第 1 項の「第 47 条（<u>差押</u>の要件）の規定により<u>差押</u>をすることができる場合」とは、差押えの要件を定める法第 47 条の規定に基づく差押えができる場合をいい、次に掲げる場合を含むものとする。</p> <p>なお、法第 47 条第 2 項《<u>繰上差押え</u>》の規定により繰上差押えができる場合にも、</p>

改正後	改正前
<p>法第 86 条第 1 項の規定により繰上参加差押えをすることができる（第 47 条関係 14 参照）。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 通則法第 52 条《担保の処分》の規定により担保の処分をする場合</p> <p>(5) （省略）</p> <p>（参加差押書）</p> <p>3 法第 86 条第 1 項の「参加差押書」は、令第 36 条第 1 項各号《交付要求書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 8 号書式による（<u>令第 38 条前段</u>）。</p> <p>（滞納者への通知）</p> <p>4 参加差押えをしたときは、令第 36 条第 2 項各号《交付要求をした旨の通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面（参加差押通知書）により、滞納者に通知しなければならない（<u>法第 86 条第 2 項前段、令第 38 条前段</u>）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>（第三債務者への通知）</p> <p>5 電話加入権について参加差押えをしたときは、令第 36 条第 3 項に定める事項を記載した書面により、第三債務者（<u>NTT</u>）に通知しなければならない（<u>法第 86 条第 2 項後段、令第 38 条前段</u>）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>（差押財産が譲渡された場合）</p> <p>6 滞納者の所有財産がその者の滞納処分により差し押さえられ、その後その差押財産が第三者に譲渡された場合において、滞納者の国税については、<u>参加差押えをするこ</u></p>	<p>法第 86 条第 1 項の規定により繰上参加差押えをすることができる（第 47 条関係 14 参照）。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 通則法第 52 条《担保の処分》<u>に</u>規定により担保の処分をする場合</p> <p>(5) （同左）</p> <p>（参加差押書）</p> <p>3 法第 86 条第 1 項の「参加差押書」とは、令第 36 条第 1 項各号《交付要求書の記載事項》に掲げる事項<u>に準ずる事項</u>を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 8 号書式による。</p> <p>（滞納者への通知）</p> <p>4 参加差押えをしたときは、令第 36 条第 2 項各号《交付要求をした旨の通知書の記載事項》に掲げる事項<u>に準ずる事項</u>を記載した書面（参加差押通知書）により、滞納者に通知しなければならない（<u>法 86 条 2 項前段</u>）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>（第三債務者への通知）</p> <p>5 電話加入権について参加差押えをしたときは、令第 36 条第 3 項に定める事項<u>に準ずる事項</u>を記載した書面により、第三債務者（<u>日本電信電話公社</u>）に通知しなければならない（<u>法 86 条 2 項後段</u>）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>（差押財産が譲渡された場合）</p> <p>6 滞納者<u>（甲）</u>の所有財産がその者の滞納処分により差し押さえられ、その後その差押財産が第三者<u>（乙）</u>に譲渡された場合において、滞納者<u>（甲）</u>の国税につき参加差</p>

改正後	改正前
<p>とはできない（昭和 37.6.29 付民事甲第 <u>1838</u> 号法務省民事局長電報回答）。<u>この場合において、交付要求をすることはできる。また、第三者の国税については、参加差押え（交付要求を含む。）をすることはできない（第 47 条関係 <u>61</u> 参照）。</u></p> <p>（譲渡担保財産である場合）</p> <p>7 譲渡担保権者の国税により差押えがされている譲渡担保財産について、法第 24 条第 3 項《譲渡担保財産に対する滞納処分》の規定により譲渡担保設定者（譲渡担保財産を譲渡担保権者に譲渡した者をいう。）の国税により参加差押えをすることができ、<u>また、譲渡担保設定者の国税により差押えがされている譲渡担保財産について譲渡担保権者の国税により参加差押えをすることもできる（令第 9 条参照）。</u></p> <p>登記の嘱託</p> <p>8 税務署長は、不動産、船舶、航空機<u>又は自動車、建設機械若しくは小型船舶</u>につき参加差押えをしたときは、参加差押えの登記を関係機関（<u>第 68 条関係 36、第 70 条関係 5 及び第 71 条関係 6 参照</u>）に嘱託する（法第 86 条第 3 項）。<u>この場合において、不動産の登記嘱託書には、登記原因証明情報を添付しなければならない（不動産登記法第 61 条）。この書面の様式は、別に定めるところによる。また、船舶、航空機又は自動車、建設機械若しくは小型船舶の登記嘱託書には、参加差押調書の謄本を添付しなければならない。</u></p> <p>なお、参加差押えの登記は、参加差押えの効力発生要件ではないが、法第 87 条《参加差押えの効力》の規定により差押えの効力が生じた場合における対抗要件である。</p> <p>質権者等への通知</p> <p>9 税務署長は、法第 86 条第 1 項の規定により参加差押えをしたときは、法第 55 条《質権者等に対する差押えの通知》に掲げる者のうち、徴収職員がその参加差押えを行う</p>	<p>押えをすることはできないし（昭和 37.6.29 付民事甲第 <u>1,838</u> 号法務省民事局長電報回答）<u>（交付要求はできる。）</u>、また、第三者（乙）の国税につき参加差押え（交付要求を含む。）をすることも<u>も</u>できない（第 47 条関係 <u>59</u> 参照）。</p> <p>（譲渡担保財産である場合）</p> <p>7 譲渡担保権者の国税により差押えがされている譲渡担保財産について、法第 24 条第 3 項《譲渡担保財産に対する滞納処分》の規定により譲渡担保設定者（譲渡担保財産を譲渡担保権者に譲渡した者をいう。）の国税により参加差押えをすることが<u>できるし</u>、また譲渡担保設定者の国税により差押えがされている譲渡担保財産について譲渡担保権者の国税により参加差押えをすることもできる（令 9 条参照）。</p> <p>登記の嘱託</p> <p>8 税務署長は、不動産、船舶、航空機、<u>自動車又は建設機械</u>につき参加差押えをしたときは、参加差押えの登記を、<u>参加差押調書謄本を添えて（昭和 35.9.19 付民事甲第 2,304 号法務省民事局長通達）、関係機関に嘱託しなければならない（法 86 条 3 項）。</u><u>この関係機関については、第 68 条関係 44、第 70 条関係 5 及び第 71 条関係 5 と同様である。</u></p> <p>なお、参加差押えの登記は、参加差押えの効力要件ではないが、法第 87 条《参加差押の効力》の規定による差押えを第三者に対抗するための要件である。</p> <p>質権者等への通知</p> <p>9 税務署長は、法第 86 条第 1 項の規定により参加差押えをしたときは、法第 55 条《質権者等に対する差押えの通知》に掲げる者のうち、徴収職員がその参加差押えを行う</p>

改正後	改正前
<p>に際してその氏名及び住所又は居所を知ることができた者に対して、令第 36 条第 3 項《交付要求をした旨の通知書の記載事項》に定める事項を記載した書面により通知しなければならない（法第 86 条第 4 項、令第 38 条前段）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>	<p>に際してその氏名及び住所又は居所を知ることができた者に対して、令第 36 条第 3 項《交付要求をした旨の通知書の記載事項》に定める事項に<u>準ずる事項</u>を記載した書面により通知しなければならない（法 86 条 4 項、令 38 条）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">第 87 条関係 参加差押えの効力</p>	<p style="text-align: center;">第 87 条関係 参加差押えの効力</p>
<p>参加差押えに係る差押えの効力 (参加差押えの効力)</p> <p>1 参加差押えは、次に掲げる効力を有する。 なお、(2)及び(3)に掲げる効力は、参加差押えが 2 以上ある場合は、そのうち最も先にされた参加差押え（登記がされたものについては、最も先に登記された参加差押え）に限られる（法第 87 条第 1 項）。 (1)・(2) (省略) (3) 参加差押財産が動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶であって、その参加差押えを受けた差押えが解除されたときは、その差押えを解除した行政機関等からその財産の引渡しを受けることができる効力</p> <p>(差押えの効力が生ずる参加差押え)</p> <p>2 参加差押えを受けた差押えが解除されたときにおいて、差押えの効力を生ずる参加差押えは、次のとおりである（法第 87 条第 1 項）。 (1) (省略) (2) 参加差押えが 2 以上ある場合には、参加差押えを受けた差押えが解除されたときにされている参加差押えのうち、最も先にされた参加差押え（登記がされたものについては、最も先に登記された参加差押え）</p>	<p>参加差押えに係る差押えの効力 (参加差押えの効力)</p> <p>1 参加差押えは、次に掲げる効力を有する。 なお、(2)及び(3)に掲げる効力は、参加差押えが 2 以上ある場合は、そのうち最も先にされた参加差押え（登記がされたものについては、最も先に登記された参加差押え）に限られる（法 87 条 1 項）。 (1)・(2) (同左) (3) 参加差押財産が動産、有価証券、自動車又は建設機械であって、その参加差押えを受けた差押えが解除されたときは、その差押えを解除した行政機関等からその財産の引渡しを受けることができる効力</p> <p>(差押えの効力が生ずる参加差押え)</p> <p>2 参加差押えを受けた差押えが解除されたときにおいて、差押えの効力を生ずる参加差押えは、次のとおりである（法 87 条 1 項）。 (1) (同左) (2) 参加差押えが 2 以上ある場合には、参加差押えを受けた差押えが解除されたときにされている参加差押えのうち、最も先にされた参加差押え（登記がされたものについては、最も先に登記された参加差押え）</p>

改正後	改正前
<p>(注)1 参加差押えを最も先にしたものであっても、参加差押えを受けた差押えが解除される時までに<u>解除された</u>ときの参加差押えは、差押えの効力を生じない。 また、<u>上記</u>の差押えの効力を生ずる参加差押え以外の参加差押えは、差押えの効力を生じない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(差押えの効力を生ずる時期)</p> <p>3 参加差押えが差押えの効力を生ずる時は、次のそれぞれに掲げる時である(法第 87 条第 1 項、大陸棚特別措置法施行令第 5 条)。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 参加差押財産が不動産(鉱業権及び特定鉱業権を除く。)、船舶、航空機<u>又は自動車、建設機械若しくは小型船舶</u>である場合には、その参加差押通知書が滞納者に送達された時。ただし、参加差押えの登記が、参加差押通知書の滞納者への送達前にされた場合には、その登記がされた時</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 参加差押財産が電話加入権である場合には、その参加差押通知書が第三債務者である <u>NTT</u> に送達された時</p> <p>動産等の引渡し</p> <p>(差押えを解除すべきときの順序)</p> <p>4 参加差押えがされている動産、有価証券<u>又は自動車、建設機械若しくは小型船舶</u>(以下第 87 条関係において「動産等」という。)について、参加差押えを受けている差押えを解除すべきとき又は差押えの解除ができるときは、税務署長は、その動産等を参加差押えの行政機関等に取り渡し、その後において差押えを解除するものとする。</p>	<p>(注)1 参加差押えを最も先にしたものであっても、参加差押えを受けた 差押えが解除される時までに解除したときの参加差押えは、差押えの効力を生じないし、<u>また上記</u>の差押えの効力を生ずる参加差押え以外の参加差押えは、差押えの効力を生じない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(差押えの効力を生ずる時期)</p> <p>3 参加差押えが差押えの効力を生ずる時は、次のそれぞれに掲げる時である(法 87 条 1 項、大陸棚特別措置法施行令 5 条)。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 参加差押財産が不動産(鉱業権及び特定鉱業権を除く。)、船舶、航空機、<u>自動車及び建設機械</u>である場合には、その参加差押通知書が滞納者に送達された時。ただし、参加差押えの登記が、参加差押通知書の滞納者への送達前にされた場合には、その登記がされた時</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 参加差押財産が電話加入権である場合には、その参加差押通知書が第三債務者である <u>日本電信電話公社</u> に送達された時</p> <p>動産等の引渡し</p> <p>(差押えを解除すべきときの順序)</p> <p>4 参加差押えがされている動産、有価証券、<u>自動車又は建設機械</u>(以下第 87 条関係において「動産等」という。)について、参加差押えを受けている差押えを解除すべきとき又は差押えの解除ができるときは、税務署長は、その動産等を参加差押えの行政機関等に取り渡し、その後において差押えを解除するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(動産等の引渡しのお知らせ)</p> <p>5 法第 87 条第 2 項の規定により動産等を差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等(以下第 87 条関係において「参加差押えの行政機関等」という。)に引き渡すべきときは、税務署長は、次によりその参加差押えの行政機関等にその旨を通知しなければならない(令第 39 条第 1 項、第 2 項)。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>(動産等の引渡しのお知らせ)</p> <p>5 法第 87 条第 2 項の規定により動産等を差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等(以下第 87 条関係において「参加差押えの行政機関等」という。)に引き渡すべきときは、税務署長は、次によりその参加差押えの行政機関等にその旨を通知しなければならない(令 39 条 1 項、2 項)。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>
<p>(権利証書等の引渡し)</p> <p>6 税務署長は、法第 65 条《債権証書の取上げ》又は第 73 条第 5 項《権利証書の取上げ》の規定の趣旨により取り上げた権利証書等がある場合及び動産等を占有している第三者が提出した法第 59 条第 1 項又は第 3 項《引渡命令を受けた第三者等の権利の保護》(同条第 4 項及び第 71 条第 4 項において準用する場合を含む。)に規定する損害賠償請求権又は前払借賃に関する書類その他必要なもの(令第 48 条の債権現在額申立書を含む。)がある場合には、これらの権利証書及び書類を、参加差押えの行政機関等に引き渡すものとする(令第 41 条第 1 項、第 4 項)。</p>	<p>(権利書等の引渡し)</p> <p>6 税務署長は、法第 65 条《債権証書の取上げ》又は第 73 条第 4 項《権利証書の取上げ》の規定の趣旨により取り上げた権利証書等がある場合及び動産等を占有している第三者が提出した法第 59 条第 1 項又は第 3 項《引渡命令を受けた第三者等の権利の保護》(同条 4 項及び 71 条 4 項において準用する場合を含む。)に規定する損害賠償請求権又は前払借賃に関する書類その他必要なもの(令 48 条の債権現在額申立書を含む。)がある場合には、これらの権利証書及び書類を、参加差押えの行政機関等に引き渡すものとする(令 41 条 1 項、3 項、4 項)。</p>
<p>(差押えを解除したときの措置)</p> <p>7 税務署長は、参加差押えを受けた差押えを解除したときは、法第 80 条第 2 項及び第 3 項《差押解除の措置》並びに第 81 条《質権者等への差押解除の通知》の規定による手続をするほか、次に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>(1) 2 以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされている参加差押えを除き、他の参加差押えに係る参加差押書又はその写し及び滞納処分による差押えに関し法又は令の規定により提出されたその他の書類のうち、滞納処分に関し必要なもの(不服申立てに係るものを除く。)を参加差押えの行政機関等に引き渡す(令第 41 条第 1 項)。この場合においては、別に定める書面を添付するものとする。</p>	<p>(差押えを解除したときの措置)</p> <p>7 税務署長は、参加差押えを受けた差押えを解除したときは、法第 80 条第 2 項及び第 3 項《差押解除の措置》並びに第 81 条《質権者等への差押解除の通知》の規定による手続をするほか、次に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>(1) 2 以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされている参加差押えを除き、他の参加差押えに係る参加差押書又はその写し及び滞納処分による差押えに関し法又は令の規定により提出されたその他の書類のうち、滞納処分に関し必要なもの(不服申立てに係るものを除く。)を参加差押えの行政機関等に引き渡す(令 41 条 1 項)。この場合においては、別に定める書面を添付するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>なお、滞納処分による差押え等に関する書類の引渡しについては、一つの参加差押えだけがある場合においても、同様に取り扱う。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 参加差押えの行政機関等以外の参加差押えをしていた行政機関等又は法第 55 条《質権者等に対する差押えの通知》に規定する質権者等に対し、参加差押えの行政機関等の名称及びその行政機関等に差押財産を引き渡した旨を法第 81 条の規定による通知書に付記する（令第 39 条第 3 項）。</p> <p>(4) 法第 59 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、差し押さえた財産の使用又は収益をしている者及び法第 129 条第 1 項第 4 号《配当を受ける損害賠償請求権等に係る債権》に掲げる債権を有する者に対し、(3)に準じて通知するものとする。</p> <p>(引渡しをした動産等の保管費用)</p> <p>8 徴収職員が動産等を参加差押えの行政機関等に引き渡した場合において、その動産等の保管に関する費用があるときは、その動産等を引き渡す旨の通知書が参加差押えの行政機関等に送達された日までの保管に関する費用は、その動産等の引渡しをした国（税務署長）の負担とし、滞納処分費として徴収することができる（令第 40 条第 5 項参照）。</p> <p>(差押解除後の参加差押えの効力)</p> <p>9 行政機関等が、参加差押書又はその写し及び滞納処分による差押えに関し法又は令の規定により提出されたその他の書類のうち滞納処分に関し必要なもの（不服申立てに係るものを除く。）を参加差押えの行政機関等に引き渡した場合には、それらの参加差押書に係る参加差押えは、行政機関等にそれらの参加差押書が送達された時に、それらの参加差押書に係る参加差押えの順序に従い、参加差押えの行政機関等に対して</p>	<p>なお、滞納処分による差押え等に関する書類の引渡しについては、一つの参加差押えだけがある場合においても、同様に取り扱う。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 参加差押えの行政機関等以外の参加差押えをしていた行政機関等又は法第 55 条《質権者等に対する差押えの通知》に規定する質権者等に対し、参加差押えの行政機関等の名称及びその行政機関等に差押財産を引き渡した旨を法第 81 条の規定による通知書に付記する（令 39 条 3 項参照）。</p> <p>(4) 法第 59 条第 2 項（同条 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、差し押さえた財産の使用又は収益をしている者及び法第 129 条第 1 項第 4 号《配当を受ける損害賠償請求権等に係る債権》に掲げる債権を有する者に対し、(3)に準じて通知するものとする。</p> <p>(引渡しをした動産等の保管費用)</p> <p>8 徴収職員が動産等を参加差押えの行政機関等に引き渡した場合において、その動産等の保管に関する費用があるときは、その動産等を引き渡す旨の通知書が参加差押えの行政機関等に送達された日までの保管に関する費用は、その動産等の引渡しをした国（税務署長）の負担とし、滞納処分費として徴収することができる（令 40 条 5 項参照）。</p> <p>(差押解除後の参加差押えの効力)</p> <p>9 行政機関等が、参加差押書又はその写し及び滞納処分による差押えに関し法又は令の規定により提出されたその他の書類のうち滞納処分に関し必要なもの（不服申立てに係るものを除く。）を参加差押えの行政機関等に引き渡した場合には、それらの参加差押書に係る参加差押えは、行政機関等にそれらの参加差押書が送達された時に、それらの参加差押書に係る参加差押えの順序に従い、参加差押えの行政機関等に対し</p>

改正後	改正前
<p>参加差押えをしたものとみなされ、引渡しがされたその他の書類は、その行政機関等に提出されたものとみなされる（<u>令第41条第2項</u>）。</p> <p>（動産等の引渡しを受けた場合の措置）</p> <p>10 参加差押えが差押えの効力を生じた場合において、徴収職員が差押財産引渡しの通知書又はこれに準ずる書面の送付を受けたときは、次の措置をしなければならない。</p> <p>(1) 徴収職員は、差押財産引渡しの通知書又はこれに準ずる書面に記載されている事項に基づき、遅滞なく、その通知に係る動産等の引渡しを受ける（<u>令第40条第1項前段</u>）。この場合において、その通知に係る動産等を徴収職員（行政機関等の徴収職員に準ずる者を含む。）以外の者でその動産等の保管をしている者から受け取る時は、その保管をしている者に対し、送付を受けたその保管者あての動産等の引渡しをすべき旨の書面を交付する（<u>令第40条第1項後段</u>）。</p> <p>(2) 徴収職員は、必要があると認めるときは、引渡しを受けた動産等を滞納者又はその動産等を占有する第三者に保管させることができるので、保管については通常の差押財産と同様に処理する（<u>令第40条第2項本文</u>）。この場合において、第三者に保管させるときは、その動産等の運搬が困難であるときを除き、その第三者の同意を得なければならない（<u>令第40条第2項ただし書</u>）。</p> <p>(3) 徴収職員は、引渡しを受けた動産等を滞納者又はその動産等を占有する第三者に保管させた場合には、封印、公示書その他の方法により差押えを明白にしなければならない（<u>令第40条第3項</u>）。</p> <p>(4) 徴収職員は、動産等の引渡しを受けたときは、引渡しをした行政機関等に対し、引渡動産等の引渡しを受けた旨を通知する（<u>令第40条第4項</u>）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる</u>。</p> <p>（引渡しを受けた動産等の保管）</p>	<p>て参加差押えをしたものとみなされ、引渡しがされたその他の書類は、その行政機関等に提出されたものとみなされる（<u>令41条2項</u>）。</p> <p>（動産等の引渡しを受けた場合の措置）</p> <p>10 参加差押えが差押えの効力を生じた場合において、徴収職員が差押財産引渡しの通知書又はこれに準ずる書面の送付を受けたときは、次の措置をしなければならない。</p> <p>(1) 徴収職員は、差押財産引渡しの通知書又はこれに準ずる書面に記載されている事項に基づき、遅滞なく、その通知に係る動産等の引渡しを受ける（<u>令40条1項前段</u>）。この場合において、その通知に係る動産等を徴収職員（行政機関等の徴収職員に準ずる者を含む。）以外の者でその動産等の保管をしている者から受け取る時は、その保管をしている者に対し、送付を受けたその保管者あての動産等の引渡しをすべき旨の書面を交付する（<u>令40条1項後段</u>）。</p> <p>(2) 徴収職員は、必要があると認めるときは、引渡しを受けた動産等を滞納者又はその動産等を占有する第三者に保管させることができるので、保管については通常の差押財産と同様に処理する（<u>令40条2項本文</u>）。この場合において、第三者に保管させるときは、その動産等の運搬が困難であるときを除き、その第三者の同意を得なければならない（<u>令40条2項ただし書</u>）。</p> <p>(3) 徴収職員は、引渡しを受けた動産等を滞納者又はその動産等を占有する第三者に保管させた場合には、封印、公示書その他の方法により差押えを明白にしなければならない（<u>令40条3項</u>）。</p> <p>(4) 徴収職員は、動産等の引渡しを受けたときは、引渡しをした行政機関等に対し、引渡動産等の引渡しを受けた旨を通知する（<u>令40条4項</u>）。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする</u>。</p> <p>（引渡しを受けた動産等の保管）</p>

改正後	改正前
<p>11 令第40条第2項《引渡しを受けた動産等の保管》の「必要があると認めるとき」、「財産を占有する第三者」及び「運搬が困難であるとき」は、第60条関係7、6及び10と、それぞれ同様である。</p> <p>なお、上記の場合における令第40条第3項《保管させた場合の措置》の規定による封印、公示書その他の方法により差押えを明白にすることは、差押えの効力発生要件ではなく、徴収職員が差押財産を占有していることを明らかにする方法にすぎない。</p> <p>(賃料債権等の権利行使)</p> <p>12 法第59条第1項又は第3項《引渡命令を受けた第三者の権利保護》(同条第4項及び第71条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、参加差押えを受けた差押えに係る行政機関等に対して配当を請求することができる権利は、差押えの効力を生じた参加差押えの行政機関等に対して行使することができる(令第41条第3項、第4項)。</p> <p>(引渡しを受けた動産等の保管費用)</p> <p>13 徴収職員が、他の行政機関等の徴収職員(行政機関等の徴収職員に準ずる者を含む。)から動産等の引渡しを受けた場合において、その動産等の保管に関する費用があるときは、その動産等を引き渡す旨の通知書がその徴収職員の所属する税務署に送達された日の翌日からの保管に関する費用は、その引渡しを受けた税務署の負担とし、滞納処分費として徴収することができる(令第40条第5項)。</p> <p>換価の催告</p> <p>14 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、速やかにその換価をすべきことをその滞納処分</p>	<p>11 令第40条第2項《引渡しを受けた動産等の保管》の「必要があると認めるとき」、「財産を占有する第三者」及び「運搬が困難であるとき」は、第60条関係7、6及び10と、それぞれ同様である。</p> <p>なお、上記の場合における令第40条第3項《保管させた場合の措置》の規定による封印、公示書その他の方法により差押えを明白にすることは、差押えの効力発生<u>の</u>要件ではなく、徴収職員が差押財産を占有していることを明らかにする方法にすぎない。</p> <p>(賃料債権等の権利行使)</p> <p>12 法第59条第1項又は第3項《引渡命令を受けた第三者の権利保護》(同条4項及び71条4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、参加差押えを受けた差押えに係る行政機関等に対して配当を請求することができる権利は、差押えの効力を<u>生</u>ずべき参加差押えをしている税務署長に対して行使することができる(令41条3項、4項)。</p> <p>(引渡しを受けた動産等の保管費用)</p> <p>13 徴収職員が、他の行政機関等の徴収職員(行政機関等の徴収職員に準ずる者を含む。)から動産等の引渡しを受けた場合において、その動産等の保管に関する費用があるときは、その動産等を引き渡す旨の通知書がその徴収職員の所属する税務署に送達された日の翌日からの保管に関する費用は、その引渡しを受けた税務署の負担とし、滞納処分費として徴収することができる(令40条5項)。</p> <p>換価の催告</p> <p>14 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、速やかにその換価をすべきことをその滞納処分</p>

改正後	改正前
<p>をした行政機関等に催告することができる（<u>法第 87 条第 3 項</u>）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p>換価の催告を受けた場合</p> <p>15 差押えをした税務署長が、その差押えに対して参加差押えをした行政機関等から、差押財産について換価すべき旨の催告を受けた場合は（<u>法第 87 条第 3 項</u>）、法律で換価が制限されているときその他相当な理由により換価ができない場合を除き、速やかに換価するものとする。</p> <p>上記の理由に該当しない場合において、差押財産の換価をしないときは、その理由を催告した行政機関等に通知するものとする。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 88 条関係 参加差押えの制限、解除等</p> <p>参加差押えの制限</p> <p>1 参加差押えの制限については、第 83 条関係に準ずる（<u>法第 88 条第 1 項</u>参照）。</p> <p>参加差押えの解除</p> <p>2 参加差押えの解除については、第 84 条関係に準じて行う（<u>法第 88 条第 1 項</u>参照）。</p> <p>なお、電話加入権の参加差押えを解除したときは、その旨を <u>NTT</u> に通知しなければならない（<u>法第 88 条第 3 項</u>）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p>	<p>をした行政機関等に催告することができる（法 87 条 3 項）。この<u>催告は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p> <p>換価の催告を受けた場合</p> <p>15 差押えをした税務署長が、その差押えに対して参加差押えをした行政機関等から、差押財産について換価すべき旨の催告を受けた場合は（法 87 条 3 項）、法律で換価が制限されているときその他相当な理由により換価ができない場合を除き、速やかに換価するものとする。</p> <p>上記の理由に該当しない場合において、差押財産の換価をしないときは、その理由を催告した行政機関等に通知するものとする。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 88 条関係 参加差押えの制限、解除等</p> <p>参加差押えの制限</p> <p>1 参加差押えの制限については、第 83 条関係 <u>1 から 3 までに</u>準ずる（法 88 条 1 項参照）。</p> <p>参加差押えの解除</p> <p>2 参加差押えの解除については、第 84 条関係 <u>1 から 4 までに</u>準ずる（法 88 条 1 項参照）。</p> <p>なお、電話加入権の参加差押えを解除したときは、その旨を <u>日本電信電話公社</u> に通知しなければならない（法 88 条 3 項）。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>参加差押えの登記の抹消の嘱託</p> <p>3 税務署長は、参加差押えの登記をした財産の参加差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に嘱託しなければならない(法第88条第2項)。この関係機関は、参加差押えの登記を嘱託した関係機関と同様である。</p>	<p>参加差押えの登記の抹消の嘱託</p> <p>3 税務署長は、参加差押えの登記をした財産の参加差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に嘱託しなければならない(法88条2項)。 この関係機関は、参加差押えの登記を嘱託した関係機関と同様である。</p>
<p>参加差押えの解除の請求</p> <p>4 参加差押えの解除の請求については、第85条関係に準ずる(法第88条第1項参照)。</p>	<p>参加差押えの解除の請求</p> <p>4 参加差押えの解除の請求については、第85条関係1から7までに準ずる(法88条1項参照)。</p>
<p style="text-align: center;">第3節 財産の換価</p>	<p style="text-align: center;">第3節 財産の換価</p>
<p style="text-align: center;">第1款 通則</p>	<p style="text-align: center;">第1款 通則</p>
<p style="text-align: center;">第89条関係 換価する財産の範囲</p>	<p style="text-align: center;">第89条関係 換価する財産の範囲</p>
<p>差押財産</p> <p>1 法第89条第1項の「差押財産」とは、差し押さえた財産のうち、次に掲げるものを除いた財産をいう。 (1)～(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>差押財産</p> <p>1 法第89条第1項の「差押財産」とは、差し押さえた財産のうち、次に掲げるものを除いた財産をいう<u>ものとする</u>。 (1)～(3) (同左)</p> <p>2 (同左)</p>
<p>一括換価 (一括換価をする場合)</p> <p>3 次の財産については、原則として、それぞれに定めるところに従い、一括して換価する。</p>	<p>一括換価 (一括換価をする場合)</p> <p>3 次の財産については、原則として、それぞれに定めるところに従い、一括して換価する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 工場財団その他の財団の組成物件については、工場財団その他の財団として換価する。ただし、財団として売却することが困難である場合には、工場抵当法第 46 条《<u>個々のものとしての売却</u>》の規定の趣旨に従い、抵当権者等の同意を得て、個々の物件として換価することができる。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>4・5 (省略)</p> <p>換価ができない場合</p> <p>6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。</p> <p>なお、果実等については、法第 90 条第 1 項及び第 2 項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。</p> <p>(1) 納税者の国税を第二次納税義務者又は保証人から徴収する場合におけるその第二次納税義務者及び保証人の納付すべき国税 その納税者の財産を換価に付すまでの期間（<u>法第 32 条第 4 項、通則法第 52 条第 5 項</u>）又は第二次納税義務者若しくは保証人が、納付通知書による告知、納税催告書による督促若しくはこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起した場合におけるその訴訟の係属する期間（<u>法第 90 条第 3 項</u>）</p> <p>(2) 担保のための仮登記がされた財産を差し押さえた場合の法第 55 条第 2 号《仮登記の権利者に対する差押えの通知》の通知（担保のための仮登記に係るものに限る。）に係る国税 同条第 2 号の通知に係る差押えにつき訴えを提起した場合におけるその訴訟の係属する期間（<u>法第 90 条第 3 項</u>）</p> <p>(3) 法第 24 条第 1 項《譲渡担保財産からの国税の徴収》の規定により譲渡担保財産</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 工場財団その他の財団の組成物件については、工場財団その他の財団として換価する。ただし、財団として売却することが困難である場合には、工場抵当法第 46 条《<u>個々のものの競売又は入札</u>》の規定の趣旨に従い、抵当権者等の同意を得て、個々の物件として換価することができる。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>4・5 (同左)</p> <p>換価ができない場合</p> <p>6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。</p> <p>なお、果実等については、法第 90 条第 1 項及び第 2 項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。</p> <p>(1) 納税者の国税を第二次納税義務者又は保証人から徴収する場合におけるその第二次納税義務者及び保証人の納付すべき国税 その納税者の財産を換価に付すまでの期間（<u>法 32 条 4 項、通則法 52 条 5 項</u>）又は第二次納税義務者若しくは保証人が、納付通知書による告知、納税催告書による督促若しくはこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起した場合におけるその訴訟の係属する期間（<u>法 90 条 3 項</u>）</p> <p>(2) 担保のための仮登記がされた財産を差し押さえた場合の法第 55 条第 2 号《仮登記の権利者に対する差押えの通知》の通知（担保のための仮登記に係るものに限る。）に係る国税 同条第 2 号の通知に係る差押えにつき訴えを提起した場合におけるその訴訟の係属する期間（<u>法 90 条 3 項</u>）</p> <p>(3) 法第 24 条第 1 項《譲渡担保財産からの国税の徴収》の規定により譲渡担保財産</p>

改正後	改正前
<p>から徴収する納税者の国税 その納税者の財産を換価に付すまでの期間（<u>法第 24 条第 3 項、第 32 条第 4 項</u>）又はその譲渡担保権者が同条第 2 項の告知（同条第 4 項の規定による場合のものを含む。）若しくはこれに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起した場合におけるその訴訟の係属する期間（<u>法第 90 条第 3 項</u>）</p> <p>(4) 法第 50 条第 3 項《第三者による換価の申立てと換価の制限》の申立てがあった場合において、その申立てに係る財産が換価の著しく困難なもの又はその申立て者以外の第三者（滞納者を除く。）の権利の目的となっているもの以外のものであるときの、その申立てに係る財産についての<u>その差し押さえすべき国税</u> その申立てがあった時からその申立てに係る財産を換価に付すまでの期間</p> <p>(5)・(6) （省略）</p> <p>(7) 通則法第 46 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項《納税の猶予の要件》の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間（<u>同法第 48 条第 1 項</u>）</p> <p>(8) 不服申立てに係る国税 その不服申立てについての決定又は裁決があるまでの期間（<u>通則法第 105 条第 1 項</u>ただし書）</p> <p>(9) （省略）</p> <p>(10) 滞調法第 9 条《強制執行続行の決定》等の規定により強制執行等の続行の決定があった場合のその滞納処分による差押えに係る国税 その強制執行等の係属する期間（<u>同法第 10 条、第 22 条等</u>）</p> <p>(11) 会社更生法第 24 条第 2 項《滞納処分の中止命令等》の規定により滞納処分（<u>公益債権を徴収するためのものを除く。</u>）の中止命令がされた場合におけるその中止に係る国税 その中止命令の決定があった日から 2 月を経過した時又は更生手続開始の決定があった時のいずれか早い時までの期間（<u>同法第 24 条第 3 項</u>参照）</p> <p>(12) 会社更生法第 25 条第 1 項《包括的禁止命令》の規定により包括的禁止命令がされた場合における既にされている滞納処分に係る国税 その包括的禁止命令の日</p>	<p>から徴収する納税者の国税 その納税者の財産を換価に付すまでの期間（法 24 条 3 項、32 条 4 項）又はその譲渡担保権者が同条第 2 項の告知（同条 4 項の規定による場合のものを含む。）若しくはこれに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起した場合におけるその訴訟の係属する期間（法 90 条 3 項）</p> <p>(4) 法第 50 条第 3 項《第三者による換価の申立てと換価の制限》の申立てがあった場合において、その申立てに係る財産が換価の著しく困難なもの又はその申立て者以外の第三者（滞納者を除く。）の権利の目的となっているもの以外のものであるときの、その申立てに係る財産についてのその国税 その申立てがあった時からその申立てに係る財産を換価に付すまでの期間</p> <p>(5)・(6) （同左）</p> <p>(7) 通則法第 46 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項《納税の猶予の要件》の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間（同法 48 条 1 項）</p> <p>(8) 不服申立てに係る国税 その不服申立てについての決定又は裁決があるまでの期間（通則法 105 条 1 項ただし書）</p> <p>(9) （同左）</p> <p>(10) 滞調法第 10 条《強制執行続行の決定》等の規定により強制執行等の続行の決定があった場合のその滞納処分による差押えに係る国税 その強制執行等の係属する期間</p> <p>(11) 会社更生法第 37 条第 2 項《滞納処分の中止命令等》の規定により滞納処分の中止を命ぜられた場合におけるその中止に係る国税 <u>その中止期間</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>から 2 月を経過した時又は更生手続開始の決定があった時のいずれか早い時まで の期間（同法第 25 条第 3 項参照）</u></p> <p>(13) <u>会社更生法第 41 条《更生手続開始の決定》の規定により更生手続開始の決定が あった場合におけるその更生会社の滞納国税（共益債権を除く。）</u> <u>その更生手続 開始の決定があった日から 1 年間（1 年経過前に更生計画が認可されることなく更 生手続が終了し、又は更生計画が認可されたときは、当該終了又は当該認可の時ま での間）（同法第 50 条第 2 項）</u></p> <p>(14) <u>会社更生法第 169 条第 1 項《租税等の請求権の取扱い》の規定による猶予がされ ている場合におけるその猶予された国税</u> その猶予期間</p> <p>(15) <u>没収保全がされている財産に対してした滞納処分に係る国税</u> <u>没収保全の効力 が失われ、又は代替金が納付されるまでの期間（組織的犯罪処罰法第 40 条第 1 項、 第 35 条、麻薬特例法第 19 条第 4 項）</u></p> <p>(16) （省略）</p> <p>(17) <u>企業担保権の実行手続の開始があった株式会社に係る国税</u> その実行手続の係 属する期間（企業担保法第 28 条）</p> <p>(18) <u>予定納税額に係る所得税</u> その年分の所得税に係る確定申告期限までの期間（所 得税法第 117 条）</p>	<p>(12) <u>会社更生法第 102 条《更生債権》の規定により更生債権となった国税</u> <u>同法第 67 条第 2 項《滞納処分の中止等》の規定による滞納処分の中止期間</u></p> <p>(13) <u>会社更生法第 122 条第 1 項《租税等の請求権》の規定による猶予がされている場 合におけるその猶予された国税</u> その猶予期間 （新設）</p> <p>(14) （同左）</p> <p>(15) <u>企業担保権の実行手続の開始があった株式会社に係る国税</u> その実行手続の係 属する期間（企業担保法 28 条）</p> <p>(16) <u>予定納税額に係る所得税</u> その年分の所得税に係る確定申告期限までの期間（所 得税法 117 条）</p>
<p>換価の効果 （承継取得）</p> <p>7 換価は、滞納者と買受人との間に売買契約を成立させるものであるから、買受人の 権利の取得は、原始取得ではなく、承継取得である（昭和 8.12.2 大判、昭和 32.4.24 岐阜地判参照）。</p> <p>（担保権等の消滅）</p>	<p>換価の効果 （承継取得）</p> <p>7 換価は、滞納者と買受人との間に売買契約を成立させるものであるから、買受人の 権利の取得は、原始取得ではなく、承継取得である（昭和 8.12.2 大判、昭和 32.4.24 岐阜地判）。</p> <p>（担保権等の消滅）</p>

改正後	改正前
<p>8 買受人が買受代金の納付により換価に係る権利を取得したときは、換価財産の上にあった質権、抵当権、先取特権、留置権、担保のための仮登記に係る権利及び担保のための仮登記に基づく本登記でその財産の差押え後にされたものに係る権利は、消滅する（<u>法第 124 条第 1 項前段</u>）。ただし、<u>法第 124 条第 2 項《担保権の引受け》</u>の規定による担保権の引受けがあったときは、その引受けに係る担保権は、消滅しない（<u>法第 124 条第 2 項後段</u>）。</p> <p>なお、<u>法第 24 条《譲渡担保権者の物的納税責任》</u>の規定により譲渡担保財産に対して滞納処分を執行した場合において、滞納者がした再売買の予約の仮登記があるときは、その仮登記により保全される請求権も、上記と同様に消滅する（<u>法第 124 条第 1 項後段</u>）。</p> <p>（用益物権等の存続）</p> <p>9 換価財産が不動産その他の登記を権利移転の対抗要件又は効力発生要件とする財産であって、その財産上に差押えの登記前に第三者に対抗できる地上権その他の用益物権、買戻権、賃借権、仮登記（担保のための仮登記を除く。）等（以下「用益物権等」という。）がある場合には、その用益物権等は、換価によっては消滅しない。ただし、第三者に対抗できる用益物権等であっても、それらの権利の設定前に換価によって消滅する質権、抵当権、先取特権、留置権、買戻権又は担保のための仮登記がある場合には、その用益物権等も消滅する。</p> <p>（注）<u>抵当権の登記後に登記その他の対抗要件を備えた賃借権（借地借家法第 31 条等）であっても、その賃貸借が平成 16 年 4 月 1 日に存在し（その後に更新されたものを含む。）、民法第 602 条《短期賃貸借》に定める期間を超えないものである場合は、その賃借権は抵当権に対抗することができる（担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律附則第 5 条）。</u></p>	<p>8 買受人が買受代金の納付により換価に係る権利を取得したときは、換価財産の上にあった質権、抵当権、先取特権、留置権、担保のための仮登記に係る権利及び担保のための仮登記に基づく本登記でその財産の差押え後にされたものに係る権利は、消滅する（<u>法 124 条 1 項前段</u>）。ただし、<u>法第 124 条第 2 項《担保権の引受け》</u>の規定による担保権の引受けがあったときは、その引受けに係る担保権は、消滅しない（<u>法 124 条 2 項後段</u>）。</p> <p>なお、<u>法第 24 条《譲渡担保権者の物的納税責任》</u>の規定により譲渡担保財産に対して滞納処分を執行した場合において、滞納者がした再売買の予約の仮登記があるときは、その仮登記により保全される請求権も、上記と同様に消滅する（<u>法 124 条 1 項後段</u>）。</p> <p>（用益物権等の存続）</p> <p>9 換価財産が不動産その他の登記を権利移転の対抗要件又は効力要件とする財産であって、その財産上に差押えの登記前に第三者に対抗できる地上権その他の用益物権、買戻権、賃借権、仮登記（担保のための仮登記を除く。）等（以下「用益物権等」という。）がある場合には、その用益物権等は、換価によっては消滅しない。ただし、第三者に対抗できる用益物権等であっても、それらの権利の設定前に換価によって消滅する質権、抵当権、先取特権、留置権、買戻権又は担保のための仮登記がある場合には、その用益物権等も消滅する。</p> <p>（注）<u>換価によって消滅する担保権等の後に設定された用益物権等が消滅するのは、これらの用益物権等が担保権等に対抗できないことによるものであるから、民法第 602 条《短期賃貸借》に定める期間を超えない登記された賃貸借（登記なしで対抗できるものを含む。借家法 1 条等）は、消滅しない（民法 395 条）。</u></p>

改正後	改正前
<p>(賃借権等の消滅)</p> <p>10 差押え前に換価財産上に賃借権 (9 に定める<u>換価によって消滅しない賃借権</u>を除く。)、使用賃借権等の権利が設定されている場合においても、換価による買受人に対抗できないから、これらの権利は消滅する。</p> <p>(土地の賃借権の存続)</p> <p>11 換価により建物の所有を目的とする賃借地上の建物の所有権を取得した買受人は、その土地の賃借権も取得する (<u>借地借家法第 20 条第 1 項、第 5 項、昭和 47.7.18 最高判参照</u>)。</p> <p>12・13 (省略)</p> <p>譲渡の制限</p> <p><u>(あへん法)</u></p> <p>14 <u>あへんについては、あへん法第 7 条第 1 項《譲渡及び譲受の禁止》の規定により、国に対してでなければ換価により売却することができない。</u></p> <p><u>けしがらについては、同条第 2 項《譲渡及び譲受の禁止》の規定により、けし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に対してでなければ換価により売却することができない。</u></p> <p>(注) <u>「あへん」とは、けしの液汁が凝固したもの及びこれに加工を施したもの (医薬品として加工を施したものを除く。) をいう (同法第 3 条第 2 号)。</u></p> <p><u>「けしがら」とは、けしの麻薬を抽出することができる部分 (種子を除く。) をいう。(同条第 3 号)</u></p> <p><u>(大麻取締法)</u></p>	<p>(賃借権等の消滅)</p> <p>10 差押え前に換価財産上に賃借権 (9 に定める<u>ものを除く。</u>)、使用賃借権等の権利が設定されている場合においても、換価による買受人に対抗できないから、これらの権利は消滅する。</p> <p>(土地の賃借権の存続)</p> <p>11 換価により建物の所有を目的とする賃借地上の建物の所有権を取得した買受人は、その土地の賃借権も取得する (<u>借地法 9 条の 3、9 条の 4、昭和 47.7.18 最高判参照</u>)。</p> <p>12・13 (同左)</p> <p>譲渡の制限</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>15 大麻については、大麻取締法第3条第1項《譲渡等の制限》の規定により、大麻取扱者に対してでなければ換価により売却することができない。</u></p> <p><u>(注) 「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいい、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。（同法第1条）。</u></p> <p><u>「大麻取扱者」とは、都道府県知事の免許を受けて繊維又は種子を採取する目的で大麻草を栽培する大麻栽培者及び都道府県知事の免許を受けて大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する大麻研究者をいう（同法第2条）。</u></p> <p><u>(毒物及び劇物取締法)</u></p> <p><u>16 特定毒物については、毒物及び劇物取締法第3条の2第6項《特定毒物の譲渡》の規定により、毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特例毒物使用者でなければ換価により売却することができない。</u></p> <p><u>(注) 「特定毒物」とは、毒物（同法第2条第1項《毒物の定義》の規定による同法別表第1に掲げるものであって医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。）であって、同法別表第3に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>「毒物劇物営業者」とは、毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者をいう（同法第3条第3項）。</u></p> <p><u>「特定毒物研究者」とは、学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者をいう（同法第3条の2第1項）。</u></p> <p><u>「特定毒物使用者」とは、特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者をいう（同条第3項）。</u></p> <p><u>(覚せい剤取締法)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>17 覚せい剤の製造業者が製造して所有する覚せい剤については、覚せい剤取締法第 17 条《譲渡及び譲受の制限及び禁止》の規定により、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に対してでなければ換価により売却することができない。</u></p> <p><u>(注) 「覚せい剤」とは、同法第 2 条第 1 項《覚せい剤の意義》の規定に掲げるフェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン等をいう。</u></p> <p><u>「覚せい剤製造業者」とは、覚せい剤を製造すること（覚せい剤を精製すること、覚せい剤に化学的変化を加え、又は加えないで他の覚せい剤にすること、及び覚せい剤を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。）、及びその製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に譲り渡すことを業とすることができるものとして、厚生労働大臣の指定を受けた者をいう（同条第 2 号）。</u></p> <p><u>「覚せい剤施用機関」とは、覚せい剤の施用を行うことができるものとして、都道府県知事の指定を受けた病院又は診療所をいう（同条第 3 号）。</u></p> <p><u>「覚せい剤研究者」とは、学術研究のため、覚せい剤を使用することができ、また、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り覚せい剤を製造することができるものとして、都道府県知事の指定を受けた者をいう（同条第 4 号）。</u></p> <p><u>(麻薬及び向精神薬取締法)</u></p> <p><u>18 麻薬については、麻薬及び向精神薬取締法第 26 条第 1 項《譲受》の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に対してでなければ換価により売却することができない。</u></p> <p><u>向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者が所有する向精神薬については、同法第 50 条の 16 第 2 項《譲渡し等》の規定により、向精神薬営業者（向精神薬輸入業者を除く。）、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の者に譲渡してはならないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 「麻薬」とは、同法第 2 条第 1 号《用語の定義》の規定による同法別表第 1 に掲</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>げるコカ葉、モルヒネ等をいう。</u></p> <p><u>「麻薬営業者」とは麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者をいう（同条第8号、第9号）。</u></p> <p><u>「麻薬診療施設」とは、麻薬施用者が診療に従事する病院等をいう（同条第22号）。</u></p> <p><u>「麻薬研究施設」とは、麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう（同条第23号）。</u></p> <p><u>「向精神薬」とは、同条第6号《用語の定義》の規定による同法別表第3に掲げるコカ葉、モルヒネ等をいう。</u></p> <p><u>「向精神薬輸入業者」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、向精神薬を輸入することを業とする者をいう（同法第2条第28号）。</u></p> <p><u>「向精神薬製造製剤業者」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、向精神薬を製造すること（向精神薬を精製すること、及び向精神薬に化学的变化を加えて他の向精神薬にすることを含む。）、向精神薬を製剤すること（向精神薬に化学的变化を加えないで他の向精神薬にすることをいう。ただし、調剤を除く。）、又は向精神薬を小分けすること（他人から譲り受けた向精神薬を分割して容器に収めることをいう。）を業とする者をいう（同条第30号）。</u></p> <p><u>「向精神薬卸売業者」とは、都道府県知事の免許を受けて、向精神薬取扱者（向精神薬輸入業者を除く。）に向精神薬を譲り渡すことを業とする者をいう（同条第32号）。</u></p> <p><u>「向精神薬営業者」とは、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の向精神薬取扱者をいう（同条第27号）。</u></p> <p><u>「向精神薬試験研究施設設置者」とは、学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設の設置者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事の登</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>録を受けたものをいう（同条第34号）。</u></p> <p><u>（日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律）</u></p> <p>19 <u>一定の題号を用い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式については、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律第1条《株式の譲渡制限等》の規定により、株式の譲受人を、その株式会社の事業に関係のある者に限ることについて定款をもって定められている場合には、その株式会社の事業に関係のある者に対してでなければ換価により売却することができない。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（火薬類取締法）</u></p> <p>20 <u>火薬類については、火薬類取締法第17条第1項《譲渡又は譲受の許可》の規定のより、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、譲り受けようとするときは都道府県知事の許可を受けなければならないとされているから、原則として当該許可を受けた者に対してでなければ換価により売却することができない。</u></p> <p><u>（注）「火薬類」とは、黒色火薬等の火薬、ニトログリセリン等の爆薬及び信管等の火工品をいう（同法第2条）。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（銃砲刀剣類所持等取締法）</u></p> <p>21 <u>銃砲又は刀剣類については、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項《所持の禁止》の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、その所持が禁止されているところ、同法第4条第1項各号《許可》のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとされているから、当該許可を受けた者に対してでなければ換価により売却することができない。</u></p>	<p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>(注) 「銃砲」とは、同法第 2 条第 1 項《銃砲の定義》に規定するけん銃、小銃、機関銃等をいう。</u></p> <p><u>「刀剣類」とは、同条第 2 項《刀剣類の定義》に規定する刃渡 15 センチメートル以上の刀、剣、やり等をいう。</u></p> <p><u>(たばこ事業法)</u></p> <p><u>22 耕作者が所有する葉たばこについては、たばこ事業法第 3 条第 4 項《原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ》の規定により、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、日本たばこ産業株式会社がすべて買い入れることとされていることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 「耕作者」とは、あらかじめ、日本たばこ産業株式会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しようとする者で、日本たばこ産業株式会社とたばこの売渡しに関する契約を締結した者をいう (同法第 3 条第 1 項)。</u></p> <p><u>「葉たばこ」とは、たばこの葉をいい、「製造たばこ」とは、葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう (同法第 2 条)。</u></p>	<p><u>(たばこ専売法)</u></p> <p><u>14 たばこ種子、たばこ苗及び葉たばこについては、たばこ専売法の規定に基づく譲渡制限等があるが、これについては、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) たばこ種子は、日本専売公社 (以下「専売公社」という。) 又は耕作者でなければ所有できない (たばこ専売法 11 条 1 項)。</u></p> <p><u>(2) たばこ苗は、専売公社又は耕作者でなければ育成できない (たばこ専売法 12 条 1 項)。</u></p> <p><u>なお、耕作者に譲渡するときは、専売公社の許可を受けなければならない (たばこ専売法 12 条 4 項)。</u></p> <p><u>(3) 葉たばこ及び製造たばこ用巻紙は、専売公社に対してでなければ譲渡できない (たばこ専売法 18 条 1 項、54 条 1 項)。</u></p> <p><u>(4) 農薬用たばこ耕作者の収穫した葉たばこを農薬の原料以外の用途に供するときは、あらかじめ専売公社の承認を要する (たばこ専売法 26 条の 3)。</u></p> <p><u>(5) 製造たばこの換価は、たばこ専売法第 29 条第 2 項 (製造たばこの販売制限) の規定による販売ではないから、同項の規定による制限は受けない。</u></p> <p><u>(6) 製造たばこの換価に際しては、一般消費者が買受人となることができることはもちろん、小売人は、たばこ専売法第 37 条第 1 項第 2 号 (買受販売制限の除外) の規定により買受人となることができる。</u></p> <p><u>(7) 小売人の所有する製造たばこを換価する場合においては、たばこ専売法第 34 条第 3 項 (定価) の規定の適用はないから、小売定価によらないで換価することがで</u></p>

改正後	改正前
<p>(漁港漁場整備法)</p> <p><u>23 漁港施設については、漁港漁場整備法第 37 条第 1 項《漁港施設の処分の制限》の規定により、その所有者は、漁港管理者の許可を受けなければ譲渡することができないとされていることに留意する。</u></p> <p>(注) 「<u>漁港施設</u>」とは、同法第 3 条《漁港施設の意義》の規定に掲げる施設であって、<u>漁港の区域内にあるものをいう。</u></p> <p>「<u>漁港管理者</u>」とは、同法第 25 条各号《漁港施設の意義》に掲げる漁港ごとに、<u>当該各号に定める地方公共団体をいう。</u></p> <p>(海上運送法)</p> <p><u>24 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体(以下 24 において「日本の国籍を有する者等」という。)が所有する国際船舶については、海上運送法第 44 条の 2 第 1 項《国際船舶の譲渡等の届出》の規定により、日本の国籍を有する者等以外の者に譲渡しようとするときは、その所有者は、譲渡しようとする日の 20 日前までに国土交通大臣に届け出なければならないとされていることに留意する。</u></p> <p>(注) 「<u>国際船舶</u>」とは、日本船舶であってその輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて本邦と外国との間において行われる海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定める船舶をいう。</p> <p>(飼料需給安定法)</p> <p><u>25 政府が、輸入飼料を売り渡す場合には、飼料需給安定法第 6 条《売渡の附帯条件》</u></p>	<p><u>条第 1 項(販売の制限)の規定による販売ではないから、同項の規定による制限は受けない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(飼料需給安定法)</p> <p><u>17 政府は、輸入飼料を売り渡す場合には、飼料需給安定法第 6 条《売渡の附帯条件》</u></p>

改正後	改正前
<p>の規定により、その相手方に対し、譲渡に関し地域又は時期の指定、価格の制限その他必要な条件を付することができるから、<u>条件の付された輸入飼料の換価に当たっては、買受人に対し当該条件を付するものとする。</u></p>	<p>の規定により、その相手方に対し、譲渡に関し地域又は時期の指定、価格の制限その他必要な条件を付することができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(大麻取締法)</u></p> <p>18 <u>大麻（大麻取締法 1 条に規定する大麻草及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）を除く。）は、同法第 3 条第 1 項《譲渡等の制限》の規定により、大麻取扱者に対してでなければ譲渡することができない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(火薬類取締法)</u></p> <p>19 <u>火薬類（火薬類取締法 2 条に掲げる黒色火薬、ニトログリセリン、実砲等の火薬、爆薬及び火工品をいう。）の譲渡については、同法第 17 条第 1 項《譲渡等の許可》の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合以外の場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(毒物及び劇物取締法)</u></p> <p>20 <u>毒物（黄りん、ひ（砒）素等の毒物及び劇物取締法 2 条 1 項の規定による別表第 1 に掲げるもので、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。）又は劇物（塩酸、硝酸等同法 2 条 2 項の規定による別表第 2 に掲げるもので、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。）の製造業又は輸入業の登録を受けた者で、販売業の登録を受けていない者は、同法第 3 条第 3 項《販売等の制限》の規定により、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業の登録を受けた者に対してでなければ、毒物又は劇物を譲渡することができない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(覚せい剤取締法)</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>21 覚せい剤（覚せい剤取締法 2 条に掲げるフェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン等をいう。）の製造業者が、その製造して所有する覚せい剤は、同法第 17 条《譲渡及び譲受の制限及び禁止》の規定により、覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者以外の者に譲り渡してはならない。</u></p> <p><u>（麻薬取締法）</u></p>
(削除)	<p><u>22 麻薬（コカ葉、モルヒネ等麻薬取締法 2 条 1 号の規定による別表に掲げるものをいう。）は、同法第 26 条《譲受》の規定により、麻薬営業者（麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう。）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に対してでなければ、譲り渡してはならない（同法 24 条参照）。</u></p> <p><u>（あへん法）</u></p>
(削除)	<p><u>23 あへん（あへん法 3 条 2 号に規定するけしの液汁が凝固したもの及びこれに加工を施したもの（医薬品として加工を施したものを除く。）をいう。）は、同法第 7 条第 1 項（譲渡等の禁止）の規定により、国に対してでなければ譲渡することができず、また、けしがら（同法 3 条 3 号に規定するけしの麻薬を抽出することができる部分（種子を除く。）をいう。）は、同条第 2 項《譲渡等の制限》の規定により、けし栽培者、麻薬製造者又は麻薬研究施設の設置者に対してでなければ、譲渡することができない。</u></p> <p><u>（日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律）</u></p> <p><u>24 一定の題号を用い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社又は有限会社の株式又は持分については、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律第 1 条《株式の譲渡制限等》及び第 5 条《有限会社の準用》の規定により、定款をもって定められた場合に限</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>り、株式又は持分の譲受人を、その株式会社又は有限会社の事業に係る者に限ることができる。</u></p> <p><u>(日本航空株式会社法)</u></p> <p><u>25 日本航空株式会社法第2条第2項《株式の譲渡制限》の規定により、航空法第4条第1項各号（航空機登録の要件）に掲げる者が議決権の3分の1以上を占めることとならないようにするため、定款で定められた場合に限り、株式の譲受人を制限することができる。</u></p>
(削除)	<p><u>(海上運送法)</u></p> <p><u>26 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体（以下26において「日本の国籍を有する者等」という。）が、その所有する船舶（海上運送法施行規則44条1項各号（譲渡等の許可を受けることを要しない船舶等）に定めるものを除く。）を日本の国籍を有する者等以外の者に譲渡しようとするときは、海上運送法第44条の2第1項《船舶の譲受けの許可》の規定により、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</u></p>
(削除)	<p><u>(漁港法)</u></p> <p><u>27 漁港施設の譲渡については、漁港法第37条第1項《漁港施設の処分の制限》の規定により、農林水産大臣の許可を受けなければならない。</u></p>
(削除)	<p><u>(銃砲刀剣類所持等取締法)</u></p> <p><u>28 銃砲（銃砲刀剣類所持等取締法2条1項《定義》に規定するけん銃、小銃、機関銃等をいう。）又は刀剣類（同法2条2項《定義》に規定する刃渡15センチメートル以上の刀、剣、やり等をいう。）の譲渡については、同法第21条の2《譲渡の制限》の</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 90 条関係 換価の制限</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>果実等の換価制限 (果実)</p> <p>3 法第 90 条第 1 項の「果実」とは、植物の果実をいい、いわゆる果物のほか、馬鈴しょ、落花生等の野菜類等をいう。 なお、<u>果実を土地の定着物としての植栽された樹木又は立木法による立木と一体として換価する場合には、法第 90 条の規定は適用されない。</u></p> <p>4 (省略)</p> <p>仕掛品等の換価制限</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>(完成品)</p> <p>8 法第 90 条第 2 項の「完成品」とは、その生産等の作業により通常取引に適する状態になった物をいう。 なお、<u>完成品とならなくても、著しく低額にならない物（例えば、塗装だけが終わっていない机等）は換価することができる。</u></p> <p>訴訟係属中の換価制限</p>	<p style="text-align: center;">第 90 条関係 換価の制限</p> <p><u>規定による制限がある。</u></p> <p>1・2 (同左)</p> <p>果実等の換価制限 (果実)</p> <p>3 法第 90 条第 1 項の「果実」とは、植物の果実をいい、いわゆる果物のほか、馬鈴しょ、落花生等の野菜類等をいう。 なお、<u>不動産等と果実とを一体として換価する場合には、法第 90 条の規定は適用されない。</u></p> <p>4 (同左)</p> <p>仕掛品等の換価制限</p> <p>5～7 (同左)</p> <p>(完成品)</p> <p>8 法第 90 条第 2 項の「完成品」とは、その生産等の作業により通常取引に適する状態になった物をいう。 <u>(注) 完成品とならなくても、著しく低額にならない物（例えば、塗装だけが終わっていない机等）は換価することができる。</u></p> <p>訴訟係属中の換価制限</p>

改正後	改正前
<p>(訴えの提起)</p> <p>9 法第 90 条第 3 項の「訴えを提起したとき」とは、訴状が裁判所から<u>国</u>に送達されたときをいう (<u>行政事件訴訟法第 11 条第 1 項第 1 号、民事訴訟法第 138 条第 1 項参照</u>)。</p> <p>(訴訟の係属する間)</p> <p>10 法第 90 条第 3 項の「訴訟の係属する間」とは、訴えの提起から裁判の確定<u>又は訴えの取下げにより裁判が終結するまでの期間をいい、適法な上訴(控訴又は上告)の期間中は「訴訟の係属する間」に含まれる</u>(<u>民事訴訟法第 138 条、第 262 条、第 116 条参照</u>)。</p> <p>不服申立て中の換価制限</p> <p>11 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てがあった場合には、その国税の徴収のため差し押さえた財産の換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人(不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方)から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、することができない(<u>通則法第 105 条第 1 項</u>)。</p> <p>なお、異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間(審査請求をすることができる間に限る。)は、原則として、10 と同様に扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 91 条関係 自動車等の換価前の占有</p> <p>占有を要しない場合</p> <p>1 法第 91 条ただし書の「換価に支障がないと認められるとき」とは、<u>自動車、建設</u></p>	<p>(訴えの提起)</p> <p>9 法第 90 条第 3 項の「訴えを提起したとき」とは、訴状が裁判所から<u>税務署長</u>に送達されたときをいう<u>ものとする</u>(<u>民事訴訟法 229 条参照</u>)。</p> <p>(訴訟の係属する間)</p> <p>10 法第 90 条第 3 項の「訴訟の係属する間」とは、訴えの提起から裁判の確定までの期間をいい、適法な上訴(控訴又は上告)の期間中は「訴訟の係属する間」に含まれる(<u>民事訴訟法 229 条、237 条、498 条参照</u>)。</p> <p>不服申立て中の換価制限</p> <p>11 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てがあった場合には、その国税の徴収のため差し押さえた財産の換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人(不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方)から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、することができない(<u>通則法 105 条 1 項</u>)。</p> <p>なお、異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間(審査請求をすることができる間に限る。)は、原則として、<u>10 の「訴訟の係属する間」と同様に扱うものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 91 条関係 自動車等の換価前の占有</p> <p>占有を要しない場合</p> <p>1 法第 91 条ただし書の「換価に支障がないと認められるとき」とは、<u>自動車又は建</u></p>

改正後	改正前
<p>機械又は小型船舶の評価、<u>買受けを希望する者</u>の下見点検、売却決定後の引渡し等換価に伴う手続に支障がないと認められるときをいう。</p> <p style="text-align: center;">第 92 条関係 買受人の制限</p> <p>買受けの禁止</p> <p>1 (省略)</p> <p>(譲渡担保財産)</p> <p>2 換価の目的となった譲渡担保財産については、譲渡担保権者であると譲渡担保設定者であることを問わず、買い受けることができる(法第 49 条、<u>第 92 条</u>前段かつこ書参照)。</p> <p>(国税に関する事務に従事する職員)</p> <p>3 法第 92 条の「<u>国税に関する事務に従事する職員</u>」とは、国税庁、国税局、<u>税務署又は税関</u>に所属するすべての職員をいうものとして取り扱う。</p> <p>(直接又は間接の買受け)</p> <p>4 法第 92 条の「直接であると間接であるとを問わず」とは、自己が直接買受人となることだけではなく、實際上自己がこれを取得する目的のもとに自己の計算において、他人を<u>買受名義人</u>とすることをいう(昭和 18.2.12 大判、昭和 35.2.5 大阪地判、昭和 38.2.28 大阪高判<u>参照</u>)。</p> <p style="text-align: center;">第 93 条関係 修理等の処分</p>	<p>設機械の評価、<u>買受希望者</u>の下見点検、売却決定後の引渡し等換価に伴う手続に支障がないと認められるときをいう。</p> <p style="text-align: center;">第 92 条関係 買受人の制限</p> <p>買受けの禁止</p> <p>1 (同左)</p> <p>(譲渡担保財産)</p> <p>2 換価の目的となった譲渡担保財産については、譲渡担保権者であると譲渡担保設定者であることを問わず、買い受けることができる(法 49 条、92 条前段かつこ書参照)。</p> <p>(国税に関する事務に従事する職員)</p> <p>3 法第 92 条の「<u>国税に関する事務に従事する職員</u>」とは、国税庁、国税局<u>又は</u>税務署に所属するすべての職員をいうものとして取り扱う。</p> <p>(直接又は間接の買受け)</p> <p>4 法第 92 条の「直接であると間接であるとを問わず」とは、自己が直接買受人となることだけではなく、實際上自己がこれを取得する目的のもとに自己の計算において、他人の<u>買受名義人</u>とすることをいう(昭和 18.2.12 大判、昭和 35.2.5 大阪地判、昭和 38.2.28 大阪高判)。</p> <p style="text-align: center;">第 93 条関係 修理等の処分</p>

改正後	改正前
<p>差押財産の修理等</p> <p>1 (省略)</p> <p>(滞納者の同意)</p> <p>2 法第 93 条の規定による修理等の処分をしようとするときの滞納者の同意は、書面により徴するものとする。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(修理等の処分の費用)</p> <p>4 修理等の処分の費用は、滞納処分費として滞納者から徴収する（法第 136 条）。</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 公売</p> <p style="text-align: center;">第 94 条関係 公売</p> <p>1 (省略)</p>	<p>差押財産の修理等</p> <p>1 (同左)</p> <p>(滞納者の同意)</p> <p>2 法第 93 条の規定による修理等の処分をしようとするときの滞納者の同意は、書面により徴するものとする。この書面の様式は別に定めるところによる。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(修理等の処分の費用)</p> <p>4 修理等の処分の費用は、滞納処分費として滞納者から徴収する（法 136 条）。</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 公売</p> <p style="text-align: center;">第 94 条関係 公売</p> <p>1 (同左)</p>
<p>公売の方法</p> <p>(入札)</p> <p>2 法第 94 条第 2 項の「入札」とは、差押財産を換価しようとする場合において、<u>入札をしようとする者（以下「入札者」という。）が他の入札者の入札価額を知り得ない状況の下、その財産の入札者に、各自入札価額その他必要な事項を記載した入札書を提出させ、見積価額以上でかつ最高の価額による入札者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める公売の方法をいう。</u></p>	<p>公売の方法</p> <p>(入札)</p> <p>2 法第 94 条第 2 項の「入札」とは、差押財産を換価しようとする場合において、その財産の買受けの申込者に、各自入札価額その他必要な事項を記載した入札書で買受けの申出をさせ、<u>見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める方法をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>(入札の方法)</p> <p>3 入札には、<u>次の2つの方法がある。</u></p> <p>(1) <u>1日のうちの入札期間（入札者が入札書の提出を行うことができる始期から終期までをいう。以下同じ。）内において入札書の提出を行わせた後、同日中に開札を行う入札（以下「期日入札」という。）</u></p> <p>(2) <u>2日以上連続した入札期間内において入札書の提出を行わせた後、開札期日に開札を行う入札（以下「期間入札」という。）</u></p> <p>(競り売り)</p> <p>4 法第94条第2項の「せり売」とは、差押財産を換価しようとする場合において、<u>競り売りに係る買受申込みをしようとする者（以下「買受申込者」という。）が他の買受申込者の買受申込価額を知り得る状況の下、その財産の買受申込者に、口頭等で順次高価な買受申込みをさせ、見積価額以上でかつ最高の価額による買受申込者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める公売の方法をいう。</u></p> <p>(競り売りの方法)</p> <p>5 競り売りには、<u>次の2つの方法がある。</u></p> <p>(1) <u>買受申込みをすることができる始期を定めて、1日のうちに順次買受申込みを行わせる競り売り（以下「期日競り売り」という。）</u></p> <p>(2) <u>2日以上連続した競り売り期間（買受申込者が買受申込みをすることができる始期から終期までをいう。以下同じ。）内において順次買受申込みを行わせる競り売り（以下「期間競り売り」という。）</u></p>	<p>(入札の方法)</p> <p>3 入札には、<u>入札期日において、入札書を徴収職員に提出させた後、開札を行う方法（以下「入札」という。）と入札期間（第95条関係9参照）内に、入札書を徴収職員に提出させて、開札期日に開札を行う方法（以下「期間入札」という。）とがある。</u></p> <p>(競り売り)</p> <p>4 法第94条第2項の「せり売」とは、差押財産を換価しようとする場合において、その財産の<u>買受けの申込者に、口頭等で順次高価な買受けの申出をさせ、見積価額以上の申込者のうち、最高の価額による申込者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める方法をいう。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(期間入札)</p> <p>6 期間入札の手続については、第 89 条関係から第 135 条関係までにおいて特に定める事項を除き、<u>期日入札</u>と同様である。</p> <p><u>(期間競り売り)</u></p> <p>7 期間競り売りの手続については、第 89 条関係から第 135 条関係までにおいて特に定める事項を除き、<u>期日競り売り</u>と同様である。</p> <p style="text-align: center;">第 95 条関係 公売公告</p> <p>公売公告の手続</p> <p>1 (省略)</p> <p>(公売公告の時期)</p> <p>2 公売公告は、法第 95 条第 1 項の規定により、公売の日（期間入札又は期間競り売りの場合には、<u>入札期間又は競り売り期間の始期の属する日をいう。以下同じ。</u>）の前日を第 1 日として逆算して<u>10 日目に当たる日の前日以前にしなければならない。</u></p> <p>なお、上記の「<u>10 日目に当たる日の前日</u>」が<u>休日等に当たるときは、これらの日の前日とする。</u></p> <p>(公売公告期間の短縮ができる場合)</p> <p>3 税務署長は、公売財産が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、法第 95 条第 1 項本文の公売公告期間を短縮することができる（<u>法第 95 条第 1 項ただし書</u>）。ただし、法第 99 条第 1 項《見積価額の公告》</p>	<p>(期間入札)</p> <p>5 期間入札の手続については、第 89 条関係から第 135 条関係までにおいて特に定める事項を除き、<u>入札</u>と同様である。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 95 条関係 公売公告</p> <p>公売公告の手続</p> <p>1 (同左)</p> <p>(公売公告の時期)</p> <p>2 公売公告は、法第 95 条第 1 項の規定により、公売の日（期間入札の場合には、<u>入札書を提出することができる始期の属する日</u>）の前日を第 1 日として逆算し、<u>10 日目に当たる日の前日以前にしなければならない。</u></p> <p>なお、上記の 10 日目に当たる日の「<u>前日</u>」が、<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日</u>に当たるときは、<u>更にその前の日に公告をするものとする。</u></p> <p>(公売公告期間の短縮ができる場合)</p> <p>3 税務署長は、公売財産が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、法第 95 条第 1 項本文の公売公告期間を短縮することができる（<u>法 95 条 1 項ただし書</u>）。ただし、法第 99 条第 1 項《見積価額の公告》の規</p>

改正後	改正前
<p>の規定により見積価額の公告をしなければならないときは、その公告期間より短い公売公告期間とすることはできない。</p> <p>4・5 (省略)</p> <p>(公告の継続)</p> <p>6 法第95条第1項の公告は、公告をした日から公売をする日(第111条関係1参照)まで掲示するものとする。</p> <p><u>なお、公告後掲示板等から公告に係る書類等が破損又は脱落した場合には、速やかに破損の箇所を補修し、又は掲示するものとする。</u>この場合においても、法第95条第1項の10日の期間計算は、通常、当初の公告の掲示日を基準として計算するものとする。</p> <p>公告をすべき事項</p> <p>(公売財産の名称等)</p> <p>7 法第95条第1項第1号の「公売財産の名称、数量、性質及び所在」は、<u>買受けを希望する者が、公売財産を特定することができ、かつ、その現況を把握できる程度に記載する。</u>したがって、例えば、建物につき登記簿上の表示と現況とに著しく差異のある場合には、登記簿上の表示のほか現況を併記する(昭和51.8.30名古屋高決、昭和55.8.6東京高決参照)。</p> <p>(公売の方法)</p> <p>8 法第95条第1項第2号の「公売の方法」とは、<u>期日入札、期間入札、期日競り売り又は期間競り売り</u>の方法をいう(法第94条第2項)。</p> <p>なお、<u>期日入札</u>又は<u>期間入札</u>の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札</p>	<p>定により見積価額の公告をしなければならないときは、その公告期間より短い公売公告期間とすることはできない。</p> <p>4・5 (同左)</p> <p>(公告の継続)</p> <p>6 法第95条第1項の公告は、公告をした日から公売する日まで掲示するものとする。<u>したがって、公告後掲示板等から公告に係る書類等がとれた場合には、速やかに掲示するものとするが、</u>この場合においても、法第95条第1項の10日の期間計算は、通常、当初の公告の掲示日を基準として計算するものとする。</p> <p>公告をすべき事項</p> <p>(公売財産の名称等)</p> <p>7 法第95条第1項第1号の「公売財産の名称、数量、性質及び所在」は、<u>買受希望者が、公売財産を特定することができ、かつ、その現況を把握できる程度に記載する。</u>したがって、例えば、建物につき登記簿上の表示と現況とに著しく差異のある場合には、登記簿上の表示のほか現況を併記する(昭和51.8.30名古屋高決、昭和55.8.6東京高決参照)。</p> <p>(公売の方法)</p> <p>8 法第95条第1項第2号の「公売の方法」とは、<u>入札、期間入札又は競り売り</u>の方法をいう(法94条2項)。</p> <p>なお、<u>入札</u>又は<u>期間入札</u>の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札</p>

改正後	改正前
<p>入札制（<u>法第 105 条</u>参照）によることとしたときは、その旨を公売公告に記載するものとする。</p> <p>（公売の日時）</p> <p>9 法第 95 条第 1 項第 3 号の「公売の日時」とは、<u>期日入札及び期間入札については入札期間を、期日競り売りについては買受申込みをすることができる始期を、期間競り売りについては競り売り期間をいう。</u></p> <p>（公売の場所）</p> <p>10 法第 95 条第 1 項第 3 号の「公売の場所」とは、<u>期日入札又は期間入札については、入札書を提出する場所を、期日競り売り又は期間競り売りについては、競り売りを行う場所（インターネットを利用する方法による場合には、インターネット上のサイト）をいう。</u></p> <p>（売却決定の日時）</p> <p>11 法第 95 条第 1 項第 4 号の「売却決定の日時」とは、売却決定をすることができる始期をいい、この売却決定には、次順位買受申込者に対する売却決定（<u>法第 113 条第 2 項</u>）が含まれる。</p> <p>（買受代金の納付の期限）</p> <p>12 法第 95 条第 1 項第 6 号の「買受代金の納付の期限」は、法第 115 条《買受代金の納付の期限等》の規定により税務署長が定めた期限である（第 115 条関係 4、5 参照）。</p>	<p>制（法 105 条参照）によることとしたときは、その旨を公売公告に記載するものとする。</p> <p>（公売の日時）</p> <p>9 法第 95 条第 1 項第 3 号の「公売の日時」とは、<u>入札及び期間入札については、入札書を提出することができる始期から終期までを、競り売りについては、競り売りを開始することができる始期をいう。</u></p> <p><u>なお、期間入札による場合の入札書を提出することができる始期から終期まで（以下「入札期間」という。）については、7 日以上で税務署長が相当と認める期間を定める。</u></p> <p>（公売の場所）</p> <p>10 法第 95 条第 1 項第 3 号の「公売の場所」とは、<u>入札又は期間入札については、入札書を提出する場所を、競り売りについては、競り売りを行う場所をいう。</u></p> <p>（売却決定の日時）</p> <p>11 法第 95 条第 1 項第 4 号の「売却決定の日時」とは、売却決定をすることができる始期をいい、この売却決定には、次順位買受申込者に対する売却決定（法 113 条 2 項）が含まれる。</p> <p>（買受代金の納付の期限）</p> <p>12 法第 95 条第 1 項第 6 号の「買受代金の納付の期限」は、法第 115 条《買受代金の納付の期限等》の規定により税務署長が定めた期限である（第 115 条関係 4、5 参照）。</p>

改正後	改正前
<p>(注)1 次順位買受申込者に係る買受代金の納付の期限は、法第 113 条第 2 項に定める売却決定の日から起算して 7 日を経過した日となる(法第 115 条第 1 項かつこ書)。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(一定の資格を必要とする場合)</p> <p>13 法第 95 条第 1 項第 7 号の「一定の資格を必要とするとき」とは、公売財産を買い受けるために、法令その他の規定により一定の資格を必要とする場合をいい、例えば、次に掲げる差押財産の公売については、次に掲げる資格を必要とすることをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>大麻取締法第 1 条の大麻(大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいい、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く。))並びに大麻草の種子及びその製品を除く。)</u> 大麻取扱者(同法第 3 条第 1 項)</p> <p>(2) <u>特定毒物(毒物(毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項《毒物の定義》の規定による同法別表第 1 に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。))であって、同法別表第 3 に掲げるものをいう。)</u> 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者(同法第 3 条の 2 第 6 項)</p> <p>(3) <u>覚せい剤(覚せい剤取締法第 2 条第 1 項《覚せい剤の意義》の規定に掲げるフェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン等をいう。)</u> 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者(同法第 17 条)</p> <p>(4) <u>麻薬(麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第 1 号《用語の定義》の規定による同法別表第 1 に掲げるコカ葉、モルヒネ等をいう。)</u> 麻薬営業者(麻薬施用者、麻薬管理</p>	<p>(注)1 次順位買受申込者に係る買受代金の納付の期限は、法第 113 条第 2 項に定める売却決定の日から起算して 7 日を経過した日となる(法 115 条 1 項かつこ書)。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(一定の資格を要する場合)</p> <p>13 法第 95 条第 1 項第 7 号の「一定の資格を必要とするとき」とは、公売財産を買い受けるために、法令その他の規定により一定の資格を要する場合をいい、例えば、次に掲げる差押財産の公売については、次に掲げる資格を要することをいう。</p> <p>(1) <u>たばこ種子 専売公社又は耕作者(たばこ専売法 11 条 1 項)</u></p> <p>(2) <u>たばこ苗 専売公社又は耕作者(たばこ専売法 12 条 1 項)(耕作者に譲渡するときは、専売公社の許可を要する。同条 4 項)</u></p> <p>(3) <u>かん水 塩の製造者(塩専売法 1 項。専売公社の許可を受けた場合は、塩の製造者以外の者でもよい。)</u></p> <p>(4) <u>大麻(大麻取締法 1 条に規定する大麻草及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く。))を除く。)</u> 大麻取扱者(同法 3 条 1 項)</p> <p>(5) <u>製造し、又は輸入した毒物(黄りん、ひ(砒)素等の毒物及び劇物取締法別表第 1 に掲げるもので、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。)</u> 又は劇物(塩酸、硝酸等の同法別表第 2 に掲げるもので、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。) 毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者(同法 3 条参照)</p> <p>(6) <u>覚せい剤(覚せい剤取締法 2 条に掲げるフェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン等をいう。)</u> 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者(同法 17 条 1 項)</p> <p>(7) <u>麻薬(コカ葉、モルヒネ等の麻薬取締法別表に掲げるものをいう。)</u> 麻薬営業者(麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者)、麻薬診療施設の開</p>

改正後	改正前
<p>者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者)、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者(同法第26条第1項)</p> <p>(5) けしがら(あへん法第3条第3号のけしの麻薬を抽出することができる部分(種子を除く。))をいう。) けし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者(同法第7条第2項)</p> <p>(その他の要件を必要とする場合)</p> <p>14 法第95条第1項第7号の「その他の要件を必要とするとき」とは、<u>公売財産を買い受けるために、関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合をいう(農地法第3条第1項、第5条、第73条第1項、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、漁業法第26条第1項、電気通信事業法附則第9条第1項、旧公衆電気通信法第38条第1項等)</u>。例えば、農地又は採草放牧地の公売については、農業委員会、都道府県知事又は農林水産大臣の<u>許可を受けることが必要となる。</u></p> <p>(配当を受ける権利者)</p> <p>15 法第95条第1項第8号の「その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者」とは、法第129条《配当の原則》の規定により、交付要求(参加差押えを含む。)をした者、法第59条第1項後段、第3項又は第4項《損害賠償請求権等への配当》(これらの規定を法第71条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借賃に係る債権を有する者をいう。</p> <p>(権利の内容)</p> <p>16 法第95条第1項第8号の「その内容」とは、債権の元本、利息、弁済期限その他の権利の内容をいい、おおむね、債権現在額申立書(第130条関係1参照)に記載すべき事項をいう。</p>	<p>設置者又は麻薬研究施設の設置者(同法26条1項)</p> <p>(8) けしがら(あへん法3条に規定するけしの麻薬を抽出することができる部分(種子を除く。))をいう。) けし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者(同法7条2項)</p> <p>(その他の要件を要する場合)</p> <p>14 法第95条第1項第7号の「その他の要件を必要とするとき」とは、<u>公売財産の買受けのために関係官庁の承認、許可を要する場合をいう。</u>例えば、農地又は採草放牧地を公売する場合における当該財産の買受けの申込みをしようとする者は、農業委員会、都道府県知事又は農林水産大臣の<u>買受適格証明書の交付を受けなければならない場合をいう。</u></p> <p>(配当を受ける権利者)</p> <p>15 法第95条第1項第8号の「その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者」とは、法第129条《配当の原則》の規定により、交付要求(参加差押えを含む。)をした者、法第59条第1項後段、第3項又は第4項《損害賠償請求権等への配当》(これらの規定を法71条4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借賃に係る債権を有する者をいう。</p> <p>(権利の内容)</p> <p>16 法第95条第1項第8号の「その内容」とは、債権の元本、利息、弁済期限その他の権利の内容をいい、おおむね、債権現在額申立書(第130条関係1)に記載すべき事項をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(重要と認められる事項)</p> <p>17 法第 95 条第 1 項第 9 号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、法第 116 条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項（<u>農地法第 3 条第 4 項、第 5 条第 1 項、第 73 条第 3 項、鉱業法第 60 条、特許法第 98 条第 1 項、実用新案法第 26 条、意匠法第 36 条等</u>）</p> <p>(2) 公売財産の所有権の移転につき農地法その他法令の規定により<u>関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、農業委員会から交付を受けた買受適格証明書等の提出又は呈示が必要である旨</u>（<u>農地法第 3 条第 1 項、銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項等</u>）</p> <p>(3) 買受人に対抗することができる公売財産上の負担がある場合は、その負担（<u>法第 124 条第 2 項、建物の区分所有等に関する法律第 8 条等</u>）</p> <p>(4) 公売財産の権利の移転について登記を要するものについては、買受代金を納付するほか、一定の期間内に登録免許税額に相当する印紙若しくは現金の領収証書を提出すべき旨（<u>登録免許税法第 23 条</u>）、また、自ら権利移転の手続を行う必要がある場合は、その旨</p> <p>(5) <u>土地又は建物等（土地の上にある建物又は立木をいう。以下同じ。）の公売によって、その土地又は建物等につき法定地上権（法第 127 条第 1 項、民法第 388 条、立木法第 5 条等）又は法定賃借権（法第 127 条第 2 項）が成立する場合は、その旨</u> (削除)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) <u>公売保証金の提供について方法を定めて行う場合は、その提供方法</u></p> <p>(8) <u>入札の方法により公売する場合は、入札に先立って公売保証金の提供について期</u></p>	<p>(重要と認める事項)</p> <p>17 法第 95 条第 1 項第 9 号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう<u>ものとする</u>。</p> <p>(1) 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、法第 116 条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項（<u>鉱業法 60 条、特許法 98 条 1 項、実用新案法 26 条、意匠法 36 条</u>）</p> <p>(2) 公売財産の所有権の移転につき農地法その他法令の規定により<u>関係官庁等の許可、承認等を必要とする場合は、その旨</u>（<u>農地法 3 条、漁業法 26 条、公衆電気通信法 38 条 1 項等</u>）</p> <p>(3) 買受人に対抗することができる公売財産上の負担がある場合は、その負担（<u>法 124 条 2 項等</u>）</p> <p>(4) 公売財産の権利の移転について登記を要するものについては、買受代金を納付するほか、一定の期間内に登録免許税額に相当する印紙若しくは現金の領収証書を提出すべき旨（<u>登録免許税法 23 条</u>）、また、自ら権利移転の手続を行う必要がある場合は、その旨 (新設)</p> <p>(5) <u>開札の日時及び場所</u></p> <p>(6) (同左) (新設) (新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>限を定めて行うこととするときにおける提供の期限、入札書の提出方法並びに開札の日時及び場所</u></p> <p>(9) <u>競り売りの方法により公売する場合は、競り売りに先立って、公売保証金の提供について期限を定めて行うこととするときにおける提供の期限及び競り売りへの参加申込みの受付を行うこととするときにおける受付期間</u></p> <p>(10) <u>期間入札又は期間競り売りの方法により公売する場合は、最高価申込者の決定の日時及び場所</u> (削除)</p> <p>(11) <u>(1)から(10)までに掲げる事項のほか、公売に関して重要と認められる事項</u></p> <p>公売公告の掲示等 18～20 (省略)</p> <p>(その他の方法)</p> <p>21 法第 95 条第 2 項の「その他の方法」とは、公売財産につき買受けを希望すると思われる者に知らせるのに適する<u>新聞に掲載すること、インターネットを利用すること等買受けを希望する者を募るのに適した方法をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 96 条関係 公売の通知</p> <p>質権者等に対する公売の通知</p>	<p>(新設)</p> <p>(7) <u>期間入札の方法により公売する場合は、その旨及び期間入札に関し重要と認められる事項</u></p> <p>(8) <u>建物等（土地及びその上にある建物又は立木をいう。以下同じ。）の公売によって、その建物等につき法定地上権（法 127 条 1 項、民法 388 条、立木法 5 条等）又は法定賃借権（法 127 条 2 項）が成立する場合は、その旨</u></p> <p>(9) <u>その他、例えば、公売財産の権利移転に伴う危険負担の時期等公売に関して重要と認められる事項</u></p> <p>公売公告の掲示等 18～20 (同左)</p> <p>(その他の方法)</p> <p>21 法第 95 条第 2 項の「その他の方法」とは、公売財産につき買受けを希望すると思われる者に知らせるのに適する<u>業界新聞に掲載すること、買受けを希望すると思われる者に勧誘書を送付すること等買受希望者を募るのに適した方法をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 96 条関係 公売の通知</p> <p>質権者等に対する公売の通知</p>

改正後	改正前
<p>(公売通知書の送達)</p> <p>1 税務署長は、公売公告をしたときは、法第 95 条第 1 項各号 (第 8 号を除く。) に掲げる事項及び公売に係る国税の額を次に掲げる者に通知しなければならない (法第 96 条第 1 項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>	<p>(公売通知書の送達)</p> <p>1 税務署長は、公売公告をしたときは、法第 95 条第 1 項各号 (8 号を除く。) に掲げる事項及び公売に係る国税の額を次に掲げる者に通知しなければならない (法 96 条 1 項)。この通知は、別に定める書面により行うものとする。</p>
<p>(1)~(3) (省略)</p>	<p>(1)~(3) (同左)</p>
<p>(公売に係る国税の額)</p> <p>2 法第 96 条第 1 項の「公売に係る国税の額」とは、公売公告に係る公売財産につき、公売処分の基礎となっている国税の額をいう。</p>	<p>(公売に係る国税の額)</p> <p>2 法第 96 条第 1 項の「公売に係る国税の額」とは、公売公告に係る公売財産につき、公売処分の基因となっている国税の額をいう。</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (同左)</p>
<p>(質権、抵当権、先取特権)</p> <p>4 法第 96 条第 1 項第 2 号の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記 (保全仮登記を含む。) がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる (法第 133 条第 3 項、令第 50 条第 4 項参照)。</p>	<p>(質権、抵当権、先取特権)</p> <p>4 法第 96 条第 1 項第 2 号の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記 (保全仮登記を含む。) がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる (法 133 条 3 項、令 50 条 4 項参照)。</p>
<p>(その他の権利)</p> <p>5 法第 96 条第 1 項第 2 号の「その他の権利」とは、永小作権、地役権、採石権、仮登記 (担保のための仮登記を含む。) に係る権利、法第 59 条第 1 項後段若しくは第 3 項又は第 4 項《第三者の損害賠償請求権等への配当》(これらの規定を法第 71 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は前払借賃に係る債権等をいう。</p>	<p>(その他の権利)</p> <p>5 法第 96 条第 1 項第 2 号の「その他の権利」とは、永小作権、地役権、採石権、仮登記 (担保のための仮登記を含む。) に係る権利、法第 59 条第 1 項後段若しくは第 3 項又は第 4 項《第三者の損害賠償請求権等への配当》(これらの規定を法 71 条 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は前払借賃に係る債権等をいう。</p>
<p>(注)1 (省略)</p> <p>2 仮差押債権者に対しても、法第 96 条の通知をするものとする (滞調法逐条通</p>	<p>(注)1 (同左)</p> <p>2 仮差押えの債権者に対しても、法第 96 条の通知をするものとする (滞調法逐</p>

改正後	改正前
<p>達第 11 条関係 1 の(1)<u>等</u>参照)。</p> <p>3 不動産の使用若しくは収益をする権利の移転又は担保権の移転についての登記を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分（保全法第 53 条第 1 項）がされている場合において、当該不動産につき公売公告をしたときは、当該仮処分債権者に対しても法第 96 条の通知をするものとする。また、不動産に関する権利以外の権利でその権利の処分の制限について登記又は登録を効力発生要件又は対抗要件とするもの（保全法第 54 条）についても同様とする。</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 動産の共有に係る持分を公売する場合は、他の共有者に対しても、<u>法第 96 条</u>の通知をするものとする。</p> <p>（差押えに対抗できない権利者）</p> <p>6 法第 96 条第 1 項第 2 号の「質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者」には、<u>これらの権利を有しても差押債権者に対抗できない者は含まれない。</u></p> <p>債権現在額申立書の提出の催告</p> <p>7 （省略）</p> <p>（売却決定をする日）</p> <p>8 法第 96 条第 2 項の「売却決定をする日」とは、法第 111 条《動産等の売却決定》又は第 113 条《不動産等の売却決定》の規定による売却決定をする日をいう。 <u>なお、売却決定をする日の「前日」が、休日等に当たっても延長されない（通則法第 10 条第 2 項、通則令第 2 条第 1 項第 6 号）。</u></p>	<p>条通達第 11 条関係 1 の(1)<u>など</u>参照)。</p> <p>3 不動産の使用若しくは収益をする権利の移転又は担保権の移転についての登記を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分（保全法 53 条 1 項）がされている場合において、当該不動産につき公売公告をしたときは、当該仮処分の債権者に対しても法第 96 条の通知をするものとする。また、不動産に関する権利以外の権利でその権利の処分の制限について登記又は登録を効力発生要件又は対抗要件とするもの（保全法 54 条）についても同様とする。</p> <p>4 （同左）</p> <p>5 動産の共有に係る持分を公売する場合は、他の共有者に対しても、<u>公売</u>の通知をするものとする。</p> <p>（差押えに対抗できない権利者）</p> <p>5 法第 96 条第 1 項第 2 号の「質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者」には、差押債権者に対抗できない<u>これらの権利を有する者は含まれない。</u></p> <p>債権現在額申立書の提出の催告</p> <p>6 （同左）</p> <p>（売却決定をする日）</p> <p>7 法第 96 条第 2 項の「売却決定をする日」とは、法第 111 条《動産等の売却決定》又は第 113 条《不動産等の売却決定》の規定による売却決定をする日をいう。 <u>(注) 売却決定をする日の「前日」が、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日に当たっても延長されない（通則法 10 条 2 項、通則令 2 条 6 号）。</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="479 261 761 288">第 97 条関係 公売の場所</p> <p data-bbox="147 312 304 339">1・2 (省略)</p> <p data-bbox="454 408 786 435">第 98 条関係 見積価額の決定</p> <p data-bbox="147 504 320 531">見積価額の意義</p> <p data-bbox="147 555 1088 675">1 法第 98 条の「見積価額」とは、財産の公売に際し、税務署長が公売財産の客観的な時価を基準とし、公売の特殊性を考慮して見積った価額をいい、公売財産の最低公売価額としての意義を有する（法第 104 条第 1 項参照）。</p> <p data-bbox="147 743 304 770">2・3 (省略)</p> <p data-bbox="439 839 792 866">第 99 条関係 見積価額の公告等</p> <p data-bbox="147 935 320 962">見積価額の公告</p> <p data-bbox="147 986 1088 1249">1 税務署長は、法第 99 条第 1 項各号に掲げる財産を公売に付するときは、それぞれ同項各号に掲げる日までに、見積価額を公告しなければならない（法第 99 条第 1 項、第 3 項本文、第 95 条第 2 項）。ただし、公売財産が動産である場合には、その財産に見積価額を記載した用紙をちょう付して、この公告に代えることができる（法第 99 条第 3 項ただし書）。これらの見積価額の公告の方法については、別に定めるところによる。</p> <p data-bbox="147 1318 389 1345">見積価額の公告の時期</p> <p data-bbox="185 1369 327 1396">(3 日前の日)</p>	<p data-bbox="1440 261 1722 288">第 97 条関係 公売の場所</p> <p data-bbox="1111 312 1267 339">1・2 (同左)</p> <p data-bbox="1415 408 1747 435">第 98 条関係 見積価額の決定</p> <p data-bbox="1111 504 1283 531">見積価額の意義</p> <p data-bbox="1111 555 2051 675">1 法第 98 条の「見積価額」とは、財産の公売に際し、税務署長が公売財産の客観的な時価を基準とし、公売の特殊性を考慮して見積った価額をいい、公売財産の最低公売価額としての意義を有する（法 104 条 1 項参照）。</p> <p data-bbox="1111 743 1267 770">2・3 (同左)</p> <p data-bbox="1400 839 1753 866">第 99 条関係 見積価額の公告等</p> <p data-bbox="1111 935 1283 962">見積価額の公告</p> <p data-bbox="1111 986 2051 1201">1 税務署長は、法第 99 条第 1 項各号に掲げる財産を公売に付するときは、それぞれ同項各号に掲げる日までに、見積価額を公告しなければならない（法 99 条 1 項、3 項本文、95 条 2 項）。ただし、公売財産が動産である場合には、その財産に見積価額を記載した用紙をちょう付して、この公告に代えることができる（法 99 条 3 項ただし書）。これらの見積価額の公告の方法については、別に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1111 1318 1352 1345">見積価額の公告の時期</p> <p data-bbox="1149 1369 1290 1396">(3 日前の日)</p>

改正後	改正前
<p>2 法第 99 条第 1 項第 1 号の規定による見積価額の公告は、公売の日の前日を第 1 日として逆算して 3 日<u>且</u>に当たる日の前日以前にしなければならない。</p> <p>なお、上記の「<u>3 日目に当たる日の前日</u>」が<u>休日等に当たるときは、これらの日の前日</u>とする。</p> <p>(前日等)</p>	<p>2 法第 99 条第 1 項第 1 号の規定による見積価額の公告は、公売の日の前日を第 1 日として逆算して 3 日<u>前</u>に当たる日の前日以前にしなければならない。</p> <p>なお、上記の「前日」が、<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日</u>に当たるときは、<u>更にその前の日に公告する取扱い</u>とする。</p> <p>(前日等)</p>
<p>3 法第 99 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の「公売の日の前日」までに公告しなければならないとは、公売の日の前日に当たる日のうちには、公告しなければならないことをいい、また、第 2 号の「公売の日」までに公告しなければならないとは、公売する時前までに公告しなければならないことをいい、これらの日が、<u>休日等に当たっても延長されない</u> (通則法第 10 条第 2 項、通則令第 2 条第 1 項第 5 号)。</p> <p>(期間入札又は期間競り売りによる場合における公売の日)</p>	<p>3 法第 99 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の「公売の日の前日」までに公告しなければならないとは、公売の日の前日に当たる日のうちには、公告しなければならないことをいい、また、第 2 号の「公売の日」までに公告しなければならないとは、公売する時前までに公告しなければならないことをいい、これらの日が、<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令で定める日</u>に当たっても延長されない (通則法 10 条 2 項、通則令 2 条 5 号)。</p> <p>(期間入札による場合)</p>
<p>4 期間入札<u>又は期間競り売り</u>の方法により公売を行う場合における法第 99 条第 1 項に規定する「公売の日」は、入札期間<u>又は競り売り期間</u>の始期の属する日をいう。</p> <p>見積価額の公告の方法</p>	<p>4 期間入札の方法により公売を行う場合における法第 99 条第 1 項に規定する「公売の日」は、入札期間の始期の属する日をいう。</p> <p>見積価額の公告の方法</p>
<p>5 見積価額の公告は、公売公告と併せて行っても差し支えない。</p> <p>不動産等についての賃借権等の公告</p>	<p>5 見積価額の公告は、公売公告と併せて行っても差し支えない<u>ものとする</u>。</p> <p>不動産等についての賃借権等の公告</p>
<p>6 (省略)</p> <p>(公売公告との関係)</p>	<p>6 (同左)</p> <p>(公売公告との関係)</p>
<p>7 法第 99 条第 4 項の規定により公告すべき事項を公売公告に公告した<u>後</u>に見積価額</p>	<p>7 法第 99 条第 4 項の規定により公告すべき事項を公売公告と<u>同時に</u>公告した<u>後</u>見積</p>

改正後	改正前
<p>の公告をする場合には、重ねて、法第 99 条第 4 項の規定による公告をする必要はないものとする。</p> <p>見積価額を公告しない場合 (公売をする場所)</p> <p>8 法第 99 条第 2 項の「公売をする場所」とは、<u>入札書を提出する場所</u>であって、入札者が、見積価額を記載した書面の入っている封筒の状況を見ることができる場所をいう。</p> <p>9 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 100 条関係 公売保証金</p> <p>公売保証金の納付に使用できる小切手 (小切手)</p> <p>1 法第 100 条第 1 項第 1 号の「国税の納付に使用することができる小切手」とは、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律に基づき租税及び歳入の納付に使用できる証券のうちの小切手をいうが、このうち呈示期間の満了までに 5 日以上の間のないものは、受領を拒否することができるものとする（歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件第 1 条第 2 項、執行規則第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号参照）。</p> <p>(銀行)</p> <p>2 法第 100 条第 1 項第 1 号の「銀行」とは、銀行法第 2 条《定義等》の銀行をいうが、信用金庫及び郵便局を含むものとして取り扱う。</p>	<p>価額の公告をする場合には、重ねて、法第 99 条第 4 項の規定による公告をする必要はないものとする。</p> <p>見積価額を公告しない場合 (公売をする場所)</p> <p>8 法第 99 条第 2 項の「公売をする場所」とは、<u>入札をする場所</u>であって、入札者が、見積価額を記載した書面の入っている封筒の状況を見ることができる場所をいう。</p> <p>9 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 100 条関係 公売保証金</p> <p>公売保証金の納付に使用できる小切手 (小切手)</p> <p>1 法第 100 条第 1 項の「国税の納付に使用することができる小切手」とは、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律に基づき租税及び歳入の納付に使用できる証券のうちの小切手をいうが、このうち呈示期間の満了までに 5 日以上の間のないものは、受領を拒否することができるものとする（歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件 1 条 2 項、執行規則 40 条 1 項 2 号、3 号参照）。</p> <p>(銀行)</p> <p>2 法第 100 条第 1 項の「銀行」とは、銀行法に<u>基づく</u>銀行をいうが、<u>相互銀行</u>、信用金庫及び郵便局を含むものとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(銀行振出しに係るもの)</p> <p>3 法第 100 条第 1 項第 1 号の「銀行の振出しに係るもの」とは、銀行が振り出した小切手で、その銀行にあてたもの（いわゆる預金小切手）をいう。</p>	<p>(銀行振出のもの)</p> <p>3 法第 100 条第 1 項の「銀行の振出に係るもの」とは、銀行が振り出した小切手で、その銀行にあてたもの（いわゆる預金小切手）をいう。</p>
<p>(支払保証のあるもの)</p> <p>4 法第 100 条第 1 項第 1 号の「その支払保証のあるもの」とは、小切手法第 53 条《支払保証の方式》の規定により、支払人である銀行が支払保証をしたものをいう。</p>	<p>(支払保証のあるもの)</p> <p>4 法第 100 条第 1 項の「その支払保証のあるもの」とは、小切手法第 53 条《支払保証の方式》の規定により、支払人である銀行が支払保証をしたものをいう。</p>
<p><u>納付保証委託契約</u></p> <p>(保証銀行等)</p> <p>5 法第 100 条第 1 項第 2 号の「保証銀行等」とは、銀行法第 2 条《定義等》の銀行のほか、入札者等（公売財産の入札又は競り売りに係る買受申込み（以下「入札等」という。）をしようとする者をいう。以下同じ。）に係る公売保証金に相当する現金を納付するための資力が十分であると税務署長が認める者をいう（執行規則第 40 条第 1 項第 4 号、第 10 条参照）。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(納付保証委託契約証明書)</p> <p>6 法第 100 条第 1 項第 2 号の「書面」とは、入札者等と保証銀行等との間において、その入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告によりその保証銀行等が納付する旨の契約が締結されたことを証する書面（以下第 100 条関係において「納付保証委託契約証明書」という。）をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(公売保証金に係る契約の要件)</p> <p>7 法第 100 条第 1 項第 2 号の「契約」の要件は、期限を定めず入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告により保証銀行等が納付することを約する契約</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>であることとする（規則第1条の2）。</u></p> <p>公売保証金の買受代金への充当</p> <p><u>8 法第100条第1項第1号に規定する現金で納付する方法により提供された公売保証金については、買受人の意思表示により、買受代金に充てることができる（同条第3項本文）。この場合における買受代金への納付の効果は、買受代金のうち、買受代金へ充てた公売保証金を控除した額の全額の納付があった時に生ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、納付保証委託契約証明書を税務署長に提出する方法により提供された公売保証金については、買受代金に充てることができない。</u></p> <p><u>保証銀行等に公売保証金に相当する現金を納付させる場合</u></p> <p><u>9 税務署長は、法第115条第4項又は法第108条第2項《最高価申込者等とする決定の取消し等》の規定による処分をした場合には、保証銀行等に対し、入札者等に係る公売保証金に相当する現金を納付することを催告するものとする。この書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p>公売保証金の国税への充当等 (充てる場合)</p> <p><u>10 法第100条第3項ただし書又は第4項の規定により、公売保証金を公売に係る国税に充てることができるのは、その公売財産の買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないために、法第115条第4項《売却決定の取消し》の規定によって売却決定が取り消された場合である。</u></p> <p><u>なお、法第108条第2項《最高価申込者とする決定等の取消し》の規定により最高価申込者とする決定の取消し等の処分ができる場合には（同条第1項第4号参照）、法第100条第3項ただし書又は第4項の規定を適用しないものとする（第108条関係</u></p>	<p>公売保証金の買受代金への充当</p> <p><u>5 公売保証金を買受代金へ充てるのは、買受人の意思表示によるが（法100条3項本文）、その充てた場合における買受代金への納付の効果は、買受代金のうち、買受代金へ充てた公売保証金を控除した額の全額の納付があった時に生ずるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>公売保証金の国税への充当等 (充てる場合)</p> <p><u>6 法第100条第3項ただし書の規定により、公売保証金を公売に係る国税に充てることができるのは、その公売財産の買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないために、法第115条第4項《売却決定の取消し》の規定によって売却決定が取り消された場合である。</u></p> <p><u>なお、法第108条第2項《最高価申込者とする決定等の取消し》の規定により最高価申込者とする決定の取消し等の処分ができる場合には（同条1項4号参照）、法第100条第3項ただし書の規定を適用しないものとする（第108条関係24参照）。</u></p>

改正後	改正前
<p>24 参照)。</p> <p>(公売に係る国税)</p> <p>11 法第 100 条第 3 項ただし書の「公売に係る国税」とは、公売保証金の<u>提供</u>を受けた公売処分の基礎となった国税をいい、交付要求に係る国税等へは充てることができない。</p> <p>(残余金を交付すべき者)</p> <p>12 法第 100 条第 3 項ただし書の「滞納者」とは、<u>公売処分の基礎</u>となった国税を滞納していた者（譲渡担保権者及び物上保証人を含む。）であって、公売財産の差押え時における権利者をいう。</p> <p>(滞納者への通知)</p> <p>13 法第 100 条第 3 項ただし書又は第 4 項の規定により公売保証金を国税へ充てた場合及びその残余を滞納者に交付すべき場合には、その旨を滞納者に通知するものとする。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p>公売保証金の返還 (<u>証明書の返還</u>)</p> <p>14 <u>納付保証委託契約証明書を税務署長に提出する方法により公売保証金を提供した入札者等に対しては、法第 100 条第 6 項各号に掲げる場合には、その証明書を返還しなければならない。</u></p> <p>(法第 105 条第 2 項との関係)</p> <p>15 法第 105 条第 2 項《複数落札入札において入札がなかったものとされる場合》の規</p>	<p>(公売に係る国税)</p> <p>7 法第 100 条第 3 項ただし書の「公売に係る国税」とは、公売保証金の<u>納付</u>を受けた公売処分の<u>執行の基礎</u>となった国税をいい、交付要求に係る国税等へは充てることができない。</p> <p>(残余金を交付すべき者)</p> <p>8 法第 100 条第 3 項ただし書の「滞納者」とは、<u>公売の基因</u>となった国税を滞納していた者（譲渡担保権者及び物上保証人を含む。）であって、公売財産の差押え時における権利者をいう。</p> <p>(滞納者への通知)</p> <p>9 法第 100 条第 3 項ただし書の規定により公売保証金を国税へ充てた場合及びその残余を滞納者に交付すべき場合には、その旨を滞納者に通知するものとする。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p> <p>公売保証金の返還 (新設)</p> <p>(法第 105 条第 2 項との関係)</p> <p>10 法第 105 条第 2 項《複数落札入札において入札がなかったものとされる場合》の規</p>

改正後	改正前
<p>定により入札がなかったものとされた場合において、入札がなかったものとされた者が提供した公売保証金があるときは、入札がなかったものとされた入札数量に相当するその公売保証金について、<u>法第 100 条第 6 項第 1 号</u>に該当したときの公売保証金と同様に取り扱う。</p> <p>(その他の理由により最高価申込者を定めることができなかった場合)</p> <p>16 <u>法第 100 条第 6 項第 2 号</u>の「その他の理由により最高価申込者を定めることができなかった場合」には、例えば、換価制限に関する規定（<u>法第 90 条第 3 項、通則法第 105 条第 1 項ただし書等</u>）に該当し、公売をとりやめた場合、災害その他やむを得ない事情により<u>入札者等の全員</u>について入札等がなかった場合等がある。</p> <p>(買受代金に充てたもの以外のもの)</p> <p>17 <u>法第 100 条第 6 項第 4 号</u>の「<u>買受代金に充てたもの以外のもの</u>」とは、最高価申込者が同条第 1 項第 1 号に規定する現金で納付する方法により提供した公売保証金で買受代金に充てなかったもの又は納付保証委託契約証明書を税務署長に提出する方法により提供した公売保証金をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(最高価申込者の決定を取り消した場合)</p>	<p>定により入札がなかったものとされた場合において、入札がなかったものとされた者が納付した公売保証金があるときは、入札がなかったものとされた入札数量に相当するその公売保証金について、<u>法第 100 条第 4 項第 1 号</u>に該当したときの公売保証金と同様に取り扱う。</p> <p>(その他の理由により最高価申込者を定めることができなかった場合)</p> <p>11 <u>法第 100 条第 4 項第 2 号</u>の「その他の理由により最高価申込者を定めることができなかった場合」には、例えば、換価制限に関する規定（<u>法 90 条 3 項、通則法 105 条 1 項ただし書等</u>）に該当し、公売をとりやめた場合、災害その他やむを得ない事情により<u>公売財産の入札等（公売財産の入札又は競り売りに係る買受けの申込みをいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「入札者等」という。）</u>の全員について入札等がなかった場合等がある。</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>法第 108 条第 3 項との関係</u>)</p> <p>12 <u>法第 108 条第 3 項《公売保証金の国庫帰属》の規定によって公売保証金が国庫に帰属する場合には、法第 100 条第 4 項の規定は適用されず（法 108 条 3 項後段、第 108 条関係 23）、したがって、公売保証金は返還しない。</u></p> <p>(<u>法第 117 条との関係</u>)</p>

改正後	改正前
<p>18 換価財産に係る国税が完納され、最高価申込者の決定を取り消した場合（第 104 条関係 6）には、最高価申込者が提供した公売保証金は、遅滞なく返還する（<u>法第 100 条第 6 項第 5 号参照</u>）。</p> <p><u>（法第 108 条第 3 項との関係）</u></p> <p>19 <u>法第 108 条第 3 項《公売保証金の国庫帰属》の規定によって公売保証金が国庫に帰属する場合には、法第 100 条第 6 項の規定は適用されず（法第 108 条第 3 項後段、第 108 条関係 23）、したがって、公売保証金は返還しない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 101 条関係 入札及び開札</p> <p>入札書の提出 （入札書の記載）</p> <p>1 <u>入札者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては名称）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項（例えば、種類、数量、売却区分等）を入札書に記載しなければならない（法第 101 条第 1 項）。この書面の様式については、別に定めるところによる。</u></p> <p><u>（入札書の提出方法）</u></p> <p>2 <u>入札書の提出方法には、徴収職員に直接手交する方法、郵便若しくは信書便により送達する方法又はインターネットを利用する方法がある。</u></p> <p><u>なお、期間入札による場合の入札書は、開札の日時を記載した封筒に入れて封（インターネットを利用する方法による場合には、封筒に入れて封をすることに相当する措置）をした上で提出するものとする。</u></p>	<p>13 換価財産に係る国税が完納され、最高価申込者の決定を取り消した場合（第 104 条関係 6）には、最高価申込者が納付した公売保証金は、遅滞なく返還する（<u>法 100 条 4 項 5 号参照</u>）。</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第 101 条関係 入札及び開札</p> <p>入札書の提出 （入札書の記載）</p> <p>1 <u>入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項（例えば、種類、員数、売却区分等）を入札書に記載しなければならない（法 101 条 1 項）。入札書の様式については、別に定めるところによる。</u></p> <p><u>（期間入札による場合）</u></p> <p>2 <u>期間入札による場合の入札書の提出は、入札書を開札の日時を記載した封筒に入れて封をし、これを徴収職員に提出する方法により行う。</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>入札書の提出期間</u>)</p> <p>3 <u>入札者</u>は、<u>税務署長が指定した入札期間内に</u>、<u>入札書を徴収職員に提出しなければ</u>ならない（<u>法第 101 条第 1 項、第 95 条第 1 項第 3 号</u>参照）。</p> <p>(二重入札)</p> <p>4 <u>入札者</u>が、<u>一つの公売財産について複数の入札書の提出を行った場合には</u>、<u>いずれ</u>の入札書も無効なものとする。</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>開札及び立会い</p> <p>(開札)</p> <p>8 徴収職員は、<u>入札書の提出を締め切った後、公売公告に記載した開札の日時及び場</u><u>所</u>において入札書を開かなければならない。</p> <p>(立会い)</p> <p>9 徴収職員は、次により立会人を置き、その面前で開札を行わなければならない（<u>法第 101 条第 3 項</u>参照）。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 102 条関係 再度入札</p> <p>再度入札</p> <p>(再度入札ができる場合)</p> <p>1 再度入札ができる場合は、<u>入札の方法により公売財産を公売する場合において</u>、入</p>	<p>(提出)</p> <p>3 <u>入札をしようとする者</u>は、<u>税務署長が指定した時間内又は入札期間内に</u>、<u>入札書を</u>徴収職員に提出しなければならない（<u>法 101 条 1 項</u>参照）。</p> <p>(二重入札)</p> <p>4 <u>入札をしようとする者</u>が、<u>一つの公売財産について複数の入札書を提出した場合には</u>、<u>いずれ</u>の入札書も無効なものとする。</p> <p>5～7 (同左)</p> <p>開札及び立会い</p> <p>(開札)</p> <p>8 徴収職員は、<u>入札書の提出を締め切った後、公売公告に記載した開札の場所及び日</u><u>時</u>において入札書を開かなければならない。</p> <p>(立会い)</p> <p>9 徴収職員は、次により立会人を置き、その面前で開札を行わなければならない（<u>法 101 条 3 項</u>参照）。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 102 条関係 再度入札</p> <p>再度入札</p> <p>(再度入札ができる場合)</p> <p>1 再度入札ができる場合は、<u>入札の方法により公売財産を公売する場合において</u>、入</p>

改正後	改正前
<p>札者がいないとき又は見積価額に達した入札価額の入札がないときに限る（<u>法第 102 条</u>前段）。</p> <p>なお、法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、入札がなかったものとされた結果上記に該当する場合にも、法第 106 条《入札又は競り売りの終了の告知等》の規定による入札終了の告知をしている場合を除き、再度入札ができる。</p> <p>（公売保証金との関係）</p> <p>2 再度入札の場合においては、先に<u>提供</u>した公売保証金を再度入札の公売保証金とするものとする。</p> <p>なお、再度入札に参加しなかった者に対しては、遅滞なく、先に<u>提供</u>した公売保証金を<u>返還</u>しなければならない（<u>法第 100 条第 6 項第 2 号</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 103 条関係 競り売り</p> <p>競り売りの方法</p> <p>（<u>買受申込みの方法</u>）</p> <p>1 <u>買受申込みの方法には、口頭、番号札等により直接行う方法又はインターネットを利用する方法がある。</u></p> <p>（買受申込みの催告）</p> <p>2 徴収職員は、競り売りをしようとするときは、公売をしようとする財産を指定して、<u>買受申込みを催告し、順次買受申込価額を競り上げさせるよう促すものとする（法第 103 条第 1 項参照）。</u></p>	<p>札者がいないとき又は見積価額に達した入札価額の入札がないときに限る（法 102 条前段）。</p> <p>なお、法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、入札がなかったものとされた結果上記に該当する場合にも、法第 106 条《入札又は競り売りの終了の告知等》の規定による入札終了の告知をしている場合を除き、再度入札ができる。</p> <p>（公売保証金との関係）</p> <p>2 再度入札の場合においては、先に<u>納付</u>した公売保証金を再度入札の公売保証金とするものとする。</p> <p>なお、再度入札に参加しなかった者に対しては、遅滞なく、先に<u>納付</u>した公売保証金を<u>払い渡さなければならぬ</u>（法 100 条 4 項 2 号）。</p> <p style="text-align: center;">第 103 条関係 競り売り</p> <p>競り売りの方法</p> <p>（新設）</p> <p>（買受申込みの催告）</p> <p>1 徴収職員は、競り売りをしようとするときは、公売をしようとする財産を指定して、<u>買受けの申込みを催告し、順次申込価額を競り上げさせるよう促すものとする（法 103 条 1 項参照）。</u></p>

改正後	改正前
<p>(買受申込価額の拘束)</p> <p>3 <u>買受申込者は、より高額<u>の買受申込みがあるまで、その買受申込価額に拘束される</u> (執行規則第 50 条第 2 項参照)。</u></p> <p>(競り売り人を選任した場合)</p> <p>4 <u>法第 103 条第 2 項の規定により、<u>競り売り人を選任し、競り売りを取り扱わせる場合には、次のことに留意する。</u></u></p> <p>(1) <u>競り売り人の選任に当たっては、競り売り人にその競り売りの目的となった財産の競り売りに、直接であると間接であるとを問わず、参加しないことを約させること。</u></p> <p>(2) <u>徴収職員は、必ず競り売りの場所に立ち会うこと。ただし、インターネットを利用する方法により買受申込みをさせる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>最高価申込者の決定は、徴収職員が行わなければならないこと (法第 104 条第 1 項)。</u></p> <p>再度競り売り</p> <p>(再度競り売りができる場合)</p> <p>5 <u>再度競り売りができる場合は、競り売りの方法により差押財産を公売する場合において、買受申込者がいないときに限る (法第 103 条第 3 項、法第 102 条)。</u></p> <p>なお、法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、<u>買受申込みがなかったものとされた結果上記に該当する場合にも、法第 106 条《入札又は競り売りの終了の告知等》の規定による競り売りの終了の告知をしている場合を除き、再度競り売りができる。</u></p> <p>(公売保証金との関係)</p>	<p>(買受けの申込みをした者)</p> <p>2 <u>買受けの申込みをした者は、より高額<u>の買受けの申込みがあるまで、その申込価額に拘束される</u> (執行規則 50 条 2 項参照)。</u></p> <p>(競り売り人を選任した場合)</p> <p>3 <u>法第 103 条第 2 項の規定により競り売り人に競り売りをさせる場合においても、徴収職員が必ず競り売りの場所に立ち会うものとする。</u></p> <p>(注) <u>競り売り人を選任して競り売りを取り扱わせた場合においても、徴収職員が最高価申込者を決定しなければならない (法 104 条 1 項)。</u></p> <p>再度競り売り</p> <p>(再度競り売りができる場合)</p> <p>4 <u>再度競り売りができる場合は、競り売りの方法により差押財産を公売する場合において、買受申込者がいないときに限る (法 103 条 3 項、法 102 条)。</u></p> <p>なお、法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、<u>入札等がなかったものとされた結果上記に該当する場合にも、法第 106 条《入札又は競り売りの終了の告知等》の規定による競り売りの終了の告知をしている場合を除き、再度競り売りができる。</u></p> <p>(公売保証金との関係)</p>

改正後	改正前
<p>6 再度競り売りの場合においては、先に<u>提供</u>した公売保証金を再度競り売りの公売保証金とするものとする。</p> <p>なお、再度競り売りに参加しなかった者に対しては、遅滞なく、先に<u>提供</u>した公売保証金を<u>返還</u>しなければならない（<u>法第 100 条第 6 項第 2 号</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 104 条関係 最高価申込者の決定</p> <p>最高価申込者の決定 (売却区分ごとの決定)</p> <p>1 最高価申込者は、公売財産の売却区分ごとに決定する。</p> <p><u>なお、競り売りの場合において、買受申込価額が最高であるかどうかの決定は、順次買受申込価額を競り上げ、最後の最高価額を 3 回呼び上げて、それ以上の高価の買受申込みのない場合に、その価額を最高の価額とするものとする（執行規則第 50 条第 3 項参照）。ただし、インターネットを利用する方法により買受申込みをさせる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(決定の条件)</p> <p>2 徴収職員は、おおむね次に掲げるすべての条件に該当する者でなければ、最高価申込者とする決定をしないものとする（<u>法第 104 条第 1 項参照</u>）。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>追加入札等 (追加入札等をする場合)</p> <p>3 開札又は競り売りの結果、最高価申込者となるべき者が 2 人以上あるときは、更に</p>	<p>5 再度競り売りの場合においては、先に<u>納付</u>した公売保証金を再度競り売りの公売保証金とするものとする。</p> <p>なお、再度競り売りに参加しなかった者に対しては、遅滞なく、先に<u>納付</u>した公売保証金を<u>払い渡</u>さなければならない（<u>法 100 条 4 項 2 号</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 104 条関係 最高価申込者の決定</p> <p>最高価申込者の決定 (売却区分ごとの決定)</p> <p>1 最高価申込者は、公売財産の売却区分ごとに決定する。<u>したがって、一括入札を売却条件とした場合には、一括入札価額により最高価申込者を決定し、個別売却とした場合には、個別の入札価額により最高価申込者を決定する。</u></p> <p>(注) <u>競り売りの場合において、買受申込価額が最高であるかどうかの決定は、順次買受申込価額を競り上げ、最後の最高価額を 3 回呼び上げて、それ以上の高価の買受申込みのない場合に、その価額を最高の価額とするものとする（執行規則 50 条 3 項参照）。</u></p> <p>(決定の条件)</p> <p>2 徴収職員は、おおむね次に掲げるすべての条件に該当する者でなければ、最高価申込者とする決定をしないものとする（<u>法 104 条 1 項参照</u>）。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>追加入札等 (追加入札等をする場合)</p> <p>3 開札又は競り売りの結果、最高価申込者となるべき者が 2 人以上あるときは、更に</p>

改正後	改正前
<p>入札又は競り売りに係る<u>買受申込み</u>（以下第 104 条関係において「追加入札等」という。）をさせなければならない（法第 104 条第 2 項）。この場合の追加入札等の<u>入札価額又は買受申込価額</u>は、その追加入札等の基因となった入札等の価額以上でなければならない。</p>	<p>入札又は競り売りに係る<u>買受けの申込み</u>（以下第 104 条関係において「追加入札等」という。）をさせなければならない（法 104 条 2 項）。この場合の追加入札等の<u>申込価額</u>は、その追加入札等の基因となった入札等の価額以上でなければならない。</p>
<p>4 （省略）</p>	<p>4 （同左）</p>
<p>（くじによる決定）</p> <p>5 追加入札等の結果、なおその追加入札等の<u>入札価額又は買受申込価額</u>が同額の場合は、<u>くじにより当選した者</u>を最高価申込者として決定する（法第 104 条第 2 項）。この場合における<u>くじ</u>は、これらの者が<u>直接くじを引く</u>ことができる方法により行うものとするが、この方法によることができないときは、それ以外の方法により<u>くじで定めるものとする</u>。</p>	<p>（くじによる決定）</p> <p>5 追加入札等の結果、なおその追加入札等の<u>価額</u>が同額の場合は、<u>抽せんにより当せんした者</u>を最高価申込者として決定する（法 104 条 2 項）。この場合における<u>抽せん</u>は、これらの者が<u>直接抽せんをする</u>ことができる方法により行うものとするが、この方法によることができないときは、それ以外の方法（例えば、宝くじの<u>抽せん方法類似のもの</u>）により<u>抽せんを行うものとする</u>。</p>
<p>6 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 104 条の 2 関係 次順位買受申込者の決定</p>	<p>6 （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 104 条の 2 関係 次順位買受申込者の決定</p>
<p>公売保証金の不徴収との関係</p> <p>1 次順位買受申込者は、最高入札価額から公売保証金の額を控除した<u>価額以上の価額</u>による入札者であることが要件となっていることから（法第 104 条の 2 第 1 項）、公売保証金の<u>提供</u>を要しないこととして公売する場合（法第 100 条第 1 項ただし書）には、最高の価額の入札者が 2 人以上あり、くじで最高価申込者を定めた場合に限り次順位買受申込者制度が適用される。</p>	<p>公売保証金の不徴収との関係</p> <p>1 公売保証金の<u>納付</u>を要しないこととして公売する場合（法 100 条 1 項ただし書）には、最高の価額の入札者が 2 人以上あり、くじで最高価申込者を定めた場合に限り次順位買受申込者制度が適用される。</p>

改正後	改正前
<p>次順位による買受申込み (申込みの催告)</p> <p>2 最高価申込者の決定をした場合には、徴収職員は、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者に対し、次順位による<u>買受申込み</u>の催告をするものとする。</p> <p>(申込みの方法)</p> <p>3 次順位による買受申込みは、既に徴収職員に提出している入札書の余白にその旨を記載させる等、<u>その意思を明らかにさせる方法</u>により行わせる。</p>	<p>次順位による買受<u>け</u>の申込み (申込みの催告)</p> <p>2 最高価申込者の決定をした場合には、徴収職員は、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者に対し、次順位による<u>買受けの申込み</u>の催告をするものとする。</p> <p>(申込みの方法)</p> <p>3 次順位による買受<u>け</u>の申込みは、既に徴収職員に提出している入札書の余白に、<u>その旨を明らかにさせる方法</u>により行わせる。 <u>なお、この申込みは、2の申込みの催告前にすることはできない。</u></p>
<p>次順位買受申込者の決定 (決定の条件)</p> <p>4 徴収職員は、おおむね次に掲げるすべての条件に該当する者でなければ、次順位買受申込者として決定をしないものとする（<u>法第104条の2第1項</u>参照）。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公売保証金を<u>提供</u>させる場合においては、所定の公売保証金を<u>提供</u>していること。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(くじによる決定)</p> <p>5 最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が2人以上あり、これらの者から次順位による<u>買受申込み</u>がある場合は、<u>くじにより当選した者</u>を次順位買受申込者として決定する（<u>法第104条の2第3項</u>）。これらの場合における<u>くじ</u>は、これらの者が<u>直接くじを引くことができる方法</u>により行うものとするが、この方法によることができないときは、それ以外の方法により<u>くじで定める</u>ものとする。</p>	<p>次順位買受申込者の決定 (決定の条件)</p> <p>4 徴収職員は、おおむね次に掲げるすべての条件に該当する者でなければ、次順位買受申込者として決定をしないものとする（<u>法104条の2第1項</u>参照）。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 公売保証金を<u>納付</u>させる場合においては、所定の公売保証金を<u>納付</u>していること。</p> <p>(3)・(4) (同左)</p> <p>(くじによる決定)</p> <p>5 最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が2人以上あり、これらの者から次順位による<u>買受けの申込み</u>がある場合は、<u>抽せんにより当せんした者</u>を次順位買受申込者として決定する（<u>法104条の2第3項</u>）。これらの場合における<u>抽せん</u>は、これらの者が<u>直接抽せんすること</u>ができる方法により行うものとするが、この方法によることができないときは、それ以外の方法<u>(例えば、宝くじの抽せん方法類似のもの)</u>によ</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 105 条関係 複数落札入札制による最高価申込者の決定</p> <p>複数落札入札制 (意義)</p> <p>1 種類及び価額が同じ財産（例えば、同一銘柄、同一規格の商品又は同一銘柄の証券、社債等の有価証券）を一時に多量に入札の方法により公売する場合においては、その財産の数量の範囲内において<u>入札者</u>の希望する数量及び単価を入札させ、見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法（以下「複数落札入札制」という。）によることができる（<u>法第 105 条第 1 項前段</u>）。</p> <p>(最高価申込者の決定方法)</p> <p>2 複数落札入札制による最高価申込者の決定は、次による。</p> <p>(1) 入札は、公売財産の数量の範囲内において、<u>入札者</u>の希望する買受数量及び単価を入札書に記載して行わせる（<u>法第 105 条第 1 項前段</u>）。</p> <p>(2) 見積価額は、単価について定める（<u>法第 105 条第 1 項前段</u>、<u>第 106 条第 1 項参照</u>）。</p> <p>(3) 最高価申込者の決定は、見積価額以上の価額の入札者のうち、高額の入札者から順次にその財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とするにより行う（<u>法第 105 条第 1 項前段</u>）。</p> <p>(4) (3)により最高価申込者を決定する場合において、同価の入札者が 2 人以上あったときは、入札数量の多い者を先順位の入札者とし、また入札数量が同量であったときはくじにより先順位の入札者を定める（<u>法第 105 条第 1 項後段</u>）。</p>	<p style="text-align: center;">第 105 条関係 複数落札入札制による最高価申込者の決定</p> <p>り<u>抽せんを行うものとする</u>。</p> <p>複数落札入札制 (意義)</p> <p>1 種類及び価額が同じ財産（例えば、同一銘柄、同一規格の商品又は同一銘柄の証券、社債等の有価証券）を一時に多量に入札の方法により公売場合においては、その財産の数量の範囲内において<u>入札をしようとする者</u>の希望する数量及び単価を入札させ、見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法（以下「複数落札入札制」という。）によることができる（<u>法 105 条 1 項前段</u>）。</p> <p>(最高価申込者の決定方法)</p> <p>2 複数落札入札制による最高価申込者の決定は、次による。</p> <p>(1) 入札は、公売財産の数量の範囲内において、<u>入札しようとする者</u>の希望する買受数量及び単価を入札書に記載して行わせる（<u>法 105 条 1 項前段</u>）。</p> <p>(2) 見積価額は、単価について定める（<u>法 105 条 1 項前段</u>、<u>106 条 1 項参照</u>）。</p> <p>(3) 最高価申込者の決定は、見積価額以上の価額の入札者のうち、高額の入札者から順次にその財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とするにより行う（<u>法 105 条 1 項前段</u>）。</p> <p>(4) (3)により最高価申込者を決定する場合において、同価の入札者が 2 人以上あったときは、入札数量の多い者を先順位の入札者とし、また入札数量が同量であったときはくじにより先順位の入札者を定める（<u>法 105 条 1 項後段</u>）。</p>

改正後	改正前
<p>(5) (3)により最高価申込者を決定する場合において、最後の順位の最高価申込者の入札数量が他の最高価申込者の数量と併せて公売財産の数量を超えるときは、その超える入札数量については入札がなかったものとする（<u>法第105条第2項</u>）。</p> <p>(6) 最高価申込者に対して売却決定をした場合において、買受人のうちに買受代金をその<u>納付の期限</u>までに納付しない者があるときは、開札に引き続き売却決定を行い、かつ、直ちに<u>買受代金を納付</u>させるときに限り、その者に売却決定をした数量の範囲内で、(5)により入札がなかったものとされた入札数量について入札があったものとする。<u>ただし、買受代金を納付しない買受人については、この限りでない</u>（<u>法第105条第3項前段</u>）。</p> <p>(7) (6)によって最高価申込者を決定しても、なお公売財産に残余を生ずるときは、(4)により最高価申込者とならなかった者を最高価申込者とする（<u>法第105条第3項前段</u>）。</p> <p>(8) (7)により最高価申込者の決定をする場合において、(4)により最高価申込者とならなかった者が2人以上あるときは、(4)に準じてその順位を決定する（<u>法第105条第3項後段</u>）。</p> <p>(9) (8)により最高価申込者を決定する場合において、最後の順位の最高価申込者の入札数量が他の最高価申込者の数量と併せて公売財産の数量を超えるときは、(5)に準ずる（<u>法第105条第3項後段</u>）。</p> <p><u>数量不足による入札の取消し</u></p> <p>3 2の(4)から(9)までに掲げる場合において入札数量の一部についてだけ入札があったものとされた者は、数量の不足を理由として、<u>入札</u>を取り消すことはできない（第100条関係 <u>15</u> 参照）。</p> <p>第106条関係 入札又は競り売りの終了の告知等</p>	<p>(5) (3)により最高価申込者を決定する場合において、最後の順位の最高価申込者の入札数量が他の最高価申込者の数量と併せて公売財産の数量を超えるときは、その超える入札数量については入札がなかったものとする（<u>法105条2項</u>）。</p> <p>(6) 最高価申込者に対して売却決定をした場合において、買受人のうちに買受代金をその期限までに納付しない者があるときは、開札に引き続き売却決定を行い、かつ、直ちに代金を納付させるときに限り、その者に売却決定をした数量の範囲内で、(5)により入札がなかったものとされた入札数量について入札があったものとする。<u>この場合において、買受代金を納付しない買受人に(5)により入札がなかったものとされた入札数量があるときは、その入札数量は除かれる</u>（<u>法105条3項前段</u>）。</p> <p>(7) (6)によって最高価申込者を決定しても、なお公売財産に残余を生ずるときは、(4)により最高価申込者とならなかった者を最高価申込者とする（<u>法105条3項前段</u>）。</p> <p>(8) (7)により最高価申込者の決定をする場合において、(4)により最高価申込者とならなかった者が2人以上あるときは、(4)に準じてその順位を決定する（<u>法105条3項後段</u>）。</p> <p>(9) (8)により最高価申込者を決定する場合において、最後の順位の最高価申込者の入札数量が他の最高価申込者の数量と併せて公売財産の数量を超えるときは、(5)に準ずる（<u>法105条3項後段</u>）。</p> <p><u>公売保証金との関係</u></p> <p>3 2の(4)から(9)までに掲げる場合において入札数量の一部についてだけ入札があったものとされた者は、数量の不足を理由として、<u>買受けの申込み</u>を取り消すことはできない（第100条関係 <u>10</u> 参照）。</p> <p>第106条関係 入札又は競り売りの終了の告知等</p>

改正後	改正前
<p>入札又は競り売りの終了の告知 (氏名及び価額の告知)</p> <p>1 最高価申込者及び次順位買受申込者(以下「最高価申込者等」という。)を決定したときは、直ちにその氏名及び入札等の価額を、<u>口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により告知しなければならない</u>。ただし、複数落札入札制による場合には、最高価申込者のすべての氏名並びにその数量及び単価を告知しなければならない(法第106条第1項)。</p> <p>(終了の告知)</p> <p>2 徴収職員は、1の呼び上げ後、入札又は競り売りが終了した旨を、<u>口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により、告知しなければならない</u>(法第106条第1項)。</p> <p>終了の通知及び公告 (通知及び公告)</p> <p>3 入札又は競り売りの終了を告知した場合において、公売した財産が不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、<u>小型船舶</u>、債権又は電話加入権以外の無体財産権等(以下「不動産等」という。)であるときは、税務署長は、遅滞なく、最高価申込者等の氏名、その価額(複数落札入札制による場合は、その数量及び単価)並びに売却決定をする日時(法第113条第2項に定める日時を含む。)及び場所を、滞納者及び法第96条第1項各号《公売の通知》に掲げる者(以下「利害関係人」という。)で知れている者に通知するとともに、これらの事項を公告しなければならない(法第106条第2項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>	<p>入札又は競り売りの終了の告知 (氏名及び価額の呼び上げ)</p> <p>1 最高価申込者及び次順位買受申込者(以下「最高価申込者等」という。)を決定したときは、直ちにその氏名及び入札等の価額を<u>呼び上げなければならない</u>。ただし、複数落札入札制による場合には、最高価申込者のすべての氏名並びにその数量及び単価を呼び上げなければならない(法106条1項)。</p> <p>(終了の告知)</p> <p>2 徴収職員は、1の呼び上げ後、入札又は競り売りの<u>終了</u>を、<u>口頭又は掲示等により、告知しなければならない</u>(法106条1項)。<u>この場合において、口頭による告知は、その入札又は競り売りを終了する旨を発言する程度で足りる</u>(法106条1項)。</p> <p>終了の通知及び公告 (通知及び公告)</p> <p>3 入札又は競り売りの終了を告知した場合において、公売した財産が不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又は電話加入権以外の無体財産権等(以下「不動産等」という。)であるときは、税務署長は、遅滞なく、最高価申込者等の氏名、その価額(複数落札入札制による場合は、その数量及び単価)並びに売却決定をする日時(法113条2項に定める日時を含む。)及び場所を、滞納者及び法第96条第1項各号《公売の通知》に掲げる者(以下「利害関係人」という。)で知れている者に通知するとともに、これらの事項を公告しなければならない(法106条2項)。<u>この通知及び公告は、原則として別に定める書面により行うものとする</u>。</p>

改正後	改正前
<p>(通知の相手方)</p> <p>4 法第 106 条第 2 項の通知は、次に掲げるすべての者に対してしなければならない(法第 96 条第 1 項参照)。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 107 条関係 再公売</p> <p>再公売ができる場合</p> <p>1 税務署長は、次のいずれか一つに該当する場合には、同一の財産を更に公売に付する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>再公売の手続</p> <p>(その他の公売条件の変更)</p> <p>2 法第 107 条第 2 項の「その他公売の条件の変更」とは、公売の場所、公売の方法、売却区分、公売保証金の額等につき、公売財産の状況等に応じて、直前の<u>公売の条件</u>を変更することをいう。</p> <p>(期間入札又は期間競り売りによる場合における公売期日)</p> <p>3 期間入札<u>又は期間競り売り</u>の方法により公売を行った場合における法第 107 条第 3 項の「公売期日」は、入札期間<u>又は競り売り期間</u>の始期の属する日をいう。</p> <p>(見積価額の公告期間の短縮)</p>	<p>(通知の相手方)</p> <p>4 法第 106 条第 2 項の通知は、次に掲げるすべての者に対してしなければならない(法第 106 条 2 項)。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>5 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 107 条関係 再公売</p> <p>再公売ができる場合</p> <p>1 税務署長は、次のいずれか一つに該当する場合には、同一の財産を更に公売に付する(法 107 条 1 項参照)。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>再公売の手続</p> <p>(その他の公売条件の変更)</p> <p>2 法第 107 条第 2 項の「その他公売の条件の変更」とは、公売の場所、公売の方法、売却区分、公売保証金の額等につき、公売財産の状況等に応じて、直前の<u>公売における売却条件</u>を変更することをいう。</p> <p>(期間入札による場合)</p> <p>3 期間入札の方法により公売を行った場合における法第 107 条第 3 項の「公売期日」は、入札期間の始期の属する日をいう。</p> <p>(見積価額の公告期間の短縮)</p>

改正後	改正前
<p>4 再公売に付する場合において、公売財産が、不動産、船舶又は航空機である<u>ときは</u>、公売の日の前日までに見積価額を公告する（法第107条第4項）。</p> <p>なお、上記の場合における「公売の日の前日」は、第99条関係3と同様である。</p> <p style="text-align: center;">第108条関係 公売実施の適正化のための措置</p> <p>公売参加の制限を受ける者 （制限を受ける者の範囲）</p> <p>1 法第108条第1項の規定により公売への参加を制限させる者は、次に掲げる者である。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 法第108条第1項各号に掲げる者に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者を、使用人その他の従業者として使用する者。この場合における「使用人その他の従業者」とは、事務員、工員、<u>雇人</u>その他雇用契約等に基づき従業している者をいう。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>（入札等を妨げた者）</p> <p>3 法第108条第1項第1号の「入札等を妨げた者」とは、入札に当たって入札書の記載を妨げた者、大声を発して競り売りについての<u>買受申込み</u>を妨げた者等をいう。</p> <p>（最高価申込者等の決定を妨げた者）</p> <p>4 法第108条第1項第1号の「最高価申込者等の決定を妨げた者」とは、徴収職員に</p>	<p>4 再公売に付する場合において、公売財産が、不動産、船舶又は航空機である<u>場合は</u>、公売の日の前日までに見積価額を公告する（法107条4項）。</p> <p>なお、上記の場合における「公売の日の前日」は、第99条関係3と同様である。</p> <p style="text-align: center;">第108条関係 公売実施の適正化のための措置</p> <p>公売参加の制限を受ける者 （制限を受ける者の範囲）</p> <p>1 法第108条第1項の規定により公売への参加を制限させる者は、次に掲げる者である。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 法第108条第1項各号に掲げる者に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者を、使用人その他の従業者として使用する者。この場合における「使用人その他の従業者」とは、事務員、工員、<u>よう人</u>その他雇用契約等に基づき従業している者をいう。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>（入札等を妨げた者）</p> <p>3 法第108条第1項第1号の「入札等を妨げた者」とは、入札に当たって入札書の記載を妨げた者、大声を発して競り売りについての<u>買受けの申込み</u>を妨げた者等をいう。</p> <p>（最高価申込者等の決定を妨げた者）</p> <p>4 法第108条第1項第1号の「最高価申込者等の決定を妨げた者」とは、徴収職員に</p>

改正後	改正前
<p>暴行を加えて最高価申込者等の決定を妨げた者、最高価申込者等を定めるための「くじ」（法第104条第2項、第104条の2第3項、第105条第1項後段、同条第3項参照）を引く者を脅迫して「くじ」に参加させなかった者等をいう。</p>	<p>暴行を加えて最高価申込者等の決定を妨げた者、最高価申込者等を定めるための「くじ」（法104条2項、104条の2第3項、105条1項後段、同条3項参照）を引く者を脅迫して「くじ」に参加させなかった者等をいう。</p>
<p>5 （省略）</p> <p>（不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者）</p>	<p>5 （同左）</p> <p>（不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者）</p>
<p>6 法第108条第1項第2号の「不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者」とは、公売に際し、価額を引き下げるため、競争による公正な価額の形成を妨げる意思をもって、<u>入札者等相互間で、ある価額以上の入札等を行わず、ある特定の者に低額で買い受けさせるように合意約定した者</u>をいう。</p> <p>なお、上記の場合においては、利益の一部に相当する金額を配分することが多いと考えられるが、その合意約定について利益配分の目的がないとき及び現実の入札等がなく単に合意約定したにとどまるときにおいても、上記に該当する。</p> <p>（偽りの名義で買受申込みをした者）</p>	<p>6 法第108条第1項第2号の「不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者」とは、公売に際し、価額を引き下げるため、競争による公正な価額の形成を妨げる意思をもって、<u>入札等を行う者相互間で、ある価額以上の入札を行わず、ある特定の者に低額で買い受けさせるように合意約定した者</u>をいう。</p> <p>なお、上記の場合においては、利益の一部に相当する金額を配分することが多いと考えられるが、その合意約定について利益配分の目的がないとき及び現実の入札等がなく単に合意約定したにとどまるときにおいても、上記に該当する。</p> <p>（偽りの名義で買受申込みをした者）</p>
<p>7 法第108条第1項第3号の「偽りの名義で買受申込みをした者」には、架空の人物の名義を用いた<u>入札者等</u>だけではなく、実在する他の人物の名義を勝手に用いた<u>入札者等</u>も含まれる。</p>	<p>7 法第108条第1項第3号の「偽りの名義で買受申込みをした者」には、架空の人物の名義を用いた<u>者</u>だけではなく、実在する他の人物の名義を勝手に用いて、<u>買受申込みをした者</u>も含まれる。</p>
<p>8 （省略）</p> <p>（故意に財産を損傷した者）</p>	<p>8 （同左）</p> <p>（故意に財産を損傷した者）</p>
<p>9 法第108条第1項第5号の「故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者」とは、公売財産の価額を減少させる意思をもって、財産の形状、性質等を<u>損な</u>った者</p>	<p>9 法第108条第1項第5号の「故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者」とは、公売財産の価額を減少させる意思をもって、財産の形状、性質等を<u>そこな</u>った</p>

改正後	改正前
<p>はもちろん、その結果を生ずることを知りながら財産を損傷して価額を減少させた者をいい、過失によって公売財産を損傷し、その価額を減少させた者は含まれない。</p> <p>(公売等の実施を妨げる行為をした者)</p> <p>10 法第 108 条第 1 項第 6 号の「公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者」とは、法第 108 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する者以外の者であって、公売又は随意契約による売却手続が、公正かつ円滑に行われることを妨げた者をいい、例えば、暴力をもって開札を妨げた者、随意契約により買い受けることは不利益であると欺いた者、<u>公売に係る電磁的記録を不正に改ざんした者等</u>をいう。</p> <p>公売への参加制限</p> <p>11～13 (省略)</p> <p>(入札者等の身分の証明)</p> <p>14 税務署長は、法第 108 条第 1 項の規定による公売への参加制限をするために必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる（<u>法第 108 条第 4 項</u>）。</p> <p>(刑罰法規との関係)</p> <p>15 法第 108 条第 1 項各号に掲げる者については、刑法第 96 条の 3 第 1 項《競売入札妨害》、同条第 2 項《談合行為》等の刑罰法規による処罰の有無にかかわらず、公売への参加を制限することができる。</p> <p>最高価申込者の決定の取消し等</p> <p>16 (省略)</p>	<p>者はもちろん、その結果を生ずることを知りながら財産を損傷して価額を減少させた者をいい、過失によって公売財産を損傷し、その価額を減少させた者は含まれない。</p> <p>(公売等の実施を妨げる行為をした者)</p> <p>10 法第 108 条第 1 項第 6 号の「公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者」とは、法第 108 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する者以外の者であって、公売又は随意契約による売却手続が、公正かつ円滑に行われることを妨げた者をいい、例えば、暴力をもって開札を妨げた者、随意契約により買い受けることは不利益であると欺いた者等をいう。</p> <p>公売への参加制限</p> <p>11～13 (同左)</p> <p>(入札者等の身分の証明)</p> <p>14 税務署長は、法第 108 条第 1 項の規定による公売への参加制限をするために必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる（法 108 条 4 項）。</p> <p>(刑罰法規との関係)</p> <p>15 法第 108 条第 1 項各号に掲げる者については、刑法第 96 条の 3 第 1 項《競売入札妨害》、同条第 2 項《談合行為》等の刑罰法規による処罰の有無にかかわらず、公売への参加を制限することができる。</p> <p>最高価申込者の決定の取消し等</p> <p>16 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(入札者等への通知)</p> <p>17 税務署長が、法第 108 条第 2 項の規定により「入札等がなかったものとする」場合には、その入札者等に対して、原則として、その旨を通知するものとする。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p>	<p>(入札者等への通知)</p> <p>17 税務署長が、法第 108 条第 2 項の規定により「入札等がなかったものとする」場合には、その入札者等に対して、原則として、その旨を通知するものとする。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p>
<p>(最高価申込者等の決定の取消し)</p> <p>18 法第 108 条第 2 項の「その決定を取り消す」とは、最高価申込者等が 16 に掲げる者である場合には、その最高価申込者等とする決定を取り消すことをいう。この場合においては、19 により売却決定を取り消したときを除き、最高価申込者等及び利害関係人（滞納者を含む。）に対してその旨を通知するものとする。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p>	<p>(最高価申込者等の決定の取消し)</p> <p>18 法第 108 条第 2 項の「その決定を取り消す」とは、最高価申込者等が 16 に掲げる者である場合には、その最高価申込者等とする決定を取り消すことをいう。この場合においては、19 により売却決定を取り消したときを除き、最高価申込者等及び利害関係人（滞納者を含む。）に対してその旨を通知するものとする。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p>
<p>(売却決定の取消し)</p> <p>19 売却決定後において、法第 108 条第 2 項の規定により最高価申込者等とする決定を取り消すときは、その売却決定も取り消すものとする。この場合においては、買受人及び利害関係人（滞納者を含む。）に対して、その旨を通知するものとする。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p>	<p>(売却決定の取消し)</p> <p>19 売却決定後において、法第 108 条第 2 項の規定により最高価申込者等とする決定を取り消すときは、その売却決定も取り消すものとする。この場合においては、買受人及び利害関係人（滞納者を含む。）に対して、その旨を通知するものとする。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p>
<p>公売保証金の国庫帰属</p> <p>20 (省略)</p>	<p>公売保証金の国庫帰属</p> <p>20 (同左)</p>
<p>(国庫に帰属する公売保証金)</p> <p>21 法第 108 条第 3 項の「その公売保証金」とは、20 に掲げた者が<u>法第 100 条第 1 項第 1 号に規定する現金で納付する方法により提供した公売保証金又は保証銀行等が納</u></p>	<p>(国庫に帰属する公売保証金)</p> <p>21 法第 108 条第 3 項の「その公売保証金」とは、20 に掲げた者の<u>納付した公売保証金をいうが、法第 100 条第 3 項又は第 4 項《公売保証金の買受代金への充当等》の規</u></p>

改正後	改正前
<p>付した入札者等に係る公売保証金に相当する現金（第 100 条関係 9 参照）をいう。この場合において、現金で納付する方法により提供した公売保証金について、法第 100 条第 3 項又は第 6 項《公売保証金の買受代金への充当等》の規定によって公売保証金が既に買受代金納付としての効果を生じているとき（第 100 条関係 8 参照）、買受人へ交付されているとき等は、法第 108 条第 3 項の規定による国庫に帰属すべき公売保証金はないものとする。</p>	<p>定によって公売保証金が既に買受代金納付としての効果を生じているとき（第 100 条関係 5 参照）、買受人へ交付されているとき等は、法第 108 条第 3 項の規定により国庫に帰属すべき公売保証金はないものとする。</p>
<p>22 （省略）</p>	<p>22 （同左）</p>
<p>（法第 100 条第 6 項との関係）</p> <p>23 法第 108 条第 3 項の「第 100 条第 6 項（公売保証金の返還）の規定は、適用しない」とは、法第 108 条第 3 項の規定により公売保証金が国庫に帰属する場合には、法第 100 条第 6 項の規定による公売保証金の返還をしないことを明らかにしたものである。</p>	<p>（法第 100 条第 4 項との関係）</p> <p>23 法第 108 条第 3 項の「第 100 条第 4 項《公売保証金の返還》の規定は、適用しない」とは、法第 108 条第 3 項の規定により公売保証金が国庫に帰属する場合には、法第 100 条第 4 項の規定による公売保証金の返還をしないことを明らかにしたものである。</p>
<p>（法第 100 条第 3 項ただし書又は第 4 項との関係）</p> <p>24 正当な理由がなく買受代金を納付しない者（法第 108 条第 1 項第 4 号）の公売保証金が、法第 108 条第 3 項の規定により国庫に帰属する場合には、法第 100 条第 3 項ただし書又は第 4 項《公売保証金の国税への充当等》の規定により公売保証金を国税へ充てること又はその残余を滞納者に交付することは、行わないものとする（第 100 条関係 10 参照）。</p>	<p>（法第 100 条第 3 項との関係）</p> <p>24 法第 108 条第 1 項第 4 号に該当する者（正当な理由がなく買受代金を納付しない者）の公売保証金が、法第 108 条第 3 項の規定により国庫に帰属する場合には、法第 100 条第 3 項ただし書《公売保証金の国税への充当等》の規定により公売保証金を国税へ充てること又はその残余を滞納者に交付することは、行わないものとする（第 100 条関係 6 参照）。</p>
<p>第 3 款 随意契約による売却</p> <p>第 109 条関係 随意契約による売却</p>	<p>第 3 款 随意契約による売却</p> <p>第 109 条関係 随意契約による売却</p>

改正後	改正前
<p>1 (省略)</p> <p>随意契約により売却できる場合 (買受人の適格を有する者が1人であるとき)</p> <p>2 法第109条第1項第1号の「法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が1人であるとき」とは、<u>あへん法第7条第1項《譲渡等の禁止》の規定によりあへんは国に対してでなければ譲渡することができない</u>とされているとき等をいう。</p> <p>(財産の最高価額が定められているとき)</p> <p>3 法第109条第1項第1号の「<u>法令の規定により</u>、その財産の最高価額が定められている場合」とは、物価統制令等の規定に基づいて財産の最高価額が定められている場合をいう。 なお、最高価額が定められている財産を、その価額未満の価額で売却するときは、法第109条第1項第1号には該当しない。</p> <p>(公益上適当でないと認められるとき)</p> <p>4 法第109条第1項第1号の「<u>その他公売に付することが公益上適当でないと認められる</u>」場合において公売に代えて随意契約により売却することができる<u>とき</u>とは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) <u>麻薬及び向精神薬取締法等</u>の法令の規定により譲渡の相手方が制限されている場合において、その法令の規定により、譲受けが認められている者に対してその財産を<u>売却</u>しようとするとき。</p> <p>(2) 土地収用法、都市計画法等の規定に基づいて土地を収用できる者から、差し押さえた土地を買い受けた旨の申出があったとき。</p>	<p>1 (同左)</p> <p>随意契約により売却できる場合 (買受人の適格を有する者が1人であるとき)</p> <p>2 法第109条第1項第1号の「法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が1人であるとき」とは、<u>たばこ専売法第18条第1項《納付》の規定により耕作者の収穫した葉たばこをすべて専売公社に対して納付しなければならない</u>とされているとき等をいう。</p> <p>(財産の最高価額が定められているとき)</p> <p>3 法第109条第1項第1号の「その財産の最高価額が定められている場合」とは、物価統制令等の規定に基づいて財産の最高価額が定められている場合をいう。 なお、最高価額が定められている財産を、その価額未満の価額で売却するときは、法第109条第1項第1号には該当しない。</p> <p>(公益上適当でないと認められるとき)</p> <p>4 法第109条第1項第1号の「<u>その他公売に付することが公益上適当でないと認められるとき</u>」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) <u>麻薬取締法等</u>の法令の規定により譲渡の相手方が制限されている場合において、その法令の規定により、譲受けが認められている者に対してその財産を<u>譲渡</u>しようとするとき。</p> <p>(2) 土地収用法、都市計画法等の規定に基づいて土地を収用できる者から、差し押さえた土地を買い受けた旨の申出があったとき <u>(大正 9.7.23 大判、昭和 26.10.24</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 公売財産が私有道路、公園、排水溝、下水処理槽等である場合において、その利用者又は地方公共団体等から、その私有道路等を買いたい旨の申出があったとき <u>(平成 9.4.8 最高判参照)</u>。</p> <p>(取引所の相場がある財産)</p> <p>5 法第 109 条第 1 項第 2 号の「取引所の相場がある財産」とは、証券取引所又は商品取引所における相場のある財産、例えば、株券、社債券、生糸、<u>天然ゴム</u>、金等（証券取引法第 2 条第 1 項、商品取引所法第 2 条第 4 項、同法施行令第 1 条）をいう。</p> <p><u>(注) 上場有価証券については、証券会社等を通じて委託売却できることに留意する。</u></p> <p>売却する場合の通知等</p> <p>(売却の通知)</p> <p>6 随意契約による売却をする場合には、7 の場合を除き、売却をする日の 7 日前までに、法第 96 条《公売の通知》に準ずる通知書を発しなければならないが（<u>法第 109 条第 4 項</u>）、この通知等については、第 96 条関係で定めるところに<u>準じて行う</u>。</p> <p><u>なお、上記の「7 日前までに通知書を発しなければならない」とは、売却する日の前日を第 1 日として 7 日目に当たる日の前日以前に通知書を発しなければならないこと</u>をいう。</p> <p><u>また、上記の「7 日目に当たる日の前日」が休日等に当たるときは、これらの日の前日とする。</u></p> <p>(通知をしない場合)</p> <p>7 随意契約による売却をする場合において、その売却の期日が、直前の公売期日又は</p>	<p><u>高知地判参照</u>)。</p> <p>(3) 公売財産が私有道路、公園、排水溝、下水処理槽等である場合において、その利用者又は地方公共団体等から、その私有道路等を買いたい旨の申出があったとき。</p> <p>(取引所の相場がある財産)</p> <p>5 法第 109 条第 1 項第 2 号の「取引所の相場がある財産」とは、証券取引所又は商品取引所における相場のある財産、例えば、株券、社債券、生糸、<u>ゴム</u>、金等（証券取引法 2 条 1 項、商品取引所法 2 条 2 項、同法施行令 1 条）をいう。</p> <p>売却する場合の通知等</p> <p>(売却の通知)</p> <p>6 随意契約による売却をする場合には、7 の場合を除き、売却をする日の 7 日前までに、法第 96 条《公売の通知》に準ずる通知書を発しなければならないが（<u>法 109 条 4 項</u>）、この通知等については、第 96 条関係で定めるところに<u>準ずる</u>。</p> <p><u>(注) 上記の「7 日前までに通知書を発しなければならない」とは、売却する日の前日を第 1 日として 7 日目に当たる日の前日以前に通知書を発しなければならないこと</u>をいう。</p> <p><u>なお、上記の「7 日目に当たる日の前日」が、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日</u>に当たるときは、<u>更にその前の日</u>にする取扱いとする。</p> <p>(通知をしない場合)</p> <p>7 随意契約による売却をする場合において、その売却の期日が、直前の公売期日又は</p>

改正後	改正前
<p>直前の随意契約による売却の期日から10日以内であるときは、6の通知等をする必要がない（<u>法第109条第4項、第107条第3項</u>）。この場合の10日は、<u>通則法第10条第1項《期間の計算》</u>の期間に該当する。</p>	<p>直前の随意契約による売却の期日から10日以内であるときは、6の通知等をする必要がない（<u>法109条4項、107条3項</u>）。この場合の10日は、<u>通則法第10条第1項《期間の計算》</u>の期間に該当する。</p>
<p>8 （省略）</p>	<p>8 （同左）</p>
<p>見積価額 （見積価額を決定する場合）</p>	<p>見積価額 （見積価額を決定する場合）</p>
<p>9 随意契約により売却する財産については、次に掲げる場合を除き、その財産の見積価額を決定しなければならない（<u>法第109条第2項前段、第98条</u>）。<u>この場合において、売却する価額は、見積価額以上の金額でなければならない（法第104条参照）。</u></p>	<p>9 随意契約により売却する財産については、次に掲げる場合を除き、その財産の見積価額を決定しなければならない（<u>法109条2項前段、98条</u>）。</p>
<p>(1)・(2) （省略）</p>	<p>(1)・(2) （同左）</p>
<p>（直前の公売の見積価額との関係）</p>	<p>（直前の公売の見積価額との関係）</p>
<p>10 法第109条第1項第3号《公売に付しても入札等がなかった場合等》該当として随意契約により売却する場合における財産の見積価額は、その売却の直前の公売における見積価額と同額又はそれを超える額でなければならない（<u>法第109条第2項後段</u>）。</p>	<p>10 法第109条第1項第3号《公売に付しても入札等がなかった場合等》該当として随意契約により売却する場合における財産の見積価額は、その売却の直前の公売における見積価額と同額又はそれを超える額でなければならない（<u>法109条2項後段</u>）。</p>
<p>（見積価額の決定）</p>	<p>（見積価額の決定）</p>
<p>11 随意契約により売却する財産の見積価額の決定については、10の制約があるほか、<u>第98条関係で定めるところに準じて行う。</u></p> <p><u>なお、上記により決定した見積価額は、公告をしなければならないものではない。</u></p>	<p>11 随意契約により売却する財産の見積価額の決定については、10の制約があるほか、<u>第98条関係で定めるところに準ずる。</u></p> <p><u>(注) 上記により決定した見積価額は、公告をしなければならないものではない。</u></p>
<p>公売保証金の不必要</p>	<p>公売保証金の不必要</p>
<p>12 差押財産を随意契約により売却する場合には、その売却手続に参加するための公売</p>	<p>12 差押財産を随意契約により売却する場合には、その売却手続に参加するための公売</p>

改正後	改正前
<p>保証金を<u>提供</u>させることはできない。</p> <p>あらかじめ公告した価額による売却</p> <p>13 法第 109 条第 1 項第 3 号《公売に付しても入札等がなかった場合等》該当として随意契約により売却する場合において、その財産が動産であるときは、その売却価額（見積価額以上の額で、売却しようとする価額）をあらかじめ公告し、その価額によって売却（随意契約による売却）することができる（<u>法第 109 条第 3 項</u>）。この場合における公告については、法第 99 条第 3 項ただし書《見積価額の公告の特例》の規定の適用があるものとする。</p> <p>買受人となるべき者の決定の通知及び公告</p> <p>14 随意契約による売却について、買受人となるべき者を定めた場合には、法第 106 条第 2 項及び第 3 項《最高価申込者等を決定した場合の利害関係人に対する通知及び公告》の規定が準用されるから（<u>法第 109 条第 4 項</u>）、この通知及び公告については、第 106 条関係 3 から 5 までに<u>準じて行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 110 条関係 国による買入れ</p> <p>農地法等との関係</p> <p>1 国が農地法第 34 条《公売の特例》の規定により行う農地等の買収、国債証券買入銷却法第 1 条及び第 3 条《買入れ<u>銷却</u>》の規定により行う国債の<u>買入しよう（銷）却</u>等は、それぞれの法律の規定により行うものであって、法第 110 条の規定により行うものではない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 売却決定</p>	<p>保証金を<u>納付</u>させることはできない。</p> <p>あらかじめ公告した価額による売却</p> <p>13 法第 109 条第 1 項第 3 号《公売に付しても入札等がなかった場合等》該当として随意契約により売却する場合において、その財産が動産であるときは、その売却価額（見積価額以上の額で、売却しようとする価額）をあらかじめ公告し、その価額によって売却（随意契約による売却）することができる（法 109 条 3 項）。この場合における公告については、法第 99 条第 3 項ただし書《見積価額の公告の特例》の規定の適用があるものとする。</p> <p>買受人となるべき者の決定の通知及び公告</p> <p>14 随意契約による売却について、買受人となるべき者を定めた場合には、法第 106 条第 2 項及び第 3 項《最高価申込者等を決定した場合の利害関係人に対する通知及び公告》の規定が準用されるから（法 109 条 4 項）、この通知及び公告については、第 106 条関係 3 から 5 までに<u>準ずる</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 110 条関係 国による買入れ</p> <p>農地法等との関係</p> <p>1 国が農地法第 34 条《公売の特例》の規定により行う農地等の買収、国債証券買入銷却法第 1 条及び第 3 条《買入れ<u>しよう却</u>》の規定により行う国債の<u>買入れしよう（銷）却</u>等は、それぞれの法律の規定により行うものであって、法第 110 条の規定により行うものではない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 売却決定</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 111 条関係 動産等の売却決定</p> <p>売却の決定 (公売をする日)</p> <p>1 法第 111 条の「公売をする日」とは、公売により売却する場合には<u>最高価申込者の決定の日</u>を、随意契約により売却する場合にはその売却する日（以下これらを「公売期日等」という。）を、それぞれいう。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(売却決定)</p> <p>3 法第 111 条の「売却決定」とは、公売期日等において、2 に掲げる者（以下「最高価申込者」という。）に対して、その<u>買受申込みをした財産について売却することを決定する処分</u>をいう。</p> <p>売却決定の効果</p> <p>4 売却決定は、換価に付した財産について滞納者（<u>法第 24 条</u>の譲渡担保権者、物上保証人等を含む。）と最高価申込者との間における売買契約成立の効果を生ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第 111 条関係 動産等の売却決定</p> <p>売却の決定 (公売をする日)</p> <p>1 法第 111 条の「公売をする日」とは、公売により売却する場合には<u>法第 95 条第 1 項第 3 号《公売公告》の「公売の日時」の属する日（期間入札の場合には、入札書を提出することができる終期の属する日）</u>を、随意契約により売却する場合にはその売却する日（以下これらを「公売期日等」という。）を、それぞれいう。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(売却決定)</p> <p>3 法第 111 条の「売却決定」とは、公売期日等において、2 に掲げる者（以下「最高価申込者」という。）に対して、その<u>買受けの申込みをした財産を売却することに決定する処分</u>をいう。</p> <p>売却決定の効果</p> <p>4 売却決定は、換価に付した財産について滞納者（<u>法 24 条</u>の譲渡担保権者、物上保証人等を含む。）と最高価申込者との間における売買契約成立の効果を生ずる。</p>
<p style="text-align: center;">第 112 条関係 動産等の売却決定の取消し</p> <p>1・2 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 112 条関係 動産等の売却決定の取消し</p> <p>1・2 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>損害賠償責任</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>(賠償責任)</p> <p>5 法第 112 条第 2 項の「賠償する責に任ずる」とは、国に故意又は過失がない場合においても、その損害賠償の責めを負うことをいう（国家賠償法第 1 条参照）。</p> <p>6 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 113 条関係 不動産等の売却決定</p> <p>売却決定期日</p> <p>1 法第 113 条の「起算して 7 日を経過した日」については、その日が、<u>休日等</u>に当たっても延長されない（<u>通則法第 10 条第 2 項、通則令第 2 条第 1 項第 6 号</u>参照）。</p> <p>売却決定に伴う処理</p> <p>2 次順位買受申込者に対し売却決定をした場合には、当該申込者に対し、書面又は口頭によりその旨及び買受代金の納付の期限を通知するものとする。また、<u>公売通知をすべき者のうち</u>知っている者についても同様に扱うものとする。<u>この書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p><u>なお、上記の書面は、法第 118 条《売却決定通知書の交付》に規定する売却決定通知書とは異なることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 114 条関係 買受申込み等の取消し</p>	<p>損害賠償責任</p> <p>3・4 (同左)</p> <p>(賠償責任)</p> <p>5 法第 112 条第 2 項の「賠償する責に任ずる」とは、国に故意又は過失がない場合においても、その損害賠償の責めを負うことをいう（国家賠償法 1 条参照）。</p> <p>6 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 113 条関係 不動産等の売却決定</p> <p>売却決定期日</p> <p>1 法第 113 条の「起算して 7 日を経過した日」については、その日が<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令で定める日</u>に当たっても延長されない（通則令 2 条 6 号参照）。</p> <p>売却決定に伴う処理</p> <p>2 次順位買受申込者に対し売却決定をした場合には、当該申込者に対し、書面又は口頭によりその旨及び買受代金の納付の期限を通知するものとする。また、<u>公売の通知をした者のうち</u>知っている者についても同様に扱うものとする。</p> <p><u>なお、上記の書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p><u>(注) 上記の書面は、法第 118 条《売却決定通知書の交付》に規定する売却決定通知書とは異なることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 114 条関係 買受申込み等の取消し</p>

改正後	改正前
<p>滞納処分の続行停止</p> <p>1 (省略)</p> <p>(滞納処分の続行の停止があったとき)</p> <p>2 法第 114 条の「国税通則法第 105 条第 1 項ただし書（不服申立てがあった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があったとき」とは、換価財産について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、次に掲げる場合に該当するときをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 行政事件訴訟法第 25 条第 2 項本文《執行停止》の規定に基づき滞納処分の続行停止の決定があったとき。</p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p>(7) 会社更生法第 24 条第 2 項《滞納処分等の中止命令》の規定により滞納処分の中止命令があったとき。</p> <p><u>(8) 会社更生法第 25 条第 3 項第 2 号《包括的禁止命令》の規定により滞納処分が中止されたとき。</u></p> <p><u>(9) 更生手続開始の決定があったとき（会社更生法第 50 条第 2 項）。</u></p> <p><u>(10) 納税の猶予又は換価の猶予が更生計画により認められたとき（会社更生法第 199 条、第 169 条、第 201 条等参照）。</u></p>	<p>滞納処分の続行停止</p> <p>1 (同左)</p> <p>(滞納処分の続行の停止があったとき)</p> <p>2 法第 114 条の「国税通則法第 105 条第 1 項ただし書（不服申立てがあった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があったとき」とは、換価財産について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、次に掲げる場合に該当するときをいう。</p> <p><u>(注) 法第 32 条第 4 項《第二次納税義務者の財産の換価の制限》、所得税法第 117 条《予定納税額の滞納処分の特例》、第 118 条《予定納税額の徴収猶予》等の規定のように、もともと換価をすることが期待できない場合は、法第 114 条の規定を適用する余地がない。</u></p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 行政事件訴訟法第 25 条第 2 項本文《執行停止》の規定に基づき滞納処分の続行の停止命令があったとき。</p> <p>(5)・(6) (同左)</p> <p>(7) 会社更生法第 37 条第 2 項《滞納処分等の中止命令》の規定により滞納処分の中止命令があったとき。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8) 更生手続開始の決定があったとき（会社更生法 67 条 2 項）。</u></p> <p><u>(9) 納税の猶予又は換価の猶予が更生計画により認められたとき（会社更生法 232 条、122 条、236 条など参照）。</u></p>

改正後	改正前
<p>入札等又は買受けの取消しに伴う措置 (取消しの効力の発生と手続等)</p> <p>3 法第 114 条の「その入札等又は買受けを取り消すことができる」については、最高価申込者等又は買受人からの入札等又は買受けの取消しの申出により、その効力が生ずるのであるが、これらの申出があった場合には、税務署長は、最高価申込者等の決定の取消し又は売却決定の取消しの手続をとるものとする。この場合において、税務署長は、知れている利害関係人(滞納者を含む。)に対してその旨を通知するものとする。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p>(公売保証金の返還)</p> <p>4 最高価申込者等又は買受人がその入札等又は買受けを取り消した場合において、その者の<u>提供</u>した公売保証金があるときは、遅滞なく、その公売保証金をその<u>提供</u>した者に返還しなければならない(法第 100 条第 6 項第 3 号)。</p> <p>再公売との関係</p> <p>5 滞納処分^の続行の停止が解除された後においては、その続行の停止に係る公売を前提とする再公売(法第 107 条)をすることはできない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 款 代金納付及び権利移転</p> <p style="text-align: center;">第 115 条関係 買受代金の納付の期限等</p> <p>納付の期限</p> <p>1 (省略)</p>	<p>入札等又は買受けの取消しに伴う措置 (取消しの効力の発生と手続等)</p> <p>3 法第 114 条の「その入札等又は買受けを取り消すことができる」については、最高価申込者等又は買受人からの入札等又は買受けの取消しの申出により、その効力が生ずるのであるが、これらの申出があった場合には、税務署長は、最高価申込者等の決定の取消し又は売却決定の取消しの手続をとるものとする。この場合において、税務署長は、知れている利害関係人(滞納者を含む。)に対してその旨を通知するものとする。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p> <p>(公売保証金の返還)</p> <p>4 最高価申込者等又は買受人がその入札等又は買受けを取り消した場合において、その者の<u>納付</u>した公売保証金があるときは、遅滞なく、その公売保証金をその<u>納付</u>した者に返還しなければならない(法 100 条 4 項 3 号)。</p> <p>再公売との関係</p> <p>5 滞納処分^の続行の停止が解除された後においては、その続行の停止に係る公売を前提とする再公売(法 107 条)をすることはできない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 款 代金納付及び権利移転</p> <p style="text-align: center;">第 115 条関係 買受代金の納付の期限等</p> <p>納付の期限</p> <p>1 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(期間)</p> <p>2 法第 115 条第 2 項の「期間」は、通則法第 10 条第 1 項《期間の計算》の期間に該当する。</p> <p>なお、法第 115 条第 2 項の規定によって期限を延長するときは、<u>30 日以内</u>の日のうち休日等に当たる日は、<u>その期限に指定しないものとする</u>。</p> <p>(買受人が次順位買受申込者である場合)</p> <p>3 法第 115 条第 2 項の「前項の期限」には、買受人が次順位買受申込者である場合の売却決定の日から起算して 7 日を経過した日 <u>(法第 115 条第 1 項)</u> が含まれる。</p> <p>(公売公告と期限の延長)</p> <p>4 法第 115 条第 2 項の規定による期限の延長は、必ず公売公告に記載して行う <u>もの</u> とする (第 95 条関係 12 の<u>注</u>2 参照)。</p> <p>買受代金の納付</p> <p>5 (省略)</p> <p>(納付の手続)</p> <p>6 換価財産の買受人は、買受代金に、買受けに係る財産の名称、数量、性質、所在及び買受代金の額を記載した書面を添えて、徴収職員に納付しなければならない (令第 42 条の 3)。</p> <p>売却決定の取消し及び通知</p> <p>(売却決定の取消し)</p>	<p>(期間)</p> <p>2 法第 115 条第 2 項の「期間」は、通則法第 10 条第 1 項《期間の計算》の期間に該当する。</p> <p><u>注</u> 法第 115 条第 2 項の規定によって期限を延長するときは、<u>10 日以内</u>の日のうち日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令で定める日に当たる日は、指定しないものとする。</p> <p>(買受人が次順位買受申込者である場合)</p> <p>3 法第 115 条第 2 項の「前項の期限」には、買受人が次順位買受申込者である場合の売却決定の日から起算して 7 日を経過した日が含まれる <u>(法 115 条 1 項)</u>。</p> <p>(公売公告と期限の延長)</p> <p>4 法第 115 条第 2 項の規定による期限の延長は、必ず公売公告に記載して行う <u>取扱い</u> とする (第 95 条関係 12 参照)。</p> <p>買受代金の納付</p> <p>5 (同左)</p> <p>(納付の手続)</p> <p>6 換価財産の買受人は、買受代金に、買受けに係る財産の名称、数量、性質、所在及び買受代金の額を記載した書面を添えて、徴収職員に納付しなければならない (令第 42 条の 3)。</p> <p>売却決定の取消し及び通知</p> <p>(売却決定の取消し)</p>

改正後	改正前
<p>7 買受人が買受代金を期限までに納付しないときは、速やかに売却決定を取り消すものとする。ただし、次順位買受申込者が定められていない場合において、期限までに納付できないことの理由が<u>やむを得ない</u>ものであって、しかもそれが継続しており、かつ、取消しをしないことが徴収上有利であると認められるときにあっては、相当の期間に限って取消しが遅れても差し支えない。</p> <p>(取消しの通知)</p> <p>8 法第 115 条第 4 項の規定により売却決定を取り消したときは、買受人及び利害関係人（滞納者を含む。）に対して、その旨を通知するものとする。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p>9 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 116 条関係 買受代金の納付の効果</p> <p>換価財産の取得</p> <p>1 法第 116 条第 1 項の「換価財産を取得する」とは、買受人が滞納者から換価財産を承継取得することをいう（第 89 条関係 7 参照）。</p> <p>権利移転の時期</p> <p>2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（<u>法第 116 条第 1 項</u>）。</p> <p>なお、おおむね次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。</p> <p>(1) 鉱業権又は特定鉱業権の移転については<u>鉱業原簿又は特定鉱業原簿への登録</u>（鉱</p>	<p>7 買受人が買受代金を期限までに納付しないときは、速やかに売却決定を取り消すものとする。ただし、次順位買受申込者が定められていない場合において、期限までに納付できないことの理由が<u>やむをえない</u>ものであって、しかもそれが継続しており、かつ、取消しをしないことが徴収上有利であると認められるときにあっては、相当の期間に限って取消しが遅れても差し支えない<u>ものとする。</u></p> <p>(取消しの通知)</p> <p>8 法第 115 条第 4 項の規定により売却決定を取り消したときは、買受人及び利害関係人（滞納者を含む。）に対して、その旨を通知するものとする。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p> <p>9 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 116 条関係 買受代金の納付の効果</p> <p>換価財産の取得</p> <p>1 法第 116 条第 1 項の「換価財産を取得する」とは、買受人が滞納者から換価財産を<u>承継的に</u>取得することをいう（第 89 条関係 7 参照）。</p> <p>権利移転の時期</p> <p>2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（<u>法 116 条 1 項</u>）。</p> <p>なお、おおむね次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。</p> <p>(1) 鉱業権又は特定鉱業権の移転については登録（<u>鉱業法 60 条、大陸棚特別措置法</u></p>

改正後	改正前
<p>業法第 60 条、大陸棚特別措置法第 32 条第 1 項第 1 号)</p> <p>(2) 特許権、実用新案権若しくは意匠権又はこれらについての専用実施権の移転については特許原簿、実用新案原簿又は意匠原簿への登録（特許法第 98 条第 1 項、実用新案法第 26 条、第 18 条第 3 項、意匠法第 36 条、第 27 条第 4 項）</p> <p>(3) 商標権及びその専用使用権の移転については商業原簿への登録（商標法第 35 条、第 30 条第 4 項）</p> <p>(4) 育成者権若しくは回路配置利用権又はこれらについての専用利用権の移転については品種登録簿又は回路配置原簿への登録（種苗法第 32 条第 1 項、半導体集積回路配置法第 21 条第 1 項）</p> <p>(5) 電話加入権の譲渡については、<u>NTT</u>の承認（電気通信事業法附則第 9 条第 1 項、旧公衆電気通信法第 38 条第 1 項）</p> <p>(6) 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可（買受人がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合には、都道府県知事の許可）（農地法第 3 条第 1 項、第 4 項）</p>	<p>32 条 1 項 1 号)</p> <p>(2) 特許権、実用新案権及び意匠権並びにこれらについての専用実施権の移転については登録（特許法 98 条 1 項、実用新案法 26 条、18 条 3 項、意匠法 36 条、<u>27 条 3 項</u>）</p> <p>(3) 商標権及びその専用使用権の移転については登録（商標法 35 条、30 条 4 項）</p> <p>（新設）</p> <p>(4) 電話加入権の譲渡については、<u>日本電信電話公社</u>の承認（公衆電気通信法 38 条 1 項）</p> <p>(5) 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可（買受人がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合には、都道府県知事の許可）（農地法 3 条 1 項、4 項）</p>
<p>危険負担の移転の時期</p> <p>3 買受人が買受代金の全額を納付した場合は、その時に換価財産の権利が移転するから、換価財産の換価に伴う危険負担もその時に買受人に移転する。したがって、換価財産の買受人から買受代金の納付を受ける前において、その財産上に生じた危険（例えば、焼失、盗難等）は、滞納者が負担する。また、換価財産の買受人から買受代金の納付があった後において、その財産上に生じた危険は、その財産の登記の既未済又は現実の引渡しの有無にかかわらず、買受人が負担する。</p> <p>なお、2 の(1)から(6)までに掲げる一定の要件を満たさなければ権利移転の効力が生</p>	<p>危険負担の移転の時期</p> <p>3 買受人が買受代金の全額を納付した場合は、その時に換価財産の権利が移転するから、換価財産の換価に伴う危険負担もその時に買受人に移転する。したがって、換価財産の買受人から買受代金の納付を受ける前において、その財産上に生じた危険（例えば、焼失、盗難等）は、滞納者が負担する。また、換価財産の買受人から買受代金の納付があった後において、その財産上に生じた危険は、その財産の登記の既未済又は現実の引渡しの有無にかかわらず、買受人が負担する。</p>

改正後	改正前
<p><u>じない財産については、当該要件が満たされ、その権利が移転した時に、換価財産の換価に伴う危険負担が買受人に移転する。</u></p> <p>4 (省略)</p> <p>第 117 条関係 国税の完納による売却決定の取消し</p> <p>国税の完納の証明 (国税の完納)</p> <p>1 法第 117 条の「国税の完納」とは、<u>換価処分</u>の基礎となっている国税の全額が消滅することをいい、納付、更正の取消し、免除又は還付金等の充当等その消滅の理由のいかんを問わない。</p> <p>(事実の証明)</p> <p>2 法第 117 条の「国税の完納の事実」の証明は、納税者又は第三者から、売却決定をした税務署長に対し、国税の領収証書その他その完納の事実を証する書面（収納機関がその完納の事実を証する書面）を呈示することによってしなければならない（<u>令第 43 条</u>）。</p> <p>なお、税務署長は、収納機関から送付された領収済通知書又は領収済報告書により、<u>換価処分</u>の基礎となっている国税の完納の事実が確認できたときは、証明を待つまでもなく、直ちに売却決定を取り消すものとする。</p> <p>売却決定の取消し (取消しの通知)</p> <p>3 法第 117 条の規定により売却決定を取り消したときは、買受人及び利害関係人（滞</p>	<p>4 (同左)</p> <p>第 117 条関係 国税の完納による売却決定の取消し</p> <p>国税の完納の証明 (国税の完納)</p> <p>1 法第 117 条の「国税の完納」とは、<u>換価の基因</u>となっている国税の全額が消滅することをいい、納付、更正の取消し、免除又は還付金等の充当等その消滅の理由のいかんを問わない。</p> <p>(事実の証明)</p> <p>2 法第 117 条の「国税の完納の事実」の証明は、納税者又は第三者から、売却決定をした税務署長に対し、国税の領収証書その他その完納の事実を証する書面（収納機関がその完納の事実を証する書面）を呈示することによってしなければならない（<u>令 43 条</u>）。</p> <p>なお、税務署長は、収納機関から送付された領収済通知書又は領収済報告書により、<u>換価の基因</u>となっている国税の完納の事実が確認できたときは、証明を待つまでもなく、直ちに売却決定を取り消すものとする。</p> <p>売却決定の取消し (取消しの通知)</p> <p>3 法第 117 条の規定により売却決定を取り消したときは、買受人及び利害関係人（滞</p>

改正後	改正前
<p>納者を含む。) に対して、その旨を通知するものとする。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p>(取消しの効果)</p> <p>4 法第 117 条の規定により売却決定を取り消したときは、滞納者と買受人との間の売買契約は、売却決定の時にさかのぼって消滅するから、税務署長は、買受人の<u>提供</u>した公売保証金があるときは、遅滞なく、これを買受人に返還しなければならない(法第 100 条第 6 項第 5 号)。</p> <p style="text-align: center;">第 118 条関係 売却決定通知書の交付</p> <p>売却決定通知書</p> <p>1 法第 118 条の「売却決定通知書」は、令第 44 条各号《売却決定通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 9 号書式による。</p> <p>交付しない場合 (動産の場合)</p> <p>2 動産を換価した場合において、その動産を公売の場所に引き揚げているとき、買受人が占有しているとき、その他直接買受人に引渡しができるとき等売却決定通知書を交付する必要がないと認めるときは、売却決定通知書の交付をしないものとする(法第 118 条ただし書)。</p> <p>(有価証券の場合)</p> <p>3 有価証券を換価した場合においては、法第 118 条の売却決定通知書の交付を要しない(法第 118 条本文)。</p>	<p>納者を含む。) に対して、その旨を通知するものとする。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p> <p>(取消しの効果)</p> <p>4 法第 117 条の規定により売却決定を取り消したときは、滞納者と買受人との間の売買契約は、売却決定の時にさかのぼって消滅するから、税務署長は、買受人の<u>納付</u>した公売保証金があるときは、遅滞なく、これを買受人に返還しなければならない(法第 100 条 4 項 5 号)。</p> <p style="text-align: center;">第 118 条関係 売却決定通知書の交付</p> <p>売却決定通知書</p> <p>1 法第 118 条の「売却決定通知書」とは、令第 44 条各号《売却決定通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 9 号書式による。</p> <p>交付しない場合 (動産の場合)</p> <p>2 動産を換価した場合において、その動産を公売の場所に引き揚げているとき、買受人が占有しているとき、その他直接買受人に引渡しができるとき等売却決定通知書を交付する必要がないと認めるときは、売却決定通知書の交付をしないものとする(法第 118 条ただし書)。</p> <p>(有価証券の場合)</p> <p>3 有価証券を換価した場合においては、法第 118 条の売却決定通知書の交付を要しない(法 118 条本文)。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 119 条関係 動産等の引渡し</p> <p>引渡しの方法 (徴収職員が占有した場合の引渡し)</p> <p>1 法第 119 条第 1 項の「引き渡さなければならない」とは、換価した動産、有価証券又は自動車、<u>建設機械若しくは小型船舶</u>（徴収職員が占有したものに限る。以下第 119 条関係において「動産等」という。）を買受人に現実引き渡すことをいう。ただし、その動産等を 2 の者以外の第三者に保管させている場合には、民法第 184 条《指図による占有の移転》の規定により引き渡すことができる。</p> <p>(滞納者又は第三者に保管させている場合の引渡し)</p> <p>2 換価した動産等を滞納者又は第三者に保管させている場合の引渡しは、売却決定通知書にその引渡しをする旨並びにその引渡しに係る動産等を保管する者の氏名及び住所又は居所を付記して買受人に交付することによって行う <u>(法第 119 条第 2 項前段、令第 45 条第 1 項)</u>。この場合においては、税務署長は、その動産等を保管している滞納者又は第三者に対し、令第 45 条第 2 項各号《保管している動産等を引き渡す場合の通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により、通知しなければならない <u>(法第 119 条第 2 項後段、令第 45 条第 2 項)</u>。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p><u>なお</u>、保管者がその動産等の現実の引渡しを拒否しても、国はその現実の引渡しを行う義務を負わない。</p> <p style="text-align: center;">第 120 条関係 有価証券の裏書等</p>	<p style="text-align: center;">第 119 条関係 動産等の引渡し</p> <p>引渡しの方法 (徴収職員が占有した場合の引渡し)</p> <p>1 法第 119 条第 1 項の「引き渡さなければならない」とは、換価した動産、有価証券又は自動車<u>若しくは建設機械</u>（徴収職員が占有したものに限る。以下第 119 条関係において「動産等」という。）を買受人に現実引き渡すことをいう。ただし、その動産等を 2 の者以外の第三者に保管させている場合には、民法第 184 条《指図による占有の移転》の規定により引き渡すことができる。</p> <p>(滞納者又は第三者に保管させている場合の引渡し)</p> <p>2 換価した動産等を<u>滞納者又は第三者に保管させている場合の引渡しは</u>、売却決定通知書にその引渡しをする旨並びにその引渡しに係る動産等を保管する者の氏名及び住所又は居所を付記して買受人に交付すること <u>(令 45 条 1 項)</u> によって行う <u>(法 119 条 2 項前段)</u>。この場合においては、税務署長は、その動産等を保管している滞納者又は第三者に対し、令第 45 条第 2 項各号《保管している動産等を引き渡す場合の通知書の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により、通知しなければならない <u>(法 119 条 2 項後段、令 45 条 2 項)</u>。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p><u>(注)</u> 保管者がその動産等の現実の引渡しを拒否しても、国はその現実の引渡しを行う義務を負わない。</p> <p style="text-align: center;">第 120 条関係 有価証券の裏書等</p>

改正後	改正前
<p>期限の指定</p> <p>1 法第 120 条第 1 項の規定により指定する期限は、換価した有価証券の内容、数量等を考慮して定めるものとする。</p> <p>なお、記名株式を換価した場合の権利移転の手続は、株券の交付のみで足りるから（<u>会社法第 128 条第 1 項</u>参照）、法第 120 条に規定する手続をとる必要はない。</p> <p>税務署長による裏書等</p> <p>2 滞納者が、法第 120 条第 1 項の期限までに、換価した有価証券に係る権利の移転につき必要な手続を<u>しない</u>ときは、税務署長は、滞納者に代わり、次の手続をする（<u>法第 120 条第 2 項</u>）。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 権利移転につき名義変更を必要とする有価証券については、「公売（又は随意契約）による買受人何某に譲渡したから、国税徴収法第 120 条第 2 項の規定により、滞納者何某に代わり、名義変更を請求する」旨を記載した書面に、税務署長が署名押印する。</p> <p>なお、上記の書面の交付を受けた買受人は、その証券の発行者（名義書換代理人を含む。）に対して名義変更を請求するが、この場合における費用は、買受人の負担とする（<u>法第 123 条</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 121 条関係 権利移転の登記の嘱託</p> <p>法第 121 条の規定による場合 (財産)</p> <p>1 法第 121 条の規定により、権利の移転の登記を嘱託する財産は、権利の移転につき登記を要する財産のうち、4 及び 5 によるもの以外の財産、すなわち、<u>登録公社債等</u></p>	<p>期限の指定</p> <p>1 法第 120 条第 1 項の規定により指定する期限は、換価した有価証券の内容、数量等を考慮して定めるものとする。</p> <p>なお、記名株式を換価した場合の権利移転の手続は、株券の交付のみで足りるから（<u>商法 205 条</u>参照）、法第 120 条に規定する手続をとる必要はない。</p> <p>税務署長による裏書等</p> <p>2 滞納者が、法第 120 条第 1 項の期限までに、換価した有価証券に係る権利の移転につき必要な手続を<u>とらない</u>ときは、税務署長は、滞納者に代わり、次の手続を<u>とるものとする</u>（<u>法 120 条 2 項</u>）。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 権利移転につき名義変更を必要とする有価証券については、「公売（又は随意契約）による買受人何某に譲渡したから、国税徴収法第 120 条第 2 項の規定により、滞納者何某に代わり、名義変更を請求する」旨を記載した書面に、税務署長が署名押印する。</p> <p>(註) 上記の書面の交付を受けた買受人は、その証券の発行者（名義書換代理人を含む。）に対して名義変更を請求するが、この場合における費用は、買受人の負担とする（<u>法 123 条</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 121 条関係 権利移転の登記の嘱託</p> <p>法第 121 条の規定による場合 (財産)</p> <p>1 法第 121 条の規定により、権利の移転の登記を嘱託する財産は、権利の移転につき登記を要する財産のうち、4 及び 5 によるもの以外の財産、すなわち、<u>鉱業権、特定</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="174 215 1084 338"><u>に係る債権、鉱業権、特定鉱業権、漁業権、入漁権、ダム使用权、航空機、自動車、小型船舶、特許権、特許実施権、実用新案権、実用新案実施権、意匠権、意匠実施権、商標権、育成者権、回路配置利用権、著作権、著作隣接権、出版権等</u>である。</p> <p data-bbox="190 406 376 434">(権利移転の手続)</p> <p data-bbox="152 454 1084 625">2 税務署長は、買受代金を納付した買受人の請求があったときは、権利移転の登記の嘱託書に買受人から提出があった売却決定通知書又はその謄本を添付して、関係機関にその権利の移転の登記を嘱託しなければならない(令第46条)。この関係機関は、差押えの登記の嘱託をした関係機関と同様である。</p> <p data-bbox="197 646 497 673">なお、次のことに留意する。</p> <p data-bbox="174 694 1084 1013">(1) 自動車の権利移転の登録を嘱託するときは、嘱託書に売却決定通知書又はその謄本を添付するほか自動車検査証を呈示しなければならない(道路運送車両法第13条第3項)。この場合において、その自動車の使用本拠の位置が変更となり、かつ、買受人の自動車の使用本拠の位置が、自動車の保管場所の確保等に関する法律の適用を受ける地域(同法附則第2項参照)内にあるときは、自動車保管場所証明書(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第2条第1項参照)を添付しなければならない(自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条)。</p> <p data-bbox="174 1077 309 1104">(2) (省略)</p> <p data-bbox="152 1173 273 1200">3 (省略)</p> <p data-bbox="152 1268 510 1295">不動産登記法等の規定による場合</p> <p data-bbox="152 1316 1084 1396">4 不動産登記法第115条《公売処分による登記》の規定の適用がある場合(不動産とみなされることにより同条の適用がある場合を含む。工場抵当法第14条第1項、鉱</p>	<p data-bbox="1137 215 2047 338"><u>鉱業権、漁業権、入漁権、ダム使用权、航空機、自動車、特許権、特許実施権、実用新案権、実用新案実施権、意匠権、意匠実施権、商標権、著作権、著作隣接権、出版権、登録公社債等に係る債権等</u>である。</p> <p data-bbox="1153 406 1339 434">(権利移転の手続)</p> <p data-bbox="1115 454 2047 625">2 税務署長は、買受代金を納付した買受人の請求があったときは、権利移転の登記の嘱託書に買受人から提出があった売却決定通知書又はその謄本を添付して、関係機関にその権利の移転の登記を嘱託しなければならない(令46条)。この関係機関は、差押えの登記の嘱託をした関係機関と同様である。</p> <p data-bbox="1167 646 1467 673">なお、次のことに留意する。</p> <p data-bbox="1137 694 2047 817">(1) 自動車の権利移転の登録を嘱託するときは、嘱託書に売却決定通知書又はその謄本を添付するほか自動車検査証を呈示しなければならない(道路運送車両法13条3項)。</p> <p data-bbox="1160 837 2047 1061">この場合において、その自動車の使用本拠の位置が変更となり、かつ、買受人の自動車の使用本拠の位置が、自動車の保管場所の確保等に関する法律の適用を受ける地域(同法施行令2条別表参照)内にあるときは、自動車保管場所証明書(自動車の保管場所の確保を証する書面に関する命令1条別記様式参照)を添付しなければならない(自動車の保管場所の確保等に関する法律4条)。</p> <p data-bbox="1137 1077 1272 1104">(2) (同左)</p> <p data-bbox="1115 1173 1236 1200">3 (同左)</p> <p data-bbox="1115 1268 1473 1295">不動産登記法等の規定による場合</p> <p data-bbox="1115 1316 2047 1396">4 不動産登記法第29条《公売処分による登記》の規定の適用がある場合(不動産とみなされることにより同条の適用がある場合を含む。工場抵当法14条1項、鉱業抵</p>

改正後	改正前
<p>業抵当法第3条、漁業財団抵当法第6条、道路交通事業抵当法第8条、港湾運送事業法第26条、立木法第2条第1項、観光施設財団抵当法第8条参照)並びに船舶登記令第35条《不動産登記法等の準用》及び建設機械登記令第16条《不動産登記法等の準用》の規定により不動産登記法第115条の規定が準用される場合において、買受代金を納付した買受人の請求があったときは、税務署長は、次の登記を、それぞれの書類を添付して嘱託しなければならない。</p> <p>(1) 換価による権利移転の登記 <u>税務署長が作成した登記原因証明書</u></p> <p>(2) 換価に係る差押えの登記の抹消の登記 <u>税務署長が作成した登記原因証明書</u></p> <p>(3) 換価により消滅した権利(第89条関係8から13まで参照)の登記の抹消の登記 配当計算書の謄本(令第46条)</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>当法3条、漁業財団抵当法6条、道路交通事業抵当法8条、港湾運送事業法26条、立木法2条1項、観光施設財団抵当法8条参照)並びに船舶登記規則第1条《不動産登記法の準用》及び建設機械登記令第9条《不動産登記法の準用》の規定により不動産登記法第29条の規定が準用される場合において、買受代金を納付した買受人の請求があったときは、税務署長は、次の登記を、それぞれの書類を添付して嘱託しなければならない。</p> <p>(1) 換価による権利移転の登記 <u>買受人から提出があった売却決定通知書又はその謄本</u></p> <p>(2) 換価に係る差押えの登記の抹消の登記 <u>買受人から提出があった売却決定通知書又はその謄本</u></p> <p>(3) 換価により消滅した権利(第89条関係8から13まで参照)の登記の抹消の登記 配当計算書の謄本(令46条)</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>鉄道抵当法等の規定による場合</p> <p>5 鉄道抵当法の規定に基づく鉄道財団、軌道財団及び運河財団の権利移転の登記等の嘱託については、4に準じて行う(鉄道抵当法第77条の2、第68条、軌道ノ抵当ニ関スル法律第1条、運河法第13条、法第121条)。</p> <p>第122条関係 債権等の権利移転の手續</p> <p>換価した債権等の権利移転の手續</p> <p>1 (省略)</p> <p>(売却決定通知書の交付)</p>	<p>鉄道抵当法等の規定による場合</p> <p>5 鉄道抵当法の規定に基づく鉄道財団、軌道財団及び運河財団の権利移転の登記等の嘱託については、4に準じて取り扱う(鉄道抵当法77条の2、68条、軌道ノ抵当ニ関スル法律1条、運河法13条、法121条)。</p> <p>第122条関係 債権等の権利移転の手續</p> <p>換価した債権等の権利移転の手續</p> <p>1 (同左)</p> <p>(売却決定通知書の交付)</p>

改正後	改正前
<p>2 換価した債権等の買受人がその買受代金を完納したときは、税務署長は、売却決定通知書を第三債務者等に交付しなければならない（<u>法第 122 条第 1 項</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 123 条関係 権利移転に伴う費用の負担</p> <p>権利移転に伴う費用</p> <p>1 (省略)</p> <p>(登録免許税)</p> <p>2 法第 123 条の「第 121 条（権利移転の登記の嘱託）の規定による嘱託に係る登記の登録免許税」とは、権利移転の登記の嘱託により登記を受ける場合に納付すべき登録免許税をいう（登録免許税法<u>第 2 条</u>参照）。</p> <p>3 (省略)</p> <p>買受人の負担</p> <p>4 1 から 3 までに掲げる費用については、買受人は前払いしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 124 条関係 担保権の消滅又は引受け</p> <p>担保権等の消滅</p> <p>(先取特権)</p> <p>1 法第 124 条第 1 項の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記（保全仮登記を含む。）</p>	<p>2 換価した債権等の買受人がその買受代金を完納したときは、税務署長は、売却決定通知書を第三債務者等に交付しなければならない（<u>法 122 条 1 項</u>。<u>第 118 条関係 1 参照</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 123 条関係 権利移転に伴う費用の負担</p> <p>権利移転に伴う費用</p> <p>1 (同左)</p> <p>(登録免許税)</p> <p>2 法第 123 条の「第 121 条（権利移転の登記の嘱託）の規定による嘱託に係る登記の登録免許税」とは、権利移転の登記の嘱託により登記を受ける場合に納付すべき登録免許税をいう（登録免許税法 2 条参照）。</p> <p>3 (同左)</p> <p>買受人の負担</p> <p>4 <u>法第 123 条の「買受人の負担とする」とは、1 から 3 までに掲げる費用は、買受人が前払いしなければならないことをいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 124 条関係 担保権の消滅又は引受け</p> <p>担保権等の消滅</p> <p>(先取特権)</p> <p>1 法第 124 条第 1 項の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記（保全仮登記を含む。）</p>

改正後	改正前
<p>がされた質権、抵当権、先取特権が含まれる（<u>法第133条第3項、令第50条第4項</u>参照）。また、同項の「先取特権」とは、<u>法第19条第1項各号《不動産保存の先取特権等》</u>及び<u>第20条第1項各号《不動産賃貸の先取特権等》</u>に掲げる先取特権をいう（<u>法第50条第1項</u>参照）。</p> <p>（担保のための仮登記に基づく本登記でその財産の差押え後にされたものに係る権利）</p> <p>2 法第124条第1項の「担保のための仮登記に基づく本登記（本登録を含む。）でその財産の差押え後にされたものに係る権利」とは、担保のための仮登記のある財産が滞納処分により差し押さえられた後、仮登記担保契約に基づく本登記をしたものに係る権利をいう。</p> <p>（注）担保のための仮登録のある財産が、<u>特許権等不動産登記法の適用又は準用のない財産</u>である場合には、<u>利害関係を有する第三者</u>の承諾を要しないで仮登録に基づく本登録をすることができる。</p> <p>（再売買の予約の仮登記）</p> <p>3 法第124条<u>第1項</u>の「再売買の予約の仮登記」とは、再売買の予約を登記原因とする所有権移転請求権の仮登記をいう。</p> <p>（担保権が消滅しない場合）</p> <p>4 法第124条第2項の規定による担保権の引受けがあった場合は、<u>法第124条第1項</u>の規定は適用されず（<u>法第124条第2項後段</u>）、その担保権は消滅しない。</p> <p>担保権の引受け</p>	<p>がされた質権、抵当権、先取特権が含まれる（<u>法133条3項、令50条4項</u>参照）。また、同項の「先取特権」とは、<u>法第19条第1項各号《不動産保存の先取特権等》</u>及び<u>第20条第1項各号《不動産賃貸の先取特権等》</u>に掲げる先取特権をいう（<u>法50条1項</u>参照）。</p> <p>（担保のための仮登記に基づく本登記でその財産の差押え後にされたものに係る権利）</p> <p>2 法第124条第1項の「担保のための仮登記に基づく本登記（本登録を含む。）でその財産の差押え後にされたものに係る権利」とは、担保のための仮登記のある財産が滞納処分により差し押さえられた後、仮登記担保契約に基づく本登記をしたものに係る権利をいう。</p> <p>（注）担保のための仮登録のある財産が、<u>不動産登記法の適用又は準用のない財産</u>である場合には、<u>利害関係人</u>の承諾を要しないで仮登録に基づく本登録をすることができる。</p> <p>（再売買の予約の仮登記）</p> <p>3 法第124条の「再売買の予約の仮登記」とは、再売買の予約を登記原因とする所有権移転請求権の仮登記をいう。</p> <p>（担保権が消滅しない場合）</p> <p>4 法第124条第2項の規定による担保権の引受けがあった場合は、<u>その担保権については、法第124条第1項の規定は適用されず（法124条2項後段）、したがって、その担保権は消滅しない。</u></p> <p>担保権の引受け</p>

改正後	改正前
<p>5・6 (省略)</p> <p>(国税が劣後するとき)</p> <p>7 法第 124 条第 2 項第 1 号の「次いで徴収するものであるとき」とは、差押国税のうち、法第 10 条《直接の滞納処分費の優先》の規定の適用を受ける滞納処分費を除いた国税の全額が、法第 124 条第 2 項の担保権に劣後するとき(法第 15 条から第 20 条まで参照)をいうものとする。</p> <p>(担保権者の申出)</p> <p>8 法第 124 条第 2 項第 3 号の「申出」は、令第 47 条《担保権の引受けによる換価の申出》の規定により、同条各号に掲げる事項を記載した書面をもって公売公告の日又は随意契約により売却する日の前日までに、しなければならない。この場合において、その日、<u>休日等に当たっても延長されない(通則法第 10 条第 2 項、通則令第 2 条第 1 項第 7 号)</u>。</p> <p>9 (省略)</p> <p>第 125 条関係 換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の嘱託</p> <p>消滅する権利の抹消の登記の嘱託</p> <p>1 (省略)</p> <p>(消滅する権利)</p> <p>2 法第 125 条の「換価に伴い消滅する権利に係る登記」とは、法第 124 条《担保権の</p>	<p>5・6 (同左)</p> <p>(国税が劣後するとき)</p> <p>7 法第 124 条第 2 項第 1 号の「次いで徴収するものであるとき」とは、差押国税のうち、法第 10 条《直接の滞納処分費の優先》の規定の適用を受ける滞納処分費を除いた国税の全額が、法第 124 条第 2 項の担保権に劣後するとき(法 15 条から 20 条まで参照)をいうものとする。</p> <p>(担保権者の申出)</p> <p>8 法第 124 条第 2 項第 3 号の「申出」は、令第 47 条《担保権の引受けによる換価の申出》の規定により、同条各号に掲げる事項を記載した書面をもって公売公告の日又は随意契約により売却する日の前日までに、しなければならない。この場合において、その申出の期限が、<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令に定める日に当たっても延長されない(通則法 10 条 2 項、通則令 2 条 7 号)</u>。</p> <p>9 (同左)</p> <p>第 125 条関係 換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の嘱託</p> <p>消滅する権利の抹消の登記の嘱託</p> <p>1 (同左)</p> <p>(消滅する権利)</p> <p>2 法第 125 条の「換価に伴い消滅する権利に係る登記」とは、法第 124 条《担保権の</p>

改正後	改正前
<p>消滅又は引受け》の規定により消滅する担保権に係る登記のほか、換価に伴い消滅する用益物権等の権利等（第 89 条関係 8 から 13 まで参照）に係る登記及び差押え（参加差押えを含む。）の登記をいう。</p> <p>(注) 滞調法の規定により二重差押えがされた不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、<u>小型船舶</u>、債権又はその他の財産権を滞納処分により換価し、権利移転の登記をしたときは、強制執行による差押えの登記は、登記官により職権で抹消される（滞調法第 16 条、<u>第 19 条</u>、<u>第 20 条</u>、<u>第 20 条の 8</u>、<u>第 20 条の 11</u>、滞調令第 12 条の 2、<u>第 12 条の 3</u>、<u>第 12 条の 10</u>）。</p> <p><u>(没収保全)</u></p> <p><u>3 滞納処分による差押え後に没収保全がされた財産が滞納処分により換価された場合でも、没収保全は失効せず、法第 125 条の規定による抹消の嘱託をすることはできない。ただし、滞納処分により換価されたことにより、没収保全はその理由がなくなつたときに該当するので、裁判所は没収保全命令を取り消さなければならないこととなる（組織的犯罪処罰法第 32 条、麻薬特例法第 19 条第 4 項）。この取消しにより効力を失った没収保全は、検察事務官の嘱託によりその登記は抹消される（組織的犯罪処罰法第 34 条、麻薬特例法第 19 条第 4 項）。</u></p> <p><u>なお、滞納処分による差押え後に没収保全がされた財産が滞納処分により換価された場合には、検察官にその旨を通知する（没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令第 3 条第 1 項、麻薬特例法第 19 条第 4 項）。</u></p> <p>(嘱託書の添付書類)</p> <p><u>4 法第 125 条に規定する換価に伴い消滅する権利（差押えを含む。）に係る登記の抹消の登記の嘱託をする場合には、嘱託書に配当計算書（法第 131 条参照）の謄本を添付しなければならない（令第 46 条）。</u></p>	<p>消滅又は引受け》の規定により消滅する担保権に係る登記のほか、換価に伴い消滅する用益物権等の権利等（第 89 条関係 8 から 13 まで参照）に係る登記及び差押え（参加差押えを含む。）の登記をいう。</p> <p>(注) 滞調法の規定により二重差押えがされた不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又はその他の財産権を滞納処分により換価し、権利移転の登記をしたときは、強制執行による差押えの登記は、登記官により職権で抹消される（滞調法 16 条、19 条、20 条、<u>20 条の 8</u>、<u>20 条の 11</u>、滞調令 12 条の 2、<u>12 条の 3</u>、<u>12 条の 10</u>）。</p> <p>(新設)</p> <p>(嘱託書の添付書類)</p> <p><u>3 法第 125 条に規定する換価に伴い消滅する権利（差押えを含む。）に係る登記の抹消の登記の嘱託をする場合には、嘱託書に配当計算書（法 131 条参照）の謄本を添付しなければならない（令 46 条）。</u></p>

改正後	改正前
<p>5 (省略)</p> <p>第 126 条関係 担保責任</p> <p>民法第 568 条の規定の準用 (民法第 568 条第 1 項の規定の準用)</p> <p>1 差押財産を換価した場合において、民法第 561 条本文《売主の担保責任》、第 563 条第 1 項若しくは第 2 項《権利の一部が他人に属する場合の売主の担保責任》、第 565 条《数量の不足又は物の一部滅失の場合の売主の担保責任》又は第 566 条第 1 項若しくは第 2 項《用益的権利による制限がある場合の売主の担保責任》に規定する場合に該当するときは、その財産の買受人は、これらの規定に準じ、滞納者に対してその契約を解除し、又は買受代金の減額を請求することができる(民法第 568 条第 1 項)。 この場合における買受人の権利の行使については、同法第 564 条《権利行使の除斥期間》及び第 566 条第 3 項《権利行使の除斥期間》の規定が準用される。</p> <p>(民法第 568 条第 2 項の規定の準用)</p> <p>2 1 の場合において、滞納者が無資力であるときは、換価財産の買受人は、換価代金等の配当を受けた債権者に対して、買受代金の全部又は一部の返還を請求することができる(民法第 568 条第 2 項)。この場合における請求は、滞納者に対して解除権又は買受代金減額請求権を行使した上で、滞納者が無資力であることを証明したときにすることができる(大正 8.5.3 大判参照)。</p> <p>(民法第 568 条第 3 項の規定の準用)</p> <p>3 1 又は 2 の場合において、滞納者が当初から物又は権利のけんけつ(欠缺)を知つ</p>	<p>4 (同左)</p> <p>第 126 条関係 担保責任</p> <p>民法第 568 条の規定の準用 (民法第 568 条第 1 項の規定の準用)</p> <p>1 差押財産を換価した場合において、民法第 561 条本文《売主の担保責任》、第 563 条第 1 項若しくは第 2 項《権利の一部が他人に属する場合の売主の担保責任》、第 565 条《数量の不足又は物の一部滅失の場合の売主の担保責任》又は第 566 条第 1 項若しくは第 2 項《用益的権利による制限がある場合の売主の担保責任》に規定する場合に該当する<u>場合がある</u>ときは、その財産の買受人は、これらの規定に準じ、滞納者に対してその契約を解除し、又は買受代金の減額を請求することができる。この場合における買受人の権利の行使については、同法第 564 条《権利行使の除斥期間》及び第 566 条第 3 項《権利行使の除斥期間》の規定が準用される。</p> <p>(民法第 568 条第 2 項の規定の準用)</p> <p>2 1 の場合において、滞納者が無資力であるときは、換価財産の買受人は、換価代金等の配当を受けた債権者に対して、買受代金の全部又は一部の返還を請求することができる(民法 568 条 2 項)。この場合における請求は、滞納者に対して解除権又は買受代金減額請求権を行使した上で、滞納者が無資力であることを証明したときにすることができる(大正 8.5.3 大判)。</p> <p>(民法第 568 条第 3 項の規定の準用)</p> <p>3 1 又は 2 の場合において、滞納者が当初から物又は権利のけんけつ(欠缺)を知つ</p>

改正後	改正前
<p>ていながらこれを申し出なかったときは、換価財産の買受人は、滞納者に対して、損害賠償の請求をすることができる（民法第568条第3項）。</p> <p style="text-align: center;">第127条関係 法定地上権等の設定</p> <p>法定地上権 (成立要件)</p> <p>1 法第127条第1項の「地上権が設定されたものとみなす」とは、法第127条第1項の規定により、設定契約を締結しなくても、法律上当然に地上権が成立することをいう。</p> <p>なお、上記の地上権の成立については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 滞納者の所有に属する土地又は建物等に抵当権の設定があり、その後滞納処分による差押え及び換価をした場合において、民法第388条《法定地上権》、立木法第5条《法定地上権》、工場抵当法第16条第1項《民法第388条の準用》等の規定の類推適用（昭和37.9.4最高判参照）によって法定地上権が成立するときは、法第127条の法定地上権は成立しない。</p> <p>(2) 差押えの当初から滞納者所有の土地の上に滞納者所有の建物等が存在していたことを要する。</p> <p>(注1) (省略)</p> <p>2 所有者が土地及び建物に共同抵当権を設定した後、その建物が取り壊され、その土地の上に新たに建物が建築された場合には、新建物の所有者が土地の所有者と同一であり、かつ、新建物が建築された時点での土地の抵当権者が新建物について土地の抵当権と同順位共同抵当権の設定を受けたとき等特段の事情のない限り、新建物のために法定地上権は成立しない(平成9.2.14最高判参照)。</p> <p>3 新建物の所有者が土地の所有者と同一であり、かつ、新建物が建築された時</p>	<p>ていながらこれを申し出なかったときは、換価財産の買受人は、滞納者に対して、損害賠償の請求をすることができる（民法568条3項）。</p> <p style="text-align: center;">第127条関係 法定地上権等の設定</p> <p>法定地上権 (成立要件)</p> <p>1 法第127条第1項の「地上権が設定されたものとみなす」とは、法第127条第1項の規定により、設定契約を締結しなくても、法律上当然に地上権が成立することをいう。</p> <p>なお、上記の地上権の成立については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 滞納者の所有に属する土地若しくは建物等に抵当権の設定があり、その後滞納処分による差押え及び換価をした場合において、民法第388条《法定地上権》、立木法第5条《法定地上権》、工場抵当法第16条第1項《民法388条の準用》等の規定の類推適用（昭和37.9.4最高判参照）によって法定地上権が成立するときは、法第127条の法定地上権は成立しない。</p> <p>(2) 差押えの当初から滞納者所有の土地の上に滞納者所有の建物等が存在していたことを要する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>点での土地の抵当権者が新建物について土地の抵当権と同順位の共同抵当権の設定を受けた場合であっても、新建物に設定された抵当権の被担保債権に法律上優先する国税が存在するときは、2 に掲げる特段の事情がある場合には当たらず、新建物のために法定地上権は成立しない（平成 9.6.5 最高判参照）。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(地上権の及ぶ範囲)</p> <p>2 法第 127 条第 1 項の規定により地上権が設定されたものとみなされた場合におけるその地上権は、建物等の利用に必要かつ十分な程度の広さに及ぶ（大正 9.5.5 大判、<u>昭和 52.10.11 最高判参照</u>）。</p> <p>(法定地上権の対抗力)</p> <p>3 法第 127 条第 1 項の規定により地上権が設定されたものとみなされた場合におけるその地上権の対抗力は、次のとおりである。</p> <p>(1) 土地を換価し、地上権が設定されたものとみなされた場合には、建物等の所有者である滞納者がその地上権を土地の買受人以外の第三者に対抗するためには、地上権の登記又は建物等の登記があることが必要である（<u>民法第 177 条、借地借家法第 10 条第 1 項、同法附則第 4 条、旧建物保護ニ関スル法律第 1 条、昭和 8.12.23 大判参照</u>）。</p> <p>なお、滞納者は、土地の買受人に対しては、<u>何ら</u>の手續を要せず、法定地上権を主張することができる。</p> <p>(2) 建物等を換価し、地上権が設定されたものとみなされた場合には、建物等の買受人がその地上権を第三者に対抗するためには、地上権の登記又は建物等の取得の登記をすることが必要である（<u>民法第 177 条、借地借家法第 10 条第 1 項、同法附則第 4 条、旧建物保護ニ関スル法律第 1 条、昭和 8.12.23 大判参照</u>）。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(地上権の及ぶ範囲)</p> <p>2 法第 127 条第 1 項の規定により地上権が設定されたものとみなされた場合におけるその地上権は、建物等の利用に必要かつ十分な程度の広さに及ぶ（大正 9.5.5 大判、<u>昭和 35.12.15 大阪高判参照</u>）。</p> <p>(法定地上権の対抗力)</p> <p>3 法第 127 条第 1 項の規定により地上権が設定されたものとみなされた場合におけるその地上権の対抗力は、次のとおりである。</p> <p>(1) 土地を換価し、地上権が設定されたものとみなされた場合には、建物等の所有者である滞納者がその地上権を土地の買受人以外の第三者に対抗するためには、地上権の登記又は建物等の登記があることが必要である（<u>民法 177 条、建物保護ニ関スル法律 1 条、昭和 8.12.23 大判参照</u>）。</p> <p>なお、滞納者は、土地の買受人に対しては、<u>なんら</u>の手續を要せず、法定地上権を主張することができる。</p> <p>(2) 建物等を換価し、地上権が設定されたものとみなされた場合には、建物等の買受人がその地上権を第三者に対抗するためには、地上権の登記又は建物等の取得の登記をすることが必要である（<u>民法 177 条、建物保護ニ関スル法律 1 条、昭和 8.12.23 大判参照</u>）。</p>

改正後	改正前
<p>なお、買受人は、土地の所有者である滞納者に対しては、<u>何ら</u>の手続を要せず、法定地上権を主張することができる。</p> <p>(存続期間)</p> <p>4 法第 127 条第 1 項の規定により地上権が設定されたものとみなされた場合におけるその地上権の存続期間は、まず当事者の協議によって定まるのであるが、協議が調わない場合には、法第 127 条第 3 項の規定により、当事者の請求によって裁判所がこれを定める。この場合において、建物の地上権の存続期間については、<u>借地借家法</u>の規定の適用がある (同法第 3 条、附則第 4 条、旧借地法第 2 条第 1 項参照)。</p> <p>5 (省略)</p> <p>法定賃借権</p> <p>(地上権の存続期間)</p> <p>6 法第 127 条第 2 項の「地上権の存続期間」とは、次に掲げる期間をいう。</p> <p>(1) 建物所有を目的とする地上権に基づいてその土地の上に存在する建物については、借地権設定契約に存続期間の定めがある場合でその存続期間が<u>借地借家法第 3 条</u>《借地権の存続期間》の規定に抵触しないものであるときはその期間 (同法第 5 条、第 7 条又は第 24 条の規定に該当する場合を除く。)、設定契約に存続期間の定めがない場合においては同法第 3 条前段《借地権の存続期間》に規定する存続期間 (同法第 5 条、第 7 条又は第 24 条の規定に該当する場合を除く。)</p> <p>(注)1 建物所有を目的とする地上権の設定契約に存続期間の定めがある場合において、その地上権の存続期間を<u>借地借家法第 3 条</u>《借地権の存続期間》の存続期間よりも短期とする特約がある場合においては、同法第 9 条《強行規定》の規定により、その存続期間の定めがなかったものとされる。</p>	<p>なお、買受人は、土地の所有者である滞納者に対しては、<u>なんら</u>の手続を要せず、法定地上権を主張することができる。</p> <p>(存続期間)</p> <p>4 法第 127 条第 1 項の規定により地上権が設定されたものとみなされた場合におけるその地上権の存続期間は、まず当事者の協議によって定まるのであるが、協議が調わない場合には、法第 127 条第 3 項の規定により、当事者の請求によって裁判所がこれを定める。この場合において、建物の地上権の存続期間については、<u>借地法</u>の規定の適用がある (同法 2 条 1 項参照)。</p> <p>5 (同左)</p> <p>法定賃借権</p> <p>(地上権の存続期間)</p> <p>6 法第 127 条第 2 項の「地上権の存続期間」とは、次に掲げる期間をいう。</p> <p>(1) 建物所有を目的とする地上権に基づいてその土地の上に存在する建物については、借地権設定契約に存続期間の定めがある場合でその存続期間が<u>借地法第 2 条第 2 項</u>《借地権の存続期間》の規定に抵触しないものであるときはその期間 (同法 6 条又は 7 条の規定に該当する場合を除く。)、設定契約に存続期間の定めがない場合においては同法第 2 条第 1 項《借地権の存続期間》に規定する存続期間 (同法 6 条又は 7 条の規定に該当する場合を除く。)</p> <p>(注)1 建物所有を目的とする地上権の設定契約に存続期間の定めがある場合において、その地上権の存続期間を<u>借地法第 2 条第 2 項</u>《借地権の存続期間》の存続期間よりも短期とする特約がある場合においては、同法第 11 条《強行規定》の規定により、その存続期間の定めがなかったものとされる。</p>

改正後	改正前
<p>2 契約をもって建物所有を目的とする地上権を設定する場合の地上権の存続期間については、<u>借地借家法第3条</u>《借地権の存続期間》の規定がある。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(みなし賃貸借)</p> <p>7 法第127条第2項の「土地の賃貸借をした」とみなすとは、法第127条第2項の規定により、設定契約を締結しなくても、法律上当然に賃借権が成立することをいう。</p> <p>なお、上記の賃借権の成立については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 地上権者と建物等の<u>所有者</u>とを異にするに至ったことの原因が換価であることを要する。</p> <p>8 (省略)</p>	<p>2 契約をもって建物所有を目的とする地上権を設定する場合の地上権の存続期間については、<u>借地法第3条</u>《借地権の存続期間》の規定がある。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(みなし賃貸借)</p> <p>7 法第127条第2項の「土地の賃貸借をした」とみなすとは、法第127条第2項の規定により、設定契約を締結しなくても、法律上当然に賃借権が成立することをいう。</p> <p>なお、上記の賃借権の成立については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 地上権者と建物等の<u>所有者</u>とを異にするに至ったことの原因が換価であることを要する。</p> <p>8 (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第4節 換価代金等の配当</p> <p style="text-align: center;">第128条関係 配当すべき金銭</p> <p>差押財産の売却代金</p> <p>1 法第128条第1号の「差押財産の売却代金」とは、法第89条《換価する財産の範囲》の規定により公売に付し、又は随意契約により売却（国による買入れを含む。）した差押財産の売却代金をいう。</p> <p>なお、土地収用法第96条第1項《差押えがある場合の補償金の払渡し》の規定に基づき払渡しを受けた金銭は、上記の売却代金に含まれることに留意する（同法第96</p>	<p style="text-align: center;">第4節 換価代金等の配当</p> <p style="text-align: center;">第128条関係 配当すべき金銭</p> <p>差押財産の売却代金</p> <p>1 法第128条第1号の「差押財産の売却代金」とは、法第89条《換価する財産の範囲》の規定により公売に付し、又は随意契約により売却（国による買入れを含む。）した差押財産の売却代金をいう。</p> <p>なお、土地収用法第96条第1項《差押えがある場合の補償金の払渡し》の規定に基づき払渡しを受けた金銭は、上記の売却代金に含まれることに留意する（同法96</p>

改正後	改正前
<p>条第2項参照)。</p> <p>2～6 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第129条関係 配当の原則</p> <p>配当する債権 (質権、抵当権、先取特権)</p> <p>1 法第129条第1項第3号の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記(保全仮登記を含む。)がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる(法第133条第3項、令第50条第4項参照)。また、同号の「先取特権」とは、法第19条第1号各号《不動産保存の先取特権等》及び第20条第1項各号《不動産賃貸の先取特権等》に掲げる先取特権をいい、これらの先取特権以外の先取特権は、配当を受けることができない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(損害賠償請求権又は借賃に係る債権)</p> <p>3 法第129条第1項第4号の「損害賠償請求権又は借賃に係る債権」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 動産の引渡しを命ぜられた第三者がその動産の差押え時まで法第59条第1項《引渡命令を受けた第三者等の権利の保護》の規定による契約の解除をした旨を通知しないときは、その第三者は、契約の解除により滞納者に対して取得する損害賠償請求権について配当を受けることができない(令第25条第2項)。ただし、その第三者がその動産の差押え後にその通知をした場合において、相当の理由があると認められるとき(第59条関係12参照)は、この限りでない(令第25条第3項)。</p>	<p>条2項参照)。</p> <p>2～6 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第129条関係 配当の原則</p> <p>配当する債権 (質権、抵当権、先取特権)</p> <p>1 法第129条第1項第3号の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記(保全仮登記を含む。)がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる(法133条3項、令50条4項参照)。また、同号の「先取特権」とは、法第19条第1号各号《不動産保存の先取特権等》及び第20条第1項各号《不動産賃貸の先取特権等》に掲げる先取特権をいい、これらの先取特権以外の先取特権は、配当を受けることができない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(損害賠償請求権又は借賃に係る債権)</p> <p>3 法第129条第1項第4号の「損害賠償請求権又は借賃に係る債権」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 動産の引渡しを命ぜられた第三者がその動産の差押え時まで法第59条第1項《引渡命令を受けた第三者等の権利の保護》の規定による契約の解除をした旨を通知しないときは、その第三者は、契約の解除により滞納者に対して取得する損害賠償請求権について配当を受けることができない(令25条2項)。ただし、その第三者がその動産の差押え後にその通知をした場合において、相当の理由があると認められるとき(第59条関係6参照)は、この限りでない(令25条3項)。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 参加差押えを受けた差押えに係る行政機関等に対して、法第 59 条第 1 項又は第 3 項（同条第 4 項及び第 71 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により配当を請求することができる権利は、法第 87 条第 2 項《参加差押えに係る動産等の引渡し》の規定により参加差押えに係る財産の引渡しがされた場合には、その引渡しを受けた行政機関等に対して行使することができる（令第 41 条第 3 項、第 4 項）。</p> <p>国税に充てること （国税に充てたことの効果）</p> <p>4 法第 129 条第 2 項の規定により国税に充てたときは、滞納者の納税義務は、その充てられた範囲において消滅する。</p> <p>なお、上記の場合には、配当計算書が作成されないので、滞納者に対しては、その充てた旨の通知をするものとする。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>（国税に充てるべき時期）</p> <p>5 差押財産の売却代金又は有価証券、債権若しくは無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭（以下「換価代金等」という。）又は差し押さえた金銭若しくは交付要求（参加差押えを含む。以下 5 において同じ。）により交付を受けた金銭（第 128 条関係 6 に規定する金銭を含む。）を国税に充てるべき時期については、次に掲げる時によるものとする。</p> <p>(1) <u>差押財産の売却代金については、それを受領した時</u></p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) <u>差し押さえた金銭については、その差押えの時</u></p> <p>(4) 交付要求により交付を受けた金銭については、その交付を受けた時</p>	<p>(2) 参加差押えを受けた差押えに係る行政機関等に対して、法第 59 条第 1 項又は第 3 項（同条 4 項及び 71 条 4 項において準用する場合を含む。）の規定により配当を請求することができた権利は、法第 87 条第 2 項《参加差押えに係る動産等の引渡し》の規定により参加差押えに係る財産の引渡しがされた場合には、その引渡しを受けた行政機関等に対して行使することができる（令 41 条 3 項、4 項）。</p> <p>国税に充てること （国税に充てたことの効果）</p> <p>4 法第 129 条第 2 項の規定により国税に充てたときは、滞納者の納税義務は、その充てられた範囲において消滅する。</p> <p>なお、上記の場合には、配当計算書が作成されないので、滞納者に対しては、その充てた旨の通知をするものとする。この通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</p> <p>（国税に充てるべき時期）</p> <p>5 差押財産の売却代金又は有価証券、債権若しくは無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭（以下「換価代金等」という。）又は差し押さえた金銭若しくは交付要求により交付を受けた金銭（第 128 条関係 6 に規定する金銭を含む。）を国税に充てるべき時期については、次に掲げる時によるものとする。</p> <p>(1) <u>差し押さえた金銭については、その差押えの時</u></p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) <u>売却代金については、それを受領した時</u></p> <p>(4) 交付要求（参加差押えを含む。）により交付を受けた金銭については、その交付</p>

改正後	改正前
<p>(注) <u>交付要求により交付を受けた金銭を国税に充てた場合には、交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間に対応する部分の延滞税は、免除する（通則法第 63 条第 6 項第 4 号、通則令第 26 条の 2 第 1 号）。</u>この場合において、<u>交付要求が滞調法第 36 条の 10 第 1 項《みなし交付要求》の規定に係るものであるときは、第三債務者が同法第 36 条の 6 第 1 項《第三債務者の供託義務》の規定により供託した日が、上記の「受領した日」に当たるものとして延滞税を免除する。</u></p> <p>滞納者への交付等 （滞納者への交付等）</p> <p>6 法第 129 条第 3 項の規定により、滞納者に残余の金銭を交付する場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 差押財産が、差押え後に譲渡された場合において、<u>配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、差押え時の所有者である滞納者に交付するものとする（法第 129 条第 3 項、昭和 35.1.29 大阪高判参照）。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>を受けた時 （新設）</p> <p>滞納者等への交付 （滞納者への交付）</p> <p>6 法第 129 条第 3 項の規定により、滞納者に残余の金銭を交付する場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 差押財産が、差押え後に譲渡された場合において、<u>配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、差押え時の所有者である滞納者に交付するものとする（法 129 条 3 項、昭和 35.1.29 大阪高判）。</u></p> <p><u>（交付要求をした国税に係る延滞税の免除）</u></p> <p>7 <u>交付要求（参加差押えを含む。）により交付を受けた金銭を国税に充てた場合には、交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間に対応する部分の延滞税は、免除する（通則法 63 条 5 項 4 号、通則令 26 条の 2 第 1 号）。</u>この場合において、<u>交付要求が滞調法第 36 条の 10 第 1 項《みなし交付要求》の規定に係るものであるときは、第三債務者が同法第 36 条の 6 第 1 項《第三債務者の供託義務》の規定により供託した日が、上記の「受領した日」</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>破産手続開始の決定</u>があった場合等)</p> <p>7 滞納者に交付すべき金銭は、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる者に交付するものとする。</p> <p>(1) 滞納者につき<u>破産手続開始の決定</u>がされている場合 破産管財人 (破産法第 78 条第 1 項)</p> <p>(2) 滞納者である株式会社につき<u>更生手続開始の決定</u>があった場合 管財人 (会社更生法第 72 条第 1 項)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>滞納者につき民事再生手続開始の申立てがあった場合において民事再生法第 79 条第 1 項《保全管理命令》の規定による保全管理人による管理を命ずる処分があったとき又は滞納者につき民事再生手続が開始された場合において同法第 64 条第 1 項《管理命令》の規定による管財人による管理を命ずる処分があったとき 保全管理人又は管財人 (同法第 81 条第 1 項、第 66 条)</u></p> <p>(4) 滞納者を債務者とする外国倒産処理手続 (外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号《定義》に規定する外国倒産処理手続をいう。以下 7 において同じ。) の承認の申立てがされた場合において同法第 51 条《保全管理命令》の規定による保全管理人による管理を命ずる処分があったとき又は滞納者を債務者とする外国倒産処理手続の承認がされた場合において同法第 32 条第 1 項《管理命令》の規定による承認管財人による管理を命ずる処分があったとき 保全管理人又は承認管財人 (同法第 53 条第 1 項、第 34 条)</p> <p>(5) 滞納者が死亡し、相続人があることが明らかでない場合 相続財産管理人 (民法第 953 条)</p>	<p><u>に当たるものとして延滞税を免除する。</u></p> <p>(<u>破産宣告</u>があった場合等)</p> <p>8 滞納者に交付すべき金銭は、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる者に交付するものとする。</p> <p>(1) 滞納者につき<u>破産の宣告</u>がされている場合 破産管財人 (破産法 7 条)</p> <p>(2) 滞納者である株式会社につき<u>更生手続の開始決定</u>があった場合 管財人 (会社更生法 53 条)</p> <p>(3) <u>会社整理の命令があり、会社財産の管理命令があった場合 管理人 (商法 398 条 2 項)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 滞納者が死亡し、相続人があることが明らかでない場合 相続財産管理人 (民法 953 条)</p>

改正後	改正前
<p>(6) 滞納者である株式会社につき企業担保権の実行手続の開始決定があった場合 管財人（企業担保法第32条第1項）</p> <p>(7) 滞調法の規定の適用がある場合 その執行官又は執行裁判所（同法第6条第1項、 第17条等）</p> <p>(8) 滞納者が不在者（民法第25条参照）に該当する場合 管理人（同法第25条、第 28条）</p> <p>（残余金について差押え等があった場合）</p> <p>8 滞納者に交付すべき残余の<u>金銭</u>について、差押え等があった場合には、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 執行法の規定による差押命令又は保全法の規定による仮差押命令の送達が行われたときは、滞納者に対しては交付しない（執行法第145条、保全法第50条参照）。この場合においては、差押え又は仮差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭は供託することができ（執行法第156条第1項、保全法第50条第5項）、<u>その事情を執行裁判所又は保全執行裁判所に届け出なければならない</u>（執行法第156条第3項、保全法第50条第5項）。また、債務者（滞納者）に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときは、他に競合する債権者がいない場合に限り（(3)参照）、その差押債権者に対して交付することになる（<u>執行法第155条参照</u>）。</p> <p>なお、<u>交付又は供託するまでの間は、その金銭は、保管金として処理する</u>（出納官事務規程第61条参照）。また、債務者（滞納者）に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したか否かは、送達通知書（執行規則第134条）等により確認するものとする。</p> <p>(2) 執行法の規定による差押命令及び転付命令の送達があった場合には、転付命令の確定（同法第159条第5項）及びその他の差押命令若しくは仮差押命令の送達又は</p>	<p>(5) 滞納者である株式会社につき企業担保権の実行手続の開始決定があった場合 管財人（企業担保法32条1項）</p> <p>(6) 滞調法の規定の適用がある場合 その執行官又は執行裁判所（同法6条1項、17条等）</p> <p>(7) 滞納者が不在者（民法25条参照）に該当する場合 管理人（同法25条、26条）</p> <p>（残余金について差押え等があった場合）</p> <p>9 滞納者に交付すべき残余<u>金額</u>について、差押え等があった場合には、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 執行法の規定による差押命令又は保全法の規定による仮差押命令の送達が行われたときは、滞納者に対しては交付しない（執行法145条、保全法50条参照）。この場合においては、差押え又は仮差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭は供託することができる（<u>執行法156条1項、保全法50条5項</u>）。また、債務者（滞納者）に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときは、他に競合する債権者がいない場合に限り（(3)参照）、その差押債権者に対して交付することになる。</p> <p>(注)1 <u>上記により供託したときは、その事情を執行裁判所又は保全執行裁判所に届け出なければならない</u>（<u>執行法156条3項、保全法50条5項</u>）。</p> <p>2 交付又は供託するまでの間は、その金銭は、保管金として処理する（出納官事務規程61条参照）。</p> <p>3 債務者（滞納者）に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したか否かは、送達通知書（執行規則134条）等により確認するものとする。</p> <p>(2) 執行法の規定による差押命令及び転付命令の送達があった場合には、転付命令の確定（同法159条5項）及びその他の差押命令若しくは仮差押命令の送達又は配当</p>

改正後	改正前
<p>配当要求がないこと（同法第159条第3項）を確認した上、この命令を得た債権者に交付する（同法第160条参照）。</p> <p>(3) 差押え若しくは仮差押えが競合し（仮差押えと仮差押えが競合した場合を除く。）、又は配当要求があったときは、その金額の全部又は一部を供託し、その事情を差押命令を発した執行裁判所に届け出なければならない（<u>執行法第156条第2項、第3項、保全法第50条第5項</u>参照）。</p> <p>(4) 滞納処分による債権差押通知書の送達を受けたときは、差押えをした行政機関等へ交付する（<u>法第62条、第67条</u>等）。</p> <p>(5) 滞納者から確定日付のある証書をもって債権譲渡の通知があったときは、その債権の譲受人に交付する（<u>民法第467条</u>参照）。</p> <p>（換価財産について強制執行による差押え等がされている場合）</p> <p>9 換価財産について、強制執行による差押え等がされている場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 換価財産について、滞納処分による差押え後に強制執行による差押え又は担保権の実行としての競売が開始されている場合には、滞納者に交付すべき残余金は、執行官又は執行裁判所に交付しなければならない（<u>滞調法第6条第1項、第11条の2、第17条、第19条、第20条、第20条の8第1項、第20条の10、第20条の11第1項、滞調令第12条の2、第12条の3第1項</u>）。</p> <p>(2) 換価財産について、仮差押えの執行がされている場合には、滞納者に交付すべき残余金は、執行官又は執行裁判所に交付しなければならない（<u>滞調法第11条第1項、第18条第2項、第19条、第20条の9第1項、第20条の11第1項、滞調令第12条の2、第12条の4</u>）。</p> <p>配当</p>	<p>要求がないこと（同法159条3項）を確認した上、この命令を得た債権者に交付する（同法160条参照）。</p> <p>(3) 差押え若しくは仮差押えが競合し（仮差押えと仮差押えが競合した場合を除く。）、又は配当要求があったときは、その金額の全部又は一部を供託し、その事情を差押命令を発した執行裁判所に届け出なければならない（<u>執行法156条2項、3項、保全法50条5項</u>参照）。</p> <p>(4) 滞納処分による債権差押えの通知書の送達を受けたときは、差押えをした行政機関等へ交付する（<u>法62条、67条</u>等）。</p> <p>(5) 滞納者から確定日付のある証書をもって債権譲渡の通知があったときは、その債権の譲受人に交付する（<u>民法467条</u>参照）。</p> <p>（換価財産について強制執行による差押え等がされている場合）</p> <p>10 換価財産について、強制執行による差押え等がされている場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 換価財産について、滞納処分による差押え後に強制執行による差押え又は担保権の実行としての競売が開始されている場合には、滞納者に交付すべき残余金は、執行官又は執行裁判所に交付しなければならない（<u>滞調法6条1項、11条の2、17条、19条、20条、20条の8第1項、20条の10、20条の11第1項、滞調令12条の2、12条の3第1項</u>）。</p> <p>(2) 換価財産について、仮差押えの執行がされている場合には、滞納者に交付すべき残余金は、執行官又は執行裁判所に交付しなければならない（<u>滞調法11条1項、18条2項、19条、20条の9第1項、20条の11第1項、滞調令12条の2、12条の4</u>）。</p> <p>配当</p>

改正後	改正前
<p>(転質又は転抵当がある場合)</p> <p>10 転質又は転抵当がある場合には、原質又は原抵当によって担保される債権額の範囲内で、その転質又は転抵当により担保される債権額について、まず転質権者又は転抵当権者に配当し、なお配当すべき残余があるときは、次いで原質権者又は原抵当権者に配当する(昭和7.8.29大判参照)。</p> <p>なお、転質権者又は転抵当権者には、転質又は転抵当について保全仮登記をした仮処分の債権者が含まれる(法第133条第3項、令第50条第4項参照)。</p>	<p>(転質又は転抵当がある場合)</p> <p>11 転質又は転抵当がある場合には、原質又は原抵当によって担保される債権額の範囲内で、その転質又は転抵当により担保される債権額について、まず転質権者又は転抵当権者に配当し、なお配当すべき残余があるときは、次いで原質権者又は原抵当権者に配当する(昭和7.8.29大判)。</p> <p>なお、転質権者又は転抵当権者には、転質又は転抵当について保全仮登記をした仮処分の債権者が含まれる(法133条3項、令50条4項参照)。</p>
<p>(共同抵当権がある場合)</p> <p>11 同一債権の担保として数個の財産上に抵当権の設定がある場合(共同抵当の場合)において、その財産を換価したときは、次のことに留意する。</p> <p>(1) 共同抵当の目的となっている財産の一部について後順位の抵当権がある場合で、その財産の全部を換価したときは、抵当権者に交付すべき金額は、各財産の売却価額(その財産を一括して換価したときは各財産の見積価額によってあん分した価額)に応じて、共同抵当によって担保される債権額をあん分した金額である(民法第392条第1項)。</p> <p>(2) 共同抵当の目的となっている財産の一部を換価した場合においては、その換価した財産について後順位の抵当権があるときでも、先順位の抵当権者に交付すべき金額は、担保される債権額の全額である(民法第392条第2項)。</p>	<p>(共同抵当権がある場合)</p> <p>12 同一債権の担保として数個の財産上に抵当権の設定がある場合(共同抵当の場合)において、その財産を換価したときは、次のことに留意する。</p> <p>(1) 共同抵当の目的となっている財産の一部について後順位の抵当権がある場合で、その財産の全部を換価したときは、抵当権者に交付すべき金額は、各財産の売却価額(その財産を一括して換価したときは各財産の見積価額によってあん分した価額)に応じて、共同抵当によって担保される債権額をあん分した金額である(民法392条1項)。</p> <p>(2) 共同抵当の目的となっている財産の一部を換価した場合においては、その換価した財産について後順位の抵当権があるときでも、先順位の抵当権者に交付すべき金額は、担保される債権額の全額である(民法392条2項)。</p>
<p>(抵当権の譲渡等があった場合)</p> <p>12 抵当権の譲渡等があった場合においては、次のように配当する。</p> <p>なお、抵当権の譲渡等を受けた者がその譲渡等を第三者に対抗するためには、付記登記することが必要であるから、付記登記のない場合は、これらの処分はなかったものとして配当する。</p>	<p>(抵当権の譲渡等があった場合)</p> <p>13 抵当権の譲渡等があった場合においては、次のように配当する。</p> <p>この場合、抵当権の譲渡等を受けた者がその譲渡等を第三者に対抗するためには、付記登記することが必要であるから、付記登記のない場合は、これらの処分はなかったものとして配当する。</p>

改正後	改正前
<p>また、抵当権の順位の譲渡又は抵当権の順位の放棄についての保全仮登記がされている場合には、保全仮登記がされた抵当権により担保される債権に対して配当を行う（<u>法第133条第3項、令第50条第4項</u>参照）。</p> <p>[例] 第1順位抵当権甲の被担保債権・・・・・・・・・・ <u>400</u>万円 第2順位抵当権乙の被担保債権・・・・・・・・・・ <u>500</u>万円 第3順位抵当権丙の被担保債権・・・・・・・・・・ <u>800</u>万円 一般債権者丁の債権・・・・・・・・・・ <u>600</u>万円 換価代金・・・・・・・・・・ <u>1,100</u>万円</p> <p><u>(注) 滞納国税については、考慮していない。</u></p> <p>1 甲が丁のために抵当権の譲渡をした場合 丁は甲の<u>被担保債権（400万円）</u>の範囲内で甲の抵当権者としての地位を取得することになり、丁の債権額（<u>600万円</u>）の範囲内で甲が受けるべき債権額が配当され、乙、丙の配当額には影響がない。 したがって、①丁の<u>債権に400万円</u>、②乙の<u>被担保債権に500万円</u>、③丙の<u>被担保債権に200万円（1,100万円－400万円－500万円）</u>配当される。</p> <p>2 甲が丙のために抵当権の順位の譲渡をした場合 抵当権の順位の譲渡がないとした場合に丙が受くべき債権額は<u>200万円（1,100万円－400万円－500万円）</u>であるから、甲の<u>400万円</u>と丙の<u>200万円</u>の合計額<u>600万円</u>の範囲内で丙の債権額に先に配当され、乙の配当額には影響がない。 したがって、①丙の<u>被担保債権に600万円</u>、②乙の<u>被担保債権に500万円</u>配当される。</p> <p>3 甲から丁のために抵当権の放棄があった場合 甲は丁に対し優先権を持たなくなるため、甲と丁とは抵当権の放棄がないとした場合に甲が受くべき債権額<u>400万円</u>につき、それぞれの債権額によりあん分して配当され、乙、丙には影響がない。</p>	<p>また、抵当権の順位の譲渡又は抵当権の順位の放棄についての保全仮登記がされている場合には、保全仮登記がされた抵当権により担保される債権に対して配当を行う（<u>法133条3項、令第50条4項</u>参照）。</p> <p>[例] 第1順位抵当権者（甲）の債権の額・・・・・・・・・・ <u>4</u>万円 第2順位抵当権者（乙）の債権の額・・・・・・・・・・ <u>5</u>万円 第3順位抵当権者（丙）の債権の額・・・・・・・・・・ <u>8</u>万円 無担保権者（丁）の債権の額・・・・・・・・・・ <u>6</u>万円 換価代金・・・・・・・・・・ <u>11</u>万円</p> <p>1 甲が丁のために抵当権の譲渡をした場合 丁は甲の債権（<u>4万円</u>）の範囲内で甲の抵当権者としての地位を取得することになり、丁の債権額（<u>6万円</u>）の範囲内で甲が受けるべき債権額が配当され、乙、丙の配当額には影響がない。 したがって、①丁に<u>4万円</u>、②乙に<u>5万円</u>、③丙に<u>2万円（11万円－4万円－5万円）</u>配当される。</p> <p>2 甲が丙のために抵当権の順位の譲渡をした場合 抵当権の順位の譲渡がないとした場合に丙が受くべき債権額は<u>2万円（11万円－4万円－5万円）</u>であるから、甲の<u>4万円</u>と丙の<u>2万円</u>の合計額<u>6万円</u>の範囲内で丙の債権額に先に配当され、乙の配当額には影響がない。 したがって、①丙に<u>6万円</u>、②乙に<u>5万円</u>配当される。</p> <p>3 甲から丁のために抵当権の放棄があった場合 甲は丁に対し優先権を持たなくなるため、甲と丁とは抵当権の放棄がないとした場合に甲が受くべき債権額<u>4万円</u>につき、それぞれの債権額によりあん分して配当され、乙、丙には影響がない。</p>

改正後	改正前
<p>したがって、①甲の被担保債権に <u>160</u> 万円 (<u>400</u> 万円 × (<u>400</u> 万円 / (<u>400</u> 万円 + <u>600</u> 万円))、②丁の債権 <u>240</u> 万円 (<u>400</u> 万円 × (<u>600</u> 万円 / (<u>400</u> 万円 + <u>600</u> 万円))、③乙の被担保債権に <u>500</u> 万円、④丙の被担保債権に <u>200</u> 万円配当される。</p> <p>4 甲から丙のために抵当権の順位の放棄があった場合</p> <p>甲は丙に対し優先権を持たなくなるから、抵当権の順位の譲渡がないとした場合の甲と丙が配当を受くべき債権額 <u>600</u> 万円 (甲の <u>400</u> 万円と丙の <u>200</u> 万円 (<u>1,100</u> 万円 - 甲の <u>400</u> 万円 - 乙の <u>500</u> 万円)) について甲・丙それぞれの債権額によりあん分 (<u>400</u> 万円 : <u>800</u> 万円) して配当され乙には影響がない。</p> <p>したがって、①甲の被担保債権に <u>200</u> 万円 (<u>600</u> 万円 × (<u>400</u> 万円 / (<u>400</u> 万円 + <u>800</u> 万円))、②乙の被担保債権に <u>500</u> 万円、③丙の被担保債権に <u>400</u> 万円 (<u>600</u> 万円 × (<u>800</u> 万円 / (<u>400</u> 万円 + <u>800</u> 万円)) 配当される。</p> <p>(仮差押えの執行後に担保権が設定された財産を換価した場合)</p> <p>13 仮差押えの執行後に担保権が設定された財産を差し押さえ、換価した場合において、その配当時に仮差押えに係る本案訴訟の確定判決がない等のため配当額が定まらないときは、その定まらない部分に相当する金銭は供託しなければならない (滞調法第 34 条第 2 項、執行法第 87 条第 2 項、第 91 条第 1 項第 6 号、第 92 条)。この場合において、仮差押えに係る本案訴訟が確定したこと等により、配当額が確定したときの配当手続は、滞調法逐条通達第 33 条関係 8 に定めるところによる。</p> <p>(差押え後に担保権が設定された財産を換価した場合)</p> <p>14 滞納処分又は強制執行による差押え後に設定した担保権については、配当しないものとする (6 の(2)参照)。ただし、執行停止に係る強制執行による差押え後に登記された担保権については、滞調法逐条通達第 33 条関係 7 及び 8 に定めるところによる。</p>	<p>したがって、①甲に <u>1</u> 万 <u>6</u> 千円 (<u>4</u> 万円 × (<u>4</u> / (<u>4</u> + <u>6</u>))、②丁 <u>2</u> 万 <u>4</u> 千円 (<u>4</u> 万円 × (<u>6</u> / (<u>4</u> + <u>6</u>))、③乙に <u>5</u> 万円、④丙に <u>2</u> 万円配当される。</p> <p>4 甲から丙のために抵当権の順位の放棄があった場合</p> <p>甲は丙に対し優先権を持たなくなるから、抵当権の順位の譲渡がないとした場合の甲と丙が配当を受くべき債権額 <u>6</u> 万円 (甲の <u>4</u> 万円と丙の <u>2</u> 万円 (<u>11</u> 万円 - 甲の <u>4</u> 万円 - 乙の <u>5</u> 万円)) について甲・丙それぞれの債権額によりあん分 (<u>4</u> : <u>8</u>) して配当され乙には影響がない。</p> <p>したがって、①甲に <u>2</u> 万円 (<u>6</u> 万円 × (<u>4</u> / (<u>4</u> + <u>8</u>))、②乙に <u>5</u> 万円、③丙に <u>4</u> 万円 (<u>6</u> 万円 × (<u>8</u> / (<u>4</u> + <u>8</u>)) 配当される。</p> <p>(仮差押えの執行後に担保権が設定された財産を換価した場合)</p> <p>14 仮差押えの執行後に担保権が設定された財産を差し押さえ、換価した場合において、その配当時に仮差押えに係る本案訴訟の確定判決がない等のため配当額が定まらないときは、その定まらない部分に相当する金銭は供託しなければならない (滞調法 34 条 2 項、執行法 87 条 2 項、91 条 1 項 6 号、92 条)。この場合において、仮差押えに係る本案訴訟が確定したこと等により、配当額が確定したときの配当手続は、滞調法逐条通達第 33 条関係 8 に定めるところによる。</p> <p>(差押え後に担保権が設定された財産を換価した場合)</p> <p>15 滞納処分又は強制執行による差押え後に設定した担保権については、配当しないものとする (6 の(2)参照)。</p> <p>ただし、執行停止に係る強制執行による差押え後に登記された担保権については、滞調法逐条通達第 33 条関係 7 及び 8 に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(担保権の目的となっている財産となっていない財産とをともに換価した場合)</p> <p>15 担保権の目的となっている財産となっていない財産とをともに換価した場合において、その担保権の被担保債権が国税に優先しないときは、その担保権の目的となっていない財産の売却代金から順次国税に配当するものとする。</p> <p>(不動産の共有持分を換価した場合)</p> <p>16 担保権の設定後に共有となった不動産の共有持分を換価した場合には、担保権者に対しては、担保権の被担保債権に対する共有持分の割合に相当する金額を配当する。 <u>この場合における担保権の登記の抹消は、嘱託書に抹消すべき登記として、「平成 年 月 日受付第 号担保権設定登記のうち共有者何某の持分に対する担保権」旨を記載する</u> (昭和 4.7.24 付民第 <u>6250</u> 号司法省民事局長回答)。</p> <p>17 (省略)</p> <p>附帯税等の徴収</p> <p>18 配当された金銭を国税に充てる場合には、まず徴収の基因となった国税(延滞税、利子税及び加算税を除く。)に充て、その後延滞税、利子税及び加算税に充てるものとする(法第 <u>129</u> 条第 <u>6</u> 項参照)。</p> <p>なお、配当された金銭を複数の国税のいずれに充てるかは、税務署長の裁量による(大正 <u>5.3.9</u> 行判参照)が、この場合においては、民法第 488 条《当事者の指定による弁済の充当》、第 489 条第 2 号及び第 3 号《法定弁済充当》の規定に準じて処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 130 条関係 債権額の確認方法</p>	<p>(担保権の目的となっている財産と、<u>な</u>っていない財産とをともに換価した場合)</p> <p>16 担保権の目的となっている財産と、<u>な</u>っていない財産とをともに換価した場合において、その担保権の被担保債権が国税に優先しないときは、その担保権の目的となっていない財産の売却代金から順次国税に配当するものとする。</p> <p>(不動産の共有持分を換価した場合)</p> <p>17 担保権の設定後に共有となった不動産の共有持分を換価した場合には、担保権者に対しては、担保権の被担保債権に対する共有持分の割合に相当する金額を配当する。 <u>(注) 上記の場合における担保権の登記の抹消は、嘱託書に抹消すべき登記として、「昭和 年 月 日受付第 号担保権設定登記のうち共有者 〇の持分に対する担保権」と記載する</u> (昭和 4.7.24 付民第 <u>6,250</u> 号司法省民事局長回答)。</p> <p>18 (同左)</p> <p>附帯税等の徴収</p> <p>19 配当された金銭を国税に充てる場合には、まず徴収の基因となった国税(延滞税、利子税及び加算税を除く。)に充て、その後延滞税、利子税及び加算税に充てるものとする(法 <u>129</u> 条 <u>6</u> 項参照)。</p> <p>なお、配当された金銭を複数の国税のいずれに充てるかは、税務署長の裁量による(大正 <u>5.3.9</u> 行判)が、この場合においては、民法第 488 条《当事者の指定による弁済の充当》、第 489 条第 2 号及び第 3 号《法定弁済充当》の規定に準じて処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 130 条関係 債権額の確認方法</p>

改正後	改正前
<p>債権現在額の申立て</p> <p>1 (省略)</p> <p>(提出期限)</p> <p>2 法第 130 条第 1 項の「売却決定の日の前日まで」とは、法第 111 条《動産等の売却決定》又は第 113 条《不動産等の売却決定》の規定による売却決定の日の前日までをいう。この場合において、その「前日」が、<u>休日等に当たっても延長されない</u>（通則法第 10 条第 2 項、通則令第 2 条第 1 項第 6 号）。</p> <p>なお、<u>次順位買受申込者に対し売却決定をした場合における法第 130 条第 1 項の「売却決定の日」は、法第 113 条第 2 項各号《次順位買受申込者に対する売却決定》に掲げる日である。</u></p> <p><u>また、差し押さえた債権等を取り立てた場合の配当に伴う債権現在額申立書については、法第 130 条第 1 項の債権を有する者は、その取立ての日までに税務署長に提出しなければならない。この場合において、法第 130 条第 3 項に規定する者がその取立ての時までに債権現在額申立書を提出しないときは、配当を受けることができない(令第 48 条第 2 項)。</u></p> <p>(債権現在額申立書に記載する債権の範囲)</p> <p>3 法第 130 条第 1 項の債権現在額申立書に記載すべき債権現在額は、次のとおりである。この場合におけるその債権の債権現在額とは、その債権の元本、利息、損害金、費用その他附帯債権の額の総額をいう。</p> <p>(1) 配当を受けるべき債権が国税、地方税又は公課の場合には、<u>交付要求を受けた税務署長が滞納処分手続において換価代金等を受領した日現在</u>における債権現在額</p>	<p>債権現在額の申立て</p> <p>1 (同左)</p> <p>(提出期限)</p> <p>2 法第 130 条第 1 項の「売却決定の日の前日まで」とは、法第 111 条《動産等の売却決定》又は第 113 条《不動産等の売却決定》の規定による売却決定の日の前日までをいう。この場合において、その「前日」が<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日</u>に当たっても延長されない（通則法 10 条 2 項、通則令 2 条 6 号）。</p> <p>なお、<u>差し押さえた債権等を取り立てた場合の配当に伴う債権現在額申立書については、法第 130 条第 1 項の債権を有する者は、その取立ての日までに税務署長に提出しなければならない。この場合において、法第 130 条第 3 項に規定する者がその取立ての時までに債権現在額申立書を提出しないときは、配当を受けることができない(令 48 条 2 項)。</u></p> <p>(注) <u>次順位買受申込者に対し売却決定をした場合における法第 130 条第 1 項の「売却決定の日」は、法第 113 条第 2 項各号《次順位買受申込者に対する売却決定》に掲げる日である。</u></p> <p>(債権現在額申立書に記載する債権の範囲)</p> <p>3 法第 130 条第 1 項の債権現在額申立書に記載すべき債権現在額は、次のとおりである。この場合におけるその債権の債権現在額とは、その債権の元本、利息、損害金、費用その他附帯の債権額の総額をいう。</p> <p>(1) 配当を受けるべき債権が国税、地方税又は公課の場合には、<u>換価代金等の受領の時現在</u>における債権現在額</p>

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p>債権の確認 (申立書が提出された場合)</p> <p>4 法第 130 条第 2 項前段の規定による債権の確認は、法第 130 条第 1 項の規定により提出された債権現在額申立書を審査して行うものとする。ただし、法第 129 条第 1 項第 3 号又は第 4 号《差押財産に係る質権等の被担保債権等》に掲げる債権で国税に優先するものがあるときは、<u>債権の内容及び現在額を証する書面等により</u>、その債権の存否、金額、順位等について確認するものとする。</p> <p>(申立書が提出されない場合)</p> <p>5 法第 130 条第 2 項後段の規定による確認は、<u>債権の内容及び現在額を証する書面等により</u>、その債権の存否、金額、順位等について確認するものとする。ただし、法第 130 条第 2 項第 1 号に掲げる債権のうち国税に優先しないものについては、登記事項によりこれを確認しても差し支えない。</p> <p>6 (省略)</p> <p>配当が受けられない場合</p> <p>7 法第 130 条第 3 項の規定の適用を受ける「債権」とは、登記することができない質権若しくは先取特権又は留置権により担保される債権のうち知れていないもので、かつ、売却決定の時（取立てをすることができる債権についてはその取立ての時）までに債権現在額申立書を税務署長に提出しないものを行い、その債権は配当を受けることができない。</p> <p>なお、上記の債権を有する者が法第 130 条第 1 項に規定する期限の経過後売却決定</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>債権の確認 (申立書が提出された場合)</p> <p>4 法第 130 条第 2 項前段の規定による債権の確認は、法第 130 条第 1 項の規定により提出された債権現在額申立書を<u>形式審査</u>して行うものとする。ただし、法第 129 条第 1 項第 3 号又は第 4 号《差押財産に係る質権等の被担保債権等》に掲げる債権で国税に優先するものがあるときは、その債権の存否、金額、順位等について<u>実質審査</u>を行い、<u>これを確認するものとする</u>。</p> <p>(申立書が提出されない場合)</p> <p>5 法第 130 条第 2 項後段の規定による確認は、その債権の存否、金額、順位等について<u>実質審査</u>を行い、<u>これを確認するものとする</u>。ただし、法第 130 条第 2 項第 1 号に掲げる債権のうち国税に優先しないものについては、登記事項を<u>形式審査</u>してこれを確認しても差し支えない。</p> <p>6 (同左)</p> <p>配当が受けられない場合</p> <p>7 法第 130 条第 3 項の規定の適用を受ける「債権」とは、登記することができない質権若しくは先取特権又は留置権により担保される債権のうち知れていないもので、かつ、売却決定の時（取立てをすることができる債権についてはその取立ての時）までに債権現在額申立書を税務署長に提出しないものを行い、その債権は配当を受けることができない。</p> <p>なお、上記の債権を有する者が法第 130 条第 1 項に規定する期限の経過後売却決定</p>

改正後	改正前
<p>の時（取立てをすることができる債権についてはその取立ての時）までに債権現在額申立書を提出したときにおけるその債権の額の確認は、その提出した債権現在額申立書により確認するものとする。</p>	<p>の時（取立てをすることができる債権についてはその取立ての時）までに債権現在額申立書を提出したときにおけるその債権の額の確認は、その提出した債権現在額申立書を<u>実質審査して行うものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 131 条関係 配当計算書</p>	<p style="text-align: center;">第 131 条関係 配当計算書</p>
<p>配当計算書</p>	<p>配当計算書</p>
<p>1 法第 131 条の「配当計算書」は、令第 49 条第 1 項各号《配当計算書の記載事項等》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 10 号書式による。</p>	<p>1 法第 131 条の「配当計算書」とは、令第 49 条第 1 項各号《配当計算書の記載事項等》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 10 号書式による。</p>
<p>配当計算書の記載事項</p>	<p>配当計算書の記載事項</p>
<p>2 配当計算書に記載する令第 49 条第 1 項第 3 号の「国税の金額」とは、<u>交付要求を受けた税務署長が滞納処分手続において換価代金等を受領した日現在における金額をいい、同項第 4 号の「債権金額」とは、換価代金等の交付期日現在における金額をいう（第 130 条関係 3 参照）。</u></p>	<p>2 配当計算書に記載する令第 49 条第 1 項第 3 号の「国税の金額」は、<u>換価代金等の受領の時現在における金額をいい、同項第 4 号の「債権金額」は、換価代金等の交付期日現在における金額をいう（第 130 条関係 3 参照）。</u></p>
<p>配当計算書の謄本の交付</p>	<p>配当計算書の謄本の交付</p>
<p>3 （省略）</p> <p>（発送の期限）</p>	<p>3 （同左）</p> <p>（発送の期限）</p>
<p>4 法第 131 条の「納付の日から 3 日以内」及び令第 49 条第 2 項《金銭による取立てに係るものの配当計算書の謄本の発送期限》の「取立ての日から 3 日以内」の「3 日」の期間計算については、初日は算入しない（通則法第 10 条第 1 項）。</p> <p><u>なお、配当計算書の謄本の発送期限の終期が休日等に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる（同条第 2 項）。</u></p>	<p>4 法第 131 条の「納付の日から 3 日以内」及び令第 49 条第 2 項《金銭による取立てに係るものの配当計算書の謄本の発送期限》の「取立ての日から 3 日以内」の「3 日」の期間計算については、初日は算入しない（通則法 10 条 1 項）。</p>

改正後	改正前
<p>(第1号に掲げる者)</p> <p>5 法第131条第1号の「債権現在額申立書を提出した者」とは、法第130条第1項《債権現在額申立書の提出期限》の期限までに債権現在額申立書を提出した者及び同条第3項《債権現在額申立書の提出と配当との関係》に規定する者<u>のうち同項の期限までに債権現在額申立書を提出した者をいう。</u></p> <p>(滞納者)</p> <p>6 法第131条第3号の「滞納者」には、法第24条第2項前段《譲渡担保権者に対する告知》の譲渡担保権者が含まれる(法第49条)ほか、差押え時における担保財産の所有者を含むものとする。この場合においては、本来の滞納者に対しては、配当された金銭を国税に充てた旨の通知をするものとする。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p>	<p>(第1号に掲げる者)</p> <p>5 法第131条第1号の「債権現在額申立書を提出した者」とは、法第130条第1項《債権現在額申立書の提出期限》の期限までに債権現在額申立書を提出した者及び同条第3項《債権現在額申立書の提出と配当との関係》に規定する者<u>で、同条第3項の期限までに債権現在額申立書を提出した者をいう。</u></p> <p>(滞納者)</p> <p>6 法第131条第3号の「滞納者」には、法第24条第2項前段《譲渡担保権者に対する告知》の譲渡担保権者が含まれる(法49条)ほか、差押え時における担保財産の所有者を含むものとする。この場合においては、本来の滞納者に対しては、配当された金銭を国税に充てた旨の通知をするものとする。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第132条関係 換価代金等の交付期日</p>	<p style="text-align: center;">第132条関係 換価代金等の交付期日</p>
<p>交付期日</p> <p>(交付期日が休日等に当たる場合)</p> <p>1 法第132条第2項本文の「換価代金等の交付期日」については、その日が、<u>休日等</u>に当たっても延長されない。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>交付期日</p> <p>(交付期日が休日に当たる場合)</p> <p>1 法第132条第2項本文の「換価代金等の交付期日」については、その日が、<u>且曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令で定める日</u>に当たっても延長されない。</p> <p>2 (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第133条関係 換価代金等の交付</p>	<p style="text-align: center;">第133条関係 換価代金等の交付</p>

改正後	改正前
<p>1 (省略)</p> <p>配当計算書に関する異議</p> <p>2 (省略)</p> <p>(不服申立てとの関係)</p> <p>3 換価代金等の配当に関して異議を有する者が、通則法の規定による不服申立てと法第 133 条の異議の申出とを併せてした場合において、法第 133 条の異議の申出が認められなかったときは、不服申立てだけが審理されることとなる。</p> <p>なお、<u>異議申立て</u>だけがされた場合において、その申立ての内容が法第 133 条の異議に当たるときは、その部分については、法第 133 条の異議の申出が併せてされたものとして取り扱う。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(配当計算書の更正)</p> <p>5 法第 133 条第 2 項各号の規定により配当計算書を更正したときは、その旨を配当計算書に関する異議に関係を有する者及び滞納者に通知するものとする。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p>6～8 (省略)</p> <p>第 2 号の異議</p> <p>9～11 (省略)</p>	<p>1 (同左)</p> <p>配当計算書に関する異議</p> <p>2 (同左)</p> <p>(不服申立てとの関係)</p> <p>3 換価代金等の配当に関して異議を有する者が、通則法の規定による不服申立てと法第 133 条の異議の申出とを併せてした場合において、法第 133 条の異議の申出が認められなかったときは、不服申立てだけが審理されることとなる。</p> <p>なお、<u>不服申立て</u>だけがされた場合において、その申立ての内容が法第 133 条の異議に当たるときは、その部分については、法第 133 条の異議の申出が併せてされたものとして取り扱う。</p> <p>4 (同左)</p> <p>(配当計算書の更正)</p> <p>5 法第 133 条第 2 項各号の規定により配当計算書を更正したときは、その旨を配当計算書に関する異議に関係を有する者及び滞納者に通知するものとする。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p> <p>6～8 (同左)</p> <p>第 2 号の異議</p> <p>9～11 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(供託)</p> <p>12 法第 133 条第 2 項第 2 号の異議を正当と認めないとき又はその他の方法による合意がないことにより換価代金等を交付することができないときは、税務署長は、換価代金等を供託しなければならない(法第 133 条第 3 項、令第 50 条第 1 項)。この供託及び供託後の手続については、19 に定めるところによる。</p> <p>第 3 号の異議</p> <p>13～16 (省略)</p> <p>(供託等)</p> <p>17 法第 133 条第 2 項第 3 号の異議を正当と認めないとき又はその他の方法による合意がないときで、税務署長が異議につき相当の理由がないと認める場合の配当については、次による。</p> <p>(1) 国税、地方税又は公課の金額は、直ちに交付する(法第 133 条第 2 項第 3 号)。</p> <p>(2) (1)以外の異議に関係を有する者に配当すべき換価代金等は、供託しなければならない(法第 133 条第 3 項、令第 50 条第 1 項)。この供託及び供託後の手続については、19 に定めるところによる。</p> <p>特殊な場合の供託</p> <p>(停止条件)</p> <p>18 法第 133 条第 3 項の「停止条件」とは、その成就まで法律行為の効力の発生を停止する条件をいう(民法第 127 条)。</p> <p>(供託等の手続)</p>	<p>(供託)</p> <p>12 法第 133 条第 2 項第 2 号の異議を正当と認めないとき又はその他の方法による合意がないことにより換価代金等を交付することができないときは、税務署長は、換価代金等を供託しなければならない(法 133 条 3 項、令 50 条 1 項)。この供託及び供託後の手続については、19 に定めるところによる。</p> <p>第 3 号の異議</p> <p>13～16 (同左)</p> <p>(供託等)</p> <p>17 法第 133 条第 2 項第 3 号の異議を正当と認めないとき又はその他の方法による合意がないときで、税務署長が異議につき相当の理由がないと認める場合の配当については、次による。</p> <p>(1) 国税、地方税又は公課の金額は、直ちに交付する(法 133 条 2 項 3 号)。</p> <p>(2) (1)以外の異議に関係を有する者に配当すべき換価代金等は、供託しなければならない(法 133 条 3 項、令 50 条 1 項)。この供託の手続及び供託後の手続については、19 に定めるところによる。</p> <p>特殊な場合の供託</p> <p>(停止条件)</p> <p>18 法第 133 条第 3 項の「停止条件」とは、その成就まで法律行為の効力の発生を停止する条件をいう(民法 127 条)。</p> <p>(供託等の手続)</p>

改正後	改正前
<p>19 法第 133 条第 3 項に掲げる場合における換価代金等の交付については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 法第 133 条第 2 項の規定により換価代金等を交付することができない場合には、税務署長は、その換価代金等を供託（第 134 条関係 5、6 参照）し、その旨を異議に関係を有する者に通知しなければならない（<u>令第 50 条第 1 項</u>）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる</u>。</p> <p>なお、滞納者に対しては、異議に関係のないときであっても、上記に準じて通知するものとする。</p> <p>(2) (1)の場合において、確定判決、異議に関係を有する者の全員の同意その他の理由により換価代金等の交付を受けるべき者及び金額が明らかになったときは、これに従って配当しなければならない。この場合において、税務署長は、その配当を受けるべき者に配当額支払証を交付するとともに、(1)により供託した供託所に支払委託書を送付しなければならない（<u>令第 50 条第 2 項</u>）。この配当額支払証及び支払委託書は、別に定めるところによる。</p> <p>(3) (2)による配当を受けるべき者に対する供託所の支払は、(2)の支払委託書に基づいて行われる（<u>令第 50 条第 3 項</u>）。</p> <p>(4) 換価代金等を配当すべき債権が停止条件付である場合又は仮登記（保全仮登記を含む。）がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合における換価代金等の交付については、(1)から(3)までに<u>定めるところにより準じて行う</u>（<u>令第 50 条第 4 項</u>）。</p> <p>滞調法の規定による供託</p>	<p>19 法第 133 条第 3 項に掲げる場合における換価代金等の交付については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 法第 133 条第 2 項の規定により換価代金等を交付することができない場合には、税務署長は、その換価代金等を供託（第 134 条関係 5、6 参照）し、その旨を異議に関係を有する者に通知しなければならない（<u>令 50 条 1 項</u>）。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする</u>。</p> <p>なお、滞納者に対しては、異議に関係のないときであっても、上記に準じて通知するものとする。</p> <p>(2) (1)の場合において、確定判決、異議に関係を有する者の全員の同意その他の理由により換価代金等の交付を受けるべき者及び金額が明らかになったときは、これに従って配当しなければならない。この場合において、税務署長は、その配当を受けるべき者に配当額支払証を交付するとともに、(1)により供託した供託所に支払委託書を送付しなければならない（<u>令 50 条 2 項</u>）。この配当額支払証及び支払委託書は、別に定めるところによる。</p> <p>(3) (2)による配当を受けるべき者に対する供託所の支払は、(2)の支払委託書に基づいて行われる（<u>令 50 条 3 項</u>）。</p> <p>(4) 換価代金等を配当すべき債権が停止条件付である場合又は仮登記（保全仮登記を含む。）がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合における換価代金等の交付については、(1)から(3)までに<u>準ずる</u>（<u>令 50 条 4 項</u>）。</p> <p>滞調法の規定による供託</p>
<p>20 執行停止に係る強制執行による差押え後に登記された担保権がある場合又は仮差押え後に担保権が設定されている場合の換価代金の交付については、滞調法に規定するところにより供託しなければならない（<u>同法第 33 条第 2 項、第 34 条第 2 項、第 129</u></p>	<p>20 執行停止に係る強制執行による差押え後に登記された担保権がある場合又は仮差押え後に担保権が設定されている場合の換価代金の交付については、滞調法に規定するところにより供託しなければならない（<u>同法 33 条 2 項、34 条 2 項、第 129 条関係 14、</u></p>

改正後	改正前
<p>条関係 <u>13</u>、<u>14</u> 参照)。</p> <p style="text-align: center;">第 134 条関係 換価代金等の供託</p> <p>換価代金等の供託 1～3 (省略)</p> <p>(配当手続の終了)</p> <p>4 法第 134 条第 1 項の規定によって供託した場合には、その供託に係る部分について、換価代金等の配当手続は終了する (民法<u>第 494</u> 条参照)。</p> <p>供託の手続 (供託所)</p> <p>5 法第 134 条第 1 項の規定により供託すべき供託所は、換価代金等を配当する行政機関等の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはその支局又は法務大臣の指定する出張所である (民法<u>第 495</u> 条第 1 項、<u>供託法第 1</u> 条)。</p> <p>(供託の手続)</p> <p>6 供託の手続は、供託法第 2 条《供託手続》及び供託規則の定めるところによる。</p> <p>(供託の通知)</p> <p>7 法第 134 条第 2 項の規定による債権者に対する供託した旨の通知は、供託官が供託に係る金銭を受領したとき又は日本銀行から供託に係る金銭を受領した旨の証書の交付を受けたときにおいて、供託官が、あらかじめ税務署長から提出を受けている供託通知書 (供託規則第 <u>16</u> 条、第 20 号書式) を送付することによって行われることに留</p>	<p><u>15</u> 参照)。</p> <p style="text-align: center;">第 134 条関係 換価代金等の供託</p> <p>換価代金等の供託 1～3 (同左)</p> <p>(配当手続の終了)</p> <p>4 法第 134 条第 1 項の規定によって供託した場合には、その供託に係る部分について、換価代金等の配当手続は終了する (民法 494 条参照)。</p> <p>供託の手続 (供託所)</p> <p>5 法第 134 条第 1 項の規定により供託すべき供託所は、換価代金等を配当する行政機関等の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは法務大臣の指定する出張所である (供託法 1 条)。</p> <p>(供託の手続)</p> <p>6 供託の手続は、供託法第 2 条《供託手続》又は供託規則の定めるところによる。</p> <p>(供託の通知)</p> <p>7 法第 134 条第 2 項の規定による債権者に対する供託した旨の通知は、供託官が供託に係る金銭を受領したとき又は日本銀行から供託に係る金銭を受領した旨の証書の交付を受けたときにおいて、供託官が、あらかじめ税務署長から提出を受けている供託通知書 (供託規則第 20 号書式) を送付することによって行われることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>意する。</p> <p style="text-align: center;">第 135 条関係 売却決定の取消しに伴う措置</p> <p>売却決定を取り消したとき</p> <p>1 法第 135 条第 1 項の「売却決定を取り消したとき」とは、買受人が買受代金を納付した後に、その売却決定を取り消したときをいう。</p> <p>なお、法第 112 条第 1 項《動産等の売却決定の取消し》の規定により、その取消しをもって買受人に対抗することができないときは、法第 135 条の規定の適用はない(法第 135 条第 1 項ただし書)。</p> <p>抹消の登記の嘱託</p> <p>2 法第 135 条第 1 項第 2 号の「第 121 条（権利移転の登記の嘱託）その他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利」とは、換価に伴い移転の登記を嘱託した権利をいい、「まつ消の嘱託」は、上記の権利移転の登記についての抹消の登記の嘱託書に、売却決定の取消しを証する書面を添付して、関係機関に嘱託することによって行うものとする。</p> <p><u>なお、換価に伴い嘱託した権利の移転登記の抹消登記を申請する場合において、登記上利害関係がある第三者があるときは、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる（不動産登記法第 68 条参照）。</u></p> <p>回復の登記の嘱託 (質権等の回復の登記)</p> <p>3 法第 135 条第 1 項第 3 号の「第 125 条（換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託）その他の法令の規定による嘱託で換価に係るものによりまつ消された質権、抵</p>	<p style="text-align: center;">第 135 条関係 売却決定の取消しに伴う措置</p> <p>売却決定を取り消したとき</p> <p>1 法第 135 条第 1 項の「売却決定を取り消したとき」とは、買受人が買受代金を納付した後に、その売却決定を取り消したときをいう。</p> <p>なお、法第 112 条第 1 項《動産等の売却決定の取消し》の規定により、その取消しをもって買受人に対抗することができないときは、法第 135 条の規定の適用はない(法第 135 条 1 項ただし書)。</p> <p>抹消の登記の嘱託</p> <p>2 法第 135 条第 1 項第 2 号の「第 121 条（権利移転の登記の嘱託）その他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利」とは、換価に伴い移転の登記を嘱託した権利をいい、「まつ消の嘱託」は、上記の権利移転の登記についての抹消の登記の嘱託書に、売却決定の取消しを証する書面を添付して、関係機関に嘱託することによって行うものとする。</p> <p>回復の登記の嘱託 (質権等の回復の登記)</p> <p>3 法第 135 条第 1 項第 3 号の「第 125 条（換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託）その他の法令の規定による嘱託で換価に係るものによりまつ消された質権、抵</p>

改正後	改正前
<p>当権その他の権利」とは、法第 124 条《担保権の消滅又は引受け》の規定により消滅する担保権に係る登記のほか、換価に伴い消滅する用益物権等の権利等をいい、「回復の登記の嘱託」は、上記の抹消された質権、抵当権その他の権利についての回復の登記の嘱託書に、売却決定の取消しを証する書面を添付して、関係機関に嘱託することによって行うものとする。</p> <p><u>なお、抹消した登記の回復の登記を申請する場合において、登記上利害関係がある第三者があるときは、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる（不動産登記法第 72 条参照）。</u></p>	<p>当権その他の権利」とは、法第 124 条《担保権の消滅又は引受》の規定により消滅する担保権に係る登記のほか、換価に伴い消滅する用益物権等の権利等をいい、「回復の登記の嘱託」は、上記の抹消された質権、抵当権その他の権利についての回復の登記の嘱託書に、売却決定の取消しを証する書面を添付して、関係機関に嘱託することによって行うものとする。</p> <p><u>(注) 抹消した登記の回復の登記を申請する場合において、登記上利害関係がある第三者があるときは、申請書にその承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本を添付する必要がある（不動産登記法 67 条参照）。</u></p>
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (同左)</p>
<p>(交付した金額の返還の請求)</p> <p>5 税務署長は、売却決定を取り消したときは、換価代金等の交付を受けた者に対して、交付した金額の返還を請求する。この場合において、交付すべき金額を供託しているときは、供託規則に定めるところにより取り戻す。</p> <p><u>なお、交付した金額の返還の請求は、国の債権の管理等に関する法律の定めるところによる。</u></p>	<p>(交付した金額の返還の請求)</p> <p>5 税務署長は、売却決定を取り消したときは、換価代金等の交付を受けた者に対して、交付した金額の返還を請求する。この場合において、交付すべき金額を供託しているときは、供託規則に定めるところにより取り戻す。</p> <p><u>(注) 交付した金額の返還の請求は、国の債権の管理等に関する法律の定めるところによる。</u></p>
<p>代位</p> <p>(意義)</p> <p>6 法第 135 条第 2 項の「代位」とは、5 の請求を受けた担保権者が返還しない金額を限度として、その担保権に係る権利を税務署長が行使することができることをいう。</p> <p>(付記登記)</p>	<p>代位</p> <p>(意義)</p> <p>6 法第 135 条第 2 項の「代位」とは、5 の請求を受けた担保権者が返還しない金額を限度として、その担保権に係る権利が税務署長に移転することをいう。</p> <p>(付記登記)</p>
<p>7 法第 135 条第 2 項の規定により税務署長が代位したときは、その代位に係る付記登</p>	<p>7 法第 135 条第 2 項の規定により税務署長が代位したときは、その代位に係る付記登</p>

改正後	改正前
<p>記をすることができる。この場合において、税務署長が付記登記を嘱託（又は申請）するときは、<u>「登記原因証明情報」</u>（不動産登記法第 61 条参照）等として、嘱託書（又は申請書）に配当計算書の謄本及び代位される担保権者の承諾書を添付しなければならない（不動産登記法第 116 条、建設機械登記令第 16 条、自動車登録令第 55 条、第 56 条、第 14 条（申請書に担保権者の署名捺印があるときは、承諾書の添付は要しない（同令第 17 条。））等参照）。</p> <p><u>なお、</u>税務署長は、全部代位するときは債権に関する証書の交付を、一部代位するときは債権に関する証書に代位の旨の記入を、それぞれの代位される担保権者にさせることができるほか、付記登記についての承諾書の交付を求めること等ができる（民法第 503 条参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 滞納処分費</p> <p style="text-align: center;">第 136 条関係 滞納処分費の範囲</p> <p>滞納処分費の範囲</p> <p>1・2 （省略）</p> <p>（保管に関する費用）</p> <p>3 法第 136 条の「保管に関する費用」とは、差押財産の維持管理のために支出し、又は支出すべきことの確定した費用をいい、おおむね次に掲げるものがある。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その財産の維持管理に要した費用<u>（例えば、動物の飼育費、船舶のけい船料、監守人の日当等）</u></p>	<p>記をすることができる。この場合において、税務署長が付記登記を嘱託（又は申請）するときは、<u>「登記原因ヲ証スル書面」</u>等として、嘱託書（又は申請書）に配当計算書の謄本及び代位される担保権者の承諾書を<u>添付</u>しなければならない（不動産登記法 31 条、建設機械登記令 9 条、自動車登録令 55 条、56 条、14 条（申請書に担保権者の署名押印があるときは、承諾書の添付は要しない。17 条））等参照）。</p> <p><u>(注)</u> 税務署長は、全部代位するときは債権に関する証書の交付を、一部代位するときは債権に関する証書に代位の旨の記入を、それぞれの代位される担保権者にさせることができるほか、付記登記についての承諾書の交付を求めること等ができる（民法 503 条参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 滞納処分費</p> <p style="text-align: center;">第 136 条関係 滞納処分費の範囲</p> <p>滞納処分費の範囲</p> <p>1・2 （同左）</p> <p>（保管に関する費用）</p> <p>3 法第 136 条の「保管に関する費用」とは、差押財産の維持管理のために支出し、又は支出すべきことの確定した費用をいい、おおむね次に掲げるものがある。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その財産の維持管理に要した費用<u>、例えば、動物の飼育費、船舶のけい船料、監守人の日当等</u></p>

改正後	改正前
<p>(運搬に関する費用)</p> <p>4 法第 136 条の「運搬に関する費用」とは、差押財産をその所在の場所から税務署、保管人の住所等の保管場所に引き揚げ、又は保管の場所を移し、若しくは保管場所から公売場に搬入するために支出し、又は支出すべきことの確定した費用をいい、おおむね次に掲げるものがある。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 運送費<u>(例えば、自動車の借上科、運転手の日当、運賃等)</u></p> <p>5～10 (省略)</p> <p>滞納処分費として徴収できないもの</p> <p>11 通知書その他の書類の送達に要する費用は、滞納処分費として徴収することができない(法第 136 条)。また、次に掲げる費用は、滞納処分費として徴収しないものとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>12 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 137 条関係 滞納処分費の配当等の順位</p> <p>徴収の基因となった国税</p> <p>1 法第 137 条の「その徴収の基因となった国税」とは、滞納処分費を要する原因となった国税をいい、滞納処分費が個々のどの差押財産から生じたものであるかを問わない。</p> <p><u>また、滞納処分費は、その徴収の基因となった国税には先立つが、他の国税には後</u></p>	<p>(運搬に関する費用)</p> <p>4 法第 136 条の「運搬に関する費用」とは、差押財産をその所在の場所から税務署、保管人の住所等の保管場所に引き揚げ、又は保管の場所を移し、若しくは保管場所から公売場に搬入するために支出し、又は支出すべきことの確定した費用をいい、おおむね次に掲げるものがある。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 運送費、<u>例えば、自動車の借上科、運転手の日当、運賃等</u></p> <p>5～10 (同左)</p> <p>滞納処分費として徴収できないもの</p> <p>11 通知書その他の書類の送達に要する費用は、滞納処分費として徴収することができない(法 136 条)。また、次に掲げる費用は、滞納処分費として徴収しないものとする。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>12 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 137 条関係 滞納処分費の配当等の順位</p> <p>徴収の基因となった国税</p> <p>1 法第 137 条の「その徴収の基因となった国税」とは、滞納処分費を要する原因となった国税をいい、滞納処分費が個々のどの差押財産から生じたものであるかを問わない。</p> <p><u>(注) 滞納処分費は、その徴収の基因となった国税には先立つが、他の国税には後れる</u></p>

改正後	改正前
<p>れることもある。 〔例〕 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 138 条関係 滞納処分費の納入の告知</p> <p>徴収手続 (納入の告知を要する場合)</p> <p>1 滞納処分費につき納入の告知を要する場合は、本税及び附帯税のすべてが完納され、滞納処分費だけについて滞納者の財産を差し押さえようとする場合である (法第 138 条)。 なお、納入の告知をした滞納処分費については、督促をしないで直ちに差押えをすることができる (通則法第 36 条、第 37 条)。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(納入告知書)</p> <p>3 法第 138 条の「納入の告知」は、口頭による場合のほかは、令第 51 条各号《納入告知書の記載事項等》に掲げる事項を記載した通則規則第 6 条《書式》に規定する別紙第 2 号書式又は第 2 号の 2 書式に、同書式中「納税告知書」を「納入告知書」とすることその他所要の調整を加えた納入告知書を、滞納者に送達して行う (規則第 3 条第 3 項)。</p> <p>(口頭による告知)</p> <p>4 令第 51 条ただし書《口頭による納入の告知》の規定は、例えば、徴収職員が滞納処分のために臨戸した場合において、本税及び附帯税が完納され、その滞納処分費だ</p>	<p>こともある。 〔例〕 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 138 条関係 滞納処分費の納入の告知</p> <p>徴収手続 (納入の告知を要する場合)</p> <p>1 滞納処分費につき納入の告知を要する場合は、本税及び附帯税のすべてが完納され、滞納処分費だけについて滞納者の財産を差し押さえようとする場合である (法 138 条)。 なお、納入の告知をした滞納処分費については、督促をしないで直ちに差押えをすることができる。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(納入告知書)</p> <p>3 法第 138 条の「納入の告知」は、口頭による場合のほかは、令第 51 条各号《納入告知書の記載事項等》に掲げる事項を記載した通則規則第 5 条《書式》に規定する別紙第 2 号書式に、同書式中「納税告知書」を「納入告知書」とすることその他所要の調整を加えた (規則 3 条 3 項) 納入告知書を、滞納者に送達して行う。</p> <p>(口頭による告知)</p> <p>4 令第 51 条ただし書《口頭による納入の告知》の規定は、例えば、徴収職員が滞納処分のために臨戸した場合において、本税及び附帯税が完納され、その滞納処分費だ</p>

改正後	改正前
<p>け残っていることが判明したとき等、その滞納処分費につき直ちに滞納処分をしなければならないときは、口頭により納入の告知をすることができることを定めたものである。この場合においては、令第 51 条各号《納入告知書に記載すべき事項》に掲げる事項のほか、滞納処分費の納入の告知である旨を明確にして告知する。</p>	<p>け残っていることが判明したとき等、その滞納処分費につき直ちに滞納処分をしなければならないときは、口頭により納入の告知をすることができることを定めたものである。この場合には、令第 51 条各号《納入告知書に記載すべき事項》に掲げる事項のほか、滞納処分費の納入の告知である旨を明確にして告知する。</p>
<p>(納期限)</p>	<p>(納期限)</p>
<p>5 令第 51 条第 3 号《納入告知書の記載事項》の「納期限」は、国税収納金整理資金事務取扱規則第 18 条《納付期限》の規定により調査決定の日から 20 日以内の日として適宜定める。</p>	<p>5 令第 51 条第 3 号《納入告知書の記載事項》の「納期限」は、国税収納金整理資金事務取扱規則第 18 条《納付期限》の規定により調査決定の日から 20 日以内の日として適宜定める。</p>
<p>なお、上記の納付期限は、納入告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日以後とする（通則令第 8 条第 1 項参照）。</p>	<p>なお、上記の納付期限は、納入告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日以後とする（通則令 8 条 1 項参照）。</p>
<p style="text-align: center;">第 6 節 雑則</p>	<p style="text-align: center;">第 6 節 雑則</p>
<p style="text-align: center;">第 1 款 滞納処分の効力</p>	<p style="text-align: center;">第 1 款 滞納処分の効力</p>
<p style="text-align: center;">第 139 条関係 相続等があった場合の滞納処分の効力</p>	<p style="text-align: center;">第 139 条関係 相続等があった場合の滞納処分の効力</p>
<p>滞納処分の続行</p>	<p>滞納処分の続行</p>
<p>1 法第 139 条第 1 項の「滞納処分を続行することができる」とは、被相続人又は被合併法人に対してした滞納処分の効力が、別段の手続をとることなく当然に相続人又は合併法人に及ぶことをいう。</p>	<p>1 法第 139 条第 1 項の「滞納処分を続行することができる」とは、被相続人又は被合併法人に対してした滞納処分の効力が、別段の手続をとることなく当然に相続人又は合併法人に及ぶことをいう。</p>
<p>なお、滞納処分による換価に伴う買受人への権利移転に当たっては、税務署長は、買受人に代わって相続人又は合併法人への権利移転の登記の嘱託をした後、買受人のために権利移転の登記の嘱託をするものとする（昭和 43.6.5 付民事甲第 1835 号法務</p>	<p>なお、滞納処分による換価に伴う買受人への権利移転に当たっては、税務署長は、買受人に代わって相続人又は合併法人への権利移転の登記の嘱託をした後、買受人のために権利移転の登記の嘱託をするものとする（昭和 43.6.5 付民事甲第 1.835 号法務</p>

改正後	改正前
<p>省民事局長回答)。</p> <p>(注) <u>特定信託の受託者である内国法人又は外国法人の信託財産についてその特定信託の各計算期間の所得に対する法人税につき滞納処分を執行した後、その特定信託に係る特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割が行われたときは、その特定信託の信託財産につき滞納処分を続行することができる(法人税法第 82 条の 17 第 5 項、第 145 条の 8)。</u></p> <p>承継財産についての執行 (死亡)</p> <p>2 法第 139 条第 1 項の「死亡」には、失そう宣告により死亡したものとみなされる場合(民法第 31 条)も含まれる。</p> <p>(法人)</p> <p>3 法第 139 条第 1 項の「法人」には、人格のない社団等も含まれる(法第 3 条)。</p> <p>4 (省略)</p> <p>滞納者名義の財産に対する執行 (滞納者の名義の財産)</p> <p>5 法第 139 条第 2 項本文の「滞納者の名義の財産」とは、差押えに当たり、徴収職員が財産の帰属を名義によって判断する財産(例えば、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、振替社債等又は各種記名式有価証券で滞納者の名義となっている財産)に限られず、社会通念上滞納者の名義の財産と認められるものをいう。</p> <p>6 (省略)</p>	<p>省民事局長回答)。</p> <p>(新設)</p> <p>承継財産についての執行 (死亡)</p> <p>2 法第 139 条第 1 項の「死亡」には、失そう宣告により死亡したものとみなされる場合(民法 31 条)も含まれる。</p> <p>(法人)</p> <p>3 法第 139 条第 1 項の「法人」には、人格のない社団等も含まれる(法 3 条)。</p> <p>4 (同左)</p> <p>滞納者名義の財産に対する執行 (滞納者の名義の財産)</p> <p>5 法第 139 条第 2 項本文の「滞納者の名義の財産」とは、差押えに当たり、徴収職員が財産の帰属を名義によって判断する財産(例えば、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械又は各種記名式有価証券で滞納者の名義となっている財産に限られず、社会通念上滞納者の名義の財産と認められるものをいう)。</p> <p>6 (同左)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="264 260 969 288">第 140 条関係 仮差押え等がされた財産に対する滞納処分の効力</p> <p data-bbox="147 359 306 384">1・2 (省略)</p> <p data-bbox="147 454 461 480">滞納処分と仮差押えとの関係</p> <p data-bbox="185 501 376 526">(仮差押えの効力)</p> <p data-bbox="147 550 1088 722">3 仮差押えを受けた財産についても、法第 140 条の規定により滞納処分による差押えをすることができる。この場合における仮差押えの効力は、滞納処分による差押えによって消滅するものではないが、その財産が換価された場合には消滅する（第 125 条関係 2 参照）。</p> <p data-bbox="170 743 1088 916">なお、仮差押えを受けた財産を滞納処分により換価した場合においては、換価代金等の残余は、当該財産に対する強制執行について管轄権を有する地方裁判所又は仮差押えをした執行官に交付する（滞調法第 28 条、第 6 条第 1 項、第 34 条第 1 項、第 18 条第 2 項等）。</p> <p data-bbox="208 936 282 962">(削除)</p> <p data-bbox="147 1129 271 1155">4 (省略)</p> <p data-bbox="185 1225 472 1251">(供託された金銭の差押え)</p> <p data-bbox="147 1275 1088 1396">5 仮差押えの執行に係る金銭（保全法第 49 条第 2 項）、仮差押えの執行に係る動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき若しくはその保管のために不相応な費用を要するため売却した売得金（同法第 49 条第 3 項）、強制管理の方法による仮</p>	<p data-bbox="1227 260 1933 288">第 140 条関係 仮差押え等がされた財産に対する滞納処分の効力</p> <p data-bbox="1111 359 1270 384">1・2 (同左)</p> <p data-bbox="1111 454 1424 480">滞納処分と仮差押えとの関係</p> <p data-bbox="1149 501 1339 526">(仮差押えの効力)</p> <p data-bbox="1111 550 2051 722">3 仮差押えを受けた財産についても、法第 140 条の規定により滞納処分による差押えをすることができる。この場合における仮差押えの効力は、滞納処分による差押えによって消滅するものではないが、その財産が換価された場合には消滅する（第 125 条関係 2 参照）。</p> <p data-bbox="1133 743 2051 865">なお、仮差押えを受けた財産を滞納処分により換価した場合においては、換価代金等の残余は、当該財産に対する強制執行について管轄権を有する地方裁判所又は仮差押えをした執行官に交付する（滞調法 28 条、6 条 1 項、34 条 1 項、18 条 2 項等）。</p> <p data-bbox="1133 936 2051 1058"><u>(注) 仮差押えについては交付要求及び参加差押えはできないが、仮差押えがされている財産につき滞納処分がされている場合には、その滞納処分につき交付要求及び参加差押えができるし、これらの処分は、仮差押えにより妨げられない。</u></p> <p data-bbox="1111 1129 1234 1155">4 (同左)</p> <p data-bbox="1149 1225 1435 1251">(供託された金銭の差押え)</p> <p data-bbox="1111 1275 2051 1396">5 仮差押えの執行に係る金銭（保全法 49 条 2 項）、仮差押えの執行に係る動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、若しくはその保管のために不相応な費用を要するため売却した売得金（同法 49 条 3 項）、強制管理の方法による<u>ときの配</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="170 212 1088 627">差押えの執行における配当等に充てるべき金銭（同法第47条第4項）、強制競売、担保権の実行としての競売、担保不動産収益執行が行われた場合の仮差押債権者への配当金（執行法第91条第1項第2号、第188条、第107条第4項第2号）、又は滞納処分の行政機関等から交付を受けた金銭で売得金若しくは売却代金とみなされる金銭（滞調法第11条第3項、第18条第2項、第3項、第19条参照）が仮差押債権者への配当のために供託されている場合（保全法第49条第2項、第3項、第47条第4項、執行法第91条第1項、第188条、第108条）には、執行官又は裁判所にその供託金の払戻しを請求し、その払戻しがされた金銭について、法第56条第1項《動産又は有価証券の差押手続》の規定により差し押さえる。</p> <p data-bbox="185 694 687 719">（仮差押えを受けた動産等以外の財産の差押え）</p> <p data-bbox="147 743 1088 1010">6 仮差押えを受けている動産又は有価証券以外の財産については、その財産の種類に応じて、法第62条第1項及び第2項《債権の差押手続》、第68条第1項及び第3項《不動産の差押手続》、第70条第1項《船舶又は航空機の差押手続》、第71条第1項《自動車、建設機械又は小型船舶の差押手続》、第72条第1項及び第3項《特許権等の差押手続》又は第73条第1項及び第3項《電話加入権等の差押手続》等の規定により、それぞれ差し押さえる。</p> <p data-bbox="185 1082 448 1107">（仮差押解放金の差押え）</p> <p data-bbox="147 1131 1088 1350">7 仮差押えの執行停止のため、又は既に執行した仮差押えの取消しのため、仮差押債権者（滞納者）が仮差押決定の記載に従い供託した金銭（仮差押えによって保全される金銭債権の額に相当する金銭。以下7及び8において「仮差押解放金」という。保全法第22条）については、滞納者の有する供託金取戻請求権を差し押さえるものとする。</p> <p data-bbox="197 1369 1088 1394">また、第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭債権の額に相当する金銭を供託し</p>	<p data-bbox="1133 212 2051 483">当等に充てるべき金銭（同法47条4項）、強制競売による配当金（執行法91条1項2号）、又は滞納処分の行政機関等から交付を受けた金銭で売得金若しくは売却代金とみなされる金銭（滞調法11条3項、18条2項、3項、19条参照）が供託されている場合（保全法49条2項、3項、47条4項、執行法91条1項）には、執行官又は裁判所にその供託金の払戻しを請求し、その払戻しがされた金銭について、法第56条第1項《動産又は有価証券の差押手続》の規定により差し押さえる。</p> <p data-bbox="1149 694 1650 719">（仮差押えを受けた動産等以外の財産の差押え）</p> <p data-bbox="1111 743 2051 1010">6 仮差押えを受けている動産又は有価証券以外の財産については、その財産の種類に応じて、法第62条第1項及び第2項《債権の差押手続》、第68条第1項及び第3項《不動産の差押手続》、第70条第1項《船舶又は航空機の差押手続》、第71条第1項《自動車又は建設機械の差押手続》、第72条第1項及び第3項《特許権等の差押手続》又は第73条第1項及び第3項《電話加入権等の差押手続》の規定により、それぞれ差し押さえる。</p> <p data-bbox="1149 1082 1411 1107">（仮差押解放金の差押え）</p> <p data-bbox="1111 1131 2051 1302">7 仮差押えの執行停止のため、又は既に執行した仮差押えの取消しのため、仮差押債権者（滞納者）が仮差押決定の記載に従い供託した金銭（仮差押えによって保全される金銭債権の額に相当する金銭。以下7及び8において「仮差押解放金」という。保全法22条）については、滞納者の有する供託金取戻請求権を差し押さえるものとする。</p> <p data-bbox="1133 1321 2051 1394">また、第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭債権の額に相当する金銭を供託した場合において、保全法第50条第3項《みなす仮差押解放金》の規定により「仮差</p>

改正後	改正前
<p>た場合において、保全法第 50 条第 3 項《みなす仮差押解放金》の規定により「仮差押解放金」とみなされる供託した金銭については、滞納者の有する供託金還付請求権を差し押さえるものとする。</p>	<p>押解放金」とみなされる供託した金銭については、滞納者の有する供託金還付請求権を差し押さえるものとする。</p>
<p>(仮差押解放金の取立て)</p>	<p>(仮差押解放金の取立て)</p>
<p>8 7 により供託金取戻請求権又は供託金還付請求権を差し押さえたときは、税務署長は、直ちに供託金の払渡しの請求をすることができる(平成 2.11.13 付民四第 5002 号法務省民事局長通達)。</p>	<p>8 7 により供託金取戻請求権又は供託金還付請求権を差し押さえたときは、税務署長は、直ちに供託金の払渡しの請求をすることができる(平成 2.11.13 付民四第 5.002 号法務省民事局長通達)。</p>
<p>(差押えの通知)</p>	<p>(差押えの通知)</p>
<p>9 仮差押えがされている財産を差し押さえたときは、法第 55 条第 3 号《仮差押え等をした保全執行裁判所等に対する差押えの通知》の規定により、保全執行裁判所又は執行官に差し押さえた旨その他必要な事項を通知しなければならない。</p>	<p>9 <u>保全法</u>の規定により仮差押えがされている財産を差し押さえたときは、法第 55 条第 3 号《仮差押え等をした保全執行裁判所等に対する差押えの通知》の規定により、保全執行裁判所又は執行官に差し押さえた旨その他必要な事項を通知しなければならない。</p>
<p>(差押解除の通知)</p>	<p>(差押解除の通知)</p>
<p>10 仮差押えがされている財産について滞納処分による差押えを解除した場合においては、仮差押えをした保全執行裁判所又は執行官にその旨その他必要な事項を通知しなければならない(法第 81 条)。</p>	<p>10 仮差押えがされている財産について滞納処分による差押えを解除した場合においては、仮差押えをした保全執行裁判所又は執行官にその旨その他必要な事項を通知しなければならない(法 81 条)。</p>
<p>(公売等による仮差押えの登記の抹消の嘱託)</p>	<p>(公売等による仮差押えの登記の抹消の嘱託)</p>
<p>11 不動産、船舶、航空機、自動車、<u>建設機械</u>又は<u>小型船舶</u>に対する仮差押えの執行が、仮差押えの登記(強制管理の開始決定に係る仮差押えの登記を含む。)をすることにより行われている場合において、その仮差押えの登記のある財産を換価し、その権利移転の登記を関係機関に嘱託するときは(法第 121 条等参照)、法第 125 条《換価に伴</p>	<p>11 不動産、船舶、航空機、自動車又は<u>建設機械</u>に対する仮差押えの執行が、仮差押えの登記(強制管理の開始決定に係る仮差押えの登記を含む。)をすることにより行われている場合において、その仮差押えの登記のある財産を換価し、その権利移転の登記を関係機関に嘱託するときは(法 121 条等参照)、法第 125 条《換価に伴い消滅する</p>

改正後	改正前
<p>い消滅する権利の登記のまっ消の嘱託》等の規定により、併せて、仮差押えの登記の抹消を嘱託するものとする。</p> <p>滞納処分と仮処分との関係 (仮処分が執行された財産の差押え)</p> <p>12 仮処分が執行された財産についても、滞納処分による差押えをすることができる。この場合における仮処分の効力は、滞納処分による差押えによって消滅しない(保全法第58条第1項、第2項参照)。</p> <p>なお、仮処分が執行された財産を差し押さえた場合における換価については、13から20までに定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(不動産の所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>13 所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、滞納処分による差押えは仮処分債権者に対抗することができない(保全法第58条第1項、第2項)。したがって、差押えに基づく換価は、本案の帰すうが定まるまでの間に行わないものとする。</p> <p>(注)1 「所有権についての登記」とは、所有権又は共有持分の登記名義人を実質的に変更する登記をいい、例えば、所有権の移転の登記、保存若しくは移転の登記の抹消、移転の登記の抹消回復の登記又は持分の更正の登記をいう。</p> <p>2 「処分禁止の仮処分」とは、仮処分債務者に対して係争物(不動産、動産、債</p>	<p>権利の登記のまっ消の嘱託》等の規定により、併せて、仮差押えの登記の抹消を嘱託するものとする。</p> <p>滞納処分と仮処分との関係 (仮処分が執行された財産の差押え)</p> <p>12 仮処分が執行された財産についても、滞納処分による差押えをすることができる。この場合における仮処分の効力は、滞納処分による差押えによって消滅しない(保全法58条1項、2項参照)。</p> <p>なお、仮処分が執行された財産を差し押さえた場合における換価については、<u>この条関係13から20までに定めるところによる。</u></p> <p>(注) <u>仮処分について交付要求及び参加差押えはできないが、仮処分がされている財産につき滞納処分がされている場合には、その滞納処分につき交付要求及び参加差押えができる。</u></p> <p>(不動産の所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>13 所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、滞納処分による差押えは仮処分債権者に対抗することができない(保全法58条1項、2項)。したがって、差押えに基づく換価は、本案の帰すうが定まるまでの間に行わないものとする。</p> <p>(注)1 所有権についての登記とは、所有権又は共有持分の登記名義人を実質的に変更する登記であり、例えば、所有権の移転の登記、保存若しくは移転の登記の抹消、移転の登記の抹消回復の登記又は持分の更正の登記をいう。</p> <p>2 処分禁止の仮処分とは、仮処分債務者に対して係争物(不動産、動産、債権等)</p>

改正後	改正前
<p>権等)に係る権利の処分(所有権の移転、担保権の設定等)を禁止することを内容とする仮処分(保全法第24条)をいう。</p> <p>3 「不動産」とは、不動産登記法第2条第1号の不動産(土地及び建物)及び特別法において不動産とみなされるもの(立木(立木法第2条)、工場財団(工場抵当法第14条)、鉱業財団(鉱業抵当法第3条)、漁業財団(漁業財団抵当法第6条)、港湾運送事業財団(港湾運送事業法第26条)、道路交通事業財団(道路交通事業抵当法第8条)及び観光施設財団(観光施設財団抵当法第8条)をいう。</p> <p>4 所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法により行われる(保全法第53条第1項)。したがって、仮処分の執行と滞納処分による差押えの先後は、処分禁止の登記と差押えの登記の先後によって定まる。</p> <p>5 仮処分債権者は、所有権の登記を申請する場合において、これと同時に申請するときに限り、その仮処分の登記に後れる登記の抹消を単独で申請することができる(保全法第58条第2項、不動産登記法第111条第1項)。この場合において、仮処分債権者は、あらかじめ、その登記の権利者に対し、登記を抹消する旨の通知をしなければならない(保全法第59条)。また、差押登記が抹消されたときは登記官から抹消した旨の通知がされることとされている(保全法第59条、平成2.11.8付民三第5000号法務省民事局長通達)。</p> <p>6 処分禁止の登記より後順位の登記のうち、仮処分債権者の保全すべき登記請求権の登記に係る権利の取得又は消滅に抵触しないものは、仮処分債権者に対抗することができる。例えば、処分禁止の登記の前にされた国税の担保のための抵当権に基づく担保物処分のための差押え(通則法第52条第1項)の登記、仮処分の登記前に登記された抵当権の登記名義人を申立人とする競売開始決定に係る差押えの登記(昭和58.6.22付民三第3672号法務省民事局長通達)、仮処分の債務者に対する破産手続開始(破産法第42条第2項)、再生手続開始(民事再生法第</p>	<p>に係る権利の処分(所有権の移転、担保権の設定等)を禁止することを内容とする仮処分(保全法24条)をいう。</p> <p>3 不動産とは、不動産登記法第1条の不動産(土地及び建物)及び特別法において不動産とみなされるもの(立木(立木法2条)、工場財団(工場抵当法14条)、鉱業財団(鉱業抵当法3条)、漁業財団(漁業財団抵当法6条)、港湾運送事業財団(港湾運送事業法26条)、道路交通事業財団(道路交通事業抵当法8条)及び観光施設財団(観光施設財団抵当法8条)をいう。</p> <p>4 所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法により行われる(保全法53条1項)。したがって、仮処分の執行と滞納処分による差押えの先後は、処分禁止の登記と差押えの登記の先後によって定まる。</p> <p>5 仮処分債権者は、所有権の登記を申請する場合において、これと同時に申請するときに限り、その仮処分の登記に後れる登記の抹消を単独で申請することができる(保全法58条2項、不動産登記法146条ノ2第1項)。この場合、仮処分債権者は、あらかじめ、その登記の権利者に対し、登記を抹消する旨の通知をしなければならない(保全法59条、不動産登記法146条ノ2第2項)。また、差押登記が抹消されたときは登記官から抹消した旨の通知がされることとされている(保全法59条、平成2.11.8付民三第5,000号法務省民事局長通達)。</p> <p>6 処分禁止の登記より後順位の登記のうち、仮処分債権者の保全すべき登記請求権の登記に係る権利の取得又は消滅に抵触しないものは、仮処分債権者に対抗することができる。例えば、処分禁止の登記の前にされた国税の担保のための抵当権に基づく担保物処分のための差押え(通則法52条1項)の登記、仮処分の登記前に登記された抵当権の登記名義人を申立人とする競売開始決定に係る差押えの登記(昭和58.6.22付民三第3,672号法務省民事局長通達)、仮処分の債務者に対する破産(破産法70条)、和議開始(和議法40条2項、58条)、株式会社の整理</p>

改正後	改正前
<p><u>39条第1項、第184条</u>、株式会社の<u>特別清算開始に伴う保全処分(会社法第515条第1項、第2項)</u>、更生手続開始(<u>会社更生法第50条第1項、第208条</u>)又は企業担保権の実行手続の開始(<u>企業担保法第28条</u>)の各登記がこれに当たる。</p> <p>7 本案(保全法第1条参照)の帰すうの形態としては、仮処分債権者の勝訴判決又は敗訴判決の確定、和解及び仮処分債権者と仮処分債務者との共同申請による登記の実現等がある。</p> <p>(不動産の所有権以外の権利の移転又は消滅についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>14 所有権以外の権利の移転又は消滅についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合には、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときにおいても、滞納処分による差押えは効力を失わない(保全法第58条第1項)。ただし、差押えに基づく換価は、当該不動産を仮処分の負担付きで換価できる場合等を除き、本案の帰すうが定まるまでの間には行わないものとする(第89条関係9、第124条関係6参照)。</p> <p>(注1 「不動産の所有権以外の権利の移転の登記」とは、当該権利の全部又は一部の名義人を実質的に変更する登記で保存又は設定の登記に変更を加えないものをいい、例えば、抵当権若しくは地上権の全部若しくは一部の移転の登記、移転の更正の登記又は移転の抹消回復の登記をいう。</p> <p>2 「不動産の所有権以外の権利の消滅の登記」とは、当該権利の全部又は一部が設定者との関係において実質的に消滅する登記をいい、例えば、抵当権抹消の登記、一部弁済による抵当権変更の登記又は被担保債権額を減額する抵当権更正の登記をいう。</p> <p>(不動産の所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全する</p>	<p><u>開始に伴う保全処分(商法383条、386条1項)</u>、更生手続開始(<u>会社更生法67条1項、246条1項</u>)又は企業担保権の実行手続の開始(<u>企業担保法28条</u>)の各登記がこれに当たる。</p> <p>7 本案(保全法1条参照)の帰すうの形態としては、仮処分債権者の勝訴判決又は敗訴判決の確定、和解及び仮処分債権者と仮処分債務者との共同申請による登記の実現等がある。</p> <p>(不動産の所有権以外の権利の移転又は消滅についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>14 所有権以外の権利の移転又は消滅についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合には、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときにおいても、滞納処分による差押えは効力を失わない(保全法58条1項)。ただし、差押えに基づく換価は、当該不動産を仮処分の負担付きで換価できる場合等を除き、本案の帰すうが定まるまでの間には行わないものとする(89条関係9、124条関係6参照)。</p> <p>(注1 不動産の所有権以外の権利の移転の登記とは、当該権利の全部又は一部の名義人を実質的に変更する登記で保存又は設定の登記に変更を加えないものをいい、例えば、抵当権若しくは地上権の全部若しくは一部の移転の登記、移転の更正の登記又は移転の抹消回復の登記をいう。</p> <p>2 不動産の所有権以外の権利の消滅の登記とは、当該権利の全部又は一部が設定者との関係において実質的に消滅する登記をいい、例えば、抵当権抹消の登記、一部弁済による抵当権変更の登記又は被担保債権額を減額する抵当権更正の登記をいう。</p> <p>(不動産の所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全する</p>

改正後	改正前
<p>ための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>15 所有者以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合には、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときにおいても、滞納処分による差押えは効力を失わない(保全法第58条第1項)。この場合において、当該仮処分が担保権の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分であるときは換価を行うことができるが、当該仮処分が不動産の使用又は収益をする権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分であるときは、本案の帰すうが定まるまでの間は換価を行わないものとする(法第133条第3項、令第50条第4項参照)。</p> <p>(注1) 「所有権以外の権利の保存、設定又は変更の登記」とは、実質的に新たに権利を設定する登記をいい、例えば、先取特権の保存の登記、抵当権若しくは地上権設定の登記、その抹消回復の登記、根抵当権の極度額を増額する変更若しくは更正の登記又は民法第376条による抵当権の処分の登記をいう。</p> <p>2 「担保権の保存、設定又は変更の登記」とは、1に掲げたもののうち、担保権に関する登記をいう。</p> <p>3 上記の仮処分の執行は、処分禁止の登記とともに保全仮登記をする方法により行われる(保全法第53条第2項)。この場合において、処分禁止の登記は、処分禁止の対象が所有権であるときには甲区に、所有権以外であるときには乙区にされ、保全仮登記は乙区にされる(平成2.11.8付民三第5000号法務省民事局長通達参照)。</p> <p>4 担保権の保存、設定又は変更登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分が執行された後に新たな担保権が設定された財産を差し押さえて換価した場合においては、仮処分の執行後における担保権の設定は有効であるから、当該新たな担保権により担保される債権に対しても配当を行う(保全法第58条第1項、第3</p>	<p>ための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>15 所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合には、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときにおいても、滞納処分による差押えは効力を失わない(保全法58条1項)。この場合、当該仮処分が担保権の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分であるときは換価を行うことができるが、当該仮処分が不動産の使用又は収益をする権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分であるときは、本案の帰すうが定まるまでの間は換価を行わないものとする(法133条3項、令50条4項参照)。</p> <p>(注1) 所有権以外の権利の保存、設定又は変更の登記とは、実質的に新たに権利を設定する登記をいい、例えば、先取特権の保存の登記、抵当権若しくは地上権設定の登記、その抹消回復の登記、根抵当権の極度額を増額する変更若しくは更正の登記又は民法第375条による抵当権の処分の登記をいう。</p> <p>2 担保権の保存、設定又は変更の登記とは、1に掲げたもののうち、担保権に関する登記をいう。</p> <p>3 上記の仮処分の執行は、処分禁止の登記とともに保全仮登記をする方法により行われる(保全法53条2項)。この場合、処分禁止の登記は、処分禁止の対象が所有権である場合には甲区に、所有権以外である場合には乙区にされ、保全仮登記は乙区にされる(平成2.11.8付民三第5,000号法務省民事局長通達参照)。</p> <p>4 担保権の保存、設定又は変更登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分が執行された後に新たな担保権が設定された財産を差し押さえて換価した場合においては、仮処分の執行後における担保権の設定は有効であるから、当該新たな担保権により担保される債権に対しても配当を行う(保全法58条1項、3項参照)。</p>

改正後	改正前
<p>項参照)。</p> <p>(不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>16 不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものについて、登記(仮登記を除く。)又は登録(仮登録を除く。)を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分がされている場合の仮処分と滞納処分との関係については、13から15までに<u>定めるところに準ずる</u>(保全法第54条、第61条参照)。</p> <p>(注) 不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものには、例えば、特許権(特許法第98条第1項)、実用新案権(実用新案法第26条)、意匠権(意匠法第36条)、商標権(商標法第35条)、育成者権(種苗法第32条)、回路配置利用権(半導体集積回路配置法第21条)、自動車の所有権及び抵当権(道路運送車両法第5条、自動車抵当法第5条)、航空機の所有権及び抵当権(航空法第3条の3、航空機抵当法第5条)、建設機械の所有権及び抵当権(建設機械抵当法第7条)並びに船舶の所有権及び抵当権(商法第686条、第687条、第703条、第848条)等がある。</p> <p>(その他の財産に対する処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>17 不動産及び不動産以外の権利でその処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするもの以外の財産について処分禁止の仮処分がされている場合における滞納処分については、13から15までに<u>定めるところに準じて行う</u>。</p> <p>(物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するための占有移転禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p>	<p>(不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>16 不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものについて、登記(仮登記を除く。)又は登録(仮登録を除く。)を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分がされている場合の仮処分と滞納処分との関係については、<u>第140条関係13から15までに準ずるものとする</u>(保全法54条、61条参照)。</p> <p>(注) 不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものには、例えば、特許権(特許法66条)、実用新案権(実用新案法14条)、意匠権(意匠法20条)、商標権(商標法18条)、自動車の所有権及び抵当権(道路運送車両法5条、自動車抵当法5条)、航空機の所有権及び抵当権(航空法3条の3、航空機抵当法5条)、建設機械の所有権及び抵当権(建設機械抵当法7条)並びに船舶の所有権及び抵当権(商法686条、687条、703条、848条)等がある。</p> <p>(その他の財産に対する処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>17 不動産及び不動産以外の権利でその処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするもの以外の財産について処分禁止の仮処分がされている場合における滞納処分については、<u>第140条関係13から15までに準じて取り扱うものとする</u>。</p> <p>(物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するための占有移転禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p>

改正後	改正前
<p>18 物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するため、債務者に対し、その物の占有の移転を禁止し、及びその占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずるとともに、執行官にその物の保管をさせ、かつ、債務者がその物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官がその物を保管している旨を公示させることを目的とする仮処分（以下<u>第 140 条関係</u>において「占有移転禁止の仮処分」という。保全法<u>第 62 条</u>）がされた物を差し押さえた場合における仮処分と滞納処分との関係は、次のとおりである。</p> <p>(1) 仮処分債権者が、本案の債務名義に基づいて、その物の引渡し又は明渡しの強制執行をしたときにおいても、滞納処分による差押えは効力を失わない（保全法<u>第 58 条</u>、<u>第 62 条</u>参照）。</p> <p>(2) 仮処分債権者は、本案の債務名義に基づいて、仮処分の執行がされたことを知ってその物を占有した者に対し、その物の引渡し又は明渡しの強制執行をすることができるから、差押えに基づく換価は本案の帰すうが定まるまでの間には行わないものとする（保全法<u>第 62 条</u>参照）。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p>	<p>18 物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するため、債務者に対し、その物の占有の移転を禁止し、及びその占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずるとともに、執行官にその物の保管をさせ、かつ、債務者がその物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官がその物を保管している旨を公示させることを目的とする仮処分（以下「占有移転禁止の仮処分」という。保全法 <u>62 条</u>）がされた物を差し押さえた場合における仮処分と滞納処分との関係は、次のとおりである。</p> <p>(1) 仮処分債権者が、本案の債務名義に基づいて、その物の引渡し又は明渡しの強制執行をしたときにおいても、滞納処分による差押えは効力を失わない（保全法 <u>58 条</u>、<u>62 条</u>参照）。</p> <p>(2) 仮処分債権者は、本案の債務名義に基づいて、仮処分の執行がされたことを知ってその物を占有した者に対し、その物の引渡し又は明渡しの強制執行をすることができるから、差押えに基づく換価は本案の帰すうが定まるまでの間には行わないものとする（保全法 <u>62 条</u>参照）。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p>
<p>19 建物収去土地明渡請求権を保全するための処分禁止の仮処分（保全法<u>第 55 条</u>）がされた建物を差し押さえた場合における仮処分と滞納処分との関係は、次のとおりである。</p> <p>(1) 仮処分債権者は、差押登記の抹消を請求することはできない（保全法<u>第 58 条</u>、<u>第 64 条</u>参照）が、本案の債務名義に基づいて、建物の収去及びその敷地の明渡しの強制執行を行うことができる（保全法<u>第 64 条</u>参照）。</p> <p>(2) 仮処分債権者は、本案の債務名義に基づき、処分禁止の登記がされた後に建物を譲り受けた者に対し、建物の収去及びその敷地の明渡しの強制執行を行うことがで</p>	<p>19 建物収去土地明渡請求権を保全するための処分禁止の仮処分（保全法 <u>55 条</u>）がされた建物を差し押さえた場合における仮処分と滞納処分との関係は、次のとおりである。</p> <p>(1) 仮処分債権者は、差押登記の抹消を請求することはできない（保全法 <u>58 条</u>、<u>64 条</u>参照）が、本案の債務名義に基づいて、建物の収去及びその敷地の明渡しの強制執行を行うことができる（保全法 <u>64 条</u>参照）。</p> <p>(2) 仮処分債権者は、本案の債務名義に基づき、処分禁止の登記がされた後に建物を譲り受けた者に対し、建物の収去及びその敷地の明渡しの強制執行を行うことがで</p>

改正後	改正前
<p>きるから、差押えに基づく換価は、本案の帰すうが定まるまでの間には行わないものとする（保全法第64条参照）。</p> <p>（その他の仮処分と滞納処分との関係）</p> <p>20 係争物に関する仮処分（保全法第23条第1項）のうち、13から19までに掲げた以外の仮処分がされた財産を差し押さえた場合における仮処分と滞納処分との関係は、次のとおりである。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>（差押え後に仮処分が執行された場合における滞納処分と仮処分との関係）</p> <p>21 滞納処分による差押え後に係争物に関する仮処分（保全法第23条第1項）が執行された場合、処分禁止の仮処分等差押えに対抗することができない仮処分の効力は、滞納処分による換価によって消滅する（執行法第59条第3項参照）。ただし、仮処分債権者が、本案において係争物に係る実体上の所有権を主張しているときは、本案の帰すうが定まるまでの間は換価を行わないものとする。</p> <p>なお、建物取去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分等係争物に係る権利の処分を禁止する効力を有しない仮処分については、滞納処分による換価によって効力が消滅しない場合があることに留意する。</p> <p>（仮差押えの準用）</p> <p>22 仮処分を受けた動産の差押え、仮処分を受けた動産以外の財産の差押え、仮処分を受けた財産に対する差押えの通知及び仮処分を受けた財産に対する差押えの解除については、4及び6並びに9から11までに定めるところに準じて行う。</p> <p>（仮処分解放金の差押え）</p>	<p>きるから、差押えに基づく換価は、本案の帰すうが定まるまでの間には行わないものとする（保全法64条参照）。</p> <p>（その他の仮処分と滞納処分との関係）</p> <p>20 係争物に関する仮処分（保全法23条1項）のうち、<u>第140条関係</u>13から19までに掲げた以外の仮処分がされた財産を差し押さえた場合における仮処分と滞納処分との関係は、次のとおりである。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>（差押え後に仮処分が執行された場合における滞納処分と仮処分との関係）</p> <p>21 滞納処分による差押え後に係争物に関する仮処分（保全法23条1項）が執行された場合、処分禁止の仮処分等差押えに対抗することができない仮処分の効力は、滞納処分による換価によって消滅する（執行法59条3項参照）。</p> <p>ただし、仮処分債権者が、本案において係争物に係る実体上の所有権を主張しているときは、本案の帰すうが定まるまでの間は換価を行わないものとする。</p> <p>(注) 建物取去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分等係争物に係る権利の処分を禁止する効力を有しない仮処分については、滞納処分による換価によって効力が消滅しない場合があることに留意する。</p> <p>（仮差押えの準用）</p> <p>22 仮処分を受けた動産の差押え、仮処分を受けた動産以外の財産の差押え、仮処分を受けた財産に対する差押えの通知及び仮処分を受けた財産に対する差押えの解除については、4及び6並びに9から11までに定めるところに準じて行う<u>ものとする</u>。</p> <p>（仮処分解放金の差押え）</p>

改正後	改正前
<p>23 仮処分の執行の停止のため又は既にした仮処分の執行の取消しのため、仮処分命令の決定書の記載に従い仮処分債務者が供託した金額（以下第 140 条関係において「仮処分解放金」という。<u>保全法第 25 条</u>）の差押えは、次により行うものとする。</p> <p>(1) 一般の仮処分にに基づく仮処分解放金（以下第 140 条関係において「一般型仮処分解放金」という。）が供託された場合には、仮処分債権者が滞納者であるときは供託金還付請求権を、仮処分債務者が滞納者であるときは供託金取戻請求権を、それぞれ差し押さえる。</p> <p>(2) 詐害行為取消権（<u>民法第 424 条第 1 項</u>）を保全するための仮処分にに基づく仮処分解放金（以下第 140 条関係において「特殊型仮処分解放金」という。）が供託された場合には、民法第 424 条第 1 項の債務者（以下第 140 条関係において「詐害行為の債務者」という。）が滞納者であるときは供託金還付請求権（<u>保全法第 65 条</u>）を、仮処分債務者が滞納者であるときは供託金取戻請求権を、それぞれ差し押さえる。</p> <p>（注）1・2 （省略）</p> <p>3 特殊型仮処分解放金が供託された場合には、仮処分債権者は供託金還付請求権を有しない（<u>保全法第 65 条</u>参照）。</p> <p>（仮処分解放金の取立て）</p>	<p>23 仮処分の執行の停止のため又は既にした仮処分の執行の取消しのため、仮処分命令の決定書の記載に従い仮処分債務者が供託した金額（<u>保全法 25 条</u>。以下「仮処分解放金」という。）の差押えは、次により行うものとする。</p> <p>(1) 一般の仮処分にに基づく仮処分解放金（以下「一般型仮処分解放金」という。）が供託された場合には、仮処分債権者が滞納者であるときは供託金還付請求権を、仮処分債務者が滞納者であるときは供託金取戻請求権を、それぞれ差し押さえる。</p> <p>(2) 詐害行為取消権（民法 424 条 1 項）を保全するための仮処分にに基づく仮処分解放金（以下「特殊型仮処分解放金」という。）が供託された場合には、民法第 424 条第 1 項の債務者（以下「詐害行為の債務者」という。）が滞納者であるときは供託金還付請求権（<u>保全法 65 条</u>）を、仮処分債務者が滞納者であるときは供託金取戻請求権を、それぞれ差し押さえる。</p> <p>（注）1・2 （同左）</p> <p>3 特殊型仮処分解放金が供託された場合には、仮処分債権者は供託金還付請求権を有しない（<u>保全法 65 条</u>参照）。</p> <p>（仮処分解放金の取立て）</p>
<p>24 23 により供託金還付請求権又は供託金取戻請求権を差し押さえた場合においては、次により取り立てるものとする（平成 2.11.13 付民四第 5002 号法務省民事局長通達参照）。</p> <p>(1) 一般型仮処分解放金に係る供託金還付請求権を差し押さえた場合において、仮処分債権者の本案訴訟の勝訴が確定したとき又は勝訴判決と同一内容の和解又は調停が成立したときは、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができる。この場合においては、供託物払渡請求書に、確定判決の正本及びその確定証明書（<u>民事訴訟規則第 48 条</u>参照）又は和解調書、調停調書等のほか、仮処分の被保全権利と</p>	<p>24 23 により供託金還付請求権又は供託金取戻請求権を差し押さえた場合においては、次により取り立てるものとする（平成 2.11.13 付民四第 5002 号法務省民事局長通達参照）。</p> <p>(1) 一般型仮処分解放金に係る供託金還付請求権を差し押さえた場合において、仮処分債権者の本案訴訟の勝訴が確定したとき又は勝訴判決と同一内容の和解又は調停が成立したときは、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができる。</p> <p>この場合、供託物払渡請求書に、確定判決の正本及びその確定証明書（<u>保全規則 13 条 2 項</u>参照）又は和解調書、調停調書のほか、仮処分の被保全権利と本案の訴訟</p>

改正後	改正前
<p>本案の訴訟物の同一性を証する書面（仮処分申立書、仮処分命令決定書等をいう。以下(2)から(4)までにおいて同じ。）を添付する（民事訴訟法第 91 条第 3 項、保全法第 5 条参照）。</p> <p>(2) 一般型仮処分解放金に係る供託金取戻請求権を差し押さえた場合においては、仮処分の本案判決の確定前に仮処分の申立てが取り下げられたとき又は仮処分債権者の本案訴訟の敗訴が確定したときは、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができる。この場合においては、供託物払渡請求書に、仮処分の申立てが取り下げられたことを証する書面又は本案判決の正本及びその確定証明書のほか、仮処分の被保全権利と本案の訴訟物との同一性を証する書面を添付する。</p> <p>(3) 特殊型仮処分解放金に係る供託金還付請求権を差し押さえた場合においては、次により取り立てるものとする。</p> <p>イ 仮処分の執行が保全法第 57 条第 1 項《仮処分解放金の供託による仮処分の執行の取消し》の規定により取り消され、かつ、本案訴訟の判決が確定した後に仮処分債権者が詐害行為の債務者の有する供託金還付請求権に対して強制執行をしたときは、執行裁判所から支払証明書の交付を受け、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができる（保全法第 65 条）。この場合においては、供託物払渡請求書に当該支払証明書を添付する。</p> <p>ロ 仮処分債権者が供託金還付請求権に対する強制執行の申立てを取り下げたときは、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができる。この場合においては、供託物払渡請求書に、本案判決の正本及びその確定証明書のほか、仮処分の被保全権利と本案の訴訟物との同一性を証する書面及び仮処分債権者の強制執行の申立てが取り下げられたことを証する書面を添付する。</p> <p>(4) 特殊型仮処分解放金に係る供託金取戻請求権を差し押さえた場合において、本案の勝訴判決の確定前に仮処分の申立てが取り下げられたとき又は仮処分債権者が本</p>	<p>物の同一性を証する書面（仮処分申立書、仮処分命令決定書等をいう。以下(2)から(4)までにおいて同じ。）を添付する（民事訴訟法 151 条 3 項、保全法 5 条 1 項参照）。</p> <p>(2) 一般型仮処分解放金に係る供託金取戻請求権を差し押さえた場合において、仮処分の本案判決の確定前に仮処分の申立てが取り下げられたとき、<u>仮処分債権者の本案訴訟の敗訴が確定したとき又は仮処分債権者が本案訴訟で勝訴し仮処分の目的物に対して強制執行したときは</u>、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができる。この場合、供託物払渡請求書に、仮処分の申立てが取り下げられたことを証する書面又は本案判決の正本及びその確定証明書のほか、仮処分の被保全権利と本案の訴訟物との同一性を証する書面を添付する。</p> <p>(3) 特殊型仮処分解放金に係る供託金還付請求権を差し押さえた場合においては、次により取り立てるものとする。</p> <p>イ 仮処分の執行が保全法第 57 条第 1 項《仮処分解放金の供託による仮処分の執行の取消し》の規定により取り消され、かつ、本案訴訟の判決が確定した後に仮処分債権者が詐害行為の債務者の有する供託金還付請求権に対して強制執行をしたときは、執行裁判所から支払証明書の交付を受け、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができる（保全法 65 条）。この場合、供託物払渡請求書に当該支払証明書を添付する。</p> <p>ロ 仮処分債権者が供託金還付請求権に対する強制執行の申立てを取り下げたときは、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができる。</p> <p>この場合、供託物払渡請求書に、本案判決の正本及びその確定証明書のほか、仮処分の被保全権利と本案の訴訟物との同一性を証する書面及び仮処分債権者の強制執行の申立てが取り下げられたことを証する書面を添付する。</p> <p>(4) 特殊型仮処分解放金に係る供託金取戻請求権を差し押さえた場合において、本案の勝訴判決の確定前に仮処分の申立てが取り下げられたとき又は仮処分債権者が本</p>

改正後	改正前
<p>案訴訟で敗訴したときは、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができる。 この場合においては、供託物払渡請求書に仮処分の申立てが取り下げられたことを証する書面又は本案判決の正本及びその確定証明書のほか、仮処分債権者が本案訴訟で敗訴した場合においては仮処分の被保全権利と本案の訴訟物の同一性を証する書面を、それぞれ添付する。</p>	<p>案訴訟で敗訴したときは、供託所に対して供託金の払渡しを請求することができる。 この場合、供託物払渡請求書に仮処分の申立てが取り下げられたことを証する書面又は本案判決の正本及びその確定証明書のほか、仮処分債権者が本案訴訟で敗訴した場合においては仮処分の被保全権利と本案の訴訟物の同一性を証する書面を、それぞれ添付する。</p>
<p>担保の差押え</p>	<p>担保の差押え</p>
<p>25 保全法第 32 条第 3 項《保全異議の申立てについての決定》、第 38 条第 1 項《事情の変更による保全取消し》、第 39 条《特別の事情による保全取消し》等の規定により仮差押え又は仮処分の取消しのための担保として金銭又は有価証券が供託されているとき（同法第 4 条）は、滞納者の有する供託物取戻請求権を差し押さえることができる。</p>	<p>25 保全法第 32 条第 3 項《保全異議の申立てについての決定》、第 38 条第 1 項《事情の変更による保全取消し》、第 39 条《特別の事情による保全取消し》等の規定により仮差押え又は仮処分の取消しのための担保として金銭又は有価証券が供託されているとき（同法 4 条）は、滞納者の有する供託物取戻請求権を差し押さえることができる。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 款 財産の調査</p>	<p style="text-align: center;">第 2 款 財産の調査</p>
<p style="text-align: center;">第 141 条関係 質問及び検査</p>	<p style="text-align: center;">第 141 条関係 質問及び検査</p>
<p>1 (省略)</p>	<p>1 (同左)</p>
<p>質問又は検査の相手方 (滞納者の財産を占有する第三者)</p>	<p>質問又は検査の相手方 (滞納者の財産を占有する第三者)</p>
<p>2 法第 141 条第 2 号の「滞納者の財産を占有する第三者」とは、正当な権原の有無にかかわらず、滞納者の財産を自己の占有に移し、事実上支配している第三者をいう。</p>	<p>2 法第 141 条第 2 号の「滞納者の財産を占有する第三者」とは、正当な権限の有無にかかわらず、滞納者の財産を自己の占有に移し、事実上支配している第三者をいう。</p>
<p>(相当の理由)</p>	<p>(相当の理由)</p>

改正後	改正前
<p>3 法第 141 条第 2 号及び第 3 号の「相当の理由がある」とは、滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、滞納者の財産を占有し、又は滞納者と債権債務の関係を有し、若しくは滞納者から財産を取得したと認められる場合等をいう。</p> <p>(滞納者が株主又は出資者である法人)</p>	<p>3 法第 141 条第 2 号及び第 3 号の「相当の理由がある」場合には、滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、滞納者の財産を占有し、又は滞納者と債権債務の関係を有し、若しくは滞納者から財産を取得したと認められる場合が含まれる。</p> <p>(滞納者が株主又は出資者である法人)</p>
<p>4 法第 141 条第 4 号の「滞納者が株主又は出資者である法人」とは、滞納者が株主である株式会社又は滞納者が出資者である持分会社、各種協同組合、信用金庫、人格のない社団等をいう。</p>	<p>4 法第 141 条第 4 号の「滞納者が株主又は出資者である法人」とは、滞納者が株主である株式会社又は滞納者が出資者である合名会社、合資会社、有限会社、各種協同組合、信用金庫、人格のない社団等をいう。</p>
<p>質問又は検査の方法</p>	<p>質問又は検査の方法</p>
<p>5 (省略)</p> <p>(検査する帳簿書類)</p>	<p>5 (同左)</p> <p>(検査する帳簿書類)</p>
<p>6 法第 141 条の「財産に関する帳簿書類」とは、法第 141 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者の有する金銭出納帳、売掛帳、買掛帳、土地家屋等の賃貸借契約書、預金台帳、売買契約書、株主名簿、出資者名簿等これらの者の債権若しくは債務又は財産の状況等を明らかにするため必要と認められる一切の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)をいう。</p>	<p>6 法第 141 条の「財産に関する帳簿若しくは書類」とは、法第 141 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者の有する金銭出納帳、売掛帳、買掛帳、土地家屋等の賃貸借契約書、預金台帳、売買契約書、株主名簿、出資者名簿等これらの者の債権若しくは債務又は財産の状況等を明らかにするため必要と認められる一切の帳簿書類をいう。</p>
<p>7 (省略)</p> <p>(身分証明書の呈示)</p>	<p>7 (同左)</p> <p>(身分証明書の呈示)</p>
<p>8 法第 141 条の質問又は検査に当たって関係者の請求があったときは、規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 12 号書式の徴収職員証票を呈示しなければならない(法第 147</p>	<p>8 法第 141 条の質問又は検査に当たって関係者の請求があったときは、規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 12 号書式の徴収職員証票を呈示しなければならない(法 147</p>

改正後	改正前
<p>条第1項)。</p> <p>9 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第142条関係 搜索の権限及び方法</p> <p>搜索ができる場合</p> <p>1 (省略)</p> <p>(所持)</p> <p>2 法第142条第2項の「所持」とは、物が外観的に直接支配されている状態をいい、時間的継続及びその主体の意思を問わない(大正3.10.22大判参照)。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(相当の理由)</p> <p>4 法第142条第2項第2号の「相当の理由がある場合」とは、滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、財産を所持すると認められる場合等をいう。</p> <p>搜索ができる物及び場所</p> <p>(滞納者又は第三者の物)</p> <p>5 搜索ができる「物」には、滞納者又は3に規定する者が使用し、若しくは使用していると認められる金庫、貸金庫、たんす、書箱、かばん、戸棚、<u>衣装ケース</u>、封筒等がある。</p> <p>(注) <u>貸金庫</u>については、滞納者が銀行等に対して有する貸金庫の内容物の一括引渡請</p>	<p>条1項)。</p> <p>9 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第142条関係 搜索の権限及び方法</p> <p>搜索ができる場合</p> <p>1 (同左)</p> <p>(所持)</p> <p>2 法第142条第2項の「所持」とは、物が外観的に直接支配されている状態をいい、時間的継続及びその主体の意思を問わない(大正3.10.22大判)。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(相当の理由)</p> <p>4 法第142条第2項第2号の「相当の理由がある場合」には、滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、財産を所持すると認められる場合が含まれる。</p> <p>搜索ができる物及び場所</p> <p>(滞納者又は第三者の物)</p> <p>5 搜索ができる「物」には、滞納者又は<u>上記3</u>に規定する者が使用し、若しくは使用していると認められる金庫、貸金庫、たんす、書箱、かばん、戸棚、<u>長持</u>、封筒等がある。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>求権を差し押さえることもできる（平成 11.11.29 最高判参照）。</u></p> <p>（滞納者又は第三者の住居その他の場所）</p> <p>6 検索ができる「場所」には、滞納者又は 3 に規定する者が使用し、若しくは使用していると認められる住居、事務所、営業所、工場、倉庫等の建物のほか、間借り、宿泊中の旅館の部屋等があり、また、<u>建物</u>の敷地はもちろん、船車の類で通常人が使用し、又は物が蔵置される<u>場所</u>が含まれるものとする。</p> <p><u>なお</u>、解散した法人について、清算事務が執られたとみられる清算人の住居は、検索ができる「場所」に含まれる（昭和 45.4.14 東京高判参照）。</p> <p>検索の方法</p> <p>（戸、金庫等の開扉）</p> <p>7 徴収職員は、滞納者又は 3 に規定する者の物又は住居等の検索に当たり、閉鎖してある戸、扉、金庫等を開かせなければ検索の目的を達することができない場合には、その滞納者又は 3 に規定する者に開かせ、又は自ら開くことができる（<u>法第 142 条第 3 項</u>）。ただし、徴収職員が自ら開くのは、滞納者又は 3 に規定する者が徴収職員の開扉の求めに応じないとき、不在のとき等やむを得ないときに限るものとする。</p> <p>（必要な処分）</p> <p>8 法第 142 条第 3 項の「必要な処分」とは、徴収職員が自ら開扉するための錠の除去等をいう。この場合の錠の除去等は、必要に応じて第三者（3 に規定する者を除く。）にさせることができる。</p> <p><u>なお</u>、これらの処分をするに当たっては、器物の損壊等は、必要最小限度にとどめるよう配慮する。</p>	<p>（滞納者又は第三者の住居その他の場所）</p> <p>6 検索ができる「場所」には、滞納者又は<u>上記 3</u>に規定する者が使用し、若しくは使用していると認められる住居、事務所、営業所、工場、<u>納屋</u>、倉庫等の建物のほか、間借り、宿泊中の旅館の部屋があり、また建物の敷地はもちろん、船車の類で通常人が使用し、又は物が蔵置される<u>もの</u>が含まれるものとする。</p> <p><u>また</u>、解散した法人について、清算事務が執られたとみられる清算人の住居は、検索ができる「場所」に含まれる（昭和 45.4.14 東京高判参照）。</p> <p>検索の方法</p> <p>（戸、金庫等の開扉）</p> <p>7 徴収職員は、滞納者又は<u>上記 3</u>に規定する者の物又は住居等の検索に当たり、閉鎖してある戸、扉、金庫等を開かせなければ検索の目的を達することができない場合には、その滞納者又は<u>上記 3</u>に規定する者に開かせ、又は自ら開くことができる（法 142 条 3 項）。ただし、徴収職員が自ら開くのは、滞納者又は<u>上記 3</u>に規定する者が徴収職員の開扉の求めに応じないとき、不在のとき等やむを得ないときに限るものとする。</p> <p>（必要な処分）</p> <p>8 法第 142 条第 3 項の「必要な処分」とは、徴収職員が自ら開扉するための錠の除去等をいう。この場合の錠の除去等は、必要に応じて第三者（<u>上記 3</u>に規定する者を除く。）にさせることができる。</p> <p><u>なお</u>、これらの処分をするに当たっては、器物の損壊等は、必要最小限度にとどめるよう配慮する。</p>

改正後	改正前
<p>9・10 (省略)</p> <p>時効の中断</p> <p>11 差押えのため捜索をしたが、差し押さえるべき財産がないために差押えができなかった場合は、その捜索に着手した時に時効中断の効力が生ずる（昭和 34.12.7 大阪高判参照）。この場合において、法第 142 条第 2 項の規定により第三者の住居等を捜索したときは、捜索をした旨を捜索調書の謄本等により滞納者に対して通知しなければ、時効中断の効力を生じない（通則法第 72 条第 3 項、民法第 155 条）。</p> <p>刑法との関係</p> <p>12 捜索に際して、徴収職員に対して暴行又は脅迫を加えた者については、刑法第 95 条《<u>公務執行妨害及び職務強要</u>》の規定の適用がある。</p> <p style="text-align: center;">第 143 条関係 捜索の時間制限</p> <p>捜索の時間の制限 (日出と日没)</p> <p>1 法第 143 条第 1 項の「日出」又は「日没」とは、太陽面の最上点が地平線上に見える時刻を標準とするものであって、その地方の暦の日の出入をいう（明治 34.10.7 大判、大正 11.6.24 大判参照）。</p> <p>(捜索の継続)</p> <p>2 日没前に捜索に着手した場合には、その捜索に着手した物又は住居その他の場所の捜索は、日没後まで継続することができる（法第 143 条第 1 項ただし書）。</p>	<p>9・10 (同左)</p> <p>時効の中断</p> <p>11 差押えのため捜索をしたが、差し押さえるべき財産がないために差押えができなかった場合は、その捜索に着手した時に時効中断の効力が生ずる（昭和 34.12.7 大阪高判）。この場合において、法第 142 条第 2 項の規定により第三者の住居等を捜索したときは、捜索をした旨を捜索調書の謄本等により滞納者に対して通知しなければ、時効中断の効力を生じない（通則法 72 条、民法 155 条）。</p> <p>刑法との関係</p> <p>12 捜索に際して、徴収職員に対して暴行又は脅迫を加えた者については、刑法第 95 条《<u>公務執行妨害等</u>》の規定の適用がある。</p> <p style="text-align: center;">第 143 条関係 捜索の時間制限</p> <p>捜索の時間の制限 (日出と日没)</p> <p>1 法第 143 条第 1 項の「日出」又は「日没」とは、太陽面の最上点が地平線上に見える時刻を標準とするものであって、その地方の暦の日の出入をいう（明治 34.10.7 大判、大正 11.6.24 大判）。</p> <p>(捜索の継続)</p> <p>2 日没前に捜索に着手した場合には、その捜索に着手した物又は住居その他の場所の捜索は、日没後まで継続することができる（法 143 条 1 項ただし書）。</p>

改正後	改正前
<p>(休日等の搜索)</p> <p>3 <u>休日等</u>において個人の住居に立ち入って行_う搜索については、特に必要があると認められる場合のほかは、行_わないものとする（<u>執行法第8条第1項</u>、第47条関係19参照）。</p> <p>日没後の搜索</p> <p>(搜索ができる場所)</p> <p>4 法第143条第2項の「<u>その他夜間でも公衆が出入することができる場所</u>」には、次に掲げるもの等がある。</p> <p>(1) <u>ナイトクラブ</u>、バー及びキャバレー</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(搜索ができる場合)</p> <p>5 法第143条第2項の「<u>滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるとき</u>」とは、例えば、搜索の相手方が夜間だけ在宅又は営業し、あるいは、財産が夜間だけ蔵置されている等の事情が明らかである場合又は滞納者が海外に出国することが前日に判明した場合等をいう。</p> <p>6 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第144条関係 搜索の立会人</p> <p>立会人を置くべき場合</p> <p>1 法第144条の「<u>搜索</u>」とは、法第142条《<u>搜索の権限及び方法</u>》の規定による搜索</p>	<p>(休日の搜索)</p> <p>3 <u>日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日その他一般の休日</u>において個人の住居に立ち入って行_う搜索については、特に必要があると認められる場合のほかは、行_わないものとする（<u>執行法8条1項</u>、第47条関係19参照）。</p> <p>日没後の搜索</p> <p>(搜索ができる場所)</p> <p>4 法第143条第2項の「<u>夜間でも公衆が出入することができる場所</u>」とは、<u>旅館及び飲食店のほか、次に掲げるものを含む</u>。</p> <p>(1) <u>待合</u>、バー及びキャバレー</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(搜索ができる場合)</p> <p>5 法第143条第2項の「<u>滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるとき</u>」とは、例えば、搜索の相手方が夜間だけ在宅又は営業し、あるいは、財産が夜間だけ蔵置されている等の事情が明らかである場合又は滞納者が海外に出国することが前日に判明した場合等<u>滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由がある場合</u>をいう。</p> <p>6 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第144条関係 搜索の立会人</p> <p>立会人を置くべき場合</p> <p>1 法第144条の「<u>搜索</u>」とは、法第142条《<u>搜索の権限及び方法</u>》の規定による搜索</p>

改正後	改正前
<p>処分をいい、搜索をする場合には、必ず立会人を置かなければならない。</p> <p>立会人の範囲</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(使用人その他の従業者)</p> <p>4 法第 144 条の「使用人その他の従業者」とは、事務員、工員、<u>雇人</u>その他滞納者又は第三者との雇用契約等に基づき従業している者をいう。</p> <p>(相当のわかまえのあるもの)</p> <p>5 法第 144 条の「相当のわかまえのある」とは、3 及び 4 に規定する者が搜索の立会いの趣旨を理解することのできる相当の能力を有することをいい、成年に達した者であることを要しない。</p> <p>(市町村長の補助機関である職員)</p> <p>6 法第 144 条の「<u>市町村長の補助機関である職員</u>」とは、搜索をする場所の所在する市町村（特別区を含む。）における地方自治法第 172 条第 1 項《職員》の職員をいい、都道府県の職員はこれに該当しない。</p> <p>(警察官)</p> <p>7 法第 144 条の「警察官」は、なるべく搜索をする場所を管轄する警察署（下部機構を含む。警察法第 53 条参照）の警察官（同法第 55 条参照）とするものとする。</p> <p>8 (省略)</p>	<p>処分をいい、搜索をする場合には、必ず立会人を置かなければならないが、<u>搜索を必要としない不動産その他の財産の差押えに当たっては、立会人を必要としない。</u></p> <p>立会人の範囲</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(使用人その他の従業者)</p> <p>4 法第 144 条の「使用人その他の従業者」とは、事務員、工員、<u>よう人</u>その他滞納者又は第三者との雇用契約等に基づき従業している者をいう。</p> <p>(相当のわかまえのあるもの)</p> <p>5 法第 144 条の「相当のわかまえのある」とは、<u>上記 3 及び 4 に規定する者が搜索の立会いについての事理を弁識すること</u>のできる相当の能力を有することをいい、成年に達した者であることを要しない。</p> <p>(市町村の吏員)</p> <p>6 法第 144 条の「<u>市町村の吏員</u>」とは、搜索をする場所の所在する市町村（特別区を含む。）における地方自治法第 173 条《吏員の種類》に規定する吏員をいう。したがって、都道府県の吏員はこれに該当しない。</p> <p>(警察官)</p> <p>7 法第 144 条の「警察官」は、なるべく搜索をする場所を管轄する警察署（下部機構を含む。警察法 53 条参照）の警察官（同法 55 条参照）とするものとする。</p> <p>8 (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 145 条関係 出入禁止</p> <p>出入禁止をすることができる場合</p> <p>1 法第 145 条の「これらの処分をする間」とは、搜索、差押処分又は<u>差押財産の搬出</u>をする場合において、これらの行為に必要な手続が完了するまでの間をいう。</p> <p>なお、差押財産の搬出<u>をする場合には</u>、差押処分後直ちに財産の搬出をする場合に限らず、差押財産を滞納者又は第三者に保管させた後においてその財産の搬出をする場合も<u>含まれる</u>。</p> <p>出入りが認められる者</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(滞納者を代理する権限を有する者)</p> <p>4 法第 145 条第 4 号の「国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者」とは、課税標準等の申告、納税の猶予等の申請、不服申立て又は訴えの提起等、税務に関する事項について、契約又は法律により滞納者に代理してその行為ができる者をいい、例えば、その滞納者から委任を受けた税理士、弁護士、納税管理人等又は法律の規定により定められた親権者、後見人、<u>破産管財人</u>等をいう(民法第 820 条、第 824 条、第 857 条、第 859 条、破産法第 78 条等参照)。</p> <p>出入禁止の方法</p> <p>(出入禁止の意義)</p> <p>5 法第 145 条の「<u>出入り</u>することを禁止することができる」とは、徴収職員の許可を得ないで搜索、差押処分又は<u>差押財産の搬出</u>を行う場所へ出入りすることを禁止する</p>	<p style="text-align: center;">第 145 条関係 出入禁止</p> <p>出入禁止をすることができる場合</p> <p>1 法第 145 条の「これらの処分をする間」とは、搜索、差押処分又は搬出をする場合において、これらの行為に必要な手続が完了するまでの間をいう。</p> <p>なお、差押財産の搬出<u>は</u>、差押処分後直ちに財産の搬出をする場合に限らず、差押財産を滞納者又は第三者に保管させた後においてその財産の搬出をする場合を<u>も含むものとする</u>。</p> <p>出入りが認められる者</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(滞納者を代理する権限を有する者)</p> <p>4 法第 145 条第 4 号の「国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者」とは、課税標準等の申告、納税の猶予等の申請、不服申立て又は訴えの提起等、税務に関する事項について、契約又は法律により滞納者に代理してその行為ができる者をいい、例えば、その滞納者から委任を受けた税理士、弁護士、納税管理人等又は法律の規定により定められた親権者、後見人等をいう(民法 <u>818 条、839 条から 842 条まで</u>、破産法 <u>157 条</u>等参照)。</p> <p>出入禁止の方法</p> <p>(出入禁止の意義)</p> <p>5 法第 145 条の「<u>出入り</u>することを禁止することができる」とは、徴収職員の許可を得ないで搜索、差押処分又は<u>搬出</u>を行う場所へ出入りすることを禁止すること及びその</p>

改正後	改正前
<p>こと及びその場所にいる者を退去させることができることをいう。</p> <p>6 (省略)</p> <p>(出入禁止に従わない場合)</p> <p>7 徴収職員の出入禁止命令に従わない者に対しては、扉を閉鎖する等必要な措置をとることができるものとするが、身体の拘束はできない。</p> <p>刑法との関係</p> <p>8 徴収職員の出入禁止命令に関連して、徴収職員に対して暴行又は脅迫を加えた者については、刑法第 95 条《<u>公務執行妨害及び職務強要</u>》の規定の適用がある。</p> <p style="text-align: center;">第 146 条関係 搜索調書の作成</p> <p>搜索調書の作成 (搜索調書)</p> <p>1 法第 146 条第 1 項の「<u>搜索調書</u>」は、令第 52 条第 1 項各号《<u>搜索調書の記載事項</u>》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 11 号書式による。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(立会人の署名押印)</p> <p>4 搜索調書を作成する場合には、搜索調書に法第 144 条《<u>搜索の立会人</u>》の立会人の署名押印を求めなければならないが、立会人が署名押印をしないときは、その理由を搜索調書に付記しなければならない(令第 52 条第 2 項)。</p>	<p>場所にいる者を退去させることができることをいう。</p> <p>6 (同左)</p> <p>(出入禁止に従わない場合)</p> <p>7 徴収職員の出入禁止命令に従わない者に対しては、扉を閉鎖する等必要な<u>処置</u>をとることができるものとするが、身体の拘束はできない。</p> <p>刑法との関係</p> <p>8 徴収職員の出入禁止命令に関連して、徴収職員に対して暴行又は脅迫を加えた者については、刑法第 95 条《<u>公務執行妨害等</u>》の規定の適用がある。</p> <p style="text-align: center;">第 146 条関係 搜索調書の作成</p> <p>搜索調書の作成 (搜索調書)</p> <p>1 法第 146 条第 1 項の「<u>搜索調書</u>」とは、令第 52 条第 1 項各号《<u>搜索調書の記載事項</u>》に掲げる事項を記載した規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 11 号書式による。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(立会人の署名押印)</p> <p>4 搜索調書を作成する場合には、搜索調書に法第 144 条《<u>搜索の立会人</u>》の立会人の署名押印を求めなければならないが、<u>また</u>立会人が署名押印をしないときは、その理由を搜索調書に付記しなければならない(令 52 条 2 項)。</p>

改正後	改正前
<p>(差押財産を搬出した場合の搜索調書)</p> <p>5 滞納者又は第三者が保管している差押財産を搬出するに当たって搜索した場合には、搜索調書に差押財産の搬出をした旨を付記しなければならない(令第26条の2第2項)。</p> <p>搜索調書を作成しない場合</p> <p>6 法第54条《差押調書》の規定により差押調書を作成する場合には、法第146条第1項の規定による搜索調書の作成及び同条第2項の規定による謄本の交付の必要はない(法第146条第3項前段)。この場合において、差押調書の謄本を搜索を受けた第三者及びその第三者以外の立会人があるときは、<u>その立会人に交付しなければならない(法第146条第3項後段)。</u></p> <p style="text-align: center;">第146条の2 関係 官公署等への協力要請</p> <p>官公署等への協力要請をすることができる場合</p> <p>1 <u>法第146条の2の「滞納処分に関する調査について必要があるとき」とは、滞納者の所在調査等を含め滞納処分に関し調査が必要と認められるときをいい、滞納者の財産調査が必要と認められるときに限られない。</u></p> <p>官公署</p> <p>2 <u>法第146条の2の「官公署」は、国、地方公共団体その他の各種の公の機関の総称であり、国及び地方公共団体の各種の機関はすべて含まれる。</u></p> <p>帳簿書類</p>	<p>(差押財産を搬出した場合の搜索調書)</p> <p>5 滞納者又は第三者が保管している差押財産を搬出するに当たって搜索した場合には、搜索調書に差押財産の搬出をした旨を付記しなければならない(令第26条の2第2項)。</p> <p>搜索調書を作成しない場合</p> <p>6 法第54条《差押調書》の規定により差押調書を作成する場合には、法第146条第1項の規定による搜索調書の作成及び同条第2項の規定による謄本の交付の必要はない(法第146条第3項前段)。この場合には、差押調書の謄本を、<u>搜索を受けた第三者及びその第三者以外の立会人があるときはその立会人に、</u>交付しなければならない(法第146条第3項後段)。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>法第 146 条の 2 の「帳簿書類」には、その作成又は保存に代えて電磁的記録が作成又は保存されている場合における当該電磁的記録が含まれる（法第 141 条参照）。</u></p> <p style="text-align: center;">第 147 条関係 身分証明書の呈示等</p> <p>身分証明書の呈示 （差押え等の場合の身分証明書の呈示）</p> <p>1 法第 147 条の規定の適用がある場合以外で、差押えをしようとするとき等においても、滞納者等から請求があったときは、身分証明書を呈示するものとする。</p> <p>（身分を示す証明書）</p> <p>2 法第 147 条第 1 項の「<u>身分を示す証明書</u>」は、規則第 2 条第 1 項《身分証明書の交付》の規定により交付を受けた規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 12 号書式の「徴収職員証票」をいう。</p> <p>3・4 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 滞納処分に関する猶予及び停止等</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 換価の猶予</p> <p style="text-align: center;">第 151 条関係 換価の猶予の要件等</p> <p>1 （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 147 条関係 身分証明書の呈示等</p> <p>身分証明書の呈示 （差押え等の場合の身分証明書の呈示）</p> <p>1 法第 147 条の規定の適用がある場合以外で、差押えをしようとするとき等においても、滞納者等から請求があったときは、身分証明書を呈示する<u>よう取り扱うもの</u>とする。</p> <p>（身分を示す証明書）</p> <p>2 法第 147 条第 1 項の「<u>身分を示す証明書</u>」とは、規則第 2 条第 1 項《身分証明書の交付》の規定により交付を受けた規則第 3 条《書式》に規定する別紙第 12 号書式の「徴収職員証票」をいう。</p> <p>3・4 （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 滞納処分に関する猶予及び停止等</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 換価の猶予</p> <p style="text-align: center;">第 151 条関係 換価の猶予の要件等</p> <p>1 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>換価の猶予の要件</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>(国税の徴収上有利)</p> <p>5 法第 151 条第 1 項第 2 号の「国税の徴収上有利であるとき」とは、次のいずれかに該当するときをいう。</p> <p>(1) 滞納者の財産のうち滞納処分ができるすべての財産につき滞納処分を執行したとしても、その徴収することができる金額が徴収しようとする国税に不足すると認められる場合であって、換価処分を執行しないこととした場合には、その猶予期間内に新たな滞納を生ずることなく、その猶予すべき国税の全額を徴収することができる<u>と認められる</u>とき。</p> <p>(2) 換価すべき財産の性質、形状、用途、所在等の関係で換価できるまでには相当の期間を要すると認められる場合で、換価処分を執行しないことが、その猶予すべき国税及びその猶予すべき期間内において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(3) 滞納国税につき直ちに徴収できる場合等であっても、最近において納付すべきこととなる国税と既に滞納となっている国税との総額については、換価処分を執行しないことが徴収上有利であると<u>認められる</u>とき。</p> <p>6～8 (省略)</p> <p>猶予の効果</p> <p>(差押えとの関係)</p> <p>9 換価の猶予をした場合は、既にした差押財産についての差押えは解除せず、また、</p>	<p>換価の猶予の要件</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>(国税の徴収上有利)</p> <p>5 法第 151 条第 1 項第 2 号の「国税の徴収上有利であるとき」とは、次のいずれかに該当するときをいう。</p> <p>(1) 滞納者の財産のうち滞納処分ができるすべての財産につき滞納処分を執行したとしても、その徴収することができる金額が徴収しようとする国税に不足すると認められる場合であって、換価処分を執行しないこととした場合には、その猶予期間内に新たな滞納を生ずることなく、その猶予すべき国税の全額を徴収することができると<u>認める</u>とき。</p> <p>(2) 換価すべき財産の性質、形状、用途、所在等の関係で換価できるまでには相当の期間を要すると認められる場合で、換価処分を執行しないことが、その猶予すべき国税及びその猶予すべき期間内において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であると<u>認める</u>とき。</p> <p>(3) 滞納国税につき直ちに徴収できる場合等であっても、最近において納付すべきこととなる国税と既に滞納となっている国税との総額については、換価処分を執行しないことが徴収上有利であると<u>認める</u>とき。</p> <p>6～8 (同左)</p> <p>猶予の効果</p> <p>(差押えとの関係)</p> <p>9 換価の猶予をした場合は、既にした差押財産についての差押えは解除せず、また新</p>

改正後	改正前
<p>新たな差押えをすることも<u>できる</u>。</p> <p>10 (省略)</p> <p>(延滞税の免除)</p> <p>11 換価の猶予をした場合には、原則として、猶予した国税に係る延滞税のうち、その猶予期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除し（<u>通則法第63条第1項</u>。なお、<u>租税特別措置法第94条第2項《延滞税の割合の特例》</u>の規定により<u>その額を超える額について免除できる場合には、その超える額に相当する額も免除する。</u>）、また、残余の部分について、一定の事由に該当するときは、猶予期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として、さらに免除することができる（<u>同法第63条第3項</u>）。</p> <p>(時効の停止)</p> <p>12 換価の猶予をした場合における国税の徴収権の時効は、その猶予に係る部分の国税（その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）については、その猶予されている期間内は進行しない（<u>通則法第73条第4項</u>）。</p> <p>会社更生法による換価の猶予</p> <p>13 会社更生法に基づく換価の猶予は、法第151条の換価の猶予と同様の性質を有するものであるが、その内容、効果等は会社更生法の規定によるものであって、法第151条の規定によるものとは異なる（会社更生法第169条、第199条、第201条参照）。</p> <p><u>なお、会社更生法に基づく換価の猶予については、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) 3年以下の期間の換価の猶予をする場合は、<u>税務署長の意見を聴かなければならないこと</u>（会社更生法第169条）。</p>	<p>たな差押えをすることが<u>できる</u>。</p> <p>10 (同左)</p> <p>(延滞税の免除)</p> <p>11 換価の猶予をした場合には、原則として、猶予した国税に係る延滞税のうち、その猶予期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除し（<u>通則法63条1項</u>）、また、残余の部分について、一定の事由に該当するときは、猶予期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として、さらに免除することができる（<u>同法63条3項</u>）。</p> <p>(時効の停止)</p> <p>12 換価の猶予をした場合における国税の徴収権の時効は、その猶予に係る部分の国税（その国税に併せて納付すべき延滞税を含む。）については、その猶予されている期間内は進行しない（<u>通則法73条3項</u>）。</p> <p>会社更生法による換価の猶予</p> <p>13 会社更生法に基づく換価の猶予は、法第151条の換価の猶予と同様の性質を有するものであるが、その内容、効果等は会社更生法の規定によるものであって、<u>法第151条の規定によるものとは異なる（会社更生法122条、232条、236条参照）。</u></p> <p><u>注）</u> 会社更生法に基づく換価の猶予については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 3年以下の期間の換価の猶予をする場合は、<u>税務署長の意見を聞かなければならないこと</u>（会社更生法122条）。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 3年を超える期間の換価の猶予をする場合は、税務署長の同意を得なければならないこと（会社更生法第169条、昭和42.4.28名古屋高（金沢支）決参照）。</p> <p>(3) 担保については、会社更生法第171条《債務の負担及び担保の提供》の規定が適用されること。</p>	<p>(2) 3年を超える期間の換価の猶予をする場合は、税務署長の同意を得なければならないこと（会社更生法第122条、昭和42.4.28名古屋高金沢支決参照）。</p> <p>(3) 担保については、会社更生法第214条《担保の提供及び債務の負担》の規定が適用されること。</p>
<p style="text-align: center;">第152条関係 換価の猶予に係る分割納付、通知等</p>	<p style="text-align: center;">第152条関係 換価の猶予に係る分割納付、通知等</p>
<p>換価の猶予の期間 (分割納付)</p> <p>1 換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることができる（法第152条前段、通則法第46条第4項）。</p> <p>(猶予期間の延長)</p> <p>2 換価の猶予をした場合において、その猶予をした期間（分割した金額ごとの猶予期間であるときは、その猶予期間）内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その猶予期間を延長することができるが、その期間は、既に換価の猶予をした期間と併せて2年を超えることができない（法第152条前段、通則法第46条第7項）。</p> <p><u>なお</u>、猶予期間の延長については、滞納者の申請を要件としない（法第152条後段）。</p> <p>(やむを得ない理由)</p> <p>3 猶予期間の延長をする場合における「やむを得ない理由」とは、納付することができない<u>ことが納税者の責めに帰すことができない場合のその理由をいう</u>。</p>	<p>換価の猶予の期間 (分割納付)</p> <p>1 換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることができる（法152条前段、通則法46条4項）。</p> <p>(猶予期間の延長)</p> <p>2 換価の猶予をした場合において、その猶予をした期間（分割した金額ごとの猶予期間であるときは、その猶予期間）内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その猶予期間を延長することができるが、その期間は、既に換価の猶予をした期間と併せて2年を超えることができない（法152条前段、通則法46条7項）。</p> <p><u>注</u> 猶予期間の延長については、滞納者の申請を要件としない（法152条後段）。</p> <p>(やむを得ない理由)</p> <p>3 猶予期間の延長をする場合における「やむを得ない理由」とは、納付することができない<u>理由が納税者の責めに帰すことができないやむを得ない理由に基づく場合のその理由をいう</u>。</p>

改正後	改正前
<p>担保</p> <p>(担保の徴取)</p> <p>4 換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、猶予税額が50万円以下である場合、通則法第50条各号《担保の種類》に掲げる担保がない場合、担保を徴することにより事業の継続又は生計の維持に著しい支障を与えると認められる場合等においては、担保を<u>徴さない</u>ことができる(法第152条前段、通則法第46条第5項)。</p> <p>(納付委託との関係)</p> <p>5 滞納者が通則法第55条第1項《納付委託》の規定による納付委託をしたことにより、担保の提供の必要がないと認められるに至ったときは、その認められる限度において、担保の提供があったものとしてすることができる(同法第55条第4項)。</p> <p>なお、上記の「必要がないと認められるに至ったとき」とは、納付委託を受けた証券の取立てが最近において特に確実であって、不渡りとなるおそれが全くないため、委託に係る国税が確実に徴収できると認められるとき等をいう。</p> <p>(担保と差押えとの関係)</p> <p>6 担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき差し押さえた財産があるときは、その担保の額は、その猶予する金額から差押財産の価額(差押国税に優先する債権の額を控除した価額)を控除した額を担保する<u>の</u>に必要な範囲に限られる(法第152条前段、通則法第46条第6項)。</p> <p>換価の猶予の通知</p> <p>7 換価の猶予をし、又は換価の猶予の期間を延長したときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項(例えば、換価の猶予又は猶予期間の延長に係る国税</p>	<p>担保</p> <p>(担保の徴取)</p> <p>4 換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、猶予税額が50万円以下である場合、通則法第50条各号《担保の種類》に掲げる担保がない場合、担保を徴することにより事業の継続又は生計の維持に著しい支障を与えると認められる場合等においては、担保を<u>徴取しない</u>ことができる(法152条前段、通則法46条5項)。</p> <p>(納付委託との関係)</p> <p>5 滞納者が通則法第55条第1項《納付委託》の規定による納付委託をしたことにより、担保の提供の必要がないと認められるに至ったときは、その認められる限度において、担保の提供があったものとしてすることができる(同法55条4項)。</p> <p>なお、上記の「必要がないと認められるに至ったとき」とは、納付委託を受けた証券の取立てが最近において特に確実であって、不渡りとなるおそれが全くないため、委託に係る国税が確実に徴収できると認められるとき等をいうものとする。</p> <p>(担保と差押えとの関係)</p> <p>6 担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき差し押さえた財産があるときは、その担保の額は、その猶予する金額から差押財産の価額(差押国税に優先する債権の額を控除した価額)を控除した額を担保するに必要な範囲に限られる(法152条前段、通則法46条6項)。</p> <p>換価の猶予の通知</p> <p>7 換価の猶予をし、又は換価の猶予の期間を延長したときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項(例えば、換価の猶予又は猶予期間の延長に係る国税</p>

改正後	改正前
<p>の年度、税目及び納期限)を滞納者に通知しなければならない(法第152条前段、通則法第47条)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>なお、保証人及び担保財産の権利者(滞納者を除く。)についても、上記と同様に通知するものとする。</p> <p>果実の収取等</p> <p>8 換価の猶予をした場合において、猶予に係る国税につき差し押さえた財産のうちで、天然果実を生ずるものにつき果実を取得したとき、又は有価証券、債権若しくは無体財産権等につき、第三債務者等から給付を受けたときは、次に掲げるところによる。この場合において、第三債務者等が任意に給付しないときは、第三債務者等に対して、<u>支払督促</u>の申立て、強制執行等による強制的な取立てをすることができる。</p> <p>(1) 取得した天然果実又は第三債務者等から給付を受けた財産が金銭以外のものである場合には、その財産につき滞納処分を執行し、その換価代金等を、法第129条《配当の原則》の規定に従い、猶予に係る国税に充てる(法第152条前段、通則法第48条第3項)。</p> <p>(2) 第三債務者等から給付を受けた財産が金銭である場合には、その金銭を、法第129条《配当の原則》の規定に従い、猶予に係る国税に充てる(法第152条前段、通則法第48条第4項)。</p> <p>換価の猶予の取消し</p> <p>(猶予の取消しの要件)</p> <p>9 換価の猶予を受けた者が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる(法第152条前段、通則法第49条第1項)。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p>	<p>の年度、税目及び納期限)を滞納者に通知しなければならない(法152条前段、通則法47条)。この通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</p> <p>なお、保証人及び担保財産の権利者(滞納者を除く。)についても、上記と同様に<u>取り扱う</u>ものとする。</p> <p>果実の収取等</p> <p>8 換価の猶予をした場合において、猶予に係る国税につき差し押さえた財産のうちで、天然果実を生ずるものにつき果実を取得したとき、又は有価証券、債権若しくは無体財産権等につき、第三債務者等から給付を受けたときは、次に掲げるところによる。 (注) <u>上記の場合</u>において、第三債務者等が任意に給付しないときは、第三債務者等に対して、<u>支払命令</u>の申立て、強制執行等による強制的な取立てをすることができる。</p> <p>(1) 取得した天然果実又は第三債務者等から給付を受けた財産が金銭以外のものである場合には、その財産につき滞納処分を執行し、その換価代金等を、法第129条《配当の原則》の規定に従い、猶予に係る国税に充てる(法152条前段、通則法48条3項)。</p> <p>(2) 第三債務者等から給付を受けた財産が金銭である場合には、その金銭を、法第129条《配当の原則》の規定に従い、猶予に係る国税に充てる(法152条前段、通則法48条4項)。</p> <p>換価の猶予の取消し</p> <p>(猶予の取消しの要件)</p> <p>9 換価の猶予を受けた者が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる(法152条前段、通則法49条1項)。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(4) (1)から(3)までに掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化により猶予を継続することが適当でないと認められるとき(例えば、猶予期限において猶予金額の徴収の見込みがなくなる程度の資力の喪失、業況の好転等により換価の猶予を取り消しても事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがないと認められる事情が生じたとき等)。</p> <p>(取消しの通知等)</p> <p>10 換価の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない(法第152条前段、通則法第49条第3項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>なお、保証人及び担保財産の権利者(滞納者を除く。)についても、同様に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 滞納処分の停止</p> <p style="text-align: center;">第153条関係 滞納処分の停止の要件等</p> <p>1 (省略)</p> <p>滞納処分の停止の要件 (財産がない場合)</p> <p>2 法第153条第1項第1号の「滞納処分を執行することができる財産がないとき」とは、滞納処分の停止をするかどうかを判定する時(以下第153条関係において「判定</p>	<p>(4) <u>上記(1)から(3)までに掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化により猶予を継続することが適当でないと認められるとき。</u></p> <p>(注) <u>上記の「財産の状況その他の事情の変化により猶予を継続することが適当でないと認められるとき」とは、例えば、猶予期限において猶予金額の徴収の見込みがなくなる程度の資力の喪失、業況の好転等により換価の猶予を取り消しても事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがないと認められる事情が生じたとき等猶予を継続することが適当でないと認められる場合をいう。</u></p> <p>(取消しの通知等)</p> <p>10 換価の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない(法152条前段、通則法49条3項)。この通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</p> <p>なお、保証人及び担保財産の権利者(滞納者を除く。)についても、同様に<u>取り扱う</u>ものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 滞納処分の停止</p> <p style="text-align: center;">第153条関係 滞納処分の停止の要件等</p> <p>1 (同左)</p> <p>滞納処分の停止の要件 (財産がない場合)</p> <p>2 法第153条第1項第1号の「滞納処分を執行することができる財産がないとき」とは、<u>判定時</u>(滞納処分の停止をするかどうかを判定する時をいう。第153条関係にお</p>

改正後	改正前
<p>時」という。)において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう。</p> <p>(1) 既に差し押さえた財産及び差押えの対象となり得る財産の処分予定価額が、滞納処分費(判定時後のものに限る。)及び法第2章第3節《国税と被担保債権との調整》の規定等により国税に優先する債権の合計額を超える見込みがない場合</p> <p>(2) 差押えの対象となり得るすべての財産について差し押さえ、換価(債権の取立てを含む。)を終わったが、なお徴収できない国税がある場合</p> <p>(生活の窮迫)</p> <p>3 法第153条第1項第2号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者(個人に限る。)の財産につき滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態(法第76条第1項第4号に規定する金額で営まれる生活の程度)になるおそれのある場合をいう。</p> <p>4・5 (省略)</p> <p>(交付要求等をしている場合)</p> <p>6 滞納者の財産について、強制換価手続が行われ、執行機関に対して交付要求(参加差押えを含む。)をしている場合には、滞納処分の停止をしないものとする。ただし、徴収見込額がないと認められるときは、滞納処分の停止をして差し支えない。</p> <p>7 (省略)</p> <p>(一部停止)</p> <p>8 滞納処分の停止は、原則として、滞納者の有する滞納国税の全部について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合において、徴収可能と認められる金額</p>	<p>いて以下同じ。)において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう。</p> <p>(1) 既に差し押さえた財産及び差押えの対象となりうる財産の処分予定価額が、滞納処分費(判定時後のものに限る。)及び法第2章第3節《国税と被担保債権との調整》の規定等により国税に優先する債権額に充て残余を得る見込みがない場合</p> <p>(2) 差押えの対象となりうるすべての財産について差し押さえ、換価(債権の取立てを含む。)を終わったが、なお徴収できない国税がある場合</p> <p>(生活の窮迫)</p> <p>3 法第153条第1項第2号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者(個人に限る。)の財産につき滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態(法76条1項4号に規定する金額で営まれる生活の程度)になるおそれのある場合をいう。</p> <p>4・5 (同左)</p> <p>(交付要求等をしている場合)</p> <p>6 滞納者の財産について、強制換価手続が行われ、執行機関に対して交付要求(参加差押えを含む。)をしている場合には、滞納処分の停止をしないものとする。ただし、<u>交付を受けうる金額</u>がないと認められるときは、滞納処分の停止をして差し支えない。</p> <p>7 (同左)</p> <p>(取立てはできるが長期間を要する債権がある場合)</p> <p>8 滞納処分の停止は、原則として、滞納者の有する税額全部について行うものとする。ただし、滞納処分により差し押さえた債権について、その全部又は一部の取立てに長</p>

改正後	改正前
<p>に相当する金銭の配当が見込まれる滞納国税以外の滞納国税について滞納処分の停止をすることができる<u>と認められるときは、その滞納国税について滞納処分の停止をして差し支えない。</u>この場合においては、滞納処分の停止の通知に際し、その旨を明らかにするものとする。</p> <p>(1) <u>滞納処分により差し押さえた債権について、その全部又は一部の取立てに長期間を要すると認められる場合</u></p> <p>(2) <u>強制換価手続の執行機関に対して交付要求をしているが、その執行機関からの配当を受けるまでに長期間を要すると認められる場合</u></p> <p>(3) <u>滞納処分により差し押さえた不動産について、その不動産を再公売に付しても売却できないなど換価に長期間を要すると認められる場合</u></p>	<p><u>期間を要すると認められる場合において、その取立てに長期間を要すると認められる債権を除いて滞納処分の停止をすることができる</u>と認められるときは、その<u>取立可能と認められる債権額を控除した残税額について、滞納処分の停止をして差し支えない。</u>この場合においては、滞納処分の停止の通知に際し、その旨を明らかにするものとする。</p>
<p>滞納処分の停止の通知</p> <p>9 法第 153 条第 2 項の規定による滞納処分の停止の通知は、原則として書面により行うものとする。この書面の様式は、<u>別に定めるところによる。</u></p>	<p>滞納処分の停止の通知</p> <p>9 法第 153 条第 2 項の規定による滞納処分の停止の通知は、原則として書面により行うものとする。この書面の様式は<u>別に定めるところによる。</u></p>
<p>滞納処分の停止の効果 (差押えの解除)</p> <p>10 滞納処分の停止をしたときは、その停止の期間内はその停止に係る国税につき新たな差押えをすることができず、既に差し押さえた財産についてはその差押えを解除しなければならない(法第 153 条第 3 項)。</p> <p><u>なお、滞納処分の停止をした場合においても、交付要求又は参加差押えをすることができる。この場合において、参加差押えが差押えの効力を生じたときは、法第 153 条第 3 項の規定に該当することがある。</u></p>	<p>滞納処分の停止の効果 (差押えの解除)</p> <p>10 滞納処分の停止をしたときは、その停止の期間内はその停止に係る国税につき新たな差押えをすることができず、既に差し押さえた財産についてはその差押えを解除しなければならない(法 153 条 3 項)。</p> <p>(注) <u>滞納処分の停止をした場合においても、交付要求又は参加差押えをすることができる。</u></p> <p><u>なお、参加差押えが差押えの効力を生じた場合には、法第 153 条第 3 項の規定に該当する<u>ときがある。</u></u></p>

改正後	改正前
<p>11 (省略)</p> <p>(時効)</p> <p>12 滞納処分の停止の期間中においても、その滞納処分の停止に係る国税の消滅時効は進行する(通則法第73条第4項、第72条第3項参照)。</p> <p>(延滞税の消滅)</p> <p>13 法第153条第4項又は第5項の規定により、<u>滞納処分の停止をした国税の納税義務</u>が消滅した場合においては、<u>その延滞税についても、その納付の義務は消滅する</u>。</p> <p>(延滞税の免除)</p> <p>14 滞納処分の停止をした場合には、停止をした国税に係る延滞税のうち、その停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額を免除する(通則法第63条第1項本文)。この場合の「停止をした期間」とは、その停止をした日から起算してその取消しの日又は停止に係る国税の完納等による納税義務の消滅の日までをいう。</p> <p>なお、法第154条第1項《滞納処分の停止の取消し》の規定による取消しの基因となる事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については免除しないことができる(通則法第63条第1項ただし書)。</p> <p>納税義務の消滅</p> <p>(3年間の継続)</p> <p>15 滞納処分の停止をした場合において、その処分が取り消されないうで3年間継続したときは、その3年の期間を経過した時に、その滞納処分の停止をした国税を納付する義務は当然に消滅する(法第153条第4項)。<u>この場合の「3年間継続したとき」とは、</u></p>	<p>11 (同左)</p> <p>(時効)</p> <p>12 滞納処分の停止の期間中においても、その滞納処分の停止に係る国税の消滅時効は進行する(通則法73条3項、72条3項参照)。</p> <p>(延滞税の消滅)</p> <p>13 法第153条第4項又は第5項の規定により、納税義務が消滅した場合においては、<u>滞納処分の停止をした国税に係る延滞税についても、その納付の義務は消滅するものとする</u>。</p> <p>(延滞税の免除)</p> <p>14 滞納処分の停止をした場合には、停止をした国税に係る延滞税のうち、その停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額を免除する(通則法63条1項本文)。この場合の「停止をした期間」とは、その停止をした日から起算してその取消しの日又は停止に係る国税の完納等による納税義務の消滅の日までをいう。</p> <p>なお、法第154条第1項《滞納処分の停止の取消し》の規定による取消しの基因となる事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については免除しないことができる(通則法63条1項ただし書)。</p> <p>納税義務の消滅</p> <p>(3年間の継続)</p> <p>15 滞納処分の停止をした場合において、その処分が取り消されないうで3年間継続したときは、その3年の期間を経過した時に、その滞納処分の停止をした国税を納付する義務は当然に消滅する(法153条4項)。</p>

改正後	改正前
<p><u>滞納処分の停止をした日の翌日から起算して3年を経過した日をいう。</u></p> <p>(直ちに消滅させることができる場合)</p> <p>16 法第153条第5項の「その国税を徴収することができないことが明らかであるとき」とは、おおむね次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見込みが<u>全くない</u>法人について、法第153条第1項第1号又は第3号の規定に該当する理由があるとき。</p> <p>(4) <u>株式会社又は協同組織金融機関等</u>について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律による更生計画が認可決定された場合において、更正又は決定の遅延等により未納の国税及び滞納処分費を更生債権として期日までに届け出なかったために更生計画により認められず、<u>会社更生法第204条《更生債権等の免責等》又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第125条《更生債権等の免責等》</u>等の規定によりその会社が免責されたとき。</p> <p>納税義務の消滅の通知</p> <p>17 法第153条第4項又は第5項の規定により納税義務が消滅したときは、滞納者に対してその旨を通知するものとする。<u>この書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">第154条関係 滞納処分の停止の取消し</p> <p><u>滞納処分の停止を取り消す場合等</u> (滞納処分の停止を取り消す場合)</p>	<p>(直ちに消滅させることができる場合)</p> <p>16 法第153条第5項の「その国税を徴収することができないことが明らかであるとき」とは、おおむね次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見込みが<u>全然ない</u>法人について、法第153条第1項第1号又は第3号の規定に該当する理由があるとき。</p> <p>(4) 株式会社について会社更生法による更生計画が認可決定された場合において、更正又は決定の<u>処理遅延等</u>により未納の国税及び滞納処分費を更生債権として期日までに届け出なかったために更生計画により認められず、<u>同法第241条《更生債権等の免責等》</u>の規定によりその会社が免責されたとき。</p> <p>納税義務の消滅の通知</p> <p>17 法第153条第4項又は第5項の規定により納税義務が消滅したときは、滞納者に対してその旨を通知するものとする。<u>この通知は、原則として別に定める書面により行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第154条関係 滞納処分の停止の取消し</p> <p>取り消す場合 (滞納処分の停止後<u>3年以内</u>)</p>

改正後	改正前
<p>1 滞納処分の停止を<u>した後3年以内</u>に、その停止に係る滞納者につき法第153条第1項各号《滞納処分の停止の要件等》のいずれにも該当する事実がないと認めるときは、その滞納処分の停止を取り消さなければならない（<u>法第154条第1項</u>）。</p> <p>なお、例えば、法第153条第1項第1号該当として滞納処分の停止をした後、それに該当する事実がないこととなっても、他に同項第2号に該当する事実があるときは、その滞納処分の停止は取り消さない。</p> <p>（第二次納税義務者等がある場合）</p> <p>2 第二次納税義務者又は保証人についての滞納処分の停止を取り消した場合において、主たる納税者について滞納処分の停止を<u>している</u>ときは、その主たる納税者の滞納処分の停止も、取り消すものとする。</p>	<p>1 滞納処分の停止<u>後</u>、その停止に係る滞納者につき法第153条第1項各号《滞納処分の停止の要件等》のいずれにも該当する事実がないと認めるときは、<u>滞納処分の停止をした日から3年以内</u>に、その滞納処分の停止を取り消さなければならない（法154条1項）。</p> <p>なお、例えば、法第153条第1項第1号該当として滞納処分の停止をした後、それに該当する事実がないこととなっても、他に同項第2号に該当する事実があるときは、その滞納処分の停止は取り消さない。</p> <p>（第二次納税義務者等がある場合）</p> <p>2 第二次納税義務者又は保証人についての滞納処分の停止を取り消した場合において、主たる納税者が滞納処分の停止を<u>受けている</u>ときは、その主たる納税者の滞納処分の停止も、取り消すものとする。</p>
<p>滞納処分の停止の取消しの通知</p>	<p>取消しの通知</p>
<p>3 （省略）</p>	<p>3 （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第3節 保全担保及び保全差押え</p> <p style="text-align: center;">第158条関係 保全担保</p>	<p style="text-align: center;">第3節 保全担保及び保全差押え</p> <p style="text-align: center;">第158条関係 保全担保</p>
<p>保全担保の提供命令 （納税者）</p> <p>1 法第158条第1項の「納税者」は、法第2条第6号《納税者の定義》の納税者のうち、消費税等（消費税を除く。）を滞納した者に限られる。</p> <p><u>なお</u>、消費税等（消費税を除く。）については、その附帯税及び滞納処分費を含む（以</p>	<p>保全担保の提供命令 （納税者）</p> <p>1 法第158条第1項の「納税者」は、法第2条第6号《納税者の定義》の納税者のうち、消費税等（消費税を除く。）を滞納した者に限られる。</p> <p><u>注</u> 消費税等（消費税を除く。）については、その附帯税及び滞納処分費を含む（以下</p>

改正後	改正前
<p>下第 158 条関係において同じ。) ことに留意する。</p> <p>(担保提供命令の要件)</p> <p>2 法第 158 条第 1 項の担保提供の命令をすることができる要件は、納税者が現に消費税等(消費税を除く。)を滞納していること及びその後その者に課すべきそれらの国税の徴収を確保することができないと認められることである。<u>この場合における「国税の徴収を確保することができない」</u>かどうかの判断は、その者が滞納しているすべての国税及びその者に課すべきすべての国税を考慮して行うものとする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(指定すべき期限)</p> <p>4 法第 158 条第 1 項の「期限」は、保全担保の提供命令に係る書面を発する日から起算して 7 日を経過した日以後の日としなければならない。ただし、納税者について通則法第 38 条第 1 項各号《繰上請求》のいずれかに該当する事実が生じたときは、この期限を繰り上げることができる(令第 55 条第 2 項)。</p> <p>なお、上記の「7 日を経過した日」が休日等に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる(通則法第 10 条第 2 項)。</p> <p>(前月分の国税)</p> <p>5 法第 158 条第 2 項の「前月分」の国税とは、ある月の前月分の移出又は引取り等に係る国税(その国税に係る各種加算税を含む。)をいう。例えば、前月分の移出に係る酒税について、その移出数量の一部について申告があり、その後正当移出数量が判明</p>	<p>第 158 条関係において同じ。) ことに留意する。</p> <p>(担保提供命令の要件)</p> <p>2 法第 158 条第 1 項の担保提供の命令をすることができる要件は、納税者が現に消費税等(消費税を除く。)を滞納していること及びその後その者に課すべきそれらの国税の徴収を確保することができないと認められることである。</p> <p>(注) <u>上記の場合における国税の徴収を確保</u>かどうかの判断は、その者が滞納しているすべての国税及びその者に課すべきすべての国税を考慮して行うものとする。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(指定すべき期限)</p> <p>4 法第 158 条第 1 項の「期限」は、保全担保の提供命令に係る書面を発する日から起算して 7 日を経過した日以後の日としなければならない。ただし、納税者について通則法第 38 条第 1 項各号《繰上請求》のいずれかに該当する事実が生じたときは、この期限を繰り上げることができる(令 55 条 2 項)。</p> <p>なお、上記の「7 日を経過した日」が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる(通則法 10 条 2 項)。</p> <p>(月分の国税)</p> <p>5 法第 158 条第 2 項の「月分」の国税とは、ある月の前月分の移出又は引取り等に係る国税(その国税に係る各種加算税を含む。)をいう。例えば、前月分の移出に係る酒税について、その移出数量の一部について申告があり、その後正当移出数量が判明し、</p>

改正後	改正前
<p>し、その移出残数量に係る酒税につき更正をした場合には、その総額の酒税が移出した<u>前月分</u>の国税となる。</p> <p>(根担保の設定)</p> <p>6 法第 158 条の担保権の設定は、担保の設定の形式により、指定した金額を限度額として行うものとする (<u>根抵当権 (民法第 398 条の 2 第 1 項) 等</u>)。</p> <p>(担保の種類、その提供手続等)</p> <p>7 法第 158 条第 1 項の規定による担保の種類、提供手続及び担保の変更については、それぞれ通則法第 50 条《担保の種類》、通則令第 16 条《担保の提供手続》<u>並びに通則法第 51 条第 1 項及び第 2 項《担保の変更》</u>の定めるところによる。</p> <p><u>④</u> 金銭担保を提供した者(納税者以外の者を含む。)は、その金銭をもって金銭担保に係る国税の納付に充てることができるが、この場合<u>において</u>、その国税に充てようとする者は、その旨を記載した書面を税務署長に提出しなければならない(通則令第 18 条第 1 項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。また、その書面の提出があったときは、その担保として提供された金銭の額(その額が納付すべき国税の額を超えるときは、その国税の額)に相当する国税の納付があったものとみなされる(同令第 18 条第 2 項)。</p> <p>抵当権の設定</p> <p>(法定抵当権の設定の除外)</p> <p>8 法第 158 条第 3 項の「酒税を除く」とは、酒税について、納税者が担保を提供しない場合は、酒類製造免許の取消し(酒税法第 12 条第 5 号)の間接強制の手段によることとし、一方的に抵当権を設定しないことを明らかにしたものである。</p>	<p>その移出残数量に係る酒税につき更正をした場合には、その総額の酒税が移出した<u>月分</u>の国税となる。</p> <p>(根担保の設定)</p> <p>6 法第 158 条の担保権の設定は、担保の設定の形式により、指定した金額を限度額として行うものとする(民法 <u>398 条ノ 3 第 1 項参照</u>)。</p> <p>(担保の種類、その提供手続等)</p> <p>7 法第 158 条第 1 項の規定による担保の種類、提供手続及び担保の変更については、それぞれ通則法第 50 条《担保の種類》、通則令第 16 条《担保の提供手続》、<u>通則法第 51 条第 1 項及び第 2 項《担保の変更》</u>の定めるところによる。</p> <p><u>[参考]</u> 金銭担保を提供した者(納税者以外の者を含む。)は、その金銭をもって金銭担保に係る国税の納付に充てることができるが、この場合<u>には</u>、その国税に充てようとする者は、その旨を記載した書面を税務署長に提出しなければならない(通則令 18 条 1 項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。また、その書面の提出があったときは、その担保として提供された金銭の額(その額が納付すべき国税の額を超えるときは、その国税の額)に相当する国税の納付があったものとみなされる(同令 18 条 2 項)。</p> <p>抵当権の設定</p> <p>(法定抵当権の設定の除外)</p> <p>8 法第 158 条第 3 項の「酒税を除く」とは、酒税について、納税者が担保を提供しない場合は、酒類製造免許の取消し(酒税法 12 条 5 号)の間接強制の手段によることとし、一方的に抵当権を設定しないことを明らかにしたものである。</p>

改正後	改正前
<p>9 (省略)</p> <p>(抵当権の設定通知書)</p> <p>10 税務署長は、納税者がその指定された期限までにその命ぜられた担保を提供しないときは、納税者の財産で抵当権の目的となるものにつき、法第 158 条第 1 項の規定により指定した金額を限度として抵当権を設定することを書面で納税者に通知することができる(法第 158 条第 3 項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(みなす設定)</p> <p>11 10 の抵当権の設定通知書が納税者に到達した場合には、納税者の意思にかかわらず、その通知書に記載された財産につき通知に係る国税のために、法律上当然に、抵当権を設定したものとみなされる(法第 158 条第 4 項前段)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p><u>なお、法第 158 条第 4 項後段の「関係機関」は、第 62 条関係 38、第 68 条関係 36、第 70 条関係 5 及び第 71 条関係 6 と同様である。</u></p> <p>(証する書面)</p> <p>12 法第 158 条第 5 項の「証する書面」とは、配達証明書(郵便法第 47 条参照)、信書の役務のうち配達証明書に準ずるもの、交付送達の交付の事績が記載された通則規則第 1 条《交付送達の手続》の書面その他送達を証明することができる書面をいう。</p> <p>担保の解除</p> <p>(第 1 項の命令に係る国税等)</p> <p>13 法第 158 条第 7 項の「第一項の命令に係る国税」とは、法第 158 条第 1 項の規定により担保の提供を命じた時に納税者に課せられていた消費税等(消費税を除く。)及び</p>	<p>9 (同左)</p> <p>(抵当権の設定通知書)</p> <p>10 税務署長は、納税者がその指定された期限までにその命ぜられた担保を提供しないときは、納税者の財産で抵当権の目的となるものにつき、法第 158 条第 1 項の規定により指定した金額を限度として抵当権を設定することを書面で納税者に通知することができる(法 158 条 3 項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(みなす設定)</p> <p>11 10 の抵当権の設定通知書が納税者に到達した場合には、納税者の意思にかかわらず、その通知書に記載された財産につき通知に係る国税のために、法律上当然に、抵当権を設定したものとみなされる(法 158 条 4 項前段)。</p> <p><u>(注) 法第 158 条第 4 項後段の「関係機関」は、第 62 条関係 39、第 68 条関係 44、第 70 条関係 5 及び第 71 条関係 5 と同様である。この通知については、別に定めるところによる。</u></p> <p>(証する書面)</p> <p>12 法第 158 条第 5 項前段の「証する書面」とは、配達証明書(郵便規則 106 条)、交付送達の交付の事績が記載された通則規則第 1 条《交付送達の手続》の書面その他送達を証明することができる書面をいう。</p> <p>担保の解除</p> <p>(第 1 項の命令に係る国税等)</p> <p>13 法第 158 条第 6 項の「第 1 項の命令に係る国税」とは、法第 158 条第 1 項の規定により担保の提供を命じた時に納税者に課せられていた消費税等(消費税を除く。)及び</p>

改正後	改正前
<p>その後その者に課されたこれらの国税をいう。</p> <p>なお、担保を解除しなければならない場合としては、法第 158 条第 7 項のほか、通則令第 17 条第 1 項《担保を解除しなければならない場合》の規定がある。</p> <p>(その他の事情の変化)</p> <p>14 法第 158 条第 8 項の「その他の事情の変化」とは、例えば、担保の提供等があった納税者の滞納税額の発生がきん少であり、又は滞納期間が極めて短い等その納税者に誠意があり、担保の提供を命じた時と比べて、担保の提供等の必要がなくなったと認められる程度の事情の変化をいう。</p> <p>(解除手続)</p> <p>15 法第 158 条の規定により<u>徴した</u>担保の解除手続は、通則令第 17 条第 2 項及び第 3 項《担保の解除手続》の定めるところによる。</p> <p>他の税法の規定による保全担保との関係</p> <p>16 保全担保についての酒税法第 31 条第 1 項《保全担保の提供命令》、たばこ税法第 23 条第 1 項《保全担保の提供命令》、揮発油税法第 18 条第 1 項《保全担保の提供命令》、地方道路税法第 8 条第 2 項《保全担保の提供命令》、石油ガス税法第 21 条第 1 項《保全担保の提供命令》、航空機燃料税法第 16 条第 1 項《保全担保の提供命令》、<u>石油石炭税法第 19 条第 1 項《保全担保の提供命令》</u>又は印紙税法第 15 条第 1 項《保全担保の提供命令》の規定と法第 158 条の規定との適用関係については、酒税法等の他の税法の規定を優先して適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 159 条関係 保全差押え</p>	<p>その後その者に課されたこれらの国税をいう。</p> <p>(注) 担保を解除しなければならない場合としては、法第 158 条第 6 項のほか、通則令第 17 条第 1 項《担保を解除しなければならない場合》の規定がある。</p> <p>(その他の事情の変化)</p> <p>14 法第 158 条第 7 項の「その他の事情の変化」とは、例えば、担保の提供等があった納税者の滞納税額の発生がきん少であり、又は滞納期間が極めて短い等その納税者に誠意があり、担保の提供を命じた時と比べて、担保の提供等の必要がなくなったと認められる程度の事情の変化をいう。</p> <p>(解除手続)</p> <p>15 法第 158 条の規定により<u>徴収した</u>担保の解除手続は、通則令第 17 条第 2 項及び第 3 項《担保の解除手続》の定めるところによる。</p> <p>他の税法の規定による保全担保との関係</p> <p>16 保全担保についての酒税法第 31 条第 1 項《保全担保の提供命令》、たばこ税法第 23 条第 1 項《保全担保の提供命令》、揮発油税法第 18 条第 1 項《保全担保の提供命令》、地方道路税法第 8 条第 2 項《保全担保の提供命令》、石油ガス税法第 21 条第 1 項《保全担保の提供命令》、航空機燃料税法第 16 条第 1 項《保全担保の提供命令》、<u>石油税法第 19 条第 1 項《保全担保の提供命令》</u>又は印紙税法第 15 条第 1 項《保全担保の提供命令》の規定と法第 158 条の規定との適用関係については、酒税法等の他の税法の規定を優先して適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 159 条関係 保全差押え</p>

改正後	改正前
<p>保全差押え (要件)</p> <p>1 保全差押金額を限度として直ちに差し押さえることができる場合は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である（法第 159 条第 1 項）。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(領置)</p> <p>4 法第 159 条第 1 項の「領置」とは、国税犯則取締法第 1 条《<u>質問・物件の検査・領置</u>》又は刑事訴訟法第 101 条《領置》の規定による領置をいう。</p> <p>5 (省略)</p> <p>(逮捕)</p> <p>6 法第 159 条第 1 項の「逮捕」とは、捜査機関等が、被疑者の身体の移動の自由を拘束する行為及び引き続き一定期間<u>拘留</u>することをいう（刑事訴訟法第 199 条参照）。</p> <p>(確定)</p> <p>7 法第 159 条第 1 項前段の「確定」とは、申告、更正又は決定による確定をいい、通則法第 2 条第 2 号《定義》に規定する<u>源泉徴収</u>による国税についての納税の告知が含まれる。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 上記の「確定」には、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する場合の確定（例えば、延滞税の確定）は含まれない（通則法第 15</p>	<p>保全差押え (要件)</p> <p>1 保全差押金額を限度として直ちに差し押さえることができる場合は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である（法 159 条 1 項）。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(領置)</p> <p>4 法第 159 条第 1 項の「領置」とは、国税犯則取締法第 1 条《<u>物件の領置</u>》、又は刑事訴訟法第 101 条《領置》の規定による領置をいう。</p> <p>5 (同左)</p> <p>(逮捕)</p> <p>6 法第 159 条第 1 項の「逮捕」とは、捜査機関等が、被疑者の身体の移動の自由を拘束する行為及び引き続き一定期間<u>抑留</u>することをいう（刑事訴訟法 199 条参照）。</p> <p>(確定)</p> <p>7 法第 159 条第 1 項前段の「確定」とは、申告、更正又は決定による確定をいい、通則法第 2 条第 2 号《定義》に規定する<u>源泉徴収等</u>による国税についての納税の告知が含まれる。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) 上記の「確定」には、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する場合の確定（例えば、延滞税の確定）は含まれない（通則法 15</p>

改正後	改正前
<p>条第3項参照)。 (2) (省略)</p> <p>(直ちに)</p> <p>8 法第159条第1項の「直ちに差し押えることができる」とは、法第47条《差押の要件》に規定する差押えの要件を満たすことを要せず、差押えができることをいう。 なお、保全差押金額の決定後保全差押えをするまでの間に納付すべき国税が確定したときは、その確定した国税の額に相当する保全差押金額については、保全差押えをすることができない。</p> <p>(国税局長の承認)</p> <p>9 国税局長が保全差押金額を決定するときは(通則法第43条第3項参照)、法第159条第2項《保全差押金額の決定についての国税局長の承認》の規定は適用されない(法第184条参照)。</p> <p>(通知)</p> <p>10 法第159条第3項の規定により、<u>納税義務者</u>に対してする通知は、令第56条各号《保全差押えに係る書面の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により行う。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>担保の提供と差押え (相当する担保)</p> <p>11 法第159条第4項の「相当する担保」とは、保全差押金額に相当する価値が十分にある担保をいう。</p>	<p>条3項参照)。 (2) (同左)</p> <p>(直ちに)</p> <p>8 法第159条第1項の「直ちに差し押えることができる」とは、法第47条《差押の要件》に規定する差押えの要件を満たすことを要せず、<u>又は督促を要せず、</u>差押えができることをいう。 (注) 保全差押金額の決定後保全差押えをするまでの間に納付すべき国税が確定したときは、その確定した国税の額に相当する保全差押金額については、保全差押えをすることができない<u>ものとする</u>。</p> <p>(国税局長の承認)</p> <p>9 国税局長が保全差押金額を決定するときは(通則法43条3項参照)、法第159条第2項《保全差押金額の決定についての国税局長の承認》の規定は適用されない(法184条参照)。</p> <p>(通知)</p> <p>10 法第159条第3項の規定により、<u>納税義務があると認められる者</u>に対してする通知は、令第56条第1項各号《保全差押えに係る書面の記載事項》に掲げる事項を記載した書面により行う。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>担保の提供と差押え (相当する担保)</p> <p>11 法第159条第4項の「相当する担保」とは、保全差押金額に相当する価値が十分にある担保をいう。</p>

改正後	改正前
<p>なお、保全差押金額に不足する担保の提供があった場合には、その不足額に相当する保全差押金額についてだけ差し押さえる<u>もの</u>とする。</p>	<p>なお、保全差押金額に不足する担保の提供があった場合には、その不足額に相当する保全差押金額についてだけ差し押さえる<u>取扱い</u>とする。</p>
<p>(提供)</p> <p>12 法第 159 条第 4 項の「提供して」とは、納税義務者が担保の提供に必要な手続（通則令第 16 条）を了した場合をいう。</p>	<p>(提供)</p> <p>12 法第 159 条第 4 項の「提供して」とは、納税義務者が担保の提供に必要な手続（通則令 16 条）を了した場合をいう<u>もの</u>とする。</p>
<p>(担保提供の範囲)</p> <p>13 保全差押金額に係る差押財産がある場合において、法第 159 条第 4 項の規定の適用を受けるために担保として提供すべき額は、保全差押金額から、その差押財産の処分予定価額を控除した残額に相当する額以上のものとする（通則法第 46 条第 6 項参照）。</p>	<p>(担保提供の範囲)</p> <p>13 保全差押金額に係る差押財産がある場合において、法第 159 条第 4 項の規定の適用を受けるために担保として提供すべき額は、保全差押金額から、その差押財産の処分予定価額を控除した残額に相当する額以上のものとする（通則法 46 条 6 項参照）。</p>
<p>(担保の提供手続等)</p> <p>14 法第 159 条第 4 項等の規定に基づき徴する担保の提供手続及び担保の変更については、<u>通則令第 16 条《担保の提供手続》並びに通則法第 51 条第 1 項及び第 2 項《担保の変更等》</u>の定めるところによる。</p>	<p>(担保の提供手続等)</p> <p>14 法第 159 条第 4 項等の規定に基づき徴する担保の提供手続及び担保の変更については、<u>通則法第 51 条《担保の変更等》及び通則令第 16 条《担保の提供手続》</u>の定めるところによる。</p>
<p>15 (省略)</p>	<p>15 (同左)</p>
<p>差押え又は担保の解除</p> <p>(担保の提供)</p> <p>16 差押えを受けた者が、法第 159 条第 4 項に規定する担保を提供してその差押えの解除を請求した場合には、担保を徴収した後において差押えを解除する（<u>法第 159 条第 5 項第 1 号</u>）。<u>この場合においては</u>、提供された担保の価額と差押財産の価額（予納がある場合には、その額を含む。）との合計見込額が保全差押金額を超える部分に相当す</p>	<p>差押え又は担保の解除</p> <p>(担保の提供)</p> <p>16 差押えを受けた者が、法第 159 条第 4 項に規定する担保を提供してその差押えの解除を請求した場合には、担保を徴収した後において差押えを解除する（法 159 条 5 項 1 号）。 <u>なお、上記の場合には</u>、提供された担保の価額と差押財産の価額（予納がある場合</p>

改正後	改正前
<p>る金額の範囲において、その差押えを解除するものとする。</p>	<p>には、その額を含む。)との合計見込額が保全差押金額を超える部分に相当する金額の範囲において、その差押えを解除するものとする。</p>
<p>(6月を経過した日)</p> <p>17 法第159条第5項第2号及び第3号の「通知をした日から6月を経過した日」が休日等に当たっても、その期限は延長されない。</p>	<p>(6月を経過した日)</p> <p>17 法第159条第5項第2号及び第3号の「通知をした日から6月を経過した日」が<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令で定める日</u>に当たっても、その期限は延長されない。</p>
<p>(担保を提供した者)</p> <p>18 法第159条第6項の「担保を提供した者」とは、国税に関する法律の規定により担保を提供した者を<u>いい</u>、納税義務者のために担保の提供を承諾した第三者(物上保証人)は該当しない。</p>	<p>(担保を提供した者)</p> <p>18 法第159条第6項の「担保を提供した者」とは、国税に関する法律の規定により担保を提供した者を<u>いう</u>。したがって、納税義務者のために担保の提供を承諾した第三者(物上保証人)は、<u>法第159条第6項の「担保を提供した者」には該当しない</u>。</p>
<p>(差押え又は担保の解除ができる場合)</p> <p>19 法第159条第6項の「その他の事情の変化」とは、例えば、差押財産又は担保の価額の騰貴があったとき、納税義務者が予納したとき等差押え又は担保徴取の継続につき、その全部又は一部を不必要とする事情が生じたことをいう。</p> <p><u>なお</u>、担保を解除しなければならない場合としては、法第159条第5項のほか、通則令第17条第1項《担保を解除しなければならない場合》の規定がある。</p>	<p>(差押え又は担保の解除ができる場合)</p> <p>19 法第159条第6項の「その他の事情の変化」とは、例えば、差押財産又は担保の価額の騰貴があったとき、納税義務者が予納したとき等差押え又は担保徴取の継続につき、その全部又は一部を不必要とする事情が生じたことをいう。</p> <p><u>(注)</u> 担保を解除しなければならない場合としては、法第159条第5項のほか、通則令第17条第1項《担保を解除しなければならない場合》の規定がある。</p>
<p>20 (省略)</p>	<p>20 (同左)</p>
<p>国税確定後の効力</p> <p>(効力)</p> <p>21 法第159条第1項の規定による差押え又は第4項等の規定による担保の提供がある</p>	<p>国税確定後の効力</p> <p>(効力)</p> <p>21 法第159条第1項の規定による差押え又は第4項等の規定による担保の提供がある</p>

改正後	改正前
<p>場合において、その差押え又は担保の提供に係る国税につき納付すべき額の確定があったときは、その差押え又は担保の提供は、その国税を徴収するためにされたものとして、滞納処分又は担保の処分ができる（<u>法第 159 条第 7 項</u>）。この場合において、その差押え又は担保の提供に係る財産に対しては、確定に係る国税の納期限の経過により、直ちに差押え後の滞納処分又は担保の処分（<u>通則法第 52 条、第 51 条第 3 項、通則令第 18 条</u>）をすることができる。</p> <p><u>なお、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>法第 159 条第 7 項</u>の「確定」した国税は、<u>法第 159 条第 3 項</u>の通知をした日から 6 月を経過した日までに確定（納付すべき額が 2 回以上にわたって確定した場合を含む。）した国税（保全差押金額を超えて確定した部分の国税を含む。）をいう。</p> <p>(2) <u>法第 159 条第 7 項</u>の「徴収するためにされたもの」とみなされる国税には、保全差押えに係る滞納処分費はもちろん、その確定した国税に係る延滞税も含まれる。</p> <p>(3) 金銭担保を提供した者（納税義務者以外の者を含む。）は、その金銭担保に係る国税の額が確定したときは、その金銭をもって金銭担保に係る国税の納付に充てることができるが、この場合において、その国税に充てようとする者は、その旨を記載した書面を税務署長に提出しなければならない（<u>通則令第 18 条第 1 項</u>）。この書面の様式は、別に定めるところによる。また、その書面の提出があったときは、その担保として提出された金銭の額（その額が納付すべき国税の額を超えるときは、その国税の額）に相当する国税の納付があったものとみなされる（<u>同令第 18 条第 2 項</u>）。</p> <p>（参加差押え又は交付要求）</p> <p>22 <u>法第 159 条第 9 項</u>の規定による交付要求（参加差押えを含む。）をした場合において、その交付要求に係る国税につき納付すべき額の確定があったときは、その交付要求は、その国税を徴収するためにされたものとする（<u>法第 159 条第 7 項、24 のなお書</u></p>	<p>場合において、その差押え又は担保の提供に係る国税につき納付すべき額の確定があったときは、その差押え又は担保の提供は、その国税を徴収するためにされたものとして、滞納処分又は担保の処分ができる（<u>法 159 条 7 項</u>）。この場合においては、その差押え又は担保の提供に係る財産に対しては、確定に係る国税の納期限の経過により、直ちに差押え後の滞納処分又は担保の処分（<u>通則法 52 条、51 条 3 項、通則令 18 条</u>）をすることができる。</p> <p>(注1) <u>上記</u>の「確定」した国税は、<u>法第 159 条第 3 項</u>の通知をした日から 6 月を経過した日までに確定（納付すべき額が 2 回以上にわたって確定した場合を含む。）した国税（保全差押金額を超えて確定した部分の国税を含む。）をいう。</p> <p>2 <u>上記</u>の「徴収するためにされたもの」とみなされる国税には、保全差押えに係る滞納処分費はもちろん、その確定した国税に係る延滞税も含まれる。</p> <p>3 金銭担保を提供した者（納税義務者以外の者を含む。）は、その金銭担保に係る国税の額が確定したときは、その金銭をもって金銭担保に係る国税の納付に充てることができるが、この場合には、その国税に充てようとする者は、その旨を記載した書面を税務署長に提出しなければならない（<u>通則令 18 条 1 項</u>）。また、その書面の提出があったときは、その担保として提出された金銭の額（その額が納付すべき国税の額を超えるときは、その国税の額）に相当する国税の納付があったものとみなされる（<u>同令 18 条 2 項</u>）。</p> <p>（参加差押え又は交付要求）</p> <p>22 <u>法第 159 条第 9 項</u>の規定による交付要求（参加差押えを含む。）をした場合において、その交付要求に係る国税につき納付すべき額の確定があったときは、その交付要求は、その国税を徴収するためにされたものとして取り扱う（<u>法 159 条 7 項、24 のな</u></p>

改正後	改正前
<p>参照)。</p> <p>(差押先着手等)</p> <p>23 法第 159 条第 1 項の規定による保全差押金額に係る確定した国税の同項の規定による差押え又は法第 159 条第 9 項の規定による交付要求 (参加差押えを含む。) については、法第 12 条《差押先着手による国税の優先》又は第 13 条《交付要求先着手による国税の優先》の規定の適用があるほか、法第 159 条第 4 項等の担保に係る国税についても、法第 14 条《担保を徴した国税の優先》の規定の適用がある。<u>この場合において</u>、保全差押金額を超えて国税が確定したときのその超える部分の金額に相当する国税 (以下 23 において「超過国税」という。) と法第 12 条等の規定との関係については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 保全差押えに係る超過国税は、交付要求に係る国税等との関係においては、法第 12 条<u>《差押先着手による国税の優先》</u>の規定を適用せず、その超過国税が確定した時に交付要求がされたものとして法第 13 条<u>《交付要求先着手による国税の優先》</u>の規定を適用するものとする。</p> <p>(2) 保全差押えに代わる交付要求に係る超過国税は、他の交付要求に係る国税等との関係においては、執行機関に対する超過国税が確定した旨の通知 (24 のなお書参照) がその執行機関に到達した時に新たな交付要求があったものとして、法第 13 条<u>《交付要求先着手による国税の優先》</u>の規定を適用するものとする。</p> <p>(3) 保全差押金額に係る担保 (保証人を含む。) から徴収できる保全差押金額に係る確定した国税は、その確定した国税 (超過国税を含む。) の金額のうち、その担保により、保全される金額の範囲に限られるものとする。したがって、法第 14 条<u>《担保を徴した国税の優先》</u>の規定も、その被保全金額の範囲において適用されるものとする。</p>	<p>お書参照)。</p> <p>(差押先着手等)</p> <p>23 法第 159 条第 1 項の規定による保全差押金額に係る確定した国税の同項の規定による差押え又は法第 159 条第 9 項の規定による交付要求 (参加差押えを含む。) については、法第 12 条《差押先着手による国税の優先》又は第 13 条《交付要求先着手による国税の優先》の規定の適用があるほか、法第 159 条第 4 項等の担保に係る国税についても、法第 14 条《担保を徴した国税の優先》の規定の適用がある。</p> <p><u>なお、上記の場合において</u>、保全差押金額を超えて国税が確定したときのその超える部分の金額に相当する国税 (以下 23 において「超過国税」という。) と法第 12 条等の規定との関係については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 保全差押えに係る超過国税は、交付要求に係る国税等との関係においては、法第 12 条の規定を適用せず、その超過国税が確定した時に交付要求がされたものとして法第 13 条の規定を適用するものとする。</p> <p>(2) 保全差押えに代わる交付要求に係る超過国税は、他の交付要求に係る国税等との関係においては、執行機関に対する超過国税が確定した旨の通知 (24 のなお書参照) がその執行機関に到達した時に新たな交付要求があったものとして、法第 13 条の規定を適用するものとする。</p> <p>(3) 保全差押金額に係る担保 (保証人を含む。) から徴収できる保全差押金額に係る確定した国税は、その確定した国税 (超過国税を含む。) の金額のうち、その担保により、保全される金額の範囲に限られるものとする。したがって、法第 14 条の規定も、その被保全金額の範囲において適用されるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>交付要求 (交付要求の手続等)</p> <p>24 法第 159 条第 9 項の規定による交付要求は、法第 82 条《交付要求の手続》又は第 86 条《参加差押の手続》の手続に準じ、交付要求書又は参加差押書に、法第 159 条第 9 項の規定による交付要求である旨を明記して行わなければならない（<u>法第 159 条第 9 項後段</u>）。この場合において、交付要求に係る財産が強制換価手続により換価されたときは、その交付要求に係る保全差押金額の納付すべき国税が確定するまでは配当金額が確定しないから、配当すべき金銭は供託され、その配当金額の交付を受けることができない（第 134 条関係 1 参照）。</p> <p>なお、交付要求に係る国税の額が確定した場合には、交付要求をしている執行機関に対し、その国税の額を通知するものとする。この場合において、確定した額が保全差押金額の一部である<u>とき</u>には、その旨を併せて通知するものとする。この通知書は、交付要求書又は参加差押書を<u>補正して使用する</u>。</p> <p>(交付要求の解除)</p> <p>25 保全差押えに係る交付要求の解除については、法第 159 条第 5 項及び第 6 項の規定に準じて行う。</p> <p>第三債務者等からの給付</p> <p>26 法第 159 条第 10 項の「給付」には、第三債務者等に対してする<u>支払督促</u>の申立て、強制執行等の強制的な取立てによる給付が含まれる。</p> <p>無過失賠償</p> <p>27 法第 159 条第 1 項に規定する国税の納付すべき額として確定した金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押えを受けた者がその差押えにより損害を受けた</p>	<p>交付要求 (交付要求の手続等)</p> <p>24 法第 159 条第 9 項の規定による交付要求は、法第 82 条《交付要求の手続》又は第 86 条《参加差押の手続》の手続に準じ、交付要求書又は参加差押書に、法第 159 条第 9 項の規定による交付要求である旨を明記して行わなければならない（法 159 条 9 項後段）。この場合において、交付要求に係る財産が強制換価手続により換価されたときは、その交付要求に係る保全差押金額の納付すべき国税が確定するまでは配当金額が確定しないから、配当すべき金銭は供託され、その配当金額の交付を受けることができない（第 134 条関係 1 参照）。</p> <p>なお、交付要求に係る国税の額が確定した場合には、交付要求をしている執行機関に対し、その国税の額を通知するものとする。この場合において、確定した額が保全差押金額の一部である<u>場合</u>には、その旨を併せて通知するものとする。この通知は、交付要求書又は参加差押書に付記して行う。</p> <p>(交付要求の解除)</p> <p>25 保全差押えに係る交付要求の解除については、法第 159 条第 5 項及び第 6 項の規定に準じて行う<u>ものとする</u>。</p> <p>第三債務者等からの給付</p> <p>26 法第 159 条第 10 項の「給付」には、第三債務者等に対してする<u>支払命令</u>の申立て、強制執行等の強制的な取立てによる給付が含まれる。</p> <p>無過失賠償</p> <p>27 法第 159 条第 1 項に規定する国税の納付すべき額として確定した金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押えを受けた者がその差押えにより損害を受けた</p>

改正後	改正前
<p>ときは、国は、無過失であっても、その損害額（差押えにより通常生ずべき損失の額）の賠償をしなければならない（<u>法第 159 条第 11 項</u>）。</p> <p>なお、上記の場合における「納付すべき額の確定」は、<u>法第 159 条第 3 項</u>の通知をした日から 6 月を経過した日までの国税の確定に限られるが、その日後に、当該国税の額が減少した場合には、減少後の金額が納付すべき額として確定した金額となる。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 不服審査及び訴訟の特例</p> <p style="text-align: center;">第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例</p> <p>特例の適用を受ける不服申立て等</p> <p>1 法第 171 条の規定が適用されるのは、同条第 1 項各号に掲げる処分に関する異議申立て（<u>通則法第 75 条第 1 項第 1 号及び第 2 号イ</u>）及び始審的審査請求（<u>同法第 75 条第 1 項第 2 号ロ、第 4 項第 2 号及び第 3 号</u>）並びに同法第 115 条第 1 項第 3 号《<u>訴えの提起の特例</u>》の規定により不服申立てについての決定又は裁決を経ないで訴えの提起に限られる。したがって、二審的審査請求（<u>同法第 75 条第 3 項、第 5 項</u>）等については、<u>法第 171 条</u>の期限の特例の規定は適用されない。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>特例の適用を受ける処分及びその期限 （督促）</p> <p>3 法第 171 条第 1 項第 1 号の「督促」とは、<u>通則法第 37 条《督促》</u>若しくは第 52 条第 3 項《<u>納付催告書による督促</u>》又は<u>法第 32 条第 2 項《納付催告書による督促》</u></p>	<p>ときは、国は、無過失であっても、その損害額（差押えにより通常生ずべき損失の額）の賠償をしなければならない（<u>法 159 条 11 項</u>）。</p> <p>なお、上記の場合における「納付すべき額の確定」は、<u>法第 159 条第 3 項</u>の通知をした日から 6 月を経過した日までの国税の確定に限られるが、その日後に、当該国税の額が減少した場合には、減少後の金額が納付すべき額として確定した金額となる。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 不服審査及び訴訟の特例</p> <p style="text-align: center;">第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例</p> <p>特例の適用を受ける不服申立て等</p> <p>1 法第 171 条の規定が適用されるのは、同条第 1 項各号に掲げる処分に関する異議申立て（<u>通則法 81 条</u>）及び始審的審査請求（<u>同法 75 条 1 項 2 号ロ、4 項</u>）並びに同法第 115 条第 1 項第 3 号《<u>訴えの提起の特例</u>》の規定により不服申立てについての決定又は裁決を経ないで訴えの提起に限られる。したがって、二審的審査請求（<u>同法 75 条 3 項、5 項</u>）等については、<u>法第 171 条</u>の期限の特例の規定は適用されない。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>特例の適用を受ける処分及びその期限 （督促）</p> <p>3 法第 171 条第 1 項第 1 号の「督促」とは、<u>通則法第 37 条《督促》</u>若しくは第 52 条第 3 項《<u>納付催告書による督促</u>》又は<u>法第 32 条第 2 項《納付催告書による督促》</u></p>

改正後	改正前
<p>の規定による督促をいう。</p> <p>なお、督促が相手方に到達しないことを理由とする不服申立て又は訴えの提起についても、<u>法第 171 条の規定が適用される（法第 171 条第 1 項本文）。</u></p> <p>（差押え）</p> <p>4 法第 171 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の「<u>差押え</u>」には、参加差押えが差押えの効力を生じた場合（<u>法第 87 条第 1 項参照</u>）におけるその差押えは含まれない。</p> <p>（2 月を経過した日）</p> <p>5 法第 171 条第 1 項第 1 号の「<u>2 月を経過した日</u>」が<u>休日等に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる（通則法第 10 条第 2 項参照）。</u></p> <p>（注）法第 171 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる期限が、<u>休日等に当たっても延長されない（通則法第 10 条第 2 項、通則令第 2 条第 1 項第 6 号）。</u></p> <p>6 （省略）</p> <p>特例の適用</p> <p>（異議申立て）</p> <p>7 法第 171 条第 1 項の「<u>国税通則法第 11 条（災害等による期限の延長）又は第 77 条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをすることができる期間を経過したものを除く</u>」とは、<u>滞納処分について法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とする異議申立ては、通則法に定める不服申立期限（同法第 77 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 6 項（同法第 11 条の規定により延長された場合はそ</u></p>	<p>の規定による督促をいう。</p> <p>なお、督促が相手方に到達しないことを理由とする不服申立て又は訴えの提起についても、<u>法第 171 条の規定が適用される（法 171 条 1 項本文）。</u></p> <p>（差押え）</p> <p>4 法第 171 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の「<u>差押</u>」には、参加差押えが差押えの効力を生じた場合（<u>法 87 条 1 項参照</u>）におけるその差押えは含まれない。</p> <p>（2 月を経過した日）</p> <p>5 法第 171 条第 1 項第 1 号の「<u>2 月を経過した日</u>」が<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日</u>に当たるときは、<u>その休日の翌日をもってその期限とみなされる（通則法 10 条 2 項参照）。</u></p> <p>（注）法第 171 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる期限が、<u>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は通則令で定める日に当たっても延長されない（通則法 10 条 2 項、通則令 2 条 6 号）。</u></p> <p>6 （同左）</p> <p>特例の適用</p> <p>（異議申立て）</p> <p>7 法第 171 条第 1 項の「<u>国税通則法第 11 条（災害等による期限の延長）又は第 77 条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをすることができる期間を経過したものを除く</u>」とは、<u>滞納処分について法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とする異議申立ては、通則法に定める不服申立期限（同法 77 条 1 項、3 項、4 項、6 項（同法 11 条の規定により延長された場合はその期限）を経過し</u></p>

改正後	改正前
<p>の期限))を経過したときは、することができないことを明らかにしたものである。したがって、異議申立てが、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするものでその欠陥がある処分を目的とするものであるときは、異議申立てができる通則法に定める不服申立期限とその処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限との、いずれか早い期限までにしなければならない。また、異議申立てが、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするもので、その欠陥がある処分（先行処分）の後行処分を目的とするものであるとき（違法性の承継を理由とするとき）は、その先行処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限までにしなければならない。</p> <p>（訴訟）</p> <p>8 通則法第 115 条第 1 項第 3 号《訴えの提起の特例》の規定により異議申立ての決定又は審査請求の裁決を経ないで提起する滞納処分の取消しの訴えが、滞納処分について法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするもので、その欠陥がある処分を目的とするものであるときは、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項又は第 2 項《出訴期間》の規定による期限とその処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限との、いずれか早い期限までにしなければならない（法第 171 条第 2 項）。また、上記の取消しの訴えが、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするもので、その欠陥がある処分（先行処分）の後行処分を目的とするものであるとき（違法性の承継を理由とするとき）は、その先行処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限までにしなければならない。</p> <p><u>異議申立書等についての発信主義の適用除外</u></p> <p>9 <u>不動産等についての公売公告（随意契約における公売通知を含む。）から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に係る異議申立書又は審査請求書が郵便又は信書便に</u></p>	<p>たときは、することができないことを明らかにしたものである。したがって、異議申立てが、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするものでその欠陥がある処分を目的とするものであるときは、異議申立てができる通則法に定める不服申立期限とその処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限との、いずれか早い期限までにしなければならない。また異議申立てが、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするものでその欠陥がある処分（先行処分）の後行処分を目的とするものであるとき（違法性の承継を理由とするとき）は、その先行処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限までにしなければならない。</p> <p>（訴訟）</p> <p>8 通則法第 115 条第 1 項第 3 号《訴えの提起の特例》の規定により異議申立ての決定又は審査請求の裁決を経ないで提起する滞納処分の取消しの訴えが、滞納処分について法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするもので、その欠陥がある処分を目的とするものであるときは、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項又は第 3 項《出訴期間》の規定による期限とその処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限との、いずれか早い期限までにしなければならない（法 171 条 2 項）。また、上記の取消しの訴えが、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするものでその欠陥がある処分（先行処分）の後行処分を目的とするものであるとき（違法性の承継を理由とするものであるとき）は、その先行処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限までにしなければならない。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>より提出された場合には、その異議申立書又は審査請求書が不服申立て先に到達した時にその提出がされたこととなる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 172 条関係 差押動産等の搬出の制限</p> <p>搬出の制限 (引渡命令)</p> <p>1 法第 172 条の「引渡命令」は、法第 58 条第 2 項《引渡命令等》の規定による引渡命令をいう。したがって、法第 65 条後段《<u>債権証書の取上げの場合における同法第 58 条の準用</u>》、<u>第 71 条第 4 項《自動車、建設機械又は小型船舶の占有の場合における法第 58 条の準用》</u>及び第 73 条第 5 項《<u>法第 65 条等の準用</u>》の規定による引渡命令は含まれない。</p> <p>(不服申立ての係属する間)</p> <p>2 法第 172 条の「不服申立ての係属する間」とは、異議申立て又は審査請求がされた日から決定又は裁決の通知をした日までの期間をいう。 なお、異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間（審査請求をすることができる間に限る。）は、原則として、第 90 条関係 10 と同様に扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 173 条関係 不動産の売却決定等の取消しの制限</p> <p>1 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p>	<p style="text-align: center;">第 172 条関係 差押動産等の搬出の制限</p> <p>搬出の制限 (引渡命令)</p> <p>1 法第 172 条の「引渡命令」は、法第 58 条第 2 項《引渡命令等》の規定による引渡命令をいう。したがって、法第 65 条後段《債権証書取上げの場合における同法 58 条の準用》、<u>第 73 条第 5 項《法 65 条等の準用》</u>及び第 71 条第 4 項《<u>自動車又は建設機械の占有の場合における法 58 条の準用</u>》の規定による引渡命令は含まれない。</p> <p>(不服申立ての係属する間)</p> <p>2 法第 172 条の「不服申立ての係属する間」とは、異議申立て又は審査請求がされた日から決定又は裁決の通知をした日までの期間をいう。 なお、異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間（審査請求をすることができる間に限る。）は、原則として、第 90 条関係 10 の「<u>訴訟の係属する間</u>」と同様に扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 173 条関係 不動産の売却決定等の取消しの制限</p> <p>1 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 182 条関係 税務署長又は国税局長による滞納処分の執行</p> <p>滞納処分の引継ぎ (引継ぎの意義及び範囲)</p> <p>1 法第 182 条第 2 項の「滞納処分の引継」とは、税務署長又は国税局長が、差し押さえるべき財産又は差し押さえた財産がその管轄区域外にあるとき（国税局長については、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長の管轄区域内にあるときを含む。）において、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に対して、滞納処分（<u>法第 5 章の規定による財産の差押え、交付要求、換価、換価代金等の配当、供託、交付要求により交付を受ける金銭の受領等</u>）をすることができる権限を引き継ぐことをいう。したがって、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止、延滞税の免除等を行うことができる権限は、引き継ぐことができない。</p> <p>(注) 税務署長からその所轄の国税局長及び他の税務署長に対する徴収の引継ぎについては、<u>通則法第 43 条第 3 項及び第 4 項</u>《徴収の引継ぎ》の規定がある。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(納税者への通知)</p> <p>3 滞納処分の引継ぎがあった場合には、引受庁は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする（<u>法第 182 条第 3 項</u>）。この<u>書面の様式は、別に定めるところによる</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 183 条関係 税関長による滞納処分の執行</p>	<p style="text-align: center;">第 182 条関係 税務署長又は国税局長による滞納処分の執行</p> <p>滞納処分の引継ぎ (引継ぎの意義及び範囲)</p> <p>1 法第 182 条第 2 項の「滞納処分の引継」とは、税務署長又は国税局長が、差し押さえるべき財産又は差し押さえた財産がその管轄区域外にあるとき（国税局長については、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長の管轄区域内にあるときを含む。）において、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に対して、滞納処分（<u>法 5 章の規定による財産の差押え、交付要求、換価等、換価代金等の配当、交付要求により交付を受ける金銭の受領及び供託</u>）をすることができる権限を引き継ぐことをいう。したがって、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止、延滞税の免除等を行うことができる権限は、引き継ぐことができない。</p> <p>(注) 税務署長からその所轄の国税局長に対する徴収の引継ぎについては、<u>通則法第 43 条第 3 項</u>《徴収の引継ぎ》の規定がある。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(納税者への通知)</p> <p>3 滞納処分の引継ぎがあった場合には、引受庁は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする（<u>法 182 条 3 項</u>）。この<u>通知は、原則として別に定める書面により行うものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 183 条関係 税関長による滞納処分の執行</p>

改正後	改正前
<p>税関長からの滞納処分の引継ぎ</p> <p>1 (省略)</p> <p>(納税者への通知)</p> <p>2 法第 183 条第 3 項の規定による滞納処分の引継ぎを受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする（<u>法第 183 条第 4 項、第 182 条第 3 項</u>。第 182 条関係 3 参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 罰則</p> <p style="text-align: center;">第 187 条関係 (<u>滞納処分免脱罪</u>)</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>処罰を受ける者 (納税者)</p> <p>8 法第 187 条の「納税者」とは、法第 2 条第 6 号《納税者の定義》の納税者をいう。 また、法第 24 条第 1 項《譲渡担保財産からの徴収》の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、罰則の規定の適用については納税者とみなす<u>ことに留意する(同条第 9 項)</u>。</p> <p>(納税者の財産を占有する第三者)</p> <p>9 法第 187 条第 2 項の「納税者の財産を占有する第三者」とは、正当な<u>権原</u>の有無にかかわらず、納税者の財産を占有している第三者をいう。</p>	<p>税関長からの滞納処分の引継ぎ</p> <p>1 (同左)</p> <p>(納税者への通知)</p> <p>2 法第 183 条第 3 項の規定による滞納処分の引継ぎを受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする（法 183 条 4 項、182 条 3 項。第 182 条関係 3 参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 罰則</p> <p style="text-align: center;">第 187 条関係 (<u>ほ税の罪</u>)</p> <p>1～7 (同左)</p> <p>処罰を受ける者 (納税者)</p> <p>8 法第 187 条の「納税者」とは、法第 2 条第 6 号《納税者の定義》の納税者をいう。 <u>なお、法第 24 条第 1 項《譲渡担保財産からの徴収》の規定の適用を受ける譲渡担保権者については、同条第 7 項において、罰則の規定の適用については納税者とみなす旨明文をもって定められている。</u></p> <p>(納税者の財産を占有する第三者)</p> <p>9 法第 187 条第 2 項の「納税者の財産を占有する第三者」とは、正当な<u>権限</u>の有無にかかわらず、納税者の財産を占有している第三者をいう。</p>

改正後	改正前
<p>10・11 (省略)</p> <p>告発</p> <p>12 徴収職員は、その職務を行うことにより犯罪があると認めるときは、告発をしなければならない(刑事訴訟法第239条第2項)。</p> <p>公訴時効</p> <p>13 法第187条に規定する犯罪の公訴時効は、犯罪行為が終わった時から3年を経過することによって完成する(刑事訴訟法第250条第6号、第253条参照)。</p> <p style="text-align: center;">第188条関係 (質問不答弁、検査拒否等の罪)</p> <p>1 (省略)</p> <p>犯罪行為の態様</p> <p>2 (省略)</p> <p>(忌避等)</p> <p>3 法第188条第2号の「拒み」とは、言語又は動作で検査を承諾しないことをいい、「妨げ」とは、検査に障害を与える行為をいい、「忌避」とは、積極的に行動によらないで検査の対象から免れることをいう。</p> <p>4 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第189条関係 (両罰規定等)</p>	<p>10・11 (同左)</p> <p>告発の<u>手続</u></p> <p>12 徴収職員は、その職務を行うことにより犯罪があると認めるときは、告発をしなければならない(刑事訴訟法239条2項)。</p> <p>公訴時効</p> <p>13 法第187条に規定する犯罪の公訴時効は、犯罪行為が終わった時から3年を経過することによって完成する(刑事訴訟法250条5号、253条参照)。</p> <p style="text-align: center;">第188条関係 (質問不答弁、検査拒否等の罪)</p> <p>1 (同左)</p> <p>犯罪行為の態様</p> <p>2 (同左)</p> <p>(忌避等)</p> <p>3 法第188条第2号の「拒み」とは、言語又は動作で検査を承諾しないことをいい、「妨げ」とは、検査に障害を与える行為をいい、「忌避」とは、積極的に行動によらないで検査の対象から免れることをいう。</p> <p>4 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第189条関係 (両罰規定等)</p>

改正後	改正前
<p>1 (省略)</p> <p>両罰規定の適用 (法人の代表者等)</p> <p>2 法第 189 条第 1 項の「法人の代表者 (人格のない社団等の管理人を含む。)」とは、理事、代表取締役、人格のない社団等の代表者等その法人を代表する権限のある者をいい、「代理人」とは、法律行為を代理 (民法第 99 条) して行うことができる者をいい、「使用人その他の従業者」とは、事務員、<u>雇人</u>その他雇用契約等に基づき従業している者をいう。</p> <p>(業務又は財産に関する行為)</p> <p>3 法第 189 条第 1 項の「業務」に関する行為とは、事業主である法人又は人のためにその業務に関して行った行為で、その結果が事業主である法人又は人に<u>及ぶ</u>ものをいい、「財産」に関する行為とは、業務に関する行為以外の行為であって、法人又は人の財産に関連してその計算においてされる行為をいう。</p> <p>4 (省略)</p> <p>人格のない社団等の場合の刑事訴訟法の準用</p> <p>5 法第 189 条第 2 項の「法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定の準用」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 被告人又は被疑者が人格のない社団等であるときは、その代表者又は管理人が、訴訟行為についてこれを代表する (刑事訴訟法第 27 条第 1 項参照)。</p> <p>(2) 数人の代表者又は管理人が共同して人格のない社団等を代表する場合であって</p>	<p>1 (同左)</p> <p>両罰規定の適用 (法人の代表者等)</p> <p>2 法第 189 条第 1 項の「法人の代表者 (人格のない社団等の管理人を含む。)」とは、理事、代表取締役、人格のない社団等の代表者等その法人を代表する権限のある者をいい、「代理人」とは、法律行為を代理 (民法 99 条) して行うことができる者をいい、「使用人その他の従業者」とは、事務員、<u>よう人</u>その他雇用契約等に基づき従業している者をいう。</p> <p>(業務又は財産に関する行為)</p> <p>3 法第 189 条第 1 項の「業務」に関する行為とは、事業主である法人又は人のためにその業務に関して行った行為で、その結果が事業主である法人又は人に<u>およぶ</u>ものをいい、「財産」に関する行為とは、業務に関する行為以外の行為であって、法人又は人の財産に関連してその計算においてされる行為をいう。</p> <p>4 (同左)</p> <p>人格のない社団等の場合の刑事訴訟法の準用</p> <p>5 法第 189 条第 2 項の「法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定の準用」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 被告人又は被疑者が人格のない社団等であるときは、その代表者又は管理人が、訴訟行為についてこれを代表する (刑事訴訟法 27 条 1 項参照)。</p> <p>(2) 数人の代表者又は管理人が共同して人格のない社団等を代表する場合であって</p>

改正後	改正前
も、訴訟行為については、各自がこれを代表する（刑事訴訟法第27条第2項参照）。	も、訴訟行為については、各自がこれを代表する（刑事訴訟法27条2項参照）。